

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する国民からの意見募集の 結果について (平成17年9月8日～平成17年10月7日)

目 次

1. 権利制限の見直しについて……………	1
(1) 基本的考え方(検討の進め方)……………	1
(2) 特許審査手続に係る権利制限について……………	6
(3) 薬事行政に係る権利制限について……………	23
(4) 図書館関係の権利制限について……………	63
(5) 障害者福祉関係の権利制限について……………	87
(6) 学校教育関係の権利制限について……………	90
(7) その他……………	94
「権利制限の見直し」全般について……………	95
2. 私的録音録画補償金の見直しについて……………	96
(1) 現行制度……………	96
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について……………	106
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて……………	245
(4) 政令による個別指定という方式について……………	262
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)……………	269
3. デジタル対応について……………	325
4. 契約・利用について……………	337
5. 司法救済について……………	339
6. 裁定制度の在り方について……………	340
その他……………	345

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集に寄せられた御意見

※いただいた御意見は項目ごとに整理させていただいておりますが、原文のまま掲載しております。

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(1) 基本的考え方(検討の進め方)	
	<p>「もとより著作権は、それ自体重要な価値を有する私権であり、その制限については、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、作者の正当な利益を不当に害しないことが前提となる」というくだりについてであるが、本来著作権とは、作者すなわち制作者に当然備わる経済的権利を保障することにより、制作者の創作意欲を刺激し、さらにそれを国際的な競争力を持つものに育て上げるという国策的観点が必要なものはずである。いたずらに関連法規によって配布・利用についての制限を設けることは、そうした著作権法の本来の主旨に必ずしも沿うものではないといえる。</p>
	<p>「権利者の利益と社会一般との利益との調整」とありますが、権利制限の見直しは一方的に権利者の利益を排除するものだと思います。特に医療関係の情報については人の生死にも関わるだけに、迅速で正確な情報が求められ、その意味で公共の利益に資する点が大いことは理解します。ただし、そのことと権利者の利益を守ることとは別次元の問題であり、公共の利益のために権利者利益を法的に却下してしまうのはあまりに短絡的であると考えます。権利者利益を守ることと公共の利益は共存しうるものと考えます。</p>
	<p>著作権法における著作権制限規定は、私権である著作権を公益目的のために制限するものであり、その拡大は著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきである。</p>
	<p>著作権法における著作権制限規定は、私権である著作権を公益目的のために制限するものであり、その拡大は著作権者にとって好ましいものではなく慎重に検討されるべきである。「権利制限」としてあげられた5点の中で、特に「特許審査手続に係わる制限について」および「薬事行政に係わる権利制限について」であるが、「特許審査手続」や新薬治験の認定など「薬事行政」に際して医学関係の学術書籍・雑誌の掲載論文が資料として用いられる場合は多い。これらの学術書籍・学術雑誌はもともと学問の進歩という公共の利益に適合することを目的に出版しているものであり、著作者及び専門学術出版社の権利が守られなければ、学術出版そのものの存立基盤は失われてしまうと考えられる。『基本的な考え方』のなかで、「著作者の正当な利益を不当に害しないことが前提となることはいうまでもないが」と記述されているが、上記の権利制限は著作者の利益を著しく害することは明らかであると考えます。</p>
	<p>この基本的な考え方を全面的に支持します。 一部権利者代表・及び著作権分科会委員の中には、権利制限を「権利の剥奪」と主張する人もいますが、権利制限とはここに書かれているように「他の社会的要請との調和」を図るものだと思います。 文化審議会著作権分科会での議論は、是非ともこの考えに基づいて行って欲しい。 特に、権利者代表の分科会委員は、この「基本的な考え方」を否定することなく、意見を述べて欲しい。 また文化庁も、著作権行政を行う際には、この「基本的な考え方」を基本において行っていただきたい。</p>
(1) 基本的考え方(検討の進め方)	<p>医学書は、もともと公共の利益にかなう場面での利用を目的に出版している。 これらが利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない医学書は大きなダメージを受ける。これは医学書の出版全体にとっての死活問題となる。 その点を考慮に入れるべきである。</p>
	<p>1) 社会的必要性について 「審議の経過」2ページに「時代によって変転していく社会的必要性に応じて一定の場合に権利を制限」とあるが、社会的必要性があるだけで権利を制限することは適切ではない。権利の制限はその「社会的な必要性」が特定個人あるいは企業の利益に結びつくことではない場合にのみ考慮すべきであり、また、権利の制限によって失われる権利者の利益を上回る公共の利益を達成しなければ意味がない。また「社会的必要性」が、複製許諾を得て利用することが可能であるにも関わらず、それを回避して利用したいとする利用者の便宜を図ることであるならば、それはもはや「社会的必要性」とは言えないことは明らかである。 以上の観点から、今回の「権利制限の見直し」のうち「特許審査手続」ならびに「薬事行政」に係る要望事項はいずれも権利制限の対象として適切なものとは言えない。これらの状況における著作物の複製利用は、現行の複製権管理団体においてその利用許諾と利用料の支払が簡便な方法によって可能であり、利用者がこれらの許諾システムを活用すべきである。</p>
	<p>2) ベルヌ条約との整合性について 著作物の権利が一定の条件のもとで制限されることを否定するものではないが、日本はベルヌ条約の批准国であり、権利制限はベルヌ条約第9条第2項に規定するスリーステップテストを満たすものでなければならない。つまり複製は「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、更に「著作者の正当な利益を不当に害しないものである」場合にのみ許容されるべきであることは明らかである。</p>
	<p>①利益を得るところがコストを支払う 例えば製薬業界で取るコピーのコストが2億円して、製薬業界の総売上が1000億円とした場合(この数字は仮定の数字で正しくない) 一方専門書出版社の売上総額が30億円とした場合、コピーによる2億円が権利制限のためということになれば、売上総額は28億円となる(この数字も必ずしも正しくない)。 権利制限をすることによってダメージを受けるのは明らかに専門書出版社である。 国際的文化国家を目指すわが国として、そのような方向に進むことは絶対にあってはならない。</p>
	<p>②著作権の所在を明確にするシステムの構築 正当にコピー代金を支払いたいが、どこに、どのように手続きをすれば良いのか判らないという意見があるようですが、権利制限を見直すよりも著作権の所在が判る機構を民間で作らせ、そこに登録のないものはコピーを自由にできるといったことを進めるべきである。</p>

<p>(1) 基本的考え方 (検討の進め方)</p>	<p>出版物の複写に係わる権利処理については、現在すでに複数の著作権管理団体が活動しており、当社でもJCLSに対して権利委託を行っています。 そのような無許諾で複製が可能になる範囲の拡大については拡大範囲があいまいで、事実上複製野放しになる危険があります。 出版物にかんして著作権管理団体の存在意義は大きいと思われます。</p>
	<p>著作権法が社会的認知を受けるために著作者や創作者は作品をつくっているわけではない。著作権法が認知されて当たり前の社会が大前提であり、その啓蒙を積極的に行うことも出版界の重要な使命である。福沢諭吉先生の「学問のすすめ」以前から発意と責任をもって著作物を市場に伝達する出版者として当然のことと認識している。出版社の権利はいまだ付与されていないが、著作権法を遵守してきた長い長い歴史がある。もともと著作権法は「版權」の提唱が発端であり、それが出版条例、版權条例と引き継がれ、そして1899年「著作権法」が制定された。 印刷技術の発展により多くの読者に知的好奇心を満たすための品揃えと流通経路を確保し、何よりも著作権者に人格権はもとより財産権に対して応分の対応をとってきたと自負している。 今回の権利制限については、ベルヌ条約9条2で定める「スリー・ステップ・テスト」にはずれていないかを十分に検討いただきたい。国民的コンセンサス、政策的判断以前にクリアすべきことと思う。</p>
	<p>「時代によって変転していく社会的必要性に応じて一定の場合に権利を制限されることは、権利者の利益と社会一般の利益との調整を図りつつ、著作権法がこれからも社会的認知を受けていくためには必要なことである」という指摘はまさにそのとおりである。著作権が私権であるにしても、所有権などの財産権とは異なり、文化の発展のために認められた権利である以上、社会的利益との調整は積極的に求められる内在的な制約要請である。もともと、どの程度の権利制限を認めるべきは、その社会的利益によって軽重がある。そのような観点から意見を述べる。</p>
	<p>現在審議されている著作権制限規定は「社会的な必要性」(公益目的)のために制限するものであり、複写の利用者の便宜のために制限することは、避けなければならない。「社会的な必要性」の定義を極めて慎重に審議し、決して特定個人あるいは企業の利益に結びつくことではない場合にのみ考慮すべきである。一方、今日において複写することは一般社会において必要な行為となってきたことを考えると、権利者は複写の利用者の便宜を図る努力をする義務を負わなければならない。現在、各権利処理団体の管理する著作物は増加している。権利者は今後もより簡易な権利処理の方法について検討し、その管理著作物を増やすべきである。 また、世界において知的財産立国としての日本は、今回の見直しの結果は当然国際的に認められる内容でなくてはならず、自ずとベルヌ条約に抵触しないよう、特に第9条2で定める、いわゆる「スリーステップテスト」を満たしていなければならない。 以上により、今回の制限拡大の審議の内容には反対するものである。</p>
	<p>著作権分科会法制問題小委員会の基本的な考え方に賛成する。重要な課題として認識されている知的財産立国を推進する上で、検討課題として取り上げられた5点の権利制限規定については、いずれも我が国における著作権の他の社会的要請との調和という観点で重要であるが、さらに、近年のネットワーク化の進展、相互にコミュニケーションすることが機能実現において不可欠であるプログラムの特性、国際的な視点から、例えば、EU Directiveおよび米国DMCAにおいて認められている、相互運用性(interoperability)を達成するために必要な情報を得るためのプログラムの著作物の利用を一定の条件のもとで権利制限することは、イノベーションを促進し、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で検討されて然るべきと考える。</p>
	<p>Your summary seems to suggest that it is necessary to limit copyright to respond to constantly evolving social needs. We would like to emphasise that the very concept of copyright in itself attempts at striking a balance between the interests of rightsholders and users.</p> <p>The Interim Report appears to imply that there are no public interest considerations supporting firm copyright protection, and that private commercial interests are pitted against the public interest which is to be protected through exceptions and limitations. This is an incorrect assumption. Copyright protects more than individual commercial interest. In general, copyright protects a society's ability to preserve, distribute and develop its cultural heritage. There is a public interest in having a viable, sustainable scholarly publishing industry which supports and facilitates scholarly communications and ensures that scientific advances be accurately recorded, communicated and distributed among academics. Scientific progress is unthinkable without scientific publishing</p> <p>The reproduction right is an exclusive right conferred on the author (or publisher) of literary (including scholarly) works to award the author's and publishers for their effort in authoring, peer-reviewing, editing, printing and distributing scientific articles of a reliable quality, thereby informing researchers and the public of recent scientific developments. Without receiving royalties from license sales, scientific authors and in particular publishers would not be able to make a living from their activity.</p> <p>To address specific needs, the reproduction right can be limited provided certain circumstances are met. These are set out inter alia in the Berne Convention and in TRIPS, two international treaties to which Japan is a party. The three-step test allows addressing specific social and other needs by introducing limitations or exceptions on the reproduction right.</p> <p>However, no law can comprehensively address social needs as they evolve from time to time. IPA hopes that the Legislation Committee exercise caution when enacting new limitations or exceptions to the reproduction right so as to not unduly prejudice the legitimate interests of copyright holders.</p> <p>Yours faithfully,</p>

(1) 基本的考え方 (検討の進め方)	<p>●ここに示された「考え方」に大変感銘を受けている。こうした方針を元にそれぞれの問題点を検討されていくことを切に望む。</p> <p>●ところで、この章「権利制限の見直し」と次章「私的録音録画補償金の見直し」とは区別されてしまっているのだろうか？ 私的録音・録画が権利制限にかかる問題である以上、これについても本「基本的考え方」が適用されるべきと私は考えるのだが。</p> <p>●私的録音・録画問題に関しては、権利者の「複製権」ありきという議論が横行し、「社会的認知」を受けるための議論とは全くなっていない現実がある。著作権制度によって保護されるべき「利益」の特定、著作物(複製物)を購入するのは利用に一定の自由を得るためであるとの社会通念に沿った視点(例えば一度対価を支払った著作物については私的複製の範囲に限り無償とするなど)が必要とされるのではないか。</p> <p>●特許・薬事・図書館・障害者福祉・教育の諸課題は、その公共性・緊急性・重要性から見て、私権たる著作権によって妨げられるべきものではないように思う。場合によっては権利者に対する補償にも配慮する必要はあるだろうが、そこも含めて「基本的考え方」に基づいた判断を期待する。</p>
	<p>「審議の経過」2ページに「権利者の利益と社会一般との利益との調整を図りつつ」とあり、権利制限の見直しは権利者と社会一般、特に公共の利益の両方を勘案して判断しなければならないことは当然である。しかし今回の見直し審議では公共の利益という観点よりはむしろ、「時代によって変転していく社会的必要性」に対応するための利用者の便宜を図ることに重点が置かれ、権利者の利益が必ずしも考慮されていない状況がある。社会一般の利益を確保する必要性のために著作権者の権利を制限する場合、著作権者ならびに出版者への影響を十分に考慮することが必要であることは言うまでもないが、複写利用あるいは許諾手続に対する利用者の便宜を図ることを目的に権利を制限することは必ずしも適切な方法であるとは言えない。「知的財産立国を推進」するために著作物の円滑な利用は不可欠であるが、その目的のために権利制限することは余りにも安易な考え方であり、それ以前に複製物を含む著作物の流通と許諾・利用料支払のシステムを機能化することの方が重要である。</p> <p>出版物のなかには、もともと公共の利益を目的とした状況において有償で利用されることを目的に出版されているものがあり、そのようなものは公共目的利用が著作物の通常の利用目的である。そのような出版物が公共目的利用であることを理由として権利制限の対象となることは、特にその利用範囲が広い場合には当該出版物本来の利用目的を妨げることになる。特許審査手続、薬事行政それぞれにおいて利用される理工学専門書誌や医学専門書誌、あるいは学校教育において利用される教科書あるいは問題集や参考書・専門書といった出版物は、もともと学術研究、医学医療、学校教育といった公共の利益に適用場面を利用されることを目的に出版されているものである。これらの出版物の権利が公共の利益のために制限されることは適切ではないと考える。</p> <p>著作物の権利が一定の条件のもと制限されることを否定するものではないが、そのような権利制限は以下の状況に限定されるべきである。</p>
	<p>①ベルヌ条約第9条第2項に規定するスリーステップテストを満たすものであること。つまり複製は「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、更に「著作者の正当な利益を不当に害しないものである」場合にのみ許容されるべきであること。</p> <p>②基本的に、複製は公共の利益に適用ものであり、特定個人あるいは企業の利益に資するものではないこと。</p> <p>③基本的に、複製の目的がその著作物本来の利用目的でなく、複写利用の量がその著作物全体の利用範囲に対して比較的少量であること。</p>
	<p>「著作物というものは、消費者に利用されることによって価値が生まれる」事を著作権者・隣接者にわからせる方向で進めてください。彼等の怠慢ぶりにははっきり言って「酷すぎる。」(廃盤等を理由とした販売・交換の拒否、誤字・脱字、プログラムのバグ、ページの入れ間違い、メーカーの都合による再生機器の生産中止の際のメディアコンバートの拒否……)</p>
	<p>○著作権法における著作権制限規定は、私権である著作権を公益目的のために制限するものであり、その拡大は著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきである。</p>
	<p>1. 権利制限の見直しが必要なのは「時代によって変転していく社会的必要性」に対応するために利用者の便宜を図ることではない。「知的財産立国を推進」するために著作物の円滑な利用は重要であるが、その前提として複製物を含む著作物の流通と許諾・利用料支払のシステムを機能化することが重要である。</p> <p>2. 公共の利益を目的とした状況において有償で利用されることを目的に出版されているものについて、公共目的利用であることを理由として権利制限の対象となることは適切ではない。特許審査手続、薬事行政それぞれにおいて利用される理工学専門書誌や医学専門書誌、あるいは学校教育において利用される教科書あるいは問題集や参考書・専門書といった出版物は、もともと学術研究、医学医療、学校教育といった公共の利益に適用場面を利用されることを目的に出版されているものであり、これらの出版物の権利が公共の利益のために制限されることはベルヌ条約第9条第2項が求めるスリーステップテスト、特に「著作物の通常の利用を妨げないものであり」に違反する。</p>
	<p>「真に必要な著作権保護のための制度改正とともに、著作物の公正で円滑な利用を促進することにより、知的財産立国を推進することが、著作権法に関する政策を考える上での重要な課題である」との記述に賛同する。</p> <p>権利制限規定は、社会的必要性に応じて速やかに拡充を図るべきである。拡充の方法のひとつとして、34ページに記載されているように、政令等への委任を活用することを支持する。</p>
	<p>第1パラグラフ中に、「もとより著作権は、それ自体重要な価値を有する私権であり、その制限については、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害しないことが前提となることはいうまでもないが、」とあるが、今回の権利制限規定の見直しにおいては、権利者の利益が必ずしも考慮されていない状況があることを指摘したい。出版物の中には理工学誌や医学専門誌などのように公共の利益を目的として発行され、かつ有償で利用されることを目的に出版されているものがある。このような出版物に対して公共目的への利用を理由に権利制限の対象とすることは、著作物の正当な利益を不当に害することに繋がり、上記「」書き内の前提なるものが先ず崩れることになると、指摘せざるを得ない。</p> <p>また、「社会的必要性に応じて一定の場合に権利を制限されること」とあるが、社会的必要性とはそれが特定の個人あるいは企業の利益に結びつくものではない場合のみ権利制限の条件として考慮すべきである。また、特定の個人あるいは企業の利益に結びつくものではないとしても、著作物の正当な利益を不当に害しないことが前提である以上、必要に応じて著作物の複製許諾システムを活用することによって著作物の利益保護を考慮し、かつ「社会的必要性」を充足する必要がある。</p> <p>権利制限を認めた場合、学術論文全体の複製に及び、かつ部数も多数になることが予測され、その場合には、公共の利益を目的として発行されている学術雑誌は発行が不可能という事態に陥らざるを得ないということも、委員の方々には十分に認識して頂きたい。</p>

	<p>「審議の経過」2頁に「著作権制度は文化の発展に重要な役割を果たしているが、社会における他の価値や制度との調和の上に成り立っていることを忘れてはならない。」との指摘があります。そして、「時代によって変転していく社会的必要性に応じて一定の場合に権利を制限されることは、著作権法がこれからも社会的認知を受けていくためには必要なことである。」とされています。</p> <p>前者の指摘は正当なものと思われるかもしれませんが、後者については疑問があります。</p> <p>疑問の第1は、ここでいう「社会的必要性」とは、「著作物利用の必要性」なのか「著作権制限の必要性」なのかという点です。</p> <p>そもそも、著作権の保護が必要なのは、「著作物利用の必要性」が存するからです。著作物利用の需要が存在しないのならば著作権で保護しようとしまいと著作物が利用されることはありませんから、著作権の保護の必要性は乏しいことになり得ます。</p> <p>したがって、「著作物利用の必要性」は、そのみで著作権を制限する根拠とはなりえず、著作権制限の根拠である「社会的必要性」は「著作権制限の必要性」でなければならないと考えます。</p> <p>第2に、著作物利用の社会的必要性に応えるべき義務者が存する場合には、その義務者が社会的必要性を満足させるための措置を講ずるべきですから、著作権を制限する根拠とはなりえないと考えます。</p> <p>例えば、図書館は国民の「知る権利」の実質的保障のために著作物を国民に利用させる責務を負っています。この場合には、図書館が必要な措置を講じることによって「著作物利用の社会的必要性」が充足されるべきです。</p> <p>したがって、図書館が必要な措置を講じないことは、著作権の制限の根拠とはなりえないと考えます。</p> <p>第3に、著作物利用の許諾方法が現に存し、あるいは、許諾方法が構築されうる場合には、著作物利用の社会的必要性は満足されるのですから、著作権制限の必要性は存しないと考えます。</p> <p>第4に、著作権制限の必要性が存する場合でも、その制限手段が必要性に見合った相当なものである必要があると考えます。</p> <p>例えば、営利目的で試験問題に著作物を使う場合の36条2項のように、著作物利用の必要性があり、かつ、事前に許諾を得ることができない場合には、著作権を制限し、自由に利用できるようにする必要があると考えることもできません。しかし、営利目的の試験に使う場合には、著作物利用者は、それによって利益を得るのですから、無料で著作物が利用できるようにするまでの必要性はありません。</p> <p>したがって、著作物の無償利用を認めるような制限手段は、手段の相当性を欠くものと考えます。</p> <p>要するに、著作権の制限を検討するに際しては、著作物利用の社会的必要性が存するだけでは足りず、著作権を制限する社会的必要性が必要で、制限手段がその社会的必要性を充足するために相当な程度のものであることが必要であると考えます。</p>
(1) 基本的考え方 (検討の進め方)	<p>「社会的必要性」という名の元で権利制限を行う場合、その公正さ・公平さが厳しく求められる。決して特定の個人や特定の企業の利益のためであってはならないのは自明のことである。「著作物の公正で円滑な利用の促進」は必要なことであるが、権利制限を行うことはとくに慎重にすべきである。現行の複写権管理団体において、簡便な手続きを行えば円滑な利用が可能な状況があるわけであるから、なおさらのことである。</p>
	<p>「権利制限に際しては、経済学的観点を入れて原則づくりを進めるべきである。」</p> <p>以下その理由：</p> <p>(1) この報告書であげられている権利制限の検討方法は、何らかの理論的原則に基づいて行われたと考えにくく、将来的に問題を引き起こす可能性が高い。そのため、より理論的な原則に基づいて検討すべきである。そしてそのような原則づくりにあたり、最近の経済学の知見が役立つはずである。</p> <p>(2) たとえば、学校教育についての見直しのところで、サーバに教材などの資料を置く事の是非について次のように述べられている。</p> <p>「教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないかという点の検証が必要ではないか」</p> <p>ここで権利者の利益を不当に害するというのは、何をさしているのだろうか。教材がコピーされること自体だろうか、それとも権利者の収益が減少することだろうか。また、その不利益をどのように測定し、利用者の利益とをどのように比較検討するのだろうか。利用者の利益と権利者の利益という二つの利益を調整するとすれば、利益を実際に測定し比較することが原則になるはずである。しかし、報告書では、そのような作業はされておらず、各人の主観的な見解で議論が行われている。</p> <p>(3) 原則が無いままに権利制限の列挙が増えていけば、様々の問題が生じてくる。まず、列挙数が増えるにつれて整合性をとることが困難となり、なぜ制限Aは認められて制限Bは認められないのかという不満を生み出す恐れがある。さらに、列挙が増えていけば法体系として複雑となり、施行に支障をきたす。また、技術進歩で新たな利用方法が生じるたびに論争がおけるとすれば、政策当局に常に過大な負担をかけることにもなるだろう。列挙数が5～6個ならばともかく、10～20と増えてくれば著しく実際の的でなくなっていくことが予想される。</p> <p>(4) このような問題を避けるためには、権利者の利益と利用者の利益を推定し、それを比較考量するという原則を立てる必要がある。そして、権利者と利用者の利益の比較という作業は、事前のインセンティブの確保と事後的なアベイラビリティのバランスという問題として、知的財産権の分析として経済学が長く取り組んできたテーマである。知的財産権の経済分析はノーベル経済学賞を受賞したK. Arrowの1962年の論文以来、膨大な研究の蓄積がある。著作権についても、近年の研究には著しい進展があり、たとえばLandes and Posner[2003]等にまとめられている。最近の経済学では、著作権について理論的なモデル分析や、各種の計量手法を用いた推定も多い。権利制限をしたとき、権利者の報酬がどれくらい減るか、利用者の利益がどれくらい増えるかなどは、過去のデータやアンケート調査を組み合わせることで推定できる。これらの知見を取り込むことによって、権利制限の原則をつくっていくことは可能である。少なくとも著作権の権利制限の議論を行う際に、経済学的手法を取り込むことは、有意義であると思われる。</p> <p>Kenneth Arrow, 1962, "Economic Welfare and the Allocation of Resources for Innovation", in Nelson, editor, The Rate and Direction of Inventive Activity.</p> <p>William M. Landes, Richard A. Posner, 2003, "The Economic Structure of Intellectual Property Law", Belknap Press of Harvard University Press</p>

(1) 基本的考え方 (検討の進め方)	<p>権利制限の見直しは、「権利者の利益と社会一般との利益の調整をはかりつつ」行うのが基本的に重要であり、権利制限により著作物の通常の流通を妨げ、また、作者の正当な利益を不当に害することがないように格段の留意を払うべきである。公共の利益に適うという理由のもとに権利制限することは、広く社会一般の賛同を得やすいが、反面、権利者の失われる利益には十分に配慮されない。今回の権利制限の見直しに当たっても、権利制限によって得られる社会的利益が強調されているが、ベルヌ条約第9条第2項に規定するスリーステップテストとの適合性については、事前に定量的な検討に必要なデータが整備されていない。権利制限の拡大は国際的な著作権の認識のもとで行われるべきである。</p>
	<p>「権利者の利益と社会一般との利益との調整を図りつつ」見直しとありますが、公共の利益という観点よりはむしろ、「時代によって変転していく社会的必要性」に対応するための利用者の便宜を図ることに重点が置かれ、権利者の利益が必ずしも考慮されているとはいえないのではないのでしょうか。</p> <p>また、ベルヌ条約第9条2、TRIPS13条、WCT10条等で定める、いわゆるスリーステップテストに合致するかどうかを十分に吟味する必要がありますので、慎重に検討していただきたいと存じます。</p> <p>知財立国として、著作権を矮小化するかにも見え、バランスに欠けるのではないかと危惧いたします。</p>
	<p>著作権管理の組織化が万全ではないために、使用に支障を来す著作物に関しては、とりまとめ団体と著作権者の相互努力と共に、公的支援による整備も検討されるべきである。</p> <p>また、営利事業者への権利制限の適応がなされないような歯止め、明確性も必要である。</p> <p>非営利という概念の拡大に伴う変化に関しては、税金でまかなわれるべき部分に関しては、そこからの著作権者への支払いが、まず望ましい。更に、無料で使用する場合も、権利を制限するのではなく、作者と無料使用に関する契約を取り交わしていく方向が、望ましい。(そうすることで、著作権への基本的な理解と、著作物の公共性の意識が拡大していくためである)技術の変化に伴う権利制限の見直しは、実情の調査をまず行い、著作物への影響など、問題の起こりそうな状況への歯止めを考えるべきである。</p>
	<p>著作権法における著作権制限規定は、私権である著作権を公共の利益のために制限するものであり、やむを得ず制限規定を設ける場合は合理的、公平かつ必要最小限に行われるよう慎重に検討されるべきである。著作権制限規定の見直しに当たっては、ベルヌ条約第9条第2項の定めを厳格に遵守し、合致するかどうかの十分な吟味が必要である。</p>
<p>1. 今回著作権の見直し審議では公共の利益という観点よりは社会的必要性に対応するための著作物を利用する者の便宜を図ることに重点が置かれ、権利者の利益が必ずしも考慮されていないように思います。社会一般の利益を確保するために作者及び出版社の著作権利を見直した結果、権利者側への不利益な影響を及ぼすことは明白であります。出版物の中にはもともと公共の利益を目的として有償で利用されることを望んで出版されているものもあります。このような出版物が公共的利用であることを理由として権利制限の対象となって、特にその利用範囲が広い場合には当該出版物の本来の利用目的を妨げる結果となります。</p>	

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(2) 特許審査手続に係る権利制限の見直し	
①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について	<p>①～④のいずれについても権利制限を行うべきである。 開発・研究のために必要な複製に関しては、対価を支払うべきであるが、いずれも特許審査のために必要な複製であり、複製が行われなければ、特許取得企業のみならず、国民の利益を損することになる。複製は、国の制度上の要求に応ずるためのものであり、要求はより審査を正確なものにするためのものであり、その複製物が流出するなどの危険も少ない。権利制限によって発生する不利益がいかなるものか権利者側から明確な説明が為されるべきである。 なお、開発・研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>
	<p>「〇問題の所在」の①から④については、特許出願人である当協会の会員各社にとって特許の権利化(登録)を迅速に進めるうえで必要不可欠なものである。これにより、非特許文献の著作権者の利益を不当に害することとはならないと考えられるため、早急に権利制限を認めるべきである。 なお、このための手続きを使用した非特許文献については、審査官のみならず出願人の側でも電子的に保存することができるよう法律上の手当てをお願いしたい。 また、これについては特許手続きのみならず、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許の各手続きにおいても同様に法律の手当てをしていただきたい。 なお、これら検討されている事項は、主として産業財産権法の手続きに関することなので、結論がでたら著作権法のみならず、それぞれの法律の中に規定していただきたい。</p>
	<p>一定の権利制限は必要性であるが、審議経過にもあるように現行制限規定で処理するのは困難である。そこで、新たな権利制限が必要となるが、特許権が産業の発展のためであり、本質的に経済的利益であることからすれば、権利者の財産的価値をも否定するような政策を採ることは均衡を欠くように思われる。</p>
	<p>①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について 特許制度の公益性の観点からすれば、許諾権を制限することには、権利者が社会的負担を負うべきである。一方で、無償での制限を負うとすれば、特許権取得者はそれで利益を得るにもかかわらず、そのために何らの財産回収もできないとすれば著しく均衡を欠くことになる。</p>
	<p>The proposed “office action” exception (1) raises slightly different questions which the Committee may wish to explore. First, to what extent does the patent examiner, rather than furnishing the applicant with a copy of prior art documentation, simply cite a publicly accessible source from which the applicant can obtain a copy? Should this alternative be encouraged, so that patent examiners are not, in effect, conducting the research and incurring the costs that properly should be the responsibility of the applicant? Second, to what extent are licenses readily available to the Patent Office from individual publishers, document delivery services, and/or collective administration mechanisms, under which the patent examiner could easily obtain permission in those cases in which it is necessary to furnish a full-text copy of the prior art documentation to the applicant? Answers to these questions would greatly assist the Committee in evaluating whether this proposed exception would meet Japan’s international obligations under Berne and TRIPS.</p>
	<p>権利制限すべきです。 迅速な特許審査を行うためには、必要。 特許審査官が複製を行わずに、その出所のみを出願人に明示している現状では、出願人がその非特許文献を別途入手せざるを得ない。 論文・書籍・新聞記事などは、入手しやすいかもしれないが、パンフレット・マニュアル類などには入手困難なものも多い。 一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p>
	<p>バイオテクノロジー関連のベンチャーで自力で特許出願をしている者ですが、技術的に海外の論文等が使われることも多く、審査官が引用した文献を入手するのが大変で困ったり、時間がかかることがあります。拒絶理由に文献が添付されるようになると大変助かりますので、ぜひ実現して下さい。</p>
	<p>今般の特許出願の審査、審判における手続きの複製とされている行為は複製ではなく単なる引用に過ぎないから、現状で何ら問題はなく著作権法を改正する必要はない。 審査、審判において先行技術として書籍が参照されるときは審査、審判を要求するものが自分で購入した書籍を引用して特許庁の審査官に知らせるもので複製ではない。また審査官が引用を確認するために図書館の複製を利用しても複製には当たらない。審査員が出願者に先行技術を一部引用しても複製ではない。これらの用途では元著作物の名称、発行年月日、引用場所がそろっていなければ役に立たないからである。</p>
<p>①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について 審査官が「特許審査手続」の一環として非特許文献を複製することは、公的な業務を迅速に行うことが必要なことから権利制限を行うことに賛成です。現状では特許審査手続に相当時間がかかっています。</p>	
<p>要望事項の④はともかくとして、①～③の非特許文献については権利制限の対象にすべきではない。著作権法第42条の現行の運用通り、①については文献を示すのみで充分と考える。出願者はもともと自らの利益保全のために特許出願をしているのであるから、その責任と負担において文献を入手し、利用すべきである。</p>	

<p>①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について</p>	<p>「①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製」ならびに「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製」について、「審議の経過」6ページに「要望の①及び②については、的確・迅速な審査手続の確保の観点から、権利制限を行うことが必要であるとする意見が多かった。」とあり、また、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「将来の紛争防止につながる公益性の極めて高い重要な手続であることから①及び②と同様の扱いとすべきとの意見が多かった。」とある。しかし、特許審査の際に利用される多くの学術論文(非特許文献)ならびにこれらの論文が掲載されている理工学・技術専門書誌は、特許技術を含む理工学専門情報を研究者や特許庁ならびに理工学・技術を管理する官公庁に伝達することをその出版目的としており、これらの出版物にとっては特許開発の研究者あるいは特許開発型企業の技術関係者も大きな市場である。これらの専門書誌が審査手続の的確性・迅速性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。特許にかかる権利は個人あるいは私企業に属するものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「情報提供の主体が広範に及び複製の量も大きくなるおそれがある」とあり、上記①及び②については6ページのグラフで年間2万件程度としているものの、③にかかる複製については全体量が全く不明であり、問題点は上記に記載の通りである。また、これらの複製は先行技術を所有している者が自己の権利を保全するために行うものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは特に権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「審議の経過」4ページに「当事者は権利者の許諾なく複製することができず」とあるが、権利者の許諾を得ればこれらの学術論文(非特許文献)や理工学・技術専門書誌を複製利用することは可能であり、多くの権利者はそのことを否定していないことのみならず、多くの権利は日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託されており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。</p> <p>「審議の経過」7ページに「現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、特許庁が内部資料として、さまざまな文献の複製を権利者の許諾なく行うことは可能である。しかし、非特許文献については入手困難なものも多く、また、仮に要望の①から④の権利制限を行ったとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、これを認めることは、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」との条件に矛盾しないものと考えられる。」とある。しかし、要望事項の④はともかくとしても、①から③については現状では第42条の範囲内ではないので、この部分については権利制限を拡大すれば、程度の差はあるとしても必ず権利者に影響が出ることになる。それが何故「権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる」のか理解できない。著作権法第42条は確かに行政目的においては権利制限を認めているが、それは「内部資料として必要と認められる限度」であって、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)、外部から提供されることには適用されないというのがそもそもの立法趣旨である。それを行政庁が所有あるいは必要とする著作物であるからという理由で、複製物の外部への提供や外部からの入手までに著作権法第42条の概念を適用するのはあまりにも乱暴な論議である。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要であることは言うまでもない。また著作権法第42条には「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但し書きがあり、「著作物の経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。</p> <p>また、「非特許文献については入手困難なものも多く」とあるが、これらの文献の多くは複数の文献複写業者によってそのデータベース検索と複製物の提供サービス、ならびにそれにかかる権利処理が可能であり、全く困難ではない。また、要望の①②③いずれの場合も複製の原本となる出版物そのものは特許庁、出願人あるいは先行技術保有者のいずれかが所有しているはずであり、入手するものが困難であるということはない。よって、複製物の入手は可能であり、残った問題は「許諾の入手」だけであり、その問題は上記に記載の通り、複写管理団体との契約によって多くの権利処理が簡便な方法によって可能となっている。</p> <p>本件において要望されている目的を果たすために利用者の便宜を図ることは重要であるが、それは権利制限ではなく、文献複写サービスと複写管理団体が全ての需要に応えられる体制を確立することによって達成すべきである。</p> <p>3. 「①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製」、「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製」、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について</p> <p>(1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製は、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、明文の権利制限規定を新設すべきである。</p> <p>(2) 理由: 2. で上述したとおり、特許審査の迅速化並びに適正化を図るために、上記の複製行為の免責は不可欠である。「③情報提供のための複製」についても、非特許文献を刊行物として提出することは決して稀ではなく、複製権が働くことによって、本来拒絶されるべき特許出願への情報提供が阻害されるべきでない。</p> <p>4. 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随する複製行為について</p> <p>(1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随して、出願代理人から出願人への通信において必要となる複製(代理人における控えの作成)、並びに非特許文献が外国語文献である場合の翻訳、その翻訳物の複製等の行為は、拒絶理由応答ないし情報提供において必要な限度において複製権の行使を制限すべく、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、例えば政令等において免責されるべきである。</p> <p>(2) 拒絶理由応答や情報提供において迅速、的確に対応するには、出願代理人、出願人双方においての文献検討が不可欠であり、また「行政手続きを行なうために必要と認められる範囲内」においての複製物、翻案物の作成に限り免責すれば、著作権者の利益を不当に害するものとはならない。</p>
---------------------------------------	--

<p>①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について</p>	<p>特許審査手続に係る権利制限に関して、 ①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製 ②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製 ③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製 ④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について、議論されています。 このいずれについても権利制限を認めることに賛成します。 拒絶理由の通知に引用される非特許文献の審査官による複製(①)、審査官の書類提出の求めに応じるための出願人による複製(②)、非特許先行技術文献提出による情報提供のための複製(③)は、的確かつ迅速な特許審査を確保するために不可欠であることから、権利制限の対象としていただきたいと考えます。こうした措置は諸外国における拒絶理由の通知で引用される非特許文献の扱いと矛盾しませんし、国際協調を図る上からも望ましいと思えます。 また、特許庁による出願・審査情報の電子的保存(④)も、閲覧等の対象となるとはいえども、特許審査手続を記録し、審査基準の統一性・公平性を確保するための手段であることから、権利制限の対象となることを立法的に明示すべきであると考えます。 こうした考え方は、著作者の正当な権利を不当に害することには相当しないと思えます。</p> <p>企業活動において、研究・開発、商品化を迅速に行うことが重要となっている現在、権利保護を迅速且つ適切に行うために、特許庁においては審査時間の短縮をはじめとする様々な取り組みが進められている。また、企業においてもこうした特許庁の取り組みに対応して、出願から審査にいたるまでの手続きの迅速化に向けて努力を行うとともに、適切な権利付与に寄与するための情報提供等を行っている。 しかしながら、以下の通り現行著作権法により、迅速且つ適切な権利付与の妨げとなる要因が存在するため、①～④の全ての項目に対して権利制限を加えるべきである。 ①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について 出願人が特許庁より拒絶理由の通知を受けた場合、現状では拒絶理由の根拠となる非特許文献を出願人が入手しなければならず、中には入手自体が困難な文献もあり、意見書の提出及び補正手続きの迅速化を妨げる要因となっている。 また、出願人が非特許文献を入手するまでの間は充分な拒絶理由の検討を行うことができず、適切な権利付与を阻害する要因にもなっている。</p> <p>「特許庁が拒絶理由の通知に際しての非特許文献の複製を認めてもらいたい」との要望はもともと、公益的見地からその必要性は高い。かつこの複製を第42条の「行政の内部資料として必要と認められる」場合と解するのは無理がある。出願者に拒絶理由を通知して内部からでているからである。このような公益的見地からの複製を許容するために第42条の「行政の内部資料として必要と認められる場合」は狭すぎる。無制限な許容はよくないが、たとえば「行政の内部資料あるいは外部で使う場合でも、著作権侵害の恐れがない場合」という表現に変え、公益性を柔軟に判断できる条文にすべきである。</p> <p>「問題の所在」①から④のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は7頁2段落目の記載のとおり。</p>
<p>②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について</p>	<p>「問題の所在」①から④のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は7頁2段落目の記載のとおり。</p> <p>「特許法194条により、特許庁が当事者から必要な書類等の提出を求める場合、こうした複製に関しても権利制限の対象として欲しい」との要望があるが、この場合は、特許庁が内部資料として使う場合に当たり、第42条の適用はあると解すべきである。「何人も特許庁に対して先行技術文献を提出することによって、情報を提供することができる」場合も同様である。特許庁がこれを特許と認めるか否かの資料にのみ使う限り「内部資料として使う場合」に当たる。このような場合は、法改正ではなく、特許庁や私人が第42条に該当すると解釈し、自信をもって行動することによって解決すべきである。</p> <p>企業活動において、研究・開発、商品化を迅速に行うことが重要となっている現在、権利保護を迅速且つ適切に行うために、特許庁においては審査時間の短縮をはじめとする様々な取り組みが進められている。また、企業においてもこうした特許庁の取り組みに対応して、出願から審査にいたるまでの手続きの迅速化に向けて努力を行うとともに、適切な権利付与に寄与するための情報提供等を行っている。 しかしながら、以下の通り現行著作権法により、迅速且つ適切な権利付与の妨げとなる要因が存在するため、①～④の全ての項目に対して権利制限を加えるべきである。 ②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について審査官からの要請により、出願人が非特許文献の複製を作成する場合、現行法においては当該非特許文献の著作権者に対する手続きに時間がかかるだけでなく、著作権者の許諾を得られない場合には提出が不可能となる等、審査の迅速化を妨げる要因となっている。</p> <p>要望事項の④はともかくとして、①～③の非特許文献については権利制限の対象にすべきではない。著作権法第42条の現行の運用通り、①については文献を示すのみで充分と考える。出願者はもともと自らの利益保全のために特許出願をしているのであるから、その責任と負担において文献を入手し、利用すべきである。</p>

<p>②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について</p>	<p>3. 「①非特許文献を出願に送付するための審査官による複製」、「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願による複製」、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について</p> <p>(1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製は、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、明文の権利制限規定を新設すべきである。</p> <p>(2) 理由: 2. で上述したとおり、特許審査の迅速化並びに適正化を図るために、上記の複製行為の免責は不可欠である。「③情報提供のための複製」についても、非特許文献を刊行物として提出することは決して稀ではなく、複製権が働くことによって、本来拒絶されるべき特許出願への情報提供が阻害されるべきでない。</p> <p>4. 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随する複製行為について</p> <p>(1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随して、出願代理人から出願人への通信において必要となる複製(代理人における控への作成)、並びに非特許文献が外国語文献である場合の翻訳、その翻訳物の複製等の行為は、拒絶理由に回答しない情報提供において必要な限度において複製権の行使を制限すべく、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、例えば政令等において免責されるべきである。</p> <p>(2) 拒絶理由に回答や情報提供において迅速、的確に対応するには、出願代理人、出願人双方においての文献検討が不可欠であり、また「行政手続きを行なうために必要と認められる範囲内」においての複製物、翻案物の作成に限り免責すれば、著作権者の利益を不当に害するものとはならない。</p>
	<p>一定の権利制限は必要性であるが、審議経過にもあるように現行制限規定で処理するのは困難である。そこで、新たな権利制限が必要となるが、特許権が産業の発展のためであり、本質的に経済的利益であることからすれば、権利者の財産的価値をも否定するような政策を採ることは均衡を欠くように思われる。</p> <p>②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について</p> <p>特許制度の公益性の観点からすれば、許諾権を制限することには、権利者が社会的負担を負うべきである。一方で、無償での制限を負うとすれば、特許権取得者はそれで利益を得るにもかかわらず、そのために何らの財産回収もできないとすれば著しく均衡を欠くことになる。</p>
	<p>「〇問題の所在」の①から④については、特許出願人である当協会の会員各社にとって特許の権利化(登録)を迅速に進めるうえで必要不可欠なものである。これにより、非特許文献の著作権者の利益を不当に害することとはならないと考えられるため、早急に権利制限を認めるべきである。</p> <p>なお、このための手続きに使用した非特許文献については、審査官のみならず出願人の側でも電子的に保存することができるよう法律上の手当てをお願いしたい。</p> <p>また、これについては特許手続きのみならず、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許の各手続きにおいても同様に法律の手当てをしていただきたい。</p> <p>なお、これら検討されている事項は、主として産業財産権法の手続きに関することなので、結論がでたら著作権法のみならず、それぞれの法律の中に規定していただきたい。</p>
	<p>①～④のいずれについても権利制限を行うべきである。</p> <p>開発・研究のために必要な複製に関しては、対価を支払うべきであるが、いずれも特許審査のために必要な複製であり、複製が行われなければ、特許取得企業のみならず、国民の利益を損することになる。複製は、国の制度上の要求に応ずるためのものであり、要求はより審査を正確なものにするためのものであり、その複製物が流出するなどの危険も少ない。権利制限によって発生する不利益が、いかなるものか権利者側から明確な説明が為されるべきである。</p> <p>なお、開発・研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>
	<p>今般の特許出願の審査、審判における手続きの複製とされている行為は複製ではなく単なる引用に過ぎないから、現状で何ら問題はなく著作権法を改正する必要はない。</p> <p>審査、審判において先行技術として書籍が参照されるときは審査、審判を要求するものが自分で購入した書籍を引用して特許庁の審査官に知らせるもので複製ではない。また審査官が引用を確認するために図書館の複製を利用しても複製には当たらない。審査員が出願者に先行技術を一部引用しても複製ではない。これらの用途では元著作物の名称、発行年月日、引用場所がそろっていないければ役に立たないからである。</p> <p>権利制限すべきです。</p> <p>迅速な特許審査を行うためには、必要。</p> <p>文献複写に係わる著作権管理団体は複数あるが、非特許文献のすべてをカバーしているわけではない。特にパンフレット・マニュアル類についてはほとんど権利は委託されていない。</p> <p>また、論文・書籍などについても、複数の管理団体が併存しており、管理著作物を調べる際にはすべての団体を調査せざるを得ず、利用者の負担は大きい。</p> <p>2002年1月に(社)情報科学技術協会は管理団体の統合を提言しているが、3年半以上経ったにもかかわらず、状況は好転していない。</p> <p>http://www.infosta.or.jp/oshirase/ccctegen.html</p> <p>このような状況下では、個別の権利処理を利用者に求めるのは、特許出願人に非常に大きな負担を強いることになる。一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p>

<p>②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について</p>	<p>「①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製」ならびに「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製」について、「審議の経過」6ページに「要望の①及び②については、的確・迅速な審査手続の確保の観点から、権利制限を行うことが必要であるとする意見が多かった。」とあり、また、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「将来の紛争防止につながる公益性の極めて高い重要な手続であることから①及び②と同様の扱いとすべきとの意見が多かった。」とある。しかし、特許審査の際に利用される多くの学術論文(非特許文献)ならびにこれらの論文が掲載されている理工学・技術専門書誌は、特許技術を含む理工学専門情報を研究者や特許庁ならびに理工学・技術を管理する官公庁に伝達することをその出版目的としており、これらの出版物にとっては特許開発の研究者あるいは特許開発型企業の技術関係者も大きな市場である。これらの専門書誌が審査手続の的確性・迅速性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。特許にかかる権利は個人あるいは私企業に属するものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「情報提供の主体が広範に及び複製の量も大きくなるおそれがある」とあり、上記①及び②については6ページのグラフで年間2万件程度としているものの、③にかかる複製については全体量が全く不明であり、問題点は上記に記載の通りである。また、これらの複製は先行技術を所有している者が自己の権利を保全するために行うものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは特に権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「審議の経過」4ページに「当事者は権利者の許諾なく複製することができず」とあるが、権利者の許諾を得ればこれらの学術論文(非特許文献)や理工学・技術専門書誌を複製利用することは可能であり、多くの権利者はそのことを否定していないことのみならず、多くの権利は日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託されており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。</p> <p>「審議の経過」7ページに「現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、特許庁が内部資料として、さまざまな文献の複製を権利者の許諾なく行うことは可能である。しかし、非特許文献については入手困難なものも多く、また、仮に要望の①から④の権利制限を行ったとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、これを認めることは、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」との条件に矛盾しないものと考えられる。」とある。しかし、要項事項の④はともかくとしても、①から③については現状では第42条の範囲内ではないので、この部分について権利制限を拡大すれば、程度の差はあるとしても必ず権利者に影響が出ることになる。それが何故「権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる」のか理解できない。著作権法第42条は確かに行政目的においては権利制限を認めているが、それは「内部資料として必要と認められる限度」であって、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)、外部から提供されることには適用されないというのがそもそもの立法趣旨である。それを行政庁が所有あるいは必要とする著作物であるからという理由で、複製物の外部への提供や外部からの入手までに著作権法第42条の概念を適用するのはあまりにも乱暴な論議である。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要であることは言うまでもない。また著作権法第42条には「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但し書きがあり、「著作物の経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。</p> <p>また、「非特許文献については入手困難なものも多く」とあるが、これらの文献の多くは複数の文献複写業者によってそのデータベース検索と複製物の提供サービス、ならびにそれにかかる権利処理が可能であり、全く困難ではない。また、要望の①②③いずれの場合も複製の原本となる出版物そのものは特許庁、出願人あるいは先行技術保有者のいずれかが所有しているはずであり、入手そのものが困難であるということはない。よって、複写物の入手は可能であり、残った問題は「許諾の入手」だけであり、その問題は上記に記載の通り、複写管理団体との契約によって多くの権利処理が簡便な方法によって可能となっている。</p> <p>本件において要望されている目的を果たすために利用者の便宜を図ることは重要であるが、それは権利制限ではなく、文献複写サービスと複写管理団体が全ての需要に応えられる体制を確立することによって達成すべきである。</p> <p>特許審査手続に係る権利制限に関して、</p> <p>①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製 ②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製 ③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製 ④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について、議論されています。このいずれについても権利制限を認めることに賛成します。</p> <p>拒絶理由の通知に引用される非特許文献の審査官による複製(①)、審査官の書類提出の求めに応じるための出願人による複製(②)、非特許先行技術文献提出による情報提供のための複製(③)は、的確かつ迅速な特許審査を確保するために不可欠であることから、権利制限の対象としていただきたいと思います。こうした措置は諸外国における拒絶理由の通知で引用される非特許文献の扱いと矛盾しませんし、国際協調を図る上からも望ましいと思えます。</p> <p>また、特許庁による出願・審査情報の電子的保存(④)も、閲覧等の対象となるとはいえども、特許審査手続を記録し、審査基準の統一性・公平性を確保するための手段であることから、権利制限の対象となることを立法的に明示すべきであると考えます。</p> <p>こうした考え方は、著作物の正当な権利を不当に害することには相当しないと思えます。</p>
--	---

<p>②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製について</p>	<p>Proposed exception (2) seems perhaps the least justifiable. A patent applicant must incur some costs in seeking to secure a statutory monopoly on her discovery or invention. Often these costs, for preparing and filing an application and responding to requests from patent examiners, may be considerable. If a patent examiner asks an applicant to provide a particular document falling within the category of “non-patent literature,” and if a citation to a source accessible to the patent examiner will not suffice, then the applicant could be required to obtain permission to copy the document, and pay whatever licensing fee applies. In many cases, the applicant can readily do this through a collective administration mechanism such as the Japan Copyright Licensing System (JCLS) or the Japan Academic Association for Copyright Clearance (JAACC). The applicant could also obtain the document from a document supply service that has a licensing arrangement with the publisher, or could license the use directly from the publisher.</p> <p>AAP is not aware how often this situation occurs in the patent process, and we suspect that the cost of obtaining a license to copy a requested document would add very little, relatively speaking, to the overall cost of obtaining a patent. However, to the extent that an additional cost must be incurred to obtain a license, the most fair and reasonable approach is to allocate that cost to the applicant, who is the party with a financial stake in the matter, and who will benefit if the patent is granted. It would be most unfair to require a scientific, technical or medical publisher to bear this cost by foregoing any licensing revenue for the use. The publisher generally has no stake whatsoever in the patent application, and will not benefit in the least from the issuance of a patent. It should not be required to subsidize a patent applicant or assignee – often a large corporation – in this way.</p> <p>審査官が「特許審査手続」の一環として「拒絶理由通知」に際して、非特許文献の出所を出願人に明示するだけでは、審査がなかなか進まないと思われます。現状でも相当な時間がかかっているのですから。当事者が非特許文献を提出するためには、更に複製の許諾を得てから複写物を提出しなければならず、迅速な審査が行われるとは思われません。全て(又は大多数)の非特許文献が迅速・的確な許諾を受けられる状況になっていない現状では、益々、的確・迅速な審査に支障をきたすこととなります。この件の権利制限を行うことに賛成を致します。</p>
<p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について</p>	<p>誰でも先行技術文献を提供できることは、特許審査を公平に審査できることにつながり、紛争防止にもつながる手続である。私的な利益を得るために文献を複製して提出するわけではないので、権利制限を行うことに賛成です。</p> <p>特許審査手続に係る権利制限に関して、 ①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製 ②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製 ③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製 ④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について、議論されています。このいずれについても権利制限を認めることに賛成します。 拒絶理由の通知に引用される非特許文献の審査官による複製(①)、審査官の書類提出の求めに応じるための出願人による複製(②)、非特許先行技術文献提出による情報提供のための複製(③)は、的確かつ迅速な特許審査を確保するために不可欠であることから、権利制限の対象としていただきたいと考えます。こうした措置は諸外国における拒絶理由の通知で引用される非特許文献の扱いと矛盾しませんし、国際協調を図る上からも望ましいと思えます。 また、特許庁による出願・審査情報の電子的保存(④)も、閲覧等の対象とならないといえども、特許審査手続を記録し、審査基準の統一性・公平性を確保するための手段であることから、権利制限の対象となることを立法的に明示すべきであると考えます。 こうした考え方は、著作者の正当な権利を不当に害することには相当しないとと思えます。</p> <p>①～④のいずれについても権利制限を行うべきである。 開発・研究のために必要な複製に関しては、対価を支払うべきであるが、いずれも特許審査のために必要な複製であり、複製が行われなければ、特許取得企業のみならず、国民の利益を損することになる。複製は、国の制度上の要求に応ずるためのものであり、要求はより審査を正確なものにするためのものであり、その複製物が流出するなどの危険も少ない。権利制限によって発生する不利益がいくかなるものか権利者側から明確な説明が為されるべきである。 なお、開発・研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p> <p>「○問題の所在」の①から④については、特許出願人である当協会の会員各社にとって特許の権利化(登録)を迅速に進めるうえで必要不可欠なものである。これにより、非特許文献の著作権者の利益を不当に害することとはならないと考えられるため、早急に権利制限を認めるべきである。 なお、このための手続に使用した非特許文献については、審査官のみならず出願人の側でも電子的に保存することができるよう法律上の手当てをお願いしたい。 また、これについては特許手続のみならず、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許の各手続においても同様に法律の手当てをしていただきたい。 なお、これら検討されている事項は、主として産業財産権法の手続に関することなので、結論がでたら著作権法のみならず、それぞれの法律の中に規定していただきたい。</p>

<p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について</p>	<p>一定の権利制限は必要性であるが、審議経過にもあるように現行制限規定で処理するのは困難である。そこで、新たな権利制限が必要となるが、特許権が産業の発展のためであり、本質的に経済的利益であることからすれば、権利者の財産的価値をも否定するような政策を採ることは均衡を欠くように思われる。</p>
	<p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について 一方で、特許の正当性を担保するための情報提供複製については、必ずしも、複製者の財産につながるものではない。ただし、①②については、要補償金と解するところ、これについて補償金を必要としても特段の負担が生じるわけではないと考える。</p>
	<p>「将来の紛争防止につながる公益性の極めて高い重要な手続であることから①及び②と同様の扱いとすべきとの意見が多かった」とありますが、権利者同士の権利の扱いに不公平感を感じます。特許開発に関わる当該の研究者や企業は、もともと利益追求の側面もあり、公共性という表面だけで私利私欲目的が隠れがちです。それら特許申請と私たち出版社が生業としている出版業は、いずれも公共に資するという使命は同じであり、にもかかわらず、権利者同士の公平性が保たれていないのは、いささか納得のいくものではありません。</p>
	<p>権利制限すべきです。 迅速な特許審査を行うためには、必要。 文献複写に係わる著作権管理団体は複数あるが、非特許文献のすべてをカバーしているわけではない。特にパンフレット・マニュアル類についてはほとんど権利は委託されていない。 また、論文・書籍などについても、複数の管理団体が併存しており、管理著作物を調べる際にはすべての団体を調査せざるを得ず、利用者の負担は大きい。 2002年1月に(社)情報科学技術協会は管理団体の統合を提言しているが、3年半以上経ったにもかかわらず、状況は好転していない。 http://www.infosta.or.jp/oshirase/cccteigen.html このような状況下では、個別の権利処理を利用者に求めるのは、特許出願人に非常に大きな負担を強いることになる。一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p>
	<p>今般の特許出願の審査、審判における手続きの複製とされている行為は複製ではなく単なる引用に過ぎないから、現状で何ら問題はなく著作権法を改正する必要はない。 審査、審判において先行技術として書籍が参照される場合は審査、審判を要求するものが自分で購入した書籍を引用して特許庁の審査官に知らせるもので複製ではない。また審査官が引用を確認するために図書館の複製を利用しても複製には当たらない。審査員が出願者に先行技術を一部引用しても複製ではない。これらの用途では元著作物の名称、発行年月日、引用場所がそろっていなければ役に立たないからである。</p>
<p>3. 「①非特許文献を出願に送付するための審査官による複製」、「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願による複製」、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について (1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製は、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、明文の権利制限規定を新設すべきである。 (2) 理由: 2. で上述したとおり、特許審査の迅速化並びに適正化を図るために、上記の複製行為の免責は不可欠である。「③情報提供のための複製」についても、非特許文献を刊行物として提出することは決して稀ではなく、複製権が働くことによって、本来拒絶されるべき特許出願への情報提供が阻害されるべきでない。</p> <p>4. 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随する複製行為について (1) 上記①ないし③に規定される非特許文献の複製に付随して、出願代理人から出願人への通信において必要となる複製(代理人における控えの作成)、並びに非特許文献が外国語文献である場合の翻訳、その翻訳物の複製等の行為は、拒絶理由応答ないし情報提供において必要な限度において複製権の行使を制限すべく、「行政手続きのために必要と認められる場合」の態様として、例えば政令等において免責されるべきである。 (2) 拒絶理由応答や情報提供において迅速、的確に対応するには、出願代理人、出願人双方においての文献検討が不可欠であり、また「行政手続きを行なうために必要と認められる範囲内」においての複製物、翻案物の作成に限り免責すれば、著作権者の利益を不当に害するものとはならない。</p>	

<p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について</p>	<p>「①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製」ならびに「②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製」について、「審議の経過」6ページに「要望の①及び②については、的確・迅速な審査手続の確保の観点から、権利制限を行うことが必要であるとする意見が多かった。」とあり、また、「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「将来の紛争防止につながる公益性の極めて高い重要な手続であることから①及び②と同様の扱いとすべきとの意見が多かった。」とある。しかし、特許審査の際に利用される多くの学術論文(非特許文献)ならびにこれらの論文が掲載されている理工学・技術専門書誌は、特許技術を含む理工学専門情報を研究者や特許庁ならびに理工学・技術を管理する官公庁に伝達することをその出版目的としており、これらの出版物にとっては特許開発の研究者あるいは特許開発型企業の技術関係者も大きな市場である。これらの専門書誌が審査手続の的確性・迅速性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。特許にかかる権利は個人あるいは私企業に属するものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製」について、「審議の経過」6ページに「情報提供の主体が広範に及び複製の量も大きくなるおそれがある」とあり、上記①及び②については6ページのグラフで年間2万件程度としているものの、③にかかる複製については全体量が全く不明であり、問題点は上記に記載の通りである。また、これらの複製は先行技術を所有している者が自己の権利を保全するために行うものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは特に権利者間の公平性の観点からも問題がある。</p> <p>「審議の経過」4ページに「当事者は権利者の許諾なく複製することができず」とあるが、権利者の許諾を得ればこれらの学術論文(非特許文献)や理工学・技術専門書誌を複製利用することは可能であり、多くの権利者はそのことを否定していないことのみならず、多くの権利は日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託されており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。</p> <p>「審議の経過」7ページに「現行法でも、第42条は、内部資料として必要限度で行政目的の複製を認めていることから、特許庁が内部資料として、さまざまな文献の複製を権利者の許諾なく行うことは可能である。しかし、非特許文献については入手困難なものも多く、また、仮に要望の①から④の権利制限を行ったとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、これを認めることは、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」との条件に矛盾しないものと考えられる。」とある。しかし、要望事項の④はともかくとしても、①から③については現状では第42条の範囲内ではないので、この部分について権利制限を拡大すれば、程度の差はあるとしても必ず権利者に影響が出ることになる。それが何故「権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度である」と考えられるのか理解できない。著作権法第42条は確かに行政目的においては権利制限を認めているが、それは「内部資料として必要と認められる限度」であって、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)、外部から提供されることには適用されないというのがそもそもの立法趣旨である。それを行政庁が所有あるいは必要とする著作物であるからという理由で、複製物の外部への提供や外部からの入手までに著作権法第42条の概念を適用するのはあまりにも乱暴な論議である。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要であることは言うまでもない。また著作権法第42条には「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但し書きがあり、「著作物の経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。</p> <p>また、「非特許文献については入手困難なものも多く」とあるが、これらの文献の多くは複数の文献複写業者によってそのデータベース検索と複製物の提供サービス、ならびにそれにかかる権利処理が可能であり、全く困難ではない。また、要望の①②③いずれの場合も複製の原本となる出版物そのものは特許庁、出願人あるいは先行技術保有者のいずれかが所有しているはずであり、入手そのものが困難であるということはない。よって、複製物の入手は可能であり、残った問題は「許諾の入手」だけであり、その問題は上記に記載の通り、複写管理団体との契約によって多くの権利処理が簡便な方法によって可能となっている。</p> <p>本件において要望されている目的を果たすために利用者の便宜を図ることは重要であるが、それは権利制限ではなく、文献複写サービスと複写管理団体が全ての需要に応えられる体制を確立することによって達成すべきである。</p> <p>企業活動において、研究・開発、商品化を迅速に行うことが重要となっている現在、権利保護を迅速且つ適切に行うために、特許庁においては審査時間の短縮をはじめとする様々な取り組みが進められている。また、企業においてもこうした特許庁の取り組みに対応して、出願から審査にいたるまでの手続きの迅速化に向けて努力を行うとともに、適切な権利付与に寄与するための情報提供等を行っている。</p> <p>しかしながら、以下の通り現行著作権法により、迅速且つ適切な権利付与の妨げとなる要因が存在するため、①～④の全ての項目に対して権利制限を加えるべきである。</p> <p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について 特許性の認められない技術に対する誤った権利付与を防ぐために、特許庁に対して非特許文献をはじめとする先行技術文献の提供が行われるが、当該非特許文献の著作権者に対する文献提供許諾手続きが自由な情報提供を困難なものとしているだけでなく、許諾を得られない場合、必要な情報提供が不可能となり、不適切な権利付与の要因となっている。</p> <p>要望事項の④はともかくとして、①～③の非特許文献については権利制限の対象にすべきではない。著作権法第42条の現行の運用通り、①については文献を示すのみで充分と考える。出願者はもともと自らの利益保全のために特許出願をしているのであるから、その責任と負担において文献を入手し、利用すべきである。</p>
--	--

<p>③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製について</p>	<p>Our analysis of proposed exception (3) is similar. A person who submits prior art documentation to the Patent Office usually has an economic stake in contesting a pending patent application. To the extent that there is a cost burden associated with licensing the reproduction of this documentation, the fairest way is to impose this burden on the submitter, and not to require a publisher with no interest in the matter to subsidize the submission. The Committee may wish to inquire further into the actual practice by which prior art is submitted to the Patent Office, in order to determine how often prior art documentation is submitted by a disinterested third party who would, for some reason, not be in a position to obtain a license through any of the methods listed above.</p> <p>「問題の所在」①から④のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は7頁2段落目の記載のとおり。</p>
<p>④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について</p>	<p>「問題の所在」①から④のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は7頁2段落目の記載のとおり。</p> <p>Similar questions arise with respect to proposed exception (4) on electronic archiving of non-patent literature by the Patent Office. AAP thinks that it is likely that much of this material consists of widely circulated professional publications, such as books and journals, for which licensing arrangements for electronic archiving (or for Patent Office access to electronic editions) could be made with relative ease through one of the mechanisms mentioned above. If so, there would seem to be little justification for recognition of an exception to copyright protection in this area. In any event, AAP urges the Committee to proceed with particular caution in this area, since, as the Interim Report points out, it is essential to ensure that any archive established by the Patent Office is accessible for internal purposes only.</p> <p>企業活動において、研究・開発、商品化を迅速に行うことが重要となっている現在、権利保護を迅速且つ適切に行うために、特許庁においては審査時間の短縮をはじめとする様々な取り組みが進められている。また、企業においてもこうした特許庁の取り組みに対応して、出願から審査にいたるまでの手続きの迅速化に向けて努力を行うとともに、適切な権利付与に寄与するための情報提供等を行っている。</p> <p>しかしながら、以下の通り現行著作権法により、迅速且つ適切な権利付与の妨げとなる要因が存在するため、①～④の全ての項目に対して権利制限を加えるべきである。</p> <p>④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について 特許審査の迅速化の上では、特許庁の保有するあらゆる文献情報の有効活用が不可欠であり、特にこれら情報の電子化は最も有効な手段と考えられる。しかしながら膨大な数量の非特許文献の著作権者に対して必要な手続きを行うことは極めて非効率的である。</p> <p>3. 「④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について」 (1) 上記④に規定される非特許文献の複製は、「内部資料として必要」と認められる限度においての第42条において免責される複製であることを確認すべく、政令等に具体的規定を置くべきである。 (2) 上記④における電子情報は、閲覧の対象となるため、現行第42条により免責されるか否かは疑義が生じ得る。</p> <p>一定の権利制限は必要性であるが、審議経過にもあるように現行制限規定で処理するのは困難である。そこで、新たな権利制限が必要となるが、特許権が産業の発展のためであり、本質的に経済的利益であることからすれば、権利者の財産的価値をも否定するような政策を採ることは均衡を欠くように思われる。</p> <p>第42条と③の中間的なようなものである。許諾権を制限することについては、問題ないように思われるが、補償金については、大量の複製が行われること、特許事務が有償であることから、検討されても良いように考える。 なお、商標等の同種手続きについても同様である。</p> <p>特許庁に提出される特許申請件数は多数(数十万件)にのぼり、それを審査するための非特許文献も当然多数に上ると思われる。審査状況を考えたときに、電子的に保存することについては、公的業務として行うわけであるので、権利制限することに賛成である。</p> <p>「〇問題の所在」の①から④については、特許出願人である当協会の会員各社にとって特許の権利化(登録)を迅速に進めるうえで必要不可欠なものである。これにより、非特許文献の著作権者の利益を不当に害することとはならないと考えられるため、早急に権利制限を認めるべきである。 なお、このための手続きに使用した非特許文献については、審査官のみならず出願人の側でも電子的に保存することができるよう法律上の手当てをお願いしたい。 また、これについては特許手続きのみならず、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許の各手続きにおいても同様に法律の手当てをしていただきたい。 なお、これら検討されている事項は、主として産業財産権法の手続きに関することなので、結論がでたら著作権法のみならず、それぞれの法律の中に規定していただきたい。</p> <p>①～④のいずれについても権利制限を行うべきである。 開発・研究のために必要な複製に関しては、対価を支払うべきであるが、いずれも特許審査のために必要な複製であり、複製が行われなければ、特許取得企業のみならず、国民の利益を損することになる。複製は、国の制度上の要求に応ずるためのものであり、要求はより審査を正確なものにするためのものであり、その複製物が流出するなどの危険も少ない。権利制限によって発生する不利益が、いかなるものか権利者側から明確な説明が為されるべきである。 なお、開発・研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>

<p>④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について</p>	<p>ただし、4頁にある「以上のほか、審査の過程で審査官が審査目的で複製した資料については、これを電子化して他の出願書類とともに保存しておけば、将来の審査・審判手続において有効に活用され、手続の迅速化に資することが期待されることから、特許庁がこうした複製を行うことを認めて欲しいとの要望がある。」については、やはり現行の著作権の引用で済まされる狭い範囲に限定しておくべきであろう、広範囲の複製を認めない代わりに複製の制限を緩和する必要はない。</p> <p>権利制限すべきです。 迅速な特許審査を行うためには、必要。 また、権利者に不利益をもたらすものではない。 一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p> <p>内容的に異議を唱えるものではないが、説明不足ではないか。 現行42条でも保存は可能なものの、閲覧等の対象となり得るため現行42条で可能か疑義があるため立法的に明示すべきとの意見が書かれているが、そもそも電子的に保存したものを閲覧等に供する必要があるかどうかについては言及されていない。閲覧等に供さない場合は現行法で可能とすれば、閲覧等に供する必要があるかどうかを検討した上で、必要があれば「電子的に保存」することではなく「電子的に保存し、閲覧等に供する」ことについて検討すべきなのではないか。なお、42条により複製したものであっても、42条の2に基づく開示は可能なことを認識した上で検討していただきたい。</p> <p>特許庁の電子化の要請は、趣旨を異にする。電子化しなくても誤って特許を認定する恐れはなく、この要請は一に手続の迅速のみを目的とするものである。しかし特許を申請してから1年以上待たなければ特許が認定されない現状を考えると、この要請は特許申請者の側から重要な意味を持つ。こうした電子化は、多数意見は内部資料と捉えているが、少数意見にみられるように、閲覧等の対象となったり、あるいは、外部に転送する等の可能性も考えられ、行政の内部資料と捉えるには無理があるので、意見1で述べたごとく、第42条の改正が必要と考える。</p> <p>特許審査手続に係る権利制限に関して、 ①非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製 ②審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製 ③特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製 ④非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について、議論されています。このいずれについても権利制限を認めることに賛成します。 拒絶理由の通知に引用される非特許文献の審査官による複製(①)、審査官の書類提出の求めに応じるための出願人による複製(②)、非特許先行技術文献提出による情報提供のための複製(③)は、的確かつ迅速な特許審査を確保するために不可欠であることから、権利制限の対象としていただきたいと考えます。こうした措置は諸外国における拒絶理由の通知で引用される非特許文献の扱いと矛盾しませんし、国際協調を図る上からも望ましいと思えます。 また、特許庁による出願・審査情報の電子的保存(④)も、閲覧等の対象となるとはいえども、特許審査手続を記録し、審査基準の統一性・公平性を確保するための手段であることから、権利制限の対象となることを立法的に明示すべきであると考えます。 こうした考え方は、著作者の正当な権利を不当に害することには相当しないと考えます。</p>
<p>全般</p>	<p>特許審査手続において複製利用されることの多い専門書は、もともと学術研究、公共の利益に適用という場面で利用されることを目的に出版されている。このような出版物がその本来の利用者に無償で複製されることにより、その販売機会が失われることは、元来、発行部数の少ない理工学書誌、その他の専門書誌の出版が困難となり、日本の学術・技術研究の発展に重大な影響を及ぼすものと考えられる。 また、これは明らかに、ベルヌ条約第9条2で定める、いわゆる「スリーステップテスト」にいう「著作物の通常の利用を妨げる」場合に該当する。 したがって、その権利制限の拡大には反対する。</p> <p>行政上の手続きを効率化、省力化のための複製であれば制限するべきではないと考えます。行政上の手続きを効率化することはそのまま公共の利益にもつながり、個人の利益よりも公共の利益を重んじる日本国憲法の本質にも反しないと考えます。ただし、この権利制限については明文化する必要があると考えます。法解釈や運用の弾力化によって回避することは明文化されている法文の形骸化につながる虞があります。よって、行政上の手続き上必要とする場合には複製権の保護を得られないということを明文化すべきです。</p> <p>特許審査手続きの迅速化を図ることは知的財産推進計画においても重要課題とされており、その必要性については十分理解する。しかし、特許審査の際に利用される多くの学術論文やそれらが掲載されている学術専門書籍や雑誌は、もともと特許技術を含む学術専門情報を研究者や学術を管理する官公庁に伝達することを出版目的の一つとしているものである。これらの出版物(非特許文書)の読者、利用者は該当の出版物の主要な購買者であるべきであり、特許も審査手続の的確性・迅速性という理由で権利制限されてしまうことは、これらの出版物の販売に大きな影響を与えることとなる。また、「審議の経過」の中で「当事者は権利者の許諾なく複製することができず」との記述があるが、出版物の複製に係る権利処理については複数の著作権管理団体が活動しており、医学・工学を含めて学術専門書・雑誌は権利者の許諾をとることにより、複製利用可能なシステムが既に整っている。複製される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではないと考える。</p> <p>出版物の複製に係る権利処理については、すでに複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも(株)日本著作権管理システムに対して権利委託を行っている。</p>

全般	<p>「審議の経過」4ページに「当事者は権利者の許諾なく複写することができず」とありますが、現在、複写に関する手続きのシステムは整備されつつあり、容易に権利処理ができるようになってい</p> <p>ます。</p> <p>当社も複写権センターあるいはJCLS等の管理団体に委託しており、複写に関する依頼があった場合はそれらの管理団体を通していただくよう、お願いしている次第です。</p> <p>特許審査手続きの迅速化を図る目的での論議は十分に理解できるものですが、まずは現行のシステムをご利用いただき、その上で、どうしても迅速化が図れない、処理手続きが煩雑であるといった問題が顕在化するようでしたら、そこで始めて論議の必要性が生じるものと考えております。</p> <p>繰り返しになりますが、まずは現行のシステムをご利用いただきたいと思っております。</p>
	<p>医学専門の出版社勤務の者です。特許審査手続きや薬事行政における専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されています。医療に携わる人々向けなので、読者は限定されます。</p> <p>従って生産部数は小部数です。このような小部数生産の出版物が利用者に無償で提供されると、出版自体が困難になり、理工書や医学書などの専門出版社の存続自体にもかかわる問題であり、断固反対。</p>
	<p>現在、審議されているいわゆる「権利制限の見直し」について、意見を提出します。</p> <p>著作権を公益目的のために制限する著作権制限規定の意義は高く、その見直しは著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきと考えます。</p> <p>特許審査手続きや薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されています。このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない医学書の出版が困難となります。</p> <p>その結果、医科学研究領域における著作者の発表の機会が失われてしまいます。</p> <p>薬事行政における情報提供が国民の健康に関わる重要な要請であることは理解できますが、そのために複写される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではないと考えます。</p> <p>出版物の複写に関して許諾を受けたい者は、しかるべき手続き（許諾契約）を締結することによって複写を行うことが可能です。</p> <p>また、その複写報告ならびに著作権使用料の支払いは、事後でも良く、複製物入手の迅速性に関しても問題がないといえます。</p>
	<p>今回のように出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、専門出版社への経済的損失は多大なものになります。</p> <p>読者と書き手が同一である専門書出版の場合、情報の正確性・信頼性に対する要求は強くかつ高いレベルが求められます。その要求に応えられない出版社は、これまでも（これから）淘汰されてきました。</p> <p>一方、専門書出版社は、営利企業であるが故に継続的に専門書出版を維持することができます。また、良質の専門書出版を維持するには、それに見合うだけの投資が必要です。本来のあるべき淘汰の流れとは別の次元の問題（無償提供）によって、専門書出版が衰退するようであれば、読者である専門家だけではなく、最新の専門知識の最終的な享受者となる国民の損失につながるようになります。</p> <p>本件の検討に際し、慎重な判断を求めます。</p>
	<p>特許審査手続き、および薬事行政に関わる権利制限について権利制限が必要と主張する論点について、共通して言及されているのは、公共の福祉のためには、各種手続きの迅速化が必要ということである。まず、この点に反論する。</p> <p>1 国の各級機関、および地方行政が担っている様々な行政手続きについて、公共の福祉を伴わないものが存在するの。もし、存在するとすれば、その行政機関が行っている行政手続きこそ、速やかに廃止するのが、公共の福祉にかなうものである。</p> <p>2 特許権が、排他的独占権として極めて強力な権利である、という位置づけについては、同意する。しかし、そのため、著作権が制限されることがあり得る、という論拠にはならない。</p> <p>「人間の知的創造活動の成果としては、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、ユニークなデザインである「意匠」、音楽や小説、絵画などの「著作物」などがあり、それぞれが特許法、実用新案法、意匠法、著作権法によって保護されています。」というように、どちらかが優先されるという性質のものではない。特許審査が、長期にわたるため、その迅速化が求められていることは、承知している。しかし、それは、特許行政全般にわたる問題であり、著作権に関わる分野について、特に行政手続きが遅滞しているという具体的事例は報告されていない。もし、そういう事例が極めて多く存在するということであれば、特許庁による著作権管理団体への情報開示と、意見交換こそ必要なのではないか。</p> <p>3 国民の健康ならびに生命に直接関与する分野については、すべからず優先されるのか。</p> <p>医薬品等の顕著な有用性についての積極的な情報提供は、医薬品等の製造販売業者が、日々、努力していることは、周知の事実である。一方、医薬品等の当該の副作用情報が迅速に情報提供されていないということが、著作権保護によってもたらされた手続きの煩雑さに求められるというのは、一般国民の常識からずれた論議であるといわねばならない。薬害エイズがもたらした貴重な一例の反省がされていないのではないか。</p> <p>以上により、 特許審査手続きならびに薬事行政における権利制限の拡大に、反対である。</p>

全般	<p>当社は理工学専門書の出版社であり、読者は各メーカー、研究所、大学、専門学校、諸官庁などで、科学技術関連の実務および研究開発に携わる方たちが大多数である。専門書の読者層は限定的であり、それゆえに発行部数も少ない。また技術革新や規格変更等により、商品を改訂して常に新しい情報をお届けしなければならない。</p> <p>加えて、当社は学会およびメーカーが発行する学会誌や技術ジャーナルの販売元である。当社の読者＝現著作者もしくは将来の著作者でもあり、それらの方々が新技術の発明をされ、特許出願や審査請求をされるケースは相当数あるだろうと認識している。権利制限の対象となったからといって、著者や読者がいきなり本を買わなくなるとは思えないが、長い眼で見ると、特化した研究分野で採算を度外視した出版物の発行はより難しくなるであろうし、学術研究、医学医療に限らず、特許情報関連で使用される複写が権利制限されることの影響は少ないと考える。</p> <p>『権利が働くべき著作物の利用行為に対する制限は「限定的」(権利制限は法文に具体的に列記されているものに限)される』が原則であり、「著作者の正当な利益を不当に害しない」との判断の見極めが双方のデータに開きがあり、権利者にとって納得できるものとは言い難い。</p> <p>また特許に代表される工業所有権においては、体系として整備され、情報公開がなされ、インターネット上で検索可能である。一方、決して小額でない金額を納めて特許出願や出願審査請求し、かつ特許査定や特許審決の場合は特許料を納入し、厳格に知的所有権の維持管理がなされている。その知的財産の煩雑な出願や審査請求や不服申立て等の管理システムのなかで、出願にまつわる一連の作業には決して少なくない手間と時間を要するわけで、審査における出願情報の妥当性を見極めるための一部の手続きのみを権利制限とするのは納得できるものではない。もちろん、迅速に権利処理できる許諾システムを権利者サイドとして責任をもって構築の努力を続ける。国益としての知的所有権保護と活用を促進していくべきである。</p> <p>当然であるが、現行でも当社出版物には比較的目立つ扉裏や目次頁等に著作権について記載し、複写の権利委託先を明示(当社はJRRCとJCLSに発行出版物の90%以上を委託)しており、利用者が迷われるケースは少ないはず</p> <p>である。またその際にも直接当社へ連絡いただければ、その場で許諾対応を行っている。こうした努力を一部の「許諾がとれない」ケースで損害を被るからという理由で権利制限を行うことは適切でない。むしろ「許諾がとれない」ケースを事後許諾で複写可能とし、拡充することが大事だし、コンセンサスがとれやすいと考える</p>
	<p>General Comments:</p> <p>The reasoning applied in the Interim Report implies that requesting rightsholder permission for the use of copyrighted materials in the course of a patent examination is a time intensive process, impeding an accurate and prompt examination, thereby possibly preventing the grant of a patent, which is, as you say, a strong exclusive right deserving scrutiny for the sake of public interest.</p> <p>This analysis ignores two facts: the easy availability of scientific literature and the equal value of copyright and patents and intellectual property rights in general.</p> <p>As to the easy availability of scientific literature:</p> <ul style="list-style-type: none"> · In most cases, scientific non-patent literature can easily and almost instantaneously be obtained through collective licensing bodies, such as JAACC and JCLS, or other document suppliers providing licensed photocopies. Electronic licences generally allow for print-outs for regulatory submissions, including patent submissions. · Contrary to what the Interim Report implies, instances where permission of a rightsholder cannot be obtained are rare. Authors and publishers of scientific works are eager to reach readers and will therefore not unreasonably withhold permission for use. To the contrary, authors and publishers of scientific works are dependent on their articles being read. Without readers – and the license fees they pay – authors and publishers could not subsist. [For this reason, the intended market for scientific literary works must be widely defined and always includes not only active researchers in both private and public institutions, but also users in government agencies, including the Patent Office.] “Orphan works”, i.e. works where the author or publisher cannot be identified or found are rare in the area of scientific publications and moreover governed by special provisions within the Copyright Law of Japan, see Copyright law of Japan, § 8 Article 67). · Requesting rightsholder permission for the use of copyrighted materials in the course of a patent examination is therefore generally not a time-intensive burden imposed on the patent applicant or the examiner. It is rather a necessity to ensure that scientific literature remains available: If the authors or publishers of scientific were deprived of the remuneration for their effort, there would no longer be an incentive to publicise peer-reviewed articles, reliably informing the public as well as researchers about new scientific developments. <p>As to the equal value of copyright and patents:</p> <p>Copyright holders’ rights should be respected in the same way as the rights of patent holders (to be). The patent right is an exclusive right protecting the interest of an individual or a corporation. It would seem unjust if a patent applicant can ignore the intellectual property of scientific authors and publishers (i.e. copyright) in order to obtain protection for her/his intellectual property (invention).</p>

全般

<p>IPA's Analysis:</p> <p>In particular given the wide-spread availability of scientific materials through collective licensing schemes, IPA believes that the exception as envisaged by the Legislation Committee could violate the three-step test of the Berne Convention and the WTO TRIPS: The exception rises to a level of a conflict with a normal exploitation of the work as the uses of the work pursuant to the exception would enter into competition with the ways the rightsholder normally extracts economic value from that right. (See WTO Panel Report, Section 110(5) of the US Copyright Act, 15 June 2000, NT/DS160/R at para. 6.183).</p> <p>Further, IPA urges the Legislation Committee not to favour one intellectual/industrial property over another, but to promote harmonious solutions that allow for both important goods to prosper. A decision unnecessarily weakening copyright would send dangerous signals to the creative communities in your country, in particular to those losing the incentive to continue their creative activity.</p> <p>We would therefore welcome if the Legislation Committee was to review the introduction of an exception to the reproduction right in Cases (1) to (3) identified in the Interim Report and to no longer ignore the legitimate rights of copyright holders to receive at least a fair compensation for any use made of their works in the course of the patent examination procedure.</p> <p>Comments on the proposed limitation allowing reproduction for the purpose of electronically archiving non-patent literature (Case 4): IPA vehemently rejects the proposal to allow the digitisation of copyrighted material for archiving purposes.</p> <p>The term of copyright is limited. This limitation has been put into place to ensure that works enter into the public domain, and can be generally accessed, once the legitimate personal and commercial interests of the author have expired. IPA welcomes if public domain works are preserved in digital archives and made generally accessible, using whatever technology appears fit.</p> <p>For the length of the copyright term, however, it remains the unassailable, inalienable fundamental right of the author or publisher to decide whether someone should digitise her/his works. Whether or not the distribution of digitised copies is limited to a small circle of persons, the mere existence of an (unauthorised) digital copy of a copyrighted work puts the author's or publisher's ability to control the further use of her or his works at risk: The digital environment creates the potential to produce and disseminate unlimited perfect copies of a digitised copyrighted work, and this even with relatively modest technical means.</p> <p>IPA believes that any copyright limitation allowing digitisation and electronic archiving at this stage is going far beyond the alleged needs of the participants in the patent examination procedure. It should be rejected as unreasonably prejudicing the legitimate interests of the rightsholder due to the ease with which such an electronic copy can be distributed.</p>	<p>【意見】 特許審査手続を適正に運用することは社会全体に資するものであり、著作権の行使を認めるあまりに瑕疵ある出願へ特許を認めるような事態となれば本末転倒である。よって権利制限を認めるべきと考える。</p> <p>【理由】 ●近年、他社の事業を妨害することだけが目的であるかのような、特許権を根拠としながら内容が不適切であると言わざるを得ない裁判が続発している(代表的なものでは、先日知財高裁で判決のあった松下×ジャストシステムの一太郎訴訟等)。このような事例から、特許を認める時点での判断の適切さが疑われることが増えているように見受けられる。 ●「審議の経過」にもあるように、特許を認めるか否かで適切な判断が下されなかった場合には、社会全体がその影響を甘受しなければならなくなる。誤った特許権の主張で裁判が起こる場合の社会負担がその一例である。著作権者を保護することに気をとられすぎこうした瑕疵ある特許の負の影響を受けることは、国民の多くには到底納得できないことであろう。 ●特許制度の適切な運用を優先し、それを妨げるような著作権行使は行き過ぎであると認めた上で権利制限を規定することは、社会の要請に合致するものであると考えられる。 ●この権利制限が実現した場合に、利益を得るものが特許出願者・情報提供者であるから本来の著作権使用料を払うべきとする著作権者側の主張は妥当でない。なぜなら、瑕疵ある特許が仮に認められてしまえば、その影響は国民全体に及ぶからである。むしろこの権利制限の受益者として想定されるべきは国民(すなわち日本社会全体)であり、特許出願者・情報提供者にのみ(著作権にもとづいた)経済的負担を押しつけるべきではない。 ●上の理由により、公的資金による補償金制度の創設を模索することも一考の余地があるだろうか(積極的に賛成はしないが)。 ●特許制度を適正に運用するために必要な論文・資料の複製は、極めて限定的に行なわれる。営利目的でない以上権利者に不利益を与えないと思われること、そしてこの権利制限の根拠とされる公益性の大きさ、許諾権・報酬請求権の行使による抑制効果の弊害を勘案すれば、ここで権利制限を認めることは非常に有益であると言える。</p>
---	--

全般	<p>○特許審査手続や薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されている。このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない理工学書、医学書の出版が困難となる。その結果、科学技術情報の伝達に影響が出るばかりでなく、著作者の発表の機会が失われてしまう。</p> <p>○特許審査手続の迅速化を図ることは、知的財産推進計画においても重要課題とされており、その必要性については十分理解する。また、薬事行政における情報提供が国民の健康に関わる重要な要請であることも理解する。しかし、そのために複写される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではない。</p> <p>○出版物の複写に係る権利処理については、現在既に複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも、日本複写権センターおよび㈱日本著作権管理システムに対して権利委託を行っている。出版物の複写に関して許諾を受けたい者は、これらの著作権管理団体との間で許諾契約を締結することによって複写を行うことが可能である。実際に複写の需要があるもののうちで、管理団体に権利委託されているものの割合は相当高いといえる。</p> <p>また、その複写報告ならびに著作権使用料の支払いは、事後でも良く、複製物入手の迅速性に関しても問題がないといえる。</p>
	<p>現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、特許庁が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能でしょう。しかし、非特許文献については入手困難なものも多く、また、仮に要望のからの権利制限を行ったとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられます。したがって、これを認めることは、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」との条件に矛盾しないものと考えられます。</p>
	<p>当協会会員企業からも、審査手続きで指摘された引用文献(非特許文献)のコピーを入手できず、適切な権利化を図ることが困難なケースがあったとの指摘がなされております。</p> <p>したがって、論点とされております4項目に関しまして、当該権利制限規定を設けることは、審査手続きの迅速化・適正化にも資するものであり、また、主要諸外国との調和を図る観点から、この方向性が打ち出されたことに対し、当協会としては、特許制度のユーザの立場から深く賛同するとともに、当該権利制限規定を早期に実現されることを強く要望いたします。</p>
	<p>「特許審査手続に係る権利制限について」に関して提出されている4つの要望については、今回の審議においても、大きな問題はないとされているようなので、これらが可能となるように改められるべきと考えます。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特許審査の際に利用される多くの学術論文(非特許文献)が掲載されている理工学・技術専門書誌は、特許技術を含む理工学専門情報を研究者や特許庁ならびに理工学・技術を管理する官公庁に伝達することをその出版目的としており、これらの出版物にとっては特許開発の研究者あるいは特許開発型企業の技術関係者も大きな市場である。これらの専門書誌が審査手続の的確性・迅速性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。 2. 特許にかかる権利は個人あるいは私企業に属するものであり、その確保のために同様の知的所有権である出版物の著作権が侵害されることは権利者間の公平性の観点からも問題がある。 3. 理工学・技術専門書誌に掲載された学術論文の多くの権利は日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託されている。利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。 4. 現行第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めているが、それと複製物の外部への提供や外部からの入手を同等に考えるのには無理がある。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要である。 5. 非特許文献の多くは複数の文献複写業者によってそのデータベース検索と複製物の提供サービス、ならびにそれにかかる権利処理が可能であり、全く困難ではない。文献複写業者におけるこれらの複写利用は複写管理団体との契約によって権利処理が簡便な方法によって可能である。 6. よって本件に係る権利制限を新たに新設する必要性はない。
<p>権利制限の対象とする意見に賛同する。</p> <p>いずれの要望も、審査の的確性の確保、効率化、迅速化に寄与するものであり、著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不法に害しない行為であると考えます。</p>	

全般	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過」(以下「審議の経過」といいます。)では、特許審査手続に関し4項目について著作権制限の拡大をご検討されていますが、そのいずれも著作権制限を拡大すべき理由は存しないと考えます。</p> <p>確かに、特許審査手続自体は公法上の行為で、その的確性・迅速性・将来の紛争防止等という著作権制限の社会的必要性があるかのような印象を与えます。</p> <p>しかし、特許制度は出願人に対して技術上のアイデアの独占を認める手続で、特許付与の結果、出願人に財産上の利益を与えることとなります。また、非特許文献の提出も、特許が付与されないことによって、そのアイデアを自由に使用することができるという財産上の利益が存するといえます。</p> <p>ところで、著作権法30条以下の著作権制限規定をみると、財産上の利益につながる著作物の利用について、著作権を制限することはほとんどありません。</p> <p>また、財産上の利益につながる著作権制限を定める例外的場合(33条、34条、36条)でも無償での利用を認めた例はないと思われます(33条2項、34条2項、36条2項)。</p> <p>したがって、特許権という財産権の取得のための著作物の利用について、著作権を制限するというのは、著作権法体系上、相当ではないと考えます。</p> <p>また、文献のコピーの利用については、日本複写権センター、学術著作権協会等が複製許諾手続を用意しているところであり、著作権制限をしなければ著作物を複製できないわけではありません。例え、すべての文献がこれらに複製許諾を委託していないとしても、このような著作権者の努力こそ支援すべきであって、問答無用で権利制限をしてしまうことは適切ではないと思われます。</p> <p>特に、技術文献の著作権者は、自らが特許申請人となる可能性が高いと思われますので、文献複写の許諾システムを構築しやすい条件があるのではないのでしょうか。</p> <p>しかも、仮に特許審査手続について著作権制限を拡大しても、大して実益があるようには思われません。なぜならば、特許審査を行う特許庁にしても、特許申請人にしても、また、先行技術文献を提出しようとする人にしても、常に著作権が問題とならない文書や文献のみを複写しているわけではないのですから、日本複写権センターや学術著作権協会との包括契約を締結している場合が多いと思われます。</p> <p>それゆえ、仮にこれらの権利制限を認めたとしても、日本複写権センターや学術著作権協会等との包括契約が不要になるわけではありません。したがって、新たに権利制限が設けられた複製について、どう勘案して複製使用料を設定したら良いのかという問題を惹起するだけで、いたずらに問題を複雑にするように思われます。</p> <p>また、ベルヌ条約の求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」という条件に矛盾しないとしても、それは条約違反に該当しないというだけで、新たな権利制限を設けることが正当であることを意味するものではありません。上述いたしましたように、特許権の取得という財産的利益のために著作権を制限することは適当ではありません。</p> <p>「官から民へ」ということが叫ばれている現在、「民」の許諾システムを発展させることで著作権者の利益と著作物の利用とのバランスを構築することを考えるべきで、著作権制限により「官」に大きな役割を委ねることは、妥当ではないと考えます。</p> <p>特許審査手続の迅速化の必要性については理解しておりますが、複写される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではないと考えます。</p> <p>出版物の複写に係る権利処理については、現在既に複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも、日本複写権センターに対して権利委託を行っております。</p> <p>出版物の複写に関して許諾を受けたい場合は、著作権管理団体との間で許諾契約を締結することによって複写を行うことが可能です。</p> <p>1. 特許審査手続における現行制度の問題点 現行著作権法第42条は、「裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。」と規定し、ここにいう「裁判手続」には、特許審判が含まれるものとされている。一方、「立法又は行政の目的」のために必要な場合については、「内部資料として必要」と認められる限度においてのみ複製が許容される。そして、特許庁が公表する特許公開公報、特許公報等以外の非特許文献の無許諾複写には、本来、該非特許文献の複製権が働く。従って、特許審査手続中に特許庁審査官及び出願代理人(或いは出願人)が特許拒絶理由の通知ないし応答の必要のため行なう非特許文献の複写、並びに第三者の特許出願に対する情報提供(刊行物提出)のため行なう非特許文献の複写が、著作権法第42条の権利制限規定の適用を受けるかは明文上明らかでない。</p> <p>2. 特許審査手続における非特許文献の複写についての実務並びに現状 特許出願への拒絶理由通知において、非特許文献が引用例とされた場合、特許庁から出願代理人に対して、当該非特許文献の複写物は送付されず、その出所が特定されるのみである。従って、出願代理人において、引用された非特許文献を別途取り寄せ、出願人に送付する実務が一般である。通常の拒絶理由通知に対する応答指定期間は60日間であるところ、かかる非特許文献の取り寄せを担当業者に依頼する場合、1週間ないし2週間を要し、また引用例1件当たりのコストは数千円となる。引用例である非特許文献を入手した後はじめて、特許出願人は、拒絶理由通知への応答の検討に着手することができる。特許出願が、情報技術分野や生化学分野等、先端分野に関わるものであればあるほど、非特許文献が引用される場合が多く、今後も増加することが予想される。従って、現行の上記運用実務は、特許出願人の拒絶理由通知に対する迅速な応答を阻害し、加えてこの応答におけるコストを上昇させている。</p> <p>5. その他 上記において免責された行為により作成された複製物、翻案物が、関係手続外において利用されないよう、当該複製物、翻案物の利用目的を制限すべきである。</p> <p>また、特許庁における審査手続の迅速化、的確化の観点からは、特許出願手続のみならず、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び特許協力条約に基づく国際特許出願についても、同様の措置を講ずるべきである。</p>
----	--

全般	<p>特許審査の手続きは産業の発展に寄与するものであり、また著作物の利用も特許庁の先行技術調査のみなので権利制限を認めるべきである。さらに開発費用が少ない中小企業などの特許申請の費用が多くなるので補償金制度は導入するべきではない。</p> <p>また一部の意見として特許の付与は特許権利者のみの利益であるという意見もあるが、特許はそもそも全面公開されるので第三者にも公開された技術の利用する機会が与えられる。よって技術の進歩や産業の発展があるので公益性は極めて高い。以上から公益性と知的財産立国の実現の観点から特許審査における文献の複製は全面的に権利制限するべきである。</p>
	<p>からまでにつき、早急に法改正を行うべきである。</p> <p>これらの法改正によっては、著作権者の経済的利益の損失は基本的に考えられない一方で、その必要性は緊急を要していると思われるためである。もちろん、この要望事項に係る必要性は、特許手続以外の他の知的財産権の登録等の手続にも言えることであるので、特許に限定しないで法改正を行うことが望ましいと考える。ただ、特許以外の知的財産権についての検討が済んでいないことを理由に今回の要望事項の改正を行わないことにつながるのであれば、特許関係の法改正を先に行うこともやぶさかではない。</p>
	<p>AAP, representing publishers of all sizes and types located throughout the United States, is the principal trade association of the book publishing industry. The association's over 300 members include most of the major commercial book publishers in the United States, as well as smaller and non-profit publishers, university presses and scholarly societies. AAP members publish hardcover and paperback books in every field and a range of educational materials for the elementary, secondary, post-secondary and professional markets. Members of the association also produce computer software and electronic products and services, such as online databases and CD-ROM. AAP considers the protection of intellectual property rights to be among its top priorities.</p>
	<p>This section of the Interim Report discusses four proposed exceptions to copyright protection, for academic papers, books, manuals, and other materials that may be relevant to consideration of a patent application (referred to in the Interim Report as "non-patent literature"). Two exceptions (number 1 and 4) would benefit the Japan Patent Office, or individual examiners in that office. The other two exceptions would benefit patent applicants, or other members of the public who submit prior art documents. In all cases covered by the exceptions, the beneficiary would be privileged to copy "non-patent literature" without permission of, or compensation to, the author or publisher thereof.</p> <p>AAP has significant concerns about all the proposed exceptions in this section. Although the scope of the category "non-patent literature" is not well defined, AAP member companies surely hold copyright in much of this material, notably books and articles in scientific, technical and medical fields. We question whether a case has been made that any of these exceptions is necessary to address a special case in a manner that does not conflict with a normal exploitation of these works, and that does not unreasonably prejudice the legitimate interest of right holders. In other words, it is not clear that adoption of any of these exceptions would be consistent with Japan's obligations under the Berne Convention (Art. 9.2) or the TRIPS Agreement (Art. 13).</p>
	<p>AAP fully agrees with the Interim Report that there is a strong public interest in the efficient operation of the patent examination system. However, as discussed above, there seems to be strong evidence that to the extent that this system requires the reproduction of "non-patent literature," market mechanisms already exist that efficiently fill this need. Tampering with these mechanisms, or pre-empting them through recognition of an exception to copyright protection, would raise serious questions about interference with normal commercial exploitation of this material, and thus about Japan's fulfillment of its international obligations.</p> <p>Accordingly, AAP urges that the Committee not endorse any of these exceptions at this time. We stand ready to assist the Committee in further exploration of the issues discussed above, and thank you for your consideration of our views.</p>
	<p>この際、「裁判手続」のみならず、行政機関が公的業務として非特許文献を複製する場合には、権利制限の対象となることを明確にすることを検討して頂きたい。</p> <p>法改正については、「行政手続のために必要と認められる場合」という文言は基本的にはよいと思う。ただしこれでは、あまりに漠然としているのでベルヌ条約の文言を利用し、「ただし、著作物の通常の利用に当たる場合、または、著作者の権利を不当に害する場合を除く。」との文言を入れるべきである。これにつき、政令への委任はすべきでない。運用に関しては判例の集積にゆだねるべきである。</p>

全般	<p>理工学書、医学書は学術研究、医学・医療の進歩・発展に役立てられる、つまり、公共の利益に適う場面で利用されることを目的として出版されている。公共の利益に適うことを目的とした複写利用が権利制限の対象となり、本来の利用者に自由に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない理工学書、医学書の出版は困難となるばかりか著者の発表の機会が制限され、科学技術情報の伝達に影響を与え、学術研究、医学・医療の進歩・発展を大きく阻害することになる。殊に高度に専門的な領域を扱う出版物は先ず出版不可能な事態となる。</p> <p>特許審査手続の迅速化は知財立国を目指すわが国の一員として非常に重要なこととして認識している。しかし、「非特許文献は入手困難なものも多く」とあるが、これら文献の多くは複数の文献複写業者によってそのデータベース検索、複製物の提供サービスならびにそのための権利処理が可能であり、困難とはいえない。また特許審査に関わる当事者のいずれかがこれら文献を所有しているはずであり、複写物の入手が困難ということはいえない。これは実用新案、意匠、商標の各審査手続においても同様である。</p> <p>さらに、「許諾の入手」についても、現在既に複数の複写管理団体が存在しており、これらと契約することにより出版物の複写の簡便な権利処理が可能となっている。実際に複写の需要のあるものの中で、管理団体に権利委託しているものの割合は相当に高いといえる。当社においても日本出版権管理システムに対して権利委託を行っている。</p> <p>2. 特許審査手続、薬事行政それぞれにおいて利用される医学専門書誌等はもともと学術研究等公共の利益に適する場面で利用目的に出版されています。このような出版物の著作権が制限された結果、いかに学術研究等公共の利益と言う理由であっても、著作権者側に対して不利益な悪影響を及ぼすことは明白であります。今後著作権の制限見直しを審議する場合には我々医学専門書出版者の立場も充分考慮した上で判断されることを要望いたします。</p>
----	--

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(3) 薬事行政に係る権利制限について	
①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて	<p>「審議の経過」10ページに「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった」とありますが、薬事行政の必要性という理由で著作権者の権利が制限されてしまうことにはささか疑問があります。国民の健康に資するという使命は製薬企業も出版社も同じであり、営利企業である製薬会社は自ら製造・販売している医薬品について、承認や継続販売するために必要な経費は必要なコストとして負担するのが当然と考えます。一方的な権利侵害と考えます。</p> <p>行政利用の文献、製薬企業が厚労省に提出する文献、製薬企業が医療関係者に無料で頒布する文献の3項目の複写すべてに反対です。</p> <p>1. まず、権利制限規定を拡大する理由が「公共の利益」となっていますが、もし、このことが理由になるとすれば、あらゆる項目が該当することになります。言ってしまうと公務員の方は自分たちは公共に奉仕しているのだから、自分たちが行っていること、ないし自分たちの言うことはすべてが公共であると、思いませんか？ 今回の厚労省の提言はまさにそのように思えます。まして、提案しながらどのように製薬企業が複写しているか実態も明らかにしないでです。</p> <p>2. 次に、行政目的であれば、すべて自由に利用できるという発想はおかしいのではないですか？ 行政であっても他人の権利を利用するのであれば、それなりの配慮をするのが法治国家ではないですか。欧米の国家はこのような場合支払っているのではないですか。学術文献を戦後から永年、無断で著作権料の支払いもなく勝手に利用しているのは、お隣の中国とわが日本国(JSTとNL)ぐらいではないですか。</p> <p>3. 著作権は私の権利です。自由主義社会がこの権利を無視すれば崩壊します。製薬企業は出版業と同様私企業ではないですか。製薬企業が自らの営業に利用している無断複写をなぜ、今になって法的に無料で利用させるのですか。副作用情報といえながら、薬に関係のないすべての文献を無断で複写して頒布しているのです。製薬企業が他人の作った学術文献を大量に無断で複写して、医療関係者に配布していることを、法治国家として許してはいけないことだと思います。医学・医療の商業誌は、製薬企業が配布をする医療関係者を読者対象として制作しているのです。発行するそばから製薬企業がコピーをして読者であるべき医療関係者に無料で配布をすれば、本来の読者は誰も雑誌を買わないでしょう。現在、そのような状況になっているのです。医学雑誌が危機に瀕しているのです。小生の編集していた某誌は毎年赤字でも発刊しています。某製薬はかつてこの雑誌を50部購入していました。しかし電子的にコピーして配布しているから今は1部です。隣の中国のNLと同じことを行っているのです。こんなことが続けば商業誌はなくなります。ひいては研究者の発表の場は狭められていくのです。</p> <p>権利制限すべきです。文献の複写に関しては複数の管理団体が併存しており、管理著作物を調べる際には全ての団体を調査せざるを得ず、利用者の負担は大きい。特に、日本複写権センターからJCLSが分離独立した際に、管理著作物の移動が行われているが、出版物に記載している管理団体の表示は、出版された時点のもので、その後の移動は反映されることはない。従って、出版物を見てもどこが管理しているのかは判断できないことになっている。そのため、管理団体の確認には非常に手間がかかってしまう。2002年1月に(社)情報科学技術協会は管理団体の統合を提言しているが、3年半以上経ったにもかかわらず、状況は好転していない。 http://www.infosta.or.jp/oshirase/cccteigen.html</p> <p>また、管理団体が存在していると言っても全ての学術文献が管理されているわけではない。これらについては、さらに権利処理に時間がかかってしまう。このような状況下では、個別の権利処理を製薬企業に求めるのは、非常に大きな負担を強いることになる。一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p> <p>「問題の所在」として3項目が列記されていますが、いずれも現在の著作権利用制度の未整備に起因するものであると思います。その制度の整備を行わずして、著作権の制限を検討するのは本末転倒であると考えます。</p> <p>学術論文は本来、学術的な目的のために執筆されており、薬剤承認や副作用報告を目的とはしていません。安易な複写の容認は、それを複写して足れりとする風潮に拍車をかけるものです。こういった異なる目的のためには、適切な引用の下に新たな文章を起草することこそがふさわしいと考えます。</p> <p>④付記 私も研究者の一人として多くの論文や解説を執筆していますが、ほとんどの場合、著作権は出版社に帰属するという契約がなされています。従って、上記意見は自らの利益の保護を目的とするものではないことを付記しておきます。</p> <p>「医薬品の製造承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」は製薬企業として、企業活動を行うために設定されたルールであり、これを遵守することは法治国家における企業活動としては当然のことと思います。この諸制度のルールをクリアすることによる製薬企業は自社が開発した医薬品を販売し、利潤を獲得するのですから、上記の「研究論文等の複写・添付する」ことに係る手続き・費用は企業活動の当然の必要コストとして製薬企業が負担すべきものと考えます。</p> <p>昨今、著作権問題が浮上しており、その一環として、今回、薬事行政に関わる権利制限がご検討されていることは認識いたしております。すでに審議されております状況を拝見しますと①審査資料関係の研究論文の複写、提出、②副作用・感染症報告・治験副作用報告に関わる研究論文の複写提出、③医薬品の適正使用に必要な情報を提供するために研究論文等を複写し、医療関係者に提供すること、等を権利制限に入れるのは薬事法に基づく範囲として妥当な方向ではないかと思われまます。</p> <p>医療の現場に携わるものとしてご意見を言わせていただきますと、医療においては患者が中心であるべきです。医療の現場では医薬品の有効性と安全性に配慮して患者に最善の医療行為を行うため、常に最新の研究論文等に目を通しておかねばなりません。そのためには医薬品に関する文献は重要な情報源の一つとして必要です、このように日ごろから必要な情報入手し、新しい治療等の勉強を行うにも廉価で情報を得ることが望まれます。</p> <p>また、薬事法が医薬品等の有効性および安全性確保のための規制であるとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品等の開発のために必要な措置を講じて保健衛生の向上を図る目的とし、必要な措置を医療関係者に義務付けていることを十分にご理解願いたいと存じます。</p> <p>以上のことを踏まえて今後の審議を進めていただきたくお願いいたします。</p>

項目	意見
<p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、これらの手続は製薬企業がその責任において行うべきものとする。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ており、製薬業務が企業の活動そのものである以上、こういった医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は国に対する情報提供のコストも含めて全て製造者である製薬企業が負担すべきものである。</p> <p>医薬品の審査や評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文誌あるいは医学専門誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版の販売対象としている。従ってこれらの出版物は行政目的に利用されることも通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されることは、こうした出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p> <p>著作権法第42条は行政立法機関内部における複製利用について権利の制限を行っているものであるが、民間から提出する、あるいは民間に提出するものは明らかに行政立法機関内部の利用ではなく、また趣旨も異なる。行政立法機関以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要である。</p> <p>また、厚生労働省はこの要望事項にかかる複写利用がどの程度の量であるかを明らかにしていないが、当然権利制限を考慮する場合には複製の総量を明確にすべきである。</p>	<p>問題の所在①、②に関して、現行法第42条により厚生労働省等が文献の複写を行政目的で権利者の許諾なく行えるからといって、営利企業である製薬会社にも認めることになれば、権利者が被る制約は量的にも現状と同程度であるとは到底いえず、著作者の利益を不当に害することになる。</p> <p>要望事項①「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、これらの手続は製薬企業がその責任において行うべきものである。製薬企業の活動そのものというべき医薬品をめぐる必要な手続は国に対する情報提供のコストも含めて全て製造者である製薬企業が負担すべきものである。</p> <p>医薬品の審査や評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文誌あるいは医学専門誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版の販売対象としている。従ってこれらの出版物は行政目的に利用されることも通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されることは、こうした出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p>
	<p>「権利制限見直し」反対の意見を申し述べます。</p> <p>「審議の経過」10ページ①、および②に関しては、利用者側の一方的な意見であり、権利者（著作者・出版社など）の損失を全く考えていない論理である。</p> <p>著作権法42条は行政目的にのみ権利制限を認めているもので、文献にも「内部資料として必要と認められる限度」であり、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され、外部から提供されることには適用されない」というのがそもその立法趣旨である。（加戸守行・著作権法逐条講義四訂新版）とある。また、同文献には、「経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。製薬企業等における複製量が多大と想像されるので、ベルヌ条約第9条2項の「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」と大きく矛盾する。</p>
	<p>「審議の経過」10ページ①および②に関し、これは利用者の一方的な意見で、著作者、出版社などの権利者の損害を考えていない、無謀な論理です。</p>
	<p>①～③のいずれについても権利制限を行うべきである。</p> <p>国民の健康にかかわる重要な問題であり、制度上必要とされる書類の複製が迅速に行われなければ、国民に重篤な影響が及ぶ。</p> <p>研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>
	<p>①、②については国民の生命、健康への被害を未然に防止し、学術情報の流通が円滑に行われるのを推進するため、「立法または行政の目的」として複製が許容されるよう、第42条に定める権利制限を認めるのは賛成である。</p> <p>権利制限の対象は複製物の用途・使用目的によって判断すべきである。</p>
	<p>①「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」、②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」については、製薬企業等が開発した医薬品の承認・販売にあたり、企業として必要な手続きであり、かかる費用は自ら負担するのが当然と考える。また行政省が内部資料として行なう複写と利潤を追求する私企業が行なう複写とはまったく目的を異にするものであり、同じように考えることはできない。①および②について権利制限の対象となれば、容易に想像できるその複写枚数の多さから、権利者の利益を不当に害することは必至であり、それらについては権利制限の対象外とすべきである。</p>
	<p>医薬品については、特許における産業発展の公益性に比べて、人の生命身体に関わるものであるため、より社会負担としての権利制限はより甘受すべきであるように思われる。</p> <p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p> <p>そして、これらについては、提出先が国であることから、42条との均衡からも無許諾・無償の権利制限を認めることは、必要性こそあれ、不都合ではないように思われる。</p>

項目	意見
<p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p>	<p>①、②、③に反対します 「審議の経過」には見直しについて「権利者の利益と社会一般との調整を図りつつ」とありますが、薬事の場合、著作権者の権利のみを制限し、製薬企業等の利益を保護することになり社会一般との調和なぞ全く図れません。</p> <p>現在、製薬企業が主体となって設立した財団法人が無許諾で複写物を製薬企業に提供し続け、それに対し日本著作出版権センター（JCLS）が許諾を得て使用料を払い製薬企業に提供するように求めましたが全く改善はされていません。今回の見直しは資本力で優る製薬企業等が力づくで弱者の権利を奪っているこの現状を著作権法で追認させようとするものです。</p> <p>学術書誌、医学専門書誌にとって医薬品情報、学術情報を研究者、製薬企業等へ販売する事は売上げの大きな部分を占めています。製薬企業等が許可なく複写できるとなれば、経済的に弱小な著作権者、出版社に与える影響は非常に大きく書誌発行が存続できなくなることも予想されます。その結果情報を利用し国民の生命・健康を守るといふ社会の仕組みは持続しなくなるおそれがありますのでこの権利制限見直しについては強く反対いたします。</p> <p>現在、学術、医書出版社は日本複写センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に全出版物を委託していますので利用者が事前の包括契約や事後の処理によって迅速に利用することには何らの支障もありません。P11の「現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われる」と懸念を述べられていますが、その理由として「権利者が探索できない場合には」しか述べられていません。このような理由ではシステム全体を懸念する根拠に乏しいと思われま。現在少なくとも管理団体によって複写可能になっている著作物については利用料を払うべきであると考えます。</p> <p>ベルヌ条約9条2項の趣旨のとおり「特別な場合」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、「著作物の正当な利益を不当に害しないものである」以外、他人の著作物を利用するに際しては、何らかの代償を払わなければならないのは当然なことです。現在製薬企業等で複写されている数千万頁とも言われている膨大な頁数の状態からすると上記ベルヌ条約9条2項の趣旨に反しています。製薬企業等も複写の利用料を負担して①、②、③の企業活動をしなければならないのは、社会一般から期待されているところだと思しますので権利制限の見直しには強く反対します。</p>
	<p>[1]の「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて」と[2]の「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて」については、今回の審議においても、特に問題はないとされているので、是非とも、これらが可能となるように改められるべきと考えます。</p>
	<p>1. 要望事項①②に関して、医薬品の審査、評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文書誌あるいは医学専門書誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版目的としている。これらの出版物にとっては行政目的に利用されることもその通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p>
	<p>「〇問題の所在」の①②については、安全性の確保は根拠的かつ公益性が高いことから、「〇審議の状況」記載の意見に賛同致します。</p>
	<p>①及び②については、権利制限の対象としていただきたい。 理由・医療機器は、医薬品と同様に人の生命及び健康への重大な影響を未然に防止するため、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的とした必要な各種関連情報の収集は、公益の目的に適うものであり、権利制限するべきものではない。</p>
	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過」（以下「審議の経過」といいます。）では、薬事行政に関し3項目について著作権制限の拡大をご検討されていますが、そのいずれも著作権制限を拡大すべき理由は存しないと考えます。</p> <p>確かに、国民の生命、健康への被害を未然に防止することは重要なことです。しかし、「審議の経過」の中で論じられている3項目は、いずれも製薬会社が責任を負うべき自社製品の安全性に関する情報提供について、他人の著作物を利用しようというものです。自らの製品の安全性についての情報提供義務は、製薬会社自身が負うべきであり、著作権者が義務を負うものではありません。</p> <p>また、著作権法30条以下の著作権制限規定をみても、財産上の利益につながる著作物の利用について、著作権を制限することはほとんどありません。そして、財産上の利益につながる著作権制限を定める例外的場合（33条、34条、36条）でも無償での利用を認めた例はないと思われま（33条2項、34条2項、36条2項）。</p> <p>したがって、製薬会社が自らの製品を販売するための承認手続や自らの製品の安全に関する情報提供等、営業上の利益のために著作権を制限するというのは、著作権法体系上、相当ではないと考えます。</p> <p>第1の項目である「製造販売を行う医薬品の承認・再審査・再評価手続」は、製薬会社が医薬品を販売し利益をあげるための手続です。その申請にあたって研究論文等の添付が必要であるならば、販売されている論文そのものを添付すれば足りま。あえて、著作権を制限する必要はありません。</p> <p>また、文献のコピーの利用については、日本複写センター、学術著作権協会等が複製許諾手続を用意しているところであり、著作権制限をしなければ著作物を複製できないわけではありません。例え、すべての文献がこれらに複製許諾を委託していないとしても、このような著作権者の努力こそ支援すべきであって、問答無用で権利制限をしてしまうことは適切ではないと思われま。</p> <p>特に、医学・薬学文献の著作権者は、自らが副作用情報等を必要とする人となる可能性が高いと思われまので、文献複写の許諾システムを構築しやすい条件があるのではないのでしょうか。</p>

項目	意見
	<p>しかも、仮に薬事行政に係るこれらのケースについて、著作権制限を拡大しても、大して実益があるようには思われません。</p> <p>営利企業である製薬会社は、その事業活動において文献複写をする場合の多くが著作権者の許諾を要するのですから、「審議の経過」で検討されている3項目について著作権の制限が認められたとしても、日本複写権センターや学術著作権協会等との包括契約が不要になるわけではありません。したがって、新たに権利制限が設けられた複製について、どう勘案して複製使用料を設定したら良いのかという問題を惹起するだけで、いたずらに問題を複雑にするように思われます。</p> <p>また、ベルヌ条約の求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」という条件に矛盾しないとしても、それは条約違反に該ならないというだけで、現行法上の著作権に新たな制限を設けることを正当化できるものではありません。</p> <p>なお、現時点で民間の許諾システムが不十分であるため、著作物複製の許諾を得ては、国民の生命、健康に被害が生じるおそれがあるのかもしれませんが。しかしその場合には、緊急非難(刑法37条)に該当し刑事責任は生じないと考えることもできます。</p> <p>もっとも、民法上の緊急避難(民法720条2項)は「他人の物」から生じた危険でなければなりませんから、製薬会社が自社の製品に関する副作用情報を提供する場合には該当しません。しかし、製薬会社が自ら招いた国民の生命、健康への危険なのですから、副作用情報提供の費用は製薬会社自身が負担すべきであり、著作権者が負担する理由はありません。むしろ、製薬会社が無許諾複製について複製使用料相当額の損害賠償責任を負うのは当然であると思われま</p> <p>す。</p> <p>したがって、著作権の制限によるのではなく、著作権者の許諾が迅速に得られるようなシステムの構築を支援することのほうが適切だと考えます。</p>
	<p>要望事項の①～③について、いずれも権利制限を認めることは妥当とは思われぬ。国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から考慮したとしても、42条で行政の内部資料としての複写を認められていることを敷衍させて、権利制限を行うことは適切ではない。そもそも製薬企業が公共の福祉に貢献する要素は当然あるとしても、私企業である以上、利潤を追求するのであるから、その責任と負担で複写利用すべきものである。</p> <p>また、「権利制限を認めたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の流通を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。」とのコメントは、何を根拠に述べているのか理解できない。現状で行われている複写の実態を調査もせず、また、製薬業界にその具体的な利用状況のデータの提出・報告を求めることなく、権利制限が必要あるいは望ましいという判断はどこから出てくるものなのか、到底納得できるものではない。</p> <p>さらに、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」ということが要望の理由として挙げられているようであるが、実際は現在の複写権管理団体においては事後申請で運用されており、大部分の場合そのようなことはないといえる。行政としては、現在の複写権管理団体を通して必要な手続きをして利用するよう、製薬業界を指導することこそが重要なことであろう。</p>
<p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p>	<p>1. ①承認・再審査・再評価制度に伴う複写、②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度に伴う複写については、1行目に、「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった」とあるが、医薬に係る著作物は、医薬品情報を関係官庁、病院、研究者等に伝達することを当然の目的の一つにして出版されているものであり、製薬企業が複写する場合は、医薬の販売によって利潤を得ている以上、①、②の複写に要するコストは当該製薬企業が負担すべきである。</p>
	<p>薬事行政に係る権利制限に関して、</p> <p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること</p> <p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること</p> <p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて、議論されています。</p> <p>これらは、薬事法で規定される医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下、医薬品等という)の使用によってもたらされる国民の生命、健康の被害を未然に防ぎ、医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するために、「医療関係者」および「医薬品等の製造販売業者」に課せられた制度に関連しています。すなわち、製造販売を行う医薬品等の承認・再審査・再評価手続における申請書への研究論文等の添付(①)、医薬品等の副作用や感染症発生、治験に関する副作用の報告義務(②)、医薬品等の適正な使用のための情報の収集、提供(③)に関連しています。</p> <p>審議会の議論にも記されていますように、国民の生命、健康への被害を未然に防ぐためには、医薬品等に関して必要な情報が迅速に伝達されることが不可欠であり、①および②は権利制限の対象と明記しても、現状と大差なく、権利者の利益を不当に害することにならないと考えられます。欧米でもフェア・ユースとして実質的に権利制限の対象となっております。</p>
	<p><下記についての権利制限を要望いたします。></p> <p>1)承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p> <p>2)副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p> <p><理由></p> <p>・複製される論文は、定期刊行物として発行されている学術誌に掲載されており、その学術誌の多くは 複製を行う製薬企業が事前に定期購読している場合が多い。</p> <p>したがって、複製を定期購読の代替として利用されることはなく、著作物の流通や学術誌の販売などに悪影響を与えるとは思えず、ベルヌ条約第9条にも抵触しないと考える。</p> <p>・また、現行の著作権許諾システムでは、複製対象となる著作物の網羅性の欠如、事務的手続きの煩雑さと権利許諾機関ごとことなる許諾方法という実態があり、十分に機能していない。このことを考慮すると薬事法関連での複写と提出を現行の著作権許諾システムを通して権利処理することは、かえって緊急性のある生命と健康にかかわる情報流通を阻害することになる。</p> <p>・また、現行の著作権許諾システムでの処理実績には、薬事法関連以外の処理実績も含まれており薬事法関連の権利制限を行っても、現行の著作権許諾システムそのものを否定することにはならない。</p> <p>・医薬品の審査・許認可行政に客観性(客観的な科学的エビデンス)を担保するものであり、公共性は高い。</p> <p>・医薬品の審査・許認可業務の迅速化に貢献する。</p>

項目	意見
	<p>[意見]①、②及び③については、権利制限することが適当と考えます。 理由・人の生命及び健康への重大な影響を未然に防止するため、医薬品と同様に医療機器の製造販売承認申請時等において、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を担保するための研究論文等の複写を作成し、行政へ提出すること及び医療機関への研究論文等の複写を作成し、情報提供することは、公益の目的に適うものであるため。特に①及び②については、提出先及び提出部数も限定されること、③については一文献あたりの複写は通常一部であることから、著作権者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。</p>
	<p>①②について、権利制限は必要、認めていただきたいと思います。 「国民の生命、健康を守る」ことを優先していただきたい。 国民医療費の節減にもつながると思います。</p>
	<p>「問題の所在」①から③のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は、①及び②に関しては、10頁の該当箇所記載のとおり。</p>
	<p>厚労省は、製薬企業等が医薬品の製造承認を受けようとする場合には、薬事法に基いて、国民の生命・健康を守るために、医薬品の品質・有効性及び安全性を確保する関連資料の提出を義務付けている。審査に必要な資料提出は必須とみなされている。 医薬品の品質・有効性及び安全性を証明するためには、関連資料として学術文献を複写して添付することは、客観的な評価を受けるためには必ずしもよい位必要なことであり、又、文献も多数必要とされている。 これらの文献の提出は、一方では製薬企業の企業活動の一環として行う行為とも考えられるが、行政による審査行為に必要なために提出が義務付けられていること、その審査結果が国民の生命・健康の維持に密接に関わっていること。オーファンドラッグの申請に至っては、到底利益が得られないであろう製品でも、採算割れでも国民の生命・健康を維持し、疾病を治療するために開発が行われ、申請が行われている。単なる私企業の営利目的のみならず、国民の生命を守る公益性も有しているものであることも良く理解して頂きたい。そのために、資料提出が義務付けられているものと受け止めています。 再審査や再評価手続に関わる研究論文等の資料提出も同様の趣旨によるものであり、著作権の権利を制限することに賛成致します。</p>
	<p>これまでに2度要望を提出させていただいておりますが(添付資料参照)、この度も日本製薬団体連合会から提出されております意見書の内容に前向きな対応をしていただくよう、要望いたします。</p>
<p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p>	<p>著作権法改正に関する要望事項 要望の趣旨 薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品の有効性及び安全性の確保を図るといふ公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。 法改正を必要とする理由 周知のとおり、国民が生命を維持し健康を追及することは、基本的人権として憲法において保障されている。 医薬品は、人の生命、健康に直接関わるものであり、それが適正に使用されることにより、品質、有効性及び安全性が確保されることが重要である。 このため、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への積極的、消極的被害を未然に防止するため、医薬品に関する事項を規制し、医薬品の適正使用を推進し、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な各種関連情報の収集・評価・報告・保存を製薬企業等に義務付けている。 医薬品の効果や副作用等の評価を適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告・保存などが十分にしかも迅速に行われることが必要である。 製薬企業としては、迅速に正確な情報を得るために公表された文献等を探索・精査し、これらの義務を果たしている。そして、これら必要な情報の入手には、迅速性、正確性の面から複製物に頼らざるを得ない状況であるが、定められた報告期限を考慮すると、著作権法の規定に従って事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、許諾を条件とすると前記義務の履行は果たすことができなくなる。 このような薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品を適正に使用し、その品質、有効性及び安全性の確保を図るといふ公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。 改正条項及び内容 著作権法 制限規定を新設 薬事法またはその関連法令、ならびにこれらに基づく行政の調達により、行政官庁への報告が求められる場合、その報告のために必要な範囲で、著作物を収集、保存する場合、複製、譲渡及び公衆送信することができる。 また、当該行為は委託することができる。</p> <p>「〇審議の経過」にも記述されているとおり、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への被害を未然に防止することを目的として、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な情報の収集、評価、報告、使用、保存を行うことを、製薬企業と医療関係者に義務付けている。 「〇問題の所在」に記載されている各項目のうち、①②については、「〇審議の状況」で述べられている意見に強く賛同する。すなわち、国民の生命、健康に関する安全性の確保は極めて根拠的かつ公益性の高い課題であって、これを維持・追求するためには、これらの行為について権利制限を行うことが必要である。</p> <p>①と②につきましては、著作権法42条の範囲内での運用で可能ではないかと思われます。</p> <p>①②について、権利制限することに賛成です。 出版物の権利処理が迅速にできない現状で、国民の生命や健康を守るために、正確な情報の提供・入手が必要です。</p>

項目	意見
<p>①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて</p>	<p>「①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに「②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、「審議の経過」10ページに「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった。」とある。しかし、医薬品の審査、評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文書誌あるいは医学専門書誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版目的としている。これらの出版物にとっては行政目的に利用されることもその通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、こういった医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は、国に対する情報提供のコストも含めて製造者である製薬企業が負担すべきである。</p> <p>「審議の経過」10ページに「現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、厚生労働省等が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能であることから、こうした制限規定を置いたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。」とある。しかし、要望事項①と②については現状では第42条の範囲内ではないので、この部分について権利制限を拡大すれば、程度の差はあるとしても必ず権利者に影響が出ることになる。それが何故「権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる」のか理解できない。著作権法第42条は確かに行政目的においては権利制限を認めているが、それは「内部資料として必要と認められる限度」であって、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され」（加戸守行・著作権法逐条講義四訂新版、283ページ）、外部から提供されることには適用されないというのがそのもその立法趣旨である。それを行政庁が所有あるいは必要とする著作物であるからという理由で、複製物の外部への提供や外部からの入手までに著作権法第42条の概念を適用するのはあまりにも乱暴な論議である。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要であることは言うまでもない。また、厚生労働省はこの要望事項にかかる複写利用がどの程度の量であるかを明らかにしておらず、権利制限を拡大した場合に権利者の被る制約が現状と同程度であるかどうかは全く判断できない。著作権法第42条には「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但し書きがあり、「著作物の経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」（加戸守行・著作権法逐条講義四訂新版、283ページ）とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。複写量が多い場合には、上記に加えてベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」という条件と矛盾する。</p>
<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p>	<p>「審議の経過」10ページに「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった」とありますが、薬事行政の必要性という理由で著作権者の権利が制限されてしまうことにはささか疑問があります。国民の健康に資するという使命は製薬企業も出版社も同じであり、営利企業である製薬会社は自ら製造・販売している医薬品について、承認や継続販売するために必要な経費は必要なコストとして負担するのが当然と考えます。一方的な権利侵害と考えます。</p> <p>行政利用の文献、製薬企業が厚労省に提出する文献、製薬企業が医療関係者に無料で頒布する文献の3項目の複写すべてに反対です。</p> <p>1. まず、権利制限規定を拡大する理由が「公共の利益」となっていますが、もし、このことが理由になるとすれば、あらゆる項目が該当することになります。言ってしまうと公務員の方は自分たちは公共に奉仕しているのだから、自分たちが行っていること、ないし自分たちの言うことはすべてが公共であると、思っていますか？ 今回の厚労省の提言はまさにそのように思えます。まして、提案しながらどのように製薬企業が複写しているか実態も明らかにしないで。</p> <p>2. 次に、行政目的であれば、すべて自由に利用できるという発想はおかしいのではないですか？ 行政であって他人の権利を利用するのであれば、それなりの配慮をするのが法治国家ではないですか。欧米の国家はこのような場合支払っているのではないですか。学術文献を戦後から永年、無断で著作権料の支払いもなく勝手に利用しているのは、お隣の中国とわが日本国（JSTとNL）ぐらいではないですか。</p> <p>3. 著作権は私の権利です。自由主義社会がこの権利を無視すれば崩壊します。製薬企業は出版業と同様私企業ではないですか。製薬企業が自らの営業に利用している無断複写をなぜ、今になって法的に無料で利用させるのですか。副作用情報といいながら、薬に関係のないすべての文献を無断で複写して頒布しているのです。製薬企業が他人の作った学術文献を大量に無断で複写して、医療関係者に配布していることを、法治国家として許してはいけないことだと思います。医学・医療の商業誌は、製薬企業が配布をする医療関係者を読者対象として制作しているのです。発行するそばから製薬企業がコピーをして読者であるべき医療関係者に無料で配布をすれば、本来の読者は誰も雑誌を買わないでしょう。現在、そのような状況になっているのです。医学雑誌が危機に瀕しているのです。小生の編集していた某誌は毎年赤字でも発刊しています。某製薬はかつてこの雑誌を50部購入していました。しかし電子的にコピーして配布しているから今は1部です。隣の中国のNLと同じことを行っているのです。こんなことが続けば商業誌はなくなります。ひいては研究者の発表の場は狭められていくのです。</p> <p>権利制限すべきです。</p> <p>文献の複写に関しては複数の管理団体が併存しており、管理著作物を調べる際には全ての団体を調査せざるを得ず、利用者の負担は大きい。</p> <p>特に、日本複写権センターからJCLSが分離独立した際に、管理著作物の移動が行われているが、出版物に記載されている管理団体の表示は、出版された時点のもので、その後の移動は反映されることはない。従って、出版物を見てもどこが管理しているのかは判断できないことになっている。そのため、管理団体の確認には非常に手間がかかってしまう。2002年1月に（社）情報科学技術協会は管理団体の統合を提言しているが、3年半以上経ったにもかかわらず、状況は好転していない。</p> <p>http://www.infosta.or.jp/oshirase/cccteigen.html</p> <p>また、管理団体が存在していると言っても全ての学術文献が管理されているわけではない。これらについては、さらに権利処理に時間がかかってしまう。</p> <p>このような状況下では、個別の権利処理を製薬企業に求めるのは、非常に大きな負担を強いることになる。一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p>

項目	意見
<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p>	<p>「問題の所在」として3項目が列記されていますが、いずれも現在の著作権利用制度の未整備に起因するものであると思えます。その制度の整備を行わずして、著作権の制限を検討するのは本末転倒であると考えます。</p> <p>学術論文は本来、学術的な目的のために執筆されており、薬剤承認や副作用報告を目的とはしていません。安易な複写の容認は、それを複写して足れりとする風潮に拍車をかけるものです。こういった異なる目的のためには、適切な引用の下に新たな文章を起草することこそがふさわしいと考えます。</p> <p>④付記 私も研究者の一人として多くの論文や解説を執筆していますが、ほとんどの場合、著作権は出版社に帰属するという契約がなされています。従って、上記意見は自らの利益の保護を目的とするものではないことを付記しておきます。</p>
	<p>「審議の経過」10ページ①および②に関し、これは利用者の一方的な意見で、著作者、出版社などの権利者の損害を考えていない、無謀な論理です。</p>
	<p>「権利制限見直し」反対の意見を申し述べます。 「審議の経過」10ページ①、および②に関しては、利用者側の一方的な意見であり、権利者(著作者・出版社など)の損失を全く考えていない論理である。 著作権法42条は行政目的にのみ権利制限を認めているもので、文献にも「内部資料として必要と認められる限度」であり、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され、外部から提供されることには適用されない」というのがそもそもの立法趣旨である。(加戸守行・著作権法逐条講義四訂新版)とある。また、同文献には、「経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。製薬企業等における複製量が多大と想像されるので、ベルヌ条約第9条2項の「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」と大きく矛盾する。</p>
	<p>要望事項①「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、これらの手続は製薬企業がその責任において行うべきものである。製薬企業の活動そのものというべき医薬品をめぐる必要な手続は国に対する情報提供のコストも含めて全て製造者である製薬企業が負担すべきものである。 医薬品の審査や評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文誌あるいは医学専門誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版の販売対象としている。従ってこれらの出版物は行政目的に利用されることも通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されることは、こうした出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p>
	<p>「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」では「迅速な情報伝達・・・」という主として時間的な観点からの「権利制限を」主張されている。 これについては当社を含め多くの権利者は複写利用を拒否しておらず、その権利を日本著作出版権管理システム(JCLS)等の管理団体に委託しており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括処理、あるいは事後の報告で権利処理をおこなうことが可能であります。</p>
	<p>また、薬事行政に係る権利制限の項で議論されている②副作用・感染症報告・治験副作用報告に関わる研究論文の複写提出、③医薬品の適正使用に必要な情報を提供するために研究論文等を複写し、医療関係者に提供すること等については、情報の伝達の迅速性が重要です。過去の医療事故等の反省を踏まえてスピードをもって医療に関する情報を伝達し不測の事故を予防あるいはリスクを極小化する必要があります。 従ってこれ等については、商業目的の利用とは言えず、取り扱いは著作権の権利制限の中に入れるべきだと考えます。如何に国民の衛生・健康に貢献する仕組みを効率的に構築するか、ということとは全国民の共通の願いであるといっても過言ではないと思えます。 その一つとして図書館関係及び薬事行政に係る情報の取り扱いについてもより公益的な視点からの議論、判断をお願いします。</p>
	<p>要望事項①「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、これらの手続は製薬企業がその責任において行うべきものと考えます。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ており、製薬業務が企業の活動そのものである以上、こういった医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は国に対する情報提供のコストも含めて全て製造者である製薬企業が負担すべきものである。 医薬品の審査や評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文誌あるいは医学専門誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版の販売対象としている。従ってこれらの出版物は行政目的に利用されることも通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されることは、こうした出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p>
	<p>著作権法第42条は行政立法機関内部における複製利用について権利の制限を行っているものであるが、民間から提出する、あるいは民間に提出するものは明らかに行政立法機関内部の利用ではなく、また趣旨も異なる。行政立法機関以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要である。 また、厚生労働省はこの要望事項にかかる複写利用がどの程度の量であるかを明らかにしていないが、当然権利制限を考慮する場合には複製の総量を明確にすべきである。</p>
	<p>問題の所在①、②に関して、現行法第42条により厚生労働省等が文献の複写を行政目的で権利者の許諾なく行えるからといって、営利企業である製薬会社にも認めることになれば、権利者が被る制約は量的にも現状と同程度であるとは到底いえず、著作者の利益を不当に害することになる。</p>
	<p>医薬品については、特許における産業発展の公益性に比べて、人の生命身体に関わるものであるため、より社会負担としての権利制限はより甘受すべきであるように思われる。 ②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて そして、これらについては、提出先が国であることから、42条との均衡からも無許諾・無償の権利制限を認めることは、必要性こそあれ、不都合ではないように思われる。</p>

項目	意見
<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p>	<p>①「承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」、②「副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」については、製薬企業等が開発した医薬品の承認・販売にあたり、企業として必要な手続きであり、かかる費用は自ら負担するのが当然と考える。また行政省が内部資料として行なう複写と利潤を追求する私企業が行なう複写とはまったく目的を異にするものであり、同じように考えることはできない。①および②について権利制限の対象となれば、容易に想像できるその複写枚数の多さから、権利者の利益を不当に害することは必至であり、それらについては権利制限の対象外とすべきである。</p>
	<p>①副作用・感染症報告などにおいて、関係文献等の複製を行うことはエビデンスの所在を明らかにする意味でも、必須の事項と考えます。</p>
	<p>①、②については国民の生命、健康への被害を未然に防止し、学術情報の流通が円滑に行われるのを推進するため、「立法または行政の目的」として複製が許容されるよう、第42条に定める権利制限を認めるのは賛成である。権利制限の対象は複製物の用途・使用目的によって判断すべきである。</p>
	<p>①～③のいずれについても権利制限を行うべきである。国民の健康にかかわる重要な問題であり、制度上必要とされる書類の複製が迅速に行われなければ、国民に重篤な影響が及ぶ。研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>
	<p>①、②、③に反対します 「審議の経過」には見直しについて「権利者の利益と社会一般との調整を図りつつ」とありますが、薬事の場合、著作権者の権利のみを制限し、製薬企業等の利益を保護することになり社会一般との調和なぞ全く図れません。</p>
	<p>現在、製薬企業が主体となって設立した財団法人が無許諾で複写物を製薬企業に提供し続け、それに対し日本著作権センター（JCLS）が許諾を得て使用料を払い製薬企業に提供するように求めましたが全く改善はされていません。今回の見直しは資本力で優る製薬企業等が力づくで弱者の権利を奪っているこの現状を著作権法で追認させようとするものです。学術書誌、医学専門書誌にとって医薬品情報、学術情報を研究者、製薬企業等へ販売する事は売上げの大きな部分を占めています。製薬企業等が許可なく複写できるとなれば、経済的に弱小な著作権者、出版社に与える影響は非常に大きく書誌発行が存続できなくなることも予想されます。その結果情報を利用し国民の生命・健康を守るという社会の仕組みは永続しなくなるおそれがありますのでこの権利制限見直しについては強く反対いたします。現在、学術、医学出版社は日本複写センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に全出版物を委託していますので利用者が事前の包括契約や事後の処理によって迅速に利用することには何らの支障もありません。P11の「現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われる」と懸念を述べられていますが、その理由として「権利者が探索できない場合には」しか述べられていません。このような理由ではシステム全体を懸念する根拠に乏しいと思われます。現在少なくとも管理団体によって複写可能になっている著作物については利用料を払うべきであると考えます。ベルヌ条約9条2項の趣旨のとおり「特別な場合」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、「著作権者の正当な利益を不当に害しないものである」以外、他人の著作物を利用するに際しては、何らかの代償を払わなければならないのは当然なことです。現在製薬企業等で複写されている数千万頁とも言われている膨大な頁数の状態からすると上記ベルヌ条約9条2項の趣旨に反しています。製薬企業等も複写の利用料を負担して①、②、③の企業活動をしなければならぬのは、社会一般から期待されているところだと思いますので権利制限の見直しには強く反対します。</p>
	<p>1. 要望事項①②に関して、医薬品の審査、評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文書誌あるいは医学専門書誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版目的としている。これらの出版物にとっては行政目的に利用されることもその通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。</p>
	<p>「〇問題の所在」の①②については、安全性の確保は根源的かつ公益性が高いことから、「〇審議の状況」記載の意見に賛同致します。</p>
	<p>①及び②については、権利制限の対象としていただきたい。 理由・医療機器は、医薬品と同様に人の生命及び健康への重大な影響を未然に防止するため、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的とした必要な各種関連情報の収集は、公益の目的に適うものであり、権利制限するべきものではない。</p>

項目	意見
<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p>	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過」(以下「審議の経過」といいます。)では、薬事行政に関し3項目について著作権制限の拡大をご検討されていますが、そのいずれも著作権制限を拡大すべき理由は存しないと考えます。</p> <p>確かに、国民の生命、健康への被害を未然に防止することは重要なことです。しかし、「審議の経過」の中で論じられている3項目は、いずれも製薬会社が責任を負うべき自社製品の安全性等に関する情報提供について、他人の著作物を利用しようというものです。自らの製品の安全性についての情報提供義務は、製薬会社自身が負うべきであり、著作権者が義務を負うものではありません。</p> <p>また、著作権法30条以下の著作権制限規定をみても、財産上の利益につながる著作物の利用について、著作権を制限することはほとんどありません。そして、財産上の利益につながる著作権制限を定める例外的場合(33条、34条、36条)でも無償での利用を認めた例はないと思われ(33条2項、34条2項、36条2項)。</p> <p>したがって、製薬会社が自らの製品を販売するための承認手続や自らの製品の安全に関する情報提供等、営業上の利益のために著作権を制限するというのは、著作権法体系上、相当ではないと考えます。</p> <p>第2の項目の「副作用・感染症の報告制度」等についても、自社が販売している医薬品の情報を提供することは、営業上必要な行為なので、著作権を制限する必要はありません。製薬会社は、販売されている論文等をそのまま添付すれば足ります。</p> <p>また、文献のコピーの利用については、日本複写権センター、学術著作権協会等が複製許諾手続を用意しているところであり、著作権制限をしなければ著作物を複製できないわけではありません。例え、すべての文献がこれらに複製許諾を委託していないとしても、このような著作権者の努力こそ支援すべきであって、問答無用で権利制限をしてしまうことは適切ではないと思われ(33条2項、34条2項、36条2項)。</p> <p>特に、医学・薬学文献の著作権者は、自らが副作用情報等を必要とする人となる可能性が高いと思われ(33条2項、34条2項、36条2項)ますので、文献複写の許諾システムを構築しやすい条件があるのではないのでしょうか。</p> <p>しかも、仮に薬事行政に係るこれらのケースについて、著作権制限を拡大しても、大して実益があるようには思われ(33条2項、34条2項、36条2項)ません。</p> <p>営利企業である製薬会社は、その事業活動において文献複写をする場合の多くが著作権者の許諾を要するのですから、「審議の経過」で検討されている3項目について著作権の制限が認められたとしても、日本複写権センターや学術著作権協会等との包括契約が不要になるわけではありません。したがって、新たに権利制限が設けられた複製について、どう勘案して複製使用料を設定したら良いのかという問題を惹起するだけで、いたずらに問題を複雑にするように思われ(33条2項、34条2項、36条2項)ます。</p> <p>また、ベルヌ条約の求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」という条件に矛盾しないとしても、それは条約違反に該ならないというだけで、現行法上の著作権に新たな制限を設けることを正当化できるものではありません。</p> <p>なお、現時点で民間の許諾システムが不十分であるため、著作物複製の許諾を得ては、国民の生命、健康に被害が生じるおそれがあるのかもしれませんが、しかしその場合には、緊急非難(刑法37条)に該当し刑事責任は生じないと考えることもできます。</p> <p>もっとも、民法上の緊急避難(民法720条2項)は「他人の物」から生じた危難でなければなりませんから、製薬会社が自社の製品に関する副作用情報を提供する場合に該当しません。しかし、製薬会社が自ら招いた国民の生命、健康への危難なので、副作用情報提供の費用は製薬会社自身が負担すべきであり、著作権者が負担する理由はありません。むしろ、製薬会社が無許諾複製について複製使用料相当額の損害賠償責任を負うのは当然であると思われ(33条2項、34条2項、36条2項)ます。</p> <p>したがって、著作権の制限によるのではなく、著作権者の許諾が迅速に得られるようなシステムの構築を支援することのほうが適切だと考えます。</p> <p>要望事項の①～③について、いずれも権利制限を認めることは妥当とは思われ(33条2項、34条2項、36条2項)ない。国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点を考慮したとしても、42条で行政の内部資料としての複写を認めていることを敷衍させて、権利制限を行うことは適切ではない。そもそも製薬企業が公共の福祉に貢献する要素は当然あるとしても、私企業である以上、利潤を追求するのであるから、その責任と負担で複写利用すべきものである。</p> <p>また、「権利制限を認めたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。」とのコメントは、何を根拠に述べているのか理解できない。現状で行われている複写の実態を調査もせず、また、製薬業界にその具体的な利用状況のデータの提出・報告を求めることなく、権利制限が必要あるいは望ましいというような判断はどこから出てくるものなのか、到底納得できるものではない。</p> <p>さらに、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」ということが要望の理由として挙げられているようであるが、実際は現在の複写権管理団体においては事後申請で運用されており、大部分の場合そのようなことはないといえる。行政としては、現在の複写権管理団体を通して必要な手続きをして利用するよう、製薬業界を指導することこそが必要なことであろう。</p> <p>1. ①承認・再審査・再評価制度に伴う複写、②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度に伴う複写については、1行目に、「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった」とあるが、医薬に係る著作物は、医薬品情報を関係官庁、病院、研究者等に伝達することを当然の目的の一つにして出版されているものであり、製薬企業が複写する場合は、医薬の販売によって利潤を得ている以上、①、②の複写に要するコストは当該製薬企業が負担すべきである。</p>

項目	意見
	<p><下記についての権利制限を要望いたします。> 1)承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出することについて 2)副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p> <p><理由> ・複製される論文は、定期刊行物として発行されている学術誌に掲載されており、その学術誌の多くは複製を行う製薬企業が事前に定期購読している場合が多い。 したがって、複製を定期購読の代替として利用されることはなく、著作物の流通や学術誌の販売などに悪影響を与えるとは思えず、ベルヌ条約第9条にも抵触しないと考える。 ・また、現行の著作権許諾システムでは、複製対象となる著作物の網羅性の欠如、事務的手続きの煩雑さと権利許諾機関ごとにことなる許諾方法という実態があり、十分に機能していない。このことを考慮すると薬事法関連での複写と提出を現行の著作権許諾システムを通して権利処理することは、かえって緊急性のある生命と健康にかかわる情報流通を阻害することになる。 ・また、現行の著作権許諾システムでの処理実績には、薬事法関連以外の処理実績も含まれており薬事法関連の権利制限を行っても、現行の著作権許諾システムそのものを否定することにはならない。 ・医薬品の審査・許認可行政に客観性(客観的な科学的エビデンス)を担保するものであり、公共性は高い。 ・医薬品の審査・許認可業務の迅速化に貢献する。</p>
	<p>①②について、権利制限は必要、認めていただきたいと思います。 「国民の生命、健康を守る」ことを優先していただきたい。 国民医療費の節減にもつながると思います。</p>
②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて	<p>[意見]①、②及び③については、権利制限することが適当と考えます。 理由・人の生命及び健康への重大な影響を未然に防止するため、医薬品と同様に医療機器の製造販売承認申請時等において、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を担保するための研究論文等の複写を作成し、行政へ提出すること及び医療機関への研究論文等の複写を作成し、情報提供することは、公益の目的に適うものであるため。 特に①及び②については、提出先及び提出部数も限定されること、③については一文献あたりの複写は通常一部であることから、著作権者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。</p>
	<p>「問題の所在」①から③のいずれも権利制限を行うことが必要であると考え。理由は、①及び②に関しては、10頁の該当箇所記載のとおり。</p>
	<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて これらの報告制度は、医薬品が国民の生命・健康の維持や疾病の治療に必須のものであり、迅速に対応しないと生命・健康の維持に重大な影響を及ぼす可能性があることから設けられた制度と理解しております。 副作用報告等については、短時日で早急に報告書を提出することを義務付けしており(2-3週間)、学術文献の複写物を提出することも多いものと推察されます。これらの報告書提出は営利を目的とした行為ではないこと、迅速に対応することが要求されており、複写の許諾を採ってからは対応が間に合わない可能性もあることなどの理由から、著作権に対する権利制限をすることに賛成致します。 関連する情報収集が速やかに行われ、素早く当局に報告される体制を構築されてこそ、これらの制度が生きてくるものと思われまので、権利制限は是非、実施して頂きたいと思います。</p>
	<p>薬事行政に係る権利制限に関して、 ① 承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること ② 副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること ③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること について、議論されています。 これらは、薬事法で規定される医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下、医薬品等という)の使用によってもたらされる国民の生命、健康の被害を未然に防ぎ、医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するために、「医療関係者」および「医薬品等の製造販売業者」に課せられた制度に関連しています。すなわち、製造販売を行う医薬品等の承認・再審査・再評価手続における申請書への研究論文等の添付(①)、医薬品等の副作用や感染症発生、治験に関する副作用の報告義務(②)、医薬品等の適正使用のための情報の収集、提供(③)に関連しています。 審議会の議論にも記されていますように、国民の生命、健康への被害を未然に防ぐためには、医薬品等に関して必要な情報が迅速に伝達されることが不可欠であり、①および②は権利制限の対象と明記しても、現状と大差なく、権利者の利益を不当に害することにはならないと考えられます。欧米でもフェア・ユースとして実質的に権利制限の対象となっております。</p>

項目	意見
<p>②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出することについて</p>	<p>これまでに2度要望を提出させていただいておりますが(添付資料参照)、この度も日本製薬団体連合会から提出されております意見書の内容に前向きな対応をしていただくよう、要望いたします。</p> <p>著作権法改正に関する要望事項 要望の趣旨 薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品の有効性及び安全性の確保を図るといふ公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。法改正を必要とする理由 周知のとおり、国民が生命を維持し健康を追及することは、基本的人権として憲法において保障されている。 医薬品は、人の生命、健康に直接関わるものであり、それが適正に使用されることにより、品質、有効性及び安全性が確保されることが重要である。 このため、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への積極的、消極的被害を未然に防止するため、医薬品に関する事項を規制し、医薬品の適正使用を推進し、その品質、有効性及び安全性を確保するために必要な各種関連情報の収集・評価・報告・保存を製薬企業等に義務付けている。 医薬品の効果や副作用等の評価を適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告・保存などが十分にしかも迅速に行われることが必要である。 製薬企業としては、迅速に正確な情報を得るために公表された文献等を探索・精査し、これらの義務を果たしている。そして、これら必要な情報の入手には、迅速性、正確性の面から複製物に頼らざるを得ない状況であるが、定められた報告期限を考慮すると、著作権法の規定に従って事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、許諾を条件とすると前記義務の履行は果たすことができなくなる。 このような薬事法を中心として行われる薬務行政にしたがいなされる行為は、医薬品を適正に使用し、その品質、有効性及び安全性の確保を図るといふ公益的見地から必要とされる行為であり、その行為は著作権法の制限規定に定められるべきものである。 改正条項及び内容 著作権法 制限規定を新設 薬事法またはその関連法令、ならびにこれらに基づく行政の通達により、行政官庁への報告が求められる場合、その報告のために必要な範囲で、著作物を収集、保存する場合、複製、譲渡及び公衆送信することができる。 また、当該行為は委託することができる。</p>
	<p>「①承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること」ならびに「②副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること」について、「審議の経過」10ページに「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要とする意見が多かった。」とある。しかし、医薬品の審査、評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文書誌あるいは医学専門書誌は、医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版目的としている。これらの出版物にとっては行政目的に利用されることもその通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、こういった医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は、国に対する情報提供のコストも含めて製造者である製薬企業が負担すべきである。</p>
	<p>「審議の経過」10ページに「現行法でも、第42条は、内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、厚生労働省等が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能であることから、こうした制限規定を置いたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。」とある。しかし、要望事項①と②については現状では第42条の範囲内ではないので、この部分について権利制限を拡大すれば、程度の差はあるとしても必ず権利者に影響が出ることになる。それが何故「権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる」のか理解できない。著作権法第42条は確かに行政目的においては権利制限を認めているが、それは「内部資料として必要と認められる限度」であって、「複製物が作成部局内での使用にとどまる場合に限定され」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)、外部から提供されることには適用されないというのがそもそもの立法趣旨である。それを行政庁が所有あるいは必要とする著作物であるからという理由で、複製物の外部への提供や外部からの入手までに著作権法第42条の概念を適用するのはあまりにも乱暴な論議である。行政庁以外が行う複製は当然権利制限の対象外とすべきであって、責任の所在と帰属性から考えてもそこには一定の線引きが必要であることは言うまでもない。また、厚生労働省はこの要望事項にかかる複写利用がどの程度の量であるかを明らかにしておらず、権利制限を拡大した場合に権利者の被る制約が現状と同程度であるかどうかは全く判断できない。著作権法第42条には「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但し書きがあり、「著作物の経済的市場における使用と衝突するようなケース、あるいは、著作物の潜在的販路に悪影響を与えるようなケースには、たとえ内部資料としてであっても複製物を作成できない。」(加戸守行:著作権法逐条講義四訂新版、283ページ)とあり、非常に限定的に解釈されるべきである。複写量が多い場合には、上記に加えてベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」という条件と矛盾する。</p>
	<p>「○審議の経過」にも記述されているとおり、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への被害を未然に防止することを目的として、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な情報の収集、評価、報告、使用、保存を行うことを、製薬企業と医療関係者に義務付けている。 「○問題の所在」に記されている各項目のうち、①②については、「○審議の状況」で述べられている意見に強く賛同する。すなわち、国民の生命、健康に関する安全性の確保は極めて根源的かつ公益性の高い課題であって、これを維持・追求するためには、これらの行為について権利制限を行うことが必要である。</p>
	<p>①と②につきましては、著作権法42条の範囲内での運用で可能ではないかと思われず。 ①②について、権利制限することに賛成です。 出版物の権利処理が迅速にできない現状で、国民の生命や健康を守るために、正確な情報の提供・入手が必要です。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>「審議の経過」10ページに「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。」とありますが、これらも上記と同様、製薬会社の責任として行うべきと考えます。医療現場の状況を考えると、必ずこの部分は拡大解釈され、あらゆる情報が権利者を無視した形で提供されることとなります。なぜなら、すべての医療情報が国民の生命・健康を守るために少なからず必要とされるものだからです。極端なことを言えば、製薬会社に1冊ずつ本があれば、全国の医療従事者に無料で配布することも可能です。これは著作権者の利益を無視するだけでなく、われわれ出版社の生業そのものを否定するものであり、同じ営利団体として不公平感を感じるとともに、学術出版の成立基盤すら崩れてしまいます。その結果はいうまでもなく、学術出版の衰退、学術の進歩に対する弊害であり、結局は国民の健康へも影響していきます。</p>
	<p>院外処方せん発行率は50%を超え、病院薬剤師と保険薬局薬剤師は国民の健康が薬によって向上するよう日々研鑽をつまなくてはならないと思います。また、DI室をもたない保険薬局では多くの保険薬剤師が現場で情報入手に困窮した場合、製薬会社に資料を依頼し、迅速に入手できることで患者ケアに役立っています。許諾システムを介した医療情報入手手段が成立してしまうことは以下のデメリットがあると予想されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤による有害事象が生じた場合、確定情報遅延による有害事象の遷延化 ② 医師、看護師等との協議において治療方針への参画ツールとしての情報遅延 ③ 医師からの問い合わせ等による返答遅れによる薬剤師職能の信頼低下 <p>インターネットが普及しているとはいえ、医療現場でインターネットにつながっているパソコンを常に薬剤師個人が利用している薬局は多くはないはずで、国民により良い医療サービスを供給し、薬剤による有害事象を未然に防ぐためにも権利制限を認めていただくことを希望します。</p>
	<p>薬物療法を通じて国民の健康を守るべき薬剤師にとって、個別の医薬品の適正使用にかかわる情報は適時性をもって利用できることが必要不可欠なものです。中でも副作用、相互作用に関する文献、用法・用量の設定根拠に係る文献等の適正使用情報は、特に緊急性を要することが多い現状にあります。30分、1時間といった短時間に臨床判断を迫られる医療の現場において、許諾システムを経て臨床に文献が提供される場合、貴重な情報が患者の治療や副作用原因薬剤の特定が間に合わなくなることにより失われる国民の健康や命が危惧されます。副作用・相互作用症例、その治療に係る文献をはじめとした医薬品の適正使用に必要な文献の製薬企業による医療従事者への提供に関して、『著作権者の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、薬事行政等に係る権利制限』の対象に含めて頂けますようお願いいたします。</p> <p>(意見の詳細)</p> <p>1) 安全性情報の不確実性 適切な臨床試験(治験)を経て承認・販売された医薬品であっても、下記例のように死亡例を含む重篤な副作用・相互作用が市販後に明らかになることが現実にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) ソリブジンと5Fu系抗がん剤の併用による骨髄抑制 2) トログリタゾンによる劇症肝炎 3) ピオグリタゾンによる心不全 4) ゲフィチニブによる間質性肺炎 <p>また、市販直後調査というわが国のシステムで承認・販売後の新薬の安全性情報が収集されるのも、治験では限界のある安全性情報を市販後に収集するのが目的です。医薬品の安全性情報に関しては、全てを収集するには一定の使用経験が必要で、新たな医薬品との相互作用も考えると半永久的に不確実性を有することになります。</p> <p>2) 個々の患者間、並びに一人の患者における発現の差異 市販後の薬剤の安全性情報については、緊急安全性情報、厚生労働省による「医薬品医療機器等安全性情報」、日本製薬団体連合会発行の「Drug Safe Update」などの公的・準公的な刊行物からも入手しております。しかし、副作用の発現は個々の患者の様々な生理機能、病態により異なるため、患者間で、あるいは一人の患者でさえ病期により発現が異なります。全ての状態に対応する文献をあらかじめ入手して準備するのは天文学的なパターンへの対応が必要となり、人的対応は困難です。したがって、生じた有害事象が病態の進展か、医薬品による副作用か、薬物間相互作用によるものか、随時・その場で判断することが避けられない現実があります。</p> <p>3) 適時性をもった安全性情報の必要性 以上、述べましたように医薬品の安全性情報が日時更新蓄積され、患者側要因も日時変化する中で、全ての安全性情報の根拠文献を蓄積し続けることは医療現場の薬剤師にとって困難というより非現実的です。また、全ての医療機関がオンライン検索とオンラインライブラリーと契約することも現実には困難です。このために、適時性をもって医薬品の文献が製薬企業から医療現場に提供されるよう、薬事法に関連した権利制限の対象として取り扱い、国民の健康と命を守る上で欠かせない情報(文献)が適時性をもって医療現場に供給できる体制を確保すべきと考えます。</p> <p>以上、ご賢察の上、副作用・相互作用症例、その治療に係る文献をはじめとした医薬品の適正使用に必要な文献の製薬企業による医療従事者への提供に関して、『著作権者の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、薬事行政等に係る権利制限』の対象に含めて頂けますようお願いいたします。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>米国では、薬物有害事象に対する医療費は年間8兆4千億円と言われており、年間200万人が副作用の重篤化により入院治療を余儀なくされ、その内、毎年10万人が死亡していると報告されている。これらの副作用の治療費が医療費の増加につながっている。</p> <p>そこで、米国では、副作用減少への取り組みを政策の1つとして議論している。わが国でも副作用の発生状況は同様であり、その適切な対策が医療現場ばかりでなく国家としても求められている。</p> <p>副作用による医療資源損失を概算してみると、薬剤性肝障害では、厚生労働省副作用重篤度分類グレード2では、2週間程度の入院療養を要し約20万円前後の医療費が必要であり、グレード3にまで重篤化すると1ヶ月程度の入院加療を要し治療費は50万円前後も必要であった。</p> <p>副作用を重篤化させないためには、迅速な医薬品情報提供を基にした高度な医学・薬学的判断が必要になる。その対応の遅れが副作用の重篤化、医療資源の損失の拡大に直結する。その高度な判断を行うには、多岐にわたる多くの医薬品情報が必要になる。</p> <p>これらの多くは、医学薬学雑誌に掲載される学術論文であり、医療現場でこれら多岐にわたるすべての情報を自らが検索して入手するのは困難で、薬事法により常に情報収集と提供が義務付けられている製薬企業に対し情報の提供を依頼せざるを得ない。これらの医薬品情報にも著作権に配慮する必要はあるが、医療現場でその情報を活用する場合において著作権を重要視するあまり、迅速な情報の入手・利用が妨げられることは医薬品の安全対策に支障を来すことになる。</p> <p>国民を守り、医療費を抑制する観点から、医療上で必要な情報等の収集・利用において、製薬企業を通して医療機関への文献の複製など一連の行為については、著作権の制限が必要であると考えます。</p>
	<p>行政利用の文献、製薬企業が厚労省に提出する文献、製薬企業が医療関係者に無料で頒布する文献の3項目の複写すべてに反対です。</p> <p>1. まず、権利制限規定を拡大する理由が「公共の利益」となっていますが、もし、このことが理由になるとすれば、あらゆる項目が該当することになります。言ってしまうと公務員の方は自分たちは公共に奉仕しているのだから、自分たちがやっていること、ないし自分たちの言うことはすべてが公共であると、思っていないですか？ 今回の厚労省の提言はまさにそのように思えます。まして、提案しながらどのように製薬企業が複写しているか実態も明らかにしないでです。</p> <p>2. 次に、行政目的であれば、すべて自由に利用できるという発想はおかしいのではないですか？ 行政であっても他人の権利を利用するのであれば、それなりの配慮をするのが法治国家ではないですか。欧米の国家はこのような場合支払っているのではないですか。学術文献を戦後から永年、無断で著作権料の支払いもなく勝手に利用しているのは、お隣の中国とわが日本国(JSTとNL)ぐらいではないですか。</p> <p>3. 著作権は私の権利です。自由主義社会がこの権利を無視すれば崩壊します。製薬企業は出版業と同様私企業ではないですか。製薬企業が自らの営業に利用している無断複写をなぜ、今になって法的に無料で利用させるのですか。副作用情報といいながら、薬に関係のないすべての文献を無断で複写して頒布しているのです。製薬企業が他人の作った学術文献を大量に無断で複写して、医療関係者に配布していることを、法治国家として許してはいけないことだと思います。医学・医療の商業誌は、製薬企業が配布をする医療関係者を読者対象として制作しているのです。発行するそばから製薬企業がコピーをして読者であるべき医療関係者に無料で配布をすれば、本来の読者は誰も雑誌を買わないでしょう。現在、そのような状況になっているのです。医学雑誌が危機に瀕しているのです。小生の編集していた某誌は毎年赤字でも発刊しています。某製薬はかつてこの雑誌を50部購入していました。しかし電子的にコピーして配布しているから今は1部です。隣の中国のNLと同じことを行っているのです。こんなことが続けば商業誌はなくなります。ひいては研究者の発表の場は狭められていくのです。</p>
	<p>権利制限すべきです。</p> <p>文献の複写に関しては複数の管理団体が併存しており、管理著作物を調べる際には全ての団体を調査せざるを得ず、利用者の負担は大きい。</p> <p>特に、日本複写権センターからJCLSが分離独立した際に、管理著作物の移動が行われているが、出版物に記されている管理団体の表示は、出版された時点のもので、その後の移動は反映されることはない。従って、出版物を見てもどこが管理しているのかは判断できないことになっている。そのため、管理団体の確認には非常に手間がかかってしまう。2002年1月に(社)情報科学技術協会は管理団体の統合を提言しているが、3年半以上経ったにもかかわらず、状況は好転していない。</p> <p>http://www.infosta.or.jp/oshirase/cccteigen.html</p> <p>また、管理団体が存在していると言っても全ての学術文献が管理されているわけではない。これらについては、さらに権利処理に時間がかかってしまう。</p> <p>このような状況下では、個別の権利処理を製薬企業に求めるのは、非常に大きな負担を強いることになる。一刻も早く権利制限すべき事項だと思います。</p>
<p>NPOとして1990年から15年間、患者の主体的な医療参加と医療現場におけるよりよいコミュニケーションづくりを目指してきました(2002年にNPO法人化)。活動の柱ともいえる電話相談に3万5千件以上対応してきたことを踏まえ、患者・家族のなまの声を聴いている立場として意見を述べたいと思います。</p> <p>薬事行政に係る文献複写については、薬事法の目的が医薬品などの有効性や安全確保のために必要な規制をおこなう、患者の安全性や主体性、そして患者と医療従事者のよりよいコミュニケーションの構築ということと考えた場合、必要不可欠な行為であると考えます。</p> <p>実際に電話相談に届いている内容のなかにも、医薬品の安全性などについて確認したい場合、薬事法の関係で製薬会社から直接患者に情報提供できないため、ドクターを介して文献を手に入れたいと望んだという内容がありました。そのときに、文献が届くまで1ヶ月を要したことで(その原因はドクターが製薬会社に資料請求を失念していたことが後で判明)、何か悪い情報を隠したり、操作しようとしているのではないかと不安に陥ったという声が聞かれました。</p> <p>また別の相談では、ドクターが製薬会社に依頼してすぐさま文献が得られたことで、自己決定の材料となり、ドクターとの信頼関係が深まったという声もあります。</p> <p>このような相談の声から考えても、製薬会社から医療従事者への迅速な情報提供がなければ患者の不信感に発展することがあり、コミュニケーションの構築に影響を及ぼしていることがわかります。また、そのような情報提供によって、患者の自己決定を支えることにもなるのです。</p> <p>患者の立場から考えても、ドクターが文献を必要とする場合のなかには、急を要することもあると容易に推察できます。著作権の確認のために時間がかかることで、患者のいのちが守られない事態が起きれば、取り返しのつかないことになってしまいます。</p>	

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>とくに、医学文献などは患者の病気を救い、いのちを守るために広く情報を知らしめたいということを目적으로著されたものと考えられます。治療の進歩のために書かれた文献が、小説などの作品として書かれた著作物と同様に扱われることに、患者の立場としても非常に疑問を覚えます。</p> <p>このような患者の立場からの意見も汲み取っていただき、薬事行政に係る文献複写、とくに10ページ目の審議の状況③に記載の、医療現場における医師薬剤師等が自らの研究・治療のために、(記載にはないが、医師薬剤師等における行為そのものも当然対象とすべき)並びに、医薬品等製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者に頒布・提供することについては、著作権の権利制限のなかに入れるように希望いたします。</p>
	<p>「問題の所在」として3項目が列記されていますが、いずれも現在の著作権利用制度の未整備に起因するものであると思います。その制度の整備を行わずして、著作権の制限を検討するのは本末転倒であると考えます。</p> <p>10ページには、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる場合」、「権利者が探索できない場合」の可能性が示されていますが、具体的な数字を伴わず根拠が薄弱です。</p> <p>学術論文は本来、学術的な目的のために執筆されており、薬剤承認や副作用報告を目的とはしていません。安易な複写の容認は、それを複写して足れりとする風潮に拍車をかけるものです。こういった異なる目的のためには、適切な引用の下に新たな文章を起草することこそがふさわしいと考えます。</p> <p>④付記</p> <p>私も研究者の一人として多くの論文や解説を執筆していますが、ほとんどの場合、著作権は出版社に帰属するという契約がなされています。従って、上記意見は自らの利益の保護を目的とするものではないことを付記しておきます。</p>
	<p>病院薬剤師の日常業務の一つに、院内で使用する医薬品の情報を収集・整理し、医師や看護師などの医療従事者に対し情報提供する業務がございます。基本的な情報は薬事法で定められた「添付文書」をはじめ製薬会社から提供される「医薬品インタビューホーム」及び「製品情報概要」などを収集整理し、必要な際にそれらの情報を提供しています。しかしながら、これらの情報源では対応しがたい内容の問い合わせも多くあります。例えば、肝臓や腎臓に障害を持つ患者様、妊娠中または授乳中の患者様、小児・乳幼児期の患者様らへの用法・用量の調節、あるいは合併症を有するハイリスクな患者様へ医薬品を投与した際の副作用等々、基本的な情報からは読み取ることが困難な問題が極めて日常的に発生しており、製薬企業より詳しい情報提供を求めざるを得ない状況です。</p> <p>著作権は保護されなければならないことは十分理解しているつもりですが、国民は適正な医療を、かつ、安全に受ける権利を有することが最近の司法の判断でもあるように思います。医学・薬学に関連する必要な情報が迅速に入手できずに、患者様の不利益を未然に回避できない状況はあってはならないことであり、安全で適正な医療を担保するための製薬企業から医療機関への情報提供は著作権より優先されるべきであると思います。どうか、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについては権利制限を認めて頂きたいと存じます。</p>
	<p>1) 国民の生命、健康への被害を未然に防止することについて</p> <p>「審議の経過」10ページに、本件の要望は「国民の生命、健康への被害を未然に防止するため、あるいは国民の生命、健康を守るために必要な権利制限である」という趣旨の記載がある。医薬品の適正利用が国民の生命、健康に大きく関わることについて、そのこと自体を否定するものではない。しかし、「国民の生命、健康への被害を未然に防止する」ことは他の業種でも多く見受けられることであり、特段製薬企業だけに限定されたことではない。医学専門書誌は医薬品と同様、医療従事者が利用することを目的に発行されているものであり、最新の医療技術、医薬品情報を適切に提供することによって「国民の生命、健康への被害を未然に防止するため」になくならないものである。航空機産業や自動車産業、あるいは運輸業も事故を未然に防ぎ、安全に運行することによって「国民の生命、健康への被害を未然に防止」している。食品産業も同様であり、建築業も地震・災害から身を守る安全な環境を作ることが求められている。それぞれの企業は関連する法律、規制、基準のなかで業務を行っており、その遂行にあたって法律に違反することは勿論、他人の権利を侵害することも許されない。製薬企業だけが例外ではなく、その業務のために必要な著作物の権利制限を行い、製薬企業を特別扱いすることは適切ではない。</p> <p>2) 製薬企業の義務について</p> <p>製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業の商品である医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は、国に対する情報提供のコストも含めて製造者である製薬企業が負担すべきである。特に要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」については、その内容は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が負担すべきである。製薬企業はこういった情報の提供によって医薬品の継続販売と適正使用が可能になり、その販売によって利益が確保され、製薬企業が企業として継続存立することになる。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>3)複製の量について 厚生労働省は要望事項全てについてどの程度の量の複製が行われているか明確にしていないが、ベルヌ条約との整合性を検証する上でも全体の複製量を明示すべきである。それが不在のまま審議することは適切であるとは言えない。また、要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」に関連して、日本製薬団体連合会は9月30日開催の法制問題小委員会において「製薬会社4社において実態を調査したところ、これらの複製は年間約150万ページであった」と報告しているが、この数字は明らかに膨大という域をはるかに超えるものである。その内訳は不明であるが、4社で150万ページであるならば製薬業界全体では年間3-4千万ページにもなるであろうと思われ、その数字は100ページの月刊雑誌(年間1200ページ)を3万冊以上複製していることになる。このことはもはやベルヌ条約で求める「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、更に「著作物の正当な利益を不当に害しないものである」の全てに違反していると言わざるを得ない。製薬企業としてこれだけの量の情報が必要ならば、製薬企業自らが用意すべきである。</p>
	<p>4)医学専門書誌の通常の利用を妨げることについて 医学専門書誌は医薬品の効果、安全性、その他の医薬情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、読者である医療従事者の先生方に有償で購入して頂くことによって発行を継続しているものである。医学研究、医薬品の開発・適正利用が公共の利益に適うものであることは当然であるが、公共の利益達成は他の権利制限への免罪符ではない。特に医学専門書誌は医学研究という公共の利益達成目的のために発行されているものであり、知的財産の有効活用という目的があったとしても製薬企業によってこれらの出版物が無断で複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門書誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。医学専門書誌が発行できなくなれば医療従事者は情報入手ができなくなり、医学研究は衰退する結果を招くことは明らかである。このことはベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げないもの」に明らかに違反している。</p>
	<p>5)権利処理について 弊社を含む多くの医学専門書誌出版社は複製にかかる権利を日本著作出版権管理システム(JCLS)に委託しており、利用者は事前にJCLSと年間契約を締結すれば複写の都度の許諾を得る必要はなく、全て事後の報告で権利処理と使用料の支払を行うことが可能である。また、これらの学術論文のデータベース検索と複写サービスは複数の文献複写業者が提供しており、これらの文献複写業者の全てはJCLSと複写利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能となっている。従って、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」「審議の経過」10ページ)という実態は存在しない。実際問題として製薬企業の多くは上記の文献複写業者を利用して必要な文献の殆どを入手しているが、製薬企業はその一部を除いて文献複写業者に対する使用料の支払を拒否している状況にある。また製薬企業は例外的な1-2社を除いて弊社あるいはJCLSに対して複製許諾を求めてきたことはなく、依然として著作権法に違反した複製行為によって権利者の利益を侵害している状況にある。「権利者が探索できない場合は利用ができない」(「審議の経過」10ページ)という状況も起こり得るであろうが、それについては先ず許諾を得られるものについて権利処理を行った上で対応策を考えるのが筋であろう。そういったものがあることを奇貨として全てに権利制限を求めるのは本末転倒である。</p>
	<p>そもそも、薬事法77条の3に規定されている医療関係者への情報提供の努力義務は、論文等の提供まで義務づけているのか明らかにしておく必要があるのではないかと。 また、同法の努力義務は、特定の論文の入手を希望する医師等についてのみ情報提供することを定めたものではなく、関係する全医療関係者に情報を提供することを定めたものではないのか。仮に、関係する医療関係者への情報提供を義務づけているとすれば、医療関係者は膨大な数(厚生労働省のホームページによると平成10年末の時点で、医師、薬剤師だけで全国に44万人)であり、このような膨大な複製・頒布は問題があるのではないかと(実態とすれば、「通常の使用料に相当する額の補償金を著作権者に支払う」ことを条件とすれば、「権利者の利益を不当に害する」ことにならないとは思われるが、医学関係者向けの論文を医療関係者に大量に複製・頒布することは「通常の利用を妨げる」ことにならないか検討していただきたい。) なお、現在の③の記述は極めて広い範囲の者への頒布・提供を認めるものと読めるが、対象者が限定されているのであれば、その旨を明らかにした上で、検討していただきたい。</p>
	<p>また、③に関しては、複製した者(製薬会社＝営利企業)が、直接的ではないにしろ利益を得るために行っていることは明らかであり、権利制限の対象とするのは不合理である。 さらに、権利者側では発行物のすべてについて日本著作出版権管理システムをはじめとする著作権等管理事業者に管理を委託していることから、権利者の許諾を得るのに時間がかかり情報提供に支障が出る状態にあるとはいえない。 医学研究の進歩は医学専門書誌抜きには考えられず、その複製物を「国民の生命、健康を守るため」の美名のもとに利用する製薬企業だけが潤い、医学専門書誌出版社が存続の危機にさらされるようなことはあってはならない。</p>
	<p>要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」について、これらの情報は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。従って、上記①及び②と同様、製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が自ら負担すべきである。 医学系の学術論文を掲載している医学専門誌は医学研究、臨床報告等の医学の進歩と生命の維持に欠かせない情報を提供しており、その社会的役割と使命は高い。医学研究の進歩は医学専門誌の存在なくしては不可能であり、今後も継続して発行されることが必要である。医学専門誌は医薬品の効果、安全性、その他の医薬情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、読者に有償で購入して頂くことによって事業として成立している。製薬企業によってこれらの出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。これらの医学専門誌が発行されなくなれば研究者は発表の場を失い、医薬品の情報を含む研究成果は研究者に伝達されなくなり、日本の医学研究が衰退する可能性も否定できなくなる。 日本製薬団体連合会の調査では要望事項③にかかる複製利用は製薬企業4社において年間約150万ページであったとしているが、4社で150万ページであるならば製薬業界全体では年間数千万ページにもなり、これほどまで膨大な複製利用は、その目的、状況の如何に関わらず、権利制限の対象とすべきではない。このことはベルヌ条約が求める「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、更に「著作物の正当な利益を不当に害しないものである」の全てに明らかに違反していると言わざるを得ない。もしこの権利制限が法制化されれば日本はベルヌ条約違反として海外から批判を浴びることになるであろう。またこうした複製の約半数は海外の学術論文であることを考えると、海外の権利者、出版社が国際的な問題を提起することは必至である。</p>

項目	意見
③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて	<p>「審議の経過」10ページに「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないが、権利者が探索できない場合は利用ができない。」とあるが、殆どの医学専門誌の出版社は複製にかかる権利を日本著作出版権管理システムに委託しており、製薬企業を含む利用者は事前に年間契約を締結すれば、事後の報告で権利処理を行うことが可能である。また、これらの学術論文のデータベース検索と複写サービスは複数の文献複写業者が提供しており、これらの文献複写業者は日本著作出版権管理システムと複写利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能である。従って権利者の許諾を得るのに時間がかかるという実態はない。</p>
	<p>また、薬事行政に係る権利制限の項で議論されている②副作用・感染症報告・治験副作用報告に関わる研究論文の複写提出、③医薬品の適正使用に必要な情報を提供するために研究論文等を複写し、医療関係者に提供すること等については、情報の伝達の迅速性が重要です。過去の医療事故等の反省を踏まえてスピードをもって医療に関する情報を伝達し不測の事故を予防あるいはリスクを極小化する必要があります。従ってこれ等については、商業目的の利用とは言えず、取り扱いには著作権の権利制限の中に入れるべきだと考えます。如何に国民の衛生・健康に貢献する仕組みを効率的に構築するか、ということは全国民の共通の願いであるといっても過言ではないと思います。その一つとして図書館関係及び薬事行政に係る情報の取り扱いについてもより公益的な視点からの議論、判断をお願いします。</p>
	<p>「医薬品の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」は薬事法に規定された、努力義務であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから権利制限の対象とすることについて。製薬企業が医療関係者に対して行う情報提供の内容は自社が製造販売している医薬品の適正使用に係る情報であります。この情報提供により該当する医薬品の継続的な販売によって、製薬企業は利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務履行のために必要なコストは当然のこととして、製薬企業が負担すべきと考えます。</p>
	<p>医薬品等の製造販売業者による研究論文等の配布に関しては権利制限の対象とすることを認めて頂きたいと考えます。その骨子は以下の如くであります。 『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過（以下本意見書に於いては審議の経過と略させていただきます） 一（3）薬事行政に係る権利制限について一③医薬品等の製造販売業者による研究論文等の配布』でも権利制限の対象とすることに賛成する意見があったと述べられているとおり、本項に該当する情報提供が権利制限の対象とならなかった場合、企業から複写資料が医療機関に届られるまでに数日を要することが予想されます。急性期医療における数日間という時間は、処置のタイミングを逸する或いはケースによっては生死を分けるに十分な時間となります。当然紙ベースの資料が届く前に、口頭等による概要情報が提供されることはもちろんですが、情報の信頼度という点で原著に勝るものはありません。医療機関側聞き取りミスによる誤情報提供という可能性もあります。審議の経過(3)③の後半では「権利制限を認めた場合、～中略～、かつ部数も多数になる可能性があることから、慎重な検討が必要ではないかとする意見があった。また、仮に権利制限するとした場合でも～後略～」のご意見もあるようですが、本項の特例を認めて頂いた際には、当然情報提供を受ける側も、医療の現場ということで特例を認められたということ認識すべきであります。この様な認識に立てば必要以上の部数の要求や、複写の複写といったようなことは起こらないはずであります。繰り返しになりますが、医療の現場で患者を前にし、著作権法保護のために情報が遅れることにより患者の生命・予後が危険にさらされる可能性があるということこそ権利者は求めるでしょうか。医療の特殊性ということに特段の御配慮を頂き、是非医薬品等の製造販売業者による研究論文等の配布に関しては権利制限の対象とすることを認めて頂きたいと考えます。末筆になりましたが、本件の検討に参加された皆様のご健康を祈念いたします。</p>
	<p>要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」について、これらの情報は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。従って、上記①及び②と同様、製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が自ら負担すべきである。医学専門誌は医学研究、臨床報告等の医学の進歩と直接つながる情報を提供しており、医学研究の進歩はこれらの医学専門誌の存在なくしては不可能であり、今後も継続して発行されることが必要である。医学専門誌は医薬品の効果、安全性、その他の医薬情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、読者に有償で購読して頂くことによって事業として成立している。製薬企業によってこれらの出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。日本製薬団体連合会の調査では要望事項③にかかる複製利用は製薬企業4社において年間約150万ページであったとしているが、4社で150万ページであるならば製薬業界全体では年間数千万ページにもなり、これほどまで膨大な複製利用は、その目的、状況の如何に関わらず、権利制限の対象とすべきではない。このことはベルヌ条約が求める「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり、更に「著作者の正当な利益を不当に害しないものである」の全てに明らかに違反していると言わざるを得ない。もしこの権利制限が法制化されれば日本はベルヌ条約違反として海外から批判を浴びることになるであろう。またこういった複製の約半数は海外の学術論文であることを考えると、海外の権利者、出版社が国際的な問題を提起することは必至である。</p>
<p>「審議の経過」10ページに「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないが、権利者が探索できない場合は利用ができない。」とあるが、殆どの医学専門誌の出版社は複製にかかる権利を日本著作出版権管理システムに委託しており、製薬企業を含む利用者は事前に年間契約を締結すれば、事後の報告で権利処理を行うことが可能である。また、これらの学術論文のデータベース検索と複写サービスは複数の文献複写業者が提供しており、これらの文献複写業者は日本著作出版権管理システムと複写利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能である。従って権利者の許諾を得るのに時間がかかるという実態はない。</p>	

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>「権利制限見直し」反対の意見を申し述べます。 特に③の「審議の経過」10頁に「国民の生命・健康を守るために…以下省略」に関しては、現状の医療関係者への情報提供の中身は、製薬企業の自社製造販売医薬品の適正使用に関する情報が主であり、販売促進の一端（サービス）としての意味合いが大きく、提供する情報の多くは、医学系の学術論文を掲載している医学専門書誌からの複製物と思われる。故に、読者層が限られている医学専門書誌の販路と重複し、医薬品情報の複製物頒布により、本来購読すべき読者の減少に繋がり、ひいては医学専門書誌の継続発行をも危うくすることになる。 また、「審議の経過」10頁に「許諾を得るのに時間が掛かりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができない。」とある。この点に関しては、複写利用を拒否するものではなく、主たる医学専門書誌出版社は、あらかじめ複数の文献複写業者に複写に関する業務委託をしておき、希望すれば文献複写業者から複写物が簡単に提供され、「権利者の許諾を得るのに時間が掛かりすぎる」事態は少ない事例と思われる。 最後に、製薬企業等が医薬品等の適正使用に必要な情報を提供する行為に関しては、既存の出版物を複写提供するのではなく、製薬企業等が学識経験者等に依頼してオリジナルの情報を提供すれば良いことであり、「薬事行政に係る権利制限の見直し」の必要は全くないと考えます。</p>
	<p>③の「審議の経過」10ページの「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された……」に関して、現在の医療関係者への情報提供の内容は、製薬会社の自社販売医薬品の適正な使用に関する情報であり、販売促進を促す意味合いでありその提供される情報は、医学学術論文を掲載している医学専門書籍のコピーと思われる。購読者の限られている医学専門書籍の販売路線とぶつかり、医薬品情報のコピーが頒布されると、購読者の減少に繋がり、医学専門書籍の継続的な発行が出来なくなる恐れがあります。</p>
	<p>①～③のいずれについても権利制限を行うべきである。 国民の健康にかかわる重要な問題であり、制度上必要とされる書類の複製が迅速に行われなければ、国民に重篤な影響が及ぶ。 研究のための複製についても、元となる論文・書籍が購入不可能な場合で著作権者不明などの理由で複製が困難な場合は、補償金をプールするなどして複製が可能になるような対処が必要と思われる。</p>
	<p>意見 これらの審議過程においては、医療関係者（医師、薬剤師）が薬の適正使用、安全性や有効性の確認のために、自ら学術文献を収集し、複写し、使用するという行為が対象とされていません。 薬事法77条の3は、医療関係者すべてについて薬の適正使用、安全性および有効性の確認のために、自ら学術文献を収集し、複写し、使用することも対象としているため、製薬企業による情報提供時の複写に限らず、医療関係者が自ら患者治療のために行う（製薬企業以外の複写業者等に依頼する場合を含む）複写に関しても制限対象とすべきであると考えます。 2.11頁の但し書き「ただし、権利制限を認めた場合、複製主体も頒布先も特定されておらず、学術論文全部分の複製になることも予想され、かつ部数も多数になる可能性があることから、慎重な検討が必要ではないかとする意見があった。また、仮に権利制限とした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないかなどの意見があった」に関して 意見 学術文献の通常の利用において、各医療関係者が必要とするのは、必要な情報が記載されている文献のみであり、通常1部を自ら複写するか製造販売業者等に依頼するものです。個々の著作物の複製部数は通常1部であり特定の権利者に大きな影響（権利侵害）を与えるとは考えられません。 学術文献については、殆どの論文著者は自ら掲載料を支払ってでも、自分の研究成果が多くの医療関係者に情報として伝わり、より多くの患者治療に活用されることを望んでおり、著作権（財産権）を主張することにより医療情報の流通を阻害することを望むものではありません。また、論文著者が学術誌等に論文を投稿し、掲載された場合に著作権（財産権）は当該学会あるいは出版社に譲渡され、あるいは学会・出版社にその複製権が委託されており、これら団体の利益を確保する目的で著作権が主張されるならば、これは明らかに医療情報の公益性を犯すものと言わざるをえません。</p>
	<p>3.11頁の「現在、権利者側は、著作物の複製利用促進の観点から、日本複写権センター、学術著作権協会並びに日本著作権出版権管理システム等の管理団体に対して複写にかかる権利の委託を行い、利用者に許諾を与えると同時に利用料を徴収し、権利者に分配するという、権利委託と許諾システムに積極的に取り組んでいる。したがって、当面は、構築されているシステムが利用料の徴収の観点から有効に機能していくか注視することとするが、現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われることから、著作物の通常な利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めること等について、検討を行うことが適当である」に関して 意見 「現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態」とありますが、医療機関に関係する医師、薬剤師による学術文献の収集、複写および活用にも重大な支障がでる状態といえます。薬事法では製薬企業のみならず、医療関係者にも情報収集義務が課せられており、これが阻害されれば結果として患者への適切な治療の提供に支障を来すこととなります。また、著作権法31条でいう図書館等を利用できる医療関係者は限られており、製薬企業による情報提供部分のみではなく、医療関係者自ら各種図書館で複写入手したり、複写業者に依頼して収集する部分についても権利制限が適用される必要があると考えます。 以上の理由により、これらに関する部分について、権利制限に入れることを強く要望します。</p>
<p>③は医薬品製造販売業者としての義務ではあるが、複写総量も多くなる可能性があるため権利者への配慮と、迅速性が要求されるため著作権処理する上での簡便な処理方法が求められる。 権利制限の対象は複製物の用途・使用目的によって判断すべきである。</p>	

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>まず、イ)については、利益を得る得ないという問題ではなく、医薬品等の製造販売業者が自らの責任と費用で必要な情報を提供すべきものであると考える。「国民の生命・健康を守る」という美名のもとに、自らの情報収集・提供の労を惜しみ責任を回避しているに過ぎない。ロ)およびハ)については、当社では、書籍において権利者(著者)と100%出版権設定契約を締結しており、複写に係る権利の管理の委託を受け、また管理の再委託も承諾いただいている。その契約に基づき、2005年8月末現在JCLS(日本著作出版権管理システム)に1,007タイトルを再委託しており、リビングタイトルはすべて委託済みである。また、雑誌では2001年より著者と著作権譲渡契約を交わしており、著作権者としてJCLSに委託している。これまで著作物の利用に関連して、医薬品等の製造販売業者と話をすることが数多くあったが、JCLSの許諾システムに問題があるとか、許諾に時間がかかりすぎるといった指摘を受けたことはこれまで一切ない。さらに上述のような契約を交わしているため、ロ)およびハ)のような事態はまったくあり得ない。医学書出版社は、医学書や医学雑誌の出版活動を通して、わが国の医学教育・研究の発展、また臨床における治療の進歩に、大きな貢献をしていると自負している。権利制限の対象となると、今後このような分野の出版は低迷し継続が困難となり、著者の著作へのインセンティブも低下、延いては医学・医療の発展・進歩にも影響が出てくるのが懸念される。「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」を権利制限の対象とすることについては、以上の理由によって断固反対の表明をしたい。</p>
	<p>私達薬局薬剤師が、製薬メーカーに、データ等資料を請求するほとんどは、その医薬品の安全性、有効性を確認するためであり、すべて患者の安全性のために使用するものであります。また、今回審議されている、文献の複写は、国民が安全に医薬品を使用するためには必要不可欠なものであります。これに一定の「しぼり」が作られることにより、小委員会でも検討されている通り、迅速な対応に支障が出ることは明らかだと考えます。また、医薬品製造に関わる文献を、一般の書籍と同等に考え、同じ「しぼり」を設定するのは、無理があると思われれます。</p>
	<p>薬事行政に関わる文献複写については、薬事法の目的が医薬品等の有効性、安全性確保のために必要な規制を行い、公衆の衛生、国民の健康の向上をはかることであることを考えた場合、当然に必要な行為であると思われれます。患者は医師、薬剤師等の医療機関にその身を預けざるを得ない立場であり、医師、薬剤師等を信用せざるを得ません。当然、医師・薬剤師等は常に患者のことを考え、医療現場で日夜努力されていると信じています。その治療のために、学術文献が大切な役割を演じているのでありますから、その流通経路が権利によって阻害され、結果として、患者のために必要な治療ができないという最悪の事態が発生すれば、患者の生命はどうなるのでしょうか。現在、がんや治癒が難しい病気に苦しんでいる患者は数多くいます。患者が最良の治療を受けるためには、医師などによる研究成果に基づく新たな治療の展開、製薬企業等による新たな薬の開発は必須の条件です。情報公開によるエビデンスに則った情報を元に、患者がリスクを負い治療法を自己決定する事は、基本的な患者の権利と考えます。人間の生命が大切なのか、法による権利行使が大切なのかは議論する余地はありません。是非とも、これらのことを念頭に置いていただき、薬事行政に関わる文献複写、『薬事行政に係る権利制限について』審議の状況③に記載の、医療現場における医師薬剤師等が自らの研究・治療のために、(記載には抜けているが、医師薬剤師等における行為そのものも当然対象とすべき)並びに、医薬品等製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについては、著作権の権利制限の中に入れてほしいと思います。</p>
	<p>病院薬剤師の重大な責務として、医薬品の安全かつ有効な使用のために必要な医薬品関連情報の収集、評価ならびに提供があります。臨床の場における医薬品情報は情報の質の確保とともに、刻々と変化する患者の病態に応じた適時性、即応性が求められる所です。多くの患者に共通する普遍的な情報は医薬品添付文書、製品情報概要、使用上の注意の解説、医薬品インタビューフォームなどの形で製薬企業から提供されてはいますが、これらは個々の患者に対応した個別化情報ではありません。医療現場で最も必要な情報は、個々の患者の現在の病態に焦点を合わせた情報です。高度情報化時代にあっても、このような個別化された良質な情報提供のためには医学、薬学領域の原著、総説論文などの学術論文、文献は必須の情報源です。</p>
	<p>とりわけ、医薬品によると考えられる重大な有害事象の発生時、特殊な病態下にある患者への薬物療法施行時などでは、極めて切迫した状況下で迅速な情報提供を要求される場面が日常的に発生しています。しかし、これに対応するに要する文献をあらかじめ個々の医療機関で独自に収集整備しておくことは到底不可能です。日本の第一線の医療を担う大多数の病院、診療所において、所蔵する図書は極めて限られたものであり、インターネットを活用したオンライン情報の入手環境もまだまだ未整備な状態にあります。これを補い、薬剤師の薬学的判断を的確にサポートしてくれる最大の情報源は製薬企業を置いては他にありません。製薬企業は自社の製品に関する直接的情報はもとより、関連する情報を常日頃から網羅的に収集、整理しており、その精度ならびに対応の迅速性において他に勝る医薬品文献情報データベースはまず考えられません。事実、私の勤務する小規模な民間病院においても、大学病院や大規模病院に比肩する情報提供業務が可能であるのは、製薬企業からの緊密な情報支援体制があって始めて成り立っていると言えます。それによって如何に多くの患者が救われたか知れませんが、今回の著作権法で規定されようとしている権利者の許諾の要件は、緊急性を要する状況下における迅速かつ適正な情報の提供はもとより、恒常的な場面においても製薬企業の情報提供の努力義務の円滑な遂行が極めて困難な状況に陥ることは明らかであると思われれます。このような不利益の発生は患者にとって極めて不幸なことであり、ぜひとも回避されるべきことと考えます。申し上げるまでもなく、医薬品は最新の安全性、有効性に関する情報が常に担保された状況下でのみ医薬品としての存在が許されます。これが法律によって著しく制限を受けることには大きな疑問があります。従って、医学、薬学領域の著作物は特別な性質を有する著作権物として位置づけ、公益性の高いものとして扱い、権利者の正当な利益を保護しつつ、利用者にとって一定の権利制限を認めていただくことを強く要望する所であります。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>1. > 8頁および10頁の「○問題の所在」および「○審議の状況」における > 「③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて」(薬事法第77条の3)に関して これらの審議過程においては、医療関係者(医師、薬剤師)が薬の適正使用、安全性や有効性の確認のために、自ら学術文献を収集し、複写し、使用するという行為が対象とされていない。 薬事法77条の3は、医療関係者すべてについて薬の適正使用、安全性および有効性の確認のために、自ら学術文献を収集し、複写し、使用することも対象としているため、製薬企業による情報提供時の複写に限らず、医療関係者が自ら患者治療のために行う(製薬企業以外の複写業者等に依頼する場合を含む)複写に関しても制限対象とすべきと考えられる。</p> <p>2. > 11頁の但し書き「ただし、権利制限を認めた場合、複製主体も頒布先も特定されておらず、学術論文全部分の複製になることも予想され、かつ部数も多数になる可能性があることから、慎重な検討が必要ではないかとする意見があった。また、仮に権利制限とするした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないかなどの意見があった」に関して 学術文献の通常の利用において、各医療関係者が必要とするのは、必要な情報が記載されている文献のみであり、通常1部を自ら複写するか製造販売業者等に依頼するものである。個々の著作物の複製部数は通常1部であり特定の権利者に大きな影響(権利侵害)がでるとは考えられない。 学術文献については、殆どの著作者は、自ら掲載料を支払ってでも、自分の研究成果が多くの医療関係者に情報として伝わり、より多くの患者治療に活用されることを望んでおり、財産権としての著作権を主張するものではない。</p> <p>3. > 11頁の「現在、権利者側は、著作物の複製利用促進の観点から、日本複写権センター、学術著作権協会並びに日本著作権出版権管理システム等の管理団体に対して複写にかかる権利の委託を行い、利用者へ許諾を与えると同時に利用料を徴収し、権利者に分配するという、権利委託と許諾システムに積極的に取り組んでいる。したがって、当面は、構築されているシステムが利用料の徴収の観点から有効に機能していくか注視することとするが、現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われることから、著作物の通常な利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めること等について、検討を行うことが適当である」に関して 現状のシステムのままでは製薬会社による情報提供に支障がでる状態とあるが、医療機関に関係する医師、薬剤師による学術文献の収集、複写および活用にも支障がでる状態といえる。結果として、患者への最適な治療の提供に支障を来すこととなる。 知的生産活動の産物である学術文献は、全人類の共通の財産であり、著作権を保護し、流通促進することは非常に重要で、行き過ぎた利用料徴収は、全人類の利益にはならないと考える。また、これらの研究論文を作成している我々も製薬会社も、行き過ぎた利用料徴収は望まない。</p> <p>以上の理由により、これらに関する部分について、権利制限に入れることを強く希望いたします。ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本件の審議に関しては、 (1) 医薬品等の製造販売業者が自社製品の販売促進活動の一環として、当該製品等に係るパンフレット等として研究論文等を複製して配布する場合 (2) 医療現場で、医師や薬剤師が患者の使用する医薬品に関して迅速に必要な情報を収集するため自らあるいは医薬品等の製造販売業者等に依頼して研究論文等を複製する場合とを明確に分けて議論いただきたい。 すなわち、(1)については著作権利権者の利益を尊重すべきであると考え、(2)については、医薬品等の製造販売業者や医師・薬剤師の利益のためではなく、国民一人ひとりの生命・健康という利益を守るために行うものであり、これらに該当する複製については著作権利権者の利益よりも優先させるべきと考える。 ついては、上記(2)の体制を確保するため、著作権法に次の趣旨の権利制限規定を早急に設けるようご検討いただきたい。 ○ 薬剤師等の医療関係者は、医薬品の適正使用やその確保のための調査・研究等に必要の場合は、公表された著作物を無許諾・無償で複製・利用することができること ○ 薬剤の適正使用やその確保のために薬剤師等医療関係者から依頼を受けたものは、著作権者の権利を不当に侵害せず、又自らが不当な利益を享受しない範囲において、無許諾・無償で著作物を複製し、薬剤師等へ提供できるものとする なお、小委員会における意見では、複写権管理団体による権利委託と許諾システム構築に積極的に取り組んでいるとのことであるが、医療現場で複写文献を利用する立場からすると、このような許諾システムを利用して医薬品等の適正な使用のために必要な、多様な情報を迅速的確に入手することは実際上極めてきわめて困難であり、患者や情報を必要とする者に適切に情報提供する上で障害となっていることを付言する。</p> <p>頒布・提供するとすると、国への提出とは同視することはできない。許諾権の制限は妥当であるとしても、補償金の導入など何らかの措置が必要のように思われる。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>医薬品の適正使用について病院薬剤師等が積極的に取り組んでいるところでありますが、医療現場においては薬物相互の薬物相互作用、副作用の発現等の事例が突発的に日々発生しており、個別的事由を有する事例がほとんどであります。</p> <p>このような事例においては、製薬企業から提供されている医薬品の製品説明パンフレット等だけでは対処できず、個別の事例に応じた情報が必要となります。これらの情報源としては、医学薬学雑誌に掲載される学術論文、文献があります。これらの情報をすべて薬剤師自らが検索して入手するのは困難であり、情報量の豊かな製薬会社に情報提供を依頼することにより、最適な事例を迅速に入手することが可能となります。薬事法第77条の3においては、薬剤師等の医療従事者に情報の収集および提供義務が課されております。</p> <p>また、医療現場で必要な情報については、当該情報にかかる著作権を重要視するあまり、迅速な情報の入手・利用が妨げられることは診療に支障を来すことにもなりかねません。</p> <p>以上のことから、薬剤師等が医療上で必要な情報等の収集・利用において、薬剤師等による文献の複製ならびに提供依頼先の製薬企業等における文献等の複製などの一連の行為については、著作権の制限を加えるべきと考えます。</p> <p>なお、法制問題小委員会での議論において、本件の権利制限により、医学薬学関連の雑誌の出版に影響があるとの意見があるようであります。しかし、各病院および薬剤師は、調剤、疾患、治療および医薬品に関する多くの知見を必要とされており、薬事法第77条の3に係わらず多数の学術雑誌に掲載されており多岐にわたる論文から多くの知見を得るために、多数の学術雑誌、学術専門書を購入しています。従って、本件の権利制限規定を拡大したとしても、それ故に学術雑誌、学術専門書の購入を中止するとは言えられませんので、出版に対する影響は無いと考えます。</p> <p>「③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」に関して、医学専門書誌の出版に携わる一員として反対の意見を表明致します。</p> <p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」10ページに、「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。」とあります。</p> <p>製薬企業が製造する医薬品は、国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された条項を遵守して、国民に提供されなければならないことは自明のことです。製薬企業は、本来その前提に立って医薬品を製造し、営利を得て企業活動を行っているものであり、民間企業として自由な営業活動が認められています。そうした立場の企業が、医療関係者への薬事法上の情報提供について特別な権利を得ることは、民間企業における自由な競争関係を大きく阻害するものです。</p> <p>医学専門書誌出版社は、これら専門領域において有益な情報提供を行い、国民の生命・健康を守る仕事の一端を担ってきております。その基幹的な業務について権利が制限されるとすれば、まさにわれわれ出版業者の存亡に関わります。現実に、小資本の医学専門書誌出版社のみが存亡の危機に立つ一方、製薬企業にとって、もしそのような権利の制限が行われなかったとしても、製薬企業の存亡とは関わりがないものであることは明らかです。</p> <p>また、医療関係者への必要な情報を検索し提供する手段は、周知のごとく電子的手段により驚異的に進歩しており、日に日に迅速化しています。</p> <p>医学専門書誌出版社にとって製薬企業は大事な顧客でもあり、利害を異にする事柄について、表立って意見を申し立て難い立場にあります。</p> <p>どうか以上の意を汲んでいただき、公正かつ十分な審議を尽くされますようお願い致します。</p> <p>意見：医薬品の適正使用に必要な情報を提供するために、製薬企業が行う研究論文等の複製・頒布について、著作権の権利制限が認められるべきと考えます。</p> <p>理由：イデアフォーは1989年に乳がんを乳房温存療法で治療した患者を中心に、患者本位の医療の実現を目指して推進した市民団体です。自分たちの体験から医療情報の乏しさ、医療の閉鎖性に愕然とし、インフォームド・コンセントの推進、乳房温存療法のみならず広く医療情報の収集と提供を目的に掲げ、活動をしてまいりました。そのような活動のひとつに、臨床試験への取り組みがありました。納得できない臨床試験に抗議するために、患者としてはじめて、「臨床試験ワークショップ」を開くなど、臨床試験さらに広く臨床研究について学んできました。</p> <p>学習の成果として、私たちが共有した認識は、治験、臨床試験さらに臨床研究を含めて、これらは患者の体を使った実験であるということです。抗がん剤の臨床試験に限ってみると、それは患者にとってしばしば過酷なものであり、患者個人の身において利益と不利益のバランスをとることは到底できません。将来の自分と同様の病で苦しむ患者に貢献する行為であるということが、この天秤のバランスを保つためにはどうしても必要なことなのです。</p> <p>医師や研究者は、あえて倫理的なリスクを犯して、臨床研究を行うのはなぜでしょうか？それは、そこから得られた知見が、多くの医療従事者に共有され、一人でも多くの患者により良い医療がなされることを願ってではないでしょうか。その意味で患者も医療関連論文の著作者も、思いは同じであると考えております。</p> <p>医薬品の適正使用に関する研究論文等は、多くの場合このような臨床研究から得られたものと考えられます。したがって、そこから得られた成果は、速やかに臨床の現場にもたらされ、患者がより良い治療を受けるために生かされなければならないはずで、本来は、医学論文のデータベースが整備され、医療従事者はもちろん患者も含めて、個人で必要な情報を簡便に引き出せるシステムが作られるべきなのです。しかし、今の日本の現状はそうなってはいないようです。</p> <p>そのような状況で、医学研究の成果を臨床の現場にもたらず役割を担っているのが、製薬企業であり、その重要な手段が、研究論文などの複製・頒布であるということです。ここで著作権法を遵守した場合、権利者の許諾を得るために時間がかかりすぎる、権利者が探索できない場合は利用できないなど、臨床現場で個々の患者がより良い治療を受けるために利用するという、医学研究の著作物の本来の目的が、妨げられている危険性があると述べられています。</p> <p>そのような危険性を排除して、臨床研究の成果が、本来の目的に円滑に生かされるよう、上記の意見を述べさせていただきました。</p>

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>①、②、③に反対します 「審議の経過」には見直しについて「権利者の利益と社会一般との調整を図りつつ」とありますが、薬事の場合、著作権者の権利のみを制限し、製薬企業等の利益を保護することになり社会一般との調和なぞ全く図れません。 ③について p10に「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療機関関係者への情報提供であり…」とあり、あたかも公益のためには無許諾無報酬で利用し、その実現には費用も著作権者個人に負担させて当然という意図を感じ取れます。まさに調整ではなく著作権者の権利を蹂躪することになり到底納得できるものではありません。 現在、製薬企業が主体となって設立した財団法人が無許諾で複写物を製薬企業に提供し続け、それに対し日本著作出版権センター（JCLS）が許諾を得て使用料を払い製薬企業に提供するように求めましたが全く改善はされていません。今回の見直しは資本力で優る製薬企業等が力づくで弱者の権利を奪っているこの現状を著作権法で追認させようとするものです。 学術書誌、医学専門書誌にとって医薬品情報、学術情報を研究者、製薬企業等へ販売する事は売上げの大きな部分を占めています。製薬企業等が許可なく複写できるとなれば、経済的に弱小な著作権者、出版社に与える影響は非常に大きく書誌発行が存続できなくなることも予想されます。その結果情報を利用し国民の生命・健康を守るという社会の仕組みは持続しなくなるおそれがありますのでこの権利制限見直しについては強く反対いたします。 現在、学術、医書出版社は日本複写センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に全出版物を委託していますので利用者が事前の包括契約や事後の処理によって迅速に利用することには何らの支障もありません。P11の「現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われる」と懸念を述べられていますが、その理由として「権利者が探索できない場合には」しか述べられていません。このような理由ではシステム全体を懸念する根拠に乏しいと思われます。現在少なくとも管理団体によって複写可能になっている著作物については利用料を払うべきであると考えます。 ベルヌ条約9条2項の趣旨のとおり「特別な場合」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、「著作物の正当な利益を不当に害しないものである」以外、他人の著作物を利用するに際しては、何らかの代償を払わなければならないのは当然なことです。現在製薬企業等で複写されている数千万頁とも言われている膨大な頁数の状態からすると上記ベルヌ条約9条2項の趣旨に反しています。製薬企業等も複写の利用料を負担して①、②、③の企業活動をしなければならぬのは、社会一般から期待されているところだと思しますので権利制限の見直しには強く反対します。</p>
	<p>[3]の「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて」について、「審議の経過」に『権利制限を認めた場合、複製主体も頒布先も特定されておらず、学術論文全部分の複製になることも予想され、かつ部数も多数になる可能性がある』（11ページ）との懸念が示されていますが、優先させるべきは人命であると考えます。 通常、著作物の利用については、事前に許諾を得るべきものと思いますが、この場合には事後許諾を認めることを明示するなど、何らかの配慮が必要と考えます。 なお、「審議の経過」に『仮に権利制限するとした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないか（11ページ）』との指摘がされていますが、補償金等の措置を講じた場合、それらが薬品や治療行為の対価に上乗せされ、近年の医療保険の負担率の増加に加え、患者の負担が更に増える可能性も否定できません。 「著作者等の権利の保護を図（1条）」することは重要であり、有償であることを否定しませんが、慎重な検討が必要と考えます。</p>
	<p>2. 要望事項③に関して、医療関係者への情報提供の中身は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が負担すべきである。製薬企業は複製することによって直接的な利益を得るものではないが、こういった情報の提供によって医薬品の継続販売と適正使用が可能になり、それによって企業利益が確保されることになる。 3. 要望事項③に関して、医学専門書誌は医薬品の効果、安全性、その他の医薬情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、その販売対象は通常医療従事者以外には想定できない。製薬企業によってこれらの出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門書誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。日本製薬団体連合会はこれらの複製は4社で年間150万ページであったとしているが、たった4社でこの数字ということは業界全体では膨大な数字になり、ベルヌ条約違反である。</p>
	<p>薬事行政に係わる文献複写については、薬事法の目的が、医薬品等の有効性、安全性確保のために必要な規制を行い、国民の健康の向上をはかることであることを考えた場合、当然必要な行為であると思われる。 患者は医師、薬剤師等の医療関係者にその身を預けざるを得ない立場であり、医師、薬剤師等を信頼して治療を続けている。当然、医師、薬剤師等は常に患者のために医療現場で日夜努力していると信じている。その研究や治療のために、学術文献が重要な役割を担っているものであるから、その流通経路が製薬企業経由であっても、権利によって阻害されることなく、患者のために必要な研究や治療ができるようにするのが、患者の命を守ることである。 現に、リウマチは治癒が難しい病気であり、苦しんでいる難治の患者は数多い。この病気の治癒のためには、医師等による研究成果に基づく新たな治療の展開、製薬企業等による新たな薬の開発は必須の条件である。人間の生命が大切という観点に立てば、法による権利行使は議論する余地はない。 どうか、これ等のことを考慮し、薬事行政に係わる文献複写、特に10頁目の審議の状況③に記載の、医療現場における医師薬剤師等が自らの研究・治療のために、医薬品等製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについては、著作権の権利制限の中に入れるよう、患者の立場から要望します。</p>
	<p>「〇問題の所在」の③についてですが、このような行為も、医師、薬剤師を始めとする医療関係者が、必要とする情報をタイムリーに収集し使用し、国民の生命・健康の維持・追求を図るといふ公益的見地から求められているものですが、現在、我が国で、著作権の許諾を得る手続きが確立していないため、情報提供活動に支障を来しております。そこで、このような目的をもつ文献等の複写についても、著作権の免責に入れるべきと考えます。</p>
<p>③については権利制限する必要はないと考えます。 理由・複製部数及び頒布先が特定されないことによります。</p>	

項目	意見
	<p>医療の現場において薬剤師等が医薬品の適正使用に必要な情報の提供を受けることについて、権利制限(第42条)を認めていただきたく、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>医療現場の日常において、取り扱う医薬品にその適正使用情報が伴っていない場合は、その医薬品を使用することはできません。「疑わしきは使用せず」の医療の世界においては、医薬品が使用される間を通して産出される適正使用情報は重要であり、検証可能で再現性の高い文献情報は重要な情報源となっています。</p> <p>一般的な医薬品情報は、当該医薬品に係わる添付文書、総合製品情報概要、医薬品インタビューフォームなどから収集(医薬品医療機器情報提供ホームページ等から入手)できます。しかし、医療の現場においては患者の病態に適した個別の薬物治療が不可欠であり、一般的な上記のような情報源以外にも、患者に最適な薬物治療を行う根拠となる資料の一つとして文献の活用は不可欠といえます。</p> <p>特に、緊急性が求められる患者の薬物治療においては、迅速に、安全性情報を収集・評価することが必須となっています。</p> <p>根拠となる最新の文献情報を入手することは、患者に安全な医療を提供する医療関係者の責務であり、現場の薬剤師のみが医薬品情報を収集するだけでは不十分であり、製薬企業の方にも緊急に医薬品情報の提供を求めざるを得ません。具体的には、次のような場合、迅速に研究論文を入手し活用することは不可欠の状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 小児薬用量が医薬品添付文書に記載されていない医薬品使用の場合 * 妊婦・授乳婦へ医薬品使用の場合 * 肝機能低下・腎機能低下が認められる患者への医薬品使用の場合 * 医薬品インタビューフォームに未記載の適正使用情報(安定性・配合変化・吸着など) * 緊急に適応外使用とならざるを得ない倫理審査用資料作成の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・承認の投与経路以外での使用の場合 ・承認の効能効果以外での使用の場合 ・未承認薬の使用の場合 ・新しい治療法以外に救命が困難である場合 など * 当該医薬品の有害事象発生に係わる情報 など <p>以上のことから、医療において必要な文献等の情報収集に権利制限を認めていただくことを強く希望します。</p>
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過」(以下「審議の経過」といいます。)では、薬事行政に関し3項目について著作権制限の拡大をご検討されていますが、そのいずれも著作権制限を拡大すべき理由は存しないと考えます。</p> <p>確かに、国民の生命、健康への被害を未然に防止することは重要なことです。</p> <p>しかし、「審議の経過」の中で論じられている3項目は、いずれも製薬会社が責任を負うべき自社製品の安全性等に関する情報提供について、他人の著作物を利用しようというものです。自らの製品の安全性についての情報提供義務は、製薬会社自身が負うべきであり、著作権者が義務を負うものではありません。</p> <p>また、著作権法30条以下の著作権制限規定をみても、財産上の利益につながる著作物の利用について、著作権を制限することはほとんどありません。そして、財産上の利益につながる著作権制限を定める例外的場合(33条、34条、36条)でも無償での利用を認めた例はないと思われます(33条2項、34条2項、36条2項)。</p> <p>したがって、製薬会社が自らの製品を販売するための承認手続や自らの製品の安全に関する情報提供等、営業上の利益のために著作権を制限するというのは、著作権法体系上、相当ではないと考えます。</p> <p>第3の項目の「医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するための複製」についても、医薬品を販売する上で営業上必要な行為です。営業上必要な行為について著作権を制限することは、著作権法体系になじまないと思われます。</p> <p>また、文献のコピーの利用については、日本複写権センター、学術著作権協会等が複製許諾手続を用意しているところであり、著作権制限をしなければ著作物を複製できないわけではありません。例え、すべての文献がこれらに複製許諾を委託していないとしても、このような著作権者の努力こそ支援すべきであって、問答無用で権利制限をしてしまうことは適切ではないと思われます。</p> <p>特に、医学・薬学文献の著作権者は、自らが副作用情報等を必要とする人となる可能性が高いと思われますので、文献複写の許諾システムを構築しやすい条件があるのではないのでしょうか。</p> <p>しかも、仮に薬事行政に係るこれらのケースについて、著作権制限を拡大しても、大して実益があるようには思われません。</p> <p>営利企業である製薬会社は、その事業活動において文献複写をする場合の多くが著作権者の許諾を要するのですから、「審議の経過」で検討されている3項目について著作権の制限が認められたとしても、日本複写権センターや学術著作権協会等との包括契約が不要になるわけではありません。したがって、新たに権利制限が設けられた複製について、どう勘案して複製使用料を設定したら良いのかという問題を惹起するだけで、いたずらに問題を複雑にするように思われます。</p> <p>また、ベルヌ条約の求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」という条件に矛盾しないとしても、それは条約違反に該ならないというだけで、現行法上の著作権に新たな制限を設けることを正当化できるものではありません。</p> <p>なお、現時点で民間の許諾システムが不十分であるため、著作物複製の許諾を得ては、国民の生命、健康に被害が生じるおそれがあるのかもしれませんが、しかしその場合には、緊急非難(刑法37条)に該当し刑事責任は生じないと考えることもできます。</p> <p>もともと、民法上の緊急避難(民法720条2項)は「他人の物」から生じた危難でなければなりませんから、製薬会社が自社の製品に関する副作用情報を提供する場合に該当しません。しかし、製薬会社が自ら招いた国民の生命、健康への危難なので、副作用情報提供の費用は製薬会社自身が負担すべきであり、著作権者が負担する理由はありません。むしろ、製薬会社が無許諾複製について複製使用料相当額の損害賠償責任を負うのは当然であると思われます。</p> <p>したがって、著作権の制限によるのではなく、著作権者の許諾が迅速に得られるようなシステムの構築を支援することのほうが適切だと考えます。</p>

項目	意見												
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>要望事項の①～③について、いずれも権利制限を認めることは妥当とは思われない。国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点からしても、42条で行政の内部資料としての複写を認めていることを敷衍させて、権利制限を行うことは適切ではない。そもそも製薬企業が公共の福祉に貢献する要素は当然あるとしても、私企業である以上、利潤を追求するのであるから、その責任と負担で複写利用すべきものである。</p> <p>また、「権利制限を認めたとしても、権利者にとっても結果的に被る制約は現状と同程度であると考えられる。したがって、権利制限を認めても、著作物の通常の流通を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。」とのコメントは、何を根拠に述べているのか理解できない。現状で行われている複写の実態を調査もせず、また、製薬業界にその具体的な利用状況のデータの提出・報告を求めることなく、権利制限が必要あるいは望ましいというような判断はどこから出てくるものなのか、到底納得できるものではない。</p> <p>さらに、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」ということが要望の理由として挙げられているようであるが、実際は現在の複写権管理団体においては事後申請で運用されており、大部分の場合そのようなことはないといえる。行政としては、現在の複写権管理団体を通して必要な手続きをして利用するよう、製薬業界を指導することこそが必要なことであろう。</p> <p>2. ③ 医薬品製造業者による医薬品の適正使用に必要な情報提供に伴う複写については、1行目に、「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製したものが複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限に賛成する意見があった。」とある。製薬企業にとって著作複製物の提供は、医薬品の「生命の安全」を客観的に証明し、保証するために不可欠なものである。情報提供が製薬企業としての責務であるとしても、これらの情報提供は、企業の信頼性の向上、ひいては販売の増大につながる重要な役割を果たしている。複製物から直接的な利益を得るか否かは問題とすべきことではない。</p> <p>3. 10ページ下から3行目、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないか、権利者が探索できない場合は利用ができず、結果的に患者にしわ寄せがいくのではないか」との意見については、その著作物が管理著作物である限り管理団体の検索機能を利用すれば、瞬時に権利者を見つけることができる。これまで事前、事後等の事由によって許諾を拒否した事例はない。さらに、日本複写権センター、日本著作出版権管理システム、学術著作権協会の管理団体ではそれぞれ著作物を検索するシステムを構築中であり、今後、利用者の利便性はさらに改善される。</p> <p>4. 「権利者が探索できない場合」についても権利を制限すべきではないが、集中処理機関に代表されない著作権者に対しては、その分野の集中処理機関が許諾できるような法を整備すれば対処できる。北欧の例では、著作権者が不明の場合、または見つけ出すのが困難な場合は、管理団体が使用料を一定期間預かり、その後、その供託金は他の権利者への分配等に使用される。複製した者は、複製によって権利者に与え得る損害に対して免責される(ノルウェーのRROへの問合せに対する返答による)。</p> <p>5. 11ページ上から4行目、「仮に権利制限するとした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないか」と報告されているが、薬事関連複写を権利制限した場合は、本会に委託している権利者は重大な不利益を蒙る。</p> <p>本小委員会の審議では、権利制限により権利者が蒙る不利益について権利者および利用者の持つ事実に基づく論議が不十分である。</p> <p>本会の2004年の管理事業において、薬事関連複写が複写枚数ベースで全体の45%、受取使用料ベースで全体の61%を占める。2004年度の受取使用料総額は国内、海外著作物合わせて5億6千万円であるが、薬事関連複写が権利制限された場合は、その61%、3億4千4百万円を失うことになる。(下表)</p> <p>本会の複写許諾事業に占める薬事関連複写許諾事業の割合(2004年)</p> <table border="1" data-bbox="327 1108 1037 1288"> <thead> <tr> <th></th> <th>本会全体複写A</th> <th>薬事行政関連複写B</th> <th>B/A %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写許諾した枚数</td> <td>1800万枚 * 1</td> <td>810万枚 * 2</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>許諾料収入(受取使用料)</td> <td>560百万円</td> <td>344百万円 * 2</td> <td>61%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 複写権センターでの包括許諾受入使用料中の本会委託著作物分を複写ページ数に換算したものを含む</p> <p>* 2 日薬連傘下の製薬企業が行った複写実態調査の結果による複写枚数と支払われた使用料</p> <p>6. 上記表の薬事関連複写枚数810万枚は、9月30日の法制問題小委員会で日薬連担当者が述べた4社による薬事関連の年間複写枚数150万枚とどのように符合するか不明であるが、いずれにしろ他の管理団体の医歯薬関係の管理著作物の複写枚数を合わせると膨大な量が複写される。これが権利制限の対象になれば、権利者は多大な損害を蒙る。日薬連担当者は、薬事法関連の複写部数は原則1回につき1部であると述べたが、前記の日薬連が関与した複写実態調査では、雑誌1タイトルについて平均年間300論文、複写が多いタイトルについては雑誌1タイトルで延べ21,000論文が複写される勘定であった。ベルヌ条約第9条(2)の「著作物の通常の流通を妨げない」に抵触することは明らかで、国際的にも強い批判を招くことになる。</p> <p>このように薬事関連複写の権利制限は、権利者が蒙る直接的な損害のみならず、それ以外の分野の企業との許諾契約にも影響し、本会の管理事業団体としての運営も重大な支障を受ける。</p> <p>7. 今回の権利制限に関する流れは、ベルヌ条約第9条(2)にも違反するもので、国際的にも強い批判を招くことは必至であり、国際間の紛争の種となることが懸念される。</p>		本会全体複写A	薬事行政関連複写B	B/A %	複写許諾した枚数	1800万枚 * 1	810万枚 * 2	45%	許諾料収入(受取使用料)	560百万円	344百万円 * 2	61%
		本会全体複写A	薬事行政関連複写B	B/A %									
複写許諾した枚数	1800万枚 * 1	810万枚 * 2	45%										
許諾料収入(受取使用料)	560百万円	344百万円 * 2	61%										
<p><下記についての権利制限を要望いたします。></p> <p>3) 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の生命・利益を守る上で必要な情報提供であり、極めて公共性が高い。 ・複製される論文は、定期刊行物として発行されている学術誌に掲載されており、その学術誌の多くは複製を行う製薬企業が事前に定期購読している場合が多い。したがって、複製を定期購読の代替として利用されることはなく、著作物の流通や学術誌の販売などに悪影響を与えとは思えず、ベルヌ条約第9条にも抵触しないと考える。 ・また、現行の著作権許諾システムは、複製対象となる著作物の網羅性の欠如、事務的手続きの煩雑さと、権利許諾機関ごとに異なる許諾方法という実態があり、十分に機能していない。このことを考慮すると薬事法関連での複写とその頒布・提供を現行の著作権許諾システムを通して権利処理することは、かえって緊急性のある生命と健康にかかわる情報の提供を阻害することになる。 ・また、現行の著作権許諾システムでの処理実績には、薬事法関連以外の処理実績も含まれており、例え薬事法関連の権利制限を行っても、現行の著作権許諾システムそのものを否定することにはならない。 ・さらに、薬事法関連で複写される論文は、同一論文の複数部数大量複写ではなく、必要に応じて個々の論文を複写するので、海賊版のような違法複製行為につながることはない。 ・20部以上の複製は著作権者からの直接の許諾を要するもので、管理事業団体の関与は無い。また、このケースでの著作権者拒否事例は見聞していない。 													

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>③について、権利制限を認めていただきたいと思います。 無償とすることに懸念があるのでしたら、許諾システムが速やかに適正に機能するよう組み立て直していただきたい。 すなわち、 ・管理団体は一本化する。 ・全ての国内外出版物について、その管理団体が一括して取り扱う。 ・管理団体あるいは出版社が中間搾取によって膨大な利益を獲得するような料金設定は許可しない。 現状ではどの出版物が、いつの発行から、どの団体に管理されているのかわかりません。 また、全ての出版物が管理団体によってカバーされているわけではありません。 医療の現場では「時間」が生死を分かつ場面も多々ございます。 医学文献・医学情報は流通を妨げず、医療現場で実際に利用されることこそ、その使命を果たすものと認識しております。</p>
	<p>[意見]①、②及び③については、権利制限することが適当と考えます。 理由・人の生命及び健康への重大な影響を未然に防止するため、医薬品と同様に医療機器の製造販売承認申請時等において、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を担保するための研究論文等の複写を作成し、行政へ提出すること及び医療機関への研究論文等の複写を作成し、情報提供することは、公益の目的に適うものであるため。 特に①及び②については、提出先及び提出部数も限定されること、③については一文献あたりの複写は通常一部であることから、著作権者の正当な利益を不当に害することにはならないと考えられる。</p>
	<p>「問題の所在」①から③のいずれも権利制限を行うことが必要であると考えます。 ③に関しては、権利者への影響が大きく無償とすることは困難ではないかとの意見が紹介されているが、著作権とは国民の生命・健康といった利益と比較考量したとき、優位すべきものなのか、疑問である。加えて、そもそもここでいう「権利者」の多くは、著作物の真の創作者から強制的に権利を剥奪することによってその地位を得た者であって、かかる「権利者」の利益を保護するために、医薬品等の製造販売業者による情報提供に係る努力義務履行を消極ならしめる結果を招来することは不相当である。</p>
	<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて いくら優れた医薬品が開発されても、その使用方法が適正な方法で使用されなければ、本来の効果が発揮されません。 医療行為が実施される末端の医療機関の医師や看護師に研究論文等の情報が正確に、迅速に提供されることが必要です。これらの情報が営利行為という側面以上に、国民の健康・生命を守り、医療の質を向上させ、科学的知識の普及を通じて、学問の発展に寄与していることも考慮すると、権利制限をして頂くことに賛成致します。</p>
	<p>■「③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」について、「審議の経過」10頁に「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。」とある。 「医療関係者への情報提供」の必要性は認めるものの、医療関係者への情報提供は主に製薬企業が顧客である医療従事者を対象に自社製品の販売促進、各種サービスの一端として情報提供されるものと推測される。さらに製薬企業による「医療関係者への情報提供」内容の多くは、医学専門書誌出版社発行物からの複製(複写)物であり、複製は膨大であると思われる。 ■「審議の経過」10-11頁に「医薬品等の製造販売業者による情報提供が果たしている社会的役割にかんがみ、権利者側においては、利用者側の利便への一層の配慮が求められる。」とあるが、我々医学専門書誌出版社発行物の多くは、学術研究およびそれに伴う医薬品の情報を扱ったものであり、「医療関係者への情報提供」と目的を同じくするものである。 製薬企業によって小部数発行である医学専門出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されることが法的に認められると、医学専門書誌出版社にとっては販売部数に甚大な影響があり、継続発行は困難になる。これらの複製を権利制限の対象とすることは著作物の通常の利用を妨げ、著作者、出版社の正当な利益を不当に害することになり、明らかにベルヌ条約第9条第2項に違反するものと考えます。 ■「審議の経過」10頁に「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができない。」については、我々は複写利用を拒否しているのではなく、著作者との契約により著作権者として発行物のすべてを日本著作出版権管理システムはじめ複数の文献複写業者に管理を委託しており、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」ことは全く該当しない。また、文献検索は独立行政法人科学技術振興機構や特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会などの活動によって保証されており、さらに多くの複写文献提供業者(DSドキュメントサプライヤー)から複写文献の入手も可能となっている。さらに、当社の所属する日本書籍出版協会、自然科学書協会では会員社に対し文献複写管理者の利用を進めている事実にかんがみても、「権利者の利用や探索ができない」という指摘はあたらぬものと考えられる。</p>
<p>薬事行政に係る権利制限に関して、 ① 承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に提出すること ② 副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に提出すること ③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて、議論されています。 これらは、薬事法で規定される医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下、医薬品等という)の使用によってもたらされる国民の生命、健康の被害を未然に防ぎ、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するために、「医療関係者」および「医薬品等の製造販売業者」に課せられた制度に関連しています。すなわち、製造販売を行う医薬品等の承認・再審査・再評価手続における申請書への研究論文等の添付(①)、医薬品等の副作用や感染症発生、治験に関する副作用の報告義務(②)、医薬品等の適正な使用のための情報の収集、提供(③)に関連しています。 一方、③については両論が併記されておりますが、医薬品等の適正な使用のための情報の収集、検討、利用、提供は、医療関係者と製造販売業者との共同作業であり、医薬品等を使用する国民の福祉、健康向上の観点からすれば、研究論文等の流通が妨げられるものであってはならないと考えます。したがって、権利制限の対象とする方向に賛成しますが、合意が得られない場合は、権利者・利用者双方にとってバランスの取れた「研究論文等の流通促進システム」をご検討くださるようお願いいたします。</p>	

項目	意見
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>これまでに2度要望を提出させていただいておりますが(添付資料参照)、この度も日本製薬団体連合会から提出されております意見書の内容に前向きな対応をしていただくよう、要望いたします。</p> <p>著作権法改正に関する要望事項 要望の趣旨 医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供については、医師、薬剤師などの医療関係者及び薬事法で義務の課せられている製薬企業の行為をその公益的見地から著作権の適用除外とすべきである。 法改正を必要とする理由 医薬品の適正使用とは、まず、的確な診断に基づき患者の状態に合った最適な薬剤、剤形と適切な用法・用量が決定され、これに基づき調剤されること、次いで、患者に薬剤についての説明が十分理解され、正確に使用された後、その効果や副作用が評価され、処方にフィードバックされるという一連のサイクルと言える。人の生命・健康に関わる医薬品は単なる化学物質ではなく、適切な情報が付帯されてはじめて医薬品としての存在価値が生じ、医療上貢献できることとなる。したがって、医療現場における医師や薬剤師は適正な医薬品情報を常にタイムリーに得られなくてはならない。 この医薬品情報については、諸外国においては、医師・薬剤師が自ら文献等の情報を検索し、タイムリーに正確な情報として、その複製物を入手している。このような医師・薬剤師の行為は、当然、医療行為の一環として行われるものであり、イギリス、ドイツ、スペインでは、著作権法の除外となっている。またアメリカにおいても、Fair Useに該当するものと考えられる。 一方、わが国においては、医師・薬剤師の行為が著作権法の適用除外とはなっておらず、また前記、医薬品情報の入手については、医師・薬剤師よりも、より迅速に多くの情報を収集できると考えられる製薬企業に情報収集、提供義務が薬事法で課せられている。</p> <p>前述のように医薬品の情報は、医療現場における医師や薬剤師に迅速に提供されなければならない、正しい情報を迅速に提供されることが公益にかなうものである。情報提供義務の課せられた製薬企業としては、正しい情報を迅速に提供するために、文献等の複製物を提供している。これら義務の遂行には、迅速性、正確性の面から複製物に頼らざるを得ない状況であるが、著作権法の規定に従って、事前に複製の許諾を得ることは不可能であり、許諾を条件とすると迅速な情報提供ができなくなってしまう。これは、正確な情報が迅速に提供されることにより医薬品が適正に使用され、その有効性・安全性が保たれ、国民の生命・健康を守るという薬事法の法目的が達成されないこととなってしまふことを意味するものである。さらに、国民が生命を維持し健康を追及することは、基本的人権として憲法によって保障されているものであり、そのような権利さえも脅かすことになりかねないものである。 日本の著作権法にFair Useの考えが導入されていない以上、上記のような医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供について、医師、薬剤師などの医療関係者及び薬事法で義務の課せられている製薬企業の行為をその公益的見地から著作権の適用除外とすべきである。 ちなみに、我が国の特許法第69条第3項においては、医師・薬剤師による調剤行為は、患者たる国民の健康を回復せしめるという特殊な社会的任務に係るものであることなどを考慮して、特許権の効力が及ばない範囲とされている。 改正条項及び内容 著作権法 制限規定を新設 薬事法の規定により医薬品の適正使用にかかる情報を収集、提供する場合必要な範囲において資料等を複製、譲渡及び公衆送信することができる。また、当該複製、譲渡及び公衆送信する行為は委託することができる。</p> <p>■「③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」について、「審議の経過」10頁に「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。」とある。 「医療関係者への情報提供」の必要性は認めるものであるが、医療関係者への情報提供は主に製薬企業が顧客(医療従事者)を対象に自社製品の販売促進、各種サービスの一端とした情報提供が多いと思われる。さらに製薬企業による「医療関係者への情報提供」内容の多くは、医学専門書誌出版社発行物からの複製(複写)物であり、複製は膨大であると想像される。 ■「審議の経過」10-11頁に「医薬品等の製造販売業者による情報提供が果たしている社会的役割にかんがみ、権利者側においては、利用者側の利便への一層の配慮が求められる。」とあるが、我々医学専門書誌出版社発行物の多くは、学術研究およびそれに伴う医薬品の情報を扱ったものであり、「医療関係者への情報提供」と目的を同じくするものである。 また、医学専門書誌出版社は製薬企業に比べて規模も小さく、それぞれの書誌の読者対象が限られるため発行部数も一般書誌と比べると非常に少数発行が現状である。 製薬企業によってこれらの出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されることが法的に認められると、医学専門書誌出版社にとっては販売部数に甚大な影響があり、継続発行は困難になる。これらの複製を権利制限の対象とすることは著作物の通常の利用を妨げ、著作者、出版社の正当な利益を不当に害することになり、明らかにベルヌ条約第9条第2項に違反するものと考えられる。 ■「審議の経過」10頁に「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができない。」については、我々は複写利用を拒否しているのではなく、著作者との契約により著作権者として発行物のすべてを日本著作権管理システムはじめ複数の文献複写業者に管理を委託しており、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」ことは全く該当しない。 ■医学研究の進歩は医学専門書誌抜きには不可能であり、その複製物を利用する製薬企業だけが潤い、医学専門書誌出版社が存続の危機にさらされるようなことはあってはならないと考える。</p> <p>「③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」について、「審議の経過」10ページに「国民の生命・健康を守るために、薬事法に規定された努力義務を果たすために行われる医療関係者への情報提供であり、複製した者が複製物から直接的な利益を得るものではないことから、権利制限の対象とすることに賛成する意見があった。」とある。しかし本件における医療関係者への情報提供の中身は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。従って上記①及び②と同様、製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が負担すべきである。医薬品に限らず全ての商品が適正に使用されるために必要な情報はその製造販売者が使用者に対して提供すべきであり、製薬企業も、薬事法における情報提供の努力義務の有無にかかわらず使用者に対して必要な情報を、製薬企業の責任において企業の存続と利益確保のためにも提供すべきであることは言うまでもない。また、製薬企業は複製することによって直接的な利益を得るものではないが、こういった情報の提供によって医薬品の継続販売と適正使用が可能になることから、その販売によって利益が確保され、製薬企業が企業として継続存立することになる。</p>

項目	意見
	<p>「審議の経過」10ページに「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができない。」とある。しかし、多くの権利者は複写利用を拒否しておらず、その権利を日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託しており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。現在これらの管理団体は合計で医学系の学術専門書誌のうち、国内出版物について書籍約17,000点、雑誌約1,000点、海外出版物について書籍約124,000点、雑誌約8,000点の委託を受けており、薬事法にかかる複写利用も含めて年間約9億円の複写使用料を徴収している。また、これらの学術論文のデータベース検索と複写サービスは複数の文献複写業者が提供しており、これらの文献複写業者は上記の管理団体の全てと複写利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能となっている。従って、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと、権利者が探索できない場合は利用ができない。」という状況は殆ど存在しない。むしろ実態としては、製薬企業の多くは上記の文献複写業者を利用して必要な文献の殆どを入手しているが、製薬企業の一部あるいは多くは権利者が設定する複写使用料が高額であるとしてその支払を拒否している状況にある。本件において要望されている目的を果たすために利用者の便宜を図ることは重要であるが、それは権利制限ではなく、文献複写サービスと複写管理団体が全ての需要に応えられる体制を確立することによって達成すべきである。</p>
	<p>「審議の経過」10-11ページに「医薬品等の製造販売業者による情報提供が果たしている社会的役割にかんがみ、権利者側においては、利用者側の利便への一層の配慮が求められる。」とあるが、医学系の学術論文を掲載している医学専門誌も医学研究、臨床報告等の医学の進歩と生命の維持に欠かせない情報を提供しており、その社会的役割と使命は高い。医学研究の進歩は医学専門誌抜きには不可能であり、その意味では医薬品の開発と両輪を成している。製薬企業と医学専門誌出版社は医学研究において医療従事者を中心として役割分担を行っており、双方ともに配慮が必要である。医学専門書誌は医薬品の効果、安全性、その他の医療情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、その販売対象は通常医療従事者以外には想定できないものである。製薬企業によってこれらの出版物が複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門書誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。厚生労働省は本件にかかる複写量を明らかにしていないが、一般的に、製薬企業によるこれらの複製は膨大であり、業界全体で年間数千万ページの複写が行われているとも言われている。これらの複製を権利制限の対象とすることは著作物の通常の利用を妨げ、著作者、出版社の正当な利益を不当に害することになり、明らかにベルヌ条約第9条第2項に違反する。</p>
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●上記について反対です。 ●業者が重要な結果が示された研究論文をピックアップして大量に配布できることになれば、読み手側は雑誌をわざわざ購読しようと思うでしょうか。販売部数落ちることが予想されます。 ●業者が直接的な利益を得ないとしても、「複写代免除」という間接的な利益があり、出版社が不利益を生じるのは明白。雑誌の質の維持に影響が出たとき、結局は国民の不利益に繋がる恐れがあるのではないのでしょうか。 ●「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎるのではないかと」というが、時間がかかりすぎるというのは具体的にどの程度を指すのでしょうか。 <p>「日本著作出版権管理システム」では、ホームページ上で簡単に手続きを行なうことができるようです。業者に手続き面での不便をかけるとは思えません。</p>
	<p>①これらの審議過程においては、医薬品製造業者の医療関係者への提供だけが対象となっているかのような印象を受ける。薬事法第77条の3については、医療関係者(医師、薬剤師)が薬の適正使用、安全性や有効性の確認のために、自ら学術文献を収集し、複写し、使用することも対象としており医療全体に係わる問題であるが、この部分の記載がない。</p> <p>これでは、制限の対象が薬の製造販売業者の行為としてのみ検討されていることになり、医療関係者の行為が対象となっていないのは問題と考える。</p> <p>なお、昨年(2017)の第3回法制問題小委員会で資料3として配布された「著作権法改正要望事項に対する各府省の意見について」の中の「著作権法改正要望事項に対する意見について(回答)」(厚生労働省提出)には、本件問題が製薬企業だけの問題ではなく、医療関係者全体の問題として回答されている。また、本年度第4回法制問題小委員会議事録にも記述されている。</p> <p>2) 11頁上から2行目の但し書き「ただし、権利制限を認めた場合、複製主体も頒布先も特定されおらず、学術論文全部分の複製になることも予想され、かつ部数も多数になる可能性があることから、慎重な検討が必要ではないかとする意見があった。また、仮に権利制限するとした場合でも、複製部数が多いために権利者への影響が大きく、無償とすることは困難ではないかなどの意見があった」及び11頁下から2行目「著作物の通常な利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めること等について、検討を行うことが適当である」に関して</p> <p>①学術文献においては、1つの論文全体を複写することは通常行われていることであり、学術文献を利用する側にとっては必要なことである。学術文献の通常の利用において、一冊の雑誌全部を複写することは考えられないことであり、医療現場において医師、薬剤師等が必要とするのは、最適な治療を行うためにそれぞれの患者の病態の理解と病態に合わせた適切な診断と治療法の選択に必要な情報や他剤との相互作用や副作用等の必要な情報が記載されている文献のみであり、それは通常1部を自ら複写するか製造販売業者等に依頼するものである。個々の著作物の複製部数は通常1部であり、特定の権利者に大きな影響が出る(権利者の利益を不当に害する)とは考えられない。</p> <p>②現在、製薬会社等では医学薬学関連の雑誌を購入しているが、これは薬事法第77条の3の情報提供義務履行に対応するために購入しているわけではないので、薬事法第77条の3の情報提供にかかる文献の複写について、著作権の権利制限の対象となったからといって、雑誌や書籍の購入に影響を与えることは考えられない。</p> <p>また、欧米の出版社の中には、一定期間以前の雑誌の文献をホームページで無償で一般に公開しているところもあり、文献の複写が行われると出版そのものに影響が出て、成果の発表の場がなくなるといような考えは相当でない。さらに、薬事法第77条の3の情報提供にかかる文献の複写について、著作権の権利制限が認められたとしても、他の理工系分野と同様に研究開発等の社内利用のための複写はそのまま残るわけであり(基本的に他の分野では社内利用のための複写が主である)、他の分野の社内利用のみ複写使用料が支払われているという状況であっても専門誌は発行が維持されて、発表の場が無いなどの問題が生じているということはない。また、現存の著作権の管理団体についても、本件権利制限が認められたとしても、上記のように他の分野と同様に製薬企業の社内利用のための複写は残り、当該社内利用にかかる複写料収入は維持されることになる。</p> <p>このように、本件権利制限により出版に影響を及ぼすということはなく、また著作権の管理団体のシステムそのものが無くなるような影響も無いと考えられる。したがって、本件権利制限が認められたとしても、著作物の通常な利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害しないと考えられる。</p> <p>③医学系学術文献(原著論文)については、殆どの著作者は、自ら掲載料を支払ってでも自分の研究成果や治療体験を公表することにより、多くの関係者に評価され、より多くの患者への最適な治療の提供に活用されることを望んでいる現状をよく理解して頂きたい。</p>

項目	意見
	<p>3) 11頁の「現在、権利者側は、著作物の複製利用促進の観点から、日本複写権センター、学術著作権協会並びに日本著作権出版権管理システム等の管理団体に対して複写にかかる権利の委託を行い、利用者に許諾を与えると同時に利用料を徴収し、権利者に分配するという、権利委託と許諾システムに積極的に取り組んでいる。したがって、当面は、構築されているシステムが利用料の徴収の観点から有効に機能していくか注視することとするが、現状のシステムの下では、製薬会社による情報提供に支障がでる状態にあると思われることから、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めること等について、検討を行うことが適当である」に関して</p> <p>① 薬事行政に関わる事項は、学術文献の社外利用だけでなく、社内利用については問題とされていない。したがって、社内利用だけを取り扱っている日本複写権センターを本件対象の管理団体として取り上げるのは適切ではないと思われる。</p> <p>また、著作権等管理事業法に基づき登録を受けているのは、学術著作権協会のみであり、日本著作権出版権管理システムは、非一任型の管理団体であり、利用者側との条件協議は困難な状態にあることを理解して頂きたい。</p> <p>② 上記のように、管理事業法に基づき、利用者側からみて現実に処理可能な包括契約にて利用料を徴収しているのは、学術著作権協会のみであり、国内文献に関しては10%程度しか管理できていない。また過去及び現在も著作者に著作権が留保されている文献については、管理団体として何ら権利委託に向けた努力が行われていないばかりか、著作権を持つ著作者の合意も得ずに一方的に著作権を管理する旨の宣言をして、出版社が著作権の管理委託を行っているものも見受けられる。このような状況では、許諾システムがうまく機能しているとはいえず、現状のままでは、今後改善されうまく機能する見込みも全く無いと言わざるを得ない。</p> <p>③ 現状のシステムのままでは製薬会社による情報提供に支障がでる状態とあるが、医療機関に関係する医師、薬剤師による薬事法第77条の3の義務履行(学術文献の収集、複写および活用)にも支障がでる状態といえる。</p> <p>4) 11頁下段の出版物の委託状況を示した表および12頁の日本複写センターの権利者と利用者一覧表に関して</p> <p>① 日本複写権センターは社内利用を対象としたものであり、当該一覧表に表示することは誤解を生じさせる。</p> <p>② 当該一覧表に記載されているものが、本件の対象とするかの如く受け取られる恐れがあるが、本当に真の権利者から委託を受けているものかどうか定かでない。</p> <p>以上から、社会的責任の大きい生命関連企業の団体として、国民の生命と健康を守るため薬事法と文化の発展に寄与する著作権法の両方を遵守しつつ、必要な情報を調査し当局への報告・申請や医療現場への情報提供が迅速に実施できるよう、「審議の経過」で1. (3)にあげられた部分について権利制限に組み入れられることを強く要望致します。</p>
<p>③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>「③ 医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」に関して、反対の意を表します。</p> <p>いま「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止するという観点から、権利制限を行うことが必要」として、多くの学術論文や医学専門書籍、雑誌の記事をいま製薬会社へ「無償で許諾なく複写してもよい」と権利拡大されようとしています。</p> <p>医学専門書誌が対象とする読者数は限られており、また一書誌の対象専門読者数は少ないため、一書誌の発売部数は一般書と比較すると非常に少数数となります。また医学専門出版社は製薬企業に比べると規模が小さく、製薬企業が無償で医療従事者に書誌を複写し提供されることが法的に認められたならば医学専門出版社としては企業の存続に大きな影響を及ぼすこととなります。</p> <p>著者、出版社が人をかけ、時間をかけ、費用をかけ出版内容を精査し、ようやく医学、医療に役立つ本を発行しても、無償・無断でコピーされては出版社の経営は成り立たなくなり、わが国の医学・医療の進歩、発展にもつながりません。</p>
	<p>③については、権利制限は認めるべきではなく、現行制度のなかで(日本複写権センター)活用の仕方、費用等のあり方を検討すべきであると思います。</p> <p>また、このような問題は、薬事行政だけではなく、他の許認可申請における添付・疎明資料の複写提出にも影響がでると考えられますので慎重な対応が必要であると思われまます。</p>
	<p>「○審議の経過」にも記述されているとおり、薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への被害を未然に防止することを目的として、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な情報の収集、評価、報告、使用、保存を行うことを、製薬企業と医療関係者に義務付けている。</p> <p>「○問題の所在」の③(医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写・調査し、医療関係者へ頒布・提供する行為)についても、権利制限の対象とすべきである。</p> <p>かかる行為も、医薬品が適正に使用されることを通じて、国民の生命・健康の維持・追求を図るという公益の見地から必要とされる。医薬品は、適正に使用されて初めて「医薬品」としての存在価値が生まれ、国民の健康に寄与できるものである。そして、医薬品が適正に使用され、その効能・効果を発揮するためには、正確な情報が医療関係者や患者に適時・適切に伝わっていないなければならない。のみならず、このような情報の伝達を欠けば、患者の生命・健康に被害を及ぼし得るものである。したがって、医師、薬剤師を始めとする医療関係者は必要とする情報をタイムリーに収集し使用する必要があり、かかる情報の伝達、流通が些かでも阻害されることがあってはならない。</p> <p>そして、正確な情報を迅速に提供することは、上述のとおり、製薬企業に課せられた義務であり、その正確性・迅速性を担保するためには研究論文等の複製による情報の提供が必須となる。</p> <p>なお、当協会の知る限りにおいて、欧米においては、医療関係者等による文献複写は、フェア・ユースとして、実態上、著作権の効力は及ばない。また、製薬企業等に対し薬事法で情報提供義務を課すというのは、我が国固有の制度であるが、国民の健康福祉の観点から極めて優れた制度であり、その円滑な運用が望まれる。</p> <p>したがって、「○問題の所在③」による文献等の複写についても、著作権の権利制限に入れるべきと考える。</p>
	<p>③について、権利制限をすることに賛成です。</p> <p>現況の権利処理機関では対応できない部分について、患者と直に接する医療従事者への情報提供は必須です。</p>

項目	意見
	<p>審議経過報告書の10ページから始まる審議の状況3には、製薬企業から各医療従事者への学術論文の複製・提供について意見が提出されており、その多くは医療における医薬品情報の重要性をご理解され、権利制限を設けることにおおむね賛成されています。一方、複製主体や頒布先が特定されず、論文全部分の複製や部数が多数になることから無償とすることは困難であるとの意見も出されています。</p> <p>医薬品に関する情報は、医薬品として承認される前に収集された臨床試験の情報と、市販後の薬物治療の中で得られる有効性・安全性に関する情報がありますが、後者は半永久的に報告され続けるものであります。近年市販されている医薬品は、難治性の疾患に対して有効性が高い一方、副作用も多く、また高齢化社会に伴って複数の疾病に罹患している患者においては多くの薬剤が投与され、そのことが市販前には判明しなかった副作用や薬物同士の相互作用の原因ともなっています。薬剤師はこのような状況下において、医薬品の情報を常に収集し、適正な薬物療法を遂行するために努力しています。しかしながら、薬剤師一人一人の努力のみでは、膨大な医薬品情報の中から最適な情報を迅速に収集することは難しく、各医薬品の情報収集に努める製薬企業のを借りざるを得ません。仮に権利者の許諾を得るのを待つのであれば、必要な情報を得るまでに長時間を要することが予想され、救える命も救えない可能性があります。医療は時に取り返しのつかないものであり、常に最善を尽くす必要があります。</p> <p>しかしながら、権利者の有益性を優先することで失われる命があったのならば、遺族にとってまた関わった医療従事者にとって悔やんでも悔やみきれないことと思います。</p> <p>大学において学生には、医薬品に関する情報は教科書や参考書などから安易に引用するのではなく、常に原著論文(学術論文)を読み、薬剤師として理解・評価するように教育をしています。しかし、大学病院のように図書館を有する医療機関では迅速な情報収集は可能であります、一般病院では製薬企業のを借りなければなりません。また、インターネットの普及に伴い、海外の医学系雑誌の一部は出版社の厚意によりオンラインにて入手することは可能ですが、日本の雑誌のほとんどはオンライン入手が困難な状況にあります。</p> <p>大学病院における医療は国内の最先端にあたりますが、ほぼ同等の医療が多くの公立病院・民間病院においても受けられるのが実情です。そこには各医療従事者の努力とともに、最新の情報を提供する製薬企業の努力があるからです。医療従事者は常に最新の医薬品情報を収集し、臨床に適用していますが、このような努力を法的に制限された場合に、不利益を被るのは患者です。薬は、有効性と安全性に関する根拠のある情報が具備されていてこそ医薬品として用いることが可能であり、その情報を権利者のために優遇することは公共の利益に著しく反すると思われま。従いまして私は、著作物の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、権利制限を認めることを強く望みます。</p>
<p>③医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについて</p>	<p>○権利制限の対象とすることには賛成である ○権利制限を認める場合は頒布先、複製主体を特定する枠を設けるべきではないのか。 ○情報を最終的に受け取るのは患者であるので、その患者の不利益にならないよう、十分な検討を望む。</p>
	<p>9月30日開催の法制問題小委員会におけるオブザーバー発言について 9月30日の法制問題小委員会において、厚生労働省及び日本製薬団体連合会から、複写の実態調査の一例が報告され、大手・中堅製薬メーカー4社では月間22,000件、13万ページ、年間で150万ページの複写が行われたとされます。また、その際の補足意見として、1回あたりの複写は1部との説明がありました。この実態調査の中身が不詳なので推測になりますが、1医療従事者が製薬メーカーに複写を依頼するのは1部であったとしても、文献単位で見れば1文献1部ではないと考えます。1文献について複数の医療従事者が複写を要請したならば、その総量は1部×複写要請者数となり、文献によっては数十部から数百部の複写がなされると考えられます。しかも、実態調査は4社とのことですから、製薬メーカー全体では1文献について膨大な数量の複写が行われているとみなさなければなりません。上記のデータでは、1文献あたり6ページ程度ですが、4社の150万ページは25万件になります。25万タイトルの論文が各1部ずつしか複写されない、ということは到底考えられません。当社の過去の事例をみても、1文献で数十部から数百部の複写報告というものが見受けられます。多くの文献がそれぞれ極めて大量に複写され、その総計が4社で150万ページになったと考えられます。したがって、この数量はベルヌ条約にいう「特別の場合であり」「通常の利用を妨げず」「著作物の正当な利益を不当に害しない」という規定に違反することは明白であると考えます。</p>
	<p>「審議経過」には、①利用者が複写を希望する際、許諾の手続きに手間と時間がかかる、②管理委託されている著作物が明確ではない、③正当に権利が委任されているかの保証がない、等々の意見があります。当社は複写権に関する管理事業者ですが、このような問題は、事実認識である、と強く主張いたします。当社では、事前に複写に関する基本的な利用許諾契約があれば、その都度の申請あるいは支払は必要なく、事後の利用報告に基づいて複写使用料の支払いを受けていること、また管理著作物については常時ホームページ上で公示し利用者の便を図っていること、また委託の条件として、著作権の譲渡を出版者が受けているか又は権利行使に関する委任を受けたものに限っていますので正当に権利行使をしている、以上が実態です。当社は文献複写業者(DS)9社・団体(医薬関係の文献複写に関してはすべてと言って差し支えありません)と複写利用許諾契約を締結しており、これらDSは学術論文のデータベース検索も行っています。したがって、製薬メーカーはこれらDSに対してデータベースの検索および複写を依頼すれば、個々の許諾申請をする必要もありません。実際に製薬メーカーの殆どはDSに文献の複写を依頼していますが、複写使用料の支払いを拒んでいることこそ問題であると考えています。また、製薬メーカーの社内業務用としての複写については著作権法上「私的利用」には該当せず(確立した学説です)当然に許諾の対象となり、当社では、このような社内利用に関する包括利用許諾も用意していますが、製薬メーカーは契約を保留している実態も合わせて理解いただきたいところです。膨大な外部頒布に加え、社内での利用の面も併せ、権利制限の対象となることに反対せざるを得ません。</p>

項目	意見
全般	<p>医薬品などの情報を扱う医学系専門誌は、医学系の研究者や製薬企業などへの情報伝達を出版目的としている。しかるに薬事行政の必要性という理由で権利制限されることは、医書系の出版社にとって大きな損失になる。製薬企業が医薬品の販売によって利益を得ている以上、国や研究者に対する情報提供のコストは製薬企業が負担してしかなるべきである。</p> <p>医学系書誌を専門出版している出版社の出版物が、公共の利益という名目のために本来の読者であるドクターや医学研究者に無償で提供されてしまうならば、ただでさえ発行部数の少ない医書系の出版社はその経営基盤を失いかねない。その結果、著作者の発表の機会が損なわれることになり、医療情報の伝達に支障をきたすであろう。</p> <p>出版物の複写に係る権利処理については、すでに複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも(株)日本著作権管理システムに対して権利委託を行っている。</p>
全般	<p>薬事行政における情報提供が国民の健康に関わる重要な要請であることも理解するが、薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されている。私は医学系学術出版社で医学雑誌の編集・制作に従事しているが、臨床系の医学雑誌に多数掲載されている(新薬の治験も含まれる)『症例報告』『臨床経験』という類の論文は、医師・研究者に加えて薬事行政の関係者も読者対象に入っている。したがって、このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない医学書の出版が困難となる。その結果、科学技術情報の伝達に影響が出るばかりでなく著作者の発表の機会が失われてしまう。これは明らかにベルヌ条約の第9条(2)の「スリーステップテスト」にいう「著作物の通常の利用を妨げる」場合に該当する。</p> <p>医薬品等あるいは生体反応等に関する研究論文を発表するためには、その背景として龐大な仕事量を要している。その結果が一編の論文としか表し得ないが、たとえば製薬会社であれば、多数の論文を様々にアレンジして第3の結果を抽出することができる。この際最初の論文は一編の論文としてしか評価されないが、集積する論文から得られる価値は莫大なものとなる。これを無料で可能とすると一編の論文はあまりにも悲劇である。製薬会社も相応の負担をするべきである。</p> <p>NPOとして1990年から15年間、患者の主体的な医療参加と医療現場におけるよりよいコミュニケーションづくりを目指してきました(2002年にNPO法人化)。活動の柱ともいえる電話相談に3万5千件以上対応してきたことを踏まえ、患者・家族のなまの声を聴いている立場として意見を述べたいと思います。</p> <p>薬事行政に係る文献複写については、薬事法の目的が医薬品などの有効性や安全確保のために必要な規制をおこない、患者の安全性や主体性、そして患者と医療従事者のよりよいコミュニケーションの構築ということと考えた場合、必要不可欠な行為であると考えます。</p> <p>実際に電話相談に届いている内容のなかにも、医薬品の安全性などについて確認したい場合、薬事法の関係で製薬会社から直接患者に情報提供できないため、ドクターを介して文献を手に入れたいと望んだという内容がありました。そのときに、文献が届くまで1ヶ月を要したことで(その原因はドクターが製薬会社に資料請求を失念していたことが後で判明)、何か悪い情報を隠したり、操作しようとしているのではないかと不安に陥ったという声が聞かれました。</p> <p>また別の相談では、ドクターが製薬会社に依頼してすぐさま文献が得られたことで、自己決定の材料となり、ドクターとの信頼関係が深まったという声もあります。</p> <p>このような相談の声から考えても、製薬会社から医療従事者への迅速な情報提供がなければ患者の不信感に発展することがあり、コミュニケーションの構築に影響を及ぼしていることがわかります。また、そのような情報提供によって、患者の自己決定を支えることにもなるのです。</p> <p>患者の立場から考えても、ドクターが文献を必要とする場合のなかには、急を要することもあると容易に推察できます。著作権の確認のために時間がかかることで、患者のいのちが守られない事態が起きれば、取り返しのつかないことになってしまいます。</p> <p>とくに、医学文献などは患者の病気を救い、いのちを守るために広く情報を知らしめたいということを目的として著されたものと考えられます。治療の進歩のために書かれた文献が、小説などの作品として書かれた著作物と同様に扱われることに、患者の立場としても非常に疑問を覚えます。</p> <p>このような患者の立場からの意見も汲み取っていただき、薬事行政に係る文献複写、とくに10ページ目の審議の状況③に記載の、医療現場における医師薬剤師等が自らの研究・治療のために、(記載にはないが、医師薬剤師等における行為そのものも当然対象とすべき)並びに、医薬品等製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者に頒布・提供することについては、著作権の権利制限のなかに入れるように希望いたします。</p> <p>私は医学書専門出版社の販売部門で仕事をしております。医学書専門雑誌の販売営業活動は時間と労力とコストのかかる困難な仕事です。執筆される先生方や編集部の熱意にこたえ、より多くの読者に雑誌の内容をご紹介し継続的な購読をお願いする仕事は年を通して行われます。そもそも医学専門雑誌の販売部数は平均すると数千部であり、販売活動の結果としての利益はほとんどありません。執筆者の、医学・医療の発展への熱意に支えられた雑誌が、なかば無尽蔵にコピーされることは販売担当者としては身の切られる思いです。現在政府は日本を「努力すれば報われる社会」に改革しようとしておられると理解しています。この方針を私は支持します。しかし血のにじむような企業活動のなかで生み出された価値がいと簡単に複製されるというのは「改革」の名に反するのではないのでしょうか。</p> <p>医学・医療の発展に寄与したいとの思いは製薬メーカーも医学書出版社も同様です。そしていずれも民間企業としてこれを進めているのですから、一方的に医学書専門出版社の努力が踏みにじられることは納得できません。</p> <p>ぜひ医学書出版社の正当な、かつ、ささやかな利益を確保願いたく、ご検討方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>権利制限は行政のことではない。薬業のことではないのであって、民間営利企業活動の支援のために権利制限をするのは、出版業を営む者にとっては権利侵害である。</p>

項目	意見
全般	<p>1) 国民の生命、健康への被害を未然に防止することについて 「審議の経過」10ページに、本件の要望は「国民の生命、健康への被害を未然に防止するため、あるいは国民の生命、健康を守るために必要な権利制限である」という趣旨の記載がある。医薬品の適正利用が国民の生命、健康に大きく関わることに、そのこと自体を否定するものではない。しかし、「国民の生命、健康への被害を未然に防止する」ことは他の業種でも多く見受けられることであり、特段製薬企業だけに限定されたことではない。医学専門書誌は医薬品と同様、医療従事者が利用することを目的に発行されているものであり、最新の医療技術、医薬品情報を適切に提供することによって国民の生命、健康への被害を未然に防止するため」になくはならないものである。航空機産業や自動車産業、あるいは運輸業も事故を未然に防ぎ、安全に運行することによって「国民の生命、健康への被害を未然に防止」している。食品産業も同様であり、建築業も地震・災害から身を守る安全な環境を作ることが求められている。それぞれの企業は関連する法律、規制、基準のなかで業務を行っており、その遂行にあたって法律に違反することは勿論、他人の権利を侵害することも許されない。製薬企業だけが例外ではなく、その業務のために必要な著作物の権利制限を行い、製薬企業を特別扱いすることは適切ではない。</p>
	<p>2) 製薬企業の義務について 製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業の商品である医薬品が国によって承認され、継続販売するために必要な手続は、国に対する情報提供のコストも含めて製造者である製薬企業が負担すべきである。特に要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」については、その内容は製薬企業が製造販売している医薬品の適正使用にかかる情報である。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、製薬企業が薬事法に規定された情報提供の努力義務を果たすのは当然の義務であり、その義務の履行のために必要なコストは当然のこととして製薬企業が負担すべきである。製薬企業はこういった情報の提供によって医薬品の継続販売と適正使用が可能になり、その販売によって利益が確保され、製薬企業が企業として継続存立することになる。</p>
	<p>3) 複製の量について 厚生労働省は要望事項全てについてどの程度の量の複製が行われているか明確にしていけないが、ベルヌ条約との整合性を検証する上でも全体の複製量を明示すべきである。それが不在のまま審議することは適切であるとは言えない。また、要望事項③「医薬品等の製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布・提供すること」に関連して、日本製薬団体連合会は9月30日開催の法制問題小委員会において「製薬会社4社において実態を調査したところ、これらの複製は年間約150万ページであった」と報告しているが、この数字は明らかに膨大という域をはるかに超えるものである。その内訳は不明であるが、4社で150万ページであるならば製薬業界全体では年間3-4千万ページにもなるであろうと思われ、その数字は100ページの月刊雑誌(年間1200ページ)を3万冊以上複製していることになる。このことはもはやベルヌ条約で求める「特別の場合であり」、「著作物の通常の利用を妨げないものであり」、更に「著作者の正当な利益を不当に害しないものである」の全てに違反していると言わざるを得ない。製薬企業としてこれだけの量の情報が必要ならば、製薬企業自らが用意すべきである。</p>
	<p>4) 医学専門書誌の通常の利用を妨げることについて 医学専門書誌は医薬品の効果、安全性、その他の医薬情報を含む最新の医療技術を医療従事者に提供することをその出版目的としており、読者である医療従事者の先生方に有償で購入して頂くことによって発行を継続しているものである。医学研究、医薬品の開発・適正利用が公共の利益に適うものであることは当然であるが、公共の利益達成は他の権利制限への免罪符ではない。特に医学専門書誌は医学研究という公共の利益達成目的のために発行されているものであり、知的財産の有効活用という目的があったとしても製薬企業によってこれらの出版物が無断で複製され、無償で医療従事者に提供されたのでは医学専門書誌出版社にとっては販売の道を閉ざされてしまい、継続発行は困難になる。医学専門書誌が発行できなくなれば医療従事者は情報入手ができなくなり、医学研究は衰退する結果を招くことは明らかである。このことはベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げないもの」に明らかに違反している。</p>
	<p>5) 権利処理について 弊社を含む多くの医学専門書誌出版社は複製にかかる権利を日本著作出版権管理システム(JCLS)に委託しており、利用者は事前にJCLSと年間契約を締結すれば複写の都度の許諾を得る必要はなく、全て事後の報告で権利処理と使用料の支払を行うことが可能である。また、これらの学術論文のデータベース検索と複写サービスは複数の文献複写業者が提供しており、これらの文献複写業者の全てはJCLSと複写利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能となっている。従って、「権利者の許諾を得るのに時間がかかりすぎる」「審議の経過」10ページという実態は存在しない。実際問題として製薬企業の多くは上記の文献複写業者を利用して必要な文献の殆どを入手しているが、製薬企業はその一部を除いて文献複写業者に対する使用料の支払を拒否している状況にある。また製薬企業は例外的な1-2社を除いて弊社あるいはJCLSに対して複製許諾を求めてきたことはなく、依然として著作権法に違反した複製行為によって権利者の利益を侵害している状況にある。「権利者が探索できない場合は利用ができない」(「審議の経過」10ページ)という状況も起こり得るであろうが、それについてはまず許諾を得られるものについて権利処理を行った上で対応策を考えるのが筋であろう。そういったものがあることを奇貨として全てに権利制限を求めるのは本末転倒である。</p>
<p>④国際的なハーモナイゼーションについて。 医学・薬学についても情報はグローバルな展開がなされており、欧米諸国、特に科学的研究の先進諸国の著作権制度との整合性をも求めたい。海外論文については夫々の国の著作権法に基づき、擁護されているのに、日本だけが特殊例外を設定するのは如何なものでしょうか。</p>	
<p>⑤医学・薬学の専門誌を発行している出版社の立場から。 医薬品の製造商品・再審査・再評価あるいは製薬企業による副作用報告といった薬事行政に伴って利用される多くの学術論文誌、医学専門誌は医薬品の情報を研究者や製薬企業、あるいは厚生労働省に伝達することもその出版目的としている。これらの出版物にとっては行政目的に利用されることも通常の利用範囲内であり、薬事行政の必要性という理由で権利制限されてしまうことはこれらの出版物の発行と販売にとって非常に影響が大きい。極論すれば、企業活動の存立基盤の大きな部分を喪失する事になり、ひいてはこのような情報の伝達手段である書誌が存立しえなくなる事にもなります。この事は別の観点からみれば公益に反する事にもなるのではないのでしょうか？ 製薬企業が医薬品の販売によって利益を得ている以上、その医薬品が国によって商品され、継続販売するために必要な手続きは、国に対する情報提供のコストも含めて製造者である製薬企業が負担すべきと考えます。</p>	

項目	意見
全般	<p>まず、ごく当たり前のことを述べさせて頂きたい。弊社は医学書出版社であり、医学雑誌、医学書を商品として販売している。医学的知識が記載されている文献を、お金を対価として提供し、そのようにして得たお金により、会社を運営し利潤を得ている。それは、たとえばトラックを製造している会社と全く同じ構造であり、特別な要素はない。医学的知識を提供する事は、生活必需物資を運搬する事と同様に、公共の利益に貢献するものである。そして同時に出版社は利潤を追求することを使命としている。一般に、商業的意図の高い出版物ほどレベルが低く、レベルの高い出版物は商業的意図とは離れた、使命感から出版されているような印象をもたれることがあるが、少なくとも医学書に関して言えば、そのような事は断じてない。どれほどレベルの高い医学書も利潤追求を目的に刊行されているのであり、そうでなければ株式会社としての存続は不可能である。ごく一般的な商品と同様、医学書についても商業的にみあうのか、どうかによって出版されるかどうかが決まるのである。</p> <p>ところで、医学文献の利用者は、医療に直接関係する人間が多く、最新の知識を提供する事の重要性は、当然認められるものとする。その重要な知識の提供は、私企業によってになわれている。市場に食料を運搬するトラックが、私企業によって製造されているのと全く同様に。さらに、そのような医学や理工学の知識は、非常に専門性が高く、潜在的な読者数はかなり限られたものにすぎない。専門性が高くなればなるほど、潜在的読者数は少なくなり、同時に対象となる読者にとってはその知識の価値は高くなる。医学や理工学書の出版は、そもそもこのような基盤に立っているものであり、現状でも、商業的に成立するかどうか、ぎりぎりのレベルにあると実感している。</p> <p>このような出版物の著作権を制限すれば、どうなるか。より専門性が高く、貴重なものから出版自体が不可能になり、知識の伝搬の機会が失われていくだろう。この作用は非常に直接的に働くと感じられる。</p> <p>このような理由から、医学、理工学が対象となる著作物の権利制限は、ぜひ行わないで頂きたい。これは、公共の利益に貢献するシステムを崩す事につながると思われる。</p>
	<p>医学専門誌は高度に細分化されており、その発行部数は概ね1,500部から3,000部程度である。医学専門誌を発行する出版社は編集内容を検討し、編集委員を委嘱して論文審査、学術的考察を加え、誌面を作り上げ、印刷製本して読者に届けている。それには当然相当の経費もかかり、少ない発行部数全部が1冊単位、あるいは年間の定期購読によって販売され、その収入があつて初めて事業として成り立っている。その情報が必要に応じて無許諾無報酬で大量に複製利用されたのでは医学専門誌は成立しなくなる。製薬企業もこれ程膨大な複製利用の多くを医学専門誌に頼らなければならぬという現実を踏まえ、利用料の支払を拒否することなく、日本著作出版権管理システムと契約し、あるいは利用する文献複製業者に複製利用料を支払った上で適切に許諾と権利処理を行うべきである。</p>
	<p>薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されている。このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない医学書の出版が困難となる。</p> <p>その結果、科学技術情報の伝達に影響が出るばかりでなく、著作者の発表の機会が失われてしまう。</p> <p>これは明らかに、「スリーステップテスト」にいう「著作物の通常の利用を妨げる」場合に該当するというべきである。</p> <p>出版物の複製に係る権利処理については、現在すでに複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも、JCLSIに対して権利委託を行っている。</p> <p>出版物の複製に関して許諾を受けたい者は、これらの著作権管理団体との間で許諾契約を締結することによって複製を行うことが可能である。実際に複製の需要があるもののうちで、管理団体に権利委託されているものの割合は相当高いといえる。</p> <p>また、その複製報告ならびに著作権使用料の支払いは、事後でもよく、複製物入手の迅速性に関しても問題がないといえる。</p>
	<p>医学専門の出版社勤務の者です。特許審査手続きや薬事行政における専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されています。医療に携わる人々向けなので、読者は限定されます。</p> <p>従って生産部数は小部数です。このような小部数生産の出版物が利用者に無償で提供されると、出版自体が困難になり、理工学や医学書などの専門出版社の存続自体にもかかわる問題であり、断固反対。</p>
	<p>現在、審議されているいわゆる「権利制限の見直し」について、意見を提出します。</p> <p>著作権を公益目的のために制限する著作権制限規定の意義は高く、その見直しは著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきと考えます。</p> <p>特許審査手続きや薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に合う場面で利用されることを目的に出版されています。このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない医学書の出版が困難となります。</p> <p>その結果、医科学研究領域における著作者の発表の機会が失われてしまいます。</p> <p>薬事行政における情報提供が国民の健康に関わる重要な要請であることは理解できますが、そのために複製される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではないと考えます。</p> <p>出版物の複製に関して許諾を受けたい者は、しかるべき手続き(許諾契約)を締結することによって複製を行うことが可能です。</p> <p>また、その複製報告ならびに著作権使用料の支払いは、事後でも良く、複製物入手の迅速性に関しても問題がないといえます。</p>
	<p>今回のように出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、専門出版社への経済的損失は多大なものになります。</p> <p>読者と書き手が同一である専門書出版の場合、情報の正確性・信頼性に対する要求は強くかつ高いレベルが求められます。その要求に応えられない出版社は、これまでも(これから)淘汰されてきました。</p> <p>一方、専門書出版社は、営利企業であるが故に継続的に専門書出版を維持することができます。また、良質の専門書出版を維持するには、それに見合うだけの投資が必要です。本来のあるべき淘汰の流れとは別の次元の問題(無償提供者)によって、専門書出版が衰退するようであれば、読者である専門家だけではなく、最新の専門知識の最終的な享受者となる国民の損失につながるようになります。</p> <p>本件の検討に際し、慎重な判断を求めます。</p>

項目	意見
全般	<p>特許審査手続き、および薬事行政に関わる権利制限について権利制限が必要と主張する論点について、共通して言及されているのは、公共の福祉のためには、各種手続きの迅速化が必要ということである。まず、この点に反論する。</p> <p>1 国の各級機関、および地方行政が担っている様々な行政手続きについて、公共の福祉を伴わないものが存在するの。もし、存在するとすれば、その行政機関が行っている行政手続きこそ、速やかに廃止するのが、公共の福祉にかなうものである。</p> <p>2 特許権が、排他的独占権として極めて強力な権利である、という位置づけについては、同意する。しかし、そのために、著作権が制限されることがあり得る、という論拠にはならない。</p> <p>「人間の知的創造活動の成果としては、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、ユニークなデザインである「意匠」、音楽や小説、絵画などの「著作物」などがあり、それぞれが特許法、実用新案法、意匠法、著作権法によって保護されています。」というように、どちらかが優先されるという性質のものではない。特許審査が、長期にわたるため、その迅速化が求められていることは、承知している。しかし、それは、特許行政全般にわたる問題であり、著作権に関わる分野について、特に行政手続きが遅滞しているという具体的事例は報告されていない。もし、そういう事例が極めて多く存在するということであれば、特許庁による著作権管理団体への情報開示と、意見交換こそ必要なのではないか。</p> <p>3 国民の健康ならびに生命に直接関与する分野については、すべからず優先されるのか。</p> <p>医薬品等の顕著な有用性についての積極的な情報提供は、医薬品等の製造販売業者が、日々、努力していることは、周知の事実である。一方、医薬品等の当該の副作用情報が迅速に情報提供されていないということが、著作権保護によってもたらされた手続きの煩雑さに求められるというのは、一般国民の常識からずれた論議であるといわねばならない。薬害エイズがもたらした貴重な一例の反省がされていないのではないか。</p> <p>以上により、 特許審査手続きならびに薬事行政における権利制限の拡大に、反対である。</p>
	<p>当社は医学、医療に係る専門家を対象にした専門書を発行している出版社です。かかる専門家はそもそも多数ではありません。さらに近年の医学の発展に伴い専門分野はいよいよ細分化し、一分野毎の読者層はますます減少しています。薬事行政に係る公的な立場から著作権者の私権である権利を制限しようとする見解は全く理解できないわけではありませんが、もしそうなったら少なくともある分野の医学書の出版は不可能になります。従ってその分野の学問の進歩は停滞せざるを得ません。製薬企業はほとんどが株式会社であり利益を追求する組織です。その企業目的のために必要な文献の入手のために幾許かの費用を支出するのは自然ではありませんか。製薬企業の規模に比しその額は企業の存立を危うくするほどとは思えません。</p> <p>尚出版物の複写に係る権利処理については、現実に複数の著作権管理団体が活動しており、当社ではJCLSIに権利を委託しています。</p> <p>②また、病院においては、治療や診断、研究、調剤などに関する最新の知見が必要です。更に最近では、医学部を卒業したばかりの研修医の教育を担う場としての役割もあります。そのために、病院図書館(図書室)ではこれまでも多くの学術専門書や医学の和雑誌・洋雑誌を購入・所蔵しております。</p> <p>従って、薬事法に係わる権利制限を拡大したとしても、それによって書籍・雑誌等の購読を止めることは考えられませんので、出版社などへの影響があるとは考えられません。</p>
	<p>Dear Sir/Madam,</p> <p>The reasoning applied in the Interim Report implies that requesting rightsholder permission for the use of copyrighted materials in discharge of obligations of certain information and filing obligations imposed by law is an unreasonable burden for pharmaceutical companies.</p> <p>Pharmaceutical companies are private and independent entities seeking commercial profits out of sales of their pharmaceutical products. To obtain the authorisation to legally market their drugs, they must comply with certain formalities and any cost related to these should be absorbed by the company itself and usually forms part of a products overheads.</p> <p>Literary scientific works are in most cases easily and almost instantaneously available through collective licensing bodies such as JAACC and JCLS, or other document suppliers, so that obtaining a license is by no means a time-intensive burden.</p> <p>Researchers employed by pharmaceutical companies are one of the key markets for most copyrighted scientific materials. If reproductions could be made by pharmaceutical companies without any compensation for the rightsholder, this would deprive authors and publishers of their income, and hence of any incentive to publicise peer-reviewed articles, reliably informing the public and researchers about new scientific developments.</p> <p>In particular, the proposed limitation on copyright permitting the manufacturer or distributor of a pharmaceutical product to reproduce copyrighted works for distribution to healthcare professionals (Case 3) would amount to a violation of Japan's obligations under both the Berne Convention Article 9 and WTO TRIPS Article 13: this limitation would cover a broad range of circumstances often not directly distinguishable from marketing activities, and not only "certain special cases" (Step 1).</p> <p>Moreover, the compulsory licence would interfere with the normal exploitation of the work (Step 2) as the supply of works for information/marketing purposes is an important market for rightsholders, including publishers. The use pursuant to the exception would enter into competition with the ways the rightsholder normally extracts economic value from that right, i.e. through collective licensing. Given the economic importance of this market to the rightsholders and the commercial motivation of the users (pharmaceutical companies), the limitation would unreasonably prejudice rightsholders (Step 3). In support of our analysis, see WTO Panel in its Report on Section 110(5) US Copyright Act, 15 June 2000, NT/DS160/R on the application of the three-step test, in particular para. 6.183.</p> <p>The alleged obstacle that the Pharmaceutical industry encounters is de facto merely a financial burden, which is infinitely small in comparison with the large sums that a drugs admission process costs. Such small financial burden cannot tip the balance in the three step test against the rightsholder.</p> <p>As you will know, the three step test is cumulative. The proposed limitation must satisfy each of the three elements before it can be held to be consistent with Japan's obligations under Berne and TRIPS. As the proposed exception would fail on each leg of the test, IPA strongly recommends that the legislation proposal be reconsidered.</p> <p>Yours faithfully,</p>

項目	意見
全般	<p>【意見】 権利制限を認めるべきである。ここで想定されているケースは国民の生命・健康に関わることであり、著作権を理由に国民の生命・健康を危機にさらすことは回避しなければならない。</p> <p>【理由】 ●議題に挙がっている要望は、薬事行政において重要性・緊急性の高いものであることは議論の余地が無いと言える。著作権を保護するあまりに、こうした必要な薬事行政の執行が妨げられることは国民の生命・健康を危機にさらすことに等しく、これを回避しなければならない。権利制限を定めるのに十分な正当性がある。 ●医薬品製造販売業者による医療関係者への頒布・提供に権利制限を認めることについては、他の要望と異なり反対意見が若干見られたが、これにも権利制限を認めるべきと考える。ただし、許諾権を制限することは当然として、報酬請求権を残すか補償金制度の創設も検討することは一向に値するだろう(全く無償にするのは困るという権利者側の言い分も解らないではない)。 ●ただし現行の著作権許諾システムに任せてしまい、権利制限を見送ることは避けていただきたい。なぜなら、こうした許諾システムは十分に機能しているとは言い難く、また取り扱っていない著作物については全く意味を為さないからである。</p>
	<p>4. 多くの権利者は複製利用を拒否しておらず、その権利を日本複製権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム等の管理団体に委託しており、利用者は事前に年間契約を締結すれば、包括的処理、あるいは事後の報告で権利処理を行うことが可能である。また、これらの学術論文のデータベース検索と複製サービスは複数の文献複製業者が提供しており、これらの文献複製業者は上記の管理団体の全てと複製利用契約を締結しているため、その利用によって複製物の入手とその権利処理が可能となっている。</p> <p>5. よって本件に係る権利制限を新たに新設する必要性はない。</p>
	<p>薬事行政に係わる文献複製については、薬事法の目的が、医薬品等の有効性、安全性確保のために必要な規制を行い、国民の健康の向上をはかることであると考えた場合、当然必要な行為であると思われる。</p> <p>患者は医師、薬剤師等の医療関係者にその身を預けざるを得ない立場であり、医師、薬剤師等を信頼して治療を続けている。当然、医師、薬剤師等は常に患者のために医療現場で日夜努力していると信じている。その研究や治療のために、学術文献が重要な役割を担っているのであるから、その流通経路が製薬企業経由であっても、権利によって阻害されることなく、患者のために必要な研究や治療ができるようにするのが、患者の命を守ることである。</p> <p>現に、リウマチは治療が難しい病気であり、苦しんでいる難治の患者は数多い。この病気の治療のためには、医師等による研究成果に基づく新たな治療の展開、製薬企業等による新たな薬の開発は必須の条件である。人間の生命が大切という観点に立てば、法による権利行使は議論する余地はない。</p> <p>どうか、これ等のことを考慮し、薬事行政に係わる文献複製、特に10頁目の審議の状況③に記載の、医療現場における医師薬剤師等が自らの研究・治療のために、医薬品等製造販売業者は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究論文等を複製し、調査し、医療関係者へ頒布・提供することについては、著作権の権利制限の中に入れるよう、患者の立場から要望します。</p>
	<p>薬事法では、医薬品の使用によってもたらされる国民の生命、健康への被害を未然に防止するため、・・8頁最終行まで。</p> <p>【意見】 1) □の下、1行目から11行目までに、4つ「医薬品」という用語が使用されているが、「医薬品等」に変更願います。 2) □の下12行目の「製薬企業」を「医薬品等の製造販売業者」に変更願います。 理由・(1) 医療機器も医薬品と同様、薬事法の規制を受けており、医療機器においても製薬企業と同様に適用されることから、医療機器を含めた表現とするため。 2) 他の表現と整合させるため。</p>
	<p>・日常の調剤業務においてつねにホットで迅速な情報が求められている。製薬会社からのそれに関する資料の妥当性と信憑性のためには、適切な研究論文等の複製の添付が不可欠である。そのため、薬事法上の手続きについては、第42条の権利制限を認めるべきである。</p> <p>・著作物への影響という点で考えても、参考となる文献を掲載している出版物については、購入阻害よりも促進的に働くのではないと思われる。</p>
	<p>・著作権法第42条では、必要な限度で行政目的における権利制限を認めているが、この部分に関する権利制限が拡大すれば、権利者に影響が出ること必至である。同じ行為であっても行政庁以外の製薬企業等に権利制限が拡大すれば、著作権法第42条の但し書きである「著作物の種類及び用途ならびに複製の部数及び様態に照らし複製の著作権者の正当な利益を不当に害することとなる場合はこの限りではない」に抵触する可能性が強いと考える。著作権法における著作権制限規定は、私権である著作権を公益目的のために制限するものであるが、この規定の適用はあくまで行政に限定されるべきものであり、私企業である製薬会社等まで広げることは著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されてしかるべきものである。このことはさらに、ベルヌ条約が求める「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」という条件と矛盾する可能性が高いことを明記したい。</p>
	<p>・医薬品の審査・評価あるいは製薬企業による副作用の報告といった薬事行政に利用される多くの学術論文誌や医学専門誌は、本来公共の利益に適う場面で利用されることを目的に発行されている。製薬企業等も当然その利用者の一部であり、権利制限の拡大により、このような本来の利用者にこうした出版物が無償で提供されてしまうことは、もともと発行部数の少ないこれらの出版物の発行を困難にする可能性がある。このような貴重な医学情報源の存続に関わる今回の見直しについては、さらなる慎重な検討を重ねるべきものと考えます。また、この規定見直しを実施されると、現在でも膨大である論文誌の複製利用がさらに促進され、当社が権利委託を行っている日本著作出版権管理システム(JCLS)が行っている複製許諾管理機能が大きく損なわれる危険性が高まることも付記したい。</p>
	<p>薬事行政における情報提供が、国民の健康に関わる重要な要請であることは、十分理解しております。しかし、「特許審査手続きにかかわる権利制限について」申し上げたと同様、そのために複製される出版物の著作権者の著作権が制限され、それによって著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれるべきではないと考えます。あわせて、出版物の複製に係る権利処理については、現在既に複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも、日本複製権センターに対して権利委託を行っております。出版物の複製に関して許諾を受けたい場合は、著作権管理団体との間で許諾契約を締結することによって複製を行うことが可能です。</p>

項目	意見
	<p>* 医療を後方支援している病院図書館も、著作権権利制限の対象としてはグレーゾーンに属しております。病院図書館には、毎日、臨床上的判断を決定するために医師、薬剤師、看護師、コメディカルスタッフなど、多くの職種が訪れます。皆、私利私欲はございません。目の前の患者、家族の苦痛を取り除く、和らげるにはどうしたらよいか、ただそれだけです。また、大学を卒業した臨床研修医をはじめ、臨床薬剤師となるための実習生も当館を利用しております。臨床研修を大学で受ける医師、大学附属ではない病院で受ける医師、研修場所が違うだけで文献複写が自由、不自由ということが生じるのは果たして国家の利益となるのでしょうか。医療従事者は他職種と比較して、異動が多いと思われまます。異動先が文部科学省管轄の大学であろうと、厚生労働省管轄の民間病院であろうと、生涯、学習教育環境がなくては命を救えません。病院図書館においても、文献複写の権利制限を公式に認めて頂きたくお願い申し上げます。</p>
	<p>これからからの要望事項については、いずれも法改正を行うことが適当と考える。及びについては、この報告書にもあるとおり、権利者の経済的利益二及ぼす影響は現状と変わらないうえ、国民の利益にも資するものと考えられる。について、慎重な検討を望む意見もあるが、その根拠は全く理由にならない。それは、この権利制限を設けたところで、この権利制限を活用すると見られる製薬会社等がその購読する雑誌の購読を止めることは到底考えられないこと、必要な論文を購入して文献提供をすることが現実的にあり得ないこと、仮にそうだとしたところで、欧米諸国と比較して我が国においては権利者団体の委託割合がかなり低く(ある調査では約3割程度)、包括的に許諾契約が締結可能な欧米諸国とは事情が異なり、医師が使用を考えている薬剤の効能を判断するために緊急に文献を複写する際に的確に対応するだけの時間的余裕がみられないことから、最悪の場合には患者の生命の危険に及ぶ可能性があり、それと著作権者の利益とを勘案すると、この法改正を実現し、緊急の状況にも対応可能な状況をつくることは国民厚生上も望ましいと考えられる。したがって、からまでのいずれについても、法改正を早急に行うことが望ましいと考える。</p>
	<p>現状の管理事業者が複数ある状態では、きちんとした著作権処理そのものが非常に困難で、情報提供に支障がでる可能性が高い。薬事行政に係る権利制限を行っていただき、スムーズな情報提供ができる環境を構築していただきたい。</p>
全般	<p>医学書は本質的にかなり限定された集団を対象として出版されるものだが、そのターゲットとなる対象集団が無償で入手できるようになってしまえば商業ベースとして成り立たなくなることは自明である。少なくとも医学書出版社に勤務する者としては、そのような見直しは歓迎できるものではない。執筆者としても(たとえば政府刊物とは異なり)商業出版物に寄稿する以上、自らの著作権は保護されるべきと考える。</p> <p>私は陰調剤薬局に勤務している薬剤師です。医薬品を安全で安心して提供するためには、医薬品情報が欠かせません。その医薬品情報は迅速かつ正確でなければなりません。また緊急性を要するものは特に迅速的確な情報が必要となります。我々はその情報を製薬企業より得ることで、患者さんへの健康被害を防ぐ役割を担っております。著作権の制限により、これ等の行為に支障がきたすことは、患者さんの健康被害へつながると考えます。我々薬剤師の業務上必要不可欠となりますので、著作権の適用外となることを願います。</p>
	<p>これまでに2度要望を提出させていただいておりますが(添付資料参照)、この度も日本製薬団体連合会から提出されております意見書の内容に前向きな対応をしていただこう、要望いたします。</p> <p>著作権法改正に関する要望事項 要望の趣旨 著作権法42条に規定される行政目的の複製は、行政機関による内部資料のための複製に限らず、行政目的の複製の範囲を広くすべきである。 法改正を必要とする理由 行政目的の複製については、行政目的であれば内部資料とする場合に限定する必要性はなく、また、行政機関内部での複製のみならず、外部での複製についても明確に著作権の適用除外とすることによって、行政目的が迅速に達成され、公益にかなう。これによって権利者の利益を不当に害するようなことは無い。さらに、行政目的の複製は、行政機関による複製に限る必要はなく、行政目的の範囲であれば、第三者による複製であっても、権利者の利益を不当に害するようなことは無い。すなわち、行政機関への報告、申請等の書類の提出物については、提出者による複製行為(委託による第三者の複製も含む)も行政目的のためであり、著作権の適用除外としても、権利者の利益を不当に害することは無い。 改正条項及び内容 著作権法 42条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政手続の目的のために資料(申請、報告等に添付される資料も含む)として必要と認められる場合においては、その必要と認められる限度において、当該手続きを行う者は、複製、譲渡及び公衆送信することができる。また、当該複製、譲渡及び公衆送信にかかる行為については、第三者に委託することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。</p>

項目	意見
全般	<p>これまでに2度要望を提出させていただいておりますが(添付資料参照)、この度も日本製薬団体連合会から提出されております意見書の内容に前向きな対応をしていただくよう、要望いたします。</p>
	<p>著作権改正要望についての意見 当会では、文化庁からの著作権法改正に関する意見公募がなされた折、以下のような内容の要望書を提出しております。 「日本製薬団体連合会より3件の要望が出されておりますが、当会としまして、そのような改正が為されることが望ましいと考えます。国民の健康上の安全確保や公衆衛生の向上、また患者への適切な治療の観点から、然るべき措置が講じられるよう要望いたします。」 今回、日本製薬団体連合会より、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、薬事法に基づく文献複写の問題があること、2)医師も薬事法の義務を負う当事者として、収集と利用の義務を負っていること、3)日本の現状では医師自ら、事例に合った最適な情報を入手することは大変難しく、迅速に情報を入手し、患者の治療の判断をより早く行うには、当該分野の医薬品に関する情報に精通している製薬企業に情報提供を依頼せざるを得ないこと等があります。以上の事実を踏まえて、日本製薬団体連合会から提出された意見書の内容について前向きな対応をして頂きたいと思っております。</p>
	<p>著作権者・隣接者が悪意を持って公表しない、または著作権者・隣接者が公表したくても、その事により不利益を被る者が著作権者・隣接者を脅迫、さもなくば口封じて闇に葬ろうとする場合があります。 また、このような患者の命にかかわる情報が多数記載されている以上、「公共の福祉」の一環として、これは公文書と同じ扱いにするのが妥当ではないでしょうか。</p>
	<p>○特許審査手続や薬事行政において利用される専門書はもともと学術研究、医学医療といった公共の利益に適用場面で利用されることを目的に出版されている。このような出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない理工学書、医学書の出版が困難となる。その結果、科学技術情報の伝達に影響が出るばかりでなく、著作者の発表の機会が失われてしまう。 ○出版物の複写に係る権利処理については、現在既に複数の著作権管理団体が活動しており、当社でも、日本複写権センターおよび(株)日本著作権管理システムに対して権利委託を行っている。出版物の複写に関して許諾を受けたい者は、これらの著作権管理団体との間で許諾契約を締結することによって複写を行うことが可能である。実際に複写の需要があるもののうちで、管理団体に権利委託されているものの割合は相当高いといえる。 また、その複写報告ならびに著作権使用料の支払いは、事後でも良く、複製物入手の迅速性に関しても問題がないといえる。</p>
	<p>そもそも著作権法第42条の「裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」ともって、①～③の「問題の所在」を導き出すのは理解に苦しむ。第40条第1項の「準司法手続」として特許審判、海難審判、行政不服審査があげられていることから明らかなように、著作権法第42条は薬事行政、薬事法とは本来無関係なものであり、それでもこの条文をもって権利制限を行おうという姿勢には製薬企業側からの要望に安易に迎合しているとしか国民には映らないであろう。薬事法上の手続を、第42条における「裁判に準ずる手続」とはいえないと明確に示しながら、それに続いて唐突に「しかし、医薬品の効果や、副作用等の評価を適時・適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告等が十分に、しかも迅速に行われることが必要であり、その際には、関連する研究論文等の複写の作成・頒布が必要となる場合が多い」と、資本主義社会において製薬企業が利潤を得るために当然負担しなければならないコストを一方的に著作権権利者の権利制限を認める理屈を展開する当該の審議会には、外部からの「力」を感じざるを得ない。こういった解釈ができるようになれば、著作権法そのものがザル法として形骸化の道を歩むのではないかと強い懸念を持つ。 公共交通機関の乗り物製造に携わる企業、自動車業界、食品産業のみならず、国民の生活環境に影響があると考えられるあらゆる製造業が「国等への迅速な情報伝達により国民の生命、健康への被害を未然に防止」するためのコストを自ら負担している現状において、製薬企業だけが特権的に著作権者の権利制限によるコストの軽減を受けられるのは、到底世論に理解されないだろう。</p>
	<p>弊社は医学書出版社であり、医学雑誌、医学書を商品として販売している。医学的知識が記載されている文献を、お金を対価として提供し、そのようにして得たお金により、会社を運営し利潤を得ている。それは、たとえばトラックを製造している会社と全く同じ構造であり、特別な要素はない。医学的知識を提供する事は、生活必需物資を運搬する事と同様に、公共の利益に貢献するものである。そして同時に出版社は利潤を追求することを使命としている。一般に、専門性の高い出版物は商業的意図とは離れた、使命感から出版されているような印象をもたれることがあるが、少なくとも医学書に関して言えば、そのような事は断じてない。どれほどレベルの高い医学書も利潤追求を目的に刊行されているのであり、そうでなければ株式会社としての存続は不可能である。ごく一般的な商品と同様、医学書についても商業的にみあうのか、どうかによって出版されるかどうかが決まるのである。 とところで、医学文献の利用者は、医療に直接関係する人間が多く、最新の知識を提供する事の重要性は、当然認められるものとする。その重要な知識の提供は、私企業によって担われている。市場に食料を運搬するトラックが、私企業によって製造されているのと全く同様に、さらに、そのような医学や理工学の知識は、非常に専門性が高く、潜在的な読者数はかなり限られたものにすぎない。専門性が高くなればなるほど、潜在的読者数は少なくなり、同時に対象となる読者にとってはその知識の価値は高くなる。医学や理工学書の出版は、そもそもこのような基盤に立っているものであり、現状でも、商業的に成立するかどうか、ぎりぎりのレベルにあると実感している。 このような出版物の著作権を制限すれば、どうなるか。より専門性が高く、貴重なものから出版自体が不可能になり、知識の伝搬の機会が失われていくだろう。この作用は非常に直接的に働くと感じられる。 このような理由から、医学、理工学が対象となる著作物の権利制限は、ぜひ行わないで頂きたい。これは、公共の利益に貢献するシステムを崩す事につながると思われる。</p>

項目	意見
全般	<p>反対します。</p> <p>まず「概要」の文頭に「制度と実態の乖離が見られるなどにより緊急に検討を要する以下の課題について検討を進めた。」とあるが、そもそも制度を守っていないことが問題である。もし守るに値しない制度なのであれば実態を優先すべきであろう。では制度を守るべきか実態を優先すべきかについて、「医薬品の効果や、副作用等の評価を適時・適切に実施するためには、製薬企業における副作用、感染症等の情報収集・分析・報告等が十分に、しかも迅速に行われることが必要であり、その際には、関連する研究論文等の複写の作成・頒布が必要となる場合が多い。」との記述があるが、医薬品を扱う以上至極当たり前のことであり、製薬会社はそれもひっくるめて医薬品を製造販売しているのである。このような状態で著作権権利制限の制度を守っていないのは明らかにルール違反と言わざるを得ない。</p> <p>また「内部資料として必要な限度で行政目的の複製を認めていることから、厚生労働省等が内部資料として、さまざまな文献の複写を権利者の許諾なく行うことは可能」かもしれないが、製薬会社と厚生労働省を同一に論ずることは、「立法又は行政の目的」のために必要な場合については、「内部資料として必要」と認められる限度においてのみ複製が許容されている(第42条)」という法の目的を逸脱している。</p>
	<p>また、医薬品等の適正利用に必要な情報は、製薬会社だけが提供者ではありません。</p> <p>医薬品の適正使用のためには医療従事者自身が必要な情報を入手するための病院図書館でも同様に権利制限がなされるべきと考えます。</p>
	<p>学術文献は多くの患者さんの命の上に練り上げられ、新たな患者の命を救う道しるべとなるものです。また、研究者が次の研究に向かう際の基礎になる部分です。まず、これを最大限保護し、利用していただきたい。</p> <p>輸入抗がん剤が次々と保険適用になり、翻訳という一つの過程に時間がかかることは必至、また、セカンドオピニオン外来(海外勤務経験のある医師があたることが多くなると思います)等が充実し、終末期の患者は治験においてもそうですが、混合診療自由診療枠でオーダーメイド的な治療を要求するようになると思います。患者は自分の闘病が意味のあるものであって欲しいと願っています。症例を参考にしたり、いわゆる匙加減の部分で、せっかくな臨床医のクリエイティブな発想が何の裏付けもないのでは、延命完治への医療を遅らせてしまいます。著作権をしっかり管理していただかないと、がん患者には時間がありません。速やかに治療を受けられることが延命につながります。</p> <p>がん診療拠点病院の義務として治験があり、院内登録により、どこで、どういう治験がされているのかが分かる。このような医療現場の改革に合わせて、治験も特許の公告・公開のように初めからエビデンスを存在させたらどうでしょうか。経過が治験と平行して明らかになる。医師同士、すでに著作権の発生している文献からの意見交換も可能。また進行中の治験をすぐに記録し、終わったところまで著作物として保護する。治験時から情報交換がなされれば、同じ様な事例を検討することができるのだから、医療機関の壁を超えて共著で将来的には海外との医療機関とも連携し有力な論文ができる。</p> <p>末期、セカンドオピニオン、治験、の流れの中で、著作権が確立されれば、いろいろな可能性が見えてくると思います。</p>
	<p>著作権法改正:薬事行政に係る権利制限について</p>
	<p>委員各位</p> <p>国際的な科学論文誌Natureの発行元であるネイチャー・パブリッシング・グループ(NPG)とNPGの日本国内での権益を代表するネイチャー・ジャパン株式会社は、貴小委員会で検討されている、国内の製薬会社が研究論文等の写しを医療関係者に提供するケースで著作権保護の適用に制限を加える旨の提案に対し、深い憂慮の念を表します。</p> <p>貴小委員会での聴聞会で明らかになったように、日本の製薬会社は、著作権で保護された科学、医学文献所収の研究論文のコピーを既に毎年数十万部の単位で、著作権許可や著作権料の支払いなしに作成し、医療関係者に頒布しています。このケースで、著作権料が支払われたのは、ごく一部に過ぎません。</p> <p>著作権保護の適用制限に賛成する立場の人々は、製薬会社が当該情報を医療関係者に提供して、一般市民の生命と健康を守るために役立っていることを根拠に挙げています。しかし、実際のところ、研究論文等を頒布する主たる動機は、頒布先の医療関係者に取り入って、自社の医薬品を拡販しようというマーケティングなのです。</p> <p>このような事情に鑑みると、貴小委員会で著作権の制限を検討することは、まったくもって不適切だと言わざるを得ません。むしろ貴小委員会では、著作権を強化し、営利目的での著作物の利用に対して、いずれのケースでも十分な対価が必ず支払われるようにする方向への議論を進めるべきだと考えます。著作権は、科学、医学文献の発行と配布を支える柱の一つであり、貴小委員会では、著作権保護を確かなものとし、当該文献をいつまでも利用できるような環境を確保すべきだと思います。</p> <p>また、貴小委員会では、製薬会社が研究論文等の複製に対する許諾を容易に得られないことや著作権者の許諾を得るために医療関係者への重要情報の配布が遅れることも主張されました。</p> <p>インターネットを利用できる現代において、このような主張には根拠がありません。すなわち、必要な文書は、素早くウェブサイトからダウンロードでき、日本複写権センター、学術著作権協会、日本著作出版権管理システムといった著作権管理団体と文献配信会社が提携して、迅速な著作権使用許諾と文献配信ができるようになっているのです。</p> <p>貴小委員会では、著作権使用許諾を迅速に得られないことが著作権制限の根拠となるかどうかを議論するのではなく、既上記活動を行っている著作権管理団体による著作権使用許諾過程の迅速化と効率化を奨励し、支援する方向を模索すべきです。</p> <p>最後に、世界をリードする科学、生物学、臨床医学文献の発行元であるネイチャー・パブリッシング・グループは、製薬業界による医療関係者への研究論文等の提供というケースで著作権を制限するという趣旨のいかなる提案に対しても、強く反対していることを改めて表明します。</p> <p>今後、NPGは、この件に関して、貴小委員会での動向を注意深く見守っていく所存です。そして、貴小委員会が、上記ケースにおいても著作権保護義務を果たす姿勢を堅持されることを切望いたします。</p>

項目	意見
全般	<p>(英文)</p> <p>We at Nature Publishing Group (NPG), publisher of Nature the international science weekly, and Nature Japan K.K., the company representing the Group's interests in Japan, would like to express our deep concern regarding proposals being considered by the committee to limit the application of copyright protection in the case of Japanese pharmaceutical companies providing copies of research literature to medical professionals.</p> <p>As presentations to the committee have shown, Japanese pharmaceutical companies already reproduce hundreds of thousands of research papers each year without copyright permission or payment from the copyrighted scientific and medical literature and distribute the copies to medical professionals. Copyright payment is only made in a small minority of cases.</p> <p>Arguments have been presented in favour of limiting copyright protection on the grounds that the information is being provided by pharmaceutical companies to medical professionals to help protect the lives and health of citizens. But the prime motivation for distribution of literature is in fact as a marketing tool to win the favour of medical professionals to gain further orders from those medical professionals for the pharmaceutical company's drugs.</p> <p>It is, in such circumstances, totally inappropriate for the committee to be considering limitation of copyright. Rather, the committee should be moving to re-enforce copyright to ensure that such exploitation of copyright for commercial gain be paid for in full in all cases. Copyright is a pillar supporting the publication and dissemination of scientific and medical literature and the committee should be ensuring the protection of copyright to ensure the continued availability of such literature.</p> <p>It has also been argued to the committee that pharmaceutical companies have difficulty gaining permission for the reproduction of research literature and seeking copyright permission can hold back the dissemination of important information to medical professionals.</p> <p>This argument is without grounds in the current day and age of Internet access, where documents can quickly be downloaded from web sites and copyright clearance organizations, such as the Japan Reprographic Rights Center, the Japan Academic Association for Copyright Clearance and the Japan Copyright Licensing System are in place alongside document delivery companies to provide rapid copyright clearance and delivery of documents.</p> <p>Rather than trying to argue that slowness in copyright approval provides grounds for limiting copyright, the committee should be seeking to encourage and support the fast and efficient processing of copyright clearance by those organizations already engaged in these activities.</p> <p>Thus, in closing we would like to say that Nature Publishing Group, publisher of some of the world's leading scientific, biomedical and clinical medical literature is strongly opposed to any suggestions that copyright be limited in the case of dissemination of literature to medical professionals by the pharmaceutical industry.</p> <p>NPG will from now on monitor very closely the actions of the committee in this matter, and we sincerely hope that you will uphold your obligations to protect copyright in this particular situation.</p> <p>Yours sincerely</p>
	<p>Dear Sir or Madam,</p> <p>The Association of American Publishers (AAP) appreciates this opportunity to comment on the section of the Interim Report of the Legislation Committee dealing with the topic referenced above.</p> <p>AAP, representing publishers of all sizes and types located throughout the United States, is the principal trade association of the book publishing industry. The association's over 300 members include most of the major commercial book publishers in the United States, as well as smaller and non-profit publishers, university presses and scholarly societies. AAP members publish hardcover and paperback books in every field and a range of educational materials for the elementary, secondary, post-secondary and professional markets. Members of the association also produce computer software and electronic products and services, such as online databases and CD-ROM. AAP considers the protection of intellectual property rights to be among its top priorities.</p> <p>This section of the Interim Report discusses three proposed exceptions to copyright protection. All three would allow pharmaceutical companies to copy and distribute academic and research papers without permission of the right holders, and without compensation to them. It is claimed that such exceptions are needed to allow these pharmaceutical companies to comply with legal or regulatory obligations (1) in obtaining or renewing government approval of pharmaceutical products; (2) in reporting adverse drug reactions to government agencies; and (3) in informing health care professionals about proper uses of pharmaceutical products.</p> <p>AAP member companies involved in the scientific, technical and medical publication fields are owners of copyright in many of the papers and other materials that would be affected by these proposals. We urge the Legislation Committee not to recommend any of the changes to the Copyright Law discussed in this section of the Interim Report.</p>

項目	意見
全般	<p>Pharmaceutical companies are businesses. They have chosen to enter a line of business which is heavily regulated by the government in order to protect the public health and safety. We acknowledge that these regulations may, in some circumstances, require pharmaceutical companies to copy and submit to government agencies certain copyrighted research materials relevant to the safety and efficacy of their products. To the extent that this is so, pharmaceutical companies already have at their disposal several mechanisms through which they can expeditiously obtain permission from, and pay compensation to, the publishers of these materials (or other right holders). They can obtain a license directly from the publisher; they can obtain copies from licensed document suppliers who pay compensation to the publishers; in many cases, they can instantly obtain authorization for copying of the materials through a collective licensing system such as the Japan Copyright Licensing System (JCLS) or the Japan Academic Association for Copyright Clearance (JAACC).</p> <p>It is true that pharmaceutical companies have to incur some costs in order to use any of these licensing mechanisms; but these are nothing more than foreseeable costs of doing business in the field which these companies have chosen to enter. Furthermore, these payments contribute to the socially vital function of compensating the authors and publishers of these papers, and rewarding their considerable investments in conducting and reporting on the research, and in soliciting, editing, reviewing, compiling and distributing these reports.</p> <p>Proposals (1) and (2) of this section of the interim report would undermine all these methods of licensing copyrighted research materials by granting pharmaceutical companies a free, blanket statutory license to make and distribute these copies. In effect, these proposals would force the publishing industry to subsidize the pharmaceutical industry by absorbing some of the latter's ordinary and routine costs of doing business. Not only would this be unfair and unjust, it is also completely unnecessary. As summarized above, there are already ample means for pharmaceutical companies to fulfill their responsibilities without any change in the law.</p> <p>Proposal (3) is an even more extreme example of the same principle. Providing information to health care professionals on the proper use of pharmaceutical products is simply a marketing expense of a pharmaceutical company. Even though it is required by law, it is a business expense that any rational business person would anticipate and factor into a pharmaceutical company's business plans. This cost should not be transferred from the pharmaceutical company, which stands to profit by it, to the publisher, which does not. AAP understands that pharmaceutical companies conceded at the September 30 meeting of the Legislation Committee that the volume of copying that could be covered by this exception is huge.</p> <p>By calculations of Japanese publishing organizations, as many as 30 million page copies or 400,000 journal articles annually could be affected. In other words, the subsidy that this proposal would force upon publishers would be extremely burdensome.</p> <p>AAP does not believe that any of these changes could satisfy the three-step test for exceptions and limitations under Berne Article 9.2 and TRIPS Article 13 which Japanese law must respect. Pharmaceutical companies are an important part of the normal market for subscriptions to scientific and medical journals and similar publications; thus it is difficult to classify the proposed exceptions as "special cases." Licensing fees for the reproduction and distribution of journal articles and other research results are an integral part of this market. Clearly, adoption of proposals (1) and (2) would significantly harm this market, and adoption of proposal (3), removing a huge volume of copying from the licensing system, would severely damage it.</p> <p>The conflict with normal exploitation of the works would be substantial. Finally, the prejudice to the legitimate interests of the right holder would be excessive, since publishers would be forced to subsidize the business activities of unrelated companies.</p> <p>AAP thanks the Legislation Committee for considering its views, and we would be glad to provide further information if that would assist the Committee.</p> <p>Respectfully submitted,</p>
	<p>1) 著作権の集中的権利処理機構(クリアランス・センター)は、著作権者の利益の確保と著作物に係る円滑且つ迅速/的確な文献複写等の利活用を促すものであり、多数の著作権者の権利を管理・行使することを可能とするものです。この構想を叶えるものとして、「日本複写権センター」が、その役割を担うと同時に機能を果たされているところですが、中心となるべき学術出版社の多くが離脱し、JCLSを設立されました。今日、複数存在する複写管理団体が、相互補完しながら、全ての著作権者からの権利委託を受け、委託点数においても、その全ての著作物を網羅的且つ週及的に対象とする権利処理を管理・行使することを可能とするなら、利用者にとっての権利制限に係る(3)薬事行政に係る権利制限についてののみならず、「出願人」の非特許文献(雑誌・書籍等の複写に係る(2)特許審査手続に係る権利制限についての要望2件は、それでも尚且つ論拠を持ち得るのであろうか。同根同種と窺える権利制限の論拠は、不幸にも文献複写をめぐる学術出版社と製薬企業等の対立の構図を映しているものの、日本複写権センターが、クリアランス・センターの構想を実現しさえすれば、本件権利制限にいうところの要望を叶えて余りある存在であろうことは疑いない。2006年、同センターは、15周年の節目を迎える。本件権利制限に係る要望に応える改組転換が望まれるところであり、またこれは急務と認識される事態といつてよい。具体的検討事項を以下に列挙する。</p>

項目	意見
全般	<p>①一律1冊制を2冊制にする。②複写使用料は、算定根拠を印税方式から製作原価方式とする。③権利委託者は、一般の出版社も出版社単位で可能とし、届出制とする(現行は、書協等の加盟社のみ)。④著作物の権利委託は、著作物単位の権利委託を随時、可能とする(現行は、出著協に依存)。⑤医学系学協会(約500機関)、医学系学術出版社(約300社)、に加え、製薬企業等の系列・子会社等出版社の発行する雑誌および書籍等も権利委託が望まれる。⑥医薬品等の「添付文書」は、著作物性に鑑み、複写利用の方途を講じる。⑦同センターとして有すべき機能拡充、人材確保、運営予算の増額等。なお、権利制限の要望に関しては、①文献複写の利用実態(年間複写頁数、用途別複写頁数、文献複写意図外の複製に係る利用実態も、検査・調査の上の公表が望まれる。)</p> <p>2) 現行の政令指定図書館(著作権法第31条)の内、文献複写業務を実施する情報提供事業者である科学技術振興機構、(財)日本医薬情報センターおよび業界団体等の専門図書館約40施設は、文献複写の利用実態の検査・調査の上の公表が望まれる。また民間の文献複写事業者「ドキュメントサブライヤー」との不公平な競合の影響で、民業圧迫との指摘が報告されている。これらの施設では、文献複写の適法・無償が業務として常態化していることとされ、著作権者の利益侵害さえ拡大しているとの指摘があることから、「政令指定図書館」の指定取消しが望まれる。</p> <p>おわりに 現行の著作権制度と文献複写の利用実態との乖離に端を発したとされる権利制限に関しては、著作権者、複写管理団体および利用者による問題解決への努力が払われてきたところであり、制度と利用実態との「乖離」の実態および内容の検査・調査の上の公表が待たれる。「知的財産立国」に向け、工業所有権と同様の価値有りとする著作権等知的財産権の管理の強化と遵法の環境整備が急がれる時代となったと痛感します。</p>
	<p>「現在権利者側は、日本複写権センター、学術著作物協会並びに日本著作出版権管理システム等の管理団体に複写の委託を行い、～許諾システムに積極的に取り組んでいる」ということだが、このようなやり方だと、権利者が許諾を与えなかった場合に、論文等が出てこず、医薬品の審査に支障をきたすということが起こりうる。薬事行政に係る権利制限は、国民の生命、健康にかかわる事であるから、この権利制限とぶつかる許諾の有無を認めるべきではない。「複製主体や頒布先が特定されておらず、かつ部数も多数になる」から権利制限は慎重にという意見もあるが、量の問題ではなく、公益にかかるか否かの問題である。仮に公益目的以外の複製が行われたとすれば、権利侵害として訴えられ、この損害規模は大きくなるから、審査に真に必要な複製だけが行われる。</p>
	<p>理工学書、医学書は学術研究、医学・医療の進歩・発展に役立てられる、つまり、公共の利益に合う場面で利用されることを目的として出版されている。公共の利益に合うことを目的とした複写利用が権利制限の対象となり、本来の利用者に自由に無償で提供されてしまうと、もともと発行部数の少ない理工学書、医学書の出版は困難となるばかりか著作者の発表の機会が制限され、科学技術情報の伝達に影響を与え、学術研究、医学・医療の進歩・発展を大きく阻害することになる。殊に高度に専門的な領域を扱う出版物は先ず出版不可能な事態となる。</p>
	<p>薬事行政における情報提供が国民の生命、健康に関わる重要な要請であることも充分理解している。しかし、薬事行政の必要性という理由で、また製薬企業の存続、利潤の追及のために、複写される出版物の著作権者の著作権が制限されるべきではない。医薬品も医学専門書も医学・医療の進歩・発展という公共の利益に貢献するという共通の目的を持った商品であるにもかかわらず、製薬企業の利益のみを保護し、著作権者、出版社の利益を侵害しようとするのは公平な判断とはいえない。著作権者および出版物の伝達者である出版社の利益が損なわれることがあれば、将来医学・医療情報の円滑な伝達を損ない、医学・医療の進歩・発展を阻害する恐れさえ生じかねない。</p>
	<p>さらに、「許諾の入手」についても、現在既に複数の複写管理団体が存在しており、これらと契約することにより出版物の複写の簡便な権利処理が可能となっている。実際に複写の需要のあるものの中で、管理団体に権利委託しているものの割合は相当に高いといえる。当社においても日本出版権管理システムに対して権利委託を行っている。</p>
	<p>2. 特許審査手続、薬事行政それぞれにおいて利用される医学専門書誌等はもともと学術研究等公共の利益に適する場面で利用目的に出版されています。このような出版物の著作権が制限された結果、いかに学術研究等公共の利益と言う理由であっても、著作権者側に対して不利益な悪影響を及ぼすことは明白であります。今後著作権の制限見直しを審議する場合には我々医学専門書出版者の立場も充分考慮した上で判断されることを要望いたします。</p>
<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会での審議全体を通して、権利制限を要望している厚生労働省および日本製薬団体連合会から、今まで複写の総量等についてのデータの揭示がないままに権利制限の可否について検討が行われています。当社に対しても貴庁より複写の実態について各種データの提出を求められ対応したところですが、複写利用者側の複写総量やその内容が明らかでない以上、適切な審議が可能であるとは思えません。今後、「最終まとめ」が作成されるまでに、複写利用者側にデータの提出を求め、公平なる審議がなされなければならないと考えます。9月30日になって、ようやく複写実態のごく一部のデータが開示されましたが、不十分であると考えます。「最終まとめ」までに9月30日のデータ以上の製薬業界全体の複写に関するデータを求めて改めて審議が行われなければならないのであれば、今回は継続審議とし、結論を急ぐべきではないと考えます。</p>	
<p>薬事法では、製薬企業だけでなく医薬関係者に対しても、医薬品の使用による国民の生命・健康への被害発生・拡大を防止する目的で、医薬品の品質や有効性・安全性を確保するために必要な情報の収集・評価・報告・提供・利用を行うことが義務付けられております。これらの情報の中には、国内外の学術雑誌に掲載された研究論文等が含まれており、製薬企業ではその研究論文等を複製して国や医療機関に提供しております。この国民の生命・健康に関わる薬事法上の義務は、その重大性に鑑みて迅速かつ遺漏なく履行されなければならないのであって、上記情報の収集・伝達が阻害されるような事態はありまじきことです。従って、薬事法上の義務が著作権法上の権利よりも優先に立つ(私権は必要かつ最小限の範囲で、公共の福祉の制限を受ける)べきであると考えますが、これは一般社会通念に照らしても妥当であろうと思われます。このような観点から、製薬企業や医薬関係者が薬事法上の義務を履行する限り、研究論文等の複製には著作権者の許諾を要しない旨の規定を、著作権法に盛り込むべきであるという意見を申し述べ次第です。</p>	
<p>(英文) The Pharmaceutical Affairs Law obligates not only Pharmaceutical companies but also medical professionals to collect, estimate, report, provide and use the necessary information to secure the quality, effectiveness and safety of drugs in order to prevent occurrence and expansion of any damage to the human life and health by using medicines.</p>	

項目	意見
全般	<p>The above information includes research papers published in domestic and foreign journals, and pharmaceutical companies reproduce research reports to submit to the government and medical institutions. This responsibility related to the human life and health obliged under the Pharmaceutical Affairs Law should be executed immediately and completely considering its significance. It should never be disturbed to collect or communicate such information. Hence we naturally consider that the obligation under the pharmaceutical Affairs Law should take precedence over any right under the Copyright Law (private rights should be restricted by the public welfare within the necessary and minimum extent). In view of the above, we eagerly request that such provision should be incorporated into the Copyright Law as follows: reproduction of any research paper etc. shall be allowed without any license from copyright holders as long as the pharmaceutical company or medical institute performs the obligations under the Pharmaceutical Affairs.</p>

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(4) 図書館関係の権利制限について	
①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて	<p>含めるべきではないと考えます。これを認めると、図書館による著作物の無制限な複製につながる虞があります。また、保存目的の複製であれば借り受けた図書館が行う必要はなく、貸出元が複製を行えば済む話です。利用者の求める複製であれば、貸出元に依頼し、貸出元が複製した後に郵送などの手段で届ければ問題ありません。迅速な対応といってもそれほど急を要する案件は想定しなくて良いと考えます。</p> <p>期日のある場合であっても裁判資料などであれば第四十二条により複製できます。先も述べましたが、この第四十二条を改定し行政目的での複製も可能とすれば登記問題など期日が設定されている案件においても大部分の問題は回避できると考えます。</p> <p>この権利制限は図書館利用者の益を強くし著作権者の益を損なうだけで、なんら公共の利益にはつながりません。</p> <p>○是非、実現させていただきたいと考える。図書館間の相互貸借は、現在例外的なケースでなく、日常的なものになっている。(『日本の図書館 統計と名簿 2004』によると、全国の公共図書館での2003年度実績は、貸出冊数が1,832,262、借受冊数が1,642,981である。)貸出可能な図書は、利用者が自宅で使用することができるが、国会図書館のように不可の場合は、必要箇所のコピーを希望することになる。この場合、現行では借受館で複製することができないので、一旦貸出元館に戻し、利用者が貸出元館に複製の申請をし、それを受けて貸出元館が複製し、申請者に郵送するという手続きをとっている。徒に煩雑で、かつ郵送料等の料金がかかるだけで、著作権者に利益があるわけではない。</p> <p>○相互貸借の対象となっている図書は、現在手に入るものというより、絶版になっているような、出版から何年か経っている古いものが多いように見受けられる。</p> <p>○複数の図書館が共同で1冊の図書を購入することについては、現在の公共図書館の選書体制(特に自治体の枠を越えた共同購入)では、ほとんど実現しないことだと思われる。</p> <p>○権利者側は、出版部数の少ない学術書を図書館が買い支えている、という事実にも目を向け、図書館との共存を考えていただきたいと思う。</p>
	<p>他図書館から借り受けた資料を、借り受けた当該館において、著作権法第31条第1号の条件内で複写が可能となるように、権利制限を行うべきとの立場から意見を具申します。公立図書館の相互貸借資料の総体は、その用途により大きく二分されます。ひとつは住民が読書を楽しむため、当該図書館未所蔵の資料を借用する場合であり、これは量的には圧倒的に多数ですが、複写の要望が起きることはありません。もうひとつは住民が自ら学び調査、研究する目的で、他図書館資料を借用する場合です。これは特に県域を越えた図書館間の相互貸借に多く見られますが、複写を要請される確率が断然高くなります。これら複写を要請される資料は、郷土資料や資(史)料集、絶版本、特殊コレクション、古い新聞記事、出版後相当年数を経た図書の一部等である場合が多く、借り受けた図書館が複写を行っても、著作権者の利益が侵害されるケースは少ないと考えます。このことは、日ごろから相互貸借を活発に実行している図書館として、確信をもって言えます。また、公立図書館では郵送複写サービスが未だ整備されていない館が多くあります。また郵送コピーが可能であったとしても、課金方式が煩雑で手続きに期間を要し実用的でなく、結果的に住民の調査、研究意欲を殺ぐ結果となっています。今回配布資料(6)として公表された「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン(案)」に沿い、一日でも早く、地域の調査、研究者のために他図書館借用資料の複写が可能となるよう、制度を整備されますようお願い致します。</p>
	<p>図書館に設置してある、利用者向けインターネット端末を利用して利用者が情報をプリントアウトすることについて、著作権法31条によらないことを明確に示す必要があります。</p>
	<p>他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製については、特に該当の資料が数少ない場合には、利用者が複製物入手のため権利制限を認めるのもやむを得ないと思われる。しかし、ごく一般的に流通している図書資料について、地域内の図書館間で同一出版物の購入を控え実質的に一冊の出版物を共同利用するような事態が生じないよう、権利制限を認める場合にも一定の条件を付けるべきであると考えます。</p>
	<p>権利制限すべきです。</p> <p>一つの図書館で利用者の望む資料を全て提供することは不可能で、利用者の要望に応えるためには相互貸借は必要不可欠です。しかし他の図書館から借りた資料は、その場で閲覧することしか認められず、利用者にとっては非常に不自由な状況にあります。特に、調査研究のために図書館を利用しているものにとっては、他館から取り寄せた資料を複写できないのは、その調査研究に対して大きな障害となっている。</p> <p>一刻も早く権利制限していただきたい。</p> <p>なお、「本件の複製を認めることとすると、多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態となり、権利者の利益を害するおそれがある」との懸念は、全く持って非現実的な懸念である。各図書館はその利用者の要望に応えるために蔵書構築をしているのであって、他館で所蔵していることを前提に購入を中止するということは、無い。特に、多くの利用が見込まれる資料に関しては、他館で所蔵していても購入するものである。</p> <p>本件の権利制限を行ったとしても、権利者には何ら不利益をもたらさない。</p>

<p>①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて</p>	<p>借り受け時において、絶版・版元在庫なしなどの理由で当該資料が書店などで入手できない場合は、複写を可能とするべき。 なお、絶版・版元在庫なしなどの理由で当該資料が入手できない場合以外でも、複写を可能とする方向で検討を進めるべき。 資料の性質や研究など資料の使用目的によっては、複写が不可欠になる場合がある。図書館の所蔵資料の量・質は、館ごと、地域ごとに大きく異なり、複写が不可能な状態では不平等が生じる。「多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態」となるという意見があるが、利用回数が多く又常置すべき資料であれば各館で購入するし、専門性が高い専門書であれば、少数の利用者の複写の便のために複数の図書館が限られた予算の中でそれぞれに購入する必要はない。 すべての図書館がすべての書籍やCDを購入できる予算があるのであれば話は別だが、限られた予算のなかで効率的に蔵書を選択し、他方少数の利用者のためにある程度網羅的な蔵書配置を考えることは、図書館としては当然の選択である。 特に他館からの貸出と複製を必要とするのは、利用者が限られ、あるいは少数のため高価な学術専門書の類であり、また一般に入手しやすい書籍については、複製にかかる手間や費用、コピーのリーダビリティを考えれば、購入しないで複製する理由はほとんどなく、著作権者の利益を損なうことはない。</p>
	<p>○他図書館から借り受けた資料を、借り受けた当該館において、著作権法第31条第1号の条件内で複写が可能となるように、権利制限を行うべきとの立場から意見を具申したい。 ○相互貸借は、例外的なケースでなく、日常的なものになっている(『日本の図書館 統計と名簿 2004』によると、全国の公共図書館での2003年度実績は、貸出冊数が1,832,262、借受冊数が1,642,981である。)。貸出可能な図書は、利用者が自宅で使用することができるが、国会図書館のように不可の場合は、必要箇所のコピーを希望することになる。この場合、現行では借受館で複製することができないので、一旦貸出元館に戻し、利用者が貸出元館に複製の申請をし、それを受けて貸出元館が複製し、申請者に郵送するという手続きをとっている。徒に煩雑で時間を要し、かつ郵送料等の料金がかかるだけで、著作権者に利益があるわけではない。 ○複数の図書館が共同で1冊の図書を購入することになるとの懸念については、現在の公共図書館の選書体制(特に自治体の枠を越えた共同購入)では、ほとんど現実味のない論である。 ○権利者側は、出版部数の少ない学術書を図書館が買い支えている、という事実にも目を向け、図書館との共存を考えていただきたい。 ○今回配布資料(6)として公表された「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン(案)」に沿い、一日でも早く、地域の調査、研究者のために他図書館借用資料の複写が可能となるよう、制度を整備されるようお願いしたい。</p>
	<p>現在、審議されているいわゆる「権利制限の見直し」について、意見を提出します。 著作権を公益目的のために制限する著作権制限規定の意義は高く、その見直しは著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきと考えます。 図書館関係の権利制限において、他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製については、利用者は最終的には、複製物を入手することができるのであり、権利制限を認めるのもやむを得ないと思われず。しかし、その場合、地域内の図書館間で同一出版物の購入を控え、実質的に一冊の出版物を共同利用するような事態が生じないよう、権利制限を認める場合を限定することが必要です。 今回のように出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、専門出版社への経済的損失は多大なものになります。 読者と書き手が同一である専門書出版の場合、情報の正確性・信頼性に対する要求は強くかつ高いレベルが求められます。その要求に応えられない出版社は、これまでも(これから)淘汰されてきました。 一方、専門書出版社は、営利企業であるが故に継続的に専門書出版を維持することができます。また、良質の専門書出版を維持するには、それに見合うだけの投資が必要です。本来のあるべき淘汰の流れとは別の次元の問題(無償提供)によって、専門書出版が衰退するようであれば、読者である専門家だけではなく、最新の専門知識の最終的な享受者となる国民の損失につながるようになります。 本件の検討に際し、慎重な判断を求めます。</p>
	<p>自分の職場では、個人貸出できない資料、特に雑誌を他館から借用した場合、著作権を制限するのを感じます。 なお、最新号の雑誌は、自分の職場では借用の対象としていません。</p>
	<p>「審議の経過」16頁の①については、公立図書館は地域の要望に応じて資料の充実を計る物であり、他館からの現物貸借は事情により止むを得ない事も理解出来るが、数館で1冊を使い回す様なことは肯定できない。 また、入手困難な図書館資料等に関しても、図書館関係者と権利者間で著作権法31条運用ガイドラインを協議中であり、現時点で著作権法の制限規定見直しをするべきではないと考える。</p>
	<p>「他の図書館等から借り受けた図書館資料」がその図書館での「図書館資料」に該当するのであれば、特に問題ないように考える。必要であれば、法律上明示するのが望ましい。</p>

<p>①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて</p>	<p>【意見】 今回、図書館関係として出されている要望はすべて実現すべきである。国民の「知る権利」や文化的活動を保障するためにも、また出版物流通の不足を補う意味でも、図書館のサービスに期待されている役割は非常に大きい。</p> <p>【理由】</p> <p>●著作権法 第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることには賛成である。現行制度では(結果として同じ複製物が入手できるにもかかわらず)利用者に余計な負担を強いるだけであり、こうした場面で権利制限を認めても権利者への新たな不利益は発生しない。必要とする資料が最寄りの図書館に必ずしも所蔵されているとは限らないだけに、国民の知る権利を保障するために相応しい権利制限と言えるのではないかと。</p> <p>●「多くの地域において複数の図書館が共同で1冊しか購入しない事態となり、権利者の利益を害するおそれがある」との懸念が示されているところであるが、これは妥当でない。図書館が図書という現物を貸与するサービス形態を維持する限り、必要とされる資料は各館で購入しなければサービス低下が著しくなるからである。また、仮に共同で1冊しか購入しなかったとしても、図書館予算が削減されていかない限りは購入図書全体の額は減少しない。すなわち著作者全体としては不利益を被るわけではなく、むしろより多くの著作者が購入の対価を受けられるという考え方もある(同一図書の購入冊数が減って「不利益」になるのは、ベストセラーの著者のみである。複本購入問題で図書館を糾弾するのも彼らであり、図書館に本を買って欲しいのか欲しくないのか理解に苦しむ主張ではある)。言うまでもなく図書館が果たすべき役割とは一部の著作者に「利益」をもたらすことではないから、むしろより多くの著作者が恩恵を受けられる制度の方が理想的とも考えられる。</p> <p>●図書館資料の複製を利用者が受取るのは、殆どの場合その著作物が市場にて入手不可能となった場合である(たとえば雑誌のバックナンバーなど)。こうした資料の複製は国民の文化活動に不可欠なものであり、また著作者側も意図して流通を止めている以上、「不利益」をもたらしていると考えるのは妥当でない。よって、相互貸借等された他館の資料を複写し提供しても、本来の図書館サービスの延長で運用されれば権利者に不利益を与えらるゝとは考えられない。</p> <p>●図書館間でファクシミリ・メール等を利用して複製物を送付することも、認めるのが妥当と考える。これを認めたところで、現行の図書館サービスの枠を超えらるゝとは全く考えられないからである。</p> <p>●「更に進んで」利用者自身が図書館から受信する場面にも触れられているが、これが実現すれば利用者にとって非常に便利になることだろう。可能であれば是非実現してほしいところである。しかし、複写利用が相当程度に拡大していくこととなれば、権利者の「不利益」を生じさせない工夫が必要でもあり、ガイドラインの作成や補償金制度の創設なども並行して検討した方が良さそうである(補償金の必要ない程度に実現することが望ましい)。</p> <p>●インターネット上の情報をプリントアウトするサービスについては、図書館が行なうとしても全く問題ないと考える。その適法性を明確にした上で、すぐにでも始めていただきたいところである。私も自身でいくつかのウェブサイトを経営しているところであるが、インターネットというオープンな空間で著作物を掲載する以上、読者が私的利用としてプリントアウトすることには関知していない。いわゆる「黙示の許諾」というのがこれなのだろう。仮に図書館でプリントアウトサービスを行なったとしても、私の「利益」が害されるものとは全く考えられない。プリントアウトを拒否する著作者は、インターネットでの公開を止めれば良いだけの話である。</p> <p>●プリントアウトの適法性を明確にする際、図書館のみに限定するのが相応しくないとして結論を先送りするのは妥当でない。もしそうなりそうだったら、きちんと一般論として明確にプリントアウトの適法性を示すべきである。今期の法制問題小委員会でも結論づけても全く問題なからう。文化庁としてガイドラインを示すことぐらいは、すぐにでも出来るはずである(こういったガイドラインを示さずして図書館がプリントアウトサービスを行なうのは難しいと思う)。</p> <p>●「再生手段」の入手が困難である図書館資料の複製については、権利制限を認めるべきである。音楽・映像・パソコンソフトなどにおいては、その再生機器・再生環境が変化していくにつれ過去に購入した資料が使えなくなるケースが多い(レコード→CD、ビデオ→DVD、Windows 3.1 → 95 → 98 → XP、旧 MacOS → MacOS Xなど)。こうした新しい機器・環境が出てくるたびに所蔵資料を買い直すのでは、限られた図書館予算にかかる負担があまりにも大きい。既に所蔵する著作物を何度も買い直すことで、その分本来所蔵されるべき新しい著作物の購入を妨げることにもなりかねない。図書館資料の充実を図り、多くの著作者の利益に資するためにも、こうした資料の複製をできるようにすることは必要である(なお、利用希望者が多い場合にこの方法で複製した資料をずっと使うことは一般に困難であり、そうした必要性のあるものについては新しい機器・環境用の当該著作物を必要な分購入することになると考えられる)。</p> <p>●図書館における、官公庁作成広報資料および報告書等の全部分の複写による提供は当然許されるべきである。官公庁の発行する資料・報告書を手入するには、最近ではインターネットでも可能にはなっているが、図書館での利用もまた重要なものである。過去の広報資料・報告書ともなれば文献資料として使われることも考えられ、ますます図書館での複写が求められるところであろう(残念ながらインターネットでは全ての資料が入手できるとは限らない)。「『図書館における複製可』などの表記を行なえば問題は解決する」との意見があったようだが、これでは過去に発行された分については解決と言えない。表記をすることは勿論今後の解決策として望ましいところではあるが、それと並行して、過去の発行物に対する国としてのガイドラインを示すなどの手当てが欲しい(なお、図書館での複写に限らず、ウェブサイトへの転載なども含めガイドラインを示していただければありがたい)。</p> <p>●障害者による著作物の利用を促進するための要望には私も賛成である。国民の「知る権利」を等しく確保していくために、図書館においてもそのサービスが重要なものであることは議論の余地がない。しかしながら『審議の経過』においては「具体的に特定された提案を待つて」などという悠長な方針が打ち出されている。これでは無責任なのではないか。法制問題小委員会においてどこまでが許されてどこからが問題があるのかを示すべきである。それでなければ、提案を出すたびに「具体的に特定された」云々と繰り返す羽目になりかねず、いつまでたっても状況改善は期待できない。法制問題小委員会として障害者の著作物利用に配慮する姿勢を示すためにも、要望より一歩踏み込んで提言を行なうことを考えるべきであろう。</p>
---	---

<p>①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて</p>	<p>○図書館関係の権利制限において、他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製については、利用者は最終的には、複製物を入手することができるのであり、権利制限を認めるのもやむを得ないと思われる。しかし、その場合、地域内の図書館間で同一出版物の購入を控え、実質的に一冊の出版物を共同利用するような事態が生じないよう、権利制限を認める場合を限定することが必要である。</p>
	<p>「①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて、「審議の経過」16ページに「図書館等の間での図書館資料の相互協力が重要」とある。しかし、本来図書館は地域の需要に応え、図書館単位で資料を充実すべきである。例外的に資料現物の貸借、ならびにその複製がやむを得ない場合に行われることを否定するものではないが、出版物の共同利用の拡大につながらないよう、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料に限定し、運用について一定の基準を設けることが必要である。なお、この問題については、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」(権利者および図書館関係の11団体が構成)において著作権法31条に関するガイドライン策定のなかで対応することを合意しており、その結論に委ねるべきであると考え。</p>
	<p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。 ① 第31条の「図書館資料」に、他の図書館等から借り受けた図書館資料を含めることについて 現行法の下においても、他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製を利用者が入手することは可能だが、入手するまで相当の時間を要しており、また所蔵館が個人貸出しを認めていない場合や郵送による複製サービスを受け付けていない場合もある。そこで、品切れや絶版の図書館資料については、貸出先の図書館等において当該資料の複製をすることができる方向で権利制限を行うことを要望する。特に、県外から借り受けた資料については、借り受けた資料を返送した上で所蔵館が複製し郵送するためかなり長い時間を要しており、利用者から改善を強く要望されているところである。</p>
	<p>①他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることに賛成です。 図書館の蔵書構築は、その利用者特性を考慮して専門職員が収集にあたるので、「複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態」には成り得ません。 したがって、他館からの借り受け資料を含めることが大幅な購入費の削減を誘発することはありません。 他館からの借り受け資料の多くが入手困難な洋書や専門書などです。小説や読み物の多くはコピーに適していないのは明らかです。コピー自体も31条に沿って行われるのです。</p>
	<p>手にする事のできる情報が、地域によって質・量に格差があってはなりません。 田舎に行けば行くほど本屋や図書館の質・量が加速度的に低下している現状では、権利制限もやむを得ないでしょう。販売会社が、図書館に積極的に著作権物の寄贈をすれば、保存場所以外でこんな問題は起こり得ないんですよえ……………</p>
	<p>①、②、③について反対します ILLによる相互貸借においては、現物貸借よりはコピーサービスが主流になっており特に雑誌においてはこの傾向は著しく増加していると聞いています。図書館によっては専門係を置いたり、業務を委託したりして他館の資料をいわば日常的に相互に利用している状態で31条、および31条1項またベルヌ条約9条2項にいう「著作者の正当な利益を不当に害しないものでなければならぬ」に抵触するものです。図書館における書籍、雑誌の多様化、購入予算の削減、効率的利用に伴い大学図書館、公立図書館で拠点図書館化をしています。図書館資源の共有を前提とし他館のコピーサービスにたよった蔵書構築、図書館運営を図ることがないようにまず実態を明らかにすべきです。現在①の問題については「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」で協議し31条のガイドラインを策定することになっているにもかかわらず、今回の権利制限の見直しに含めるとは当事者協議会をないがしろにしたものであります。この問題は当事者協議会に委ねるべきだと思います。</p>
<p>日常的に公立図書館を利用している市民の立場から意見を述べます。 今回、問題の所在としてあがっている①～⑥について、改善されることを願っております。 ①についてですが、例えば県立図書館から市立図書館に取り寄せていただいた資料の一部を研究のために複写したいということがこれまでに何回かありました。しかし、現行法では再び県立図書館に資料を戻した後、コピーを再度送付していただかなければならず、この間何日も待たなければなりません。現物を手にしながら必要な部分をコピーできないというのは合理的ではないように思います。著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めるという方向で、ご検討くださることを願っております。 図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところ。今回、ご検討いただいている①から⑥につきましても、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。 図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役割を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直ししていく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>	

	<p>このような著作権制限を新たに設ける必要はないと考えます。以下理由を述べます。 「審議の経過」では、このような権利制限の必要性について、次の3点をあげています。 (1) 貸出元図書館で複製し、それを申請者に郵送することで利用者はコピーを入手できるが、公共図書館においては郵送による複製物の送付を行わない施設が過半数であること。 (2) 公共図書館数は増加傾向にあるが、年間受け入れ図書冊数や資料費が伸び悩んでいること。 (3) 図書館等が生涯学習の拠点としての役割を担っていくためには相互貸借が重要で貸出先の図書館等において複製できるようにする必要があること。 私は、これらがなぜ著作権を制限する根拠となり得るのか理解できません。 公共図書館が郵送による複製物の送付を行わないことについて、著作権者にどのような責任があるのでしょうか。公共図書館等の年間受け入れ図書冊数や資料費が伸び悩んでいることについて、著作権者にどのような責任があるのでしょうか。 郵送による複製物の送付を行わないというのは公共図書館がお決めたことでした。図書館数は増やすが資料費等は増やさないということも、図書館と地方公共団体がお決めたことでした。このような決定に関与していない著作権者が、そのような決定のために不利益を受けるいわれはありません。 図書館等が生涯学習の拠点としての役割を担っていくためには、利用者のニーズに応じて、郵送による複製物の送付を行い、あるいは、資料費を増やしていく等の方法が取り得るはずで、公共図書館が生涯学習の拠点だといのであれば、こうした努力を尽くす義務を住民に対して負っているはずで、公共図書館がかかる義務を怠れば怠るほど著作権が制限できるとする見解は採るべきではありません。したがって、このような権利制限には強く反対します。</p> <p>図書館の現場においては、記載の手順を利用者に説明して対応しているが、説明しつつもその不合理性を感じている。また、利用者からもその指摘を受けている。 権利者と図書館間で確認されたガイドラインを設けるなどして、借り受けた図書館の責任に於いて第31条に基づく複製を可能にしていきたい。</p> <p>他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製については、権利制限を認めるのもやむを得ないと思われまます。しかし、地域内の図書館が実質的に一冊の出版物を共同利用するような事態が生じないよう、権利制限を認める場合を限定することが必要と考えます。</p> <p>①について、他の図書館等から借り受けた図書館資料を含めてください。</p> <p>①著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて</p> <p>調査研究に必要な資料がすべて個人や所属機関で買えるわけではありません。 また、自分の近隣の図書館でそろえているとも限りません。海外の図書館から資料を借りることもあります。(海外との場合は、その国の法律とも関わらざるを得ないが。)借りた資料はその場で読むだけとは限らず、文献複写は欠かせません。ぜひ、現物貸借された図書館資料を、貸出先の図書館等で複製することについて認めてもらいたいと思います。 共同で1冊しか購入しなくなるという問題については、利用が多い資料については相互貸借では間に合わなくなるので、それぞれの図書館が購入するのではないのでしょうか。具体的な条件の設定は確かに必要であると思いますが、相互貸借の資料をコピーできるようにすることはそれほど権利者の損失にはならないのではないかと思います。</p> <p>借受資料の複製によって新たに権利者の利益を害するおそれが発生することはないため、この要望に基づき行われる法改正においては、権利制限の対象資料を限定することのないようにしていただきたい。 まず「本件の複製を認めることとすると、多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態となり」という意見が出たことであるが、事実誤認である。 図書館における資料の購入は、そもそも、コピーサービスを念頭に置いたものではない。あくまで、各図書館がそれぞれの「収集方針」等の基準に基づき、「住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供」(本年6月の最高裁判決より)するために行われるのであり、複写サービスを念頭に置いて行われるものではない。 このため、仮にこの要望に基づく法改正が実現されたとしても、このことを契機として「複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態」など招くことはあり得ない。したがって、この法改正の実現により「権利者の利益を害するおそれ」は生じない。 それゆえ、この法改正を行うにあたっては、権利制限の対象とする場合の具体的な条件付けを行うことなく、図書館が所蔵する図書館資料をすべて対象とするようにしていただきたい。</p> <p>「本件の複製を認めることとすると、多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態となり、権利者の利益を害するおそれがあるとの懸念から、権利制限をするのであれば、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料に限定すべきではないかとの意見もあり、権利制限の対象とする場合の具体的な条件について、検討する必要がある。」という意見がありますが、図書館が資料を購入しなくなっているのは、「行政改革」による予算削減のためであり、図書館が好んで、重複する資料を買わないということではありません。複数の図書館で1冊しか買わなくても、その一方では、輸送のコストがかさむので、一定の限界があります。ある程度の数の図書館が資料を購入できるようになることは、出版産業の振興にもつながります。 今回の法改正にあたっては、権利制限を広げてほしいのですが、あわせて、図書館振興の政策的配慮も必要と考えます。図書の場合、最低1000から500部程度売れば、一定の利益はあげることができます。図書館が良質の出版物を買い支えることができるようにするという政策的な方向性も必要かと思えます。</p> <p>「問題の所在」①、②、④及び⑥は、権利制限を行うことが必要であると考えます。</p>
--	--

	<p>借受資料の複製によって新たに権利者の利益を害するおそれが発生することはないため、この要望に基づき行われる法改正においては、権利制限の対象資料を限定することのないようにしていただきたい。</p> <p>まず「本件の複製を認めることとすると、多くの地域において複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態となり」という意見が出たとのことであるが、事実誤認である。</p> <p>図書館における資料の購入は、そもそも、コピーサービスを念頭に置いたものではない。あくまで、各図書館がそれぞれの「収集方針」等の基準に基づき、「住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供」(本年6月の最高裁判決より)するために行われるのであり、複写サービスを念頭に置いて行われるものではない。</p> <p>このため、仮にこのの要望に基づく法改正が実現されたとしても、このことを契機として「複数の図書館等が共同で1冊しか購入しない事態」など招くことはあり得ない。したがって、この法改正の実現により「権利者の利益を害するおそれ」は生じない。</p> <p>それゆえ、この法改正を行うにあたっては、権利制限の対象とする場合の具体的な条件付けを行うことなく、図書館が所蔵する図書館資料をすべて対象とするようにしていただきたい。</p> <p>現行の著作権法ではインターネット等が急速に普及した今日では対応が困難になってきています。また著作物が出版されてから品切れ・絶版になるスピードが早まり、その頻度が増加し、国民にとって購入による入手が困難な場合も多くなってきています。</p> <p>そこで次の点について著作権法の改正を求めます。</p> <p>①第31条の「図書館資料」に他の図書館から借用した資料を含めること</p> <p>他図書館から資料を取り寄せ、いったん返して複写を依頼し、到着を待つ。なぜ、このような手間と時間と費用をかけさせるのか。そのことにどんな意味があるのか。このような手間と時間のかかることではスピードを競う時代にそぐわない。</p> <p>世界に遅れをとるために、させるのか。</p> <p>借り受けた資料を直接見ることによる必要箇所を確認し、その場で複写し即座に利用できるようにすべきである。複写によって購入が減るという意見は的外れである。購入するかどうかは資料費と需要との関係で決まる。借り受けるにあたっては所蔵の確認や所蔵館の確認、借受依頼など手間・時間・費用がかかるのであり、需要が多ければ購入したほうが利用者のためにも図書館にとってもずっとよい。</p> <p>その図書館にとって高価であることも含め入手が困難であり、需要もさほどでないから借りるという方法をとるのである。</p> <p>①県立図書館から協力貸出で資料を借用して、コピーが必要となっても、まず資料を返却し、申込書を県立図書館に送付し、県立図書館から代金の通知を待ち、現金書留で代金を送付するとやっと県立図書館からコピーを送ってもらえる。というように、かなり費用と時間がかかる。県立図書館から借用するのは手に入りやすい資料を除くということになるので、入手が困難な資料ということになる。だから、他館の資料を借用してコピーをすることが著作権者の利益を侵害する可能性はあまりないのではないかと思う。</p> <p>ただいたずらに利用者の時間と費用をかけているといえるのではないか。</p> <p>是非早期に他館でもコピーできるよう、検討をすすめてほしい。</p> <p>① 第31条の「図書館資料」に他の図書館等から借り受けた図書館資料を含めることについて、遠隔利用者等に対する図書館サービスとして是非認めていただきたい。</p> <p>他の図書館等から借り受けた図書館資料の複製については、権利制限を認めることはやむを得ないと思われる。しかし、地域内の図書館の間で同一出版物の購入を買い控え、実質的に1冊の出版物を共同利用するようなことのないよう、制限規定を認める場合は、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料に限定するなど一定の基準を設けることが必要である。</p>
<p>②図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて</p>	<p>公立図書館においては、ファクシミリ等による複写物の送信要請は、レファレンスサービス回答の一部をなす場合や、住民・利用者からの要請により対象図書館が特に複写物を早急に入手したい場合に限って、ニーズが存在します。これらは郵送コピーの延長線上のサービスと見なされ、著作権者の権利を侵害するとは到底考えられません。デリバリー手段として通常郵送、速達と同列に、ファクシミリ、メールによる複写サービスが可能となるように、制度を整備していただくように要望します。</p> <p>権利制限すべきです。</p> <p>これは、現在行われている郵送での複製物の送付の代替手段にすぎないため、権利者に何ら不利益をもたらさない。利用者の利便性を増すだけのことで、日本の学術研究振興の観点からも一刻も早く権利制限すべき事項です。</p> <p>当財団は著作権法31条指定の図書館として医薬情報に関する業務を取り扱っております。首記議事録で「図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を、送付することについて」が議論がされていますが、この中で所蔵館から直接利用者に通信回線を利用した送信をすることについて権利制限を行うべきとの意見も出ているようです。公益的な医薬情報については、ファクシミリ、メール等利用し送信することも可能であるように要望いたします。</p> <p>下記に関連した緊急時の情報伝達が必要でありますし、使用目的からいって一義的に国民の健康への貢献に関わっています。利用者一人に郵送で情報提供するのを一人にファクシミリで提供するのに代えても、著作権者の不利益になるとは考えられません。従ってこれ等の限定した医薬情報の送信に関わる取り扱いには著作権の権利制限の中に入れるべきだと考えます。</p> <p>如何に国民の衛生・健康に貢献する仕組みを効率的に構築するか、ということとは全国民の共通の願いであるといっても過言ではないと思います。</p> <p>その一つとして図書館関係及び薬事行政に係る情報の取り扱いについてもより公益的な視点からの議論、判断をお願いします。</p>

<p>②図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて</p>	<p>少なくとも、図書館間でのやりとりについては、権利制限を認めても、権利者を害することはなく、むしろ公益性に資するようと思われる。</p>
	<p>②については、「審議の経過」18頁に「図書館等の間の送信だけでなく、更に進んで、所蔵館から利用者に直接通信回線を利用した送信をすることについて権利制限を行うべきとの見解もあった。」とある。図書館は来館利用者への資料の閲覧と貸出が目的であり、通信回線を利用した送信は権利者への影響が大きいので反対である。</p>
	<p>○図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することが可能になるようにしていただきたい、という立場から意見を具申する。 ○公立図書館においては、ファクシミリ等による複写物の送信要請は、レファレンスサービス回答の一部をなす場合や、複写物を早急に入手したい住民・利用者からの要請により対象図書館が特に必要な場合に限り、ニーズが存在する。これらは郵送コピーの延長線上のサービスと見なされ、著作者の権利を侵害するとは到底考えられない。提供手段として通常行われている郵送と同列に、ファクシミリ、メールによる複写サービスが可能となるよう、制度を整備されるようお願いしたい。</p>
	<p>ファクシミリや電子メールは、郵送に代替する輸送方法として一般に広まっており、輸送期間、コストを大幅に削減できる。輸送期間、コストを除いて郵送と変わることはなく、報酬請求権や補償金を課す根拠はない。 「大学図書館等間その他公共図書館等間におけるファクシミリ送信等の利用実績・ニーズを踏まえ、現行制度における権利処理の限界、権利制限の対象となる権利の種類、具体的な権利制限の規定の在り方、図書館における執行上のルールなどについて、具体的な問題点の整理が必要である。したがって、本件については、この点を踏まえた、図書館関係者による趣旨の明確化を待って、引き続き検討することが適当である」 との結論が出ているが、 大学図書館においては適切に運用されており、現状では公共図書館では運用できないため実態はない。現行制度に於ける権利処理の限界と権利制限の対象となる権利の種類は図書館ワーキング・グループで検討済みであり、図書館においては中間生成物の廃棄を徹底することが執行上のルールとして必要十分である。趣旨が明確化されているにもかかわらず、生涯学習の拠点となる公共図書館において、資料の入手についての障害を放置し、法制化を先送りすることは、送付にかかるコストと時間を浪費するだけであり、したがって、法制化に向けて条文の検討を直ちに開始すべきである。</p>
	<p>現在、いわゆる図書館は、かつての、蔵書し、貸し出すという単一のサービスから、ネットワーク構築による蔵書の活用、書誌データベースの整備から全文データベースへの進化へと、サービスと機能を多角化させてきている。また、蔵書には、いわゆる書籍、雑誌には限らない分野が含まれている。また、今日ほど、大学と企業が密接に研究開発を行っている時代はなく、それに基づき、大学図書館もその役割を変えて来ている。公的ではあるが、限定的であったが故に、図書館での利用については、権利制限が認められて来たはずである。 利用者のニーズにより、多角化したサービスにも権利制限を適用していくという論理は逆さまである。 このことが認められていくと、先達の成果の上に、新たな著作物が作られるという知的循環の構造に極めた大きな影響を与える。なぜなら、その供給先である、著作者とその供給の主な担い手である出版社の存立の基盤を危うくするからである。新たなサービスには、それに見合う著作権保護のありようを作り出すことが、本筋である。 よって 1 図書館等に設置されたコンピュータ端末において、調査研究目的でインターネット上の情報を利用者がプリントアウトすること、について反対である。 2 ファクシミリ、インターネット等を利用して著作物の複製物を送付すること、について反対である。</p>
	<p>「②図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付すること」について、図書館間相互貸借(ILL)に基づく複写に関しては、すでに大学図書館と複写管理団体の間で、図書館間の受け渡しに公衆送信を用いることについて無償許諾契約、あるいは合意書が締結されている。しかしこれは学術研究目的という限定した範囲において利用を促進するために権利者・利用者間で合意が成立したものであり、それ以外の公衆送信については範囲の広がりによって権利者の受ける影響を考慮し、賛成できない。上記①と同様、図書館は地域の需要に応え、図書館単位で資料を充実すべきであり、資料充実を抑制することにつながる公衆送信については反対である。また、「審議の経過」18ページに「図書館等の間の送信だけでなく、更に進んで、所蔵館から利用者に直接通信回線を利用した送信をすることについて権利制限を行うべきとの見解もあった。」とあるが、これはそもそも図書館の基本的機能である入館利用者への資料の閲覧と貸出提供を超えたものであり、権利者への影響を考慮し、賛成できない。</p>
	<p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。 ② 図書館等の間においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて特に実務上の緊急の問題は生じていないが、図書館間でのメール、ファックスによる複写物の送付が可能になれば、レファレンス回答をより円滑に遂行することができるので、実現を要望する。</p>
<p>②図書館間でファックス・電子メールによって著作物を送付することに賛成です。 管理団体が著作権処理をしている著作物は非常に限られています。 インターネット等の通信・認証等に関する技術の発展に伴った複製物の送付方法の変更を認めてください。さらなるIT化を目指し、情報立国、科学技術の発展を目指す日本において、迅速な学術情報の流通は必須です。また、アナログな処理方法からデジタルな処理方法への変更によって省力化も可能となります。 図書館間に限定し、中間生成物の廃棄等のルールを明確にすることで懸念があれば解決できると思います。</p>	

<p>②図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて</p>	<p>手にする事のできる情報が、地域によって質・量に格差があってはなりません。 田舎に行けば行くほど本屋や図書館の質・量が加速度的に低下している現状では、権利制限もやむを得ないでしょう。 販売会社が、図書館に積極的に著作権物の寄贈をしていれば、保存場所以外でこんな問題は起こり得ないんですよえ・・・・・・・・・・・・・・・・</p>
	<p>[2]の「図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて」について、「審議の経過」においても、間接的に指摘されているように、『中間的に発生した電子的複製物は(中略)廃棄することを条件』にすれば、郵送することと何ら変わるところありません。 したがって、特に『引き続き検討することが適当』であるとは考えられにくく、早急を実施できるようにすべきと考えます。</p>
	<p>①、②、③について反対します ILLによる相互貸借においては、現物貸借よりはコピーサービスが主流になっており特に雑誌においてはこの傾向は著しく増加していると聞いています。図書館によっては専門係を置いたり、業務を委託したりして他館の資料をいわば日常的に相互に利用している状態で31条、および31条1項またベルヌ条約9条2項にいう「著作者の正当な利益を不当に害しないものでなければならぬ」に抵触するものです。図書館における書籍、雑誌の多様化、購入予算の削減、効率的利用に伴い大学図書館、公立図書館で拠点図書館化をしています。図書館資源の共有を前提とし他館のコピーサービスにたよった蔵書構築、図書館運営を図ることがないようにまず実態を明らかにすべきです。現在①の問題については「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」で協議し31条のガイドラインを策定することになっているにもかかわらず、今回の権利制限の見直しに含めるとは当事者協議会をないがしろにしたものであります。この問題は当事者協議会に委ねるべきだと思います。</p>
	<p>図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところです。今回、ご検討いただいている①から⑥につきましては、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。 図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役割を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直していく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>
	<p>「審議の経過」18頁では、「特に外国からの複製依頼に関して郵送のみによる対応に限定することは、研究活動等の著しい制限になり不合理であり、我が国が文化の発信に消極的であるとの批判を受けかねないことから、利用者の便宜を拡大することが強く望まれるとする意見があった。」と記されています。 ところで「審議の経過」16頁では、「公共図書館においては郵送による複製物の送付を行わない施設が過半数である旨の記述もみられます。多くの公共図書館が郵送による複製物の送付を行っていない状況にもかかわらず、ファクシミリやメール等によって複製物を提供することが本当に必要なか疑問です。 少なくとも日本国内においては、数日もあれば郵送によって複製物を入手できるので、研究活動等の著しい制限とはなりえないように思われます。このような法改正の前に、公共図書館は郵送による複製物の送付を行い、利用者の便宜を図るべきだと考えます。</p>
	<p>メールによるレファレンスサービスにおいて、複製物を送信できないことが回答に制限を加えざるを得ない状況がある。ファクシミリによる複製物の提供については、その情報が利用者にとって今すぐ必要な情報であった場合、郵送では対応できない。郵送でも、ファクシミリでも結果として、利用者はその複製物を入手できるのであるから、利用者に直接送信できるようにすることが合理的であると考えます。</p>
<p>②について、迅速な著作物送付を認めてください。 医療の現場では「時間」が生死を分かつ場面も多々ございます。 患者の急変、急患に対応するため、すぐに文献情報を必要とする事態もございます。 通信技術が進歩しているにもかかわらず、迅速さが求められる医療現場でその恩恵を受けられないということは、情報の利用者である医師、看護師その他医療スタッフには腑に落ちないことです。 例えばサリン事件の災害時、当館は当初アセットニトリル、その後判明したサリンについての文献をFAXで送っていただき、医療現場へ届けました。 厳密に著作権法を守ろうとしたなら、医療機能は麻痺したでしょう。 参考資料として挙げられております「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」は、あくまでも「加盟している大学図書館」間だけのものです。 そのため、このガイドラインを盾に、加盟大学以外の図書館へは文献を提供しないという極論を述べる図書館も現れてきました。 学術情報は、先達の知識を再利用し、常に新たな知見発見へと進歩していくためのツールです。 流通を妨げることは、学術の発展を阻害するものと考えます。</p>	

<p>②図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて</p>	<p>この要望についても、早急に法改正をしていただきたい。 大学図書館等における著作権者団体との「合意」の存在により、この「合意」の範囲で行えばよく、法改正する必要性に乏しいかのような記述となっているが、この「合意」によってカバーされている範囲は余りにも狭い(ある調査によれば全体の3割程度)ため、「適切に運用されている」とは言い難いものとする。 なお、アメリカ合衆国の場合には、図書館間での文献の転送は権利制限によりカバーされており(米国著作権法108条)、出版社との間でのガイドライン(CONTU guidelines on photocopying under interlibrary loan arrangements)により実際上は運用されているが、その運用においては電子的転送も認められている。この要望のような形で利用される著作物はおそらくアメリカの出版物、とりわけ雑誌論文が多いと考えられるため、アメリカと同じような水準のガイドラインを策定すれば、懸念されるような利益の損失については考えなくてもよいことになるのではないかと考える。 その際、アメリカでは著作権者団体がカバーする文献の割合が多いことから、権利制限の範囲を超える複写について、権利処理の方法により対応することが可能であるが(ILLに対してDSと呼ばれる)、日本では前述のとおり、カバーする範囲があまりにも狭いため、権利制限で認める範囲についてアメリカよりも広くなければ学術情報の流通の障害となるおそれが高いことを付言しておく。</p>
	<p>「図書館等の間の送信だけでなく、更に進んで、所蔵館から利用者に直接通信回線を利用した送信をすることについて権利制限を行うべきとの見解もあったが、これについては、そもそも図書館の機能を超越しているのではないか、権利者の利益が相対的に害されるのではないかという指摘があった。」ということですが、この問題については、確かに時間をかけて調査・論議する必要があると思います。しかし、それは別問題として図書館間の送信についてはぜひ認めてもらいたいと思います。大学図書館のことが主な話題となっているようですが、公共図書館においても大変、不便を感じています。具体的には、利用者から資料についての問い合わせがあった場合、つまり、レファレンスがあった場合ですが、自館の資料だけでは調べきれず、同じ自治体の図書館システムである他館や、場合によっては、区市町村立図書館を支援する立場にある都道府県立図書館に問い合わせをする場合があります。その際に、資料の内容の一部をファクシミリで送ることができないというのは、甚だしく業務上の支障を感じます(いちいち読み上げて確認したりしなければならず、時間が非常にかかってしまう)、利用者にもいくつもの図書館を回らせたりすることになります(そのうち「空振り」になるものも少なくありません)。 現状では、相互貸借のシステムを使って、資料を取り寄せて確認したりしていますが、時間がかかりすぎ、役に立たなくなってしまうことも多々あります。今後、公共図書館がビジネス支援などの、より暮らしや産業に役立つサービスを提供していく上では、スピードが求められます。権利者側の問題意識も一定程度わかりますが、現状の出版物の流通の状況を見ても、このようなスピードに対応できると思えません。この場合は、様々な産業や生活の具体的な場面で、しっかり役に立ち、社会的成果として還元できるという公共性の方が価値が高いと思います。 「生活」というものについて「公共性」ということはピンと来ない方もいらっしゃると思いますが、現場の図書館員としては、ドメスティック・バイオレンスなどの深刻な問題に関する資料提供も行っています。直接的な相談に応じられない立場としては、適切な相談機関の情報源を提供したり、関係団体を紹介することは極めて重要なことだと認識しています。そういう、ある意味で緊急を要する仕事も増えてきました。そのような時に、ファクシミリがあるのに使えないというのははがゆい限りです。</p>
	<p>「問題の所在」①、②、④及び⑥は、権利制限を行うことが必要であるとする。</p>
	<p>この要望についても、早急に法改正をしていただきたい。 大学図書館等における著作権者団体との「合意」の存在により、この「合意」の範囲で行えばよく、法改正する必要性に乏しいかのような記述となっているが、この「合意」によってカバーされている範囲は余りにも狭い(ある調査によれば全体の3割程度)ため、「適切に運用されている」とは言い難いものとする。 なお、アメリカ合衆国の場合には、図書館間での文献の転送は権利制限によりカバーされており(米国著作権法108条)、出版社との間でのガイドライン(CONTU guidelines on photocopying under interlibrary loan arrangements)により実際上は運用されているが、その運用においては電子的転送も認められている。この要望のような形で利用される著作物はおそらくアメリカの出版物、とりわけ雑誌論文が多いと考えられるため、アメリカと同じような水準のガイドラインを策定すれば、懸念されるような利益の損失については考えなくてもよいことになるのではないかと考える。 その際、アメリカでは著作権者団体がカバーする文献の割合が多いことから、権利制限の範囲を超える複写について、権利処理の方法により対応することが可能であるが(ILLに対してDSと呼ばれる)、日本では前述のとおり、カバーする範囲があまりにも狭いため、権利制限で認める範囲についてアメリカよりも広くなければ学術情報の流通の障害となるおそれが高いことを付言しておく。</p>
<p>現行の著作権法ではインターネット等が急速に普及した今日では対応が困難になってきています。また著作物が出版されてから品切れ・絶版になるスピードが早まり、その頻度が増加し、国民にとって購入による入手が困難な場合も多くなってきています。 そこで次の点について著作権法の改正を求めます。 ②図書館間においてファクシミリ、電子メール等を利用して著作物の複製物を送付すること</p> <p>公共図書館でのファクシミリの実績は、おそらく大学図書館と比較して少ないと思いますが、それはニーズがないのではなく、著作権で認められていないからできないと答えているからだと思います。 大学に通っている人や大学の研究者なら現状でもNACSISにより資料を入手しやすいでしょう。しかし、大学に通っていない一般の市民で調査や研究を行なおうとしても、サービスは享受できません。 日本では、大学や企業の研究所に所属していない個人では、研究をしようとしても難しい文化の貧しい国、というのが現状です。 日本の文化の発展を願うなら、ファクシミリやメールを積極的に認めていくべきと考えます。</p>	
<p>②この要望も実現にむけ検討してほしい。レファレンス業務において自館では購入しない、できない資料が緊急に必要なことがある。この要望が実現しても緊急の場合のファクシミリ送信で済む資料であれば、その資料を自館で購入することはないであろう。という意味では著作権者の利益の侵害はないと思われる。</p>	

<p>② 図書館等の間においてファクシミリ、メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて</p>	<p>② 図書館等の間においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて、遠隔利用者や、身体等の理由で来館できない利用者に対するサービスを実現するため、是非認めていただきたい。</p> <p>意見1 「現行制度では、著作物の複製物をインターネット送信等の通信回線を利用する送信を通じて提供できることについての規定はない」ので、大学図書館間で広く行われている。ガイドラインでは、図書館がe-mailで受けたものにつき、依頼者にメールそのものを送らず、依頼者にプリントアウトしたものを送付した後は、e-mailで受けたものを破棄するとしているが、これはほかの大学図書館の資料も第31条の「図書館の図書」に含まれるという前提に立っているものと思われる。第31条の解釈問題としてガイドラインはできているが、この問題はもっと根本的な論議が必要である。すなわち、第31条及びガイドラインは、図書館の資料として紙ベースのものを前提としているが、今後電子図書も現れ、また図書館で保存する形態として紙ベースではなく、電子的形態が主流になってくることは間違いない。このような流れに沿って図書館における権利制限は全面的に見直されるべきである。まず、根本的に紙ベースの資料があっても、図書館が電子的形態で保存することを認めるべきである。次に、利用者の請求に応じて、電子的形態での送信を認めるべきである。これに伴う著作権侵害の危険については、電子透かし技術等で対処すれば、事後的に著作権侵害に対処できる。侵害の危険が大きいという理由で便利な電子送信を行わないことは時代に逆行する。大きな侵害の危険に事後的に対処することを考えるべきである。</p>
<p>③ 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p>	<p>図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについてはインターネット上での情報送信者は複製を許諾しているものと解釈できます。インターネットでの情報伝達は、サーバからの情報を各種ネットワーク機器の間を複製することで伝達しています。利用者が端末で情報を閲覧している時点でサーバから端末へと複製がなされています。また情報送信者もそのことを理解した上で情報を送信していると解釈できます。プリントアウトについては、利用者が出力する最終の端末がプリンタであるというだけで画面に複製・表示するか、紙に複製・印字するか、という違いでしかありません。つまり、複製はすでになされているものであり、情報送信者もそれを許諾しているものと考えます。</p> <p>図書館に設置してある、利用者向けインターネット端末を利用して利用者が情報をプリントアウトすることについて、著作権法31条によらないことを明確に示す必要があります。</p> <p>権利制限すべきです。現行法を厳密に解釈すると、インターネット上の情報は図書館資料には該当しないため、図書館においてインターネット上の情報をプリントアウトできる根拠が明確でない。30条での複製は、図書館に設置してある複製機を使って行うことは、権利者側からの反発が非常に大きいため、現状でも行われていない。横浜市立図書館が、複写機を設置して、30条の範囲で私的複製を行なったことがあったが、出版界からの反発が起きた。もし、インターネット上の情報の30条での複製を図書館で認めた場合、図書館資料を図書館内の複製機を使って30条の範囲内で利用者がコピーすることを制限できる根拠が失われる。31条の趣旨を尊重するためにも、この権利制限は必須である。なお、黙示の許諾に関しては、許諾していないという権利者が出てきた場合には対応できない。そのような危険性を残したまま、図書館で複製を行うことは、図書館だけでなく利用者にとっても、訴訟の危険性を逃れることはできない。</p> <p>特定の施設で特定の目的であればインターネットにより提供されている情報を複製できるとした場合、逆に、他の施設や他の目的の場合できないと解釈されるおそれがある。インターネットにより提供されている情報(特にホームページ)については、利用者がプリントアウトすることを前提に提供されているものがほとんどと考えられることから、黙示の許諾がある(従って禁止する旨の表示がある場合は対象外)とする解釈を審議会が示すことにより対応していただけたらありがたい。また、プリントアウトだけでなく、公の伝達についても、黙示の許諾があると解することはできないか検討していただけたらありがたい。</p> <p>③(21頁)については、図書館資料ではないインターネット情報を、利用者が勝手に複製できるようにするということは、本来著作権法第31条で定める図書館資料の複製に該当せず、著作権法第30条を図書館内に持ち込むことになり、権利制限規定の見直しには賛成できない。</p> <p>○図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることが可能になるようにしていただきたい、という立場から意見を具申する。 ○図書館に設置してある、利用者向けインターネット端末を利用して利用者が情報をプリントアウトすることについて、著作権法31条によらないことを明確に示していただきたい。</p> <p>図書館や公民館等の利用者は、殆どの場合私的使用のために同所に設置されているインターネット端末を使用して情報をプリントアウトすることを希望していると思われる。このことは、学術、研究向上のためにも極めて重要なことであり、このような行為は許されるとする法律の手当てを求めるものである。なお、このこととは別に審議経過の21頁に言及されているように企業にとってインターネット上に公開されている情報のプリントアウトは、コピー禁止を謳っていない限り所謂米国法におけるフェアユースとして自由になされるべきであり、このための法律の手当ても早急をお願いしたい。</p> <p>自分の職場では、カウンターでレファレンスを行う際、インターネット上の官公庁作成広報資料及び報告書等、冊子での情報提供が遅れるか又は不可能である場合、著作権を制限するのを感じます。</p>

<p>③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p>	<p>現在、いわゆる図書館は、かつての、蔵書し、貸し出すという単一のサービスから、ネットワーク構築による蔵書の活用、書誌データベースの整備から全文データベースへの進化へと、サービスと機能を多角化させてきている。また、蔵書には、いわゆる書籍、雑誌には限らない分野が含まれている。また、今日ほど、大学と企業が密接に研究開発を行っている時代はなく、それに基づき、大学図書館もその役割を変えて来ている。公的ではあるが、限定的であったが故に、図書館での利用については、権利制限が認められて来たはずである。</p> <p>利用者のニーズにより、多角化したサービスにも権利制限を適用していくという論理は逆さまである。</p> <p>このことが認められていくと、先達の成果の上に、新たな著作物が作られるという知的循環の構造に極めた大きな影響を与える。なぜなら、その供給先である、著作者とその供給の主な担い手である出版社の存立の基盤を危うくするからである。新たなサービスには、それに見合う著作権保護のありようを作り出すことが、本筋である。</p> <p>よって</p> <p>1 図書館等に設置されたコンピュータ端末において、調査研究目的でインターネット上の情報を利用者がプリントアウトすること、について反対である。</p> <p>2 ファクシミリ、インターネット等を利用して著作物の複製物を送付すること、について反対である。</p>
	<p>30条1項と31条の適用関係の問題、附則5条の2「当分の間」であることから、「直ちに立法措置に関する具体的な検討に入る必要は認められない」というのは、無頓着すぎる。いままでは、著作権法自体曖昧でも現実的な問題はなかったが、権利意識の向上により、権利制限厳格解釈説では、様々な問題が生じているように思われる。必ずしも、この問題との関係でクリアにする必要はないが、法律を整理する必要はある。</p>
	<p>審議された通り、私的複製として行いうるものであるから、特段の立法措置は不要であると考えている。</p>
	<p>「③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすること」について、インターネット上の情報が無料で公開されている範囲においては、権利者の経済的権利を侵害する要素はなく、その限りでは問題はないと考える。しかし、著作権法第31条に照らして考えると、インターネット上の情報は「図書館資料」とはいえず、図書館における複製利用のなかで結論を出すことは不相当と考える。これは、図書館だけの問題ではなく、著作権法第30条との関係からも慎重な検討を要する問題である。図書館の資料ではないと考えられるインターネット情報を、利用者が図書館職員の関与なく自ら複製できることにするということは、本来著作権法第31条で規定されるべき図書館内での複製に著作権法第30条による私的使用の複製を持ち込むことになり、著作権法第31条の形骸化につながる恐れもあり、その意味からもこの権利制限規定の見直しには賛成できない。</p>
	<p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。</p> <p>③ 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p> <p>インターネットが普及しているとはいえ、すべての利用者が自宅で著作権法第30条による私的使用のための複製ができる状況にあるわけではないため、現状では利用者の情報取得の機会が不平等である。また、利用者は、紙媒体資料とインターネット情報を互いに補完させながら図書館で調査研究をおこなっているため、より効率的な調査研究のためには、両者を同時に複写できることが望ましい。従って、利用者の平等かつ効率的な情報収集の機会を保障するために、図書館においてはインターネット情報も紙媒体と同様に著作権法第31条を準用した権利制限を要望する。</p> <p>また、昨今、資料自体が紙媒体からインターネット上のPDFファイルのみの発行に移行するものが多くなってきている。インターネット公開された資料は条件を付さない限り、著作権法第31条の「調査研究」に適合する場合は、図書館の管理下でプリントアウトできるよう公衆送信権の制限を要望する。</p> <p>さらに、国や地方公共団体等がインターネットで一般に公開している行政情報などを公共図書館でプリントアウトすることについては、法改正を待つまでもなく、「図書館における複製可」などの意思表示の明示を徹底するよう要望する。</p>
	<p>③インターネット上の情報をプリントアウト可能にすることへ賛成です。</p>
<p>インターネットには、著作権フリー、または著作権者の特定が「完全に不可能」な著作物が多数存在します。そしてそれ等を使用したコンテンツが、これまた多数存在しています。それ等を利用する為にも図書館等が設置するインターネット端末からインターネット上の情報をプリントアウトして提供することについても、著作権者の許諾なくできるようにすることが適当であります。あとプリントだけでなく、障害者の権利保護の観点からもDVDといった記録媒体の使用も認めるべきです。</p>	

	<p>「[3]の「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」について、「審議の経過」には『第30条第1項の「私的使用のための複製」に該当する場合(21ページ)』とありますが、このことに関しては、平成17年7月5日付けで、4つの出版関係団体連盟で各法制問題小委員会委員に要望書が提出されている(http://www.jbpa.or.jp/shingi-youbou.htm) ようであり、その中で、『本来31条で規定されるべき図書館内での複製に30条による私的使用の複製を持ち込むことになり、31条の形骸化につながる恐れ』が懸念されています。</p> <p>一方で、公民館等においては30条1項でインターネット上の情報の複製が可能であるのに、情報提供を主たる目的の1つとしているであろう図書館においては、31条があるがためにインターネット上の情報が複製できないとすれば、矛盾を感じざるをえません。</p> <p>したがって、「図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて」については、無許諾で複製が行えるように改正されるべきと考えます。</p> <p>また、「審議の経過」においては『黙示の許諾があると考えられる場合』とありますが、著作権法には黙示の許諾を担保する規定は見当らず、どのような場合に黙示の許諾に該当するのか判断としません。</p> <p>「審議の経過」で指摘されているように、『本件は図書館に限った問題ではない』とも言えるので、一定の条件に合致すれば、複製についての許諾を行ったものとみなす旨の規定を設けることも検討されるべきと考えます。</p> <p>なお、「審議の経過」に『企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウトについて紛争になったことはほとんどない状況であり、本件については、直ちに立法的措置に関する具体的な検討に入る必要は認められない。』とありますが、公的もしくは、それに順ずる報告書等に、必ずしも適法とは言えない行為を容認するような解釈が可能な表現が含まれることに違和感を感じることを申し添えます。</p>
	<p>①、②、③について反対します</p> <p>③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて 図書館資料でない著作物を無許諾無報酬で図書館でプリントアウトする合理性が不明なので反対します。31条の問題なのか、30条の問題なのか不明です。</p>
<p>③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p>	<p>図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところ。今回、ご検討いただいている①から⑥につきましては、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。</p> <p>図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役目を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直していく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>
	<p>「審議の経過」21頁に、「図書館や公民館等に設置されたインターネット端末を使用して情報をプリントアウトする行為については、その端末利用者が行為主体であると考えられる。」とする記述があります。しかし、この考え方は、従来の文化庁のご見解とは齟齬があるように思われます。</p> <p>従来、公共図書館等が館内の個人視聴ブースで利用者がビデオソフトを視聴するために、図書館の所蔵するビデオソフトを利用させることは、公の上映であり貸与ではないというのが文化庁のご見解だったのではないのでしょうか。</p> <p>そうであるならば、図書館内の端末を利用してプリントアウトするのも、端末を管理している図書館が行為主体と考えなければなりません。逆に、図書館等に設置された端末でプリントアウトする行為の主体が利用者であるならば、ビデオデッキを操作してビデオソフトを上映する利用者が上映の主体であると考えべきで、その前段階の図書館から利用者へのビデオソフトの交付は貸与行為とみるべきことになります。</p> <p>このご見解は、文化庁の従来のご見解を否定するものなのでしょうか。</p> <p>また、端末の利用者が行為主体とした場合、そのプリントアウトが第30条第1項の「私的使用のための複製」に該当する可能性があるとの意見があったように記されていますが、そのような場合がありうるのでしょうか。</p> <p>第30条第1項柱書は、「……次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」とし、同条同項第1号は、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器……を用いて複製する場合」を定めています。図書館等に設置された端末やプリンタが「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」に該当しない場合があるのでしょうか。</p> <p>なお、「インターネット上の情報の複製に明示又は黙示の許諾があると考えられる場合」があると考えられ、「直ちに立法措置に関する具体的な検討に入る必要は認められない。」との結論については、そのとおりであると考えます。</p>
	<p>インターネット上の情報については、図書館が所蔵する資料の複製ではないことから、第31条の複製には当たらないと考え、図書館が30条に基づく私的使用のための複製に便宜を図っているとの考え方はできないのでしょうか。</p>
	<p>③インターネット上の情報をプリントアウトすることを認めてください。</p>

<p>③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p>	<p>審議経過全般を見ていて、障害を持つ人の読書や学習を妨げている状態は望ましくないとの認識は得られたと思う。しかし、具体的にどうするかという段に及んでは、特許や薬事などと比べ、あまりにも及び腰との感想を持った。聖域のように扱いながら、具体的なことがイメージできないがために、ただ障害を持たない一般の人も利用するのではないか、ただ怠けて寝ている人とどう区別するのかなど、現場で日々障害を持つ人々の歯痒さに接しているものにとっては、ナンセンスともいえるような声が聞かれる中で、肝心のことが決まらず、「より具体的に特定された提案を待って、改めて検討」などと、また先延ばしにするようなまとめを出されたのでは、結局は何も前進しないのである。</p> <p>建築や公共交通において、バリアフリー、ユニバーサルということが、法律によっても推進されている今日である。情報についても、総務省の掛け声のもと、障害者の利用に配慮することが言われるようになってきている。そのようなことで考えるなら、本来、著作物を世に出すもの、製品化するものが、排除している人々の存在に気づき、何らかの配慮を義務付けられるべきではないか。公衆に発表されるときに排除している人々に対して、公共の施設である図書館等が、公的な責任を負って、発表者によって排除された人々にそれを提供する労を果たそうとすることを、どのようにしたら実現できるのか。公的な責任を持つ文化庁、そして審議会委員は、理解できないなら、代理人としての役人ではなく、直接当事者や、支援者たちの声を直接聞くなど、一刻も早く実現させるためにもっと積極的に働いてほしい。</p>
	<p>これについても、早急に法改正をしていただきたい。</p> <p>この報告書では、要するに「インターネット上の情報のプリントアウトによって著作権侵害訴訟等の紛争が起きていない以上、法改正の実効性に乏しい」と述べており、この行為がグレーゾーン上の行為であることを認めているにもかかわらず、法改正を行う意思が示されていない。</p> <p>図書館等の公共施設には、憲法上の法令順守義務(99条)があるため、民間の会社のように訴訟のリスクを負って事業を実施するという選択肢はない。グレーゾーンである以上は、事業を実施できない。</p> <p>そもそもこの要望は、インターネット上の情報をプリントアウトするための事前許諾手続の実施が困難であること(権利者が膨大なため)、インターネットでの公開はプリントアウトが前提と考えられることから、プリントアウトによって権利者に生じる損失は原則として無いものと考えられることを理由に提出されたものと考えられる。これらの理由がクリアできるのであれば、法改正をしない理由はないものとする。</p> <p>「本件は図書館等に限った問題ではない」ことは間違いないが、それを理由に法改正をしないのは本末転倒であり、それならば権利制限の対象を拡大すればよいだけのことである。</p> <p>前述のとおり、この法改正が実現しないと、図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウトサービスは実施困難となる。したがって、早急な法改正を望むものである。</p> <p>なお、それでも法改正が困難であるとのことであれば、報告書において合法である旨の見解を記述していただければ合法であることが確認できるので、この方法による代替も可能である。</p>
	<p>この問題については、図書館で提供しているインターネットなどによる情報資源を図書館資料と見なすかどうかという問題が根本にあるので、簡単には言えませんが、レファレンス・サービスとして、司書等図書館職員を介して、インターネットの探索・検索を行う場合があります。</p> <p>特に、高齢者などの場合、自分でインターネットが使えず、情報提供を望むケースが増えています。このような場合に、特別な例外を除いては、一定の条件(個人の利用に限るなど)のもとに、プリントアウトしたものを利用者に提供できるようにすることは、一定、明示する必要があるのではないかと思います。</p> <p>最近では、がんなどの高齢者に多い病気や、福祉関係などで、一般書籍や雑誌では得られない有効な情報もインターネット・サイトに増えてきました。このようなものにアクセスできない(金銭的な問題だけではなく、コンピュータのスキルを病気などにより身につけられないという場合も含めて)高齢者は、いわば、情報社会でドロップ・アウトしたような存在になりつつあります。</p> <p>これは、単に、パソコンの講習会を行えば済むという問題ではありませんので、ぜひ、認識をまず持っていただきたいと思えます。今回、議論がまとまらないのであれば仕方ありませんが、ぜひ、このような状況も含めて検討が必要と考えます。</p>
	<p>③に関しては、21頁にあるとおり、私的使用のための複製又は黙示の許諾といった考え方によって実質的に自由に行い得るものと考えられ、現実の紛争が生じた場合に必要に応じて立法的対応を検討することで足りるのではないかと考えられる。</p>
	<p>これについても、早急に法改正をしていただきたい。</p> <p>この報告書では、要するに「インターネット上の情報のプリントアウトによって著作権侵害訴訟等の紛争が起きていない以上、法改正の実効性に乏しい」と述べており、この行為がグレーゾーン上の行為であることを認めているにもかかわらず、法改正を行う意思が示されていない。</p> <p>図書館等の公共施設には、憲法上の法令順守義務(99条)があるため、民間の会社のように訴訟のリスクを負って事業を実施するという選択肢はない。グレーゾーンである以上は、事業を実施できない。</p> <p>そもそもこの要望は、インターネット上の情報をプリントアウトするための事前許諾手続の実施が困難であること(権利者が膨大なため)、インターネットでの公開はプリントアウトが前提と考えられることから、プリントアウトによって権利者に生じる損失は原則として無いものと考えられることを理由に提出されたものと考えられる。これらの理由がクリアできるのであれば、法改正をしない理由はないものとする。</p> <p>「本件は図書館等に限った問題ではない」ことは間違いないが、それを理由に法改正をしないのは本末転倒であり、それならば権利制限の対象を拡大すればよいだけのことである。</p> <p>前述のとおり、この法改正が実現しないと、図書館におけるインターネット上の情報のプリントアウトサービスは実施困難となる。したがって、早急な法改正を望むものである。</p> <p>なお、それでも法改正が困難であるとのことであれば、報告書において合法である旨の見解を記述していただければ合法であることが確認できるので、この方法による代替も可能である。</p>

<p>③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて</p>	<p>現行の著作権法ではインターネット等が急速に普及した今日では対応が困難になってきています。また著作物が出版されてから品切れ・絶版になるスピードが早まり、その頻度が増加し、国民にとって購入による入手が困難な場合も多くなってきています。 そこで次の点について著作権法の改正を求めます。 ③図書館において調査研究目的で、インターネット上の情報をプリントアウトし、利用者に提供できること</p> <p>③ インターネット上の情報をプリントアウトすることについて、著作権者の許諾なくできるようにすることが、社会の要請である。</p> <p>紛争になったことがないからと言う理由でプリントアウトをすると、著作権を理解していない利用者からは図書などの資料のコピーは制限があり、なんでインターネットは自由なのか、と問われることでしょう。その理由がインターネット上の情報のプリントアウトは紛争になったことが無いから、と言えば、このコピーくらいで紛争になんかならない、と言ってくるのは目に見えています。著作権をまるで理解していない人はとても多いのです。 私も図書館で働いていたときにコピーをとる利用者に著作権を理解してもらうのに非常に苦労した事がありましたし、他の図書館のカウンターでアルバイトが利用者にコピーについてずいぶんいい加減な返事をしていたのも見たことがあります。(このあと、奥から職員が出てきて説明をしていましたが、著作権について説明をし直すのにずいぶん苦労をしていました) 著作権について学んできた者にとっては、著作権の意味や意義は分かりますが、著作権なんかまるで意識がない、という人の方がずっと多いのです。その人達に著作権の意味を理解してもらい分かってもらうには、紛争になったことがないから、という理由では通らないでしょう。</p> <p>③ 国を挙げてのIT戦略の観点からもインターネットの情報は、特に制限を設けたページ以外は原則コピーを可能にしてほしい。図書館においてはIT講習会の開催を行っていることもあり、コピーの要望がある。図書館における所蔵資料の著作権の権利制限ということではなくても、どこの施設においても、個人のためのコピーとしてプリントアウトを許可していただきたい。</p>
<p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて</p>	<p>「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについては、第三十一条の二項、「図書館資料の保存のため必要がある場合に」該当すると考えます。 和紙に手書きされたものをコピー用紙に複製するようなもので記録媒体が異なるだけと解釈できるでしょう。</p> <p>権利制限すべきです。 技術革新によって、再生手段が失われている現状を考えると、権利制限しない理由は見つからない。 仮に新形式での複製物が存在したとしても、図書館に二重に購入を強いる合理的な理由にはならない。 平成15年度の報告書において、すでに結論が出ている問題なので、一刻も早く権利制限すべきである。</p> <p>今後デジタルポーンの学術資料が大きく増えることが予想され、英国刊行ジャーナルのポーンデジタル化率は2020年までに6割を超えると予測されている【注1】。 こうした学術情報は、貴重な研究成果である電子ジャーナル等を指すことになるが、これらを国立国会図書館や他機関(大学図書館等)はアーカイブしようとしている。というのは、デジタルポーンの資料は消失する可能性が高いからであり、その場合、その時代の学術情報を将来遡及的に閲覧することができなくなることは、日本の学術制度にとって大きな損失であると考えられるからである。 こうしたアーカイブ作業において不可欠であるのは、受け入れ時のデータが再生手段の技術革新によって再生不可能になるのを避けるため、マイグレーション、エミュレーションと呼ばれる、当該情報を新たな情報媒体に移し変える作業である。その際に、著作物の複製が不可避免的に必要となる。「審議経過」によれば、この件について賛成多数であったものの、次の2点の留保がつけられている。(1)当該著作物に新形式の複製物が存在する場合は複製を認めない、(2)再生手段の入手困難性について判断基準を明確化すべき、ということである。この留保に対する批判を示したい。 まず、デジタルポーンの学術情報の量はすさまじく多い。またその種類も多様である。それを受け入れ、マイグレーションするたびに、新形式の複製物がなくどうかをチェックするのは実際の作業者として言えば殆ど不可能であり、仮に行くとすれば膨大な人的コストがかかり、財政上大きな問題が発生する。また、再生手段の入手困難性をそのたびに提示するのも同様の問題を孕むが、同時に、その再生手段がどうにか入手できたとしても、その再生手段は、それを閲覧するユーザにとって非常に使いづらい、見づらいという問題が発生する(具体例:Windows ver.3.1でしか使用することのできない再生手段である資料を、この古いヴァージョンをどうにか入手してユーザに閲覧させるよりも、マイグレーションをして、Windows XPというデファクトスタンダードで閲覧可能にしたほうがユーザフレンドリーであり、当該著作も快適に閲覧される)。従って、困難でもなんとか入手できた再生手段は、提供局面において、ユーザに齟齬を与える可能性がある。</p> <p>このように、当件は、今後のデジタル環境下での貴重な学術資料のアーカイブとその提供が可能になるかどうかという切実な問題に関係している。学術情報流通においてアーカイブは必須の過程であり、それを行うことは、日々デジタルポーンの情報が消失している現在、切迫性を持っていると思われる【注2】。こうしたアーカイブと提供を円滑に行うことができるように、現行31条2項での対処ではなく、著作権者の許諾なしに複製を認めることを明記してくださるよう要望する。</p> <p>【注1】 Powell, David. "Publishing output to 2020". The British Library (2004), (online), available from <http://www.bl.uk/about/articles/pdf/epsreport.pdf> (accessed 2005-10-3)</p> <p>【注2】9月15日の日本学術会議要望においても、電子学術情報の保存・利用体制の確立が緊迫性をもって求められており、国立国会図書館におけるデジタル・アーカイブ事業への言及がある。“電子媒体学術情報の恒久的な蓄積・保存・利用体制の整備・確立”。日本学術会議会長コメント。(online), available from <http://www.scj.go.jp/ja/info/comment/050915.html> (accessed 2005-10-3)</p>

<p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製することについて</p>	<p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製することについて 現行の第31条第2号の「図書館資料の保存のために必要である場合」で処理できよう。 「当該著作物について新形式の複製物が存在する場合」であっても、当該メディア上の著作物「保存」にあたる以上、問題ないと考えるが、争いが生じうるのであれば、立法的に明示することも必要であろう。</p>
	<p>○「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製することが可能になるようにしていただきたい、という立場から意見を具申する。 ○媒体を再生するための機器が旧式になったため、入手困難になり再生ができなくなるケースが出てきている。このような事態に対処するため、例外的に許諾を得ずに複製することが可能になるようにしていただきたい。</p>
	<p>図書館の存在意義の一つとして、資料の保存があり、これによって後世に文化が受け継がれる。再生手段の入手が困難である資料を保存のために複製することは、著作物その内容ではなく再生手段など周辺的な状況によって利用が困難な状況におかれ続けることは、多くの人の眼に触れ、次なる文化を創造することに対して大きな障害となる。 特に、OSのアップグレードによってCDROMなどが再生不能になることは、今後増加していくことが明らかであり、また時宜を失っては複製が困難になることも予想される。迅速な対応によって、許諾を得ずに複製できるように対処することが望ましい。 「意図して絶版」の場合についても、ひとたび公表したものであり、公表時のままであれば閲覧できるのであって、後世のユーザの閲覧を不可能にすることは避けるべきである。</p>
	<p>「④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製すること」について、既に図書館側と権利者側の当事者間協議では結論を得て、平成15年1月の著作権分科会の報告書でも一定の条件の下で認めることが相当であると明記されていることである。その時の条件として示された5項目(①複製部数は1部に限定する、②複製したものの譲渡は認めない、③旧形式の著作物の廃棄は求めない、④「再生手段」の入手が困難とは、新品市場で入手し得ないことを意味する、⑤当該著作物について新形式の複製物が存在しない)が前提とされるのであれば、認めることに異論はない。なお、「審議の経過」22ページに「現行の第31条第2号は、「図書館資料の保存のために必要がある場合」は、著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であることを規定しており、このような現行法の枠組みで対処が可能ではないかとの意見もあった。」とあるが、ここでいう「保存」とは破損・汚損に対して状況を維持するための保存であり、一般には再生手段の存否まで考慮した保存ではないと考えられる。</p>
	<p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。 ④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製することについて 著作権法第31条第1項第2号では、「図書館資料の保存のために必要がある場合」には図書館資料を用いて著作物を複製することができる、としている。公立図書館における保存のための複製は、その設置目的から利用を前提としていると考えられる。しかし、記録のための技術や媒体の急速な変化に伴う再生手段の変遷が近年とみに激しくなっており、常に利用できる状態にするためには、新しい再生手段に合わせた複製を適宜講じないと資料を保存する意義が失われかねない。そこで、このための複製は同条の枠組みで対処できると解するよう要望する。 なお、「再生手段」の入手困難性は事情が異なるため、各図書館等の判断によるものとすべきである。</p>
	<p>④再生手段の入手が困難である資料を保存のために許諾無く複製するのを可能にすることへ賛成です。</p>
	<p>「存在するけれど使えない」物は「そこに存在しない」と同じ意味です。 再生機器・保存媒体やデータ修復サービスを提供しないのは著作権者・隣接者の怠慢ですから、著作権者・隣接者の権利制限は至極当然と言えます。</p>
<p>大学図書館で所蔵している映像、音響、電子的資料には、現在一般に市販されている機器がその再生方式を実現できなくなった結果、利用者に再生提供できないものが多数ある。特に近年、資料の電子化が進み、電子的資料の出版点数が増大していることに伴い、大学図書館で受け入れている資料にもフロッピーディスク(FD)、コンパクトディスク(CD)、デジタル多目的ディスク(DVD)等の電子的媒体によるものが急増している。しかも、これらの媒体及び記録形式、再生のための基本ソフトウェア(OS)は技術の進歩に伴い漸次旧式化しており、現用の機器によっては再生出来ず、貴重な記録内容が利用できず死蔵される状態となっており、このままでは資料自体も老朽化により使用不能の状態となることが予想される。 国立国会図書館における平成16年3月の調査報告(「電子情報の長期的保存とアクセス手段の確保のための調査報告書」(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/report_2004.pdf))においても、「<電子資料>全体の7割弱の資料の利用に問題があることが判明した。予想通り古い資料ほど利用可能性が低く、読み取り不可能な媒体もあった(5"FDのもの、3.5"FD、CD-ROMにも係らず読み取り不可のものあり)。平成6年度以前受入資料の利用可能性の低さが特徴的である。」との指摘があり、電子的資料の保存のための媒体変換は喫緊の課題となっている。 このような場合、同一内容が新しい形式で市販されていればそれを購入すれば済むが、市販されていないものも多く、利用に供するために図書館において新しい形式への媒体変換が必要な場合が多い。 この、「再生手段」の入手が困難である図書館資料を、媒体を変換して複製できるようにする件については、平成15年1月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」で、「法改正を行う方向とすべき事項」として整理されており、大学図書館は法改正を大いなる期待をもって待っているが、現在までのところ法改正の動きはない。権利者側とも、法制問題小委員会での協議の中で、実施上の条件について合意はできており、一日も早い法改正を要望するものである。</p>	

<p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて</p>	<p>「4」の「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて」について、「審議の経過」に『現行の第31条第2号は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」は著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であることを規定しており、このような現行法の枠組みで対処が可能ではないか(22ページ)』とありますが、どのような場合が31条2号に該当し、どのような場合が該当しないのかを示すべきと考えます。</p> <p>近年の著作物は、電子計算機を通じて使用するものも増えており、OS(オペレーティング・システム)の更新により使用できなくなる場合もあるようですが、個人の使用の場合には、47条の2により、使用するために必要なプログラムの改変が認められているものの、図書館における使用は、47条の2の範囲外とされますので、文化遺産の適切な保存のため、「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて」については、早急を実施できるようにすべきと考えます。</p>
	<p>図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところですが、今回、ご検討いただいている①から⑥につきましては、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。</p> <p>図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役割を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直していく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>
	<p>「審議の経過」14頁15頁によれば、ベータビデオを新しいメディアに媒体を移し替えて保存することも想定されているようです。しかし、このような法改正には反対です。</p> <p>例えば、ベータビデオのデータを新しいメディアであるDVDディスクに移し替えます。ビデオソフトメーカーは、DVDビデオについてはCGMS、擬似シンクパルス及びCSSといったコピーコントロール技術を施してビデオソフトを提供していますし、ビデオカセットについても擬似シンクパルスによるコピーコントロール技術が施されている場合があります。ところが、図書館がこのような移し替えを行ったDVDビデオについてはコピーコントロール技術が施されていないのですから、もし、図書館がこのような複製物の貸出を行うとすれば、ビデオソフトメーカーがコピーコントロール技術を施して商品を供給していることが無意味となってしまいます。</p> <p>また、「審議の経過」38頁3行目に記されているようにDRMが普及すれば、図書館はメディア変換を行うことができないのですから、法改正を行う実益もありません。したがって、このような法改正には反対です。</p>
	<p>「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存のための複製については、第31条第2号の規定に基づいて複製可能であるとし、権利者と図書館間で確認されたガイドラインを設けることで対応できないでしょうか。</p>
	<p>④再生手段の入手困難な図書館資料を保存のために許諾を得ずに複製することを認めてください。</p>
	<p>この要望については、平成14年までの貴小委員会での検討により検討済みであるものと思われるため、早急に法改正をしていただきたい。この報告書では、「まずは、このような現行法の枠組みでどこまで対処が可能であるか限界を見極めるとともに、どのような場合に対処が可能であるかの判断基準について、検討することが適当」と述べられているが、このような検討はすでに貴小委員会において検討済みであり、その結果については、平成15年に文化審議会著作権分科会が提出した報告書(「文化審議会著作権分科会審議経過報告」(平成15年1月))において記載されているとおりである。</p> <p>したがって、早急な法改正を望むものである。</p>
	<p>「問題の所在」①、②、④及び⑥は、権利制限を行うことが必要であると考えます。</p>
	<p>この要望については、平成14年までの貴小委員会での検討により検討済みであるものと思われるため、早急に法改正をしていただきたい。この報告書では、「まずは、このような現行法の枠組みでどこまで対処が可能であるか限界を見極めるとともに、どのような場合に対処が可能であるかの判断基準について、検討することが適当」と述べられているが、このような検討はすでに貴小委員会において検討済みであり、その結果については、平成15年に文化審議会著作権分科会が提出した報告書(「文化審議会著作権分科会審議経過報告」(平成15年1月))において記載されているとおりである。</p> <p>したがって、早急な法改正を望むものである。</p>
	<p>「新形式の複製物が存在する場合は除くべき」という指摘があったとのことだが、例えば大正、昭和初期に出された有名な作品(出版物)で、初版ものなどは、貴重で、特に研究者にとって、いくら後で新形式の出版物が出て、出版された当時のものというのは特別である。そういう場合は、入手が困難であるので、複製を作った上で、もとの資料は保管して、一般には複製を使うのが妥当だろう。新形式の複製物が存在するからと言って、もとの資料にはまたそこに価値がある。新形式の複製物が存在するからといって、必ずしも事足りるというものではない。</p>
	<p>④ 入手の困難性に関して判断基準等の検討をすすめる是非コピーできるようにしてほしい。 入手困難な資料については「他館の要望に応じて」も複製できるように希望している。</p>

<p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて</p>	<p>昨年(2004)度の著作権改正要望事項でも、社団法人日本図書館協会から『再生手段』の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること』という要望について→関連要望項目:資料2-1の4-3-(55)との要望が出されており、当音楽図書館協議会からも要望させていただきます。今回も、再度強く要望させていただきます。</p> <p>〈理由〉確かに現行法第31条第2号で、「図書館資料の保存のための必要がある場合は著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であること」を規定しています。審議の過程では、現行法の枠組で対処が可能ではないかのご意見が出ています。しかし、この枠組みでは、「保存のため」が主眼点であるため、図書や雑誌のマイクロ化には適用されますが、必ずしも破損や劣化のための保存ではなく、再生されなければ意味を成さない音楽資料(録音資料・映像資料)の活用のための複製のことが明記されていません。再生手段の技術革新が進むことにより、せっかく収集した図書館資料が、再生手段が入手できないことによって宝の持ち腐れになりかねません。もちろん、当該著作物について新形式の複製物が存在しないことを確認すること、入手の困難性についての判断基準を明確にすること等、著作権者の利益を著しく損なうことのないようにすることは大切なことと考えます。そのようなガイドラインを前提とした上で、昨年度出されましたように次のように著作権法31条第4号を新設していただけますよう、強く要望いたします。</p> <p>著作権法第31条4号 四 一般に入手することが困難な機器を用いることによるのみ再生することができる記録媒体を用いて複製された著作物(当該記録媒体以外の記録媒体を用いた複製物が公に頒布されていないものに限る。)の複製物を一部作成する場合</p> <p>④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて、新しいメディアに媒体を移し変えて保存することは、資料の保存のためにも必要な措置である。</p>
<p>⑤図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について</p>	<p>権利制限すべきです。 官公庁作成広報資料・報告書の趣旨から言って、権利制限を行わない理由は考えられない。 「著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決する」との指摘があるが、文化庁が推進している「自由利用マーク」の他省庁に於ける普及状況や、文化庁を含めた各省庁において、著作権の対象とならない「法律」等を掲載しているにもかかわらず、「全て著作権を有する」等の表記がなされている現状を考えれば、そのような表記が行われることは全く期待できない。 一刻も早く権利制限すべきである。</p> <p>○図書館等における、官公庁作成広報及び報告書等の全部分の複写による提供が可能になるようにしていただきたい、という立場から意見を具申する。 ○官公庁の広報資料等は一般に周知させることを目的として作成されているので、図書館等において、全部分の複製物を提供できるようにしていただきたい。</p> <p>自分の職場では、官公庁作成広報資料及び報告書等で個人貸出をしていない場合もあり、全部分の複写による提供を希望します。</p> <p>まさに「官公庁作成広報資料については、資料の性格上国民が利用しやすい形で提供すべきではないか、広範に読まれることに意味があり全文の複写はむしろ歓迎すべきことではないか、本来公益目標で作成されたものであり、第32条第2項の対象となる資料については自由に複製を認めて差し支えないのではないか等」の意見に賛同し、その上で「図書館に限らず一般的に全部分の複製を認めるべき」であろう。もちろん著作(権)者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決するが、国(の担当者レベル)にそのような意思はないものと思われるので、権利制限規定ではなく、13条に規定することも含めて検討するべきであろう。</p> <p>1ひどい事例では、引用する際に連絡してください、というものもある。本来の引用からすれば、このような要請をすること自体誤りであるにもかかわらず、公然とかかる主張がなされているのである。</p> <p>全部分の複製物を提供できるように権利制限規定を改めることに賛成である。</p> <p>「⑤図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供」について、明らかに官公庁がその費用負担で作成・発行し、民間業者を介さずに頒布されるものに限定することが担保されるのであれば、反対する理由はない。なお、「審議の経過」22ページに「著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決する。」とあるが、全くその通りであり、敢えて権利制限を見直さなくても現実的に対応できるものとする。</p> <p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。 ⑤ 図書館等における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について 官公庁作成広報資料及び報告書等については、一般への周知を目的としたものであることから、公立図書館において全部分の複製物を利用者に提供しても何ら著作権者の利益を損ねることがない。そのため自由利用させるべきと考えるが、その著作物が一般への周知を目的としたものかどうかを図書館等が判断し難い資料もあるため、著作権者が「図書館における複製可」などの意思表示をすべきである。まず、国の刊行物から範を示してもらいたい。</p> <p>⑤官公庁作成資料等の全文複製の提供について賛成です。</p>

	<p>官公庁広報資料等は、一般への周知を目的としていることから、図書館等において報告書等の全部分の複製物を提供できるようにすることが適当でしょう。</p>
	<p>図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところ。今回、ご検討いただいている①から⑥につきましては、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。</p> <p>図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役目を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直していく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>
	<p>官公庁の作成する広報資料及び報告書については、全部複製が認められてよいと思う。また、法に規定することによって権利制限すべきと考える。</p>
	<p>⑤官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供を認めてください。</p>
	<p>そもそも関係機関にいきわたるだけの部数を発行しておくべきかと思いますが、どうしても入手しづらいものもあるでしょう。資料の目的と性質から考えて、全文複写が必要であると思います。報告書類はたいてい全文の構成をみて参照して意味があるので、半分コピーではあまり意味がありません。</p>
	<p>この要望についても、早急に法改正をしていただきたい。</p> <p>この報告書には「著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決するとの指摘」が掲載されているが、この指摘は現実的ではないものとする。国等が報告書を作成する際、著作権のことを念頭において表示等に留意することは一般には考えにくい。現に、実際に報告書の複写の許諾依頼の際、担当者から「報告書は公表されているものだから複写はかまいません」という回答をいただくことがほとんどであり、報告書の作成担当者の意識としては「図書館における複製可」であると思われるが、報告書においてそのような表記を行っているものは見られない。(現に、この報告書にもその旨の記載は見られない)この報告書においても「基本的に何らかの措置を検討すべき」と記述されていることから、早急な法改正を望むものである。</p> <p>なお、権利制限を行うべき対象範囲については、例えば、国際連合がその公表文書・資料等の著作権の取扱いについて記載した文書(Proposed programme budget for the biennium 1994-1995, Publications policy of the United Nations, Report of the Secretary-General[A/C.5/48/10](13 Oct. 1993))があり、公式記録、国際連合文書、広報資料のうち販売用のもの以外のもの、の3つにつき、著作権を主張しない旨が表明されているが、このような基準が参考になるのではないかと考えられる。</p>
⑤図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について	<p>⑤に関しては、官公庁作成広報資料及び報告書等はそもそも自由に複製等することが可能であるべきであり、権利制限によるのではなく、これらの第13条への追加、又は32条2項但し書きの削除が必要と考える。</p>
	<p>この要望についても、早急に法改正をしていただきたい。</p> <p>この報告書には「著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決するとの指摘」が掲載されているが、この指摘は現実的ではないものとする。国等が報告書を作成する際、著作権のことを念頭において表示等に留意することは一般には考えにくい。現に、実際に報告書の複写の許諾依頼の際、担当者から「報告書は公表されているものだから複写はかまいません」という回答をいただくことがほとんどであり、報告書の作成担当者の意識としては「図書館における複製可」であると思われるが、報告書においてそのような表記を行っているものは見られない。(現に、この報告書にもその旨の記載は見られない)この報告書においても「基本的に何らかの措置を検討すべき」と記述されていることから、早急な法改正を望むものである。</p> <p>なお、権利制限を行うべき対象範囲については、例えば、国際連合がその公表文書・資料等の著作権の取扱いについて記載した文書(Proposed programme budget for the biennium 1994-1995, Publications policy of the United Nations, Report of the Secretary-General[A/C.5/48/10](13 Oct. 1993))があり、公式記録、国際連合文書、広報資料のうち販売用のもの以外のもの、の3つにつき、著作権を主張しない旨が表明されているが、このような基準が参考になるのではないかと考えられる。</p>
	<p>現行の著作権法ではインターネット等が急速に普及した今日では対応が困難になってきています。また著作物が出版されてから品切れ・絶版になるスピードが早まり、その頻度が増加し、国民にとって購入による入手が困難な場合も多くなってきています。</p> <p>そこで次の点について著作権法の改正を求めます。</p> <p>④図書館において官公庁作成広報資料等の全部分の複写による提供ができること</p>
	<p>広範に読まれることに異議があるとは言いが、現実には官公庁の広報資料は案外図書館になかったりする。全部複写を認めるべきである。</p>
	<p>⑤ 図書館から官公庁作成広報資料や報告書等の全部のコピーを個別に著作権者に求めると、断られたことはない。官公庁はかえって広報のため、積極的にコピーをすすめてほしい。この項については、図書館と著作権者の合意がとりやすいと思われるので、是非早期に実現してほしい。</p>
	<p>⑤ 図書館等における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について、その資料の目的からして、全部分の複製物を提供できるようにすべきである。</p>

<p>⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p>	<p>著作権法第37条第3項について、視覚障害者以外でも認めることについて、学習障害で読字に困難を持つ人はこの配慮によって大量の知識を得ることが可能になります。そしてそのことは生きる意味にもつながります。ですので障害者手帳や診断書などの証拠の提示が必要とされるかもしれませんが、ご配慮をお願いします。またそれに伴って対象施設を視覚障害者情報提供施設等以外の国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等においても認めることに関してもお願いします。また複製の方法を録音に限定しない件についても、弱視の方などは音だけでなく残された視力の活用も含めて情報を得ていますし、上記の学習障害の人の場合など、マルチメディア図書Daisyなどの活用も有効です。そしてこのような読書に障害を持つ人の利用に供するため、公表された著作物の公衆送信等を認めることもご配慮をお願いします。</p>
	<p>権利制限すべきです。 バリアフリー、情報デバインドの観点から、一刻も早く権利制限すべきです。この項目に関して権利制限を行ったとしても、権利者には不利益をもたらす場面は予想できません。</p>
	<p>「障害者による著作物の利用を促進するという趣旨」には賛同する。もっとも、あまりに広く認めると、趣旨との関係であまりに広く権利を制限することになりかねない。政令事項である「対象施設」をより広く認めるところから、検討するべきである。</p>
	<p>自分の職場では、活字による読書が困難な利用者の希望に応じて、全国の図書館を探しても見つからない録音図書を製作していますが、少しでも速く確実な提供を実現するため、図書館法に規定する図書館において権利の制限を希望します。 また、利用者の範囲については、視覚障害者に限らず肢体障害者・学習障害者等、通常の方法では読書が困難な全ての人々に広げる必要を感じます。</p>
	<p>○今後も、複製の方法や利用者の範囲等を広げていく方向で、具体的な検討を続けていただき、精力的に詰めていただきたい。</p>
	<p>健常者と障害者の間で情報格差が生じることは、可能な限り取り除かれるべきである。「提案者による必要性及び趣旨の明確化を待って、引き続き検討する」のではなく、提案者による趣旨の明確化を促し、あるいは問題となりうるケースを権利者側が具体的に指摘し、指摘が妥当であれば適当な解決策を施していくのが適当である。</p>
	<p>著作権法第37条第3項を次のように改正していただきたい。すなわち、「視覚障害者情報提供施設」に加えて、図書館法に言うところの「公共図書館」を追加していただきたい。また、貸出対象も「視覚障害者」に限定するのではなく、「活字による読書が困難と法的に認められる者」と改めるべきである。 その理由としては、現行法が視覚障害者へのサービスを進めていく上で、大きな足かせとなっていること、さらに、公共図書館の視覚障害者サービスの利用は登録制をとっており、名簿管理がしっかりやられていて、健常者に流用される恐れは全く考えられないからである。また、図書館資料を自力で読むことができないのは視覚障害者だけではない。長時間文字を凝視できない肢体障害者、本のページがめくれない両上肢障害者、寝たきり老人などいろいろいる。これらの人々は、視覚障害者用に作成した録音資料の貸出を強く願っている。</p>
<p>⑥(23頁)については、現行法第37条第3項について、「録音に限定しない」「利用者を視覚障害者に限定しない」「対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しない」「視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めること」となっている。 障害を持つ人に対する利用の利便性は認めるものであるが、「障害を持つ人」の範囲が明確になっていないので「障害者の種類を特定する」など、もっぱら障害を持つ人のみの措置にとどめるべきだと考える。 また、対象施設を限定しないことに関しては、関係者間でガイドラインが締結され、一定の条件の下で公共図書館での複製も可能になっているので、あえて権利制限規定を見直す必要性はないと考える。 障害者への公衆送信については、健常者と比較して逆差別の方向のように理解できるが、その点は均衡を図る必要があると考える。 いずれにしても、障害者への対応は「権利制限見直し」により、権利者がその負担を負うべき性質の物ではなく、別の観点から検討すべき問題と考える。</p>	
<p>●図書館間でファクシミリ・メール等を利用して複製物を送付することも、認めるのが妥当と考える。これを認めたとことで、現行の図書館サービスの枠を超えとは全く考えられないからである。 ●「更に進んで」利用者自身が図書館から受信する場面にも触れられているが、これが実現すれば利用者にとって非常に便利になることだろう。可能であれば是非実現してほしいところである。しかし、複写利用が相当程度に拡大していくこととなれば、権利者の「不利益」を生じさせない工夫が必要でもあり、ガイドラインの作成や補償金制度の創設なども並行して検討した方が良さそうである(補償金の必要ない程度に実現することが望ましい)。 ●インターネット上の情報をプリントアウトするサービスについては、図書館が行なうとしても全く問題ないと考える。その適法性を明確にした上で、すぐにでも始めていただきたいところである。私も自身でいくつかのウェブサイトを経営しているところであるが、インターネットというオープンな空間で著作物を掲載する以上、読者が私的利用としてプリントアウトすることには関知していない。いわゆる「黙示の許諾」というのがこれなのだろう。仮に図書館でプリントアウトサービスを行なったとしても、私の「利益」が害されるものとは全く考えられない。プリントアウトを拒否する著作家は、インターネットでの公開を止めれば良いだけの話である。 ●プリントアウトの適法性を明確にする際、図書館のみに限定するのが相応しくないとして結論を先送りするのは妥当でない。もしそうなりそうだったら、きちんと一般論として明確にプリントアウトの適法性を示すべきである。今期の法制問題小委員会でも結論づけても全く問題なかろう。文化庁としてガイドラインを示すことぐらいはすぐにも出来るはずである(こういったガイドラインを示さずして図書館がプリントアウトサービスを行なうのは難しいと思う)。</p>	

<p>⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p>	<p>●「再生手段」の入手が困難である図書館資料の複製については、権利制限を認めるべきである。音楽・映像・パソコンソフトなどにおいては、その再生機器・再生環境が変化していくにつれ過去に購入した資料が使えなくなるケースが多い(レコード→CD、ビデオ→DVD、Windows 3.1 → 95 → 98 → XP、旧 MacOS → MacOS Xなど)。こうした新しい機器・環境が出てくるとに所蔵資料を買い直すのでは、限られた図書館予算にかかる負担があまりにも大きい。既に所蔵する著作物を何度も買い直すことで、その分本来所蔵されるべき新しい著作物の購入を妨げることにもなりかねない。図書館資料の充実を図り、多くの著作者の利益に資するためにも、こうした資料の複製をできるようにすることは必要である(なお、利用希望者が多い場合にこの方法で複製した資料をずっと使うことは一般に困難であり、そうした必要性のあるものについては新しい機器・環境用の当該著作物を必要な分購入することになると考えられる)。</p>
	<p>●図書館における、官公庁作成広報資料および報告書等の全部分の複写による提供は当然許されるべきである。官公庁の発行する資料・報告書を手入するには、最近ではインターネットでも可能にはなっているが、図書館での利用もまた重要なものである。過去の広報資料・報告書ともなれば文献資料として使われることも考えられ、ますます図書館での複写が求められるところであろう(残念ながらインターネットでは全ての資料が入手できるとは限らない)。「『図書館における複製可』などの表記を行えば問題は解決する」との意見があったようだが、これでは過去に発行された分については解決と言えない。表記をすることは勿論今後の解決策として望ましいところではあるが、それと並行して、過去の発行物に対する国としてのガイドラインを示すなどの手当てが欲しい(なお、図書館での複写に限らず、ウェブサイトへの転載なども含めガイドラインを示していただければありがたい)。</p>
	<p>●障害者による著作物の利用を促進するための要望には私も賛成である。国民の「知る権利」を等しく確保していくために、図書館においてもそのサービスが重要なものであることは議論の余地がない。しかしながら「審議の経過」においては「具体的に特定された提案を待つ」となどという悠長な方針が打ち出されている。これでは無責任なのではないか。法制問題小委員会においてどこまでが許されてどこからが問題があるのかを示すべきである。それであれば、提案を出すたびに「具体的に特定された」云々と繰り返す羽目になりかねず、いつまでたっても状況改善は期待できない。法制問題小委員会として障害者の著作物利用に配慮する姿勢を示すためにも、要望より一歩踏み込んで提言を行なうことを考えるべきであろう。</p>
	<p>○障害者福祉関係の権利制限において、視覚障害者情報提供施設等が、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため、郵送代替手段として行う公表された録音図書等の公衆送信については、権利制限を認めることには賛成する。しかし、その対象は専ら視覚障害者に限定されることを条件にすべきである</p>
	<p>「⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めること」について、いずれの場合も利用されるのが障害者のみであって、健常者の利用に供することがないようどのように担保されるかが重要な点であるが、要望ではその点が明らかにされておらず、現時点では反対といわざるを得ない。また、視覚障害者に限定せず他の障害者にも拡大することについては、障害者の種類を特定することが必要と考える。対象施設を限定しないことに関しては、既に日本文藝家協会と日本図書館協会との間でガイドラインが締結され、一定の条件の下で公共図書館での複製も可能になっている。このように当事者間での解決が図られており、あえて権利制限規定を見直す必要性は乏しいと考える。障害者への公衆送信については、健常者に与える利便以上のサービスを提供してしまう可能性があり、慎重に検討すべきと考える。また、権利制限を行うためには障害者の定義と範囲の明確化が不可欠であり、一般論としての障害者を含めることについては反対である。一般的に、障害者福祉の考え方に何ら反対するものではないが、その解決策として著作権を制限することは、著作権者のみに負担を強いることとなります。仮にやむを得ず権利制限を拡大するとしても、その前提として、①障害者向けのサービスが非営利であること、②障害者の範囲の限定明確化が行われること、③現存のビジネスを侵害しないこと、が必要であると考える。</p>
<p>公立図書館は、図書館資料や情報について、主権者たる国民の知る権利を保障する実質的な役割・機能を果たすことが期待されている。そのため、公共図書館等は、著作権法上でも従来権利制限の対象とされてきたと解している。しかし、情報社会の進展により、公立図書館に求められる情報提供機能の迅速化・高度化への国民の期待が高まっており、また、公立図書館は、国民の情報格差を解消するための地域の情報拠点としても位置付けられていることから、情報化社会に対応した公立図書館の役割を果たせるよう、以下の点について著作権法の改正を要望する。</p> <p>⑥ 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者情報提供施設等に限定しないこと。視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p> <p>公立図書館における録音図書作成を円滑に行うため、著作権法第37条第3項の対象施設に公立図書館を加えるよう要望する。</p> <p>また、利用者を視覚障害者に限定せず、身体障害者など活字による読書が困難な人に加えるとともに、公立図書館から視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信を認めるよう要望する。</p>	
<p>⑥読書に障害を持つ人へのサービス拡大に賛成です。 国民は平等に情報を入手する権利があります。</p>	
<p>視覚障害者情報提供施設等に当たらない国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等において上肢障害でページをめくれない人、高齢で活字図書が読めない人、ディスレクシア(難読・不読症)、知的障害者等、読書の手段として録音資料を利用している視覚障害者以外の障害者に対して貸し出すために録音資料を作成できるようにする必要があります。</p> <p>あと活字だけでなく、二次元(絵や写真です。)の図版、著作物も使えるようにする為に、点字・映像資料の作成に対しても著作権者の権利制限が必要だと考えます。 障害者にも「知る権利」はあります。</p>	

	<p>図書館は私たち市民にとって、学ぶことを保障してくれる身近なところです。今回、ご検討いただいている①から⑥につきましては、いずれも図書館の利用者が迅速に、また的確に必要な資料や情報を手に入れるうえで、大切な課題が含まれていると思います。</p> <p>図書館は資料や情報を提供することで市民の学びや生活を豊かにするという役目を果たしていることから、時代の変遷によって生まれる変化を受け止め、必要に応じて図書館関係の権利制限を見直していく必要があると思います。こういった視点から①～⑥につきましては、各項目についてあがっている要望項目に私も賛成するものです。</p>
<p>⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p>	<p>公共図書館における障害者サービス用資料の作成(録音・拡大文字・ビデオへの字幕挿入等)ができるように法改正してほしい。また、その利用対象者も視覚障害者に限定することなく、原資料をそのままでは利用できない人(例、「障害・病気等の理由で原資料をそのままでは利用できない人」のように)に拡大してほしい。</p> <p>特に録音資料については、</p> <p>(1) 全国で1年間に製作される録音資料の内、公共図書館のものはおよそ3割程度であり、その製作量を今後も確保・拡大していく必要がある。(他施設のみ製作ではまったく不足)</p> <p>(2) 許諾依頼はほとんど承諾される。ただし、著作権者の住所の不明・不在等の理由で、許諾依頼そのものがないケースがある。多数著者の資料の場合、一人でも許諾が得られないと実質的に製作できない。</p> <p>(3) 外国人著者の場合、実質的に許諾が得られない。等の理由から、法改正がぜひ必要である。</p> <p>また、公共図書館で録音資料を製作するとだれもが利用してしまうのではないかと懸念が一部にあるようだが、(1) 録音資料の貸出のために、ほぼすべての図書館で障害者のみの特別な利用登録を行っている。(身体障害者手帳の確認等、実際に障害のあることを確認している)</p> <p>(2) 録音資料は書庫等に別置されているものがほとんどであり、仮に公開されていたとしても「障害者用資料」であることが明記されており障害者以外の利用はありえない。</p> <p>(3) そもそも録音を聞くのは活字を目で読むのに比べ大変不便なものであり、目で読める人が継続的に録音資料を利用するとは思えない。</p> <p>(録音資料は朗読劇やパフォーマンスタとはまったく異なるものである。興味で1回聞いてもらっても面倒で最後まで聞けない人が多い。視覚障害者は自分で読めないので不便な録音資料を聞いている。)</p> <p>(3) 公共図書館では法律に定められた人以外利用を許すことはできない。</p> <p>以上のことより、だれもが利用してしまうというのは、まったくの誤解である。図書館ではその利用対象者を「障害・病気等の理由で原資料をそのままでは利用できない人」のように規定してもらえれば、それを視覚障害者やそれに準ずるものと考え、適切な運用が可能である。</p> <p>同様に公衆送信についても、利用者を限定して行うものであり何ら著者の不利益になるものではない。</p>
	<p>視覚障害者情報提供施設等が、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため、郵送代替手段として行う公表された録音図書等の公衆送信については、権利制限を認めることには賛成いたします。</p> <p>しかし、対象となる障害者の範囲を明確化すべきではないかと考えます。</p>
	<p>⑥ハンディキャップを持つ方が情報入手するルートを拡大してください。</p>
	<p>この要望、特に、(改正条項及び内容)として出されていた著作権法第37条第3項を「視覚聴覚障害者情報提供施設、公共図書館その他の障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者(以下視覚障害者等)の読書、情報収集等を支援する施設(以下「点字図書館等」という。)で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。」とし、著作権法第37条4項に「点字図書館等で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者等の利用に供するために、公表された著作物の録音データを記録媒体に記録し、又は公衆送信することができる。」を新設することは、公共図書館の30年来の実績、公衆送信についても1館の実績(点字図書館の実績は2館)を踏まえ、権利制限の問題は、権利者の損失(これこそ実証できないのではないかと)以上に、大勢の障害者の損失(資料や情報の不足や遅れによる本人や、支援する人々に必要以上の負担をかけるという社会的損失。障害を持つ人々は、もっと社会的に活躍できる可能性をもっている。)が大きいことは明らかになっていると思う。特に高齢化時代の今日、社会的に一定の活躍してきた人が、病気や障害により、それまで得ていた情報が「著作権法」という壁にぶつかり、得られない、あるいは待たなければならない(著者に読ませてくださいとお願いをしなければならぬ)という時の、悔しさ憤りは本人の生きる意欲をすらすら失わせるものにならぬ。録音図書を公共図書館で、障害者のニーズに添って速やかに(つまり、著作権処理なしに)作れるようにしてほしいという声は、30年来発信され、今回の要望で、具体的な、改正条文案まで付されて提案されている。これ以上、先延ばしにすることは許されないのではないかと。</p> <p>審議経過全般を見ていて、障害を持つ人の読書や学習を妨げている状態は望ましくないとの認識は得られたと思う。しかし、具体的にどうするかという段に及んでは、特許や薬事などと比べ、あまりにも及び腰との感想を持った。聖域のように扱いつつ、具体的なことがイメージできないがために、ただ障害を持たない一般の人でも利用するのではないかと、ただ怠けて寝ている人とどう区別するのかなど、現場で日々障害を持つ人々の歯痒さに接しているものにとっては、ナンセンスともいえるような声が聞かれる中で、肝心のことが決まらず、「より具体的で特定された提案を待って、改めて検討」などと、また先延ばしにするようなまともな出されただけでは、結局は何も前進しないのである。</p> <p>建築や公共交通において、バリアフリー、ユニバーサルということが、法律によっても推進されている今日である。情報についても、総務省の掛け声のもと、障害者の利用に配慮することが言われるようになってきている。そのようなことで考えるなら、本来、著作物を世に出すもの、製品化するものが、排除している人々の存在に気づき、何らかの配慮を義務付けられてしかるべきではないか。公衆に発表されるときに排除している人に対して、公共の施設である図書館等が、公的な責任を負って、発表者によって排除された人々にそれを提供する労を果たそうとすることを、どのようにしたら実現できるのか。公的な責任を持つ文化庁、そして審議会委員は、理解できないなら、代理人としての役人ではなく、直接当事者や、支援者たちの声を直接聞くなど、一刻も早く実現させるためにもっと積極的に働いてほしい。</p>

<p>⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p>	<p>「複製の方法を録音に限定しないこと」、「利用者を視覚障害者に限定しないこと」、「対象施設を視覚障害者情報提供施設等に限定しないこと」、「視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めること」すべて賛成です。 今までの限定条件を外していただければ、読書に障害のある人への図書館情報サービスが充実します。特に今まで録音図書サービスを利用したくてもあまり利用できなかった「上肢障害でページをめくれない人、高齢で活字図書が読めない人、ディスレクシア(難読・不読症)、知的障害者等、読書の手段として録音資料を利用している視覚障害者以外の障害者」へのサービスがやりやすくなります。そして、マルチメディアやインターネットなどの新しい技術をより活用できるようになります。そして、許諾業務があるばかりに遅くなっていた媒体変換資料の製作が早くなります。 米国のInstructional Materials Accessibility Act of 2003のように別の法律を作る道もあっていいと思います。 http://www.theorator.com/bills108/hr490.html</p>
	<p>そもそも現行著作権法では、視覚障害以外の「読書に障害をもつ人」が一切想定されていない。「第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと」も必要なことであるが、それ以前の前提条件として対象者の枠を広げることが必要である。そのためには「現行法の基本的な枠組みの変更」が必要と考える。 このことに関しては、すでに諸外国(米国、オーストラリア、シンガポール、スウェーデン等)の著作権法においては、概ね1990年代後半までに一定程度の解決が図られている。 権利制限の対象範囲の拡大はもちろんのこと、利用対象施設の拡大もされている。我が国においてもこのような諸外国の先例に学びつつ、法改正に向けて検討をすべきと考える。 なお、「より具体的に特定された提案」の必要性が指摘されているが、権利制限の対象範囲については、日本文藝家協会と日本図書館協会との間で合意された「一括許諾システム」の「障害者用音訳資料利用ガイドライン」で例示された「読書に困難を持つ者」で特定はできるものとする。 ちなみに前述した諸国においては、視覚障害者以外にも多くの読むことに困難をもつ学習障害者等が録音図書を利用しており、教育や社会参加などに関し大きな成果をあげている。</p>
	<p>この要望については、それぞれの要件の限定を早急に済ませたうえで、早急な法改正を望むものである。 この要望の範囲については、昨年8月に当協会から提出した要望においては、ある程度の限定を行っている。昨年8月の要望を敷衍して以下に記す。 ・対象施設:「視覚障害者情報提供施設、公立図書館その他の障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者の読書、情報収集等を支援する施設」に限定。具体的には公共図書館、大学図書館等の著作権法31条適用施設、視覚障害者サービスを目的としたNPO法人等を想定し、政令により範囲を画定。 ・利用者の範囲:「障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者」に限定。具体的には弱視者、読字障害者(ディスレクシアなど)、知的障害者、肢体不自由者など病気や障害により、通常の活字の本を読むことができない人を想定し、政令又は省令により範囲を画定。 ・利用の方法:録音(音訳)資料の作成、公衆送信(対象を特定の録音・記録方式のものに限定)、拡大図書作成、デジタルデータ作成(専らPCによる読み上げの用に供する目的で行う場合に限る)、翻案(障害者の認識レベルに合わせたもの) 以上、「より具体的に特定された提案」を行った。これを受けて最終報告までにご検討いただき、法改正を実現していただくよう望むものである。 特に、録音図書については、公共図書館においては、すでに30年来、権利者の許諾を得ながら、一般利用者に目的外使用させることなく、許諾の条件に沿った形で障害を持つ人々の読書や学習を支えてきた実績を持つ。 これらの実績に鑑みても、著作権法第37条第3項を、先に記した条件に合うように改正し、特に、対象施設と利用者の範囲を広げることは、何よりも早急の課題である。 公共図書館に録音資料を製作させると誰もが利用してしまうという懸念があるとの意見もあるようだが、録音資料の利用にあたっては、一般とは別の利用登録を行っている。公共図書館が公の施設である限り、著作権法で許容された範囲以外での利用を行うことはあり得ない。また、当該録音資料も別置されているものがほとんどであり、仮に公開されているとしても、障害者用の資料であることが明記されているため、健常者に当該録音資料を利用させることなど起こり得ないことを付記しておく。</p>
	<p>複製の方法について、主に弱視者向けの拡大図書は認めてほしいです。最近、大活字本などがありますが、弱視者にとっては、あの程度の大きさでは、まだ、読めません。大活字本はせいぜい高齢者向けという程度です。 対象施設には、ぜひ、最も身近な公共図書館を入れてほしいです。公共図書館の一部では、図書館利用に障害のある人へのサービスとして、すでに音訳などを行っています。その権利者への許諾手続きが大変、負担になってきています。 また、最近職員定数自体の削減もあるため、障害者へのサービスが後退するような現象まで起きつつあります。すでに音声化された資料は、文学など分野にかたよがりがあり、図書館での音訳資料の提供は、障害者の学習や生活情報入手に欠くことのできないものです。ここでもスピードが要求されます。手続きに時間がかかりすぎると、障害者自身があきらめて、ひきこもってしまいます。今、視覚障害者はパソコンを大変活用していますが、ここでも高齢の障害者は取り残されています。その状況の認識をぜひ持ってください。 それから、障害者の範囲ですが、これも超高齢化社会の進展と密接に関連しますが、脳卒中などにより脳の一部がダメージを受けたことにより、いわゆる「失語症」になり、認知症とは異なるものの、文字が読めなくなる人がいます。私の父もそうなのですが、私が読み聞かせをしているような状態です。しかし、周囲の人間が読み聞かせをするのも限界があり、地元の図書館でサポートできるようになるとリハビリテーションにも効果があると思います。失語症は認知症とは異なるものの、文字が読めなくなったりするために面倒になり、本や新聞・雑誌などとほとんど関わりがなくなり、本当にボケてしまったりすることもあります。 失語症のような脳の機能障害と認知症とがごちゃに認識され、QOLの低い生活を強いられる高齢者が増えることは社会・経済にとってもマイナス要因だと思います。 なお、さまざまな「情報障害」との関係については、今後、根本から議論し、著作権法のみならず、体系的な法改正・立法も必要と考えます。</p> <p>「問題の所在」①、②、④及び⑥は、権利制限を行うことが必要であると考えます。</p>

<p>⑥第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて</p>	<p>この要望については、それぞれの要件の限定を早急に済ませたうえで、早急な法改正を望むものである。この要望の範囲については、昨年8月に当協会から提出した要望においては、ある程度の限定を行っている。昨年8月の要望を敷衍して以下に記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設:「視聴覚障害者情報提供施設、公立図書館その他の障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者の読書、情報収集等を支援する施設」に限定。具体的には公共図書館、大学図書館等の著作権法31条適用施設、視覚障害者サービスを目的としたNPO法人等を想定し、政令により範囲を画定。 ・利用者の範囲:「障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の障害者」に限定。具体的には弱視者、読字障害者(ディスレクシアなど)、知的障害者、肢体不自由者など病気や障害により、通常の活字の本を読むことができない人を想定し、政令又は省令により範囲を画定。 ・利用の方法:録音(音訳)資料の作成、公衆送信(対象を特定の録音・記録方式のものに限定)、拡大図書作成、デジタルデータ作成(専らPCによる読み上げの用に供する目的で行う場合に限る)、翻案(障害者の認識レベルに合わせたもの) <p>以上、「より具体的に特定された提案」を行った。これを受けて最終報告までにご検討いただき、法改正を実現していただくよう望むものである。</p> <p>特に、録音図書については、公共図書館においては、すでに30年来、権利者の許諾を得ながら、一般利用者に目的外使用させることなく、許諾の条件に沿った形で障害を持つ人々の読書や学習を支えてきた実績を持つ。これらの実績に鑑みても、著作権法第37条第3項を、先に記した条件に合うように改正し、特に、対象施設と利用者の範囲を広げることは、何よりも早急の課題である。</p> <p>公共図書館に録音資料を製作させると誰もが利用してしまうという懸念があるとの意見もあるようだが、録音資料の利用にあたっては、一般とは別の利用登録を行っている。公共図書館が公の施設である限り、著作権法で許容された範囲以外での利用を行うことはあり得ない。また、当該録音資料も別置されているものがほとんどであり、仮に公開されているとしても、障害者用の資料であることが明記されているため、健常者に当該録音資料を利用させることなど起こり得ないことを付記しておく。</p> <p>障害者が納税者として普通に生活していくために、バリアフリーであるべきである。障害に応じて利用できる方法で資料提供が受けられるようにすべきである。</p> <p>「要望の範囲が広範に過ぎる」という指摘があったとのことだが、現行の法律の範囲内では、視覚障害者以外で活字を読むことができない人には、資料を読む道が閉ざされてしまう。日本には文盲はいないと思われている人が多いようだが、少数とはいえ、活字を読むことができない人がいる。視覚障害者ではない人々たちにとって、それは法の枠組みからはずれてしまっているため、録音図書も利用できず、活字も読むこともできない。このような人々たちにとって決して要望は広範とは言えない。</p> <p>⑥ 公共図書館においても、視覚障害者のための録音資料の作成について、著作権者の許諾なく行えるようにしてほしい。録音資料が市販されていればそれを購入することが必要であろうが、量販される資料でないとし販されていない。その資料を録音資料として作成することが、著作権者の利益の侵害になるとは考えにくい。また、高齢者で活字が読めない方について、大活字本が市販されているものはそれを購入するのが当然であろうが、市販されていない資料も同様と思う。</p> <p>⑥ 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視聴覚障害者情報提供施設等に限定しないこと。また、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて。これらは、障害者の利用を促進し、加速する情報社会の中で、障害者の情報環境を確保するために必要な措置である。</p>
<p>全般</p>	<p>1★ 委員によって図書館資料として想定しているものが大きく異なっているという印象を受ける。学術出版物と商業出版物、あるいは商業を意図しつつも少数のまま絶版になったもの、また発売後相当期間が経過したものと容易に店頭で買えるものといった違いを明確にし、それぞれについて検討しなければ議論が食い違ったままになる。それぞれの立場によってそれぞれ勝手な一面を強調しているように感じた。</p> <p>また、図書館利用者についても、新刊を読むために利用する者から、研究・調査のために古本を探した後に図書館に頼る者もいる。それぞれの場合において、利用形態や利用する資料の性質は異なるのであるから、権利者の不利益や使用者の利便性や必要とするものを考える際には、個別の検討が必要である。</p> <p>2★ 図書館において資料を入手することの迅速さや障害者などの情報格差をなくすことは、可能な限り迅速に対処すべきことである。さまざまな事例を検討することは必要だが、要望者に整理を促したり、既に検討済の議論を資料として配付するなど、対処に向けてできることがあるように思う。</p>

	<p>* 医療を後方支援している病院図書館は、著作権権利制限の対象としてはグレーゾーンに属しております。病院図書館を第31条に該当する図書館として、何らかの形で明文化して頂きたくお願い申し上げます。機能や使命の面で、病院図書館は第31条に該当する図書館と何ら変わらぬ業務を行っております。病院図書館には、毎日、臨床上の判断を決定するために医師、薬剤師、看護師、コメディカルスタッフなど、多くの職種が訪れます。皆、私利私欲はございません。目の前の患者、家族の苦痛を取り除く、和らげるにはどうしたらよいか、ただそれだけです。また、大学を卒業した臨床研修医をはじめ、臨床薬剤師となるための実習生も当館を利用しております。臨床研修を大学で受ける医師、大学附属ではない病院で受ける医師、研修場所が違うだけで文献複写が自由、不自由ということが生じるのは果たして国家の利益となるのでしょうか。また、いかなる設立母体であろうと、病院の使命は何ら変わりません。医療従事者は他職種と比較して、異動が多いと思われれます。異動先が文部科学省管轄の大学であろうと、厚生労働省管轄の民間病院であろうと、国立系法人であろうと、医療法人、財団法人であろうと迅速に情報を入手できる環境がなくては命を救えません。</p>
全般	<p>現行の著作権法ではインターネット等が急速に普及した今日では対応が困難になってきています。また著作物が出版されてから品切れ・絶版になるスピードが早まり、その頻度が増加し、国民にとって購入による入手が困難な場合も多くなっています。そこで次の点について著作権法の改正を求めます。 ⑤図書館所蔵資料の半分までではなく全部分を一定の期間をおかずに複写による提供ができること</p>
	<p>【意見】 現行著作権法における図書館関係の権利制限の中には、ファクシミリやインターネットといった現在普通に使われている情報機器類を用いた図書館サービスを展開していくにあたって、不便を感じるものが多い。現在、図書館はネットワークによって緊密に結びついており、図書館間の相互貸借、文献複写などは年々増加している。また、図書館におけるインターネットの利用も当たり前のこととなりつつある。こういった図書館の現状に比して、FAXや電子メールを利用した複製物の送信や、インターネット上の情報をプリントアウトすることにかかる制限は、利用者の理解を得ることは困難である。したがって、図書館に係る権利制限については、図書館の備える公共性の観点から、図書館の権利拡大の方向で進められることを期待する。</p>

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(5) 障害者福祉関係の権利制限について	
①視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて	<p>視覚障害者情報提供施設等が社会的な弱者である視覚障害者向けの貸出しの用に供するため公表された録音図書の郵送代替手段として行う公衆送信については、情報通信技術によってもたらされた利益を供与する意味からも権利制限を認めてよいと考える。しかし、その対象は視覚障害者に限定されることを何らかの条件を付けて明確にすべきである。</p>
	<p>「専ら視覚障害者に対し」という点が担保されるのであれば、認めるべきであるが、そうでなければ、権利者の側の負担が大きくなりすぎるように思われる。</p>
	<p>「①視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすること」、「②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製をできるようにすることについて、また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信をできるようにすること」ならびに「③聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)をできるようにすること」について、障害者の特定とその範囲内の利用が担保できること、また現存のビジネスを侵害しないことが条件となるならば反対する理由はない。</p>
	<p>録音図書はすでにデジタル化しています。許諾なしで公衆送信ができるようになるとより利用が促進すると思います。そして、利用は視覚障害者に限定することなく、録音図書の利用対象者となるその他の読書に障害のある人たちへの送信も許諾なしでできるようにしてほしいと思います。一般の利用者と混同が問題視されているのであれば、区別する基準を設ければ乱用されることはないと思います。今までは、一般活字の本を読めない読みづらいという条件は同じであるにもかかわらず、「視覚障害者」と「視覚障害以外の障害者」で区別されていることがバリアだったのです。視覚障害者情報提供施設の利用者も視覚障害者に限定せずに広く他の読書障害者にも開放すればよいと思います。なお、世界的なアクセシブルな情報技術の進化は、「視覚障害者のための録音図書」という域に留まらず、アナログの録音図書→デジタル録音図書(音だけのDAISY)→アクセシブルな情報システム(マルチメディアDAISY、テキストと音と画像の同期が可能な図書)という方向で進んでいます。 * DAISYに関連するページ http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/ http://www.rehab.go.jp/ri/event/200510DAISY_Sympo.html</p>
	<p>DAISYは国際標準です。ぜひ新しい技術を考慮した形で障害者への情報提供を見ていただきたいと思います。日本はDAISY技術の開発では、初期の頃から関わってきた国なのです。しかし、せっかく新しい技術があっても、法律がバリアになっていたのでは、「誰もが情報にアクセスできる社会」を作ることはできません。誰もが情報にアクセスできる社会は、著作権者にとっても望ましい状態なのではないでしょうか。</p>
	<p>「本件要望の趣旨に沿って権利制限を行う必要があるという意見が多かった」という審議の状況に即し、早期の法改正を希望する。</p>
	<p>録音図書は、視覚障害者だけでなく、視覚には障害がないが文字の認知に障害のある「学習障害者」にとっても必要なものである。スウェーデンの国立録音点字図書館においては、録音図書の国際標準規格であるDAISY図書の利用者数の8割は学習障害者である。学習障害者が録音図書を使用する機会を増やすことは、情報を得る機会が少ない彼らに学習の機会をもたらす、人材育成の面からも、公益的価値を有する。学習障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにするべきである。</p>
<p>「問題の所在」①及び④は、権利制限を行うことが必要であると考えている。</p>	
<p>「対象者が専ら視覚障害者に限定されることを条件に、本件要望の趣旨に沿って権利制限を行う必要があるという意見が多かった。」とのことだが、対象を視覚障害者に限定するのではなく、ディスレクシアや上肢障害など読書的手段として録音図書を利用している人も対象とするべきではないか。活字資料を読むことができない、現状での録音図書の入手が大きな負担と言う意味では、ハンディは視覚障害者と同じである。</p>	
<p>意見1 公表された録音と書が公衆送信できないことについての不便さは、(4)のe-mailによる添付ファイルを送れない事と共通の問題である。録音図書の複製は特定しやすく、その侵害の認定が容易であるから、障害者福祉以外の目的で使われたときには、事後救済がしやすい。とすれば、障害者の利便のためにこの権利制限を設定して、著作権者の許諾件を制限すべきである。</p>	
<p>視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため、郵送代替手段として行う公表された録音図書の公衆送信については、権利制限を認めることに反対しない。しかし、その対象は専ら視覚障害者に限定すべきである。また視覚障害者サービスが非営利であること、視覚障害者の範囲を明確にすることが条件である。</p>	
②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製について また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信について	<p>また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信について 一方で、複製物の譲渡の範囲や公衆送信については、一定の歯止めが担保されなければ、権利者の側の負担が大きくなりすぎるように思われる。①とあわせて、立法的解決法が難しいように思われるが、クリアすべき問題と考える。</p>
	<p>また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信をできるようにすることについて ②及び③については補償金の支払いを前提に権利制限を行うことが適当であると考えている。</p>

<p>②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製について また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信について</p>	<p>いわゆる「健聴者」であれば、ビデオ化された映像による著作物その音声部分も含めて自由に鑑賞することができる。しかし、手話や字幕が付与されていない場合、聴覚障害者にとってその内容を十分に理解したり鑑賞することは不可能である。 このことは公表された映像による著作物すべてに、あらかじめ手話や字幕が付与されていさえすれば生じない問題である。しかし現実問題として、手話や字幕付与のための労力やコストを考えたとき、商業ベースには乗りにくい側面がある。つまりここで要望されていることは、見方を変えるなら覚障害者情報提供施設がビデオ等の制作者に成り代わって、手話や字幕付与のための負担をしているということになる。このような行為に対して、映像による著作物の音声部分に限り権利制限をかけるという、便宜をはかるべきと考える。 その際、映像部分の権利処理に難があるとするならば、手話や字幕部分のみを別パッケージとして提供するような技術的システムの開発により、回避する方法があるのではなかろうか。</p> <p>「①視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書等の公衆送信をできるようにすること」、「②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製をできるようにすることについて、また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信をできるようにすること」ならびに「③聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)をできるようにすること」について、障害者の特定とその範囲内の利用が担保できること、また現存のビジネスを侵害しないことが条件となるならば反対する理由はない。</p>
<p>③聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)することについて</p>	<p>また別件ですが、聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)することに関してですが、やはり学習障害のある人は短期記憶力に問題があるなどの問題のため、このような配慮がかなり有効に働く人がいると思います。視覚、聴覚両方からの刺激により、より確実に知識を増やしていくことができます。このことは先にも触れたように、人間として生きていく上で、このような問題を抱えた人たちにとっては重要な意味を持ちます。災害時には命にもかかわります。ですので障害者手帳や診断書などの証拠が必要になると思われますが、よろしくをお願いします。</p> <p>一方で、複製物の譲渡の範囲や公衆送信については、一定の歯止めが担保されなければ、権利者の側の負担が大きくなりすぎるように思われる。①とあわせて、立法的解決法が難しいように思われるが、クリアすべき問題と考える。</p> <p>「①視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書等の公衆送信をできるようにすること」、「②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製をできるようにすることについて、また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信をできるようにすること」ならびに「③聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)をできるようにすること」について、障害者の特定とその範囲内の利用が担保できること、また現存のビジネスを侵害しないことが条件となるならば反対する理由はない。</p> <p>「教育・就労の場面や緊急災害情報等といった場面」での情報提供の重要性はすでに委員会内で話し合われている通り、非常に重要です。 全体としていろいろな立場の方の意見を聞いて、検討しようとしている様子が伺われる資料でした。今後も、今まで意見があまり取り上げられてこなかった情報文化を享受することができなかった人に特に注目しながら、情報を発信する側と受信する側の双方の権利を尊重し、双方の協力でより文化的に豊かな日本を創造していけるような基盤制度を作るためにご尽力いただければと思います。</p> <p>聴覚障害者向けのテレビ番組や子ども向けのテレビニュース番組に対し、知的障害者や発達障害者等からのニーズがあることが知られている。これは、字幕が付与されたり、また字幕の漢字に振り仮名が振られたり、放送内容自体の平易化(難解な用語の言い換え等)によって、期せずして知的障害者や発達障害者等にもわかりやすいものになっているからだと考えられる。 本来、すべてのテレビ番組に字幕が付与されていくことが望ましいが、当面の代替措置として、専ら聴覚障害者向けに行われているリアルタイム字幕の対象として、知的障害者や発達障害者等を加え、さらに放送内容をわかりやすくするために翻案(要約等)をできるようにすべきである。 翻案の程度については、特にニュースに関しては知的障害者向けの新聞での例や、子ども向けのテレビニュース番組での例をもとにして、各放送局等でのガイドラインがあるようなので、基準を作成できるものとする。 なお「発達障害」とは発達障害者支援法第二条に定める、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」のことである。</p> <p>聞こえる者でもテレビの音声を切って見れば分かるが、映像を見るだけでは内容をつかむことはほとんどできない。もちろん聴覚障害者にとって、字幕・手話が入っていないと、内容をつかむことは非常に難しい。 私の知人の聴覚障害者も手話・字幕付きのビデオテープを借りて見ていると言うが、借りに行ってもなかなか新しいものは残っていない、とぼやいている。健聴者も古い資料ばかりでは役に立たないのと同じで、聴覚障害者も新しい情報を手に入れたくないのだ。そのためには、早く字幕・手話を付けて、早く手に入れる手段を確立させる必要がある。 早急にこの要望を取り入れるべきだと考えます。</p> <p>②及び③については補償金の支払いを前提に権利制限を行うことが適当であると考えます。</p>
<p>④私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できることとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製することについて</p>	<p>現行法でも補助行為者であるならば、30条1項にあたるということができ、問題は無いように思われる。ただし、現実問題として30条1項の規定ぶりが曖昧であり、紛争も生じていることからすれば、より積極的に例外を認めるべき必要も否定できない。</p> <p>「④私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できることとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製をできるようにすること」について、変換されたものを利用するのは障害者本人に限ること、また、当該変換行為が非営利・無償で行われることを条件とするならば反対する理由はない。</p>

	<p>視覚障害者等が自ら所有する図書等を、点字、録音等の形式で第三者に複製してもらう行為は、そのままでは「読めない」図書を「読める」ようにする行為であって、いわば著作物を固定している媒体の「変換」行為であると考えられる。そもそも読書の対象とする図書等が、あらかじめ視覚障害者等にも「読める」形式で提供されているのであれば、本来無用の行為である。視覚障害者等の負担軽減のためにも、「私的使用のための複製」の解釈の拡大による対応が可能であるならば是非ともそうすべきである。</p> <p>「問題の所在」①及び④は、権利制限を行うことが必要であると考えられる。</p> <p>文化庁のホームページの著作権Q&Aには「町のダビング業者に頼んで市販のDVDのコピーをしてもらう場合、自分で使うのであれば権利者に無断でできますか。」という質問に対して、「私的使用のための複製とは、利用者本人が家庭内等の閉鎖的な場所で行う著作物の複製を認めたものであり、質問のように、依頼者の個人使用が目的であっても、業者が行う複製には、この特例の適用はありません(第30条)。また、仮に業者の設置している複製機器をお客さん自身が操作して複製する場合においても、当分の間の暫定措置として認められている文献複写機を除いて、特例の適用はありません。」と答えています。</p> <p>これを読んで、④を読めば、やはり「第三者が点字、録音等による形式で複製するには、権利者の許諾が必要だ」という答えになってしまう。</p> <p>現在、障害者関連での権利制限は、利用対象が視覚障害者で、その使用目的が貸し出しに限定した(譲渡・頒布を認めない)、点字図書館等政令で定めたかなり狭い(30数万の視覚障害者に対して全国で100ほどという少数の、それも資料費という予算措置のない、職員基準が施設長を含めて5人の)施設で行なわれる場合にしか認められていない。点字には譲渡権も頒布権もさらには著作権、公衆送信権まで制限されているが、残念ながら視覚障害者の多くが点字を読めるわけではない。</p> <p>特に高齢化時代の今日、まだ現役で活躍中の年配者が、病気や障害で本を読めなくなることは多々ある。審議の中でも、必要性認めると言うか、ある意味では、当然保障されるべきことという意見は、とても自然な発想である。文化庁の現在のQ&Aでは否定されかねないこの事態を、何とか早急に解決すべきである。</p> <p>なお、「非営利目的かつ無報酬で行なわれる場合に限定すべき」という指摘があったようだが、これは、障害者を取り巻く現状に対して、あまりにも無頓着、あるいは驕れる者の発想としか言いようがない。「非営利目的」はまだ理解できるが、「無報酬」とは何事か。障害者の読書を保障するために、その人が読める形の変換する、それも著作権者人格権を傷つけることのないように、かつ障害者が理解できるように正確に製作することは大変な労力と時間と技術が必要である。読みを調べるために図書館まで出かけるための交通費も必要である。本来なら著者や出版社等が障害を持つ人を排除しないような公表の仕方をして、活字と同じような価格で入手できるようにしていれば、障害者も購入することができ、資料製作は他の仕事や活動に時間を割くことのできるものである。「営利」というものにはそぐわない正確のものではあるが、介護保険で介護者に支払われるくらいの報酬はあつてしかるべきではないか。そうでなければ、障害者の読書や学習等は量的にも質的にも保障され得ない。</p> <p>「非営利目的かつ無報酬で行われる場合に限定すべき」との指摘があったとのことだが、点訳や音訳は決して簡単にできるものではない。それなりの時間と労力を必要とするものである。無報酬で間違いなく点訳や音訳をやってくれる人をどれだけまわりで見つけることができるだろうか。時間もお金も余裕がある人ならやってくれるかもしれないが、そのような人がそうそういるわけがない。</p> <p>音訳は、教科書を音読するのは訳が違ふ。図や写真も視覚障害者に分かるよう読まなくてはならないし、専門用語や地名人名も間違つて読まれては、困るのだ。</p> <p>非営利であるということで図書館で行うにしても、無報酬ということなら給料をもらっている職員はだめということになってしまうし、図書館がそれなりの技術が要する仕事をただでやってくださいと募集したとして、どれだけの人が全国の図書館でただで働こうという人がいるだろうか。短期間小説を読みます、という程度ならできるという人ならまあいるだろう。しかし、音訳・点訳技術は積み重ねないとよい翻訳はできない。自分で本を買ったのに読んでもらったのは良いが、内容が誤読だらけでは困るのです。それは、資料を購入した視覚障害者等も困るし、著作権者側も誤読だらけのものでは決して喜ばしいことではないことではない。</p> <p>長期間、責任をもって翻訳の仕事を手助けしようと言う人がどれだけいるのかを考えてもらいたい。</p>
全般	<p>教育関係の利用における権利制限の拡大については、慎重に検討されるべきである。</p> <p>教育目的という理由で、著作権者は著作権使用料を我慢しなさいということであるならば、学校で消費される電気代ガス代等の光熱費や文具用品代、さらには教師の給与も制限されるべきであるという論理も成り立つことになる。教育用の優れた教材を拡大再生産するためにも、著作権者の利益は守られるべきである。</p> <p>何れの項目も、早期に要望が実現できるよう努力すべきである。問題となりうるケースを権利者側が具体的に指摘し、指摘が妥当であれば適当な解決策を施していくのが適当である。</p> <p>当該権利制限規定を設けることは、障害者福祉に寄与するところ大と考えますので、これに賛同します。</p> <p>また、障害者福祉に関する権利制限規定は、権利制限行為を個別に確定させる方法だけでは、迂遠であつたり空隙を生ずる可能性もありますので、社会福祉の観点からその目的と利用範囲を明確にした上で、健常者と同様の利用環境をもたらす利用行為全般を権利制限の対象とすることを望みます。</p> <p>「情報通信技術のもたらす利益を社会的弱者に広く及ぼす」という視点から公益性の高い行為を権利制限の対象とすることに賛同する。</p> <p>今日の情報化社会においては様々な著作物がインターネット等を通じて情報として提供されており、IT機器を利用した障害者や高齢者による情報の享受が健常者と格差なく行えるよう、引続き障害福祉関係の権利制限規定の新設(例えば、Web上でのアクセシビリティ改善のための著作物の音声化、拡大化、翻案等)についての検討を望む。</p> <p>著作権者・隣接者は何考えているんだ！ こんな事が罷り通っているから、怪しげな人権団体が跳梁跋扈しているんだ！ 事ここに至っては「基本的人権」の観点から、著作権者・隣接者に「権利放棄」させるべきです。 あと、視覚以外の障害にも対応できるように法整備を進めることも必要でしょう。</p>

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(6) 学校教育関係の権利制限について	
①eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する場合には、必要と認められる限度内で著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)することについて	<p>eラーニングの実態に即し、著作物の送信可能化・自動公衆送信等の異時送信についても権利制限を行なうことについて、賛成する。</p> <p>審議の過程で「履修者の数が大きくなれば、実質的に『著作者の利益を不当に害することになる場合』に該当するので」という意見が出ている。しかし現在我が国の高等教育機関で推進されているeラーニングは、各教育機関の学生を対象にすることに変わりはなく、通常の講義より規模が何倍も違うということは考えにくい。また近年では十分な教育効果を上げるため、学生が年間に履修可能な単位数を「何単位以下」という形で制限されていることも多い。教員が指導・評価可能な学生数にも自ずと限界がある。このため、eラーニングによる教育が通常の講義形態に比べ、著しく履修者が異なることは、まずあり得ないと思われる。</p> <p>つまり規模の面から『著作者の利益を不当に害する』可能性があるとすれば、通常形態の講義等でも生じる可能性のあるものである。これを現在、法第35条各項の但し書きにより排除できているのであれば、送信可能化・自動公衆送信等を行なう場合も、但し書きなどにより十分担保可能ではないかと思われる。</p> <p>もちろん大規模大学での利用を考えれば、著作権者の懸念も十分に理解できる。</p> <p>ただ、これはeラーニングのみの問題ではなく、法第35条第1項で許された通常の教育目的の利用なども合わせ、別に検討すべき性格のものである。</p> <p>その過程で但し書きの想定する具体的規模を規定すれば良いと思われる。</p>
	<p>1)ベルヌ条約との整合性について</p> <p>要望事項①「eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)すること」ならびに②「第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積すること」について、いずれも利用が広範囲、多数になることを前提としており、同時送信のみならず異時送信も可能となることから著作物の通常の利用を妨げ、著作者の正当な利益を不当に害することから、ベルヌ条約に違反する可能性が高い。弊社の出版物は全て教育機関において教育目的に利用されることを目的としたものであり、教育機関内で蓄積されて広範囲に利用されることはもとより、現在の著作権法第35条第1項における複製であっても権利者の受ける影響は大きく、賛成できない。</p>
	<p>教育関係の権利制限については、①では「著作物が授業を受ける者以外のものに流通し著作者の利益に悪影響を及ぼすのではない」、②では「目的外使用の危険性が極めて高い」との懸念が記述されているが、他者への流通や目的外使用の危険性は他の権利制限(例えば、図書館関係⑥、障害者福祉関係①・②の公衆送信)も同様に存在するものと考えられる。</p> <p>意見があったことは事実としても、他の権利制限についてもあり得ることについて、教育関係の権利制限についてのみ「上記の指摘を踏まえた、…具体的な提案を待って、改めて検討することが適当」とすることはバランスを欠くものと考えられる。</p>
	<p>「①eラーニングが推進できるように、学校その他教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)すること」および「②第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積すること」について、下記の理由により、権利制限の対象にすることに反対の表明をしたい。</p> <p>記</p> <p>上記①および②は、いずれも利用が広範囲、多数になることを前提にしており、もともと限られた読者を対象としている医学書においては、これらの行為によって出版物が代用されてしまう可能性が大きく、出版社の死活問題にも関わる重大な影響を及ぼすものである。また、高精細な医学の画像などが、eラーニングの仕様にあわせて安易にスキャンされ、利用されることにより、「著者の意に反した」変更や改変が増大することも懸念される。</p>
	<p>異時的についても、年度内に限定するなどして、認めるべきである。権利を害するおそれは、但書で回避しうると考えられる。</p>
	<p>「①eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)すること」について、利用が広範囲、多数になることを前提としており、同時送信のみならず異時送信も可能となることから著作物の通常の利用を妨げ、著作者の正当な利益を不当に害する可能性があり、賛成できない。</p> <p>上記①及び②については著作権法第35条第1項の本来の目的を超えていると同時に35条但し書きの範囲を逸脱すると考える。教育機関も教育にかかるコストは平等に負担すべきであり、著作物の利用についても同様である。出版物のなかには教育機関において教育目的に利用されることを目的としたものも多く、そういった出版物が公衆送信され、あるいは教育機関内で蓄積されて広範囲に利用されることはもとより、現在の著作権法第35条第1項における複製であっても権利者の受ける影響は大きく、賛成できないと同時に、今後の運用については注意深く見守りたいと考える。</p>
<p>eラーニングを本気でやるつもりなら、権利制限は必要です。そうでなければ、教育機関の作業量は非人道的な量になるでしょう。</p>	

<p>①eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する場合には、必要と認められる限度内で著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)することについて</p>	<p>eラーニングの推進は大変結構なことですが、しかし、新たな授業方法が生じたことが直ちに新たな著作権制限を必要とするというのではないと考えます。 eラーニングは何も非営利の教育機関のみで行われているわけではなく、営利目的の教育機関においても行われており、そこでは著作権の制限を拡大することなくeラーニングが行われています。eラーニングにはeラーニング用の教材も創られていますし、インターネット上では無数の資料がフリーで利用できますから、著作権を制限する必要性はむしろ乏しいのではないのでしょうか。 必要な著作物が利用できる状況にあるならば、著作権を制限しなくても著作物に対する社会的必要性は満たされています。そのような場合に著作権を制限する社会的必要性は存在しません。 また、現在必要な著作物が利用できないとしても、まず、著作権者の許諾を得る努力を尽くすべきです。このような著作権の制限の拡大を求める教育関係者の方々は、eラーニングに必要な著作物の利用について、著作権者の許諾を得るためにどのような努力を行ったのでしょうか。 著作権は、産業財産権と異なりアイデアを保護するものではなく表現を保護するものです。それゆえ、例えば著作権者の許諾が得られなくても、その著作物のアイデアを利用することは自由です。ですから、著作権者の許諾が得られなくても同一のアイデアを用いた別の表現物を創作することで、代替的な教材を創ることは可能なはずですが。 教育関係者の方々は、eラーニングに必要な教材を自ら創る等の努力を尽くしたのでしょうか。 eラーニングが社会的に必要な教育手段であるならば、それに利用可能な教材が創られ、著作権者もそれへの利用許諾をするようになるはずですが。eラーニングという新たな教育手段を発展させていくためには、教育関係者と著作権者とが協力しあうことが大切で、権利制限という強権的な方法は採るべきではないと考えます。</p>
<p>②第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて</p>	<p>教育関係の権利制限については、①では「著作物が授業を受ける者以外のものに流通し著作権者の利益に悪影響を及ぼすのではない」、②では「目的外使用の危険性が極めて高い」との懸念が記述されているが、他者への流通や目的外使用の危険性は他の権利制限(例えば、図書館関係⑥、障害者福祉関係①・②の公衆送信)も同様に存在するものと考えられる。 意見があったことは事実としても、他の権利制限についてもあり得ることについて、教育関係の権利制限についてのみ「上記の指摘を踏まえた、…具体的な提案を待って、改めて検討することが適当」とすることはバランスを欠くものと考えられる。</p> <p>1)ベルヌ条約との整合性について 要望事項①「eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)すること」ならびに②「第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積すること」について、いずれも利用が広範囲、多数になることを前提としており、同時送信のみならず異時送信も可能となることから著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当な利益を不当に害することから、ベルヌ条約に違反する可能性が高い。弊社の出版物は全て教育機関において教育目的に利用されることを目的としたものであり、教育機関内で蓄積されて広範囲に利用されることはもとより、現在の著作権法第35条第1項における複製であっても権利者の受ける影響は大きく、賛成できない。</p> <p>「①eラーニングが推進できるように、学校その他教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能化を含む)すること」および「②第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積すること」について、下記の理由により、権利制限の対象にすることに反対の表明をしたい。 記 上記①および②は、いずれも利用が広範囲、多数になることを前提にしており、もともと限られた読者を対象としている医学書においては、これらの行為によって出版物が代用されてしまう可能性が大きく、出版社の死活問題にも関わる重大な影響を及ぼすものである。また、高精細な医学の画像などが、eラーニングの仕様にあわせて安易にスキャンされ、利用されることにより、「著者の意に反した」変更や改変が増大することも懸念される。</p> <p>本来的には、「授業を担当する者」でこと足りるところ、それ以外の拡大使用についての必要性があるならば、無許諾補償金などで対応すべきである。教育だからといって、無償の範囲が広がることは、(少なくとも現行法が教科書利用・営利試験で補償金制を採用していることから、)不均衡であるように感じられる。(試験問題集・教科書準拠教材での紛争も生じている中)一定の限界(例えば現行35条)をこえる利用については、営利、非営利をわけた上で、補償金制度を採用することも検討するべきではないかと考える。</p> <p>教育機関内で蓄積する「社会的必要性」があるということは、その著作物を繰り返し使用する必要があることを意味します。そのような必要があるのであれば、そもそも正規の複製物を購入するなり、許諾を得て複製するべきであって、著作権の制限規定の拡大によって対処すべき利用ではないと考えます。 「審議の経過」では、教育関係者からの「具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である。」としていますが、法改正の提案の前に著作権者の許諾を得て利用する努力を尽くすべきであると考えます。 なお、ビデオグラムにつきましては、技術的保護手段が施されており、著作権法で複製権を制限しても無意味であることを付言いたします。</p> <p>「②第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積すること」について、上記①と同様、利用が広範囲、多数になることを前提としており、賛成できない。 上記①及び②については著作権法第35条第1項の本来の目的を超えていると同時に35条但し書きの範囲を逸脱すると考える。教育機関も教育にかかるコストは平等に負担すべきであり、著作物の利用についても同様である。出版物のなかには教育機関において教育目的に利用されることを目的としたものも多く、そういった出版物が公衆送信され、あるいは教育機関内で蓄積されて広範囲に利用されることはもとより、現在の著作権法第35条第1項における複製であっても権利者の受ける影響は大きく、賛成できないと同時に、今後の運用については注意深く見守りたいと考える。</p> <p>eラーニングを本気でやるつもりなら、権利制限は必要です。 そうでなければ、教育機関の作業量は非人道的な量になるでしょう。</p>

	<p>「本件については、教育機関における権利制限としてではなく、一般的な公衆送信の定義に関する問題として検討することが適当である」との意見に同意する。</p> <p>教育機関に限らず一般的な問題として検討し、導入ことに賛成である。 無線LANは有線と異なり配線が不要であることから、パソコンの配置等を有線よりも柔軟に行うことができる。その利便性から、有線から無線への移行は今後も増え続けると考えられる。 そうすると、無線LANは実質的には有線LANの代替品となっていくわけで、同じ目的のために利用される技術が、方や有線、方や無線という伝達方法の違いのみによって法律上の取扱を異にされるいわれはない。 この状況を放置すれば、法律が技術に追いついていないと批判されて当然である。 もちろん、無線であるから、ひそかに(あるいは設定のミスにより)構外に向けて情報が送信されることもありえようが、故意に送信した場合に限って権利制限から外して侵害行為とするという形で対処できるのではないかと。</p> <p>「③同一構内における無線LANについても、有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすること」について、無線LANが有線LANと同等の機能を持ち、同様の機密性の保持が可能であるならば反対する理由はない。</p> <p>有線であろうが無線であろうがLANはLAN。区別付ける必要は無いでしょう。</p> <p>同一構内における無線LANが公衆送信にあたらないとするならば、これを用いた著作物の利用は公の上映、演奏等に該当することになります。現行著作権法38条1項は、非営利・無料・無報酬の公の上映等について著作権を制限していますが、2003年1月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」16頁では、この規定について次のように指摘されています。 「ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」 しかるに、今日まで上映権の権利制限の対象となる行為の範囲の見直しは行われていません。そもそも、38条1項は、主要先進国に比べて広範な権利制限を定めています。 例えば、ドイツ著作権法52条3項は、映画の著作物の公の上映は常に著作権者の許諾を要する旨を定めていますし、フランス著作権法では、私的上映について著作権を制限する規定(122の5条1号)はあっても、公の上映について著作権を制限する規定はありません。ただ、地方自治体の公の祝典や普通教育団体が行う一定の上映について、「使用料の割引」を定めた132の21条2項があるのみです。英米両国は、対面授業での利用について著作権制限規定があるのみで、あとはフェアディーリング・フェアユースによる一般的制限の問題となるだけですが、非営利であっても教育目的ではない場合、著作物の一部分に留まらない全編の上映、潜在的市場又は価格に影響を与える上映、等はフェアユースの判断において否定的な要素となります。それゆえ、米国の著作権者は非営利無料の上映について許諾する機関を設けています(*1)。 したがって、先ず、グローバルスタンダードに合わせて38条1項の権利制限を縮小すべきであって、無線LANの取扱いには、38条1項を改正した後で検討すべきです。38条1項が改正される前に同一構内における無線LANを公衆送信に該当しないとする法改正を行うことには、強く反対いたします。 (*1)米国では、非営利・無料で上映するためのライセンス機関として、Motion Picture Licensing Corporationが1986年12月に設置されている。 <http://www.mplc.com/aboutMplc.php></p> <p>本問題は、学校教育における権利制限問題として扱われていますが、32頁上から3行目にあるように「本件については、教育機関における権利制限としてではなく、一般的な公衆送信の定義に関する問題として検討することが適当である」とする観点に賛同します。 また、現在および今後の無線LANの普及・利用状況から、有線LANと同様「公衆送信」の定義からは除外することが適当と考えます。</p> <p>「同一構内における無線LANについても有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすること」について、無線LANが有線LANと同様の機能を持ち、同様の通信の安全性の確保が保証されるのであれば反対しない。eラーニングを使用する場合においては、利用が広範囲、多数になることを前提としており、また同時送信のみならず異時送信も可能なことから著作物の通常の利用を妨げ、著作者の正当な権利を不当に侵害する可能性があるため、権利制限を認めることには賛成できない。</p>
全般	<p>教育関係について：弊社などの理工学系の出版社は、専門教育教材としても多くの出版物を提供していますが、これ以上、上記のように無断利用されてしまうことになると、その出版自体が立ちゆかなくなってしまう危惧があります。特に専門教育用の出版物はその性格上、多くの場合は少数にもかわらず、できるだけ安価にして採算点ぎりぎりであろうやくり立たせているのが実状であり、専門出版社にとっては正に死活問題です。 また、著作者も著作権使用料の額を度外視して、社会的意義のみを考えて執筆され、専門教育に貢献してくれているのです。 上記のことから、この時代に著作権・出版権をこれ以上制限することは、著作権法本来の精神に反し、出版文化の退廃につながると同時に、専門教育の存亡にも関わる重大な問題であるといえます。貴委員会におかれましては、これらをも十分にご考慮いただき、今後とも一層慎重にご審議なされることを懇願する次第です。</p>

全般	<p>現在、審議されているいわゆる「権利制限の見直し」について、意見を提出します。 著作権を公益目的のために制限する著作権制限規定の意義は高く、その見直しは著作権者にとって好ましいものではなく、慎重に検討されるべきと考えます。</p> <p>教育関係の利用における権利制限の見直しに当たっては、学校教育、高等専門教育、社会教育等の場合ごとに慎重な検討が必要です。</p> <p>今回のように出版物がその本来の利用者に無償で提供されてしまうと、専門出版社への経済的損失は多大なものになります。</p> <p>読者と書き手が同一である専門書出版の場合、情報の正確性・信頼性に対する要求は強くかつ高いレベルが求められます。その要求に応えられない出版社は、これまでも(これからも)淘汰されてきました。</p> <p>一方、専門書出版社は、営利企業であるが故に継続的に専門書出版を維持することができます。また、良質の専門書出版を維持するには、それに見合うだけの投資が必要です。本来のあるべき淘汰の流れとは別の次元の問題(無償提供)によって、専門書出版が衰退するようであれば、読者である専門家だけではなく、最新の専門知識の最終的な享受者となる国民の損失につながるようになります。</p> <p>本件の検討に際し、慎重な判断を求めます。</p>
	<p>学校教育の現場では、著作物の利用について、著作権は保護されるというルールが、ようやく定着の兆しが、見え始めた段階である。よって、権利制限の見直しという手法での解決の仕方は、現在の流れに、逆行するものである。「教育利用全般について補償金制度の導入を考えるべき時期に来ているのではないか」という、2005年7月5日に文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に提出された著作権制限規定の見直し審議についての要望(図書館、障害者福祉、学校教育関連)(社団法人 日本書籍出版協会以下5団体)に同意する。</p>
	<p>上述のように医学書出版は必然的に少量多品種生産の宿命を持っています。もし学校教育関係の権利請願が行われればその影響は極めて大きく、医学出版社はわが国では生存し得なくなると考えます。</p>
	<p>二、学校教育機関の入試問題の広報や出版において、著作権制限がないことによって掲載ができず受験生の利便性が損なわれているので、学校教育機関の入試問題の広報や出版に関しては著作権制限などによって受験生の利便性をとる措置を講じていただきたい。</p>
	<p>学校教育、高等専門教育、社会教育等の場合ごとに慎重な検討が必要です。</p> <p>とりわけ、遠隔地の学習者を対象にしたeラーニングや、校内LANで共有化について、著作権を制限して自由に利用したいとの要望が教育機関側から出されておりますが、これを安易に認めることは出版社、著作権者に深刻な影響を及ぼすものであります。特に慎重かつ十分な検討をするべきと存じます。</p>

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	
(7)その他	
(7)その他	<p>著作権意識の向上と共に、権利制限規定は(権利者にとって)厳格に解釈すべきという理論を用いると、実際上の不都合が多々生じるようになってきているように感じられる。明確性の観点から個別的制限規定は必要であろうが、特に被営利用との関係では、一般的なフェアユースのようなものも検討してよいのではないだろうか。営利用については、許諾手続きが面倒とのいい分けは経済活動である以上成り立ちにくい、そうでない場合にまで、要許諾・有償とするのは、利用が過度に萎縮されるおそれも否定できない。検討を強く要請したい。</p> <p>また、現在の規定について政令委任する手法も機動性確保の観点からは必要であろうが、政令指定図書館などについて、実際に政令がどれだけ対応しているのかは疑問であり、行政側の意識改革も必要ではないだろうか。</p>
	<p>同頁「審議の状況」で述べられている意見の趣旨に賛同します。記述にあるように技術の進展や利用環境の変化といった社会情勢の変化は急速で、これに迅速・柔軟に対応するために政令あるいはガイドラインなどへ委任するという運用は、実際のであり、その効果が見込まれるものと考えます。</p> <p>一方、本審議経過における趣旨を考慮しますと、権利制限規定を機動的に運用できるよう法律そのものを改定することも検討の余地があるものと考えます。すなわち、現行の限定列挙方式の元で逐一権利制限規定を追加することの煩雑さ、社会情勢への迅速な対応の困難さを考えますと、現行の規定を活かしつつ、権利者の権利を不当に害することがないよう、認定要件(例えばベルヌ条約のスリーステップテスト等)を明確にした上で「その他一般的な権利制限規定」というものを補う検討を行う必要があると考えます。</p>
	<p>権利制限については、個別列挙方式を続けるべきではなく、経済学による検討を踏まえ、ガイドライン策定等により柔軟に対処すべきである。</p> <p>・理由: デジタル・ネットワーク環境の整備充実は、利用者に、利便性の高い様々な利用態様を可能とした。こうした利用態様のうち、「著作者の正当な利益を不当に害しない」行為については適法化してほしいというのが、利用者の偽らざる心境である。</p> <p>ところで、こうした利用態様に権利制限規定を設ける場合、我が国著作権法がこれまで同様に個別列挙方式の立法を重ねることは実際的ではないと思われる。というのも、この方式では、技術の進展によって新たな利用態様が出現する度に法改正を余儀なくされることになり、しかも、このような立法を続けた場合、法は国民の理解の及ばない長文かつ煩雑な規定と化すことが明らかである。</p> <p>他方、いわゆる判例法の国ではない我が国において、フェアユース一般規定が馴染みにくいことは事実である。著作権法が、新たな著作物やその利用態様の出現にあわせ権利制限規定を立法する方式が限界に達している一方、一般規定の導入も躊躇せざるを得ないとすれば、WIPOスリーステップテストの解釈に基づくガイドラインを策定し、企業のビジネス法務、司法の場、さらには消費者の判断基準となり得る指針を示す方向を目指すべきである。指針の策定にあたり最も重要になる要素は、当該利用態様が「著作者の正当な利益を不当に害しないか否か」である。ここで言う「利益」に経済的利益が含まれることは明らかであることから、本要素の分析は必ず経済学的手法を踏まえるべきである。</p>
	<p>【意見の概要】 「政令等への委任」には「一般的な原則に基づく包括的な公正利用」を法律に規定した上でなければ、行政の範囲を逸脱するので、そもそも行うことができない。</p> <p>【意見】 「現在の著作権法は細かすぎる面もあり、すべてを法律に書き込むのではなく、社会情勢の急激な変化等にも迅速に対応できるように、技術的な事項については、積極的に政令等に委任することを考慮すべきである。」とあるが、そもそも権利制限について技術的な取り扱いをどのようにするべきであるのかは、立法によって方針を決定していなければ、行政の範囲を逸脱することになる。したがって、「一般的な原則に基づく包括的な公正利用」を法律上明記した上でなければ「政令等に委任することができない」と考えるべきである。</p>

項目	意見
1. 権利制限の見直しについて	<p>現行制度では「著作権の制限」として、私的使用のための複製(第30条)、図書館等における複製(第31条)、引用等の利用(第32条)等が認められているが、それらは「著作権の制限」としてではなく、「フェアユース」という利用者の権利として定められるべきで、検討内容に加えることを要望いたします。</p>
「権利制限の見直し」全般について	<p>弊社は理工学書(主に建築・土木書)を出版している出版社です。</p> <p>全体について: 権利制限の見直し審議が、社会一般の利益との調整という名目で、著作権者・出版権者の権利を脅かす方向に向かう恐れがあることを危惧するものです。いまのITを駆使すれば、デジタル化や送信手段の多様化、サーバ内への蓄積、写真複製の簡易化などで、本来の著作物から遊離して勝手に大量利用されてしまう恐れがあります。すでに一般社会で多くの問題を露呈しているのは周知の事実ですし、残念ながら今後も著作権・出版権侵害の量は加速的に増加していくと思われまます。これらの実情からみて安易な権利制限には、強く反対するものです。</p>

項目	意見
2. 私的録音録画補償金の見直しについて	
(1) 現行制度	<p>家庭内等における私的な複製については、例外的に、権利者の許諾なく行うことができるとされている(第30条第1項)。この大前提に基づいて私的な複製(私的ではないと認定できないものも含めて)は例外的に許可されているのだから、大多数の利用者は私的録音録画保証金制度すら知らないと思われる。もっと利用者に理解が得られるように広報活動等を行い、周知する努力が必要と思う。法律で決まったのだから支払う義務があるのだという押しつけではなく、この保証金がこのように役立っています。だから保証金が必要なのですよ。という利用者に道義づけのできる説明が必要なのではないかと思ます。電気店、CD、DVD等の販売場所、レンタル店などにわかりやすく掲示して商品の何パーセントが保証金でこのように使われています。ありがとうございます。という形で利用者に感謝することが必要だと思ます。著作権者にとって利用者は著作物を購入するお客様なのですから。いくら法律で決められているといっても感謝の気持ちが必要だと思ます。</p>
	<p>「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」とありますが、この前提自体がそもそも立証されていません。いわゆるコピー・コントロールCDと称するCDの規格外の製品を採用した(著作権者の意思に反する場合さえあったのに)時も同様のことを言っていた業者がりましたが、採用後も状況が変わらなかったことを想起すべきです。</p>
	<p>現在の保証金の仕組みそのものが時代に即さないのてただちに廃止するべきであると考えます。</p>
	<p>元々、家庭内の私的コピーは許されているはずなのに、デジタル方式の場合は課金する事に無理があると思う。</p>
	<p>私的録音録画補償金の分配方法に問題がある。現実的に装置使用者が実際に録音した作品の著作権者に対して確実に保証金を支払う方法が無いため、廃止すべき。また、実際の消費者は、データ用として販売されているメディアを購入し、複製行為を行っているケースが圧倒的に多い。従って、私的録音録画補償金を払わずに済む方法が存在するため不平等である。また、作品の購入時の代金に著作権使用料が含まれているので、私的使用による複製権の範囲内に相当するの、追加で徴収されること自体がおかしい。レンタルという業態が著作物の不正な複製を助長しているのだから、レンタル料から徴収する著作権使用料を増額すべきではないか。</p>
	<p>私はこのような制度が存在すること自体が間違いであると思う。その理由は以下の2点である。 1. 私はCDを購入、またはレンタルした上で私的録音をしている。その段階ですでに著作権者に対して対価を支払っている。にもかかわらず、なぜその上に私的録音録画補償金なるものを支払わなければならないのか、理解できない。本来、違法に著作物を複製する人間・団体を厳しく取り締まることに注力すべきであるのに、それができないからといってきちんと対価を払っている人間から安易に、しかも余計な金を徴収するのは当局の怠慢である。 2. 私はMDレコーダーやハードディスク内蔵型録音機器を所有しているが、所有する前よりも後の方がCDの購入数は増加した。そして、友人などの話を聞くと彼らもそうだと。つまり上述の機器はそもそも個人の音楽生活を活性化し、結果として音楽ソフトウェアの購買意欲を促進し、著作権者の利益に資する存在なのである。ところが現行制度は、そのような存在によって「著作権者の経済的利益が損なわれるようになった(35ページ第一段落)」と規定している。これは、消費者心理の調査・理解不足による重大な誤りである。このような規定による不当な金の徴収制度が、音楽を楽しむ人間の意欲をいかに損ない、結果として音楽ソフトウェアの購買意欲を減退させているか、行政はよく考慮する必要がある。貴委員会がこの問題について広く意見を集める機会を設けられたことに深く敬意を表する。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度自体が不要と考えます。 個人で購入した音楽を保存目的で複製することは、なんら著作権者の権利・利益を侵害しません。またCDに録音されている楽曲を、別の再生機器で再生するためにカセットテープやMD、フラッシュメモリなどに形式変換するということも著作権者の権利・利益を侵害しません。権利を侵害していないのですから、補償金を徴収する理由がありません。また、ダウンロード販売などの頒布形態もあり、この場合は著作権者の許諾の元直接利用者の機器に複製します。この場合も補償金を徴収する理由がありません。 私的複製の結果、著作権者の権利が損なわれる中で多いケースは放送の録音・録音だと思われます。これらについては別途補償する必要があります。放送などの録音・録画については放送事業者が著作物使用料として複製されることを前提とした金銭を支払うなどの対応で補償すべきです。これにより放送事業者の負担が増えますが、その負担は受信者に求めることが可能です。デジタル放送などの発達により、放送の個別課金などは技術的には可能となっています。放送を暗号化した上で送信し、受信する視聴者から受信時の暗号解読キーを販売、その代金をもって著作物使用料に充てるなどの対応が可能です。 また、JASRAC理事の方によると「アナログ方式については複製により劣化するため補償金は不要」という見方を示しており、従来のアナログ放送に関しては複製可能なままでも特に著作権者の利益を損なうものではないと言えます。</p>
	<p>私は補償金制度自体に反対です。 現行の補償金制度では一般消費者は著作権を侵害する目的でコピーを行うという前提に立っているように思う。本来、民主主義社会に於いての法とは市民の善意を前提とし、権利を侵害しているとの疑いがある場合にはそれを証明すべきは権利者側にこそある。そうであるべきなのに現行法では一般消費者が著作権を侵害していないことを証明し、1件当りは僅かな額の補償金の返還を請求しなければならない。現実的には消費者個々人の無実の罪に対する補償金は小額で違和感を覚えつつも返還請求を行う経済的メリットはない。大変不適切な制度だと思う。 さらには技術革新によって日々進歩するデジタル機器においては数々のコピー制限技術が著作権者の権利保護のために盛り込まれている。これらにも数々の問題があるがこの技術が世界的には権利者と利用者間を取り持ち日本以外の国々ではデジタル配信ビジネスの成功をもたらしている。日本では世界的に見て高い単価でごく一部のレコード会社の参加でアップルの配信が始まったが既に大きな成功を収めている事は周知の事実だ。 また、音楽配信によって今までCDショップに足を運ばなかったかつて音楽ブームを経験した中高年者が音楽を購入している。音楽ビジネスの世代を超えた拡大が期待できるのだ。 デジタル機器に補償金を課すことはハードディスクレコーダーの売り上げを制限するばかりではなく、伸びてきた音楽配信ビジネスにも悪影響を及ぼすだろう。 利用者の公正公平な負担とコンテンツビジネスとその周辺ビジネスの発展にとっては利用者が通常使用時には空気のような存在で、しかも違法なコピーを制限できるDRMの利用拡大が一律の補償金制度に勝るよい解決策になると考える。 一般消費者は合法的音楽配信ビジネスの成功を見ればわかる通り、合理的な費用負担なら受け入れる。気づかないところ、取りやすいところからとる不正な方法を続けるなら消費者も不正な手段をとる事になるかもしれない。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況」というくだりの根拠が不明確である。技術的な背景としてはむしろ、著作権保護のための符号の付与などの仕組みにより、著作権者の利益の確保に漸次向かっているのが実情であり、この部分における認識の乖離は否めない。ただし、そうした努力を怠る著作権物の配布者・販売者がもしいるとすれば、それは制限されるべきかもしれない。</p> <p>参考: アップルコンピュータ「iTunes Music Store」 http://www.apple.com/jp/support/itunes/authorization.html</p>
	<p>「補償金の2割に相当する額については、著作権者等全体の利益を図るため、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等(共通目的事業)のために支出する」のくだりについて、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等(共通目的事業)」とは、具体的には(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)等の団体が実施する事業を指すものと思われるが、仮に保証金の2割相当額がJASRACの個別の利得として計上されるようであれば、本来の著作権保護、すなわち著作権者自身が経済的利益を得られるようにするという原則から逸脱するのではないか。</p>
	<p>現行法第30条第2項は同条第1項を踏まえた上で、権利者に損失を与えるものとして設定されているが、その損失が何であるかに関しては全く触れられていない。補償金制度の見直し(権利の拡張)を行うのであれば、まず第30条第1項で認められる私的複製について想定し得る損失が何であるかを明示しそれが現実に即した解釈であるかを検証する必要がある。</p>
	<p><二重課金は疑問> 1) 最近インターネットでコンテンツの購入ができるようになったがコンテンツの代金には著作権料が含まれていると理解しているがそれを記録媒体に移すのになぜ補償金をとられるのか理解できない。二重取りではないか?</p>
	<p>デジタルコピーは技術的に完全な複製を可能にしているが、現在のデジタルコピーは圧縮技術(mp3等)により成り立っている。従って完全なコピーではなく、不可逆なコピーである。以上よりそもそも私的録音録画補償金自体の対処となることがおかしい。</p>
	<p>>家庭内等における私的な「コピー」であっても、デジタル方式による >録音・録画を行った者は、著作権者等に対して補償金を支払うことと >された(第30条第2項)。 この条項について、消費者に余計な費用を負担させながら著作権者よりも著作物を流通させるものが利益を得ている現実を考えると、公共の福利に反しており原則廃止すべきだと考えます。</p>
	<p>現行制度の私的録音録画補償金の徴収制度に反対する。私的録音録画補償金は製品の出荷時に最終的な消費者が著作物を録音、録画するとして一律に課すものであり、容認できない。また、第104条の4第2項において、他者の著作物の録音、録画に用いていない場合には、補償金の返還を請求できるが、請求に関わる費用が返還額を上回るため、この制度は実質的に機能していない。返還請求は、技術的には電子メールなどの方法により請求コストをほぼ0に出来るにもかかわらず、当該機関(たとえばsarvh)はFAXまたは郵便による通信しか受け付けず、当方が再三電子メールなどの費用のかからない方法で請求可能なように要望しても受け入れられなかった。 以上の状況に鑑み、下記の制度への移行を要求する。 (1) 消費者からの申請による実際に録音、録画した著作物への実額課金 具体的には、消費者が管理団体もしくは著作権者に対して著作権者、著作物を申請、課金する。 (2) DRMにより著作物への課金が行われている著作物への二重課金は行わない</p>
	<p>デジタル方式に伴う著作権者等の経済的利益が失われる範囲を、過大に評価しすぎている。CDからMP3等への変換操作などの品質劣化の生じるものは、私的なアナログコピーに準ずると評価するのが妥当であろう。CDからCDへの複製、(利用者の利用する権利を不当に侵害するようなおもちゃの暗号化が行われていて複製は楽でないが)DVDからDVDへの複製など明らかに品質劣化の生じないもののみをデジタルコピーとすべきである。そもそも、時代の変遷により利用される機器が変わっているだけであり、家庭内等における私的な複製について、アナログがデジタルに変化しても、権利者の経済的利益が損なわれると判断することは不可能なはずである。違法な利用者による経済的損失を適法利用者に転嫁することは、中長期的に見れば、権利者の利益を損なっている。</p>
	<p>まず、現行制度の問題点について意見があります。現行制度は消費者に対して十分な説明が行われていません。CD-Rメディアには補償金を支払っている「音楽用」と補償金を支払っていない「データ用」がありますが、実質的に差がない両者について価格面では差がつけられており、制度の不備を知る消費者だけが「得」をする状況です。また、実際に購入した音楽用メディアを他の用途で使用した場合でも返金請求にかかる費用より返金額の方が安くなり、制度として成り立っていません。 第二に、現在録音メディアの価格はオープン化しており、いったいいくら払っているのが消費者には全く不明瞭です。不透明な制度は、業界団体の癒着を生み出す温床であり、協力金等の名目で不透明なお金が還流することになります。</p>
	<p>指定管理団体が受け取った補償金は、著作権者等に分配されるが、補償金の2割に相当する額については、著作権者等全体の利益を図るため、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等(共通目的事業)のために支出することとされている。 ・この部分、なぜ2割なのかの理由が明確に説明されていない。 具体的に行っている活動・事業の内約を示し、それに必要な予算を開示することなどを通し、「2割」の根拠を示す必要があるのではないか。</p>
<p>反対です。 現時点で金を徴収する事は、権利や文化を守る事に繋がっていません。課金すれば権利や文化を守れているという安易な考えでは問題の根本的な解決にならず、音楽産業の衰退に繋がると考えます</p>	

項目	意見
(1) 現行制度	<p>1. 現行制度における権利制限の意義 報告書の“権利制限の見直し”の基本的考え方に記されているように、権利制限は「権利者と社会一般の利益との調整を図りつつ、著作権法がこれからも社会的認知を受けていくためには必要」(報告書2頁)なことであり、その一つとしての第30条第1項、第2項の意義は大きい。</p> <p>2. 機器・記録媒体の製造者の「協力義務」とは何か 2-1 第30条第2項を原則とした上で、私的録音録画補償金の支払いの特例を定め(第104条の4)、製造業者等の協力義務を規定したこと(第104条の5)、20世紀における法制度上の“知恵”であり、21世紀においても、技術的進歩を裏づけとする法的理念の変化がない限り維持されるべきである。 2-2 日本の法制では、補償金の支払義務者は機器・記録媒体の購入者(消費者)であり、製造業者等が努力義務を負うが、外国では、ドイツ、フランス、オーストリア、オランダ、イタリア、ベルギー、デンマーク等報酬請求権制度を定める国はすべて製造業者が支払義務者である。 例えば、1965年に世界で最初に報酬請求権制度を導入したドイツは、私的録音録画について製造業者は消費者と共同責任を負う立場にあり、消費者と同様利用者であるという基本理念に立脚しており、製造業者が支払義務者であるという考え方は国際的調和になじみ易い法的思想である。 2-3 報酬請求権制度は権利者と利用者の利益調整であるが、この場合、「利用者」には消費者と製造者の両方が含まれると考える。 2-4 したがって、製造業者が「協力義務者」の立場に安座して制度を第三者的視点で論じるのは誤りである。製造業者は「第三者」ではなく「当事者」である。名目上協力義務者であるが、製造業者は実質的著作権利益の享受者であり、実質的支払義務者である。 報告書では、製造業者の「協力義務とは何か」についての基本的な認識が欠落しているのではないかと。 2-5 製造業者が実質的支払義務者であるという認識に立てば、“消費者の認知度の低さ”“補償金返還制度の実効性の低さ”等(報告書37頁)は二義的な問題であり、制度の見直しに影響するものではない。</p> <p>2-6 製造業者が私的録音録画に関して、著作物等の「利用者」であり「共同責任者」であることからすれば、私的録音録画に使用される可能性をもつハードディスク内蔵型録音機器等、又汎用機器・記録媒体(報告書36頁、38頁)は当然に報酬請求権の対象となり、製造業者は可能性の程度に応じた支払義務を負わなければならない。 2-7 なお、著作物・実演等がなければ、機器・記録媒体は商品価値をもち得ず、又、逆に機器・記録媒体が存在しなければ著作物・実演等の市場的広がりはなく、報酬請求権制度は実質的には製造業者と権利者の利益調整であるという基本姿勢に立って、早急に問題が解決されなければならない。</p> <p>3. 共通目的事業への支出 3-1 報告書“(5)その他”で「補償金額の2割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止に向けて検討する必要がある。」との意見(報告書40頁)が紹介されているが、この考え方は立法趣旨を無視するものであり誤りではない。 3-2 共通目的事業への支出は、分配し得ない権利者への配慮として行う一種の間接分配であり(加戸守行「著作権法逐条講義四訂新版」610頁)、分配しうる権利者の受取分から徴収するものではない。このことについては、「阿部浩二“補償金の2割を公共目的に支出することについて”」(sarah news.2001.6 Vol.4)で明確に論じられている。</p>
	<p>【意見1】 「なお、専ら私的録音・録画以外の用に供することを証明できる場合は」との一文があるが、これはつまり「私的録音録画補償金」の対象となる著作物の録音・録画をして『いない』ことを証明しろと言っているに等しい。通常、証明義務は『ある』と主張する側が行うものであり、この制度そのもののあり方に問題があると思われる。</p> <p>【意見2】 補償金の分配基準、妥当性について その正当性に対する疑念を払拭することができない。 著作権管理組織及び団体への使用許諾等のような、利用比率を判断する基準があるわけでもなく、その分配基準が果たして本当に妥当であるかは甚だ疑わしい。 また、JASRAC等の大手著作権管理団体に所属することなく個人で著作権を管理している者に対しては何ら分配は行われないものと考えられるが、そのような差別があって良いのか？</p> <p>第30条第1項で私的複製が認められているのに、デジタル式録音機器の普及によって補償金を支払う制度が成立したのが、そもそも理解できない。デジタルといえども現状普及しているMD、DATでは、大量複製が不可能な仕様となっている。近年登場したiPodなどの携帯音楽端末では、PC側へ容易に複製できない仕組みになっている。技術的な進歩に伴い違法コピーがしにくい仕様になっているのに、旧態依然に補償金を徴収するのはいかにがなものであろうか。 補償金というからには、私的録音以外の被害が発生していて、それらに対する補償という形を取らなければならないとおもいますが、違法な音楽流通に関する正確な調査結果が得られていない。法的強制力を持って徴収するのに、なんら正確な実態調査がなされていないのは、どういうわけか。 一方でそれらの録音機器、メディアでは、必ずしも販売されている商業音楽が複製されている訳ではない。自然音の録音、自作音楽の録音など録音者自身に著作権が発生するケースもある。これらに対して一律に補償金を求めるのは、本来補償されるべき金額以上が徴収されている可能性もある。これは徴収される側に取って全く理解できない出来事である。 徴収された補償金は、メディア購入時に一律に徴収されていて、本来の権利者に適切に配分されているとは言いがたい。また管理団体によって中間搾取される比率が多過ぎて、著作権者に行き渡る額がほとんど減ってしまっている。(2割どころではないはず。公表されている資料によれば6割ですか)これは管理団体の経費削減のための努力が一切見られないことに起因すると思われたい。 補償金の返還請求制度は、現実的に機能しているとは言いがたい。そもそも消費者から一方的に徴収するシステムでありながら、消費者への周知徹底がなされているとは言いがたい現状である。 補償すべき状況であるか、きちんとした実態調査も無いまま、技術的に違法コピーのできない録音機器、メディアに対して、本来支払われるべきでないケースも一律に徴収し、徴収されたお金が無駄に管理団体で浪費され、実際に権利を侵された著作権者まで確実に届かない。そして不法に徴収された分についての返還も実質無効である。このような状況を生み出している私的録音補償制度は、実質著作権者のため、ひいては文化的発展に寄与しているとは言いがたく、即刻廃止すべきと考える。現行制度による受益者は一部の管理団体関係者のみである。</p>

項目	意見
	<p>まず、私的録音録画補償金制度自体について廃止を求めます。私的複製について権利者の許諾なく行うことができることが著作権法の30条第1項に示されているのにも関わらず補償金を払う制度自身が法の矛盾を持っていると私は考えております。30条1項では例外的にとありますが音楽、映像を購入した場合、いかなる場所、方法を持って視聴することは消費者の当然の権利と私は考えています。デジタル技術が進歩している現在、CD、DVDといった物理的メディアで提供されているとはいえ、消費者は著作物を鑑賞することでその対価を支払っていると考えています。iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器についても購入した楽曲を様々な場所で視聴したい目的のためにコピーを行うのであり、30条第1項の範囲内にあることは明白であります。CDレンタルによる複製を問題にするのであれば、レンタル店に対する規制、補償金等を考えればよいのであって、その矛先をメディア、装置に対する補償金を持って消費者に向けるのは憤りを覚えます。そういった私的録音録画補償金制度で利権を持つ日本音楽著作権協会自体が会員の利益を守らず、団体としての利権に固執することが問題と考えています。とても音楽文化の発展に寄与するとは言えず、iPodやiTunes Music Storeのような音楽のネット配信についていけず、場違いな意見を言っているように思えます。レコード会社のビジネスとしては成り立たない可能性がありますが、著作権者と消費者をより直接結びつけるはずのネット配信を妨害しているのはとても悲しく思います。結論としては範囲があいまいで、著作権者に確実に金銭が払われているとは思えない現在の制度を廃止し、ネット配信等の個別課金等で確実にJASRACのような団体にピンハネされることなく消費者から著作権者に対価が支払われる仕組みの制度を検討すべきであると思います。以上となります。著作権の第3者(JASRACのような利権団体)による濫用が将来的に文化の衰退につながる危惧する立場から意見を表明させていただきます。</p> <p>私的録音録画補償金の見直しを、公益法人見直しの動向も鑑みて、簡素化と効率化に的を絞って、速やかに進めるべきである。例えば、社団法人私的録音補償金管理協会(以下、協会)は受領した私的録音補償金から、権利者分配の前に管理費並びに共通目的基金の控除として3億~4億円を差し引いている。この内、共通目的基金により実施されている事業は、協会の自己PRを目的とした内容が含まれており、組織の維持や自己保全のために“補償金”を支払うことは消費者として容認できない。また、協会の配分団体においても、著作権にかかる理解促進事業は多種多様に実施されており、効率性と効果の観点に即しても整理統合による簡素化・効率化が必要と考える。その際、事業目的に若干の差異があることを事由として事業の正当化を図る反論が想定されるが、マスメディアを使ったPRや児童青少年を対象としたイベントの実施など、各団体で訴求対象が重複する現状にあり、実施団体の複数化は却って理解促進の妨げになると懸念される。協会からの配分団体の中には、補償金による収入が8割近くを占めている団体もあり、収支構造の偏りから補償金を“既得権益”として守りたい事情が伺える。しかしながら事業内容を精査して簡素化を図ることで、当面の事業存続は十分可能であると考えられる。なお、配分団体の中には、事業収支をネット上に公開していない団体も見受けられる。NPOですら事業報告をネット上に公開していることが当然視される昨今においては、不透明の誹りを免れ得ない。そうした点も速やかに見直しを図るべきと考える由縁である。</p>
(1) 現行制度	<p>デジタル方式のみが補償金の対象となっておりますが、家庭でのデジタル方式の録音録画を行うとなっても必ず「劣化」が発生します。それでいて、なぜ「デジタル方式のみが対象なのか」という明記がありません。アナログ方式においても「録音録画の行為」を行うのであれば、公平に(行為という点から)すべてを対象であるべきではないでしょうか。または、(劣化が発生しているため)すべてを非対象とするべきではないのでしょうか。あとこの補償金が、どのレコード会社・アーティスト・TV会社・番組にどれだけ支払われているのか、詳細な公表がありません。</p>
	<p>自身で購入したCDの音源を自身で視聴するためにMDやHDDプレーヤーに複製する。これにより著作権者等は経済的利益を損なっていると思えないのだが、なぜ補償金が必要なのか、理由を明確にして欲しい。</p>
	<p>追加指定に反対します。状況に対応できていない旧式なシステムはつぶれるべきです</p>
	<p>私的録音録画補償金自体が著作権の乱用と認識している。ある著作物を購入した場合、個人的に同品質またはそれよりも低品質の複製を複数作成し使用する権利を得たと考えている。このため、第30条の私的使用の複製は当然認められるべき権利と考える。複製を個人ではなく他人(友人、知人も含む)に使用(譲渡や貸出)することは違法であるが個人で使用するために、HD D等に集約したり、MD、CD-R、携帯プレーヤーに変換複製することは権利だと考える。これは、著作物の購入とはそれ自体(媒体)の所有ではなくそれを体験することが目的であるから当然である。今後は、DRMで管理できる範囲を広げると同時にDRMによる制限を出来るだけ減らすように機器メーカーに協力を仰ぎ、そこから新たなビジネスモデルを検討していくのが著作権の管理者の正しい姿だと信じている。また、本当の著作権者がどのように考えているかの意見も聞きたい。</p>
	<p>私的録音録画補償金は、ユーザーの私的複製によって著作権者が受ける損失を補償するという名目で徴収されているが、そもそも著作権者が損失を受けない私的複製も存在する。例えばユーザーが購入したCDの楽曲をMD機器で聴きたい場合、必然的にMDメディアへの録音(私的複製)が不可欠となるが、この行為によってCDの売り上げが下がったりすることはなく(ユーザーはすでにCDを購入済みなので)、著作権者に何ら損失を与えることはない。現行制度では、このような「そもそも著作権者の損失が存在しない私的録音録画」にまで補償金を課しており、不合理である。従って、このような私的録音録画には補償金を課すべきではない。</p>
	<p>この項の最初に「一方、デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」とあるが、この前提からすでに事実と反している。私の例で言えば、私はCDを購入し、それを車や外出先で自分で楽しむためにCD-RやiPodにコピーしているのみでいっさい他人とのやりとりは行っていない。であるから、この行為によって著作権者の経済的利益を損ねているなどということは絶対あり得ないものと思っている。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>私は一人の著作権者として私的録音録画補償金に反対します。 私の職業はプログラマーであり、コンピュータプログラムという著作物を創作して日々の糧を得ています。 プログラミングは技術的・職人的な労働であると同時に、世界に感動や変革をもたらす芸術でもあります。 作家・芸術家の一人として、楽曲の創作者・映像の創作者にのみ与えられている私的録音録画補償金は不公平な優遇制度であると主張いたします。 制度としての公平さを保つため「楽曲と映像の著作権者にのみ与えられた特権である私的録音録画補償金を撤廃する」「私的複製補償金と変更し、全ての種類の著作者に範囲を広げるようにする」のいずれかにすべきであります。 また、一人の消費者の立場に立った際においては、上記2種のうち「楽曲と映像の著作権者にのみ与えられた特権である私的録音録画補償金を撤廃する」を強く望みます。</p>
	<p>「指定管理団体が受け取った補償金は、著作権者等に分配される」に関しての意見。 補償金は本来音楽制作者すなわち楽曲の作曲者に還元されるべきであると思うがどのような曲が使われたか(転送されたか)を把握できない一括課金は誰に支払うべきかが確定されず、ばらまき、あるいは著作権管理団体を太らせるだけであり真の解決にはならない。 むしろDRMのように楽曲単位で課金するシステムのほうが配分される者が確定され合理的と考えます。</p>
	<p>私的録音補償金の制度そのものに対して、現行制度が改善されないかぎり、反対します。 支払った補償金が、すべて音楽家にわたるのであれば、反対しません。 私的録音補償金の主旨は、補償金を著作者に対して支払うものとされており、音楽の場合、著作者とは作曲家、作詞家、演奏家、歌手であり、この方々が音楽家であると考えます。 支払った補償金が、すべてこれの方々の方に渡されるのであれば、制度として問題はないと考えます。 しかしながら、sarah の収支報告によると、「権利者分配基金」に相当する支出は全支出に対して半分以下しかありません。これは、指定管理団体の使用額が、法に定める2割を大幅に上回っていることを示すように思われます。 さらに、これらの配当金がどの音楽家に分配されたのかも公開されていません。これでは、支払った補償金が、実際に視聴した音楽の作者に届いているのか、分かりません。 いわゆるレコード会社に入金され、音楽家にわたっていない可能性も否定できません。 指定管理団体の使用額を一切認めず、いわゆるレコード会社に対しても、全額を音楽家に分配することを強制することが制度化されることが、私的録音補償金の制度を認める最低条件と考えます。</p>
	<p>・CD等を購入した場合には、私的利用するのであれば追加の費用は一切不要であるべきで、現行の著作権法第30条第2項は削除されるべきであると考えます。その根拠は次の通りです。 (a)本制度の導入において、「デジタル方式の複製は音質が変わらない」という理由がありました。しかし、MD等現行のポータブル機器の多くは、データ量を小さくするために音質を落として複製します。その点ではアナログ方式の複製と同じです。従って、音質が変わらないから、という根拠は成立しません。 (b)私的録音録画が補償金制度が導入されるもととなった理由「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」は、CD等を購入している場合には該当しません。CD等を購入していればその段階で著作権者に対する義務は果たしており、その後でアナログ方式で複製するか、デジタル方式で複製するか、あるいは複製しないかということは全く無関係だからです。 例えば、CDのまま自宅で100回聞くのと、MD等にコピーして自宅と車で100回聞くのとは同じで、著作権者の不利益になることはありません。が、現行の制度では後者の方が費用がかかることとなります。これはおかしいといえないでしょうか。 よって、購入者が私的利用のためにいかなる複製をしても、音質・画質の劣化の如何に関わらず補償金を支払う理由はありません。 (c)コンピュータのソフトウェアにおいては、同一人が使う場合に限って何台にインストール(登録)しても同一ライセンスで利用できるというものが多数あります。この現実的な考え方を踏襲するのがよいと思います。 ・第104条の4第2項で、利用者が証明しなければ払った補償金の返還を請求できないようになっていますが、そもそも返還を請求するためにかかる費用が返還される額よりも多いことを考えますと、全利用者から補償金を徴収するこの制度が利用者にとって不利益であることは明らかです。従って、利用者が不利益にならないような制度に変更されるべきです。例えば、「指定管理団体は、私的録音・録画の用に供することを証明できる場合は、補償金を請求することができる」のように、この変更は現実的に無理な条項になってしまうといえますから、同様に利用者が一方的に不利益を被る現在の制度も間違いといえます。従って、この項目そのものを根本的に見直すべきといえます。</p>
	<p>「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況」とあるが、具体的にどの程度の損失があるのか明確でない。 更に言えば「デジタル方式の録音・録画機器の普及」と「著作権者等の経済的利益が損なわれる」の関連性が明確になっていない。 「家庭内等における私的な「コピー」であっても、デジタル方式による録音・録画を行った者は、著作権者等に対して補償金を支払うこととされた(第30条第2項)」とあるが、そもそもCD等の音楽ソフトを購入した時点で著作権料は支払われており、現行制度は明らかな「二重取り」と言わざるをえない。 また徴収された補償金がどの様に使われているのも不明である。 消費者に補償金制度の責任を課すのなら、文化庁は補償金の使途明細を1円単位で発表する義務があると考えます。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況」(2行目)とあるが、そもそも「著作権者等の経済的利益が損なわれる状況」そのものが存在しない。</p> <p>まず購入者は、CDやDVD等を購入した時点で、その作品を何度でも繰り返し観賞する権利を得ている。それをどんなメディアに移し観賞しようが、それは当人の自由である。</p> <p>もし、その状況が考えられるとすれば、</p> <p>1. コピー後の中古業者への販売・中古業者からの購入 コピーを手元において、メディアを販売した場合。これは、購入者からすれば中身のデータが必要なのであって、そのメディアは不要なものである。邪魔であれば手放して当然の事である。著作権者から見ても、中古業者から相応の著作権料を取得できれば、新たなメディアを製造せずとも利益を得られる事になり、なんら問題は無い。</p> <p>もし現在そのようなシステムが無ければ、その確立をすべきであって、補償金制度を正当化するものではない。</p> <p>2. レンタル時のコピー これも、レンタル期間中のみ利用料ではなく、コピーされる事を前提とした著作権料として徴収すべきものである。(実際には、現状でもそれを考えていないはずは無い)</p> <p>中古と同様に、著作権料を取得するシステムがあれば、問題なし。特にレンタルの場合、コンピュータ管理が当たり前なので、把握しやすいはず。</p> <p>なお、</p> <p>3. デジタル放送からのエアチェック 現在でも、編集に制限があったり、コピーではなくムーブだけなどの対処がされており、1や2のような行為そのものできない。その点では問題ない。</p> <p>また、映画や音楽など多くの場合、カットされたりDJの声が入るなど、情報そのものが劣化しているとも言える。これでは補償金を取る根拠となる「デジタルデータのコピーでは情報が劣化しない(*1)」という事に当たらない。</p> <p>5. ネットからのダウンロード販売 JASRAC関係者は「配信事業者がJASRACに支払っているのはあくまでPCへダウンロードするまでの利用料」との主張を行なっているようだが、これは暴言としか言いようが無い。</p> <p>音楽で言えば、現状のCDの代金が3000円程度。対してダウンロード販売が1500～2000円である。(1曲単位であれば、アルバム曲全てを足すと、もっと多い事もある)</p> <p>これは、メディアの製造、ライナーノートの印刷・製本、パッケージング、店舗への輸送などを行わず、サーバーにデータを置くだけという販売形態から考えれば、現在でも製造業者の粗利益はCDより多いと考えるべきである。かかる経費はCMなどのプロモーションくらいではないか。</p> <p>それをCDのように「いつでもどこでも」が許されないとは、暴利をむさぼるとしか言いようが無い。もし、上記の主張をするのであれば、現在の半額以下にすべきである。(*2)</p> <p>6. ネット上などからの不正コピー これは犯罪である。もしこれを理由に補償金制度を正当化しようと言うのであれば、それは犯罪の容認であり助長である。</p> <p>まったく認められない。</p> <p>以上の点から、補償金制度を見直すのであれば、制度廃止をこそすべきである。</p> <p>なお、ここで言う著作権者とは作品の制作者であり、レコード会社や映画会社などは単なる販売仲介業者であるとして一切考慮していない。(するつもりもない)</p> <p>*1 補償金制度とは関係ないが、再エンコードし明らかにデータを劣化させるものでも「ムーブ」扱いにするのは異常である。情報再生時に1対1対応で等しいデータになる時のみ「ムーブ」にすべきである。</p> <p>*2 現状の業者から著作権者への料金の支払いが、作品の出荷数(レンタル回数やダウンロード回数などを含む)に対してではなく、売上金額からの割合で行われているのは、著作権者に対する最も大きな侵害であると考えられる。レンタルや中古、ダウンロード販売であろうと、CD販売と同額の著作権料が支払われるべきである。情報そのものの劣化が無いと主張する限りは、これを行わずに補償金を求める業者は、著作権者の代表という顔をしながら、実際は自らの利益追求をしているとしか思えない。</p> <p>現行制度は制定時においてはある程度やむを得ない事情を含んでいた補償金分配方法の不公平感や私的録音・録画を行わない利用者からも一律に補償金を徴収する問題点、ほとんど機能していない返還制度など引き続き見直すべき課題が山積しており、来年度以降もこうした課題を解決するための議論を継続すべきであると考えられる。それによって、制度の廃止を含めた縮小が望ましいと言う結論を得ることとなった場合は、その時期を明示すべきと考える。</p> <p>現行制度は、私的複製によって著作権者に経済的損害が生じることを前提としているが、その根拠は非常に曖昧なものであり、具体的な損害内容すら未だ国民に対して説明がなされていない。</p> <p>これは制度の存在意義そのものが不明確であることを意味する。</p> <p>具体的な損害が存在しないのであれば、この制度は国家的な詐欺であり、これにより消費者や複製機器製造業者に生じた損害は莫大な額にのぼると推定される。消費者である国民はsarahやSARVH等の団体に対して損害賠償を請求する権利があるものと思われる。</p> <p>そもそも著作権法で定められている私的複製の範囲は、著作権者の権利を害さない範囲を規定したものであると考えられる。この考えに従えば損害など発生しえない。</p> <p>またアナログ・デジタルの違いで損害の有無が変化するのも不自然極まりない。</p> <p>加えて、近年では複製防止機構を備えた媒体および再生機器が市場に多数出現している。複製できないのであれば、もはや損害は発生しえない(消費者としては、私的複製権および引用権の侵害行為であり、容認できないが)。</p> <p>このような理不尽な制度は即時廃止するべきである。対象とする機器の議論など時間の無駄である。</p> <p>この制度を今後も継続するのであれば、私的複製の大幅な範囲拡大を消費者として要求する。この場合の補償金とは、現在不正とされている複製行為に対するものとして解釈する。</p> <p>出版業者の利益ばかりを優先し、文化の利用に対する束縛を強める政策には、国民として断固反対する。</p> <p>※補足 ここでは「文化の利用者＝消費者」としたが、この考え方も大いに疑問である。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>私的録音録画補償金制度の根拠がおかしい。「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」とのことだが、そもそも私的コピーの目的は利便性である。便利であるから別の媒体へコピーしたいのであって、デジタルかアナログかは本質ではない。デジタル方式だから著作権者の利益が損なわれたと言うが、一体どんな利益を損なったのか。仮にデジタル方式のコピーが不可能になったとして、音や絵の品質が良いからという理由で同じコンテンツを幾つも購入する人がどれだけいるだろうか。このように、そもそもこの規定の根拠は取って付けたようなこじつけに等しい。デジタルだろうとアナログだろうと状況は変わらないはずだ。</p> <p>また、この規定により、録音／録画機器やCD-R等のブランクメディアからも補償金を徴収しているとのことであるが、これもおかしな話である。コピーをした後に請求されるならまだわかるが、機器やメディアを購入した時点では、コピーはまだ可能性だけである。可能性だけで利用者には補償を行う義務が発生するのか。さらにその額すら利用者に不明であるし、コピーに使用しないことを示せば返金されるらしいが、そのことの記載すらも(説明書など製品添付物に)見たことが無い。</p> <p>第一、このような補償およびその徴収システムの必要性すら乏しい。</p> <p>もともと著作権者は使用料を決められる立場にあるのだから、コピーによって利益が損なわれるというなら、その分を使用料に上乗せしておくことも可能はずだ。利用者がコピーする回数は判らないから正確な額は出せないだろうが、現在でも録音／録画機器や繰り返しコピー可能な媒体では統計的に補償額を算定しているのだから、不可能ではないはずである。</p> <p>そして、この額を補償という位置づけでなく、利便性の対価として、正々堂々とコンテンツ使用料に含めればよい。</p> <p>以上述べたように、私的録音録画補償金に関する規定はそもそも根拠が無く、また使用料を決定できる立場にある著作権者等にわざわざ補償を受ける権利をうたう必要もない。</p> <p>すみやかに廃止すべきと考える。そして、現在のような不明朗な補償金徴収システムを廃止し、利用者側としても気持ち良くコピーの対価を支払えるシステムを目指すべきである。</p> <p>まず、現行制度において、「支払われた補償金は、関係団体を通じて、権利者に分配されている」とのことであるが、実際に権利者にどのくらいの割合が分配されているのであろうか。ほとんどが作曲家などのアーティストではない、音楽の著作権にむらがる方たちに分配されているのが実態のようである。</p> <p>このような、まったく無関係の方に金を支払う必要性はあるのだろうか。</p> <p>もちろん、まったくないとは言わないが、それでも9割以上を作曲家などの音楽を作った人に渡すべきではなからうか？ それこそが著作物をもって文化に寄与するという、著作権法の根本に則ったものであるはずだ。</p> <p>・私的複製は、第30条第1項で認められている権利であり、私的複製によって経済的損失は発生していないことから、「私的複製による損害を補償する」ための金額は0円となりそもそも論として、この「私的録音録画補償金」自体の存在がおかしい。</p> <p>この法律は「複製の譲渡等による違法行為の経済的損失」を補償するためのものであるべきものと考えられることから、逆説的には、複製の無断譲渡を認めていることになるため、複製の無断譲渡等の禁止を定めている法律との一貫性が取れない問題を含んだ法律である</p> <p>また、この法律の問題点は、補償金の配布が指定団体のみとなっており、実際の損害額に応じた補償や、指定外の団体の損害が補償されないことという問題も内包した法律である</p> <p>さらに、違法行為に利用されているのかどうかも調査せず、一律で課税することも問題である。これは、「制限速度を超えることができる自動車を運転している人は、スピード違反しているから、証拠はないが違反金を取る」と同じ行為であり、集金する側が「私的録音・録画以外の用に供すること」を証明すべきである。</p> <p>したがって、 本法律は廃止して、違法行為をしっかりと取り締まるのが正論である</p> <p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。</p> <p>2. 私的録音録画補償金の見直しについて 私的録音録画補償金の金額が減少することを問題視する向きもあるが失当である。 真の著作権者に対し、正当な著作権料が支払われるならば、私的録音録画補償金を集めるための団体は一切不要である。</p> <p>私的録音録画補償金制度については、著作権法第30条第2項に基づく制度ですが、この第2項の存在理由が、いまひとつ不明確であると思われます。社団法人日本音楽著作権協会をはじめとする権利者団体は、ベルヌ条約を満たす要件として、第30条第1項に加え、第2項が必要であるといった趣旨の発言を記者会見等で行っています。しかしながら、なぜ我が国が批准するベルヌ条約を満たすためには、第1項及び第2項が必要であるのか、その理由については、権利者団体は明確な回答を行っていないように見受けられます。また、この私的録音録画補償金制度に、ハードディスク内蔵型録音機器等を含めることを権利者団体が要求している点についても、同様に根拠が薄弱であるように見受けられます。</p> <p>例えば、本年8月3日の衆議院文部科学委員会での、権利者団体として声明を行った団体の一つ、社団法人日本音楽著作権協会の理事長吉田茂氏の答弁では、「私もベルヌ条約から必然的にこの私的補償金制度が出てくるという意味では申し上げているわけじゃなくて、補償のためのいろんな方法がある、その中の、何もなくなったらやはりしりしりは免れないのではないか、こういう趣旨で申し上げているので、何が何でも違反だということではない」と述べています。</p> <p>このように、ベルヌ条約の第何項にこういう記述があり、こういう記述はこういった制度作りを批准した各国に求めている、それに応じて我が国の著作権法にはこういった条文が必要である、といった論理的な因果関係がわかりません。そのような論理的な関係を権利者団体は有しているのかもかもしれませんが、それを利用者側に分かり易く提示しようとする意志が、権利者団体から伺うことが出来ません。</p> <p>さらにベルヌ条約自体、作品の複製に関する著作権の考え方は、営利的な利用における侵害等を除いて、各国に委ねられていると言われています。その考え方に基づけば、ベルヌ条約から第30条第1項と第2項の組み合わせが必要であるという権利者団体の主張は、根拠がさらに不明確なものになると思われます。</p>

項目	意見
	<p>私が考えるに、このような著作権法第30条第1項と第2項を巡る混乱は、第1項に記載されている「私的利用」について、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」という表記に留まっていることに原因があるように思われます。ここでは、「私的利用」のあり方について、著作権法の理念に基づいたさらに広範な議論、いわゆる「フェアユース規定」の導入について検討を進めることが、重要ではないのでしょうか。</p> <p>政府の知的財産戦略本部では「知的財産推進計画2005」の中で、「6)権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する」として、「コンテンツの保護を強化する一方で、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意することが必要であり、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規定」の適当な分野における拡大等について検討を行い、2005年中に結論を得る。」との記述があります。ここでの検討を踏まえ、権利者の利益と公共の利益のバランスのあり方について一定の社会的認識が形成された時点で、私的録音録画補償金制度の是非を問うという手順の方が、社会的な承認を得られやすいと考えられます。</p> <p>また、文化審議会著作権分科会においても、この私的録音録画補償金制度の是非と平行して「フェアユース規定」について議論を深めるべきと考えられます。従って、私的録音録画補償金制度の是非については、フェアユース規定の検討と平行して行うべきであると考えられます。そして、その検討の間は、根拠が不明確な私的録音録画補償金制度の拡充は行わない事とし、ハードディスク内蔵録音録画機器等の追加指定は行わなければならないことを主張致します。</p>
	<p>意見: 補償金制度自体を廃止しないしは縮小し、著作権法上で例外に対する例外として扱われている第30条第2項自体も見直すべきである。</p>
	<p>理由: 現行制度ではデジタル方式の普及に伴って権利者の不利益が生じることが前提になっているが、DRMなどが利用可能になった現在では必ずしもデジタル方式の複製が権利者の不利益につながるとはいえない状況になっており、制度そのものの必要性がないと思われる。</p>
	<p>意見: 追加指定するべきではない。</p>
	<p>理由: 上記の録音機器は消費者側に汎用機器として用いるかどうかの選択が許されており、CD-Rなどのようにあらかじめ録音用途に特化したものが別に販売されているわけではないため、汎用機器として購入した消費者に対して不当な不利益を被らせることになる。また、DRMを利用したデジタル方式の複製であれば権利者に不利益が及ばない方法も可能であり、早急に努力すべきは補償金制度そのものである。</p>
(1) 現行制度	<p>本項に述べられた事項全般について、経済学による分析を踏まえた上で結論を出すべきである。</p> <p>・理由: 補償金制度は、「著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」、導入された制度である。したがって、制度の維持、拡張、縮小、廃止のいずれの結論に達するとしても、経済的利益がどのように変動するかについて、経済学による分析を踏まえた上で結論を出すべきである。</p> <p>具体的に、補償金の支払者である消費者との関わりでは、①制度内容が周知となっていない、②制度を知っている場合にも現行のラフな徴収と分配に対し数々の疑念を払拭できない、という二つの問題があると思われる。このうち後者については、補償金の受取者が数字を示しても説得力がない。経済学者による中立的な立場からの分析を示さなければ国民の理解を得ることはできないものと思われる。</p>
	<p>補償金の配分に関しては、情報公開せざるを得ない。 実は補償金の配分が難しいと言うならば、無理せず制度を見直した方がよい。</p>
	<p>現行の制度運用においては、本来権利者の下請けであるべき指定管理団体が、権利者に対して支払われるべき補償金を当事者不在のまま私物化し不透明な分配を行っている。 かような現状においては、現行制度の凍結・見直しが必要であると考えられる。</p>
	<p>●意見● 補償金制度は廃止、縮小すべき</p> <p>●理由1 補償金制度はそもそも二重払いであり、廃止すべき。 買ったCDを、個人的に、据置型のCDプレーヤーで聴こうが、携帯型プレーヤーで聴こうが、カーステレオで聴こうが自由であるべき。</p> <p>●理由2 携帯型プレーヤーは指定装置から除くべき 携帯型プレーヤーで聴く際には、ファイルサイズを小さくするために音質を落とすのが普通である。(例えばmp3なら160bps以下に。) したがってアナログレコードの録音に準じて付加的な補償金を課すべきでない。</p> <p>●理由3 レコードやCDが廃盤となってしまっ引退した アーティストにも補償金が行くのか疑問。 最終的に携帯型プレーヤーにデジタルで録音するとしても、元々の音源がアナログレコードだったり、廃盤CDだったりという事が多く、現在発売されているCDである場合は少ない。 私の場合、現在も発売されているのはiPodに入れている曲のうち20~30%というのが実感である。 既に引退して数十年経過していて、レコードやCDもほとんどが廃盤となっている私が尊敬するアーティスト達に、徴収された補償金が行くのか? 今の制度では甚だ疑問である。 つまらない曲しか作らない絶滅してほしい今のアーティスト達にのみ補償金が行くとしたら全く納得できない。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>現行制度で一番問題と思われるのは、「アナログかデジタルか」で運用が異なることです。デジタル化にあたり「著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」とされていますが、例えばかつてレコードより遥かに音質の劣るFMラジオのエアチェックでライブラリを集めていた人がいるように、ユーザーが求めているのは「著作物」そのものであり、音質や画質はそれほど大きな入手動機ではありません。</p> <p>無論、かつての「知り合いから借りたアナログテープからのダビング」と現在の「ネットワーク上に掲載されたデジタルデータのダウンロード」ではその伝播量が違うのは当然ですが、本質的な問題は「著作物が本来の購入者以外の人に勝手にコピーされること」であるはずで、その本質からすれば「アナログかデジタルか」での運用の違いは本末転倒です。</p> <p>従って、現在の「私的録音録画補償金制度」は抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p>まず初めに、著作権法の目的にもうたわれているごとく、文化の発展のためには『著作物の公正な利用に留意しつつ』『著作権者の権利保護を行なうべきである。』</p> <p>文化の発展・振興観点から、個人の範囲内での利用や複製は無制限に認められるべきであると考えます。デジタル機器の登場によって複製が容易となり著作権者の経済的利益が損なわれるようになったというのは個人の範囲を超えての複製が行なわれるためであって、それをもって私的複製に課金を行なうことは根本的に誤りである。</p> <p>加えて、私的録音録画補償金の徴収方法にも重大な欠陥が存在する。</p> <p>対象を絞っての徴収が困難であるとか費用の点で見合わないというのは団体側の言い分であって、その団体の都合で無関係な第三者からも金を『掠め取る』のは全く筋が通らない。請求があれば返還するという制度は形ばかりのもので実際にはほとんど機能していないばかりか大多数の人はその制度の存在すら知らず(もっと書けば、金をとられていることすら知らされていない)、なにより『専ら私的録音・録画以外の用に供することを証明しなければならない』というのは話が逆である。</p> <p>課金しなければ利用したことを証明するのがあたりまえで、利用しなかったことを証明しなければ利用したとみなして金を取るという商売は常識では考えられない。</p> <p>最後に、文化の発展のために『著作権者の権利保護は必須であるが、補償金の分配方法が極めて不明朗な点が問題である。』</p> <p>百歩譲って、消費者がCDを購入したのはその音楽を聴く権利を買ったわけではなくそのCD限定で聴く権利を買っただけだとして、例えば電車で聴くためにMDIに複製を行なったとすると、その私的複製補償金はCDの著作権者に支払われるのが当然である。しかし、現制度ではどの音楽が複製されたかは問題とされず、一律に徴収され、団体が2割『上前をはね』て、残りの分配はどうなっているのか。</p> <p>これは現在の指定管理団体、さらには管理団体を指定する法自体に問題があると考えられる。</p> <p>以上を総合すると、デジタル的複製を問題にするならデジタル的に私的でない複製を制限する方法を確立するべきであって、現在の私的録音録画補償金制度は即刻廃止すべきであると考えます。</p>
	<p>簡潔に言ってしまうと、不明瞭な課金の根拠、対象、および多重課金が問題にされるべきである。</p> <p>たとえば旧来のMDメディアは、その汎用性から私的録音補償金を課金すべきとされていたが、この課金の根拠さえも「著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況」という曖昧な設定のものであり、いわば「利便性の高さから、『もしかしら』」に不当に用いられるかもしれない。</p> <p>では、取れるところから取れるだけ取っておけ」という考えに基づくものであるとも取ることが出来る。</p> <p>本来の私的録音補償の考えに則れば、一度課金した音楽作品等に重ねて課金するのは不当ではないか。</p> <p>この考えを突き進めれば特定ユーザーからの多重徴収という事態が起こるのは当然であるし、道義的にもいわば他の犯罪者の尻拭いをさせられているとも言えることに反発を告げられる。</p> <p>また、特定のアーティストのCDを買ったならばそのアーティストに直接的に著作権料を払ったといえるが、先に挙げたような補償金制度では、その金額の流れが分からないという問題もある。</p> <p>それに比べて音楽配信においてDRMによる課金がきわめて分かりやすいという対照例もあるのかにかかわらずである。</p> <p>性悪説に則った状況判断で消費者を泥棒扱いするような事態は避けていただきたいと考えるところである。</p>
	<p>「審議の経過」では、現行制度の立法趣旨について「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため、平成4年の改正により私的録音録画補償金制度が導入され」としています。</p> <p>しかしながら、平成4年当時、デジタル録音機器はDATが存在したほか、DCCやMDが発売されたばかりで、民生用デジタル録音機器は存在すらしていませんでした。したがって、「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」という状況にはありませんでした。</p> <p>佐藤禎一文化庁次長(当時)は、平成4年11月26日の第125回国会衆議院文教委員会において、真鍋光広委員の質問に対して、</p> <p>「逐次の実態を見るに従いまして、そのことについてはやはり疑念を感じている。権利者の経済的な利益を侵害するような実態が、特に今回のようなデジタル技術を駆使した機器の開発普及に伴って生じてくるのではないかとということが今回の御提案の一つの基礎になっているわけでございます。」(第125回国会衆議院文教委員会議録第1号11頁第4段)とご答弁されておられます。ここで「逐次の実態」というのは、デジタル録音・録画機器が普及する以前のアナログ録音・録画機器が普及した実態を指していることは、佐藤禎一文化庁次長(当時)が、権利者団体とメーカー団体との共同調査(著作権審議会第10小委員会報告書12頁以下に紹介されている平成3年の「私的録音・録画に関する実態調査」だと思われる。)の結果に触れた後、次のように述べていることから明かです。</p> <p>「そこで、これを総括してみます場合に、現行三十条というものが全く権利者の経済的な利益を侵害し違法状況になっているかということになりますと、現在の認識では必ずしもそこまで到達をしていないのではないかと。しかし、今回発売されますデジタル機能を持った機器等による録音・録画を考えてみますと、これはもとのソースの品質を劣化することなく録音し、かつ再生をすることができるという機能が高いわけでございますので、このことによって恐らくは格段に経済的な利益を侵害するおそれが高まるであろう、こういうふうにご考慮の次第でございます。」(第125回国会衆議院文教委員会議録第1号12頁第1段)</p> <p>他方、佐藤文化庁次長(当時)は、デジタル機器の普及によって、録音・録画の機会が多くなることを根拠としていないと述べるとともに、従来の機器が次第に駆逐されるであろうとの見通しも述べておられます(*1)。</p> <p>そして、平成4年12月7日の参議院文教委員会では、デジタルに限定する趣旨について、</p> <p>(1) デジタル方式の録音録画機器の普及によりさらに権利者の不利益が拡大するであろうという将来予測</p> <p>(2) 制度の円滑な導入の必要性</p> <p>(3) 既存機器機材を対象とすることの影響への配慮</p> <p>(4) 民生用デジタル録音・録画機器の普及が予想されることを挙げています(*2)。</p>

項目	意見
(1) 現行制度	<p>すなわち、アナログ機器による録音・録画においてすでに権利者の経済的利益を侵害する疑念があることを前提として、上記4つの理由から、デジタル録音・録画機器が普及する前に法改正を行う必要があると考えられたのであって、「審議の経過」の記述は事実と反すると考えます。</p> <p>(※1) 佐藤禎一文化庁次長(当時)は、宇都宮真由美委員の質問に対し、次のようにご答弁されています。「デジタル機器を使用することによって録音・録画の機会が多くなることを直接の根拠にしているわけではございません。そういったことが一つの誘因になることは言えるかと思えますけれども、むしろ私が先ほどから強調いたしておりますのは、高品質な録音・録画ができる、つまり原音に忠実な録音と再生ができるということが一番大きな原因になっております。そのことは、ひいてはそのような形で録音・録画されたものをそれぞれライブラリーとして所蔵をするというようなことも実態としてはついてまいりますけれども、出発点としてありますのは、高品質の録音・録画ができるということがあるわけでございます。</p> <p>なお、後段でおっしゃいました意味を必ずしも私正確に受けとめなかったかもしれませんが、全体の見通しとしましては、先ほど申しましたように、こういった形で高品質の録音・録画ができるというものが回りまわると、それは従来のものに比べて格段に品質が違いますので、従来ものは次第に駆逐されるであろう、そういう見通しは持っております。」(第125回国会衆議院文教委員会会議録第1号19頁第3段)</p> <p>(※2) 佐藤禎一文化庁次長(当時)は、橋本敦委員の質問に対し、次のようにご答弁されています。「今回の制度をデジタル方式に限定する理由というのは幾つかあるわけでございます。基本的には、これがアナログに比べて高品質の録音・録画が可能であるということから権利者のこうむる不利益がさらに大きくなるであろう。それから、著作権審議会の第十小委員会の中では、この制度を円滑に導入するという必要性も指摘をされてございます。また、権利者の権利を実現するという面ももちろん大切でございますが、先ほど来御指摘ございましたように、逆に支払い義務者が一般消費者でございますので、既にほとんどの家庭に普及しているアナログ方式の機器媒体を対象にすることは与える影響が大変大きいであろうということが理由になっているわけでございます。</p> <p>デジタル方式の商品は、録音関係はことしの秋から低廉なものが大分発売をされる状況になりました。録画の関係は、御指摘のように、まだ民生用のもはございませんで業務用のもばかりでございますけれども、これは逐次発展をし低廉なものになれば急速に普及をするだろうということも予想されている、そういうことが予想され得る時期にきかけているということでございます。」(第125回国会参議院文教委員会会議録第1号25頁第2段及び第3段)</p>
	<p>意見1</p> <p>「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった」とあるが、いったいどんな経済的利益が損なわれているのか明らかでない。確かにデジタル方式の録音・録画は現物同様のコピーができ、しかも劣化しないのでコピー品の質は高い。であるから侵害の危険性が高い。侵害の危険とは違法コピーのことであるが、侵害として想定されるのは、本物同然のコピー品を売ったり、知り合いにあげたりすることであろう。前者は日本の優秀な警察の力を背景に、国民の権利擁護意識の向上もあり、現在侵害として問題にするに足りない。また知り合いに譲渡する等の行為は、たとえば試験間際の学生の本の違法コピーや、プログラムソフトの違法コピー等と比較してみると侵害行為としてそれほど顕著なものと言えない。むしろプログラムソフトの無断コピーの方が頻繁に行われ、そのためプログラムソフトにはコピープロテクト等の防御策が講じられているのが一般である。これに比べれば、技術が進歩したからといって、それを侵害と直接結びつけるのは短絡的で、侵害と技術の進歩との因果関係はあまりないといわざるを得ない。このような状況の中で本来許されるはずの私的録音に対して補償金を課したのが第30条第2項であるが、本来しても構わないことをしていて補償金を払わなければならないという法制は矛盾している。「(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)」で述べられているように、廃止の方向で根本的な見直しをすべきである。なぜならこのように優れた技術の出現により、著作物を本物に近く再生させ、消費者の消費を促す結果それは著作権者の利益にもつながるのであり、その利益は侵害の危険より大きい。このような前提を忘れ、「(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」にみられるごとく、私的録音補償金の対象として追加して欲しいとすることは、著作権者の利益と著作物の公正な利用のバランスを定めた著作権法の趣旨に反しているというべきである。</p>

項目	意見
2. 私的録音録画補償金の見直しについて	<p>Apple Computer Inc.のiPodシリーズは、カセットテープやMDなどと違い、iPodに録音された音楽データを他のiPodやコンピュータにコピーできないようにプロテクトがかけられている。他社のHDDプレイヤーやFlashメモリープレイヤーでコピープロテクトのないものに関して私的録音録画補償金を課する事は理解できないわけではないが、iPodに課するのは説明がつかない不当な課金である。議論の訴状に上げる事自体が疑問である。むしろ、コピープロテクトが難しい画像の私的録画補償金制度をもっと真剣に検討すべきだ。</p>
	<p>そもそもJASRACの回収した印税や私的録音録画補償金の分配や明細が不明なのにさらに回収するとは何を考えているのだろうか iPodに課金すればせつかく普及したiPodの国内での販売に影響するだろうリスナーやクリエイターのための団体であるならば今後の音楽業界においてはJASRACはもはや不要の存在であらうといえる</p>
	<p>掲載されている不適当であるとの意見を支持します。補償金制度は導入されて以来大きな改定はなく、導入時点との環境の変化を考えればすでに制度疲労を起していると考えられる。このような状況でさらに対象機器を広げることは消費者の利益を損なうことに他ならない。そもそも日本では消費者と比べて著作権者の権力が大きすぎるのではないか。このまま対象機器を広げると、それをさらに助長する結果をもたらすと考えられる。本題とは関係ないが、BS・地上デジタル放送のコピーワンスなんてものがまかり通ってしまう時点で日本の行政は消費者を無視しているとわたしは感じる。</p>
	<p>コンテンツによって著作権料が支払われているのだから、機器自体から保証金を取る必要はないと思います。有料コンテンツを利用しない人からも保証金を取るべきではありません。著作権料は機器ではなく著作物に対して支払われる物なのだから、総ての機器に保証金は必要ないと思います。コンテンツ側での個別課金で対応するべきだし、技術的にできると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であり、今回の追加指定案は論理的な根拠のないもので反対である。現実に、塾・学校等では教材(英会話・資格の講義の録音)等の配布に利用されており、ユーザも小型の外付けハードディスクとして利用しているケースも多く、必ずしも「音楽のデジタル録音を主たる目的としている」とは言い難い。また、ユーザが私的に音楽のデジタル録音を行った場合でも、市場で流通している、ほとんどの録音機器は音源からの録音はできるが機器からの音楽データの取り出しができない仕組みをもっており、著作権者の権利を侵害しているとは言い難い。本来、補償金は権利を侵害される者の保護のためのものではないのだろうか。 学習に用いるユーザやデータの持ち運びを主たる目的として利用するユーザからも、不必要な補償金をとり、技術的にも録音したデータの取り出しが難しい機器に対して補償金を課するのは不当である。 先生方のご検討の一助になれば幸いです。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>補償金の対象に加えるのは不適当であるとの意見はまったくその通りで、追加すべきという側は著作権者にも利用者にも有害な存在と言えらると思います。長い目で見れば私的録音録画補償金制度は著作権者にも利用者にも有害としか思えません。流通を握っている者に短期的に利益をもたらすだけの無意味な制度だと思います。</p>
	<p>ハードディスク等を追加指定することに反対する意見を述べさせて頂く。 まず、そもそも著作権法において私的録音は明確に許諾されている。それにもかかわらず、補償金を徴収すべしとなった理由に次の二つがある。 (1) デジタル録音は、複製の際に劣化が発生しないこと。 (2) 複製媒体が安価であり、配布媒体として使われる可能性のあること。 仮に、これらの理由が補償金を徴収するに十分な理由であったとしても、現状ではこれらがハードディスク内蔵型録音機器には必ずしもあてはまるわけではない。なぜなら、現在主流の音楽フォーマットであるMP3やAACは音楽を圧縮しており、CDなどと比べて音質が劣化している。これは、前提となる条件(1)を満たしていないのではなからうか。 また、(2)に関してもCD-Rが50円程度でも購入できるのと比べて、ハードディスク等内蔵型録音機器は、安いものでも5000円程度はする。従って、これらを配布媒体として使うことはありえない。配布媒体とならないのが明らかであれば、その利用は純粋に私的利用の範囲内であって、補償金を課す対象とはなりえないのではなからうか。 これらを鑑みれば、複製が行われるという点だけをもって、補償金の対象とするのは誤りであろうと考える。同様に、「汎用機器・記録媒体の取扱いについて」(ページ40)や「政令による個別指定という方式について」(ページ41)などの問題を考える場合にも、「複製が行われる」とこと以外の条件にも留意していただきたい。</p>
	<p>iPOD課金は反対です。 日本のレコード業界は、世界にまれに見る複雑怪奇なシステムのためCDの価格は途方もなく高値につり上げられています。諸外国に比べて決して高くはないと反論していますが、これは昔の楽曲を売っているのであって、音質も最悪です。著作権と言っていますが、十分にCDの値段に付加されているはず。iPOD課金についても、これらの機械は音楽だけでなく、写真やPCデータも保存できます。音楽だけのためにデジタルカメラの画像保存用として使用している人もたくさんいます。これらの人も、著作権を支払うのは矛盾します。レコード業界も著作権の流れをもっと透明正大にしたいです。政府はグローバルスタンダードを推進しているのに、アジアでは同じ商品で安くして、日本の消費者のみ高額なCDを買うシステムこそ糾弾されるべきでないでしょうか。</p>
	<p>利用者としては、自分の買ったアルバムをテープに落として持ち歩いてきた時代と何も変わらない。セルCDやレンタルCDには複製して個人で楽しむ料金が含まれているのに、何故これ以上課金されなくてはいけないのか。消費者の利便性を考えずに圧迫し、自分たちの権利ばかり守ろうとする音楽業界のやり方に怒りを感じる。</p>
	<p>JASRAC等の団体に代金を払わなければいけないのか全く分かりませんが、インターネットで曲を購入しようがCDを購入しようが、アーティストには対価は支払われているべきでなぜそれ以上に課金されないといけないのか全く分かりません。そもそもJASRAC等という団体自体いらぬのではないですか？</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPodなどのデジタルオーディオプレーヤーについて 今後ネットでの楽曲購入が盛んになります。 ネットで購入した楽曲には、それに著作権料が含まれている。iPodなどのデジタルオーディオプレーヤーに課金すると多重取りになります。カナダでも、そのような事があり本年7～8月にハードに対して課金していた分を返金するという動きも有ります。そういう事が起こると、無駄な動きになり著作権自体に疑問の声が起こりうる事も有るのでは？ CDからのコピー（GCCD等）が出来なくなりつつ有るので、ネットでの購入が増えるようになるでしょう。なので、よりスムーズにネットでの購入が出来るようにすべきです。それは、各サイトのセキュリティーであるとかそういった販売される著作物の課金のより簡素化し正確に徴収出来るようにする事です</p>
	<p>○すみやかに保証金の対象に追加すべきものであるとの意見について MDなどと比べて公平性に欠けるという主張はまったく妥当性に欠ける。 公平性の確保は、課金対象を拡大するだけでなく、既存の課金制度を廃止することによっても可能なはずである。すでに保証金制度に代わる有効なDRM制度がすでに存在することを無視し、課金対象を拡大することだけが目的の都合の良い主張に過ぎない。 国際条約上の問題についても、すでにカナダにおいてハードディスク内蔵型録音機器への著作権税課税が違憲であるとの判決が下されるなど、世界の情勢はこの主張とは反対の方向へ向かっており、</p> <p>○表記の機器を保証金の対象に加えるのは不適當であるとの意見について きわめて妥当かつ合理的である。 録音・録画に限らないデータ等の保存にも利用可能なプロダクトへの課金対象の拡大は行うべきではない。著作権料の二重取りとならないよう、DRMの適用されているコンテンツを保存するプロダクトへの課金は行うべきではない。</p>
	<p>携帯オーディオ機器はもはやなくてはならないものであるにもかかわらず、CDを音源に使用した場合は補償金が二重課金されることになると言われれば購入する気は少なからず冷めると思います。 そもそもMDも課金する必要があるのか疑問です。著作物の録音以外の利用目的も想定されるにもかかわらず、同額の課金を行うのは不公平であると言えます。 また、販売者側がそういった問題を防ぐような対策を施した販売の仕組みの開拓や新たな記録媒体への移行などの取り組みを積極的にやっているとはとても思えないです。問題解決への努力が不十分なのではないでしょうか？</p>
	<p>下記の観点から、進むべき方向と逆行する追加指定は行うべきではないと考える。</p> <p>本来の趣旨であるならば、デジタル・アナログ等の録音方式に関わらず著作物の複製全てに課金し、補償金は複製された著作物の著作者に配分されるべきものであるが、現制度は課金の容易性を優先してバランスを欠く負担と不透明な分配が行われており、著作物利用者の観点からは公平性の上で問題が多すぎると考える。 また、著作者にとっても自分の著作物の正当な対価を得られておらず創作活動の動機付けを損なうことにもなる。しかし現実の問題として、個人が行う全ての形態の私的複製行為を個別に監視することは不可能であり、私的録画補償金の考え方そのものが非現実的であると言わざるを得ない。そもそも問題の発端は不正な複製による著作者の経済的損失をどうするかということであり、これは不正コピーに対する罰則強化と厳正な取り締まり、教育現場を含む啓蒙活動(不正コピー防止を訴えるだけでなく、著作者を支援するために著作物にお金を払っているという意識付けを行うことも重要)等によって対応すべき問題である。 技術の観点からは、著作物利用形態が様々に広がる中、本来であれば新たなビジネスチャンスを求めてビジネスモデルを転換すべき業界が本制度によって結果的に保護された状態になっており、現制度の継続は技術発展の阻害要因になる可能性が高い(既得権益に捕らわれ、新たな技術に投資をしにくい体質を作り上げている)。このような状態が続けば既にグローバル化が始まっている著作物の配布技術で日本が大きく後れを取ることであり(既に明らかに遅れているが)、将来の日本経済にも影響を与えかねない。 以上のことから、本制度は段階的に縮小・廃止するとともに不正な複製(私的利用以外の複製)に対する厳格な対応が進むべき方向であると考え。また本制度同様に本来の意義を失い業界保護システムとなってしまう再販制度の見直しも避けて通れないと考える。</p>
	<p>補償金の対象に追加すべきであるとの意見に対する反論である。</p> <p>① 音楽のデジタル録音等主たる用途として・・・のくだりについてであるが現行のipod等では明らかに音楽の再生が目的であり、MDの場合に考えられる保存の為に録音するという形は一般的ではないので、録音が主たる用途とするのは語弊があるのではないかと。 また、主たる用途の定義が曖昧すぎる。技術進歩により、録音機器が一つの機能となった場合にはどうするのか？すでに音楽が聴ける携帯電話が販売されているが、録音再生は一つの機能であり、主たる用途とは言いがたい。例えいうなら、デジタル録画機能のついた時計と、時計のついたデジタル録画機器、これはどのように判別するのか？</p> <p>② 代替する機能がついている機器のすべてを課金するというのは横暴である。 公平性の観点から代替する機能がついているだけの課金は妥当ではない。</p> <p>③ そのようなきめの粗い課金方法によって二重課金等が発生しているのも、また現実問題としてある。</p> <p>④ 二重課金にならない範囲、とはどのような範囲を指すのか？ 補償制度において二重課金が発生しないシステムはあり得ない。よってその論理では、そもそも課金する合理性が存在しない。</p> <p>⑤ 国際条約上の問題以前に、不備のある補償制度によって二重課金が発生するほうがより問題ではないのか。</p>
<p>私のiPodに入っているデータは、その9割がPodCastのデータです。PodCastがこれだけ広まっていることを鑑みると、特殊な事例では無いでしょう。万一iPod本体に対して保証金が課金されると、このような、本来課金対象ではない音声データに対しても無関係に保証金が割りかけられてしまうこととなります。DRMという楽曲単位で課金できる仕組みがある以上はそれを利用すべきです。また明らかに二重取りは許される道理がありませんので、とりうる道は、DRMか、あるいは一律の保証金課金か、いずれかです。DRM機能を持たない機種に対しては保証金を課金することもやむを得ないが、DRM機能を持つ機種には課金すべきではない、と考えます。</p>	

項目	意見
	<p>ストレージ機能(音楽・動画以外のデータを保存できる機能)を持たない携帯型ハードディスク内蔵プレーヤーについては、音楽用CD-Rと同じ扱いで、課金すべきだと思う。</p> <p>ストレージ機能を持つ携帯型ハードディスク内蔵プレーヤーについては、音楽以外の用途にも利用できる為、データ用CD-Rと同じ扱いで、課金すべきではない。もし仮に課金するのであれば、ストレージ機能を持たないものより徴収料金を低く設定すべきだと思います。具体的には1/3～1/5程度。(消費者全員が補償対象の音楽・映像をプレーヤーに転送するとは限らないものの、転送する可能性もあり、その場合は著作権保持者が損をする為、中間を取って徴収料金を引き下げる。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。</p> <p>私の意見を以下のように開陳します。</p> <p>いわゆるハードディスク、フラッシュメモリー搭載型録音機器へ音楽を録音する場合への課金の是非については、種々議論されているが、私は次の理由で反対するものです。</p> <p>(1) 対象となる機器は確かに音楽を録音して、いつでもそれを聞くことができる機能を有しているのだが、これだけの機能ではなく、コンピューターからカレンダー、アドレスなどの同期を行ったり、写真を取り込んだりする場合も決して少なくない。私の例では記録している容量の50%以上がこのような音楽以外のデータで、これに一律に課金されるのは非常に不合理である。</p> <p>(2) オンラインでダウンロードする際に、さらにCDを購入する際にすでに課金されている。なぜ同じ個人が同じ音楽を聴くときに再び課金されねばならないのか? はなはだ疑問を感じる。</p> <p>(3) このような不公平を許すとき課金が為されるなら、我が国におけるこのビジネスモデルの崩壊を意味するものと考えられる。すなわち諸外国では当たり前に行われている行為が、我が国では課税対象となることは、文化行政の後進性を示すものであり、せっかく盛り上がったユーザーの音楽離れを加速するものと考えられる。</p>
	<p>iPodは既に利用しているが、英語を勉強する目的で利用している。</p> <p>そのため、英語勉強に集中するしかない状況を作るため、音楽は一切入れていない。このような利用方法をしている人が、保証金をなぜに払わなければならないのか。たとえ払う事になった場合、簡単な申請で手数料もなく返金してもらえるのか。(ネット上での返金依頼など)</p> <p>音楽離れが起きているという事だが、普段忙しくて音楽を聴く暇すら無い状況で、最近は音楽自体がつまらないため、なおさら聞かない。</p> <p>はっきり言って、何でもかんでも十把一絡げにして考え、関係の無い人まで巻き込んで金儲けするのは不愉快。CD-Rやカセットテープにおいても、音楽をコピーする目的での利用ではないのに、なぜ初めに保証金を払わなければならないか、かなり以前から疑問に感じていた。合法詐欺と私は呼んでいたが、そろそろ「色々なユーザーのニーズ」に細かく対応できる精度を考えた方がよいのではないかと。そういう意見を聞く機会を作ったのは評価に値する。</p>
	<p>著作権がある音楽の録音以外の用途もありえるのに、その全てに課金する事は大いに問題があるので、反対である。</p> <p>現行の私的録音録画補償金制度自体にお金の流れの不透明さ、用途の不特定の物からの徴収、補償金返還制度の難しさなど問題が多すぎる。お金の取れるところから取ろうという意図で作成されたようにしか思えないので、反対である。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>いわゆる「iPod課金」について、課金に反対致します。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器などを私的録音録画保証金に追加する必要はないと考えます。</p> <p>MD、CD-Rは1枚の値段が安く、大量に録音し配布される可能性があるのに対し、ハードディスク内蔵型録音機器は1台の値段が高く、大量に配布される可能性がなく、自分の聴きやすい形に変えただけで、著作者に迷惑をほとんどかけていないと思われるからです。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器から取るなら、パソコンでCDを読み込んで音楽を聴いている人もいますので、パソコン製品すべてから聴取しないと平等さに欠け、その範囲を規定するのは無理だと考えます。</p> <p>そもそも、私的録音録画保証金の制度がおかしいのではないのでしょうか。保証金を取るなら、メーカー全て(ラジカセ、ステレオコンボ、ハードディスク内蔵型録音機器、パソコンなどの)から徴収すべきだと思います。</p>
	<p>私は、自分で購入したCDをiPod等のハードディスク内蔵型録音機器に録音し、運転中や出張で聞いております。すでにCD購入で著作権料など権利関係の費用を支払っているので、私的利用の範囲の録音に対してさらに補償金を徴収されるのは著作権料の二重取りであり、容認できません。</p> <p>また、補償金は法的根拠が不明確であり、徴収された補償金の分配方法などの会計内容が全く明確にされておらず公開原則に則っていないと考えます。</p>
	<p>iPodに補償金を乗せるのはおかしいと思います</p> <p>私的録音録画補償金の制度見直しには反対です。</p> <p>JASRACは日本における音楽市場の発展を妨げているのではないのでしょうか</p> <p>徴収された金が正当に使われるのならまだしも、用途が不鮮明なのでは払う気がしません。</p> <p>JASRACの存在意義もないと思います。利権に縋り付く金の亡者とか思えません</p>
	<p>私はiPodへの補償金上乗せはおかしいと考えます。</p> <p>例えば自分で買ったCDを自分のiPodで聴く場合、CDとiPodの両方から補償金を徴収される形になります。更に、ネット配信音楽をダウンロードして、iPodに入れた場合も同様です。この補償金上乗せには補償金の二重取りの構造が完全に残ったままです。また、SCMS技術により孫世代のコピーは不可ですよ。たとえしたら孫世代に当たるiPodに補償金を上乗せする事自体全くおかしい話です。日本の補償金制度は、このSCMSの搭載を前提としたものである以上、孫世代であるiPodへの補償金上乗せはおかしいのでは?</p>
	<p>(2)MDの代替とあるが、MD機器の代替ではなく、新規需要の喚起であり、これは、問題となっている機器の投入時期前後の普及率(販売台数)の伸びを見れば明らか。</p> <p>(4)二重課金とされない範囲でとあるが、楽曲を有料サイトからダウンロードする際には既に課金されている。明らかに二重課金である。また、ボランティアや研究目的で、著作権が消滅した楽曲、文章しか保存しない場合には、不当な課金となる。善意ある少数</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>IPodの課金について 音楽をインターネットで購入する際に税金を払っています。音楽CDなど、購入する際に税金を払っていますが、その音楽をテープやMDに録音して聞いても税金は支払いません。Ipodの購入にも税金は支払っています。それ以上の税金を支払う必要がなぜあるのでしょうか？音楽を購入する際に既に支払っている訳ですから、2重課税ではありませんか！！絶対に反対です。</p>
	<p>CD等の購買時、レンタル時、また、音楽データ購入時にすでに著作権料などを支払っており、その上で私的に音楽を楽しむ権利は保障されてしかるべきである。さらなる補償金の追徴は消費者にとって「取りすぎ」感が強い。また、購買意欲を削ぐもので、経済の活性化の妨げにもなる。むしろ違法コピーやファイル交換ソフトなどによる損失を回収すべきである。</p>
	<p>先に述べた通り、そもそも私的録音録画補償金は不必要であるため、対応機器の増加ということは考えなくてもよくなります。</p>
	<p>まずCDなりオンラインストアで購入なりして、すでに著作権者への支払いをした音源が収録されることが大半である、ハードディスク型プレーヤーに課金することがおかしく、論理として間違っている。 課金されたお金がアーティストに渡ることは少なく、つまり取得の意味としても間違っており、これによって携帯プレーヤーの使用者つまり音楽愛好家が不利益を受けて、回り回って音楽業界が不利益をこうむるので、損得の視点でも間違っている。 絶対に課金すべきではない。</p>
	<p>新しい電子機器に古い価値観を持ち込むのは危険。 古い枠組みを守ろうとするあまり創造的な文化の発展を阻止する結果にならないように、iPod等に課金するのは良くないと考えます。</p>
	<p>現在の「ハードディスク内蔵型録音機器等」は、用途が多様化しており必ずしも音楽を再生するための機器であるとは限らない。また、携帯型ゲーム機や携帯電話も、音楽再生機能を実用的なレベルで実装するようになっている。将来的に構想されている、更に小型なウェアラブルPC(身につけて使用するパソコン)や携帯用小型ポータブルコンピュータに対する影響も懸念される。 これらの新しいコンセプトの未来志向の機器は、大手企業ではなく国内外の無名の中小企業から生まれてくることが多い。補償金の適用拡大措置は、これら企業の挑戦的ビジネスを阻害することに繋がりがかねない。他国との制度の相違により、日本だけ特定の製品やサービスが利用できないといった事態も想定される。 また近年注目を浴びる、ポッドキャスト技術(Podcast, Vodcast)のように音声あるいは映像をシームレスに機器に配信する技術などが生まれているがその内容は、ラジオ・テレビ番組と同じように、音楽著作物の配信に留まらないものである。 著作物の複製を制限できるDRM技術も現実的に運用可能であることも、アップルコンピュータ社(以下アップル)のiTunes Music Storeの実績によってはっきりしている。この実績により、違法コピーの需要は欧米のこの分野における先進国において、確実に低下している。日本においても、利用者のモラル向上に期待すべきである。 また例えば、アップルのiPodは2001年の発売当時の容量は5GBであったが現在は最大で60GBモデルまでが発売されている。4年で10倍以上の進化を遂げたわけである。これに対して、課金を行うとなると、わずか数年で課金額が単純に10倍の額に膨れあがることになる。8年経てば、100倍になっただけでも何ら不思議ではない。フラッシュメモリ型に対しても同様である。先日発売が開始された、アップルの「iPod nano」は、極めて小型の機器にも関わらず、フラッシュメモリによって4GBもの容量を、それも破格の価格で実現した。もちろん、今後の進化も大いに期待されているわけである。更にHDDやメモリの進化に併せて、それに収録されるファイルの圧縮率も、今後更に向上していくことも付け加えなければならない。 ・これまで対象であったMD機器等について。 これは個別メディアに記録するものであったため、著作物が記録されたMDを第三者に譲渡することが可能であった。しかし、iPodに代表される近年の機器は、多くが本体自体に記録する方式であり、第三者に譲渡できるものではない。メディアに記録するものであっても、メモリーカードは最低でも数千～数万円と高価である。またメモリーカードの規格の多くは著作権保護技術を備えている。 たった数千人の著作者にたった数万円を支払うためだけに、多くの分野の企業や人々が負担を強いられることは、技術、さらには音楽の正常な発展の妨げとなる。 以上の理由により、私的録音録画補償金の対象を拡大することに、強く反対します。関係各位に、なにとぞご理解をお願いするものである。</p>
	<p>私の意見は、課金に反対です。 何故なら、楽曲の入手ルートが変わりつつあるからです。レンタルCDのコピーなら問題かも知れません。しかし、個人で購入したCDのコピーやネットで購入したものまで対象になるのは問題だともおもいます。 iTunes Music Storeを例にとるとiPodでの使用を保証しています。これは、楽曲の料金の中に使用料が含まれていると言う事ではないでしょうか。 また、容量の大きなハードディスクは音楽プレーヤー以外の用途に使用する事も想定できます。(大量データを携帯するためなど)汎用機器の記録媒体に近い扱いが妥当かと思われます。 レンタルCD等への課金制度を見直して補償金前面廃止が究極の選択だと思います。(補償金変換制度の認知度が低過ぎるため)合わせて、違法ダウンロードサイト撲滅も論議するべきだと思います。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金という制度の存在自体、今回の「追加指定」の議論によって知ったものだが、2重取りの疑いが濃厚な補償金制度の適用範囲をハードディスクやフラッシュメモリ搭載マシンにまでさらに拡大解釈して2重課金構造を推進しようとする動きには納得がいかない。</p> <p>消費者が補償金を支払うものであるならば、従来、録音機器のお代の中に、メーカーの製造コストや流通コスト以外に音楽業界団体の補償金が含まれていることをきちんと示すべきであった。いや、取説のどこかに小さな文字で書いてあったのかも知れないが、買った後に知ったところでどうしようもない。つまり、補償金を取ってきた団体は、説明責任を果たさないで、インフォームドコンセントを得るといふ姿勢もなく、まんまと補償金をくすねてきた疑惑が濃厚である。たぶん団体は「法律に則ってやっただけですから」みたいな言い訳をするのだろうが、説明責任と義務は団体にある。このような姿勢の団体に対して消費者がどうして補償金を支払う義務が生じるのか。消費者に対して公明正大でないのは補償金を取ってきたことだけではなく、いままで消費者が支払ってきた補償金はどれだけの額がいつどのように権利者に分配されたのか使途も明らかになっていないことである。また、2割を団体の共通経費としてピンハネするとしているが、これだけの不労所得がどのように使用されているのか明らかにされない限り、不当な課金と判断せざるを得ない。</p> <p>iTunes Music Storeが日本で公開されて、はじめて日本の音楽は国際的に見て1曲あたりの値段が高いことが判明した。要するに、そもそも音楽ソース自体にも不当に高い料率がかけられているわけである。それがどれだけの比率を占めるのか、音楽の税金とも言える使用料や補償金がどのように使用されているのかなどがクリアにされない限り、いわれのないお金を払うことに対して消費者はNoと言える根拠があると思う。</p>
	<p>以下の点から、指定するのは反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に保証金制度は、技術的にできない状況が前提の制度であり、技術的な解決がある以上、この制度を改善すべきである。 ・現在ネットワーク上では、DRMによるダウンロード販売を行っている。これらの販売は、当然、HDD内蔵型の機器を使って聞くことを前提にしているはずである。よって、さらに保証金という課金をした場合、2重課金である。 ・基本的に、利用者は、有無をいわず対価を徴収されており、一方的に不公正な契約を強いられている。民法では、このような契約を認めていないはずである。
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>MDIにしろ、ハードディスク内蔵型録音機器にしろ、国内の著作権所有者の保護のために、国内で発売されたCDや放送などの音源をコピーするのと同じように私に対して課金されるのは、不公平感を否めません。</p> <p>私は主に、外国で購入した文献の朗読(日本では発売していません)をハードディスク内蔵型録音機器で聞いています。国際条約の話がありますが、たとえばアメリカでは私的録音は自由に行うのが消費者の権利で、そもそも私的録音に課金するのは違法行為です。</p> <p>もし、課金をしたいなら、コストがかかっても、録音媒体ではなく、音源を買わない人(CDレンタルや放送の録音)に対して課金するのが正当な方法だと思います。CDなりダウンロードなりで音源を買った人が、さらに私的録音補償制度で二重の負担を負わされるのは腑に落ちません。</p> <p>ただ、コピープロテクト機能(DRM?)があるハードディスク内蔵型録音機器は欲しくありません。わたしはコピープロテクト機能の無い韓国メーカーのハードディスク内蔵型録音機器を使っていますが、ほとんどの国内メーカーのハードディスク内蔵型録音機器にはコピーすると他のプレーヤーで聴けなくなってしまい、それが無くなるなら、多少の課金をされても国内メーカーの製品の普及につながると思います。</p>
	<p>複写元となるCDなどにすでに保証金が含まれているので、さらなる課金は不相当である。</p>
	<p>本来、補償金制度は私的複製による無断流通によって著作権者の権利が阻害される事を防ぐための制度であり、代価が著作権者に支払われていなければならない制度である。</p> <p>ハードディスク等の録音機器は、CD及び音楽配信など、正当かつ有料の製品購入またはサービスの利用によって得た曲の保存に使用されており、すでに製品購入やサービス利用時に代価を支払っているから、補償金の上乗せは2重徴収にあたる。また、これら録音・録画機器は通勤・通学時や運転時など、個人利用の範囲内で使用されており、違法性もない。</p> <p>さらに、ハードディスク型には自分で撮影した画像ファイルの保存や、通常の外部ハードディスクとしてパソコンのバックアップ用にも使用でき、大容量の内、ごく一部しか著作権に関わるものが入っていない場合も考えられ、これに対して補償金を徴収するのは行き過ぎである。行き過ぎた制度が文化の普及を妨げるようなことになれば本末転倒であり、結果的に著作権者の利益を損なう結果となる。これら個人利用の範囲内にとどまるべき録音・録画データがインターネットを通じて無料で配布されてしまうことこそ取り締まるべきであり、機器や媒体に補償金を義務づけて事足りりとするわけにはいかないはずである。</p> <p>法律論とは違う角度から御意見をさせていただきます。Webで拝見させていただきました審議レポートにもあるように現在のデジタルミュージックプレイヤー市場の成長は目を見張るものです。アテネで盛り上がったハイビジョン市場、HDDレコーダー市場に加えて今や電器大国日本の一翼を担う立場になったとも言えるのではないのでしょうか。</p> <p>ここ数年日経平均も上向き、経済にも明るい見通しが向いてきております。そんな中、いたずらな法規制という経済的な打撃を与えかねない行為に及ぼうとするのは、法律音痴の私からすると不可解に思えて仕方ありません。</p> <p>DRM2.0対応が当たり前となったオーディオ業界でこれ以上の規制・課金は本当に利得となるのか？法律論に白熱のことかと存じますがこのような部分についてもご一考いただけると幸いです。</p>
	<p>1 ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。</p> <p>上記の内容について、意見申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) iPodは写真など、音楽以外のデータも保存させることを売りにしている (2) iPodへ音楽ファイルを録音する場合、録音者が収録曲数を決める (3) iPodは個人所有の音楽データは安易に他人へ譲渡できない仕様である (4) iPod以外の機種では、他者へ音楽データを譲渡しやすいものがある。 (5) iPodはスピーカー等に直結可能。録音メディアではなく「オーディオ再生装置」ではないのか <p>iPod等のHDDデジタルミュージックプレイヤーは主として音楽再生装置、あるいはPCデータのバックアップ端末であり、MDやカセットテープと比較する時点で事実誤認だと思われれます。</p> <p>音楽著作権保護としての名目で課金する場合、それと違う用途での使用者からの徴収は「詐欺」にあたるのではないのか。</p> <p>また、収録曲数は録音者が自由に設定可能です。そこでどういった基準で課金率を決定できるのか。</p> <p>iPodは簡単に他者へは音楽データを渡せない仕様になっており、ユーザー登録を行える「個人資産」であります。MD、カセットなどの資産価値とは大きく異なりますし、使用目的は似ているようでも、強制徴収には大きな問題があると思われるます。</p> <p>再考、お願い申し上げます。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金の制度は実際に機能しているとは到底思えません。返却のためのコストが補償金を上回るなんていうのは馬鹿げています。補償金制度を続けるのであれば、返却のためのコストを運用側が持つべきではないでしょうか。そうやって自分たちの痛みを感じないと、きちんと機能する現実的な制度を考えないのでしょうか。まったく消費者を馬鹿にしている。</p> <p>また、デジタルコンテンツをネットなどから購入するケース。私は携帯音楽プレーヤー(iPod)を使っています。実際に音楽も購入しているし、手持ちのCDをiPodに入れて聴いています。何のためにコンテンツ作成管理者側がプロテクトを掛けているのだろうか。コンテンツ作成管理者がプロテクトを掛ける努力をしていて、そのプロテクト上でしか利用できない仕組みのハードを使って音楽を聴いている。ここに「補償金」が入る余地があるのでしょうか。またしても「実際に返還依頼はこないであろう保証金」を導入して、実質丸儲けを狙っているとか思えませんね。権利者と利用者に平等であってほしい。</p>
	<p>絶対に反対です。メディアやハードディスクプレーヤーから徴収してもその著作権使用料が誰に入るのかわからないし団体の権力者に渡るのには目に見えています。さらには朝鮮半島に渡る可能性もあります。第一我々はiTms等のネット販売で正当に購入した楽曲や自分のCDからiPod等にコピーしているので二重に課金されることになる。</p> <p>これ以上放置できないのはレンタルCDショップだろう。レンタルショップ用のCDだけ強固なコピーガード機能をかけるかレンタルその物を禁止した方が良くと思う。</p> <p>とにかくメディアやHDプレーヤーに課金するというのは全く意味が無い作者に利益が還元されないの絶対反対です。こんなことがもし、まかり通るのなら若者は(もしかしたら私も)徹底的に違法コピーに走ってしまうでしょう。時代に逆行するのだけは止めてください。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過報告書の37ページの後半から、『標記の機器を保証金の対象に加えるのは不相当であるとの意見の概要』として数項目が上げられていますが、その中の、</p> <p>(3)二重課金の問題</p> <p>として上げられている点への捕捉です。CD-R、あるいはMDなどでは機材さえあれば何度でも繰り返し録音出来る。言い換えれば何度でも複製を作る事が可能となります。しかし一般的なハードディスク内蔵型、もしくはフラッシュメモリ内蔵型の代表とも言えるApple社のiPodにおいては、iPod内に保存された音楽をそこから取り出して他の機器へ複製する事は不可能です。これは再生を目的とする機器であり、そこに音楽を保存する為には機器と連動して使用するPCとソフトウェアが必要であり、その音源としてはCDなどの形で購入、もしくはダウンロードしたものが無ければ使用出来ません。CD-RやMDのメディア(ブランク、素材)に複製して無制限に配布する事が可能となるものではありません。</p> <p>従ってこういった内部から他の機器に対してその内容を複製する事はCDとして購入、あるいはダウンロード時に料金を支払った後でも同じ内容の料金を支払う事となるため、明らかに二重課金となります。</p> <p>また汎用機器としてPCのHDも上げられていますが、本来のHDはこういった音楽等の保存を目的としたものではなく、その機能があつたとしてもそれを全ての所有者がその目的で使用するとは断定出来ません。</p> <p>上記の事からiPodをはじめとする再生を目的とした機器、あるいはPCのHDに対して従来のCD-RやMDなどと同じ目的で課金する事は利用者に対して全く必要の無い金銭を課金する事となります。</p>
	<p>デジタルコンテンツに限らず、知的著作権への課金については、流通の上流、下流、もしくはその中途のいずれかの段階において統合して行うべきであり、複数箇所において行うべきではない。なぜなら複数箇所における課金は重複課金発生の可能性があるからである。</p> <p>ゆえに、たとえば下流であるiPodなどのプレーヤーにおいて課金を行うならば、全てのデジタルメディアプレーヤーに一律の基準で課金を行い、引き替えに上流であるデジタルコンテンツの入手段階への課金はすべて取りやめるべきである。しかし実際問題としてコンテンツへの課金はそれぞれの流通量に従う形で行われるべきであり、ゆえにコンテンツ流通量への従量課金とならないプレーヤーへの課金はナンセンスである。</p> <p>現実には流通の上流であるコンテンツの購入段階での課金しか行えない。</p> <p>コンテンツ業界がそれに異を唱えるのはデジタルコンテンツがコピーが容易であるため、それによる不当な利用および結果としての販売量の低下を恐れるためである。しかし実際にはコンテンツ配信業者もデジタル手段での配信は従来の物理メディアに依拠した流通より遥かに低コストで行えるというメリットがあり、なおかつネットワークは消費者により多くの音楽ニーズを喚起させる可能性がある。音楽配信業者はそれらのメリットや可能性を生かしていないだけであり、目の先デジタルメディアのデメリットにとらわれ非合理的な課金を急ぐ結果業界全体の発展を阻害している。彼らは採算の悪化や、それによるコンテンツ制作者の意欲低下から音楽業界自身がデジタルメディアに発展を阻害させられていると嘯くが、そんなことはあり得ない。今ある音楽配信会社が全て倒産しても、音楽はなお新たに作られ、街角に流れ続ける。</p>
	<p>P37～P38「標記の機器を保証金の対象に加えるのは不相当」に賛同します。</p> <p>私は、数百万円ではありますが、音楽ソフトを購入することに費やしてきました。きちっと払うものは払っていますので、いわゆるiPod課金をするようであれば、補償金を要求する側の義務として、2重払いに対する返金システムを整備し、これについて消費者への告知を周知徹底を果たしてほしいです。また法改正前に、これらについてのロードマップを提示してください。</p> <p>なぜ課金されるのかが、明快でなく、納得できないので、いまは、クリエイティブでないブローカーが、醜さや気持ち悪さを印象として持ちます。</p>
	<p>課金には反対です。</p> <p>理由は、時期尚早だと思うからです。現段階ではHDDプレーヤーはApple社の独壇場で、国内メーカーがこれから、対抗して行こう、新規参入していこうとする意欲を削ぎ形になると思います。</p> <p>例えば、東芝は、小さいディスクに大容量をgiga beatの売りにするつもりが、容量が大きければ大きいほど、税率が上がるとしたら勝負にならないと思います。たださえ、日本メーカーのプレーヤーの方がiPodより割高なのに。他にも、低迷している音楽業界の活性化に関しても、デジタルプレーヤーの普及は必須だと思います。パソコンがないと使えないプレーヤーは、ラジカセやMDプレーヤーと比べて、一般的とは言えないですし、使いたいと思っても、手が出ない人も多いはず。普及させることは、コンピュータ業界など他の業界との相乗効果も期待できますが、課金を行うと、普及への足かせとなるでしょう。</p>

項目	意見
	<p>俗にiPod課金と言われている物ですがいままでのカセットテープ、MD等で行われてきた文化的に負の遺産とも言えるこれらの行いをもうここらあたりで止めてはいかががでしょう。著作権を保護するという名目のもと行われてきましたが、本当にその回収されたお金が著作権者に行き渡っているのかはあまりにも不明瞭であり、著作権協会という利権団体へ資金が集められているだけのことに過ぎないとユーザーは感じ取っています。ただ一意的にお金を徴収してもどの著作権者の楽曲がそのメディアに保存されているのかは知るすべも無いのに、どのように著作権者に分配するというのでしょうか。本来お金を受け取るべき著作権者に分配することのできない料金をメディアに課すというのは、利権団体である著作権協会の資金集めに他ならないという事実しかありません。</p> <p>JASRACの著作権料の講演規定に無料で行うコンサートであっても著作権料を支払う旨が明記してありますが、文化を広めるコンサートであるのにそれそのものを行うことができない、という本末転倒した規定を平気で書くことのできる、文化的には全く無能な団体の資金集めのために何故お金を支払わねばいけないのでしょうか。</p> <p>文化的に他国から蔑まれる国になることを望まないのであれば、即刻これらの課金をすべて廃止するべきです。</p>
	<p>Apple社のiPodを使っている1ユーザーです。</p> <p>いろいろと議論は重ねられているようですが、実際に対価を支払って音楽を楽しんでいるユーザーの声が少しでも反映されればと思います。新聞やニュースなどで言われているとおりのことならば、ユーザーからは音源で課金、さらに視聴するための機器で課金、もし車載のオーディオにもハードディスクが付いていればそこでも課金、著作権者はいくらでも収入を増やすことが出来るように思います。もっとも著作権者と言っても実際に作曲や作詞をした、本当の意味での「作者」に還元されるわけでもない。どこで、どんなものに、どのように課金され、その内容はどこへ配分されるか、といったことは公開されているのでしょうか？ 今後はそれをどのように明らかにするのでしょうか？ 実際にそうした機器を使わない人たちがばかりで議論を進めていませんか？ 毎日、自分の好きな音楽を選んで聞いていますか？ 著作権保護のためと言っていますが、「作者」達への還元は充分なんでしょうか？ 消費者や企業から、浅く広く、お金を取るための著作権保護なら、違法ダウンロードや違法コピーは爆発的に増えると思いますよ。消費者は莫迦ですから。「作者」へ支払われる対価なら喜んで払います。もちろん二重取りは御免被りますが。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私は反対です。</p> <p>なぜかと言いますと、(iPodなど)はパソコンを使用しますが、著作権協会は傘下のレコード会社が、コピーコントロールCDなどパソコンで使えないCDを売りつけておきながら、さらに保証金を払えなどと、ワガママ言っていますが。レコード会社が今後パソコンで制限のあるCDを発売しないから課金して欲しいと言うなら賛成できますが・・・。</p> <p>家のパソコンではCCC読み込めないため、iPodなどは使えません。また、音楽配信はクレジットカードが必要なため出来ません。今はMDを使っています。</p>
	<p>iPodなどへの課金について</p> <p>一度購入した物を再生するのに、追加料金が取られるというのは一般常識から外れていると思うのは私だけですか？ 問題になっている iPodではなく、DVD-Rもです。なぜ別の機械で再生しようと VIDEOから DVD-Rへコピーするのに追加料金取られるのですか？ 近頃は、コピープロテクトがかかって、DVD-Rへコピーして別の機械で見ることすら出来ない物ばかりです。</p> <p>著作権の権利を持っている人は、それを維持拡大するのは大事でしょう。権利が拡大すれば、遊んでいたって、努力もせず収入増えるんですから。</p> <p>法律を作る人は、一般常識から外れてないのか？ 基本的な視点で見て法律作成してください。</p>
	<p>どのようなものであれ、国民性悪説に立った考え方の立法を否定します。</p> <p>私のiPod 60GBの中身は、全て合法的に入手した音源で満たされています。本当に音楽が好きなら、著作権者に敬意を表するならば、音源は正規にCDを購入して当たり前だと思いますし、衣食足りた状況下であるならば、国民の全てがそのように考えるだろうと信じます。国民が不正なコピーにより著作物を楽しむであろうという性悪説に立つて不正なコピーに使われないかも知れないメディア(HDD含む)に一律に料金を上乘せし、神さまでない限り合理的に配分することは不可能であろう仕組みを勝手に作ってその料金をあいまいな定義の原著作者で山分けし、しかもその運営団体を乱立させる。(JASRACが全てやっていると思っていました。なんですか？ サーラとかいう訳の分かんない無駄な協会は?)このような立法がまともな社会を生み出すとは到底思えません。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するために導入されたものであり、ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定する必要があるかどうかは、著作権者等の経済的利益が損なわれているかどうかを見極めなければならない。しかしながら、本項では著作権者等の経済的利益が損なわれているかどうかは検討されておらず、これまで補償金制度の対象だった機器を代替する機器と捉えられることを追加指定の大きな根拠としており強引である。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等は音楽のデジタル録音等を主たる用途としている点ではMD録音機器等と同等であるが、百万曲以上のDRMで保護された楽曲を再生する機器であるという点では全く異質のものである。このようなハードディスク内蔵型録音機器等への課金が補償金によらざるを得ない根拠はなく、DRMで課金するのが本来の姿であり、既にその環境は整っている。</p> <p>一種のきめの粗い課金方法である補償金制度はDRM課金が困難だったMD録音機器等を対象とした制度であり、DRMにより楽曲単位のきめ細かい課金が可能なハードディスク内蔵型録音機器等を対象とすべきではない。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>本件の追加指定については大反対です。</p> <p>私的録音録画補償金自体の正当性・妥当性についてさえ不明快なものにもかかわらず、iPodなどの録音機器に課金をかけるといふ、課金対象範囲の拡大に対しては強く反対をいたします。iPodは(私自身を含めて周囲の人たちをみてもそうですが)音楽に触れる機会を増やすきっかけを与えてくれただけであり、補償金を要求している人たちの言う「MDの売上の低下」云々の主張が正当であるのかは非常に疑問です。事実、私の感覚を裏付けるかのような統計がでております。</p> <p>-----</p> <p>著作権分科会 法制問題小委員会(第7回)議事録 > 資料1 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05082601/001/009.htm ここで適用されています資料からMD(携帯型)の国内出荷台数を抜粋してみます。</p> <p>2002 307 2003 317 2004 296 2005 180 (予想)</p> <p>-----</p> <p>グラフをそのまま見てしまうとつい誤った感覚を受けてしまいますが、このように台数だけを抜粋して見れば解りますが2002-2004ではほぼ横ばいです。2004は微減していますが誤差の範囲内でしょう。ところが予想の2005の数値は誰しもが「捏造か?」「なんで?」と思うような激減になっています。このグラフ、ではなく数値を見据えて正しく読むと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハードディスク等を用いた録音機器」が劇的に伸びている ・MD(携帯型)は横ばい <p>である、と読むべきです。この議事録で課金の推進側の言う「代替する機器」ではなく新たなカテゴリーの商品が生まれ、伸びてきた、という数値を表しているに過ぎません。そもそもこのような場合は誤った読み方をしないように、図のような割合グラフではなく上積みグラフにすべきですが、ぜひとも小委員会におきまして、この点についてきちんと指摘され、くれぐれも誤った数値の読み方をされないよう願うとともに、彼らの主張が否定されていることの指摘をお願いいたします。</p>
	<p>もう一点。もし、金額の多少にかかわらず課金されるということであれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iPodのようなHDD機器においては、使う個人によって音楽への使用量が異なる <p>という点も指摘しておきます。例えば私は40Gの機器を所有しておりますが、30Gを音楽に使用し10Gはデータ用途の運搬として使用しております。人によっては60Gで20Gを音楽に、40Gを写真データという人もおります。iPodは音楽を主目的として設計されていますが、既に写真での使用が可能となっておりますし、テキストの使用も可能です。動画での使用の可能性も将来的には指摘されています。これらの汎用性に対してどのように対応するのか、できるのかをきちんと論議していただきたいと思います。無論、この使用割合は最初に決めるものではなくて「その時の気分」で変わります。音楽への使用量に応じて補償金の額を変えないとその趣旨からも妥当性が保てないと思いますが、どのようにするのでしょうか、徹底した論議をお願いいたします。推進側は音楽に使わないのであれば返上するということが妥当性を主張されているようですが、例えば、全部データに使うから、といって返上していただいた後、半年後あたりにもう一台買ったので古いiPodは全部音楽用に使うことにしよう、となったとき、使用者はどのように対応するべきなのでしょう。再度払うのですか?それとも払わないで良いのですか?そのiPodは音楽での使用は禁止ですか?どの選択肢にしても問題は多々ありますよね。</p> <p>一律に今伸びてきている機器にかければよい、最もシンプルな手法であるかのような論は上記の指摘だけをみてもおかしなことが解ると思います。上記の例は最もシンプルに考えた例です。もっと複雑な例はいくらでも出るのでしょう。ではどうすればよいかという名案は私も持ち合わせてはいません。しかし、今、性急に課金をすればよいということにはなりえないと考えます。現実に現在のMDからの集金(つまり著作権保有者側の収入)が落ちているわけではない、つまり火急の課題ではないはず、拙速に結論を出す問題ではないという論です。</p> <p>課金のあり方、集金の方法論、意義、妥当性、等を改めて、そもそもの論議を行い、その上でこの件について再度考えていただきたい、と考えます。</p>
	<p>自分が購入したCDを自分が購入したiPOD等の『ハードディスク内蔵型録音機器』に録音して何が悪いのか。誰が不利益をこうむるのか。JASRAC等の営利団体が自分達の食い扶持を稼ごうとしているようにしか見えない。『補償金』とあるが何を補償するのか。その『補償金』の明確な行き先、使い道、また『補償金』を使用した事による結果報告はどのように提示するつもりなのか。</p> <p>録音可能なハード(この場合はiPOD等の『ハードディスク内蔵型録音機器』)にのみ課金して、録音の為にソフト(itunesやWindows Media Player等)に課金しようとしなのはなぜか。また海外製のフリーソフトに対してはどのように取り締まるつもりか。</p> <p>この『補償金』を課金するにあたりTVCMなどで広く一般社会に対して啓蒙しないのは何故か。国会に提出して自分達のHPに概要を掲載してパブコメを集めるだけで十分だと考えているのか。</p> <p>『その他』とは何か。具体的に、明確に提示せよ。</p>
	<p>いままで、CDやレコードからテープやMDに録音していたのと変わらないと思います。iPodの機能として、ホストとしてのPCが変われば中の音楽はリセットされるので、私的な録音の半中だだと思います。なので、ホストとしているPC以外のPCへもコピーできるなど制約が甘いのであれば課金は正当性があると思われそうですが、通常はホストPCは固定されていると思われ。もし、課金されるのであれば、ユーザーから見れば、単なる国の税金集めだと思われても仕方ないと思います。</p>
	<p>そもそも、デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになったというのは、どのような調査によって損なわれているという結論に達したのかははっきりしない現状で、iPodをはじめとするハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を行うというのはナンセンスである。</p> <p>まず先に、デジタル方式の録音・録画機器が普及したことにより、どのように著作権者等の経済的利益が損なわれているかを40頁の「すなわち私的なデジタル録音・録画がどのような実態で行われ、権利者の利益にどのような影響を与えているのか、また利用者が本来自由に利用できる行為に対してどのような影響を与えているのかについて、継続して調査を行い、状況の変化を把握していくことが必要である」と書かれている通り、まず現状の把握が大前提であり、あいまいな現状のまま、無造作に私的録音録画補償金制度の対象を増やすことは、私的利用のための複製という権利を考慮していないとしか思えない。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>これまでの議論を拝見してきて感じるのは、如何にして課金するかということであり、物事の論点がずれているとしか思えない内容である。</p> <p>現在の歌曲の著作権に対してカセットテープやMD、CD-R等の録音可能な媒体に一定額が課金されていることも認知しているが、これらについてもどうい納得できる内容ではないと以前から感じていた。</p> <p>歌曲の長さはそれぞれ違うので媒体に記録される曲数はまちまちである。それなのに勝手に想定される内容で課金されているのでは腑に落ちない。それら媒体に曲を入れなくても購入するだけで課金されるのだ。返金できることも知っているが、その手続きは複雑で分かりづらく、その手続きをするのに掛かる費用の方が高価であると馬鹿げた現状だ。</p> <p>昨今のデジタルデータでは、圧縮処理次第で、CD-Rやハードディスクには数曲から数百曲までどうにでも収録できる世の中だ。現在ハードディスクを利用した音楽再生機器(必ずしも音楽だけとはかぎらないのにそう限定されていること自体も不可解である)に課金をする事を議論しておられるが、結局媒体に課金することが中心で、それに収録されるであろう曲については中途半端な状態である。</p> <p>先に書いたとおり、オーディオデータは処理方法で容量が決まる。よって、一つの媒体に収録できる曲数は決まっていない。仮に1曲だけ入れても1万曲入れても同じ課金だとうい納得できない。そういうことも検討したことがあるのかと疑問である。</p> <p>また、自分が所有しているオーディオCDから移動して聞くというのもあるが、個人で楽しむ際の複製に関する権利はどうなるのであろうか？</p> <p>最初に論点がずれていると書いたが、私が考えるに曲自体にちゃんとした著作権を定義して処理できる様な体制作りが出来ていない現状で、こういった内容を論議しているのは順番がおかしい。</p> <p>シリコンオーディオやハードディスクオーディオ機器のお陰で、ネット経由の有料音楽コンテンツは売れ始めているし、相乗効果でCDも売れ始めているという。音楽市場活性化を期待できる現状をこんなつまらない規制で潰してしまうのはいかがな物か？結局自分の首を自分で絞めているだけでは無いのか？</p> <p>著作権料を払いたくないのではない。徴収する方法に納得がいけないのだ。音楽業界のため、納得できる明確なシステム作りを期待したいので苦言を申し上げる。</p>
	<p>私的録音補償金制度がベストだとは全く思いませんが、今はとりあえずこの制度でipodをはじめとするネットワーク上の私的流通に一定の姿勢を示しておく必要があると思います。</p> <p>自動車や家電の世界では、リサイクルコストを消費者が負担するシステムが、ここ数年でようやく軌道に乗っています。こういうシステムは、個人のサイフは痛むけど、先々考えると、子供らの世代に、“いいもの”を残せるのは確かです。これからの音楽流通は、</p> <p>「あの曲持ってる？」</p> <p>「うん、持ってる。あげようか？」</p> <p>「サンキュー」</p> <p>「200円で買ったし、20円出してよ。」</p> <p>「コスいよなー。わかったよ。出すよ。」</p> <p>という風にならなんでしょうか。安上がりで便利、楽しいんですけど、こういう状態が、子供らの世代に、なにか“いいもの”を残せるんでしょうか。その場限りの刹那的な利便性と廉価性が、人間に大事な根源的な“いいもの”を駆逐しているように思えてならないんです。</p> <p>私的録音補償金がベストだとは全く思いませんが、今はとりあえずこの制度で一定のモラルハザードを出しつつ、子供らのためになるようなベストな状態に近づけていく地道な作業が大事と、僕は思います。</p>
	<p>DRMの強化が消費者への制約・負担となるとの意見はおかしい。消費者への負担となるようなDRMは市場原理によって淘汰される筈であり、消費者が当然持っている私的複製の権利、を侵害することなく著作物を保護することを可能としたDRMだけが残っていくはずである。またそのようなDRM技術は現に存在している。</p>
	<p>以下の理由により全てのハードディスク内蔵型録音機器を従来の録音機器と同様に見なすのは無理があり、追加指定の対象とするべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードディスク内蔵型録音機器は特定のオペレーティングシステム上で動作するソフトウェアと組み合わせて初めてその機能(楽曲の再生)を有する。従って機器単体では録音機器として意味を成さないものが殆どである。 ・ハードディスク内蔵型録音機器と呼ばれる機器の主たる目的は録音(複製)ではなく楽曲の再生にある。複製は楽曲再生の為の複次的行為に過ぎない。仮にこれを録音として従えるのであればデジタル信号の再生装置全般が録音機器として扱われる事になる。 ・音楽配信で一般的なDRMと呼ばれる保護措置の無い媒体(CD等)からの私的複製が可能である事を根拠に機器追加を主張する意見があるが、そもそもCDを始めとする保護措置の無い媒体については再販制度等の別の保護措置下に置かれており、さらに補償金で私的複製から保護する必要があるかどうかは疑問がある。
	<p>私は、CDを購入し、CDをPCを通してiPodにいれ、iPodで聴いています。CDをCDプレイヤーで聴くことは皆無に近いほど、ほとんどありません。このような私にとって、私的録音補償金制度の対象が拡大され、iPodやハードディスクなどにも課金されるようになることは、まったく納得がいきません。</p> <p>いま、CDの売り上げが落ちているのかもしれませんが、それは、iPodなどの普及によるものかもしれません。それが芸術家たちの生活を圧迫しているとしたら看過できませんが、しかし、私のような人間にとっては、iPodを使っていることによって、CDの購入枚数が減るということはないのです。</p> <p>私のiPodには、自作した音楽などをのぞいては、私がお金を払ってCDを購入した音楽以外は一切も入っていません。仮にiPodの普及とCDセールスの減少の相関関係があるとしたら、むしろ問題なのは、たとえば、レンタルCDというものが、利用者が違法にダビングすることを暗黙の了解として商売として成りたっていることのほうではないでしょうか。そのようなダビングが違法であることを知らない、学ぶ機会すらない若者も少なくないと聞いています。そのような大きな問題を放置して、安易に、私的録音補償金制度の対象を拡大することは、まじめな人間はバカをみる制度をつくることになり、ゆるされないと考えます。</p> <p>芸術家の生活と権利をまもることは大切であり、賛成です。しかし、もっと抜本的で、スジの通った解決を願うものです。</p>

項目	意見
	<p>一般消費者の見地からすると、CDという物体ではなく音楽を購入していると言う認識のため”購入”したものを録音機器等に複製して利用したとしても著作権者の権利を侵害しておらず損害も皆無であると考えます(私的録音録画補償金の認知度が低い)</p> <p>補償金を設定した際に発生する事になる音楽ダウンロードサービスを利用した場合の二重課金について著作権管理団体はダウンロードしたPCでの利用のみ認めているとしているが現状の音楽ダウンロードサービスは携帯機器での利用が前提になっており実情と著しい剥離のある主張で無理がありすぎるし音楽ダウンロードサービスはDRMによって著作権の保護がなされており保護が破られた場合を想定して補償金を設定するというのは権利の過剰行使に当たるのではない</p> <p>以上の事からハードディスク内蔵型録音機器への補償金の設定は難しく導入はするべきではないと思います</p> <p>もし補償金を設定するのであればダウンロードサービスで使用された分は消費者の返金の対象とし、加えて返金請求の費用は権利者側で持つ等消費者の負担にならない形で返金請求できるしくみを用意する必要があると思います</p>
	<p>いわゆるiPod課金(デジタル音楽プレーヤ課金)には反対します。</p> <p>私的録音録画補償金制度の対象に、iPodなどデジタル音楽プレイヤーを加えることは有料の音楽ダウンロードサービスを利用した楽曲を保存するような場合、2重の課金となる恐れがあります。現在のような包括的な形の私的録音録画補償金制度は、制度制定当時において個々のコンテンツ(楽曲等)について著作権使用料的なものを徴収することが困難なために設けられた制度であると認識しています。しかしながら最近の技術の進歩は、個々のコンテンツ(楽曲等)について個別に課金を行うことが可能になってきていますので、むしろ私的録音録画補償金制度をこの際廃止若しくは抜本的に見直して、最近の技術の進歩に見合った形にすべきであると考えます。</p>
	<p>本来、音楽のみならず、すべてのデジタルデータを保存するために作られたハードディスク(以下、HDDと言う)であり、それを有効に活用するために開発されたのが一般的にいう外付けHDDである。仮に保証金を課したとして、すべてのHDDを有する録音機器のすべてがCD等で販売される音楽データをデジタル録音するものではなく、使用用途は多岐にわたるものである。その用途をあたかもすべてが音楽録音のみに用いるかのごとく論じ、保証金を課するのは、著作権保護の観点から見ると言っても、機器所有者の権利を著しく阻害するものと考えべきである。また、HDDに記録する楽曲数も個人の用途、ビットレート、音楽データ以外のデータの占有率等により容易に左右されるものであり、外形的に保証金を課するのは到底納得のできない措置と考えるのが、至極当然である。</p>
	<p>iPodなどのHD内蔵型録音機器は、汎用機器であることは明瞭である。もしそうでないなら、パーソナルコンピュータでダウンロード、保存、携帯する音楽についてはどのように考えるのか。また、フラッシュメモリ型の機器も登場しており、音楽以上に、データの保存として使われるケースも増えている。ユーザーの使用目的を、第三者が判定するのが困難である以上、課金は適当ではない。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機はCD-R等のメディアとは違い不動のモノである。従って、CD等からのコピーは1度だけであり、CD-Rと同様の扱いは不当である。</p>
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>・補償金がどのように著作権者に公平に配当されるのか 本当に著作者に渡っているのか?証明してほしい。 ・著作物を扱わない用途での補償金の還元方法 iPod ShuffleをUSBメモリとしてしか使っていないユーザーに補償金はどうやって還元されるのか、説明してほしい。ハードディスクとしての使用も考えられるものからの課金は納得いきません。i-podはメディアソフトとしての仕様を主にし、各i-podのデータの移行は出来ませんが、その辺の証明(多重課金にならないという)がなされていないまま課金するのはおかしい。様々な仕様用途を想像しても多重課金になることが多いと思います。絶対に反対です</p>
	<p>利用料を支払ってダウンロードした音源の録音に再度課金するという二重課金の矛盾はハードディスク内蔵型録音機器利用者(消費者)には理解出来かねる。補償金制度という名目で不当に課金及び徴収されるのは消費者にとって不利益極まりない。これを制度化してしまうと本来自由に利用できるはずの録音にまで課金されてしまう。これはハードディスク内蔵型録音機器の利用を大きく制約する事となり、ハードディスク内蔵型機器(特に録音機能を持つ)の今後の発展や技術的進展を妨害しかねない。利用者(消費者)に機器利用の制約を課すことは、製品自体の売上にも影響を及ぼす可能性は大きく、経済的なマイナス効果も多きいのではないかと考えられる。</p> <p>日本経済にも消費者にも利益をもたらさないであろう今回の「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」は不当と考えるのが妥当である。</p>
	<p>iPodの成功は利用者の利便性を非常に優先させたDRMの設定にあると考えます。また、ハードディスク内蔵型録音機器等のインフラストラクチャがなければ同装置上での音楽の利用は増えないでしょう。音楽産業を発展させるためには同装置への課金を行うべきではないと考えます。</p>
	<p>私は「私的録音・録画補償金制度」の課金対象拡大に反対します。</p> <p>現在日本国内において、MDやDVDレコーダーなどデジタル録音・録画機器に課金する、いわゆる「私的録音・録画補償金」制度を、iPodをはじめとする「ハードディスク内蔵型録音機器等」までも対象にしようとする議論がなされていますが、私は、この「私的録音・録画補償金制度」の課金対象拡大に反対します。</p> <p>現在、レコード市場における音楽コンテンツの流通形態はオンライン配信がふえてきています。このように次世代の音楽コンテンツ流通の市場育成が期待される中、「私的録音録画補償金」の対象機器拡大という問題は、まさにこれから日本でも本格的に市場が立ち上がりようとしている音楽コンテンツの「オンライン配信」市場の健全な成長を脅かす、阻害要因となり得る問題です。現在、これらの問題については、文化庁を中心に著作権審議会法制小委員会などで真剣な議論が行われている最中ですが、しかし、議論の経緯を見ていると、メーカー側と著作権者側の議論のみに終始しているようで、実際に補償金を負担するであろう肝心の「消費者」の意見が全くといっていいほど反映されていないのが現状です。</p> <p>私は、同補償金制度の課金対象拡大に反対するのはもちろん、この「消費者不在」の現状を危惧しています。どうか、一刻も早く「メーカーと著作権者の対決」という構図から、実際に費用を負担する消費者も加わった「三位一体」の議論を行えるよう、この問題に一人でも多くの方々に関心を持っていただき、音楽コンテンツの健全なオンライン配信市場を促進して頂ければ幸いです。</p> <p>ちなみにネットでは下記のような意見が絶えず流れています。</p> <p>「使用料1000億円の巨大利権 音楽を食い物にする呆れた実態」と題して、日本音楽著作権協会(JASRAC、ジャスラック)の腐敗ぶりが書いてあります。</p> <p>取立ては、ヤクザ顔負けなんだね。最近、iPod課金するなど、わめいてるけど、ま、自民党が圧勝したので、課金するでしょう。＼(〇^)/ そうなったら、自民党に入れた音楽ファンは、自業自得だけど、こっちはたまらんな。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>JASRACは、年間1000億円も徴収しているのに、内部は不透明だらけで、どんぶん勘定的で作曲家にろくに支払ってないのね。支払われても、どういう明細かもわからない。</p> <p>おれは、ちゃんとやってるならいくらでも儲けてほしいし、報酬ももらってもいいし、おれにも少し恵んでくれればいいんだけど、＼(^o^)/ ここって、文部科学省の連中が天下って、年間何千万も金だけもらう組織になってるのね。</p> <p>小野清子(自民、参院)ってこの前の理事長だったんだね。腐ってるね、こいつ。改革するといつて理事長になったのに、年間3565万円も報酬もらって、何もせず辞めたのね。これ、数ある公益法人の中でも報酬トップだそうです。甘い汁だから、改革するわけないよね。</p> <p>その前任、今は愛媛県知事やってる加戸守行ってのも、3年間で退職金含めて1億円以上手にしてとんづらしたんだね。</p> <p>お前ら、その金、もっと作曲家など音楽家に支払うべきだろう。ところで、編曲者って、あんまり権利ないんだっけ。演奏者は関係あるの？</p> <p>公益法人のくせに、これら理事の報酬でさえ、個人情報に盾に公開を拒み続け、取材にも答えない。よくある役人の作る組織とはいえ、態度がひどいね。個人情報保護法が、政治家や役人の腐敗を隠す隠れ蓑に使われるというのが、よくわかるね。こういう隠れ蓑を許さないために個人上保護法改正を目指すという鈴木宗男、がんばれ。</p> <p>取材に答えないとはいえ、不透明な実態などを取材申し込みしても、「忙しくて時間がない」などといって逃げ回る。ふざけすぎ。</p> <p>あなた方が自分の中の正義に照らして考えて上記のようなことは看過出来るものなのでしょうか？上記のような報道や意見に対して、生死を持った対応もできないようでは今回の拡大は、著作権者の利益ではなく、単なる権利代行団体でしかない自分たちの既得権益を守る為のものでしか無いと思われても仕方ないでしょう。</p> <p>本当に、音楽の普及を目指すというならば、禁止しない方法での著作権者の権利を守る方法を考えてください。</p>
	<p>iPodなどのデジタルプレーヤーに著作権を課金するとのことですが、なぜそのようなことが議題になるのかがそもそもわかりません。たとえば、iPod自体に音楽や映像などを入れた状態で販売したのなら当然、著作権は発生するでしょうけど、基本的には各個人のコンピュータからiPodに転送するわけです。ですから、コンピュータに入力されている時点ですでに著作権は支払っているのです。なのに、iPodにまた課金するのは、理由がわかりません。何重にも著作権を取ろうと言うことなのでしょう。いくらデジタルだからといっても、AACやMP3に変換されているのですから、CDと同じ音質ではないのです。ですからデータのコピーでもありません。こんなものは文化庁が検討する必要もないものです。著作権協会は金を取る事しか考えていません。それも実際のアーティストの意見を無視してです。協会が儲かる事しか考えていないのです。アーティストや、消費者の利益を考えるべきです。それに、文化の発展のためにも課金なんて愚かな考えは捨てるべきです。</p>
	<p>著作権保護機能を持ったデータフォーマットの登場により音楽ダウンロード販売の本格的な開始されています。ここで販売される楽曲について、消費者はハードディスク上以外にオリジナルを持ちません。また、著作権保護機能により、管理されており、私的録音の利用範囲が明確に制限されています。このようにあらかじめ、制限する形で音楽データの配布を行っているに関わらず、私的録音録画補償金の対象に、「ハードディスク内蔵型録音機器等」を追加するというのは著作料の二重取りです。</p> <p>また、これらの大容量メモリーの携帯オーディオには、写真の閲覧機能やボイスレコーダー機能が搭載されており、メディアの容量を基準に補償金を設定するやり方は不適切だと思います。</p>
	<p>i-podなどのハードディスクまたはフラッシュメモリー内蔵型録音機器に、私的録音補償金を導入することに賛成します。理由は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MDが対象となっているのに、当該機器が対象となっていないことは、自分の当該機器の日常的な使用方法が音楽を録音、再生することのみに使用しており、しかも録音曲数がMDとは比較にならないほど多数であることから、矛盾を感じる。 ・当該機器の使用法に関しては一般的に、音楽の録音、再生のための機器であると認識されていると推測され、補償金を導入するに際し、もはや世論の土壤が形成されていると思われること。 ・曲別に課金をするというメーカー側の意見に関しては、当該機器の性質、すなわち楽曲を相当数収録できる、いわばライブラリとしての機能を有することや、使い捨てではなく、繰り返し楽曲を消去、録音することが可能であるため、こうした方法で長期間使用すればするほど1機器に占める補償金の割合が大きくなり、ユーザーへの経済的負担が増加する恐れがあるという観点から反対である。 ・補償金を導入するのであれば、当該機器の性質、または制度そのものの分かりやすさという観点からも機器に定率で課金するべきである。
	<p>結論 iPodなどに代表されるハードディスク搭載、シリコンメモリ搭載の再生機器に対する私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 総論</p> <p>私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせずに、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきである。補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上に影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからである。すなわち iPod等が権利者の利益に如何なる損失を与えているのか立証する必要がある。この問題に対していわゆる権利者団体はこれまで明確な回答がなされておらず、消費者からの不信任は増している。またこの問題は単なる推論で一方的な使用料徴収の権利を認めているが、個人での記念ビデオ撮影など権利侵害が伴わない利用に置いても強制的に使用料が徴収されてしまう実態は消費者側の財産権の侵害と言わざるを得ない。筆者は使用料の返金制度がある事を承知しているがここの個人については使用料返金請求がニュースになるほど利用例がなく、また請求手続きに要する費用が、請求額を上回ってしまう実態などを考えると今日の現状は明らかに補償金制度廃止をむしろ検討すべき事態に入っていると考える。</p> <p>2. 音楽に限って考える。</p> <p>「iPod等によって生じる権利者の「不利益」とは何なのか？」これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に消費者は納得できない。たとえば自分で買ったCDをiPodへ移す場合、そこからコピーを生み出すのではなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上に影響を与えない。こうした事実をきちんと検討されているのかこれまでの経緯を見ると大変疑問と言わざるを得ない。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等の音源として考えられるのは以下の3つである。 (1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲 これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。 (1)自分で正規に買ったCD これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させられることとなる。よって課金は妥当でない。(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである) (2)レンタルCD レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されていると同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p> <p>(3)配信楽曲 個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、またiPodへの転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎで、不当な「利益」であるとすら言える。</p> <p>(4)メディアシフトについて 補償金制度については「たとえ個々には零細な個人的録音であっても、それが社会全体としては、膨大な量のコピーとなって、その結果アーティストたちの不利益につながり、将来の創作活動を困難にしてしまう」事に対して著作者への補償を行う事を目的としている。これまで対象とされてきたDATやMD、CD-R等は情報劣化しない形で大量の複製が行われる可能性がある事を前提に設けられた制度だが、ハードディスク搭載、シリコンメモリ搭載機器は再生手段に過ぎず「膨大な量のコピー」が生じる事は考えられない。このようなメディアシフト手段に対する補償金制度適用は間違いと言える。</p> <p>以上のように、iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考えます。</p> <p>3.最後に 補償金制度の実体は推測による強制的な「課税」ともいうべき手法に寄っている。制度が登場自他当初は技術的な問題もあって、暫定的にやむ得ず認めざる得なかった環境があったと推察されるが、著作権保護技術の発展によりこのような制度の存続自体を疑問視せざる得ない。またこの著作権保護技術を一方で導入しつつ、もう一方でこういった技術の導入が考えられなかった当時の制度の拡張を求める権利者団体の姿勢は厳しく批判されるべきだと考える。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等の政令による追加指定を速やかに行うべきであると思います。 いわゆる携帯型オーディオプレーヤーの主流は既にMDからiPodなどの新しい商品に代わっています。これまで、気に入ったCDを友達から借りてMDに録音して聞くということがよくありましたが、購入価格の中に含まれている私的録音補償金を支払っているのに、何の後ろめたさも無く安心して録音し、聞いて楽しむことができていました。iPodは小さくておしゃやれで、なおかつとても安い勝手がよさそうなので近いうちに買いたいと思っていますが、まだ補償金の対象になっていないことに驚いています。今ごろになって補償金の対象にするかどうかを議論しているということそのものが不思議です。個人的に音楽を楽しむ手段が、かつてのカセットテープからMDに、そして今はiPodやその他のMP3プレーヤーに変わってきただけです。新しく出てきた商品を当たり前前に政令指定していけばいいだけのことであると思います。そうすれば、私たちが安心して新しい商品を使って音楽をたのしむことができます。文化庁のHPで賛成意見、反対意見を読ませていただきました。政令指定に反対する意見の中には、補償金制度そのものについていろいろ問題の指摘がありますが、それじゃ、今この時点でアーティストやクリエイターの権利をいかに守っていくか、という具体的な提案がありません。科学技術がどんどん進展する中でいかにきちんとしてきちんと著作権を守るかが大切であると思います。いくら個人的なコピーであろうと、素晴らしい音楽を創作した人達を補償するシステムがあつてはじめて、私たち音楽愛好家も心から音楽を楽しむことができるのだと思います。そういう意味で私的録音録画補償金制度は大切な制度であると思います。</p>
	<p>小委員会でも結論が出ず、両論併記の形で終わっている問題ですので、性急に事を進めるべきではありません。確か昨年のレコード輸入権に関しても同様に両論併記であったにもかかわらず、文化庁主導で強引に法律が改正されたように記憶しております。それ以来、文化庁著作権課には失望し続けています。今回も同様の強引な見直しを進めることのないように切に希望します。</p> <p>委員の意見でも言及されている二重課金の問題もありますし、また、ハードディスク内蔵型録音機器の普及が、どの程度権利者の利益を不当に害するのか、その試算すらなされていない段階で、どのように「本来権利者が受けるはずだった利益」を算定するのか、理解に苦しみます(私的録音補償金制度は、そのための制度ですよ?)。携帯型録音機器の出荷数全体におけるMDの「割合」が減っていることが示されていますが、減っているのはあくまで「割合」であり、出荷数自体は2004年までほぼ横ばいを保っていますので、これをもって利益がどのくらい不当に害されているか算定することは不可能です。また、出荷数を延ばしているハードディスク等内蔵型が著作者の利益を害する形で利用されているのか、その実態すら示されていないではありませんか。更なる検討は必要かと思いますが、具体的な数値の検討なしで、文化の名の元に経済にちょっかいをだそうなど、勘違いもいいところですよ。</p> <p>繰り返しますが、小委員会でも結論が出ず、両論併記の形で終わっている問題ですので、性急に事を進めるべきではありません。</p>
	<p>気になるのは「審議会でも仮に結論が出なかった場合でも、それを理由として行政としての判断を先送りすべきではない」との意見が、まるでいざというときの言い訳のように記載されていることです。多くの「現時点での見直しは不相当である」という意見を無視し、この意見だけ採用することなどないよう。みんな監視していますので。</p>

項目	意見
	<p>追加指定に賛成です。 従来、例えば4人家族で「いいアルバムだからCD買って来い」ということになり、息子が1枚買います。家族それぞれがMDウォークマンで聞くため、プラス車で聞くために、都合5回コピーします。それは補償金の対象です。登場したiTMSも数回コピー可能ということが売りのようですが、MDにコピーするのと同じことをして対象にならないのは、やはり不公平で、説得力はないと思います。一部の消費者が、「数回のコピーまで含めて購入している」と言っているようですが、それは、できるだけお金を払いたくない、という自分勝手な考えです。だいたいアップルは、この主張を認めるのでしょうか？どこまで許諾範囲として著作権の手続きをしているのか、アップルの考えを聞いてみたいところです。</p> <p>もともと、私はアルバム収録曲の一曲売りが好きではありません。目的はその一曲でも、アルバムとして購入すれば他の好きな曲にめぐり合え、楽しくなったり、慰められたりして、世界が広がるのに、知っている一曲だけを購入しているだけでは、広がりはありません。アーティストにアルバムとして購入したくなる作品を多く創ってもらうためにも、補償金制度は存続してほしいと考えています。コピーするたびにすべて課金される制度は一見わかりやすいですが、そんな世界はガチガチで融通がきかず、常に監視されているようで私は望みません。</p> <p>●iPod等を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るのが妥当である。 私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし新しく登場してくる機器・記録媒体を指定するか否かについては、この条件に合致するのかを自動的に判断するのではなく、本制度の本来の趣旨に立ち返って判断していかねばならない。 補償金が導入された際に消費者に向けて説明されたのは、私的複製の簡便化・拡大によって正規商品たるCDやビデオソフトの売上げに影響し、権利者の経済的利益に損失を与えかねないという危惧があるとのことだった。すなわち、iPod等を補償金対象として指定するには、この機器が権利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要がある。この「損失」(あるいは「不利益」)に対し疑問を呈している消費者は多く、またこの消費者の疑問に対して権利者団体は全く回答できていない。このまま iPod 等に補償金が課せられるともなれば、消費者の不信感が増すばかりである(ただでさえ近年の著作権強化と権利者団体のふるまいによって、著作権制度への不信感が消費者の間に募っている)。iPod等によって生じる権利者の「不利益」とは何なのか？これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、iPod等への(私的録音録画補償金を課金する対象の)指定を消費者が納得することは到底できない。 たとえば自分で買ったCDを iPod へ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を及ぼさないが、こうした事実を踏まえてきちんと検討されているのか。 私的録音録画補償金制度への消費者の不信が拡大すれば、著作権制度自体への不信にも繋がりがかねない。消費者の疑問に明確に答えられるような論理的検討こそが求められている。未だに補償金制度への不信がくすぶり続けているのは、この制度自体の持つ歪みの所為である(制度創設までに長年論議が続けられていたにもかかわらず、いま必要とされる論理的説明に何ら資していないのは誠に遺憾である)。</p> <p>iPod等は、私的録音録画補償金制度を創設した当時には考えられなかった私的複製の形である。あの頃はレンタルCD・エアチェックなどを音源とした私的複製が前提と考えられ、権利者の「不利益」が示されていた。しかし iPod 等においては、パソコンを介するという特殊性もあって、自らの購入したCD・レンタルCD・音楽配信が殆どであると言える。これら全てを権利者の「不利益」とみなし、補償金を課することは根拠が薄いのではないか。 また iPod 等が音楽への興味を喚起したり音楽へ接する機会を創出することにより、正規販売CD・配信楽曲の売上げを押し上げる面も無視してはならない。仮にこうした機器に補償金を課すことは、その普及を妨げる要因になるばかりか、せっかくのCD販売の機会を失うことにもなりかねない(こうした補償金を求める動きに対し、音楽ファンの中でJASRACら音楽関係権利者団体のイメージが悪くなる一方であることも付記しておく)。権利者は本来、「補償金」などという“変化球”で利益を上げようとするのではなく、正規販売によって利益を上げる努力をすべきなのではないか。そして、仮に「補償金」が必要な場面については、その場面の特定と「不利益」の根拠を示すべきであるとする。私的録音録画補償金に対してユーザーの理解を得られない一因はこうした部分にもある。 iPod等のハードディスク型録音機器等には、その利用態様から私的複製の音源が4種類考えられる。(1)自分で正規に買い求めたCDからの私的複製、(2)レンタルCDからの私的複製、(3)音楽配信で買い求めた音源の私的複製、(4)友人から借りたCDからの私的複製、である。このうち(1)から(3)はJASRACによる見解(公式サイトでの「私的録音補償金について」)で示されている)でも言及される、主流と考えられる音源である。その他の方法で再生する限りにおいて最初の正規商品を演奏するのと同じことである。だから権利者の不利益とは認められない。 ここで仮にこうした利用方法に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得さしめることとなる。同一著作物を買うという僅かな例においても、その買う・買わないの選択は消費者によって為されるべきであり、法令によって購入を推奨し補償金を課すことには疑問を感じる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においても、この利用に補償金が課されているところである。制度創設時に軽視されていたのが遺憾であるが、これもまた見直しを検討されたい)。</p> <p>(2)レンタルCDについては、貸与権に係る使用料が課せられており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。この旨は、私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においても確認されているところであり、同時に、使用料・補償金が二重で課金されているのではないかの疑義が示された。当時の著作権審議会委員で、国会質疑に参考人として出席した斎藤博氏の発言にも「貸しレコードへの対応というのは、実際的なことを申し上げますと、私的録音・録画問題の一部を解決したのではないか(衆議院文教委員会時)とある。 本来であれば私的録音録画補償金制度の開始とともに貸与権使用料を調整(軽減)すべきだったところ、その措置は全くとられず日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合が使用料軽減を求め続けているのが現状である。公式サイトでの見解によれば「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とのこと。もし貸与権使用料を放置するのであれば、iPod等に私的録音補償金を課さないという方向で考えても充分であり、それで権利者の補償に不十分であれば当事者間の話し合いで調整することも可能であろう。 現行の私的録音録画補償金制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されていると同様、レンタル店が補償金をも含めて使用料を支払い、補償金分は消費者の支払いに上乘せする方法もある。「二重課金」のイメージは(JASRACの言う使用料規程上の解釈はともかく)私的録音録画補償金制度が消費者の理解を得られない原因となりかねず、その運用を妨げることにもなりかねない。ここで消費者の理解を得やすい仕組みを速やかに構築する必要がある。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>(3)最近になって増えてきたインターネットでの配信楽曲については、CDで買うのと同様に対価の支払いが済んだものである。同じ著作物を再度購入することは考えづらく、また iPod 等への転送は「メディアシフト」「プレイシフト」に相当し本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこの利用態様から補償金を徴収するのは やりすぎと言わざるを得ない(ここで得た権利者の補償金は不当な「利益」であるとすら言える)。</p> <p>法制問題小委員会での検討で指摘されたような「二重課金」であるとの見解は、消費者の間にも共有されているところである(これが理解できないのは「権利者」団体だけであろう)。今後 配信楽曲の利用は拡大していくものと思われ、iPod 等の使用態様に占める割合も大きくなるものと予測されている。もし現時点で拙速な追加指定を行なえば、この「二重課金」問題が拡大し、補償金制度に対して益々消費者の理解が得られなくなる事態に陥ることは間違いない。</p> <p>(4)友人から借りたCDについては、まず私的複製には(主として)MDや CD-R が利用されると考えられ、iPod等(あるいはパソコン)のみに複製されるのは「零細」と呼べる程度である。MDや CD-R への私的複製には補償金が課せられているのだから、iPod 等については課金するまでもあるまい(それ以前に、購入CD・レンタルCD・配信楽曲の私的複製に補償金が課せられることになる方が問題である)。</p> <p>なお、(1)から(4)までの利用態様の中で、大部分を占めると考えられるのが(1)と(3)である。これらから補償金を徴収するのが好ましくない(消費者の理解を得られない)以上、iPod 等への拙速な指定には反対である。</p> <p>今期の法制問題小委員会においては、私的録音録画補償金制度自体に問題があり、これを是正することなしに対象機器を拡大していくことに反対する委員意見が相次いだ。こうした意見に私も賛成である。いま iPod 等の指定を拙速に行なうことは、制度自体の歪みを拡大する原因となり適切でない。</p> <p>仮に課金の検討を継続するにしても、適切な内容の実態調査(従来のは定性的に過ぎ、また調査方法に統計学的かつ論理的な精密さが全く見られず、こうしたデータを元に検討を行うのは結論をミスリードするおそれがあり不適當である。定量的な要素も加味した新たな形での実態調査を行なうべきである)を行なうこと、そして充分な検討時間を確保しなければならない。</p> <p>iPod 等への課金を拙速に行なう理由はない。『審議の経過』36頁のグラフ「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」によれば、MDは依然として売れ続けていることが判っている。なおこのグラフは携帯音楽プレーヤーの市場が縮小するとの予測も示しており、権利者の「不利益」が縮小していく(すなわち「零細」化していく)見込みを示しているのと同じ内容である(※詳細は後述)。</p> <p>また、今期の法制問題小委員会(第3回)における資料2-2の参考資料1を見れば、私的録音補償金が課せられている機器・記録媒体の売上げ推移が横這いであることが示されている。確かに徴収された補償金額は目減りしているところであるが、これは補償金の算定基準を(定額にするなど)調整すれば解決できる問題である。ここでもし機器・記録媒体メーカーとの話し合いが進まないのであれば、こうしたメーカーとの協力体制に強く依存する私的録音録画補償金制度の設計自体が問われるところでないだろうか。これは制度の廃止を検討する根拠になりこそすれ、対象機器の範囲を拡大する根拠とはならない。</p> <p>以上のように、当面 iPod 等の調査・検討に時間を割く余裕はある。</p> <p>ハードディスク内蔵型録画機器についても、私的録音補償金を課すべきではないと考える。</p> <p>私的録音の主なソースは放送であるが、利用目的の多くは「タイムシフト」と呼ばれる一時的な録画である。放送番組を後で見るために一時的に録画し、見終わったら消すという態様。これ自体は権利者の利益を損失させるものではないと言える。それとは対照的に、現行の私的録音補償金が導入されたのは、「アーカイブ」として行なわれるようになった私的録画が拡大したためである。これらの利用態様は区別する必要がある。</p> <p>ハードディスクは一般的には消耗品として認識されており、長期間 使用することは想定されていない。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら消費者は利用しているのである。すなわち、ハードディスクに録画する限りにおいては、いつ消しても差し支えない一時的録画を目的としている。</p> <p>仮に消費者が「アーカイブ」を目的として私的録音をするのであれば、外部の記録媒体に複製することが必要である。これについては現行制度で補償金を課することとなっている。制度の趣旨をきちんと説明すれば、消費者の理解を得られるところであろう。</p> <p>以上のように、ハードディスク内蔵型録画機器が一時的録画を目的としている以上、私的録音補償金を課すべきではない。なお外部の記録媒体への書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金を課すべきであろう。</p> <p>※「審議の経過」36頁 掲載のグラフについて</p> <p>iPod 等の普及によりMDが売れなくなり、私的録音補償金が形骸化すると権利者の主張があるが、これは事実反ししている。確かに『審議の経過』36ページの「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」において、それを印象づけるかのような内容が示されている。しかし 2002年から 2004年にかけての MD機器の出荷台数は 309万台 →317万台→296万台 とほぼ同じ水準を維持しており、これが 2005年の 予測値 190万台へと急に落ち込むのは理解に苦しむ。もっとも iPod 等とMD機器との合計出荷台数が 2004年まで338万台 →382万台 →466万台 と順調に伸びてきたにも関わらず 2005年で「450万台」と減少するかのように予測されているのは、携帯オーディオ機器による私的複製が縮小(「零細」化)していくことを示唆しており興味深い。</p> <p>MDの利用態様を想像すれば、一定量は売れ続けることが考えられる。既にMDを積極的に使用しているユーザーであればMD媒体を多く所有していることが考えられ、そうした人達がMD機器を買い換え続ける需要はまだ残っているからだ。MDユーザーの一部が iPod 等へ乗り換えていったとしても、MD機器の売上にかかる減少傾向はさほど急激なものではないと予測するのが自然である。iPod 等の普及はMDの所有と並行して進んでいくと考えられ、決してMDの代替として iPod 等が購入されている訳ではない(付け加えれば、iPod 等はパソコンの所有を前提としており、むしろMDを積極的に使う若年層とは住み分けられる見通しの方が強い)。</p> <p>なお、「審議の経過」36ページの グラフを適切に書き直したものと以下のグラフを示しておく。MDが同水準の売上を保っている上に、iPod 等が売上を増やしていることが明白である。また「審議の経過」に引用された電波新聞の「予測」が通常考え得る予測を遙かに下回る(不自然な)ものであることも、図に示した「予測値1」から「予測値4」で明白となっている。</p> <p>http://tinyurl.com/cul7g</p>

項目	意見																								
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p style="text-align: center;">携帯オーディオ機器の国内出荷の推移</p> <table border="1"> <caption>携帯オーディオ機器の国内出荷の推移 (万台)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>MD (万台)</th> <th>HD (万台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2002年</td> <td>308</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2003年</td> <td>317</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>296</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>予測値1</td> <td>160</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>予測値2</td> <td>200</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>予測値3</td> <td>250</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>予測値4</td> <td>300</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>	年	MD (万台)	HD (万台)	2002年	308	30	2003年	317	65	2004年	296	170	予測値1	160	270	予測値2	200	270	予測値3	250	270	予測値4	300	270
	年	MD (万台)	HD (万台)																						
	2002年	308	30																						
	2003年	317	65																						
	2004年	296	170																						
予測値1	160	270																							
予測値2	200	270																							
予測値3	250	270																							
予測値4	300	270																							
<p>早速ですが、以下に私見を述べたいと思います。 まず、法令を整備する場合は、三つの重要な原則があります。それは、目的と対象、そしてインセンティブです。具体的な例を上げますと、アメリカでは「オンラインショッピングを成長させる」という目的のために、「消費者」を対象に「クレジットカード番号盗難被害時に、カード所有者は、上限50\$までの弁償責任しか負わない」というインセンティブを与えました。その結果、オンラインショッピングは急成長を遂げ、2005年の1720億ドルから2010年には3160億ドルに迫ろうとしています(フォレストラー・リサーチ社調べ)。 50ドルルール出典: http://jiten.com/dicmi/docs/mark/426s.htm (以下の文中でHDDプレイヤーとは、HDD搭載機器およびフラッシュメモリー搭載型機器を総称しています) 日本の音楽業界に目を移せば、いままでのCDやDVDのような物理的な媒体から、データ配信のような電子的な媒体へシフトすることについて、もはや流れを逆行させることは出来ません。むしろ、CDレンタル→MD/HDDプレイヤーに転送するといった、(可能性として)私的複製乱用の対抗策として、補償金制度を維持することよりも、DRM技術で管理された電子媒体を積極的に活用すること、すなわちネット→HDDプレイヤー等への複製が、著作権保持者側から見ても望ましいのではないのでしょうか。従って、今、考えるべきは ●目的「ネットワークでのデジタル音楽配信を成長させる」 ●対象「大多数の、きちんと対価を払って音楽を購入する消費者」 ●インセンティブ「DRM技術を使用してダウンロード販売された音楽は、DRM技術が許す範囲で自由に私的複製できる」ことです。音楽販売の機会損失がなくなったならば、速やかに補償金制度そのものが廃止されるべきであると考えます。</p>																									
<p>蛇足になりますが、CD→HDDプレイヤーへの転送を防止するもう一つの策は、映画で実施されているように「マルチウィンドウ戦略」を採用することです。つまり、まずダウンロード先行販売でライトユーザーの需要を獲得し、後にプレミアムを付加したCD販売で、コアなファンの需要をスクープする、さらに絶版CDについては高価格でマニア向けにBTO販売する、という考え方です。違法コピー音楽の顧客が「今、はやっているから、ヒット曲だけを安く聴きたい」というライトユーザーだとすれば、マルチウィンドウ戦略はその有効な対抗策になることでしょう。</p>																									
<p>私はiPodに代表されるデジタルオーディオプレイヤーへの課金に断固反対です。それ以前に私的録音録画補償金制度そのものに反対です。その理由は 一、この制度はある一つの楽曲、番組に対し何重にも補償金を支払ってしまうこと。 一、私的録音録画補償金という名目で徴収した金の用途が一切不明であること。 本当にこの制度によって支払われたお金は著作権者(著作権団体ではない)に対してちゃんと払われているのか分からない。使い道が支払い側に対して明示しないようないい加減な団体に金を払いたくないのが最大の理由です。</p>																									
<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。今まで、iPodやPCに課金されていないことに、いつも「何かおかしい」と思いつつも支払う側に立つと、支払いたくないのが本心でした。しかし、私的録音補償金等は、最大で1000円というのを人から聞きました。それに対して、DRMで1曲ずつ課金される場合、金額はどうなるのでしょうか?1曲コピーごとに課金するシステム搭載の機器は、現行の機器よりいくらか高くなるのでしょうか?そして、それを使用しなければコピーは出来なくなると、買ったばかりの機器をまた購入させられるのでしょうか?その上さらに、1曲ごとに徴収されるのでしょうか?ずいぶんな商売に思えます。もしくは、そのシステムが使用できる機器を無料で配布するのでしょうか?ならばとても良いかと思いますが、そこで、今度は徴収はどのように行うのが心配になってきます。クレジットカードの番号を入れるのでしょうか?今の時代、どんな被害に合うかと思うとんでもありません。何かカードのようなものを購入して使用するのでしょうか?それを購入しに行かなくてはコピーが出来ないのでしょうか?ネットで購入するのでしょうか?また、クレジットカードでしょうか?音楽等芸術的心の潤いには、ほど遠い作業に思えます。私の疑問を解決するページがあったのかもしれませんが、探し出す事が出来ませんでした。どっちがよいのか?意見を決めるとするならば、姿も料金も見えていないシステムに賛成することはありえず、1消費者としても、音楽業界に勤め、音楽を制作している方々の身内としても、始めにいくらかを支払って、ある程度自由に出来るものを望んでいます。</p>																									
<p>ハードディスク内蔵型録音機器等への私的録音補償金管理協会録音録画補償金の追加に賛成します一理由としては、 ①資源の乏しい日本は、国民の創造力、創作力を高めていく必要がある。世界共通語ともいえる音楽を通じて、世界の人々と融和、有効を深めていく上で、作家の育成がなければならない。 ②ipod等ハードディスク内蔵型録音機器等の製造、販売メーカーは、多大な資本を有しているが、作家一人の力は、比較にならない程小さい。 ③日本の将来を考える時、前述①、②を熟考の上、国民の創造力を増進する為にも、権利者の保護、育成に国として対応すべきと考えます。</p>																									

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>技術者としての視点からコメントさせていただきます。 「技術的な保護手段」、「DRM」という言葉に振り回されるのは、全くのナンセンスです。強固なプロテクトが施されている「Windows XP」などのソフトウェアや、CCCD技術を施したコンテンツが、Web上に不正に流通している現状を鑑みると、どのようなプロテクト技術を施したコンテンツであっても、ひとたびその保護手段が回避されてしまった場合、流通のコントロールは何人たりとも不可能でしょう。たとえ今回のDRMのプロテクトが技術的に優れていたとしても、世界中のハッカーからの好奇の挑戦に対して長期的に耐えられ得ると考える事は、非常に危険であり盲信です。考えてみて下さい。現在は、世界中のわずか一人でも、DRMを解除するハードウェア(あるいはソフトウェア)を手にした瞬間、不正コピーがインターネットに乗って、瞬間に世界中に広まる状況であるということ。 プロテクトが破られたDRMを維持していくためには、その都度ファームウェアやハードウェアの更新が必要となり、メーカーさらにはユーザーにこれらのコストが関わってくることは自明です。現在のハードディスク型音楽機器の過剰な競争の中で、目先の利益に躍起になっているメーカーが、権利者の利益を守るために、そこまで時間とコストを掛けた方策が本当に取れるのでしょうか？例えメーカーによるアップデートがきちんと行われたとしても、過去にダウンロードしたコンテンツとのファイルフォーマットの互換性が崩れてしまったり、複数のDRMのバージョンの派生による混乱など、ソフトウェアの世界ではよく見受けられる問題が、今回のDRMの件についても多発するのではないかと危惧しています。孫、ひ孫の代の階層的な不正コピーが爆発的に氾濫したとしても、その受け皿であるハードディスク型音楽機器が保証金を課するというやり方であれば、権利者にとっては最も不正コピーの影響を受けにくく、また、メーカーやユーザーにとっても不要なアップデートによるコスト負担が少ない、シンプルで良い仕組みであると考えます。</p>
	<p>また、今回の私的録音録画補償金の見直し対象と挙げられている「HDD等を記録媒体としたオーディオレコーダー」についても、現状は容量対コストのバランスから「一体型」の形態を取っているものの、今後映像等より汎用用途へ使われ大容量化した場合「本体と記録媒体が別々の製品形態」になる事も考えられ、またその際選択される記録媒体にはPC等に用いられる汎用的な記録媒体が選択される事は充分予想出来る事です。そうした状況が発生した時に「汎用的な記録媒体に補償金を課する事が出来るかどうか」の判断が必要になった際には「私的録音録画補償金」の枠組では納まらない広範な著作権論議が必要になってくるでしょう。 私自身は音楽/映像業界の人間でも著作権関連の法の専門家でもありませんが、こうした状況や将来的予測は一般消費者レベルでも容易に判断、予測が付き得る事であり、またこうした状況下での権利拡大をいわずに認めるべきでは無い、というのが私の考えです。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器を用いた私的使用の複製が権利者の いったいどのような権利を侵害しているのかがわかりません。 ハードディスク内蔵型録音機器に音楽 CD を取り込むためには自分で買った CD を取り込むか、レンタルCDショップでレンタルした CD を取り込むわけですが、どちらもすでに権利者には対価が支払われています。 CD から取り込むのではないオンラインショップ直販の楽曲は、言うに及ばずです。 まずは非常に根本的な この部分を分かりやすく説明頂くことを希望します。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。著作権法を読むかぎり、ハードディスク内蔵型録音機器が政令指定されない方が不自然だと思うからです。ただし時代の流れに現行法が追いついていないということもまた事実だとは思うので、現行法の見直しは賛成。だけれども改訂されるまでは現行法にそった考えをするのがスジかと思えます。</p>
	<p>コピーする度に課金という制度にしてしまうと、音楽を楽しむ範囲が狭まり窮屈になってしまうと思います。私はよくダウンロードして曲を手に入れるので、もしコピーの度に課金されてしまうとのお金がかかるからやっぱりいいやとその音楽をダウンロードする事を辞めてしまい今より音楽に触れる機会が減るような気がします。それでは、ミュージシャンの方々達にとっても利点はないと思いますので最初に支払う仕組みの方が良いと思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を政令指定するべきだと思います。 今まで使用していたMDに比べ大量の録音出来るiPodは、MDに代わる主流の商品になると思います。最近ではiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけるようになりました。しかし、MDが補償金の対象になっているのに対し、大量の録音が可能な機器が未だに補償金の対象になっていないことに違和感を感じます。早急に対象とすべきだと思います。また、補償金の対象に加えるのは不相当とする意見の中に、DRMによって個別課金が可能なので補償金制度はいらぬという趣旨の意見がありますが、本当に大量のCDを録音する場合でも1曲ごとに課金することが出来るのでしょうか。仮にそれが可能だとすると、消費者にとっては、これまで自宅で自由に録音出来ていたものが録音する度にお金を払うことになり、とても負担になり不便になると思います。現在の補償金制度のように、録音機器購入時に販売価格に含まれている補償金を1回払うだけで、自由に録音出来、補償金がアーティストなどに還元されるシステムが良いのではないかと考えます。</p>
	<p>音楽を録音して聴くという点で考えた時にMDでは課金され、iPodでは課金がされていないのが不自然に思えます。よってハードディスク内蔵型録音機器を課金対象として追加指定することについては基本的に賛成です。 また、課金の方法(補償金制度)ですが、メーカー側の「曲ごとに課金」する方法よりは従来の制度のように機器を購入した時点で支払う(1回限り)方が消費者の立場としては負担が少なくよいと思います。曲を作る側(アーティスト)の方に音楽を作ってくれたことへの感謝の意を表し今後の作品作りへの期待を込める意味でも早急に対処し、法令を制定してくださいことを希望します。</p>
<p>デジタル音楽プレーヤーへの課金は反対です。 そもそもこの制度には不明瞭な点が多すぎますし、理不尽ですので即座に廃止すべきだと考えています。不明瞭な点としては、まずいくら払っているのか、どういう経路を経てアーティストに還元されているのか、本当にアーティストに還元されているのか、など。利用者に説明されていない点が多すぎます。このような状態を放置することによりこの国の文化に対する敬意・意識レベルを情けないほど卑しめている政府の責任は非常に重いことを自覚すべきです。まず、果たすべき説明責任を遂行すべきです。多くの人がこの課金制度を理不尽だと感じています。購入時に代金を支払うのですし、その後どのような媒体で音源を聴くかは購入者の自由です。そこまで立ち入って課金するのはプライバシー保護の観点からすれば不躰で理不尽です。売買成立以降にまで課金するというのであれば、音源そのもののリリースを取りやめるべきです。</p>	

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべきか否かは、本来、これをデジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器として補償金の支払の対象機種に該当するかという問題であり、一方において、機種としての技術的な内容に対する科学技術的判断にかかるとともに、他方において、機種としての機能や利用状況に対する(私的録音録画補償金制度の趣旨に照らした)法的評価ないし解釈に委ねられるべき事柄である。</p> <p>そもそも、私的録音録画については、私的な領域内において使用される場合にまで著作権を及ぼして著作物の自由な利用を制約することは妥当ではなく、他方、そのような場合に著作権を制限したとしても著作権者の経済的利益を不当に害するとは認められないことから、原則として著作権が制限されている。しかし、デジタル技術の発達普及は、質的にも市販のCDやビデオと同等の品質の複製物が容易に作成され得る状況を作り出し、そのような状況の下においては、私的な領域内といえども、もはや閉鎖的な範囲内における零細な利用と見ることができず、また、著作権者ないし著作隣接権者の経済的利益に与える影響も深刻であることから、著作物の円滑な利用と著作権者等の権利保護との適正な調整を図る見地から、デジタル方式の機器を用いた録音ないし録画については、著作権者等に相当な額の補償金の支払を受ける権利を認める制度が創設されたものである。</p> <p>したがって、ハードディスク内蔵型録音機器等の技術的性質、機能及び利用状況並びに私的録音録画補償金制度の趣旨に照らすならば、ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべきことは、むしろ当然のことであるというべきである。</p> <p>ところで、追加指定に反対する意見は、「個別課金」が可能であることや「二重課金」となることを論拠として、追加指定することが「不相当である」との見解を示しているようであるが、かかる見解は、現行の私的録音録画補償金制度自体に対する否定的見解であって、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対する論拠としては説得力を持つものではないというべきである。すなわち、「個別課金」が(単に科学技術的な意味にとどまらず)社会的インフラに照らした現実的な意味において可能であるといえるか、また、「二重課金」となるとの評価が妥当なものといえるか、それ自体議論のあるところであるが、いずれにして「個別課金」の議論や「二重課金」の議論は、現行の私的録音録画補償金制度自体を見直すべきか否かを論ずるものであって、現行制度自体を存続させたまま、あるいは、既に指定されている機器について指定を維持したまま、ハードディスク内蔵型録音機器等についてのみ政令指定を否定する根拠とはなり得ないはずである。</p>
	<p>結論 パソコン内蔵、外付けのハードディスクドライブなどの汎用機器、記録媒体に私的録音録画補償金を設けることについて反対します。</p> <p>理由 私はいわゆるiPodを複数台所有している。1台は普通に自分が所有している音楽CDなどから移行させたものであるが、もう1台は音楽の稽古専用のもので音楽は入っているが師匠の唄が入っているのみである。これは自分の所有しているCDなどをiPodに移しているだけであり、これでどうやって著作権者の経済的利益が損なわれると判断されているのかがまったく理解できない。また、著作権者団体が言われるような著作物が入っているかどうかは現時点では把握できないため、すべての設備に対して補償金を徴収しようとする考えは乱暴以外のなにものでもない。いくら返金制度があったとしても今、私が使用しているような音楽の稽古用のiPodは今後一切著作物を入れたいと言ふことの証明は私自身できるわけがないことから、返金制度は使えないものでありこれが免罪符になるとはどうい思えない。ましてや補償金の使い道がまったくと言ってもいいほど利用者に伝わっていない、著作権者団体は補償金をどのように使ったのかが明確にされていないことは問題だと認識すべきだと思う。返金制度がまともに動いていない現状(返金額に比較して工数・費用がかかりすぎる)では、著作権者へすべて分配していることは問題ではないかと思う。意味が通らない文章だと思うので、同じような意見をもった方のパブリックコメントの叩き台をいただきましたので、そちらもコピーさせていただきます。</p>
	<p>【結論】 iPod等を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 総論</p> <p>●私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせずに、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきである。</p> <p>●補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからである。</p> <p>●すなわちiPod等が権利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要がある。この消費者の疑問に対し、権利者団体は全く回答できず、消費者からの不信任は増すばかりである。</p> <p>2. 音楽に限って考える。</p> <p>●iPod等によって生じる権利者の「不利益」とは何なのか?これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に消費者は納得できない。</p> <p>●たとえば自分で買ったCDをiPodへ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えない。こうした事実をきちんと検討されているのか。</p> <p>3. 音楽に限って考える。</p> <p>●iPod等の音源として考えられるのは以下の3つである。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲</p> <p>これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD</p> <p>●これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。</p> <p>●自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>●ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来 得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度において この利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p> <p>(2)レンタルCD</p> <p>●レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日 衆議院文教委員会・平成4年12月7日 参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。</p> <p>●私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。</p> <p>●日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p> <p>(3)配信楽曲</p> <p>●個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上 同じ著作物を購入する見込みは無く、また iPod への転送は「メディアソフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よって こうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎである(不当な「利益」であるとすら言える)。</p> <p>●以上のように、iPod 等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考える。</p> <p>●仮に課金の検討を進めるにしても、適切な内容の実態調査(従来のものは定性的と言わざるを得ず、こうした検討をするには不適当な内容でしかない。定量的な要素も加味した新たな実態調査をすべきである)を行うこと、そして十分な検討時間を確保することが必要である。</p> <p>●iPod 等への課金を拙速に行なう必要はない。「審議の経過」36頁のグラフによれば、MDは依然として売れ続けていることが判っている。なおこのグラフは携帯音楽プレーヤーの市場が縮小するとの見込みも示しており、権利者の「不利益」が縮小傾向(すなわち「零細」化)にあることを示している。</p> <p>●また、今期の法制問題小委員会(第3回)における資料2-2の参考資料1を見れば、私的録音補償金が課せられている機器・記録媒体の売上げ推移が横這いであることが示されている。確かに徴収された補償金額は目減りしているところであるが、これは補償金の算定基準を調整すれば解決できる問題である。ここでもし機器・記録媒体メーカーとの話し合いが進まないのであれば、こうしたメーカーとの協力体制に強く依存している私的録音録画補償金制度の設計自体が本来問われるところではないだろうか。</p> <p>●よって、当面 iPod 等の調査・検討に時間を割く余裕はある。</p> <p>4. 録画について</p> <p>●ハードディスク内蔵型録画機器には私的録音補償金を課すべきでない。</p> <p>●私的録音の主なソースは放送であるが、主な使われ方は「タイムシフト」と呼ばれる一時的な録画である。そして現行の私的録音補償金は、その一時的録画ではなく「アーカイブ」として録画される態様の拡大を受けて導入されたものである。</p> <p>●一般的にハードディスクは消耗品として認識されており、長期間使用することは前提とされていない。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら使われているものである。すなわち、ハードディスクに録画する限りにおいてそれは一時的な録画を目的としたものと言える。</p> <p>●仮に消費者が「アーカイブ」を目的として録音する場合は、外部の記録媒体に複製することが必要である。これについては現行制度で補償金を課すこととなっている。これについては その必要性を認めることができる。</p> <p>●よって、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録音補償金を課すべきではない。なお外部の記録媒体での書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金をかけることが妥当と考える。</p>
	<p>私は70年代から音楽産業界に事業として身を投じ、若かりしころはミュージシャンとしても活動を行ってきた音楽を愛する者の一人です。</p> <p>このデジタル時代に入り今までのパラダイムが芸能界から音楽産業界にか音楽産業界がストリートミュージック(インディー)とかでなくエンタテインメント産業全体がITの波に大きく飲まれている感じがします。デジタル録音可能なプレーヤーが私的録音補償対象ということに対しての(著作権の法律があるのだからすぐ課金すべきとの意見もありますが)反対者の大半は直接被害をこうむってしまうと考えているメーカー・ソフトウェア事業者と<消費者>のそれぞれの意見を拝見しました。しかしインターネットを通じ拝見した<消費者>側の意見があまりにも稚拙で我々<音楽愛好家>としての意見を反映していないよう感じを受けてメールさせていただきました。</p> <p>ここ最近のデジタルプレーヤーや音楽配信事業の急発展においてそもそも音楽家たちは音楽を楽しめるのであればその部分収入が拡大すべきなのに逆にCD販売や実演家の補償金部分などは下落しているようですが、アナログでしか楽しめないコンサート収益や放送2次使用料などは微増といったところでしょう。収入上位以外の8割を超えた音楽家は収益を減らし微減ではなく激減であると思います。音楽家が音楽を創造しているわけでありそんな状況に追い込まれてしまった彼らがどんとんと転職をしたり活動を行わなくなってしまっている状況をなぜ考えないのでしょうか？</p> <p><音楽愛好家>の私の立場では、品質の高い音楽家が音楽を創出しなくなる事がもっとも怖いことです。</p> <p><消費者>にとっては音楽は単なるデジタルファイルなのかもしれませんがコンサートに向きアーティストのライフスタイルに憧れた多くの<音楽愛好家>はそんなことは決して望んでいません。</p> <p>そもそも欧米のような音楽家を含めた<パトロン>の思想が無いまま自由経済に音楽を入れてしまうことで<良い曲>ではなく全て<売れる曲>しか求められなくなる怖い状況を感じてしまいます。そうなる結果アマチュアと売れる曲だけの両極ないびつな状況を生んでしまい選択肢の無いマーケットで結果その他<音楽愛好家>続いて、デジタルプレーヤーマーケットなども縮小してしまうのではないのでしょうか。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等をMD同様に私的録音補償金の対象に是非追加して頂くようお願い申し上げます。各メーカーは音楽録音の優れた機能を競い合い、購入するほとんどの人が音楽録音を目的に購入し、音楽を楽しむために購入利用しています。</p> <p>録音するために販売され、録音するために利用購入しています。</p> <p>MDが指定されているにもかかわらず、同様機能の機種が指定されていないのはおかしいのではないのでしょうか。次々と新しい機種も作り出され、少しでもよい音でと購入もあり、法制化が追いついていない現状もあります。</p> <p>同じ録音目的のものであれば商品化の時点で是非私的録音補償金指定をお願い致します。</p> <p>消費者は少しでも安価をのぞむのは当然ですが、こうしたよりよい音を求めて購入する人は、私的録音補償金制度が導入された時、多くの人から支払うのは当然という意見、解答が多かったはずです。</p> <p>こうした点からもこれまでの機種同様メーカーが支払うのが当然と考えます。</p> <p>何卒素早いご対応をお願い申し上げます。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等について、早急に私的録音補償金の対象に指定すべきと考えます。</p> <p>iPod等の機器はMDにおける記録媒体と機器が一体となっているだけで、実質的にiPod等はMDに代替するものとして用いられ、私的複製を行っていることには変わりないと言えます。しかし、それに関わらず補償金の対象ではないというのは不自然です。よってハードディスク内蔵型録音機器等も補償金の対象とするべきと考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。</p> <p>聞くところによれば、我が国において長く制限されていた録音物再生演奏にもすでに著作権者の権利が認められるようになってきているとのことであり、欧米諸国に比べて無形財産の保護が遅れていた日本もようやくここまで来たかとの思いであります。従いまして、賛成します。</p>
	<p>iPodなどを政令指定することに賛成</p> <p>現在モバイルは内蔵型が主流、MDに支払われて、iPodなどに支払われないのは不公平ではないか。機器の技術は日々進歩しているが、それに法律がどう対応していくかが問題。内蔵型録音機は大変利便性の高い機器で、若者にとっては今やMDにとって替わる必需品であろう。こういった現状にしっかり対応する必要があると考え。直ちに指定すべきである</p>
	<p>iPod等の追加指定に賛成します。</p> <p>劣化しないデジタルコピーが蔓延することにより、創造サイクルが崩壊するのではないかと強い懸念を抱きます。将来のことを考えると、しっかりとした補償制度がないと、次世代の創造の目を摘んでしまうこととなります。</p> <p>このままデジタルコピーが広まり、対応が遅れてしまうと、後々取り返しのつかないことになるのではないのでしょうか。</p> <p>小学生・中学生への著作権教育も機能しているとは言い難く、著作物は「買うもの」ではなく「コピーするもの」という誤った認識が広まるのではないのでしょうか。</p> <p>知的財産立国の名に恥じない、しっかりとした補償制度の確立を望みます。</p>
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等について、早急に政令指定すべきであると考えます。</p> <p>これら機器等は、「私的使用を目的として、デジタル方式の録音の機能を有する機器」であり、また「当該機器によるデジタル方式の録音の用に供される記録媒体」であることは明白です。単に機器と記録媒体とが一体であるというような機能とはなんらの関係もない瑣末な事実をもって、指定を妨げるべきではありません。実際、これらiPod等はMDに代替するものとして用いられており、一方を指定し、一方を指定しないのは、公平を失するものといわざるを得ません。</p> <p>また、専用機ではないとの論もありますが、100%の専用機以外は専用機ではないというのであれば、そもそも専用機など存在しなくなります。専用機ではないから指定しないというのは社会の実態を無視するものと考えます。</p>
	<p>本来私的録音録画補償金制度を設けた理由は、購入した1枚のCDを家族などが複製して各人が使用するような状況に対して、著作権者の権利が侵害されると考えられるから、それを保証するために導入されたと考え。</p> <p>これに対し、1個人が自分が購入したCDをMDや、PC経由iPodにコピーして通勤・通学の際に聴取するのは、「スペースシフト」であって、CD、MD、PC内の音楽、iPod内の音楽がそれぞれ独立に経済的価値を有するものではなく、何ら著作権者の権利を侵害するものではないと考える。</p> <p>家族間でのコピーと個人によるスペースシフトの割合は不明であるが、スペースシフトが圧倒的に多いと思われる。</p> <p>私的録音録画補償金制度は直ちに廃止すべきである。</p>
	<p>私はデジタルオーディオプレーヤーを3台所有しています。いずれもパソコンに接続して楽曲を転送するタイプのモノです。</p> <p>楽曲はCDを購入、CDをレンタル、ネット配信サービスのいずれかを利用して手に入れています。当然ながらタダではありません。</p> <p>代価を支払って手に入れているのです。「購入」しているのです。</p> <p>自分が購入したモノをデジタルオーディオプレーヤーに転送(メディアシフト)して聴くことが著作権者の不利益に繋がるとは思えません。</p> <p>さらに、デジタルオーディオプレーヤーの中にあるデータを取り出して配布することは出来ないのだから、複製物にはあたりません。</p> <p>よってデジタルオーディオプレーヤーに私的録音録画補償金を課金することには反対です。</p>
	<p>結論：ハードディスク内蔵型録音機器などの追加指定には反対。</p>
	<p>iPodに代表されるDigital Audio Player(以下DAP)に録音される音楽ソースを分類し、それぞれの補償金の根拠を検討します。</p> <p>音楽配信音源</p> <p>多くの音楽配信業者の音源販売は、多くの場合「CDコピーは3回まで」「対応DAPへの転送制限3回まで」などの使用制限が付されており、見方を変えると配信業者が消費者に対し許諾範囲を設定していることとなり、そこまでの使用は、音源の対価に含まれることとなります。委員会審議の議事録や報告書を拝見いたしますと、権利者団体の方々は、配信音源の許諾範囲をダウンロード時のPCのみと捉えていらっしゃるようですが、それは間違いではないのでしょうか？</p> <p>DAPに補償金を課することは、既に配信音源の著作権使用に関する対価を購入時に支払っているの、消費者に重複した使用料を請求することになります。つまり私的録音録画補償金制度の根拠である、ベルヌ条約第9条(2)の「著作権者の利益を不当に害」することにはならないのではないのでしょうか？</p>

項目	意見
	<p>CDコピー音源</p> <p>そもそも私的録音録画補償金制度は、デジタル録音録画機器の登場によるオリジナル作品の売り上げ減少への懸念から作り出された制度であります。しかし、消費者の複製行為の個別具体的な調査が難しいことから、機器媒体製造業者からの一括徴収という形の制度となり、本来補償金制度の対象ではない行為からも補償金を徴収する形になっております。この制度対象外の行為には、非著作物の録音に使用する行為や、一般に「メディアシフト」と呼ばれる自らが所有する音源のコピー行為が含まれます。私的録音録画補償金制度の創設時の議事などを拝見すると、上記のような行為はほとんど行われていないという予測の元、現状の制度設計となったと認識しております。しかし、DAPにも同じ論理が適用できるのでしょうか？DAPの登場は、「メディアシフト」行為を増長することになっており、現行制度との整合性が取れなくなってきました。つまり、今までは無視できる規模だった補償金対象外行為からの徴収が、見過ごせなくなってきたということです。現行制度では、返還制度と著作権保護・振興普及事業で対応しているわけですが、実効性と透明性に欠けるためか、信頼されている制度とは思えません。</p> <p>従って、他者所有のCDをコピーする行為は、現状の補償金で解決するのではなく、コピーコントロールなどの技術を使い、防止する方法を模索するべきではないでしょうか？</p> <p>また、レンタルCDについてですが、貸与権創設時の議事録には、レンタル料金には貸与権許諾料と私的複製行為の補償金が含まれていると認識されています。つまり、レンタルCDについても、既に徴収されていることとなり、問題とはならないのではないでしょうか？</p> <p>以上のように、DAPに対して私的録音録画補償金を課すことは、根拠に乏しく適当だとは思えません。従って、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については反対です。</p>
	<p>録音機器に予め課金を行うことは、あくまでも個別に課金が不可能であることが前提でなくてはなりません。その理由は、本来ハードウェア(=録音機器)そのものは持っているだけで著作物を利用することは出来ず、課金対象とされる根拠がないからです。</p> <p>その上で利用されるソフトウェア(=著作物)の利用に対してのみ課金をすることが許されるはずであり、ハードディスク等の内蔵型録音機器に対してはDRMIによってそれが行われています。</p> <p>更に私的複製を制限するコピーコントロールCDも存在しています。</p> <p>購入したソフトウェアにも関わらず、MD等できちんと私的録音補償金を支払っているにも関わらず私的複製が出来ない、本来利用できた機器が利用できないなど利用者が不利益を被る事態まで発生しています。</p> <p>このようなDRMIによる課金や著作権者による制限がなされている状況でありながら、毎月300曲を複製する利用者と、月に10曲しか複製しない利用者が、同じ録音機器を使っていると言うだけで同じ課金を受けることが公平であるとは到底言えません。</p> <p>課金は私的複製の利用度数に応じて為されるべきです。</p> <p>従って、個別課金が可能である機器に対して補償金を支払うことは不適切と考えます。</p>
	<p>正直、補償金を払ったところでJASRACは消費者にとって良い働きをしてくれない。</p> <p>課金に賛成するリスナーはいない。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私はいわゆるiPod課金には断固反対です。</p> <p>まずiPodに課金を加える前に日本の著作権についての法律を改正すべきです。日本の著作権は世界一厳しいのではないのでしょうか。先進国なのにこんなに厳しくては日本国民として恥ずかしいです。インターネットからダウンロードした曲はCDに書き込めないとか、対応するプレイヤーだけに〇回とか、そんなの絶対におかしいです。</p> <p>iPodユーザーだけではなく課金対象になっているプレイヤーを持っているユーザーの人は課金に対しては断固反対だと思います。</p> <p>しかも、課金する理由がよくわかりません。中学生の私からいわせてもらうと「金儲けのため」としか考えつきません。</p> <p>以上のことから私はiPod課金には断固反対です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器についても補償金の対象とすべきと考えます。</p> <p>最近の歌には、自分の宝となる歌がありません。</p> <p>これは、音楽がたれ流しになっているため、作家は質より量の作曲をして、歌の品質が下がっているからです。</p> <p>ひと昔前までは、一枚のレコードを買い、大事に聞きました。</p> <p>それが今は、レンタルや、友達同士の貸し借りで簡単にデジタルコピーができてしまい、1曲の音楽が使い捨てのようになっています。</p> <p>これは、まさしく音楽文化の衰退ではないのでしょうか？</p> <p>質の悪い音楽では、外国にも売れる音楽など夢のまた夢です。</p> <p>知的財産を国家財産と考える内閣の方針にも反します。</p> <p>そもそも、現行制度にあるものなのですから、まずは課金し、他の作家保護の方法があるなら、それから制度を変えるべきです。</p> <p>今の「制度がおかしい。」といった議論は、メーカーの我儘としか思えません。</p> <p>音楽を愛するものとして、数百円で済むものにはなんの抵抗もありません。</p> <p>それよりも、メーカーは文化を食い物にしてばかりいないで、補償金分をコストダウンするくらいの努力をしてもらいたいと思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を務めて速やかに政令指定するべきじゃないでしょうか。iPod・ネットワークこれまで私たちが家庭で録音する際に主として使用していたMDそれに替わる新しい機器が誕生しています。小さな箱の中にCD1,000枚分が収録できますがその中、MDが補償金の対象になりながら、片や大量の録音が可能な機器が未だに補償金の対象になっていないとは、大きな違和感かざるを得ません。この道に色々難しい問題もあっても、作家の生活の保証が無ければ音楽に人生を賭けて、生きてゆく希望が萎えて生きてゆけなくなります</p> <p>我々の音楽仲間の身上に理解を頂き、音楽からの幸せを満喫できるよう働かせて下さい。思考に窮屈差を与えないで欲しい。消費者にとってもアーティスト達にとっても、補償金制度はなくてはならない、リーズナブルな制度です。ご理解を広くお願いとして失礼いたします。</p>
	<p>iPODなどのハードディスク内蔵型録音機などをMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは、当然のことと考えます。</p> <p>各メーカーの宣伝・広告をみてもまさに音楽録音の優れた機能を競いあっていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。同じ目的で販売され、利用されているMDが指定され、iPODが指定されていないという現状は、あまりにもバランスが欠いた状況であると思われます。</p> <p>補償金制度そのものについての検討を今後継続して行うべきべきだと考えます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私的録音録画補償金制度を廃止すべきだと考えます。</p> <p>iTunes Music Storeなどの音楽配信事業におけるデジタル著作権管理の普及により、たとえデジタル化された楽曲であってもその著作権管理を確実にできるようになっています。個々の楽曲それぞれの販売数に応じて著作権料を著作権者に直接正確に届けることも可能です。楽曲の保存や転送はデジタル著作権管理によって一定の制限を施されています。また、音楽配信業者は必ず利用の制限事項を説明しており、利用者は購入前にそれを参照して理解することができます。</p> <p>一方、私的録音録画補償金制度では楽曲自体ではなく、それを保存するメディア(あるいは現在検討されているiPodなどのポータブル再生機器)に定率で著作権料を充当するための金額を課しています。そのために、楽曲の利用の程度に応じて著作権者に公正に著作権料を配当することが不可能です。</p> <p>また、私的録音録画補償金制度自体の消費者への周知もきわめて不十分であることも問題です。例えば音楽用CD-Rなどの記録メディアのパッケージには、この制度のことが購入前にはっきりわかるようには示されていません。そのために、多くの購入者はそれを了承せずメディアを購入する状態になっています。</p> <p>デジタル著作権管理の普及を見た現在、それと比較して私的録音録画補償金制度はすでに現状のデジタル化された楽曲の利用状況にそぐわず、しかも著作権者にとっても購入者にとっても不正とも疑われる状態で運用されてきた事実があります。したがって、私的録音録画補償金制度を廃止し、デジタル著作権管理に基づいた公正な著作権の保護を推進すべきであると考えます。</p> <p>付け加えていえば、iPodなどのポータブル再生機器やハードディスクなどのデジタル保存機器などへの私的録音録画補償金の課金は、上記の考えから論外です。</p>
	<p>最近、急速に普及しているHD内蔵型(iPodなど)への課金の追加指定であるが、私は絶対に反対する。これはCD購入もしくはネットよりの正規ダウンロードで購入した代金への二重課金である。さらに、日進月歩の技術において将来的にはシリコン型の録音機器が主流になるであろう状況で、次々に出現する新たなデバイスも指定し続けていくのは困難な上に現実的ではない。</p> <p>そもそも、課金制度による徴収金が、いったいどのように使われ、音楽文化の振興にどれだけ寄与しているか、はなはな疑問であるし、さらに支払う側のユーザーの意見がほとんど反映されない状況で、課金などは全くおこがましい。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器、いわゆる「iPod」などは、汎用性を持つが、主な利用が音楽の録音+再生であることに間違いはないので、私的な録音録画機器として取り扱うことに異存はない。</p> <p>しかし、補償金のとりかたとして、従来のやり方はもう、有効性が薄くなってきており、必要の無いものとする。そもそも、私的録音録画補償金は、著作権者が私的な複製によって発生する損失を補償するための物であるが、個人がどれほどの複製を行うか把握できなかった今までは、現行制度でもやむをえなかったものと考えられる。しかし、個人の利用実態を、インターネットを通じることなどで容易に把握することができるようになった現在では、より、DLしたり、購入したりした分に応じた公平な課金制度やシステムを作成することが可能であると考えられる。実際にそのようなシステムも、少しずつではあるが広まってきており、現行の制度は必要性が薄くなってきていると考えられる。</p> <p>よって、段階的に廃止し、ネットを利用したシステムなど、より、消費者と権利者が直接つながり、わかりやすく、透明度の高いシステムへ積極的に移行していくのが良いと考える。</p> <p>よって、段階的に、現行の私的録音録画補償金制度は廃止すべきと考える。</p> <p>また、ハードディスク内蔵型録音機器への課金にも反対する。</p>
	<p>CDからのコピーではない、いわゆる生(ナマ)録やストリートパフォーマンスなどを録音するために使っているDATやMDにまで、私的録音補償金を払わされ続けていたのは釈然としない。そのためメモリーレコーダに移行したのに、またしてもいわれない言いがかりを付けて課金し続けようとする著作権協会には不信感で一杯。</p>
	<p>結論から言えば、大型記憶媒体のみならずMD等についても著作権料の上乗せは不要と考えます。その理由は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それらに用いられるコンテンツは入手時に著作権料が支払われており、記憶媒体に課金することは2重に課金することになる。利用実態に見合った十分な著作権料が支払われていないと考えるなら、川上部分(CD販売・CDレンタル・楽曲のダウンロード)で徴収を強化すべき。 ・川上部分の徴収に関するもう一つの理由になるが、集まった著作権料をすべての著作権保持者に公平に分配するの技術的・経済的に不可能な為、コンテンツ購入時にコピー分の著作権料を徴収する方がより公平な配分ができる(勿論、ユーザーはCD等の利用権だけでなく、コピー権も入手することとなる)。ここで述べている著作権保持者は音楽関係のコンテンツだけでなく、映像・画像・文章・プログラム等の著作権保持者も含まれる。現実問題として、HD等にはこれらのコンテンツも保存されている。 ・HDやメモリープレーヤーの場合には、記憶容量のすべてを他人の著作物保存に使うわけでは無いため、著作権料の過剰な徴収となる。 ・HD等への著作権料徴収が違法コピーを念頭に置いた物なら、正規な利用者に違法コピー分も組み込んで請求するのは不当な請求と考えられる。
	<p>iPod最初期型を今でも愛用しているユーザーとして、この度のハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器を政令指定機器に追加することは止むを得ないと思います。</p> <p>私も子供達はMDを愛用していましたが、iPodやiRiver、Gigabeat等に徐々に買い換えております。これらの機器の本質がMDと全くかわらないことは、子供達も充分理解しております。違いは容量だけといってよいでしょう。しかし、MDは政令指定機器であり、iPodやiRiver、Gigabeat等はそうではありません。なぜ違うのか、合理的に説明ができるのでしょうか。</p> <p>MDを政令指定機器からはずすか、iPodやiRiver、Gigabeat等を政令指定機器に追加するかのいずれかでなければ理屈が通らないことは子供でもわかります。では、MDを政令指定機器からはずすかという、私的録音録画補償金制度の趣旨を否定することに等しいですから、できないでしょう。とすれば、ハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器を政令指定機器に追加するしかないと思います。</p> <p>なお、DRMIによって個別課金をすれば補償金はいらぬとの意見もあるそうですが、疑問です。すくなくともDRMIによる徴収分配が実際に始まるまでは、補償金制度で対応するというのが現実的な対処であると思います。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私はiPod等を私的録音補償金の対象とすることに賛成です。 iPod等は主として音楽の録音を目的に購入されるものであり、音楽をiPodに取込む操作も簡単にできることもあって、大量の私的録音が行われているのは間違いのないところだと思います。本来、録音する権利は著作権者にあることを考えれば、いくら私的録音が著作権で認められているとはいえ、音質の劣化のない私的録音物がiPod等によって大量に複製されている現状を放置することには疑問をもたざるを得ません。権利者保護の観点からすれば、権利者に対して一定の対価が支払われるのは当然のことと理解しています。その意味でも、未だにiPod等に補償金が課せられないのは、どう考えてもおかしいと思います。 また、メーカーなどは、現行の制度における徴収の不公平の問題等を指摘し、今後は補償金制度に替えてDRMによって私的録音を管理し、録音の都度課金する方法をしめしているようですが、これについては絶対反対です。 私は、私的録音の従を確保するうえからも補償金制度は有意義だと思いますし、iPod等を補償金の対象とすることに全く異存はありません。</p>
	<p>私達一般ユーザーからすれば携帯プレーヤーの値段は安い方が良く、録音も自由に行える方が良いのですがその為に本来は良い曲を作ってくれた作詞家 作曲家やアーティストに本来入るべき報酬が支払われない事によって将来良い作品が出て来なくては何の意味もありません。 わずかな金額を補償金としてiPod等の値段に上乗せして支払う事に賛成です。</p>
	<p>携帯プレーヤー等に補償金を付けるのは私は賛成です。昔は好きな曲を聴くにも苦労が在りました。ラジオで聞くにも何時その曲がかかるか分からない、レコードもなかなか買えない時代からすれば、わずかな金額なのでインターネットから簡単に曲をダウンロードできるiPod等が補償金の対象にならないのはおかしいと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については、賛成です。 現状でMD、CD-Rなどの録音・録画媒体、また録画機器に補償金が含まれている以上、録音機器であるハードディスク内蔵型録音装置を補償金の範囲外にするのは不公平だと考えます。音楽を複製する以上は、私的録音録画補償金の対象内にするべきだと思います。 なお、ハードディスク内蔵型録音機器等は、プレスシフト(場所の移動)だから、補償金を対象とするのは不当だと言う意見もありますが、ムーブ(移動)ではなく、コピーである以上は補償金の対象だと考えるべきです。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等も私的録音録画補償金の対象機器として追加指定するべきだと考えます。 私はハードディスク内蔵型録音機器等の最近数多く見受けようになった携帯プレーヤーが私的録音録画補償金の対象機器になっているとばかり思っていました。これらの携帯プレーヤーがそれまでのカセットテープやMDのウォークマンの代替え機器だからです。 既存のウォークマン利用者が乗り換えているだけでなく、ハードディスク内蔵型録音機器が持つ小型軽量で大容量という利便性が新しいユーザーをも増やしています。なんと言っても録音さえしておけば、複数のMDディスクをガチャガチャと持ち歩く必要もなく、聴きたい時に聴きたい曲を簡単に聞けるのです！ 職場の近くにある家電量販店のハードディスク内蔵型録音機器等の売り場はいつも若い人から年配の方まで、年齢性別を問わず多くのお客で溢れています。価格と共にアピールされているのは「240曲」「1,000曲」という収録可能曲数です。音楽を録音して使うことが前提の揭示であり、売り方です。メーカーのパンフレットにも同様の記載があります。曲数の大きなことを除けば、MDウォークマンとなんら変わりはありません。 なにより一方は補償金の対象になっているのに、もう一方はなっていない。機能も、使い方も同じなのに、おかしいと思います。意識していない人もいるかもしれないけど、ハードディスク内蔵型録音機器を買った人達の中にはMDウォークマンと同じように補償金が払われていて、安心して音楽を録音して聴けると思っている人も多かったのではないのでしょうか。 メーカーは補償金を取り次ぐだけで、最終的に負担するのはユーザーです。これらの機器の購入時に払うべき補償金はそんなに高額ではないし、安心して使え、アーティストにも還元されて、それが素晴らしい未来の作品になってまた私たちのところに戻ってきてくれるのですから、ユーザーとしては負担感より新しい作品の誕生に貢献しているという満足感を強く感じます。 音楽を身近にしてくれるこれらの便利な機械を使って心置きなく音楽を楽しむためにも、ぜひ早急にハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音録画補償金の対象機器に追加すべきです。</p>
	<p>iPodに代表される「ハードディスク内蔵型録音機器等」を私的録音録画補償金の対象に指定することは「審議の経過」37頁「標記の機器を保証金の対象に加えるのは不相当である」との意見の概要(3)にある二重課金の問題など、明らかな不備を数多く含んでいるため、利用者をはじめとする社会の理解をとうてい得られない物であると考えます。 また、この見直し案が著作権権利者、利用者、製造業者等を含めた広く一般の合意の中で培われた物ではなく一部音楽業界団体を中心とした既得権益者中心の意見に偏っている用に思われる。 以上の理由から社会全体にとっての利益よりも不利益の方がいちじるしく多くなるもので絶対に認めることは出来ない。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型携帯音楽プレーヤーに対して私的録音補償金を課金することに反対します。理由は以下の通り。 課金を求める意見では、iPod等の携帯音楽プレーヤーを使用することによって、著作権者に与えられる損害というのが具体的に何であるかを提示できていません。このような携帯音楽プレーヤーに音楽として入れるものは主に次の三つです。 (1)自分で購入したCDの音楽 (2)音楽配信によってダウンロードした音楽 (3)レンタルショップより借りてきたCD では、それぞれの場合について、仮に携帯音楽プレーヤーを使っていなかったとしたら、ユーザーは権利者に対して追加の費用を払うことがあるか考えてみます。 まず(1)のケースはありえません。CDそのものを持ち出すか、あるいは持ち出すのをあきらめるかどちらかでしょう。 (2)のケースでは逆に楽曲の購入そのものを控えるでしょうから、権利者の得る利益はむしろ減るはずですが。 (3)のケースも(1)(2)とほぼ同様です。録音して手元に置いておくことができないのであれば、レンタルする動機そのものが失われますから利益の損失になります。 従って、iPod等の携帯音楽プレーヤーの使用は、権利者の利益を得る機会を奪うことにならない以上、補償金を払う必要はないと考えます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定を速やかに行うべきと考える。この問題は現行著作権法により政令にその運用が委ねられているものであり、規定に則って適切に判断すべき問題である。</p> <p>検討するにあたっては、これらの機器が30条2項において補償金の支払対象から除外するものとして定められている「録音機能付き電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音の機能を有するもの」に該当するか否か、また、当該機器の購入行為が、私的録音を行うという高い蓋然性を有しているか否かを検討し、さらに、権利者と利用者の利益のバランスを考慮して判断すれば足りるものである。これら機器は対象から除外するものにはあらず、メーカーの開発コンセプトや利用者の購入目的、利用の実態から音楽録音を主たる目的とするものであり、市場において代替するMDに比しはるかに大きな容量を持つ機器であることから、政令指定し補償金の支払対象とすることで権利者と利用者との間の利益の調整を図る必要がある。</p> <p>現在の補償金制度が抱える問題点を指摘し、それを理由にこれら機器の政令指定に反対する意見があるが、政令指定は制度の運用の問題であり、制度そのものの見直しとは切り離して検討すべきものである。</p> <p>また、政令指定するにあたっては、法技術的な問題として、機器と記録媒体の分離を前提としている現行法の改正が必要になるのではないか、との意見があるが、法律の解釈として極めて硬直的なものである。日々進化する科学技術の発達により次々と新たな製品が開発され世の中に提供される時代においては、立法時には想定し得なかった機器が続々と出現するが、それをいちいち時間のかかる法改正によらなければ対象にできないのでは、補償金制度の実効性が失われてしまうことから、対象になる機器、記録媒体の特定を政令に委ねたのである。条文の1字1句に拘泥するのではなく、補償金制度に係る立法の目的を踏まえて解釈すれば、ハードディスク内蔵型録音機器等は、当然に現行法の下で速やかに政令指定すべき機器・記録媒体である。</p>
	<p>IPODなどの携帯プレーヤーを私的録音補償金の対象にするために政令指定することに賛成です。私は今までCDからMDにダビングして聞いていました。MDに補償金がかかっていることは知っています。近いうちにIPODを買おうと思っていますが、MDと比べ物にならないくらい容量が大きく、つまり大量の録音ができるIPODに補償金がかからず、使い勝手の悪いMDにかかっているのは全く不公平であり理解できません。なぜ最初から補償金をかけずに、今頃になって検討しているのでしょうか。不思議な気がします。</p> <p>補償金をかけることでIPODなどの携帯プレーヤーの値段が上がることを歓迎するわけではありませんが、どうせ僅かな金額だと思えますし、そのお金が多く音楽家に配られるのであれば、音楽ファンとしてはうれしいことです。</p> <p>IPODを買ったとしても、補償金がかかっていなかったら、CDを録音するたびになんだか悪いことをしているような気になってしまいます。私たち音楽ファンは何でもただ受けたいなどとは思っていません。素敵な曲を作ったり演奏してくれるアーティストたちへのリスペクトの思いが補償金に乗せて彼らに伝わるのであれば素晴らしいことだと思います。</p>
	<p>反対です。</p> <p>集めたお金が著作権者に正当に分配されない制度はおかしいと思います。</p> <p>レコード会社に入った補償金はどうなるのか不明ですがレコードの売り上げと関係が無いのに分配されるのはいかなるものでしょうか？</p> <p>CDや音楽配信そのものの課金だけにすれば、どの作者の課金かがはっきりするのです。</p> <p>それと本体が100%著作権音楽の複製に使われるのでは無いのだから、音楽配信などの課金のみにするのが正しい使い方ではないですか？</p>
	<p>i-pod等のハードディスク内蔵型録音機器の補償金について賛成です。</p> <p>自分自身はまだi-pod等は利用していませんが、友人等、周りで利用している人のほとんどがたくさんの音楽をコピーして聞いています。</p> <p>自分自身が購入したCD等からだけでなく、実際は、友人から借りたCDでたくさんの曲をコピーしてCDを買う代わりにしていることが多く見られます。</p> <p>MDであれば補償金があるのでまだいいのですが、補償金のない機器であると、作家やアーティストが苦勞して作り出した音楽をただで聞き、なにも作り手に戻らないことになってしまい、音楽ファンとしては喜ばしいことではありません。</p> <p>また、補償金の対象に加えるのは不相当とする意見の中に、DRMによって個別課金が可能なので補償金制度はいらぬという趣旨の意見がありましたが、実際そのようなことが可能なのか、また可能だとしても、今時点はそのようなことが行われておらず、行うまでにさらに長い時間がかかると思われませんが、それまで作り手の利益が損なわれていくのではないのでしょうか。</p>
	<p>iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないことを強く要望します。</p> <p>その理由として、</p> <p>委員からの反対意見のなかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はないこと ・制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。 ・補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。 ・ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。また、DRMによる課金が消費者への制約・負担となるかならぬかは、市場で消費者が選択することであるが、DRMによる課金が普及しつつあるという現状にみれば消費者への制約・負担となるとの主張には明らかに根拠がない。 ・国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。 <p>といった意見がありますが、私はこの意見を全面的に支持するとともに、このiPod等ハードディスク内蔵型録音機器に対する補償金制度の導入を緊急に考えなければいけない根拠はないと考えております。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>仮に課金の検討を進めるにしても、適切な内容の実態調査(従来のもは定性的と言わざるを得ず、こうした検討をするには不適當な内容でしかありません。定量的な要素も加味した新たな実態調査をすべきである)を行うこと、そして充分な検討時間を確保することが必要です。</p> <p>また、iPod 等への課金を拙速に行なう必要はなく、「審議の経過」36頁のグラフによれば、MDは依然として売れ続けていることが判っています。なおこのグラフは携帯音楽プレーヤーの市場が縮小するとの見込みも示しており、権利者の「不利益」が縮小傾向(すなわち「零細化」)にあることを示している。よって、当面 iPod 等の調査・検討に時間を割く必要があるのでは。</p> <p>さらに今期の法制問題小委員会(第3回)における資料2-2の参考資料1を見れば、私的録音補償金が課せられている機器・記録媒体の売上げ推移が横這いであることが示されており、確かに徴収された補償金額は目減りしています。しかし、これは補償金の算定基準を調整すれば解決できる問題です。ここでもし、機器・記録媒体メーカーとの話し合いが進まないのであれば、こうしたメーカーとの協力的体制に強く依存している私的録音録画補償金制度の設計自体そのものが本来ならば、問われるところではないのでしょうか。</p> <p>続いて、iPodの特性から考える不利益の面からこの意見を述べようと思います。</p> <p>私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体です。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせずに、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきです。</p> <p>そもそも補償金制度の導入は、権利者サイドが、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからです。すなわち iPod 等が権利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要があり、この消費者の疑問に対し、権利者団体は全く回答できず、消費者からの不信感はずいぶん増大しています。</p> <p>これを本末転倒といわず、何というべきでしょうか？</p> <p>この状態で仮に導入してきたところで、業界全体へのダメージも避けられないと思います。いずれは、iPod 等によって生じる権利者の「不利益」の検討についても、論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に私たち消費者は納得できません。たとえば自分で買ったCDをiPodへ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えません。こうした事実をきちんと検討されているのか、はなはだ疑問です。</p> <p>iPod等の音源として考えられるのは以下の3つである。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲</p> <p>これらの他の音源は極めて零細であると考えます。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD</p> <p>これについては、権利者への対価が支払い済みです。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できません。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なり、よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではありません。自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎず、いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められないのでは？</p> <p>ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させることとなり、よって課金は妥当でないです(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p> <p>(2)レンタルCD</p> <p>レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されています。</p> <p>また、私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立できるのでは？</p> <p>日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要でしょう。</p>
	<p>(3)配信楽曲</p> <p>個別に課金された楽曲を消費者は購入しています。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みはほとんど無く、また iPod への転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎません。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのは無謀であり、強引ともいえるほどの行為と考えます(不当な「利益」であるとする言えらると思います)。</p> <p>(4)流出</p> <p>iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難です。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられますが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHDD内に保持されるかしかなく、個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後に生じる不利益は考えられないです。</p> <p>(5)DRMの存在</p> <p>配信、CDともに各種のDRM技術が既に導入されており、これらによる制限と補償金制度との関係があまり不明なままでは移行課金の可能性があると共に、複製回数やファイルの移動回数が制限されているもの、複製不可能と表示されているが複製可能なもの、OSやプレイヤーによって再生不可能なものについて、どのように分配を行うことができるかという問題があり、これらの問題をクリアにするまでは、当面、これらの機器への補償金導入は断固して、見送るべきです。</p> <p>私的録音補償金を政令で追加指定することに賛成です。</p> <p>高性能なデジタル機器が開発されれば私的な録音が増えることは当然であり、本来売れるはずのCDが売れなくなることは必然です。そうなればアーティストに本来還元される印税が減るわけですからそれを補償することは当然です。いま払っている程度の補償金で自由な私的録音ができる制度は維持するべきと考えます。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等について、私的録音録画補償金の対象として追加指定して欲しいとの要望があるが、それに「反対」します。</p> <p>反対理由は多数ありますが、主な理由は、次のとおりです。</p> <p>私はPodCastingや自作音源など、自由にダウンロード可能なコンテンツを中心にハードディスク内蔵型録音機器を利用しています。その比率は容量の30%~40%ほどになります。</p> <p>今回、追加指定されると、このような私的録音録画補償金の対象にならない部分を含めて補償金が課金されることとなります。これは明らかに不公平な課金です。</p> <p>今後はこういったコンテンツが増える可能性もあることから、例外状況が増え、いっそう不公平が拡大すると考えられるため、制度を抜本的に考え直したほうが良いと思います。</p>

項目	意見
	<p>消極的ですが、ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象にすることに賛成します。iPodのユーザーとしては、DRMによって曲をiPodにコピーするたびにお金を払うなんて考えられません。メーカーの人は、自らの都合だけを考えているように思います。補償金を払うのも嫌ですが、毎日払うより我慢できます。</p>
	<p>政令による追加指定をしてデジタル録音機器に私的録音補償金をかけることに賛成です。音楽を生み出した創作者に敬意を払うべきです。そうしないと文化が衰退します。メーカーもユーザーと同じく一定の負担を負うべきです。創作者が作り出した音楽を利用して金儲けしていることは事実なのでこの問題から逃げるべきではありません。しかし、いまの法律ではユーザーが払うことになっているのですから現時点ではユーザーが払うことは仕方ないと思います。私は私的録音補償金を払うことに賛成します。</p>
	<p>私的録音補償金に賛成します。知的財産立国をめざす日本で、なぜこの程度の問題が補償金を払うことが法制問題小委員会で意見がまとまらないか理解できません。委員の先生方はメーカーに洗脳されているのではないですか。仮に技術的に録音の都度補償金をかけることができるようになるとしても家庭内の録音行為まで管理すべきではありません。創作者への配分が不正確だという意見がありますが、当たり前です。少しでも正確に配分されるべきですが、録音の都度課金するのでもない以上、仕方ありません。だからといって、個人の家庭内の録音行為を管理すべきではないと思いますから今の制度を維持するべきだと思います。iPodなどのデジタル録音機器に補償金をかけることに賛成します。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>反対する。 理由 まず、委員からの反対意見として、 1.私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。 2.制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性及び共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。 3.補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。 4.ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。 5. DRMによる課金が消費者への制約・負担となるか否かは、市場で消費者が選択することであるが、DRMによる課金が普及しつつあるという現状に鑑みれば消費者への制約・負担となることには明らかに根拠がない。 6.国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。 これらの意見に賛成する。</p> <p>又、仮に課金の検討を進めるにしても、適切な内容の実態調査(従来のものは定性的と言わざるを得ず、こうした検討をするには不適当な内容でしかない。定量的な要素も加味した新たな実態調査をすべきである)を行うこと、そして十分な検討時間を確保することが必要である。そして、iPod等への課金を拙速に行なう必要はない。「審議の経過」36頁のグラフによれば、MDは依然として売れ続けていることが判っている。なおこのグラフは携帯音楽プレーヤーの市場が縮小するとの見込みも示しており、権利者の「不利益」が縮小傾向(すなわち「零細」化)にあることを示している。よって、当面 iPod 等の調査・検討に時間を割く余裕はある。また、今期の法制問題小委員会(第3回)における資料2-2の参考資料1を見れば、私的録音補償金が課せられている機器・記録媒体の売上げ推移が横這いであることが示されている。確かに徴収された補償金額は目減りしているところであるが、これは補償金の算定基準を調整すれば解決できる問題である。ここでもし機器・記録媒体メーカーとの話し合いが進まないのであれば、こうしたメーカーとの協力体制に強く依存している私的録音録画補償金制度の設計自体が本来問われるところではないだろうか。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>又、私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせず に、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきである。 補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからである。 すなわち iPod 等が権利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要がある。 この消費者の疑問に対し、権利者団体は全く回答できず、消費者からの不信感は増すばかりである。 iPod 等によって生じる権利者の「不利益」の検討に関してだが、これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に消費者は納得できない。たとえば自分で買ったCDを iPod へ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えない。こうした事実をきちんと検討されているのか。 iPod 等の音源として考えられるのは以下の3つである。 (1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲 これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。 (1)自分で正規に買ったCD これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。 自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。 ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得せしめることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p>
	<p>(2)レンタルCD レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。 私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。 日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p>
	<p>(3)配信楽曲 個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、また iPod への転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎである(不当な「利益」であるとすら言える)。 (4)流出 iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難である。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられるが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHDD内に保持されるかしかなく、個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる不利益は考えられない。 (5)DRMの存在 配信、CDともに各種のDRM技術が既に導入されており、これらによる制限と補償金制度との関係があいまいなままでは移住課金の可能性があると共に、複製回数やファイルの移動回数が制限されているもの、複製不可能と表示されているが複製可能なもの、OSやプレイヤーによって再生不可能なものについて、どのように分配を行うことができるかという問題がある。 以上のように、iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないとする。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵の録音機器は政令指定したほうが良いと思います。 もともと課金制度そのものに反対するわけではありませんし、権利を持っている人に払うのは仕方ないと思っていたからです。 さらに従前の指定機器に比べて録音録画できる量がとても多いことからしても政令指定すべきではと思っています。 ただし、方法としてはDRMによる1曲ごとの個別課金という話もありましたが、そちらではなくて現在と同じように対象機器購入時に払ってお終いという方法が良いです。なぜなら、多くの曲を録音して楽しむことを考えれば使用料が高くなり、ユーザーとしては負担が大きかったからです。 指定機器になっていないから仕方ないこともありませんが、「大量にデータを所有できる」とメリットを宣伝しているだけで補償金にかかることは何ら宣伝されていない訳ですから、1曲ごとではなくてリーズナブルな方法で払う方法が良いと思います。</p>
	<p>二重課金の問題を出しているが、現状の様に安価であれば許容範囲である。それよりも、「私的録音録画補償金を払っても私的複製ができない、もしくは、大幅に制限される」ことや、「汎用機器・記録媒体で私的複製を行っても、私的録音録画補償金を気軽に支払う方法がない」ことの方が問題である。 したがって、機器・記録媒体を補償金の対象にするかどうかの議論よりも、補償金を払いたくするにはどうすればよいかや、気軽に支払える方法を整備することを主たる議論とすべきである。</p> <p>普通の利用者が普通にiPodで音楽を楽しむことが、なんらかの権利の侵害となるような解釈を許す、現30条のありかたが既に現実と齟齬を起こしているのだと考えます。著作権者の権利に加え利用者の権利を明記する必要があるのではないのでしょうか。法的前提として当たり前であるがゆえに省略された、利用者が著作物を利用する権利を明示すべき時期です。 私的録音は例外なのではなく権利であるべき事項と考えます。</p>

項目	意見
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を速やかに政令指定すべきと考えます。私的利用は、著作権者の保護と公共の利益との天秤で判断すべきです。学は真似るの精神でわれわれは文化を成長させ育んできました。したがって行き過ぎた権利主張は控えてもらったほうが良いと思います。本詩取りは古人の想いによせた気持の表現がものあわれを誘うので引用で著作権侵害とかいうのはちょっと興ざめです。盗作だ編曲権の侵害だと騒ぎたてた事件もありましたが・・・</p> <p>ただ、iPodは、もともと複製を目的として商品化されたものなので、あらたな文化を生み出すことを目的としていないことは明らか。試聴のための複製でもないことは明らか。買うべき音楽をデジタル技術を用いてクローンを作っているのだから当然、創作者の利益を守る著作権法の制限を受けることになります。文言解釈にその精神を忘れては議論がかみ合わなくなります。</p> <p>「法の精神」をわすれてはなにも生まれません。ながら族は、BGMがないと受験勉強もできません。買ったCDは、パソコンにいれ、聞きながら参考書検索。気に入った曲はiPodに入れるという習慣はごく当たり前にしています。なにを大切にすべきか。汎用、専用区別は特にしませんよ、今日日。安いほうが良いけど精神をわすれることはできない、忘れてはいけないと思ってます。</p>
	<p>MDを7年以上使っている者です。これまでにMDプレーヤーを3台、メディアを350枚以上購入してきました。具体的にはわかりませんが、かなりの額の補償金を支払ってきたのだと思います。IPODには補償金がかかっていないと、ネットで知りました。非常に不愉快な思いです。IPODのユーザーにも公平に補償金を支払わせるべきです。不公平の無いようにお願いします。</p>
	<p>「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」など、ともかくみずから新しいビジネスを一切生み出そうとせず、ひたすらあらたなビジネスを開拓した人々への「寄生」を強化しているとか思えない。HDD プレイヤー大手であるアップルコンピュータは、日本においてまったく本格化しなかった音楽配信を、一気にクリエイターからも受け入れられ、クリエイターにきちんとお金が入るシステムを構築した。課金論者は、自分たちは技術やユーザーの変化に対して何も新たなアクションをせず、ひたすら他者を悪者にして「今までと同じだけ儲かせろ」「俺が一番儲かるようにしろ」といっているようにしか思えない。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型機器等は追加指定すべきと思います。フランス・ドイツなどでも導入されていますし、オーストリアでは、ハードディスク内蔵型の指定は当然として、パソコンへの課金を認めるべきかどうかで争われています。カナダでは、ハードディスク内蔵型機器への課金へ否定的な判決が出ましたが、それは現在の著作権法制定の経緯から、媒体ではなく機器への課金を認めるのは行き過ぎとの判決であって、判決文の中で裁判官は、それら機器の発展・広がりが著作権者の権益に憂慮すべき影響を与えていることを認めています。そして、議会が法制度の整備を進めるべきことをほのめかしています。日本において、それら機器を追加指定しないことは、ナンセンスだと思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>追加指定に賛成である。 < 理由 > 音楽文化の創造サイクルを維持するために権利者の権利は適正に守られなければならない、その一環として録音録画補償金精度が成立したわけである。 新しい機器・記録媒体が登場した場合、この主旨に則り対象に追加するkとが妥当と考える。 今回討論の対象となっている「ハードディスク内蔵型録音機器」は、この機器と媒体が単に一体となっているものに過ぎない。</p>
	<p>追加指定に反対です。 私的録音録画補償金制度自体を根本的に見直すべき、との意見が多く、経済産業省からも、廃止を前提として見直すべきとの意見が出ている中、追加指定を行うべきではない。 ハードディスク内蔵型録音機器等が、もたらす権利者への不利益についての具体的な説明がなされていない。ただ、「私的複製が行われている」というだけでは、それは不利益の理由にはならない。ハードディスク内蔵型録音機器等については、主に自己所有CDのコピー、レンタルCDのコピー、音楽配信の利用が主であり、いずれにおいても、権利者へは不利益はもたらさない。MDなどの媒体の場合は、私的複製の名の下に、友人等への配布を目的とした複製が行われる可能性もあるが、ハードディスク内蔵型録音機器等においては、友人等への配布がなされる可能性はほとんど無い。 まずは、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを優先すべきで、個別指定については、見直しを行っている間は凍結すべきである。</p>
	<p>納得がいけないのは、まず制度として不完全にならざるを得ないということです。 HDD内蔵型のオーディオプレーヤーに課金されるのなら、(オーディオデータが記録できる)パソコン内蔵のHDDにも課金しなくてはならない。 しかし、それはオーディオデータをまったく記録しないユーザーにとってはまったく不正な課金になる……。 オーディオデータにも著作権フリーのものだってたくさんあります。 ちょっと考えただけで、矛盾だらけ、例外だらけの制度だと思います。 そもそも、二重に課金されるのではないかという疑念もあります。 例えば、お酒に酒税がかかるのはわかる。しかし、それを飲むためのコップにも税金がかかるのは納得いきません。 管理団体の姿勢にも不信感があります。 現行の制度は、アーティストへの利益還元より、管理団体・流通業者という既得権益を保護するものと思えます。 アーティストへの適正な利益還元を目指す組織なら、もっと新しい仕組みを提案してほしい。アーティスト個人へ投資できるファンドの主催ぐらいしてほしいと思います。 本当に、今の管理団体には、これからの音楽業界を育て、未来を作っていくというビジョンがあるのでしょうか？ たんなる「著作権ゴロ」ではないですか？</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器について追加指定することに賛成です。 デジタル技術の発達により、音質もまったく変わらないまま簡単にコピーができてしまい、アーティストや作家に何も支払われないままであるのはおかしいと思っていました。でも、1曲ごと録音するたびに支払う必要が生じることになるのは、とても煩わしいので、機器を購入する時点で補償金として支払ってしまえば、とてもラクだと思います。 MDなどにも適用されているのだから、iPodなどにも適用されてもおかしくないと思います。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>デジタル録音機器に政令追加指定して私的録音補償金をかけることに賛成します。委員会の意見には録音の都度、補償金をかけるべきという意見がありますが、そうなるといまより高い金額になることは間違いないと思います。ですからいまの補償金制度が一番いいと思います。ひとつ疑問なのですが、何で日本だけメーカーではなくユーザーが払うのですか。外国と同じようにアーティストの権利を阻害する機会を作って金儲けしているメーカーが払うようにするべきだと思いますので、そのように法律を変えるべきだと思います。</p>
	<p>徴収すべきとの意見(1)はその通りであるが、(3)の根拠は無い。消費者に負担を求めるのであるから、そのように言う根拠をはっきりと示すべき。(2)については、MDなどの徴収を取りやめるという考えもある。最初から徴収ありきという話ではないはず。(4)(5)については、別件にて送付した意見の通り、そもそも私的録音補償金制度そのものが不適切なシステムであると思う立場から、現行制度で不合理な点があるならば徴収すべきではないと考える。ハードディスクを対象とするのは不適切であるとする意見の(1)～(6)についてはおおむね同意する。どうしても徴収するというならば、汎用的な使用もされる中間メディアではなくて、大元の商業音楽メディアそのものに補償金を組み込むべきであるが、そうすると本来の著作権使用料との区分が明確でなくなるので、かえって徴収は不要という結論になる。また、いずれの場合においても消費者への周知徹底はなされるべきである。現状の周知努力はほとんどなされていないように思われる。</p>
	<p>まず、私的録音録画補償金制度自体について廃止を求めます。私的複製について権利者の許諾なく行うことができることが著作権法の30条第1項に示されているのにも関わらず補償金を払う制度自身が法の矛盾を持っていると私は考えております。30条1項では例外的にとありますが音楽、映像を購入した場合、いかなる場所、方法を持って視聴することは消費者の当然の権利と私は考えています。デジタル技術が進歩している現在、CD、DVDといった物理的メディアで提供されているとはいえ、消費者は著作物を鑑賞することでその対価を支払っていると考えています。iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器についても購入した楽曲を様々な場所で視聴したい目的のためにコピーを行うのであり、30条第1項の範囲内にあることは明白であります。CDレンタルによる複製を問題にするのであれば、レンタル店に対する規制、補償金等を考えればよいのであって、その矛先をメディア、装置に対する補償金を持って消費者に向けるのは憤りを覚えます。そういった私的録音録画補償金制度で利権を持つ日本音楽著作権協会自身が会員の利益を守らず、団体としての利権に固執することが問題とと考えています。とても音楽文化の発展に寄与してとは言えず、iPodやiTunes Music Storeのような音楽のネット配信についていけず、場違いな意見を言っているように思えます。レコード会社のビジネスとしては成り立たない可能性がありますが、著作権者と消費者をより直接結びつけるはずのネット配信を妨害しているのはとても悲しく思います。結論としては範囲があいまいで、著作権者に確実に金銭が払われているとは思えない現在の制度を廃止し、ネット配信等の個別課金等で確実にJASRACのような団体にピンハネされることなく消費者から著作権者に対価が支払われる仕組みの制度を検討すべきであると思います。以上となります。著作権の第3者(JASRACのような利権団体)による濫用が将来的に文化の衰退につながる危惧する立場から意見を表明させていただきます。</p>
	<p>第8回の審議内容について ・被害額算定根拠は不正である そもそも、ユーザは一度に一つのデバイスからしか、音楽を聞く事はない。例えば、CDを持ち、パソコンにその複製がコピーされ、しかもiPodにもそれがあろうとしよう。これらの2つ、または3つから同時に音楽を聴取するなど、普通は有り得ないであろう。つまり、実質的に単にデータを移動させているに過ぎないのであって、物理的にはコピーであっても、聴取上ではコピーではない。(第三者にデータが移動したら、それは別問題である) しかるに、この計算式は携帯型装置に入っているデータに対して、単純に経費をかけ算したもので、あまりに安直かつ利己中心的な計算である。 この論法が通るのであれば、例えば音楽CDを再生する装置が2つあるとしたら、その2つの装置それぞれに課金をしなくてはならない、という事になるであろう(違う装置で再生するだけで課金対象になるからだ)。そうした常識が世間で通るとも思っているのであろうか。 ・無能な議論はやめよ PCからiPodへのデータ移動を禁止すれば良い、という意見が出たらしいが、噴飯を禁じ得ない。それでは、次世代のiPodにLAN端子、或は無線LANが搭載されたら、どうするのであろうか。今、既にネット上でのストリーミングデータを再生する、据え置き型ラジオというのがある事も知らないのであろうか。こういう場に出て来るのであれば、委員は最低限のIQを有している事くらいは求められているのかと思っていたが、そうではないのであろうか。</p>
	<p>最近、初めて録音補償金のことを知りました。そういう制度があることを知って驚きました。最初、消費者として、iPod等に課金されない方がいいような気がしましたが結局、長い目でみたら、音楽を作っていく人達をサポートしていくことをしなないと自分達の音楽生活の質を落としてしまうと思います。特にiPodを買う人は、大量の音楽を聴くために買うのですからなおさらです。iPodをデータ保存用に使って音楽に使わないなんて人はほとんどいないはずですよ。そういう詭弁はやめてほしいです。MDに課金されていてiPodに課金されないなんて不公平過ぎます。こういう制度によって音楽を守っていくことは、ものすごく大事だと思います。一部の感情的な消費者・製造業者等の意見よりもっと大きな文化的視点でとらえるべきです。政府は、そういう視点で行政をするべきであると思います。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>○理屈抜きの感覚 ⇒一般的な感覚としては、やはりMDに課金されていてiPodに課金されていないのはおかしいと感じます。</p> <p>○法制度 ⇒現在のMDへの課金が法律に基づいて決められていることなのだとすれば、MDのみに課金されiPodに課金されていないのは法律の趣旨からしても法の下での平等性に欠けると思う。誰かが裁判で訴えた場合(具体的に消費者なのか権利者なのか、誰が訴える立場にあるのかはよくわかりませんが)、その主張が認められるような気がします。 ⇒法律がある以上、仮にその法律に問題点があっても違憲となるような法律でなければ、法律を守りつつ問題点を改善していくのが法治国家における筋であり、問題が提起されているから法律上支払うべきものを保留していいのであれば、某放送局がおこなった問題を機会に、放送法に基づく受信料制度に問題があるので、支払いを保留することを正当化しているのと同じであるような気がします。 ⇒法制度の問題点を議論することは大変重要だと思いますが、現行法の基準と照らしiPodが課金対象となるか否かを判断し、対象となるとの結論であれば課金をしたうえで議論を深め、問題点があるのであれば法自体を見直すというやり方が筋だと思います。</p>
	<p>○DRM ⇒一見、補償金をなくすことは消費者によいことのように思えますが、その代わりにDRMが強化されることがあれば、結局消費者にとって不利益であるような気がします。現在のDVDと同じように、もしCDにもコピープロテクションがかけられたら大変なことになるとし、レーベルゲートやCCCDも消費者にとっては何一ついいことはなかったと思います。極論を言えば、逆に補償金額を高くして、DRMの方法を一定範囲に制限してもらいたいくらいです。それに、DRMの強化でコストがかかりそれが消費者に転嫁されてはかわないです。ただ、現実として権利者は消費者の反感をかうことを考えると過度のDRMはかけられないでしょうから、DRMは結局身銭を切りたくないメーカー側のいい理由に使われているような気がします。</p>
	<p>○個別課金 ⇒音楽配信でダウンロードされたものがすべて私的録音とは限らないでしょうし、最近iPodを買った友人は、当日や一日料金であればCDレンタルのほうが安いので(特にアルバムは)、そちらから取り込んでいるらしいのですが、それはどうやって課金するのでしょうか？</p>
	<p>○その他 ⇒この制度に問題が多いのは間違いないと思います。周知が不足しているし、補償金の分配がきちんとされているのかも消費者からは見えません。ただ、何より課金の方法に問題があるからメーカーがこれだけ意固地になり反対しているというのはいくらもありません。結局、消費者の認識や理解が低い現状では補償金を全額消費者に転嫁しづらいのだと思います。個人的には、メーカーや販売店のコスト負担とならないような、そして消費者にも支払っているという意識がつくような後の補償金の集め方を考え、そのためのコストは権利者側が負担し、さらにDRMにも法律で一定の制限をかけるようにすればいいのではないかと思います。 ⇒わたしはしばしば外国へ旅行へ行きますが、これだけ多種多様な内外の音楽がいたるところで流れているのは日本くらいです(流れすぎという気もしますが)。これは、おそらく現行の制度の下で権利者と消費者とメーカーのバランスや多様な文化を保護しようという著作権法の目的がそれなりにうまくいっているからだだと思います。この問題についてもお互いに歩み寄って、早くよい着地点が見出せるとよいと思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を速やかに政令指定するべきであると考えます。 私もiPodをこれまで2台(30GBとnano)利用しているユーザーですが、iPodを購入することによってMDは「全く」使うことができなくなりました。完全に置き換わってしまったのです。そして、1台には自らのライブラリーから7,000曲録音し、いっぱいになっており、PCの横に置いてあるスピーカーに常時接続し、CDライブラリーからCDを探さなくても、手元でおおくの曲を選択し、仕事をしながら聞くことができる、という新しい使い方でも十二分に楽しんでいます。このような楽しみ方は、明らかに著作権法30条1項制定の際は予定されていなかったものです。 さらに1台は、アップル社の宣伝文句のとおり1000曲を保存し、スーツの胸ポケットに入れて移動中に楽しんでいます。このような1000曲をも持ち歩く楽しみ方も予定されていなかったものであることは間違いありません。 著作権の原点はCOPYRIGHTであり、コピーする権利を専有する、ということだと理解しています。そしてiPod等には、まさにコピーすることで新しい利用が創出されているわけです。 なぜこのような機器が現行法の下政令指定されないまま放置されることが許されるのでしょうか。私には理解できません。 加えて申しあげれば、まだ世の中に全く普及してもいないない絵空事のDRMを掲げて、それですべて解決するかのような発言に終始している法制問題小委員会の委員の方やメーカー、消費者側の方の考えが、あたかも正論であるかのよう議事録にまとめられていくことが、残念でなりません(よりによって何故あのようなメンバー構成なのでしょう。著作権分科会は全く雰囲気が違うではないですか)。補償金は将来不要になる、という考えは(技術がそれを可能とするでしょうから)否定しませんが、DRMもまた将来の課題であることは変わりありません。問題は「今」です。これだけ時代が早く変化していくなかで、迅速な政令指定で対応してこそ、法律が効果的に機能を果たしていることを証明するいい機会なのではないでしょうか。恐らく3年後にはiPod nanoなど時代後れになっているでしょう。</p>
	<p>HDもフラッシュメモリも取り外せないだけで、記録媒体は記録媒体、機器は機器です。法律の条文が別々に規定していても、もともと一つの筐体に収まっているだけで、記録媒体は機器にはなれず、機器は記録媒体ではありません。現行法の下でも技術をきちんと整理すれば指定は可能だと思います。 しかし、それにもかかわらず仮にもこのまま指定されないという残念な結果を招いたとすれば、権利者側は徹底して30条廃止を謳い、技術を活用して全ての複製をコントロールすることを主張するでしょう。その方が結果としては権利者にとって還元される使用料が多く、且つ正確な分配につながることは間違いないと考えます。しかし、そのような事態は、自由を奪われることになる製造者や消費者にはバラ色のものとはならないはずで、私はそれが、製造者や消費者が将来自分たちの首を絞めるであろう主張を今回自ら展開した結果もたらされる自業自得の状況であることを、予め納得し、承知していると解することができるよう最終報告書に記述していただくことを強く望みます。</p>
	<p>この補償金制度について大きな関心を持っています。MDからiPodの時代に移行する中で私的な録音コピーは私たちの周囲でますます盛んになっています。文化芸術発展のため、こうしたiPodなどの録音機器等を速やかに補償金の対象機器として追加指定してください。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>著作権使用料をもって生計を立てる身として、MDなどに比べて問題にならないほど大量に録音可能なiPodやネットワークウォークマン等が、未だに補償金の対象になっていないことには怒りを覚えます。また補償金の分配に関する不透明性を問題視する声も、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp)、日本音楽著作権協会のホームページ(http://jasrac.or.jp)には決算報告書が公開されていますが、ユーザーが店頭で支払った補償金を受け取っているメーカー側のホームページには私たち著作権者を納得させる情報は公開されておりません。DRMIによる個別課金など、CD1,000枚分の1曲ごとに課すことができないのは、火を見るよりも明らかです。納得できる補償金制度を確立して下さるよう熱望します。</p>
	<p>「16」参考 私ども作詩家は著作権料によって生計を立てています。それが録音機器の普及により不法ダビングされ、CD、カセットの売上が減少し、著作権使用料が激減しております。その上、iPodが一般化し、補償金の対象にならないとすれば私どもはどう生活して行けばいいのでしょうか。 音楽文化を維持して行く上からも是非iPodを補償金の対象にして頂きたいと願っています。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機などにつきましては、以下に意見を申し述べます通り、私的録音補償金の対象として追加指定すべきであると考えます。 一般ユーザーの立場からすれば録音機器の値段は安いほうがいいし、私的な録音も自由に行える方が便利です。しかしその結果音楽の作詩家・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないのはおかしいと考えます。当然享受できる権利が守られていないことになり、その結果良い作品ができなくなる可能性もあり、文化の衰退につながる事になり兼ねません。 現在MDが補償金の対象になっていないことは、あまりにもバランスを欠いた状況であると思います。早急に対象機器として追加して下さるようご検討をお願いいたします。</p>
	<p>『著作権』とは、文学や音楽、絵画などで、作者の許可なしに他の人は、その作品を使用できないとする、作者の持つ権利。と国語辞典に記されています。また、著作権法第一条では、この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。ことが定められています。僕は、あまり多くのレコードを買いませんが、自宅でMDなどに録音するなどして多くの音楽を利用して楽しんでいます。 僕は中学一年生です。僕にとって『著作権』というものは日頃、生活する上であまり実感はありません。私的録音録画補償金という制度により著作権に対して自分自身も義務を果たしていたこと最近になって知りました。それまでは、MDを購入する時に支払っていても購入価格に含まれていると、収めているという意識は、頭に浮かびませんでした。しかし、著作権について調べてみると、私的録音録画補償金制度は、コピーなどの氾濫問題に伴い設けられた合理的な制度であり、その収めたお金は、作者に還元され、さらに次の良い作品の生み出すことにより文化の発展につながることも分かりました。</p>
	<p>僕は、音楽が好きです。小学六年生の体育祭では「多喜雄のソーラン節」をクラスの皆で踊ったことが、思い出として残っています。中学の体育祭でも各クラス応援歌として音楽に調子を合わせて各学年で歌ったり、踊ったりすることで、とても盛り上がりました。また、家や車の中でSMAPの音楽を聴くことやドラえもんなどの映画音楽は、大好きで口ずさんでしまうほどです。 すなわち、僕達は、ほとんど意識せずに音楽のおかげで生活に潤い与えられています。 僕は、以前よりもMDを、自分で買うという機会が多くなりました。MDを買う時には、必ず私的録音録画補償金を支払います。私的録音録画補償金は、1993年にスタートした。と聞いています。私的録音録画補償金は、オーディオ機器やビデオデッキなどの普及に伴い、CDや放送番組などを家庭内で録音・録画して楽しむことが広く浸透し、これらコピーの氾濫が著作権者等の利益に重大な影響を及ぼすようになった現代社会において、費用を公平に賄っていかうという考えから、その対策としたもの。と思います。まさに消費税のような制度です。そのような制度であるならば、私的録音録画補償金は、皆が平等に負担し、大切に活用して欲しいものです。そして、ますます進む技術開発に対し、その私的録音録画補償金がもうすぐ、MDのみならず、ハードディスク内蔵型録音機器にも対象が広がる。ということを知ったことがあります。 もし、実施されたとしたら、たぶん国民の大半は批判する。と思います。僕も支払うお金が増えるのだから、嬉しいとは思いません。しかし、僕は「絶対に嫌だ。反対だ」とは思っていない。これから技術開発が進んで録音機器に変化があれば対応していかなければならない。と考えます。なぜならば、私的録音録画補償金は、印税として一番平等だと思うからです。つまり、同じ目的で販売され、同じ目的で利用されているのであれば、私的録音録画補償金の対象に指定されているMDと指定されていないハードディスク内蔵型録音機器が存在する市場は不公平だと思います。まして、5%にも満たない補償金であれば、その後は自由に録音録画できるのです。私的録音録画補償金は、合理的な考え方。と理解できます。 僕は『著作権』について学習することで、著作権についても考え方を新たにすることが出来ました。著作権に対する理解と保護の度合いは、その国の文化のパロメーターと言われているそうです。東アジアそして欧米においても重要視されている、この制度に日本が遅れてしまうことは、日本経済産業の衰退をも招きかねません。僕は、日本人の創作力は、アニメなど世界に誇れる作品も多く素晴らしいものがある。と思っています。この能力を発揮し、保護することで次の良い作品へとつながり文化の発展させていくこと。このことが国際競争力の向上を実現し、日本が前進する第一歩となるのではないのでしょうか。 僕達は、文化のおかげで幸せに生活することができていることを確認し私的録音録画補償金についても、みんなで責任を持つことが重要であると思います。</p>

項目	意見
	<p>(2)について 37ページ 現在のハードディスク内蔵型録音機器等(以下HDD型機器等)はMDの代替えと考えて問題ないと思うが、だからといって「公平性」という言葉でHDD型機器等に課金を行うというそれぞれのコンテンツに吹かされている著作権保護機能(以下DRM)や流通経路等の、それぞれの差異を全く高虞しないと理解してしまえるその直線的な考えがそのものが問題だと思ふ。</p> <p>(3)について 37ページ HDD型機器等に内蔵可能なコンテンツは、アップル社のiPodにしろソニー社のwalkmanにしろDRMが掛かったコンテンツを内蔵する事が主流になっている。その場合は既に著作権者への著作権料の支払い等が済んでいると考えて問題ないと思います。その上で、さらにDRM機能を有しているHDD型機器等への課金をするというのは問題があると思う。</p> <p>(4)について 37ページ DRMが掛かったコンテンツを内蔵する事が主流になっているHDD型機器等は、コンテンツ購入時に既に著作権使用料相当分の金銭を支払済になっていると考えて差し支えないと考える。またレンタルCDショップで借りてきた音源に関して、レンタル契約が成立した時点で著作権使用料相当分の金銭を支払済と認識している。法律の世界でも「疑わしきは罰せず」という原則が働いているのに、私的録音録画保証金見直しについて、課金対象となる範囲拡大を主張している特定の団体については、二重課金の問題を特殊な意味の「合理性」という言葉を用いて強行しようとする姿勢に問題があると思う</p> <p>(5)について 37ページ DRMの強化により消費者への制約・負担を考慮しなければいけないという前に、二重課金等の金銭的な負担を軽減する事が、消費者の実利に繋がると考える。また国際条約等の問題が生じると訴えているが、BSA会長兼CEOのRobert Holleyman氏も、「現在日本で行われている補償金制度の見直しに、真の消費者と真の権利者が参加していないことを危惧している」と述べている。「日本でも、音楽コンテンツのインターネット配信が本格的に始まるようになっているが、デジタル著作権管理(DRM)技術こそ補償金制度に代わる次世代の解決策だと考える」とコメントしている通り、国際的には、「作曲家、作詞者、演奏者等」(以下、実際の権利者)への還元が全くないと言っても過言ではない「私的録音録画保証金制度」が段階的に廃止されるなり、実際の権利者への還元を明確にする形での制度の変更をする事は全く問題ないと思ふ。参考URL:ビジネスソフトウェアアライアンス 私的録音・録画保証金制度http://www.bsa.or.jp/policy/levy.htm</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>課金には「反対」です。 著作権を持つ現物ではなく、それを再生する機器に課金するというのは筋違いだと考えます。 あくまでも現物に対して課金すべきであり、iPodやこれまでも行われている、ブランクメディアへの課金というのは理解できません。 自分が持っているCDを転送して聞く場合2重に課金していることになります。 あくまでも現物を入手する時点で課金すべきです。</p>
	<p>・汎用機器への課金は誤り 権利者団体(JASRAC等)が私的録音録画補償金の追加指定を求めています但し彼らは当該機器へ課金する正当性を証明していません。殆どの機器は汎用機器です。 市販の音楽を保存する事もできるし、家族の写真を保存する事もできます。彼らは家族の写真へ課金する正当性を証明していません。返還制度があると言うのでしようが今年6月に報道されたとおり(初の返還額は8円)実効性はありませぬ。制度が実施されて数年経過して初めて利用されるようなものは制度に欠陥があるのです。乱暴な例えですがワイングラスに酒税をかけるようなものです。 ・DRMによる個別課金が既に始まっている 権利者団体(JASRAC等)がDRMによる対処の場合、消費者への制約・負担うんぬんとあたかも消費者の為と言わんばかりですが、それは消費者が判断する事です。 またDRM技術を利用した音楽配信は既に事業として始まっており、保証金制度は明らかに二重課金であり不当な課金です。 ・国際条約について 権利者団体(JASRAC等)が国際条約(ベルヌ条約)上の問題うんぬんと審議会やマスコミとの会見で繰り返し話しています(ある会見では条約違反と話しています)。もしそうであれば彼らはまず法の場で違反である事を証明し消費者へ訴えるべきです。権利者団体(JASRAC等)はそれを実行できる資金を所有しています。</p>
	<p>掲載の件、いわゆるipod課金についてですが、断固反対です。 新しい流通形式による市場の拡大に対し、間違った行政判断で税金を課金したことによって失われる経済的損出なんて、誰も正確に試算できないはずで。 iTuneによる新たな音楽の流通革命、素直に受け入れるべきです。 これまでの流通形式の下では、シングルCDに対し、1000円近くのお金をわざわざ払いたと思う人は、よっぽどいいきになっているアーティストじゃなきゃいないんじゃないんですか？ もちろん、現状のオリコンチャート上位頻出のアーティストはファンに支えられて盤石だとは思いますが、このままの流通形式を中心に続けるようだったら、音楽市場はこれ以上は伸びないんじゃないんですか？ 欲しい曲がメインの1曲だけなのに、余計な曲の費用までPayしてシングルCD買うんだったら、曲の検索方法が簡便な電子ファイル形式のダウンロード販売は、大変魅力的です。 しかし、現状の金額150-200円に課金されたら、益々レンタル業界が繁栄するんじゃないですか？ 更にレンタルしたら皆、PCでコピーして電子ファイル化し、交換しあうという方向に自然と向くんじゃないんですか？</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>再生器は、ipodを始めとする電子ファイル再生器が今や主流なんですから、皆レンタルしたら、コピーするのが当然でしょ。どんなコピーガードを設けたって、所詮人間が作る物なんていつか破られ、このネット社会の下では、直に対処方法、広まりますよ。</p> <p>CDレンタルしてコピーすること自体、時間と手間がかかる作業ですし、だったら健全に負担感の無い範囲でお金を支払ってiTune Music Storeから購入したい！！とあっておりの、私だけじゃないと思います。</p> <p>私と同じ多数の意見、無視しないでください。</p> <p>また、「あの曲なんだったけ？」気軽に検索した上で視聴でき、それが手軽な価格なら皆、レンタルじゃなく、電子購入する方に流れるんじゃないんですか？</p> <p>曲に対する価値観も、他の商品と同じように価格破壊が起こっているのだから、店頭で定価で買わせたい、また税金を取りやすいから、電子ファイル購入に対し課金する、無限に伸びる可能性がある市場を、税金で縛り上げるのは断固反対です。</p> <p>市場を伸ばした上で消費者に負担感の無い範囲で税を徴収する、もっと上手い、消費者も納得する方法を、もっと知恵をこぼした上で制度を作ってください。</p> <p>iTune Music Storeというインフラに感動し、レンタルで済ませここ数十年買っていなかったシングルの曲を、日本国内で開局以来、数十曲を一挙に購入してしまいました。1曲200円までPayできますが、それ以上だと、レンタル購入に逆戻りです。</p>
	<p>現行iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難である。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられるが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHDD内に保持されるかしかなく、個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる不利益は考えられない。</p> <p>配信、CDともに各種のDRM技術が既に導入されており、これらによる制限と補償金制度との関係がいまいなままでは移住課金の可能性がと共に、複製回数やファイルの移動回数が制限されているもの、複製不可能と表示されているが複製可能なもの、OSやプレイヤーによって再生不可能なものについて、どのように分配を行うことができるかという問題がある。</p> <p>私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、利制限及び利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。</p> <p>制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。</p> <p>補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器で考えられるので、補償金の対象とすべきでない。</p> <p>国際条約上、補償を必要とするのは利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。</p> <p>私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせずに、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきである。</p> <p>補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、利者の利益の損失を与えることとされたからである。</p> <p>すなわち iPod等が利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要がある。この消費者の疑問に対し、利者団体は全く回答できず、消費者からの不信任は増すばかりである。</p> <p>自分で正規に買ったCDについては、利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは利者へ経済的不利益をもたらすものではない。</p> <p>自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイシフト」にたる使い方であり、利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。</p> <p>ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と利者に(強制的に)得せしめることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p> <p>配信楽曲は、個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、また iPodへの転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのは、不当な「利益」でとすら言える。</p> <p>以上のように、iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考えられる。</p> <p>現行制度下では、iPodなどが補償金の対象であることは自明。</p> <p>また、購入時1回限りの支払いですむ補償金制度の方が消費者にとって利便性が高いことも自明。</p> <p>速やかに政令指定すべきだと思います。</p>

項目	意見
	<p>著作権についてはあらゆる著作物について保護されるべきものであると考えるが、私的複製の作成については、書物や、録音済み媒体については、従来容認されていた。(ただし、当該書物、録音済み媒体を正規手続きにより、権利者より購入し、その利用権を有しているとき)</p> <p>しかし、コピー機の普及や、録音済み媒体レンタルの爆発的増加により、著作権の保護が必要となっている状況になっていることは理解できる。</p> <p>しかし、今般問題となっている、音楽著作権についてはそもそもレンタルを容認したために、違法な私的録音が増加したものであり、それを理由にあらゆる録音媒体に補証課金をすることは、正規の利用権者(録音済み媒体購入者)に著しく不利益を及ぼすものであるといわざるを得ない。たとえば音楽CDであれば購入すればおよそ2,000円から3,000円程度であるが、それが10分の1程度でレンタルされていることが問題なのであって、それにより、録音されるから媒体に課金するというのは、甚だしく、権利行使の乱用であり、とうてい認めることは出来ない。</p> <p>そもそも、違法レンタルの出現時に、それが複製録音を目的としたものであることを、知っていたにもかかわらず、レンタルを認め、容認してきたにもかかわらず、今になって、著作権保護を理由に補償金課金をいうのは、おかしい。業界自らが招いた結果に対して、それを一般消費者に負担を求めるのは筋違いであろう。まずは問題の原因はレンタルにあることを再認識し、業界として流通、販売制度を是正して著作権保護に取り組むことが先であろう。</p>
	<p>i PODなどのハードディスク内蔵型の録音機器を速やかに私的録音補償金の対象に指定すべきであると思う。</p> <p>当該録音機器は、すでに指定されているMDやCD-R等の機器と記録媒体で構成されるメディアと使用目的において何ら変わりがない。</p> <p>当該機器が汎用機器であることを理由に補償金の対象とすべきでないとする意見もあるようだが、仮にそのような理由が認められることになれば、将来、補償金の対象から逃れるためだけの目的で次々と機器が汎用化する恐れがあり、そうなれば補償金制度が有名無実化してしまう。</p> <p>純粋な録音機器でなくても、録音が主目的であり、他の機能が付属的に付加されているようなものは、補償金制度の趣旨に照らせば当然に指定の対象とすべきである。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器を、MDと同様、私的録音補償金の対象とすることに賛成します。</p> <p>私は、MDもi PODも愛用しています。以前からMDには補償金が販売価格に上乗せされていることを知っていましたので、i PODもデジタルコピーする用途を前提にメーカーが販売しているものであることから、当然に補償金の対象となっていると思っていました。</p> <p>メーカー側が主張するDRMを用いてコピーコントロールし、エンドユーザーからコピーの都度課金する方法は、一見理屈に適っているように見えますが、開発コストや課金方法を考えると非現実的であり、補償金制度を骨抜きにするための方便としか思えません。</p> <p>デジタルコピーの音質は原物と遜色がないものであり、その分原物の販売に影響していることは間違いのないところとしますので、i PODのように多量にデジタルコピーができる機器については、原物の創作に携わった作家らへの一定の補償は当然と考えます。</p> <p>なお、補償金制度が、創作者とエンドユーザーの双方にとって必要なものであることの説明が、権利者団体のホームページを見てもあまり伝わってきません。</p> <p>法律や各規定の理屈よりも、作家やアーティストの想いを色々な方法で世間にアピールする必要があると思います。</p>
	<p>【項目】私的録音録画補償金の iPod 等への課金について</p> <p>【意見】iPod 等へ課金されないよう要望します。</p> <p>【理由】補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。</p>
	<p>私は、録音機器を購入した際に私的録音補償金(最大1000円)を支払えば、その後自由にコピーができる方がよいです。消費者として、お金を気にせず音楽を聴けた方がいろいろな音楽を聴こうという気になりますし、1曲コピーをするたびに課金されるシステムですと窮屈で今までのように手軽に音楽を聴く気にもなれません。</p> <p>もちろんiPodも補償金の対象にすべきだと思います。</p> <p>どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
	<p>・ここに来て同機能を有する携帯電話の登場や、コンピューターを介さずに編集可能なハードディスク内蔵プレーヤー(三洋電機)の登場など日進月歩であり、使用方法も外国語学習や、バックアップ機器としての使用であったり、汎用機器の性格を帯びてきております。このような状況を考慮すれば、「汎用機器・記録媒体の取扱」と同様の対象とすべきと考えます。</p>

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>1. 現行の私的録音録画補償金制度と問題点について (現行制度) 家庭内等における私的な複製については、例外的に、権利者の許諾なしで行うことができるとされています(30条1項)。一方、デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため、平成4年の法改正によって私的録音録画補償金制度が導入され、家庭内における私的なコピーであっても、デジタル方式による録音・録画を行った者は、著作権者に対して補償金を支払うこととされました(30条2項)。この制度は昭和52年の著作権審議会第5小委員会の発足に始まり、学識経験者、権利者団体、メーカー団体、そして消費者団体の代表が参加して、15年もの長きにわたり検討、協議が行われた結果導入されたものです。</p> <p>(問題点) 私的録音録画の問題は、デジタル技術の発達による利用者の利便性と、そのことによって蒙る権利者の不利益をいかに調整するかという問題です。制度導入後10年以上の時が経過し、この間に音楽や映像を録音・録画するデジタル技術は目覚ましい発展を遂げました。そして、新たな機器や記録媒体が発売され、それらが急速に普及し、現実には家庭内において大量の私的録音録画が行われている実態があるにもかかわらず、録音については平成10年以降、録画については平成12年以降新たな機器・記録媒体の政令指定はなされていません。特に、昨今爆発的に普及しているiPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器は、MDに比べはるかに大容量であり、また、市場においてMDに取って代わる勢いであるにもかかわらず、未だに政令指定されていないという現状は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスが大きく損なわれている状況と言わざるを得ません。</p> <p>2. ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべき理由 ①音楽の私的録音はますます拡大し、特にハードディスク内蔵型等大容量の録音機器が急速に普及しています。 最近では電車の中などでiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけるようになりました。あの小さな箱の中にCD1,000枚分もの音楽が録音出来るとのことで、最近の技術の発達は本当に素晴らしいと思いますが、一方で、MDが補償金の対象になっているにもかかわらず、これだけ大量の録音が可能な機器が未だに補償金の対象になっていない現状は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスが大きく損なわれている状況といわざるを得ません。</p> <p>②法体系の問題としては、まず第一に、著作権法第一条(目的)には、「著作権等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と記載されていること、また、零細な利用を前提に私的複製を認めた著作権法第30条1項、私的録音の補償金支払い義務を定めた同条第2項、そして著作権を制限する特別の場合について「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないこと」として厳しい条件を定めたベルヌ条約パリ改正条約、WIPO諸条約等の一連の法体系から導かれる結論を指針として尊重すべきであると考えます。</p> <p>③国際的にもフランス、ドイツをはじめヨーロッパ先進諸国ではすでに同種の製品に補償金が支払われているという状況です。</p> <p>④しかも、現在の私的録音録画補償金制度に早急にとって代わるができる現実的、具体的代替システムは現在のところ国内外で提案されていません。 以上の状況を踏まえて、これらの機器、記録媒体は早急に追加指定されるべきであると考えます。現状においては、それが消費者、機器等製造者、権利者のバランスを図り、さらには文化の振興、知財立国にもつながる最善の方策であると考えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については、補償金が全体として指定管理団体、著作権者団体、著作権者にどのように配分されているかを明らかにする仕組みを確立するとともに、制度の内容や運用状況について消費者に知らせることが、まずもって必要です。今回検討課題とされているハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定、汎用機器・記録媒体の取扱いなどについては、そうした条件を整備した上で制度全体のあり方と併せて検討することが適切と考えます。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、政令で指定された機器・記録媒体を購入する際に、一定の率により徴収した補償金を、指定管理団体を通じて著作権者等に分配する制度ですが、この制度については下記のような問題点が指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そもそも、本制度自体が知られておらず、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)が本年実施した「ポータブルデジタルプレーヤーに関する消費者調査」によると、国内の私的録音録画補償金制度の「内容までは知らない」という回答は82.8%に上り、消費者のほとんどが制度を知らぬまま補償金を徴収されている状況にあります。 ● 私的録音録画補償金は共通目的事業に支出する額を差し引いた上で指定管理団体から著作権者の団体に分配され、各団体の規程に従って著作権者に分配されることになっています。しかし、各団体から著作権者への分配の状況が明らかになっておらず、最終的に補償金のうちのどの程度が著作権者の収入となっているのかが不透明です。 ● 購入者が私的な録音・録画を行わなかった場合の補償金返還制度はほとんど活用されておらず、今年初めて利用されたケースを見ても、8円の返金を受けるために切手代等それ以上の費用負担が消費者に生じるなど、実効性に乏しい制度になっています。 <p>以上のような問題点を含めて考えれば、本委員会では掲げられた論点(「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」「汎用機器・記録媒体の取扱いについて」「政令による個別指定という方式について」)に関して、現行制度の維持を前提として、拙速に結論を出すことは適切でないと考えます。</p> <p>むしろ、指摘されている問題点の解消に向けて、補償金が全体として指定管理団体、著作権者団体、著作権者にどのように配分されているかを明らかにする仕組みを確立することや、制度の内容や運用状況について積極的に消費者に知らせることが前提として必要です。小委員会においても、制度のあり方自体の見直しを早急に検討すべきとの意見が多数を占めていることを考慮すれば、今回提示されている個別の論点については、上述した前提条件を整えながら、制度全体のあり方と併せて検討することが適切と考えます。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>1. 音楽の私的録音はますます拡大し、特にハードディスク内蔵型等大容量の録音機器が急速に普及しています。最近では電車の中などでiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけるようになりました。あの小さな箱の中にCD1,000枚分もの音楽が録音出来るとのことで、最近の技術の発達は本当に素晴らしいと思いますが、一方で、MDが補償金の対象になっているにもかかわらず、これだけ大量の録音が可能な機器が未だに補償金の対象になっていない現状は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスが大きく損なわれている状況といわざるを得ません。</p> <p>2. 法体系の問題としては、まず第一に、著作権法第一条(目的)には、「著作権等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と記載されていること、また、零細な利用を前提に私的複製を認めた著作権法第30条1項、私的録音の補償金支払い義務を定めた同条第2項、そして著作権を制限する特別の場合について「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないこと」として厳しい条件を定めたベルヌ条約パリ改正条約、WIPO諸条約等の一連の法体系から導かれる結論を指針として尊重すべきであると考えます。</p> <p>3. 国際的にもフランス、ドイツをはじめヨーロッパ先進諸国ではすでに同種の製品に補償金が支払われているという状況です。</p> <p>4. しかも、現在の私的録音録画補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムは現在のところ国内外で提案されていません。</p> <p>以上の状況を踏まえて、これらの機器、記録媒体は早急に追加指定されるべきであると考えます。現状においては、それが消費者、機器等製造者、権利者のバランスを図り、さらには文化の振興、知財立国にもつなげる最善の方策であると考えます。</p> <p>結論として、携帯音楽プレーヤーに税金を課金しようとするのは無駄な行為かと思えます。そもそも、携帯音楽プレーヤーが進化すれば小型パーソナルコンピュータとの区分が非常に難しくなってきます。現在でも、LINUXやWindowsCE搭載のPDAなどにフリーソフトのMP3再生ソフトを組み込めば、携帯音楽プレーヤーと同等に使用することが可能ですが、それには課金が不可能なはずで、(フリーソフトに対して税金を課すことが不可能なのは、誰でも判ることです。)</p> <p>携帯電話でもVアプリなどでMP3再生ソフトが出回るようになります。そうなれば携帯電話の音楽再生機能にも税の課金が不可能になると考えるのは普通です。それより、音楽CDソフトの価格が不当なことに目を向けるべきなのでは??</p> <p>アナログレコードに代わり、CDが発売され始めたのは18年くらい前かと思えます。18年前なら1枚3,000円でも良かったのでしょうか、現在音楽CDソフト1枚の製造原価はパッケージ代を含め、¥100程度だそうです。著作権料を含めても1枚1,000円程度が妥当な値段かと思えます。逆にそこまで販売価格を抑えれば、購入者は車内用と家庭用と複数枚の購入を躊躇わず、ペンダーの実利益も違法コピー等で阻害されにくくなるものと思えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>1. そもそも課徴金制度そのものが矛盾している</p> <p>例えば、デジタルコピーは劣化がない事が、課徴金の一つの根拠となっている。ではmp3変換に伴う音質の劣化はどう評価しているのか。業界が販売しているCCCDはエラーレートが高いから音も悪いと言うが、それとは矛盾しないのかを、課徴金制度を支持している団体は明確にすべきである。</p> <p>デジタル情報機器は日進月歩である。CD-RやDVD-Rだけが記録媒体ではない。音楽用とは銘打っていない音声目的のポータブルな録音機でも、設定によりCD音質でデータを記録・再生する機能を有するものもある。記録媒体として、例えばSDカードのような、書き換え可能なメディアを使っていたら、書き換える度に課金するとも言うのであろうか。この点から見て、iPodのような可搬型機器への課金は、上記エラーの話以上に矛盾している。車を買ったからと、ガソリン税や高速料金を販売価格に事前に上乗せするようなものである。</p> <p>2. 業界の主張する被害額は疑わしい</p> <p>そもそも、業界が主張する不法コピーによる被害額の算出そのものが非常に疑わしい。例えば、ネットでコピーされた分を売り上げ見込みに換算するような、実情に即していない点は無いか等を、まずはっきりさせなくてはならない。</p> <p>ハッカー・ジャパン誌の2003.07号(今から3年も前である点に注意)掲載の、高校生に行ったアンケートというデータがある。それによると、自分の好きなアーティストの作品は、例え不法コピーで手に入れたものがあったとしても、CDを買うという傾向が非常に強い、となっている。逆に言えば、不法コピーだけで済ませているのは、値段にあたいする価値が無いからだ、と言っているのである。つまり、不法コピーされた物は、不法コピーが無ければ売れたものではなく、元々、本来の価値以上の値段をつけていたから売れなかったものとも言えるのである。言い換えれば、被害金額は実際には発表より大幅に小さい可能性は大である。</p> <p>反論があるというなら、CCCDの登場で売り上げは向上したのかを証明すべきであろう。そのようなデータは見た事がない。</p> <p>そもそも、CDの売り上げ低下は、ネットによるコピーが始まる前より顕著であった。音楽業界は、21世紀のオーディオである、などと触れ回ってLPの製造を中止し、CDを売る事で同じリソースで二度儲けるという得難い体験をしたが、それに溺れてコンテンツそのものの充実をおろそかにした上に、デジタル化そのものが最終的に自らの首を締めているだけであって、言うなれば自業自得である。そうでないと言うなら、アナログ記録媒体でリソースを流通させればよいのである。</p> <p>3. どのような業種にも斜陽はある</p> <p>ネットでの音楽流通が著しい伸びを見せている昨今、CD媒体が音楽流通の最大メディアでは無いことは既に明白になりつつある。また、消費者は作品に見合う内容の対価を求め、アーティストも消費者からの支持によって収入を得ているのであり、こうした新たな流通ルートを得た今、その間をつなぐものは音楽業界である必要はないし、CDである理由もない。</p> <p>つまり、結論として言えば、課徴金制度がアーティストの為というよりは、業界の利権確保の手段以外の何ものでもないことくらい、誰の目にも明らかになっているのである。異論があるのであれば、集められた課徴金がどのように分配されているかばかりでなく、その為の件費などにどれだけ消えているかを、明確に示すのが先決である。</p> <p>アップルのiTunesストアの売り上げは、業界の予測を遥かに越える数値であろう。一方で、国内主催の音楽ネット販売は盛り上がり続ける。これは顔が消費者の方を向いておらず、自らの懐を潤すことばかり考えているからである。つまり、今までのようにコンテンツを右から左へ流すだけでポロ儲けしてきたビジネスモデルそのものが、もはや終焉を迎えているのである。優れた音楽家なら、何もCD会社を通さなくて、ネット経由で作品を安く大量に売る事が可能になっているのだ。ハードやソフトの発達により、今や個人でも交響曲どころか映画の制作すら可能となりつつあり、ブロードバンドの発達でmp3ではない生のデータすら販売が可能となっている。必然的にこれは流通に革命を起こす。現在の音楽流通業界も発想を変えない限り、石油時代を前にした石炭産業と同じ道を歩むだけであろう。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>またipodに課金すると言う話も聞くが、そんな風にどんどん過大解釈すれば世の中の全ての記録媒体に対して課金しなければならない。</p>
	<p>補償金の対象となっているMD録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。 上記について意見を述べたいと思います。 MD自体はATRAC(圧縮技術)によって圧縮されており、CD音源に比べ明らかに音質が劣化している。 デジタル的に複製したからと言って、無限に同じ物が複製できるという根拠にはならない。 しかも、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等は購入したCDからの私的利用の範囲で複製されており、私的録音録画補償金の対象とすべきではない。 ダウンロードによる複製についても、メーカーが利用料金に著作権者への使用料を含む事ができ、消費者の選択に任せるべきであると思う。</p>
	<p>(イ) 「私的録音録画補償金」は「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」に設けられていると言うが、有料配信で入手した楽曲を携帯ハードディスク内蔵型再生機に転送した場合、「著作権者等の経済的利益」がどのように損なわれるというのか。理解に苦しむ。</p> <p>(ロ) MD、CD-R、CD-RWなどは、大量に複製して配布することが可能であり、その意味で「著作権者等の経済的利益」が損なわれる可能性を考慮することは意味があるかもしれない。しかし、携帯ハードディスク内蔵型再生機は個々人の所有物であり、配布に適した記録媒体では決してない。「記録ができる」という一点でMDと同列に並べるのは詭弁であり、大きな間違いである。</p> <p>(ハ) 「金銭を絞りとれるところから絞りとろう」という姿勢では長期的には文化の発展は望めない。</p>
	<p>まず初めに。 本気で広く一般意見を募集する気があるのなら、正々堂々と政府公報(TVCM)などを通じて意見募集を流布すべきかと思えます。いまのやり方はおおよそ公平に意見を募る姿勢にあるとは思えません。波風が立たぬよう、民に知られぬうちに事を決する魂胆でいると思われても仕方が無いのでは？ それから募集のタイトル。「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」なんですか、これ？ これも一般人からの意見を募ろうという姿勢が全く感じられません。『小難しい言葉を並べておけば、発言者の篩い分けが出来る』とお考えですか？ どうして、例えば...「携帯音楽プレーヤー等における課金制度について」のような解りやすい表現をする事が出来ないのでしょうか？</p> <p>さて。 どうして、このような消費者をないがしろにした制度を思いつくのでしょうか？ CD やオンライン購入の時点で課金されるのならまだしも、どうして『媒体』に課金されなければならないのか、その意味が全く分かりません。特に iPod を基準とした意見がなされているようですが、であればなおさら識者や関係諸氏の見解の現実離れっぷりに返す言葉を失います。 あなた方は一体、何の権利があって媒体に課金しようとしているのでしょうか？ 携行性に優れた外部記憶装置(ハードディスク)として使う者、アマチュアバンドなどのレコーディング機材の一部として使う者、デジタル写真などの保管先として使用する者など、いわゆる音楽プレーヤー以外の使い方をしている人も多数存在しており、つまり『必ず』携帯音楽プレーヤーとして利用されているものではありません。にも拘らず、一括りに課金するというのはあまりにも乱暴な話であり、利用実態を全く無視した課金制度であるといわざるを得ません。利用者の自由を奪う制度であり、メーカーのポリシーをないがしろにする制度でもあります。 課金対象がハードディスク型に限定されている点も納得のいかない点の一つです。こと「音楽プレーヤーとしての利用価値」で考えれば、フラッシュ型の方が圧倒的に「音楽専用」的な使われ方がされています。</p>

項目	意見
	<p>→記憶容量が少ないので補助的な記憶装置としての利用価値は低いため課金制度には反対ですが、課金するならばその機構に関わらず一律課金すべきです。</p> <p>それにしても、どうしてここまで必死になって徴収にこだわるのでしょうか？実入りが減ったからですか？であるなら、収入減の原因は本当に携帯音楽プレーヤーの普及によるものですか？</p> <p>そんなはずは無いでしょう…。「私的複製」という範疇で考えれば、その実態は昔と殆ど変わっていないはず。複製先がカセットなどのアナログ媒体から、HDD などのデジタル媒体に変わっただけ。昔は車で音楽を聴くのに、購入したレコードからカセットに複製していました。今は購入したCDを複製したり、あるいは iPod などに転送して聴いています。どちらの例も『原盤購入回数は1回』であって、デジタル媒体の普及によって楽曲販売数が落ち込んだことにはなりません。</p> <p>他の例に関しても、ほぼ等しく同じような事が言えると思います。</p> <p>むしろ、問題視すべきはレンタル制度にあるわけで、こちらの市場が拡大したからこそ肝心の原盤売り上げが下降したと捉えるべき。この市場拡大は昔から少しずつ経過してきている事であり、デジタル媒体の登場がそれに拍車をかけたまで言い切れるものではありません。CCCD なども市販 CD ではなくレンタル専用のフォーマットとして使えば、システムの普及や違法な複製に歯止めをかける事が出来たはず。著作権者の権利を保護するのは大切な事です。誰もが理解できる正当な手段をもって彼らを護ってやるべき事でしょう。しかし、今回の課金制度についてはこの範疇を大きく超越した、業界団体の暴挙です。</p> <p>・発泡酒の売り上げが爆発的に伸び酒税収入が減ってしまった。</p> <p>だから、発泡酒にも酒税を適用し財源を確保する。</p> <p>今回の iPod 課金たるものは、この発想と全く変わらない印象しかありません。『とれる所からは取ってやる』という魂胆が丸見えです！</p> <p>消費者いじめを編み出す暇があるのなら(収入増を求める必要があるなら)、こんなくだらない委員会を開設するにあたり発生している諸費用を団体に還元するとか、関係団体の支出内訳を精査して無駄遣いをしているところが本当に無いかなど、業界内部として出来るだけの事がどれだけあるかをまず模索するべきでしょう。</p> <p>それでもなお、消費者への負担を求める必要があるのであれば、ありのままを消費者へ報告し、利用者負担の必要性を訴求し、正当な市場から料金を徴収する制度を考えるべきだと思います。</p> <p>今現在、あなたがたがやっている事は消費者を完全に無視した独裁的なものです！</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPodなどのマルチメディアプレーヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに反対！</p> <p>今までも、本当に補償金自体がどこに流れているのか怪しかったので。もっと単純に、曲を買ったら買った曲の制作関係者にお金が入るというクリアーな状態を望む。今のままだと、不鮮明。私的録音補償金管理団体が困っても、権利者が困らなければ良い。</p>
	<p>追加指定に反対します。</p> <p>まず、次の3点を検討した上で利用者・権利者・機器メーカー3者の理解を得るべきです。</p> <p>理解が得られない場合は、追加すべきでないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者の公正な著作物の利用方法と権利者に不利益を与える利用方法の基準を明確にする。 2) 個別製品ごとに特性と検討し、不利益を与える使用方法が技術的に可能かどうかを検討する。 3) 利用実態を調査した上で不利益の額を定量的に見積もる。 <p>[理由]</p> <p>私的録音録画補償金制度の導入時と利用状況が変化しています。iTune Music Store(以下、iTMS)のようにオンライン配信が始まり、今までよりも録音する音源に多様性がでてきてます。私的録音録画補償金制度は、このような状況を想定しておらず、制度そのものの見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>また、この制度は権利者だけでなく利用者・機器メーカーの理解なくしては成立しない。</p> <p>そのためには、1)~3)の項目を検討する必要があると考えます。</p> <p>1)~3)それぞれなぜ検討しないといけないか理由を述べます。</p> <p>1) 利用者の公正な著作物の利用方法と権利者に不利益を与える利用方法の基準を明確にする。</p> <p>a. 利用者の公正な利用方法の検討</p> <p>今、権利者と利用者の意見の隔たりは、利用者の公正な利用方法が明確でないことです。私は、正規に購入した音源を保有している場合は、利用者のニーズに応じた複製は自由にできるべきだと思います。たとえば外出先で自分の買った音楽を聴くためにMDやiPodに複製するという利用方法は、利用者の正当な権利だと思います。お金を支払ってCDや配信音源を購入するのは、この自由を購入するため、CDという円盤がほしいからではありません。</p> <p>また、iTMSの配信音源の場合、iPodへの複製が許諾されている。許諾された以上、正当な利用方法で補償の対象にはならないはず。</p> <p>権利者側は、複製ひとつひとつにライセンスを支払えという主張をされていますが、そんなことを言っていると、利用者にとってはCDや配信音源を購入するメリットがなくなり、みんなレンタルで十分という話になり、CDを購入しなくなる可能性があります。</p> <p>こんなことになったら、文化の発展にマイナスの影響を与えるでしょう。</p>

項目	意見
	<p>b. 権利者の不利益を与える利用方法 権利者の不利益は、私的複製によってCDもしくはオンライン配信音源が購入されない場合に発生すると考えます。不利益に対する補償を検討する場合は、「その対象となる機器がなければ、CDもしくは配信音源が購入されたか？」という観点で検討をするべきです。 この点が明確になっていないと補償金の対象とするかどうか検討できないはずで 2) 個別製品ごとに特性と検討し、不利益を与える使用方法が技術的に可能かどうかを検討する。 たとえば、MDなどメディアの場合は、単価が安いので他人に私的複製物の譲渡が簡単にできる。 この場合、複製物を譲渡された人は正規のCDを購入しない可能性があるため、権利者に不利益を与えることが可能である。 それに対して、iPodの場合は、iPodが再生機であるので複製物を他人に譲渡すること考えられない。 また、iPodの場合は、データを他に複製することが不可能であり、他人がCDを購入しなくなることはない。したがって、権利者に不利益を与えることは不可能である。 3) 利用実態を調査した上で不利益の額を定量的に見積もる。 不利益の算出は、理由1)-bで実際の不利益であると述べたが、その検討をするためには、正確な利用実態を調査する必要があります。権利者側の試算は、あまり現実を表していません。 というのも権利者側の試算は、iPodなどに複製した曲すべてがCDで購入された場合で計算しています。 実際には、購入されたCDからの複製が大多数のほうであり、この場合は損害にカウントするのは不適切です。正確な損害を計算するためには利用実態を正確に調査し、その結果を踏まえて計算する必要があります。当然、十分な時間をかける必要があります。</p> <p>補償金徴収に反対です。 そもそも補償金とは、レンタルから家庭でコピーするという前提で作られたのではないのでしょうか。 それが、iPodなどのDRMをまるっきり考慮に入れず、コピーするのは補償金対象だとはおかしいのではないのでしょうか。 買ったCDを私的にバックアップを取ってそれを聞くのは、認められたことではないのでしょうか。 個人的な録音は、認めているのに補償金対象と考えることがよくわかりません。 違法コピーではない私的なバックアップとiPodは同じものではないのでしょうか。 レンタルや違法コピーと一緒にして欲しくない。 そもそも補償金の分配が少なすぎるのではないのでしょうか。週刊誌の記事で見ましたが、権利者に対して15%しか分配されておらず、しかも有名な作詞作曲者ばかりにまわり、新人や末端の人にはまるで行き渡ってないと聞きます。 独自に徴収してのわけでもない、人件費も使っていないような補償金の大部分がなぜジャスラックに回るのか不明。 文化を守るのなら、まずそこを開示してもらわなければ。でなかったら、自分たちのふところに入れる為だけに補償金を求めている用にかみえません。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>Ipod等のデジタルプレイヤーについては現在持っておりませんが、将来購入する予定はあります。 その中で、大容量化したその記録媒体につきましてUSBケーブル等でパソコンへ接続し、外付けHDDとして利用されるユーザも多いと思います。(私も購入した際にはその様に使いたい)その中には、文章や仕事で使うデータベース・画像・メール等、私的録音録画への課金対象とならない物が存在する事になります。 音楽専用CD-R・MD等では音楽しか記録できず、目的が明確であるため課金対象として宜しいと思いますが以上の通り、デジタルプレイヤーに対する課金に対し、確実に値しないため当方としましては、課金に反対致します。</p>
	<p>デジタルオーディオプレイヤーを私的録音録画補償制度に政令指定すべきではないと思います。 その理由として 1. 社団法人私的録音補償金管理協会、及び、社団法人日本音楽著作権協会の私腹が肥やされており、その収支の不透明な点が是正されていない。両協会の人件費、経費とされている費用が、外部からの正当性についての監査・是正を行わない状況下では、両団体に対して支払われている費用は正当性を欠いていると言わざるを得ないと思います。 著作権料はその著作物を使用した側が著作者に対して支払うものであり、その中間マージンで私腹を肥やしている両団体の存在は不必要である。 2. 二重に著作権料を支払うことになる。 3. デジタルオーディオプレイヤー、イコール音楽再生専用とは言い難く、全体像の実態調査もろくにっていない両団体の言い分を認めるのは不公正です。公正な調査を行い正確な数値による判断が必要だと思います。 4. 両団体が存在しても正当に「音楽作家、アーティスト」の権利が守られているとは言えない。ならば存在している意味が無く、両団体が中間マージンを得ていることは「音楽作家、アーティスト」の権利を損ねていると言わざるを得ないと思います。 5. 社団法人日本音楽著作権協会のサイトにある「FAQ」にはhttp://www.jasrac.or.jp/shiteki-rokuon/05/09_6.html利用する側の利便性を無視した事しか書かれていません。 法律で定められたから二割…など、その法律が世の中の情勢に合わなくなれば改正が必要になってくるはずで だからこそ論議が必要であり、広く多くの意見が集められているものと思います。 6. これが一番言いたいのですが、本来収入を得るためには、それ相応の努力が必要であることはどんな職業でも同じであると思います。しかしながら、音楽CDに関しては再販売価格維持制度により過保護の状態販売されています。その上で更に私的録音録画補償制度により手厚く過保護の状態の範囲を広げることは大きな間違いです。著作者の努力、その販売をする企業の努力が見えないまま、これ以上の過保護をする必要は全く無く、以下の項目を廃止し公正に著作権料を著作者に支払う制度を設けるべきです。 廃止が当然の制度、団体など ・再販売価格維持制度 ・社団法人私的録音補償金管理協会 ・社団法人日本音楽著作権協会 乱文で申し訳ございません。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05090806/010.htm ↑このページについて いわゆるiPod課金について、反対を表明いたします。 音楽などを購入する際に支払った金額以外に私たち一般庶民がお金を払う必要がどこにあるのでしょうか。 また、プレイヤーに自作曲ばかりを入れている音楽制作が趣味の人及び職業音楽家も同等ということになりますね。 常々MD、ビデオなどのメディアに対する著作権云々の上乗せ金額も用途不明金のイメージが強く遺憾に思っております。 絶対反対でお願いいたします。</p> <p>追伸 このパブリックコメントの募集の際「御意見は、できるだけ簡潔に記載してください。」と表記してありましたので簡潔に書いたつもりですが、そう言われる前に「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会」関連のサイトをもっと簡潔に見やすくしてください。これでは全く主旨及び金銭の流れなど把握できず難しい言葉の羅列の中に真相を隠している印象が強いです。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加ですが、利用形態の変化というものを考慮していただきたい。音楽を聞くというスタイルが、従来のオーディオ機器を主体としたものから、携帯型の音楽プレーヤを主体としている人も多いと思います。また、携帯型の音楽プレーヤを利用して、「パソコンなどで音楽を聞いていない」「パソコンは音楽プレーヤへの転送手段」としている人も多いと思います。CDやパソコンからの録音とならない、携帯型音楽プレーヤへの直接録音する方法を実現し、補償金の対象外となる手段も公表するべきではないでしょうか。 また、最近では、パソコンから携帯電話やフラッシュメモリへ録音し音楽を聴けるので、公平に携帯電話、フラッシュメモリも補償金の対象とするべき、もしくは、公平に汎用機器として扱い「複製ではなく、転送とみなし、」すべてを補償金の対象外とするべきだと思います。 ハードディスク内蔵型録音機器が汎用機器でないとして、パソコン内蔵ハードディスク、外付ハードディスク、CD-Rなどが汎用機器だという違いも明らかになっておらず、納得できません。 全体として、「私的録音録画補償金の見直し」において、利用者の立場が軽視されず、新たな規制による購入の減少、(音楽などの)業界への悪影響が発生する危険も十分検討する必要があると思います。 補償金の対象とする機器においても不公平のないよう十分検討していただきたいと思います。 補償金の制度自体も著作権の重複課金のようにも思えます。 わかりやすく、公平に、配当金などの詳細な出納の公表がないと今後、消費者にも理解しがたく、利権者のみが特をしている制度としか思えません。 今回のパブリックコメントにおける個人情報の取り扱いについては、個人情報保護ポリシーを明記する必要があると思います。(パブリックコメントに会社名・学校名まで必要なのか?)</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器など等をMDと同様に私的録音補償金の支払い対象とすることは、当然のことと考えます。 私は中学一年生の頃から箏曲を習い始めて以来、今日まで約50年に亘り、人生の生き甲斐として嗜んで参りました。現在、琴・三弦の教室を自宅にて開いておりますが、自分自身の稽古(反復練習)を始め、お弟子さんの方々も自習のために、お家元の演奏やFM放送(邦楽のひととき)或いは、レコードからMDに録音したものを日常的に活用しており、録音済みのMDは凡そ200枚を数えます。 箏曲には、新曲を除いて、著作権は掛らないと思いますが、演奏者の方々の権利は発生しているものと考えられますので、その方々の演奏技術を教材として利用させてもらっていることに対しては、補償金という形で何かの報酬をお支払することは、当然のことと考えております。 お弟子さんの中でも比較的若い方々は、アイポッドなどの携帯用プレイヤーの方が、軽量で沢山録音できてブランクのMDを買い増しする必要もないなどの利便性から、今まで使用していたポータブルMDを買い換えて練習に用いています。 また、平成14年からの学習指導要領で、生徒が和楽器に触れることが必須となったことに伴い、居住している地域の小学校からの要請を受けて、箏曲の指導者としてのお手伝いをしておりますが、その指導者や演奏者を育成する講習会の開催にあたって、補償金を管理している団体より運営費の一部として、助成金をいただいたこともあります。 補償金の用途は、日本の伝統芸能や文化を維持、発展させる一助にもなっており、補償金の増加は意義のあることと考えます。</p>
	<p>今回の携帯型オーディオプレイヤーに対する私的録音保証金制度の適用には反対します。 理由としては、 1. 現在の制度でも実際に著作者に保証金が分配されているかが、はなはだ疑問である。少なくとも、私の調べた限りでは、徴収額のうち実際に分配されているのは、必要経費を除いた額が公平に分配されているとあるが、その額は12%と非常に少なく、且つ、その恩恵に預かれるのは一部の権利保持者であり、決して著作者自身ではない。また、12%という数字も非常に少ない数字といわざるを得ず、必要経費が88%にも上るといふのは、この制度自体が非常に非効率な運営をしているか、不当に徴収金を得ていることを示すものである。 2. 今回の案を認めてしまうと、いくらでも拡大解釈が可能であり、携帯型オーディオプレイヤーだけでなく、コンピュータ内の記録装置や、一部の携帯電話、自動車のカーナビゲーションシステムなど、デジタルデータ(記録されているデータが楽曲である必要はない)を記録できる装置すべてに保証金制度を適用することが理論上可能であり、結果的に権利の濫用を生む可能性が非常に高く、一般消費者としてはこの流れは受け入れがたく、またそのようなことにより、著作権業界自体への不信が募り、結果として正規の流通から外れた楽曲等のやり取りが増え、保護されなければいけない著作者の利益が逆に損なわれる恐れが非常に高い。 以上の点から、今回の案件には断固反対します。</p>
	<p>意見 iPod等ハードディスク内蔵型録音機器への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 本来金銭という対価を払って得た商品に対する所有権者の権能は万能であるのが前提である。 しかしながら一方において著作物に関しては著作権者の利益の保護を考慮する必要があり、所有権者の権能のうち複製権の行使は制限されると考える。しかしながら本来万能である所有権を制限する以上その範囲は限定されるべきで、法益の比較考量の観点から著作権者の利益がどれだけ害されるかを実質的に判断して策定しなければならない。 いわゆる私的な範囲での録音録画のうちiPod等のハードディスク内蔵型録音機器への音楽データの移行はあくまでブレイクシフトにすぎないわけであるから、いわゆるデータの子孫を増やす行為には実質的に該当せず、元来新たな需要を喚起する行為とは考えられない。すなわちその録音録画行為は著作権者の利益を著しく害するものではなく、故に私的録音録画補償金を課すべき対象として考慮すべきものではないと考える。</p>

項目	意見
	<p>以下の理由によって、補償金の対象とする事を反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償金返還制度が知られていない状態で対象を拡大させる事は、本来変換されるべき消費者から不当に徴収する事になり消費者利益に反する。 ・汎用機に課金する事をみとめると、今後現れるだろう新技術に議論もなく無条件で適応される可能性がある。
	<p>著作権法が制定されて百年余りが経つが、日本における著作権を含めた権利に関する認識はまだ欧米のそれと比べると意識が低いことは否めない。</p> <p>音楽や芸術を含め、創作されたものに対して、また創作した人に対して敬意を表する意識そのものが足りないと感じることがある。</p> <p>権利を守ることで更なる創作が生まれること、先人がいて現在の創作があることを再確認しなければならない。</p> <p>この観点から、MDが私的録音補償金の対象でありハードディスク内蔵型録音機器が対象にならない理由が存在しない。しつて言うなら容量の大きなハードディスクにこそ政令指定が必要なのではないか？</p> <p>課金方法としても現在の状況では個別課金は難しく、機器に対する補償金を検討するのが妥当である。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器の普及・利用者拡大が急速に進んでいるなかで早急な対応を求めたい。</p>
	<p>ipodに補償金をかけるのを音楽を楽しむことを妨げる行為だという人がいますが、私は新しい曲を転送するたびに著作権のことを調べて気にしなくてはいけない状況よりも、きちんと補償金で支払いをしている方がいいと思います。</p> <p>できるだけお金は安いにこしたことはありませんが、後ろめたいことなく利用できるようにしたいです。</p>
	<p>私は、iPodなどの録音機器を補償金の対象にするべきだと思います。</p> <p>もし補償金が導入されなかった場合、コピーコントロールの強化につながることで、私的録音であるにもかかわらず録音するたびに課金されることになってしまいます。</p> <p>自分で買ったCD、ネット上で適正に購入した曲、高いお金を払って購入したiPodは、誰からも何の制限も受けずに自由に利用したいと思います。</p> <p>音楽を楽しむ人たちの利便性を考えるなら、数百円の補償金を支払ったうえで自由に音楽を楽しめるようにしてほしいと思います。</p>
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対する。</p> <p>そもそも私的録音録画補償金制度が一般の消費者にとり理解しがたい制度である。</p> <p>一般の消費者は音楽CD等を正当な代価を払い取得しており、家庭内でカセットテープやMD等にダビングして他の環境で聴取することも、当然その価格のうちに含まれると考えているのではないか？</p> <p>それに実際に著作物を録音するか分からないものから補償金を取ることは不公平である。</p> <p>実際に私的利用による複製を行なうのは、著作物を購入した人なのであるから、著作物の価格に転嫁する方が理解しやすいし、公平と思われる。</p> <p>また、iPodに代表されるハードディスク内蔵型の録音機器でも同様の問題もある。現在これらの録音機器を対象に音楽のネット販売が行なわれている。音楽のネット販売では、何台の録音機器に何回まで複製できると言った条件をつけて販売するのが一般的である。これはこれまでのCD等を媒体とした販売形態とは明らかに異なり、料金に複製権も含まれるということに他ならない。にもかかわらずハードディスク内蔵型録音機器を私的補償金制度の対象とすれば、複製に対する補償金の2重払いが生じる。これは非常に不公正である。なおCD-R等への複製ではすでにこの2重払いが生じている。</p> <p>また、CDレンタル等でも著作権量算定の際、複製が行なわれることを前提に計算を行なっていると聞く。事実とすればこれも2重払いである。</p> <p>むしろ、このように不公正で理解しがたい私的録音録画補償金制度は廃止すべきである。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>【緊急に考えなければいけない根拠はない】</p> <p>●仮に課金の検討を進めるにしても、適切な内容の実態調査(従来のものは定性的と言わざるを得ず、こうした検討をするには不適当な内容でしかない。定量的な要素も加味した新たな実態調査をすべきである)を行うこと、そして十分な検討時間を確保することが必要である。</p> <p>●iPod等への課金を拙速に行なう必要はない。「審議の経過」36頁のグラフによれば、</p> <p>【携帯オーディオ機器の国内出荷の推移】</p> <p>2002年がMDプレイヤー308万台、2003年317万台、2004年296万台となっており、MDは依然として売れ続けていることが判っている。なおこのグラフは携帯音楽プレイヤーの市場が縮小するとの見込みも示しており、権利者の「不利益」が縮小傾向(すなわち「零細」化)にあることを示している。又、2005年の予測はあくまで予測でしかない。一方、合計台数で見ると2002年338万台、2003年382万台、2004年466万台と増加傾向であるのに対し、2005年の予測は450万台と減るのはおかしい。つまり、2005年の予測は根拠が無い。</p> <p>●よって、当面 iPod等の調査・検討に時間を割く余裕はある。</p> <p>●また、今期の法制問題小委員会(第3回)における資料2-2の参考資料1を見れば、私的録音補償金が課せられている機器・記録媒体の売上げ推移が横這いであることが示されている。確かに徴収された補償金額は目減りしているところであるが、これは補償金の算定基準を調整すれば解決できる問題である。ここでもし機器・記録媒体メーカーとの話し合いが進まないのであれば、こうしたメーカーとの協力的体制に強く依存している私的録音録画補償金制度の設計自体が本来問われるところではないだろうか。</p>
	<p>9月30日の法制小委第8回審議において、日本音楽著作権協会や日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会3団体の連名で「ハードディスク内蔵型録音機器等による指摘録音から著作権者・著作隣接権者が受ける経済的影響(速報版)」という資料が提出されたという報道を知ったが、この経済的損失の試算は、課金を前提にしたものであり、課金の正当性を証明するものではない。言い方を換えれば、「課金したらこれだけの収入が見込まれる」という試算にすぎないのであり、損失の試算では決してない。</p> <p>「現状において著作権者はこのような損失を被っている」→「よって課金でそれを埋める必要がある」という論理がなければ課金は正当化されない。日本レコード協会3団体による資料は、「課金がある場合とない場合を比べた場合の差額を埋めるために課金が必要である」と主張しているに過ぎず、トートロジー的な詭弁であると考えざるを得ない。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を、私的録音録画補償金制度の対象とすることについては反対です。著作権者の権利を保護することはひじょうに重要だと考えます。ですが、消費者にも私的利用の権利は認められていまずし、違法行為をしていない消費者から“補償金を徴収する”という行為は、一部の違法行為を行なっている犯罪者の“補償”をしている、ということになり、また、将来犯罪を犯すはずだと断定されている、ともいえます。DRMによる制限など、PC(パソコン)を利用するハードディスク内蔵型録音機器等は、汎用メディアであるMDやCD-RWと違い、より細かく著作権者の権利を保護することが可能です。ですがそのような制限は、消費者の私的利用の権利に制限を加える、ということになります。消費者の私的利用の権利に制限を加えておいて、さらに私的録音録画補償金を支払うというのでは、“私的録音録画補償金制度の濫用”というほかにありません。</p>
	<p>そもそも、「ハードディスク内蔵型録音機器」という名称が気になります。録音とは、音声信号を電気信号に変換して記録することを言うのであって、「ハードディスク内蔵型録音機器」で行っているデジタルデータのコピーを「録音」と呼ばれると、非常な違和感があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CDを買い、自宅のCDプレイヤーで聞く。 2. そのCDを、自動車のCDプレイヤーで聞く。 3. そのCDを、自宅のiMacのiTunesで読み込んで聞く。 4. そのCDを、iTunesからiPodに転送して聞く。 <p>よくある日常風景を4つ上げてみました。前半二つは、複製が行われておらず、何の問題も発生しません。後半二つの複製に対して、私的録音録画補償金を課金しようというわけです。</p> <p>3・4.は1・2.と何が違うのでしょうか?複製を聞いているという違いはありますが、どちらも「購入した音楽」を聞いているのです。購入した音楽を自由に聞く権利(というものがあろうという前提で)により3も4も余計な課金なしに聞けて当然のものであります。購入者の根源的権利とも言えます。またこれによって、著作権者のいかなる権利も侵害していません。このことは、複製手段がHDD内蔵プレーヤだろうと、CD-RだろうとDATだろうと変わらないことです。不正コピーに対しては、技術の進歩により対抗手段もできつつあるわけですから、私的録音録画補償金は廃止して、公正なDRMシステムを確立するのが消費者・著作権者の両者にとっても良いことです。現状は過渡期ですが、小手先で私的録音録画補償金制度をいじったりせず、長期的視野を持って審議を進めていただきたいと切望します。</p>
	<p>意見:iPod等への課金は当面は見送るべきである 理由: PCへのダウンロード販売がなされている上記製品に関しては補償金の二重徴収になり、消費者に対して多大な損害を与えることとなる。またiPod等の製品への音楽データのコピーは私的複製の範囲と考えられ、これらに私的録音補償金を課することは消費者の利益を損なうことになる。 以上のような理由からiPod等の製品への課金は適当でないとする。現行の製品の实情に沿った、正しい私的録音補償金制度にするため、抜本的な見直しをすべきである。</p>
	<p>最後に、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集について。 先日の中間報告に於いて提出されたパブリックコメントの167件のうち、iPodなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに対する反対意見が賛成意見を4倍も上回ったことが報告されている。この数字が国民の真意であると理解していただきたい。作為のない単なる数字として考えても、多数決という民主主義の原則に則しても、4倍に及ぶ反対意見があることは見過ごすことのできないものである。この数字を持ってしても、当委員会が私的録音補償金の追加指定を行い、私的録音補償金制度の抜本的な見直しを行わないのであれば、この委員会は民主的な姿勢が全くないのだと判断されても仕方のないことである。この数字を真摯に受け止めていただきたいと切に願うものである。</p>
	<p>現在iPodなどのHDD型音楽プレーヤーやシリコンメモリ型の音楽プレーヤー(以下「HDD型プレーヤー等」)が普及しつつある。 しかしながら、HDD型プレーヤー等は著作権管理システム(DRM)によりコピー制限あるいはコントロールされている。制御され違法コピーも出来ないシステムが構築されているのに何故私的録音録画補償金を徴収されなければならないか全く持って理解できない。 HDD型プレーヤー等の追加は強く反対する。</p>
	<p>標記の機器を補償金の対象に加えるのは不適當であります。 加えるべきとの主張(概要)は、すべて指定が不適當との主張(概要)によって論破されており、根拠を持ちません。 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05090806/010.htm) また、実効性も問題があり、技術環境・市場環境の変化を全く考慮しておらず、何らの合理性がありません。 ・実効性の観点からは、現行制度(JASRACなどの著作権管理団体を背景とする一括徴収)が権利者への負担を十分に果たしえないという点に問題があります。もし果たしているというのであれば、その著作権者および国民への説明が第一であり、著作権制度の説明責任を十分に果たさないまま指定と課金を急ぐ姿勢は容認できません。 アップル社の音楽のダウンロード販売では、権利者への公正な配分が可能で(個別課金が可能であるため)。 ・技術環境の観点からは、ハードディスク等汎用機器への指定は極めて恣意的であり、取れるところから徴収するという権力の乱用です。「どのような機器も、100%専用のものはなく」という主張をする前に、「100%専用の機器がある前提で作られた制度/記録媒体と記録機器が分かれている前提で作られた制度」に疑問を呈するべきです。 ・市場環境の観点からは、指定は縮小を続けてきた音楽産業における唯一の光明であるハードディスク内蔵機器、ダウンロード販売に対して冷や水をかける行為であり、指定が著作権権利者にとって何ら有益とならないことは明らかです。「著作権管理団体」ではなく、「著作権者」のためになる法制度を望みます。</p>
<p>ハードディスク内蔵型録音機器はネットワークからダウンロード購入した楽曲を聴くのが主たる目的であり、このような機器に私的録音補償金を課すと、機器と楽曲とで2重に課金してしまうという問題が生じる。 またCDを購入したユーザーが楽曲をハードディスク内蔵型録音機器へ楽曲を録音する場合でも、ユーザーはすでにCDを購入済みであり、そもそも著作権者に損失を与えることはない。 従って、このような機器には私的録音録画補償金を課すべきではない。</p>	

項目	意見
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>★ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。</p> <p>★私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。</p> <p>★補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。</p> <p>●私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。しかし、この条件を満たすものを自動的に指定することはせずに、本制度の本来の趣旨に立ち返り、指定の是非を個別に判断していくべきである。</p> <p>●補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからである。</p> <p>●すなわち iPod 等が権利者の利益に如何なる損失を与えているのかを示す必要がある。この消費者の疑問に対し、権利者団体は全く回答できず、消費者からの不信感が増すばかりである。</p> <p>●これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に消費者は納得できない。たとえば自分で買ったCDを iPod へ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えない。こうした事実をきちんと検討されているのか。</p> <p>iPod 等の音源として考えられるのは以下の3つである。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD</p> <p>(2)レンタルCD</p> <p>(3)配信楽曲</p> <p>これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。</p> <p>(1)自分で正規に買ったCD</p> <p>●これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。</p> <p>●自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。</p> <p>●ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させられることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p> <p>(2)レンタルCD</p> <p>●レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。</p> <p>●私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。</p> <p>●日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p> <p>(3)配信楽曲</p> <p>●個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、また iPod への転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎである(不当な「利益」であるとすら言える)。</p> <p>(4)流出</p> <p>●iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難である。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられるが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHD</p> <p>(5)DRMの存在</p> <p>●配信、CDともに各種のDRM技術が既に導入されており、これらによる制限と補償金制度との関係があいまいなままで</p> <p>●以上のように、iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考えられる。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>補償金制度自体多くの問題があり、制度自体の見直し・廃止の議論なしに追加指定を増やすべきでない。</p>
	<p>審議の状況の項の補償金の対象に加えるべきという意見の(2)にMD録音機との関係で不公平である、という意見があるがそもそもMD録音機を初めとする機器、媒体に補償金を課するという現行制度そのものが間違いであると信ずる。何故ならば、私のように自分でCD等を購入して自分だけで楽しんでる者は二重に著作権料を支払われているという状態にあるし、支払った補償金は私が購入したCDの著作権者に渡っているという認識が持てない。これこそが不公平であると思うからである。</p>
	<p>審議の状況の項の補償金の対象に加えるべきという意見の(6)にコピープロテクション等のDRM強化は消費者への負担につながる、という意見があるが全く逆である。補償金を課することの方がはるかに負担ではないかーしかも不公平感付きで。</p> <p>審議委員会の方々は iPod とその管理ソフトである iTunes がどんな DRM を採用しているのかご存じなのであろうか？基本的に iPod へコピーできても iPod からのコピーはできないのである。</p> <p>それでも消費者は全く不便を感じないーすなわち負担とは思っていないのである。自分の購入した楽曲を正当に楽しんでいるし、著作権者の方々もこれを利用するわれわれ消費者に対してある種の信頼感すら持っているように感じるほどである。</p>
	<p>iPodなどのデジタルオーディオプレイヤーを私的録音録画補償制度に政令指定するべきではない。</p> <p>諸外国の例を見てもそういう例はないし、受けて側だけではなく、作り手側をも縛ることになる。</p>

項目	意見
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器を政令指定することに賛成です。私もCDなどから録音して音楽を楽しむ一人であり、以前はそれがMDであったものが、最近ハードディスク内蔵型の機器に変えたところ。これまで何百枚ものCDをMDに録音し同じ何百枚ものMDのなかから日々選んで持ち歩いてきたものが、たった1台のコンパクトな機器に凝縮され、またさらに楽しみや便利さが広がってきたところ。しかし、そのMDに課金されていながら、一方のハードディスク内蔵型には課金されていないこと、また、課金することに反対している人たちがいることに驚くとともに違和感を感じました。一消費者としてはもちろん支払う金額は少ないに越したことはありませんが、一方では文化人たりえたいとも考え、クリエイターに対する敬意とその経済的支援をしなければならぬと思います。とかく日本人は水と空気と文化(音楽)はただであると思勝ちですが、音楽だけは他人の財産であり、守られて当然であると考えますし、この補償金制度自体では決して過保護であるとも思いません。また、補償金の対象に指定することに反対の意見として「DRMによって個別課金が可能であるので必要ない。」とするものがありますが、私のような(そして私の周りにもたくさん居る)CDからの録音派は決して少数ではないと思われず、文化に貢献するためにもね、今後主流になっていくであろうハードディスク内蔵型録音機器を機を逸することなく速やかに政令指定すべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器を追加指定することに賛成です。私は、今まで指摘録音録画補償金制度についてあまりよく知りませんでした。これまでよくわからずに補償金を払っていたようなのですが、それがアーティストに分配されるという仕組みが出来上がっているのであれば、やはり作った人にこれからも支払っていくべきだと思います。それに、補償金もひとつひとつととってみれば大した金額でもなく、それさえキチンと(しかも知らないうちに)支払われてさえいればこれ以上負担をすることがないというのはとても簡単・安心で良い制度だと思います。その制度に大量の音楽が、しかも良い音質で録音できるハードディスク内蔵型機器が指定されないのはおかしいと思います。</p>
	<p>iPod等のマルチメディアプレイヤーを私的録音補償金制度へ含む事に反対いたします。そもそも、私的録音に対してユーザーが保証金を支払っているという実態そのものが社会的なコンセンサスを得られていないとは言いがたいのではないかと、思います。私自身もiPodのユーザーですが、この度の審議に於て「PCを通じた音楽のコピーを出来ないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」という発言があったとの報道を目にし、非常に驚きました。あまりにも乱暴で、とても建設的とは言えないのではないのでしょうか。管理団体が利権(と言って差し支えないでしょう。ネット配信に於ては、まさにガラス張りの会計システムが執られており、権利者が困る事はないのですから)に汲々とするあまり、ユーザーの意見を軽視するようでは、いずれ日本の音楽文化自体があらゆる意味で衰退してゆくのは必定かと思われず。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器(iPod等)への追加指定に反対する。そもそも「私的録音録画補償金」とは、技術的手段の向上により私的な複製が権利者にとって「不利益」をもたらす恐れがある、として制定されたものはず。しかしながら、iPod等を使用することで、どのような「不利益」が発生するのか、権利者側からの説明が一切無い。このような状態で、単に『MD等からの補償金額が下がってきたから次はこれお願いします』と言われても納得できないわけがない。時間をかけて検討し、iPod等の使用がいかに権利者側に「不利益」であるのかを検証してからでも遅くは無い。iPod等と既存のMDとは、メディアが存在しないという根本的な違いがある。この点だけを見ても、単にMDの延長として考えるわけにはいかないのは、明らかである。仮に、iPod等に補償金をかけるとしても、既存と同じ料率で良いはずもなく、これも十分に検討する必要がある。また、メディアが存在しないという事は、簡単に孫コピーが作れない、ということに他ならない。安易に不正コピーをばら撒くことができない作りになっている。すなわち、権利者側に「不利益」は発生しない事になる。「不利益」が発生しないのなら、『補償』する必要も無いのは当然で、よってiPod等の追加指定に反対する。なお、追加指定賛成意見の中で、『追加指定せず、かつ、何らの補償的措置等がとられない場合には、国際条約上の問題が生じかねず』とあるが、この点については国会の文部科学委員会にて権利者側代表からも誤った認識だった旨答弁があったはずである。さらに、『第30条第1項(私的複製)などの制度的な部分への影響を考える必要がある。』と続いているが、これは「私的複製の廃止」という事のように読めるが、この発言をされた委員は、著作権法第1条を失念しているようだ。文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。MDが非常に広範囲に普及して久しいですが、近年では、従来のMDユーザーも急速にiPodをはじめとするハードディスク内蔵型録音機器等へと乗り換えている事実が顕著になっています。ユーザー側の見地からすると、MDの週百倍に当るCD1,000枚分もの音楽が録音でき、しかも超小型である規格を考えれば、ごく自然の流れだと思えます。LPがCDへと瞬く間に移行しましたが、そのCDも特に記録媒体としては、より便利なMDに取って代わられました。これらの変遷を分析すれば、大きなメリットの一つは規格の小型化だけでした。しかし、現在最先端を行くハードディスク内蔵型録音機器は、更に小型化しただけでなく、上記の変遷とは桁違いの、記録容量の拡大化が大きなメリットであることは明白です。この点からハードディスク内蔵型録音機器の今後急速な普及は時間の問題ですし、すでにかかりのユーザーが存在する事実を踏まえても、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>一般ユーザーの立場からすれば携帯プレーヤーの値段は安い方がいいし、私的録音も自由に行えることがベストだと思います。しかし、その結果、音楽の作詞・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないことによって、より良い作品が発表されなくなってしまっただけは何の意味もありません。素晴らしい音楽であるがこそ、音楽は世界を一つに結び、人々の心の中で育っていくものであると思います。潤いがある音楽を聴くためには、その音楽を創作する作詞・作曲家、アーティストのために一人一人が、私的録音録画補償金というお金を支払うことは、必要なことではないでしょうか。一人の音楽ファンとしては、これからも良い音楽を作ってもらうために、わずかな金額を</p>

項目	意見
	<p>私は一介の音楽好きな会社員です。そのわりに新しいものにはなかなか手を出さないほうなのですが、ipodはいつか買うつもりでした。そこにnanoが出たので、いよいよ買い時かと思っていたら、たまたま新聞でこの「私的録音録画補償金」のことが出ていて、興味深く読みました。最初に思ったのは、「じきに上乗せされて値段が高くなるのか、それなら今買ってしまおうほうが得かも」ということでした(不真面目ですみません)。でも、よく読んでみると、上乗せには反対意見が多く、その意見というのは「技術的に1回1回課金できるはずだから機器に上乗せすべきでない」というもの。本当にそんなことできるんでしょうか！？私は個人的には(そんな法外な値段でないなら、というのが前提ですが)、購入時に一気に払ってしまえばあとは自由に録音できるほうが気楽で絶対いいです。もしこの場合が賛成・反対をいえる場であるならば、私はipodを補償金の対象にすることに大いに賛成です。録音するたびに課金、なんて制度にならないことを願っています。</p> <p><意見>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定は見送るべきである。 <理由>ハードディスク内蔵型録音機器等(以下、「iPod等」とする)には、音楽配信で買い求めた音源、自分で正規に買い求めた所有CD、レンタルCD、友人間で貸し借りしたCD等の私的複製としての音源がいくつか考えられる。法制問題小委員会での検討で指摘された通り、音楽配信で購入されたDRM付加の音源を使用する場合に補償金がかかるのは不適当である。これはiPod等への転送を前提として正規料金が既に支払われているものであり、さらに補償金を課すとなると同意著作物からの二重課金となる。今後音楽配信が普及していくことが見込まれており、もし今の時点で拙速な追加指定をすればこの「二重課金」の問題が拡大していくのは間違いない。また、iPodの使用態様として、自らが正規に買い求めたCDからの複製が大部分を占めるという事実も無視できない。既に料金を支払済みの所有CDを私的複製することに補償金を課すことは同一の著作物から二重払いになってしまい、且つ、それを法的に強制するのでは到底、消費者の理解を得られない。レンタルCDについては、私的録音録画補償金制度に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においても確認されているが、貸与権の使用料はレンタル利用者の私的複製を前提としているとの事実がある。貸与使用料をそのままに私的録音録画補償金を課すのではなく、むしろ、当事者間の話し合いにより使用料額をもって調整すべきである。友人間の貸し借りによる私的複製については、他の態様と比較すれば、非常に「軽微」である。これに補償金を課そうとするために他の態様にも課すというのは乱暴すぎて納得できない。法制問題小委員会においては、私的録音録画補償金制度自体に問題があり、これを是正することなしに対象機器を拡大していくことに反対する委員意見が相次いだ。こうした意見には賛成である。いま、iPod等の指定を拙速に行なうことは、制度自体の歪みを拡大することとなり適切でない。iPod等への拙速な課金を避けるよう、文化庁および法制問題小委員会に希望するところである。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDが非常に広範囲に普及して久しいですが、近年では、従来のMDユーザーも急速にiPodをはじめとするハードディスク内蔵型録音機器等へと乗り換えている事実が顕著になっています。ユーザー側の見地からすると、MDの週百倍に当たるCD1,000枚分もの音楽が録音でき、しかも超小型である規格を考えれば、ごく自然の流れだと思えます。</p> <p>LPがCDへと瞬間に移行しましたが、そのCDも特に記録媒体としては、より便利なMDに取って代わられました。これらの変遷を分析すれば、大きなメリットの一つは規格の小型化だけでした。しかし、現在最先端を行くハードディスク内蔵型録音機器は、更に小型化しただけでなく、上記の変遷とは桁違いの、記録容量の拡大化が大きなメリットであることは明白です。</p> <p>この点からハードディスク内蔵型録音機器の今後急速な普及は時間の問題ですし、すでにかかなりのユーザーが存在する事実を踏まえても、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>一般ユーザーの立場からすれば携帯プレーヤーの値段は安い方がいいし、私的な録音も自由に行えることがベストだと思います。しかし、その結果、音楽の作詞・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないことによって、より良い作品が発表されなくなってしまうのは何の意味もありません。素晴らしい音楽であるがこそ、音楽は世界を一つに結び、人々の心の中で育っていくものであると思います。潤いがある音楽を聴くためには、その音楽を創作する作詞・作曲家、アーティストのために一人一人が、私的録音録画補償金というお金を支払うことは、必要なことではないでしょうか。一人の音楽ファンとしては、これからも良い音楽を作ってもらうために、わずかな金額を補償金として携帯プレーヤーの値段に上乗せして支払うことに異存はありません。</p> <p>私は、ハードディスク内蔵型録音機器等について可及的速やかに補償金の対象とすべきであると考えます。「携帯音楽プレーヤー」とメーカー自らが宣言して販売しているものは、明らかに「音楽」をデジタル録音して利用するものではないでしょうか。補償金制度導入の本来の目的は、デジタル録音録画で音質・画質の劣化しないものが大量にコピーされることによる権利者の経済的損失に対するものであったはずですが、機器と記録媒体が分離しているから補償金の対象で、一体型は対象とならないと云うのは論理が全く通らない。早急に対象とすべきと考えます。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。現在の補償金制度は、一般の市民や作家、アーティストにとって効率的、現実的な制度と考えます。MDと同様に高品質のiPod等の録音機器を追加するのは当然だと思います。補償金は音楽文化振興のため役立てて欲しいと思っています。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し上げます通り、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきと思います。</p> <p>このコンサートは「私的録音補償金管理協会」から助成を受けてとあります出版物も、同じ様によく見ます。私的録音、録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費する人達の利便性とのバランスをとってる制度で、今の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度と思います。</p> <p>この補償金は、作家や、アーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護の為の事業や、一般の市民にも還元されています。補償金の支払い対象となっていないアイポット等の機器の追加指定は、早急に行うべきと思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を政令指定することに賛成いたします。</p> <p>MDと同様の効果をもたらすiPodが指定されないことは非常に不自然です。iPodで録音は私的複製ではないのでしょうか、今までMDで録音してきたことと何ら変わるところはありません。技術的形式の側面だけから異なる扱いとなることは法律の趣旨から外れるのではないのでしょうか、行為の結果に着目すれば自然と指定せざるを得なくなります。もう既に市場に出回ったiPod等の機器はかなりの数量となっております、権利者の方々にとっての逸失利益は相当な額になるものと思われまます。このことから早急な追加指定をお願いするしだいで。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様、すぐに、私的録音補償金の対象にするよう政令指定すべきです。わが国の著作権制度とその実施は、著作権に関するベルヌ条約など国際条約をふまえるものであり、零細な利用を前提に私的複製を認めている著作権法第30条1項および2項など、一連の法体系から導かれている結論は、尊重されなければなりません。</p> <p>制度自体の見直しは別次元の問題であり、それはそれで議論されねばなりません、運用の問題と混同したり、それゆえに、運用の十全さを損ねてはなりません。制度の不十分な運用は、単なる失態であり、それがまた制度を空白化していく要素として作用することを憂えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について賛成します。</p> <p>同じ録音する機器にもかかわらず、ipod等は何故対象外となり得ているのか理解に苦しみます。1000枚以上も録音可能なipod等こそ補償金対象とすべきであり、事実、今現在もアーティストに無断で不法に録音行為が行われて放置されています。</p> <p>仮に1曲単位に課金した場合の単価はいくらなのか、曲や機器によって金額が異なるのでしょうか？録音や録画の度に精算するといくらかかるのか補償金より高いのか安いのか判断材料がありません。メーカー側は実際に課金した場合はどうなるのか消費者にデモンストレーションをして欲しいと思います。消費者に補償を求めますので、誰もが確実に公平な手続であること、そしてリーズナブルな結果を選択するはずで。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDの愛好者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象機器とすることに賛成します。</p> <p>既に、多くのMDを保有している者にとって、すぐにiPodに乗り換えることは、むずかしいことです。費用もかかりますし、MDにしか入っていない音楽をiPodで楽しめないからです。</p> <p>今後もMDを利用することになり補償金を負担しつづけることになりませんが、iPodが補償金の対象外であるなんて不公平です。きちんとiPodにも課金してください。</p> <p>iPodユーザーの意見ばかりでなく、MDユーザーの意見も聞いてもらいたいと思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等を、MDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。</p> <p>これらの機器が音楽の録音だけでなく、データや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべきでない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。同じ目的で販売され、同じ目的で利用されているにもかかわらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>
	<p>エンドユーザーの立場からすれば、ケイタイプレーヤーの値段は安いにこしたことはない！録音についても自由気ままに行えることがありがたい。しかし真逆の立場、つまり権利者（作詞・作曲家等）側の立場で考えると、やはり権利の保護、守ってもらえなければ、職業として成立しない。何事においてもバランス（需要と供給）が大切であると理解しているので、妥当な金額であれば、補償金の徴収は仕方ないと考えます。</p>
	<p>これまでDATやMDなどが対象になっていたのだから、これら以上にハードディスクにたくさんの音楽が録音できるiPodみたいな携帯プレーヤーを私的録音補償金の対象にするのは当然です。街やライブでみかける若いアーティストをみると苦勞して音楽を作っているなと思います。この人たち（作詞や作曲をした人、歌ってくれた人やCDなどを作ってくれた人）がいて、私たちが音楽を楽しんでいるのだから、ただでいい音をいくらでも録音できるなんて、この人たちにたいしてとても失礼です。それと、世の中には著作権法に関してどこまでが良くてどこからが違反になるのか正しく理解していない人がたくさんいます。もし、補償金制度を無くしてしまったら、皆が違反者になってしまい、闇で海賊版が蔓延り、著作権料の徴収は下がる一方でしょう。そして、音楽を作った人たちが生活できなくなったら、私たちも音楽を楽しめなくなります。そうならないようにこの制度を護ってください。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。</p> <p>本来、音楽を創った方には、私的録音による音楽使用であってもそれに対する対価が支払われるべきところ、著作権法30条1項の特別の措置によって著作権が制限されているということではないのでしょうか。</p> <p>後に設けられた30条2項は、デジタル方式の録音・録画の機能を有する機器の登場に伴い、品質の高い音楽を私的複製という行為によって簡単に入手することができるようになった背景をふまえ、補償金の支払義務を定めた条項だと思います。</p> <p>私は最近ipodを購入し、借りてきたCDやiTunesから音楽を取り込んで聴いてみましたが、その音質の高さが印象的である一方、MDが対象になっていながらこの機器に補償金が課せられていないことに疑問を感じています。</p> <p>音楽を創った方は、自分の作った音楽が使用されることに対し、ふさわしい対価をもらうことで創作活動への情熱を持ち続けることができるのではないのでしょうか。</p>

項目	意見
	<p>MDが私的録音補償金の対象となっているのであれば、ハードディスク内蔵型録音機器も対象にするのは当然と考える。</p> <p>そもそも、私的録音が著作権者の権利権益をおびやかすほど蔓延している中で、十分とは言えないまでも権利者に還元するために始められた制度である。制度開始当時とは状況に大きな違いがあり制度見直しは必要であると考え、現状で他に権利者救済に有効な手段がない以上、見直しされて新しい制度が立ち上がるまでの間は現行制度を継続するしかない。</p> <p>その前提に立てば、私的録音で音楽を聴き楽しむ方法が、従来のMDからiPod等に推移しつつあるだけのことであり、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を私的録音補償金の対象とするのは当たり前である。</p> <p>今までもそうだったように、これからも素敵な音楽の中で生活し続けていきたい。そんな音楽をたくさんクリエイしてもらうために補償金制度が少しでも役立つならば、ユーザーとして喜んで協力したい。</p> <p>意見 ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象として速やかに追加指定すべきである。</p> <p>理由 ①著作物の複製は権利者の許諾を得る必要があるという著作権法の原則を考えた場合、権利者の許諾も、許諾料の支払いも不要な家庭内等における私的な複製の範囲は厳格に解する必要はある。そして、現在私的録音補償金の対象として政令指定されているMDよりはるかに大量の音楽の録音が可能なハードディスク内蔵型録音機器は、少なくとも政令指定により権利者に一定の補償措置を講じない限り、著作権法30条が前提とする私的録音に通常供される機器とは言い難いものと考えられる。</p> <p>②また、私的録音を自由に行うことができるという利益があり、メーカーには私的録音に通常供される機器等の販売により得られる利益があるのに対し、権利者に何らの利益も還元されない場合は明らかに当事者間での利益の不均衡が生ずることとなる。</p> <p>③なお、「ハードディスク内蔵型録音機器は汎用機器だから補償金の対象とすべきではない」との意見はあまりに形式的な意見であって賛成できない。問題は、汎用機器だから補償金の対象としない、とするのではなく、音楽録音を行わない場合に補償金を徴収しないようにすれば解決する。そのような制度に近づけるためには、欧州諸国と同様、対象機器等を販売するメーカーを支払義務者とし、ユーザーの音楽録音実態に基づき私的録音補償金の対象とする機器及び記録媒体の数量についてメーカーと権利者が協議して定める制度とすることが適当である。</p> <p>これまでは、MDを利用していましたが、現在では、MDに録音することは全くありません。そもそも、機器自体がありません。その代わりにネットワークウォークマンを使用しています。</p> <p>その、ネットワークウォークマンが補償金の対象ではないことが理解できません。利用方法は、MDと同じなのに。そして、家庭内における著作権の処理を、録音を行う都度許諾を求める方式とするには抵抗があります。何か、家庭内までメーカーにコントロールされているように感じます。曲をインターネットで購入する行為と、購入した曲やCDの曲を、家庭内で録音する時の著作権処理は、おのずと違いがあるのではないのでしょうか。</p> <p>現在の私的録音に反対する人達の後ろに、家庭内における録音まで課金するという商行為が読み取れてしまいます。著作権者の手続きが必要である限りにおいて、補償金という現行制度をハードディスク内蔵型録音機器等に政令指定することを希望します。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPodの政令指定に賛成します。</p> <p>私には、なぜMDプレーヤーだけが補償金の対象で、iPodが補償金の対象になっていないの不思議でなりませんし、その理由を読んでも良く分かりません。法律的にMDプレーヤーとハードディスク内蔵型機器とは区分されて定義できるのかもしれませんが、結果を捉えればどちらも同じ機器のように思います。つまり、どちらの機器を使っても「私的に録音して楽しむ」という行為に違いはありません。</p> <p>確かにMDプレーヤーを利用して音楽以外の音(会議等)の録音をしたことがあります。しかし、iPodは「音楽を録音し聴くこと」だけを目的とした製品であり、それ以外のメーカーから販売されている製品も「音楽を録音し聴くこと」を目的にしていることは明らかだと思います。</p> <p>私的録音は自由であることは著作権法で認められた権利であり、その恩恵を私も享受しております。まさか、補償金制度がなくなってその代わりに私的録音行為が許諾対象となるとは思いたくありませんが、僅かな金額の補償金で自由が得られるなら、国民の一人としてiPod等の機器に補償金を支払うことに何の躊躇いも感じません。MDだけが補償金の対象で「iPodは別だ」というのはアンバランスですし、いっそのこと私的補償金制度自体を廃止してしまえという意見は、メーカー側の勝手な都合のように思えてなりません。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。</p> <p>この補償金は、作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっていないiPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDの愛用者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象とすることに賛成します。</p> <p>既に、数百枚のMDを保有している者にとって、すぐにiPodに乗り換えることはむずかしいことです。費用もかかりますし、MDにしか入っていない音楽をiPodで楽しめないからです。</p> <p>今後もMDを利用することになり補償金を負担しつづけることになりませんが、iPodが補償金の対象外であるなんて不公平です。きちんとiPodにも課金してください。</p> <p>iPodユーザーの意見ばかりでなく、MDユーザーの意見も聞いてもらいたいと思います。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。</p> <p>この補償金は、作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっていないiPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。</p> <p>この補償金は、作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっていないiPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>機器メーカーの言っているコピーする度に課金することになったら、今後いくら払えばよいのか見当もつきませんし、レンタルショップからCDを借りてきて録音する場合はどうやって課金するのか、方法を示してください。</p> <p>現在の補償金制度のものとMD同様iPod等の録音機器を追加することで、ユーザーや作家・アーティストにとっても現実的な制度を維持すべきであると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDの愛用者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象とすることに賛成します。</p> <p>既に、数百枚のMDを保有している者にとって、すぐにiPodに乗り換えることはむずかしいことです。費用もかかりますし、MDにしか入っていない音楽をiPodで楽しめないからです。</p> <p>今後もMDを利用することになり補償金を負担しつづけることにはなりますが、iPodが補償金の対象外であるなんて不公平です。きちんとiPodにも課金してください。</p> <p>iPodユーザーの意見ばかりでなく、MDユーザーの意見も聞いてもらいたいと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下の申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodに補償金をかけることになったとしても、どの程度の額が加算されることになるかユーザーの方は知っているのでしょうか。</p> <p>サウラのホームページを見たら、補償金の額は特定機器については上限1000円と書いてあります。単純にiPod nanoが21800円から22800円になるだけです。1000円払えばその後の録音は自由にできるのです。この方が良いに決まっています。</p> <p>iPodを対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>機器メーカーの言っているコピーする度に課金することになったら、今後いくら払えばよいのか見当もつきませんし、レンタルショップからCDを借りてきて録音する場合はどうやって課金するのか、方法を示してください。</p> <p>現在の補償金制度のものとMD同様iPod等の録音機器を追加することで、ユーザーや作家・アーティストにとっても現実的な制度を維持すべきであると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>メーカーなどが主張する、DRM(デジタル権利管理)システムを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法には反対です。いろいろな種類の音楽を数多くコピーするユーザーにとっては、かえって手間や経済的負担になります。</p> <p>現行の私的録音補償金制度のもと、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定すべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者の利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。</p> <p>この補償金は、作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっていないiPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDの愛用者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象とすることに賛成します。</p> <p>既に、数百枚のMDを保有している者にとって、すぐにiPodに乗り換えることはむずかしいことです。費用もかかりますし、MDにしか入っていない音楽をiPodで楽しめないからです。</p> <p>今後もMDを利用することになり補償金を負担しつづけることにはなりますが、iPodが補償金の対象外であるなんて不公平です。きちんとiPodにも課金してください。</p> <p>iPodユーザーの意見ばかりでなく、MDユーザーの意見も聞いてもらいたいと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下の申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodに補償金をかけることになったとしても、どの程度の額が加算されることになるかユーザーの方は知っているのでしょうか。</p> <p>サウラのホームページを見たら、補償金の額は特定機器については上限1000円と書いてあります。単純にiPod nanoが21800円から22800円になるだけです。1000円払えばその後の録音は自由にできるのです。この方が良いに決まっています。</p> <p>iPodを対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>MDの愛用者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象とすることに賛成します。</p> <p>既に、数百枚のMDを保有している者にとって、すぐにiPodに乗り換えることはむずかしいことです。費用もかかりますし、MDにしか入っていない音楽をiPodで楽しめないからです。</p> <p>今後もMDを利用することになり補償金を負担しつづけることになりませんが、iPodが補償金の対象外であるなんて不公平です。きちんとiPodにも課金してください。</p> <p>iPodユーザーの意見ばかりでなく、MDユーザーの意見も聞いてもらいたいと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>メーカーなどが主張する、DRM(デジタル権利管理)システムを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法には反対です。いろいろな種類の音楽を数多くコピーするユーザーにとっては、かえって手間や経済的負担になります。</p> <p>現行の私的録音補償金制度のもと、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定すべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私は、以前、国立オリンピック記念青少年センターで開催された「日本の音フェスティバル」というイベントに参画したことがあります。</p> <p>一般の方々は、普段触れることのできないいろいろな和楽器を手にしたり、邦楽の演奏会を聴くことができ、大変感動していました。このイベントは私的録音補償金からの助成で行われているのです。</p> <p>補償金は、作家やアーティスト達に還元されるだけでなく、このようなイベントを通じて一般市民にも還元されているのです。</p> <p>MDが対象機器となっていることは当然のことと納得しておりますが、iPodのようにパソコンから簡単に音楽をダウンロードでき、しかも高音質の録音機器に対して補償金の対象となっていないことは納得できません。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>機器メーカーの言っているコピーする度に課金することになったら、今後いくら払えばよいのか見当もつきませんし、レンタルショップからCDを借りてきて録音する場合はどうやって課金するのか、方法を示してください。</p> <p>現在の補償金制度のもとMD同様iPod等の録音機器を追加することで、ユーザーや作家・アーティストにとっても現実的な制度を維持すべきであると思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下の申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodに補償金をかけることになったとしても、どの程度の額が加算されることになるかユーザーの方は知っているのでしょうか。</p> <p>サーラのホームページを見たら、補償金の額は特定機器については上限1000円と書いてあります。単純にiPod nanoが21800円から22800円になるだけです。1000円払えばその後の録音は自由にできるのです。この方が良いに決まっています。</p> <p>iPodを対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>iPod等、大量の録音が可能な機器がまだに補償金の対象になっていないことに大きな違和感を覚えます。</p> <p>現在の補償金制度の一番いいところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を一回払うだけで、何の気兼ね無しに自由に録音できることだとおもいます。そのようにして支払った補償金がアーティストやクリエイターに還元され、彼等がまた素晴らしい音楽を世の中に提供してくれるわけですから、消費者にとってもアーティストやクリエイターにとっても、この補償金制度はとてもしずナブルな制度だと思えます。</p> <p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を速やかに政令指定すべきであると考えます。</p>
	<p>よく音楽を聴く私からすれば、携帯プレーヤーの値段は安い方がいいし私的録音も自由にできることが望ましいです。しかし、創作活動をする方たちが、安心して音楽を作ってもらう環境作りのためには、自分の負担のことばかり考えてはいけません。</p> <p>素晴らしい音楽をどんどん生み出してもらうためにもiPodを補償金の対象にすることに賛成です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成です。</p> <p>C. D. 1000枚分もの音楽が録音出来る！！ MDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定について</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。</p> <p>この補償金は作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっているMD同様Pod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を補償金の対象にすることに賛成します。</p> <p>インターネットから簡単にしかも高音質で曲をダウンロードできて、MDが対象でiPodが対象とならないのはおかしいと思います。</p> <p>メーカー側の言っている、コピーするたびに課金すればよいというのではいくらかかるかわかりません。メーカー側は無責任です。価格に上乗せして最初に払うだけで何の気兼ねもせずに録音できる方が絶対良いと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、あくまでも私的録音補償金の対象機器として、追加指定すべきだと思います。</p> <p>MDの愛用者として、iPodなどの機器を私的録音補償金の対象機器とすることに賛成します。</p> <p>すでにかかなりのMDを持っている者にとりまして、iPodに乗り換えることは、むずかしく費用もかかります。</p> <p>これからもMDを利用することになり補償金を負担しつづけることになりませんが、iPodが補償金の対象外であるのは何とも不公平です。</p> <p>きちんとPodにも課金して下さるようお願い致します。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器などについて、それを使っているものですが、そのまま放置することは、作家の生活を脅かすものとして見逃すことは出来ません。</p> <p>私的録音録画補償金の対象機器として、直ちに追加指定するべきだと思います。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的保障と消費者の利便性とのバランスをとっている制度です。消費者にとっても、作家やアーティストにとっても、現実的な制度である現在の補償金制度は是非とも続けて欲しいものです。</p> <p>この補償金は、作家やアーティストに直接分配されています。</p> <p>また一部は、著作権の保護のための事業、および一般市民への文化事業としても還元されています。</p> <p>補償金の支払い対象となっていないipodなどの機器の追加指定を、緊急に実施するべきと考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>私は、以前、国立オリンピック記念青少年センターで開催された「日本の音フェスティバル」というイベントに参画したことがあります。</p> <p>一般の方々は、普段触れることのできないいろいろな和楽器を手にしたたり、邦楽の演奏会を聴くことができ、大変感動していました。このイベントは私的録音補償金からの助成で行われているのです。</p> <p>補償金は、作家やアーティスト達に還元されるだけでなく、このようなイベントを通じて一般市民にも還元されているのです。</p> <p>MDが対象機器となっていることは当然のことと納得しておりますが、iPodのようにパソコンから簡単に音楽をダウンロードでき、しかも高音質の録音機器に対して補償金の対象となっていないことは納得できません。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>メーカーなどが主張する、DRM(デジタル権利管理)システムを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法には反対です。いろいろな種類の音楽を数多くコピーするユーザーにとっては、かえって手間や経済的負担になります。</p> <p>現行の私的録音補償金制度のもと、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定すべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>機器メーカーの言っているコピーする度に課金することになったら、今後いくら払えばよいのか見当もつきませんし、レンタルショップからCDを借りてきて録音する場合はどうやって課金するのか、方法を示してください。</p> <p>現在の補償金制度のもとMD同様iPod等の録音機器を追加することで、ユーザーや作家・アーティストにとっても現実的な制度を維持すべきであると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>メーカーなどが主張する、DRM(デジタル権利管理)システムを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法には反対です。いろいろな種類の音楽を数多くコピーするユーザーにとっては、かえって手間や経済的負担になります。</p> <p>現行の私的録音補償金制度のもと、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定すべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下の申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodに補償金をかけることになったとしても、どの程度の額が加算されることになるかユーザーの方は知っているのでしょうか。</p> <p>サウラのホームページを見たら、補償金の額は特定機器については上限1000円と書いてあります。単純にiPod nanoが21800円から22800円になるだけです。1000円払えばその後の録音は自由にできるのです。この方が良いに決まっています。</p> <p>iPodを対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>水道栓をひねれば水が出る—この現実慣れしてしまった私たちは、その水道栓と遙か彼方につながっている水源地のことを忘れがちです。</p> <p>水源地の環境悪化は水の汚染、枯渇につながります。</p> <p>このたびのiPod等のハードディスク内蔵型録音機器等に対する政令指定を拒否するメーカー側の態度からは、音楽を創りだすクリエイターやそれを表現するアーティストたちの現場環境の悪化につながることに類かぶりして、ただただ売らんかな儲けんかなの企業エゴで音楽ソフトの垂れ流しを謀ろうという気配を感じます。</p> <p>作家である私がこの問題でいちばん危惧していることは、メーカー側の主張に感じる「著作権」軽視の態度です。</p> <p>利益追求のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢には、かつて豊かさを追求するあまりに、列島改造の名のもとに日本の国土を—日本人の心の在り所であった美しい自然をブルトラーで破壊していった過去の歴史とダブルものが残っています。</p> <p>過度な利益追求を正当化しようとするあまりのメーカー側の声高で傲慢な主張を、私たち音楽産業にダメージを与え、やがてそれは私たち作家を含めたクリエイターやアーティストたちの生活を脅かし、創造の活力を奪っていくでしょう。それは日本の音楽文化の衰退を意味します。</p> <p>従って、私は音楽作家の一人として、早急にiPod等のハードディスク内蔵型録音機器等を政令指定すべきだと考えます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>「アンケート調査の結果が示すもの」 現在、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会」において「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」問題が審議されている。 その審議の対象とされている機器等に関連して、最近(05年9月)、BCN総研によって興味ある市場分析の結果が公表された。 それは「携帯MP3プレーヤーの利用に関するアンケート」結果である。 そこで、公表されている内容(実態)等を参考としながら、当該機器等の政令指定問題を考えてみることにしたい。 まず、調査内容の一部を見てみると、次のとおりとされている。</p> <p>1. 調査内容(抜粋) (1)(調査項目)所有の携帯オーディオプレーヤーの種類 (調査結果) 回答者が所有する携帯オーディオプレーヤーの種類としては、「携帯MP3プレーヤー(HDDプレーヤー内蔵型)」が26.6%と最も多く、次いで「携帯MDプレーヤー」、「携帯MP3(フラッシュメモリ内蔵型)」(それぞれ24.6%)、「携帯CDプレーヤー」の順となっており、携帯MP3プレーヤー(HDDプレーヤー内蔵型+フラッシュメモリ内蔵型+メモリーカードカード装着型)の所有者は57.6%を占め、従来型の携帯MD/CDプレーヤーの所有率を上回る結果となっている。 (2)(調査項目)携帯MP3プレーヤーで利用している音楽ソース (調査結果) 携帯MP3プレーヤーで利用している音楽ソースとしては、「販売店で購入したCD」(67.9%)が7割近くを占め、次いで「レンタルショップで借りてきたCD」(48.8%)、「友人・知人から借りてきたCD」(27.8%)、「インターネットによる音楽配信サービス」(20.5%)となっている。</p> <p>2. 当該機器等の政令指定に関する意見 当該機器等の政令指定問題を考えるに当たっては、次のような観点から整理する必要があるように思われる。</p> <p>(1)補償金制度における権利行使の仕組み (2)ipodに代表される当該機器等の位置づけ (3)当該機器等へ音楽を採り込む行為</p> <p>(1)補償金制度における権利行使の仕組みにつちえ そこで補償金制度における権利行使の仕組みを見てみると、基本的に、二つに区別することができる。 一つは、「私的録音を行う者が、私的録音を行う都度、当該録音に関わる著作物等の権利者に補償金を支払う」という「原則」(第30条第2項)に基づく「録音行為時」における権利行使の方法である。 しかしながら、私的録音の利用行為の時点で補償金の支払いを受けることは、個々の利用行為を把握することが困難(後述のとおり、今日においてもその状況は変わっていない)であり、また、プライバシーの観点からも考慮されなければならぬ問題が生ずる。 このように「原則」を適用することが困難であるとするれば、何を捉えていけばよいのか、ということであるが、機器等の購入行為は、利用行為そのものではないとしても、利用行為に密接に関連する行為、すなわち、その「購入行為のほとんどが私的録音を行うという高い蓋然性を有している」と推察されることから、「原則」の規定の実効性を確実なものにしていくために、権利行使の二つ目として、機器等の購入時に支払いを受けるシステム(第104条の4)が採用されている。そして、この二つの権利行使の仕方のうち、どちらを採用するかについては、法律上、指定管理団体(sarah)の判断に委ねられている。 このようなことから、sarahは、制度の仕組み及び私的録音の実態等を踏まえ、現状においては、二つ目の方法(機器等の購入時に支払いを受ける)を採用することが適当と判断して、今日に至っているものである。 そうしてみると、表題の当該機器等を政令指定すべきかどうかについては、これらの機器等が、第30条第2項において補償金支払いの対象から除外するものとして定められている、「録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音の機能を有するもの」には該当しないことを確認して、「当該機器等の購入行為が私的録音を行うという高い蓋然性を有しているかどうか」を判断し、さらに、「権利者と利用者の利益バランス」を考慮して、決定されるものであると思われる。</p> <p>(2)ipodに代表される当該機器等の位置づけについて その「蓋然性」、いわゆる私的録音が「ごく普通に行われる状態」かどうかについては、基本的には、デジタル録音の「技術的特性の有無」と「目的・用途」、さらに「使用状況」を考慮して判断されるものであろう。 そこで、まず、ipodのパフレットを見ると、「すべての機能は音楽をほとんど楽しむために」などのキャッチコピーを付して商品の説明がなされており、デジタル録音の技術的特性を備えたものであることは論を待たない。 また、最近発売(9月8日)されたipod nanoについて、同13日付けの新聞紙上で広告を掲載しているが、見開き2面もの大きな紙面で使用されている文字は、「1,000songs:impossibly small.ipod nano」だけであり、「1,000songs」を際立たせて市場展開を図っていることが分かる。 もともと、ipod製品を開発するに当たっては「大容量(1,000曲位)で音楽を採り込めるもの」というコンセプトであったといわれており、このようなことから、当該機器等の主たる目的・用途は、「音楽を楽しむため」のものであることは明らかである。 なお、付属機能としてphoto機能等を有しているものがあつたとしても、その付属機能を使用する(音楽を採り込むための機能を全く使用しない)ためだけに、当該機器等を購入するのは、まさに例外的な購入行為というべきであろう。 そして、上述のBCN調査結果において、当該機器等が「携帯オーディオプレーヤー」の種類として位置づけられていることは注目し得るものであり、さらに、その所有率が従来型のMD/CDプレーヤーを上回るものとなっていることは、その容量の大きさと相俟って、当該機器等によって、すでに大量の音楽が録音・保存・再生されているという使用実態を示すものとして捉えることができる。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(3) 当該機器等へ音楽を採り込む行為 上述のBCN調査結果において、利用している音楽ソースとしては、「販売店で購入したCD」、「レンタルショップで借りてきたCD」、「友人・知人から借りてきたCD」、「インターネットによる音楽配信サービス」などが主なものとされている。このように当該機器等に音楽を採り込む場合に、幾通りかの音楽のソースが存在するが、その音楽ソースを採り込むまでの各利用態様については、必ずしも正確に理解されていないのではないと思われる。そこで音楽ソースとされているミュージックCDと音楽配信サービスからipodへ音楽を採り込む場合を単純化して見てみると、次のとおりとなる。</p> <p>すなわち： ①ミュージックCD→PC(私的録音(ア))→ipod(私的録音(イ)) ②音楽配信サービス→PC(配信業者に対する許諾の範囲(ウ))→ipod(私的録音(エ))</p> <p>i) 各種音楽ソースからipodに音楽を採り込むためには、PCが介在する。 ii) 「音楽ソースからPC」へのダウンロードと「PCからipod」への採り込みは、それぞれ独立した別の行為であり、各行為ごとの法律上の位置づけを正確に捉えて考える必要がある。 ○上記①の(ア)の行為も「私的録音」であるが、この部分については、別途の論議の対象とされている。 ○上記②の(ウ)の行為は、「配信事業者への許諾(送信用サーバーへの蓄積からユーザーのPCへのダウンロードまで)の範囲として管理されている。」 iii) したがって、ここで問題としているのは、「PCからipod」への採り込みの部分、すなわち(イ)と(エ)の私的録音(この部分における個々の利用行為を把握することは困難)についてである。 ○なお、法制問題小委員会、及び新聞等において「配信事業者から使用料を徴収しているため、ユーザーから補償金を受領するのは二重課金ではないか」との指摘もあるが、上記のとおり、ネット上での音楽配信サービスにおける使用料は、(ウ)の行為に対する許諾の対価であって、(エ)の私的録音部分については別途の行為として、補償金支払いの対象となるものであることをあることを理解する必要がある。</p> <p>3. まとめ (1) ipodに代表される当該機器等は、その「技術的特性」、「目的・用途」、「使用実態」等から「音楽を楽しむ」ために設計され、発売されている製品であると理解される。 (2) 第30条第2項において、補償金支払の対象から除かれるものとして「録音機能付きの電話機その他本来の機能に付随する機能として録音機能を有するもの」という限定が設けられているのは、「私的録音に通常供されないもの」すなわち「権利者に経済的な不利益が生じないもの」を対象から除外するという趣旨であるが、これまで眺めてきたとおり、当該機器等の録音機能は、他に存在する本来機能の「有効稼働を補完」させるというレベルのものではなく、録音機能が本来機能そのものであると理解されることから、この法律上の限定にはそもそも該当しない。 (3) なお、著作権法第30条第2項は、機器と媒体を分離して規定しており、当該機器のように「内蔵型」のものは想定していないのではないかと、といった考えもみられるが、このように字句の表現に拘り、固定した概念を提供して結論を導き出すのは、いかにも妥当性を欠くものといえよう。第30条第2項は、デジタル方式の私的録音について補償金の支払い義務を課しているものである。 したがって、上述のように、補償金の支払が生じないような「私的録音に通常使用されないもの」を対象から除外しているのであって、「分離型」か、「内蔵型」かを問うものではない。 もし、新しい技術の登場によって解釈に戸惑いが生じたとするならば、今一度、著作権法の目的、及び補償金制度の制定趣旨に立ち返り、考えてみる必要がある。答えは、自ずから明らかである。</p> <p>(4) さらに、「当該機器等の購入行為が私的録音を行うという蓋然性」を有するかどうかについてであるが、蓋然性とは、「私的録音行為が実際に起こるかどうかの確からしさの度合い」をどう捉えるかということであると思われる。この場合の「確からしさの度合い」とは本来機能としての録音機能を有していることを前提として： ① 機器等を購入してからこれまでに私的録音を行ったかどうか、という過去の行為とともに、 ② 補償金の性格(耐用年数の期間にわたる利用実態の不確定債務を私的録音行為に先立つ機器等の購入行為の時点で確定し、前払いで、一括・一回限り支払われるという性格を有する)から、これから先、多分行うであろうという性格を有する)から、これから先、多分行うであろうという可能性の程度、将来起こる確実さの度合い、も考慮されなければならないものである。 BCN調査結果において、当該機器等の所有率が従来型のMD/CDプレーヤーのそれを上回っていることは、これまで音楽録音の主流であったMD/CDに取って代る機器等として、私的録音を行う確からしさの度合いの高さを示しているものであるといえる。 また、9月23日付けの日本経済新聞においても、「携帯音楽プレーヤー主役はipod型」という見出しで、次のとおり報じている。 「携帯音楽プレーヤーが世代交代が加速している。8月にCD・MDプレーヤーの国内出荷台数が前年比30～50%減る一方、米アップルコンピュータ『ipod』をはじめとするネット配信に対応した大容量記録型がけん引し、『音声機器』全体の出荷額はニケタ伸びた。音楽ネット配信サービスの広がりを背景に最新型が主役になりつつある。」 このように、本来機能としての技術の進歩、インターネットによる音楽配信市場の発達及びユーザーのニーズ等によって、「携帯オーディオ機器」、「音声機器」と位置づけられている当該機器等の市場占有率が確実に高まってきていることは、これらの機器等によって私的録音が「行われてきた」、「行われている」、及び「これから先、行う」ことの確からしさを示唆しているものといえる。</p> <p>(5) また、当該機器等の所有率が最上位、または第3位にランクされるまでになるには、商品の発売(ipodは01年クリスマス商戦に登場した)以降、一定の年数が経過しているわけであるが、今日に至るまで政令指定が行われていないことは、この間、補償金が支払われないまま、大量の商品がユーザーの手に渡っていることを示すものであって、このことは、権利者が得られるはずの膨大な経済的利益が失われてきたことになる。 さらに、このような状況をそのまま放置しておくことは、「権利者とユーザー間の不均衡さ」をますます増大させることとなり、補償金制度の存在理由そのものを否定する結果を招くことになるものと憂慮される。 (6) なお、ネット配信による音楽ソースを当該機器等へ採り込む行為を補償金支払いの対象とすることは「二重課金」であるとの指摘もあるが、それは上述のとおり誤解に基づくものである。 以上から、表題の「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」については、一刻も早く、政令に追加指定し、権利者に適正な補償金が支払われる環境を整えることが求められる。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>「明日の音楽・芸能文化のために」 私たちは、ミュージックCDの音楽をMDやCD-R/RWに録音し、聴くことができますし、また最近では音楽配信サービスから音楽をダウンロードし、それをiPodなどのハードディスク内蔵の録音機器等に移し変えて屋外などで楽しむこともできるようになってきました。 このような楽しみ方は、録音技術の進歩が音楽愛好者にもたらしてくれた恩恵であり、このことは決して否定されるべきものではなく、むしろ大いに歓迎されるべきものであると思います。 しかし、その一方で、私たちがこのような豊かな文化生活を楽しむことができるようになったということ、ただ単に喜んでいるだけでよいのだろうか、ということも、また考えてみる必要があるのではないかと、思っています。 そこで、「私的録音補償金制度」が採り入れられている著作権法を眺めてみますと、著作権法の目的は「文化の発展に寄与する」ことであると書かれています。 それでは、ここで謳われている「文化の発展」というのは、単なるお題目、お飾りなのでしょう。決してそうではないと思うのです。 「文化」という言葉は、見方によって色々な解釈がされています。 最も狭く捉えますと「芸術」と同義語として使用される場合もありますし、また、人間の精神活動、あるいは生活様式そのものを総称する場合もあります。 このように多様な使われ方をされる「文化」を少し整理して考えてみますと、「私たち一人一人が、美しく生きていこうとする毎日毎日の生活そのものが、文化である。」といえるのではないかと、思っています。 そして、そうした人々に喜びや感動を与え、毎日の生活を美しく、豊かなものにしていくための営みの一つが「音楽」であり、「芸能」であると思うのです。 したがって、私たち一人一人が、音楽や芸能をおとして、「美しい」生活をしていくために、その環境を整え、大切に守り育てていく、ということが必要であり、かつ、求められているのではないのでしょうか。</p> <p>その文化的環境に関連して、飛岡 健氏の著書「文化倍增論」の中で、「文化成長三段階論」ということが紹介されています。 それを見てみますと、文化は次のような3つの段階を経て成長するということです。 第1段階は「文化を装う段階」、これは、表面的に外面的に文化を装っている段階ということ。 そして、第2段階は「文化を味わう段階」です。 これを、芸術の分野に当てはめてみますと、このポップ、ジャンプの段階までですと、音楽や芸能が単に消費され続けるだけで、芸術文化が衰退してしまう、ということになります。 それを第3段階である「文化を創造する段階」にまで高めることによって私たちの生活が「より美しい」ものになると同時に、そのような生活が次の世代にまで引き継がれ、発展していくことになる、ということ。 このことを、音楽の営みというレベルで考えてみますと、まず、作詞家や作曲家たちが音楽を創り、演奏家やレコード製作者のみなさんがその音楽を世に送り出します。そしてその音楽を受け手である私たちが聴き、ホームコピーをして楽しむ。このような創り手、送り手そして受け手という循環の輪を断ち切らずに大切に守っていくことが、芸術文化の環境を育てていくということになるのではないかと、思っています。 逆に、この循環の輪が、単なるコピーの増殖によって断ち切れ、音楽を消耗し尽くすだけであったとしたら、音楽の膨大な消費はあったとしても、文化としての成長発展は止まってしまうことになるでしょう。 そのようなことにならないために、地球上の循環性のメカニズムと同様に、芸術文化創造の循環の輪を守り育てていくためのパラダイムとして導入されたのが、「私的録音補償金制度」という新しいルールではないかと思っています。</p> <p>新しい創作に著作権を認めるという著作権制度は、人類の叡智が生み出した偉大な文化的所産の一つであると言われています。 このような著作権制度の中に組み込まれた「私的録音補償金制度」は、「ユーザーの自由」と「創作者の保護」が確保されるという優れた工夫がなされたルールであり、このルールを誇りある姿勢で尊重し、受け入れていくことが、私たちの豊かな文化生活を「より美しい」ものとしていくことにつながるものではないかと、思っています。 このようなことから、現在議論されているハードディスク内蔵型録音機器等による私的使用のための録音については、音楽の創作者に対する当然の感謝義務として、適正な経済的報酬を支払う(政令による追加指定によって)ことこそが、芸術文化創造の循環の輪を尊重することであると考えています。</p> <p>「著作権法の目的及び補償金制度の制定趣旨の尊重」 私的録音補償金制度は、平成4年に導入され、翌5年6月から施行されているシステムであるが、この補償金制度の運用を巡って、熱い議論が行われている。 すなわち、「ハードディスク内蔵型録音機器等」による私的な音楽録音に対し、これらの機器等の購入の時点で補償金を支払うこととすべきかどうか(当該機器等を政令で指定するかどうか)というものである。 そこで、これらの機器等については政令指定すべきではないと主張する人たちの主な理由を見てみると、「(当該)機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきではない。」というものがある。 これは、ipodに代表されるような機器等は、制度導入後に登場してきた新たな商品であり、現行の著作権法第30条2項の解釈上、対象として読み取ることができないのではないかと、ということのようである。 さらに、著作権法第30条2項は、機器と媒体を分離して規定しているため、現行の条文で想定していない「内蔵型」を政令指定するには、法改正が必要ではないかと、といった考えも見られるようである。 しかしながら、ipodに限らず、社会生活の実態は刻々と変貌を遂げていくものであって、一般的に、法を解釈するということが、このように現実の社会に出現している実態・事実を、法を適用していかにか解決を図るのかという、いわゆる法の「適用作業」を指すものとされている。 そして、その場合の方法論としては、法の安定性を損なわないように、「法の目的」や「当事者の利益」を中心に据えながら、具体的な妥当性を求めていくということが、一般的にいわれているところである。 このような発想に立ってこの問題を考える場合、社会に出現している実態と併せて著作権法の「目的」及び補償金制度の「制定趣旨」を眺めてみる必要がある。</p>

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>(著作権法の目的) 幸い、日本の著作権法には第1条に「目的」を定めた規定が置かれている。そこに定められているその目的については、「著作物が広く普及し、利用されることにも留意しながら、著作者等にインセンティブを与え、多様な作品が創作されるようにすること」とされている。 このように、社会に出現する事実に対し、法を適用していく場合の明確な指針を示してくれる目的規定から、「著作者等へのインセンティブ付与と利用者の自由度」とのバランスを図ることが求められているといえる。</p> <p>(補償金制度の趣旨) また、補償金制度の制定の趣旨については、「デジタル方式の録音録画機器や記録媒体の目覚ましい発達・普及に伴って、オリジナルと同様のコピーが社会全体として大量に作られるという状況が生じてきたため、このような私的な録音が無償で行えることは、『本来、著作者等の権利者が得られるはずの利益が損なわれることになるのではないか』との判断から、私的録音録画は従来どおり自由としながらも、権利者に対して補償金の支払を行うことによって、権利者の経済的な不利益を補填しようとするもの」とされている。 このように、補償金制度は、権利者の利益を保護するとともに、利用者が技術の発展の恩恵を受けつつ、著作物を享受することについての利便性にも配慮するという、いわば「権利者と利用者の利益調整のためのシステム」ということができる。</p> <p>(社会実態) 一方、問題とされているipod製品の開発のコンセプトは「1,000曲位の音楽をとり込めるスタイリッシュでポータブルな製品」というものであったと伝えられており、高性能・十分な容量、シンプルなデザインと簡単な操作性などにこだわって、2001年末のクリスマス商戦を見込んで発売された新商品である。 その後、大容量化などの改良が重ねられ、現在では10,000曲も保存可能な商品も販売されており、これらのipodシリーズはMDに取って代る録音・再生機器として注目を集めようとしている。 また、この8月に日本に上陸した「チューンズ・ミュージックストア(ITMS)」と組み合わせることによって、ipodの市場は、さらに拡大されようとしている。</p> <p>なお、ipodには、photo機能を備えた機器もあり、これをもって汎用機器であるとする意見もあるが、問題は汎用機であるか専用機であるかではなく、ipodのパンフレットには「ipodシリーズは、ユーザーがとことん音楽を楽しめる環境を操作性と性能の両面から提供している。」などと書かれてあるように、その主たる用途が、「音楽を録音・保存・再生」することにあるということが重要なポイントである。 さらに、当該機器は「内蔵型」であるので、これを指定するには法改正が必要であるとの考え方は、あまりにも概念法学的な解釈論であって、このようにきちんと概念の枠組みを決めて(この場合には「分離型」と決めて)、それを当てはめていくような解釈論は大いに疑問である。 問題は、「分離型」か「内蔵型」かではなく、これらのデジタル機器等によって、私的録音が行われているのかどうかなのであって、その場合の法解釈の方法(というより、現在の解釈論の主流はというべきであるが)は、自由法論的な基調に立ちつつ、権利者、利用者双方の利益を勘案し、具体的な妥当性を求めていくということではないかと思われる。</p> <p>以上眺めてきた基本部分を押さえながら、ipodに代表される機器等によって大量に行われる私的録音を考える時、これらの「コピー」がもし補償金の対象とされないことになれば、そのことは著作権法第30条第1項の自由利用の適用範囲を拡大することと同様の結果を招くことになり、私的録音の自由が増大(利用者の自由度の増大)する一方で、権利者にとっては、報酬を得る機会が奪われる(権利保護の喪失)こととなってしまいます。 このことは、一定の補償金を支払うことによって「権利者と利用者の利益を調整する」ために導入された補償金制度の導入の趣旨が失われることになりかねない。 さらに、著作権法の目的として定める「著作者等へのインセンティブの付与と利用者の自由度とのバランス」が崩れることにもなり、「利用者の自由度」が「著作者等のインセンティブ付与」を圧倒するような状況をそのまま放置しておくことは、著作権制度そのものの崩壊にもつながるものであるといえる。 以上、ipodに代表される「ハードディスク内蔵型録音機器等」の政令による追加指定問題については、その社会実態(事実)を法の目的論的な方法によって解釈し、追加指定することが、権利者、利用者そして機器等のメーカーがともに求める秩序を創出することになるものであると思われる。</p>
	<p>「震が関行きの電車の到着を待ち望んでいるipod」 現在、ipodに代表される「ハードディスク内蔵型録音機器等」を政令指定し、補償金の支払対象にすべきかどうか、という議論がなされている。 その議論において、これらの機器等を補償金の対象とするのは不相当であると主張する人たちの意見の中には、「補償金制度自体は、多くの基本問題を内包しており、制度の根本的見直しが必要」というものがある。 そこで、現行の補償金制度が導入されるまでの経緯を振り返ってみると、昭和52年に著作権審議会の「5小委員会(録音・録画関係)」において公的に検討が開始(厳密には、昭和47年の「著作権審議会第3小委員会(ビデオ関係)」においても検討が行われている。)されて以来、「著作権問題に関する懇談会」、著作権審議会の「第10小委員会(私的録音・録画関係)」及び「私的録音録画問題協議会(文化庁長官の諮問機関)」において、関係者(権利者団体、機器等メーカー団体、消費者団体の代表者及び学識経験者)が約15年もの長い年月を要して議論した結果、その時点(平成4年)で考えられる最善の方法として同制度が採用されたものである。 このような経緯を経て導入された補償金制度の仕組みを眺めてみると、私的録音という特殊性に基づく多くの問題点をクリアするために、さまざまな工夫を施して制度設計が行われていることが分かる。 すなわち、通常、新たに権利を付与するような場合は、権利を創設するための根拠となる規定(権利があるということだけ)を定めるだけで、その後は、個々の権利者が、その権利を実現していけばよいわけであるが、私的録音録画に関しては、大量かつ日常的に行われているその行為自体を把握することが困難であり、また、そこで使用される著作物や権利者を具体的に特定することも困難である等の特殊な実態を踏まえ、権利創設の「原則」の規定(第30条第2項の根拠規定)の他に、その「原則」の規定を実質的に担保し、実効あるものとしていくために必要な権利行使のシステム(第104条の2から10までの担保規定)が設けられているのである。</p>

項目	意見
	<p>このように、もともと私的録音行為自体には、考慮しなければならない事情が数多く含まれているのであって、現行のシステムは、これらの事情を十分に踏まえながら、解決が図られてきたものということができる。</p> <p>このように考えてくると、「補償金制度は、多くの基本問題が内包しており、制度の根本的見直しが必要」と主張している人たちは、制度導入に至るまでの15年もの期間に検討されてきた内容の蓄積を生かしておらず、単に、検討を開始した時点にまでタイムスリップして、素朴な疑問を抽象的に述べているに過ぎない、との印象を拭いさることができない。</p> <p>なお、当然のことながら、社会実態は常に変化し続けていることから、著作権法に限らず全て法律には「完璧」などということではなく、このようなことから改善努力を行うことを否定するものではない。</p> <p>そうであれば、本件のような個別的問題を解決するためであっても、「制度の根本的見直しが必要」と主張するのであれば、長期間にわたる審議を経て採用された現行のシステムを超える「どのような方法があるのか」、また「どのように改正すべきなのか」を明らかにして、その具体的な条文案を示すべきなのであって、そのような建設的な提案を行わないまま、「制度の根本的見直しがなわれないうまま追加指定を行うことは不適切」と叫ぶだけでは、単に、反対のための反対の主張を行っているだけ、としか映らず、説得力はない。</p> <p>このように、現在器論の対象とされている「ハードディスク内蔵携帯型録音機器等」の追加指定問題については、現行のシステムをよく考察すれば理解できるように、「制度の根本的見直し」などという問題ではなく、すでに整備されている現行のシステムに則り、運用上、「政令指定のための」行政手続きを肅々と進めていけばよい問題であると思われる。</p> <p>以上のとおり、ipodに代表される機器等は、政令指定を受けるために「霞ヶ関の電車に乗るためにプラットフォームで待機している」のであって、乗車を待ち望んでいる電車の到着を遅らせてはならないのである。</p>
<p>(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>「音楽を楽しむ喜び」と「音楽を創造する喜び」</p> <p>私的録音問題におけるテーマの側面は、「音楽をより気軽に楽しませてくれる新しい録音技術(手段)をどのように位置づけるのか」ということであるように思います。</p> <p>このテーマを考える場合、大切なことは、一方で「技術の進歩による恩恵をユーザーから奪わない」ということであり、また、他方では「技術の発展によってもたらされる著作物等の新たな利用の可能性は、権利者に役立てられる」ということであると思います。</p> <p>私的録音補償金制度の導入に当っては、約15年もの長い年月を要していることを考えれば、それは、上述の基本部分をどのように調査させるかということを追いかけてきたことによるものではないかと思っています。</p> <p>その結果導かれた一つの結論が、現行の補償金制度であり、このルールは、このような音楽を楽しむための技術の恩恵をユーザーから奪うことなく、また、音楽の創作者から創造の喜びを喪失させることのないように配慮されて設計されている極めて優れたシステムであると思います。</p> <p>このことを前提にして、現在、議論されているipodに代表される「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」問題を考えてみますと、ipodは、「小型ハードディスク(HD)に音楽CDを圧縮して持ち歩く携帯型音楽プレーヤー」、「世界で初めてのマイジュークボックス」といった説明がなされており、また、そのパンフレットには「miniには1,000曲、ipodなら10,000曲も入る。もう、どのMDを持っていかで迷わない」などのコピーに見られるように、その主な目的は音楽を楽しむためのものであることは明らかでありますので、ユーザーの「音楽を楽しむ喜び」と創作者の「音楽を創造する喜び」が同時に確保されている現行のシステムに沿って解決を図ることが大切ではないかと思っています。</p> <p>そのためには、私たちを楽しませてくれる音楽を創作する人たちに、適切に報いることができるように、同機器等を政令に追加指定することが、この制度の趣旨に沿うことになると考えています。</p>
	<p>(1) 音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計されており、主として音楽のデジタル録音等を目的として販売・購入され、現実にもその目的に使用されている。</p> <p>●上記への意見</p> <p>この内容については基本的に問題は無いと感じています。</p> <p>ただし、だからハードウェアに課金が必要とは、論点が間違っていると思われます。</p> <p>ハードウェアはあくまでハードウェアであり、音楽を購入しないとこれ自体はただ箱です。</p> <p>音楽は購入した時点でその中に各種料金が含まれているものだと思います。</p> <p>また、iPodを始めデジタルプレーヤーは音楽の複製を機器内に貯めておけるが、機器からの複製は原則できない。</p> <p>また、HDDであればなおさら、消耗品であり、未来永劫保証された耐久性すら無い。</p> <p>さらにPCから複製した内容は常に一定の音楽が入っているとは限らず、この課金がどのような分配になるかも問題である。</p> <p>こうした状況で追加課金は筋が通っておらず、課金対象を無差別に広げていく可能性も残す、極めて横暴な行為です。</p> <p>(2) 補償金の対象となっているMD録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。</p> <p>●上記への意見</p> <p>MDは音楽だけを扱うものとは言えず、データMDの存在は無視されているわけですが、先ず、MDに補償金を付加されることが間違いだと思います。</p> <p>私的録音の範囲であれば問題ないはずであるところが、MDによって大量複製されること見越した制度になっている。</p> <p>これが二重課金だと言われても仕方ないことだと思います。</p> <p>制度自体が破綻していると感じます。</p>

項目	意見
	<p>(3) 現時点でも、技術の発展に伴い個別の課金が可能なケースは次第に増える傾向にあるように見受けられるが、それが可能でないケースも依然として残っており、現実問題として一種のきめの粗い課金方法である補償金によらざるを得ない。</p> <p>●上記への意見 何を以てして「補償金によらざるを得ない」なのか先ず見当違いです。コンテンツに対して対価を払ってもなお、足りないというのは、何に対して足りないのかわからない。sarahは民間企業のように利益を追求する団体なのですか？何のためにある存在なのか自分たちで理解していないのではないか。</p> <p>(4) どのような機器も、100%専用のものはなく、また二重課金にならない範囲では課金する合理性はあるから、利用実態を踏まえ、それぞれの機器・媒体において私的録音録画が行われる割合に応じた料率を設定すべき。</p> <p>●上記への意見 ハードウェアに課金することが既に二重課金です。MDもCD-RもDVDメディアについても、全てハードです。コンテンツがパッケージ化されたものならいざ知らず「100%専用のものはなく」と言っているわけですから、これが二重課金であることを認知するべきだと思います。</p> <p>(5) ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定せず、コピープロテクション等のDRMの強化により対処した場合、消費者への制約・負担を考える必要がある。また、追加指定せず、かつ、何らの補償的措置等がとられない場合には、国際条約上の問題が生じかねず、第30条第1項(私的複製)などの制度的な部分への影響を考える必要がある。</p> <p>●上記への意見 DRMが緩いと言われるiPod、iTunesのソリューションは、その面で国際問題になっているのでしょうか？消費者に受け入れられている現状で、そのような問題提起は無意味だと感じます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>はじめまして。 私はいわゆる「iPod課金」に反対です。 ああいった従来にないメディアに従来の枠を埋めるのは、ナンセンスです。 誰も納得できないと思う説明するほど不自然な説明に成ります。 JASRACのあり方を始め、いま、音楽映像関連分野の課金について見直すべき時代が来ていると思います。 国際的に観て、日本の楽曲にかかる課金は異常なほど、高い。 インターネットがここまで普及した今国際的な状況に合わせる必要があると思うし今、iPod課金などというナンセンスなことを考えるより日本の音楽の値段が高すぎる事を是正する方が建設的だし、日本の音楽文化が他国と太刀打ちできる力をつけるいい機会だと思います。 JASRACは、そろそろ殿様商売が成り立たないことを自覚してもっと謙虚になるべきだと思います。 日本の音楽文化を担うはずのJASRACは現状を客観的に観るに、日本の音楽文化に足かせを填めて世界から取り残される方向に力を注いでいると思います。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器への私的録音録画補償金は課すべきではないと思います。</p> <p>理由 自分自身で買ったCDを、自分が所有しているiPod等のハードディスク内蔵型録音機器で聞く為に、たとえ、数百円であっても課金はされたくありません。 課金をされたくないなら、もう一枚同じCDを買って、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器にコピーしろというのは、横暴な話だと思います。</p>
	<p>「私的録音録画補償金の見直し」について、ipod等を私的録音録画補償制度へ含むことには反対です。 なぜなら、音楽をネット配信で購入している時点で利用料を払っているからです。 ipodにもその料金が含まれているなら、明らかな料金の二重取りになると思います。 また、メモリプレイヤーにお気に入りのCDから好きな曲を転送する時も、同じように正当に購入したCDから転送していますから、なんら問題は無いはずですが。 私は、PCの前でも、ドライブ中でも、散歩している時も通勤の時にも同じようにいろいろな機器やメディアで好きな音楽を聴きたいのです。 自分の一度購入した曲を、在宅、車、散歩、等の状況や機器にあわせて何度も何度も購入し直さない限り、誰かの権利を侵害しているのでしょうか？ もちろん、著作物をファイル交換ソフト等で非合法に入手するのは良くない事ですし、正当な代価を払って購入している人間から見ても許し難い行為です。 ただ、その為に大多数の(であろう)正当な購入者がアタマから泥棒扱いされるのは間違っていると思います。 (個人的には、彼らは“非合法で著作物を所有する”ことに喜びを感じているのであって、たとえCDが100円になろうとも正当に購入することは無いと思います。そういう意味では、彼らのせいで本来受け取るべき利益を損なっている、とは言い難いのではないかと思います)</p>
	<p>・ipod等への新たな私的録音録画補償金の課金に反対します。</p> <p>ipod等への新たな私的録音録画補償金の課金を推進する意見のほとんどに説得力がありません。私的録音録画補償金は生まれ持って、本当の権利者である音楽家達へ平等に分配されるべきものであるはずが、今や権利者団体となる消費者からすれば不透明な団体に吸い取られています。</p>

項目	意見
	<p>流通業者による個別の楽曲のデジタル配信が普及した現在においてデジタルコピーと言う理由だけで私的録音に課金することは合理性を欠くと考えられます。</p> <p>著作物自体がデジタルという形態を取っている以上、デジタルコピーを一律に制限することはデジタルコピーそのものを否定することになるでしょう。</p> <p>そうなれば長年にわたり「高品位の作品」を提供することを目指してきたアーティストら著作者本人ばかりか、デジタル技術の革新に取り組んできた技術者の取り組みを台無しにすることになります。</p> <p>ハードディスク等の媒体に私的録音という形で楽曲を転送しただけで課金するのは聴取していない楽曲にも課金することにつながり、制度の趣旨を外れていると考えられます。</p> <p>それは一度購入した楽曲に何度も課金することでもあり、多重課金という問題にもなります。</p> <p>配信業者とレコード会社と協議の結果としてデジタル著作物の流通に関してはデジタル著作権技術(DRM)を利用した課金ルールも普及しており、そのルールに従えば、利用者は著作物の利用実態に応じて課金されます。</p> <p>課金根拠も著作権料収入の受益者(著作権料の分配を受ける者)も明快で著作権料制度の本来の姿に近いと考えられます。</p> <p>またMD等の媒体に課せられた私的録音補償金の受益者は誰でしょうか？</p> <p>制度本来の考えからすれば録音した楽曲の著作権者となりますが、果たして利用者が私的録音を行った楽曲を捕捉して補償金が分配されているのでしょうか。</p> <p>受益者が明らかではない、誰に分配されるかも不明の利用料を徴収することは徴収の自己目的化で無意味に等しいはずです。</p> <p>むしろ、他人の著作物でないもの、オリジナルの素材を録音、録画する場合は補償金を返還するわけですが、このルールは本当に運用されているのでしょうか。</p> <p>返還された実績があるのでしょうか。</p> <p>どちらも否となれば実運用に耐えうるルール作りが必要ではないのでしょうか。</p> <p>著作権者と流通業者のほかに、著作権料徴収者の存在を前提とした制度を杓子定規に適用しようとしているところに無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>この制度は楽曲がアナログレコードでのみ流通していた時代にできあがったものです。</p> <p>先に述べたとおり、デジタル著作物の流通とその課金システムにより、著作者や流通業者以外の第三者が利用料を徴収して再分配する必要がなくなりつつあります。</p> <p>したがって著作権法施行令第1条及び第1条の2にあるように媒体により私的録音補償金を定める制度は廃止されるべきと考えます。</p> <p>同様にハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の追加指定することも不適当と結論づけられます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>DRMで個別課金が可能である以上、補償金を徴収する合理性はありません。</p> <p>また、私的録音補償金に関して導入当初無劣化のデジタル・コピーが作成できることを理由の一つとしていましたが、CDより取り込んだ楽曲は不可逆的に圧縮されて劣化しており、無劣化ではありません。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器でデジタル音声出力が再録音可能なかたちで可能な機器も極めて少なく、孫世代・ひ孫世代のデジタルコピーが作られるわけでもありません。</p> <p>またDRMで縛られた楽曲についてはコピーが無制限に得られるわけではなく、著作権者の収入に与えるインパクトは大きいとは思われません。よってこれらは補償金を徴収する合理的理由にはなりません。</p>
	<p>早急に追加指定するべきであると考えます。</p> <p>理由は、現在MDなどへの音楽の私的複製における、著作権者への著作物利用の対価は、ハード機器やメディア購入時にすでに含まれており、私的録音保証金を包括的に支払っておけば、あとは私的複製し放題となっている現状を歓迎します。しかし、同様なmp3などへの私的複製については著作権者への対価の支払いがされていない状況だと思えます。これが将来的にDRMにより1曲ごとの課金となると、私のようなヘビーユーザーにとっては、トータルで現在の私的録音保証金でまかなわれる以上の金額を支払わなければならないことになると思われます。</p> <p>よって、低廉な保証金に追加指定することでユーザーにとっても使いやすい状況を一刻も早く構築してください。どうぞよろしく申し上げます。</p>
	<p>～○問題の所在</p> <p>著作権法施行令第1条及び第1条の2は、補償金の支払いの対象となる機器・媒体を指定しており、例えば、録音用記録媒体としてはMDやCD-R、CD-RWなどが、録画用記録媒体としてはDVD-RW、DVD-RAMなどが指定されている。一方、最近では、従来のMDレコーダーやDVDレコーダー等のほかに、新たに登場したハードディスク内蔵型フラッシュメモリ内蔵型録音機器、ハードディスク内蔵型録音機器等(以下、「ハードディスク内蔵型録音機器等」という。)が急速に普及しつつある。これらハードディスク内蔵型録音機器等について、私的録音録画補償金の対象として追加指定して欲しいとの要望がある。</p> <p><意見></p> <p>1、「著作権法施行令第1条及び第1条の2は、補償金の支払いの対象となる機器・媒体を指定しており、…」とあるが、元データに対して様々な記録媒体(CDやDVDなど)が補償金の対象になっていることは、それらが安価で大量に流通してしまうことも考えられるため、著作権保護の“保険”的役割として理解できる。一方、音楽を購入するサービスが合法的に存在し市場に受け入れられ、ユーザーも一定のルールのもとに購入した音楽などのデータをハードディスク内蔵型録音機器等に個人的に記録し演奏させることが前提としてある場合、元データすなわち購入した音楽データが著作権保護の対象となっていれば個人が別途購入したハードディスクやフラッシュメモリなどの新種の記録・再生機器が補償金の追加指定かけられる対象ではないと思われる。</p> <p>実際、すでにユーザーは購入時に(著作権保護の“保険”も含めた)対価を支払っているので、問題ないはずである。(アップルコンピュータ社のiTunes Music Storeのシステムは著作権保護についてもよく考えられた優れたシステムだと思う。しかもユーザーのメリットもきちんと考えられているので市場で受けられている点を参考にしてほしい)</p> <p>よってハードディスク内蔵型録音機器等が急速に普及しているからと言って、「著作権が保護されない恐れがある」とは言えないと思う。</p> <p>2、「私的録音録画補償金の対象として追加指定して欲しい」という記述があるが、誰が要望しているのか？教えてほしい。</p> <p>巷では、著作権保護を理由にして実際の著作者ではない人々が管理の名の下、既得権益を拡大させるために行っている話し合いだという憶測も噴出している。</p> <p>著作権保護の方法～補償金の役割やその効果把握、著作者とユーザー双方のメリットなどについてもっとしっかり議論していただき、情報を開示していただきたい。</p> <p>そこが明らかになるまでは反対です。</p>

項目	意見
	<p>著作物自体がデジタルである今、デジタルによる私的録音を禁止するのは不合理です。私的複製の自由を侵害するのですか？ 悪名高きアメリカのデジタルミレニアム法でも私的複製の自由と、リバースエンジニアリングの権利を認めています。</p> <p>購入した著作物をハードディスクに転送しただけで課金するのは二重課金です。ファーストセールドクトリンの原則を忘れていませんか？</p> <p>まだ聴いてもいない楽曲からも利用料を徴収するのは制度の趣旨を外れています。MDの私的録音補償金の根拠と補償金の再分配を受ける者が不明瞭です。</p> <p>芸能界に巣食うヤクザ連中の利権と貸していませんか？</p> <p>コンピュータのソフトウェアでも、作りっぱなしでサポートを行わないMSのようなビジネスモデルからサポートで顧客から収入を貰うオープンソース系ビジネスモデルへと移行しています</p> <p>いつまでも過去の資産だけで食っていけるといのはおかしいものですね。</p> <p>私は著作権法施行令第1条及び第1条の2にあるように媒体により私的録音補償金を定める制度は廃止されるべきと考えます。</p> <p>同様にハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の追加指定することも不適当と結論づけられます。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>●私は未だiPodを所有していないが…愛用のMacintoshのiTunesに正規に購入したCDを録音して毎日鑑賞している。このCDから二重・三重に(強制的に)徴集する「補償金」に頼らなければならないほど日本の音楽産業は衰退しているのか？</p> <p>(現行の補償金制度において 音楽用CD-Rなどでこの利用に補償金が課せられるが、その見直しこそ検討していく課題だと思う。)</p> <p>iPodを「音データの終着点」とすることで「大量の海賊版を横行させて創作者の利益を奪う行為」への発展をブロックしているのだから創作者に金銭的損害を与える事にはならないはずである。iPodから儲けを生み出すほどの海賊版を作る手間をかけるほど金と暇を持ってあました輩が一般の消費者の中にいると本気でお考えか？私自身がiPodから手軽にデータを盗んで海賊版を安価に大量に作れるとは思えない。</p> <p>最後に</p> <p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についてだが、「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」と書いてあるが、09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告で167件、iPodなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意見が賛成意見の4倍超となっている。</p> <p>そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が16件、制度を遵守すべきという意見が2件、政令での指定に賛成が2件、反対が2件、そもそも制度自体がおかしいという意見が6件、現行制度を廃止すべきとの意見が27件あった。</p> <p>という記事がWeb上で掲載されている。これは、パブリックコメント募集集中に出す物では無く、中間集計を出す事自体に疑問を感じる。つまり、この中間集計が出された事に依り、賛成側が劣勢である、というイメージ的な植え付け、反対側は「これだけ差があるのだからパブリックコメントを自分が出さなくても良いだろう」というイメージを一般の人に植え付けかねない。</p> <p>何故中間集計を公表したのか、又、文化庁著作権課は「個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」と書いたにも係わらず、現に公表している。これは国民を愚弄する物であり、ルールをそちらの方で破っている。この点に付いてちゃんと国民が納得出来る回答を公表して頂きたい。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>小委員会の審議による、ハードディスク内蔵型録音機器等とMDなどと同様の補償金の対象とみなすことには反対するものです。</p> <p>第一に、著作権の使用料が生ずる条件は、再生機器等により音楽ソースが再生され、利用者に音楽を認識させた時点が妥当であると考えます。</p> <p>これはメディアのデジタル・アナログを問わず、人間が音声によってしか音楽を認識できないものであり、その中間媒体自体において著作権が侵害される恐れはありません。</p> <p>しかし現実的には放送等を除けば音声そのものに著作権料を徴収することはできません。ならば著作権料は音楽を直接的に認識させる媒体にかけるのが現実的です。具体的には「楽曲を収録した」レコードやCD、その他音声データ等の類に直接課金するのが原則でなければなりません。また、ハードディスク内蔵型録音機器は、ビデオや写真、ゲームなどといった楽曲以外のデータを収録することが可能であり、MDなどと違い楽曲収録だけを目的とするものではありません。この観点からもハードディスク内蔵型録音機器に一律に補償金を適用するのは妥当とはいえません。</p> <p>さて、楽曲使用におけるハードディスク内蔵型録音機器の使用方法はおおむね二つに分けられます。ひとつは、CD等の音楽媒体からコピーするもの。もうひとつは、ネットワーク等を経由して音声データを直接買うことです。</p> <p>前者においては私的複製の範囲内で利用することが可能であり、すでにソースメディアを通じて著作権料も支払いを終えているものです。</p> <p>後者は、販売業者を通じて、やはり楽曲ごとに著作権料の支払いが行われるものであり、やはり私的範囲での利用に何の問題もありません。</p> <p>すなわち楽曲そのものに著作権料をかける原則からいえば、ハードディスク内蔵型録音機器においてコピーという行為は、楽曲を聞くための手続きや操作に過ぎず、その行為そのものに補償金という形で著作権料を適用することは合理的でないと考えざるを得ません。</p> <p>第二に、ハードディスク内蔵型録音機器を使用するにあたり、その機器の特性により楽曲ごとに個別に著作権料を支払うことが可能であることです。</p> <p>ネットワークによる直接販売は、楽曲の販売数を個別に、正確かつ迅速に把握することが可能であり、補償金制度とは違い、著作権者にとって公正に著作権料を受け取ることが可能となります。これは著作権料の徴収の利便性も高め、事務手続きの簡略化や著作権料徴収のための事務コストも引き下げる効果をもたらします。</p>

項目	意見
	<p>また、著作権者と販売業者が個別に著作権料の設定を行うことも可能となり、楽曲の販売戦略をより柔軟に行うことも可能でしょう。</p> <p>第三に、デジタルメディアのコピー制限技術の確立における著作権保護の確立です。</p> <p>デジタルメディアはコピーを容易にする分、不特定多数への配布も可能としてきましたが、近年それを制限する技術が確立しました。</p> <p>海外においてはすでにコピー配布が楽曲販売を阻害する状況はすでに消え、代わりにダウンロード販売がCD販売に取って代わる状況となっています。日本も遅かれ早かれ、その流れににじざるを得なくなるでしょう。</p> <p>音楽文化のよりいっそうの興隆を望むのであれば、著作権制度そのものがそれを阻害するようなことがあってはなりません。</p> <p>著作権者と利用者の共存が、音楽文化の進歩につながると信じてやみません。利用者は同時に音楽文化を支える存在であるはずですから。</p>
	<p>賛成です。</p> <p>iPodに補償金をかけることになったとき、どのくらいの額が上乘せされることになるか、世間に周知されていないと思います。ホームページを見たら、補償金の額は特定機器については上限1000円と書いてあるわけで、たった1000円払えばその後の録音は自由にできることを意味しています。</p> <p>メーカーの言っているコピーする度に課金は現実的でないと思います。私はMORAからダウンロードして曲を手に入れるので、今後いくら払えばよいのか見当もつきません。ダウンロードするときの価格が200円より高ければインターネットで音楽を購入することはやめます。それ以上は払う気がしません。</p> <p>だいたい、TSUTAYAからCDを借りてきてipodに保存する場合はどうやって補償金を回収するのでしょうか？回収できるものからはお金を課金し、できないものはしないというのは不公平だと思います。それより機器を買った最初に払ってしまい、結果として目にはみえなくなって薄まってしまふ今の仕組みのほうが絶対良いと思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等、HDD内蔵機器への私的録音補償金の導入には反対。</p> <p>●JASRACはiPod等HDD内蔵機器への私的録音補償金導入の必要性について 「この制度により補償されるべき著作者等の利益が、ハードディスク内蔵型、フラッシュメモリ内蔵型録音機器・記録媒体等が政令指定されないまま利用拡大されることにより、さらに大きく損なわれるようであれば、」と述べる。しかし、どのように、どのくらい損なわれるのかわからない。JASRACは具体的な説明しない。しかし「損害を被る可能性があるから」という理由だけで補償金を払えでは、全く納得がいかない。</p> <p>●現在MDやCD-R等に上乘せされている私的録音補償金について 多くの消費者は知らないままである。誰に対しての、なんのための補償金か分からぬままに金額を払っている。そんな金額が上乘せされていることそのものを知らない消費者が多い。JASRACはただ「著作者の権利を守るためにご協力ください」とだけを繰り返す。</p> <p>協力を求めるなら消費者に対して十分な説明責任を果たすことが、権利者の義務ではないのか。それとせずに同じことをiPodを含む、HDD内蔵機器に対しても行なうというなら、それは傲慢であり、誠に不誠実だ。</p> <p>●iPodユーザーである私は、ショップで購入したCDや適法ダウンロードサービス(音楽配信サービス)を利用して購入した音楽をiPodに転送し、音楽のある日常を楽しんでいる。</p> <p>生活の中で音楽を楽しむという、太古の昔から人間が行ってきた自然でシンプルな営みを、意味不明な制限や金額の負担を設けて縛りつけるのはやめてほしい。</p>
	<p>私もMDを購入し、私的録音補償金を負担していますが、そのMDの後継機であるハードディスク内蔵型録音機器が私的録音補償金から外れることは不公平だと思います。なので、追加指定に賛成します。</p>
	<p>a.MP3Player及びiPodのようなPC経由でポータブルデバイス向けの配信は、以前のようなMD主流だった頃と比べ、課金システムは我々音楽を提供するものとしては、不満である。</p> <p>一番の不満点は、DRMでの個別課金システムではないかと思われる。</p> <p>課金システムを見直すまっでは、ポータブルデバイスでの体制及びリップングソフト側の体制、パソコンハード側の体制を見直す必要がある。</p> <p>音源を配信するためには、配信提供元と提供先があるが両者とも課金システムや金額をよく考え折り合える所で調整すべきだと思う。</p>
	<p>b.現行の制度に沿うならば、ハードディスク内蔵型録音機器(i-POD等)には、当然、課金すべきでしょう。</p> <p>問題になるのは、機器だけに課金されているのではなく、音楽配信において曲ごとに課金されたり、配信業者行に課金したりとあるみたいですが、いずれも私的録音録画補償金として課金されているのでしょうか？</p> <p>そうであれば、課金はどこか一箇所にしたほうが、利用者にとってもわかりやすくなってよいでしょう。</p> <p>そのためにも、音、映像等の著作物を記録出来るすべての機器、媒体に対して徹底して課金すべきだと思います。</p> <p>汎用機器・記録媒体について、課金されないとなると不公平感を感じてしまいます。</p> <p>記録可能なだから、著作権保護を唱えるならば、課金して当然ではないでしょうか？</p>
	<p>c.MDなどの録音機器に私的録音補償金制度があるというのをはじめて知り正直驚いていますが、現状、iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音補償金制度がないというのは、録音の状態や、保存容量から考えても私的録音補償金制度を設けるべきだと思います。</p> <p>その一方で、音楽の権利を主張しすぎる団体同士の綱引きに虚無感を感じます。そこからは何も生まれません。</p> <p>もう一度、音楽を製作し、届けるという原点に立ち戻り、ユーザーの立場に立った視点から企画制作していかなければ、音楽を愛する人々から見放されてしまうと思います。</p> <p>音楽を製作して届ける職業とは、サービス業そのものなのですから。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私はiPod等ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定するべきだと思います。理由はこうです。 MDを使っているころ、ハードにもソフトにもちゃんと私的録音補償金というお金が上乗せされていて、アーティストのところへ行くのだと知って、嬉しく思っていました。 カセットテープはアナログだから私的な録音はOKで、MDはデジタルで音が劣化しないからそういうお金がかかるんだ、と理解していました。 最近MDからiPodに切り替えたのですが、iPodはどう考えてもデジタルなので、当然同じようにお金が上乗せされているのだと思っていました。でも、そういうお金が上乗せされていないのだと知り、びっくりしたと同時に、アーティストの大事な作品を勝手に録音していることになっていて、アーティストに申し訳ないような、使っていてとても後ろめたいような気持ちが出ています。この気持ちを取り去って、堂々と使えるようにiPodにもお金を上乗せしてほしいです。 以上です。よろしくおねがいします。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 追加指定に反対する議論の中には、補償金の分配に関する透明性を問題視するものがあるようですが、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp/)や日本音楽著作権協会のホームページ(http://www.jasrac.or.jp/)を見ると、決算書類等が公開されています。むしろ、ユーザーが店頭で支払った補償金をいったん受け取っているはずのメーカー側の情報公開がお粗末なようです。電子情報技術産業協会のホームページ(http://www.jeita.or.jp/)やメーカー各社のホームページを見てみましたが、補償金の対象となる機器・媒体をどれだけ売り上げて、どれだけの補償金をユーザーから預かって、それをいつ私的録音補償金管理協会に支払ったのかについて、何の情報もみつづけることができません。消費税の益税問題ではありませんが、ユーザーが支払った補償金は本当にすべて私的録音補償金管理協会に届いているのでしょうか？ メーカー側は、DRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金などを安易に口にする前に、iPod等の市場を広げて一番得をしているのはメーカーなのですから、まずその点をユーザーに対して説明すべきです。 iPod等を対象機器として追加指定することは勿論必要です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。 メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。 メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。 iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金のほうがよいはずですが。 現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の論議に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢といえます。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。 現行の補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにしてはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。 自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢には、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。 MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。 これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべきではない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てもまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。 音楽録音の優れた機能を宣伝し販売され、音楽録音のために利用されているにも関わらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>

項目	意見
	<p>本来私的録音録画補償金制度を設けた理由は、購入した1枚のCDを家族などが複製して各人が使用するような状況に対して、著作権者の権利が侵害されると考えられるから、それを保証するために導入されたと考えられる。これに対し、1個人が自分が購入した音楽をiPod等の記憶装置内蔵型機器にコピーして通勤・通学の際に聴取するのは、「スペースシフト」であって、新たな媒体にコピーする場合と異なり、機器内の音楽が独立に経済的価値を有するものではなく、したがって何ら著作権者の権利を侵害するものではないと考える。</p> <p>よって、記憶装置内蔵型機器へのコピーは私的録音録画補償金の対象とすべきではないと考える。(記憶装置内蔵型機器から外部媒体へのさらなるコピーができないように設計されていることを条件としてもよいかもしれない。)</p> <p>なお、音楽再生ができる携帯電話も同様と考えられる。</p>
	<p>追加指定に 反対 します。</p> <p>9月30日の第8回審議において、JASRAC関係者が「極端な話だが、PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」といった発言をされたそうですが極端なものも言語道断でしょう。PCを通じた音楽のコピーという、いわゆるダウンロード販売により正確にアーティストごとの売上が出る上、DRMによって個別課金が可能である以上、冒頭の発言を平気でするような人間の属する、前時代的で独善的で非効率的な訳の分からない暴力団の如き不健全で不透明な信用の置けない天下り団体による、どこの誰に金が渡るか分からない「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」という名の 新 た な 中 間 搾 取 は 不 要 です。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等はDRMの実装が著しく異なるので一律に追加、免除してはならない。DRMの仕様によって私的録音録画補償金を追加指定、免除、さらには補償金を振り替えた補助金を支給する機器をそれぞれ指定すべきである。</p> <p>例1. テロリスト型録音録画機器 DRMを付けないMP3録音機が典型である。この機器と「著作権を破壊するため開発した」と公言しているP2Pファイル共有、複製システムを組み合わせて実際に莫大な著作権侵害行為を行っている。このような機器には多額の補償金を指定しなくてはならない。</p> <p>例2. 悪の帝国型録音録画機器 ずばり、ipodのような、いい加減なDRM仕様機器である。ipodのDRMはアップルのサイトから一度正規にコンテンツを購入した同一ユーザの認証を受ければ、いくらでも複数のPCやipodに複製できてしまう。つまりAPPLEは著作権を侵害して自分のハードを売って儲けることができる。また、コンテンツを購入した者が、日本のレンタルCD屋と同じ商売をできるので、可能ならばレンタルCDと同じ縛りをかけるべきである。しかし、技術的にそれが出来ないと言うのなら、ipodには補償金を指定しなくてはならない。</p> <p>例3. 正規のDRM型録音録画機器 正規のコンテンツ購入時に1回しか複製できないDRM機器である。最初の複製後はコンテンツを移動しか出来ないDRMである。このように二度と複製できない録音録画機器には補償金を免除するべきである。</p> <p>例4. 将来型高度DRM録音録画機器 IT技術の進展により、1回しか複製できないDRM機器とコンテンツ配信サイトによるシステムが著作権管理を自動化することができる。このようなシステムでは従来の著作権管理団体を通す必要がなくなる。高度な録音録画機器に著作権管理費を支払うべきである。また、このような高度なシステム構築に伴う莫大な費用に対して権利者は対価を払うべきである。さもないと、誰も高度なDRMシステムを構築せず、例1. や例2. のような極悪録音録画機器がはびこるだけだろう。悪貨が良貨を駆逐してしまう。そのようなことを防ぐために、極悪録音録画機器から徴収した補償金を将来型高度DRM録音録画機器の開発に充てるべきである。</p>
	<p><私的録音に見られる近時の危機的な状態></p> <p>私的録音補償金制度の対象となっていないハードディスク内蔵型録音機器による録音が急速に増えている。平成17年4月8日の「電波新聞」の記事によると、平成16年度はMDなど対象機器による録音が64%に対し、iPodなどの非対象機器による録音は36%であったが、平成17年度は40%:60%に逆転すると予測している。3年前、平成14年にわずか4%であった非対象機器による私的録音が短時日の間にこのように急速に普及し、私的録音補償金制度外の録音が主流となり、このまま放置すれば制度が形骸化されるのは必至であろう。ところが、このような緊迫した実態があるにも関わらず、新たな私的録音補償金対象機器の指定は平成10年から行われていない。早急に巷に溢れているハードディスク内蔵型録音機器を私的録音補償金対象機器として追加指定することを要望する。</p>
	<p><私的録音録画補償金制度成立の原則を再確認したい></p> <p>我が国が昭和47年に署名したベルヌ条約/パリ改正条約は、第9条(1)で著作権者の排他的複製権を認め、(2)において「特別の場合」にはこの複製権について同盟国の立法に留保されるとしている。しかし、「ただし、その様な複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作権者の正当な利益を不当に害しない事を条件とする。」との但し書きがつけられている。家庭内で日常的に行われている私的な録音が多く、多くの国で「特別な場合」の最も身近なケースとして考えられた。私的な家庭内録音が著作権者の正当な利益を害しているかどうか、我が国においても私的録音の実態調査が行われた。その結果、年間80億曲に及ぶ私的録音の実態が明らかになり、著作権等の利益を保護する補償金制度の導入を是とする考え方が主流となったのである。そして、平成4年、私的録音録画を認める著作権30条に、2項の私的録音録画補償金制度が新たに書き込まれたのである。すなわち、私的録音が著作権等の正当な利益を不当に害しているかどうかは制度成立の立脚点となっている。非対象機器による録音が著作権等の権利を害してはならない、これは今も変わらない原則である。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p><法制問題小委員会での追加指定反対意見を考察する> 以下、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会を出ている、ハードディスク内蔵型録音機器を補償金の対象として追加指定することを不適当とする意見について考察する。</p> <p>(1) DRMを機器に搭載或いは付属させることに要するコストがユーザーの過大な負担にならない技術開発・システム構築ができるようになれば、DRMでの個別課金の導入は将来的に望ましい方法である。ただし、DRMに期待される機能は特定の著作物に関する課金処理の機能だけでなく、適正に録音出来る音源を判定する機能を備える必要がある。精度の高いDRMが一般的に普及する環境が整っていない現段階でDRM導入の可能性を唱えて補償金制度の正当性を否定することは適当でないと考える。</p> <p>(2) 指摘されるように制度導入時点の技術水準と現在の技術環境は大いに変化している。例えば、導入当時、私的録音録画実績の殆どなかった汎用機による録音録画が、ユーザー一般に行われる技術環境が整ったこと。新技術を使った補償金制度対象外の機器の出現が制度の存続に問題を投げかける可能性があるにも関わらず、充分な議論を経ず発売されたこと。ファイル交換ソフトの跋扈。一方で検索ロボットの開発。著作権管理・セキュリティシステムの開発等々枚挙にいとまがない。</p> <p>さらに補償金返還制度の実効性の低さ、徴収分配の不公平や共通目的基金の妥当性、私的複製の範囲の明確性など、制度の根本的見直しについても議論が不十分と指摘されている。これらは全て制度の運用に関わる事である。技術の進歩に対応し、制度を円滑に運用する方向性を見いだすのが私的録音補償金管理協会・著作権審議会に名を連ねる学識経験者、権利者、機器メーカー、消費者、行政官など全ての任務ではないだろうか。この項の指摘は、私的録音録画が著作権等の権利を不当に害している根本に目を向けない全く次元の異なる指摘である。</p> <p>(3) 現行制度は自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制する副作用がある。また、利用料を払ってダウンロードした音源の録音にまで課金する二重課金の問題があると指摘している。</p> <p>現行制度は私的録音・録画が行われる可能性にたいして課せられ、録音録画の対象となる著作物並びに権利者を推定することで成り立っている。「可能性」「推定」という不確かな前提をもとにした制度の不完全部分を補完するため返還制度が設けられている。これは関係者が作り出した知恵であり、新しいより精度の高い方法が具体的に確立され移行するまではこの方式が尊重されなければならない。DRMの登場でより完全な形で私的録音録画が管理されるようになれば素晴らしいことではないだろうか。その場合、ユーザーの登録。自由に録音録画ができる録音例えばパブリックドメインなどを識別できること。正規にダウンロードしたものとファイル交換などで不正に入手したものの峻別或いは複製禁止ができること。これらの機能を備えるのにどれほどのコストを要するのか、また、正規のダウンロードでユーザーがどれほどの負担増になるのか等研究課題が多い。</p> <p>(4) ハードディスク内蔵型録音機器は汎用機器であると考えられるので補償金の対象とすべきではないとの指摘がある。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器が音楽以外のものを固定するのにどれほど使われているのか？機器の使用目的を実態調査すればこのことは明白になる。調査するまでもなくユーザーの志向は明白であるが、関係者の協力で実態の正確な把握が行われることを期待したい。</p> <p>(5) DRMによる課金が普及しつつあるという現状に鑑みれば消費者への制約負担になるという主張には根拠がないという指摘がある。上述したように十分な機能を備えたDRMの普及が消費者の少ない負担でできれば問題はない。</p> <p>(6) 国際条約で補償が必要なのは権利者の正当な権利が不当に害されている場合である。個別課金が広く実現すれば権利者の正当な利益が護られるのだから問題はない。ただし、個別課金が一般化していない現状では、権利者の権利が不当に害される状態が継続しており国際条約上の問題は残ったままである。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。</p> <p>これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべしではない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てもまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。</p> <p>音楽録音の優れた機能を宣伝し販売され、音楽録音のために利用されているにも関わらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>
	<p>音楽を含む全ての著作権の存在理由は元来著作権者の利益を向上させ、もって芸術活動の普及向上を図ることを目的としている筈です。</p> <p>翻って、現状ではどうでしょうか私的録音の制限のみがクローズアップされて、利用者と著作権者の対立の様相を呈しています。</p> <p>元来音楽は楽しむべきもので喧嘩をする為のものでは無いでしょう。</p> <p>利用者にそっぽを向かれては音楽が普及しないばかりか衰退します。</p> <p>更に、法律の大原則では利益を得るものが挙証責任を負うはずで、現在のハードディスク含む音楽記録可能媒体への原則課金はこの原則を大幅に逸脱して法律論としてもおかしいと思われまます。もし、現状の原則課金を貫きたいのであれば、課金事実の公示(媒体、機器)をした上で、個人的な録音録画にしか使用しない事を個人に挙証させた場合、その挙証に要した費用は元来の挙証側、則ち著作権管理側に負担させるべきです。この費用にどれが含まれるかと言うと、一般に、実費(通信費・交通費・第三者の証人が必要な場合はその費用・他実費全て)及び挙証者が通常その時間労働で得られる対価若しくは報酬を支払うべきです。</p> <p>蛇足ですが、これがどの様な背景から生み出されて来たかを考えるに、当方その業界の間では無いので、一応市販されている音楽CDの配分率が乗っているホームページを見ると著作権者(作曲家、作詞家、演奏家、声楽家、他)への配分率が異常に低いのが気になります。この配分率を適正化する事が寧ろ著作権者(芸術家)の収入を上げ地位を向上させる事に繋がるのではと思います。再販制度で守られているにも拘わらず販売店への支払いシェアが異常に高く、次いで流通、更には制作費も現状では高すぎると思われます。これは一概に言えないかも知れませんが音楽業界の中で芸術家の扱われ方が不当に低い事を意味していると思われまます。</p> <p>最後に、最近起こった騒ぎのエイベックスと2ch(インターネットの掲示板)の騒動を見てみると、音楽業界の自分以外への権利意識の低さが目につきます。インターネットでアスキーアートとして知られるものを少し改竄して、自分の著作権として主張した事件です、其処には独自性の欠片もありません。苟も著作権で生計を立てるものが、他人の著作権に対し敬意を払わない事は天に唾をする事だと思われまます、こういう意識が変わらない限り一方的な権利主張だけをずるという世間の見方は変わらないと思われまます。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型の録音機器等の追加指定に賛成します。 これまでのMD等の機器と記録媒体で構成されるメディアと、iPod等のハードディスク内蔵型のプレーヤーとは、「デジタル方式で録音した音楽を楽しむという行為」に関して、何ら違いはありません。 法律の趣旨から考えても、より使い易い形態に進化したハードディスク内蔵型の機器が指定されないのは、不自然極まりないと感じております。</p>
	<p>私は、i-PODを愛用している者の一人ですが、私的録音補償には賛成です。 これだけ私的複製をすることが出来るのですから、(個人的な感情はさておき)音楽を作ってくれた方々に対して何らかの対価が支払われてしかるべきであると考えます。 「自分も対価を支払っている」と思えば何の気兼ねも無く自由にi-PODを利用することができます。 その意味で私的録音補償を支払うことはやぶさかではありません。 逆に私的録音補償に反対する人は、作曲家達のことを考えているとはとてもおもえません。価格競争はものすごく大変だとおもいますが、たった数百円のことであれば、私は対価を支払って利用したいと考えます。 それくらいの思いやりを作曲家に対してもってほしいと思います。そうでないと、良い曲が生み出されないのではないのでしょうか。 みんながハッピーになれる環境を作りたいと思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の論議に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢というべきあります。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。 現行の補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 追加指定に反対する議論の中には、補償金の分配に関する透明性を問題視するものがあるようですが、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp/)や日本音楽著作権協会のホームページ(http://www.jasrac.or.jp/)を見ると、決算書類等が公開されています。むしろ、ユーザーが店頭で支払った補償金をいったん受け取っているはずのメーカー側の情報公開がお粗末なようです。電子情報技術産業協会のホームページ(http://www.jeita.or.jp/)やメーカー各社のホームページを見てみましたが、補償金の対象となる機器・媒体をどれだけ売り上げて、どれだけの補償金をユーザーから預かって、それをいつ私的録音補償金管理協会に支払ったのかについて、何の情報もみつけれることができません。 消費税の益税問題ではありませんが、ユーザーが支払った補償金は本当にすべて私的録音補償金管理協会に届いているのでしょうか？ メーカー側は、DRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金などを安易に口にする前に、iPod等の市場を広げて一番得をしているのはメーカーなのですから、まずその点をユーザーに対して説明すべきです。 iPod等を対象機器として追加指定することは勿論必要です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。 これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべしではない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てもまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。 音楽録音の優れた機能を宣伝し販売され、音楽録音のために利用されているにも関わらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。 追加指定に反対する議論の中には、補償金の分配に関する透明性を問題視するものがあるようですが、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp/)や日本音楽著作権協会のホームページ(http://www.jasrac.or.jp/)を見ると、決算書類等が公開されています。むしろ、ユーザーが店頭で支払った補償金をいったん受け取っているはずのメーカー側の情報公開がお粗末なようです。電子情報技術産業協会のホームページ(http://www.jeita.or.jp/)やメーカー各社のホームページを見てみましたが、補償金の対象となる機器・媒体をどれだけ売り上げて、どれだけの補償金をユーザーから預かって、それをいつ私的録音補償金管理協会に支払ったのかについて、何の情報もみつけれることができません。 消費税の益税問題ではありませんが、ユーザーが支払った補償金は本当にすべて私的録音補償金管理協会に届いているのでしょうか？ メーカー側は、DRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金などを安易に口にする前に、iPod等の市場を広げて一番得をしているのはメーカーなのですから、まずその点をユーザーに対して説明すべきです。 iPod等を対象機器として追加指定することは勿論必要です。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。</p> <p>メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。</p> <p>メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。</p> <p>iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金のほうがよいはずで、</p> <p>現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の論議に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢というべきあります。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。</p> <p>現行の補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。</p> <p>メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。</p> <p>メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金のほうがよいはずで、</p> <p>現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。</p> <p>自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢は、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。</p> <p>MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。</p> <p>これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべではない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てもまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。</p> <p>音楽録音の優れた機能を宣伝し販売され、音楽録音のために利用されているにも関わらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。</p> <p>自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢は、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。</p> <p>MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>追加指定に反対する議論の中には、補償金の分配に関する透明性を問題視するものがあるようですが、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp/)や日本音楽著作権協会のホームページ(http://www.jasrac.or.jp/)を見ると、決算書類等が公開されています。むしろ、ユーザーが店頭で支払った補償金をいったん受け取っているはずのメーカー側の情報公開がお粗末なようです。電子情報技術産業協会のホームページ(http://www.jeita.or.jp/)やメーカー各社のホームページを見てみましたが、補償金の対象となる機器・媒体をどれだけ売り上げて、どれだけの補償金をユーザーから預かって、それをいつ私的録音補償金管理協会に支払ったのかについて、何の情報もみつけることができません。消費税の益税問題ではありませんが、ユーザーが支払った補償金は本当にすべて私的録音補償金管理協会に届いているのでしょうか？</p> <p>メーカー側は、DRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金などを安易に口にする前に、iPod等の市場を広げて一番得をしているのはメーカーなのですから、まずその点をユーザーに対して説明すべきです。iPod等を対象機器として追加指定することは勿論必要です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の論議に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢というべきあります。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。現行の補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにはしてはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。</p> <p>自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢は、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。</p> <p>メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。</p> <p>メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。</p> <p>iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金のほうがよいはずですが。</p> <p>現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことと考えます。</p> <p>これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべしではない、という意見がありますが、各メーカーの宣伝・広告を見てもまさに音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。</p> <p>音楽録音の優れた機能を宣伝し販売され、音楽録音のために利用されているにも関わらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>追加指定に反対する議論の中には、補償金の分配に関する透明性を問題視するものがあるようですが、私的録音補償金管理協会のホームページ(http://www.sarah.or.jp/)や日本音楽著作権協会のホームページ(http://www.jasrac.or.jp/)を見ると、決算書類等が公開されています。むしろ、ユーザーが店頭で支払った補償金をいったん受け取っているはずのメーカー側の情報公開がお粗末なようです。電子情報技術産業協会のホームページ(http://www.jeita.or.jp/)やメーカー各社のホームページを見てみましたが、補償金の対象となる機器・媒体をどれだけ売り上げて、どれだけの補償金をユーザーから預かって、それをいつ私的録音補償金管理協会に支払ったのかについて、何の情報もみつけることができません。消費税の益税問題ではありませんが、ユーザーが支払った補償金は本当にすべて私的録音補償金管理協会に届いているのでしょうか？</p> <p>メーカー側は、DRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金などを安易に口にする前に、iPod等の市場を広げて一番得をしているのはメーカーなのですから、まずその点をユーザーに対して説明すべきです。iPod等を対象機器として追加指定することは勿論必要です。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。</p> <p>メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。</p> <p>iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金の方がよいはずですが。</p> <p>現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにしてはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。</p> <p>自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢は、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。</p> <p>MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の論議に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢といえます。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。</p> <p>現行の補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>小委員会の審議においては、ハードディスク内蔵型録音機器等と補償金の対象となっているMD録音機器等を同種の機器と捉えているが、このような認識はまったくの誤りだと考える。</p> <p>現在、課金の対象となっているのは、あくまでもMDやCD-R、CD-RWなどをはじめとする記録媒体やそれらの媒体へ記録、再生する機器であり、記録媒体へ情報を複製することによって他者への頒布が可能となる点が課金理由である。それに対して、ハードディスク内蔵型録音機器などは記録媒体と記録、再生機器が一体化しているため、MDやCD-R、CD-RWなどをはじめとする記録媒体と同様の理由で課金対象となるのであれば、ハードディスク内蔵型録音機器そのものを頒布するという事例を想定していることとなる。</p> <p>しかし、現実問題としては、音源頒布目的でハードディスク内蔵型録音機器を頒布することはありえないとみなすべきだ。また、たとえMD録音機器等を市場において代替する可能性が予見されていても、機器の特性がまったく異なっており、課金対象とみなすのはいたずらな制度の肥大化につながる。まして、市場において代替する可能性を課金理由とするのは、制度の根幹を無視した暴論である。</p> <p>それに加えて、そもそもハードディスク内蔵型録音機器等は録音以外の機能を持つ汎用機器であり、著作物の複製についてはDRMによって個別課金が可能である。そのため、ハードディスク内蔵型録音機器等を課金対象に含めることは、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題が発生することは必至であり、かえって制度の公平性を損ねる結果を招きかねない。</p> <p>機器の特性がまったく異なる点と、二重課金の危険性が存在することの二点から、ハードディスク内蔵型録音機器への課金には断固として反対する。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等は私的録音補償金の対象に指定したほうが良い。</p> <p>音楽を創作するアーティストの方々のことを考えると、容易にコピーが行えるハード機器が対象とならないのは不公平です。</p> <p>また、本来の補償金の目的を考えましても、本件が対象となることは明確だと思います。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度そのもののあり方について問題とされている(「審議経過」の2の(5)で指摘されている)中で、現行制度を前提としてハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定することは不相当であり、反対です。ハードディスク内蔵型録音機器の追加指定を行っても、利用料との二重課金が生じる、一方で私的録音・録画の一部しか対象にならず不公平感が生じる、などの問題が生じるだけだと考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型の録音機器等の追加指定に賛成します。</p> <p>そもそも、MD等の機器と記録媒体で構成されるメディアと、iPod等のハードディスク内蔵型のプレーヤーとは、機器の形態こそ異なるものの「デジタル方式で録音した音楽を楽しむ」という行為自体に、何ら違いはありません。</p> <p>法律の趣旨から考えても、より使い易い形態に進化したハードディスク内蔵型の機器が指定されないのは、不自然です。</p> <p>今回の対応を見ていると、技術の進歩に法制度がついていっていない感がしてなりません。</p> <p>新しい技術とすばらしい音楽が共存共栄できるよう、速やかに追加指定していただくことを切望します。</p>
	<p>私は、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定すべきだと思います。</p> <p>私自身、1年前はMDで音楽を聴いていましたが現在はiPodです。</p> <p>使い方はかわっていないのに片や補償金の対象。片や対象外ではなんかスジがとおりません。補償金を払うことで私的な録音が公式にOKとなり、そのお金がアーティストに還元されるのであれば指定に反対する理由がありません。</p>

項目	意見
	<p>MDやCD-Rに補償金が課金されていて、その何十倍、何百倍もの曲の保存が可能になるi-Podなどに課金されないのは制度として非常にバランスに欠けるものと思います。</p> <p>主としてパソコン操作によるハードディスクレコーダーへの録音は非常に利便性が高く、その簡易さからコピーの頻度は格段に増えているはずで。</p> <p>従来のMD等のユーザーがハードディスクレコーダーへと移行しつつある現在、バランスのとれない課金方法をとることは、これまで培われてきた補償金制度そのものの形骸化につながるのではないのでしょうか。</p> <p>補償金制度についての消費者の理解を得ることは一朝一夕にいかないものと思いますが、それでもこれまでに何とか一定の理解は得られてきたと思います。自分自身も、消費者としては価格が上がることには抵抗がありますが、好きなアーティストのためと思って、ちょっとした寄付のような気持ちで受け入れてきました。</p> <p>今後も引き続き、制度についての理解を促すためには、広く多くの人にとって分かりやすいバランスのとれた制度である必要があると思います。</p> <p>i-Podなどのハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器にも補償金を課して、ユーザーへの公平感が得られるようにするとともに、権利者へ確かに利益が還元される社会になることを希望します。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ipod課金について</p> <p>作家にきちんとお金が行くなら課金に賛成します。</p> <p>権利者団体側の意見に完全に納得したわけではありませんが、メーカー側は複製の使用料と保証金を混同しているようなので全然納得できません。</p> <p>メーカー側はDRMを推し進めることで、保証金は不要というようなことを言っていますが、それはコピーが自由にできなくなるということだと理解しました。</p> <p>今はいろいろなメディアが出てきていますが、CDのように自由にコピーできる使い勝手の良いものがなくなってしまうと困ります。</p> <p>また、権利者側は保証金がなくなれば、私的複製の幅を狭めてくるでしょうし、ダウンロード配信の値段が上がっても困ります。</p> <p>端末の値段も下がっているのに、保証金といってもたいした金額にならないと思います。</p> <p>それなら保証金をはらって、私的複製を今のままの範囲で認めてもらったほうが良いです。</p> <p>1台あたりいくらなのかもっと具体的な数字を出して議論してもらったほうが良いと思います。</p> <p>今回はipodミニのようなハードディスク型のみが対象のようですが、これからハードディスクからメモリに移っていくはずなので、ipodナノのようなメモリ型も保証金の対象にしてよいと思います。</p> <p>事実、ナノが発表され、ミニはディスコンになってしまいました。</p>
	<p>著作権は確かに大事かもしれませんが、しかし、それを金銭で解決してしまうという理念はいかがなものかと思えます。</p> <p>まず、いかに消費者から著作権料を徴収するかという論点から脱却し、いかに音楽の素晴らしさを知らしめ、音楽業界全体の発展を促せるかを考えるべきです。</p> <p>そのさきがけとして、既に金の亡者となりつつあるJASRACの暴走をくい止め、音楽を愛する人々の立場に立った、大らかで自由な音楽交流を実現すべきだと考えます。</p> <p>音楽業界の衰退の原因…その最たるものとしては「音楽自体が多様な娯楽の一部に過ぎなくなった」ことが挙げられますが、それと相乗して、今までに行われてきた消費者の権利の強制剥奪も要因のひとつなのです。</p> <p>衰退した音楽業界がポータブルオーディオプレイヤーの流行によってまた潤うというのに、その芽を摘んでしまうのは非常に愚かしい行為だと思います。</p> <p>委員会にご臨席している皆さんへ問います。</p> <p>貴方達はポータブルオーディオプレイヤーを使用したことがありますか？</p> <p>自分の好きな音楽を持ち歩きたい、いつでもどこでも聞きたいという人達の気持ちが理解できますか？</p> <p>大好きな歌手のCDの値段の高さに憂鬱になったことがありますか？</p> <p>私達にもっと音楽を聴く機会をください。</p> <p>私達にもっと多くの音楽と出逢えるチャンスをください。</p> <p>私達は、純粋に、より多くの音楽を楽しみたい。</p> <p>その心に、嘘偽りはありません。</p>
	<p>私は、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器は政令指定するべきであると考えています。</p> <p>音楽に限らず、誰かが創ってくれた何かを楽しんだら、楽しんだ分の対価を払うことが、とても大切なことです。</p> <p>その対価があるからこそ、次に、もっと楽しい何かをさらに創ることができるのだと考えているからです。</p> <p>しかし、残念ながら一部には、不法な行為で楽しんだ挙句に、それ相応の対価を払わない人達が居ることも現実です。</p> <p>でも、だからといって、創った本人が正当な対価を受けられず、次なる創作活動をするにあたって、経済的に四苦八苦するというのは、さらに理不尽な話ですし、文化的先進国(?)としては情けない話です。</p> <p>よって、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器には、前もって、予想できる範囲の補償策をとっておくべきだと考えます。</p> <p>それも、違法行為が文化的な生活習慣病になってしまう前に、早目に法令指定して、創造者達を守るべきだと考えています。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>1 はじめに 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会が、緊急に検討を要する課題の一つとして「私的録音録画補償金の見直し」を審議されていますことは、デジタル技術の急速な発達・普及に対応して著作権等の適切な保護を図る上で、まことに時宜に適ったものであり、高く評価されるべきものと存じます。 「私的録音録画補償金の見直し」の審議においては、現在急速に普及しつつあるハードディスク内蔵型・フラッシュメモリ内蔵型録音機器等(以下「ハードディスク内蔵型録音機器等」といいます。)の追加指定の是非が検討されていますが、当協会は、以下に申し述べますとおり、ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>2 私的録音録画補償金の制度化の趣旨 旧著作権法では、発行を目的としない私的な複製であっても、著作権が制限されるのは「器械的又ハ化学的方法」によらない場合に限られていましたが、1970年の著作権法全面改正により、私的使用(個人的な使用・家庭内の使用・それに準じる使用)を目的とする場合には、複製の手段を問わず、著作権が制限されることとなりました。この複製手段の制限撤廃については、その検討段階からすでに「私的使用について複製手段を問わず自由利用を認めることは、今後における複製手段の発達、普及のいかんによっては、著作権者の利益を著しく害するにいたることも考えられるところであり、この点について、将来において再検討の要があろう」(1966年7月「著作権審議会答申説明書」)とされていました。その後、複製手段の著しい発達・普及により、私的録音・録画が質・量ともに「立法当時予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至っている」(1991年12月「著作権審議会第10小委員会報告書」)との判断*1のもと、こうした問題を「消費者の利益に配慮しながら、録音・録画技術の発展と著作権等の保護との間の利益調整を図る」(同報告書)見地から解決するために、現行の補償金制度が導入されました。すなわち、補償金は、国産初のラジカセが大卒初任給並みの価格で発売された頃の状況を前提として法文化された私的録音・録画の自由を、デジタル時代においても維持するために必要な代償として、制度化されたものであります。 このような経緯からすれば、現行法30条1項の下で許容されている私的録音・録画の自由が同条2項に基づく補償金制度と不可分の関係にあることは明白であり、補償金制度を論ずるにあたっては、この点を議論の出発点にしなければならないと考えます。</p> <p>*1 この点については、すでに第102回国会参議院文教委員会(1985年6月4日)において、当時の松永光文部大臣も「録音・録画機器並びに機材の革命的とも言うべき発展の結果、家庭でいとも手軽に録音・録画できる。その結果として著作権者ないし著作隣接権者の経済的な利益が害されておる、御指摘のとおりだと思いますし、私もそのことを認識いたしております。」と答弁している。</p> <p>3 私的録音・録画とベルヌ条約との関係の整合性について ベルヌ条約/パリ改正条約は、著作者が複製権を専有するという原則を確認した上で(9条1項)、その例外として、①「特別の場合」であって、②著作物の通常の利用を妨げず、かつ③著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件に、締約国の立法によって複製権を制限することを認めています(同条2項)。この3つの条件に照らして権利制限の適否を判断する手法は、一般にスリー・ステップ・テストと呼ばれ、国際的にも権利制限の一般的法理として認知されています。 わが国の著作権法は、「特別の場合」(条件①)の一つとして、私的使用を目的とする場合について、複製を自由としています(30条1項)、条件②及び条件③に対応する「ステップ」が存在しません*2。これは、立法当時の状況として、家庭内で行われる複製は零細なものであるという前提が成り立っていたからです。 このように、条約が要求するスリー・ステップのうちのワン・ステップしか踏んでいない30条1項は、立法当時の前提が失われればいつでも条約への適合性が問われるリスクをもともと内包した規定であるといわざるを得ません。 こうしたリスクを解消する方法としては、私的使用目的というワン・ステップのみで複製権を制限している30条1項を見直す、あるいは私的複製の自由を維持する一方でそれによる不利益について著作権者に補償する、の2つが考えられますが、わが国は長年に及ぶ検討の末に後者の制度化を決め、30条2項を新設しました。 30条2項の実効性は、私的録音・録画に利用される機器・記録媒体をどれだけ迅速・的確に政令指定できるかということに左右されますが、ハードディスク内蔵型録音機器等へのユーザーの移行が進んでいるにもかかわらず、これが政令指定されていないことによって、30条2項の機能は低下しています。30条1項の本来的な条約不適合リスクを解消する方策として30条2項を制定した*3わけですから、2項の機能低下を放置すれば1項の条約適合性が再び問題となってくることは論理上必然といえます。</p> <p>なお、わが国同様、私的使用目的というワン・ステップをもって複製権を制限する立法例がみられる欧州では、多くの国で権利者に対する何らかの補償措置が導入されています。2001年5月22日のEU著作権指令(「情報社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会指令」)も、私的使用目的の複製については、権利者が公正な補償金を受け取ることを条件として、権利制限の対象とする立法が許容される旨を明定しています(5条(2)(b))。</p> <p>*2 30条1項と同じように「特別の場合」について複製権を制限する規定である35条1項(学校その他の教育機関における複製)には、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という但書が付されている。 *3 第125回国会参議院文教委員会(1992年12月7日)において、佐藤禎一政府委員は、「この問題は、今回の制度的な仕組みとして30条で定めております私的録音・録画というものが国際基準であるベルヌ条約9条2項という、通常の使用を妨げ、かつ権利者の権利を阻害していることになっていない状態に達しているため、30条の現在の秩序のままではおかしいだろうという結論に達したわけでございます。」と答弁している。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>4 法制問題小委員会におけるいくつかの意見に対する当協会の考え方 法制問題小委員会の審議の過程において、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定についていくつかの反対意見が示されていますが、当協会としては基本的に承服することができません。その中で特に問題があると思われる次の3点について、その理由を申し述べたいと思います。</p> <p>(1) DRMによる解決論の非現実性 DRMによる個別課金が可能となったことを理由としてハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対する意見がありますが、補償金制度に代替し得る実効性のあるDRMは、配信ビジネスにおいてもパッケージ型ビジネスにおいても、国内外において具体的に提案されておらず、ましてシステムが整備される目途も立っていません。仮に今後、補償金制度に代替し得る機能を有する高セキュリティ・低コストのDRMが開発・普及するとしても、すでに膨大な量の音源がDRMなしで流通しているため、デジタル録音を完全にコントロールすることは不可能です。また、このすでに流通している音源の問題を仮に措くとしても、そもそもDRMを採用するか否か、採用する場合にどのようなDRMを選択するかを決めるのは、音源を流通させる事業者であって、著作権者ではありませんから、個別課金を可能とするDRMがすべての音源に採用される保証もありません。</p> <p>したがって、政令指定されていないハードディスク内蔵型録音機器等の普及による法30条2項の急速な機能低下という当面の課題の解決を、現行法に基づく補償金制度の運用にではなく、DRMに期待することは全く現実的ではありません。</p> <p>また、仮にDRMによるデジタル録音の完全コントロールが可能な状況になった場合に、補償金制度を廃止してDRMのみで著作権を保護しようとするれば、厳格なDRMによって補償対象となるべき録音行為自体をなくすか、録音の都度個別に課金するしかありません。これは、いずれも法30条1項の下でユーザーが現在享受している利便性を大きく損なうものです。</p> <p>現状においては、権利者、ユーザー双方の利益をバランスさせる見地から、補償金制度を確実に機能させることによって、私的録音・録画の自由を維持することが妥当かつ合理的であると考えます。</p> <p>(2) いわゆる二重課金論の誤り 音楽配信事業者が権利者の許諾を受けて提供している音楽配信サービスからダウンロードした音源を私的録音する場合に、ユーザーが補償金を支払うのは二重課金であるという趣旨の議論がありますが、これには音楽配信事業者が受けている許諾の範囲についての誤解があります。</p> <p>ダウンロード型の音楽配信サービスでは、①音源ファイルの作成、②送信用サーバーへの蓄積・送信可能化、③ユーザーのリクエストに応じた送信、④ユーザーの端末機器における受信時の複製という一連の過程を経て、ユーザーの手もとに音源が届けられるため、著作権者等は、この一連の過程について、音楽配信事業者との間で利用許諾契約を締結し、使用料の支払いを受けています。</p> <p>しかし、音楽配信事業者との利用許諾契約では、上記①～④の過程を経て音源ファイルを購入したユーザーがその音源をさらに他の機器・媒体に複製することについては、許諾の範囲としていません。その複製が私的使用目的でない場合には別途複製権の許諾が必要になりますし、私的使用を目的とするものであれば法30条1項・2項の適用対象となります。このことは、市販されているCDを購入したユーザーが、そのCDを音源として他の機器・媒体に複製する場合と同様です。</p> <p>このように、配信される音源にしるCDなどパッケージ型の音源にしる、音源を流通させる事業者が著作権者等から受けている許諾の範囲には、その音源を購入した個々のユーザーが購入後に行う録音行為は含まれておらず、そのような録音行為については、二重課金ということはありません。</p> <p>(3) 「消費者の認知度の低さ」等の指摘について 「消費者の認知度の低さ」等を理由としてハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対する議論がありますが、法に基づく制度の急速な機能低下にどう対処すべきかという問題の本質を逸らすものであり、こうした議論に基づいて追加指定の是非を判断することは適当ではありません。</p> <p>補償金制度は、1977年の著作権審議会第5小委員会の発足以後、学識経験者、権利者団体、メーカー団体のみならず消費者団体の代表も参加して行われた長期にわたる検討・協議の結果を受けて、国会において審議され、いわば社会的合意として法制化されたものです。消費者の認知度を向上させるために、権利者が消費者に向けた広報活動を今後も継続して実施すべきことは当然ですが、その際、補償金の支払の請求及び受領に関する協力義務者であるメーカーはもちろんのこと、第5小委員会の発足当初から検討に加わってきた消費者団体も積極的に広報活動の一翼を担って協力すべき立場にあると考えます。</p> <p>5 結語 私的録音・録画の問題については、著作権審議会第10小委員会の到達した結論が現状においても妥当かつ合理的だと考えます。それどころか、その後の私的録音・録画の拡大の流れは、この結論の先見性、的確さを浮き彫りにしているといえます。</p> <p>現行の補償金制度は、「技術の発展の恩恵を受けつつ、著作物等を享受することについての消費者の利益に配慮しながら、録音・録画技術の発展と著作権等の保護との間の利益調整を図り、また、国際的な流れにも配慮するという観点から」(同小委員会報告書)構築されました。同小委員会が結論を示した当時に比べ、現在はデジタル録音・録画の実態がさらに拡大し、著作権・著作隣接権の本来あるべき姿が大きく損なわれつつあることは言を俟ちません。このような厳しい実態を踏まえるとき、私的録音・録画の自由を維持するためには、その代償としての補償金制度を確実に機能させなければなりません。そのためには、MD等からのユーザーの移行が進んでいるハードディスク内蔵型録音機器等を、私的録音補償金の対象として、早急に追加指定すべきです。それが消費者、メーカー及び権利者の負担の均衡を図り、さらには文化芸術の振興や知財立国の実現につながるよりよい方策であると考えます。</p>
	<p>とても難しい問題で、すっきりとした結論を出すのは難しいと思います。しかしながら現状では、MDの機器が対象になっているように購入時のわずかな(わずかであると感じるか高額であると感じるかには個人差はあると思いますが)課金で私的録音についてはクリアされるという方式のほうが、コピーコントロールよりも公平に思えます。曲ごとに課金するとなると、必ず不正な機器や方法で支払いを免れようとする者が出てきます。いたちごっこが続き、技術開発費がかさむばかりでは？そんなことに費やすお金があれば作詞作曲家にまわすほうが良いと思います。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権法30条1項の根源からの見直し ・私的録音補償金に対する国民の理解と合意 ・仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考 <p>□理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法自体が前時代的である。 ○「私的録音補償金」とは一体何か。 ○どういった行為が私的録音にあたるか。 ○果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補償義務があるのか。 <p>と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのは、現在すでに時代から取り残され大きな破綻を期している私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生し、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出す労力を強い、国民の抵抗を煽るだけである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●iPodなどへの課金理由はすでに破綻している。 <p>私的録音補償金対象機器の拡大が議題になり、いわゆる「iPodなど」をどう扱うかが話し合われはじめて1年もしないうちに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iPodを内蔵した携帯電話(米モトローラ社) ・あらかじめ音楽が記録されているシリコンメディアが供給されると同時に、パソコンに取り込まれた音楽ファイルを転送することも可能な携帯音楽プレイヤー(米ディズニー社) <p>などが次々と発表、発売されている。</p> <p>これらの機種は補償金増額を望む諸団体の「理屈」を逸脱したものであり、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●概念の構築がまず先である。 <p>哲学不在のまま法のみがその運用で暴走することは多々ある国家であることは理解しているが、だからといってそれが法治国家として、民主主義国家として正しいとは全く言えない。</p> <p>今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、それが玉虫色でどうとでも解釈ができる、といったものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「録音」から変更するべきである。 <p>「録音」という言葉さえとくに意味をなさなくなっている以上、その用語の選択から始める必要もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきである。 <p>また、仮に「録音」という用語から見直され「私的な音楽利用」とそれにまつわる「補償金」の概念が明文化され、国民からの理解と合意を得られた場合でも、それは即「機器に対する課金」を意味するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する。 ・ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する。 ・音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる。 ・単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。 <p>など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択するべきである。</p> <p>現在すでにそのような事態となっているが、上記課金方法を数種類合わせることは「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」を増大してしまうこととなるため考えられるべきではない。MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られているとは言いがたい。</p> <p>メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテーププレーヤーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では国民が納得するはずもない。</p> <p>また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最後に3点記しておきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 私的録音補償金対象機器拡大を提案する諸団体について このたびのパブリックコメント募集にあたり、それらの団体に対する国民の不満がさらに膨らんでしまったことに対して管轄省庁としての文化庁と文部科学省はどう考えているのか。 それらの団体(加えて管轄省庁)のありように国民の不信感が高まっている中で私的録音補償金対象機器拡大を当初の計画通り強行に執り行うことは民主主義を謳う以上許されない。 「文化庁役人の天下り先の利権団体」として認識されてしまったからには、これからどんなことを行うにしても国民の目がつきまとうことを充分知り、これ以上国民に不利益をもたらす事態になれば解体論など存在そのものを問う声が大きくなることは覚悟するべきである。 ただでさえ「国際化」「デジタル化」に全く追従できていないばかりか新たな産業の妨害まで行っているそれらの団体の未来は悲観的なものでしかないが、それを助長するような働きを省庁が行っている「省益」にすら反するのではないか。そうなる前に大幅な、国民が納得できる形への改革を指導することは管轄省庁の務めである。また、それは最近の様々な文化庁の失態の汚名を返上する機会にもなりうる。 2. パブリックコメント中間発表について 今回のパブリックコメント募集に関し「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません」と記しておきながらその数字を中間発表という形で公表することに一体どういう意味があったのか。 不快感を禁じ得ない。 二度とこのようなルール違反を行うことのないよう、猛省を促したい。 3. パブリックコメントのPDF化について パブリックコメントを公表するにあたりPDF化されたファイルが利用されているが、一度紙に出力されたものを再度スキャンするような、単に「やるのが古くさい省庁」といったイメージを国民に植え付けるだけの前時代的かつ無駄な労力を伴うものはやめていただきたい。スキャンする労力は無駄であるばかりかそれらは盲人読み上げ用ソフトウェアにも対応できていない。 電子メールで受領したものは当然、FAX等で受領したのもテキスト化し公表するのがより正しい労力(税金)の使われ方である。

項目	意見
	<p>制度の矛盾点が噴出していますが、そもそも著作権を保護すべき情報に支払うべきお金のはず。その原理原則をきちっと守っていただければ矛盾は生じないと思います。ハードディスクなどの記録媒体に課金をするのには納得がいきません。</p> <p>自分で録音した音楽、ドキュメントなどの一般のファイルなどにも課金されてしまうという問題や、市場に出回っているハードディスク、シリコンメモリ内蔵型の音楽再生機器は、一般のファイルも記録することができ、汎用機器と音楽のデジタル録音を主たる用途とする機器の分別が困難になっている点など制度のほころびが現れています。しかし、そもそも補償金は著作権を保護すべき情報に支払うべきお金のはずです。その原理原則をきちっと守っていただければ矛盾は生じないと思います。音楽を再生する機器として使われることの如何によらず、ハードディスクなどの記録媒体に課金をするのには反対です。現在では、情報そのものに課金することもDRM技術などの発達によって可能になっています。補償金制度を根本的に見直し、理念に沿った制度に改善してください。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>「私的録音録画補償金の見直しについて」について述べさせていただきます。そもそも論になってしまうのかもしれませんが、憲法だか法律で認められている「私的複製」と「私的録音録画補償金制度」の関係がわかりません。私が、CDやレコードを買って、それをMDやCD-R、iPodなどにコピーして、私が聴くことは、法で認められている「私的複製」であるとおもうわけで、音楽の権利者がどうこういう筋合いのものではないと思うわけです。この根本的な疑問については、未だに明確且つ明快な回答が得られていません。今回の委員会では、このそもそもの部分をはっきりさせて頂いた上で、補償金そのもののありかたを議論して頂きたい。現状のジャスラックなどの言い分を見ていると、いかなる形態であろうとも、録音できる機器やデバイスから補償金を取るという論法になってしまいます。また、今回の委員会でも取り上げられているiPodなどの機器への楽曲のコピーに関しては、コピー元を見た場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)音楽CD 2)ダウンロード販売 3)違法配信 <p>といったものかと思えます。1)については、自分で購入したもの、レンタルCDなどがありますが、レンタルCDはそもそも著作権者の許諾をえて行っているわけですから、違法でもなんでもありません。3)のダウンロード販売についても、ジャスラックの料金規定 http://www.jasrac.or.jp/profile/covenant/pdf/royalty/royalty.pdfの76ページの「(インタラクティブ配信の備考)」の項に、以下の記述があります。</p> <p>~~~~~</p> <p>(ウ) ダウンロード形式 受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。</p> <p>(エ) 着信音専用データ 電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が45秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう(画像などを伴うものを含む)。</p> <p>~~~~~</p> <p>着メロは他機器へのコピーが出来ない旨の記載があります。つまり、ダウンロード形式については、他機器への複製を見込んでいないということではないでしょうか？ にもかかわらず、iPodなどの機器への転送が、権利の侵害となる根拠がわかりません。 それどころか、二重取りになってしまうのではないのでしょうか？ 余談ながら、iPodは、音楽再生装置であります。それと同時に、リムーバブルハードディスクの一面を持ちます。私の同業者には、iPodにMacintoshの起動システムをいれて、ハードウェアのメンテナンスに使っているかたがいます。そんな使い方でも、「私的録音録画補償金制度」のなのもとにお金をむしり取ることになるのでしょうか？</p>
	<p>私はipod等のハードディスク内蔵型録音機器を速やかに政令指定するべきであると考えます。ハードディスク内蔵型録音機器製造メーカーの言っているような、コピーする度に課金というやり方は、ユーザーの身として反対である。私は、ダウンロードによって曲を買っている。ダウンロードの度に課金することをされたら、今後いくら払えばいいのか検討がつかない。ipodは60GBで15000曲入るし、すべてコピーしたら、莫大な金額になってしまう。ユーザーとしてどこにいても音楽を購入できるし、将来的にも自分の身の回りで音楽が簡単に手に入る生活が待っていると思うから、簡単に手に入るようにするためには、私的補償金の支払は一回で済ませたい。現在ipodだけでなく、着うたのように、携帯でもダウンロードもできるようになっている。曲の購入とは別にダウンロード料金(パケット通信代)がかかっていることもユーザーは見落としてはならないと思う。ただでさえ、パケット代は高くついているのに(使い放題プランは別だが)、さらにコピーの課金をしたら、音楽を購入することを躊躇してしまうと思う。だいたい、ブルーレイディスクとかHDDとかでメーカー同士が規格の争いをしているが、メーカーは自分たちの利益しか考えてないと思う。ユーザーの利便性とか考えているようで、実際には考えてないんじゃないかと疑問である。ユーザーのためにはキレイごとでしょうか。メーカーにとってはビジネスチャンスかもしれないが、音楽の本質自体を軽くしていると思う。音楽の恩恵があるから、ビジネスチャンスが生まれているのであって、メーカーはこのことに対して、作家に敬意を示さなければならぬと思う。メーカーは、無のものから、作っているという感覚を持っているから、理解されているとは思いますが、同じように無から音楽を創っている苦労も考えてみてはどうだろうか。だから、私的録音補償金制度にハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を速やかにしていただきたい。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>標記の機器を補償金の対象に加えるのは不相当であるという意見に賛成し、対象に追加すべきものであるという意見(1)(2)(3)(5)に反対します。</p> <p>対象に加えるのは不相当であるという意見(2)(3)について、コメントします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象に加えるのは不相当であるという意見(2)に対するコメント: 「そもそも許容される私的複製の範囲が明確でない」という指摘は重要と考えます。フェアユースの定義を検討する必要があると思います。 ・対象に加えるのは不相当であるという意見(3)に対するコメント: 第8回審議会において「音楽配信業者へのライセンスはPCへのダウンロードまでを想定」といった発言があったようですが、すでに配信業者と権利者がライセンス契約を締結している以上、後からそのようなことを言い出すのは民法上大変な問題があるのではないのでしょうか。 <p>「二重取り」の指摘については重く受け止める必要があると考えます。</p> <p>次に、対象に追加すべきものであるという意見(1)(2)(3)(5)について、個々に反論します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象に追加すべきものであるという意見(1)に対する反論: 「デジタル録音」という用語の定義が不明です。「音声データを複製すること」という意味であるならば、それは複製権を損ない、権利者の経済的損害を生じさせ得る類いの複製であるとは限りません。 <p>iPod等の「ハードディスク内蔵型録音機器」(この呼称にも違和感があります)において行われる「複製」は、プレースhift・タイムシフトの目的での「複製」であり、そこから子・孫がさらに複製されて拡散するようなものではありません。ソフトウェア・ハードウェア的にも、そのような拡散を防ぐための仕組みが導入されています。</p> <p>子・孫が複製されることがない以上、この「複製」は、「第三者がCDを購入し、発生するはずであった利益」を害するものではありません*。</p> <p>このような「複製」をとりあげて、権利者の経済的損害を補償するための私的録音録画補償金を論じることは、その出発点から間違っていると考えます。</p> <p>第8回審議会において、経済的損失と称する試算が公表されたようですが、それは消費者が同一の楽曲について「据置オーディオで聴くための音源」と「iPod等のみで聴くための音源」を購入する、という前提にたつものです。消費者の実感として、そのような購入手続きは非現実的であり、一般消費者に要求できるものではないと考えます</p> <p>**。架空の損失を補償する必要を認めません。</p> <p>*:このような「複製」には複製権を及ぼすべきではない、という趣旨の意見を、「3.デジタル対応について (1)機器利用時・通信過程における一時的固定について P.41-」に対する意見として別送させていただきました。</p> <p>**：ただし、音楽CDの再販制度が撤廃され、競争や合理化等により、アルバム1枚¥1,000等になるようであれば考えることもやぶさかではないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象に追加すべきものであるという意見(2)に対する反論: 上記のとおり、iPod等の「ハードディスク内蔵型録音機器」は、そこから子・孫の複製が拡散するものではありません。したがって、メディアによって複製が拡散し、権利者に経済的損害を与える類いの録音機器であるMDと同一視することは不相当です。 ・対象に追加すべきものであるという意見(3)に対する反論: 上記のとおり、iPod等の「ハードディスク内蔵型録音機器」では権利者の経済的損失を生じさせ得る類いの複製は発生しないため、この議論は成立しません。 ・対象に追加すべきものであるという意見(5)に対する反論: この反論には2つの議論が含まれていますが、後者について反論します。「何らの補償的措置等がとられない場合には、国際条約上の問題が生じかねず、第30条第1項(私的複製などの制度的な部分への影響を考慮する必要がある)」とのことですが、そうは考えません。 <p>実際に、日本と同様にベルヌ条約に加盟している米国で、いわゆるRio事件の裁判において、iPod等の「ハードディスク内蔵型録音機器」はAHRA(Audio Home Recording Act)の定義する「digital musical recording」の定義に該当しないという判決が出ています。しかし、特に国際条約上の問題が発生しているとは思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、CD等を購入した場合には、私的利用するのであれば追加の費用は一切不要であるべきで、現行の著作権法第30条第2項は削除されるべきであると考えます。従って、ハードディスクを内蔵しているからといって補償金を支払わなければならないという根拠はありません。まして追加指定などは許容できません。根拠は次の通りです。 <p>(a)本制度の導入において、「デジタル方式の複製は音質が変わらない」という理由がありました。しかし、MD等現行のポータブル機器の多くは、データ量を小さくするために音質を落として複製します。その点ではアナログ方式の複製と同じです。従って、音質が変わらないから、という根拠は成立しません。</p> <p>(b)私的録音録画が補償金制度が導入されるもととなった理由「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」は、CD等を購入している場合には該当しません。CD等を購入していればその段階で著作権者に対する義務は果たしており、その後でアナログ方式で複製するか、デジタル方式で複製するか、あるいは複製しないかということは全く無関係だからです。</p> <p>例えば、CDのまま自宅で100回聞くのと、MD等にコピーして自宅と車で100回聞くのとは同じで、著作権者の不利益になることはありません。が、現行制度では後者の方が費用がかかることとなります。これはおかしいといえないでしょうか。よって、購入者が私的利用のためにいかなる複製をしても、音質・画質の劣化の如何に関わらず補償金を支払う理由はありません。</p> <p>(c)コンピュータのソフトウェアにおいては、同一人が使う場合に限って何台にインストール(登録)しても同一ライセンスで利用できるものが多数あります。この現実的な考え方を踏襲するのがよいと思います。</p> <p>(d)ハードディスク内蔵型を含む録音機器において、自然の音を録音するといった使い方をする場合でも現行の制度では補償金を支払わなければならないが、これらの機器においては第104条の4第2項は適用されないことになるため、実質的に補償金を返還されることはありません。これは明らかに間違っているといます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見 iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 iPod等の音源として考えられるのは以下の3つが考えられます。 (1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲 (1)自分で正規に買ったCD ・自分で正規に買ったCDについては権利者への対価が支払い済みです。さらに、自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は再生手段を変えただけで、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められません。これに補償金を課してしまえば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得さしめることとなります。よって課金は妥当でないと考えられます。 (2)レンタルCD ・レンタルCDには貸与権使用料が課されています。これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものです。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてもこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されています。 (3)配信楽曲 ・個別に課金された楽曲を消費者は購入しています。CDで購入したのと同様、iPodへの転送は再生手段を変えただけで権利者への経済的不利益を与えるものとは認められません。 上記の理由はハードディスク内蔵型録音機器だけでなくMDなどすでに補償金を課せられてしまっているメディアに対してもあてはまると考えられます。そこで、これを機会に私的録音録画補償金制度の存在意義そのものを見直すのがよいかと考えられます。</p> <p>追記 リスナー側の立場として意見させていただくと、そもそも「何を補償」しているのかがわかりにくい制度だと思われま。たとえばAというミュージシャンの楽曲をコピーした場合、メディアから徴収された「補償金」はAの手元に全額届くのでしょうか？ その楽曲に直接的、間接的に携わった人々に行き渡るのでしたら、全く興味のないミュージシャンB, C, D...に行き渡ったりしないのでしょうか？さらに関係のない団体の方々に行き渡ったりしているのでしょうか？ そう考えるとやはり「何を補償」しているのかがわかりにくくなっています。すでに、リスナーはミュージシャンの作品に対して対価を支払う義務があると考えます。いやむしろ、次の作品につながるのなら、対価を支払うことを厭わなくらいの思いでいます。 でも、関係のない人に対しては支払う必要はありませんし、関係ない人は受け取るべきではないでしょう。 社会や産業構造が複雑になって制度が追いついていないというケースは多々あります。そんなときは「まず制度ありき」ではなく、もう一度「基本」に戻って見直すことが大切です。 では音楽における「基本」とは？ それは「リスナー」と「ミュージシャン」の間の「関係」です。 このことを冷静に考えると進むべき方向が明らかになってくると思われます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について ハードディスク内蔵型録音機器を私的録音補償金の対象にする事に賛成します。 私は、i-podを持っています。MDウォークマンを利用していたときと購入の動機は同じです。 従来のウォークマンに比べ収録楽曲数がはるかに多く、携行するのに非常に便利です。 i-pod等は音楽をデジタル録音する事を主たる目的として宣伝、販売されており、私自身も音楽以外の目的で使ったことはありません。 i-podにデジタル録音するための音源は、レンタルCDがほとんどであり、ネットからの購入は、支払い決済などの点からあまり利用していません。 私的録音補償金の対象に追加指定することに様々な意見があるようですが、追加指定に反対している立場の人の意見、「ネットからのDRMが施された音楽を購入し、私的な録音を行う都度、補償金の支払いをする」ということは、少額であるべき補償金の支払い決済など現実的な処理が問題にならないのでしょうか。 言い換えれば、私的な録音を行うたびに課金されるなんて、不自由で許せません。 また、依然としてデジタル録音の音源として活用されている、レンタルCDからの録音はどのように補償金の支払いをするのでしょうか。 i-pod購入時に、一定額の補償金を支払い、あとの私的な録音が自由に認められる制度は、消費者の立場として利便性に優れており、これまでの補償金負担も大きいと思っておりませんので、対象機器の拡大に賛成です。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えば iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 所有しているCDの楽曲をハードディスク内蔵型録音機器に入れる行為は、正当なことだと考えます。</p>
	<p>iPodなどを使用する立場からしてみれば、録音機器を購入した時に最大で1000円の私的録音補償金を払って、その後自由にコピーをする方が何の手間もなく良いと思います。 1曲コピーをするたびに課金されるシステムを搭載した機器をメーカーに売りつけられた上に、徴収もされるとなると、何だか面倒な気がします。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>当該機を私的録音録画補償金の対象として追加指定することに強く反対いたします。まず前提となる、「家庭内等における私的な複製については、例外的に、権利者の許諾なく行うことができるとされている(第30条第1項)」という事柄にもとづくと、現行のMDやCD-R等の媒体に対する補償金についても、本来支払うべきでないからも徴収されていることとなります。すなわち多くの消費者にとってはいわれのないお金をむしり取られていると言っても過言ではありません。しかしながら、これらの安価に音質等の劣化の少ないコピーが作れる媒体については、残念ながら「家庭内」という縛りを越えて、個人的にあるいは組織的にコピーを作成し配布する(たとえば友達にあげる)といった不心得な行為が実際に行われ、権利者の主張する「著作権者等の経済的利益が損なわれる」ことは現実のものであると考えられます。その意味で、公平性の観点では疑問符がつくもののこれらの「媒体」に対する補償金に全く根拠がないとは考えません。</p> <p>しかしながら、ハードディスク内蔵型録音機器は「家庭内等における私的な複製」しか有り得ない機器なのです。すなわち利用する本人がCDなり音楽配信のかたちで購入した楽曲を取り込んで、その本人がCDプレイヤー等の機器の使えない屋外等で音楽を楽しむ、と言う以外の利用法が普通考えられません。そのような行為によって、補償金の根拠である「著作権者等の経済的利益が損なわれる」というのは全く理解できません。MD等のようにコピーを作成して、それを他人にあげる、安価で転売する、ということは起こり得ないのです。個人が購入した音源をただ屋外で聞くために別媒体に移動した、という行為に課金するとは、二重取り以外の何物でもありません。</p> <p>「すみやかに補償金の対象に追加すべきものであるとの意見」として5点掲げられていますが、補償金の根拠である「著作権者等の経済的利益が損なわれる」ということを全く説明していません。とりわけ、二番目の「補償金の対象となっているMD録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。」と言う主張には怒りを覚えます。そもそも、MD録音機器への課金自体が、上に述べたような一部の不心得な者の行為で生じる著作権者等の経済的不利益に対して、「消費者は泥棒である」という性悪説に基づいて、本来支払う必要の無い消費者までひっくるめて荒っぽく取り立てている事を忘れてもっては困ります。MD機器と使われ方が似ている、すなわち、「音楽を持ち運びできる」、ということだけで、「経済的不利益」をもたらす根拠のない機器に補償金を貸すことが「公平」とは... 音楽が産業としても芸術としても成立することは、権利者と聴衆の両方がないこととあり得ないことを忘れた、聴衆をただ金蔓としか見ていないような主張には嘆息を禁じ得ません。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度の見直しに賛成します。</p> <p>メーカーがいうDRMによる個別課金の実現し、1曲録音することに課金されることになると、望ましくないとします。せっかくたくさん音楽を保存することができるiPodなのに、保存するたびに課金されるのであれば意味がありません。補償金の額は特定機器については上限1000円であり、現行価格に1000円課金すれば、自由にかつ適法に使うことができるわけで、この方が簡便であることは明確です。対象機器の拡大にも賛成します。</p>
	<p>課金しなければiPod等により「権利者」がどのような「不利益」を被るのかわかるように説明するべきである。なぜ自分で購入したCDや配信楽曲を別の媒体で聞くことについて課金しようとするのか理解できない。</p> <p>CDで再生してもiPodで再生しても別の誰かにそれを売っているわけではなく、買った本人が聞くのであるから「権利者」に「不利益」を与えているとは考えられない。配信楽曲についてもCD同じである。</p> <p>「権利者」が「不利益」を被るのは、私的複製によってではなく著作物をP2Pなどで不当に不特定多数へ流通される場合であると考えられる。しかし、それも「権利者」の捉え方によっては「利益」であることもある。</p> <p>「権利」を守ろうとするあまりに利用者に理解されない扱いづらい制度を作るよりも、より多くの利用者に流通するような著作物の販売形態を模索していくべきではないだろうか。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等を、MDと同様に私的録音補償金の対象にすることは、当然のことと考えます。</p> <p>最大15,000曲もの音楽を録音出来るハードディスク内蔵型録音機器等について、たとえ音楽以外の用途があるとはいえ、主たる使用目的が音楽の録音である以上、私的録音補償金の対象機器として追加指定出来ない理由は、あり得ないと考えます。</p> <p>MDが指定され、iPodが指定されないという現状は、あまりにもバランスを欠いた状況であります。</p> <p>かつて、関係機関各位と作家との間で長い期間に亘って検討を重ねて、ようやく私的録音補償金制度がスタートいたしました。しかし、ITやデジタル技術の発達・普及の速度に制度の運用や改訂が間に合わない状況は、著作権保護の分野においても顕著になっていると考えております。</p> <p>今を生き延びる作家やアーティストが、創作活動に喜びを感じられるように、豊かな文化をいつまでも多くの人が共有出来る環境を作るために、迅速に対応出来るような法整備をしていただけますよう、併せて希望する次第です。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器はこれまでのMDなどに代わるものであり、即時政令指定すべきである。</p> <p>議論の中ではDRMによる個別課金が言われているが、まず、これを普及させるには膨大な経費がかかり、その経費は録音機器などを購入する消費者にそのまま転化されることが容易に想像できることから、消費者にとってはこれまで以上の負担増となる。また、これまで一定の補償金を払って自由に私的録音できたものが、個別に課金されることにより、機器等の開発経費を上乗せさせられた上、二重に負担を強いられることとなる。これでは、いつも権利者等の目や財布の中身を気にしながら音楽に触れることになり、国民はいつも音楽大らかに楽しみたいと思っているが、それもできなくなってしまう。そして、日本の音楽文化はギクシャクしたものとなり、結果的に文化の衰退を招くことになり、誰も不幸になってしまう。</p> <p>このようなことにならないよう、私的録音録画補償金制度の見直しについては国際的にもさらに良い制度となるようしっかりと議論のうえ、是非この制度を維持していただきたい。</p>
	<p>賛成です。</p> <p>補償金制度を廃止したあと未来が暗い。メーカーの反対意見では、コピーコントロールなどで対応すればいいとされていたが、コピーコントロールには反対。CCCDは絶対買いたくないし、コピーするたびに課金されるなんてもったいのほか、いくらかかるかわからない額を課金しようとするメーカーは、ユーザーのことを考えていないと思う。課金されることを心配しながら保存するような機器であれば必要ない。基本的にiPodとかは安いほうがいいけど、どっちがマシかと考えれば、iPodを買ったときに1回に済ませたほうが思う存分楽しめると思う。</p>

項目	意見
	<p>難しいことは解らないのですがiPod等への課金については絶対反対です。 音楽業界は「著作権」と称して権利を主張していますが、基本的に「私的複製」は補償されている筈です・ 私はiPodを使用しています。MDも持っています。 しかしながらすべて自分で購入したCDを自分で聴くために録音したり、家族の声を録音したりするのに使用しています。 私が購入したMDに対する著作権料はどこに行ってしまったのでしょうか。 私步譲って私が購入したCDのアーティスト達に「著作権料」が払われるのならばまだいいのですが、結局「音楽著作権業界」で「ピンハネ」されているのではないのでしょうか。 いわゆる「天下り会社で著作権料が無駄遣い」されているのではないのでしょうか？ 「音楽著作権業界」を解体して直接「当事者（アーティストや作曲、作詞、編曲者）に著作権料が入るようにしたほうが音楽業界にとってためになると思います。 CDレンタルや音楽配信でもすでに著作権料が払われているのにも関わらずMDやiPodでさらにお金が取られるとしたら二重払いになると思います。 私的複製はすでにDMRIによって十分制約を受けています。 音楽のデジタルコピーは「劣化します」 DMRをかけるのであれば課金すること自体「消費者をだましている」のではないのでしょうか？ 「取りやすいところからとる」ということをしています。</p> <p>CDが売れなくなったのはコピーよりも「魅力的な音楽」がないからです。 売れないからと他からお金を取ってはいけません。 音楽だけではありません。 HDD、DVDレコーダーもそうです。自分で撮ったものを残すのに著作権料を払うのは納得いきません。 DMRをかけるのであれば課金してはいけません。 課金するのであればDMRをかけるのは理不尽です。 私的利用のための（著作権料のかかっていない）CD、MDやDVDを売るか、商品毎に「著作権返金方法」を明記するべきです。 このまま「課金」「課金」でいくとますます消費は低迷します。 消費者の立場に立って審議をお願いいたします。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>（意見）私的録音補償金に特化して見直しについて意見申し上げます。 私は30年以上にわたってレコード会社および音楽出版社に勤務して来ました。その間、私的録音補償金の法制化という大変有意義な定めができました。レコード会社ではアナログ時代とはいえ、消費者には便利な私的コピーということで黙認するも、本心ではレコードセールスの伸び悩みに大なる危機感を感じていたものです。その危機感に追い討ちをかけるべく、技術の急激な進歩によりコンパクトディスクというデジタル商品が発売され、ミニディスクというデジタルコピーが可能な媒体が発売されると、音質の劣化がまったくないコピーができることによるレコードセールスの減少に対する危機感は頂点に達しました。このような状況の中、私的録音補償金を徴収するという形で、レコード会社・実演家と消費者の間に合理的な制度ができたのは大変すばらしい着地点であったと考えます。 しかしながら、昨今のI-Podに代表されるハードディスク内蔵のコピー機器（以下「I-Pod等」といいます。）が大変急激な伸びをする一方、従来の私的録音補償金の対象である機器や媒体は売り上げを減らしております。つまり、実質的には従来と同様、またはそれ以上のより大勢の方々がいPod等により、デジタルによる私的録音を生活において享受しているのに、I-Pod等が私的録音補償金徴収の対象ではないために、レコードの売り上げ、レコードの売り上げ数に比例して実演家が受領する印税は、I-Pod等がない場合に受領する金額より少なくなっていると考えます。 私は音楽ファンの消費者です。一般の消費者の立場としては、私的録音補償金を支払うのは好ましくないと考えるでしょう。しかしながら、私のような音楽ファンの立場からは、日本という世界の先進国において、日本のレコード会社・実演家がいつまでも元気で素晴らしい音楽を提供してほしいと考えます。そのためには、デジタルによる私的録音を禁止しない限りは、I-Pod等の使用者に私的録音補償金の支払いに協力していただくべきと考えます。私は、I-Pod等への私的録音補償金の課金を支持します。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成です。 最近、私的録音補償金の制度を知り、さらに、MDは対象になっていて、iPodやパソコンは対象になっていないことを知りました。 消費者にとっては、MDとiPod、パソコンの著作権法上の違いはわかりませんが、MDよりもヘビーな使い方ができるiPodが対象でないことには不思議な感じがします。もしこのままiPodが対象と認められなかったら、今後別の新しい技術が開発されても、著作権者の権利がなし崩しに狭められていくのではないかと思います。 メーカー側の主張もわからなくはありませんが、知的財産立国を目指す日本においては、逆行しているように思います。</p>
	<p>追加指定に基本的に賛成する。 現行の著作権法30条に規定されている「私的使用のための複製」は、デジタル方式による録音・録画が想定されない時代のものであった。デジタル録音・録画機器が登場して、30条2項で私的録音録画補償金が規定されることとなったと認識している。その際においても、ハードディスクを用いたデジタル録音・録画機器は想定されていない。 デジタル録音・録画は、「私的使用のための複製」として想定されていた零細な複製とは認められないが、一般利用者の録音・録画の利便を図る上で、一定額の補償金を支払うことで「私的使用のための複製」として家庭内等においては自由に録音・録画できるものとしたものと考えられる。 以上のことから、ハードディスク内蔵型録音機器であっても、現在補償金の対象となっているデジタル録音機器媒体と同様に、主に音楽のデジタル録音に用いられるものであり、当然、対象機器として指定されるべきである。 実効的なDRMが導入されることによって私的録音録画補償金制度は不要となるとの考えもあるが、DRMの掛かっていないCD等のメディアによるコンテンツの提供がごく短い期間で無くなるとは考えられず、DRMと私的録音補償金制度が並存する期間が必要であろう。 なお、実効的なDRMを円滑に市場に導入するために、ハードメーカーと権利者の双方が納得する方式のDRMが不可欠であり、両者が共同でDRM技術の開発検討する場を設けることが必要と考える。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。 現行の私的録音録画補償金制度の下では、30条2項の趣旨からすれば、これらの機器は当然に政令で指定されることが予定されているものと考えます。 権利者保護の観点から何かべつの手当てがされているのであればともかく、何の手当ても無く補償金の対象にもならないと言うことは、現状において著作権法の精神が生かされていないと言えるのではないのでしょうか。</p>
	<p>現在、i-podやPCは主に音楽や映像をどれだけ多く記録できるのか、また、どれだけライブラリーを簡単に整理することができるのかを売りにしている。 このような状況で、ハードディスクに補償金が掛けられていないのは不自然ではないか？コンテンツがなければ大容量のハードディスク自体にどれほどの魅力があるのか疑問である。メーカー側は、補償金を支払うことによって、製造する機器に必要不可欠なコンテンツの安定した供給を受けられるという事実を認識すべきである。 したがって、ハードディスク等の記録媒体を新たに補償金の対象にすべきである。 現行法では、今後も新たな記録媒体が出てくれば、その都度政令に指定するという状況であるが、これでは事後の手当てであり既に失われた利益は還元できない。 今後は、新たな記録媒体を発売する前に政令指定しなければならない等の事前の対応が必要であろう。</p>
	<p>私はiPodを補償金の対象にすることに賛成です。私は今まで、私的録音録画補償金制度があることを知りませんでした。基本的に補償金を払うことは嫌なのですが、結局払うのであれば、初めに気がつかない程度の金額を支払って自由に使える現在の仕組みの方が、録音する度にいちいちお金を払うより全然いいと思います。しかも、録音する度にお金を払うということになると、例えば、レンタルした場合はどうやって課金するのでしょうか。不公平が生じる気がします。また、MDは補償金の対象としているのにiPodはしないというのも疑問です。補償金について知っている人はほとんどいないと思います。今更、録音する度にお金を払うなんてなったら消費者は確実に混乱するしめんどくさいと思うと思います。絶対に、最初に支払う現在の仕組みの方がいいと思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器は、年齢・性別を問わず急速に普及していると感じられます。毎日の通勤電車で周りを見渡すと、実感いたします。 断言はできませんが、これらの殆どが音楽を聴くことが利用の目的だと思われます。 音楽の著作権者・著作隣接権者の権利を守ることが、これからの音楽発展のためにも必要になると考えます。ハードディスク内蔵型録音機器を追加指定することに賛成いたします。 個別課金を私的な録音に適用するのは、現実的ではないと思います。私的補償金制度を活用することにより、消費者も安心して利用でき、権利を行使する立場の方々にとっても無断利用を事前に防止できます。 国内はもちろん、アジア・世界のリーダーシップを担う存在として、私的録音補償金制度の新しいメディアへの柔軟な対応は必要だと考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等について、私的録音録画補償金の対象として追加指定して欲しいとの要望があるが、それに「反対」します。 主な理由は、次のとおりです。 ハードディスク内蔵型録音機器は、CDまたは音楽配信で入手した音楽を転送し、再生するための装置です。 CDからの転送は可搬性の向上が目的であり、データ圧縮による音質劣化が無視できません。 音楽配信では、PCからの転送を前提にして、既に著作権使用料が支払われています。 よって私的録音録画補償金の対象をこれらの機器に拡大することは、著作権使用料の多重徴収になります。 (制限事項) ハードディスク内蔵型録音機器は、著作権保護機能を有し、例えば他人の所有する機器等へ音楽をコピーすることが出来ません。 ハードディスク内蔵型録音機器は、容量に制限あり、制限を越えるなら、音楽データを消去しなければなりません。 ハードディスク内蔵型録音機器は、メディアを使用した場合と異なり、音楽を無制限に複製することが出来ません。 よって「ハードディスク内蔵型録音機器に音楽を転送することで経済的影響が生じる」とする日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会(以降「権利者団体」)の主張は正当ではないと思われます。 さらに、ハードディスク内蔵型録音機器を私的録音録画補償金の対象に加えることで、新たに汎用機器(PCなど)への対象拡大が懸念されます。 汎用機器は必ずしも音楽録音に使われるものではありませんので、私的録音録画補償金の対象としては不適切と考えます。 本制度は現状どおり、MDや録音録画用CD-R/DVD-Rメディア・装置を対象とし、これらメディア・装置の市場が衰退するならば、これに合わせて縮小廃止されるべきです。</p>
	<p>私的録音録画補償金の対象としてハードディスク内蔵型録音機器等追加指定することに賛成。 そもそもこの制度はデジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応して作った制度なのだから、録音機器が進化するの伴って指定機器を追加するのは当然である。市場においてMD機器にとって替わろうとしているハードディスク内蔵型録音機器に対して課金しなければ、一方で課金されているMD機器とのバランスを考えても不公平となる。</p>
	<p>音楽をコピーするたびに課金される方が分かりやすいとは思いますが、毎回いづらか課金されることによって今のように興味があればどんな曲でもダウンロードすることには慎重になり、音楽文化の発展にブレーキをかけてしまうのではないかと気がします。それよりも、機械購入時にいづらか補償金をかけておいて、あとは自由にコピーができる方が、今まで通り手軽に音楽を楽しめるのではないかと思います。毎回の支払い額は安いに越したことはないのですから。私は、ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象とすることに賛成します。</p>

項目	意見
	<p>デジタル機器の場合別にどう使われたかの記録が取れるという意見を聞いてもっともだとも思ったのですが、よく考えてみると、旧来の媒体で補償金を徴収していたことは整合性が取れないのではないかと思います。媒体がデジタルかアナログかにかかわらず、そこに録音される音楽の権利は一緒で、反対にデジタルだからこそ権利が軽んじられることがあってはならないと思います。消費者である自分の受け取る側の利便さばかり考えがちですが、対する側のことを少しでも考えてみると、そこには相互利益があることがわかります。享受することばかり考えてはバランスが取れない社会になってしまう恐れも感じます。やはり知的財産を護ることは、先進社会の一旦を担う日本としては真剣に、率先して考えるべきだと思います。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成。 現行の私的録音録画補償金制度では、30条2項の趣旨からして、これらの機器は政令指定されるべきだと思います。同じ目的での使用にもかかわらず、MDが指定されiPodが指定対象外というのは不公平だと思います。</p> <p>意見：私的録音録画補償金そのものが二重課金ではないかと思う。 また、iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由：iPod等デジタル携帯プレーヤーの音源として考えられるのは以下の3つである。 (1)自分で正規に買ったCD (2)レンタルCD (3)配信楽曲 これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。 (1)自分で正規に買ったCD ●これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。 よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。 ●自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えないものとは認められない。 ●ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(2)レンタルCD ●レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。 ●私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。 ●日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p> <p>(3)配信楽曲 ●個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、またiPodへの転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎである(不当な「利益」であるとすら言える)。</p> <p>(4)流出 ●iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難である。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられるが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHDD内に保持されるかしかなく、個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる不利益は考えられない。</p> <p>(5)DRMの存在 ●配信、CDともに各種のDRM技術が既に導入されており、これらによる制限と補償金制度との関係があいまいなままでは移住課金の可能性があると共に、複製回数やファイルの移動回数が制限されているもの、複製不可能と表示されているが複製可能なもの、OSやプレイヤーによって再生不可能なものについて、どのように分配を行うことができるかという問題がある。 ●以上のように、iPod等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考えられる。</p> <p>権利関係の規約に精通していない、私を含めた一般消費者に、このような重要な審議に対する意見を聞くべきではないと思います。 一般消費者は、料金が安いに越したことはないのですから、当然課金に反対する意見が多くなるのは当たり前ですが、それでは、メディアに上乗せ料金を払っている人たちから見れば不公平です。 著作権に対してお金がかかるというのは世の中の流れでもありますから、意見募集の告示を見たほとんどの人は、どっちでもいいと思って意見など出さないとします。課金されても仕方がないと思っているから、無理に抗議のメールを送る必要もないのです。 当然、反対意見を持つ消費者だけが意見を出すこととなりますから、意見募集で反対派、賛成派の割合を公表する事自体に問題があると思います。 二重課金にならないようなよりよい仕組みを考え出すのが、専門家の仕事なのではないでしょうか。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等について速やかに補償金の対象とすべきであると考えます。「携帯音楽プレーヤー」とメーカー自らが宣言して販売しているものは、明らかに「音楽」をデジタル録音して利用するものであり、機器と記録媒体が分離しているから補償金の対象で、一体型は対象ではないなどとメーカー側の団体が主張するのは屁理屈としか思えません。</p> <p>また、メーカー側の団体は、私的録音(録画)補償金の制度(分配方法も含めて)自体が時代遅れであり、新技術の構築・導入によって解消してゆくべきであると主張していますが、これもそのような技術の開発及び運用にかかるコスト負担者の問題を想定していないものであり、逆に非現実的・現実逃避的な言い分でしかなく、権利者からすれば単に金員を負担したくない者(メーカーは補償金相当額を価格に転嫁することが事実上難しいことから、メーカー自身が実質的には負担者となっていると考えます)のすり替えの論理としか映りません。</p> <p>補償金制度導入の本来の目的は、デジタル録音・録画で音質・画質の劣化しないものが大量にコピーされることによる権利者の経済的損失に対する補償であつたはずで、よってメーカー側の団体の空理空論に惑わされることなく、まず最初に行うべきは「原状回復」措置としての、ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象とすることであると考えます。将来の構想についての議論は、まず「原状回復」措置がなされた後にすべきであると思ひます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、すみやかに補償金の対象に追加すべき」、に賛成です。理由:DRMが完璧ではないからです。</p> <p>反対意見はそもそも、「DRMによって個別課金が可能である」ことが前提ですが、現在、市場に出回っているハードディスク内蔵型録音機器には、個別課金されていないものも複製できます。個別課金されることなく複製されたものの著作権は保護されなくてよいのでしょうか。</p> <p>「個別課金できるから反対」という人は、「自分の著作物だけは課金する自信がある」もしくは「自分は払うばかりで著作権で収入なんてないから、払うものが少なければ少ない程良い」のでしょうか、他人の著作物の保護にも目を向けたら、現実が見えると思ひます。</p> <p>また、反対意見(2)「根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切」については、問題を履き違えていると思ひます。</p> <p>現状の制度の問題点については、真摯に向き合い改善していけばよいことで、現状の制度の未成熟さを理由に、急速に普及しているハードディスク内蔵型録音機器等による劣化しない著作物の複製を放置して良いものではないと思ひます。まずは、補償から漏れてしまっている権利の保護こそが緊急の課題だと思ひます。</p> <p>その他の反対意見も、現状の制度の問題点の指摘ではあるものの、ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音録画補償金の指定対象外とする理由には、とうていならないと思ひます。</p> <p>消費者として、著作権保護に関係ない部分まで補償金の対象とされるのは不満ですが、仮に、補償金制度が崩壊して、自分の求める著作物のデジタルな私的複製が技術的に可能にもかかわらず制限されてしまう方が、もっと損失だと思ひます。</p> <p>私的録音録画補償金制度を多くの消費者が知らないことが問題という点については、デジタル機器にもっと目立つように補償金が含まれている旨を明記すれば良いことだし、補償金返還の方法なども合わせて、はっきり明示すればよいと思ひます。</p>
	<p>賛成。</p> <p>私は芸大で作曲を勉強していて、今はまだ音楽を楽しむユーザーで、将来は権利者になりたいと思ひています。うちは母も作曲家ですが、著作権の意識は低いです。というか、守られて当たり前だと思ひているし、印税が入ってくるかどうか心配しながら創作活動は無理だと言っています。だから、機器を買うときにプラスしてくれるほうが安心です。コピーされるごとに課金する方法は、使う人からクレームがきそうだし、私自身もユーザーだからコピーされるごとに課金されたら辛いです。</p> <p>ハードの進化と今の課金の仕方がマッチしていないにしても、決まるまで払わないというメーカーの姿勢はおかしいと思ひます。そんな理由が世の中全般で通用するのであれば、とくに払わないものが表れているはずで、目に見える物にはお金を払うけど、見えない著作物の対価は決まるまで払わないという姿勢は矛盾しています。</p> <p>ユーザーの立場からすれば、課金されなければいいなと思うけど、メーカーの意見の反対なので、ipodの課金に賛成します。また、ipodと同じような機械も出ているわけだから、それにも同じように課金するべきだと思ひます。</p>
	<p>私はこの内容に反対します。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器は、補償金の対象に加えるのは不適當です。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器の場合、誰のどのような曲が入っているか調べることができないため、曲の使用される割合に応じて音楽家に著作権料を支払うことができません。</p> <p>徴集された保証金の流れが、今以上に不明確になる危険性が高いと思われまふ。</p> <p>個人的な二次利用、三次利用にまで課金するというのは、「文化芸術を享受する権利」と「文化芸術を創造する権利」を踏みとじる天下り団体の利権追及にしか聞こえません。</p> <p>権利制限の見直しについては、まずなにより権利制限は利用者の権利であることを明記すべきであるにもかかわらず、その視点が欠けているのは、大きな問題です。</p>
	<p>○ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成します。</p> <p>デジタルコピーが蔓延することにより、「コピーは無料」という誤った風潮が蔓延するのではないかと思ひます。</p> <p>私的録音については、何らかの補償が必要です。現状では補償金制度を継続する以外に方法がないと思ひます。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定しないと、制度が空洞がしてしまうと思ひます。</p> <p>知的財産立国を目指す以上、しっかりと権利者を守らなければならないと思ひます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>【意見の趣旨】 ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象に追加することに対する反対意見の理由は、要するに、私的録音録画補償金制度は早晚廃止されるべき制度であるから、補償金の対象機器等を現に指定されているもの以上に増加させるべきでないというものである。 しかしながら、これは私的録音録画補償金制度が家庭内における著作物利用に対する権利行使を制限することによって著作物に対する国民のアクセスの自由を保障する著作権法30条の権利制限規定の正当性を支える重要な制度であるという側面を看過した一面的な議論と思われる。 私的録音録画補償金制度を国民の著作物に対するアクセスの自由の保障との関係でどのように捉えていくかについては中長期的に慎重な検討が不可欠である。しかし、少なくとも、当面、私的録音録画補償金制度の存続を認めていかなるを得ない以上、市場においてハードディスク内蔵型録音機器が従来のMD録音機器等に急速にとって代わりつつある現状に鑑み、これを補償金の対象とすることにより権利者の現実の不利益を救済する方向で検討が行われるべきである。</p> <p>【意見の理由】 1家庭内のような私的領域において行われる複製行為に対してまで著作権者の禁止権を及ぼしてしまうと国民の行動の自由が過度に阻害されてしまう。また、現行著作権法の制定当時の著作物複製技術を前提とすれば、家庭内で行われる零細な著作物利用については、これを自由に行えるものとしても著作権者の利益を過度に害するとはいえない。そこで、著作権法30条は私的使用を目的とする複製について著作権者等の権利を制限することとした。 しかしながら、デジタル技術の進歩によって家庭内においても高品質かつ大量の著作物の複製が容易に行われるようになり、著作権法30条の権利制限規定が、条約の要求する「著作権者の正当な利益を不当に害しない」(ベルヌ条約9条(2)、Trips協定13条)という要件を満たさなくなる事態が生じた。そこで、著作権法は私的領域における著作物へのアクセスの自由を確保しつつ、著作権者等の経済的不利益を軽減する制度として、私的録音録画補償金制度を設けたのである。</p> <p>2ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象に追加することに対する反対意見の理由として主張されているのは、結局のところ、すべて私的録音録画補償金制度自体に対する批判であり、この制度自体には合理性がないから早晚廃止されるべきであるという立場に立脚している。しかし、これらの意見は、私的録音録画補償金制度は著作権者が家庭内の著作物利用から使用料を徴収することがコスト的に困難であるために設けられた単なる便宜的制度であるという理解を基礎としており、この制度が、家庭内における著作物利用の自由を保障する私的複製に対する権利制限規定(著作権法30条)の正当性を裏から支える重要な制度であるという視点を看過していると指摘せざるを得ない。 3反対理由の第1は、DRM技術によって私的複製に対する個別課金が可能となるから、私的録音録画補償金制度は不要であるというものである。 しかし、コピーコントロールやアクセスコントロール等のDRM技術は、そのデータが著作権法によって保護される著作物に係るものか否か、また著作権法が当該行為について著作権を及ぼそうとしているのか否か等とは無関係に消費者の利用行為をコントロールすることが可能となる技術であり、著作権法が著作権者等に排他的権利を付与することによって他人の著作物利用行為のコントロールを可能とさせた趣旨とは必ずしも同一平面上にあるものでない。このような技術を用いることによって、著作権法が本来個人の自由として著作権者の権利行使を許さないものとした領域の利用行為についてまでコントロールを及ぼすことが無制限に許されるのか否かということが、まずもって検討されなければならない最重要問題と考えられる(しかも、この場合コントロールを及ぼす主体は、著作権者等ではなく、DRM技術を保有する企業である。)。 そして、DRM技術の開発・普及のためにかかる莫大なコストは消費者が負担することになる。DRM技術による個別課金を可能にするためという名の下に、従来は補償金という形で権利者に支払われていた金銭の行き先がDRM技術の保有者宛にすり替わるといった事態が生じないように注意する必要がある。 4また、反対理由の第2は、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するのは「二重課金」になるというものである。しかし、これは著作権制度の誤解に基づいてしばしば繰り返される誤った議論といわざるを得ない。</p> <p>著作権法は、著作権者等に対し、特許権のように広く使用行為までをコントロールできる権利(実施権)を与えるのではなく、個別に規定された一定の利用行為に対する禁止権(支分権)のみを与えている。小説を読む、音楽を聴くといった著作物の本来的な使用行為には権利者のコントロールが及ばないものとしている。これは、発明が、それを他人には一切使用させず自己実施することによってこそ最大の利益を生み出すことができるのとは異なり、著作物は、それを他人によって使用されることによって初めてその価値を生み出すものであるという、著作物の本質に根差した相違点である(著作者以外の者が読んだり聴いたりすることができない小説・音楽など全く無価値である。)。そして、著作権法は、使用行為までを含む包括的な禁止権を著作権者等に与えない代わりに、その著作物につき、ある利用行為について許諾を得ている場合でも、新たに法定の利用行為が行われるときは、その都度、何度でも権利者による権利行使を認める(消尽しない。)制度として制度設計をしたのである。 著作権者らが音楽著作物の配信事業者から徴収しているのは、当該事業者が著作物を配信(公衆送信)するという行為に対する使用料である。事業者が権利者に支払った使用料はそのサービスを利用する際の対価に転嫁されることになるが、だからといってそのサービスを利用してダウンロードした著作物の複製行為が何らの制限もなく自由にできることになるわけではない。 利用料を支払ってダウンロードした音源の複製に課金することが「二重課金」に当たるという議論は、対価を支払ってカラオケ機器を導入している以上、それを用いて客に歌唱させることから演奏使用料を徴収するのは「二重取り」であるといった、カラオケ飲食店の経営者等によってしばしば行われる著作権制度の誤解に基づく主張と何ら変わるところがない。 5そして、反対理由の第3は、私的録音録画補償金制度に対する消費者の認知度の低さ、補償金の一部が共通目的基金として使用されていることに対する批判、補償金の分配の正確性に対する疑問等である。</p>

項目	意見
	<p>たしかに、補償金制度は現実の利用行為とは無関係に一定の金銭を徴収する制度であるから、その分配に一定のあいまいさが残されることは防げない。また、これまで、補償金を負担する消費者及び権利者の双方に対し、この制度の認知・理解を求める努力が十分でなかった点は改善されるべきである。</p> <p>しかし、私的録音録画補償金請求権は著作権者等に与えられた私権である。国や特殊法人による税金の無駄遣いとといった問題等とは議論の土台が根本的に異なる。補償金を受け取る側である権利者からは、補償金の一部を共通目的基金として使用されることへの異論や分配方法についての特段の批判・反対意見がみられない状況下において、主として補償金の支払者側から行われるこれらの問題点の指摘が、私的録音録画補償金制度自体を廃止の方向に向かわせる正当な理由になるとは思われない。</p> <p>なお、補償金制度の運営者においては、補償金支払者の理解・協力を得るためには、従来に増して、補償金のより良い用途・活用方法に関する幅広い議論や、広報活動、開示、より精度の高い分配実現のための努力がなされるべきであることは当然である。</p> <p>6以上のとおり、私的録音録画補償金制度は国民の著作物に対するアクセスの自由を確保する著作権法30条の正当性を支える重要な制度であって、これを単に家庭内の著作物利用から使用料を徴収するための便宜的制度であると理解した議論は正当と思われない。また、「二重課金」の指摘や補償金の分配方法についての問題点も、私的録音録画補償金制度自体の廃止につながる説得的な理由とはいえない。</p> <p>著作物のデジタル化がさらに進む中、私的録音録画補償金制度を国民の著作物に対するアクセスの自由の保障との関係で将来的にどのように捉えていくかについては、中長期的に幅広い慎重な検討が不可欠である。</p> <p>しかし、少なくとも当面は私的録音録画補償金制度の存続を認めていかざるを得ない以上、市場においてハードディスク内蔵型録音機器が従来のMD録音機器等に急速にとって代わりつつある現状に鑑みれば、早急にこれを補償金の対象とすることにより権利者の現実の不利益を救済する方向で検討が行われるべきである。</p> <p>7 なお、追加指定することについての政令の規定の仕方の困難性は、工夫によって十分克服できる問題であって、これを権利者の救済を否定する根拠とすることは本末転倒の議論であると思量する。</p>
	<p>i-pod等のハードディスク内蔵型録音機器等について、政令指定に追加することに賛成します。</p> <p>MDについてはすでに補償金の対象となっており、同じようなi-pod等が対象外なのはおかしいと思います。</p> <p>一消費者としては価格が安いにこしたことはないと思いますが、音楽の発展を考えると絶対に私的録音の対象にすべきだと思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>審議の状況で、補償金の対象に加えるのは不適當である、として示されている意見と同意見のため、反対です。</p> <p>○私的複製については、使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。</p> <p>○制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性及び共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適當である。</p> <p>○補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。</p> <p>○国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。</p> <p>メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。</p> <p>メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。</p> <p>iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金の方がよいはずですが。</p> <p>現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきであると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感を持っている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにしてはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っていたが、そのとおりだと思います。</p> <p>自分達の利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢は、音楽を生み出している作家・アーティストに対する敬意がまったく感じられません。</p> <p>MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されるべきであります。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>最近では通勤電車の中などでiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけます。あの小さなボディの中にCD約1,000枚の音楽が録音出来るとのことで、最近の技術の発達は本当に素晴らしいと思います。これまで私たちが音楽を録音する時に用いていたMDに比べて、比較にならないほど大量の録音が可能ないPodや携帯機器は、今後間違いなくMDに代わる主流の商品になるところでしょう。</p> <p>ところが、現在、MDが私的録音補償金の対象になっていながらもかかわらず、これだけの大量の録音が可能ないPodが未だに補償金の対象になっていないことに大きな矛盾を感じます。これらの機器が音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があることから汎用機器であり、そのことを理由に政令指定すべきではないという意見がありますが、各メーカーの宣伝や広告を見ても音楽録音の優れた機能を競い合っていますし、購入するユーザーも音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態です。同じ目的で販売され、同じ目的で利用されているにもかかわらず、MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状はあまりにもバランスを欠いた状況であると考えます。早急に対象とすべきです。</p> <p>また、補償金の対象に加えるのは不適当とする意見の中に、DRMによって個別課金が可能なので補償金制度はいらないという趣旨の意見がありますが、本当にiPodに500枚1000枚ものCDを録音する場合でも、1曲ごとに課金することが可能なのではないでしょうか。</p> <p>仮にそれが可能だとすると、私たち消費者にとっては、これまで自宅で自由に録音出来ていたものが録音する都度お金を払うことになり、音楽の楽しみ方が非常に窮屈なものになってしまいます。現在の補償金制度の一番良いところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を1回払うだけで、何の気兼ねも無く自由に録音出来ることだと思っています。そのようにして払った補償金がアーティストや作家に還元され、彼らがまた素晴らしい音楽を世の中に提供してくれるわけですから、消費者にとってもアーティスト達にとっても補償金制度はとてもしずナブルな制度であると思います。</p>
	<p>【結論】 音楽作品を私的にデジタル録音することに対し権利者が権利行使を公共のため制限することの見返りにMDと同じでデジタル録音できるiPod等を私的録音録画補償金の対象に指定すべきである。</p> <p>【理由】 私的録音録画補償金の対象とされるのは、デジタルの録音専用(録画専用)機器および記録媒体である。これらの機械は以前の私的録音に補償金が必要なかったアナログ機械と違い、手間をかけずに元の音源と同じものもしくはそれにかなり近いものを消費者に与えるものである。</p> <p>アナログの時代はこのように元の音源に近いものを得るには、かなりの専門的な機械等必要であり、一般の人々はこのような専門的な機械がなく、それらの人々とする私的複製は粗悪なものであり、音楽で言えばより音質のよいものを得ようとするれば、元の音源を購入するしかなく、この私的複製が権利者の経済的な損失を与えるまでにはいかずこれらの私的複製を著作権法上、権利者の権利を一般的な人々の公共のため制限するのに問題はなかった。</p> <p>しかしながら、デジタル機械の発展一般化により普通の人々が、いともたやすく完全品もしくはそれらに近い品物を得ることができるようになった。</p> <p>これらのデジタル機械を使用し音楽等の作品を複製することを公共のためと言って権利者に無償で制限してよいのか。著作権法の存在理由として、文化を発展させるため権利者に創作意欲を出させることを目的に排他的権利を国が定めて与える「功利主義」の考えで法律が設定されている。(著作権法第1条)。</p> <p>しかしながら近年音楽産業の発展により音楽作品を世に出すのにかなりの労力資金が必要になった。それらを生み出した後、この作品の権利を上記に記載した「功利主義」の考えでよいのか。むしろ生み出した作家や会社等の権利者の功労として自然に与えられるようにしてはどうか。</p> <p>例えば未開発の地を耕して作物を作れるようにした人に土地の所有権が自然に与えられるように音楽も生み出した人に与えられる所有権と考えてはどうかか。</p> <p>その上でそれらの所有権は不可侵の私有財産としていかなる排他的権利があると思われる。</p> <p>もちろん排他的権利があるからと言って公共の福祉に反して権利主張ができない。</p> <p>ただ公共の福祉で私有財産が制限される場合は何らかの保障を得るものである。</p> <p>例えばある土地を公共の福祉のもとに没収する場合はその土地の代金を補償金として所有者に渡すように。</p> <p>私的複製を公共の福祉のもとに法律で制限する場合も補償金が必要である。</p> <p>今まで補償金が必要だったMDもiPodもデジタル複製することには変わりはない。</p> <p>そのため如何なる理由においても複製をするiPod等は権利制限されているので私的録音録画補償金の対象に指定すべきである。</p> <p>著作権、著作隣接権という概念が広く認められている以上、複製をする事について権利者に何らかの対価が支払われる事は当然の事と思えますし、それが著作権制度の根幹だと思えます。もちろん基本的に私的録音についても同じだと思えます。私的複製もすべて正確に把握され、分配される事は理想であり、本来は当然の事と思えます。しかし、私的録音と比べ物にならない大きな規模の使用料でさえ、なかなか権利者を特定するのは難しく包括で支払われているのが現状であります。想像の範囲を超えませんが、一件1円にも満たないような金額を正確に把握するシステムを作って分配しても、経費がばく大にかかって全く意味を成さないのではないのでしょうか。手数料を権利者が数10%も負担したり税金でシステムを作ったりするのはどうかと思えます。また、データの正確さを求めるあまり、個人的な事に踏み込んでしまうことが無いともいえません。かといって、私的録音を禁止するのは、権利の行きすぎた主張が文化の広がりを邪魔することになりかねません。やはり、文化が拡大して権利者が潤うと言う図式にしたいものです。そういう背景を受けてiPod等が、私的複製を可能にしている以上、現時点では、ハード(iPod等も含めて)に課金する方法がもっとも簡素でお互いにメリットがある方法と思えます。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金制度は音楽作家音楽産業を発展させるのに必要な資金を得る制度である。MD等に変わる機材が生み出されたのならば、速やかに補償金対象にしないといけない。</p> <p>【理由】</p> <p>●補償の根拠:なぜ著作権者(および著作権隣接権者)の権利を保護しなければならないのか、それは作家もしくはそれをサポートする音楽産業会社が作り出した音楽は他の土地建物物労働力等と同じ財産だからである。音楽は空気のように自然にできるものではない。作家もしくはそれをサポートする音楽産業会社が苦労及び資金を出して作り出された形の自然財産である。例えばミュージシャンは曲を作りたから創作する。お金儲けが主ではない。しかし、レコーディングには1日30万から50万円もかかる。他にも関わった人々に支払う賃金もかかる。プロモーションも必要である。だれがお金を負担するのか。他の財産同様、使用する人が支払う必要がある。著作権という制度がなければもしくは守れないと音楽家音楽産業は成り立たない。よく産業として資金があるのではないかと言う人がいますが、考えていただきたい。日本の街では音楽が流れない日はない。しかし音楽産業の規模は他の産業の資金規模としては比較すると極端に少ない。もつと保護し資金を回収できるようにすべきだ。私的複製は著作権法で権利を制限されている。他の財産が公共の福祉のためその私権が制限される場合はかなりの補償がある。なぜ同じような財産である音楽が私的複製のために制限されるのに補償がつかないのはおかしい。今まで補償されてきたMD等に変わる機材が生み出されたのならば速やかに補償金対象にしないといけない。</p> <p>●私的複製の権利制限の見直し:私的利用の範囲においてデジタル録音以外は自由かつ無償で利用できる。しかし音楽は財産である。もし補償されないのならば他の財産権が公共の福祉のため制限される場合はかなりの補償があるのに音楽がないのは不公平である。もし補償を撤廃するのならば私的複製における権利制限の条項も撤廃すべきである。それができなければ何らか補償はすべきである。</p>
	<p>私的複製の使用料を徴収団体の制度が悪いとの理由で私的録音録画補償金制度を縮小廃止すべきではないしそれを理由にするのは暴論であり分けて議論すべきである。団体等は改善すべきであるが私的録音録画補償金制度は音楽を生み出す大切な資金であり、新しく録音できる機械ができたなら速やかに補償金対象にすべきである。</p>
	<p>現在の私的録音録画補償金制度では制度製造業者の協力を得て消費者が負担することになっている。しかしメーカーが著作物の録音録画を可能ならしめる機器・記録媒体を購入者に提供した点が問題であり費用を消費者負担させることが問題である。放送事業者も有線放送事業者も、CDレンタル業者も録音を可能にしている点では同等でありそれぞれの法律上の義務で著作権使用料を支払っているの、消費者に負担させるのではなくメーカーが負担すべきである。そのようにした上で現在の及び新しい機械への対象を広げる私的録音録画補償金制度に賛成である。</p>
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>私的録音補償金制度において、MDやCD-Rなどの録音機器等を対象にしているのは、音楽を録音してもデジタルコピーだから音質が劣化しないので、その分CDを買う人が減少するため補償金を支払っていると聞きます。MDからiPodに代わっても、音楽をデジタルコピーしていることに変わりはないから、同じ理屈で考えると、補償金を支払う必要があると思います。CD-Rなどもすべて指定するべきです。音楽専用CD-Rだけに補償金がかかっているのって、変じゃないですか？今の世の中、誰も音楽専用CD-Rなんて買いませんよ。CD-Rで普通に音楽CDが出来上がるんですから。補償金がアーティストに分配されるという仕組みであれば、アーティストに敬意をはらう意味でもやはり支払うべきだと思います。</p> <p>気がつかない程度のお金を一度払えば、機械が壊れるまで自由に録音できる今の仕組みの方が録音するたびにいくら支払うよりも負担は少なくて良いと思います。対象機器の拡大は“是”だと思います。</p> <p>機械メーカーの言っているコピーする度に課金なんて、たまったもんじゃありません。今後いくら払えばよいのか見当もつきません。レンタルショップからCDを借りてきて録音する場合はどうやって課金するのですか。借りてきたCDをMDだと補償金がかかって、ipodはかからないって不公平じゃないですか。それより最初に払う今の仕組みのほうが良いと思います。</p> <p>一度、公平な立ち位置に並べ、その後には補償金制度自体を論議する方が、多くの人が納得するのではないのでしょうか。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。その機能性能から考えても、MDをむしろ上回る金額を徴収して当然と考えます。</p> <p>法制問題小委員会、松田政行委員の意見に賛成します。</p>
	<p>賛成です。</p> <p>私はMDからiPodに変えて、録音量も多い大変便利に使っております。</p> <p>MDに支払われている補償金が、iPodには支払われていないことを最近知りました。</p> <p>今や携帯のオーディオはiPodなどが主流ではないでしょうか。</p> <p>何故MDに支払われてiPodなどには支払われていないのか不思議に思いました。</p> <p>これは法律上の問題なのでしょうか。</p> <p>技術の進歩に対応した法律が必要なのではないでしょうか。</p> <p>iPodなどはMDにとって替わるオーディオプレイヤーだと思います。</p> <p>こういった現状から考えて政令指定に賛成します。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器については、従来の携帯MD録音機器の代替として用いられているものであり、これを私的録音補償金の対象として速やかに追加指定すべきである。今後、録音機器についても技術進歩により同様の機器が現れると予想されるが、これらについても、固定型録音機器同様、私的録音補償金の対象とすべきである。</p>
	<p>(1)で指摘した通り、現行制度は制定時に比して技術面の進歩に伴い時代にそぐわなくなって来ている点が多く、制度自体を見直す時期に差ししかかっており、その問題点を是正すること無くHDD型録音機器を追加していることには断固として反対する。また、追加指定を要求している日本音楽著作権協会(JASRAC)を始めとする諸団体は「HDD型録音機器を補償金の対象にしないのはベルヌ条約違反」と随所で主張しているが、わが国と同じベルヌ条約加盟国であるカナダでは今年7月に最高裁判所でHDD型録音機器を補償金の対象とする政令を無効とする判決が下されており、HDD型録音機器を補償金の対象としないことを以てベルヌ条約違反とならないことは明白である。また、既に複数名の委員からも指摘されている通り現行制度下で補償金の対象となっているMDやCD-Rは録音物を拡散することが可能であり、その可能性を前提に補償金が課せられているものと認められるが、HDD型録音機器に行われた私的複製は「拡散」を前提にしておらず損失の発生は認められない。ましてや、30条廃止や縮小と言った「人質」論は「拡散」を行わない利用者を含めて十把一絡げに犯罪者予備軍扱いするレッテル貼り同然の暴論としか言いようが無く、権利者団体がこのような姿勢を取っていることが著作権制度に対する不信感に繋がっている弊害が極めて大きいことを関係者一同は肝に銘じるべきであると考えます。</p>

項目	意見
	<p>この問題は、当協会にとって直接関係するテーマではないが、ドイツにおけるように課金の対象機器が将来複写機、FAX、スキャナー、プリンタに広まることにならないか懸念を持っている。従って、この問題についての当協会の基本的スタンスは下記の通りである。</p> <p>データ記録装置を主要部分とし1台で多様な機能を有する汎用機器であるハードディスクドライブ内蔵型録音機器等については、汎用機器であるが故、それらの機器・媒体を現行制度の対象に追加指定することに反対である。</p> <p>①MD録音機器等の代替する機器であると捉えて課金するとの意見について MDは、一般に広く録音専用機器として捉えられているのに対し、ハードディスク内蔵型録音機器等はいろいろな使い方が想定される汎用機器と捉えられており、内蔵機器だけを捉えて課金の対象とする考え方は妥当ではない。現行制度は、補償金の対象を録音・録画機能を有する「専用機器」を対象としているものであり、ハードディスク内蔵型録音機器等は現行制度では到底対象になり得ず、無理に現行制度を拡大解釈する考え方は到底受け入れることはできない。なお、ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定せず、かつ、何らかの補償的措置等がとられないと国際条約上の問題が生じかねないとの意見については、根拠の具体性に欠けその意図が明確でない。</p> <p>②二重課金の可能性 ネット上での音楽配信ビジネスサービスでは、一般的にはユーザーは音楽ファイルのダウンロード時に料金を支払うことになっている。ここでダウンロードに用いられるハードディスク内蔵型録音機器等自体にも補償金が課金されるとしたならば、ユーザーは二重課金されることになりかねず極めて不合理な結果となる。</p> <p>昨今のコンピュータの発達により、明らかに音楽使用の為の複製できる機材が多く出ており、しかも、この機器は数千曲も録音する事が可能でこんな物が普及して行く事は明らかであり、これらの機器には著作権をかけるべきだと考えます。物を買わなくなり、売れない物がつらなくなり、音楽映像の創造の発展が望めません。著作権をかけてください。</p> <p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象とすることに賛成します。音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用するという同じ目的で販売され、利用されているにもかかわらず、MDが政令指定されiPodなどが指定されていないという状況は、著しくバランスを欠いていると思います。インターネットから簡単に曲をダウンロードでき、しかも高音質で録音できる機器の利用は、今後もますます広がっていくと思われます。そういった中で、音楽を作り出す人たちの権利に対して、しっかりとした補償金制度が確立されなければ、音楽業界にとって大きな打撃となることは明らかです。目まぐるしいスピードでデジタル技術が発展している時代の流れとは逆に、私的録音補償金の対象を拡大しないのは、まさに時代遅れの考え方ではないでしょうか。音楽産業・文化の健全な発展の為には、ハ墜疋妊好昵习寝撒ゞ鐵鹿届淋昭届淋痺綫⇒嬋阡薯磚ち私的録音補償金の対象とし、音楽を作り出す人たちが安心して制作作業に専念できる環境を整えることが必要だと思います。</p> <p>創作者の保護につながる私的録音録画補償金制度の見直し(ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象にすることに)賛成します。 最近では電車の中などでiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけるようになりました。この携帯プレーヤーは、今後間違いなくMD等に代わり主として普及する商品になるでしょう。MDが補償金の対象になっているのに、大量の録音が可能な機器が補償金の対象にならないのはおかしいです。消費者の立場からすれば携帯プレーヤーの値段は安い方がいいし、私的な録音も自由に行えるのがいいでしょう。その結果、作詞家・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないことによってより良い作品が発表されなくなってしまっただけは何の意味もありません。創作者がいて音楽が生まれるのですから。1曲ごとに課金するという方法は本当にそれが可能かどうか疑問ですが、仮に可能だとしても、人間の心理からして一回で済むことを何回にも分けて行なうというのは苦痛であると考えます。それがお金を払うとなると、なおさらです。たくさん録音する人は高額な使用料を支払わなくてはならないことになってしまいます。補償金を1回支払うだけで自由に録音できるということが、消費者にも作詞家・作曲家やアーティストにとっても一番いい方法だと思います。</p> <p>(※ユーザーというのは音楽を聞く人を言い表す) ○日本のユーザーが補償金を払っても、中国やアジア各国で違法に日本の音楽が流されている現状はとめられないしとめるすべをJASRACや音楽団体はみいだしてない。 日本のユーザーだけ損する構造を放置しさらにハードディスクに補償金をかけるとはいかかなものか。 ○PCで音楽を聴かない人も、PC自体の値段があがることでPC業界の損失になる危険性がある。JASRACなどはipodのせいで損失した資金の計算しかだしてないから損してると騒いでもあらたな補償金のせいで日本経済が損失する資金を考えていない。 ○JASRACは日本の音楽ユーザーに説明責任がある。 多くの人が補償金制度を理解してない現状を改善しようとせず違法コピー対策や自らの利権を保持しようとする姿勢しか見せていない。 補償金よりTVCMや新聞広告で自らの考えや補償金制度の意味を国民に理解させるべきだ。 実績や経営努力もないまま新たな利権を獲得しようとするのはムシがよすぎる。 ○補償金をかけてあらたに手に入れた資金が本当に日本音楽文化にいい結果をもたらす根拠がない、説明を国民にしてないのに料金だけとって自分たちの利権のために使ってるのはどういうことか？資金の半分は社員人件費のようだし。 ○新たに補償金をかけたところで 音楽が高い → 買わない → 違法コピー の悪循環はとまらない 音楽が売れなくなったのは音楽の聴く形態が変わったから。時代にのれなかった日本音楽団体が 法律で新たな技術を締め出そうとするようにしか見えない。 日本音楽団体もAppleのように率先してネット配信などを活性化させればいまのような危機を招かなかつたはず。 ○音楽文化のためというなら、音楽団体は音楽視聴ユーザーのよりよい意見を求めるためパブリックコメントの募集の告知を音楽CDショップ等でするべきだった。 しないのは明らかに自分達のする主張が音楽ユーザーに受け入れられるものでないか知っているからであろう。今回のやり方は非常に汚いといわざるを得ない。</p>

項目	意見
	<p>○そもそも現在の制度がおかしい CDを買えばそれを所有する完全なる権利が発生してしかるべきと考える。 私的な目的であれ公的な目的であれそこに商業的要素が発生しないかぎりコピーは許されると考える。完全なる私的コピー（何回でもコピーできる権利など）を認めるというのならHDDプレイヤーの課金も認められるだろう。 音楽団体だけが特をし、音楽視聴ユーザー側だけが損をすることは許されないのだから。 結論として今回の音楽団体やJASRACの主張は自らの経営努力のなさを他におしつけ穴埋めを音楽ユーザーや音楽を聞かない人からも資金を徴収しようという不当なものであると断言する。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合である。しかしこの場合にはそもそも個別課金が可能である以上、その部分については、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じないはずである。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型の録音機器等の追加指定に賛成します。 デジタル技術の進歩により、アナログ時代に比べ、家庭内で音楽を楽しむ環境は飛躍的に向上しました。 音質の劣化なく、オリジナルと同じ品質のコピー製品が簡単に作れる以上、補償金制度による権利者の擁護が必要だと思えます。 その方法としては、DRMにより複製の都度課金する方式も選択肢の一つかもしれませんが、家庭内での複製行為（家族のための複製、カーステレオ用の複製など）を考えると、現行の私的録音補償金制度の方が親しみを感じますし、金銭的にも、個別の課金より抵抗感が少ないと思えます。 機器と媒体、ハードディスク内蔵型等の形態に関わらず、デジタル録音機器については、補償金の対象であると考えます。 速やかに追加指定を行い、作詞・作曲家・アーティストたちが、創作活動に専念できる環境を整備してほしいと思えます。</p>
	<p>私は、ハードディスク（及び同機能の記録保存媒体・フラッシュメモリ等）内蔵型録音機器を、速やかに政令指定すべきであると考えます。 大量の楽曲を収録可能な機器として、すでに認識されているのなら、MD同様、補償金の対象になるのは、誰の目から見てもわかる事だと思えます。 そして、補償金の対象にならない理由として技術により個別課金が可能だからと聞きました。ハードディスク等内蔵型録音機器が普及した要因の一つとして「低料金」があげられますが、当然個別課金となると、その低料金は維持不能になるでしょう。その結果、売上も減少するはずで、なによりも本来「楽しむ」べき音楽が、あまりにもしぼられすぎて魅力がなくなると思えます。 ですから、MD同様に機器購入の際に販売価格に上乗せするのが一番有効だと考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成です。補償金制度そのものについての検討を行うことは結構ですが、現行制度のもとでこれらの機器を政令指定することは速やかにおこなうべきです。iPodを指定対象にすることに反対する意見は、表面上ユーザーにとって良いことのように見えるし、政治家にとっては世論を味方にしやすいのですが、本当の意味でユーザーにとってのプラスにはならないと思えます。音楽ユーザーが一番配慮すべきことは、音楽を作る側の人達にとって、これからいい作品を創作できる環境が確保されることだと考えます。MDなど比較にならない大量の楽曲データのコピーが可能な機器に対して、速やかに補償金の対象とする決断をしてください。自国の文化の発展を妨げない知恵をもって、先進国たるあり様を世界に示していただきたい。</p>
	<p>意見 iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等やPCのハードディスク等への私的録音録画補償金は課すべきではない。 理由 私的録音録画補償金は「たとえ個々には零細な個人的録音であっても、それが社会全体としては、膨大な量のコピーとなって、その結果アーティストたちの不利益につながり、将来の創作活動を困難にしまうから」（社団法人私的録音補償金管理協会のHPより引用）という位置付けがされており、今回の「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」における審議においても、権利者団体の言い分としては、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えることされたから故にハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を求めていると思料される。 しかし、上述審議において議論されたように、iPodに代表される「ハードディスク内蔵型録音機器」やPCのハードディスク等への私的録音録画補償金を課すべきようになった際、ハードディスク内蔵型録音機器等の一般的な使用方法である、自分で買ったCDをiPodやPCのハードディスクに落として聴くことが何故権利者の利益の損出を与えることになるのか、ひいては補償金を課金されなくてはならないのか。 このように「自分で買ったCDをiPodやPCのハードディスクに落として聴くこと」は、一般的に「メディアシフト」「プレイシフト」と言われる使い方であり、これはただ単に再生手段を変えただけに過ぎない。「メディアシフト」「プレイシフト」から「コピー」を生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えないことは自明の理である。 仮にiPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等やPCのハードディスク等に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない不当な利益を二重・三重と権利者に（強制的に）得させることとなる。 「自分で買ったCDをiPodやPCのハードディスクに落として聴くこと」がすぐに権利者の利益の損出を与えることになるのか、権利者団体等その明確な理由が論理的・実証的に述べられない限り、今回の「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」における審議において権利者団体が述べる「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」については、消費者から一方的な課金対象の拡大と言われてもやむを得ず、ひいては私的録音録画補償金制度そのものについての不信感を抱かせる結果になると言われてもやむを得ないところである。 よって、iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等やPCのハードディスク等への私的録音録画補償金は課すべきではないと考える。 仮に今後、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を行い、iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等やPCのハードディスク等への私的録音録画補償金を課すべき状態になった際は、文化庁及び権利者団体より消費者に対し、どのように権利者の利益の損出を与えることになるのかを明確にし、消費者が納得できる段階になって初めて明言すべきである。もしそれが出来ない場合であれば、私的録音録画補償金制度本来の見直しを視野に入れるべきではないかと考える次第である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私的録音補償金制度を危うくするハードディスク内蔵型録音機器等を早急に政令指定し、制度の維持を図りながら制度の問題点を是正して行くべきだと考えます。MDを遙かに超えた能力を持つiPod等の機器が爆発的に売れ、専ら音楽録音に使われていることは明かです。使用実態を無視しこれを汎用機だとして政令指定を引き延ばし制度の混乱を助長する事は許されません。</p> <p>法律制度を維持するためには機器の発売以前に政令指定が行われる施策をとるべきであり、輸入発売してから政令指定を考えるなど全くおかしな事です。アメリカではiPodは家庭内録音の対象機器になっていないようですが、アメリカと日本では著作権の考え方が全く違います。日本では権利者の利益を不当に害する可能性がある機器を補償金の対象とすることを事前検討すべきでした。</p> <p>iPodに補償金を課すと正規の音楽配信を行うユーザーに二重課金する事になる。DRMによる課金ができるのだから補償金制度は廃止すべきとの意見があります。ハードディスク内蔵型録音機器に正規の音楽配信のみを受け入れる専用の機能を持たせば補償金対象外とすべきでしょう。またDRMが課金のみ機能ではなく適正な録音を管理できる著作物の識別機能を備えかつユーザーの負担にならない安価なものとして完成すれば是非その導入を検討すべきでしょう。しかし、可能性が考えられるという現段階で制度を否定するのは全く飛躍した論理であり肯定できません。</p> <p>外国では補償金の支払い義務者はメーカー・輸入業者となっています。メーカー・輸入業者が著作物を公衆に伝達する機器・記録媒体を販売し利益を享受しているからです。メーカー・輸入業者は著作物の保護を積極的に考えないと、結果として著作物の衰退そして自らの首を絞める事にもなりかねません。私的録音は、ベルヌ条約9条(2)「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」事をあくまで原則とすべきだと考えます。</p>
	<p>自分で購入した音楽データを自己使用の範囲で自由に利用できないことがそもそも間違っている。つまり、CDを購入したのではなく、音楽データの利用権を購入したと考えている。従って、これ以上の課金は多重課税と同じである。また、電子データは劣化しないと言っているが、iPod等で利用されているデータフォーマットはデータ圧縮のためCD原盤に対してデータが欠落しており劣化したことと同じである。これはカセットテープの劣化と異なり、ノイズ除去のような再生技術がいくら向上しても元に戻らないことを示す。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器(以下iPod等)を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきである。</p> <p>理由 私的録音録画補償金の対象とされる録音機器の指定は、制度本来の趣旨に照らし個別に判断していくべきである。単にデジタル録音専用機器およびデジタル記録媒体であるというだけで自動的に指定するという方法(36頁賛成意見の(1)のような)では二重課金の問題が放置され、拡大してしまうからである。</p> <p>補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCD等、ソフトコンテンツの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えるとされたからであるが、ここに於ける「損失」とはいったい如何なるものであるのかが明確でないと利用者の理解は得られず、敢て補償を行うのであれば権利者に不当な利益を得させる事となり、ひいては著作権法そのものに対する不信さえ招きかねない。これは、知財立国を目指す我が国に於いては、実に由々しき事態といわざるを得ない。</p> <p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器は権利者の利益に如何なる損失を与えているのか。これが明確に示されることなくして、新たな指定が為されることがあってはならないと考える。現時点では権利者団体からのこの疑問に対する回答はないに等しい。</p> <p>そもそも利用者のiPod等には、いかなる情報が入っているのかを考えてみると、</p> <p>(1)購入したCD音源 (2)配信音源 (3)有償レンタルしたCD音源</p> <p>の3つが主要なものであろう。その他、無償で借りたCDの音源や、写真等音源以外のデータ、そしてファイル交換等何らかの形で手に入れた違法音源などが考えられる。</p> <p>さてこれらのうち、(1)、(2)については購入時に既に権利者への対価は支払われている。</p> <p>PCにコピーするのが問題だという指摘があるようだが、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は、本来的に権利者が得ると見込まれる利益とは異なる。</p> <p>よって購入済み音源から私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。これを否定するなら、論理的かつ実証的な根拠を伴った損失データを提示するのが先であろう。</p>
	<p>(3)についても貸与使用料が元々課されたものを賃借しているので全く権利者に対価が支払われていない訳ではないし、本来これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日 衆議院文教委員会・平成4年12月7日 参議院文教委員会)に於いてこの旨が確認されていると同時に、二重課金の問題の指摘も既にあったものである。となれば、まず先に私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節する事で権利者の利益に資するのが筋であろう。</p> <p>よって(3)も今回の指定対象の根拠とはなり得ない。</p> <p>上記(1)～(3)以外については、これらの比率の調査してみないことには始まらないという意味で、(1)、(2)同様、論理的かつ実証的な根拠を伴った損失データを待つというより他にない。</p> <p>こうして見ると、どこに権利者の損失が存在するのか、はなはだ不明確である。くどいようだが、制度に「補償」される「利益」と権利者本来の「利益」との因果関係を「明確」にすることなく補償金制度は存立し得ないと考える。</p> <p>よってiPod等の私的複製補償金制度への対象指定は見送るべきである。さらに当面は、従来の定性的に過ぎるといわれても致し方のないような調査ではなく、より具体性を持った定量的な実態調査をするべきで、それに基づき、著作権法そのものの趣旨たる「文化の発展に寄与する」制度への変革に向けた現行補償金制度の見直しを進めるべきである。</p>
<p>意見 iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 自分で正規に買ったCDの場合、権利者への対価が支払い済みである。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。</p> <p>また、レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。配信楽曲についても、個別に課金された楽曲を消費者は購入している。また、CDにコピーコントロール、配信楽曲にはDRMといった複製の制限がされているものが多く、こうしたシステムが全廃されない限り、iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p>	

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の使用実態を考慮した場合、当該機器を補償金対象として追加指定するのが相当だと考えます。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ハードディスク内蔵型録音機器等は、私的録音録画用の製品としてユーザーに認知されており、従来のMDレコーダに代替する製品として購入されている。 主要な音楽配信サービスでは、1曲あたり150円程度で販売されているが、経済的に考えた場合、150円の中に、「① パソコン内ハードディスクのコピー価格」「② ハードディスク内蔵型録音機器等へのコピー価格」「③ CD-Rへのコピー価格」の全てが含まれているとは到底考えられず、150円は①の対価のみであると考えるのが常識的である。 ハードディスク内蔵型録音機器等への録音源としては、配信音源に加えて、購入CD・レンタルCD等も相当程度存在し、そのような私的録音が権利者に与える影響は甚大である。 ハードディスク録音機器等を補償金対象としない場合、権利者とユーザーの利益バランスが適切に図られているとは言えない事態に陥る。 海外権利者も補償金受領権限を有する事実を鑑みた場合、国際的な動向は無視し得ない。アメリカやカナダでは、ハードディスク内蔵型録音機器等が補償金対象とならないことが判例で確認されているが、いずれの国の裁判所も、条文の文理解釈として、当該機器を補償金対象とすることができないと宣言しただけであり、同機器を補償金対象外とすべき実質的判断があったわけではない。 <p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 ★制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性及び共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。 ★補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、iPod等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。 ★iPod等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。 また、iPod等は、録音機能を兼ね備えてはいるがプレイヤーであり、MDやCDRなどのメディアと同様に考えることは困難である。メディアは単価も安く、他者への譲渡がなされることも考えられるが、iPod等に録音された音楽は、消去されるかHDD内に保持されるかしかなく、個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる不利益は考えられない。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>HDD内蔵型携帯音楽プレイヤーを補償金対象に追加することに賛成します。</p> <p>なぜなら、既に指定されているMDやCD-Rと何ら使い方や結果において変わらないからです。補償金制度ができたのは、デジタル技術のお陰で音質や画質の劣化がないコピーが無限度にできてしまうことによって、本来売れるべきCDやビデオなどの商品が売れなくなってしまう経済的損失を補填するためであったはず。その原点に立ち返れば、現在販売されているプレイヤーは、完全に音楽をコピー(しかもデジタル)するためのものなので、即刻対象とするべき。</p> <p>「政令指定されていない」というなら、速攻で指定する必要があると思います。</p> <p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 iPod等ハードディスク内蔵型録音機器等では、容易に著作権管理のシステムを導入することが可能であり、使用許諾料の回収がコスト面でも容易に実現できる。</p> <p>また、国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、この場合にはそもそも個別課金が可能である以上、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないのであるから、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題も全く生じない。</p> <p>また、私的録音録画補償金そのものについても、自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。CDをデジタルスピーカーで再生していることと本質的な差はなく、いわゆる「タイムシフト」「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない以上、補償すべき対価を合理的に示すことは不可能である。すなわち、私的録音録画補償金を課すべきでないと考えます。</p> <p>私は、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器を補償金の対象をすることに賛成です!!</p> <p>私が中学生の頃は、ラジオのスピーカーの前にテープレコーダーのマイクを置いて、好きな曲がかかったときに録音して聴いていました。音はひどかったし、出だしの部分が欠けたり、DJの声が入ってしまったりもしました。その後、レンタル屋でCDを借りてくれば、簡単にMDに録音でき、音質もCDと変わらず聴けるようになりましたが、テープレコーダーの時代を経験している者としては信じられないような出来事で、MDに補償金を支払うのは当然!と納得しました。最近、若い人だけでなく中高年層の方も iPodで音楽を楽しんでいます。ウォークマンが大人気だった頃を思い出します。iPodではインターネットから簡単に曲がダウンロードできますし、高音質で、しかもCD1枚分の音楽ファイルのiPodへの転送時間は10~15秒くらいです。それに、iTunesの「環境設定」を変え、「曲とプレイリストを手動で管理」を設定することにより、私のPCのライブラリーを無制限に他の人のiPodでもコピーできます。楽しい機能がたくさんあってうれしいですが、よく考えればこれが補償金の対象にならないというのは、権利者団体が怒る気持ちもわかりますし、私たちに楽曲を提供してくれるアーティストに対しても失礼ではないかと思えます。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金対象にするのが、当面の対処策としてはベストだと思います。補償金制度の機能不全を指摘する声もあるようですが、補償金制度の効用に関する議論が少なくないように思います。補償金制度のマイナス面を否定することはできませんが、だからといって、補償金制度が時代遅れであると言えるほど個別課金の時代になったとは言えないのではないのでしょうか。iPodが急速に普及していますが、CDに慣れた消費者にしてみると、CDを購買・レンタルした後にiPodにコピーする方が普通だと思います。今後、個別課金が普及していくことが所与の前提になっていますが、そのような保証はどこにもありません。個別課金の普及状況を見定めた後に再検討するという選択肢もあるかもしれませんが、個人的には、iPodの爆発的売り上げもあと1～2年で収束に向かうように思います。その場合は、時宜にかなった検討ができなかったという誇りを免れることはできません。それにしても、いまいちスタンスがよく分からないのは、アップル等のハードメーカーです。音楽録音を売りにして、iPod等を発売し利益を得ているにも関わらず、音楽業界への協力姿勢が見られないというのはどうということなのでしょうか。商品上に補償金額の表示を付さないまま、補償金対象商品を市場流通させているからこそ、消費者の補償金認知度が上がらないように思います。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。 音楽離れに拍車がかかっている中、これ以上の課金はインターネットを通じ得られる情報により大衆の反感を買い楽曲(CDも含める)の購買意欲を抑制するものである。</p>
	<p>これらハードディスク内蔵型録音機器等について、私的録音録画補償金の対象として追加指定してほしいという要望について。 上記の要求ですが、録音機能を持つデジタル機器に関しては可能だとは思いますが、再生機能のみの、iPod等は、条文の対象外と考えます。 iPodでは録音機能を持つのはパーソナルコンピュータですので、課金対象はパソコンでは、但しパソコンの場合、録音機能を使う人が限られるという問題があります。 また、ネットでの販売音楽等では、2重課金のおそれがあります。 条文を変更しない限り、課金対象にはできないと思われます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器は私的録音補償金の対象にすべきです。 HD内蔵型プレイヤーの簡便さを考えると補償金制度の本質をかんがえても従来の録音機器以上に対象とされるべきなのはHD内蔵型プレイヤーなのではないのでしょうか。 もし対象とならなければ今までの補償金制度の存在意義も問われ今までものものも意味がなかったということになると思います。 DRMもフリーソフトではずせるものもあると聞きます。対象にしなればまさに無法地帯になってしまうのではないのでしょうか。</p>
	<p>私は、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定はおろか、MDレコーダー等についても補償金をとるものではないと考えます。なぜならば、携帯プレーヤー等はCD等を聴く手段であり、CDプレーヤー等と何ら変わるものではないからです。聴く手段すら規制するのは、論外と言えましょう。レンタルCDについては、レンタル時の価格に補償金に相当するものを付加すれば良いだけです。 違法なコピーを恐れているならば、今のデジタル/ネットワーク技術を利用し、確実な方法を構築しなくてはなりません。今のような安直なコピー機器に課金する方法では、私の好むいわゆる「人気のない」アーティストにどれだけお金が回っているのか、不満があります。私の聴いているアーティストに正当な料金を支払う用意はありますが、不可思議な方法で割り当てられた方法で不透明に支払うお金はありません。 一度減った電車でヘッドホンで聴く人たちが、iPod他が広まってから、再びよく見かけられるようになりました。つまり、iPod他は音楽を聴く時間・人を広げていると言えます。しかし、失礼ながら、「すみやかに補償金の対象に追加すべきものであるとの意見」を言っておられる方々は、既得権益にしがみつき、さらに広げようとしているだけにしか見え、本来の目的である芸術振興にいかんとして貢献するのかが全く理解できません。本質に帰りませんか？</p>
	<p>iPODへの課金はやむなしと考えます。 マスコミ等で伝えられている課金額(1台400円程度)が事実だとすれば、消費者にとって、さほど負担になる金額ではない。 現在の補償金制度が廃止され、将来的に家庭内録音が行われるつど課金されることになれば、金額がどの程度に設定されるのかわからないし、その使用料徴収のためのシステムづくりにかかる費用は消費者に跳ねかえることになることが考えられる。そうしたことから総合的にみれば、1回限りの支払いで済む現在の補償金制度の方が結果的にはわれわれ消費者にとって割安なのではないかと思う。 iPODなどの普及による家庭内デジタル録音がCDの販売額減少の要因であるとする権利者側の主張は、安易な結論との観が拭えず賛同できないが、アーティストたちに一定の利益が還元され、それが次の作品創りにつながるのであれば、補償金制度は意味ある制度だと思う。 ただし、現時点では補償金が本当に権利者やアーティストたちに配分されているのかが不透明であるため、お金の流れが国民にわかるよう積極的に情報開示するよう改めるべきである。 また、将来的には、諸外国同様、機器等の製造メーカーが補償金を負担するようになれば、消費者にとってはありがたいことだと思う。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>「iPodなどのハードディスク内蔵型録音器等を保証金対象にするべきである。」 MDに代わって登場したiPodなどの機器は、①殆ど音楽鑑賞を目的として利用されており。 ②またそれぞれの機器において何枚もの音楽CDが録音されており、③音も劣化せず極めて高音質のまま、なんらアーティストらの経済的損失が手当てされないまま、私的複製の名の下に音楽が大量にコピーされています。 このままでは、音楽はアーティストらの経済的利益は確保されず創作意欲もなくなり、わが国から良質な音楽ソフトが姿を消してしまうなど危機的な状況を招いてしまう恐れがあります。 音楽というソフトがあるからこそ、iPodなどの製品価値が高まり売れるのです。 保証金は企業の経済活動が阻害される額でもないようですし、メーカー側は、自らの利益追求のみに走ることなく、アーティストをリスペクトする姿勢を示し課金に応じるのは当然の義務であると思います。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音再生機器をMDと同様に私的録音補償金の対象に当然するとべきだと思います。 これらの機器が、音楽の録音だけでなくデータや写真などを記録する機能があるから汎用機であるとの理由で、対象にするべきでないとの意見もありますが、どちらかといえば音楽の録音再生が主な利用方法でありデータの記録は、「することができる」的な使い方だと思います。データ記録用にはもっとも便利なものがどんどん出ています。iPodでデータ保存はしている姿は見たことがありません。MDと利用はほとんど同じだと思います。それ以上にお洒落で高性能のような気がします。 消費者としては、商品は少しでも安いほうがいいと思いますが、だからと言って殆ど同じ用途のものが対象になっているものもないものがあるのには不公平を感じてしまいます。</p>
	<p>「音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計されており、」とあるが、iPodを初めとするハードディスク及びシリコンメモリーのプレーヤーは「録音」ではない。 自らのパソコン上に保存された楽曲ファイルを持ち歩くのみに限られた仕様であり、プレーヤーからパソコンに移すことは出来ない。 つまり「エイリアス」的な存在であり、録音を主とした用途ではない。 またiPodをはじめとするプレーヤーには、自らが作った楽曲も入れることができ、また自らが撮った写真も入れることができる。 この様な「自らが作り出した作品」を保存する機器に対して、一律に補償金を徴収するのはおかしい話である。 総じて言えるのは、現状の補償金制度自体に無理があり、速やかに見直し、もしくは廃止すべきである。 今年は「音楽配信元年」と言われている。 ここ数年CDの売り上げが落ちていくと聞くと、iTMSが注目を集め、多くの人が音楽に対して感心を持っている。 国際的に見れば、CDの売り上げ減少を音楽配信がカバーしている。 http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0510/04/news007.html 文化庁も安易に補償金制度の徴収に向くのではなく、より良い作品を作る環境を整える方向に切り替えた方が良く考える。 特に「海賊版」を販売する業者は徹底的に排除し摘発する方が先と思える。 最後にiTMSを展開するApple社CEOのステイブ・ジョブス氏の言葉を引用する。 「われわれは違法ダウンロードと戦う。訴えるつもりも、無視するつもりもない。競争するつもりだ」 http://hotwired.goo.ne.jp/news/business/story/20031022103.html</p>
	<p>意見：ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定には反対である。 ・ハードディスク内蔵型録音機器の主たる用途はバックアップであり、その性質上頒布は困難である（一台2万円の録音機器で誰が頒布するね？）。したがって、CDやMDと同様にこの機器が著作権者の利益を侵害しているとは考え難く、尚慎重な調査が必要である。むしろDRMによって著作権者の利益に貢献している部分もあり、売り上げの拡大を理由にただちに適用するというのは、管理団体のみを益する愚かな考え方である。</p>
	<p>iPodの私的録音の事について、意見を申します。 現在のiPodの製品の自体はハードディスクでございますが、iPodを第三者に貸して楽曲をコピーすることは、出来ません。何故なら自分のコンピュータに対し一台のiPodしかアップデート出来ませんしコピーすることも出来ません。その辺アップルも考えているとおもいます。ですからiPodには課税の対象にはならないと思います。ですが、CD-Rやその他のフラッシュメモリーなど第三者にもコピー出来るメディアはどうなんですか？ iPodではなく他のメディア（ハードディスク・フラッシュメモリーなど）の製品についての課税対象にされたらどうでしょうか？</p>
	<p>私は音楽を録音して楽しんでいる人間の一人です。DRMによって個別に課金すれば補償金が必要でないという趣旨のことが書いてあるが、わずかな補償金を払い自由に録音できる今の仕組みの方が、負担が少なく良いと思う。MDよりも多くの曲を録音できるiPodのような携帯プレーヤーを対象機器に指定するのは当然だと思うし、補償金の制度に賛成します。</p>
	<p>追加指定に賛成します。 消費者の一人として、録音する毎に課金されることに違和感を覚えます。自分の行動や音楽の好みを監視されているようで落ち着きません。今はCDを買って自分用に録音する場合には、補償金が支払われているようですが、音楽配信で買った曲を携帯プレーヤー用に録音することは、これはと同じではないでしょうか。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等について以下のとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定してほしい。 メーカーが主張するDRMシステムを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法には反対です。ユーザーにとって、かえって手間や経済的負担になります。現行制度のもと、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に！！</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等については以下の通り私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきです。 私的録音録画補償金制度は権利者への経済的補償と消費者の便利とのバランスをとっている制度です。 現在の補償金制度は消費者にとっても作家や演奏者にとっても現実的な制度ではないでしょうか。 補償金は作家や演奏者へ直接届いていますし、また一部は著作権保護のための事業、一般市民にも還元されています。支払い対象のないiPodの機器の指定は急を要します。</p>

項目	意見
	<p>私の意見を簡潔に申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ハードディスク内蔵型録音機器(iPod等)を可急的速やかに政令指定すべきである。 最近の技術の飛躍的発達により、音楽録音が安易に実行される反面、このような大量録音機器は、未だ補償金の対象外になっている現状は許し難い。 万一、現行の私的録音録画補償金制度を否定するような事態が決定されるとすれば、「ベルヌ条約」に基づく国際条約の違反であり、我が国著作権制度の根幹に係る大問題である。 更に、その被害は我々作家の創作意欲の低下、生活権の危機を招くのみならず、日本音楽文化の重大な悪影響を及ぼすことは必定である。 而して、文化国家、知的財産立国を標榜する我が国として、国際的にも評価される政令指定の実施を切望する。
	<p>ハードディスク内蔵録音機に、私的録音録画補償金がかけられていないと云う事を初めて知りました。現在迄の録音録画の機器より、数倍記録することが出来、性能は秀れています。どんな長い嘶でも、数多い芸でも、小さな器機の中へ納まってしまふ。便利ですが、それだけ我々の持つ芸をコピーされているのです。補償金の対象にならないのはオカシイと云わざるを得ません。著作権法の精神にも反すると思います。</p>
	<p>私たち音楽作品を作る立場から考えますとipodなどのハードディスク内蔵型録音機器の登場でCD売上の減少を危惧しています。しかし時代・生活スタイル・ハードの進化により音楽がさらに身近に便利になることで、一般ユーザーの方々から喜ばれることは私たちににとって大変うれしいことです。ソフトとハード共存共栄の為にも早々に私的録音録画補償金制度を認めて頂きたいと考えます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定をすみやかに行うべきだと考え、以下その理由を述べます。</p> <p>当該機器である「ibod」は驚異的な利便性を有している。CD1,000枚分もの音源を録音出来ると聞けば、ただただ驚くばかりだ。利用者にとって魅力的なツールであることはいままでもないが、このハイテクの成果を喜んでばかりおれない。</p> <p>これまで我々が利用して来たMDにとって代わろうかというツールであるにも関わらず、現在、私的録音補償金の課金の対象外であるというではないか。こんな不公正が認められていいのだろうか？</p> <p>当職はたまたま歌作りを職業とする身で、補償金制度の受益者であるから、不利益を蒙りたくないが故の意見ととられるかも知れないが、決してそんな思惑から言い立てるのではない。音楽ソフトがないと成立しない録音機器が、コンテンツ創出の大きなコストである音楽著作権料を認めなくなったら、クリエイターは創作意欲をなくす。音楽産業にとって著作権料は除外できないコストであって、そのコストを認めない業界が自由社会にあるとは信じられない。経済活動における悪しき競争原理至上主義が文化を衰弱させる典型的な現象だ。</p> <p>この推移を放置するとメカの利便性は等比級数的に高くなり、その反対に音楽コンテンツの創出力は益々減衰する。やがてはハード自身が陳腐化するだろう。バブル時代の箱モノ作りに似た、外見・装置は立派だが文化という中身がないという悲しい状況がまたひとつ増える。</p> <p>電子情報技術産業界は自らの首を絞めようとしている。「ibod」利用者は当職の身の回りに何人もいないけど、¥1,000-未満の課金に異を唱えるひとはひとりもいない。誰もが我々の社会が経済的な基盤整備だけでこと足れりと思っていない。文化、それも日常生活にfitした大衆文化であるpopular musicの恒常的な創出を期待しているからである。関係各位にご賢察をお願いしたい</p>
	<p>(意見) iPod等のハードディスク内蔵型録音機器は速やかに追加指定するべきであると考えます。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量の録音が可能なiPodやネットワークウォークマンは、今後間違いなくMDに代わる主流の商品になると思います。 補償金の対象に加えるのは不相当とする理由に、DRMによって個別課金が可能だとする趣旨の意見がありますが、本当に1曲ごとに課金することが可能なのか疑問である。 補償金制度の良いところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を1回払うだけで、気兼ね無く自由に録音できることだと思います。 補償金がアーティストやクリエイターにキチンと還元され、彼らがまた素晴らしい音楽を創造し、提供してくれるわけですから、消費者にとってもアーティスト達にとっても補償金制度はとてもしずナブルな制度であると思います。
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。</p> <p>現在、政令指定されているMDに比べ比較にならないほど大量の録音が可能なiPodやネットワークウォークマンは、今後間違いなくMDに代わる主流の商品になると思います。</p> <p>最近では電車の中などでiPodなどの携帯プレーヤーで音楽を聞いている人をよく見かけられるようになりました。あの小さな箱の中にCD1,000枚分もの音楽が録音出来るとのことで、最近の技術の発達は本当に素晴らしいと思いますが、一方で、MDが補償金の対象となっているにもかかわらず、これだけの大量の録音が可能な機器が未だに補償金の対象となっていないことに大きな違和感を覚えます。早急に対象とすべきです。</p> <p>また、補償金の対象に加えるのは不相当とする意見の中に、DRM(デジタル権利管理システム)によって個別課金が可能なので、補償金精度はいらないという趣旨の意見がありますが、本当にiPodに500枚1000枚ものCDを録音する場合でも1曲ごとに課金することが可能なのでしょうか。仮にそれが可能だとすると、ユーザーにとっては、これまで自宅で自由に録音出来ていたものが録音する都度お金を払うことになり、音楽の楽しみ方が非常に窮屈なものになってしまいました。現在の補償金制度の1番良いところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を1回払うだけで、何の気兼ねも無く自由に録音出来ることだと思っています。そのようにして払った補償金が作家やアーティストがまた素晴らしい音楽を世の中に提供できるわけですから、ユーザーにとっても作家達にとっても補償金制度は、とてもしずナブルな制度であると思います。</p>

項目	意見
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を、直ちに政令指定すべきと考えます。息子のプレゼントに、と量販店で実物を見てCD1千枚分が録音できることに驚きました。そして、それが私的録音補償金の対象となっていないことに更に驚きました。</p> <p>現在、自分の子供たちが支払っている補償金の額はわかりませんが、少なくとも機器の購入時に大きな負担と感ずる額ではなく、媒体も子供たちにとっても小遣いに響く額ではないことは間違いありません。そのうえ、なんらの手続きをすることなく合法的に録音することができ、作詞・作曲家にも還元されることで創造のサイクルも維持できる仕組みは、とても簡便かつ合理的であると考えますし、子供たちもよく理解しています。</p> <p>制度の趣旨を考えれば、急速に普及して、MDに比べ記憶容量がけた違いに多いハードディスク内蔵型録音機器が政令で指定されることは当然のことで、何を今更、の思いすらします。</p> <p>また、DRMIにより個別課金ができるので、補償金制度はいらない、との意見もあるようですが、料金はどうなるのか、手続きはどうするのか、プライバシーは守られるのか等々、補償金制度にとって代わり得るのかの検証する情報すら全くありません。</p> <p>現行の制度を維持し、ハードディスク内蔵型録音機器を早急に政令指定することが、現在では最も妥当であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下のような理由から、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきです。</p> <p>機械メーカーの言うように、コピーする度に課金することになりますと、いくら徴収できるのか、見当が付きませんし、レンタルショップからCDを借りて、録音する場合は、どのようにして課金するのでしょうか方法を示してください。</p> <p>現在の補償金制度のもとMD同様iPodなどの録音機器を追加することで、ユーザーや作家・アーティストにとっても現実的な制度を維持して頂きたいと思えます。</p>
	<p>①ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。</p> <p>汎用録音録画機器・媒体への拡大には反対である。現行制度についても縮小するべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別別課金が原則である。 2. 科学技術の進歩でそれが不可能ではない。 3. 一方で二重課金のおそれがある。
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見 ハードディスク内蔵型録音機器等は、その性質と利用形態が既存の記録媒体と異なる事から、著作隣接権者の経済的利益を損なう存在では無い。よって、私的録音録画補償金の対象として追加指定するべきでは無い。</p> <p>理由</p> <p>まず、私的録音録画補償金は、私的使用者の財産に課されるものである。従って、著作隣接権者が課金する権利を主張するのであれば、自らの経済的利益がどれだけ私的使用者の行為により損なわれたか、私的使用者が納得できるだけの具体的な説明し、同意を得る義務を負っていると考え。</p> <p>この点、ハードディスク内蔵型録音機器は、既存のMD等の録音録画機器と同一視すべきでない性質と利用形態を持っている。</p> <p>まず、ハードディスク内部の楽曲は「シャッフル」転送により頻繁に書き換えられる性質を持つ。これはアップル社のiPod、ソニー社のネットワークウォークマン共に、読み書きが非常に高速に行えるハードディスクの特性を活用できるとしてPRしている聴取方法である。</p> <p>また、媒体を交換・着脱できないため、新しい楽曲をパソコンから取り込めば、その容量分、既存の楽曲は消去される。従って、単純にHDDの容量その他を根拠に、均一の補償金を課すに足る、一定の著作物が固定されている状態を観念することができない。</p> <p>一方で、ハードディスク内蔵型録音機器は購入したCD、レンタルCD、配信楽曲といった、個別に課金が可能な媒体を介して、音楽を取り込んでいる。よって、仮に追加で課金するのであれば、これらの販売・利用価格に上乗せする方が、まだ妥当性がある。しかしながら、次に示すハードディスク内蔵型録音機器の特定個体パソコン依存性により、上乗せの根拠たる著作隣接権者の経済的損失は、最初から存在していないのではない。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器は、基本的にそれ単体では録音できない。音源である購入したCD、レンタルCD、配信楽曲といったデータは、一度、特定個体のパソコンを経由しなければハードディスク内蔵型録音機器に転送できない。しかも、ハードディスク内蔵型録音機器から逆に、最初に楽曲を転送した以外の個体のパソコンに、楽曲データを戻す事はできない(楽曲管理ソフトのDRM機能のため)。従って、ハードディスク内蔵型録音機器は新たに単独で録音を行っているとは言えず、パソコンによる私的使用と考える他無い。</p> <p>また、ハードディスク内蔵型録音機器は軽量で、比較的安価で、電池寿命が長い。主として携帯して音楽鑑賞に用いられる(特に電車内など)のに対し、その録音機能に不可欠なパソコンは、重く、高価で、携帯可能な機種でも電池寿命が比較的短い。この両極端な機器が同時に使用(内部の楽曲を、それぞれで再生して鑑賞)される状況が一般的であると立証できなければ、新たな課金には無理がある。さらに、別々の者が聞いている状態が一般的だと立証できないのであれば、新規の楽曲販売に悪影響をもたらすとは考えられない。</p> <p>最後に、音楽配信サービス「iTunes Music Store」(以下 iTMS-J)での楽曲販売は、2005年8月4日のサービススタートから4日間で100万曲を突破したと報じられている。</p> <p>これは日本の他の音楽配信サービスが1カ月で達成した実績の2倍にあたる曲数とされる。</p> <p>http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0508/08/news007.html</p> <p>この膨大な楽曲販売の新規需要には、ハードディスク内蔵型録音機器(iPod)で、購入した楽曲データを便利に携帯できることが大いに貢献していると考えられる。</p> <p>さらに、RIAJの、同月(2005年8月)CD媒体生産実績は目立った減少は無く、前年比90-94%と横ばいである。</p> <p>しかも、前月の7月、前々月の6月の生産実績とも傾向が変わっていない。</p> <p>http://www.riaj.or.jp/data/monthly/2005/200508.html</p> <p>このことからハードディスク内蔵型録音機器が、既存の著作権料回収経路を急速に破壊するとの指摘も否定されよう。</p> <p>総じて、ハードディスク内蔵型録音機器が、私的録音録画補償金を課すに足るだけの規模で、著作隣接権者等の経済的利益を損なっているという主張は、その性質と利用形態が既存の記憶媒体と異なる事から肯定できない。よって、私的録音録画補償金の対象として追加指定するべきでは無い。</p>

項目	意見
	<p>意見：課金に関しては当面継続審議するとし、iPod等への課金はしばらく凍結するか、又は様子を見る事にして当面は見送べきである。最終的な結論としては、iPod等への私的録音録画補償金(以下、補償金)を課すべきではない。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、私的録音補償金制度が、消費者の権利として私的複製が認められているにもかかわらず、権利者に「不利益」が生じる場合に例外的に適用されている、という性格を有していることを、今一度確認しなければならない。 ●したがって、補償金の対象とするには、権利者団体は、権利者の「不利益」を客観的かつ公正なデータを以って示す必要がある。しかるに、そのようなデータは全く公表されていない現状では、消費者の理解を得ることなど、到底望むべくも無い。ちなみに、補償金収入が単に減少しているというのは、「不利益」を生じていることの何ら証明にならない。 ●また、iPodのごとき汎用の機器・記録媒体に補償金をかけることは、私的複製を行わない当該機器・記録媒体のユーザーに「不当な不利益」を生じさせることになる。そして、デジタル機器の機能の多様化が進み、機器の種別という概念が極めて曖昧になりつつある現状では、これら機器・記録媒体に補償金をかけることで、前記したユーザーの「不当な不利益」を増長させることが容易に予想される。 ●したがって、現状ではどうしても補償金の課金が必要というのであれば、音楽ソース側、即ち販売CD、レンタルCD、ダウンロード販売側に課金する方向でまずは考えるべきである。それにしても、レンタルCDの貸与料など従来よりかけられている権利の対価、あるいは対価を払った消費者の財産権とのバランスに関し、出来る限り妥当性・正当性を持たせたものとしなければならない。 ●以上、iPod等への補償金を課すことに正当な根拠は全く見出せず、よって主題の追加指定は見送るべきと結論する。また、補償金制度そのものが、本来著作権法で認められた私的複製権を侵害しているものであるから、補償金制度を根本的に見直し、将来的には廃止の方向で検討していく必要がある。
	<p>iPod等のデジタルの録音・録画専用機器および記録媒体を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきです。</p> <p>理由</p> <p>現行の私的録音録画補償金の対象となっているのは、デジタルの録音・録画専用機器および記録媒体であり、今回アップル社製iPodに代表されるデジタルメディアが、その対象とすべきか否かが問われています。</p> <p>まず、iPod等がパソコン等と同じように、そもそも録音・録画機能専用の製品ではない以上、現行の私的録音録画補償金の対象とするのには、いささか躊躇を感じます。</p> <p>次に、これらの機器を介して複製を行うのは、CD等の音源を自由に持ち運び、色々な環境でその複製物を楽しみたいという目的で使われているのが現状です。これはいわゆる「メディアソフト」と呼ばれるもので、私的複製を認めた範囲を逸脱したものではないと思います。従ってその行為が保証金を支払うべき権利者への不利益に該当するものではありません。</p> <p>何よりも、この補償金制度の導入は「私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与える」とされたからですが、今回粗上に上げられたiPod等が「権利者の利益に如何なる損失を与えているのか」を、権利者団体は明解な回答ができておりません(これはMD等旧来保証金を支払ってきたメディアについても言う事でしょうか)。iPod等によって生じる権利者の「不利益」とは何なのか？</p> <p>この件について論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、iPod等を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきです。</p> <p>先だって発表された「速報版」の計算によれば、iPod等に録音された数百曲がすべて「不利益」となる計算をされているようですが、あまりにも実体をかけ離れた計算であります。例えばそのiPodを例にとった場合、iPodで音楽を聴くためには、iTunesというソフトウェアを用いて、市販のCDからPCに接続されたハードディスク等に楽曲データを複製し、上記のハードディスクに保存されている楽曲データを同じiTunesを用いてiPod内蔵のハードディスクに複製するということで、都合2回の私的使用目的の複製がなされることとなります。では「この複製がなければユーザーが同じCDをさらに2枚余分に買ったであろうか？」といえ「ほぼ100%そんなことはない」と言い切ることができます。「そんなことをするぐらいなら私的録音自体を諦める」のが、どう考えたって普通です。であるならば、そもそもこの複製行為に「不利益」など生じていないと言えます。</p> <p>以上が「iPod等のデジタルの録音・録画専用機器および記録媒体を、私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべき」とする理由です。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>補償金の対象としてiPod等を加えることに賛成です。</p> <p>以前出版関係の著作権業務に携わっていた経験があり、権利者にとって、自分の作品が広く長く親しまれ、それぞれの使用に対して払われるわずかな使用料の積み重ねが出版界にとってどんなにか意味のあるものか痛感しました。これは音楽の世界でも同じことで、CDを購入する人が減っている今、録音機全般に補償金は掛けることで音楽文化が守られていくと思います。</p> <p>ただ、補償金として支払った金額が、自分の好きなミュージシャンに届いていることを実感できないのが課題かなと感じます。</p>
	<p>追加指定してください。</p> <p>全く難しい問題ではありません。</p> <p>「親しい友人からCDを借りて、iPodに録音しました。」</p> <p>このことをどう思うかです。</p> <p>録音した人の本音は、CDを買わずに音楽手に入れた、ラッキー。</p> <p>レコード会社の本音は、CDを1枚売れなかった、残念。</p> <p>これだけだと思います。</p> <p>個人的には、iPodを買った時に支払う補償金で、このラッキーな行為すべてを認めてもらえるなら安いものだと思います。CDを1枚買う金額より負担が軽いなんてうれしい限りです。無料で済むものならそれに越したことはないのが本音です。しかし、そうもいかないと思うので、是非補償金制度をお願いします。他の方法だと、結局高くつくに違いありません。メーカーも、音楽で一儲けしたいというのが本音でしょう。</p> <p>建前だけでなく本音の議論を望みます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>掲題の件につきまして、私見を述べさせていただきます。</p> <p>大量の私的録音録画が可能な環境のもと、権利者と利用者間の利益調整を図ることを目的とした同制度の趣旨に照らし合わせれば、その性能・機能からみて法の定める除外要件に該当しない機器・記録媒体である限り、速やかにほぼ「自動的に」追加指定されるのが制度創設時に想定された運用と考えます。そうでなければ、追加指定に時間を費やし徴収において普及期のタイミングを逸する場合、遡及徴収が可能な制度ゆえに、権利者に対する適切な補償は望めなくなり、それは制度の趣旨に反した取扱いと言わざるを得ません。そして、当該機器は法の定める除外要件には合致しないと考えます。</p> <p>機器・媒体一体型が一つの論点となっておりますが、それは法技術上の問題であり、追加指定の是非に影響を与えるべき論点ではなく、それが追加指定の障害になるとすれば、本末転倒であると考えます。また、二重課金の意見も出されておりますが、当該機器に関する利用実態調査から、当該機器の録音ソースの大部分はそれら二重課金が取り沙汰されるソース以外(自己所有などのCD音源)から録音が行われており、追加指定を妨げる直接的な要因にはならないと考えます。</p> <p>以上のことから、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を妨げる本質的な問題は存在せず、速やかに補償金の対象とすべきと考えます。</p>
	<p>ipodのように、インターネットから簡単に曲をダウンロードできてしかも大容量に録音可能な機器が、補償金の対象にならないのはちょっとおかしいと感じます。</p> <p>知的財産の保護を前面に押し出そうという国家の方針にも反しているのでは？</p> <p>今のデジタル機器は、昔と違って音質も画像も高品質なので、いろいろな不正なことにも利用されやすくなります。先に課金されることで、不安なく音楽を楽しむことができ、かつ作家の利益につながるならまったく問題ないと考えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金のハードディスク内蔵型録音機器等(以下長いためiPod等と表記する)への追加指定に反対である。</p> <p>◎iPod等によって引き起こされる権利者の不利益について</p> <p>iPod等に記録される楽曲は主に以下の3種類が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分で購入したCDなどの楽曲 ○配信された楽曲 <p>上記2種類については、消費者は既に権利者への対価を支払っている。</p> <p>iPod等にこれらの楽曲を複製する行為は、CDが簡単に聞けない場所で楽曲を聞くためであり、再生する媒体を替えたに過ぎない。また、一人の消費者が再生する媒体の数だけ楽曲を何度も購入するとは通常考えにくいから、iPod等に楽曲を複製したからといって、権利者に何か特段の損害を与えたとはいえない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レンタルしたCDなどの楽曲 <p>これについては、消費者は貸与権使用料を支払っている。ただし、これは楽曲をレンタルした消費者が私的複製をすることを前提にしたものであり、貸与権の使用料と補償金の二重課金であると考えられる。</p> <p>この上更にiPod等に補償金を課することは、三重の課金になってしまう。これは著しく不当である。</p> <p>上記理由から、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について反対する。</p>
	<p>消費者は、補償金を支払うのであれば、それ相応のサービスが提供されることを期待するのが普通である。私的録音であれば、コピー制限や回数制限などを受けずに、何度でも好きな機器で聞けるようになるなら、期待に依っていると見えるだろう。この点では、SCMSを導入しているMDなどは、十分なサービスとはいえないため、補償金を課すことは、購入を控える効果を生んでいる(私は購入していない)。何らかの制限がある機器(コピーガード信号に対応している、特定のソフトウェアを利用しないと複製を行えないなど)については、補償金を課すべきではない。</p>
	<p>【意見】</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対する。</p> <p>加えて、著作権法第30条第2項に「ただし、技術的保護手段によって複製に制約を加える事のできる機器および当該機器で使用される記録媒体については、私的録音録画補償金の指定外とする」の一文を追加する事を要望する。</p>
	<p>【理由】</p> <p>私的録音録画補償金制度の目的は「私的複製により著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応する」というものであるが、「デジタル方式で劣化しない複製が作れる」という事だけで権利者の経済的利益を損なうとする理屈はあまりにも短絡的であり、説得性に欠けている。</p> <p>権利者の利益を損なう事を理由に補償金を課金するのであれば、まずは「損なわれた利益とは何を指すのか?」「それは本当に本来は受けられる筈だった利益なのか?」という点をきちんと明確にし、補償金を課金する事が適切であるかどうかを判断すべきである。</p> <p>それに対し、今回のハードディスク内蔵型録音機器等への追加指定における理由の大半は「デジタル方式だから」「MDの置き換え的な位置付けだから」という説明であり補償金を課金する事が適切であるかどうかを判断する情報としては不十分である。</p> <p>むしろ、新しいメディアは私的複製を必要としない方向へと進んでおり、今後新たに補償金の追加を必要とするものが登場するとは考えにくい。(補足参照)</p> <p>明確で説得性のある説明のないままで補償金の対象に追加指定を決心する事は、不当な課金を消費者に強いる事になる恐れがあるため、これを行うべきではない。</p> <p>また、ipodをはじめとする最近のハードディスク内蔵型録音機器等は音楽配信によるビジネスモデルを考慮しているため、DRM等の技術的保護手段が採用されており、不当な複製に対して制約を加えている。</p> <p>これは私的録音録画補償金の対象となるべき「権利者の利益を損なう複製を行える機器」には該当しない事を意味し、補償金の指定外と判断できる。</p> <p>今後はDRM機能を備えたデジタルメディアが主流となり、私的録音録画補償金の指定に適さない機器が増加する事が予想される。</p> <p>については、著作権法第30条第2項に「ただし、技術的保護手段によって複製に制約を加える事のできる機器および当該機器で使用される記録媒体については、私的録音録画補償金の指定外とする」の一文を追加する事を要望する。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(補足) 極論を論ずると、著作物を時や場所を選ばず利用できるように常備できるのであれば、私的複製を行う必要は生じない。 現時点では利用できるメディアの性能(大きさ、機能、容量など)が十分では無いため、利用する状況に応じてメディアを使い分けたり、利用する場所や機器に保存するためにやむを得ず複製を行っているのである。 ハードディスク内蔵型録音機器等は、従来の機器よりも大きさや容量において理想に一步近づいており、私的複製を必要とする状況を格段に減少させている。 さらに技術的保護機能で不当な複製にも制約を与えており、補償金の対象にすべき理由が見当たらない。 ipod等のハードディスク内蔵型録音機器等が台頭してきた事により私的複製が減少するのは必然的な事であり、それに伴い私的録音録画補償金の回収額が減少していくのも当然の成り行きである。 権利団体の主張する「補償金の回収額が減少すると権利者が困る」というのは、私的複製という行為によって、同じ権利物から何度でも利益を得ることが出来るという現在のビジネスモデルを前提とした、一方的な都合である。 しかし、実はメディアの未成熟ゆえに、やむを得ず消費者が支払ってきたものであり、本来は払う必要の無い代価である事を再認識する事を求める。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音録画補償金を課すべきではありません。 [理由] DRMにより複製(回数制限有り)を許容された音源を、DRMの制限内でハードディスク内蔵型録音機器等に複製することは、使用料金として支払済です。にもかかわらず、ハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音録画補償金を課するというのは、二重課金です。そのため、ハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音録画補償金を課すべきではありません。</p>
	<p>年にCDを100枚以上は購入し、コンサート・ライブなども数十回は行く一音楽ファンであり、かつiPodが登場した頃からのユーザです。そのこともあり、審議の経過を興味深く拝読いたしました。 その上で、やはり私的録音録画補償金制度自体は、新技術の登場によりすでに社会的役目を終えつつあり、旧式なメディアに対してのみ時限的に適用した上で、最終的にはその役目を完全にDRMに譲るべきであると考えます。 現在、iTunes Music Storeは、ほとんど消費者に制限を感じさせないDRMを採用しています。そしてそれが結局、音楽ネット配信システムの中でも群を抜いた多くの売り上げを達成しています。 この事実から考えても、洗練され、バランスの取れたDRMこそが、以下の3つの要求を適切に満たす解答であると考えることが適当でしょう。 (1) 音楽を正当に対価を払って聴く消費者が、利便性・即時性、そしてパーソナライズされた付加的情報・特典を享受できる (2) 「売れた」音楽に対する正当な対価を、創作者が公平・透明な配分形態で受け取ることができる (3) 効果的なプロモーション情報を、レコード会社が消費者に対して直接提供できる このすべてが、私的録音録画補償金制度では実現が困難な要求ではないでしょうか。 現在のネットやITと音楽の著作権をめぐる動向は、あたかも「レコード」という便利そうなものが開発された。 →今まで音楽を独占的に聴かせていた「劇場主」たちが、「レコードのようなものが出てきては、劇場に音楽を聴きに来る人がいなくなる」と脅えている。 →演奏者も観客も不在のまま、必死に「レコード」の販売に関する議論が続いている ようにも見えます。 しかしもし「レコード」がなかったら、何万人も人を集めるようなコンサートが日常的に開ける時代がはたして実現できたでしょうか。音楽産業が現在ほど発展することがあったでしょうか？ 委員の方々には、ぜひ次世代の「レコード」を大切に育てていく方向で判断していただきたいと切望します。</p>
	<p>追加指定に反対である。 ベルヌ条約上、補償が必要となるのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、これらの機器の普及によって権利者の正当な利益が害されているという合理的なデータが提示されていない以上、補償の対象とする必要は全く無い。 報道によれば、日本音楽著作権協会・日本芸能実演家団体協議会・日本レコード協会の3団体が「ハードディスク内蔵型録音機器等による私的録音から著作権者・著作隣接権者が受ける経済的な影響」という資料を提出したとされているが、これは利用態様ごとにCDを買いなおせと主張しているに等しい。 つまり、自宅でCDとして聞く場合、パソコンで聞く場合、MDやiPodで聞く場合など、それぞれについて対価を支払うべきだというのである。 これは技術の発展によってたまたま複製が必須となった状況に目をつけた詭弁でしかない。 確かにCDをパソコンで聞くように変換する際には複製を伴うし、それをiPodに転送する際に複製せざるを得ないのも事実である。しかし一度購入したCDを自宅で聞く場合と、同じCDを車内に持ち込んで聞く場合とで二重に支払えと主張するのが奇妙であることは明らかだろう。 同様に、これらの利用はコンテンツを楽しむ場所を変えようとしてたまたま複製を行わなければならないとなっただけの事態である。 かつて同じCDを自宅で聞くか車内で聞くかという選択しかなかった場合に、そのそれぞれについて対価を支払えなどという事は主張されなかった。 なぜならそれは単に楽しむ場所を変えるだけのことで、改めて対価を必要とするような「代替品」の生成は行わなかったからである。 現在、選択肢は増え、パソコンで聞くかウォークマンで聞くかMDで聞くか、さまざまな楽しみ方ができるようになった。しかしここでも、楽しむ場所の変更に過ぎず、代替品の生成ではないという事態は全く変わっていない。 そうであるにもかかわらず外見上複製行為を経るからという理由だけで補償金を支払わなければならないなどという主張がされているが、全く根拠がない。 従って、楽しむ場所を変えるための複製によっては全く正当な利益を害するところはないから、補償金の対象とする理由はない。 そして今回追加指定が取りざたされているハードディスク内蔵型録音機器等は、専らそのために利用される機器である。 よって追加指定をすべき根拠はないので、指定には反対である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>英会話学校の教材に成っているように英語の勉強のみに使っていたり、Podcastによってネットラジオを入れて楽しんでいる人も居ます。</p> <p>また、音楽と言っても著作権の切れたクラシックを練習の為に自演した物を入れている場合も有ります。</p> <p>これらは、保証金の対象と成らないのに保証金をあらかじめ徴収してしまうと、書き換え可能なハードディスク内蔵型の為に、その証明が困難です。</p> <p>また、証明出来たとしても返還請求した物が金額的に損をする現状では、保証金対象外の人にとって著しく不利益です。</p> <p>よって、それらを回避する手段としてはDRMによつての個別課金が妥当で、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定には反対します。</p>
	<p><意見> ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象として追加指定されることに賛成します。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在市場投入されているハードディスク内蔵型録音機器等は、その販売戦略として、音楽の記録の容量、利便性等を謳っている。これは、当該機器等が「音楽以外のデータ等」の記録に使用されるとしても、著作権法第30条の「私的使用を目的として、デジタル方式の録音の機能を有する機器」として購入を誘引しているものである以上、私的録音補償金の対象とされるべきと考える。 ・ 同条には、政令指定の機器と当該機器に対応した政令指定の記録媒体の組み合わせによる私的録音録画が補償金の対象と定められている。しかし、ITの急速な発展によって、この規定が制定されたときに想定されていなかった「機器と記録媒体の一体化」が出現した以上、補償金制度の導入の趣旨とその本質にしたがって、ハードディスク内蔵型録音機器等は私的録音補償金の対象とされるべきと考える。 ・ IT時代の下では、DRMによつて個別課金が可能であるとの議論は、その技術が完全なものとして、音楽等のコンテンツの製品や流通システムの大半で採用された時点で行われるべき。その技術の完全性、採用の簡易性等が検証されていない現状と、そのような技術の採用と普及が不確かな現状では、DRMが現行の補償制度の代替措置とはなり得ない。 ・ 私的使用目的の複製は、「複製権の制限」によつて認められているのであり、自由に複製できる「権利」が複製者に与えられているものではない。このような制限は、複製の「量」、「質」、「慣行」等によつて、正当な権利が「負」の影響を被らない場合に限られることは、著作権分野の諸国際条約における「スリーステップテスト」条項を見ても明らかなど、現在の私的複製は、ITの普及によつて「一般的に行われ(＝特別な場合に当たらない)」、そのことによつて「著作物等の通常の利用が妨げられ」、且つ、「正当な利益が不当に害される」状況に至っていると考えられる。 ・ スリーステップテストの要件をクリアするような完全なDRM技術があれば、確かに個別課金によつて、創作者等の権利者に対する負の影響は克服されるかもしれない。しかし、そのような「技術の開発と採用が可能だ」ということと、完全且つ安全な保護技術がIT・民生機器産業によつて「実際に開発されるか否か」は、現時点では不透明。 ・ したがって、権利と利用のバランスを当面維持するための措置として、ハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象として追加指定されるべきと考える。
	<p>追加指定について反対します。</p> <p>私的録音録画補償金という制度自体について私は反対しています。</p> <p>まず、私的な範囲でコピーを使用する事自体、法的にも問題のない行為です。そうした行為について「補償金」をユーザーが支払う理由は、本来ないと考えます。</p> <p>次に、この制度は、ユーザーがコピーを行うことで権利者が「被害を受ける可能性がある」ので「補償されるべきである」という思想に基づいて作られています。</p> <p>「可能性」という曖昧な物を根拠に、ユーザーが一定の支払いをする仕組みです。</p> <p>このような思想は、権利者がユーザーを無視して独善的で一方的な権利の主張を行うことに、正当性を与えています。最近の、JASRACをはじめとした音楽著作権の権利者団体の発言、行動は、非常に暴力的に感じられます。権利者であれば、「曖昧な根拠」であっても正当な課金の理由として認められるべきであり、権利者だから「曖昧な根拠」をもとに使用料の取り立て等でのような行動をとつても正当である、と考えているようです。権利者団体の行動の根底に、「可能性を根拠にしてもいい」という思想があるであろうことは、音楽著作権に関する問題の多くで見受けられます。そのような権利者団体の行動原理は、今後の日本の文化に暗い影を落としていると感じています。</p> <p>そのような権利者の主張を盲目的に認めていくようであれば、文化の発展を推進することが本来の目的である著作権行政が、一部の権利者の利益のみを一方的に保護するための行政に成り下がってしまいます。私的録音録画補償金という制度は、そうなることに思想的な根拠を与えてしまっています。</p> <p>このような理由で、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきであると考えますので、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定についても反対する次第です。</p>
	<p>現在MD等が指定されていることを踏まえ、デジタル機器市場の流れがMD等からHD内蔵型録音機器に移り変わっている以上、使用目的がデジタル方式による録音・録画とMD等と同様であるから追加指定を受けるべきと思われる。</p> <p>また、ダウンロード時の課金との二重徴収となる、という意見については、現在販売・レンタルCD等からも著作権料は徴収しており、それをMD等の機器への課金と二重になるとは認められていないのだから、説得力に欠けるのではないだろうか。</p>

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、すみやかに補償金の対象に追加すべきものであるとの意見の概要は、次のとおりである。</p> <p>>(1)音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計されており、主として音楽のデジタル録音等を目的として販売・購入され、現実にもその目的に使用されている。</p> <p>>(2)補償金の対象となっているMD録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。</p> <p>まず、この文面からは著作権の保護という基本の考え方が全く理解できません。</p> <p>上記の意見では、MD録音機器等の複製のできるものは全て補償金の対象とするという考え方のようですが、複製が作れることが著作権の侵害になるというのは、どういう根拠なのでしょう。</p> <p>例えば、複製した音楽を許可なく他人に売買すれば著作権の侵害にあたるのは理解できます。しかし、音楽を個人で楽しむ為に再生機器にコピーすることが著作権の侵害にあたるのでしょうか。</p> <p>もしも、それが著作権侵害になるというのであれば、その理由を納得できる形で提示いただきたいと思います。</p> <p>過去のカセットやMD、CD等のような機器では複製した媒体を他人に譲渡する事が比較的容易でした。しかし、件の問題となっているHDD型プレイヤーでは最初に繋いだパソコンから別のパソコン等へのデータコピーはできないしくみとなっており、これらの機器を媒介した違法な売買やデータの流通のおそれはありません。</p> <p>もしも、デジタル記録メディアの録音ソースの一部が私的録音補償金の対象となるべき音源である可能性があるから、それを複製できる機器が保証金対象となるというのであれば、尚更納得のいく話ではないでしょう。</p> <p>肝心なのは、複製ができるからではなく複製を媒介にして違法な取引が可能か否かです。MD録音機器等が補償金の対象となっているからといって、代替となる機器だという理由だけで補償金の対象にしてしまうには、考え方に無理があると いわざるを得ません。</p> <p>以上の理由から、私はHDD型プレイヤーに対する課金には反対します。</p>
	<p>【意見】 対象とすべきではない。</p> <p>【理由】</p> <p>1★緊急性はない</p> <p>MD機器の国内出荷台数は、02年が308万台、03年が317万台、04年が296万台(著作権分科会 法制問題小委員会:第7回議事録:資料1掲載の電波新聞 平成17年4月8日。掲載時は総出荷台数に占める割合の減少傾向を強調)、私的録音対象記録媒体も01年度1930億枚、02年1810億枚、03年1810億枚(著作権分科会法制問題小委員会:第3回議事録:資料2-2:参考資料1掲載sarah(サーラ) 2005年4月)と、いずれもほぼ横ばいであり、急激にMD、CDからHDD内蔵型音楽プレイヤーに移行しているとは言えない。補償金額は減少しているが、これは各メディアの単価の減少に起因するもので、定率を採用した時点で想定されたことである。</p> <p>したがって、拙速な課金対象の拡大などを行うべきではなく、今必要なのは、現行制度の問題点の洗い出しと検討である。</p> <p>2★さまざまなDRM技術の存在</p> <p>さらに、DRM技術の発達によって、現在市場には複製が完全に不可能な技術、回数や複製の数を制限する技術、複製が不可能であると謳いながら可能である技術、複製を制限しない技術が混在し、さらに新たに技術が生まれている。こうした著作権保護技術を配信ファイルやメディアに対して積極的に導入するか、導入しないか、という判断は、レコード会社やミュージシャンがそれぞれに判断している。個々の著作物の配分の詳細や配分方法の根拠は明示されていないが、放送や貸出の頻度や売り上げを元に、その数が多いほど配分が多くなるというのが基本となると思われる。</p> <p>ところが、著作権保護技術の導入は、コピーがCDやファイルの購入を阻害するという発想の下にあり、複製が困難な状態で販売などがなされるものは、私的複製の機会が少なく、売上が増えるという逆転現象がおけると想定される。同時に、複製管理技術の軽重によって消費者の購買・複製の頻度も変化する。</p> <p>コピープロテクションがかかったCDと、かかっていないCDの違いをどのように考慮すれば適正に著作権者に分配できるのか、まったく複製が不可能であれば、分配対象から除外するなどの措置ができるとはいえ、何回までは複製できるといったかたちのDRMでは、どのように分配すべきなのかという点は、示されていない。既にコピーコントロールCDなどが導入されているが、「放送やレンタルレコードのサンプリング調査、CDなどの生産実績調査、また、ユーザーの皆さんからのアンケート調査など専門の統計学者の指導による手法」(JASRACのホームページのFAQによる)の算出式の開示を</p> <p>とはいえ、事実上算出は不可能であり、包括的な課金・分配という制度を取る限り、解決不可能である。</p> <p>特に複製源としてラジオやテレビなどの放送が用いられることがほとんどないIPOD等については、DRM技術と現行の補償金制度(104条二以下)は、両立しない。</p> <p>3★不利益の不在と利益の存在</p> <p>IPOD等の場合、複製源となる音源はCD(購入またはレンタル)、配信がほとんどを占め、これらは既に一定の対価を支払っている。また、IPODへの複製は、一つの著作物について1回の複製に限られ(ひとつのIPODに同じ曲を何十曲もいれる理由はない)、IPODから拡散することがなく(IPODごと誰かにプレゼントするようなことが頻繁に起こるとは考えられない)、零細且つ閉鎖的で個人の領域を越えることはない。</p> <p>他方、CDやパソコンを経由することなくIPODに音楽を取り込むことはできず、常に二度複製にかかる対価を支払うことになり、IPODに音楽を取り込むために配信音源やCDを買っているケースでは、流通のための器に対して使用料を支払っていることになる。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>著作権の保護が、権利の乱用となっていないか、もう一度考えて頂きたい。 コンピュータ技術は「ムーアの法則通り」年率150%の割合で成長している。 それはハードウェア・ソフトウェアにかかわらず、技術者と利用者の努力のたまものである。 これほど急速に成長した業種は過去ないと考えられる。音楽業界はその半分でも成長したのでしょうか、努力したのでしょうか。努力せずして逸した金額ベースの指標のために、利用者に対して権利を乱用して補充しようとしていないと言いつてもどこでも、自分の持っている音楽を聞けるようにとは、購入者として当然主張すべき権利です。CDをMDを買っているのではなく、音楽そのものを購入しているのであって、その保存方法について制限を受けるのは利用者には不自由をしているだけです。HDDに課金すれば、問題が解決するわけではないと言うのは気付いてと思います。今後、新しいメディアが出ればイタチごっこになるだけえす。この辺りで、音楽を所有するということに対する考え方を根本的に変えませんか？新しい音楽のスタイルを日本から世界にと考えるのは、今が一番のチャンスだと思います。ユーザーを味方につけて、皆が得するよう変えましょう。ガチガチの制約はいずれ崩壊を招きます。緩やかな統治で、ルールある楽しみ方ができるように。最後に、iTunesのDRMが理想です。皆がよるこんで音楽を買えば、値段は下げても絶対にやっつけますよ。</p>
	<p>iPod等のデジタルオーディオ再生デバイスへの私的録音録画補償金は、現状では課すべきではない。 【理由】 iPod等に保証金適用が必要という意見については、まず一般人にも理解しやすい説得力のある言葉で説明・オープンに議論することが先決であり、また枝葉末節を見るのではなく保証金制度全体の見直しは不可欠である。その最低限の議論・検討すらなされていない現状では、iPod等への私的録音録画補償金を課するのは論外であると考えられるため。</p>
	<p>iPodというデバイスは音楽再生に特化している機械ではありません。 iPod Photoをフォトストレージとして使用している写真家も少なからずいるはずで、フロッピーに入りきらないデータをPC間で移動する際にも使うという人は、さらにたくさんいるはずで、もし、iPodに補償金を掛けられたとすると、WordやExcelで作ったデータや、デジタルカメラで撮影した家族の写真にも補償金が掛けられる、ということになります。 これは絶対におかしなことです。</p>
	<p>時代は進んでいます。 外で音楽を楽しむのに、iPodなどのHDDやフラッシュメモリによるポータブルオーディオを使う人が増えてきました。つまりMDを使う人が以前よりも減ってきている、ということです。 だからiPodにも補償金を掛けようとするのはおかしいと思います。 iTMSでの販売方法にも、疑問を感じるものは何もありません。 国内のインターネットの音楽販売に比べれば緩いDRMであることは確かですが、DRMはきちんと存在しているのであって、ないわけではありません。 しかも、それは著作権に関わることであって、録音の補償金に関わることではないはずで、そもそも、ネット上で音楽を買う行為には録音行為が一切ありません。 普通にCDを買うのと全く変わりないわけです。 iPodにおいてこの補償金制度が存在する理由は、もはや存在しません。</p>
	<p>・課金分が、各クリエイターに対して、還元されるのであれば、課金に賛成です。 ・iPod系のHDD内蔵型のMP3Player及び多機能型Playerに関しては、本体に課金をする事が最優先で行うべきです。</p>
	<p>・上の項目について iPod等への課金は行うべきではない。 先ずはそもそもの「私的録音録画補償金」の制度を見直すべきであり、現状のまま徒にその対象を増やすべきではない。 ・その理由 専用機であれ汎用機であれ、またはメディアとしてハードディスクを使っているシリコンメディアを使用している、消費者の側から見た場合に、使う目的が同じであればそこに明確な区別は存在しないと思われる。現状、iPod等のオーディオ機器においては、ユーザーが所有している音源を、高張らない大きさで大量に持ち歩きたいという要求のために主に使用されており、その目的に合致するのであれば専用／汎用の区別や内部で使用されるメディアは、どちらであるかを明確に選別されていない。(但し、購入時においては、その機器のサイズや重量、バッテリーの持ち時間、使用可能な容量、値段などにおいて比較検討の材料にはなりうる) ここで「ハードディスク内蔵型録音機器等」についてのみ私的録音録画補償金の対象として追加することは、全く同じ目的で使用される機器において補償金の対象になるものとならないものが混在することになり、消費者を混乱させることにもなり、また理解が得られることも無いと思われる。 デジタルデータを処理する機器においてその構造的特徴は、技術の進歩や流行の推移、価格の上下などにより容易に他のものに置き換わるものであり、「ハードディスク内蔵型録音機器等」といった指定の仕方では対象を広げる方法は、場当たり的であり、本質的な解決にはなりえない。MD等のメディアに補償金を上乗せするしかなかった「過去の収集方法」のまま、それを安易に拡大していくことは制度の歪みを増すだけである。ここで追加指定を認めることは、今後の現在の歪みや矛盾をかかえたまま追加指定機器を増加させて行くだけになるのではない。 新たな機器の追加指定をしなくては対応できないということは、現行制度がそもそも現状に対応できていないと考える。目先の金の動きに惑わされずに、「私的録音録画補償金」について抜本的な見直しを先ずすべきである。</p>
	<p>iPod等録音機器を指定することは賛成です。 これまでMDなどが指定されてきたのに、iPodは別物であるとする事は理解できない。 最近では、CDや音楽配信について、技術的に複製を制限する考えもあるようですが、コピーがなかなか簡単にできない状況になってくるのも困ります。 わずかな補償金を払うことで利用が簡単になるのなら、補償金は利用者にとってやさしい制度ではないかと思えます。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod 等を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきであると考える。</p> <p>【理由】</p> <p>iPod 等の音源として考えられるのは以下の3つが考えられる。</p> <p>(1) 自分で正規に買ったCD (2) レンタルCD (3) 配信楽曲</p> <p>※これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。</p> <p>(1) 『自分で正規に買ったCD』については、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。</p> <p>自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。</p> <p>ここで仮に補償金を課せば、権利者は同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と(強制的に)得ることとなる。よって課金は妥当でない。</p> <p>(2) 『レンタルCD』には貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、この上、更にメディア(MDやCD-R)の価格へ補償金が課せられている現状が、二重課金ではないかとの疑義も示されている。</p> <p>(3) 『配信楽曲』については、消費者は個別に課金された楽曲を購入している。この場合もCDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、またiPodへの転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用形態から補償金を徴収しようとするのは、二重課金となる可能性がある。よって課金は妥当でない。</p> <p>こうしたiPod等の利用実態を検証すると、権利者側の主張する『iPod等によって生じる不利益』とは何なのか?という疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>消費者のこうした疑問に対して、現状では論理的かつ実証的な説明がなされていない。</p> <p>「審議の経過」36ページに「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」として資料が例示されているが、その内容も、『iPod等の普及によりMDが売れなくなり、私的録音補償金が形骸化する』との権利者の主張を印象づけるかのような内容になっており、2005年の予測値にいたっては権利者側に有利な結論を導きだそうとするかのような数値が示されている。</p> <p>具体的には、2002年から2004年にかけてのMD機器の出荷台数は309万台→317万台→296万台とほぼ同じ水準を維持しているのに、これが2005年に急に190万台へ落ち込むと予想されていること。さらにはiPod等とMD機器との合計出荷台数が2004年まで338万台→382万台→466万台と順調に伸びていたにも関わらず2005年で「450万台」と減少するかのよう予測されていることもまた不自然と言わざるを得ない。</p> <p>MDの利用態様を想定しても、この急激な落ち込みは予測できない。既にMDを積極的に使用しているユーザーであればMD媒体を多く所有していることが考えられ、そうした人達がMD機器を買い換え続ける需要はまだ残っている。MDユーザーの一部がiPod等へ乗り換えていったとしても、MD機器の売上にかかる減少傾向はさほど急激なものではないと予測するのが自然である。</p> <p>iPod等の普及はMDの所有と並行して進んでいくと考えられ、決してMDの代替としてiPod等が購入されている訳ではない(付け加えれば、iPod等はパソコンの所有を前提としており、むしろMDを積極的に使う若年層とは住み分けられる可能性の見通しの方が強い)このような資料しか提示されない状況下での課金対象への指定に消費者としては到底納得できない。</p> <p>たとえば自分で買ったCDをiPod等へ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えていない。こうした事実がきちんと検討されているとは思えない。</p> <p>また、iPod等が音楽への興味を喚起したり音楽へ接する機会を創出することにより、正規販売CD・配信楽曲の売上を押し上げる面も無視してはならない。</p> <p>仮にこうした機器に補償金を課すことは、その普及を妨げる要因になるばかりか、せっかくのCD販売の機会を失うことにもなりかねない。</p> <p>以上のように、iPod等の利用実態や社会情勢に照らして検討した結果、私的録音補償金を課すべきでないと考える。</p> <p>【補足】</p> <p>こうした『音楽関係権利者団体による補償金を求める一連の動き』に関しての各種資料や、報道・発表においての様々な発言等によって、私も含めた音楽ファンの中でJASRACら音楽関係権利者団体のイメージが悪くなる一方であることも付記しておきたいと思う。</p> <p>一方的な報道なので、真偽の程は定かでは無いものもあるが、仮に事実だとすれば、個人的にはかなり不快・不信感を感じる発言等があったようだ。</p> <p>このような状況では、極論をいえば、『音楽関係権利者団体』＝「権利を盾に、何も創作すること無く、消費者とアーティストの間に上手く入り込み搾取して儲けている団体」と思われても仕方が無いのではとさえ感じてしまう。</p> <p>『MDが売れなくて補償金が減って困るから、儲けてる所から頂く』ではあまりに説得力がなさすぎる。というより論外だ。</p> <p>権利者は本来、「補償金」などという“変化球”で利益を上げることを考えるべきではなく、正規販売によって利益を上げるために努力すべきなのではないか。そして、仮に「補償金」が必要な場面については、その場面の特定と「不利益」の根拠をしめすべきであると考える。</p> <p>私的録音録画補償金に対してユーザーの理解を得られない一因はこうした部分にもある。</p> <p>本来、アーティストの創作した音楽に感動し、その対価としてCD等を購入していた筈なのに、今回の件はその『価格の向う側』にある『闇』の部分垣間見ってしまったようで、なんとも言えない居心地の悪い気分が拭えない。</p> <p>盲目的に『補償金なんか払いたく無い!』という訳では無い。システムとして納得出来る理由であれば何も問題ないのだが、『私的録音録画補償金』という制度事体がもはや現在の時代に合わないというのであれば、今後の段階的縮小・廃止を検討し、新しいシステムに移行する時期がきているのではないだろうか?</p> <p>最後に、今回のパブリックコメントの募集に際してホームページでは下記のように『本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。』</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>と書かれていたにもかかわらず、先日web上で、中間集計とされる記事が掲載された。このような情報は本来募集期間中に公表されるべき性格のものではないのでしょうか？ 今回の募集は『個別の論点に係る賛否の数を問うものではない』とはいえ、その結果が今後の審議の行方に少なからず影響を与えるということがわかっていながら、あえて課金に賛成が少なく、反対が4倍以上という中間集計の数字が公表された事自体が、無用な憶測や疑いをまねいている。このようなルール違反に対しても納得の行く説明をしていただきたいと考える。</p>
	<p>私はハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定には反対です。 『ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、すみやかに補償金の対象に追加すべきものであるとの意見』の概要では、 >(1) 音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計されており、 >主として音楽のデジタル録音等を目的として販売・購入され、現実にもその目的に使用されている。 >用されています。 と述べられています。 では、ハードディスク内蔵型録音機器等を購入したものの、主たる用途が、文書データなどの持ち運びで、音楽を聴くことも時々ある・・・という場合や、どちらも半々、という使い方をしている利用者がいた場合どうするのでしょうか？ 普段、音楽データを記録していない領域については、ハードディスク等の容量を按分計算して、その分保証金を返金してくれたりするのでしょうか？ 実際に、私は現在アップル社製のアイポッドシャッフル(シリコン型携帯音楽再生機)を半年ほど使用しており、勿論、一番の目的は音楽を聴くことではあっても、これ一つで、USBメモリとしても利用可能なため、ある程度の容量を予め区切っておいた上で、大学の情報科目の課題レポートや講義資料などを、大学のパソコンと自宅のパソコンの間で持ち運ぶのに活用しています。 そういう場合は、どうなるのでしょうか？ また、新しい携帯音楽プレーヤーに、買い換えて、音楽の記録・再生は専らその新しい機種で行い、現在保有している機器は、もう音楽再生には一切使わず、USBメモリとして、先ほど挙げたような用途のみ使おう、と考えた場合はどうなるのでしょうか？ 『主たる用途』とか『主として』という言葉は、問題を誤魔化しているだけの様な印象を受けます。 どう考えても、公平に、漏れなく、課金することなど現在の仕組みでは不可能なのではないでしょうか？ それなのに、いたずらに補償金の対象範囲を広げようとするのは、おかしいと思います。 ●続けて、 (2) 補償金の対象となっているMD録音機器等を市場において代替する機器と捉えられることから、課金しないことは公平性の観点から妥当ではない。 にという指摘について。 そもそも、自分でお金を出して買ったCDを、外でも繰り返し聴くために、別な機器・記録媒体にコピーするのに、何故、さらにお金を払わなければならないのか、まず、そこが納得出来ません。 もしアイポッドに代表されるようなハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定が決まったとしても、自宅のパソコンのハードディスクにCDの音楽データを取り込んでから、携帯型CDプレーヤーに、音楽CDを入れて持ち出すのならば、課金されない、これに対して、音楽CD自体は家に置いておき、音楽というコンテンツのみを、ハードディスク内蔵型録音機器等に入れて持ち出すと課金されることになりますよね？ これって何かおかしくないでしょうか？ やっていることは同じようなことなのに、課金されたり、されなかったりする。 前者に比べて、後者の場合、著作権者に対して、何らかの損害を与えているとも言うのでしょうか？ あるとすれば、どういった損害でしょうか？ やはり 『一方、デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため』という理由で、多くの矛盾点を抱えた現在の制度を維持するには、無理があるのではないのでしょうか？ 私は、CDを買うときに、お金を払うのは、あくまでも、音楽というコンテンツをいつでも好きなときに、好きな場所で、好きなだけ、可能な限り良い音質で聴きたいからであって、別に直径12センチの銀色の円盤が欲しいわけではありません。 買うのは【音楽が入ったモノ】ではなく【音楽を聴く権利】のほうです。 そして、正当な対価を支払っている以上、あとはこちらの自由にさせてくれてもいいのではないのでしょうか？ 私的録音録画補償金制度は、廃止にするべきだと考えざるを得ません。</p> <p>課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送るべきだと考えます。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではないと思います。 理由 私的複製について使用許諾料の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているというが、現在ではDRMが普及し、個別課金が可能であるため、その理由には同意できません。例えばiTunesMusicStoreで購入した音楽は、複製回数やファイルの移動回数が制限がきちんと定義されており、その範囲内でPCで聞くこともiPodへの転送して聞くことも、「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎません。なのに、こうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎに感じます。 また、自分で買ったCDをiPodに入れているということも、本質的に再生手段を変えたに過ぎない、いわゆる「メディアシフト」「プレイシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められないと考えます。仮に補償金を課すという場合、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に強制的に得させることとなり、課金は妥当でないと考えられます。むしろ、現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられている事に対して、見直しの検討をされたいです。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等を私的録音録画補償金の対象に指定するべきではない。</p>
	<p>【理由】 ◎適用が難しい補償金制度自体、見直すべきである。</p>
	<p>iPodを私的録音録画補償金の対象に加えることを検討する前に、補償金制度の適用のまずさを今一度、見直した方がよいと考える。 補償金の根拠となっているのは、デジタル音源の“度を越した私的録音及び録画”による不利益だが、そのような行為を全く行ったことのない者にも理不尽な支払いの負担が生じている。返還は、手続きが煩雑で現実的でない。実際に手続きを行い返還されたとしても、手続きにかかったコストのせいで実質赤字になったという報告もある。 本来の著作権者である制作者の利益を守ることに絞って考えるなら、無理に中間団体(JASRAC等)を通す必要はない。少なくとも、ネットワークを経由する配信楽曲は可能である。事実、JEITAから“その都度、直接、個々の制作者に”補償金を渡すDRMを活用した方法が提案されている。私は、従来の補償金制度よりはJEITA側の提案の方が現実即しており優れていると考える。 ◎“複製権”の侵害によって、本当に“制作者の不利益”が生じているのか、疑わしい。</p>
	<p>JASRACは“複製権”なるものを主張しているが、制作者サイドは、本当にそのような権利を念頭におき、複製の部分までを当然の報酬と考えながら音楽や映像を創作しているのだろうか。JASRACはまず制作者の複製権に関する詳細な意識調査を実施し、その結果を公表してほしい。 通常、一人の消費者が同じ曲をいくつも購入することは考えにくい。私たちは、自分の購入した商品が、よもやメディアシフト/タイムシフト/プレイスシフトもできないような“不自由な”シロモノだとは思っていないからだ。第一、購入した商品の使用を制限することは財産権の侵害にあたるのではないのか。 制作者たちだって、他の制作者の作品を買う際は消費者となるわけだが、その際、同じ曲を、所有する再生装置の数だけ購入するの难道か疑わしい。 また、メディアシフト/タイムシフト/プレイスシフトを規制する複製権をいわずらに主張することは一方で、デジタル音源という商品の魅力を著しく損なうことにもなる。それは、制作者と消費者の関係を壊す要因にもなりかねない。こちらの方がよほど“制作者の不利益”ではないのか。 ◎複製時のデジタル音源のクオリティは、実際は落ちている。</p>
	<p>補償金制度が導入された当時は、デジタル音源といえば複製してもオリジナルと同等のクオリティが保たれ、そのことが制作者にとって脅威となると考えられていた。 理論的にはその通りかもしれないが、現時点でいえば、事情は異なっている。配信楽曲も、CDの曲をiPod等へメディアシフトする際も、圧縮音源となるのが通常である。映像も同様だ。決して“オリジナルと同等”とは言い難い。こうした消費者/利用者側の現状は、補償金制度発足の前提と違ってきている。</p>
	<p>音楽ファンが日常、音楽を聴くツールとして、MDプレーヤーにかわって、iPod等の録音機器が、急速に普及しつつあります。MDへの録音とちがって、非常に便利で使いやすいからです。私的録音補償金が、MDにかかっている、iPodにかかっていないというのは、バランスを欠いた制度だと思います。ファンの立場からは、負担が少ない方がよいですが、それによって創造的な仕事をしている作曲家や演奏家が不利になるのであれば、結局は日本の音楽文化の衰退につながりかねません。 ダウンロード1曲ごとに課金すればよいという意見もあるようですが、現実にはCDレンタル店を利用していますし、新しい技術は、すべてのケースを網羅することはできません。第一、いちいち課金されると、使う側の負担が結局のところ、増えるように思います。私的録音補償金は、個々の消費者の負担を少なく、かつ、音楽家等への配分も考慮している制度と理解していますから、すみやかに、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を行い、制度の整合性を保つことが必要ではないでしょうか。</p>
	<p>現在の保証金制度は消費者にとって非常にリーズナブルな制度だと考えます。 なぜなら購入時1回のみ課金で自由に私的録音する権利が得られるのですから。 もちろん、そのような課金が最初から無いならもっと良いのでしょうか、演奏家の立場で言わせていただくと実演のコピーが巷に蔓延しても私たちに何の追加報酬が無いのでは創作意欲が失われると思います。 MDなどに課金されてるのに何故IPODなどには課金されてないのでしょうか？両方とも同じ携帯オーディオ機器だと思えますが。 メーカーサイドのDRMによる課金という話ですが、雑誌でよく「DRMのクラック」などの記事を目にしますが本当に大丈夫なのですか？ また、お金の行方というものにも興味があります。 現在の制度の下で私たち実演家にも権利者報酬が分配されています。 すでにこの方式で実績があるということです。 DRMを推すメーカーサイドは原著作権者にしか配慮されていないような気がするのですが気のせいですかね？ 私たち権利者に分配が来るような方式には見えないのですが。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 補償金制度の導入は、私的複製が正規商品たるCDやビデオソフトなどの売上げに影響し、権利者の利益の損失を与えることとされたからである。 しかし、私的複製を制限することでCD等の売上が増加するか、はなはだ疑問である。 具体的な数値として表示できないが、P2PやレンタルでCDを借りている人はもともとCDを購入しない層が多数をしめると思われる。 デフレが進行し、DVDソフトの低価格化に対しCDの価格は3000円と、決して買いやすい価格ではない。そういう現状でも音楽愛好家は音楽が好きだからCDを購入している。 もともとCDを購入しない層への私的複製制限のため、かねてからCDを購入している純粋な音楽愛好家もCD購入を躊躇するようになるのは明白だと思う。 この、もともとCDを購入しない層に対して、低価格でDRMで保証された音楽配信は純然たる楽曲売上の増となるが、逆に私的複製の制限や保証金制度の導入は逆にCDの売上減をまねく恐れが大きいと思われる。 よって保証金制度の導入は権利者を利益を損失する可能性が極めて高いと予想される。 権利者の利益＝楽曲売上の増であれば、音楽配信等を利用しやすくすべきだと思う。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見： iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではないと考えます。</p> <p>制度導入時点に比べ、飛躍的に技術が進歩している現在において、補償金制度自体が、その補償金返還制度の実効性の低さ(現に返還を希望された方からの意見を伺ったが返還額に対するその方のコストが極めて大きい、という事態になっていました)、及び消費者の認知度の低さ、さらには徴収や分配の公平性、そして根本的な問題として許容される私的複製の範囲がそもそも不明瞭である等、多くの基本的問題を孕んでいるものと考えます。ですの制度の根本の見直しについて議論せず、一方的に機器等の追加を選択することで、破綻傾向にある制度を肥大化させるべきではありません。</p> <p>また補償金制度には、本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用がありますが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金することになり、“二重課金”の問題も生じます。よって、その副作用は無視し得ないものとなるのです。</p> <p>そもそも補償金制度の導入は、私的複製によって正規商品であるところのCDならびにビデオソフト等の売上げにダメージを与えられ、権利者の利益の損失を与えたとされたため、と考えられます。しかし、iPod等々に録音された音楽は、それ自体が消去されるかHDD内に保持されるか選択肢がなく、よって個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる権利者への不利益は考えられないものと思われま。</p> <p>以上、制度そのものの問題、二重課金問題、iPod等の特性の3点に於いて、iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではないと考えます。</p>
	<p>著作権者と消費者が正当な対価をもって結ばれる事により、音楽や映像の創作活動がより活発になる状況を目指すのが著作権保護にまつわる制度だと思いますが、現在の制度は著作権者と消費者の間に介在する著作権保護にかかわる組織が余りにも肥大化して、所期の目的を達成する方向から外れ、自らの利益を計るという方向に変質してきているように見えます。</p> <p>JASRAC関係者からは「極端な話だが、PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」との発言も出たようですが、「極端な話だが」との断りはあるにしても、その子供じみた発言の行間からJASRAC関係者の傲りや時代錯誤を感じざるを得ません。私的録音補償金の返還制度にしても請求者に事実上の経済的なメリットが無く、結果として不当な取り得の状態のまま放置されています。大きなオーバーヘッドと徴収、支払いの不透明さのある現状の私的録音録画補償金制度には解消すべき不条理があると言わざるを得ません。</p> <p>音楽や映像もデジタル配信にその軸足を大きく変えつつある現在、これまでの旧弊を解消する方向で新しい著作権保護策が取られることを強く望みます。著作権者と消費者がこれまで以上に直接的に、つまり中間に利益を吸収されることがより少ない形で結ばれる事により、著作権者と消費者の双方が今まで以上に潤い、結果として創作活動が活発になる方向で結論を出して頂きたいと切望します。デジタル化による著作権保護の技術的基盤が整いつつある今、それは夢物語では無く実現可能と言えるでしょう。</p> <p>次第にCD、MDの販売が少なくなり、その分野からの私的録音録画補償金等の収入が限りなくゼロに近づき、一方著作権保護されたWeb上のショップでの購入が多くなるに従い、CD、MDを媒体とする事による著作権料の不当な流亡が次第に減少して、音楽や映像の私的録音録画補償金制度の目的とする著作権者の利益の保護がより実現されることになりま。そのような時代が目の前に近づいたにも関わらず、著作権保護関係機関にそのことを歓迎する様子は見えません。現実とはまるで逆で、既存の法に根拠を置き、iPodなどに新たな収入源を拡大しようとする動きさえ見られます。そのような自己目的、自己増殖的保身は許されてはならないでしょう。</p>
	<p>今後の可能性として、iTUNE Music (Vido) Store、あるいはそれに類するインターネット上のデジタルショップでの音楽(映像)販売の割合が拡大してくると、クリエイターがWeb上のショップでデビューするだけでなく、CDのような旧式の媒体を嫌い、Web上のショップ上でのみで作品を発表、販売するケースもあり得ます。レコードやCDですでに絶版となり流通していない音楽、落語、朗読など、CDで発売するにはマーケットが小さすぎて対応できなかった、多彩な要望に応じた商品が生まれることも考えられます。語学教材を使いたいためだけにiPodを購入する人もいます。</p> <p>著作権者から見て著作権を保護され、個別販売毎の利益も保証されたWebショップで創作物を販売したにも関わらず、再生する機材はすでに補償金を課金されているという不整合があり、それに加えて別途補償金から利益を補填されることとなれば二重取にもなかねません。消費者も負担すべき謂れない補償金を負担する事になります。CDからPC、iPodなどへのリッピングについては、CD販売時の価格に必要な悪としての補償金を含ませる事に留めれば十分ではないでしょうか。コピーされる可能性の源泉に近いところで補償金を課金せず、CD-R、iPodなどの情報の流れの下流に課金すればするほど、補償金の負担を求めない使用形態にまで補償金を負担させるという欠陥がより大きく現れてしまいま。</p> <p>音楽や映像の流通・販売形態が著作権保護機能を内蔵したものに大きく変化しようとしている今、創作者と消費者を原点に、中間における不必要になった利得を排除し、創作者の利益を守るだけでなく消費者の不便と負担をも軽減した効率的な著作権保護機能を再構築していく作業を、正にゼロベースで行う絶好の時期であると考えます。</p> <p>以上の点から、iPod等のように著作権保護に資する優れた機材に対して既存の法の解釈により私的録音録画補償金を課するのは時代遅れであり、してはならない事であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について追加指定に賛成します。 (理由)ハードディスク内蔵型録音機器等は、私的録音録画用の製品として流通しており、実際に、ユーザーもそうした目的で当該製品を購入・使用していると十分に思料されるからである。 又、当該機器の録音・録画収録能力(容量)を鑑み、その補償金額の設定についても慎重に考慮すべきと考えます。</p>
	<p>iPodの課金は指定すべきでない。</p> <p>現在法制問題小委員会において議論されている、ハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定の問題は、従来私的録音の多くを占めていたMDからユーザーのニーズが遷移してゆく中で、ハードディスク内蔵型録音機器等を指定しなければ補償金制度が機能しなくなる、との切羽詰った問題を抱えていることによる。補償金制度が事実上機能しなくなった場合、権利者側が主張しているような様々なネガティブな状況が実際生じてしまうことになり、そうした状態だけは避けなければならないと考える。よって、当面の措置として、ハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定は不可欠である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る。端的に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>A.制度導入時点と技術環境は大幅に変化している。 そもそも、補償金制度自体が補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的の基金の妥当性など課題も多く、また許容される私的複製の範囲が明確でない。 制度の根本的見直しが必要とされている今、ただ新しい機器等の追加により、その制度を流用していくことは適切である。</p> <p>B.補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用がある。 ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金となるので、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。</p> <p>C.ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。</p>
	<p>上記事項、通称「iPod課金」について、明確に反対いたします。</p> <p>理由:そもそも「私的録音録画補償金制度」の存在意義がなく、その論拠がない。 私的録音録画補償金制度(以下、同制度)が存在すること自体が異常な事態であり、その異常な事態を前提にして更なる範囲拡大を主張することは、絶対に認められてはならない。 同制度の趣旨は、「私的録音によって侵害された権利の損害についての補償」ということであり、同制度の存在の主張の根本的な論理前提は「私的録音によって、権利者が持つ権利が侵害される」であることは論を待たないが、この大前提である「私的録音により、権利者の権利が侵害される」という論拠そのものが間違いであり、不当な権利の主張であると言わざるを得ない。 不当な主張を論拠にした「権利の主張」などが認められることがあってはならないし、「過去にも認められていた」事がそもそも間違いなのであって、本来はそのような主張は認められてはならないし、それを論拠にした制度は存続させてはならない。 同制度の存続・拡張を主張する立場の主張は、「公共の福利」を大きく侵害する主張であり、決して認められるものではない。</p> <p>論拠1:「侵害される権利」がそもそも存在しない 著作物が「私的複製」されることに、一体どのような「権利の侵害」が発生しているのであろうか。 「私的複製」されることで、一体、「だれの」「どのような権利」が侵害されているのであろうか。 権利の侵害を主張する以上、この論点を明確に説明すべきなのは論を待たないが、私は、同制度を擁護する立場の方面から、この点が一切説明されるのを聞いたことがない。 「私的複製」が行われることで権利者の権利が侵害されるという論拠は、「本来は、著作物を利用する個人が、私的に複製することも許されない行為である」に等しい。 (そうでなければ、「私的複製で権利が侵害される」という論拠にならない)そのような主張は極めて荒唐無稽であり、一方的かつ独善的な主張である。 「公共の福利」「財産権」を照らし合わせるまでもなく、非常識な論拠である。 無形物であろうと、いったん正當にモノを購入した以上、購入者にはそれを自由に扱う権利が最大限認められなければならない。 同制度の存在の論拠は、その大前提、当たり前の「常識」を乱すものであり、到底認められるものではない。</p> <p>論拠2:著作権の理念 そもそも、著作権とは、「本来は、著作物をどのように利用しようが、自由である」という前提に立ち、その上で「社会秩序を見出し、常識でも認められないような使用方法に対してそれを制限する」ために制定されるものである。さらにいうなら、著作権とは「一般市民が、できるだけ多くの著作物を、安価に入手し、利用が行える」社会的基盤を保全するために制定されたものである。それを最大の目的として、「他者に対する無制限な複製物の頒布は、製作者の権利を不当に奪う」という論拠を持って、「複製・頒布を制限する」ケースを想定する法律である。 つまり、私的複製すら制限するのであれば、それ相応の「侵害被害の存在」を論拠としなくてはならない。 私的複製が行われることで、「だれの、どのような権利が侵害されるのか」を明確にし、さらにそれを認めることで「一般市民が支払うべき自由の制限が、常識内に収まること」を論証しない限り、私的複製の制限は行われてはならない。</p> <p>論拠3:常識問題 一般常識として、「正當な対価で入手したものを(有形無形問わず)、どのように利用しようと、それは購入者の自由である」というのが常識である。 もちろん、その「利用」が、他者の権利(特に、基本的人権)を著しく侵害する場合はそれは認められないし、公共の福利に反する利用はされてはならないが、それはあくまで「他者の権利や公共の福利を侵害する場合」だからであり、逆に言うならば「他者の権利や公共の福利を侵害しない限り、利用はまったく自由である」のが常識であり、民主主義国家の前提である。また、「他者の権利を侵害し、公共の福利を侵害するような主張は、権利として認められない」のもまた、民主主義国家の常識である。 この観点から、同制度を鑑みた場合、明らかに同制度が主張する論拠、「私的複製によって、権利者の権利が侵害される」事は、不当な主張であり、到底認められない。 そもそも、「私的複製は、著作物の利用形態として、暗黙に認められる」権利なのであるから、それによって侵害される権利などは存在せず、また、それを制限する行為は、逆に著作物利用者の権利を不当に侵害するものである。</p> <p>おわりに 以上の論拠から、私は以下の点を強く主張する。 ・私的録音録画補償金制度の対象の追加指定は、絶対に認めてはならない ・それどころか、同制度の存在すら、本来は否定され、廃止されるべきものであるので、一刻も早く同制度を廃止し、正常な著作権文化を取り戻すべきである。 米スタンフォード大学の法学部教授、「ローレンス・レッシング」氏は、以下のような主張を公表している。 http://blog.japan.cnet.com/lessig/archives/002363.html</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>>財産法ははるかな昔から、土地の権利は地中から天にまで及ぶと定めていた。 >しかしそれから飛行機が、大昔の法が想定していなかった技術が発明された。 >地権者の許可がなければ飛行機は上空を通過できないはずだと、 >数人の農民がこの古代の権利を行使するために訴訟を起こした。 >かくて最高裁は、この大昔の法律——著作権法よりもはるかに古い——は >新技術よりも優先されるのか否かの判断を迫られることになった。 >最高裁の答えはまったくもって明快だった:完全に否。 >「常識(common sense)はこのような考えに反発する」Douglas判事はこう書いた。 >このひとことで、何百年にも及ぶ財産法の影響は消え去り、世界はずっと豊かな場所になった。 この主張は、「google print」訴訟に対してのコメントであるが、その方向性や内容として、「私的録音録画補償金制度」の存在、その意義、それが前提とする「権利」主張に対しての明確な否定でもある主張と考える。 現在の著作権者、特に「私的録音補償金制度」の主張者や、過度に著作権の主張やその収益権を主張する立場の主張の正当性は、レッシング氏の言うところの「地権者の農民」と同じく、 現代においてはまったくその正当性を有しないものである。 「権利者の許可がなくては、私的複製すら認められないはずである。 私的複製を行う場合にも、利用料を支払うべきである。さもなくば私的複製すら行えない」 このような「権利者の不当な主張」を認めていたら、経済活動、文化活動に対して多大なる損害を与え、社会に不利益を与えることが明白である。</p>
	<p>【意見】 +「標記の機器を補償金の対象に加えるのは不相当であるとの意見の概要」に賛成する 下記の意見を加える ーデジタル機器の浸透と技術の進歩により、著作権料の電子的やりとりを複製制限機構と組み合わせて行える事は技術的に可能となっている。この動きを無視し旧態依然とした方法に依存した曖昧な包括的課金制度を適用し、二重に金銭をユーザから搾取することは、技術立国を標榜する日本の施策としてはあまりにもお粗末である。 ー本件の機器が補償金対象となるのであれば、今後の技術発展に伴う新規機器についてもその技術的・社会的位置付けと意味を無視した補償金の課金対象たる論理が展開されることは容易に想像でき、技術の進歩および社会の進歩への負の圧力となりえる。結果として日本の文化の沈滞化を導きかねない。 ー真の著作権者の立場ではなく、著作権管理者たる仲介業態の維持のための資金獲得という印象を拭えない。 ー本件機器の追加指定の論理は、下記の論理と似ている不合理性を感じる。 * 民間放送から流れる音楽を聴いているリスナーにも課金すべきだ * 民間放送を再生できるラジオや音響機器にも課金すべきだ * 旅行者にも公共インフラを利用しているのだから住民税を取るべきだ * 歩行者と自転車にも重量税を課すべきだ ー補償金の追加を主張している団体に関して、その財務および活動の非透明さと存在価値について、はなはだ疑問を感じているところがあります。 たとえば、私的録音補償金管理協会は、メッセージの何も伝わらないイメージ広告を電車内に展開するなどの無駄な金銭の使用をし、これで普及活動を行っているという姿勢を見せています。 しかし、ユーザからみると補償金が著作権者に届かず、こういう無駄な使われ方をしている、なんの問題意識を持ってない組織であることの証明であると思えるわけです。 JASRACに関して、スポット広告で済むところをラジオ番組の提供まで行い無駄と思われる行動をしている印象をもっております。 もちろん、啓蒙活動も重要でしょうが、著作権料の流通マージンはどれだけなのかという素朴な疑問は高まるばかりです。 つまるところ、この補償金および著作権料の議論には、その前提として管理団体の徹底した財務・活動状況の公開と、外部からの監査が絶対的に必要であり、それ無しでの議論はどのような結論に至ろうともシステム自身への不信が増えることはあっても減ることはないでしょう。</p>
	<p>また、文化審議会著作権分科会においても、この私的録音録画補償金制度の是非と平行して「フェアユース規定」について議論を深めるべきと考えられます。従って、私的録音録画補償金制度の是非については、フェアユース規定の検討と平行して行うべきであると考えられます。そして、その検討の間は、根拠が不明確な私的録音録画補償金制度の拡充は行わない事とし、ハードディスク内蔵録音録画機器等の追加指定は行なわれるべきではないことを主張致します。</p> <p>私的録音録画補償金制度における私的録音録画補償金の徴収・分配は、指定管理団体を通じて行われていますが、その指定管理団体の一つ、社団法人私的録音補償金管理協会(通称サーラ、以下サーラ)の実際の徴収・分配業務は、補償金支払いの対象となるデジタルオーディオ製品の購買する、いわゆる利用者からすると、その運営には多大な疑問があります。 まず、その理事の構成ですが、18名中12名が日本レコード協会や日本音楽著作権協会といった、著作権における権利者の利害を代表する団体の理事を兼任しています。それに対し、実際の利用者から料金の徴収を販売価格を通じて行う家電メーカーやMDや音楽用CD-R等の媒体の生産に関わる団体は、社団法人電子情報技術産業協会及び社団法人日本記録メディア工業会の2社に留まっています。しかも、デジタルオーディオ製品の販売を行う小売店や、実際に補償金を支払う消費者の利害を代表する消費者団体の理事などを兼任する者は誰もいない状態です。このように権利者側:利用者側の比率が6:1というのは、権利者側と利用者側のバランスがサーラの実務に配慮されにくいという、憂慮すべき事態を招いていないでしょうか。 そのような事態の一つに、サーラが行っている共通目的事業があります。この共通目的事業については、サーラのホームページに「補償金は指定管理団体から権利者に分配されるものですが、補償金の二割に相当する額については、権利者全体の利益を図るため、著作権等の保護に関する事業等(いわゆる共通目的事業)のために用いなければならない」とされています。ここには「権利者全体の利益を図るため」とありますが、この行為の根拠となる著作権法104条8には、「権利者全体の利益を図るため」といった、権利者のみの便益を考慮に入れた制度であるという表記はどこにもありません。このような表記は、著作権法第1条にある「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、」の「文化的所産の公正な利用」に対する配慮がないがしろにされている可能性を示唆させるものです。このような利用者側からの制度に対する懸念を招くような状況を改善するためにも、サーラの理事構成における権利者側及び利用者側のバランスについて、もしくは指定管理団体の変更について、文化審議会著作権分科会としてのなんらかの提言が行われるべきと考えられます。</p>

項目	意見
	<p>また、普及啓発事業が補償金制度によって行われる必然性についても疑問があります。利用者側としては、徴収された補償金は、その文字のごとく「補償金」として、返還及び分配の実務、分配額算出の調査費用をのぞき、全て権利者に配分されるべきと考えます。著作権法第104条8については廃止とし、返還手数料を除いた全額を権利者側にあまねく配分されるようにすべきと考えます。</p> <p>さらに、サーラのホームページには、「個々の権利者への分配は、その会員である権利者団体（日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会）を通じて、精度の高い分配データにもとづき、アーティストたちに分配されます。」との記述があります。これは私的録音補償金分配規程に基づく著作権者：36%、実演家：32%、レコード製作者：32%の配分を指していますが、この数字の根拠も発見することができませんでした。「精度の高い分配データにもとづき」とありますが、この制度のステークホルダーの一つである利用者側に対して、この分配の根拠となるデータが公開されていないのは、情報公開のあり方として問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>著作権法第104条9には、文化庁長官は指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができるとされています。文化審議会著作権分科会は、さらなる制度の透明性を図る上で、この条項に基づく権限の定期的な行使を、文化庁長官に求めるべきであると考えられます。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見：</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関し、補償金の対象として指定することに強く反対いたします。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器（iPod、ネットワークウォークマン等）については、確かに基本的デザインとしては音楽を聴くために設計されているソフトウェアを搭載していますが、使用目的は汎用的なものです。</p> <p>例）専ら持ち歩き用のデータストレージ（デジタルカメラの写真、業務用のファイル、等）や会話録音機器として使用している人が実際に多数存在します。（私の周囲だけでも数名います。）</p> <p>また、正当にCDを購入したり、DRM付のダウンロード済みファイルを購入した際に既に支払っている著作権料に対し、二重取りとなることを私的録音補償金管理協会（sarah）さんはどうお考えなのでしょう？</p> <p>著作権者本人に分配されず、隣接者または代行者ばかりが私腹を肥やしていく制度やシステム自体に対する疑問が尽きません。（「私腹」は言い過ぎですが、上澄みをかすめ取っていく感じは拭えず）</p> <p>ましてや、iPod等以外のデータストレージ（HDD等）またはメディア（CD-R/W等）まで私的録音録画補償金の対象機器とするなど、論外です。</p> <p>私的録音補償金管理協会（sarah）さんの方で「中身が音楽ファイルで満杯になっていること」を確認されてからにするべきではないでしょうか。</p> <p>コンピューターから音楽を取り込む人ばかりではないのに、私的録音録画補償金というMDベースの規約の枠に当てはめること自体に無理があります。</p> <p>この制度自体が平成4年に策定されたもので、既に11年も経過しています。</p> <p>ドッグイヤーといわれる技術進化のスピードと足並みをそろえるのは難しいとは思いますが、策定当時とは現実世界の状況がすっかり様変わりしていることをきちんと反映し、デジタルな利点（ダウンロードや再生のカウントも、MDの時代より簡単にはずすよね？）を取り入れた制度に見直していただきたいと強く願っています。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
	<p>iPodなどを補償金の対象にすることに以下の理由から賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、この補償金制度に代わるシステム・制度が見当たらない。 ・欧州などでは同じような製品に補償金が既に支払われている。 ・追加指定をしなければ、今後DRMの強化が進む事が予想される。 <p>そうなった際、CCCDを導入してうまくいかなかった時と同様事態を招く恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定をしなければレンタルショップからCDを借り録音する際には課金されない。不公平感がある。 ・一般ユーザーの立場として、iPod等を購入する際に数%の補償金を支払う方が転送のたびに課金されるより望ましい。
	<p>速やかに指定すべきである。指定しないことにより、従来指定されている機器との公平性に問題が生じる。私的録音録画補償金制度の崩壊にもつながりかねない。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定をすべきではない。</p> <p>■理由：</p> <p>補償金制度は「権利者の経済的利益が不当に害される」ことを補償するために制定されている。つまり、私的複製によって正規商品であるCDなどの売上げに影響が生じるとされるからである。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器（以下 録音機器）によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と見なすのであれば、その根拠を実証可能な形で論理的に示す必要があるが、権利者団体はそれを行っていない。</p> <p>録音機器は単なる録媒体ではなく機器であるため、MDやCD-R、CD-RWなどの単価の安い録音用記録媒体とは違い他者へ譲渡されることはない。</p> <p>また、録音機器に音楽データを移す行為は、単に再生手段を変えているだけである。音楽データを保存したPCを持ち出す代わりに録音機器を持ち出しているにすぎない。</p> <p>これらの点から、録音機器によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と理由づけることはできない。</p> <p>以上の点から、録音機器に記録媒体と同等の補償金制度を適用するのは不合理である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>日本音楽家ユニオンは1992年(平成4年)にこの制度が導入されるまで運動に係わってきました。現在この制度の見直しが行われています。以下私たち音楽ユニオンとしての意見を述べます。</p> <p>貴委員会で審議されている中で「ハードディスク内蔵型録音機器等」の政令指定が必要であると考えます。</p> <p>現在、音楽の私的録音は、増え続けています。中でもiPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等が普及してきています。MDに比べても録音容量が大きいこれらの録音機器が指定されないのは不公平であると考えます。</p> <p>私たち音楽ユニオンが加盟しているFIM(国際音楽家連盟)でもこの問題が議論されています。その結果、ヨーロッパの主要な国々ですでにこれらの製品に補償金が支払われています。</p> <p>私たち音楽ユニオンは汎用機器についても以下のように考えます。現在のパソコンは多くの機能をもっていて、録音・録画はもちろん編集可能なものがほとんどです。これらのパソコンが政令指定が必要です。このことは補償金制度の根幹にも影響すると考えます。現在私たちに支払われている補償金は生音楽振興事業としても有効に使われています。又、権利者個々にも分配されています。</p> <p>以上のような理由で私たち音楽ユニオンは「私的録音録画補償金」の制度の見直しと存続が必要であると考えます。是非とも貴委員会で慎重な審議を要望します。</p>
	<p>私的録音録画については、その為のソフト(テープ、MD、DVD、等)が売られた時点で何らかの課金が行なわれるのが当然の事と思います。又、その機能が組み込まれた機器に尽いても何らかの課金が行なわれる事が望ましいと思われれます。iPodの様に数百枚のCDが録音できる場合、その一曲ずつに課金する事は非常に煩雑な手続きが必要と思われれます。それよりは、購入時に販売価格に上乗せした補償金を一括して払うシステムの方がアーティストにとっても消費者にとっても非常に便利なシステムだと思います。拗って、iPodを補償金の対象とする事に賛成します。</p>
	<p>結論:追加指定は行うべきではない</p> <p>理由:</p> <p>iPod等によって生じる権利者の「不利益」とは何か、またその規模がいかなるものかについて、まったく明確にされていないことが最大の問題である。</p> <p>CD-R、MDといった媒体の場合は、私的複製されたメディア自体を第三者に譲渡するなどの行為が可能であるが、ハードディスク型音楽プレーヤー(録音機器と分類すること自体にも問題がある)の場合には、こうした配布行為が不可能である。</p> <p>つまり、消費者が購入した音楽CDの内容を、自分のためだけに「ブレースhift」しているだけであると言える。こうした用途の場合、権利者の利益が不当に害されている状況であるとはとても言えない。つまり、正規商品であるCDはすでに購入されているのであり、ハードディスク型プレーヤーへの楽曲収納は、該当音楽CDの売り上げを害するものではない。</p> <p>つまり、私的録音録画補償証金の徴収が認められる「権利者の利益が不当に害される場合」に当てはまらないと考えられる。</p> <p>上記は、そもそも「補償金を取るのが正当か否か」という大前提であるにも関わらず、権利者団体からはこれまで一切の合理的な説明が行われていない。</p> <p>SARAHおよびJASRACが8月9日に行った広報活動においては、こうした正当性の説明を一切行わず、単に制度の存続を訴えるだけに終わっている。こうした合理的説明および現状調査が全く行われていない状況のままに対象機器を追加することには全く賛成できない。</p> <p>合理的な説明とは、少なくとも下記の内容を包含すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●音源別利益侵害額算出基準の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・購入CDからの保存 ・レンタルCDからの保存 ・音楽配信販売からの保存 <p>かつ、レンタルCDにおいては、補償金制度導入時にレンタル料金に含めることが審議されていることや、配信サービスにおいてはDRM管理が行われており、配布・複製自体が行えないようにされていることなどを考慮する必要がある。その上で、それぞれの場合について、補償が行われるべき場合とその規模について正当な現状調査が必要である。</p>
	<p>私は、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定すべきだと考えます。</p> <p>プレーヤーが安くなるのは一時的にはよいかもしれませんが、不法なコピーが増えるとわかっている状況で、これに課金しないというのは、アーティストに大変不利益だと思います。</p> <p>著作権のことを一般の人にも知ってもらうためにも、課金するべきだとおもいます。</p>
	<p>次に、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定についても、拙速に結論するのは妥当ではなく、少なくとも、今夏リリースされた各種の携帯音楽プレーヤー及び関連サービスによる使用料収益の増減を確認するまでは結論を下してはならないものと思われる。iTMSをはじめとするサービスにより音楽コンテンツのダウンロードは飛躍的な伸びを示していると報じられており、当然、著作権者等への使用料の支払いは大幅に増加するものと思われる。仮に追加指定をした後、こうした情報(使用料大幅アップ)が明らかになった場合、消費者からの反発が尋常なものでないことは容易に想像し得る。結果として、消費者のコンテンツ産業不信、コンテンツ離れを招来しかねない。</p> <p>また、補償金総額の2割を利用して行われる共通目的事業は、これを維持したとしても、個々の事業は権利者擁護や著作権制度の普及啓蒙等を目的として実施されるべきではなく、権利者と利用者の双方の利益に資することを目的とする事業とすべきである。たとえば、公共施設におけるデジタル上映スクリーンの増設、特許制度のように権利情報データベースの構築とアクセスが法定されていない著作権制度における権利情報データベースの構築とアクセスの整備など、権利者と利用者の双方にとって利益があり、かつ、著作権法の究極の目的である「文化の発展」に機能する事業に投資されるべきものである。</p>

項目	意見
	<p>私は、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定すべきだと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも著作権法30条2項は、ベルヌ条約に基づき批准されたWPPT第16条の規定(実演家またはレコード製作者の保護に関して、かれらの正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定して著作権の保護と同一の種類の制限を国内法令で定めることができる)が立法の根拠だと思います。 ・そこでMDには正規に課金されていたところ、デジタル方式の録音機器がMDからPCに移行し、膨大な市販CDが「私的使用」の名の下にCDRIに焼かれたにもかかわらず、CDRが汎用記録媒体だという理由で政令指定されなかったことが、30条2項の主旨に反していることは明らかです。(レコード協会の資料によれば、2001年度に市販のCDからCDRIにコピーされた推定枚数は、約2億3600万枚だそうです) ・今回のiPodというれっきとしたデジタル方式の録音機器に課金しないという主張のどこに法的な根拠があるのでしょうか？まるでCDRIは課金されなかったのに、iPodが課金されるのは不当だともいうのでしょうか？ ・これは法律の解釈論以前の問題でしょう。したがって30条2項の主旨にのっとり課金するのは当然で、iPodが世に出て2年余の間にも膨大な量の市販CDがハードディスクに録音されたことは誰もが認める事実です。まずは政令で指定の上課金すべきです。 ・またiTunes Music Storeからのダウンロード課金が二重課税になるというなら、著作権法第百四条の四2項にしたがって、返還請求すればいいのではないのでしょうか？それにしても8月4日から始まった有償サービスを利用したこともない多くの人が、二重課税だと主張するのは論外です。
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等について、早急に私的録音補償金の対象として政令指定すべきであると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. これら機器等は、「私的使用を目的として、デジタル方式の録音の機能を有する機器」であり、また「当該機器によるデジタル方式の録音の用に供される記録媒体」であることは明白です。単に機器と記録媒体とが一体であるというような瑣末な事実をもって、指定を妨げるべきではありません。実際、これらiPod等はMDに代替するものとして用いられており、一方を指定し、一方を指定しないのは、公平を失するものといわざるを得ません。 2. 私的録音に使用される主な機器がMDからiPod等へシフトしている現実と、制度の立法趣旨を鑑みますと指定していないことが法律に反していると考えます。 <p>なぜなら、著作権法では以下のとおり定めています。</p> <p>著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。(第21条)</p> <p>ただし、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内であればその使用する者が複製することができる。(第30条)</p> <p>しかし、デジタル方式で録音または録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。(第30条2項)</p> <p>ですから、iPod等が现阶段でデジタル録音機器であるのか、デジタル録音機能が本来の機能に付属する機能であるのか否かが問題であって、法制問題小委員会がハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべきではないとの意見で指摘されている点はいずれも的外れだといわざるを得ません。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>あるハードディスクが自作物の保存・利用のみに使用することを証明するのはまず不可能でしょう。</p> <p>40Gのハードディスクを読みこむだけで4時間以上かかりますからね。</p> <p>その人件費はどこから出るんですか？</p> <p>それに、それを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を係員に見せなければならないんですよ。</p> <p>そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、現に一人しか居ないじゃないですか。</p> <p>私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。</p>
	<p>現行補償金制度は、その補償金の徴収・分配過程における公平性及び透明性に問題があること、利用料を支払った上で補償金が課されるという二重課金問題があること等から、当該機器の追加指定は不適当であると考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等が、汎用機器としての性格を強めている実態を踏まえれば、「汎用機器・記録媒体の取扱いについて」と同様に、制度の対象とすべきでないと考えます。現に、ハードディスク内蔵型録音機器等の最大手製品と携帯電話とを統合した製品が発表されるなど、消費者ニーズは汎用機器に向かっています。</p> <p>○ 審議の状況(3)二重課金の問題について 37ページ</p> <p>現在、通信ネットワークを介した音楽配信サービスが脚光を浴びています。</p> <p>これらサービスを通じて購入したデジタルコンテンツについて、その購入の対価には、多くの音楽配信サービスの利用許諾契約にあるように、携帯型オーディオプレーヤーへの転送を明文で許諾しています。</p> <p>この場合、ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金制度の対象とすれば、消費者は複製の対価を支払いつつ、補償金を支払うことになるため、二重課金の問題が生じることは事実として捉えられます。</p> <p>○ 審議の状況(5)DRMによる課金の問題について 38ページ</p> <p>「ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定せず、コピープロテクション等のDRMの強化により対処した場合、消費者への制約・負担を考える必要がある」との点を挙げて、あたかもコピープロテクション等のDRMが、消費者に追加的な制約・負担をかけるかのような記載があります。</p> <p>しかしながら、コピープロテクション等のDRMは、一方的に消費者に制約・負担を課すものではありません。消費者に過度な制約・負担を強いるものが市場で受け入れられることもありません。</p> <p>DRMによりコンテンツを保護するという流れは、世界の潮流でもあります。DRMを利用することで、現行補償金制度が抱える“コンテンツの複製を行なっていない消費者にも負担を強いる”という不合理を回避できることに注目すべきです。</p>
	<p>37ページ中ほど以降に記載されている不適当とする6つの意見に同感であり、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について反対します。</p>
	<p>【意見】私的録音録画補償金の見直しに賛成です。</p> <p>●ハードディスク内蔵型録音機器などが急速に普及し、従来の録音機器の代替品となる可能性もあるので、同じ用途で使用されるにも関わらず、従来の機器だけが対象になり、新しい商品がならないのは制度的にも統一感がないし、使用者側にとっても不公平な気がします。</p> <p>よろしく願い致します。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>まず、iPodに代表されるハードディスク内蔵型またはフラッシュメモリ内蔵型録音機器等を私的録音録画補償金の対象として追加することに強く反対いたします。また私的録音録画補償金制度自体が現在の技術的状況の中で意義を失いつつあるものであり、廃止すべきと考えます。</p> <p>理由は下記のとおりです。</p> <p>A) ユーザ側から見てこうした機器への音楽データのコピーはデータの配布が目的ではなくもっぱら個人が音楽を自由な場所ですら音楽を楽しむための処理です。正当な対価を支払って入手したCDまたは音楽データについて、自分のライフスタイルに合わせてそれを聞くためにまた料金を支払うというのは二重の負担をユーザに強いるものであり、不当なことだと思います。</p> <p>B) こうした「ハードディスク内蔵型機器」は汎用性があり、このような機器を「補償金」の対象に含めるならば、論理的には、その機器に音楽データを送り込むためのパソコンもその対象にしなければならず(データをハードディスク内蔵型機器に移さずパソコンで音楽を聞くこともありえます)、更には音楽データを記録することができるというだけで、すべての汎用性のある機器を補償金の対象にしようとするにせざるを得ません。このようなことはこうした機器の汎用性から見て、音楽に利用しないユーザからも補償金を徴収することになり、それは権利者側の過剰な利得と考えざるを得ません。</p> <p>C) 音楽データの違法配信などの著作権侵害は確かに権利者側の皆さんにとり深刻な問題であり、私も教育現場で著作権の尊重に留意するよう学生を指導しております。</p> <p>かつて権利者側はかつてこうした不法な配信に対して、それを認知、摘発するための方法を十分に持ち合わせていました。しかし近年の技術の進歩に伴ってジャスラックを中心にこうした違法配信を認知する技術を既にお持ちであるかまたは構築中であり、実際に裁判に訴え賠償金を得るなどの成果を既にあげておられます。こうした中で、すべての音楽ユーザを「著作権侵害者予備軍」とみなすようなこうした「補償金制度」はその意義を失っていると考えます。</p> <p>D) また、合法的な音楽配信サービスにおいては、DRM【デジタル著作権管理】技術により零細な「私的利用」を越えたコピーに関してはそれを抑止または監視する技術もとのいくつかあります。またDRM【デジタル著作権管理】技術の施された音楽データを購入する、またはCDから音楽データを移動させるときにDRM【デジタル著作権管理】技術により権利表示を施すことでコピーの防止または違法配信時の行為者特定も可能になると思われ、こうした技術が整えば、CDまたは音楽データ購入時に、一定の「補償金」を上乗せして私的録音を認めることもできるわけですから現在の「どんぶり勘定」にも等しい私的録音録画補償金は必要ないと私は考えます。</p> <p>つまり、「ハードディスク内蔵型機器」のような汎用機器に課金するというのではなく、音楽がCDあるいはコンピューターのデータの形でユーザに販売される際に、必要ならば「保障金」を価格に上乗せして徴収するのが筋であると考えます。もちろんその際にユーザに対して著作権に関する現状と、補償金の著作権者への配分システムについて納得のいく説明がなされることが前提でありましょう。</p> <p>CDに「補償金」を上乗せするに当たっては、「ハードディスク内蔵型機器」にデータ移動をしないユーザにも課金する事になる」という反論が予想されます。しかし、説明として可能性があるのは、例えば、かなり先のことになると思われ、CDが音楽媒体としての役目を終えるような事態が起こったとき、ユーザとしてはそれをパソコンデータその他の媒体の形に保存し直して、音楽を所有し続けたいと考えることが予想されます。そうした場合には、新しい媒体により著作権者に本来入るべき権利に関する費用を、前倒しする形で「保障金」という形で徴収するのだ、という説明も可能と存じます。したがって現在のような「私的録音録画補償金」制度は廃止し、個別のデータの売買の中でしかるべき補償金に該当する措置をすべきであると思えます。</p>
	<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>【理由】</p> <p>まずiPOTなどに対する私的録音録画補償金課金についてだが、必ずしもiPOTは音楽のためだけに使われている事はなく、例えば自分の撮った写真やデータを持ち運ぶために購入するためにiPOTを利用している人も多い。よって私的録音録画補償金を一律課金するという話はおかしい。</p> <p>JASRACの「著作権者に多大なる損害」という主張は何を持って多大なる損害と主張しているのか？きちんと説明してもらいたい。</p> <p>あと「補償金の2重取り」やその他のJASRAC側の反論文は全く納得できない。</p> <p>徴収した著作権料の大半が不透明な使い方をされている事も無視できない。日本道路公団やJRAの理事長の年収の比べてJASRAC理事の年収が異常に高いもおかしい。</p> <p>結局JASRAC幹部の私腹を肥やしたいがための主張ではないか、と思っている。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については反対。</p> <p>従来、MDなどに音楽をコピーする行為は、CDやレコードといったそのまま視聴できるメディアからメディアを変換するものだった。</p> <p>現在普及しているiPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等では、CDからのコピーだけではなく、はじめからiPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等での再生を目的としたオンラインによる音楽配信を利用するという方法もある。この場合は、ハードディスク内蔵型録音機器等があることが前提であり、ハードディスク内蔵型録音機器等がなければなりたない商売である。</p> <p>このような、ハードディスク内蔵型録音機器等で聞くことを前提とした楽曲の販売がすでに実施されているところが従来のMDなどとは異なっている。</p> <p>このようなハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音録画補償金を課すことは、いわば2重取りで不当である。</p> <p>また、iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等が普及し、現在はiPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等で聞くためにCDを購入するという行動が一般化しつつある。</p> <p>CDの楽曲をiPodにコピーしているというよりは、むしろ、購入した楽曲を視聴するための手段として、iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等が不可欠なのである。</p> <p>このような状況ではハードディスク内蔵型録音機器等に私的録音録画補償金を課すことは、購入した楽曲の再生のために、私的録音録画補償金が課せられるようなもので、不合理である。</p> <p>よってハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については反対する。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を速やかに私的録音補償金の対象機器として政令指定することを求めます。私的録音に使用される主な機器がMDからiPod等へシフトしている現実と、制度の立法趣旨を鑑みますと指定されないことが法の精神に反すると考えます。</p> <p>(意見の申立理由)</p> <p>本件については、iPod等が現段階でデジタル方式で録音の用に供されているのかどうか、またそのデジタル録音機能が本来の機能であるのか否かの問題が前提であって、法制問題小委員でハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべきでないとの意見で指摘されている以下の四点については強く反論するところです。</p> <p>(1) 補償金制度自体は、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。多くの基本的問題を内包しているからという理由で、法律を機能させない事が適当であるとするのは、現行制度の本質と趣旨に対し著しく理解を欠いた意見であるといわねばなりません。</p> <p>(2) 標記の機器は、機器と記録媒体とが一体化している、もしくは汎用機器であると考えられ、追加指定は困難である。製品としては一体とはなっていますが機器を分解すれば機器と記録媒体はまったく別の部品であり、記録装置部分は機材に置き換えることが出来るのではないのでしょうか。立法時に想定されていない一体型機器であったとしても、立法趣旨に鑑みれば、当然に指定されるべきと考えます。</p> <p>また、例えば他の機能があったとしても、iPod等のデジタル録音機能が「その他の本来の機能に附属する機能」に過ぎないとは認めることは出来ません。</p> <p>(3) ネット経由での音楽配信が本格化しており、機器への課金は、利用者を機器の購入時とダウンロードによるデジタルコンテンツ購入時の二重徴収にさらすことになる。</p> <p>私的録音補償金制度は、私的な使用を目的とする著作物の複製については法の適用から除外するものの、デジタル方式による複製行為については相当の額の補償金の支払を要すると規定する法律だと認識しております。</p> <p>仮にDRMで管理が可能ということであれば、iPod等はiTunes Music Store等より取得したDRMで管理されている音楽ファイルのみ複製及び再生が可能とし、CD等からの録音は不可能であるという仕様である必要があると考えます。</p> <p>何よりもiPodの最大の問題点は、第三者が所有するPC(Win, Mac両方可)から、iTunesソフトウェアで管理する音楽ファイルを回数無制限に他の第三者が所有するiPodに複製が可能なことです。</p> <p>法制問題小委員会はこの事実を踏まえた上での検討でしょうか？</p> <p>アップル社の発表によれば、「CD1枚分の音楽をわずか10秒ほどで転送できます。(中略)その速さといえば、10,000曲を保存できる20GB iPodを60分もかからずにいっぱいにしてしまえるほどです。」 (http://www.apple.com/jp/itunes/sync/より抜粋)</p> <p>購入したばかりのiPodにたった1時間で10,000曲の音楽ファイルをコレクションすることが可能になるわけです。1枚のCDアルバムをブランクMDに録音するのに要する時間で10,000曲の複製が出来るわけですから、これは、私的録音補償金制度の立法時に想定していたデジタルによる私的録音の領域すら大きく逸脱していると考えます。</p> <p>(4) 補償金を負担するとされている消費者(対象機器・媒体を用いてデジタル録音を行う者)が、補償金制度の内容・実態についてほとんど知らない状況下で、機器等の追加を行うことは消費者の不信感を増すだけである。法律で定められている補償金の負担が、消費者が内容・実態を知っている事が要件になるのでしょうか。例えば携帯電話機の契約者は1台につき年間540円の電波使用料を負担しています。果たして、携帯電話利用者はその事を知っているといえるでしょうか。例えば、NTTドコモのホームページ(http://www.nttdocomo.co.jp/)で、サイト検索を行っても電波使用料についての解説を見つけることは出来ませんでした。</p> <p>公布された法制度を国民に衆知せしめる責任は、誰が負うべきものでしょうか。権利者にのみ不認知の責を負わしめるべきでないと考えます。消費者に対し、直接にこの制度を知らしめることが可能な立場にある製造業者等には、補償金の対象となっているMDメディア等のパッケージにこの制度について現状より大きく明示するなどの協力が強く要請される場所です。</p> <p>最も良い例がタバコのパッケージでしょう。タバコによる健康被害は既に国民も広く知るところですが、最近更に大きくわかり易い文字で注意喚起を実施されています。</p> <p>iPodなどを購入する際、もちろん購入価格は安い方が良いに決まっておりますので補償金が上乗せされて価格が上がるのを避けたいと思うのは当然です。しかし、ダウンロードする度に課金されるとなると、実際いくらぐらい課金されるのかはつきりしないので、最初に補償金を払うか払わないかということだけですぐには比べることはできないと思います。</p> <p>また、曲ごとに課金ですと自由にダウンロードできず、毎曲チェックされるのも不安ですし、MDでは補償金が課金され、iPodではされないというのは、とても不公平だと思います。</p> <p>以上のことを踏まえて考えると、iPodなどもMDなどと同じように、むしろ最初に補償金を払ってしまった方が、消費者のためになるのではないかと思います。</p> <p>結局、補償金の対象にするべきかどうかは、曲ごとに課金する場合はいくらくらいになるのか、またその方法はどのようなものかといった具体的な例を出していただき、私たちが比較検討できるようなわかりやすい資料を出していただいてからあらためて考えたいと思います。</p> <p>そうするとおそらく補償金制度を採用した方がよいということになりそうな気がします。</p> <p>ですから、現段階では私は補償金制度を拡大して適用してゆくの賛成いたします。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスクドライブ内蔵型録音機器等は、データ記録装置を主要部分とし1台で多様な機能を有する汎用機器である。それら汎用性のある機器・媒体を現行制度の対象に追加することは極めて不合理であり、反対である。</p> <p>1)MD等の代替機器であるとして課金すべきとの意見について MDが録音専用機器であるのに対して、ハードディスク内蔵型録音機器等は様々な使い方が想定される汎用機器であり、同様の機能を有する携帯電話、ボイスレコーダー、ゲーム機、PC等や、汎用リムーバブル記録媒体を使った録音機器との切り分けも難しく、内蔵機器だけを取り上げる合理性を欠く。現行法は、補償金の対象を録音・録画「機能」を有する専用機器を対象としているのであるから、当該機器等は現行法では対象になり得ず、無理に現行法を拡大解釈すればよいという態度には強く反対する。</p> <p>また、「審議の経過」に掲載されている「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」は電波新聞社が作成したものとあるが、政府審議会の報告書に掲げる統計として、新聞社により作成されたものが妥当であるか、疑問のあるところである。なお、当協会が公表している音声機器国内出荷実績(含むステレオセット、ヘッドホンステレオ、ラジオ、MD等)は平成17年度から増加傾向にあり、これは、携帯デジタルオーディオプレーヤーの出荷数の増加によるものとの見方ができる。一方、携帯型MDやヘッドホンステレオの出荷数は減少しており、市場の傾向がこれらの機器から携帯デジタルオーディオプレーヤーに移行していくとの予測は成り立つものと認識する。しかしながら注意すべきは、この傾向は音楽CDをソースとした私的録音を要因とするものではなく、音楽配信サイトという新たな録音形態の拡大が大きな要因となっている点である。従って、携帯デジタルオーディオプレーヤーの出荷数の増加が、必ずしも音楽CDだけをソースとするMDによる私的録音を代替するものであると断ずることはできない。</p> <p>2)二重負担の可能性 例えば音楽配信サービスでは、サービスを受ける機器は、ダウンロード後のコンテンツの扱いについて、サービス側でコンテンツごとに指定した利用ルールに従うように設計されている。また、ハードディスクドライブ内蔵型録音機器等への転送までを含めて利用者に複製が許諾されていることが、音楽配信サービス提供者と利用者のライセンス契約の文言上から明らかであり、利用者は個々の利用の対価に加えて補償金を二重に負担する機会が増えている。従って、仮にハードディスク内蔵型録音機器等が補償金の対象にされた場合、このようなサービスサイトで著作物を購入(ダウンロード)し、ハードディスク内蔵型録音機器等に複製した場合には、利用者は、補償金とダウンロードおよびその後の複製の対価を含む著作権使用料の両方を二重に負担していることになるため極めて不合理である。</p> <p>3)国際条約との関係について 「審議の経過」に記述はないが、一部関係者には、ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定しない場合には国際条約上の問題が生じるとの意見がある。しかしながら、当該意見には根拠が無く強く反対するものである。米国は当該機器等を補償金の対象としてはいないが、それを以って条約違反だとされてはならない。さらに、そもそもベルヌ条約加盟国159カ国中、補償金制度を導入している国はわずか25カ国にすぎないことから、上記意見には妥当性がないと認識する。</p>
	<p>意見:iPodなどのハードディスク型プレーヤーは課金されるべきではないと考えます。なぜならば今後は音楽配信による直接ダウンロードが主流となることが予想され、DRMによる課金との二重取りになるからです。音楽の売れ方自体が大きく変わりつつあり、それを見極めないまま「取り急ぎハードディスク型プレーヤーにも課金しておく」というのは非常に問題のあるやり方だと思います。</p>
	<p>◎私的録音録画補償金の iPod 等への課金について</p> <p>【結論】 以下のように、iPod 等の利用実態に照らし、私的録音補償金を課すべきでないと考える。</p> <p>【理由】 1.総論 ●iPod 等によって生じる権利者の「不利益」とは何なのか？ これを論理的かつ実証的に説明してもらえない限り、課金対象への指定に消費者は納得できない。 ●たとえば自分で買ったCDを iPod へ移す場合、そこからコピーを生み出すことはなく、正規商品たるCD・配信楽曲の売上げに影響を与えない。こうした事実をきちんと検討されているのか。</p> <p>2.音楽 ●iPod 等の音源として考えられるのは以下の3つである。 (1)自分で正規に買ったCD ●これについては、権利者への対価が支払い済みである。また、同じ著作物を同じ人が複数買うことは通常期待できない。こうした複数買うことによる利益は「本来」権利者が得ると見込まれるものとは異なる。よって、買ったCDから私的複製をするのは権利者へ経済的不利益をもたらすものではない。 ●自分で買ったCDを別メディア(MDやCD-R・iPod等)へ変換したり転送したりする利用行為は、本質的に再生手段を変えたに過ぎない。いわゆる「メディアシフト」「プレイスシフト」にあたる使い方であり、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。 ●ここで仮に補償金を課せば、同一の著作物からは本来得られる筈のない利益を二重・三重と権利者に(強制的に)得させしめることとなる。よって課金は妥当でない(現行の補償金制度においてこの利用に補償金が課せられているが、その見直しの検討をされたいところである)。 (2)レンタルCD ●レンタルCDには貸与権使用料が課されており、これは消費者が私的複製をするとの前提で導入されたものである。私的録音録画補償金制度創設に係る著作権法改正案の国会審議(平成4年11月26日衆議院文教委員会・平成4年12月7日参議院文教委員会)においてこの旨が確認されており、二重課金ではないかとの疑義も示されている。 ●私的複製への補償も含めるよう貸与権使用料を調節することも可能であり、また現行制度が録音録画機器・記録媒体メーカーの協力のもとに運用されているのと同様、レンタル業者の協力を得るべきとの考え方も成立する。</p>

項目	意見
	<p>●日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合の主張には、「各権利者はユーザー及びレンタル店の双方から、そのコピーに関する補償金を受取っていることとなります。よってCDVJでは早急な使用料の見直しが必要であると考えております」とするものがある。この問題は早急な解決が必要と思われる。</p> <p>(3) 配信楽曲</p> <p>●個別に課金された楽曲を消費者は購入している。CDで買うのと同様にこれ以上同じ著作物を購入する見込みは無く、また iPod への転送は「メディアシフト」であり本質的には再生手段を変えたに過ぎない。よってこうした利用態様から補償金を徴収するのはやりすぎである(不当な「利益」であるとする)。これらの他の音源は極めて零細であると考えられる。</p> <p>3.録画について</p> <p>●ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきでない。</p> <p>●私的録画の主なソースは放送であるが、主な使われ方は「タイムシフト」と呼ばれる一時的な録画である。そして現行の私的録画補償金は、その一時的録画ではなく「アーカイブ」として録画される態様の拡大を受けて導入されたものである。</p> <p>●一般的にハードディスクは消耗品として認識されており、長期間使用することは前提とされていない。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら使われているものである。すなわち、ハードディスクに録画する限りにおいてそれは一時的な録画を目的としたものだと言える。</p> <p>●仮に消費者が「アーカイブ」を目的として録画する場合は、外部の記録媒体に複製することが必要である。これについては現行制度で補償金を課すこととなっている。これについてはその必要性を認めることができる。</p> <p>●よって、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきではない。</p> <p>なお外部の記録媒体での書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金をかけることが妥当と考える。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器は、現在の制度内容ならば、政令指定されるべきと思います。現在の制度の運用と、制度の見直しは、別々の問題です。政令指定はすぐにすべきではないですか？消費者も課金されることは、理解できると思います。政令指定が遅れた課金分の対応は、きちんとしてください。多くの人にとって、音楽は、人生でいつも流れてる。アーティストが創作する音楽があつてこそその商品であるという原点に帰って、よくよく考え直してほしいと思います。以上です。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見:iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由:そもそも、自己所有の音源(購入したCD等)をiPod等に複製することにまで保証金を支払うこと自体が間違っている。そしてまた、音源をダウンロードしたもので、その時点で権利者に対し利用料を支払っているのに、iPod等にまで権利者に対して補償金を支払う必要はない。 iPod等が権利者の利益の損失を与えているというのならその具体例を示せ。</p>
	<p>iPodやハードディスク内蔵型録音機器などを補償金の対象にすることに賛成です。確かに、消費者としてはiPodなどをなるべく安く手に入れたいと思いますが、加算される額が1000円ほどということであれば、今の大型家電店の値下げ競争ぶりから考えれば、加算されたかどうか気づかないほどの金額ではないでしょうか。また、1曲ごとに課金する方式にすると気になってなかなかダウンロードできなくなりそうな気がします。1度払っておけばその後の録音は自由にできるという方が良いと思います。</p>
	<p>意見「アイポッドなどは政令指定にしなければならないと思います。莫大な楽曲を録音できるアイポッドなどを除外しては一体、他に何が対象になるのか、と思います。除外してしまつては私的録音補償金の制度自体が骨抜きになってしまふ、と思うからです。」</p>
	<p>創作者や演奏家の保護につながる私的録音補償金制度の見直し(iPodに補償金をかけること)に賛成します。iPodに1000曲から2000曲も私的録音されては、CDは、売れなくなりますし、創作活動する人たちは、減少してしまうのではないのでしょうか？その国の文化のバロメーターとして、著作権がきちんと護られているのが文化国家だと思うのです。現状においては、メーカーやユーザーが、有利で創作活動に携わっている人たちが弱い立場にあると思われます。知的国家をめざして、作曲家や演奏家の権利の保護を強く願っています。</p>
	<p>追加指定に賛成致します。 (理由) (1)ハードディスク録音機器は私的録音という事がその本来の用途であり、機器と記録媒体が一体となっているという物理的な要件のみで、私的録音録画補償金の対象にならないということは、著しく制度の根本理念に反します。 (2)今後、私的録音はハードディスク内蔵型録音機器等で行われる事が通常となると予測され、現状の解釈では制度自体の存在意義が問われることとなります。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>1. 利用者が本来自由に利用できる私的複製を定義しなければならない。 2. 補償金で著作権法違反を許すならば、許す行為の範囲を決めなければならない。 3. 著作権法違反で失った利益を証明し、消費者全体から徴収する根拠を明確に説明できなければならない。 4. 技術革新に対応できなければならない。</p> <p>ここで一度、情報技術について「おさらい」をしてみましょう。車の燃費が1/10になったりはしませんが情報技術だけが10年で100倍のペースで進みます。情報技術の力の源は半導体技術、その微細加工技術にあります。半導体業界にはゴードン・ムーアが経験則として提唱した、半導体の集積密度はおよそ18カ月で2倍になるという「ムーアの法則」があります。ICの性能、メモリ容量もこの法則にしたがって増えつづけています。コンピュータの処理性能、内蔵メモリの容量、それに半導体ではありませんが内蔵される磁気ディスクの容量も、コンピュータの誕生の日から確実に5年で10倍、10年で100倍、15年で1000倍のペースで進んでいます。通信スピードはこれほどではありませんが、通信相手の数と積算した、いわゆる世界の通信データ量は、これをも凌ぐ割合で級数的に増えています。競争がある限り、これら情報技術は、これからも止まらず進展し続けるということを前提に考えなければなりません。</p> <p>既にパソコンの磁気ディスクは50GB～500GBになっていますが、2年後は1TB(1000GB)を超えてしまいます。広辞苑5000冊分、音楽なら25万曲入ってしまいます。そして、その10年後は100TBの世界になってしまいます。テキストであれば十分に日本中の本が全部入ってしまいます。ハードディスク内蔵型録音機器って何ですか。フラッシュメモリなら別の機器ですか。PRAM、FRAMなど別の半導体を使ったら別の機器ですか。ハードディスクがリムーバブルなら補償金は変わりますか。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器が通信機能を持ったらどうなるんですか。ハードディスクやメモリを内蔵せずに、通信機能を使ってPCやサーバから音楽を取り出す録音機器ならどうなるんですか。</p> <p>25万曲入るハードディスクで音楽には100曲分しか割り当てていない人はどうするの。 私的録音録画補償金を払ったんだから、ジャンジャン違反をしてもいいの。 デジタル著作権管理技術を導入しない限り、私的録音録画補償金では対応できないのではないのでしょうか。 ただ、デジタル著作権管理、認証、課金技術を統合したコンテンツ配信プラットフォームは電子社会の基本インフラになります。それだけに、世界的企業がデジタル著作権管理技術で消費者を囲い込もうとしており、危険な面も否定できません。</p>
	<p>一部メディアで、文化審議会著作権分科会法制小委員会の第8回目の審議(9月30日)の様子が報道されたが、その中の発言について意見します。 (ニュースソース: http://japan.cnet.com/news/tech/story/0,2000047674,20088050,00.htm) A JASRAC関係者の「配信事業者がJASRACに支払っているのはあくまでPCへダウンロードするまでの利用料」の主張 JASRACの使用料規程 http://www.jasrac.or.jp/profile/covenant/pdf/royalty/royalty.pdf の76ページによれば、 (ウ)ダウンロード形式 受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。 (イ)着信音専用データ 電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が45秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう(画像などを伴うものを含む)。 着信音専用データはダウンロードではあるが、他のダウンロード形式より多少安い。 その理由の一つが、着信音専用データは「他の記憶装置への複製ができない」から。 つまり、一般のダウンロード形式(iTMSでの利用形態がこれ)は「他の記憶装置への複製ができる」ことが前提となっているはずである。そうでなければ着信音専用データについて安くしている理由がない。 これは、「あくまでPCへダウンロードするまでの利用料」ではなく「PCから先の複製も前提」とJASRACが理解しているからである。そのような前提と矛盾した主張を重ねるJASRACの姿勢は理解できない。 B 関係者からは「極端な話だが、PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」といった発言もなされた。 審議対象であるiPodなどの携帯音楽端末について無知すぎる。iPodの場合、CD-RやMDと異なり、無制限な複製はあり得ない。このような基本的知識に欠けた人間が審議に加わっているのはまずいのではないか。</p> <p>C 日本芸能実演家団体協議会からは「デジタルオーディオプレーヤーへのシフトが現実起こっているのに、手を打たずに補償金がゼロになってしまうのは困る」という意見が出た。これに対して、他の委員からは「MDの売り上げは下がっているが、Sarah(私的録音補償金管理団体)が困っても、権利者が困らなければいいのではないか」との意見も挙げられた。 デジタル音楽販売3倍に急増、CDの落ち込みを相殺http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0510/04/news007.htmlという記事によれば、世界的に販売の中心が、CD、MDから音楽配信に移行しただけで、音楽自体は売れている。つまり本来の著作権者にはきちんと利益が渡っているはず。 取れそうなどころからお金を取ろうとするだけでは、ヤクザと変わらない。 著作権管理を代行するものが困ろうが路頭に迷おうが、知ったこっちゃ無い。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見 iPod等ハードディスク内蔵型録音機器への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 下記3点を根拠としてあげる。</p> <p>1.議論の前提となる「著作権利権者の正当な利益が不当に害されている」という現況につき、具体的なデータの提示がなされていないこと</p> <p>2.上記が現実のものであったとしても、現行の補償金制度には正当性がないと思われること</p> <p>3.配信音楽に関する二重課金の問題等の副作用が看過し得ないこと</p> <p>以下に各項目について説明する。</p> <p>■1.議論の前提となる著作権利権者の正当な利益が不当に害されているという現況につき、具体的なデータの提示がなされていないこと</p> <p>補償金制度は、「著作権利権者の正当な利益が不当に害されている」ので制度によってそれを補償するというのが骨子と思われる。しかるに、自分の知る範囲で「不当に利益が害されている」点につき、定量的なデータが存在しない。少なくとも、私的録音を放置すれば不当に利益が害されるであろうという観念的な言説があるのみで、補償金を負担する消費者が納得できる形でのデータがなく、そもそも私的録音録画補償金制度に根拠があるかどうかを判断できない。根拠の有無が判断できないものに対し、ただその範囲を拡大することには慎重でなければならないと考える。</p> <p>■2.上記が現実のものであったとしても、現行の補償金制度には正当性がないと思われること</p> <p>現行の補償金制度は、私的録音によって生じる著作権利権者の損害を補償するため特定の媒体について価格へ一定の補償金を上乗せして消費者がそれを負担し、メーカーの協力を得て定められた団体が集約し、権利者へ分配するものと理解している。</p> <p>上記は「私的録音によって著作権利権者へ損害が生じる」ことが前提となっているが、この前提に疑問がある。著作権法によってある程度許容されている私的録音を実施する場合、販売されている著作物を購入する、レンタルCDショップなどから貸し出しを受ける、オンライン販売の著作物を購入するなどの行為を伴うのが普通と思われる。その場合、購入もしくは貸し出しの時点で著作権利権者への対価は支払済みであり、さらに補償金を課すことはいわゆる「二重課金」以外の何物でもない。</p> <p>一方、P2Pなどで不当に入手した音源を媒体へ録音する場合や、他人が購入した著作物を借り受けて媒体へ録音する場合などは著作権利権者の利益が不当に損なわれていると判断できる。しかしこの場合、そもそも著作権法の私的録音の許容範囲を逸脱するものであり、行為自体が許されていない。</p> <p>すなわち私的録音が許容される場合においては、事実上著作権利権者への対価を支払済みと考えるのが妥当である。ゆえに、「私的録音に対して補償金の負担を求める」現行の補償金制度自体が誤りであると考ええる。</p> <p>■3.配信音楽に関する二重課金の問題等の副作用が看過し得ないこと</p> <p>iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等では、PCへダウンロード購入した配信音楽を転送する使用方法が従来の録音機器等に比べて高くなる可能性がある。</p> <p>しかし配信音楽に関しては各種のDRM技術が既に導入されており、あらかじめ利用制限が機能に組み込まれている他、著作権利権者への対価の徴収あるいは補償はダウンロードの段階で完了している。従ってDRM技術による制限を考慮せず一方的に補償金制度を導入する場合、二重課金となる可能性が極めて高い。両者の関係を十分に検討し評価するまでは補償金制度を適用すべきではない。</p>
	<p>「審議の経過」では、補償金支払いの対象機器・媒体への追加指定に関し、賛否両論が併記されています。わが国の私的録音録画補償金制度は、ドイツ等の制度とは異なり、補償金の支払義務者は複製を行う利用者としてされています(30条2項)。したがって、DRMによって個別課金ができるのであれば、その代替的手段である報酬請求権制度による必要は無いし、報酬請求権制度によるべきでもないと考えます。したがって、DRMが有効に機能しているという事実があれば、追加指定否定説(以下「否定説」といいます)の(1)の論拠には賛成です。</p> <p>DVDビデオには、CGMS、擬似シンクパルス及びCSSという技術的保護手段が施されていますが、ハードディスク内蔵型等の録音機器の場合、これらの技術的保護手段は複製行為をコントロールする技術として有効に機能しているかといえ、とてもそのように言える状況にはありません。</p> <p>CGMSや擬似シンクパルスは、パソコンの中ではノイズとして処理されて機能しない場合が多く、ファイルコピーを防止するために用いられているCSSについては、コピーコントロール技術ではなくアクセスコントロール技術であるとする著作権審議会マルチメディア委員会の結論を、見直すに至っていません。そうであるならば、例えばアクセスコントロール技術であるCSSが機能していたとしても、コピーコントロールは行っていないのですから、複製権制限の代償措置である私的録音補償金請求権を否定する根拠とはなりません。</p> <p>したがって、CSSの機能によって復号できず視聴できないとしても、私的録音補償金の対象機器としないのは、筋が通らないと考えます。</p> <p>とはいえ、私的録音・録画補償金制度は、アナログ時代にドイツにおいて最初に創設された制度で、そもそもアナログ時代の制度であるように思われます。</p> <p>そもそも複製したファイルについて、正規の復号方法が用意されていないCSSのような技術は複製防止の技術的保護手段だとするとともに、ハードディスク内蔵型等の録音機器は、パソコンなどを經由してもDRMが有効に機能するような仕様にすべきです。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等が、CSSを含むDRMが有効に機能する仕様で製造されるのであれば、否定説の第1論拠は正当なものであると考えます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>否定説の(2)の論拠については、以下のように考えます。 返還制度の実効性や徴収・分配方法に問題があるならば、その問題点を具体的にお示しいただき、その是正策をご提言いただきたいと思ひます。また、消費者の認知度が低いならば、それを高めるべき具体的方策をご提言いただきたいと思ひます。共通目的基金が妥当性を欠くというのであれば、これを廃止して権利者に分配すべきことをご提言いただきたいと思ひます。</p> <p>なお、「審議の経過」40頁に掲げられた当面の運用に関する4項目の意見については概ね賛成です。しかしながら、許容される私的複製の範囲が明確はでないというものは、同意いたしかねます。そもそも否定説は、DRMによるべきだという考え方に立つのでしうから、許容される私的複製の範囲はDRMによって定まるのであって、否定説の第1の論拠が説くように、30条1項の権利制限に正当性はありませぬ。</p> <p>旧著作権法は、「発行ノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ複製スルコト」(30条1項第一)を著作権侵害にない旨を定めていました。</p> <p>現行著作権法30条1項は、もともと旧著作権法では複製権が及んでいたビデオレコーダー等による私的複製について複製権を制限しました。平成4年の30条2項の創設は、「一たん著作権法上、複製権というものが認められており、それが制限されて、その一部が復活した」(平成4年11月26日の衆議院文教委員会における佐藤禎一文化庁次長(当時)の答弁「第125回国会衆議院文教委員会議録第1号」12頁第4段)ものでした。DRMは、旧著作権法と同様、複製権の制限を廃止しうる状況を産み出したのですから、許容される私的複製の範囲は明瞭ではないでしうか。</p> <p>否定説の第3の論拠は、ハードディスク内蔵型録音機器等がCSSを含むDRMが有効に機能する機器ばかりであるという前提のもとにおいて賛成します。</p> <p>汎用機器であるから対象外とする否定説の第4の論拠には、反対です。30条2項は、「本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く」としていますが、その例示として「録音機能付きの電話機」が掲げられているように、およそ著作物の複製が想定されないようなものをいうと解すべきです。</p> <p>私的録音録画補償金制度の立法趣旨は、 (1) デジタル方式の録音録画機器の普及によりさらに権利者の不利益が拡大するであろうという将来予測 (2) 制度の円滑な導入の必要性 (3) 既存機器機材を対象とすることの影響の大きさ (4) 民生用デジタル録音録画機器の普及により、アナログ機器は駆逐されるであろうこと。</p> <p>にあつたのであり、汎用機といえども上記の4つの点については専用機と異なりません。そして、汎用機であってもDRMが有効に機能するようにすべきですから、DRMが機能しないような機器を販売すべきではありません。したがって、補償金の対象機器にすべきでないとする根拠は、DRMに求めるべきであつて、汎用機であることは論拠とはなり得ないと考えます。</p> <p>DRMによるということは、私的複製についても市場に委ねるということであり、否定説の第5の論拠は正当であると考えます。</p> <p>DRMによる個別課金によるというのであれば、否定説の第1の論拠の説くとおり、補償金制度が必要ないばかりでなく、権利の制限も正当性がありませんから、私的録画に関しては、30条2項だけでなく30条1項の適用対象とすることも失当です。</p> <p>否定説の6番目の論拠は、個別課金が可能な場合、補償金制度を設けなくとも国際条約に違反しないとすることは正当ですが、そもそも個別課金によるときは、30条1項が無意味になるから補償金制度を設ける必要がなくなるとみるべきだと考えます。</p> <p>MDや音楽用CD-Rが指定されているのだから、IPODなども指定されて当然だと思ひます。録音できる曲数も断然多いので、機器を購入した時点で補償金を支払ってしまう方法が、ユーザーにとつても得なのではないでしうか。</p> <p>意見： 汎用性があつても、大容量の音楽著作物複製機器を追加指定すべきです。私的複製が認められている制度を維持するために必要だと思ひます。</p> <p>IPODなどのハードディスク内蔵型録音機器も追加指定することに賛成です。今までMDを使つていましたが、MDを買うごとに補償金を支払つているという感覚は正直あまりありませんでした。でも後で知つて、そんなに自分に負担と感ずる額でないのに、音楽を作つている人たちに還元されているのであれば、同じようにハードディスク内蔵型機器も補償金を入れるべきです。調べたところ、上限は1000円と聞きました。それであれば、学生にも、そう負担でないし、なにより1曲1曲録音する毎に払うよりは、何曲でも気にせず録音して楽しめるほうがいいと思ひます。音楽が好きならば、音楽を作つた人たちに還元するのは当然だと思ひます。それができないで、夕ダで音楽を楽しもうという人は、音楽を作る人たちに失礼だと思ひます。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金の対象にハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定する事に反対します。</p> <p>*私的録音補償金はそもそも私的複製が著作権者の利益を侵害しているから支払われるものですが、自分で購入したCDをCD-RやMDに録音する場合にも補償金を支払う事になってしまい、その場合に発生する著作権者に対する利益の侵害とは何なのか明確な答えが出ていないのにも関わらず補償金が課金されてしまっていて、そのような課金のされ方は財産権の侵害にあたるという事も言われている。</p> <p>*事前の包括的でない一律課金である現行の補償金制度では利益が侵害されていない場合にも課金されてしまい、そのような時のために補償金の返還制度が用意されているが、手続きが煩雑、利益を侵害していない事を消費者が証明しなければならぬ、例えば補償金が返還されたとしても手続きにかかる費用などの方が補償金の金額を上回ってしまい赤字になってしまうなど、もはや全く制度として機能していない。</p> <p>*平成17年6月1日～3日にかけて行われたBSAによる調査結果の”「私的録音録画補償金制度」の「内容までは知らない」という回答が82.8%という数字からも分かる通り、一般消費者に制度そのものが全くと言って良いほど知られておらず、消費者不在の状態になってしまっている。</p> <p>*個人の私的複製を完全に把握することは不可能なため、現行の補償金制度では例え著作物を利用されていたとしても、その分の補償金が必ずしも個々の権利者の元へ正確に分配されているとは言えない。</p> <p>以上のように多くの問題点を抱えたまま制度の課金範囲を広げてしまうのは、さらに歪みを大きく広げてしまうだけです。</p> <p>ハードディスク搭載機器がMD録音機器等を市場において代替する機器と言われていますが、ハードディスク搭載機器とMD録音機器等では録音対象が大きく変化しているため全ての面において代替しているとは言い難く、電波新聞社作成の「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」のグラフのように両方を合わせたパーセンテージで、代替の具合が単純に計れるとは言えません。補償金支払い対象の記録媒体の出荷数の推移が平成14年度から平成15年度にかけてほぼ横ばいであるということからも、緊急に課金対象を広げなければならないとはいえ、技術発展に伴うDRMによる個別課金も可能となっている現在の状況を鑑みても、私的録音録画補償金制度の根本的見直しについて議論することが先決であり、制度そのものの議論を置き去りにして課金対象を広げるような法改正には断固反対します。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵録音録画機器を含むデジタル録音録画機器の特徴のひとつは、多種多様なフォーマットで作品を記録できる点です。これは、カセット、MD、DATのように、機器・メディアとフォーマットがほぼ1対1に対応していた頃と随分異なる要素です。たとえば音楽作品の記録にしてもデータ量は非圧縮形式と非可逆圧縮形式では1桁異なりますし、非可逆圧縮形式の中でも圧縮方式やビットレートの違いによって2倍程度の差は容易に生じます。もちろん、現行の音楽転送ソフトのデフォルトのビットレートや音楽配信される作品のビットレートは128kbps前後のものが多く、それを指標とできるのではないかとこの意見もありそうです。ただ、私自身は音を聞き比べた上で192kbpsのビットレートでの転送を愛用していますし、記録形式やビットレート自体が時代と共に変わっていくものだという点に注目すれば、ディスク容量と曲数の関係を規定するのはかなり困難ではないでしょうか。</p> <p>また、今後予測される変化として映像作品の録画の増加が考えられます。ハードディスクの大容量化、機器間転送速度の高速化、ポータブル機器の動画対応の流れなどは、近い将来、映像データと音楽データがポータブル機器のハードディスク上に普通に混在するようになることを予見させます。音楽データと映像データのビットレートの差は非常に大きなものですから、そうするとディスク容量と音楽・映像作品数の関係はもっと曖昧なものになってしまいます。このように、ディスク容量と収録可能な作品数を関係づけるには無理のあるところまで来ています。ハードディスク内蔵録音録画機器への課金を考える際は最大限の注意を払うべきだと思います。</p> <p>さて、以上の内容はポータブルなハードディスク内蔵録音録画機器を念頭に述べたものですが、それらの多くはパソコン上のデータを転送して再生するというスタイルを取っているということも大事な点です。つまり、対応する全てのデータはパソコン上に存在しているということです。家庭内ではそのパソコンを再生機として使用するという使われ方をすることで(映像などは特に)。</p> <p>だとすれば、ポータブル機器にだけ課金するのはアンバランスです。かといって、音楽・映像作品以外のデータも処理するパソコンのディスクの課金額を決めるのはポータブル機器への課金額を決めること以上に困難だと思われますし、単純にディスク容量に対して課金するシステムを採用すれば大容量化への足枷となり、来るべきHi-Vision対応などへの移行にも困難を来すことになりかねません。この点では、私の意見も「(3)汎用機器・記録媒体の取扱いについて」の著作権を楽しむにあたって適切な著作権料を支払うことは当然と考えます。ただし、作品毎に徴収できるような工夫に全力をあげるべきであって、メディアへの課金で代替することに注力するのは方向を誤っているように思えてなりません。</p> <p>DRM対応の楽曲をダウンロード販売で購入した人はCDも安価に購入可能にする(できれば絶版のCDやLPもCD-R+プリントアウトのジャケットでオンデマンド複製できるようにしてもらいたい)などの特典を工夫して、ハードディスク内蔵機器の所有者が積極的にDRM対応楽曲を購入するように仕向ける方が賢明でしょう。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定をすべきではない。</p> <p>■理由: 補償金制度は「権利者の経済的利益が不当に害される」ことを補償するために制定されている。つまり、私的複製によって正規商品であるCDなどの売上げに影響が生じるとされるからである。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器(以下録音機器)によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と見なすのであれば、その根拠を実証可能な形で論理的に示す必要があるが、権利者団体はそれを行っていない。</p> <p>録音機器は単なる録媒体ではなく機器であるため、MDやCD-R、CD-RWなどの単価の安い録音用記録媒体とは違い他者へ譲渡されることはない。</p> <p>また、録音機器に音楽データを移す行為は、単に再生手段を変えているだけである。音楽データを保存したPCを持ち出す代わりに録音機器を持ち出しているにすぎない。</p> <p>これらの点から、録音機器によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と理由づけることはできない。</p> <p>以上の点から、録音機器に記録媒体と同等の補償金制度を適用するのは不合理である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定をすべきではない。</p> <p>■理由： 補償金制度は「権利者の経済的利益が不当に害される」ことを補償するために制定されている。つまり、私的複製によって正規商品であるCDなどの売上げに影響が生じるとされるからである。 ハードディスク内蔵型録音機器（以下 録音機器）によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と見なすのであれば、その根拠を実証可能な形で論理的に示す必要があるが、権利者団体はそれを行っていない。 録音機器は単なる録媒体ではなく機器であるため、MDやCD-R、CD-RWなどの単価の安い録音用記録媒体とは違い他者へ譲渡されることはない。 また、録音機器に音楽データを移す行為は、単に再生手段を変えているだけである。音楽データを保存したPCを持ち出す代わりに録音機器を持ち出しているにすぎない。 これらの点から、録音機器によって「権利者の経済的利益が不当に害される」と理由づけることはできない。 以上の点から、録音機器に記録媒体と同等の補償金制度を適用するのは不合理である。</p>
	<p>私は、iPODなどの機器に私的録音録画補償金が課金されるべきだと考えています。 課金を拒否する理由がわかりません。 現在の補償金制度の趣旨からすれば、iPODが課金対象となるのは当然です。 一部にiPODは汎用機であるという主張がありますが、音楽以外の用途でiPODを使っている人間を私は知りません。 汎用機であるという主張を鵜呑みにするのであれば、MDやCD-Rも課金すべきではありません。 インターネットが普及した現在、ネットで使うものは無料であるという風潮があります。 それは、インターネットがもたらした最も悪い考え方です。私にはiPODに対する補償金適用を反対する背景にはこのような風潮がバックにあるように感じています。 誰だってお金を支払いたくありませんが、作家に還元させるのは当然のことではないのでしょうか。</p>
	<p>コンテンツに対する個別課金が技術的に可能になりつつある現状、一律に機器に対し課金を実施する事になり、個別課金と二重課金にならないか？ また、二重課金に当たる場合の返還制度は整備されているとは言い難い。 補償金返還制度自体が有名無実化しているのは指定管理団体から返還が行われた例が1例しかないことから明らかである。 そのような状況に於いて性急に追加指定することは反対である。</p>
<p>私的録音・録画補償金制度のハードディスク内蔵型録音機器等への適用拡大に反対します。 もともとこの制度は、MDなどに自分のつくった音楽や会議の記録などを録音しても著作権者に一定の補償金が支払われるという欠陥の多い制度で、そうした欠陥を抱えたまま、その対象をハードディスク内蔵型録音機器等に拡大されることに反対します。 iPodなどのCD-Rやハードディスク内蔵型録音機器に手持ちのCDから音楽をコピーしたとしても、それはあくまでも指摘複製に当たり、著作権者の権利を侵害するとは思えません。MDの場合は、まだコピーしたMDを他人に渡すことにより、CDの売上げが減るという可能性は完全には否定できませんが（この被害というのも個人的には怪しいと思います。むしろコピーによってその音楽が広まり、売上げが増えると言うこともあると思います）、ハードディスク内蔵型録音機器の場合、その機器ごと他人に渡すと言うことは考えられません。よって著作権者の権利が侵害されるというケースはまず考えられないと思います。 また、現在の制度では、たとえ購入したMDなどを会議などの録音に使用したとしても、それによって補償金の返還を求めるのは難しい状況です。また、補償金の分配のされ方についても疑問があり、例えば、JASRACに登録されていないような海外のアーティストの楽曲をMDに録音した場合、その補償金はそのアーティストにわたっているとは考えられません。 一部の権利者のために、ハードディスク内蔵型録音機器等に課金を拡大することは、たんなる既得権益の拡大であり、合理性があるとは思えません。 長期的には私的録音・録画補償金制度そのものの廃止を要望するとともに、その拡大に対して反対するものです。</p>	

項目	意見
	<p>追加指定に賛成です。 まず私的録音補償金自体は、権利者への妥当な措置だと思います。 本当にデジタルコピーの簡便さは素晴らしいですが、確実に私的複製の範囲を超えた行為が蔓延していることは確かですし、これは把握のしようがありません。 現時点では補償金制度がなければ、権利者の利益は全く保護されないといいでしょう。 そこでハードディスク内蔵型録音機器が指定外になっていることの矛盾も言うまでもありません。 確実に音楽複製を売りにして、その販売で利益をあげようとしているにも関わらず、補償金に反対する姿勢には大きな疑問を抱きます。 時には私的複製を越えた完全に違法な複製を助長し得る機器を販売しているにも関わらず、メーカーの説明書には著作権に関する説明は申し訳程度のもので、全く説明責任を果たしておらず、さらに補償金にも反発するのは、非常に都合が良く映ります。 現状なら補償金に代わる制度の具体的な運用が整っていないにも関わらず、どうして権利者の主張に反対することができるのでしょうか。 諸外国では当然に補償金の対象となっているにも関わらず、ここまで補償金への反発が主張される日本の現状が不思議です。特にネット上での反発は異様なものですが、そのほとんどが「とにかく支払はしたくない」という印象で、それはそれで至極素直な感情だとは思いますが、文字通り感情的過ぎる印象が強いですし、特に著作権にかかわることへの反発は異常なものがあります。 とにかくこれまでの教育現場などで、著作権に関する教育などいどころか教育の現場こそ、著作権の特例による無断複製天国ですから、配布される教材のコピーが、コピーであることの正当性をきちんと説明を受けない以上日本国民の知的財産への理解のなさは一向に解消されない気がします。 話は逸れましたが、私がいいたいのは、一部マスコミや国会議員がしきりに本件に関する反対言動を行い、世論(特にネット上)は補償金への反発が大きいですが、還流防止措置の時もまったく同じで、彼らは散々消費者の不安を煽っておきながら、いざ導入された後に、彼らの言うような悪影響は一切なく、一方でこれまでの言動の責任は全く取らずに、また新たに不安を煽っているの、どうか感わされなくてほしいということです。 世論が反応してしまうのは、まさに著作権思想が貧困だからであり、このままでは権利者の創作活動は少なからず悪影響を受けると思います。 何も影響が起きなかったのに</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPodをはじめとするデジタルオーディオプレイヤーへの私的録音補償金制度適用に反対する 反対理由 (1)著作権者に不利益を与える、との理由が不明確 (2)新技術そのものの否定に繋がる (3)盛り返しつつある音楽産業に冷や水を浴びせることになる (1)著作権者に不利益を与える、との理由が不明確 JASRAC等の補償金制度適用範囲を拡大しようという団体のホームページを閲覧したが、何度読み直しても、なぜ私的録音が著作権者の利益を損なうのか、という肝心の部分が説明されていない。 「1970年の著作権法全面改正の際に、私的使用を目的とする場合の複製が自由とされた。当時は個人レベルの複製手段が限られていたため、複製を自由としても、著作物を扱うビジネスと競合したり、著作権者に不利益を与えることはないと考えられていた」その後のデジタル技術の発達によって、私的録音・録画が質量ともに立法当初の想定を越えた」ここまででは理解できる。この後「著作権者の利益を害する」と続くのは、明らかな論理の飛躍である。この文章の間に「個人レベルの複製が大量に行われるようになった結果、このような事態が起き」という説明が挿入されなければならない。</p> <p>個人が複製したファイルをP2Pネットワークなどで無料共有するようになり、著作権者の利益を害するというのならわかる。しかし、通常個人レベルの複製として想定される、購入したCDをパソコンに取り込むこと、それをiPodなどのオーディオプレイヤーに転送することのどこが著作権の侵害なのか。正当なルートで音楽コンテンツを購入した個人が、個人レベルで複製を行うことが「著作権者の利益を損なう」とはとても考えられない。 そう考えると、現在よりも遥かにコンピューターネットワークが発達していなかった1993年にスタートさせた補償金制度そのものの妥当性が問われる。新しい時代(個人レベルでのデジタルコピーが可能になった)に対処するため導入された制度なのだから、その後の推移を見て見直しが行われるのは至極当然である。「MDやCD-Rが登場した結果、これだけの著作権者の権利を侵害する出来事が起きた。補償金制度を導入しておいてよかった」との事実が認定されて初めて、「今後もこの制度を続けましょう」「iPodも対象に加えましょう」との結論が導き出される筈である。上述の通り、「個人レベルでのコピーが著作権者の利益を侵害する」という明確な説明は、JASRACその他の団体側から一切なされていない。「改正しなくても、現行法でiPodを対象に加えることができる筈だ」という彼らの主張は、私的補償金制度の根拠の薄弱さが露になるのを恐れているのでは?とも想像したくなる。</p> <p>(2)新技術そのものの否定に繋がる 第8回文化審議会著作権分科法制小委員会で、「極端な話だが」と前置きしながら「PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する)問題は解決する」というJASRAC関係者の発言があった。これは消費者が音楽を聴くスタイルを限定するものである。歴史を振り返れば、「音楽は生で聴くもの」とレコードの存在そのものを否定することになりかねない。「テレビはリアルタイムで見るもの」とデジタルレコーダーの録画視聴に眉をひそめるテレビ関係者と同じ論理で、個人のライフスタイルを無視した送り手側の一方的な都合である。 iTunes Music Storeが米国で開始された2003年4月には既にiPodは大ヒット商品であり、「パソコンにダウンロードした音楽を、iPodで持ち出して聞く」というスタイルが想定されていたことは明らかである。とりわけ日本でサービスが開始された今年8月時点では、iTunes Music Store-iTunes(パソコン)-iPodというエコシステムは完成されており、パソコンにオンライン配信の楽曲をダウンロードするのは、「パソコンで音楽を聴くため」ではなく、「iPod転送用にHDDに貯蔵しておくため」と言った方が正確である。 家電のネットワーク化が進み、一つの部屋にあるパソコンやデジタルレコーダーに貯蔵したコンテンツを、他の部屋で楽しんだり、外出先に持ち出したり、というライフスタイルがこれから一層進むことが予想される。その際に必然的に行われるデジタルコピーを著作権の侵害と想定しては、音楽界のみならず、日本の産業全体の足を引っ張ることになりかねない。一企業の名前を挙げれば、SONYがデジタルオーディオ市場においてAppleの後塵を押す結果となったのは、グループ内企業のコンテンツの保護を優先させ、ネットワークウオーカーの利便性を落とす判断をしたためである。 (3)盛り返しつつある音楽産業に冷や水を浴びせることになる CDの売り上げの減少は、違法コピーの蔓延というよりも、音楽CDのヘビーな購入層であった10代20代の若者の可処分所得の減少によるところが大きいと考えられる。携帯電話の爆発的な普及により、数年前迄は0に等しかった通信費を毎月数千円払い続けていることの影響は無視できない。着メロや着うたの売り上げが好調なことも、携帯電話のヘビーユーザーと音楽コンテンツ購入層が重なっていることの証と言える。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>この音楽市場を再び活性化させるものとして期待されるのが、音楽配信サービスである。音楽配信というと、P2Pネットワークなどを介したデジタルの違法コピーが問題視されているが、iTunes Music Storeは米国でのサービス開始以来2年という僅かな期間に5億曲のダウンロードを達成。この8月にサービスが始まった日本に於いても、僅か4日間で100万曲のダウンロードを記録している。</p> <p>iPod課金が実施された場合、1台当たり400円程度の保証金が上乗せされるのでは？と予想されている。金額の問題ではない。支払い根拠の不明確な金銭を払うのは誰だって嫌なものだ。400円はiTMSで2～3曲の購入金額に相当する。同じ著作権者への配分ならば、購入された曲の印税のかたちが望ましいのは言うまでもない。金に名前はない。アーティストへの対価が補償金でなければならない理由はどこにもない。</p> <p>補償金名目での収入が減少して困るのは、JASRACやsarahをはじめとする関係権利者団体である。この問題を提起したいのなら「自分たちの収入が減少するのは困る」と最初に明言すべきだ。それを覆い隠すために「著作権者の利益を侵害する」という理屈をひねり出したのではあるまいか？ そう疑念を抱かせるほど、彼らの主張の根拠は語られていないのである。</p>
	<p>消費者からの観点みればまるで税金を納めるような制度にみえるので期限を設けて消費者に認知されるような啓発活動を行い目標が達成されなかつたら速やかに廃止するべきである。そのような実情を考えると今回の追加指定は、消費者保護の観点から国民の合意もないので指定をするべきではない。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器は、ただちに政令指定すべきです。個人が音楽をたのしむのに、MDからそれらの機器への移行は明らかで早急に対応されるべきと考えます。補償金制度が完璧だとは思いませんが、時流のテンポに乗り遅れてはならないでしょう。</p>
	<p>課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金はしばらくは凍結、又は様子を見る事にして当面は見送る方がいい。簡単に言えばiPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなるはずだ。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成します。</p> <p>ipodなどのハードディスク内蔵型の録音機器の急激に普及している中で、MDなどでは補償金を負担しているのに、ipodなどでは負担がないのはどうも納得がいかない。</p> <p>やはり公平に負担すべきと思います。</p> <p>またこのままコピー天国が続けば、作詞家や作曲家アーティストがその創作活動に大きな影響を受け、結果文化の衰退につながると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対します。</p> <p>何故なら、ハードディスク内蔵型録音機器等は、著作権者の利益を損ねていないと考えるからです。ハードディスク内蔵型録音機器等にCD等から曲を取り込むことは、各種メディアにコピーするのは違い、単なる再生手段であり、再生経路上にバッファリングされているものと考えられます。従いまして、この行為に対して著作権者が利益を求めるとは出来ないと考えます。では、ハードディスク内蔵型録音機器等がCD等の売り上げに影響を与えているかと言うと、これはむしろ良い影響を与えていると思います。私事で恐縮ですが、私の場合、従来はCDの購入にとっても慎重でした。何故なら、基本的にCDを聞くのは家でですし、持ち運ぶにしても数は限られます。購入しても、本当に聞く機会があるのだろうか。</p> <p>そう考えると、よほどでない限り購入しませんでした。しかし、iPodを購入してからは、これが変わりました。何しろ、iPodに入れておきさえすれば、常に持ち歩いているのですから、いつかは必ず聞くでしょう。従いまして、本当に聞くのかどうか逡巡する必要が無く、CDの購入量は5倍以上増えました。iTMSが始まってからは、お手軽に試聴が出来ますので、まったく知らなかったアーティストの曲も購入するようになり、さらに増えつつあります。この様に、ハードディスク内蔵型録音機器等(私の場合、これはiPodですが)は、著作権者の利益を損ねるところか、かえって増すとともに、音楽という文化そのものを活性化させていると思います。これに歯止めをかけることは、かえって著作権者の利益を損ね、音楽という文化を縮小させる行為だと思います。故に、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対します。</p>
<p>まず、文化立国、知財立国をめざす我が国は、その加盟する国際的な著作権保護条約における取り決めを具現化する一つとしての当該補償金制度をまずは尊重すべきです。そして、そのうえで権利者側とユーザー側との利益のバランスを図っていくことが重要と考えます。</p> <p>一方、昨今は音楽のデジタルによる私的録音が益々拡大しており、特に従前の補償金支払い対象機器・媒体であったMDが「ハードディスク内蔵型録音機器等」に取って代わっていることから、今後もさらなる技術の進展によってより高性能で大容量の録音機器が急速に普及していくことは衆人が認めるところです。</p> <p>このようななかであって、現在、人気を博しているiPODのような「ハードディスク内蔵型録音機器」を補償金支払い対象とすることは、極めて自然な流れであり、かつ、現行法の精神あるいは趣旨においても適うものであると考えます。そして、この措置が権利者側とユーザー側との利益のバランスを維持継続するものです。</p> <p>最後に、このような「ハードディスク内蔵型録音機器」を補償金支払い対象としないことは、文化立国、知財立国としての国際的な文化保護の側面においてその「そしり」を免れないでしょう。</p>	

項目	意見
	<p>iPod等のいわゆるハードディスク内蔵型録音機器について可及的速やかに私的録音補償金の対象機器とすべきと考えます。</p> <p>機器の製造メーカーは「機器は音楽だけでなく様々なデータを記録可能」といい、汎用記録機器と言っていますが、広告や宣伝を見る限りでは音楽の長時間・高音質録音を消費者に訴えかけ、メーカー間で製造・販売競争を繰り広げています。</p> <p>機器を購入した消費者は、それを音楽録音用に使用しているのが殆どである。自分もその一人で、また友人の所有者も音楽録音を中心に利用している。(写真やテキストデータ等を保存している者のいるが、機器の容量における音楽データの占める割合は99%と聞いている)</p> <p>著作権法の私的録音録画補償金が定められている部分を見る限り、このような利用を想定して販売されているハードディスク内蔵型録音機器は、その対象すべきであると考えます。</p> <p>また、欧州各国では日本より幅広く補償金が課せられているとのことです。日本の著作権制度は欧州各国と同等、それ以上の法整備が整っているにもかかわらず、権利者が権利行使できず指をくわえている状態が許されているのでしょうか。特に欧米人は自己の権利主張を強く訴える面があります。有名外国人アーティストが日本からの私的録音に関する著作権使用料の支払いが低いと分ったとき、日本での活動を止めるといった事態になるのではないかと心配です。せっかく日本のアニメーションといったコンテンツが海外で二次・三次利用され、海外からの著作権使用料の支払いが望めるようになり始めた過渡期に、欧州各国の制度から逆行するようなことをするのは国益に反するとも考えます。</p>
	<p>補償金支払対象として現行指定の機器・媒体にハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定する件について、「携帯オーディオ機器の国内出荷の推移」表に拠ればMD録音機器の代替機器となっている。この点を強調すれば課金することが妥当とみえるが一方ダウンロード時点で利用料が支払われており二重課金(?)となる。DRMで個別課金が可能であればDRM技術の進化・応用状況を見据えつつ検討を加えるべきと思料します。なお、近年目ざましい技術進化の過程にある器機について新たに追加指定をするときは限定的な期間を設定して指定することも考えられる。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等を私的録音録画補償金の対象に指定するのは見送るべきであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度導入時点と技術環境が変化していることから、補償金制度自体は、補償金返還制度の実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的基金の妥当性、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。 ●補償金制度には本来自由に複製できるものにまで課金し、自由利用行為を抑制するという副作用があるが、ハードディスク内蔵型録音機器等では、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金するという二重課金の問題もあるため、その副作用は明らかに無視し得ないものとなる。 ●DRMによる課金が消費者への制約・負担となるかならないかは、市場で消費者が選択することであるが、DRMによる課金が普及しつつあるという現状に鑑みれば消費者への制約・負担となるとの主張には明らかに根拠がない。 ●現行制度について真の当事者たるクリエイターと消費者が参画する場での検討が必要なはず。制度自体に疑問が多い現段階で制度拡大はあり得ない。
	<p>デジタル時代だからこそ「補償金制度」は重要。議論の混乱に反省を。</p> <p>iPod等の政令指定は当然。もっと早く追加指定すべきだった。</p> <p>DRMを補償金制度廃止の論理とするのはナンセンス。</p> <p>消費者は、今こそ権利者と手をつないでメーカー責任を追及せよ。</p> <p>企業は社会的責任を自覚し、自ら補償金の支払を負担せよ。</p> <p>[意見の内容]</p> <p>まず、小委員会は制度の是非についてまで議論を拡大させ、いたずらに混乱を招いていることを反省していただきたい。委員会で論ずるべきは、政令への「追加指定」についてであって、著作権法30条2による当該制度の是非ではないはず。</p> <p>iPod等は、HDD内蔵型の「録音機器」、専用機器であることは、法律の趣旨、実態から見ても追加指定の対象であることは明白であり、その点において大きな異論はないはず。指定反対論は、せつかく汎用機器についての審議が区分けされて提案されているにもかかわらず、制度自体の是非に論理を飛躍させ、いたずらな混乱を招いている。税金の無駄使いではないか。普及状況を鑑みれば、もっと早く課金すべきであった。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、その成立過程を冷静に振り返れば、そもそもデジタル時代における著作権者等の「利益を救済する制度」として設けられた歴史がある。いわばデジタル時代にこそ補償金制度が重要な文化保護のひとつの方策であるとの高い認識があったことは忘れてはならない。</p> <p>今回の小委員会のまとめでは、DRMの進展により、指定不相当とする意見がトップに上げられているが、DRMと機器の機能とはなんの関係もない。まして制度の是非と関連づけるまやかしをそのまま「まとめ」とする見識はいかがなものか。DRMはあくまでもライセンスの範囲でのみ有効であり、補償金制度を否定するあまり、ノンライセンスの私的複製の範囲までも個別課金のDRMを持ち込もうとする考えにつながり、消費者にとっては大変危険な発想とさえ映る。あるいは、「デジタル時代には、DRMがあるのだから、ノンライセンスの範囲からのわずかばかりの利益還元であっても権利者はあきらめるべき」と言っているのだとすれば、あまりにも権利者と現行制度(その立法過程)をバカにした意見で、とても「文化審議会」と言えるレベルではない。このような低レベルの著作権認識での議論の結果が「特定の結論を集約するには至らなかった」ことの最大の原因であり、今回の混乱の元凶であったと考えられる。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>あまつさえ、2名の委員が日本経済新聞紙上に原稿を丸投げ(校正もろくにされず、ねじれた論理のまま)し、制度否定の世論を誘導している事実さえ見られた。権利者団体が「記者会見」という形でメディアのフィルターを通してその主張を社会に訴えることと比べると、一国の文化の法制を審議する委員の所作としては反省を求めたい。</p> <p>いずれにせよ、中山座長が指摘しているように、追加指定機器を「どう切り分けるか」「書き分けるか」を審議するにすぎない事項が制度の是非論に拡大的に振り回され、それを小委員会全体で放置した点が悔やまれる。</p> <p>また、今回の委員会での議論では、これまでの補償金制度がどうであったかについてなんら語られていない。特に、「定率制」による補償金制度がどうであったのか。なぜ定率制であり、定額制がとられなかったのか。消費者一般が制度自体を知らなかった原因もそこにある。制度自体を議論するとするならば、まずこれまでの定率制による実態を公にし、その是非を論ずるべきであろう。</p> <p>さらに、HDD内蔵型のiPod等の追加指定が一般に「消費者の負担増」として喧伝されることにより、「権利者VS消費者」の構造だけが浮き彫りにされ、メーカーの存在、その責任についてはほとんど語られていない。なぜわが国だけが消費者に支払責任を負わしているのか。その議論抜きに制度そのものについて語るべきではない。</p> <p>消費者団体の委員は、一体このことをどう考えているのか。本来、消費者は、権利者と手をつないで他の諸外国同様、メーカーに補償金の負担を求めるべき立場ではないだろうか。</p> <p>消費者団体はひたすら自らの経済的負担を拒否するだけで、そのあまりにも無知、不勉強は、単純に「安ければ良い」とのレベルにとどまり、結果として公害や環境汚染の被害を消費者が被った歴史を忘れてはいないか。文化の領域においても同じ過ちを犯そうとしているのではないか。「法律の原則に則して消費者(録音行為者)の責任とした」というのは本当だろうか？まず、このことを疑う必要があろう。機器のメーカーは私的複製の助動者であり、iTUNsのように配信等を伴えば立派な共同行為者であり、音楽著作物を利用して最も「果実」を得る立場にある。音楽の存在、その複製機能がなければ全く意味をなさない製品を販売しているのがメーカーである。環境問題では空き缶でさえ企業責任が云々される時代、文化領域における「企業の社会的責任」として、この補償金問題は消費者団体が先頭に立って語らなければならないはずの問題なのだ。</p> <p>iPodなどについて、JASRAC等の権利者団体はけなげにも「MDに代わるもの」として政令指定の正当性をHPで詳細に消費者に訴えているが、権利者をなぜこのような「防戦」的立場に消費者、ならびに消費者団体は追い込んでいるのか。文化の享受者であるわが国の消費者、さらに文化行政とはいったいどのような姿勢にあるのか。一国の文化については、企業利益追求に対抗し得る誇り高い志向をもつ著作権保護の姿勢を示さなければ、国際的にも恥ずかしいのではないか。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、要は、デジタル時代に「権利と利用(大量使用を含む)のバランス」を補償金によって権利者の保護を図るという目的にこそある。この制度では第一義的に消費者が補償金の支払い義務者とされ、メーカーの立場は「支払協力義務者」となっているが、本来は、他の諸外国と同様、本質的な責任はメーカーにあるという視点になぜ目が向けられないのか。</p> <p>今やかつてのように、わが国特有の企業の力学によって法制がなされる時代ではない。このことを消費者はしっかりと見るべきであり、今こそ消費者・消費者団体は、私的録音録画補償金の支払い義務は、メーカーの責任・社会的責任で負担すべきであることを権利者と手をとって共に訴えるべき時代が来ていると考える。</p> <p>・私は20才の時に初めてLPレコードを買って以来、妻の買ったものも合わせると、LPが200枚弱、CDが600枚前後を所有する一般的なリスナーである。</p> <p>この法律という私的複製を「ずっといい音で何回でも聴いていたい」というリスナーとしては当然の思いで実行してきた。特にLPは聴けば聴くほど物理的に劣化する欠陥商品であるから、大枚の金を払っているまっとうなリスナーとしては「自衛手段」として当然だと考えている。</p> <p>・これもリスナーとしては一般的な感覚だと思うが、LPやCDはパッケージとして買う意味があると考えており、好きなアーティストの曲を聴くためだけに買っているわけではない。臨場感やハイ・フィデリティを求めるなら、ライブ演奏にまさるものはない。他人が録音したCDRをもらったことはあるが、まったく価値を感じない。</p> <p>・言い換えれば、複製された「曲」だけには、(金を払ってでも好きなアーティストの楽曲を聴きたい)リスナーは価値を感じることはない。</p> <p>では、まっとうなリスナーには無価値の複製を、あえて禁止する法律の目的は何か？</p> <p>・私的複製の禁止の目的は、著作権が認められている対象物について「不当に複製し」かつ(不当な複製物を販売すること)で「正当な著作権者に還元されない不当な利得行為を阻止することにある、と考える。</p> <p>・ハードディスク・レーコーディング以前は、複製して販売して利益を得ることができる安価な媒体＝正当な商品パッケージと同じ媒体だったので、MDやCDRIについて、不当な利益を見越した課金が法的に認められていたと思う。←この理屈自体、前述のまっとうなリスナーにとっては非常に不当。</p> <p>・上記のような生媒体のコストは、商品パッケージを正当な値段で購入する金額より、絶対的に安いもので、不当な利益をもたらす温床であったと思う。だが、iPodにからめて、もしも不当な利益を得るためのブラック・ビジネス・モデルが考案され</p> <p>たとしても、これまでの媒体より絶対的にコストが高く、正当な著作物とは商品パッケージが全く異なるものになるので、そのようなマーケットは限定されたものになると思う。←というか、こういうものを買う人は、本物と同じものを安く買えるから買う気になるのであって、楽曲目当てで、わざわざ音質の悪い/高いiPodを買う層が存在するとは考えにくい。到底、ビジネスにはなりえない？</p> <p>・デジタル化されて、昔のLPレコードのように聴けば聴くほど媒体が劣化することがなくなったから、無制限に複製できるから、規制するという論理も、前述の「不当な利益の享受を阻止する」目的以外に、規制しなければいけない理由はないとすれば、「ずっといい音で何回でも聴いていたい」という普通のリスナーの心情を、馬鹿にしているにも程がある、と思う。</p> <p>・規制をかけて、不当な利益を少しでも回収しよう、という後ろ向きなことにエネルギーをかけるよりは、著作権とか媒体とか流通経路について抜本的に見直して、音楽業界全体が進展するようなビジネス・モデルを考えやすくする「改革」が必要ではないのか？</p> <p>・ちなみに、私は好きなアーティストの楽曲ならば、リリースされたものとは違うテイクや全てのライブの(とりわけライブで聴いた)テイクだったら、お金を出してでも聴きたいと思っている。音楽の好きな人にとっては、ネットで配信でも、Podcastingでも、立派なマーケットになるのではないかと考えている。</p> <p>・著作権の考え方を少し変えるだけで、CDとかDVDのような、硬直化した流通ビジネス・モデルでは、考えられなかった市場が見えているのに、これ以上後ろ向きの議論を国家予算で進めることはやめてほしい。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 iPodによって音楽を再生する方法においては汎用機器へ音楽データを複製することであり、私的複製の範囲を超えるものではない。 メディアとして用いられているHDは“音楽”に特化された保存媒体ではなく、その利用方法は多岐に渡り、iPodに課金することは適切ではない。 国際条約上、補償を必要とするのは権利者の正当な利益が不当に害される場合であるが、通常の利用による権利者の正当な利益が不当に害されていないと考えられ、補償金制度を掛けなくとも国際条約上の問題を生じない。ヴェルヌ条約を持ち出したJASRACのコメントにも正当性がなかったことが先の8/3の文部科学委員会で明らかになっている。カナダではiPod課税が違法と採決もされている。 メディアを用いた恣意的なでっちあげであり、当該団体そのものの存在や意見については甚だしく正当性を欠くと考えられる。 http://blog.goo.ne.jp/kawauchi-sori/e/9106690fd6889bbbaa0cc85062a7132b</p>
	<p>音楽愛好家、アマチュア演奏家として、豊かな幅広い音楽が創作・発表・演奏・享受できる環境の維持・発展を願う観点から、作詞家・作曲家・演奏家・音楽出版社・レコード会社・音楽関連の仕事に携わる人々の権利と仕事環境を守り、さらに継続・発展できる状況の確保を求めて、ハードディスク内蔵型の録音機器等の追加指定を望みます。 iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等が、新時代の「携帯音楽プレイヤー」と宣伝・販売されている実態に照らせば、それらは音楽をデジタル録音して利用するものであり、他の新機能が付加されることがあっても、音楽録音利用の機能は失われことはないものと言えます。 音質が劣化することなくオリジナルと同品質の複製が簡単にできるため、私的録音補償金制度を適用して各権利者を保護する必要があると思います。 利用者にとって、少しでも安く機器が購入できることはありがたいことだとも思いますが、補償金制度の適用がなされず、CD販売の落ち込みがさらに加速されれば、作詞家・作曲家、演奏家・音楽出版社・レコード会社・レコード販売店や楽器店、そして音楽に関わる他の人たちの活動にも多大な影響を与えるばかりか、大量に売れる音楽ばかりが創作・発表されるようになれば、必然的に音楽の質的な豊かさも失われてしまうことになり、利用者にとっても不幸な状況になると言えるのではないかと思います。 機器と媒体、ハードディスク内蔵型等の形態の違いに拘わらず、使用目的と使用実態に基づき、デジタル録音・録画機器全般に対して補償金の対象とすべきだと考えますので、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を望みます。</p>
	<p>私自身はMD・ipodユーザーであり、追加指定については賛成意見です。 自分自身ipodユーザーであり、ユーザー視点から見てもipodは音楽録音が第一の目的であり汎用機器でないことは明確である。 現在の私的複製は複製ごとの劣化が前提となっている。ここで、MP3への変換は劣化にあたるかという疑問があるが、デジタルからデジタルへの変換である以上、劣化とまではいえないと考えられる。そのため、私的複製に関する理論がアイポッド等にも当てはまると考える。 次に、補償金制度自体であるが、制度は前提として個別課金ではなく、アバウトな課金方法・概括的なラフジャスティスである。この原因として、ユーザーごとの個別管理が無理であるということが今まで挙げられていた。このラフジャスティスからの脱却はDRMにて個別管理可能への道が見え始めてきている。このため、現行の補償金制度は、DRMなどの著作権保護技術の存在を無視しており、DRMなどの技術によって新しいシステムは構築可能だという主張が強くなり始めているが、この点については議論の余地が大きい。 そもそも保護技術が、著作権法上どう関係していくのか、またどうバランスを取るべきなのかという点であるが、ここにはコストの問題が大きく関係してくると思われる。 この点について、今まで補償金制度のみならず、著作権法の議論の場はユーザー不在とされてきた。それではユーザーがいるということはどういうことであるのか。この点については一般ユーザーの声とはどのようなものか検討する必要がある。これに関し、ユーザーにとっては、いかにして支払い金額を安くするかが重要と思われる。つまり、一般ユーザーが補償金を支払う際には、法律的観点から支払いたくないと考えるユーザーよりは、金額的な視点・いかに安く支払うかという観点で支払いたくないと考えるユーザーが大多数であるということである。このため、補償金についても金銭的・コストの面で調整していくことが望ましいと考えます。(著作権法上でも同様の議論が必要と思われます)この点に関して、コスト面から検討すると、現状では補償金における管理コストの方が、DRM等の保護技術による管理コストよりもベターであると考えられ、ユーザーにとっても有利であると思われる。現状では改善の余地がある制度ではあるが、ユーザーにとってベターな制度として、ipodへの課金が望ましいと考える。</p>
	<p>■意見 ●私的録音録画補償金の見直しについて 私は、今回の議論における「iPOD等への私的録音録画補償金課金」に対し反対いたします。 反対の最も大きな理由は課金の根拠が全く示されていない点です。 JASRAC等業界団体は「iPOD等、デジタル機器の普及により、権利者が本来得られるべき利益が侵害されている」として、対象機器の拡大を求めています。 しかし、上記の議論をするためには「iPOD等の等の普及により失われている利益額」と「金額の算定根拠」が不可欠であり、この2つをなくして対象機器の拡大を図ることは全く理にかなっていませんが、権利団体側から上記2つの説明は全く出てきていません。 では、実際にiPOD等デジタルオーディオプレイヤーの普及により、どのような利益が失われているのでしょうか。 iPOD等に楽曲を入れるためには大きくわけて下記の3つの方法が主流ではないかと考えられます。 1. 自分手持ちCDをPC経由で登録する 2. レンタルCDをPC経由で登録する 3. 音楽配信によってダウンロードされた曲を登録する 上記のうち、1については個人が自分で買った音楽を聴くために行う限り、権利者の利益を害しているとは考えにくいと思われます。なぜなら、仮に複製が不可能な状態に陥ったとき、消費者がシーンに合わせて同じCDを何枚も買うことは考えにくいからです。権利者団体は「複製のために権利者側に権利が発生する」という主張もしていますが、その主張を正当なものとする、「自分で買った1枚のCDを持ち歩き、リビングと車の中と電車の中で聴く行為」には一切の課金が行われず、「自分で買った1枚のCDを車の中のMDプレイヤーと通勤中のiPODで聴く行為」には2度の課金が発生することになります。上記の2つの例には本質的な差は全くないにも関わらず、片方だけに費用が発生するというのは消費者の理解を得られないのではないのでしょうか。 2,3についてはそもそも複製を前提としたサービスであり、仮にレンタル料金・音楽配信料金に権利費用が含まれていない場合にはレンタル業者・配信業者との話し合いで権利費用を乗せるべき問題であると考えます。 なぜなら、「iPODに含まれる手持ちCDの量」と「一切複製がされないレンタル・音楽配信楽曲」を比べた場合、後者のほうがより比率としては少なく、公平な負担ができるからと考えます。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金制度は、過去ラジオのエアチェックなどによって個人が楽曲を手に入れていた時代には有効な制度でしたが、今のように入手経路ごとに適切な権利処理(しかも、楽曲ごとの管理が容易な形で)が可能になった現在においてはそもそも課金の形態から見直すべきではないかと思えます。</p> <p>私は、音楽を愛するものとして権利者(特に、一次著作)の方に適切な利益配分を行うことには全く反対していません。むしろ、ミュージシャンには今よりも多くの利益を得てもらい、「音楽で生活をする」ことがもっと容易になる世界を望んでいます。そのためレンタルで借りたCDでも良いものであればオリジナルの買い直しもするし、ライブやグッズ販売で自分が払ったお金がミュージシャンの助けになると想像すれば嬉しい気持ちにもなります。</p> <p>しかし、それはあくまで創造活動の対価としてであり、根拠も行き先も不明確なカネをむやみに業界に払うつもりは全くありません(例えば、私的録音録画補償金とは違いますが、JASRACの金額配分の不明確さ・運営陣の演歌偏重は有名な話です)。</p> <p>私から見ると、今の音楽業界は「言いがかりをつけて何とかどこかからカネを取ろうとしている」ようにしか見えません。今回の動きもその一環です。一刻も早く発想を転換し、「いかに創造のサイクルを発展させ、良い音楽を生み、消費者が音楽を買いたくなるような仕組みを作るか」に考えを向け、消費者をリードしてくれることを望みます。</p>
	<p>私は持っていませんが、IPODはMDと同じく、当然に補償金が課金されているものだと思っていました。MDに課金して、IPODに課金しないのは何故なのでしょう。IPODに課金しないのであれば、MDの課金もやめるべきだと思います。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>追加指定には反対です</p> <p>ハードディスク等のデジタルメディアは 既に現代社会において 紙同様に汎用な媒体として一般化しており その用途の一部を指摘して 課金を行うは適切ではない</p> <p>例えば音楽専用の紙だとして 五線譜を買ったからと言って それを使うという事は 他人の楽曲のコピーを少しは行うに決まっているのだから 別途 その補償金を払えといっているようなものを感じる 私には 言いがかりと同じレベルに思える</p> <p>また 携帯プレーヤーと言えども 個人のデータ(資料やデジカメ映像など)も入っている 今後は 動画データ等も増えると思われる どんどん楽曲データの比率は低下する そこに一律な課金をする事も不公平である 楽曲ばかりの人もいるだろうがなぜ自分の撮った写真を持ち歩く行為に課金されなければいけないのか?</p> <p>これも楽曲購入時の負担なら理解できる</p> <p>2重課金にならないとの主張のようだが それもおかしい</p> <p>食べ物を売っておいて でも それを食べるには 又別にお金が必要ですよというような話であると感じる 食べ物を売る費用と 食べるのを許可する費用は別でありこれは 明白なので? 2重取りでないという主張は 非常におかしい 詭弁であると感じる 食料を買った人が まさか食べるなんて思わなかった とでも言うのだろうか?</p> <p>人々は 音楽を聞くために 購入するのであり 今現在 もっとも多く使われるのが携帯型プレーヤーである そこでプレーヤーで使われる媒体にコピー等してデータを移す行為は 楽曲を聞く為に当たり前に行われる行為であるこれは そもそも販売業者も 事前に理解している使い方である (DRM等にコピー回数の規定等があるのはそうではないのか?)</p> <p>それだったら 楽曲販売時に 値段等を損害の無いと権利者が考える価格にしてそこで徴収すればいいだけの話に過ぎない これは商業行為として妥当と思う</p> <p>コピープロテクション等のDRMの強化により対処した場合、消費者への制約・負担を考える必要があるとの意見もあるがこの負担を強いているのは あくまで権利者側である 自分の権利を守る為に 意図的に行っている行為に過ぎないそれが過剰かどうかを決めるのは 消費者と市場が決めるだけの話である</p> <p>実際 厳しいDRMでも 携帯の"着うた"は売れている</p> <p>これは "欲しい時 すぐ手に入り 聞ける"という利便性が 消費者にサービスの向上を感じさせるからだと思う 対価が適切と判断されれば売れているのである</p> <p>売れないのであれば それは消費者がサービスに対する対価が不適当であると 判断しているに過ぎない 単価等を下げるか 正当性を地道に説得するか コピー回数等のDRMの緩和を行う等サービスを向上するか また スポンサーを見つけ 一部負担を頼むか 権利者側は各種の方法を選択し実行する自由がある</p> <p>そもそも 楽曲は 食料のように無ければ死んでしまうものでもないで 流通が容易で入手しやすい事を 法律的な補償制度まで作って 現在のような ある意味無駄なほど多量な楽曲を促進する必要はない</p> <p>また その方法に 一見すると 安く楽曲が聞けるかのように消費者に見せかけ 実は更に追加の支出を行わせるような方法を使う必要もない</p> <p>そもそも この課金制度の発足経緯の説明 消費者への周知 使途の明確化 などがあまりに不足しており 制度として機能しているというより 消費者にとっては 知らないうちにお金取られ 首謀者だけで それを分配するシステムを 密かに構築されている という感じがする それを更に拡大運用するのは 不信感の増大にしかならない</p> <p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。</p> <p>その理由として、著作権法30条1項の根源からの見直しが必要なこと、私的録音補償金に対する国民の理解と合意が得られてない。</p> <p>仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考が明確でないように思います。</p> <p>その理由として、</p> <p>■理由</p> <p>「私的録音補償金」とは一体何なのでしょう。そして、どういった行為が私的録音にあたるか。果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務が生じるのか、と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのは、私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生することになり、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出労働力強い、国民の抵抗を煽るだけです。また、iPodなどへの課金理由はすでに破綻しており、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できるため、今のような課金理由ですと、国民へのコンセンサスは得られないと思えます。</p> <p>法のみがその運用で暴走することはやはり、法治国家として、民主主義国家として正しい形ではないと考えます。今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、現状の玉虫色よく、どうしても解釈ができる、というものでは問題あります。</p> <p>また、徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきでしょう。</p>

項目	意見
	<p>例えば、私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する、ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する、音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる、単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。</p> <p>など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択すべきなのでは。</p> <p>MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られていません。メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では限界でしょう。また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えてはならないです。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスクやフラッシュメモリーを内蔵した録音機に私的録音保証金を課金するのは、妥当また当然のことだと思えます。</p> <p>私は、購入したりレンタルしたCDで気に入ったものは、クルマや電車の中で聴くために、MDにダビングしています。MDデッキや、MDディスクには指摘録音保証金が課金されていることは知っていましたし、こうやって音楽をコピーするとき、アーティストに何がしかの対価が支払われるのは当然だと思ってます。</p> <p>近頃は音楽のダウンロードというのが普及しているようですが、私はほとんどしません。そんな私でも、今年の春にパソコンを最新型に買い換えてから、音楽を聴く方法が変わりました。</p> <p>以前は、CDプレイヤーとMDデッキを使ってダビングしていたのですが、最近では、CDからパソコンのハードディスクにコピーしています。やってみるまでは音質が相当悪くなるのではないかと思っていたのですが、クルマや電車内で聴く程度なら問題ない音質だし、何より、1曲数十秒でダビングが完了して、おまけにアルバム名、曲名、アーティスト名などまで自動的に付加されるし、簡単にパソコン上にライブラリが作れて、とても便利です。</p> <p>MDにダビングするのも、パソコンからMDにも簡単にコピーできる「NET-MD」という規格ができて、簡単かつ短時間でできるようになりました。なので、以前は「CDから気に入る曲(だけ)MDにダビング」していたのが、最近では「CD丸ごとPCにコピーしておいて、持ち出したいときにPCからMDにコピーする」ようになってます。この方法なら、レンタルしたCDも当日中に返却できてレンタル代も安く済むので、一石二鳥ですから。</p> <p>パソコンからMDにコピーするときには多少は時間がかかるので、フラッシュメモリー内蔵の携帯プレイヤーを買おうかと思っています。</p> <p>こういう使い方をしている私にとって、MDデッキやMDディスクには保証金が課金されているのに、パソコン(のハードディスク)やフラッシュ・プレイヤーには課金されていないのは、とても不自然です。私自身は昔より便利に、より廉価に、より多くの音楽を聴けるようになってきているのに、アーティストにはその分が還元されていないのは、なんだか後ろめたいのです。</p> <p>ダウンロードするたびに1曲ずつ課金するとか、ダウンロードした曲にはコピーコントロールすればよいとかいう話もあるようですが、私は音楽のダウンロードはほとんどしません。</p> <p>アルバム全曲聴きたい方なので、全曲ダウンロードするくらいなら少し高くても高音質なCDを買います。そうでなければレンタルします。なので、私のような者がフラッシュ・プレイヤーを買ってMDから乗り換えると、アーティストへの還元をやることになりません。私は相変わらず(どころか、以前より便利に)音楽をコピーしてるのに。</p> <p>CDを作ったり、レンタルするときの著作権処理は昔からルールが出来上がってますし、MDにダビングするときのルールもできています。CDが壊れたわけでもありません。これらを否定して、これからはネットなのだからダウンロードの都度課金すれば済むだろうといった意見は、結局、アーティストはもっと別なところで儲けろと言っているように思えてなりません。</p>
	<p>iPodはあくまで「再生のための装置」であって「私的録音録画補償金」の対象にはならないと思う。</p> <p>またテープなどの「私的録音録画補償金」の対象となっていたメディアでは録音したものを家族や友人などに渡す事ができますがiPodで、それを行うのは金額的に非現実的だと思う。</p> <p>だいたい「私的録音録画補償金」というものが、ちゃんと「実際の著作物の利用」に即してアーティストに配分されているか疑問。</p> <p>まず、その事の管理をする事の方が重要なのでは？</p>
	<p>MDに補償金が課せられているのは知っていたので、当然iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器にもその制度が適応されていると思っていました。</p> <p>ですから、なぜiPod等への課金がまだなのか不思議に思います。</p> <p>このように著作権者等の権利が守られ、創作的意欲の向上に繋がりが、より良い音楽を生むきっかけになるのであれば、ぜひ検討してもらいたいと思います。</p>
	<p>現在の論議を見ていると「木を見て森を見ず」という感じがします。確かにインターネット環境の急激な発展に伴い、iTunesなどの個別課金可能な利用形態が広がりを見せ始めていますが、iPodなどは、MusicStoreなどで購入した音楽以外にも市販されているCDから転送して録音することができます。iPodなどがMusicStoreなどで購入した音楽しか録音できないのであれば確かに二重課金にもなるでしょう。しかし現実にはそういった機能は利用者の利益を損なう、技術の発展を阻害するといった理由で付加されません。これでは森の現状を無視し、新しくそこに芽生えた木だけを特に養生することで、現在の森の生態系を破壊するのと同じことだと思えます。たしかに権利者も、補償金制度導入後10余年あまり、利用者に理解を求める努力を真剣に行ってきたとは言えないでしょう。だからこそ今回のように賛否が二分される状況になってしまっていると思います。したがって私見ではありますが、①ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定した上で、②3年乃至5年後を目処としてその時の環境を踏まえてDATやMDといった既存の指定機器媒体を含めた指定の見直しを行う一方、③権利者もより簡便な補償金返還方法を創設するとともに、利用者への理解を求める広報活動や共通的事业の充実を図る、ことが適当だと思います。もし可能であれば、見直しまでの期間、常設の研究会を設置し、私的録音全般に関する調査研究等を権利者と利用者が合同で行い、共通の現状認識を有することができるようにすることがベターだと思います。単に課金するか、課金しないか、といった目先の利益のみにとらわれることのない建設的な議論を望みます。</p>

項目	意見
	<p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追従する国内メーカーのやり口には反感を覚えます。メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRMによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。メーカーは結局のところ自分たちの利益しか考えていません。iPodが追加指定された場合の補償金の額がMD等と同程度(上限1000円)だとすれば、多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、購入時一回限りの補償金のほうがよいはずで、確かに一般ユーザーの立場からすれば携帯プレーヤーの値段は安い方がいいし、私的な録音も自由に行えることが良いと思います。しかし、その結果、音楽の作詞・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないことによってより良い作品が発表されなくなってしまっは何の意味もありません。一人の音楽ファンとしては、これからも良い音楽を作ってもらうために、わずかな金額を補償金として機器の値段に上乗せして支払うことに異存はありません。</p>
	<p>意見 課金に関しては当面継続審議、iPod等への課金様子を見る事にして当面は見送る。 現状のCD等販売手法を続ける前提ならば、iPod等への私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由 iPodやデジタル版Walkman等の製品では、1曲又はアルバム毎に当該再生装置での聴取を想定した価格、販売手法(ネット販売との統合)を提案している。 現状でiPod等装置への保証金の単純な追加は、音楽産業に対してこうした企業努力をしているこれらの企業の製品への締めつけの一方で、努力をしていない海賊的な装置を売っている業者は野放しになる事が予想され、音楽市場の努力をしている企業や購入者程ペナルティーを受ける。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>意見:ハードディスク内蔵型録音機器の追加指定に反対です。 理由:「追加すべきものである」との意見 (2)に関して、「MDの代替する機器」と言われるが、音楽ダウンロードサイトから入手した楽曲には、それなりの使用料を払うことになっている。この点を考え、MDとは別種のものであると考える。 CDからも楽曲を移すことができると思うが、MDの様にそのままデータをコピーしているのではなく、別の形式になっている(例えば、ACCなど)。データはCDのものより少ない。従って、劣化していることになる。故に、テープへのコピーが私的利用の範囲内と考えられていたことと同じように、私的利用と考えてしかるべきだと思う。(4)に関して、課金されてしまう場合、ハードディスク内蔵型の音楽録音機をただ単にハードディスクで使用しているユーザーに返還の道が閉ざされてしまう。現行のCD-RWなどリライトできる返還の申請をする術がないことを考えていただきたい。 1回の返還に対して、使用料を遥かに上回る返金手数料であるという現状自体返還を考えていない制度であると考えざるを得ない。 また、1,000曲もできる容量はあるが、これは、CDの形で持っている訳ではなく、圧縮された形式になっている。個人的に使用しているものに関して言うと、現在100曲も入っていない。 将来260曲ダウンロードするかもしれないが、その中には、音楽ダウンロードサイトから入手した楽曲も入っている可能性もあるがそれを証明することは全く不可能である。 音楽ダウンロードサイトから落として来た部分に関しては、明らかに2重課金となる。 (3)で「きめの粗い課金に頼らざるを得ない」とのことであるが、両者が「不可能」であるものに対して、片方だけに認めるのはいかがなものであろうか？ (5)に関して、「国際法上の問題が生じかねず」とあるが、ベルヌ条約ではこのようなことは要請されていない。 その他、「音楽ダウンロードサイトに許可したのは、PCにダウンロードするまで」との見解であるが、(1)で「音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して」とある。 従って、ハードディスク内蔵型録音機器に録音するまでのことを前提としており、音楽ダウンロードサイトからハードディスク内蔵型録音機器までの使用量が課金されていることとなる。 「後だしじゃんけん」のように、次から次へと新しい「権利」を「創造」して消費者から金を有無を言わず徴収するようなことのないようにしてほしい。</p>
	<p>いわゆる「iPod」やネットワーク「ウォークマン」などのハードディスク内蔵型録音機器などは、早急に追加指定すべきだと思います。 当該制度の成立趣旨から考え、MDと同様に補償金の対象にするのは至極当然と考えます。「iPod」は汎用機器であり音楽だけを録音するものではないゆえに反対する意見があるようですが、iPod等は音楽を録音するために販売されているもの。それはアップル社等のHP、広告・宣伝を見れば、明らかです。実際にMDと同等、いやそれ以上に使われています。 私の周りにも購入者がいますが、音楽以外の用途は聞いたことがありません。iPod等が対象外となれば、制度自体が問われてしまいます。著作権法30条2項存在自体がおかしくなってしまうと思います。条約等を考えれば、当然に無視できない条文です。 よって、ハードディスク内蔵型録音機器などは、私的録音補償金の政令指定をすべきだと思います。</p> <p>以上</p>
	<p>CD-Rのように一度記録すると消去不可能な物に関しては、著作物が固定されるので複製行為だと思います。 しかし、ハードディスク内蔵型録音機器は記録容量が有限なので頻りに消去・記録を繰り返されるのが現状で長期間固定されません。 また、CD-Rのような媒体は安価なので第三者に譲渡される事がありますが、ハードディスク内蔵型録音機器は高価なので譲渡は起こらないので一般的です。 以上から、記録が固定されない、高価なので譲渡が起りにくい、故に、現行の記録媒体として課金する私的録音録画補償金制度には適さないと考えます。 私的録音録画補償金制度は、記録媒体の衰退と共に廃止されるべきだと思います。 しかし、DRMで保護できない私的複製に対する著作者への報酬はなんらかの対策が必要だと思います。</p>
	<p>メモリー容量による金額の策定には反対です、メモリーを交換できる機器に対応できないからです。 結局、音源自体に課金するしかないと思います。 オーディオCDにも少し課金したらいかがでしょうか。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。 私は、ハードディスク内蔵型ではなく、フラッシュメモリ内蔵型のプレーヤーを利用しています。音源は全てCDからです。これは、1曲ダウンロードにつき課金されることが面倒だからということと、結局CD1枚分ダウンロードすることになるのでCDを購入した上で録音しています。 メーカーはコピーする度に課金すれば良い、と言っているようですが、私のようなCDから録音するユーザーにはどのように課金するのでしょうか。 PCに録音する都度、ネットを繋いで支払わなければならないのでしょうか。 PCがネット接続できない状態になっている場合どうするのでしょうか？ また、CD再生用機器（CDラジカセやコンボ等）から直接録音できる機器もあります。この場合はどのように課金されるのでしょうか？ ダウンロードする場合は課金することはできるでしょう。しかし上記のような不透明さが残るのであれば、対象機器の拡大をしてMDのような最初に支払う仕組みの方が良いと思います。 (また、著作権保護としてコピーコントロールしたCCCDを導入したCDを購入しましたが大変不便を感じました。これだけは止めて下さい。)</p>
	<p>ipodへの録音のことでいろいろ言われているけれど、どうせお金をとられるんだったら、「いつのまにか」とられている方がいいんじゃないですか？なぜって、好きな音楽集めているときに個別に課金なんてされたら、そのたびに「毎度あり〜」って言われているみたいで、なんか白けるじゃないですか。僕は補償金形式の方がマシだと思ってます。でも、「高い」お金を「いつのまにか」とられるのはゴメンですよ。念のため。</p>
	<p>現段階においては、追加指定は不適切と考える。 現行制度には、37頁から38頁記載の「不適切であるとの意見」(2)、(3)、(4)にあるような重大な欠陥が存在すると指摘されている。また、そもそも、権利者側が正当な利益を不当に害されてベルヌ条約違反となると主張する根拠が実は極めて薄弱であるとの指摘もなされており、仮に追加指定を検討するに際しても、権利者が主張するところの真偽について、別途専門家による徹底した調査研究を行うことが前提となると考えられる。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>現在普及している「ハードディスク内蔵型録音機器」は、PC等より大きな容量の「持ち出し不可能な」記憶装置に保存された「正当に購入・入手した」音楽・画像データをコピーして「持ち出し可能にする」ことを目的としています。 私的録音録画補償金が「著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」なのであれば、「ハードディスク内蔵型録音機器」はその対象とはならないはず。なぜなら、上記のような用途は「正当に購入・入手した」データを「その正当な持ち主が」目的に応じて用いるものであり、「著作権者等の経済的利益を損」なうようなものではないからです。事実、多数の「ハードディスク内蔵型録音機器」は転送には特殊なソフトウェアを必要とし、コピー元以外の記憶装置への逆転送が出来ないようにすることで、違法コピーの用途に使用できないような仕組みを備えています。 従って、「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」は不要であると考えます。</p>
	<p>簡潔に言ってしまうと、不明瞭な課金の根拠、対象、および多重課金が問題にされるべきである。 たとえば旧来のMDメディアは、その汎用性から私的録音補償金を課金すべきとされていたが、この課金の根拠さえも「著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況」という曖昧な設定のものであり、いわば「利便性の高さから、『もしかしたら』不当に用いられるかもしれない。 では、取れるところから取れるだけ取っておけ」という考えに基づくものであるとも取ることが出来る。 本来の私的録音補償の考えに則れば、一度課金した音楽作品等に重ねて課金するのは不当ではないか。 この考えを突き進めていけば特定ユーザーからの多重徴収という事態が起こるのは当然であるし、道義的にもいわば他の犯罪者の尻拭いをさせられているとも言えることに反発をおぼえる。 また、特定のアーティストのCDを買ったならばそのアーティストに直接的に著作権料を払ったといえるが、先に挙げたような補償金制度では、その金額の流れが分からないという問題もある。 それに比べて音楽配信においてDRMによる課金がきわめて分かりやすいという対照例もあるのかかわらずである。 性悪説に則った状況判断で消費者を泥棒扱いするような事態は避けていただきたいと考えるところである。</p>
	<p>意見としては簡単です。 ハードディスク内蔵型録音機器等に対しては、私的録音録画補償金を課すべきではないと思います。 理由としてはやはりそれ以外にも利用用途があるからです。 実際、今利用しているiPod Shuffleは主にデータ用として利用しています。 もちろん著作権を守るという意味である程度の金額を支払うことは必要かとは思いますが、それによってリスナーが“音楽を楽しむ”という権利を侵してしまうことの無いようみんなが自由に音楽を楽しむことができるような結論を願っています。</p>

項目	意見
	<p>1. 私的録音録画補償金の見直しについて 私は、ハードディスク内蔵型録音機器等を政令指定する方向で見直すことに賛成です。</p> <p>2. 理由 私的録音録画の問題は、デジタル技術の発達による利用者の利便性と、そのことによって蒙る権利者の不利益をいかに調整するののかという問題です。制度導入後10年以上経過して、この間に音楽や映像を録音録画するデジタル技術は目覚ましい発展を遂げました。そして新たな機器や記録媒体が発売され、それらが急速に普及して、家庭内において大量の私的録音録画が行われている実態があるにもかかわらず、録音については平成10年以降、録画については平成12年以降新たな機器・記録媒体の政令指定はなされていません。特に昨今急速に普及しているipodに代表される、ハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器は、MDに比べはるかに大容量であり、また市場においてMDに取って代わる勢いであるにもかかわらず、未だに政令指定されていないという現状は、不公平であり、権利者への経済的な補償と消費者の利便性とのバランスが大きく損なわれている状況と言わざるを得ません。国際的にもフランス、ドイツをはじめヨーロッパ先進国ですらすでに同種の製品に補償金が支払われている状況があります。</p> <p>法体系の問題としても、零細利用を前提に私的複製を認めた著作権法第30条第1項、私的録音補償金支払い義務を定めた同情第2項、そして著作権を制限する特別の場合について厳しい条件を定めたベルヌ条約、パリ改正条約、WIPO諸条約の一連の法体系から導かれる結論を指針として尊重すべきであると考えます。</p> <p>しかも、現在私的録音補償金制度に早急にとって代わることができる現実的、具体的代替システムは現在のところ国内外で提案されていません。</p> <p>以上の状況を踏まえて、これらの機器、記録媒体は早急に追加指定されるべきであると考えます。現状においては、それが消費者、機器等製造者、権利者のバランスをはかり、さらには文化の振興、知財立国にもつながる最善の方策であると考えます。</p> <p>意見：iPod等ハードディスク内蔵型プレーヤーへの私的録音録画補償金を課すべきではない。</p> <p>理由： ●現状iPod等は「録音」は出来ない。 一部機種ではボイスレコーダー機能を追加出来るものもあるが、とても音楽を録音出来る音質ではなく、ましてやデジタルでの録音になど対応していない。 ●iPodから音楽をPCに戻す事は出来ない。一方通行である。 ●従ってiPod内の音楽はその所有者にのみ帰属している。 ●iPod内の音楽は、正規購入CD、レンタルCD、配信楽曲、いずれも権利者への対価を支払って「再生手段」を変更して聴かれている。正規購入者が希望する「再生手段」の変更は、権利者への経済的不利益を与えるものとは認められない。</p> <p>iPODに代表される同機器および、チップ型(半導体)録音機器は、今後携帯電話と同じくらいのスピードと規模で普及されると思われる。 このボリュームは私的使用の範囲内と捉え難く、著作物の通常の利用を妨げると言わざるを得ない。 したがって、このギャップを埋める為にも補償金の対象とすべきである。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPodを補償金の対象にすることに賛成です。</p> <p>昔は、高価なレコードが買えなかったので、ラジオのスピーカの前にテープレコーダーのマイクを置いて、好きな曲がかかったときに録音して聴いていました。今は、レンタル屋でCDを借りてくれば、簡単にMDに録音できてしまいますし、音質もCDと変わりません。昔のテープレコーダーの時代のことを考えれば、MDに補償金が含まれていることも当然のことと納得していました。</p> <p>iPodのようにインターネットから簡単に曲をダウンロードできて、しかも高音質の録音機器に対して補償金の対象にならないというのでは、権利者団体が怒る気持ちもわかります。</p> <p>■iPodは手軽に曲を複製できる装置ではない■ 大量のMDに同じ曲をコピーしてしまふことはできるが、何十倍も高いiPodに曲を入れて人に配るバカはいない。そして、iPodを「音楽プレーヤー」として使う場合にはiTunesという転送ソフトが必須で、iTunesを用いてPCからiPodに転送した曲は、iPodを別のPCへ繋いでもコピーできない仕組みになっている。 iTunes+iPodは、曲の大量コピーができない設計なのに、なぜ補償金を払う必要があるのか理解できない。 iPodユーザのほとんどは、自分が購入した曲を持ち出して聞くために使っているのであり、そんな当然の自由に勝手に課金する権利はあなたがたにはない。</p> <p>■iPodはデータコピー装置として使われるものではない■ iPodをHDとして使えば曲のコピーが可能だが、それをいうなら元来コピーするための装置であるMOやフラッシュメモリなど記録メディアは全て課金対象にせねば筋が通らない。 現在でさえiPodは、音楽／写真／文書／ゲームなどを携帯して楽しむ、いつかはビデオその他も含まれる。 多少でもデータを複製できる「可能性」で課金しては、音楽だけの話ではなくあちこちから課金され、iPodやあらゆる記録メディアは法外な値段になる。 数年の技術の進歩で矛盾だらけになるようなルールを作るのは止めてもらいたい。</p> <p>■誰のためにカネを取ろうとしているのか■ 「権利を守る」と言ってるが、iPodに課金して欲しいミュージシャンが何人いるのを知りたい。 そして、世界でも異常に高くCDを売っておきながらそれを安くする努力もせず、さらにカネカネと言う側に問題はないのか。 数年後、音楽配信で曲を買うのが一般化したころ、それらにはDRMがかかっているうえ、明らかにCDより音質が悪いのにiPodに課金されていることを多くの国民が知って大問題になったとき、人生をかけて責任を取る覚悟を持って、いま話し合ってもらいたい。</p> <p>■結論■ ・音楽配信にはDRMがあり簡単に大量複製などできないのだから、それを前提とした装置が課金される筋合いはない。 ・そもそも、曲を他のPCへコピーするために使われていないiPodに課金するという発想がおかしい。 ・こういう意見募集をしていたことを、音楽が趣味である国民の大多数が知らないまま話が進んでいるのが恐ろしい。 ・「いままでも取っていたから、これからは取らねば」ではなく、「いままでも取っていたことが間違い」なのだと認めるべき。 ・カネが欲しいなら、CDを販売する中間マージンを減らしてそれを自分たちの懐へ入れればよい。 ・補償金返還制度を利用すると、戻る額より払う手数料のほうが多くなる。こういうのを「弱いものいじめ」と言い、それを平気で正当化するあなたがたを人間だとは思えない。 ・他のどんな製品よりも綺麗なパッケージであるiPodの箱をウキウキしながら開けたとき、iPodに、「音楽を盗用しないでください」と貼ってあるのを知っているメンバーがそこに何人いるのか、教えてもらいたい。そしてそれを見たとき、どれだけ愕然とするか、その気持ちを味わったことがある人間が何人いるのかも、教えてもらいたい。</p>

項目	意見
	<p>課金に同意を求めている割には、補償金の流れが不透明な印象を与えている気がする。情報公開が必要なのでは？</p> <p>また、実際の権利者に届く前に管理協会等の経費(人件費等)として流れてしまったり、外部の記事などでインディーズ系のレーベル会社などではほとんど分配がこないことや委託費用の高さが指摘されているのがあるが、この保証金の制度自体がなにを目的としているのか誰が得をするのか明確な資料がほしい。</p> <p>また、国際条約といっているが国際条約の概要等を記していただけないと権威付けと思われるだけで説得材料となり得ないと思う。</p> <p>もともと、日本のアルバムの小売り価格はアメリカ等の輸入版と比較しても1000円ほど上乘せして売られているような状況であり、このような価格維持をCDを【正規】に購入している者から採取していることが、不買や不正コピーの悪循環に陥っているのではないのか？</p> <p>保証金制度を購入者に対し、理解するような努力は足りないと思う。(レンタルやCD購入で著作権料を支払っているにもかかわらず、さらに課金を強いているのも【デジタル】であっても理解しにくい) => 複写権ということなのでしょうか？ 私が買っている音楽はインディーズレーベルや輸入版(国内版で手に入らないことが多いので)等が多いので、本来の権利者に保証金が流れていると思えないのですが。。。(購入したくなるような【コンテンツ】の量の変動等の問題もあるのかもしれませんが。)</p>
	<p>私的録音録画補償金の見直しについて</p> <p>なぜi-Podに補償金がかけられていないのでしょうか。</p> <p>MDやDAT等これまでのデジタル録音機器や媒体にかけられていたのは法律で定められているからだと思っています。</p> <p>i-Podは家電量販店で音楽用のポータブルプレーヤーとして販売され、また米アップル社もi-TMSで音楽とともに販売しようとしていることは明らかでありi-Podに補償金がかけられていない理由が解りません。</p> <p>いったいi-Podを音楽以外の用途に使うかと思っている人がi-Podユーザーの何%いるのでしょうか。</p> <p>私も消費者ですからお金がかかることは決して良いと思いませんがネットの書き込み等を見る限り自分の負担になることだけが嫌だと言っているとは思えません。</p> <p>問題の解決になっているとは思えません。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>法制問題小委員会意見募集について、以下の通りコメントを提出しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>今回、著作権者団体に対して一方的に有利な権利の保護を行ったり事実上の補助金を支払ったりすることは、著作権者側の自助努力への意欲を損なうとともに消費者の利益も損なう結果に終わる可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>「PCからiPodへのコピーをできなくすれば問題は解決する」として、私的録音により著作権者・著作隣接権者への経済的な影響を算出する資料が提出されたと報道されています。このように生産者の逸失利益を計算して規制の強化や補助金を要求することは、農産物の輸入自由化に際して生産者団体が主張したものと同じ論法です。</p> <p>農産物の自由化時には、生産者の損失を補償する物として多額の補助金が支払われましたが、その結果、農産物の価格は低下せず生産性も上がらないという結果を招き、消費者の利益が著しく損なわれました。</p> <p>外部環境の変化や技術革新による市場の変化に対しては、過剰な保護政策によるのではなく、生産者の努力によって克服することが望ましいことは、自動車業界をはじめとする製造業の例を見ても明らかです。</p> <p>生産者側の一時的な利益のみを重視して保護的政策をとることは、消費者側の不利益となるだけでなく、業界の健全な発展に対しても悪影響を及ぼします。以上の点を考慮して私的録音録画補償金制度について検討されることを希望します。</p>
	<p>i-POD など、ハードディスク内蔵型録音機器等について、速やかに補償金対象とすることにすべきではないでしょうか？</p> <p>法律の主旨から考えてもハードディスク内蔵型機器が指定されないのは不自然です。</p> <p>また、作詞・作曲家、アーティスト達に創作活動に専念できる環境整備の観点からも、速やかな追加指定が望まれます。</p>
	<p>この意見を提出する機会を得られ光榮に存じます。われわれ、アップルコンピュータ株式会社(以下アップルと略す)はハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に反対致します。</p> <p>今日アップルはiPodなどのテクノロジーメーカーというだけではありません。アップルはiTunes Music Storeを通じて、音楽著作の方々、音楽産業の方々とともに、世界の消費者のため、楽曲を誰でも買うことのできる価格でご提供するエンタテインメント産業の一員であることに誇りを持っています。</p> <p>iTunes Music Storeは正当にライセンスを受けた楽曲を、著作権を適切に保護しながらご提供するもので、すでに5億曲を超える楽曲が配信されています。日本でも8月上旬のご提供開始後4日間で100万曲配信を達成致しました。しかもiTunes Music Storeの効果はこれにとどまりません。アメリカではCDの売上が2004年度に前年比2.8%と上昇しています。言うまでもなく、アップルは著作物の違法コピーに対し、ソフトウェアメーカーなど一丸となって戦っています。同様に音楽著作・音楽産業の方々の違法コピーに対する取組みを強く支持します。しかし、違法コピーという挑戦は、法的手段だけでは解決しません。技術的な保護、そしてできるだけ多くの消費者の方々が満足できる価格と権利管理レベルで楽曲をご提供してニーズに応えることが同じ程度に重要です。この関連で、iTunes Music Storeは、アップルのデジタル権利管理(DRM)技術により、音楽著作権者の希望される権利管理と消費者の方々のご希望とのバランスを図り、当事者に満足いただける楽曲のマーケットを成立させています。実際にiTunes Music Storeの成功で、アメリカでは楽曲の違法コピーが減少したという指摘もあります。</p>
	<p>iPodはネットワーク音楽配信というビジネスモデルの1エレメントです。iTunes Music Storeを通じダウンロードした楽曲をいつでも、どこでも楽しんで頂くためのデバイスです。もちろんDRM機能の搭載により、権利管理レベルを維持しています。MD(ミニディスク)とはその性質、機能、概念が全く異なるもので、三点セットの、iTunes Music Store(インターネット音楽配信)、iTunes(音楽ソフト)、iPod(携帯デバイス)が揃い完結するものなのです。iPodとインターネットで形成される音楽配信ネットワークの拡大によって、消費者の方々に手軽に楽曲を購入していただき、楽しんでいただく、新しいエンタテインメント・ビジネスのプラットフォームが成長します。われわれは、このプラットフォームの成長により、音楽著作の方々、音楽産業の方々、そして消費者の方々の誰もが「ウィン」する市場が生まれると確信しています。</p> <p>われわれは創設者スティーブ・ジョブズ以下一丸となって、多年の努力と研究開発の結果、今日の成果をもたらしました。御庁初め審議会の委員の先生方々、関係省庁、音楽著作権者の皆様、そして、何より音楽を愛する消費者の方々に、われわれの事業に対するご理解・ご支援に改めて感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。われわれはテクノロジー、エンタテインメントとビジネス機会を日本の社会にご提供致します。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(英文)</p> <p>On behalf of Apple Computer, I welcome the opportunity to submit the following comments. Apple Computer (hereafter, Apple) opposes additional designation of copyright levies on hard disc recording devices.</p> <p>Apple is not only a technology company that manufactures computers and digital devices, such as the iPod, we provide a valuable service, the iTunes Music Store, which we collaborate and license music from the music industry and music artists. Together with the music industry we are committed to provide music at a price affordable for every consumer worldwide.</p> <p>iTunes Music Store provides legally licensed music with adequate right protection and has sold more than 500 million downloads. In Japan alone, the iTunes Music Store sold more than 1 million downloads in only 4 days after its launch in early August 2005. Not only has the iTunes Music Store substantially increased the sale of legally downloaded music, sales of CDs increased by 2.8% in the United States as a result of more music being available to consumers by using iTunes.</p> <p>Apple strongly supports the music industry's efforts to fight piracy. Apple, together with the software industry loses billions of dollars annually to pirated software. We believe that piracy challenge cannot be won by litigation alone and that technological protection measures must be taken into consideration, as well as the efforts to meet demands by distributing music at a protection level and a price, which are satisfactory to consumers. iTunes Music Store strikes a balance between the protection level, which rights holders want, and the consumer requirements using Apple's digital rights management (DRM) technology, which has succeeded in creating a music market satisfactory to everyone.</p> <p>A critical component of this business model of online music downloads is the iPod. With this device, consumers can enjoy the music downloaded from the iTunes Music Store any time, any place. It contains the DRM technology and maintains the right protection level. The device is, in contrast to the stand-alone MD and its devices, one part of the triad of iTunes Music Store (online music distribution), iTunes (software) and iPod.</p> <p>Expansion of the iPod and legally downloaded music leads to growth of the entertainment business model, where consumers can easily download and enjoy music. The growth of the new platform creates a market where everyone – authors, music industry members and consumers – can win.</p> <p>I would like to express Apple's appreciation for the support expressed by the government and Sub-committee members, music authors and consumers who love music. We hope you will continue to support us in this challenge. We are excited and committed to delivering amazing technology, entertainment and business opportunities to the Japanese market.</p> <p>Thank you for the opportunity to send our comments on this important issue. Sincerely,</p>
	<p>sarahがiPodから補償金を取ろうとしているが、現行の補償金制度に致命的な欠陥があることを隠してぼろ儲けしている。それは、消費者が独自にコンテンツを作成した場合で、他人の著作物を複製使用していない場合でも補償金が消費者からsarahに取られてしまう点だ。</p> <p>簡単に言うと、子供の運動会をDVなどで撮っただけでも補償金が取られてしまう。自作の曲をMDに録音したときも同じだ。</p> <p>なぜなら、記録媒体と記録装置に初めから補償金が含まれているからだ。</p> <p>これは、デジタルメディアを買うと言うことは、JASRAC等の著作物を複製するに間違いのない、という前提に立っているからだ。</p> <p>しかし、運動会の件では誰の著作権も侵していない。</p> <p>それなのにsarahに金が取られる。これは絶対におかしい。</p> <p>sarahは録画が複製か独自作成(運動会)かは一々判断できないと言うだろう。だが、レーベルゲート等ではCD1枚ごとにネットで識別する仕組みを作ったのではないか。それができたのだから、DVの使用目的を登録し、補償金が含まれる場合とそれ以外を区別し、独自作成の場合は補償金を支払わなくて良い仕組みを作るべきである。</p> <p>考えてみてくれ、DVにエアチェックとかした事ある？</p> <p>DVにCDをダビングした事ある？ 無いだろう。</p> <p>それでもsarahに金を取られているのだ。</p> <p>参考文献「ネット時代のデジタル音楽に対する消費者意識」 http://kaizock.hp.infoseek.co.jp/ronbun/netatt1.htm</p>
	<p>イ. 総論</p> <p>補償金は著作権侵害に対するソリューションではなく、またそのようなものとして設計されていません。これ以上の補償金は、権利者のみならず電子産業と消費者を利するような技術的ソリューションの開発から資源と努力を奪うこととなります。補償金対象製品の拡大は(1)時代遅れの制度を何年にもわたって継続し、(2)外国産業に対し極めてネガティブな影響を与えることとなります。</p> <p>ロ. 追加指定に関する意見について</p> <p>(i) 諸外国における状況</p> <p>支持する意見の中には諸外国の補償金制度を根拠とするものがあります。しかし、現実には、次のとおり新規制度は導入されていません。</p> <p>オーストラリア 2004年、著作権法検討委員会(Copyright Law Review Committee)は補償金制度の導入を否決。</p> <p>カナダ 2005年、最高裁は補償金をiPodその他のMP3プレーヤーへの拡大を否定する下級審判決を支持。補償金制度そのものを廃止する動きも継続中。</p> <p>ノルウェー、スイス 補償金制度を導入しないことを決定。</p> <p>(ii)ハードディスク内蔵型録音機器等の趣旨目的について</p> <p>支持する意見には「音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計」されている機器であるから補償金の対象とするべきである、とするものがあります。しかし、いわゆるハードディスク内蔵型録音機器等は、本来インターネットを通じた音楽コンテンツ流通のネットワークを構成するものであり、PCにダウンロードされた音楽コンテンツをさまざまな時と場所で楽しむための、ネットワーク機器として開発・設計されています。</p> <p>つまりこれらの機器等は、オンライン音楽配信サービスのプラットフォームとしての役割があります。これまでの機器がスタンドアロンであったのに対し、このデバイスはネットワークとしての配信を目的としたDRMサービスを提供するものなのです。これを狭くとらえて「デジタル録音等」を「主たる用途とする」というのは、これらの機器等の本質を正しくとらえているとはいえません。</p> <p>ちなみに、本小委員会に補足資料として提出された権利者団体の文書「iPod等を私的録音録画補償金対象機器・対象記録媒体として緊急に指定すべき差し迫った必要性について」において、iPodは「アメリカでは、音楽配信iTunes Music Store:との連携で圧倒的なシェアを獲得」したとして、そのネットワーク機器としての性格を認めています。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(iii) MD対象機器との代替性について また、支持する意見の中にこれらの機器等は「MD録音機器等を市場において代替する機器」と位置づけるものもあります。しかしながら、この議論には何をもって「市場」ととらえるのか明らかではありません。上記のとおりハードディスク内蔵型録音機器等はネットワーク機器として、DRMサービスを提供するものです。言うまでもなくMD録音機器等はこのようなサービスを提供するネットワーク機器として開発・設計されたものではありません。つまりこれらの機器等は別の「市場」の需要を見出すものですから、「代替」関係にはありません。なお、市販CDやレンタルCDを音源とする録音行為との関係については後記(iv)のとおりです。</p> <p>この関連で、権利者団体は指定に「緊急の指定の必要性がある」としています。しかし、後述のとおり、ほとんどの委員は本制度の根本的見直しに賛同しているのであって、その見直しに着手することもなく、MD対象機器との代替性を主張して拡大を求める意見は本小委員会においてすでに否定された、と考えられます。</p> <p>(iv) 「私的録音録画が行われる割合に応じた料率を設定する」ことについて 私的録音に対応した柔軟な料率設定の考え方は二重課金の問題を認めこれを解消しようとするものです。二重課金は払う側、つまり消費者にとって極めて重大な問題であり、「少額ならいいだろう」では済まされません。そしてオンライン音楽配信が急速に成長している今日、「私的録音が行われる割合」は今後大きく変化することが予想されています。その中で人為的に設定した料率はあくまでも一時的なものしかあり得ず、また二重課金を解消することにもなりません。逆にDRM、すなわち音楽をオンラインでダウンロードするたびに許諾条件に応じて課金する、オンライン音楽配信モデルに移行すれば二重課金を回避し、正当な報酬を権利者側に配分することが可能です。政府が二重課金の防止を真剣に望むならば、オンライン音楽配信モデルの発展を促進するべきであり、これに逆行する補償金のネットワーク機器への拡大を選択するべきではありません。</p> <p>また、この議論は現実味に欠けるという弱点があります。柔軟な料率設定が本当に可能なのでしょうか。一回設定したとしても、二重課金を解消するためには頻りにこれを改定する必要があるはずで。</p> <p>最後に、そもそも市販CDやレンタルCDを音源とする録音行為については、その販売又はレンタル料金の設定に当たって「私的録音が行われる割合に応じた料率を設定する」ことも可能であるはずで、そもそも消費者との楽曲の取引において料金の支払を受けるのが本来のあり方であって、デバイスの販売に課金することはあくまでもDRMが利用できなかった時代の短期的解決策です。現状では権利者は私的録音が行われることを承知の上で楽曲を提供しているので、これを販売又はレンタル料金の設定で配慮することも可能です。もしも現在の料金が競争圧力の変更できないのなら、権利者は消費者から通常の取引で得ることのできる対価をすべて得ているのであって、これに加えて制度的な課金(補償金徴収)をすれば二重課金になります。</p> <p>(v) DRMによる「消費者への制約・負担」について すでにオンライン音楽配信において楽曲はDRMによって保護されており、その上でCDレンタルよりも廉価で提供されている現実があります。したがって消費者への「負担」のおそれは現実ではありません。また、「消費者への制約」とは権利者側がコピーを一切禁止するという提供方法をとった場合に現実化するものです。しかし、オンライン音楽配信の先進国であるアメリカでそのような弊害は報告されていません。そもそも楽曲提供者は極めて多数であり、これらが一致してコピー全面禁止という消費者にとって扱いにくい提供方法に合意するとは考えられません。そうすると、そのような提供方法をとった楽曲提供者は市場で勝ち残れないだろうと考える方が合理的なのです。</p> <p>また、ここでいう「制約・負担」が現在のCD販売又はレンタルにおいて新たにDRMを導入するための費用についてのことであれば、オンライン音楽配信へ移行することによってそのような費用負担を回避することは十分に可能です。</p> <p>(vi) 「国際条約上の問題」について 権利者団体は、著作権法30条2項はパリ改正ベルヌ条約9条の要求を満たすためのものと説明しています。同条では、複製(例えば私的複製)を認める条件として「著作物の通常の利用を妨げ」ないこと、また「権利者の正当な利益を不当に害しないこと」をあげています。権利者団体はこの条項により、私的複製は補償金を条件としてのみ認められるとします。</p> <p>しかし、著作物の「通常の利用」とはCD販売やCDレンタルに限られるものではありません。現に音楽オンライン配信が成長しつつあり、その利益を権利者が享受している以上、これもまた「通常の利用」であることに疑いはありません。ネットワーク機器としてのハードディスク内蔵型録音機器等の幅広い普及を認めることはこのような「通常の利用」を促進こそまた、現在ハードディスク内蔵型録音機器等に補償金を拡大すれば上記のとおり二重課金は回避できません。消費者にハ、追加指定を不適切とする意見について</p> <p>(i) いずれも正当な見解だと考えます。</p> <p>(ii) ただし、(6)の意見中「個別課金が可能である」部分については「権利者の正当な利益が不当に害されない、との点については、上記のとおり、二重課金の発生を回避するために補償金を拡大しないからと言って権利者の正当な利益を不当に害したことにはならない、と考えるべきです。上記のとおり、消費者にとって二重課金は意味のない負担となるからです。</p> <p>(iii) また、これらの意見に反映されていない論点ですが、ハードディスク内蔵型録音機器等は上記のとおりネットワーク機器であって、その拡大はオンライン音楽配信市場の拡大に結びつき、ひいては権利者の利益と消費者の利益をともに拡大・充実させるものです。補償金対象機器の範囲は政令により内閣が政策的観点から判断するべきものであって、単に「複製するから指定しなければならない」とは、著作権法は規定していません。そしてその際には、このようなネットワーク機器が音楽コンテンツの権利者と消費者にもたらす大きな利益をもた、正当に評価するべきです。</p> <p>(英文) General: Levies are not – nor were they ever intended to be – the solution to piracy. Further levies take resources and attention away from development of technological solutions that would benefit not only the rights holders but also the electronics industry and consumers. Any addition to the list of levied products would inevitably (i) prolong the outdated mechanism for years to come, and (ii) have a very negative impact on the industries of other countries. Comments on Views Expressed in the Sub-committee in Support of Additional Designation: (i) Latest Foreign Developments Some attempt to justify additional designation of hard disc recording devices on the ground that some foreign levy programs cover these devices. However, no new levy mechanism has been introduced: Australia. The Copyright Law Review Committee refused rights holders’ requests to add a levies scheme in 2004. Canada. The Supreme Court of Canada upheld this year a lower court ruling against expansion of the levy to MP3 players, in particular, to iPod. Efforts are also under way to eliminate the levy program entirely. Norway, Switzerland. The governments decided not to introduce the levy program.</p>

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>(ii) Hard Disc Recording Devices and Their Objectives One of the reasons cited in the Interim Report for additional designation is that these devices have been “developed/designed with the assumption that they are primarily used for digital recording of music.” This is not true. These devices in fact constitute one component of the music contents distribution network through the Internet. They have been developed and designed as a network device which enables consumers to enjoy the music downloaded into their PC at any time, any place. They play a key role in the distribution platform of the music download service. In contrast to the previously designated recording devices, which fundamentally operate stand-alone, these devices operate to provide DRM (digital rights management) services for online music distribution. It is not accurate to describe that their “primary use” is for “digital recording;” such description is too narrowly focused and misses the essence of the devices. Indeed, in “Urgency I Designating iPod and Others as Devices or Media Subject to Private Recording Levies,” a document submitted to the sub-committee, “the rights holders organizations note that “iPod has acquired a dominant share in conjunction with iTunes Music Store,” in evident recognition of the devices’ feature as a network device.</p> <p>(iii) Substitutability with MD Devices One of the opinions supporting the designation claims that hard disc recording devices “substitute MD recording devices in the market.” The definition of the “market” is markedly absent from the opinion, however. As discussed above, the hard disc recording devices are network devices providing DRM services, whereas no MD devices have been developed or designed as network devices. Accordingly these two types of products meet different demand in separate markets, and are not “substitutes” of each other. (We will discuss the use of the devices for recording music from CD rentals later.)</p> <p>Notably, the alleged “urgency” of designation is based on the notion that hard disc recording devices are “substitutes” of the MD devices. However, the majority of the Sub-committee agreed on the need of a fundamental review of the levy mechanism and they clearly rejected the notion of “urgency.”</p> <p>(iv) Scaling of Levy Rates According to Private Recording The idea of a flexible, variable levy according to the degree of private copying is based on the recognition of the presence of double taxation for consumers and is an attempt to resolve this issue. Double taxation is a material issue for consumers who pay for the music and should not be allowed even if it is a small amount. As online music distribution shows a remarkable growth, the “degree of private copying” is expected to vary greatly. Any levy rate established will be inevitably temporary and will not resolve the double taxation issue entirely.</p> <p>The ultimate solution to the private copying and double taxation will have to be based on the online music distribution model, or through DRM, where a consumer is charged a fee each time he downloads music and rights holders are paid an appropriate compensation, all according to the terms of the use. If the government really wants to eliminate the double taxation, it should assist and support the transition to the online distribution model and should not expand the levy to network devices, providing a disincentive to expansion of the online model. Furthermore, this idea appears impractical. A flexible rate-setting may not be realistic, and it will have to be revised regularly in order to avoid the double taxation.</p> <p>Finally, the rental charges or sales prices of CDs can also be set “flexibly according to the degree of private copying,” in order to receive compensation for the copying of the CDs. Any charge to consumers should, in principle, be billed in the consumer transactions, and the levy on devices was developed as a short-term solution when the DRM technology was not available. Rights holders are making music available through CD rentals, in full knowledge of their products being privately copied, and should be able to receive compensation through adjustment in rental charges. If the current price may not be changed because of competition, then they are already receiving whatever they can gain in the marketplace. Any addition of a governmental charge (the levy) will inevitably lead to double taxation.</p> <p>(v) “Constraints or Burden on Consumers” of DRM The DRM technology is already used in online music distribution and music is made available for a smaller charge than CD rentals. Any concern of burden on consumers is not realistic. The “constraint” may become an issue if the all rights holders refuse to allow any copy. Such results are not heard of in the United States, a country leading in online music distribution. More fundamentally, the number of music creators is enormous and it is inconceivable that they would be united in prohibiting any copy to be made. It is far more realistic to assume that such course of action will be rejected by the market.</p> <p>(vi) “Problems under International Treaty” Rights holders organizations claim that Article 30, paragraph 2 of the Copyright Law satisfies the requirement under Article 9 of the Berne Convention (Paris Amendment), which provides that restriction of the copyright in copying may be permitted only when the “normal exploitation” of the works is not impaired and “legitimate interests of the rights holders” are not unduly harmed. They argue that the private copy is permissible only when the levy mechanism is in place. “Normal exploitation” is not limited to CD sales or rentals, however. The rapidly growing online music distribution is also a case of “normal exploitation” insofar as rights holders are benefiting from the services. Wider diffusion of network devices, or hard disc recording devices, and any policy promoting such diffusion will not impair, but promote the benefits of such exploitation model. Moreover, imposition of the levy on the network devices will inevitably give rise to the double taxation, which cannot be part of the “legitimate interests” of rights holders. For these reasons, a decision not expanding the levy to these devices will in no way incompatible with the Convention.</p> <p>Comments on Views Expressed in the Sub-committee in Opposition to Additional Designation: (i) We support these comments expressed by the members.</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>(ii) We have however one comment on the opinion (6), which argues that the legitimate interests of rights holders are not unduly harmed “to the extent” the consumers are charged directly. A decision not to expand the levy is by itself does not unduly impair the legitimate interests of rights holders “as long as” there is double taxation. Double taxation is a meaningless burden on consumers and cannot be part of such “legitimate interests.”</p> <p>(iii) Also not clear in the opinions is the fact that hard disc recording devices are network devices forming a platform of online music distribution. Notably, designation of levy-able products must be judged by a cabinet order from a policy point of view. The Law does not require any copying products to be levied. When making a decision, the cabinet should properly value the benefits the network devices offer to rights holders of music contents</p> <p>そもそも、ハードディスク(以下HD)他データ保存用メディアは「音楽データ以外のデータ(文書、図表など)を一切保存しないという前提で、この補償金を取るという事でしょうか。</p> <p>録音用に買うのだというのは、JASRAC以下、業界団体の勝手な思い込みであるの否めません。</p> <p>住基ネットなどでデータ保存用に国家でHDを購入する場合にも当然この補償金は上乘せられると財務省に対して文化庁は明言するのでしょうか？ これは税金の目的外使用としか思えませんし、では住基ネットのデータバンク用にはこの補償金を取らないというのでは、法律の二重運用でしかありません。この場合は公正取引委員会に訴える要件になるでしょう。</p> <p>もちろん税金の目的外使用の場合は国家に対して納税者として国家賠償を求める権利は発生すると思われず。返金システムは今でもほとんど利用者がいないというのは、そのようなサービスがあることを国民に周知徹底していないこと、返金システムの手間のかかり方のせいでしょう。つまり、業界は不当に利益を得ているという事です。</p> <p>第一、誰のどの曲を録音したかなどという物的証拠は、購入した音楽データという私有財産の勝手な覗き見をしない限りわからないのが現状です。憲法に保障された私有財産権・プライバシーを文化庁は法律で侵害するつもりでしょうか？</p> <p>各社報道によると、著作権法第30条1項の適用を受けない場合(iPodなどに課金しない場合):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権者に対する経済的影響=約118億4410万6000円 ・著作隣接権者に対する経済的影響=約367億3743万3000円 <p>(内訳 =242億693万1000円(邦盤)+125億3050万2232円(洋盤))</p> <p>との速報ベースの数字が出ているそうですが、著作権者本人に払うのならまだしも、周辺の寄生虫の利権屋と言っても差し支えない隣接権者に、著作権者用の倍以上の金額を支払う義務がなぜあるのか、国民として理解に苦しみます。また、日本の著作権管理組織に著作権の管理を委託しない著作物はどうするのでしょうか。現代音楽などは、外国人指揮者に著作権を贈与もしくは管理を委託している曲が山のようにあります。その曲にたいする著作権のお金を文化庁はどのように正規の管理者に通達し支払うつもりなのでしょうか。さらに外国で直接買って来た音楽CDを個人で楽しむために複写する権利は、当然保障されるべきですし、その補償金が無関係な日本国内の著作権関連団体に行くことは理不尽です。</p> <p>それに、そもそも音楽配信事業を始めた時に、無制限コピーが不可能なように各サービスにおいて調整した上で各音楽制作会社から楽曲の提供を受けるよう契約を結んでいる筈です。そのように利用者に配信事業者は利用前に通達を出しており、それを承認させた上で販売しています。つまり利用者とも契約は成立している訳です。また、レコード会社が直接楽曲を売っているケースもあります。</p> <p>もしも「不法に複数回コピーされる」というのを危惧するのなら、そもそもそのような音楽配信事業に楽曲を提供しなければよかったです。</p> <p>特に、個別に製品を指定して課金するという案が</p> <p>(4)政令による個別指定という方式について、とあり、また、iPodそのものの製品を否定したり、技術をねじ曲げようという発言が、日本芸能実演家団体協議会の椎名和夫理事から為されているようですが、これはアメリカの民間企業の正規の国際特許技術にたいする干渉であり、今後の展開によってはホワイトハウスとアメリカ商務省が日本政府、経済産業省、特許庁、文化庁を、法律を自国に都合の良いように作る事でアメリカ企業の製品を追い出すつもりであるとWTOに訴えるケースに発展しかねません。むしろ、文化庁が第二の「IBM産業スパイ事件」や「日米鉄鋼摩擦」なみのダンピング課税問題などという国際政治トラブルの後始末をちゃんとするというのなら、その覚悟で結構です。</p> <p>iPodでなくても、IT各社・メディア各社の製品を個別指定すれば、メーカーは補償金癒着でだんまりを決め込んでも、消費者が消費者センターと公正取引委員会に訴えれば、おそらく官営カルテルとして公正取引委員会でも調査するでしょう。文化庁と文部科学省が経済産業省と公正取引委員会に圧力を掛けた場合、最後になれば消費者が音楽産業を見離して配信事業業界そのものが崩壊し、音楽産業が完全に瓦解する事も覚悟すべきでしょう。</p> <p>そもそも消費動向から見ても、音楽の主たる購買層の若い世代は携帯の通信料支払にあえいでおり、それが他の余暇消費の低下に結びついているのは明白な事です。いま文化庁がやろうとしていることは、まさに「消費者の反発」という「藪をつついて蛇を出す」以外の何物でもないので。</p> <p>それに、ここ数日のエイベックス社の著作権・商標権の一連の騒ぎから見ても、今の若い消費者はおとなしい羊ではありません。おそらく音楽産業そのものの不買運動くらい軽くやり始めてしまうでしょう。</p> <p>また、日本においてこのような心配をするのならば、当然世界的にも同じ心配をせねばならない訳で、レコード業界がなぜアップル社のiTMSの世界展開に乗って自社の保有する楽曲を世界に向けて輸出したのか、そのズレがアメリカとの貿易摩擦問題になるでしょう。</p> <p>文化庁のこのような会議の動向を経済産業省はどの程度理解して、WTO対策はどのようになるのか、ちゃんと文化庁に対して助言しているのでしょうか。</p> <p>国内だけに目を向けていると、思わぬところから足をすくわれて、文化行政そのものが危うくなると思います。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成します。高性能な録音機器は音楽ファンにとって、とてもありがたいことですが、皆がこんなにコピーすればCDが売れなくなるのは当たり前で、その分アーティストやレコード会社の収入が減っていきます。ですから今の程度の補償金であれば購入時に1回だけ補償金を払うのは当然と考えます。1曲録音する毎に課金されることには反対します。とてももうとうしいと思います。個人の家庭内の行為に干渉されたくありません。今の制度を維持することを要望します。</p>

項目	意見
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成します。私は外資系のコンサルタント会社に勤務する者です。日本が知的財産で立国する方針を明確に打ち立て、そのための施作を次々に講じていくことに明るい日本の将来を感じていました。今回の法制問題小委員会の議事録を読みましたが、あまりにも芸術・文化に無理解で程度が低い委員が多いのに失望しました。音楽を生み出した創作者には最優先で敬意を表すべきです。今の議論はそういう気持ちが希薄だからまともでないのです。かといって、1曲ずつ管理されれば当然今よりかなり高くなるを得ませんからそれには反対します。創作者に敬意を払い、かつ私的なコピーをフリーにする、という今の制度が一番リズナブルだと思います。MDよりはるかに高性能のハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象とすることは当然です。課金しない方がむしろ不公平です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に賛成します。私は自宅で絵画を教える立場にある者です。創作者を支えていかないと、いずれ文化は衰退の方向へ進みます。その時気付いても手遅れです。分野は違いますが、美術も音楽も同じだと思います。私は音楽の録音はあまりやりませんが、多少の補償金は音楽の創作者へのカンパだと思わずにはいられません。補償金を払い戻した事例を新聞で読みましたが、日本は個人に補償金を払わせる制度だから払い戻しの制度まで作らざるを得ないのだと思います。外国はメーカーに責任があり、メーカーが払っているようですが、それであれば、この補償金制度はともよく理解できます。人の著作権を利用して営利を得ているのはメーカーですからメーカーが創作者を保証することは当然だと思います。その違いがこの問題を複雑にしているのだと思います。法律の問題ですから簡単にはいかならないと思いますが、日本も法律を改正してそのような方向に向かうべきだと思います。しかし、それまでの間は、創作者に一定の補償を与えるのは当然で、iPod等のハードディスク内蔵型録音機器等を私的録音補償金の対象とすることに賛成です。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器は政令指定されるべきだと思います。ラジカセなど今までの録音機器には販売価格に補償金が含まれていたのと同じようにするべきではないかと考えます。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきと考えます。私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。iPodにつきましても、早急に指定機器として追加し、徴収、支払いについては、従来と同じくメーカーがまとめて行う。この補償金は作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。補償金の支払い対象となっているMD同様iPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下の申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。審議の経過を読むと、制度自体に多くの基本問題を内包しているため、根本的見直しの議論なしでハードディスク内蔵型録音機器等を政令指定するべきではない、との意見があるが、現行制度のもとで対象となるべき機器を政令指定すること、制度自体の問題点を検討することは別次元の問題であると思います。法に定められた制度の運用の問題と制度見直しの問題を混同して議論しているのではないのでしょうか。iPodなどの機器を早急に政令指定をした上で、補償金制度そのものについての議論は、今後継続して行うべきであると思います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきです。私的録音録画補償金制度は、権利者への経済的補償と消費者利便性とのバランスをとっている制度です。現在の補償金制度は、消費者にとっても作家やアーティストにとっても現実的な制度であると思います。この補償金は作家やアーティストへ直接分配されており、また一部は、著作権の保護のための事業等、一般の市民にも還元されています。補償金の支払い対象となっていないiPod等の機器の追加指定は、急ぐべきであります。</p>
	<p>【意見】 以下の理由により、ハードディスク内蔵型録音機器等を補償金対象として追加指定すべきと考えます。</p> <p>記</p> <p>(1) 私的録音録画補償金制度の趣旨 私的録音録画補償金は、家庭内等における私的録音録画の増加が権利者に多大な経済的不利益をもたらしているという認識の下、権利者と利用者との間の利益調整を図るために設けられた制度であり、私的録音録画を自由に行うことができるという利用者の便益を確保しつつ、権利者に対しては、複製権を制限する代償として一定の補償措置を講ずるものであります。本来、権利制限規定は、国際条約上の「スリーステップ・テスト」(著作物等の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を害しない特別の場合に限り、権利制限が許容される)を満たす必要があり、2001年のEU著作権指令においても、権利者の被る不利益がきわめて小さい一定の場合(in certain situation where the prejudice to the rightholder would be minimal)を除いて補償義務が生じると述べられています(前文(35))。</p> <p>(2) 著作権法第30条第2項の解釈 著作権法は、第30条第2項で補償金の支払い対象をデジタル方式の録音録画に限定した上で、具体的な対象機器・記録媒体は政令で別途特定する方法を採用しております。したがって、デジタル録音・録画関連技術の急速な進歩に応じて、新たな種類のデジタル録音・録画製品が登場する際は、その性能・機能からみて方の定める除外要件(私的複製に通常供されない特別の性能を有するもの及び本来の機能に付随する機能として録音・録画の機能を有するもの)に該当しない限りは、速やかに政令で指定することが法の趣旨に合致するものと考えます。法第30条第2項の解釈上、補償金対象製品は機器と記録媒体が分離していることが必要であるとの意見もありますが、同項創設時に、機器・記録媒体一体型製品が市販化されていなかったに過ぎず、機器・記録媒体一体型製品を補償金対象から外すべきであるという判断があったものではありません。そして、ハードディスク内蔵型録音機器等が、本来的機能として私的録音機能を有し、かつ、大量の私的録音の実態があることに鑑みれば、法第30条第2項に該当する製品として目的論的解釈をすることが妥当と考えます。</p>

項目	意見
	<p>(3) ハードディスク内蔵型録音機器等を用いた私的録音の実態 当協会が社団法人日本音楽著作権協会及び社団法人日本芸能実演家団体協議会と共同実施したウェブ調査(調査は株式会社野村総合研究所に委託)によると、ハードディスク内蔵型録音機器等所有者の当該機器における私的録音による保有曲数は平均260.3曲、1ヶ月あたりの新たな録音曲数は平均20.2曲であります。この調査結果に基づくと、2005年までの当該機器の予測普及台数が535万台の場合、私的録音される延べ保有曲数は14億曲に達し、また、毎年新たに12億9,000万曲が私的録音されると推計されます。このような私的録音実態からも追加指定の必要性は明らかです。</p> <p>(4) 補足(いわゆる「二重課金」への反論) 「ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すると、利用料を支払ってダウンロードした音源の録音にまで課金することになり二重課金となる」との意見があります。しかし、この意見は、権利者の許諾の範囲と音楽ファイルをダウンロードした利用者のその後の利用実態とを混同したものと云わざるを得ません。利用者がダウンロードした音楽ファイルをさらにハードディスク内蔵型録音機器等に転送(録音)する実態があるとしても、音楽配信を行う権利者が許諾していない以上は、二重課金との批判は当たりません。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>iPod等ハードディスク内蔵型録音機器への補償金課金反対論者は家庭内でのデジタルコピーは野放しでよいと考えているのでしょうか。デジタルコピーは複製物とはいえ現物とまったく同じものが作られるため、いくら家庭内録音、私的録音といえども、ひとたびこれが外部へ流通するとすると権利者にとっては大変な損害を蒙る可能性もあり、また、私的録音という形で数人の中でデジタルコピーが為されるとその複製物は現物と全く同じクローンであるがために同じものを新たに購入しようという意欲は明らかに減退し、権利者の利益は確実に損なわれます。このような理由から著作権法第30条は改正されたわけで、現実にはMD等には課金されましたが一音楽ファンとしては、音楽家の利益を少しでも補償しそのことによってよりよい音楽を創造してもらえらばと考えその趣旨に賛同し課金済みと承知でハード、ソフトを購入してきました。課金反対論者も家庭内デジタルコピーには何らかの手当てが必要だという点は異論がないと思いますが、もしも何の手当てでも必要ないというならばその理由をお伺いしたいと思います。補償金課金反対論者は現在の補償金制度に替えてDRMによる課金システムを提唱していますが、これはあまり現実的ではなく、とても速やかに実施されるとは思われません。(いったい誰がこのシステムを構築するのでしょうか。そこから議論は始まりこの命題に答えが出る頃には全く新しい録音機器が登場しているかもしれません。それまでの間iPod等への録音に対しては何の補償もないままになることでしょう。)また、DRMを用いた私的録音、家庭内録音に対してその度毎に課金するというのはプライバシーを覗き見されるような気がしてあまり気持ちのよいものではなく、1回限りの補償金のほうが気兼ねなくコピーができ金額的にもリーズナブルであると思われるため、現在の補償金制度の存続を支持します。ただ、井勘定と思われたいためにも分配に関してはより精度を高めるべきだと考えます。以上の理由によりMD同様、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器に対しても速やかに補償金を課金すべきと考えます。</p>
	<p>【意見】 iPod等のハードディスク内蔵型録音機器は政令指定にすべきであると思います。MDに比べ比較にならないほど大量の録音が可能でiPodやネットワークウォークマンが私的録音補償金制度に該当しないとなれば、作家の収入は減少し、そもそも私的録音補償金を作った意味が無くなるのではないのでしょうか。音楽の作詞・作曲家やアーティストに何の報酬も支払われないことによって、より良い作品が発表されなくなってしまっは何の意味もありません。これからも良い音楽を作ってもらうためにも、ユーザーにとってもわずかな金額を補償金として携帯プレーヤーの値段に上乗せして支払うことに異存はありません。</p>
	<p>【意見】 かつてのアナログ時代と異なり、デジタル技術が日々進歩してゆく今日、音質の劣化しない音楽CDが大量にデジタルコピーされるといふ新たな時代が本格的にやってきたことを実感するとともに、音楽CDのデジタルコピーについても“その手段に供されるハードとソフトは車の両輪である”ということを一層強く確信せざるを得ません。デジタルコピーの量的動向が気になる中、議論が継続されております私的録音録画補償金の見直し結果が、ユーザーの利便性や音楽関係の著作権者等の創作意欲に大きな影響を及ぼすことはぜひとも避けるべきではないかと考えます。機器メーカー側の一部には、技術的な保護手段(DRM)による個別課金導入との意見もあるとのことですが、長年にわたる検討を経て平成4年に著作権法改正法が成立し、今日の私的録音録画補償金制度が出来上がったことは意義深く、かつ画期的な方策として評価に値するものと受け止めています。多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、現行制度で実施されている購入時一回限りの補償金支払いの方が適しているのではないのでしょうか。そして、現行の私的録音録画補償金制度には、文化庁長官の指定管理団体が受け取った補償金はその2割以内を「共通目的」のために支出し、①著作権制度に冠する思想普及および調査研究、②著作物の創作の振興および普及に資する事業、③著作権および著作隣接権の保護に関する国際協力、または前三項の事業に対する助成、等に使用できる旨が法律上に明記されており、この点も同制度が果たしている特筆すべき側面であると言えます。すでにiPod等が発売されていることに鑑み、ユーザー側の利便性と音楽関係の著作権者等の創作意欲の向上のため、現行補償金制度において、一日も早くiPod等のハードディスク内蔵型録音機器を補償金の対象に追加指定するとの考え方を支持いたします。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすることは当然のことです。購入するユーザーは音楽録音を目的に購入し、実際に音楽を楽しむために利用しているのが実態ですから、このことで作家に何らかの利益(補償金)が還元されるのは当然です。MDが指定されiPodなどが指定されていないという現状は、制度として不自然でバランスを欠いたものです。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>【意見】 消費者・ユーザーの立場から見て、ハードディスク内蔵型録音機器等を政令に追加して規定化することが、機器の使用実態や、また、著作権保護、権利擁護という点からも合理的である。</p> <p>1. 現行法は、他の国々と同様に著作物の私的利用については、厳格な要件のもとで自由に利用ができ、著作権者の許諾を必要としていない。ただし、著作物の自由利用の範囲が拡大されれば、著作権者の利益が不当に侵害されるおそれがあるためである。各国でも、GEMA方式をはじめ税法による措置などによって著作物の利用の円滑化と権利者保護のバランスを如何に保つか、苦慮の未導きだされた制度であり、私的利用に対する担保化が図られている。我が国でも、著作物の円滑な流通と権利者の保護、著作権の公益性と私益性という観点から、之等バランスを如何に捉えるかという問題は、デジタル機器など、その利用の媒体が普及発展とともに普遍的な課題である。平成4年に導入された現在の私的録音録画補償金制度は、絶対ではないが、利用の円滑化と権利保護の観点からバランスのとれたより合理的な制度で、アメリカをはじめとする各国から評価を受けているということである。</p> <p>2. 現在、政令で指定されている補償金の支払対象となっている特定機器、特定記録媒体はDAT・MD・CD-R・CD-W、DVD-RW・DVD-RAMなどであるが、音楽や映像を録音・録画するデジタル技術の進歩に伴って、iPodなどに代表されるハードディスク内蔵型録音機器やフラッシュメモリー内蔵型録音機器など、高度化された大容量の機器が普及しており、今後さらに進展するものと予測できる。インターネットで「法制問題小委員会(第7回)議事録」を見たが、その限りでは、「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定」について、「補償金制度の正当性もない」。「現行法の改正も必要なのではないか」。「一律に強制的に課金することになり不適切」。「私的録音録画補償金制度に基本的な問題がある」。「補償金の額などに問題がある」。又、「ハードディスク内蔵型録音機器等は、汎用機器と考えられるので、補償金の対象とすべきでない」とし、「そもそも、個別課金が可能である以上、権利者の利益が不当に害されていないから、補償金制度は不要である」などと反対する意見が開陳されている。さらに、反対者は「現行の補償金制度は、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的の基金の妥当性、私的複製の範囲が明確でない点などから、制度の根本的見直しを図るべきである」とも主張する。之等の主張・見解は、「ハードディスク内蔵型録音機器を政令指定として追加」すべきか否かの問題と、私的録音録画補償金制度全体の問題とを混同したものであり、これは、緊要な課題を検討して結論すべき本テーマから逃避し、時間稼ぎの消極的な見解で、徒に権利者保護の実効性を喪失せしめるものであって、一消費者・ユーザーとしてこのような無責任な見解は支持できない。</p> <p>3. 私を含め一般の消費者・ユーザーは、デジタル機器に限らず、録音・録画機器は、複製を目的に或いはそれを予見して開発・設計・製作され販売されているものと認識している。そして、消費者・ユーザーは、より高品質な機器を求めてそれを購入しようとするのは寧ろ自然である。機器に著作権の権利関係が重量化、複雑化して権利処理の問題が生じるのであれば、どの時点で権利をクリアし適正に利用できるかといえば、反対者の言う個別処理、個別課金は使用の実態から見ても実現不可能であり、現行制度による源泉処理の方法しかないのではないか。我々一般消費者・ユーザーは機器の利用に当たって、何か後ろめたいようなことは避けたい気持ちでいる。権利処理がクリアされた機器などを堂々と活用したいものである。知財立国を標榜する今日、デジタル機器の進歩発展と共に権利侵害の拡大が懸念される状況は、一刻も猶予はならないと受止めている。現行制度を踏まえて、ハードディスク内蔵型録音機器等を速やかに政令指定として追加することが、利用の円滑化と権利者保護、延いては法的安定性・明確性に繋がるものと思う。そして、現状では汎用機器、記録媒体が補償金の支払対象となっていないということであれば、これについても速やかに実施すべきであると考えます。</p>
	<p>iPodを補償金の対象にすることに賛成です。iPodのようにインターネットから簡単に局をダウンロードできて、しかも高音質の録音機器が補償金の対象にならないというのでは、制度としてバランスがとれません。権利者団体が怒るのも当然だと思います。補償金制度そのものについての検討は今後継続して行うべきだと思いますが、現行制度のもとで対象となるべき機器を政令指定すること、制度自体の問題点を検討することは別次元の問題であると思います。大勢でデジタルコピーをし続けることによって、アーティストや作家が不利益を被ることは、結局日本の文化の衰退をもたらすことになるのではないのでしょうか。知財立国という政府の方針にも合わないのではないのでしょうか。また、メーカーなどが主張する、DRMを用いてコピーをコントロールし、ユーザーからコピーの都度課金する方法は、様々な音楽を数多くコピーする者にとっては、かえって手間や経済的負担になります。課金を前提にするならば、権利者側が主張している意見に賛成します。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器の政令指定に賛成します。現行の私的録音録画補償金制度の趣旨からすれば、これらの機器は当然に政令で指定されるものと思います。メーカーのいうように指定しないで、作家に補償金が入らなければ作家の生活はどうなるのでしょうか。また、もし補償金制度が廃止されてDRMによる個別課金が行われるようになれば、ユーザーにとってはむしろ負担増になると思います。多くのユーザーにとっては、DRMによる個別課金よりも、補償金制度の方が便利だと思います。</p>
	<p>意見 iPodを補償金の対象にすることに賛成であり当然のことです。現行の補償金制度の趣旨からすれば、MDと同じ、いやそれ以上の録音の容量を持ったiPodが補償金の対象から外れることには、理解が出来ません。音楽を録音するものとしては、形が違っても、録音するという結果は同じではないのでしょうか。MDが対象になり、iPodが非対象となるのは、バランスを欠くことになると思います。</p>

項目	意見
	<p>意見</p> <p>・私は現在、レンタル屋からCDを借りてきて、MDに録音しています。iPodを買おうか迷っているところです。MDには私的録音補償金が含まれていることを聞いていますが、iPodは今のところ含まれていないとのこと、これはおかしいと思います。世の流れを見ていると、MD、CDからiPod等の携帯プレーヤーに取って変わってしまいそうです。メーカー等は反対しているようですが、何故でしょうか？ 音楽を我々消費者に供給することはとても大事ですが、権利者側を無視しては良い音楽も生まれてはこないと思います。作詞・作曲家・アーティストには何らかの報酬を支払って当然と考えます。我々が支払った補償金が権利者側に分配されるというシステムは素晴らしいと思います。自分の音楽文化に貢献していると自覚できます。音楽は自分たちには無くってはならないもので、音楽を創作した方々には敬意を表するのは当然だと考えます。日本人全般に言えることですが、著作権等の知的所有権に対する認識が不足していると日々感じていました。是非、iPod等の携帯プレーヤーも補償金制度に指定してください。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすべきと考える。iPodなどは、確かに音楽の録音以外の使用もできますが、ほとんどの人は音楽を録音するための購入と思える。商品としてみたときに、音楽録音に関して優れた機能を持った商品である。私の周りの人間で、他の目的のために購入している人は見当たらない。同じ目的で利用されているにもかかわらず、MDが指定されていて、iPodなどが指定されていない現状は不公平といえる。これらの機器をすぐに政令指定をしたうえで、補償金制度そのものについての検討は継続しておこなうべきだと考える。また、審議の内容をみると、根本的見直しの議論をせずに、ハードディスク内蔵型録音機器等を政令指定すべきでないという意見があるが、現行制度において対象となる機器を政令指定すること、制度自体の問題点を検討することは、別の問題である。すぐに公平な観点からも政令指定をしたうえで、私的録音録画補償金制度の見直しを行うべきである。</p>
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定はやむを得ないと思います。確かに、消費者としては一切の経済的負担は持ちたくありません。しかし、消費者は同時に生産者でもあるので、人の作った財産を使うのであれば、相応の対価を支払うのが当然だと思います。音楽配信での販売価格は1曲当たり150円～200円ですが、音楽を作っている人達にとってはあまりに安すぎる金額であり、生計を立てるのも厳しいのではないのでしょうか。したがって、ハードディスク内蔵型録音機器等へのコピーについては、別途、補償金支払いせざるを得ないと思います。音楽配信では購入できないアーティストも多いですし、その場合は、購入・レンタルしたCDの音源をハードディスク内蔵型録音機器に入れる他ありません。その場合、従来のMDコピーであれば、補償金を支払うことにより、一定の対価を音楽創作者に還元できていたと消費者側も安心できていたわけですが、今後、そうした還元がなくなるかと思うと、情報を窃盗しているようで、どこか座りの悪さを感じます。</p>
	<p>○「問題の所在」について(36頁) ハードディスク内蔵型録音機器等の技術的特性から考えて、著作権法第30条2項により政令指定すべき機器等の典型であり、当然に直ちに指定すべきである。</p> <p>○「審議の状況」について(37頁、38頁) ・DRMによる個別課金が論じられているが、例えば、過去に販売したCDには適用できないため、DRMだけでは解決できない問題もあるなど今後検討すべき課題は多く、今採用できる現実的方法ではない。 ・「補償金返還制度の実効性の低さ」「消費者の認知度の低さ」が問題にされているが、製造業者等の「協力義務」は、私的録音による著作物等の利用に関して製造業者等が消費者と共に「共同責任」を負い、又消費者と共に「利用者」であるという論拠に立って、日本独自の法制度を採ったものである。製造業者等の協力義務は実質的には「支払い義務」と同じ意味をもつものであり、このことからすれば、「補償金制度の実効性」「消費者の認知度」は二次的問題であり、制度見直しに関わる本質的問題ではない。 ・又、「共通目的の妥当性」が問題にされているが、共通目的事業への支出は、分配し得ない権利者への配慮として行う一種の間接分配であり(加戸守行「著作権法逐条講義四訂新版610頁」、分配しうる権利者の精度が上がれば2割の支出は下がる性格のものである。(参考:sarah news 2001.6 Vol.4「阿部浩二“補償金額の2割を公共目的に支出することについて”」)なお、この問題は補償金を受ける権利者側が判断すべき問題であり、製造業者を含む利用者が提起する問題ではないのではないか。</p> <p>・「許容される私的複製の範囲が明確でない」という意見があるが、これは私的録音録画補償金制度の問題ではなく、権利制限規定の第30条第1項の解釈にかかわる基本的課題であり、すでに明確であると考える。 ・「二重課金」の問題が論じられているが、公衆送信権あるいは送信可能化権に基づく送信は、以後の複製を前提とするものではなく、「公衆送信あるいは送信可能化」による著作物等の利用と「私的録音録画」による著作物等の利用は峻別されるべきであり、ダウンロード時に補償金が含まれているわけではない。すなわち、ダウンロードした楽曲に掛かるものではなく、ダウンロードした楽曲を複製することに掛かるものである。したがって、二重課金と考えるのは基本的誤りである。なお、iPodからは出力できないという主張があるが、借りたCD等からiPodに録音することが問題である。 ・ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機であり、補償金の対象にすべきでないという意見は、同機器等の使用実態を無視した意見ではないか。仮に汎用機であるとしても、私的録音に使用される可能性を持つ以上指定されるべきである。 ・政令指定に関し、法技術的問題としてワーディングが指摘されているが、これは政令指定する政府の立法能力を疑う意見である。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>〔意見〕</p> <p>音楽の録音がメインのiPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等については即刻、私的録音補償金の対象として政令指定すべきです。確かに法制度上は新たに発売されるデジタル方式の録音機器等が自動的に私的録音補償金の対象として政令で指定されるようにはなっていませんが、私的録音によって失われる著作権等の利益を補償するという制度の趣旨からすれば、ハードディスク内蔵型録音機器等も当然に指定されなければならないと思います。この制度はメーカー側の協力がなければ機能しないことは確かですが、メーカー側と利益調整を図るような問題ではなく、むしろ国の文化発展の見地から、その責任を負っている文化庁が政令指定に向けた働きかけを積極的に各方面に行うべきではないでしょうか。iPodをはじめとするハードディスク内蔵型録音機器等は今、急速に普及しており、審議が長びけば、結果として制度がなし崩しになる惧れがあります。</p> <p>私は、私的録音録画補償金制度は、文化の発展を支援するという観点からも非常に優れた制度であると考えています。私的録音録画補償金制度は1960年代に当時の西ドイツにおいて導入され、その後各国に普及していった制度ですが、西欧諸国においては国のかたちとも言える文化の保護政策は何にも増して重要なものであり、技術の変容等で制度を部分修正することはあっても、制度そのものをなし崩しにするようなことはあり得ないのではないのでしょうか。</p> <p>現在のわが国の制度は、原則的には私的録音を行う人が補償金を支払うことになっていますが、この制度は消費者の極めて薄い負担、すなわち消費者が小さなパトロンとなって、日本の主要産業である家電メーカー等の協力のもとに行われる文化支援策という見方をすることもできます。均質的な大衆社会である日本に適った制度であり、政令指定という方法が良いかどうか、法技術上の問題はありますが、制度としては維持すべきものと考えます。</p>
	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会意見募集について」 (意見の対象項目) 私的録音録画補償金見直しについて ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきだと思います。機械メーカーの提言するコピーする際の課金はレンタルショップからCDを借りて録音した場合、どのようにして課金するのでしょうか。現在の補償金制度一ものMD同様iPod等録音機器を追加することで、ユーザーや作家、アーティストにとっても現実的な制度を維持出来ると思います。</p>
	<p>著作権者の立場から一言申し上げます。昨今のハードディスク内蔵型録音機は膨大な記憶を可能にし、またその進化に目を見張るものがあります。しかしその機器が補償金の対象になっておらず、著作権者の権利が無視され結果的に作品が使い捨てのように扱われかねない現状に大変危機感を覚えます。DRMIによって1000曲、2000曲を現実にもどのような方法で個別課金が可能なのでしょうか。機材機器の進化スピードに遅滞なくその対策を立てていただきたいが、最も現実的な方法がハードディスク内蔵型録音機器を政令指定するべきと考えます。</p>
	<p>2005年10月7日 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 意見募集について」 私的録音録画補償金の見直しについて ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p> <p>現在の補償金制度の一番いいところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を一回払うだけで、何の気兼ねなしに自由に録音できることだと思います。そのようにして支払った補償金がアーティストやクリエイターに還元され、彼等がまた素晴らしい音楽を世の中に提供してくれるわけですから、消費者にとってもアーティストやクリエイターにとっても、この補償金制度はとてもしずなブルな制度だと思います。 iPod等のハードディスク内蔵型録音機を速やかに政令指定すべきであると考えます。</p>
	<p>日本音楽作家団体協議会(FCA)加盟の作曲家が「著作権自体が危ないという危機感をもっている。高性能な機器が音楽文化をマイナスにはいけないし、創作者が安心して創作に打ち込める環境をつくってほしい」と言っておりましたが、そのとおりだと思います。自分たちの利益拡大のための道具としてしか音楽をみていないメーカーの姿勢には、音楽を生み出している作家・アーティストに対する愛情がまったく感じられません。 MDよりも高性能のiPodは、当然補償金の対象機器として早急に追加指定されて然るべきだと思います。</p>
	<p>現行の私的録音録画補償金制度の下では、著作権法30条2項の趣旨からすればハードディスク内蔵型録音機器等は、当然に政令で指定されることが予定されているものであると考えます。権利者保護の観点から何か別の手当がされているのであればともかく、何の手当もなく補償金の対象にもなっていないということは、現状では著作権法の精神(第一条「著作権等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利的保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」)が生かされていないと言えるのではないのでしょうか。 作家やアーティストは権利保護がなされてこそ、安心して創作活動等に打ち込めるのです。そのことが音楽文化・音楽関連産業の発展につながると思います。</p> <p>審議の経過を読むと、「制度自体に多くの基本問題を内包しているので、根本的見直しの議論なしてハードディスク内蔵型録音機器等を政令指定するべきではない」、との意見であるようですが、現行制度のもとで対象となるべき機器を政令指定すること、制度自体の問題点を検討することは別次元の問題であると思います。 法に定められた制度の運用の問題と制度見直しの問題を混同して議論しているのではないのでしょうか。 iPodなどの機器を早急に政令指定をしたうえで、補償金制度そのものについての議論は、今後継続して行うべきであると思います。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>私的録音の見直しに係る意見募集について DRMによる個別課金の実現すれば1曲録音するごとに課金されるとなるとiPodに録音する人は、高額な使用料を支払わなくてはならないので、たとえ補償金がかかるようになってもCDを買っていたときよりはかなり安くなるので逆に一度支払ってしまったほうが良いと思うのですが……。</p>
	<p>国会において審議・可決された法律に基づく現行の補償金制度を前提とする限り、ハードディスク内蔵型録音機器等の問題を文化審議会の議論に委ねたまま放置し、行政としての責任ある判断を示そうとしないことは、一種の怠慢というべきであります。もしこのまま追加指定を見送るのであれば、30条1項自体を見直す必要があることは明らかです。現行の補償金制度に早急に取り替わることができる現実的、具体的代替システムがない状況であることから、現行の補償金制度を維持し、対象機器として早急に追加指定すべきであると考えます。</p>
	<p>音楽を都合のよい道具として利用してハードのシェアを拡大しようとするアップルやそれに追随する国内メーカーのやり口には違和感を覚えます。メーカーはさもユーザーの味方であるかのような態度で意見を触れ回っているようですが、もし彼らの主張どおり補償金制度が廃止されてDRM(デジタル権利管理)システムによる個別課金が行われるようになれば、ヘビーユーザーにとってはむしろ負担増になるだろうと思います。現行の補償金制度は維持されるべきであるし、iPodは対象機器として早急に追加指定されるべきではないでしょうか。音楽文化が生み出す利益は「私だけのもの」ではないはずです。</p>
	<p>〔意見〕 現在の私的録音補償金の額は、世の中で盛んに行われている私的録音の実情を反映していないと思われる。この私的録音補償金の空洞化の一番おきな原因は、実際に私的録音に使われている機器が、補償金の対象になっていない、ということにあると思われる。</p> <p>iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器の普及による、膨大な量のコピーの蔓延が、音楽CDの売り上げ不振の原因のひとつになっていると云われています。高性能な録音機器の発達、音楽文化の発展に繋がらないとしたら皮肉なことです。</p> <p>DRMなどの技術でコピーを出来なくさせるのではなく、著作権法に定めたとおり私的録音を認め、そのかわりに適正な補償金が支払われるということが、著作者にとっても音楽愛好家にとっても幸せなことではないでしょうか。</p> <p>著作権法に則り、私的録音録画補償金制度が創られた精神に立ち返って、作家やアーティストが安心して創作に打ち込める環境が創られることを願います。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を速やかに私的録音補償金の対象機器として政令指定することを求めます。私的録音に使用される主な機器がMDからiPod等へシフトしている現実と、制度の立法趣旨を鑑みますと指定されないことが法の精神に反すると考えます。</p>
	<p>(意見の申立理由) わが国の著作権法では以下の通り定めています。</p> <p>「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」(第二十一条)</p> <p>「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において(中略)、その使用する者が複製することができる。」(第三十条第一項)</p> <p>しかし、「デジタル方式の録音又は録画(中略)を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」(第三十条第二項第2号)</p> <p>本件については、iPod等が現段階でデジタル方式で録音の用に供されているのかどうか、またそのデジタル録音機能が本来の機能であるのか否かの問題が前提であって、法制問題小委員会での、ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定すべきでないとの意見において指摘されている問題点のうち、特に以下の四点について、意見を提出いたします。</p> <p>(1)補償金制度自体は、多くの基本的問題を内包しており、制度の根本的見直しについて議論することなしに、機器等の追加により制度を肥大化させることは不適切である。</p> <p>多くの基本的問題を内包しているとの意見もたしかに理解はできません。しかし、そのような抽象的な理由だけでは、現実の社会的実態として、既存の私的録音メディアを代替するに至っているハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定を否定する理由にはならないと思われます。そもそも私的録音補償金制度が政令指定という形式を取った趣旨は、私的録音の社会的実態の変化に即して、法制度そのものの改正を行うことなく機動的に、柔軟に対応できるようにするためだったはずであり、「法制度」自体が基本的問題を抱えていることを理由に、「政令指定」の追加を行わないことはそのような制度の趣旨に沿わないものと考えます。つまり、現行制度の趣旨からして、政令指定は、まずもって私的録音の社会的実態に即して柔軟に行われるべきであり、現行制度が問題点を抱えていることを理由にして、法改正も行わないまま政令指定のみを実質的に停止させる運用をすることは、立法手続によらない実質的な法制度の改廃ともいえず、穏当ではないと考えます。現行制度が存在する以上は、その趣旨に沿って政令指定は続け、法制度的問題点については、それとは別に慎重に議論を重ねていくという方策をとることが、法治国家における制度運用のあり方としては妥当と考えます。</p>

項目	意見
	<p>(2) 標記の機器は、機器と記録媒体とが一体化している、もしくは汎用機器であると考えられ、追加指定は困難である。</p> <p>政令指定の対象とするにあたっては、厳密には技術的な意味での「汎用機器」かどうかの問題なのではなく、主たる用途が私的録音のためのものといえるのかどうかという社会的実態こそが問題なのであって、その検討にあたっては、技術的観点よりも、社会的観点が重視されるべきです。そのような観点からすれば、iPodに代表されるハードディスク内蔵型録音機器等は、消費者に対する広告宣伝態様に照らしても、また、現実の用途に照らしても、社会的実態として私的録音を主たる用途としているものであることに疑いはなく、その意味で政令指定の対象とするに困難な事情はないものと考えます。</p> <p>(3) ネット経由での音楽配信が本格化しており、機器への課金は、利用者を機器の購入時とダウンロードによるデジタルコンテンツ購入時の二重徴収にさらずことになる。</p> <p>日本に於いて世界に先駆けて開始された音楽配信事業は、PCにダウンロードした音楽ファイルをMDIに複製して利用するというビジネスモデルですが、かつてMDIに対して二重課金の問題になった事はありません。同じように購入したCDからMDIに複製することも二重課金と指摘されるかもしれませんが、立法時にそのことを問題としてはいません。</p> <p>(4) 補償金を負担するとされている消費者(対象機器・媒体を用いてデジタル録音を行う者)が、補償金制度の内容・実態についてほとんど知らない状況下で、機器等の追加を行うことは消費者の不信感を増すだけである。</p> <p>消費者への告知が不十分であることは、制度にまつわる広報政策の問題であって、個別の機器等を政令指定の対象に加えるかどうかという問題とは、本来、直接関係しない問題です。消費者への告知が不十分であるという指摘があることは、それはそれで解決されなければならない問題であるといえますが、政令指定は、あくまでそれとは別に、制度の趣旨に従って、私的録音の社会的実態に照らして決められるべき問題であると考えます。</p> <p>最後に 私的録音録画補償金制度自体のあり方については、既に著作権分科会においても課題として取り上げられているところであり、長期的視野に立った制度見直しも必要であると認識しております。しかしながら現行制度下は、私的録音の社会的実態に照らして、「法制度」の改正ではなく、「政令指定」という方式によって対応することが予定されている以上、現実の社会的実態として、MD等に代替する私的録音メディアとして機能しているiPod等を政令指定の対象にすることこそが、制度の趣旨に沿った、現状における最適な対応であると考えています。</p> <p>以上</p>
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>***意見*** 音楽は、作家が生んだ大事な大事な子供達です。それを守りたいという権利者の主張は尊重されるべきではないでしょうか？ 世界中の国々が、最低でもデジタル録音については補償金の対象にして、作家を、そして文化を守っているのですから、音楽を商売に使うメーカーには快く賛同して欲しいものです。「iPod」は絶対に、私的録音録画補償金の対象に加えるべきです。</p>
	<p>～意見～ 音楽をリスベクトする立場から、やはり創作する人達に著作権の使用料が還元する今の仕組みは大切です。もし制度を凍結して、1曲でも、新たな音楽が世に生まれてくる機会が失われれば、もう文化の喪失だと思えます。従って、「iPod」などは絶対に、私的録音録画補償金の対象に加えるべきです。 「iPod」はまさしく、録音した音楽を聴くためにある機器です。これが音楽専用じゃないと言うこと自体、非現実的だし、無理があるでしょう。</p>
	<p>iPodのような新しい録音機器について、政令指定した方が良いと私は思います。 私は音楽が好きです。演奏するのも、もちろん聴くのも好きです。MDIによくダビングし、持ち歩いています。私のような者でも、例えわずかではあっても、新しい音楽が生まれる原動力になっているのではないかと、何となくうれしく感じるものです。「これからも素敵な音楽が聴きたい。作家の皆さんに頑張ってもらいたい。」今後、私がiPodを購入したとしても、この気持ちは変わりません。</p>
	<p>iPod等のハードディスク内蔵型録音機器を速やかに政令指定すべきである。</p> <p>MDの愛用者として音楽を創る人達へ補償金を支払うことでメーカーと消費者及び創作者のハッピーな関係が構築されてきました。MDにとってかわるiPod等の機器についてもMD同様に私的録音補償金の対象機器とすることに何らの違和感はありません。 わずかな金額の補償金を払うことで、自由に私的録音ができるんですから。この制度をこれからも維持して下さい。</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等につきましては、以下に申し述べますとおり、私的録音補償金の対象機器として追加指定すべきであると考えます。創作者やアーティストの保護につながる私的録音補償金制度の見直し(iPodに補償金をかけること)に賛成します。iPodに1000曲も2000曲も私的録音され続けては、増々CDが売れなくなってしまいます。こんな状況では、創作活動をする人がどんどん減ってしまうのではないのでしょうか。作家やアーティストが安心して創作活動に打ち込める環境が必要です。早急に追加指定されるべきであり、現状においては、それがユーザー、メーカー、権利者のバランスを図り、さらに音楽文化の発展・音楽関連産業の発展につながり、我が国が目指す知財立国にもつながると考えます。</p>

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等を追加指定することに賛成です。iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器については、一刻も早く政令指定し、その結果、音楽を作ってくれた作家の方々に、報酬が支払われれば、作家のかたにとって創作の励みになり、また新たな作品が書かれ、世に出て、まさに音の楽しみが拡大すると思うからです。私たちが、楽しませてもらっている音楽は、ただで作られているわけではありませんし、ただで聴いているわけではありません。昔はレコードショップへ出向き品定めをしてLP、後にCDを購入していました。このLP、CDが売れば売れるほど作家には著作権料が支払われているはずですが、最近、CDなどはレンタルショップへ行けば、購入するより割安で借りることができ、我が家でMDに記録しウォークマンで聞くことが可能になりました。MDに記録することに関しては、機械等が売ればそれなりに作家に報酬が支払われているわけです。この環境が技術の進歩発達により変わってきました。私もウォークマンからiPodにかえました。なぜなら機械は小さくなって、MDよりはるかに多くの曲を蓄積できるからです。そして最近ではレンタル店でCDを借りてきたりする手間もなく、便利なインターネットから希望する曲をリーズナブルな価格で手にいれることが可能になりました。また、購入する、あるいは借りてくるCDアルバムには必ずしも聞きたいと思う曲ばかりではなく、12曲くらいのうち、聞きたいのは1、2曲という場合が多いのですが、インターネットでは、このアルバムの中の1、2曲に限定して手にいれることができます。このように、ますます作家のつくられた曲を、手短に、しかも多く利用できることが可能な世の中になってきたにもかかわらず、作家への感謝の気持ちでもある報酬が支払われないということは本当に忍びないことだと感じています。繰り返しになりますが、一刻も早く、制度を見直しをして、このような素晴らしい機器が広まれば広まるほど作家のかたに潤いが増し、ますます「音の楽しみ」がひろがる日が訪れることを願っております。</p>
	<p>法制問題小委員会意見募集について 私は、今世情を騒がせているアイポット等のハードディスク内蔵型録音器を速やかに政令指定すべきであると考えます。現在市販されているMDに比べ比較にならないほどの大容量録音可能なアイポットやネットワークウォークマンは、今後間違いなくMDに代わり主流商品になる事は明らかです。現在MDが補償金の対象になっているにもかかわらず、これだけの大容量録音器が未だに補償金の対象になっていない事にいざおりを覚えます。早急に対策を立ててこれらの機種を補償金の対象になるよう法整備を急ぐ必要があります。現在MD機種などに対する補償金制度の良いところは、録音する機器やメディアを購入する時に販売価格に含まれている補償金を一回払うだけで、何の気兼ねも無く自由に録音できることです。このようにして支払った補償金がアーティストやクリエイターに還元され、其れにより彼らが又素晴らしい音楽を世の中に提供してくれる訳ですから、消費者にとってもアーティストにとっても補償金制度はとても良い制度だと思えます。</p>
	<p>追加指定するべきだと思います。現在MDが補償金の対象となっているのにiPodが対象でないのは全くおかしいです。補償金という形にいろいろ意見もあるようですが、結局簡単でわかりやすく安心な形式なのではないかなと思います。</p>
	<p>前略 iPodなどの新たな録音機器等を一刻も早く政令指定すべきと考えます。理由は単純です。MDが指定されているのに、iPodが指定されない根拠がわかりません。誠実な作曲家を身近に持つ者として、憤りさえ感じています。「二重徴収」という誤解について、審議の場できちんと話し合われているのでしょうか？ 補償金制度を知らない人が多いことを問題視する識者がいるようですが、メーカーにも同様の責任があるはずですが、制度の見直しを理由に、作詞家・作曲家を見殺しにすることは断じて許されないとします。</p>
	<p>件名「法制問題小委員会意見募集について」 私的録音録画補償金の見直しについて 日本国内はもとより世界に向かって文化と言う事について最高のイメージで啓蒙指導されている貴庁に対して、提案と言うより、最近の著作権や補償金についての整理のつかない状態、今回はこの一点について簡単に提案します。性能が全般的に何十倍優れた機器が出てくるのは当然で、もうとくに機器の内蔵する容量が如何に増大しても、それに対応して処置するデータや機器に課するパーセントが準備できていて当たり前なのです。文化の概念も進歩なく、唯、人間の無能をさらけだしているだけの世情ですが、芸術家を苦しめることより、楽に創作させてくれれば、テロや戦争の問題も解決の方向に一挙に進むことでしょう。では失礼します。</p>
	<p>iPodなどのハードディスク内蔵型録音機器等をMDと同様に私的録音補償金の対象にすべきで、「早急にすべきと考えます」。「汎用機器だから政令指定すべきではない」との意見があるそうですが、メーカーが音楽録音が可能であることを最大のメリットとして広告しており、ユーザーもそれがために買っていると思います。そこには音楽の著作権者に対する配慮があまりにも無さすぎます。</p> <p>法制問題小委員会意見募集について JAPANデジタル流通推進協議会は、私的録音録画補償金についてIT産業の立場から主張し行動する、世界的な企業の団体です。(*1)以下本件について意見を述べます。</p> <p>イ. 総論 補償金は著作権侵害に対するソリューションではなく、またそのようなものとして設計されていません。これ以上の補償金は、権利者のみならず電子産業と消費者を利するような技術的ソリューションの開発から資源と努力を奪うこととなります。補償金対象製品の拡大は(1)時代遅れの制度を何年にもわたって継続し、(2)IT産業に対し極めてネガティブな影響を与えることとなります。</p> <p>ロ. 追加指定に関する意見について (i) 諸外国における状況 支持する意見の中には諸外国の補償金制度を根拠とするものがあります。しかし、現実には、次のとおり新規制度は導入されていません。 オーストラリア 2004年、著作権法検討委員会(Copyright Law Review Committee)は補償金制度の導入を否決。 カナダ 2005年、最高裁は補償金をiPodその他のMP3プレーヤーへの拡大を否定する下級審判決を支持。補償金制度そのものを廃止する動きも継続中。 ノルウェー、スイス 補償金制度を導入しないことを決定。</p>

項目	意見
<p>(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について</p>	<p>(ii)ハードディスク内蔵型録音機器等の趣旨目的について 支持する意見には「音楽のデジタル録音等を主たる用途として想定して開発・設計」されている機器であるから補償金の対象とするべきである、とするものがあります。しかし、いわゆるハードディスク内蔵型録音機器等は、本来インターネットを通じた音楽コンテンツ流通のネットワークを構成するものであり、PCにダウンロードされた音楽コンテンツをさまざまな時と場所で楽しむための、ネットワーク機器として開発・設計されています。つまりこれらの機器等は、オンライン音楽配信サービスのプラットフォームとしての役割があります。これまでの機器がスタンドアロンであったのに対し、このデバイスはネットワークとしての配信を目的としたDRMサービスを提供するものなのです。これを狭くとらえて「デジタル録音等」を「主たる用途とする」というのは、これらの機器等の本質を正しくとらえているとはいえません。ちなみに、本小委員会に補足資料として提出された権利者団体の文書「iPod等を私的録音録画補償金対象機器・対象記録媒体として緊急に指定すべき差し迫った必要性について」において、iPodは「アメリカでは、音楽配信iTunes Music Store:との連携で圧倒的なシェアを獲得」したとして、そのネットワーク機器としての性格を認めています。</p>
	<p>(iii)MD対象機器との代替性について また、支持する意見の中にこれらの機器等は「MD録音機器等を市場において代替する機器」と位置づけるものもあります。しかしながら、この議論には何をもち「市場」ととらえるのか明らかではありません。上記のとおりハードディスク内蔵型録音機器等はネットワーク機器として、DRMサービスを提供するものです。言うまでもなくMD録音機器等はこのようなサービスを提供するネットワーク機器として開発・設計されたものではありません。つまりこれらの機器等は別の「市場」の需要を満たすものですから、「代替」関係にはありません。なお、市販CDやレンタルCDを音源とする録音行為との関係については後記(iv)のとおりです。この関連で、権利者団体は指定に「緊急の指定の必要性がある」としています。しかし、後述のとおり、ほとんどの委員は本制度の根本的見直しに賛同しているのであって、その見直しに着手することもなく、MD対象機器との代替性を主張して拡大を求める意見は小委員会においてすでに否定された、と考えられます。</p>
	<p>(iv)「私的録音録画が行われる割合に応じた料率を設定する」ことについて 私的録音に対応した柔軟な料率設定の考え方は二重課金の問題を解消しようとするものです。二重課金は払う側、つまり消費者にとって極めて重大な問題であり、「少額ならいいだろう」では済まされません。そしてオンライン音楽配信が急速に成長している今日、「私的録音が行われる割合」は今後大きく変化することが予想されています。その中で人為的に設定した料率はあくまでも一時的なものでしかあり得ず、また二重課金を解消することにもなりません。逆にDRM、すなわち音楽をオンラインでダウンロードするたびに許諾条件に応じて課金する、オンライン音楽配信モデルに移行すれば二重課金を回避し、正当な報酬を権利者側に配分することが可能です。政府が二重課金の防止を真剣に望むならば、オンライン音楽配信モデルの発展を促進するべきであり、これに逆行する補償金のネットワーク機器への拡大を選択するべきではありません。また、この議論は現実味に欠けるという弱点があります。柔軟な料率設定が本当に可能なのでしょうか。一回設定したとしても、二重課金を解消するためには頻繁にこれを改定する必要があるはずです。最後に、そもそも市販CDやレンタルCDを音源とする録音行為については、その販売又はレンタル料金の設定に当たって「私的録音が行われる割合に応じた料率を設定する」ことも可能であるはずですが、そもそも消費者との楽曲の取引において料金の支払を受けるのが本来のあり方であって、デバイスの販売に課金することはあくまでもDRMが利用できなかった時代の短期的解決策です。現状では権利者は私的録音が行われることを承知の上で楽曲を提供しているので、これを販売又はレンタル料金の設定で配慮することも可能です。もしも現在の料金が競争圧力の変更できないのならば、権利者は消費者から通常の取引で得ることのできる対価をすべて得ているのであって、これに加えて制度的な課金(補償金徴収)をすれば二重課金になります。</p>
	<p>(v)DRMによる「消費者への制約・負担」について すでにオンライン音楽配信において楽曲はDRMによって保護されており、その上でCDレンタルよりも廉価で提供されている現実があります。したがって消費者への「負担」のおそれは現実ではありません。また、「消費者への制約」とは権利者側がコピーを一切禁止するという提供方法をとった場合に現実化するものです。しかし、オンライン音楽配信の先進国であるアメリカでそのような弊害は報告されていません。そもそも楽曲提供者は極めて多数であり、これらが一致してコピー全面禁止という消費者にとって扱いにくい提供方法に合意するとは考えられません。そうすると、そのような提供方法をとった楽曲提供者は市場で勝ち残れないだろうと考える方が合理的なのです。また、ここでいう「制約・負担」が現在のCD販売又はレンタルにおいて新たにDRMを導入するための費用についてのことであれば、オンライン音楽配信へ移行することによってそのような費用負担を回避することは十分に可能です。</p>
	<p>(vi)「国際条約上の問題」について 権利者団体は、著作権法30条2項はパリ改正ベルヌ条約9条の要求を満たすためのものと説明しています。同条では、複製(例えば私的複製)を認める条件として「著作物の通常の利用を妨げないこと、また「権利者の正当な利益を不当に害しないこと」をあげています。権利者団体はこの条項により、私的複製は補償金を条件としてのみ認められるとします。しかし、著作物の「通常の利用」とはCD販売やCDレンタルに限られるものではありません。現に音楽オンライン配信が成長しつつあり、その利益を権利者が享受している以上、これもまた「通常の利用」であることに疑いはありません。ネットワーク機器としてのハードディスク内蔵型録音機器等の幅広い普及を認めることはこのような「通常の利用」を促進こそすれ、妨げるものではありません。また、現在ハードディスク内蔵型録音機器等に補償金を拡大すれば上記のとおり二重課金は回避できません。消費者にとり意味のない負担である二重課金が「権利者の正当な利益」であるはずがありません。このように、条約解釈からも補償金拡大は不要なのです。</p>

項目	意見
(2) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>ハ. 追加指定を不適切とする意見について</p> <p>(i) いずれも正当な見解だと考えます。</p> <p>(ii) ただし、(6)の意見中「個別課金が可能である」部分については「権利者の正当な利益が不当に害されない、との点については、上記のとおり、二重課金の発生を回避するために補償金を拡大しないからと言って権利者の正当な利益を不当に害したことにはならない、と考えるべきです。上記のとおり、消費者にとって二重課金は意味のない負担となるからです。</p> <p>(iii) また、これらの意見に反映されていない論点ですが、ハードディスク内蔵型録音機器等は上記のとおりネットワーク機器であって、その拡大はオンライン音楽配信市場の拡大に結びつき、ひいては権利者の利益と消費者の利益をともに拡大・充実させるものです。補償金対象機器の範囲は政令により内閣が政策的観点から判断するべきものであって、単に「複製するから指定しなければならない」とは、著作権法は規定していません。そしてその際には、このようなネットワーク機器が音楽コンテンツの権利者と消費者にもたらす大きな利益をもた、正当に評価するべきです。</p> <p>(※1) メンバーには、Apple Computer, DELL, Intel Corporation, 等の企業が含まれています。</p>
	<p>パブリックコメントの懇請への対応(制定事項分科委員会)</p> <p>我々の認識では、文化庁は現在、ある特定の消費者製品における私的複製に新たな徴収金を課するという案を検討中です。我々は文化庁に対し、かかる新私的複製徴収金を賦課しないよう提言いたします。ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)(※1)は世界でもトップクラスのコンピューター及びソフトウェア企業を代表しています。最も躍動的でエキサイティングな消費者テクノロジーのいくつかは、BSAのメンバー企業が造り出してします。更には、録音された音楽などの創造的製品の不正コピーや不正使用を阻止するために特別に設計された最も人気の高いデジタル権利管理、もしくは「DRM」ソリューションを開発し、市場に送り出しています。BSAは、私的複製徴収金のデジタル機器への拡張に反対します。BSAは、私的複製徴収金が作者、消費者及び技術開発者の利益に大いなる脅威を与えるものと考えております。私的複製徴収金は、作者が音楽や映画の複製に対する適正な対価を確実に受取ることが不可能であった、約50年前に確立されました。今日では、デジタル権利管理(DRM)といった技術により、権利保有者によって認可されていない行為が防止されている一方で、消費者が作品を十分に堪能することが可能となっています。税金のような私的複製徴収金は、皆に、特に消費者に負担をかけます。非常に重要なことに、徴収金は著作権侵害行為を容認するといった誤った印象を生み出すことより、権利保有者にも損害を与えかねません。BSAは、徴収金をまず第一に正当化した複雑な正義が、もはや健全な政策ではない状況へと到達したと確信しております。この重要な問題について我々の見解の述べる機会をいただき、有難うございます。</p>
	<p>(※1) ビジネスソフトウェアアライアンス(www.hsa.org)は、安全かつ合法的なデジタル世界の促進に力を注ぐ随一の機関です。BSAは、世界の商業ソフトウェア業界並びにそのハードウェア・パートナーの、政府及び国際市場に対する代弁者です。BSAのメンバーは世界でも急速に成長している業界を代表しています。BSAプログラムは、著作権保護、サイバー・セキュリティ、通商及びEコマースを促進する教育や政策的イニシアティブを通して技術革新を推進しています。BSAのメンバーは、Adobe, Apple, Avid, Bentley Systems, Borland, Cadence Design Systems, Cisco Systems, CNC Software/Mastercam, Dell, Entrust, HP, IBM, Intel, Internet Security Systems, Macromedia, McAfee, Microsoft, PTC, RSA Security, SolidWorks, Sybase, Symantec, UGS及びVERITAS Softwareで構成されています。</p>
	<p>It is our understanding that the Cultural Affairs Agency is now considering certain proposals that would impose new private copy levies on certain consumer products. We urge the Cultural Affairs Agency not to impose any such new private copy levies. Business Software Alliance (BSA) * represents the world's leading computer and software companies. BSA's member companies create some of the most dynamic and exciting consumer technologies available. In addition, BSA members develop and market many of the most popular digital rights management or "DRM" solutions specifically designed to deter unauthorized copying and use of creative products such as recorded music. BSA opposes the expansion of private copy levies to cover digital devices. BSA believes that private copy levies pose a significant threat to the interests of authors, consumers and technology developers.</p> <p>Private copy levies were developed almost 50 years ago, at a time when it was impossible to ensure that authors received fair compensation for copying of their music and movies. Today, technologies such as digital rights management (DRM) make it possible for the consumer to enjoy fully a work while preventing acts that have not been authorized by the right-holder. Tax-like private copy levies raise costs to all, especially consumers. As importantly, levies can hurt right-holders by creating the misimpression that piracy is sanctioned. Indeed, BSA believes that circumstances have evolved to the point where the rough justice that justified levies in the first place is no longer sound policy. We appreciate the opportunity to share our views on this important issue.</p> <p>* The Business Software Alliance (www.bsa.org) is the foremost organization dedicated to promoting a safe and legal digital world. BSA is the voice of the world's commercial software industry and its hardware partners before governments and in the international marketplace. Its members represent one of the fastest growing industries in the world. BSA programs foster technology innovation through education and policy initiatives that promote copyright protection, cyber security, trade and e-commerce. BSA members include Adobe, Apple, Autodesk, Avid, Bentley Systems, Borland, Cadence Design Systems, Cisco Systems, CNC Software/Mastercam, Dell, Entrust, HP, IBM, Intel, Internet Security Systems, Macromedia, McAfee, Microsoft, PTC, RSA Security, SAP, SolidWorks, Sybase, Symantec, Synopsys, The MathWorks, and UGS.</p>
<p>私たちは、音楽をすることで生活し、家庭を守り、家族を支え、子供達を育てています。不法録音の問題が起きてから、先行き不安で一杯です。安心して創作活動が出来ますように、iPod等ハードディスク内蔵型録音機器を、速やかに政令指定するべきであると考えます。音楽はこころのビタミンです。本を買うお金や、楽器を買うお金が、今足りません。作曲家や作曲家は、ほとんどの人が貧乏です。どうかよろしく願います。</p>	

項目	意見
(2)ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について	<p>僕はレンタルしたCDからMDにダビングして音楽を聞いていますが、父に、めんどくさい手続きをしなくても、僕が私的録音補償金を払っていると聞きました。このお金を払えば、法律に違反しないで録音ができるしCDのアーティストもお金がもらえるので良いと思います。iPodを買ってもらおうのですが、機械を買う時に一緒にお金を払えば(父が払います)、自分も堂々と録音できるようにして下さい。</p>

項目	意見
2. 私的録音録画補償金の見直しについて	これについては記載されている「対象とすべきではない」という意見を支持します。
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>審議においては、汎用機器・記録媒体を補償金の徴収対象とすべきでないとの意見が多数を占めたという。私も多数意見に賛成であるが、単に補償金の徴収対象としないことのみならず、この機会に現行の補償金制度を廃止すべきであるとする。</p>
	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 汎用機器・記録媒体に関し、他人の著作物(オペレーティングシステム、データ、ソフトウェア代金)について、既に支払済みである。補償金は二重払となる。</p> <p>2 汎用機器・記録媒体に関し、自分の著作物(オリジナルデータ、ソフトウェア)について、補償金を徴収されることは、その理由がなく納得できない。補償金の返還を求めるとしても、そのコストが大きく事実上困難である。</p> <p>3 1、2にもかわらず、汎用機器・記録媒体から金銭を徴収するとすれば、当該金銭は、もはや補償金ではなく「租税」である。</p> <p>4 汎用機器・記録媒体以外のものであっても、現に矛盾が生じている(例:デジタルカメラで撮影した画像データを録画用DVD-Rに保存する場合。なお、データ用DVD-Rは、録画用のものよりも流通量が少ないようである)。</p> <p>5 (結論)補償金の徴収対象を汎用機器・記録媒体まで拡大することは制度の趣旨を逸脱するものであるが、このような拡大論が出ること自体、補償金の制度的な位置付けが曖昧な証拠である。当該制度は廃止すべきである。</p>
	<p>上記同様、機器に対してではなくコンテンツに対して支払う物であることから、私的利用の機器については取り扱う必要がないと思います。著作権料は機器ではなく著作物に対して支払われる物なのだから、総ての機器に保証金は必要ないと思います。</p>
	<p>私的録音録画補償金の見直しに関して賛成する。</p> <p>デジタル録画機器に関しては、汎用機器、記録媒体それぞれに著作権料を加算するべきである。</p> <p>現行のCD-R・RW、DVD-R・RWはAV録画用、データ記録用と2種類のメディアが存在しているが、CPRMで記録された映像・音声はデータ記録用のDVD-RWでも問題なくムーブ、あるいはコピーワンスが可能になっている。これは著作権料公平負担の点から考えて非常に不公平である。実際、私の身の回りでも、私は音楽用CDのバックアップに音楽用CD-Rを利用していたが、友人はデータ用CD-Rを利用していた。私の音楽用CD-R、友人のデータ用CD-Rを聴き比べても何の違和感も感じられない。データ用CD-Rの数倍もする音楽用CD-Rを購入している私はとても空しさを感じている。正直者が馬鹿を見ていないのではないかと感じる。</p> <p>日本国内ではデジタル録音を行えるものに対しては消費税のように、平等に著作権料の負担制度を構築するべきである。著作権料は販売価格の高さに応じて、加算を行う累進著作権料制度の導入を提案したい。</p>
	<p>まず、パソコンとハードディスクについて</p> <p>パソコンは、あくまで「汎用機器」であり、「録音録画専用機器」ではありません。しかし、補償金を徴収しないと著作権保持者が損害を被る事も問題。この為、ハードディスクに対しての課金ではなく、例えば「テレビチューナー」や、(WindowsOS搭載パソコンの場合)「Windows XP Media Center Editon OS」などを搭載したパソコンなどに限り、ハードディスクの容量に見合った料金を徴収するのはどうだろうかと思えます。何にしても、ハードディスク自体に対して課金するのは、専用機器でない以上筋違いな話だと思います。</p> <p>データ用CD-Rに関しては、料金は徴収しても良いが、音楽用CD-Rよりも徴収料をかなり低めに、具体的には1/10以下程度にするべきだと思います。理由はPDFにある反対意見の通り、全員が全員音楽などに利用するわけではないからです。</p>
	<p>導入など論外である。可能性があるから補償金を取るでは、これからの世の中のほとんどの物から取ることが可能になってくる。そもそも著作権物の録音録画用途など全体から比べればほんの少しであるので、反対である。</p>
	<p>汎用機器等は対象とすべきではないとあるが、賛成である。</p>
	<p>下記の観点から、進むべき方向と逆行する追加指定は行うべきではないと考える。</p>
	<p>本来の趣旨であるならば、デジタル・アナログ等の録音方式に関わらず著作物の複製全てに課金し、補償金は複製された著作物の著作者に配分されるべきものであるが、現制度は課金の容易性を優先してバランスを欠く負担と不透明な分配が行われており、著作物利用者の観点からは公平性の上で問題が多すぎると考える。</p> <p>また、著作者にとっても自分の著作物の正当な対価を得られておらず創作活動の動機付けを損なうことにもなる。しかし現実の問題として、個人が行う全ての形態の私的複製行為を個別に監視することは不可能であり、私的録音補償金の考え方そのものが非現実的であると言わざるを得ない。そもそもの問題の発端は不正な複製による著作権者の経済的損失をどうするかということであり、これは不正コピーに対する罰則強化と厳正な取り締まり、教育現場を含む啓蒙活動(不正コピー防止を訴えるだけでなく、著作者を支援するために著作物にお金を払っているという意識付けを行うことも重要)等によって対応すべき問題である。</p> <p>技術の観点からは、著作物利用形態が様々に広がる中、本来であれば新たなビジネスチャンスを求めてビジネスモデルを転換すべき業界が本制度によって結果的に保護された状態になっており、現制度の継続は技術発展の阻害要因になる可能性が高い(既得権益に捕らわれ、新たな技術に投資をしにくい体質を作り上げている)。このような状態が続けば既にグローバル化が始まっている著作物の配布技術で日本が大きく後れを取ることになり(既に明らかに遅れているが)、将来の日本経済にも影響を与えかねない。</p> <p>以上のことから、本制度は段階的に縮小・廃止するとともに不正な複製(私的利用以外の複製)に対する厳格な対応が進むべき方向であると考えます。また本制度同様に本来の意義を失い業界保護システムとなってしまっている再販制度の見直しも避けて通れないと考える。</p>
	<p>先に述べた通り、そもそも私的録音録画補償金は不必要であるため、対応機器の増加ということは考えなくてもよくなります。</p>
<p>PCで利用されているものは、そのほとんどがPCのみに関するもので使われており音楽などのデータをPCで聞くというのは少ない。また、CD-Rも大半は、データである。これらを一括して保証金対象ということにするとすると、その根源となる理由がない。ほとんど音楽に使用されるMDなどと并列に扱うよう考え方は、権利の乱用である。</p>	

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>以下の理由により現在対象とされていないパソコン等の汎用機器・記録媒体を追加するべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から存在する記録の為の録音(複製)と再生の為の複次的な録音(複製)を同列に扱うべきではない。 ・パーソナルコンピュータにおいて自己の責任において取得したデータのバックアップを行う事は当然の行為である。権利者が個々のユーザーに対してデータの保証を行わないのであれば複製を保持する行為は正当なものであり補償金を主張する事自体おかしい。
	<p>上記(2)でも述べているが、(3)については(2)以上に記録媒体内のデータのうち、音楽データが占める率は低く、それにまで課すと言う考え方自体がそもそも理解できない。この指針では今後、無秩序な保証金課金が行われ得る可能性も高く、これらの行為が引き金になり、音楽業界および関係機器販売業界への負の影響も免れない状況は必至である。(一部、既に影響は出ているが)</p> <p>そもそも、現状の著作権法の元で議論をしているのがおかしく、ネットでの配信への対応、デジタルデータ化への過剰な危惧(世間一般に私的利用で行われているデジタル録音では、原盤の情報を100%劣化せずにコピーしているものは、変換方式、ビットレート等からも考え、皆無に近いものと考えて差し支えない)、P2Pによる共有等への対応がなされていない。</p> <p>直接関係は無いが、Winny事件での一連の行動をかながみても、著作権法および施行例等の過剰な解釈による行き過ぎた対応が近年見られる。そもそも著作権はそれを有する著作権者が主張すべきものでもあり、ジャスダック等が無用に主張すべきものではないと考える。</p> <p>補償金の課金について論じる前に、そもそも著作権とは何か、私的利用とは何かを再確認するべきだ。</p>
	<p>そもそも汎用機器・記録媒体は音楽業界のために作られているメディアではない。しかも、音楽以外のデータが多数占められるのが現状である。これらのメディアに対する措置は権利の過大解釈である。まるで国の税金システムと同じではないか。</p>
	<p>私も「課金対象を無制限に拡大することにつながる」という点が気になるので汎用機器等を課金の対象にすべきではないと考えます。</p>
	<p>要約 (3) 汎用機器・記録媒体の取扱いと同様に対象とせず、追加もしない。著作権者等が著作物の提供方法を検討すればよい。</p>
	<p>理由(1) 本来、著作物の使用に当たっては絵画のように、「本物(高品質)」の利用は使用者が料金を払う。「コピー(低品質)」は使用者が無料で楽しめることが「保護」と「利用」という本質的に相容れない考え方を両立できる方法と考えます。すなわち、ハードディスク内蔵型録音機器等へは著作権者が工夫して「低品質」を提供すれば良い。「高品質」を求める使用者には従来のMD等を販売すれば良い。また、使用者が著作権者に該当するときは、使用者本人が工夫すれば良い。そうすることにより、ただでさえムダの多い行政課金システムを簡素化できる。(参照:「著作権雑感」三宅 正雄著 発明協会発行 頁213～頁219)</p>
	<p>理由(2) 音楽・映像でしかもデジタル方式の著作物だけ違った目でみることはおかしい。なぜ、アナログ方式の私的利用を認めたのか?平成4年法改正でのフルデジタル(高品質)複製補償金制度以降、デジタル複製防止技術(DRM)は格段に進化した。従って、二重課金が生じないように高品質デジタル複製防止技術を機器・媒体メーカーが提案すべき課題だと考える。</p>
<p>著作権法30条2項を受けて、著作権法施行令1条1項は、補償金の支払対象となる録音機器について、「次に掲げる機器(…略…)」であって主として録音の用に供するもの(…略…)」と規定し、また同条2項は、補償金の支払対象となる録画機器について、「次に掲げる機器(…略…)」であって主として録音の用に供するもの(…略…)」と規定し、主として録音録画の用に供する録音・録画機器のみが補償金の支払対象となる旨規定している。そして、この点について、文化庁は、「コンピューターで処理されるデジタル情報の記録保存に用いられる汎用性を有する機器(汎用機器)が、補償金の対象となる機器には該当しないことを確認的に規定しているものである。」との見解を示している。(「著作権法施行令の一部改正について」コピライト(1999.7)37頁)。そのため、実務上、パソコン(パーソナル・コンピューター)などの汎用機器については、私的録音録画補償金の支払対象からは除外されてきた。</p>	
<p>しかしながら、近年の急速な技術革新の結果、一方において、専用機器とされるデジタル方式の録音・録画機器は従来にも増して多機能化し、他方において、汎用機器とされるパソコンの普及率が飛躍的に拡大するとともに、録音用ソフトや録画用ソフトがプレインストールされたパソコンが、一般ユーザー向けに大量に市販されることとなった。そのため、専用機器と汎用機器との区別は次第に相対化してきており、もはや両者を区別して取り扱うことの合理性は失われてきているといえる。そして、録音機能や録画機能を標準装備したパソコンが一般的に普及し、こうしたパソコンによる私的録音・録画が、質量ともに、政令指定にかかる特設機器・特定記録媒体による私的録音・録画に匹敵する状況になっているのであれば、専用機器と汎用機器とを区別して取り扱うことは、むしろ法の趣旨に反するといえる。</p>	
<p>そもそも、著作権法30条2項は、録音・録画の専用機器に限って、補償金の支払対象とする旨規定しているわけではない。同項括弧書きは、「放送の業務のための特別な性能その他の私的使用に通常供されない特別な性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に付属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く」と定め、デジタル方式の録音・録画機器であっても、「私的使用に通常供されない特別な性能を有するもの」や「本来の機能に付属する機能として録音又は録画の機能を有するもの」が、補償金の支払対象とならない旨規定しているが、これは、特別な性能を有する機器や本来の機能が別にある機器については、私的録音・録画のためには通常使用されることはないことから除外されているものと解されている(加戸・逐条講義224頁、金井＝小倉・コメン上巻376頁)。</p> <p>したがって、録音機能や録画機能を有するパソコンが普及し、そうしたパソコンによる私的録音・録画が一般化するならば、録音機能や録画機能を有するパソコンを補償金の支払対象とすべきことは、私的録音録画補償金制度の趣旨に照らしてむしろ当然のことであり、汎用機器であるという理由でこれを補償金の支払対象から除外することは、合理的な解釈とは言い難いところである。</p>	

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>【意見】 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>【理由】 汎用機器・記録媒体に(現状の補償金制度のまま)課金するとすれば、私的録音・録画を行わない購入者からも強制的かつ一律に課金することになり、また現状として補償金返還制度は全く機能していない。こうした補償金制度の歪みが拡大するのが明らかなままで汎用機器・記録媒体への課金を行なうべきではない。汎用機器・記録媒体においては、ハードディスクやデータ用 CD-R 等に課金するという前提である限り今後どの時点においても適切に処理できるものではないと思われる(私的録音録画補償金制度を根本的に見直し、別の適切な課金方法を模索すべきである)。 また、私的録音録画補償金制度自体の問題点を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくするばかりで妥当でない。さらには課金の正当性を欠いたまま汎用機器・記録媒体へ対象拡大するという事態にもなりかねず、今後その対象拡大を無制限に許す口実を与えることにもなる。よって慎重に検討されねばならない。 汎用機器・記録媒体において、私的録音・録画に使われる者が相当割合を占めないと思われる。各種調査がそれを裏づけており、法制問題小委員会の今期第3回にて提出された資料を例に取ると(資料2-2の添付資料5号)、パソコン利用者で私的録音に使わない人が43.6%、CD-R/RW への私的録音を行わない人が51%存在する。ここで補償金を課すともなれば、半分もの支払者に対して補償金を返還しなければいけない。</p>
	<p>また、現行制度で補償金を支払うこととされる私的録音・録画の中でも、本質的に権利者への不利益を与えるとは考えられず、補償金の支払いを免除されるべき態様がある。いわゆるタイムシフト・プレースhift・メディアシフトである。仮にこうした私的録音・録画にも補償金を課すことに正当性があるとすれば、まずはそうした私的録音・録画で発生する権利者の「経済的不利益」が如何なるものか明らかにせねばならない。このことは専用機器・記録媒体についても言えることではあるが、汎用機器では特にタイムシフト・メディアシフトとしての使われ方が顕著である。私的録音・録画を行なう者の多くは課金が相当でないと思われる(なお、私的録音・録画をしない者にとっては言わずもがなである)。 私的録音録画補償金制度のそもそも論としては、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的録音では権利者への経済的不利益が発生していないという主張も存在する。対価を支払い済みだからである。そのような私的録音・録画へも一緒に課金し、この問題を放置してきたことが未だに私的録音録画補償金制度への消費者の理解が得られない一因であると言える。こうした私的録音・録画については、補償金の支払いを免除する規定を設けるべきである。 私的録音録画補償金においても、ハードディスクへの一時的な録画に対し課金すべきかという問題がある。ハードディスクは、一般的な理解として、限られた期間のみ使えるもの(消耗品であり、利用者は皆破損やデータ消失の可能性を考慮しながら使っている)であり、それへの録画は本質的に「タイムシフト」でしかない。私的録音録画補償金制度の創設にあたっては、放送からの録画が「ライブラリ」として保存されることを問題視して議論が進められており、この態様の私的録画へ対処するためには、ハードディスクの録画物からDVDやCD-R等へバックアップする際に課金することで充分である(すなわち現行の私的録音補償金が課せられた記録媒体の適切な使用を呼びかけるのが妥当である)。 以上のように、汎用機器・記録媒体のうち、汎用機器については一時的な録音・録画が可能なだけであり、権利者への経済的不利益は小さいと考えられる。記録媒体については、データを長期間保存することを前提としており、(対価支払い済みのものがコピー元となる場合を除いて)正規商品との競合をもたらずおそれが充分考えられる。よって、現行の私的録音補償金が課金された記録媒体の使用を促進することをもって対策とし、補償金制度の周知徹底を図ることが望ましい。</p>
	<p>審議にもあるように、音楽や映像を全く録音・録画しないPCも大量に存在する。 一例を挙げると、オフィスに存在するPCなどは、そのようなものが多い。 音楽や映像が入っていないPCから補償金を取る事自体が、制度の意味を失うことになる。 この論理を用いれば、どのようなデジタル機器からも課金することが出来る。 さらに、PCの保有者自らが制作した音楽や映像が入っている場合は、自分が作成した音楽や映像に対し、補償金を支払い、さらにその返還には手続きとお金がかかると言った矛盾が生じる。 そもそも、本来補償金を受け取る側の権利者から補償金を徴収することになるので、これは補償金制度自体の矛盾を生じさせる。 よって、汎用機器・記録媒体からの補償金の課金には強く反対する。</p>
	<p>汎用機器・記録媒体に関しては、現状通り、私的録音録画補償金の対象外にするべきだと考えます。 汎用機器や記録媒体の購入者を考えた場合、その機器に実際に録音や録画を行うのは一部だと思います。 このような機器に対しても私的録音録画補償金を適用した場合、実際に録音・録画を行わない購入者に対しても課金を行うことになり、購入者は受益者ではないにも関わらずお金を支払う事になってしまいます。 受益者に対して課金を行うのが私的録音録画補償金制度の原則であり、原則から外れては一般市民の同意は得られないと考えます。</p>
	<p>記録用CDや記録用DVDも同じです。 PCデータやビデオカメラで撮った子供の映像などになぜ著作権料を払わなければいけないのでしょうか？</p>

項目	意見
	<p>パソコン内蔵、外付けのハードディスクドライブ、データCD-R/RWなどの汎用機器・記録媒体に補償金を設けることについては反対します。</p> <p>確かに音楽を入れる事の出来るメディアは沢山あります。しかし、その音楽は店頭であつたりインターネットであつたりレンタルであつたりと我々消費者が得るときに権利者達へ金銭が渡されていると思います。</p> <p>邦楽の一時的かもしれない売り上げ低迷がメディアによって報道されていますが、それらが消費者が違法に楽曲を手に入れたせいである、と決め付けてこういう対応を取るのには説得力がなく横暴です。</p> <p>消費者にとって魅力的な商品がなく市場が縮小している、という普通考え方も出来るはずですが、音楽=文化という言葉に惑わされかけていますが、良くないものは売れないし良いと思えば買います。今回のこれはその当たり前なことから逃げ駄々をこねて別のところから必死にお金を得ようとしているだけな様な気がします。</p> <p>今一度売れない原因を見直し、誰でも楽しめる音楽文化というものを考え直して欲しいと思います。</p>
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>パソコン内蔵、外付けのハードディスクドライブ、データCD-R/RWなどの汎用機器・記録媒体に補償金を設けることについては反対します。よって、法制問題小委員会での多数意見に基本的に賛成です。</p> <p>その理由として・・・委員会の反対意見にもありましたが、★録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となり、また、補償金返還制度も機能しづらくなること。よって、課金対象を無制限に拡大することにつながりやすいと考えます。</p> <p>また、実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくく、現行の補償金制度の問題点を放置したまま、課金対象を広げるのは、制度の歪みも大きくなると思います。</p> <p>制度の問題の拡大・返還:また現状として補償金返還制度は全く機能していない上に、HDDの場合、どのように音楽目的に用いていないのかを証明する手だてが存在しないため、補償金を支払うべきではないユーザから徴収する分の金額は、そのまま権利者の取り分となってしまう。</p> <p>まず、どう証明させて、返還させるか、というのをどう機能させるか、というところから検討するのが先決なんでは？</p> <p>現状では、今以上に幅広いユーザが支払いさせるためには、国民全体に制度を周知させなければ返還制度は機能しないワケで、制度導入後今日までの周知活動はまったく機能していない。まずは、制度の周知に務めるべきでしょう。</p> <p>また、汎用機器・媒体の特性である、ハードディスクやデータ用 CD-R 等に課金するという前提である限り、今後どの時点においても適切に処理できないのではないのでしょうか？</p> <p>私的録音録画補償金制度を根本的に見直し、別の課金方法を模索すべきです。</p> <p>無制限に拡大されるおそれ:課金の正当性を欠いたまま汎用機器・記録媒体へ対象拡大することは、今後その対象拡大を無制限に許すことになりかねず、よって慎重に検討されなければならない。また、HDD上で行われる複製は音楽のみならず、動画、画像、テキストなど幅広い形態に及ぶ。私的録音録画補償金の対象が拡大されるだけでなく、著作物の私的複製すべてに対象が拡大されることになりかねないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、正当な調査の必要性:HDDを使う者のうち、私的録音を行う者がどれくらいいるか、また個人や家庭向けに販売されているHDDのうち、業務用に用いている割合や、総容量に対する音楽ファイルの割合、さらにそのうち私的録音録画の範囲内で複製されたファイルの割合が示されなければ十分な資料とはいえないと考えます。</p> <p>対価支払い済:私的録音補償金については、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製ではそもそも権利者の経済的不利益は生じていない(対価を支払い済みだからである)ため、そこへの課金は妥当でないです。</p> <p>そもそも、この問題を放置してきたことが、未だに私的録音録画補償金制度への消費者の理解を全く得られていない一因と思われる。こうした私的録音・録画については、補償金の支払いを免除する規定を設けるべきです。私的録音・録画の態様として、タイムシフト・ブレイクシフト・メディアシフトについては、1970年代から続く私的録音・録画の議論のなかでも本質的に権利者への不利益を与えるとは考えておらず、私的録音録画補償金を課すべきではありません。</p> <p>仮に補償金を課すとしても、まず「経済的不利益」がいかなるものかを明らかにすることが必要です。</p> <p>これは専用機器・記録媒体についても言えることではあるが、汎用機器では特にタイムシフト・メディアシフトとしての使われ方が顕著であり、私的録音・録画を行なう者にとっても課金が相当でない場合が多いと思われる(私的録音・録画をしない者にとっては言わずもがなである)。</p> <p>私的録画補償金については、ハードディスクへの一時的な録画に対し課金すべきではありません。ハードディスクは一般的に限られた期間のみ使えるものであり、その利用は本質的に「タイムシフト」である。私的録音録画補償金制度創設時には、放送からの録画が「ライブラリ」として保存されることを問題視して議論を進めており、この態様の私的録画に対処するには、ハードディスクの録画物からDVDやCD-R等へバックアップした際に課金することで充分ではないでしょうか？</p> <p>すなわち現行の私的録音補償金が課せられた記録媒体の適切な使用を呼びかけるのが妥当と考えます。</p> <p>汎用機器・記録媒体のうち、汎用機器については一時的な録音・録画が可能だけであり、権利者への不利益は小さいと考えられるのではないのでしょうか。記録媒体については、データを長期間保存することを前提としており、(対価支払い済みのものがコピー元となる場合を除いて)正規商品との競争をもたらすおそれが充分考えられる。よって、現行の私的録音補償金が課金された記録媒体の使用を促進することをもって対策とし、補償金制度の周知徹底を図ることが先決です。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>また、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきではありません。私的録画の主なソースは放送であるが、主な使われ方は「タイムシフト」と呼ばれる一時的な録画であり、現行の私的録画補償金は、その一時的録画ではなく「アーカイブ」として録画される態様の拡大を受けて導入されたものと考えられているようです。</p> <p>一般的にハードディスクは消耗品として認識されており、長期間使用することは前提とされていない。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら使われているものであり、すなわち、ハードディスクに録画する限りにおいてそれは一時的な録画を目的としたものだと言えるのでは？</p> <p>仮に消費者が「アーカイブ」を目的として録画する場合は、外部の記録媒体に複製することが必要です。これについては現行制度で補償金を課することになっており、これについてはその必要性を認めることができると思います。</p> <p>よって、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきではないです。なお外部の記録媒体での書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金をかけることが妥当でしょう。</p> <p>放送される著作物については、商業用レコードや映画などを除いて、再放送されるのを待つか、DVD化されるのを待つ以外に他の入手手段がありません。商業用レコードや映画、またDVD化されている番組を除けば、ライブラリ化しているとしても経済的損失は発生しません。他方、商業用レコードや映画やDVDが存在する場合、比較的廉価にそれを買ったり借りたりすることができるにもかかわらず、放送からの録音録画を行う人がどれくらいいるかについては、適正な調査を行った上、経済的不利益の算出を行うべきです。</p>
	<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由 委員会の反対意見 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。 課金対象を無制限に拡大することにつながる。実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。 私的録音録画補償金制度自体の問題点を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくすることとなり妥当でない。</p> <p>制度の問題の拡大・徴収：私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金する音楽目的に限定されない汎用機器・記録媒体においては、私的録音録画を行わないユーザの割合がさらに大きくなる。こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。</p> <p>制度の問題の拡大・返還：また現状として補償金返還制度は全く機能していない上に、HDDの場合、どのように音楽目的に用いていないのかを証明する手だてが存在しないため、補償金を支払うべきではないユーザから徴収する分の金額は、そのまま権利者の取り分となってしまう。</p> <p>制度の問題の拡大・返還：音楽専用機を対象として課金している現在から、より幅広いユーザが支払うことになると、国民全体に制度を周知させなければ返還制度は機能しない。私的録音録画を行わないHDDのユーザは、そもそも私的録音録画補償金とも縁遠いユーザであり、彼らにこそ周知する必要があるが、制度導入後今日までの周知活動はまったく機能していない。まずは、制度の周知に勉めるのが先である。</p> <p>汎用機器・媒体の特性：ハードディスクやデータ用 CD-R 等に課金するという前提である限り 今後どの時点においても適切に処理できないと思われる(私的録音録画補償金制度を根本的に見直し、別の課金方法を模索すべきである)。 無制限に拡大されるおそれ：課金の正当性を欠いたまま汎用機器・記録媒体へ対象拡大することは、今後その対象拡大を無制限に許すことになりかねない。よって慎重に検討されなければならない。</p> <p>他分野への拡大：HDD上で行われる複製は音楽のみならず、動画、画像、テキストなど幅広い形態に及ぶ。私的録音録画補償金の対象が拡大されるだけでなく、著作物の私的複製すべてに対象が拡大されることになりかねない。</p> <p>実態との乖離：汎用機器・記録媒体において、私的録音・録画に使われる者が相当割合を占めないと思われる。小委員会提出資料によれば、汎用機器・記録媒体へ録音・録画を行なう者は、「私的録音を行う者の半分程度」に過ぎない。</p> <p>正当な調査の必要性：HDDを使う者のうち、私的録音を行う者がどれくらいいるか、また個人や家庭向けに販売されているHDDのうち、業務用に用いている割合や、総容量に対する音楽ファイルの割合、さらにそのうち私的録音録画の範囲内で複製されたファイルの割合が示されなければ十分な資料とはいえない。</p> <p>対価支払い済：私的録音補償金については、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製では、そもそも権利者の経済的不利益は生じていない(対価を支払い済みだからである)ため、そこへの課金は妥当でない。</p> <p>補償の根拠の説明：この問題を放置してきたことが、未だに私的録音録画補償金制度への消費者の理解を全く得られていない一因と思われる。こうした私的録音・録画については、補償金の支払いを免除する規定を設けるべきである。</p> <p>私的録音・録画の態様として、タイムシフト・プレイシフト・メディアシフトについては、1970年代から続く私的録音・録画の議論のなかでも本質的に権利者への不利益を与えるとは考えておらず、私的録音録画補償金を課すべきでない。仮に補償金を課すとしても、まず「経済的不利益」がいかなるものかを明らかにすることが必要である。これは専用機器・記録媒体についても言えることではあるが、汎用機器では特にタイムシフト・メディアシフトとしての使われ方が顕著であり、私的録音・録画を行なう者にとっても課金が相当でない場合が多いと思われる(私的録音・録画をしない者にとっては言わずもがなである)私的録画補償金については、ハードディスクへの一時的な録画に対し課金すべきではない。</p> <p>ハードディスクは一般的に限られた期間のみ使えるもの(消耗品であり利用者は皆 破損やデータ消失の可能性を考慮して使用している)であり、その利用は本質的に「タイムシフト」である。私的録音録画補償金制度創設時には、放送からの録画が「ライブラリ」として保存されることを問題視して議論を進めており、この態様の私的録画に対処するには、ハードディスクの録画物から DVD や CD-R 等へバックアップした際に課金することで充分である(すなわち現行の私的録画補償金が課せられた記録媒体の適切な使用を呼びかけるのが妥当であろう)。</p> <p>汎用機器・記録媒体のうち、汎用機器については一時的な録音・録画が可能なだけであり、権利者への不利益は小さいと考えられる。記録媒体については、データを長期間保存することを前提としており、(対価支払い済みのものがコピー元となる場合を除いて)正規商品との競争をもたらすおそれが充分考えられる。よって、現行の私的録画補償金が課金された記録媒体の使用を促進することをもって対策とし、補償金制度の周知徹底を図ることが望ましい。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>録画について ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきでない。 私的録画の主なソースは放送であるが、主な使われ方は「タイムシフト」と呼ばれる一時的な録画である。そして現行の私的録画補償金は、その一時的録画ではなく「アーカイブ」として録画される態様の拡大を受けて導入されたものである。 一般的にハードディスクは消耗品として認識されており、長期間使用することは前提とされていない。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら使われているものである。すなわち、ハードディスクに録画する限りにおいてそれは一時的な録画を目的としたものだとと言える。 仮に消費者が「アーカイブ」を目的として録画する場合は、外部の記録媒体に複製することが必要である。これについては現行制度で補償金を課すこととなっている。これについてはその必要性を認めることができる。 よって、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきではない。なお外部の記録媒体での書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金をかけることが妥当と考える。 代替物の不在：放送される著作物については、商業用レコードや映画などを除いて、再放送されるのを待つか、DVD化されるのを待つ以外に他の入手手段が無い。商業用レコードや映画、またDVD化されている番組を除けば、ライブラリ化しているとしても経済的損失は発生しない。他方、商業用レコードや映画やDVDが存在する場合、比較的廉価にそれを買ったり借りたりすることができるにもかかわらず、放送からの録音録画を行う人がどれくらいいるかについては、適正な調査を行った上、経済的不利益の算出を行うべきである。</p>
	<p>汎用機器・記録媒体を私的録音録画補償金制度の対象とすることに反対です。 私的録音録画補償金制度自体を根本的に見直すべき、との意見が多く、経済産業省からも、廃止を前提として見直すべきとの意見が出ている中、対象を拡大すべきではない。 汎用機器・記録媒体を対象にすると、対象を無制限に拡大しかねない。 現状において、見直しが求められている制度を無制限に拡大することには反対です。</p>
	<p>【意見】法制問題小委員会での多数意見が実施されるよう要望します。 【理由】私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金する音楽目的に限定されない汎用機器・記録媒体においては、私的録音録画を行わないユーザの割合がさらに大きくなる。こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。 ・わたくし個人、わたくしの家族からみて、或いはサラリーマン活動からみても、ほとんどがデータの記録に利用する程度です。「汎用機器・記録媒体は対象にすべきではない」とする意見に賛同致します。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については、補償金が全体として指定管理団体、著作権者団体、著作権者にどのように配分されているかを明らかにする仕組みを確立するとともに、制度の内容や運用状況について消費者に知らせることが、まず必要です。今回検討課題とされているハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定、汎用機器・記録媒体の取扱いなどについては、そうした条件を整備した上で制度全体のあり方と併せて検討することが適切と考えます。 私的録音録画補償金制度は、政令で指定された機器・記録媒体を購入する際に、一定の率により徴収した補償金を、指定管理団体を通じて著作権者等に分配する制度ですが、この制度については下記のような問題点が指摘されています。 ● そもそも、本制度自体が知られておらず、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)が本年実施した「ポータブルデジタルプレーヤーに関する消費者調査」によると、国内の私的録音録画補償金制度の「内容までは知らない」という回答は82.8%に上り、消費者のほとんどが制度を知らぬまま補償金を徴収されている状況にあります。 ● 私的録音録画補償金は共通目的事業に支出する額を差し引いた上で指定管理団体から著作権者の団体に分配され、各団体の規程に従って著作権者に分配されることになっています。しかし、各団体から著作権者への分配の状況が明らかになっておらず、最終的に補償金のうちのどの程度が著作権者の収入となっているのかが不透明です。 ● 購入者が私的な録音・録画を行わなかった場合の補償金返還制度はほとんど活用されておらず、今年初めて利用されたケースを見ても、8円の返金を受けるために切手代等それ以上の費用負担が消費者に生じるなど、実効性に乏しい制度になっています。 以上のような問題点を含めて考えれば、本委員会に掲げられた論点(「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」「汎用機器・記録媒体の取扱いについて」「政令による個別指定という方式について」)に関して、現行制度の維持を前提として、拙速に結論を出すことは適切でないと考えます。 むしろ、指摘されている問題点の解消に向けて、補償金が全体として指定管理団体、著作権者団体、著作権者にどのように配分されているかを明らかにする仕組みを確立することや、制度の内容や運用状況について積極的に消費者に知らせることが前提として必要です。小委員会においても、制度のあり方自体の見直しを早急に検討すべきとの意見が多数を占めていることを考慮すれば、今回提示されている個別の論点については、上述した前提条件を整えながら、制度全体のあり方と併せて検討することが適切と考えます。</p>
	<p>既得権者の団体は「保証金制度の形骸化」を心配しているが、現在の制度の認知度を考えると既に形骸化していると考えても過言ではないと思う。既得権者の団体の意見をそのまま受け入れる事は、本メールの中でも何回も述べている通り「二重課金」の問題や、そもそも存在自体が疑われる制度からの既得権収入を、全くその用途に供しない善意の利用者からさらなる利益を得ようとする考え方自体に違和感を感じる。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p><意見> 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 課金対象とすべきではない。</p> <p><理由> 私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、また現状として補償金返還制度は全く機能していない。 こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。汎用機器・記録媒体においては、ハードディスクやデータ用CD-R等に課金するという前提である限り、今後どの時点においても適切に処理できないと思われる。 私的録音録画補償金制度自体の問題点を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくすることとなり妥当でない。また、課金の正当性を欠いたまま汎用機器・記録媒体へ対象拡大することは、今後その対象拡大を無制限に許す口実になりかねない。よって課金対象とすべきではない。</p>
	<p>汎用機器の場合は、録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになる。このような状況では、返還制度が正しく機能する必要があるが、現状では返還の手続きで返還金額を上回るコストが発生する上、私的録音録画をしていないという証明は非常に困難(書き替えが可能なメディアは今、私的複製していないとしても将来できる可能性があるため)であるため、返還が実現しない可能性が高い。 このような状況では、権利者保護のためには私的録音録画補償金制度では不適切であり、DRM技術などでコンテンツデータを保護する方式に変更しないと対応できない。</p>
	<p>以下の理由によって、追加指定に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードディスクに録音されているのは著作権に関わる楽曲のみではない事。 ・iCレコーダーや、テキストデータの表示機としてのみ使用している可能性をまったく考慮していない事。 ・音楽配信による楽曲は「ポータブルオーディオへのコピーは無制限」という条件で購入しているため、これに課金するという事は補償金の2重課金となり消費者に不利益となる事。 ・容量によって課金したいという意見があるが、録音する状態によって楽曲のデータ容量は一律ではないため、課金方法に妥当性を見出せない事。 ・課金が決まった場合に、DRMが強化されたCDで販売されている楽曲(PCによる複製が不可能である楽曲)に対しても補償金が還元されるのなら、それは不当であると考えるがその事についての議論が見受けられない。 ・補償金制度そのものを知らない人が多いのに、説明義務も果たさず追加指定を行うというのは許されることではない。 ・補償金制度自体を見直すべきであるのに、追加指定をする事は妥当ではない。もっと議論を尽くすべきである。
	<p>また、汎用機器・記録媒体の追加指定に反対する。 そもそも私的録音録画補償金制度が一般の消費者にとり理解しがたい制度である。 一般の消費者は音楽CD等を正当な代価を払い取得しており、家庭内でカセットテープやMD等にダビングして他の環境で聴取することも、当然その価格のうちに含まれると考えているのではないか？ それに実際に著作物を録音するか分からないものから補償金を取ることは不公平である。 実際に私的利用による複製を行なうのは、著作物を購入した人なのであるから、著作物の価格に転嫁する方が理解しやすいし、公平と思われる。 むしろ、このように不公正で理解しがたい私的録音録画補償金制度は廃止すべきである。</p>
	<p>私的録音に使用しない汎用機器・記録媒体に対し私的録音録画補償金が何故徴収されなければならないのか？PCなど汎用性の高い機器で録音録画に利用されるのはごく一部でそのほとんどは著作物の複製物よりそれ以外のデータに費やされるものである。 これら汎用機器・記録媒体にも私的録音録画補償金を徴収しようとする考え方は理解に苦しむ。 汎用機器・記録媒体への課金は強く反対する。 また、これら汎用機器・記録媒体にはありとあらゆる著作物が記録可能である。にもかかわらず著作物のうち録音録画のみに限定されるのか？音楽業界、映像業界のみが特別扱いされる理由はどこにもない。 こういった点からも汎用機器・記録媒体への課金は強く反対する。</p>
	<p>そして、「現在対象となっていないPCのハードディスクやデータ用CD-Rなどのメディアの追加指定について」も反対です。 著作物と関係ない、個人的な写真やデータばかりが入っている可能性もあるし、俗にいう「生焼け」で、使えないものも出る場合もあります。 それを最初から一律徴収するのは納得できません。</p>
	<p>汎用のHDD等の汎用機器・記録媒体への私的録音録画補償金を課すべきではないと思います。 理由 私は汎用のHDD(外付け)を仕事上、10台前後所有していますが、全く音楽データを入れていませんし過去に入れたこともありません。このような状況で課金されたら、金額的に、たまったものではありません。</p>
	<p>汎用機器・記録媒体から補償金を徴収するのであれば、それらには小説・漫画・絵画・写真・コンピュータプログラム等の複製行為にも利用できる事から、それら楽曲や映像以外の著作権者にも利用の実体に応じて補償金が分配されるべきです。つまり、私的録音録画補償金を私的複製補償金とし、あらゆる著作の利用実体を調べ、補償金を公正に分配されるべきと考えます。 そのようなことが不可能であったり経済的合理性を欠くのであれば、楽曲の著作者と映像の著作者のみを優遇した制度である私的録音録画補償金は撤廃すべきです。楽曲や映像のみが著作権法の守る文化ではありませんし、音楽業界や映像業界のみが特に困窮している文化維持のために優遇策が必要であるとも思われません。 私の意見は以上です。よろしくお願いたします。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金制度の立法を基礎づけるベルヌ条約/パリ改正条約9条の(2)記述からすれば、権利者の正当な利益を不当に害する録音録画はすべて補償金の対象にすべきであると考ええる。本来的にはアナログ、デジタルの方式を問わず、また、汎用機、専用機の利用目的を問わず私的録音録画を行う割合により補償金を徴収すべきである。</p> <p>私的録音録画補償金制度の導入時、パソコンでの録音録画は技術的には可能であったが、一般的なものではなかった。当時からパソコンを制度の対象外とすることに危惧を表明する向きもあったが、利用実態が一般的でなかったことからパソコンを除外することで制度成立の障害となる検討項目を減らし、早期の成立を促す気運があった。最近ではTV鑑賞機能、大容量の録音録画、そして編集機能備えたパソコンが人気を呼んでいる。利用の実態の変化を踏まえて例外なく補償金の対象とするのが制度本来の姿である。少なくともTVチューナーを備え録画機能をもったPC、付属機器は勿論、録音録画ソフトも制度の対象とすべきである。</p>
	<p>パソコン等の汎用機器・記録媒体は、広範な機能を有しており、録音・録画に使われないケースも多くあります。こうしたケースにまで課金対象を広げることは、事実上私的な録音・録画を行わない人にも負担を強いることになり、反対です。</p>
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・著作権法30条1項の根源からの見直し ・私的録音補償金に対する国民の理解と合意 ・仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考 □ 理由 <ul style="list-style-type: none"> ● 法自体が前時代的である。 ○ 「私的録音補償金」とは一体何か。 ○ どういった行為が私的録音にあたるか。 ○ 果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務があるのか。 <p>と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのは、現在すでに時代から取り残され大きな破綻を期している私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生し、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出す労力を強い、国民の抵抗を煽るだけである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● iPodなどへの課金理由はすでに破綻している。 <p>私的録音補償金対象機器の拡大が議題になり、いわゆる「iPodなど」をどう扱うかが話し合われはじめて1年もしないうちに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ iPodを内蔵した携帯電話(米モトローラ社) ・ あらかじめ音楽が記録されているシリコンメディアが供給されると同時に、パソコンに取り込まれた音楽ファイルを転送することも可能な携帯音楽プレイヤー(米ディズニー社) <p>などが次々と発表、発売されている。</p> <p>これらの機種は補償金増額を望む諸団体の「理屈」を逸脱したものであり、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 概念の構築がまず先である。 <p>哲学不在のまま法のみがその運用で暴走することは多々ある国家であることは理解しているが、だからといってそれが法治国家として、民主主義国家として正しいとは全く言えない。</p> <p>今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、それが玉虫色でどうとでも解釈ができる、といったものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「録音」から変更するべきである。 <p>「録音」という言葉さえとつくとくに意味をなさなくなっている以上、その用語の選択から始める必要もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきである。 <p>また、仮に「録音」という用語から見直され「私的な音楽利用」とそれにまつわる「補償金」の概念が明文化され、国民からの理解と合意を得られた場合でも、それは即「機器に対する課金」を意味するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する。 ・ ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する。 ・ 音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる。 ・ 単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。 <p>など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択すべきである。</p> <p>現在すでにそのような事態となっているが、上記課金方法を数種類合わせることは「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」を増大してしまうこととなるため考えられるべきではない。MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られているとは言い難い。</p> <p>メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では国民が納得するはずもない。</p> <p>また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならない。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>●最後に3点記しておきたい。</p> <p>1. 私的録音補償金対象機器拡大を提案する諸団体について このたびのパブリックコメント募集にあたり、それらの団体に対する国民の不满がさらに膨らんでしまったことに対して管轄省庁としての文化庁と文部科学省はどう考えているのか。 それらの団体(加えて管轄省庁)のありように国民の不信感が高まっている中で私的録音補償金対象機器拡大を当初の計画通り強行に執り行うことは民主主義を謳う以上許されない。 「文化庁役人の天下り先の利権団体」として認識されてしまったからには、これからどんなことを行うにしても国民の目がつきまとうことを充分知り、これ以上国民に不利益をもたらす事態になれば解体論など存在そのものを問う声が大きくなることは覚悟するべきである。 ただでさえ「国際化」「デジタル化」に全く追従できていないばかりか新たな産業の妨害まで行っているそれらの団体の未来は悲観的なものでしかないが、それを助長するような働きを省庁が行っている「省益」にすら反するのではないか。 そうなる前に大幅な、国民が納得できる形への改革を指導することは管轄省庁の務めである。また、それは最近の様々な文化庁の失態の汚名を返上する機会にもなりうる。</p> <p>2. パブリックコメント中間発表について 今回のパブリックコメント募集に関し「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません」と記しておきながらその数字を中間発表という形で公表することに一体どういう意味があったのか。 不快感を禁じ得ない。 二度とこのようなルール違反を行うことのないよう、猛省を促したい。</p> <p>3. パブリックコメントのPDF化について パブリックコメントを公表するにあたりPDF化されたファイルが利用されているが、一度紙に出力されたものを再度スキャンするような、単に「やるのが古くさい省庁」といったイメージを国民に植え付けるだけの前時代的かつ無駄な労力を伴うものはやめていただきたい。スキャンする労力は無駄であるばかりかそれらは盲人読み上げ用ソフトウェアにも対応できていない。 電子メールで受領したものは当然、FAX等で受領したのもテキスト化し公表するのがより正しい労力(税金)の使われ方である。</p>
	<p>自分で録音した音楽、ドキュメントなどの一般のファイルなどにも課金されてしまうという問題や、市場に出回っているハードディスク、シリコンメモリ内蔵型の音楽再生機器は、一般のファイルも記録することができ、汎用機器と音楽のデジタル録音を主たる用途とする機器の分別が困難になっている点など制度のほころびが現れています。 しかし、そもそも補償金は著作権を保護すべき情報に支払うべきお金のはずです。 その原理原則をきちっと守っていただければ矛盾は生じないと思います。 音楽を再生する機器として使われることの如何によらず、ハードディスクなどの記録媒体に課金をするのは反対です。 現在では、情報そのものに課金することもDRM技術などの発達によって可能になっています。補償金制度を根本的に見直し、理念に沿った制度に改善してください。</p>
	<p>「汎用機器は対象とすべきではない」という多数意見に賛成します。 特に、意見(1)「録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい」は重要な指摘であり、補償金制度自体の廃止を含めた再検討が必要であると考えます。</p>
	<p>・汎用機器や記録媒体など一般的な機器までを含める根拠とはそもそもどのようなものでしょうか。当然含めるべきではありません。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 理由 返金制度が十分に機能していないのが現状であり、これが改善されない状態での、制度拡大は妥当ではない。</p>
	<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 目的が限定されていない汎用機器・記録媒体の場合は、私的複製を行わない利用者からも強制的に一律に課金する割合が大きくなってしまふ。このような課金は行なうべきではない。 さらに、今後の課金対象を無制限に許すことにつながりかねない。よって慎重に検討されなければならない。</p>
	<p>現在、i-podやPCは主に音楽や映像をどれだけ多く記録できるのか、また、どれだけライブラリーを簡単に整理することができるのかを売りにしている。 このような状況で、ハードディスクに補償金が掛けられていないのは不自然ではないか？コンテンツがなければ大容量のハードディスク自体にどれほどの魅力があるのか疑問である。メーカー側は、補償金を支払うことによって、製造する機器に必要な不可欠なコンテンツの安定した供給を受けられるとういう事実を認識すべきである。 したがって、ハードディスク等の記録媒体を新たに補償金の対象にすべきである。 現行法では、今後も新たな記録媒体が出てくれば、その都度政令に指定するという状況であるが、これでは事後の手当てであり既に失われた利益は還元できない。 今後は、新たな記録媒体を発売する前に政令指定しなければならない等の事前の対応が必要であろう。</p>
	<p>審議の状況で、補償金の対象に加えるのは不相当である、として示されている意見と同意見のため、反対です。 ○録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。 ○課金対象を無制限に拡大することにつながる。実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 ○現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。</p>

項目	意見
	<p>テレビ放送の受信チューナーを内蔵し、録画機能を備えたパソコン等の家庭用機器が普及しているが、こうした機器を私的録画補償金の対象として速やかに追加指定すべきである。“汎用機器からの徴収は、録音や録画を行わない購入者からも一律に課金することになる”との反対意見があるが、私的録音録画補償金制度は本来、“広く薄く”徴収することを前提に設けられた制度であり、全く録音・録画を行わない購入者への返還規定も定められていることから、放送を受信し、かつ録画できる機器を対象外とすることは同制度の趣旨に反する。</p>
	<p>断固反対する。ドイツは汎用機器を含めたあらゆる機器に補償金を課しているが、(1)・(2)におけるそれ以上に現行制度の矛盾点を拡大するだけで知的財産制度の目的に反する危険性が極めて高いと言わざるを得ない。</p>
	<p>この問題は、当協会にとって直接関係するテーマではないが、ドイツにおけるように課金の対象機器が将来複写機、FAX、スキャナー、プリンタに広まることにならないか懸念を持っている。従って、この問題についての当協会の基本的スタンスは下記の通りである。</p> <p>審議経過において、汎用機器等は対象とすべきではないとする意見が多数であったように、課金の対象をあくまで録音・録画専用機器とすべきであり、汎用機器等に課金の対象を広げることに反対する。その理由として、録音・録画を行わないユーザーからも強制的に一律に課金することとなり、当初のこの制度の趣旨から大きく離脱することになる。本来、この制度の課金対象となる機器は厳格に決定されなければならないはずであるが、汎用機器等を含めるとなると課金対象が無制限に拡大するおそれがあるのみならず、もしこの制度が存続する場合には、最初に述べたように当協会の主力機器にまで課金対象が拡大することをおそれる。</p>
	<p>現行補償金制度には二重課金の問題が指摘されており、これへの対処として補償金返還制度があるが、その煩雑さとかかる実際のコストを考えると機能しているとはいえない。権利者であろうと不当に利益を得ていると利用者に思われては、著作権法自体への不信を招きかねず、そうなれば知材立国を目指す我が国に於いては、実に由々しき事態となってしまう。</p> <p>また、汎用機器・記録媒体の場合、録音録画目的に用いていないことを証明する事は非常に困難な為、本来支払う必要のない利用者に課金する可能性があまりにも大きいことから、汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。課金対象を無制限に拡大することにもつながる。HDDを使う者のうち、私的録音を行う者がどれくらいいるか、また個人や家庭向けに販売されているHDDのうち、業務用に用いている割合や、総容量に対する音楽ファイルの割合、さらにそのうち私的録音録画の範囲内で複製されたファイルの割合が示されなければ十分な資料とはいえない。</p>
<p>(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて</p>	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由 iPod等ハードディスク内蔵型録音機器等では録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度である。また、補償金返還制度も実効的に機能しているとはいえない。</p> <p>また、課金の正当性を欠いたまま汎用機器・記録媒体へ対象拡大することは、今後その対象拡大を無制限に許すことになりかねない。よって慎重に検討されなければならない。</p> <p>私的録音補償金については、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製、いわゆる「タイムシフト」「メディアシフト」「プレイシフト」では、そもそも権利者の経済的不利益は生じていない。権利者へ補償すべき対価を合理的に示すことは不可能であり、すなわち私的録音録画補償金を課すことは適当ではない</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。さらには課金対象を無制限に拡大することにつながる。さらに実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは非常に考えにくい。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ★録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切な制度となる。また、補償金返還制度も機能しづらい。 ★課金対象を無制限に拡大することにつながる。 ★実態として、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 ★現行の補償金制度の問題点を増幅させる結果を招く。 <p>上記の問題点を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくすることとなり妥当でない。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、不適切</p>
	<p>意見 汎用機器・記録媒体の追加指定には反対である。また、補償金の徴収のありかたを見直し、規模を縮小していくべきである。</p> <p>・補償金返還制度の実効性の低い現状でこんなことをやるのは、広く一般の消費者からお金を盗み出すのと同義であり、論外である。</p>

項目	意見
	<p>パソコン内蔵、外付けのハードディスクに記録用CD・DVDドライブが搭載されていたり、録音も出来るソフトやテレビを録画できる機能などが付いている機器が、当たり前のように出回っているのに、補償金の支払いの対象から外されていると聞き、驚きました。是非、法改正をして頂きたいものです。</p> <p>権利者保護の角度からみてもなんらかの手段を講じているのならばともかく、何の保護もなく補償金の対象になっていないということは、著作権法の意義から云っても理解出来ません。パソコン内蔵、ハードディスクドライブ、データ用CD、DVD等の記録デスクについて、補償金の対象となるよう法改正を要望します。</p>
	<p>②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。</p> <p>同様である。加えて、</p> <p>4. 返還制度が整備されていない点も問題である。</p> <p>汎用機器については、本来なんらの義務を負わないはずの返還請求者の負担が過大すぎる。すなわち、補償金は本来なんらの負担も負わない人にも課金され、その返還には経済的・時間的負担を必要とし、それゆえ返還請求しないことも多い。このような事態は、権利者・利用者間を超えた第三者に不利益を課すもので、権利者・利用者間の調整を逸脱するものである。現状では、蓋然性の高い機器・媒体であるが、汎用性のあるものについては、さらにそのよう非利用者の利益を考える必要があり、そのようなものに不利益をおわせることを考えるならば、権利者の側で個別課金するのが、公平というべきである。</p>
	<p>前記のとおり、汎用機器への課金は、特に非利用者との関係で非利用者の財産を著しく制限するものであって、憲法29条2項の「公共の福祉」の観点からも疑問が残る。公平の観点からは、むしろ権利者の非回収について「公共の福祉」による制約と考えるほうが妥当ではないだろうか。</p>
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成です。</p> <p>【理由】</p> <p>私個人は、汎用機器・記録媒体を年に数十万円ほど購入していますが、自身で作成した音楽・映像などを収録しています。汎用機器・記録媒体に音源を記録できるからといって私的録音録画補償金を課すことは、その用途で利用しない者にとって過大な課金と考えます。</p>
<p>(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて</p>	<p>汎用機器・記録媒体を補償金の対象にすることに反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○録音・録画を行わない場合にも一律に補償金が課されることになり、不当である。 ○一度購入したCDや配信音源などの楽曲には既に権利の対価が支払われており、さらに汎用機器・記録媒体にもこれらの補償金が課されるのは二重課金である。 ○現行の補償金制度自体に問題がある。補償金の対象を増やすことは、この問題を大きくすることに繋がる。 ○現状の補償金制度においては、消費者が、自分が支払った補償金がどのようにしてどのくらい権利者の元に還元されるのかが分からない。これでは消費者としては納得できない。 ○カセットテープやCDなどから、よいかさばらない媒体への移行は技術の革新に沿った自然なものである。汎用機器・記録媒体へ一律に補償金を掛けることは、この移行を阻害することになる。これは技術立国を標榜する日本の取るべき道とは思えない。また、諸外国の理解を得られるとも思えない。仮に日本メーカーのものについてのみ補償金を課すことになった場合、これは逆関税ともいうべきことになり、これもまた技術立国とは馴染まない。 <p>上に述べた理由により、汎用機器・記録媒体を補償金の対象にすることに反対する。</p>
	<p>汎用機器であっても録音・録画の機能を有する、またはソフトウェア等により付加できる機器であることには変りがないのであるから、録音・録画を行う可能性に対して課金されるものとして処理されるのが望ましく、著作権者の権利を守る観点からより重視されるべきではないであろうか。</p> <p>また、放送法におけるNHKの受信料が「受信機」を所持することに対して徴収されており、NHKを視聴しないことを理由に受信料の徴収を免れるものではないように、汎用機器であろうと録音・録画の機能を有する機器として指定し、課金の対象とされることが望ましいのではないであろうか。</p>
	<p>【意見】</p> <p>補償金制度の対象とするべきではなく、即座に検討事項から外すべきである。アナログ時代で言えば、紙の余白には譜面や歌詞が書きこまれている実態があるのですべての紙の使用から「音楽の私的複製」の補償金を取ろうとしているに等しい。</p> <p>【理由】</p> <p>法制問題小委員会指摘された意見に賛同する。</p> <p>音楽専用機を対象として課金している現在から、より幅広いユーザが支払うことになると、国民全体に制度を周知させなければ返還制度は機能しない。私的録音録画を行わないHDDのユーザは、そもそも私的録音録画補償金とも縁遠いユーザであり、彼らにこそ周知する必要があるが、制度導入後今日までの周知活動はまったく機能していない。</p> <p>また、HDDIにおいて複製されるのは録音・録画に限られず、画像や文書も複製される。したがって検討するのであれば、あらゆる著作物の複製について補償金制度を導入する、すなわち30条自体の撤廃という形で行うべきである。</p> <p>なお、汎用機器・記録媒体において、私的録音・録画に使われる者が相当割合を占めないと思われる。小委員会提出資料によれば、汎用機器・記録媒体へ録音・録画を行なう者は、「私的録音を行う者の半分程度」に過ぎず、市販されているHDDを使う者のうち、私的録音を行う者がどれくらいいるか、また個人や家庭向けに販売されているHDDのうち、業務用に用いている割合や、総容量に対する音楽ファイルの割合、さらにそのうち私的録音録画の範囲内で複製されたファイルの割合が示されなければ十分な資料とはいえない。第八回法制小委員会のなかで芸団協椎名氏が「先般、権利者が提出したように、パソコンで50%を超える私的録音が行われている実態」と発言されているようだが、事実誤認である。</p> <p>なお、そもそも私的録音録画補償金制度の妥当性自体を再考すべきであり、説得力のある制度の論理的根拠と説得力のある実態調査が必要である。</p>
	<p>・審議内容にある「対象にすべきではない」が正論である要望する方は収益を上げるための手段として要望しているといえるため、検討するに値しない</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成。汎用機器・記録媒体については現状対象とすべきではない。 【理由】 私的録音録画補償金制度自体の問題点を解決せずにまず課金対象を広げるのは、制度の問題点ばかりを大きくすることとなり妥当でない。 具体的に見直そうとすること自体が、そもそも早計であるとするため。</p>
	<p>・全ての録音/録画出来る機器に関して、課金対象とする。</p>
	<p>汎用機器や記録媒体にも複製が行われる可能性があるからといって、これらを補償金の対象とすることには反対である。 上述のように、そもそも補償金が必要となるような複製が行われる場面自体が限られているのに、さらにその可能性があるというだけで一律に補償金を課すことには全く合理性はない。 私的録音録画補償金制度は、その制度上、一律に課金してから、対象外の場合に返還を行うという仕組みをとっているが、これは専ら対象となる場合が多く、返還が認められるのは例外的なケースであるという前提の仕組みである。 ところが汎用機器や記録媒体は、その性質上、私的複製に専ら利用されるものではないから、対象外となる場合のほうが多くなる。すると原則と例外が入れ替わり、このような仕組みを維持していくことは困難である。そうすると制度全体の見直しが必要となる。 現行の制度のままですべてを追加指定することは実際的には不可能であるから、到底賛成することはできない。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 理由 ●新技術についての公開での十分な議論:新しいデジタル録音・録画の機器(および記録媒体)は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適切な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p>
	<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 理由 ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでない。 実際iPodは持ち運びのできる外付けハードディスクとしても使用可能である。また、ボイスレコーダーアダプターを使用して個人的な音声メモを取ったり、デジカメのデータをメモリーカードアダプターを使用してバックアップしたり、個人で撮った写真データを持ち歩くような使い方も可能である。このように音楽専用で使っているという割合を証明する手段がない状態で、iPodに対して一律に補償金を課すというのは納得いかない。CD-Rは音楽用・データ用とがあり購入時に用途によって選べるが、大容量のiPodでは1つに音楽用とデータ用の複数の用途が混在する事態が想定できるが、購入利用者が納得できるような対応ができないのであれば私的録音録画補償金を課すべきではないと考える。 また、一般的にハードディスクは消耗品として認識されています。いつ壊れるかも判らないというリスクを負いながら使われているもので、ハードディスクに録音する限りにおいてそれは一時的な録画を目的としたものだと考えられ、ハードディスク内蔵型録画機器には私的録画補償金を課すべきではないと考えられる。なお外部の記録媒体での書き込みも行えるようなハードディスク内蔵型録画機器については、その書き込み機器の部分についてのみ補償金をかけることが妥当と考えます。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 ・委員会の反対意見 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり不適切な制度となる。 また、補償金返還制度も機能しづらい。 ●汎用機器・媒体の特性:ハードディスクやデータ用 CD-R 等に課金するという前提である限り 今後どの時点においても適切に処理できないと思われる。 私的録音録画補償金制度を根本的に見直し、別の課金方法を模索すべきである。 ●対価支払い済:私的録音補償金については、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製では対価を支払い済みだからそもそも権利者の経済的不利益は生じていないため、そこへの課金は妥当でない。 ●補償の根拠の説明:この問題を放置してきたことが未だに私的録音録画補償金制度への消費者の理解を全く得られていない一因と思われる。こうした私的録音・録画については補償金の支払いを免除する規定を設けるべきである。 コストダウンの工夫をすることで逆にコストアップのツケを消費者にまわす行為には賛成できない。</p>
	<p>(2) 数年のうちに解決しなければならないこと 今日の混乱に至った最大の理由は、現在の私的録音補償金制度自体が内包していた様々な矛盾が、これまで一切手当てされずに経過してきたことによる。制度発足時にはまったく想定されていなかった、「パーソナルコンピューターの普及」により、私的録音の実態は、「専用機器・媒体」から「汎用機器・媒体」へと遷移してきたが、制度発足時の複雑な利害調整の結果として、そうした録音実態の遷移への対応について、メーカーサイドの協力が一切得られないままに現在に至ってしまったのである。その結果、本制度が補償金の対象としている機器・媒体と、実際に私的録音に供される機器・媒体とが、きちんとリンクしてはいないような状況が続いてきた今になって、ハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定の整合性についてのみ議論することは、ナンセンスといえる。 9月30日に開催された法制問題小委員会においては、この問題の解決に法改正が不可欠であるとの文化庁の見解が示されたが、この際数年をかけて、法改正を含めた徹底的な制度改造を行うべきと考える。今後の私的録音の実態はパーソナルコンピューターを中心とする汎用機器・メディアへと完全に移行してゆく。よって、●専用、汎用の別なく、私的録音に供される機器・媒体には課金してゆくような制度にしてゆく必要がある。その場合、汎用機器・媒体への課金については、その汎用性が問題となることから、●メーカー等を支払い義務者に位置づけて行くことを視野に入れるべきである。メーカーもまた著作物等の私的録音によって莫大な利益を得る受益者だからである。 また、メーカー等が主張するようなDRMによる問題の解決は、選択肢のひとつとして検討されてしかるべきではあるが、●そのコスト負担が、知らないうちに消費者に押し付けられるようなものであってはならない。また、●実演家については、現在提案されているような「DRM+契約」というかたちではカバーできない面があり、徴収経路を工夫する必要がある。 このような検討を加えてゆくにあたり、また、ここまで議論が熟した状況で、まだ汎用機器・媒体が私的録音には関与していないなどと主張するものはいないと思われるが、念のため、以下に、私的録音に係るふたつの【実績】に関する数字を提供したい。</p>

項目	意見																					
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>詳細な説明は省略するが、1998年に我が国の商業用CD(邦盤)の生産実績がそのピークを迎えたのに対して、パーソナルコンピューターの低価格化と、それらが商業用CDを複製するために必要なハード、ソフト両面の装備を備えて普及してゆくことによって、2000年、2001年とCD-R/RWメディアの売り上げが爆発的に増加するのに見事に反比例する形で、商業用CDの生産実績は下降を開始する。</p>																					
	<p>【実績①】商業用CD(邦盤)とCD-R/RWメディアの年間生産実績の推移</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>商業用CD(邦盤)*1</th> <th>CD-R/RWメディア*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1997年</td> <td>3億5800万枚</td> <td>1100万枚</td> </tr> <tr> <td>1998年</td> <td>3億6400万枚</td> <td>4500万枚</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>3億4100万枚</td> <td>1億1100万枚</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>3億3400万枚</td> <td>2億3500万枚</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>2億9000万枚</td> <td>3億6500万枚</td> </tr> <tr> <td>2002年</td> <td>2億5000万枚</td> <td>4億4200万枚</td> </tr> </tbody> </table>		商業用CD(邦盤)*1	CD-R/RWメディア*2	1997年	3億5800万枚	1100万枚	1998年	3億6400万枚	4500万枚	1999年	3億4100万枚	1億1100万枚	2000年	3億3400万枚	2億3500万枚	2001年	2億9000万枚	3億6500万枚	2002年	2億5000万枚	4億4200万枚
		商業用CD(邦盤)*1	CD-R/RWメディア*2																			
	1997年	3億5800万枚	1100万枚																			
	1998年	3億6400万枚	4500万枚																			
	1999年	3億4100万枚	1億1100万枚																			
	2000年	3億3400万枚	2億3500万枚																			
	2001年	2億9000万枚	3億6500万枚																			
	2002年	2億5000万枚	4億4200万枚																			
<p>*1 日本レコード協会統計</p>																						
<p>*2 日本記録メディア工業会統計</p>																						
<p>またその時系列を、年間邦盤新譜タイトル数と、それらを制作するために行われた年間レコーディングセッション数の推移で見てみると、CD-R/RWなどの汎用メディアへの私的録音の普及というものが、商業用CDを中心とする音楽制作産業を如何に縮小させたか？という実態を如実にあらわしているものといえる。</p>																						
<p>【実績②】年間邦盤新譜タイトル数と年間レコーディングセッション数の推移</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新譜タイトル数*3</th> <th>レコーディングセッション数*4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1997年</td> <td>5,642タイトル</td> <td>5,962セッション</td> </tr> <tr> <td>1998年</td> <td>5,925タイトル</td> <td>7,090セッション</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>5,169タイトル</td> <td>6,650セッション</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>4,717タイトル</td> <td>4,916セッション</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>4,441タイトル</td> <td>3,369セッション</td> </tr> </tbody> </table>		新譜タイトル数*3	レコーディングセッション数*4	1997年	5,642タイトル	5,962セッション	1998年	5,925タイトル	7,090セッション	1999年	5,169タイトル	6,650セッション	2000年	4,717タイトル	4,916セッション	2001年	4,441タイトル	3,369セッション				
	新譜タイトル数*3	レコーディングセッション数*4																				
1997年	5,642タイトル	5,962セッション																				
1998年	5,925タイトル	7,090セッション																				
1999年	5,169タイトル	6,650セッション																				
2000年	4,717タイトル	4,916セッション																				
2001年	4,441タイトル	3,369セッション																				
<p>*3 日本レコード協会統計</p>																						
<p>*4 演奏家権利処理合同機構Music People's Nest保有データ</p>																						
<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 汎用機器については、録音・録画が主たる機能ではないことから、一律に課金するのは不相当である。補償金返還制度も全うに機能するとは思えない。 少なくとも、汎用機器を対象とするような法改正を行う場合には、補償金制度の枠組みや運用等をすべて含めた、制度自体の見直しと同時に検討されるべき内容であって、現制度の枠組み内で追加指定を行うことが適当だとは考えられない。</p>																						
<p>自作物の保存・利用のみに使用することを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を係員に見せなければなりません。 そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、現に一人しか居ないじゃないですか。 私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。</p>																						
<p>多数意見(39頁)と同様、一律課金に係る不公平性の問題があることや、補償金返還制度がほとんど機能していない問題があること等から、汎用機器等は補償金の対象とすべきでないと考えます。</p>																						
<p>実態として、汎用機器・記録媒体は、その多くが制度の対象とならないデータの記録等に利用されているため、汎用機器・記録媒体は対象とすべきではないとする多数意見に賛成します。</p>																						
<p>B) こうした「ハードディスク内蔵型機器」は汎用性があり、このような機器を「補償金」の対象に含めるならば、論理的には、その機器に音楽データを送り込むためのパソコンもその対象にしなくてはならず(データをハードディスク内蔵型機器に移さずパソコンで音楽を聞くこともありえます)、更には音楽データを記録することができるというだけで、すべての汎用性のある機器を補償金の対象にしようとするにならざるを得ません。このようなことはこうした機器の汎用性から見て、音楽に利用しないユーザからも補償金を徴収することになり、それは権利者側の過剰な利得と考えざるを得ません。</p>																						

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>以下の理由等から、「汎用機器等は対象とすべきではない」とする審議経過の多数意見に賛同する。 汎用機器等は幅広い用途に利用可能であり、購入者の用途を予め限定できない。 従って、私的録音録画に用いられるかどうかの区別をせずに補償金の支払い義務を課すことは、私的録音録画を行わない購入者にも負担を求めることになる。また、返還制度は存在するものの機能していないのが現状である。このような状況は、購入者の財産権を侵害する可能性がある。 なお、補償金の対象を拡大する理由として、「このため、実際に補償金を支払っている消費者や協力義務を負う製造業者と、協力義務を負わないパソコン等の製造業者間の不公平感はますます拡大する一方であり」と記述されているが、当産業協会に所属する、協力義務を負う製造業者と、協力義務を負わない製造業者の間に不公平感はなく、また当協会に属さない製造業者からの不公平感を訴える意見も聞いたことはない。このような事実と反する記述は削除して頂きたい。</p>
	<p>以下のような理由により、私的録音録画補償金制度を根本的に見直し、別の課金方法を模索すべきである。 【理由】 ●私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、また現状として補償金返還制度は全く機能していない。こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。汎用機器・記録媒体においては、ハードディスクやデータ用 CD-R 等に課金するという前提である限り今後どの時点においても適切に処理できないと思われる。 ●私的録音録画補償金制度自体の問題点を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくすることとなり妥当でない。 ●私的録音・録画の態様として、タイムシフト・プレイシフト・メディアシフトについては、本質的に権利者への不利益を与えらるゝと考えられず、私的録音録画補償金を課すべきでない。 ●私的録音補償金については、買ったCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製ではそもそも権利者の経済的不利益は生じていない(対価を支払い済みだからである)ため、そこへの課金は妥当でない。この問題を放置してきたことが、未だに私的録音録画補償金制度への消費者の理解を全く得られていない一因と思われる。こうした私的録音・録画については、補償金の支払いを免除する規定を設けるべきである。 ●私的録画補償金については、ハードディスクへの一時的な録画に対し課金すべきではない。ハードディスクは一般的に限られた期間のみ使えるもの(消耗品であり利用者は皆 破損やデータ消失の可能性を考慮して使用している)であり、その利用は本質的に「タイムシフト」である。 ●汎用機器・記録媒体のうち、汎用機器については一時的な録音・録画が可能だけであり、権利者への不利益は小さいと考えられる。記録媒体については、データを長期間保存することを前提としており、(対価支払い済みのものがコピー元となる場合を除いて)正規商品との競合をもたらすおそれが充分考えられる。</p>
	<p>意見: 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 理由: 上記でも述べたとおり、購入したCD・レンタルCD・配信音源からの私的複製には対価は支払済みである。それ以上の課金は間違っている。</p>
	<p>意見 基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 汎用機器・記録媒体に私的録音録画補償金を課すべきではない。 理由 私的録音録画補償金制度自体、多くの問題を抱えている。 使用実態に関わらず見なし課金を行っている一方で、補償金返還制度は全く機能していない。 そもそも、還付金返還手続きに要する費用の方が、還付金自体よりも高いのが現状であるから、今の制度のままでは、受益者負担の実現は絵に描いた餅である。 これら問題を放置したまま課金対象を広げるのは、制度の歪みを大きくすることとなり妥当でないため。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金するのは不適切。 既にDRMなどの採用が始まっており、他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい。 技術革新に対応できないから制度が直ぐに陳腐化する。 補償金の分配が正確にはできない。不正確な制度は新設すべきではない。
	<p>さて、以上の内容はポータブルなハードディスク内蔵録音録画機器を念頭に述べたものですが、それらの多くはパソコン上のデータを転送して再生するというスタイルを取っているということも大事な点です。つまり、対応する全てのデータはパソコン上に存在しているということです。家庭内ではそのパソコンを再生機として使用するという使われ方をするでしょう(映像などは特に)。 だとすれば、ポータブル機器にだけ課金するのはアンバランスです。かといって、音楽・映像作品以外のデータも処理するパソコンのディスクの課金額を決めるのはポータブル機器への課金額を決めること以上に困難だと思われますし、単純にディスク容量に対して課金するシステムを採用すれば大容量化への足枷となり、来るべき Hi-Vision 対応などへの移行にも困難を来すことになりかねません。この点では、私の意見も「(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて」の審議状況に同じです。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>パソコンなどの汎用機については、録音録画しない人にも課金することになる等の理由から、補償金の対象とすべきではないとする意見(以下「反対説」といいます。)が多数だったとされています。</p> <p>しかしながら、30条2項は、「許諾権放棄の代償として債権的請求権を保障したもの(*1)で、「権利者の権利を制限する事態が進行してきているということが基礎になっている」(*2)のですから、汎用機であることが対象機器から除外する理由にはなりえないと考えます。著作権法30条2項は、「本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く」としていますが、その例示として「録音機能付きの電話機」が掲げられているように、およそ著作物の複製が想定されないようなものをいうと解すべきです。</p> <p>反対説の論拠(1)は、録音録画を行わない購入者からも課金することを挙げていますが、補償金制度は、個々の購入者が録音録画するか否かを課金の根拠としているわけではなく、還付請求の根拠としているにすぎません。したがって、専用機でもそのようなことは起こり得ます。録音録画しないのにTVチューナー付ビデオキャプチャーカードを備えたパソコンを購入する人と、録画しないのに録画機能付きDVDビデオプレーヤーを購入する人ど録画しない人の割合が大きく異なるとは考えにくいように思われます。</p> <p>補償金返還制度が機能しづらいのは、将来にわたって録音録画に使われないといえる場合が、書き換えのできないCD-RやDVD-Rに他人の著作物である音楽や映画が記録されなかった場合や、常に著作権者の許諾がなければ録音録画できない会社等が機器を購入したような場合等に限られるところに主たる要因があるのではないのでしょうか。</p> <p>反対説の(2)は、「無制限に課金対象を拡大することにつながる。」としていますが、「許諾権放棄の代償」(*1)なのでですから、許諾権が制限されている以上、課金対象となることは決して不当ではありません。</p> <p>反対説の論拠(3)は、「他人の著作物の録音・録画が利用の相当割合を占めるとは考えにくい」としていますが、ある特定の機器の様々な利用方法のうち、録音・録画の割合が多いか少ないかは私的録音録画補償金制度とは無関係ではないのでしょうか。家庭内複製が相当程度行われていることが制度を基礎付けているのですから、家庭における録音・録画の程度が専用機の場合と同程度であれば、汎用機を除外する理由とはなりえません。</p> <p>もっとも、私的録音録画に用いられる割合が少ないことは、補償金の算定を機器の価格の一定割合とする定率制が不合理である論拠とはなり得るように思われます。</p> <p>唯一汎用機を除外する根拠があるとすれば、技術的保護手段の発達により、個別許諾・個別課金が可能になることだと思われれます。「審議の経過」37頁のハードディスク内蔵型録音機器等を補償金の対象にすることを不適当とする意見の第一の論拠の説くように、DRMが機能する前提の下で「権利制限及び権利制限を前提とした補償金」の両方が正当性が無いというのは、正当な指摘だと考えます。</p> <p>しかしながら、録画についていうならば、汎用機においては、CGMSや擬似シンクパルス方式のDRMが機能しない場合が少なくありません。また、汎用機はファイルコピーが容易にできる特性を有しますが、ファイルのコピーについてのDRMであるCSSをコピーコントロール技術だと位置づける必要があります。</p> <p>ところが、著作権審議会マルチメディア小委員会では、CSSがコピーコントロールではなくアクセスコントロールであると位置付けており、その見解の見直しが行われていません。もし、CSSがアクセスコントロールであるならば、汎用機についてはコピーをコントロールするDRMが存在しないこととなります。</p> <p>そして、著作権法にはアクセス権がないのですからアクセスコントロールは著作権法外の問題と考えるべきです。そうであるならば、複製権制限の代償措置である報酬請求権の存否にアクセスコントロールの有無は無関係のはずです。したがって、汎用機を補償金の対象とすべきではないというのであれば、CSSをコピーコントロールと位置づけることが前提であると考えます。</p> <p>(*1)佐藤禎一文化庁次長は、平成4年11月26日の衆議院文教委員会において、真鍋光広委員の「許諾権をここで放棄するかわりに、債権的請求権を発生させる、こういう意味合いでございますか。」との質問に対して「整理としては、委員仰せのとおりだと存じます。」と答弁されています(第125回衆議院文教委員会議録第一号12頁第4段)。</p> <p>(*2)佐藤禎一文化庁次長は、平成4年12月7日の参議院文教委員会において、橋本敦委員のデジタル方式の録音録画機器が普及するという将来展望で答弁されているわけですから、そういった状況がそうなるかどうか踏まえて将来的にはこの問題は改めて検討することが必要になるかもしれないというそういった判断はあるんですか。との質問に対し、「国民に対して支払い義務を課すわけでございますので、デジタルということは法文上明確に書いているわけでございます。しかし、その基礎になっております考え方は、その権利者の権利を制限する事態が進行してきているということが基礎となっている」(第125回国会参議院文教委員会議録第一号25頁第3段)と答弁されています。</p>
	<p>上記機器・媒体に対して新たに補償金対象として政令指定する事に大体数の審議会委員同様に反対致します。</p>
	<p>(英文) We support the majority opinion that these products should not be levied.</p> <p>上記(2)にも関連する事であるが、汎用機器に対して録音補償金を一律に課金する事は無制限に課金対象を拡大することにつながる。と考える。</p> <p>課金の必要があるならば、用途に応じて課金されることになるが、事前徴収の形で一律課金は汎用機器が「録音・録画のみ」に用いられているかどうか把握は困難であり、データが混在する場合でも機器毎の一律課金となれば、不公平な課金となる。</p> <p>返還制度が未整備かつ、補償金の分配が不透明である現状で徒に課金対象を拡大するのは大きな問題であると考えられる。</p> <p>音楽業界のために物価が変動するようなことにもなりかねない以上、導入には慎重であるべき。</p>

項目	意見
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由</p> <p>●制度の問題の拡大・徴収： 私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金する音楽目的に限定されない汎用機器・記録媒体においては、私的録音録画を行わないユーザの割合がさらに大きくなる。こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。</p> <p>●制度の問題の拡大・返還： 音楽専用機を対象として課金している現在から、より幅広いユーザが支払うことになると、国民全体に制度を周知させなければ返還制度は機能しない。私的録音録画を行わないHDDのユーザは、そもそも私的録音録画補償金とも縁遠いユーザであり、彼らにこそ周知する必要があるが、制度導入後今日までの周知活動はまったく機能していない。正当にかつ迅速に返還が受けられる体制作りを怠っている団体こそ糾弾されるべきである。</p>
	<p>■意見</p> <p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行なうべきではない。 その理由として、著作権法30条1項の根源からの見直しが必要なこと、私的録音補償金に対する国民の理解と合意が得られてない。 仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考が明確でないように思います。 その理由として、</p> <p>■理由</p> <p>「私的録音補償金」とは一体何なのでしょう、そして、どういった行為が私的録音にあたるか。 果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務が生じるのか、と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのでは、私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生することになり、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出出力を強い、国民の抵抗を煽ってるだけです。また、iPodなどへの課金理由はすでに破綻しており、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できるため、今のような課金理由ですと、国民へのコンセンサスは得られないと思います。 法のみがその運用で暴走することはやはり、法治国家として、民主主義国家として正しい形ではないと考えます。今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、現状の玉石色よろしく、どうしても解釈ができる、というものでは問題あります。 また、徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきでしょう。 例えば、私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する、ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する、音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる、単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。 など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択すべきなのでは。</p> <p>MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られていません。 メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃は異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では限界でしょう。 また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならないです。</p>
	<p>記録が固定され交換容易で、書き換えが困難な物に対してのみ私的録音録画補償金が必要と思います。 機器が固定され、交換が容易ではないHDDなどのパソコンのパーツに課金するのは反対です。</p>
	<p>○問題の所在</p> <p>上記「○問題の所在」中の「実際に補償金を支払っている消費者や協力義務を負う製造業者と、協力義務を負わないパソコン等の製造業者間の不公平感はますます拡大する一方であり、」 この一文の中の「不公平感はますます拡大する一方」とは具体的な資料は有るのでしょうか？ 結局補償金を払うのは消費者ですが、消費者のこのような意見を公平に収集した客観的な資料は有るのでしょうか？ 客観的資料無しに議論を展開しているように見えます。 このような物を「問題の所在」にする事自体が間違っていると思います。 主観的事実として、私は不公平感を持っていません。</p>
	<p>汎用機器・記録媒体は対象とすべきではない。理由は39頁(1)から(4)のとおり。 仮に、権利者が汎用機器・記録媒体をも制度の対象とすべきと主張するのであれば、権利者は、その代償として、一切のコピーガード、コピーコントロール、アクセスコントロール等の各種制限を撤廃する義務を負うというべき。</p>
	<p>意見：基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成である。</p> <p>理由： ●汎用機器・記録媒体において、私的録音・録画に使われる者が相当割合を占めないとと思われる。 HDDなどの記録媒体は「購入者本人が自分の著作物」を保存・バックアップしている人が多数であり、現状である。(「購入者本人の著作物」とは家族の写真、動画、あるいはクリエイター等の膨大なデータを指す。本人が著作権を有しているデータである。)</p>

項目	意見
	<p>課金に同意を求めている割には、補償金の流れが不透明な印象を与えている気がする。情報公開が必要なのでは？</p> <p>また、実際の権利者に届く前に管理協会等の経費(人件費等)として流れてしまったり、外部の記事などでインディーズ系のレーベル会社などではほとんど分配がこないことや委託費用の高さが指摘されているのがあるが、この保証金の制度自体がなにを目的としているのか誰が得をするのか明確な資料がほしい。</p> <p>また、国際条約といっているが国際条約の概要等を記していただけないと権威付けと思われるだけで説得材料となり得ないと思う。</p> <p>もともと、日本のアルバムの小売り価格はアメリカ等の輸入版と比較しても1000円ほど上乗せして売られているような状況であり、このような価格維持をCDを【正規】に購入している者から採取していることが、不買や不正コピーの悪循環に陥っているのではないのか？</p> <p>保証金制度を購入者に対し、理解するような努力は足りないと思う。(レンタルやCD購入で著作権料を支払っているにもかかわらず、さらに課金を強いているのも【デジタル】であっても理解しにくい) => 複写権ということなののでしょうか？ 私が買っている音楽はインディーズレーベルや輸入版(国内版で手に入らないことが多いので)等が多いので、本来の権利者に保証金が行っていると思えないのですが。。。 (購入したくなるような【コンテンツ】の量の変動等の問題もあるのかもしれませんが。)</p>
	<p>パソコン等の汎用機器については「審議の状況」にあるように録音録画利用は少数であり購入者に一律課金することは適当でないと思います。</p>
(3) 汎用機器・記録媒体の取扱いについて	<p>基本的に、法制問題小委員会での多数意見に賛成です。</p> <p>理由 私的録音・録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金する音楽目的に限定されない汎用機器・記録媒体においては、私的録音録画を行わないユーザの割合がさらに大きくなる。こうした補償金制度の歪みが拡大する汎用機器・記録媒体への課金は行なうべきではない。</p>
	<p>39ページ冒頭に記載されている「対象とすべきではない」とする4つの意見に同感であり、汎用機器・記録媒体を補償金の対象とすることに反対します。</p>
	<p>汎用機器等は対象とすべきでないとする多数意見に賛成します。</p> <p>(英文) We support the majority opinion that these products should not be levied.</p>
	<p>著作物等を私的録音に利用する可能性を持つ以上、製造業者等の責任として補償金の対象とすべきであり、この場合、可能性が掛かる部分を対象にして補償金を設定してはどうかと考える。なお、汎用機器・記録媒体製造者の法的立場、法的責任は「審議の状況について」の2項目に述べた通りである。</p>
	<p>法制問題小委員会意見募集について JAPANデジタル流通推進協議会は、私的録音録画補償金についてIT産業の立場から主張し行動する、世界的な企業の団体です。(*1)以下本件について意見を述べます。</p> <p>汎用機器等は対象とすべきでないとする多数意見に賛成します。</p> <p>(*1)メンバーには、Apple Computer, DELL, Intel Corporation, 等の企業が含まれています。</p>

項目	意見
(4) 政令による個別指定という方式について	<p>2. 私的録音録画補償金の見直しについて</p> <p>政令で指定することなく支払の対象となるようにするなどもつてのほかである。なりかと理由を付けどどん対象範囲が広がっていく可能性が大きいため、反対である。</p>
	<p>また、すでにハードディスクに替わってフラッシュメモリーも普及しており、今後も携帯電話を含めて多種多様な記録媒体が出現すると思われる。現行のような該当媒体を列記するアクティブリスト方式では対応しきれず、現行方式は時代遅れであると同時に、アメリカアップル社のITMSなどの開始が遅れたのは日本国内特有の複雑かつ曖昧な著作権管理の仕組みが妨げの原因となっていることを考慮すると、著作権の管理方法そのものを根本的に見直さなければ、今後日本だけが世界の実態から取り残される懸念が強い。今後家電の家庭内ネットワーク化が一段と進めば、冷蔵庫や洗濯機、果ては「家事の最中にも音楽を」等と、物干しざおやアイロンにまで録音・録画機能が付くことさえありえるが、万が一物干しざおにまで補償金制度の網をかけるようになれば、日本は世界中から笑われることとなる。以上の理由により、録音・録画機器へのこれ以上の課金には反対である。</p>
	<p>録音・録画機器の各製造業者は、近年、技術革新を競い合いながら、毎年のように、最新技術を駆使した新製品を製造し、販売し続けているが、このように次々に発売される新たな機種に対応して的確に指定することはきわめて困難であるといえる。なぜならば、指定機種とは異なる新製品が製造・販売される都度、その情報（新製品の発売の事実もさることながら、新製品の技術的内容）が公開される制度的保障はなく、権利者側において常時そうした情報収集に努めなければならぬからである。</p> <p>加えて、新製品の製造・販売状況を把握すること自体は可能であっても、現行の指定方法を前提とするならば、各新製品の技術的特徴を正確に解析し、既存の機種との異同を分析・検討したうえで、新たに政令指定すべきであると判断される場合には、機種を特定するために、当該新機種の技術的特徴を過不足なく的確に言語で表現して定義付ける必要がある。しかるに、各製造業者の製造する機器は、同種製品といえども細部に至るまで全く同一の技術によって成り立っているわけでもないし、また、各技術装置が単体で用いられている製品との互換性を有する装置など、様々なバリエーションも見られる状況にある。したがって、従来のような方法（録音ないし録画の技術的特徴によって定義付ける方法）で政令指定する限り、指定機種を的確に特定することは決して容易ではない。</p>
	<p>もともと、著作権法上は、「政令で定めるもの」がどのように定められるかについては何ら規定されておらず、その点も含めて政令の定めに従って委ねられているものと解される。したがって、この問題は、上記のような技術革新の進展状況を踏まえて、政令による具体的な指定の方法自体を見直すことによって解決し得る問題である。</p> <p>法的安定性・明確性を図るべきことは言うまでもないことであるが、政令において制度趣旨に従った的確な指定方法をもって対象機器を定めることは、立法技術上の問題であり、これを実現する努力を怠るべきではない。何よりも、近年製造・販売されている新機種に対して、この制度がまったく対応できていないという現実を直視すべきであり、立法技術上の困難性をもって現行の指定方法を堅持することを正当化し得るものではないというべきである。</p>
	<p>【意見】 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>【理由】 新しいデジタル録音・録画の機器（および記録媒体）は今後も登場するだろう。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる（iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう）。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p> <p>消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるが、この文言が漠然としたものになるあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えてしまうような事態が発生するのは本末転倒である。まずは当該機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならない。</p> <p>課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである（さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者が参画できる場も確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声が全く反映されていないと感じる）。</p> <p>現状通り、政令による個別指定が望ましいと考えます。 「問題の所在」では時間がかかりすぎて、権利者の補償に欠けるとあります。しかしながら、私的録音録画補償金制度というものは、利用者に負担を強制する制度です。利用者の権利を侵害しないとも言えない制度ではありますので、議論は慎重に、長い時間を掛けて行うべきだと考えます</p> <p>現行の方式を維持すべきです。 法的安定性、公平性、明確性を考えれば、現行の制度を維持すべきである。</p>

項目	意見
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成です。 法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではありません。 その理由として、 新技術(デジタル録音・録画の機器(および記録媒体))は今後も登場すると思われ、それらが必ずしも従来の利用態様と同様のものであるとは限りません。 DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられることでしょう。 私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきです。 公開での議論の必要性: 課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましいと思います。 文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきで、さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならないと考えます。 現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないです。 指定の厳密さについても、消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるけれど、まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならないのではないのでしょうか？</p>
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 理由 新技術についての公開での十分な議論: 新しいデジタル録音・録画の機器(および記録媒体)は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる(iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう)。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。 公開での議論の必要性: 課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである(さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる)。 指定の厳密さ: 消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるが、この文言が漠然とするあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒である。まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならない。</p>
(4) 政令による個別指定という方式について	<p>【意見】法制問題小委員会での多数意見が実施されるよう要望します。 【理由】公開での議論が必要である。課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである。また、現況では、消費者やアーティストを含めた当事者の声は全く反映されておらず、こうした当事者が参画できる場を確保しなければならない。 ・上述した背景を考慮すれば、審議会で検討結果の通り、「法的安定性・明確性の観点から、現行の制度下では、現行の方式を変更すべきではない」とする意見に賛同致します。</p>
	<p>(3)での指摘と同様に、既得権者の団体は、「全くその用途に供しない善意の利用者」からさらなる利益を得ようとする意図が見えている。個別指定については本制度が存在する限り「誤解の無い表現」と、図形等を併用する事で誤解の無い表現ができると考える。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 【理由】 ●新技術についての公開での十分な議論: 新しいデジタル録音・録画の機器(および記録媒体)は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる(iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう)。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。 ●公開での議論の必要性: 課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである(さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる)。 ●指定の厳密さ: 消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるが、この文言が漠然とするあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒である。まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならない。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 理由 変化の早いデジタル機器に対して、政令という形はふさわしくない。また、現在の市場では、権利者や事業者が納得できるDRMが実施されており、政令化する必要性を感じない。</p>
	<p>現行の方式を変更すべきでないという意見に賛成します。(ただし、私的録音録画補償金という制度自体が継続する場合) 変更する場合もしない場合も、機器の指定に関する議論はオープンにされ、利用者の意見を聴く機会をもうけることが必要と考えます。</p>

項目	意見
	<p>現行制度の個別指定に関する問題点に掲げられた「指定までに時間がかかりすぎて権利者の補償に欠ける。」という点については、異論をさし挟む余地はなく今後の改善が望まれる。</p> <p>次に、「どのような機器記録媒体が補償金の対象になっているのかユーザーに把握し難いことが、ユーザーの補償金制度そのものへの理解を難しくしている。」との指摘がある。</p> <p>ユーザーにとって、購入に際して指定機器かどうかを知ることで数パーセントの補償金を節約したいという欲求よりも、補償金制度そのものを理解して購入する事が重要ではないだろうか。制度への理解があれば購入時に納得して機器等の購入が出来るからである。制度に対するユーザーの理解を促すため、関係者はより努力をしなければならない。</p> <p>基本的にはアナログ、デジタルの方式を問わず私的録音の可能性のある機器はすべて対象とすべきであると考える。指定制度を存続させるには発売前指定の原則が必要だと思われる。個別指定が円滑に行われるためには、技術的専門知識を持ったチームによる迅速な判断が必要になる。つまり、技術革新に即応した対応には製造業者等の積極的な協力が不可欠である。指定のスピードアップを図れば、結果的には「要件を満たす技術が市場に導入されたとき、改めて政令で追加指定することなく補償金の対象として欲しい」とする要望を満たすことになる。</p> <p>一般に法律が施行された場合、その法律に抵触する商業的な展開は制限されるべきではないだろうか。私的録音録画補償金制度の対象になる可能性のある製品の販売が企画された場合、事前に指定が行われる仕組みがあつて当然と考える。発売されてから指定を検討するのでは混乱が起きるのは必至である。ハードディスク内蔵型録音機器を早急に補償金の対象とすべきであると考える。</p>
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p>
	<p>特に国民の関心が高く、また個別課金されるべきことからすれば、あくまで法律で個別具体的に規定するべきである。</p>
	<p>現在、i-podやPCは主に音楽や映像をどれだけ多く記録できるのか、また、どれだけライブラリーを簡単に整理することができるのかを売りにしている。</p> <p>このような状態で、ハードディスクに補償金が掛けられていないのは不自然ではないか？コンテンツがなければ大容量のハードディスク自体にどれほどの魅力があるのか疑問である。メーカー側は、補償金を支払うことによって、製造する機器に必要な不可欠なコンテンツの安定した供給を受けられるとういう事実を認識すべきである。</p> <p>したがって、ハードディスク等の記録媒体を新たに補償金の対象にすべきである。</p> <p>現行法では、今後も新たな記録媒体が出てくれば、その都度政令に指定するという状況であるが、これでは事後の手当てであり既に失われた利益は還元できない。</p> <p>今後は、新たな記録媒体を発売する前に政令指定しなければならない等の事前の対応が必要であろう。</p>
(4) 政令による個別指定という方式について	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>理由 新技術についての公開での十分な議論：新しいデジタル録音・録画の機器（および記録媒体）は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる（iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう）。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p> <p>また、課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである（さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる事が限りなく多い）。</p> <p>さらに言えば、消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるが、この文言が漠然とするあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒である。まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならないはずであろう。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>理由 新技術についての公開での十分な議論が必要であり、公開での議論、指定の厳密さの必要性もある。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>理由</p> <p>★新技術についての公開での十分な議論：新しいデジタル録音・録画の機器（および記録媒体）は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる（iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう）。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p> <p>★公開での議論の必要性：課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである（さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる）。</p> <p>★指定の厳密さ：消費者に解りやすいよう政令指定の文言を決めていくのは確かに望ましいことではあるが、この文言が漠然とするあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒である。まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならない。</p>

項目	意見
(4) 政令による個別指定という方式について	<p>個別指定方式は、大至急再検討する必要があると考えます。 現在のデジタル技術の進歩が、もはやついていくのが精一杯、あるいはついていけないほど速い速度で進んでいることは皆さんご承知のことと思います。 商品開発側は足の引っ張り合いですから、自分達の開発している新しい技術や製品を、発売直前まで秘密裏にしているような現在の状況の中、今のような、厳密に文言に一致するものだけ政令指定する方法では、そこから少しでも違っているものはすべて指定外になってしまいます。 また、前述のように商品が発売されて初めてその技術の内容がわかるようなことでは、すっかり市場に出てしまった後にしか、検討できないこととなります。 あくまでも個別に指定するならば、対象かどうか判断してから発売させる、というのが順番だと思います。どうしても発売が先になってしまうなら、対象と決まった段階で、先に売ってしまった分も含めて遡って請求するとか、した方が良いと思います。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p>
	<p>理由 新しいデジタル録音・録画の機器（および記録媒体）は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものとは限らず、著作権管理のシステム等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することは容易に考えられる（iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはすでにデジタル著作権管理のシステムを有している）。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p>
	<p>個別指定制度自体に問題があるとは思えないが、分科会の報告を尊重すること、一般国民に対して周知徹底を図ったうえでパブリックコメントに付することは絶対に必要であると考え。なお、今回の意見募集に際して「中間報告」が行われたことは募集開始時に > なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な > 意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。 > したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に > 付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。 としていたことと矛盾するものであり、極めて遺憾である。平成15年12月に行った際に関係業界へ賛成意見の提出を勧奨したとされることを始めとする当時の著作権課が取った欺瞞的姿勢に対する一般国民の不信感はおお根強く、今回のような行動がJASRACを始めとするHDD型録音機器の指定追加を要望している諸団体に「劣勢」をリークして賛成意見の提出を促す意図が疑われていることに対して、認識が甘いのではないか。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 理由 公開での議論の必要性：課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである（さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる）。</p>
	<p>小委員会の多数の意見に賛成です。 指定については、審議会など国民に公開された議論を行うべきです。 また、その結果についてパブリックコメントを募集すべきです。</p>
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成です。 【理由】 課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましいと考えます。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきです。 また、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒であり、まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考える必要があります。</p>
<p>著作物の私的録音録画に対する補償金は、著作物の複製を可能とする録音・録画機能を有する機器であることに対して課金すべきであるから、機器ごと個別に指定する必要はないと思われる。 (2) 同様にNHK受信料の徴収について、「受像機」全般を対象としておりブラウン管、液晶、プラズマ等投影方式の別を問わず受信料の徴収対象となるのと同様に、今後技術の発展に伴い製造される新しい機器に対しても、「録音・録画機能を有する機器」として対象となるような制度としていくことが望ましいのではないであろうか。</p>	
<p>【意見】 現行の方式を変更すべきではない 【理由】 法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではないという法制問題小委員会の多数意見を支持する。 新しい機器やメディアの登場は、スペック上の変化がたとえ小さく見えたとしても、周辺的な技術や事業のありようによって使用形態が大きく変化するため、その動向を見極め、もちろん技術が何を可能にし何を不可能にしているかを十分把握した上で、適正な実態調査を行い、公開の議論の上、権利者に経済的不利益があれば適切な処置をほどこし、また権利が過度に流通を阻害するなど文化の発展に不利益を及ぼしている実態となれば、それはそれで適切な処置を行うべきである。 こうした検討は不可欠であり、迅速に行う必要があるのであれば、集中的に検討する機会を設置することも考えられるが、技術の登場から権利者の経済的不利益が発生するほど普及するまでにはある程度の期間がかかることから、当面は現行制度で十分と思われる。 なお、そもそも私的録音録画補償金制度の妥当性自体を再考すべきであり、説得力のある制度の論理的根拠と説得力のある実態調査が必要である。</p>	

項目	意見
	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成。 現行の政令指定方式から変更すべきではない。 【理由】 新しいデジタル録音録画機器およびソリューションは、今後も非常に早いペースで登場してゆくと思われるが、それらはこれまでとは全く異なった観点で検討すべきものである可能性も高い。 したがって、十分な議論なしで保証金支払対象とするのは問題で、専門家以外に消費者・アーティストといった実際に音楽を楽しむ側も含めた、オープンな議論が必要と考えるため。</p>
	<p>個別指定という現状を維持することに賛成である。 指定までの時間がかかり補償に欠けるという問題が指摘されているが、そもそも当該技術が定着し、それが補償を必要とする複製を促進させるかどうかの見極めには相当の時間が必要であるから、要件を明記して技術の登場と共に対象とするわけにはいかない。</p>
	<p>法的安定性、明確性の観点から、現行の制度の下では、現行の方式を変更すべきではないとする多数意見に賛成です。</p>
	<p>意見：法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 理由：私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、綿密な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しが先であり、政令による個別指定は制度の肥大化につながりかねない。</p>
	<p>現行の方式を変更すべきでないと考えます。</p>
	<p>(英文) We support the majority opinion that the current designation mechanism should not be changed.</p>
(4) 政令による個別指定という方式について	<p>法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 理由 私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p>
	<p>法制問題小委員会での多数意見である、法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない、という意見に賛成です。 現行の指定方法を改め、要件を満たす技術が市場に導入されるときには、改めて政令で追加指定することなく補償金支払の対象となるような方法に変更して欲しいとの要望がある、とのことですが、現在、DRMの進歩は目覚ましく、今後は権利者に不利益を与えないものが増えていくと思われまます。 今後、多種多様なメディアが現れると予想されるため、私的録音録画補償金の課金の是非については、個々のメディア、機器個別について、その特徴や発生する不利益について具体的に検討した上で、判断すべきだと考えます。 一律に、新たなメディアが補償金支払の対象となるような方式では、権利者に不利益を与えないものにも補償金が課せられる可能性が生じてしまいます。 また、指定手続を透明性の高いものにするのと同時に、手続きの審議過程が公開され、広く意見を募るべきであると考えます。 現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましいと思われまます。 また、文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、専門家の意見や消費者やアーティストを含めた当事者の意見を反映できる環境を整える必要があると考えまます。</p>
	<p>法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。 理由 ●新技術についての公開での十分な議論： 私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。 現状では、むしろ個別にDRMの管理が行なわれるようになっており販売時の課金だけでその実効性がむしろ高まってきていることを理解すべきである。</p>

項目	意見
	<p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。その理由として、著作権法30条1項の根源からの見直しが必要なこと、私的録音補償金に対する国民の理解と合意が得られてない。仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考が明確でないように思います。その理由として、</p> <p>■理由 「私的録音補償金」とは一体何なのでしょう、そして、どういった行為が私的録音にあたるか。果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務が生じるのか、と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのでは、私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生することになり、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出努力を強い、国民の抵抗を煽ってるだけです。また、iPodなどへの課金理由はすでに破綻しており、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できるため、今のような課金理由ですと、国民へのコンセンサスは得られないと思います。</p> <p>法のみがその運用で暴走することはやはり、法治国家として、民主主義国家として正しい形ではないと考えます。今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、現状の玉虫色よろしく、どうしても解釈ができる、というものでは問題あります。</p> <p>また、徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきでしょう。</p> <p>例えば、私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する、ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する、音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる、単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。</p> <p>など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択すべきなのでは。</p> <p>MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られていません。メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では限界でしょう。また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならないです。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度そのものに対する抜本的再検討が行われぬ以上、現行の政令による個別指定制度を維持すべき。理由は40頁記載のとおり。</p>
(4)政令による個別指定という方式について	<p>意見:法制問題小委員会での多数意見に賛成である。法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>理由: ●新技術についての十分な議論がない。 新しいデジタル録音・録画の機器(および記録媒体)は今後も登場すると思われる。それらが従来の利用態様と同様のものであるとは限らず、DRM等との併用などで権利者に不利益を与え得ないものが登場することも充分考えられる(iPod等の携帯型デジタル・ミュージック・プレーヤーはその新しい利用態様の代表であろう)。私的録音録画補償金の課金の是非は、機器個別について、その特性を十分勘案し、適当な調査を行い、発生する不利益を具体的に検討した上で判断すべきである。</p> <p>●公開での議論をする必要がある。 課金の是非を検討する場合は、現在の法制問題小委員会のようなオープンな場で行なうことが望ましい。文化庁の判断のみで指定を行なうのではなく、まず専門家の意見を交えた公正な検討を経るべきである(さらに言えば、消費者やアーティストを含めた当事者の参画できる場を確保しなければならない。現行の検討方法では、こうした当事者の声は全く反映されていないと感じる)。</p> <p>●指定の厳密さが足りない。 政令指定の文言が漠然とするあまり、指定する機器・記録媒体の範囲が想定を超えるような事態が発生するようでは本末転倒である。まずは指定機器・記録媒体の指定に正確さを期すことを第一に考えねばならない。</p>
	<p>意見 法制問題小委員会での多数意見に賛成である。 法的安定性・明確性の観点から、現行の政令指定方式から変更すべきではない。</p> <p>理由 HDDのように、タイムシフト・シャッフルを主要用途とする、永続保存を目的とする、既存媒体とは性質が根本的に異なる機器が登場している。 にもかかわらず、補償金を課す対象にする手続きを簡素化した場合、単に大容量の記憶が行えるから、高額な課金をすべきであるといった、機器の性質および利用実態を無視した観点での課金が行われかねない。 特に、課金対象を広げる際には、それだけ多くの視聴者の意見・判断を汲まなければ、実効性ある制度を維持できなくなると考えられるため、現在の法制問題小委員会のような、公開での議論を経るべきである。</p>
	<p>現行の制度の下では現在の方式を変更するべきでないとする多数意見に賛成します。</p> <p>(英文) We support the majority opinion that the current designation mechanism should not be changed under the current law.</p>
	<p>ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定、汎用機器・記録媒体の取り扱いを早急に決定すると共に、基本的課題の一つとして継続検討する。</p>

項目	意見
(4)政令による個別指定という方式について	<p>法制問題小委員会意見募集について JAPANデジタル流通推進協議会は、私的録音録画補償金についてIT産業の立場から主張し行動する、世界的な企業の団体です(*1)。以下本件について意見を述べます。</p> <p>現行の制度の下では現在の方式を変更するべきでないとする多数意見に賛成します。</p> <p>(*1)メンバーには、Apple Computer, DELL, Intel Corporation, 等の企業が含まれています。</p>

項目	意見
2. 私的録音録画補償金の見直しについて	
	<p>現行の制度見直しについて論点が、「現状の儲かりそうな物への課金、しかも対象がもとの音源、映像などの制作者に対する保護制度では無い」ように思えます。そもそも本であればコピー、レコードなどであってもDATなど以前からこのような話はあったはず。特定の商品が広まってきたら課金などと発泡酒と同じような考え方の状況では、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議などの委員会などの運営資金の調達」に一般消費者からは思えてなりません。そもそも一般の方からの意見より、このような状況の中で誰が損をするのか？その人達は現行の仕組み(iPodなどが広まりつつある状況の中で)の中でどの様な生き残りの為の努力をしたのか？そーいった事の中で問題点は何なのか？とゆう事の方が興味があります。兎に角、クルマが広まってきたら税金、テレビが広がりつつあれば受信料など、搾取する方法より静観してテクノロジーの開発に水をさす様な事をしないで頂きたいと強く思います。</p>
	<p>○改善を速やかに図る必要があるとの意見について 直ちに改善すべき。 保証金はその全額を著作権保有者に配分し、すべての資金の流れを誰もが容易に無料でアクセスできるような手段のもとで公開されるべき。保証金返還の手続きが簡素である必要があることはもちろん、返還に際して必要となる費用は、正当な理由無く徴収した側の負担でなければ公正さに欠ける。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>利用者の多くはデジタル・アナログ両方式を意識して使い分けしていない(再生に応じて劣化し、音質もさほどよくないカセットテープとそれがなく高速な頭出しが可能なMD/CDくらいの認識はあるだろうが、それだけにすぎない)デジタル方式では完全なコピーが作成可能と言っても、何世代にもわたるコピーを行う利用者も少ない。販売目的でのコピー、つまり海賊版は別途取り締まるべきであるが私的複製という目的の元ではデジタルでもアナログでも利用者にとっては大差はない。それなのにコピーを行うに利用するメディアが、わずかにデジタルかアナログかの差だけで補償金が発生したりしなかったりするのをおかしい。 また、将来的にアナログ方式の機器が駆逐され、デジタル方式に切り替わる事が十分に想定されるにもかかわらず現行法を見直す事なく拡張し利用し続ける事は、全ての私的複製に対し課金する事となるのは明白である。そもそもその補償金においても、利用者から見れば全く持って不透明な物であり、分配方法も公平ではない。利用者が支払った補償金はコピーした楽曲の権利者の元へ補償されるわけではなく『権利者』全体に分配される。これによりメジャーな楽曲を好む利用者とマイナーな楽曲を好む利用者の支払う補償金に差が生まれ、DRM等による個別課金に対し、非常に不公平であると思われる。 また、コピー元を入手する際にCD購入、レンタル、オンライン購入、等のいずれの手段においても何らかの課金がない場合の方が圧倒的に多く、二重課金であることは間違いない。現行制度はアナログ方式による録音が主力である時代に策定されデジタル方式が主となった現在には時代に対応した新しい制度が必要と考える。故に、補償金制度の廃止をも視野に入れた、根本的な見直しをすべきである。廃止しないにしても、現行制度は時代にあっておらず少なからず変更が必要であり補償金対象追加による収入拡大を目標む前に、補償金用途等の情報を明らかにするなど、成すべき事が多くある。利用者の多くは補償金を払う事に関してはやぶさかではないが、それはあくまで著作権者への対価であり、用途不明な訳の分からないものに対してではないと思われる。</p>
	<p>デジタル機器を含め、記録媒体に課金する制度に反対します。 iPod等のデバイスの出現に対し新たに課金したいとの業界からの要望に応え法改正しようとするのはいかなるものかと考えます。むしろ、記録媒体に対して課金する制度そのもののあり方も見直すべきと考えます。 私的複製に対して課金しない訳にはいかないでしょうが、今後はiTMSのような課金モデルとコピーの制限を採るべきだと思います。仮にデバイスに一律に課金されると、私的複製以外の用途での購入者からも徴収することとなり問題だと思います。 消費者と著作権者のそれぞれの権利の保護を一律の制度で網羅すること自体無理があるのかもしれませんが、もっと海外の制度を参考に公平な負担をできるような制度設計をしてください。</p>
	<p>課金に反対です。 課金すると著作権を完璧に管理できるのでしょうか？財源の捻出のためのこじつけが無理矢理な法案だ。パソコンや携帯やPDAにも課金するのか？こんな案が出ることで自体に失望した。</p>
	<p>以前から、デジタル音楽データのコピー制限を行ってきており、一般消費者の自由を制限してきた上で、さらにそのメディアに補償金をつける。いわば、2重徴収しているようなところがあると考えられる。 また、私的に使用しているデジタルメディアにさえ、補償金を徴収し、制度上返金される仕組みにはされているが、なぜか事務手数料というものが、本来払わなくても良いにも関わらず、事実上返金されない仕組みとなっている。逆に、著作権者も補償金を受けられない仕組みではないか。補償金徴収制度は著作権者でも消費者でも無い中間層で飯を食う人を養う制度になっている。 レンタルCDを借りてきて、個人的に音楽を楽しむための録音は認められている訳で、デジタルコピーは、回数制限されており、これで十分と考えられる。ましてや、個人で購入したCDまで規制されているのは、問題外と思う。 それに対して、さらに媒体にまで規制(補償金徴収)するのは、消費者の権利というものがどこかに追いやられ、利益重視になりすぎているのではないだろうか。</p>
	<p>私的録音補償金制度に反対いたします。 当方も、著作物を作成・販売して生計を立てている者ですが、著作物という点では同一であるにも関わらず、補償金を取られるばかりで当方には一切還元されておりません。現法律は、JASRACが利益を得る為のみに存在している法律であり、特定企業・団体のみを政府が法で保護するという点において、非常に望ましくない制度・法律であると考えます。 著作物作成の対価は、販売する著作物により賄うべきであり、第三者から徴税的に搾取するべきではないと考えます。</p>
	<p>著作権を保護することは非常に大切なことだが、著作権を持っている者を保護することが重要であり、その周りにいる者や会社の利益を保護するものではないと思う。私的録音録画補償金制度は、その周りに居る者を保護しているように思えてならない。現在のデジタル社会における著作権の保護の方法を改めて考えなおすべきである。以上の理由により、現行の制度はすみやかに廃止すべきである。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>なにかとかこつけて金銭をたかるのは朝鮮人でもないのに日本人として恥だと思えます。私は音楽関係の仕事をしていますがそうゆう上司や思想を持つ同僚と仕事と一緒にになると創造力が著しく鈍化します。私は今年で25になります。後輩など20代前半などの意見に耳を傾けるとレコードやカセットテープ等のメディアの存在を的確に述べられた者などほほいしません。あなたがたが光学ディスクメディアに感動したように彼等は次のメディアに興味を持つのではないのでしょうか。また、音楽と権利をあなたがたの私欲で混同されずと最終的にはアーティストの制作意欲及びアーティスト生命を枯らせてしまい、リスナーを遠ざけてしまう結果を招き、苦しむのはあなたがた自身じゃないでしょうか？世界で2位の経済大国の国民が、ここまで自国の文化に疎いのはあなたがたが確実に文化の種を暴利によって詐取してきた結果によるものであると私は考えます。 死ねばいいのに</p>
	<p>本来の趣旨であるならば、デジタル・アナログ等の録音方式に関わらず著作物の複製全てに課金し、補償金は複製された著作物の著作者に配分されるべきものであるが、現制度は課金の容易性を優先してバランスを欠く負担と不透明な分配が行われており、著作物利用者の観点からは公平性の上で問題が多すぎると考える。 また、著作者にとっても自分の著作物の正当な対価を得られておらず創作活動の動機付けを損なうことにもなる。しかし現実の問題として、個人が行う全ての形態の私的複製行為を個別に監視することは不可能であり、私的録画補償金の考え方のものが非現実的であると言わざるを得ない。そもそもの問題の発端は不正な複製による著作権者の経済的損失をどうするかということであり、これは不正コピーに対する罰則強化と厳正な取り締まり、教育現場を含む啓蒙活動(不正コピー防止を訴えるだけでなく、著作者を支援するために著作物にお金を払っているという意識付けを行うことも重要)等によって対応すべき問題である。 技術の観点からは、著作物利用形態が様々に広がる中、本来であれば新たなビジネスチャンスを求めてビジネスモデルを転換すべき業界が本制度によって結果的に保護された状態になっており、現制度の継続は技術発展の阻害要因になる可能性が高い(既得権益に捕らわれ、新たな技術に投資をしにくい体質を作り上げている)。このような状態が続けば既にグローバル化が始まっている著作物の配布技術で日本が大きく後れを取ることに(既に明らかに遅れているが)、将来の日本経済にも影響を与えかねない。 以上のことから、本制度は段階的に縮小・廃止するとともに不正な複製(私的利用以外の複製)に対する厳格な対応が進むべき方向であると考えます。また本制度同様に本来の意義を失い業界保護システムとなってしまっている再販制度の見直しも避けて通れないと考える。</p>
	<p>同制度については既に破綻をきたしており、速やかに廃止すべきとあるが、賛成である。安価になり、新規需要も喚起でき、最終的に現著作権者にも有利になると思われる。 (2)制度の内容および実態について一層の周知とあるが、実態については消費者には情報は全く伝わっていない。特に、著作権を管理する費用がいくらかかっており、管理団体の長から一般社員の給与水準が一般の会社に比べてどうなのかを公表すべきである。</p>
	<p>今回の問題について思いましたが、私的録音録画補償金は本当に必要なのでしょうか？このまま行けばレコード会社は自らの首を絞め現在よりもCDが売れなくなるのは間違いないでしょう。どこからでも取れる所から取るでは一般人は良い印象をいだかないでしょう。</p>
	<p>また、既に問題として認識されているように現行の補償金制度には録画を行わない購入者からも徴収するなど、制度上の不備があります。また、対象となる機器の個別指定という方法では、指定がなされるまでの時間差により権利者の利益を損なう可能性もあります。そのようなことが無いように、放送事業者の著作物使用料には、複製されることも考慮した上で料金を設定を行い徴収することが必要だと考えます。これにより、放送の録画・録音が指定外の機器でなされていても金銭的な補償はなされるためです。 つまり、私的録音録画補償金制度により補償するということは現実的な対応とは言えません。</p>
	<p>「私的録音録画補償金の見直し」について 同制度の撤廃、あるいは適用範囲の大幅な縮小を強く求めます。 同制度はアナログ時代、不可避であった違法コピーに対応するための制度であり、デジタル技術でコピー・コントロールが可能となった現代においては、全く不適当な制度といえます。音楽著作権者は、自らの創造物である「音楽」のみから正当な著作権料を徴収すべきであり、録音機器や録音メディアは音楽著作権者の成果物ではありません。我々消費者から見れば「不当」な課金といえます。 アップル社のiTunes Music Storeの成功を皮切りに音楽配信がブレイクしようとしている今、私的録音録画補償金のような古い時代の制度を適用すべきでは決してありません。</p>
	<p>著作権とは、それを作った人の権利を保護するためにあります。こういう音楽プレイヤーに課金することで、音楽を作った人たちが喜びますか？実際にその方々が望むなら検討すべきでしょう。しかし、現実には、著作権を管理している団体が勝手に主張しているだけでしょ。 こういう音楽プレイヤーに音楽を入れるためには、CDを購入したり、ダウンロードしたりする必要があります。そのときに既にミュージシャンにはお金が払われている訳です。それで十分でしょう。 大切なことは、あまり大きな声が出せない弱者からこそそと小銭を集めることではないと思えます。</p>
<p>私的録音録画補償金精度は、そもそも (1). コピーしても音質が劣化しない。 (2). 無限にコピーできる。 以上の2つの理由から始まった。しかし、CD→MD、CD→MP3へのコピーは音質が劣化する。また、放送→HDD・DVDへの録画も、画質・音質は劣化する。よって、(1)は成立しない。DAT・MDにはSCMSと言う世代コントロールがあるので、2度目のコピーはできない。よって、(2)も成立しない。 以上より、私的録音録画補償金が課せられる根拠は破綻している。 また、楽譜・歌詞のデータはデジタルデータである。コピーにより多少文字がピンぼけする事はあっても、楽譜のドレミや歌詞の内容が変わる事はない。しかし、紙や鉛筆に私的楽譜・歌詞記録補償金については、公平性に欠ける。 さらに、駆け出しの音楽家がプロデビューを目指して、自分の曲をMDに録音して練習したり、配るとする。所が、そのMDには私的録音保証金により、既に稼いでいるプロの音楽家の元へと収入が入る。保証金を受け取るには厳しい審査があり、アマチュアの音楽家は受け取る事ができない。何故アマチュアの音楽家がプロになるために、プロにお金を払わなければならないのか？これは音楽業界が新規参入を阻んでいると言っても過言ではない。私的録音保証金の用途には音楽振興も入っていると言うが、私的録音保証金により安くスタジオが借りられると言った事がない限り、アマチュアの音楽家への還元は無い。</p>	

項目	意見
	<p>「課金には反対」 現状でさえ日本の音楽産業は旧弊的な部分が多く、世界的に見てサービスの質や量と共に時代に遅れているのが事実です。この状態に課金を加えることになると、世界的なサービスの流れに対してますます後れをとり、結局被害を被るのは消費者で、それがまわりまわって結局は音楽業界の停滞につながると思います。課金などの足かせを付け加えるのではなく、もっと自由でオープンにして産業全体の活性化を促すべきです。なぜならそれが音楽業界、消費者、国としても一番良い結果を招くからです。</p> <p>私は、私的録音負担金そのもののあり方が、今後、疑問視されていくことになると思っています。 例えば、著作権がAさんにある音楽がCD-Rに私的にコピーされたなら、CD-Rに含まれる私的録音補償金はAさんに還元されるべきです。しかし、CD-Rディスクを買った時点で補償金を取る仕組みでは、対価の還元先が未知です。「権利者の為に」と言いますが、誰のための徴収でしょう？私は、著作を持っている本人に還元されないのに、補償金も何も無いと思っています。 電子手帳、データストレージなど、音楽再生以外の機能を包含したデジタル家電は、如何にデジタルプレーヤーと称しても対象外になると考えています。ある人にとっては音楽を聴く道具であっても、またある人にとっては音楽を聴くための道具にはなり得ません。 私は、かつて音楽再生できるデジタルカメラを買ったことがありましたが、使い終えるまでの3年間、とうとう一度も音楽再生しませんでした。デジタル家電は、使い手の使い方でも何でも変化します。音楽再生機能があっても、写真などのデータストレージ、スケジュール帳などが目的で、必ずしも音楽を聴くことに使われるとは限りません。 もし今後、私的録音補償金が、国民総意で適切な制度と理解される徴収制度として存在し続けるならば、それはソフトウェアに課金する制度になると思います。どう使われるか未知なハードウェアではなく、まず転送するであろう音楽を購入する段階で課金する方が、まだ合点がいきます。これなら売れる曲を作った人(=著作権者)に還元できます。文化発展に寄与する側面も強調できます。矛盾ある制度が、国内の消費や工業技術をも含めた文化の発展を阻害する温床になりはしませんでしょうか。 私は、文化庁は国民の文化的な生活の発展を趣旨としていると捕らえています。現状を短絡的に判断するのではなく、著作権者の権利を守ると同時に世界に胸を張れる日本のデジタル家電の今後の進展、そして国民の文化的な生活に配慮した、海外の模範にもなるようなご判断に期待申し上げます。</p> <p>どうもこんにちは。意見を聞くのに、これだけ煩雑な聞き方はないでしょうか？もちろん、この聞き方も理解できます。ただ、この聞き方は、プロ、もしくは有知識者にたいしてですよ。広く一般の意見を求めたかったら、自由記載とイエスorノーで聞くほうがよさしいと思うのです。 さて、本題。基本的に時代遅れのものですね。デジタル時代の著作権をきちんと考えた方がよい。もちろん音楽だけの話ではありませんよ。音楽だけの今回の「私的録音録画補償金の見直し」については、いったん全てを無にして下さい。ネット音楽配信で著作権料を取られ、さらにとられるなんて、あまりにもおかしい。また、デジタルデバイスは、音楽だけのために買うのではなくて、デジカメのバックアップ専用にすることもあります。こういった使用するのになんで著作権料を取られなくてはいけないのか？？ もう少しまじな仕事して下さいね。 では、一般的な国民より。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私的録音録画補償金制度は、私的録音録画により著作権者等の経済的利益が損なわれるのを補償することが目的であり、著作権法第三十条一項の私的利用を目的とした複製が禁止されたわけではない。しかし、現在の議論は著作権者等の経済的損失の有無にはなく、機器や記録媒体が著作物の複製に使用されているか否かに拠っており、補償金制度の目的を逸脱している。 現在では映像・音楽ともデジタルコンテンツのライセンス保護技術を利用することが可能であり、補償金制度に依存しなくても著作権者等の経済的利益を保護することができる。したがって、選択の余地がなく用途も不透明な補償金制度は速やかに撤廃すべきである。</p>
	<p>日本は法治国家であるはず。たとえ建前であっても。 世の中には時代に見合わなくなった法律や不合理な制度はゴマンとありますが、それに「納得行かないから」という非常に主観的な主張で守らなくて良いとするなら、法律とはいったい何なのでしょう。法律が時代に見合わなくなったのなら、変えるべきです。でも、変える努力をする前に「法律がおかしいんだから違反してもいいんだ」と開き直る姿勢を許しているのは、法律を書いた文化庁として侮辱されている気になりませんか。 iPodが専用機器か汎用機器かという議論自体が非常にナンセンスです。仮にiPodが「汎用機器」であったとしても、そこにデジタル録音される音楽について、権利者に何の補償もされていないことは厳然たる事実です。そこを見ずして、「法律がおかしいから」「制度がおかしいから」払いたくないというメーカーの主張は、そもそも一般的に通用する理屈なのでしょうか。立ちションや赤信号を渡ることが「納得いかないから」「制度として破綻しているから」やらなくていいという理屈は、どこに行ったら通じるのでしょうか。納税制度が「実態に合っていない」から脱税しても、「制度の根本的な見直し」が先ですか。それに、「個別課金できるから」補償金制度を廃止したとすると、デジタル形式による私的複製は自動的に禁止されることとなります。すべて個別課金するそのお金は、もはや補償金ではなくて複製使用料ですよ。私的複製が自由であることの補償が、補償金制度なのですから。メーカーはそのことを言っていない。卑怯です。 わたしは決して一方的な権利者の味方ではありません。権利者も、権利の上にあぐらをかいて消費者やメーカーがカネを払って当たり前という考え方は今すぐ改めてもらいたいと思っています。著作権という非常に強い権利を、何の努力も費用も要せず獲得でき、自動的に自分の死後50年保護されるのは決して「当たり前」ではないはず。権利を主張するには、それなりの義務もコストもつきものです。職業に尊卑はありません。芸術文化を創っているからエラくて便器を作っているからエラくないのではない。 普通にモノをつくらしている企業や人に比べて、自分達は非常に恵まれた立場にあることを著作権者は自覚し、1つの工夫として、著作権のうち人格権を除く財産権部分について登録制を導入し若干のコストを権利者に負担させ、自らの権利に対する意識をしっかりと自覚させるべきと考えます。 保護要件に登録制を導入することが条約違反なら、別の形でもなんでもいいです、「権利のうえに眠れるものは保護せず」という民法の大原則を反映させた著作権制度をぜひ作っていただきたい。 私的録音補償金問題は、表面的な問題にすぎないはず。こんな些細なことに、有能な行政官や偉い先生方が何時間もかけているのは、あまりにも時間と税金と能力の無駄です。もっと根本的な著作権制度全体の見直しを、本気でやってください。文化庁がやらずに、どこがやるんですか。</p>
	<p>私的録音補償金が適切に分配されているかどうか、消費者に分からないことに問題があると思います。配分比率、配分先、配分された金額を含めて全情報の公開を行うべき。</p>

項目	意見
	<p>補償金制度はひどいと思います。消費者から補償金を二重どりしている点です。たとえばCDを買いそれをCD-Rにコピーしたとします CDをコピーする機器とCD-Rメディアに補償金がかかるというのはどう考えてもおかしいです 最近電車で私的録音補償金管理協会の広告があるんですが補償金うぬぬより私的録音補償金管理協会自体を保護しようという広告に思えます 分配金も流れも不透明でアーティスト側に本当にわたっているのか疑問です 私的録音補償金管理協会存続に使われているのではないのでしょうか？ 補償金制度廃止すべきです</p>
	<p>今まで述べた様に現行法第30条第2項は様々な問題を抱えている為、廃止、もしくは範囲を縮小するのが望ましいと考える。代替の補償制度については以下の理由から不要と考える ・音楽配信による楽曲については権利者と消費者間で個別の課金が成立しており法の範囲での複製が権利条項として含まれている ・従来の提供方法(CD販売、レンタル)については再販制度や複製を見込んだ価格設定により私的複製の損失を吸収可能である</p>
	<p>すでにもとになるCDなどを購入したときに著作権料を支払い済みなのに再度デジタルオーディオ機器に費用を課金するのは反対である。</p>
	<p><デジタル放送は補償金を払った記録媒体でもコピーはできない。> 1) 先日DVDレコーダを使ってWOWOW(デジタル放送)をCPRM対応の録画用DVD-Rにコピーしようとしたがコピーできなかった。このようにデジタル放送になると補償金がとられている記録媒体でコピーできなくなる。今後100%デジタル放送化に向かう中で現行の補償金制度は成り立たなくなるのではないかと。よってこの補償金制度は廃止すべきである。 <補償金の配分に疑問> 1) 共通目的基金に補償金収入の20%が使われているが、これはおかしいと思う。補償金は100%権利者に支払うべきで権利者に80%しか払っていないのなら補償金は現在徴収している金額の80%に下げざるべきである。また、利用者の具体的な使用実態(どのコンテンツをコピーしているのか)がわからないのに、どのように権利者を確定しているのか疑問である。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>一般消費者の見地からすると、「購入」したものや録画した放送を他の録音録画機器等に複製して利用したとしても個人の利用しやすい状態にて利用したりPCのデータ同様にトラブル発生時のバックアップを取得しているのみであり本来の「私的な利用の範囲」においては著作権者の権利を一切侵害しておらず著作権者の被っている損害も皆無ではないでしょうか そう考えますと私的録音録画補償金そのものの妥当性に疑問があります 昔からある友人知人間での貸し借りやネットにおける不正流通等の私的「外」録音録画の補償金であるならばまだ理解できますが私的録音録画補償金から私的「外」録音録画補償金に変更するのも私的録音録画補償金から私的「外」録音録画補償金に変更するのも不正行為の免罪符となってしまうため無理がありますし私的録音録画補償金は廃止するべきではないでしょうか</p>
	<p>デジタルメディアプレイヤーを課金対象に追加する事に反対します。 ユーザーとしても今後のデジタル市場を考えても制限がかかりすぎる。デジタル録音が可能なら機器すべてに課金するのであればともかく、一部の対象物だけに課金していくのは、おかしな話。今後テレビもラジオもデジタル化が見えているこの段階で必要な事は、著作権の保護と配信者の責任規定であると考えます。利権保護を優先すると将来性を見失い、国益にも反する。一部分のみを見るのではなく、他の市場を含めた幅広い目をもって考えて下さい。これ以上は良識あるであろう行政に日本の将来を委ねます。</p>
	<p>私は補償金制度は無くしていくのが望ましいと思っておりますが、もし存続するのであれば以下のように変更するのが良いでしょう。 現状では録音・録画機器やメディアに課金されていますが、これを止め、音楽CDや映像DVDなどの録音録画される「ソース」に全て課金するようにします。ただし、課金の度合いはDRMの施し方によって変えて、音楽CDなどは簡単にコピーできるので高くし、映像DVDなどはコピーが困難なので低くします。そして、課金額を商品に明記するのです。これによって「コピーをする権利も含めて購入している」という意識を消費者に目覚めさせることができるでしょう。もしも、音楽CDを直接聴くだけでコピーしない人には不公平だというなら、DRMを施した商品を安価に併売すれば良いでしょう。また、レンタルCDなどは実質的に「コピーの機会」を販売しているといえるので、ここに課金しても良いでしょう。ソース側に課金すれば回収にコストはかかりませんし、徴収・分配をより公平にすることができます。また、音楽配信などへの課金との整合性をはかることができ、二重課金を避けることができます。現行の補償金制度が抱えている問題点を、ほぼ解消することができるでしょう。 「音楽や映像を売買する」ことに関しては、これからの技術革新によってまったく新しいサービス形態が次々と登場するでしょう。現状の補償金制度では、対応が追いつかなくなるは必至です。小手先の改正ではなく、長期的な視野に立った抜本的な改正(廃止も含む)を希望します。</p>
	<p>ここに書いてある項目については大賛成です。ぜひとも進めてください。</p>
	<p>そもそも「音楽配信」というノンパッケージビジネスがスタートし、それを音楽業界/権利団体が認め更には推進している時点で「複製権」の概念はある部分でほころび始めていて、そうした現状の中で複製権/私的複製の枠組の再度見直しを行うべきであって、私的録音録画補償金の見直し(適用範囲の拡大も廃止も含め)はその後行われるべきであろうと考えます。 複製権＝複製物(CDというパッケージ)を作って更にそれを売って商売をする為の権利の事だと思っていて、音楽配信のような「ノンパッケージビジネス」では「売る為の複製物」を作る(コピーする、あるいはバーニングする)行為を購入者・消費者が代替するフローになっていると言えます。(そしてその代替する複製行為には現状法での「私的複製」の範囲が含まれざるを得ない) 複製の技術の進歩やそれをベースにした(音楽配信のような)「ノンパッケージビジネスに代表される」流通の変化が急速に進んでいる現状に於いて、音楽の世界に限らず「複製/私的複製の概念」の見直しや、もっと大枠での著作権法の見直しが進められるべきでしょう。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>その規制案でいくと、サーバーや企業で使用するハードディスクも対象になります。と言うことはパソコン自体に課金されると同じですね。サーバーや企業で壊れたハードディスクを交換するたびに、音楽のファイルがなくても著作権料として、課金されたハードディスクを買わなければいけないと言うのはおかしいです。そもそもこんな規制案を考えること事態おかしいと思う。</p>
	<p>新たな機器を私的録音録画補償金の対象として追加すべきかどうかを議論する以前に、私的録音録画補償金という制度自体が現在の私的録音や録画という環境に合っているのかどうかということを議論すべきだと考えます。少なくとも、この制度が作られた頃には、合法的なオンラインでの音楽販売などがなかったので、根本的な考え方が現在の環境に合っていないのは明らかです。合法的なオンライン販売で著作権対価を払い、それを聞くための機器でまた別に補償金を負担するというのはどう考えても理解できませんし、この制度自体が、本当に私的録音録画の補償となっているのかが非常に不明確です。著作物の権利を守るために、利用者が何らかの対価を支払うということは必要なことであり、当然のことだと考えます。しかし、本当にその目的に使われているのかさえわからないようなものを、利用者に見えない形で課金するというやり方には反対です。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は廃止すべきである。わたしは作者の著作権は尊重したいし、利用に対して適切な対価を支払いたいと思う。だから不正コピーの流通を行なうような人たちが社会に増殖することのないような終身刑的法制度を設ける必要もあるだろう。一方で、わたしが支払いたいのは、かつて利用することのない、演歌などの音楽の著作権者に対してではない。ところが補償金制度のもとでは、そうした望んでもいない人たちへも分配にもつづき支払いが生じてしまうのだ。今日のIT社会のもとでは、電子データの利用に対して支払いを行なう制度の構築が、もはや困難なことではなくなっている。「利用されれば対価」であり、「利用されない」人たちは存続できなくても仕方ないことではないだろうか？これは決して弱肉強食ではない。インターネットが普及した今日では、よい作物を作りたいという農家の個人的努力の成果を産直として中間マージンを搾取されることなく営業もできる時代になっている。そして、やりたいことによる収入は、さほど多くの顧客を確保しなくてもよくなっており、少数顧客を確保するような営業をインターネットは可能にした、というのが今日の現実だからだ。そして、今回の議案のもととなった iPod の利用者はほぼ100%がインターネットの利用者でもある。だから不労所得を保証する、録音録画可能な機器への課税処置ともいえるこの補償金制度は早急に廃止すべきである。</p>
	<p>【意見】 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p>
	<p>【理由】 本来 補償金を課すべき私的複製につき個別に課金する(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)制度を確立することが理想である。もっとも、一度 対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。 ただし、そうした理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ない。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべきなのは言うまでもない。 また、消費者とのコンセンサスの形成(補償金を課すべき私的複製の特定と、その根拠の論理的・実証的説明が必須である。現状ではそれが全く為されていない)に努力しなければ、この制度は存続不可能である。 「当面の運用」にかかる「改善」については、以下のように考える。 補償金配分の比率見直しに関し、各権利者団体は配分の方法等 情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得ることなど出来ないだろう。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」という印象が一般的であり、現状の情報公開には全く納得していない。 補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれる。いままでどこまで真剣に論理的検討を経たのか定かでないが、「不利益」というマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的な検討が無ければ消費者の理解など到底得られまい。ここで著作権・著作隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の判断に資する論理的検討の蓄積が必要であろう。 返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくことが求められる(返還制度に目立った改善がみられない時は、補償金制度を廃止すべきである)。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。 共通目的事業を国の予算で行なうようにすることについては、それが実現可能であれば望ましいことではある(どのよう</p> <p>私的録音録画補償金制度自体の根本見直しを行なうべきである。理由は以下の通り。 私的録音・録画のさまざまな態様について、権利者の経済的不利益がどれほど発生するのかを具体的に検討することなしに消費者の理解を得ることなど出来ない。このまま私的録音録画補償金制度が続いていけば、著作権制度自体への不信感を喚起していくことにもなりかねない。 特に、既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・ネット配信で購入されたものなど)の私的複製や、一時的な私的録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物などについて、明確な区別が必要である。 なぜ著作権者(および著作隣接権者)の利益を保護しなければならないのか きちんと説明すべきである。権利者が正規商品を売ることによって得る利益が保護されるべきとの考えについては、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これによって「補償」される「利益」と権利者の本来得べき「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明確な根拠を示す必要がある。</p>

項目	意見
	<p>結論: 現行の私的録音録画補償金制度は現行のまま運用すべき</p> <p>制度自体を廃止すべきとの意見が出されておりますが、問題はあるにせよ、現行運用されている制度を突然廃止することには賛成できません。制度創設時の趣旨や国際的な動向を鑑みても、私的録音録画補償金制度自体は必要な制度であると思われます。また、現行指定されている機器媒体だけでは、ハードディスク内蔵型録音機器に取って代われ、ゆくゆくは補償金制度が無意味なものになってしまうとの意見もあります。しかし、これについては私は、補償金制度がDAPと音楽配信の台頭によりその役目を終えていくものではないかと考えております。音楽配信ビジネスは個別具体的にその著作権使用料を徴収できる理想的なシステムを持っています。つまり、ある程度大雑把な徴収と分配を前提とした現行私的録音録画補償金制度は必要ありません。よって、現行制度はそのまま据え置きで運用していくべきものと考えます。</p>
	<p>補償金は払わないにこした事はありませんが、アーティストにきちんと分配され、新たな創作意欲につながるのであればやぶさかではありません。良いものを生み出してほしいものです。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度に関しては、将来的には廃止されるべき制度だと思います。しかし、現状は過渡期であるため、私的録音録画補償金制度を維持すべきだと思います。音楽や録画、放送や出版などを取り巻く環境が、ここ数年で劇的に変化しつつあります。技術的には、DRMを用いる事によって、一曲一曲の個別管理も夢ではない時代にあると認識しております。ただ、現状ではDRMはまだ普及していません。私的録音録画補償金制度を維持しつつ、DRMが十分に普及するタイミングで私的録音録画補償金制度は廃止し、アクセス権を導入することで、権利者の権利を保護するというのが理想だと考えます。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきです。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なうことを強く望みます。</p> <p>その理由として、対価支払い済の私的複製の権利制限について。</p> <p>一度、対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきです。まず、個別課金は、個別分配の方向をとる。本来、補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想なのでは?</p> <p>情報公開については、補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等 情報公開をより詳細に進めていくべきです。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られません。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」という印象が一般的であり、現状の情報公開では全く足りていないということだ。説得力にも欠けています。</p> <p>補償の根拠についても、なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかを、もつときちんと説明すべきです。</p> <p>確かに権利者が正規商品売ることによる利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られていると思います。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されています。</p> <p>ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要があります。</p> <p>具体的な資料と論理的な説明についても、補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれます。</p> <p>いままでもどこまで真剣に論理的検討を重ねたのかはわかりません。しかし、「不利益」などというマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば、消費者の理解などは得られませんし、ここで著作権・著作隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くことは明白です。</p> <p>経済的不利益についても、権利者の経済的不利益の具体的な根拠、および、検討なくしては、消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねません。</p> <p>既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要です。</p> <p>返還制度の簡略化についても、返還制度の簡略化は絶対に行なうべきです。</p> <p>私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければなりませんし、制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくべき。(返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである)</p> <p>なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきです。</p> <p>共通目的事業の扱いについては、共通目的事業を国の予算で行なうようにすることについては、それが実現可能であれば望ましいことでしょう。どのように国民全体のコンセンサスを得るかという問題があるにせよ。しかし、もともとは分配の粗さを吸収するために共通目的事業(権利者全体への間接的分配)が設けられたのであって、これと同じ事業が国の予算で行なわれるようになったからと言って、補償金分配からこぼれた権利者への「間接的分配」をストップしても良いという根拠にはなりません。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>経過措置については、理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ないでしょう。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべき。また、消費者とのコンセンサスの形成(補償金を課すべき私的複製の特定と、その根拠の論理的・実証的説明が必須である。現状では全くそれが為されていないと言っても良い)に努力しなければ、この制度は存続不可能ですね。</p> <p>いずれにしても、補償金の配分に関しては、積極的に情報公開するとともに、配分比率等を固定せず、補償金の管理団体において、適宜見直す必要があります。</p> <p>また、製造業者の協力を得て消費者が負担する補償金の額を表示するなど、補償金の管理団体において、消費者に対して、制度の内容及び実態について一層の周知を速やかに図る必要があります。</p> <p>補償金の管理団体も、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討すべき。第104条の8及び著作権法施行令第57条の6において補償金額の2割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止について検討する必要があります。</p> <p>さらには、適法録音録画と違法録音録画との区別が容易ではなく、たとえば現行法上企業内の録音録画はすべて違法行為であるので、企業が購入した機器・記録媒体からは徴収できません。企業と私的使用の区別をどう付けるのか、企業からの払い下げの場合についても考えなきやいけいでしょう。</p> <p>CDレンタルは業者が報酬を権利者に払っており、ユーザに転嫁しているのであって、二重払いさせられることになってしまいます。いずれにせよ、費用の負担は受益者負担が原則であり、それを無視してすべての機器・機材に乗せつけて徴収するやりかたには問題があり、もう少し権利者側に受益を確定するための努力があってもいいのではないのでしょうか？</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については、既に破綻を来しており、速やかに廃止すべきとの意見に賛成します。</p> <p>理由としては、私的録音録画補償金がコンテンツにかかわらず一律課金されるのに対して、補償金の対象ではないコンテンツもかなりの比率で存在しており、その比率を特定する方法がないため、いわば「やらざるばったくり」的な不当課金が放置されることが予想されるためです。</p> <p>またこういった課金を推進する著作権管理団体の利権問題や制度的腐敗が大きな問題となっており、そのことが不当課金放置の原因になっていると思われる。従って、この制度を廃止すると同時に、JASRACなど著作権管理団体の体制をみなおすべきだと思われる。</p>
	<p>「私的録音録画補償金」の制度自体が、元々公平ではない。</p> <p>「音楽用CD-R」「録画用DVD-R」と表示されているものだけに掛けられているが、実際には補償金がかけられていない、区別して言うと「データ用」のCD-R、DVD-Rでも音楽、動画を焼くことができる。その上、音楽用、録画用にも普通のデータを焼くことができる。</p> <p>iPodなどのデジタルオーディオプレイヤーも、中に自作の曲を入れる人もたくさんいることは間違いなし、パソコンのデータストレージとして使う人もいる。どちらの例も、私の知り合いたちの使い方だ。</p> <p>皆が違法に著作物を複製しているわけではないのに、こういった制度を導入していることは間違いであり、消費者が不公平を被っている＝消費者に不利益が出ている。この制度は消費者から金を徴収して、著作者に送金し、結果的に消費者の利益になるような制度だったのではないのか。</p> <p>少なくとも、これ以上対象商品を増やすようなら制度自体を終わらせるべきだと考える。</p>
	<p>私的録音・録画補償金は、「再複製時に劣化が無くかつ複製無制限な形式」への複製に限って請求可能とすべきである。</p> <p>前提認識: 私的録音・録画補償金は名前に反し、レンタル屋や友達から借りてリッピングするなどの「私的ではない」複製行為による著作者の利益損失を補償している。</p> <p>主張: 私的録音・録画補償金については、「再複製時に劣化の無い複製無制限な形式」への複製に限るべきであると考え。なぜならば、再複製時に十分な劣化が生じれば複製による著作権者の損失リスクはアナログ複製と同等であると言え、また複製に制限のある形式であれば著作権者のコントロールの影響下であるため損失リスクがあるとはいえないからである。</p> <p>DRM管理下での複製のみ行える機材やコピーワンス対象データのみ扱える機材においては、補償の必要性は存在しない。</p> <p>また、DRM管理下のデータ及びDRM管理下でないデータを両方利用でき、かつDRM管理下のデータをDRM管理下のまま扱う機材については、DRM管理下のまま扱えない機材に対し補償金の金額を減免すべきである。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 対価支払い済の私的複製の権利制限: 一度 対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるべきである。</p> <p>個別課金・個別配分の方向をとる: 本来 補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想である。</p> <p>情報公開: 補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等 情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られることなどない。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」だという印象が一般的である。現状の情報公開では全く足りていないということだ。</p> <p>補償の根拠: なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品売ることによる利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>具体的な資料と論理的な説明: 補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれる。いままでどこまで真剣に論理的検討を受けたのかが定かでないが、「不利益」などというマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば消費者の理解など到底得られない。ここで著作権・著作隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の検討に資する論理的検討の蓄積が必要である。</p> <p>経済的不利益: 権利者の経済的不利益の具体的な検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p> <p>返還制度の簡略化: 返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくことが求められよう(返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである)。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。</p> <p>共通目的事業の扱い: 共通目的事業を国の予算で行なうようにすることについては、それが実現可能であれば望ましいことではある(どのように国民全体のコンセンサスを得るかという問題が残っているが)。しかし、共通目的事業への支出を減らしていくためには、補償金の分配が利用実態へ近づけていく努力が必要である。もともとは分配の粗さを吸収するために共通目的事業(権利者全体への間接的分配)が設けられたのであって、これと同じ事業が国の予算で行なわれるようになったからと言って、補償金分配からこぼれた権利者への「間接的分配」をストップしても良いという根拠にはならない。</p> <p>経過措置: 理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ない。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべきなのは言うまでもない。また、消費者とのコンセンサスの形成(補償金を課すべき私的複製の特定と、その根拠の論理的・実証的説明が必須である。現状では全くそれが為されていないと言っても良い)に努力しなければ、この制度は存続不可能である。</p> <p>そして委員の意見として 補償金の配分に関しては、積極的に情報公開するとともに、配分比率等を固定せず、補償金の管理団体において、適宜見直す必要がある。 製造業者の協力を得て消費者が負担する補償金の額を表示するなど、補償金の管理団体において、消費者に対して、制度の内容及び実態について一層の周知を速やかに図る必要がある。 補償金の管理団体において、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討する必要がある。</p> <p>第104条の8及び著作権法施行令第57条の6において補償金額の2割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止について検討する必要がある。とある。</p> <p>又、半田正夫「私的録音と補償金請求権」から要約するとこういう意見が出ている。 録音録画しない者に補償金を支払わせることは私法理論としては馴染まない。また、録音するかどうかわからない段階で支払い義務が生じるのは、法理論的に承認される性質のものが疑念が生じる。録音録画しない旨の立証はほとんど困難であるうえ、わずかな金銭の返還請求訴訟は費用倒れになることは明らかであり、訴えの提起は不可能ではないかと思われる。著作物の利用者が補償金の負担者であるとして、著作権の私権としての建前を維持しながらも、実際にはその枠を越える措置を認めるものであり、実務処理の便宜上の要請のまゝに、なにゆえに機器・記録媒体の購入者すべてが補償金の最終的負担者とならなければならないかの説明を放棄したものと評せざるをえないといえよう。 複製者が負担者であるにもかかわらず、購入者が負担することになっている。 メーカーに協力義務が付されているが、メーカーが著作物の録音録画を可能ならしめる機器・記録媒体を購入者に提供した際に協力義務の原点を求めているのだとすると、メーカーのみに限定するのは妥当ではなく、放送事業者も有線放送事業者も、CDレンタル業者も録音を可能ならしめている点では同等である。 適法録音録画と違法録音録画との区別が容易ではない。たとえば現行法上企業内の録音録画はすべて違法行為であるので、企業が購入した機器・記録媒体からは徴収できない。企業と私的使用の区別をどう付けるのか、企業からの払い下げの場合はどうなるのか。 CDレンタルは業者が報酬を権利者に払っており、ユーザに転嫁しているのであって、二重払いさせられることになってしまう。 共通目的事業の支出は、私法としての域を超え、従来の理論に大きな変更を強いるものである。</p> <p>最後に「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についてだが、なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。と書いてあるが、09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告で167件、Podなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意見が賛成意見の4倍超となっている。</p> <p>そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が16件、制度を遵守すべきという意見が2件、政令での指定に賛成が2件、反対が2件、そもそも制度自体がおかしいという意見が6件、現行制度を廃止すべきとの意見が27件あった。</p> <p>という記事がWeb上で掲載されている。これは、パブリックコメント募集集中に出す物では無く、中間集計を出す事自体に疑問を感じる。つまり、この中間集計が出された事に依り、賛成側が劣勢である、というイメージ的な植え付け、反対側は「これだけ差があるのだからパブリックコメントを自分が出さなくても良いだろう」というイメージを一般の人に植え付けかねない。</p> <p>何故中間集計を公表したのか、又、文化庁著作権課は「個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」と書いたにも係わらず、現に公表している。これは国民を愚弄する物であり、ルールをそちらの方で破っている。この点に付いてちゃんと国民が納得出来る回答をして頂きたい。</p>

項目	意見
	<p>制度の形骸化は既に限界まで来ていると思う。既得権の拡大が大半の適用範囲拡大の申し入れは、消費者の立場からすると非常におかしな考え方であると思う。本制度が制定された時代には現在のようなDRM技術が存在せず、本制度にも存在する為の根拠が合ったと思うが、2005年の現在においては既得権者 団体の闇雲な請求としか理解出来ない。私自身もアップルのiPodを日々利用しているが、HDDに仮固定（保存）している音楽コンテンツは自分自身のお金で購入した音源が取り込んだ物か、きちんとDRMが掛かっている正規のオンラインショップ（iTunes Music Store）から購入したものである。繰り返しになるが、いくら権利を主張しても、実際の権利者へ還元できている事が保証されていないような状況と、保証金の使途が監査を経て正確に公開されていないような制度は、2005年の現在において本制度の存在意義は廃れたと言って支障がないと考えている。既得権者の団体が、実際の権利者と消費者の利便性と実効性を叫ぶのであれば、いったん本制度を廃止して、広く受け入れられる別の制度を新たに作る必要があると思う。</p>
	<p>「権利制限の見直し」及び「私的録音録画補償金の見直し」についてですが 指摘録音録画保証金についてはまず消費者がそれを払っている事をほとんど意識していない。 消費者は1円2円の為にわざわざそのメディアをコピー用途に使わなくても返金をしようとは思わない。 このような制度は問題があると思う。 自分も最近この問題が取り上げられるまで知らなかった。 物理的に同じであるのにCD-Rメディアも音楽用とデータ用で、価格が違うと言うのは納得がいかない。</p> <p>物を作り出した人に正当な対価を支払う事が出来る窓口が必要なのであって権利団体の私腹を肥やす為に制度が使われてはならないと思う かけるならばレンタル店に対して上乘せする、等の方がよりの確になるだろうと思うし善意を期待してそういった還元窓口を作ってはどうか。 ネットを使って消費者が簡単にアーティストに還元できるようにするとか。 買うのとレンタルするのは違うので、買った物は自分の物にしたいし、ある程度のコピーは利便性のために認めて欲しい。 DRMだってコピーの出元が判ればそれで十分だと思う</p>
(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>分配されるべき立場であります消費者としても立場もあります。 健全な文化の発展のために安価で適正な課金システムが望まれます。 課金システムの構築に過度な投資が必要なのは問題があります。 製品に課金するよりは使用頻度に応じて個別に課金するべきだと思います。 これからの文化や情報は(インターネットを中心に)集約された情報ではなく拡散した文化 情報になっていきそうです。 それと同時に文化や情報の価値や価格は限りなく無料に近づく事が大きなトレンドです。 これを否定する事はほとんど不可能です。 文化や情報などのコンテンツに対してお金と払わないで手に入れるのが当たり前です。 徴収や課金が困難である以上広告などの別の収入を分配するシステムの構築も考えていくべきです。 そのために公的機関としてよりも営利法人化も必要かもしれません。</p>
	<p>【意見】私的録音録画補償金制度を全廃、すくなくとも縮小するよう要望します。 【理由】なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品売ることによる利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。 現況では、権利者の利益が守られているのかあいまいなまま、私的録音録画補償金制度を運用、代行するものが不当な利益を得ているように国民の目には映る。</p>
	<p>この度の「私的録音録画補償金の見直しについて」の審議は、デジタル機器の目覚ましい技術革新を背景に、非常に意義深いものを感じております。即ち、著作権法の第30条第1項の理にかなった制度の考え方と、応急処置的な第30条第2項、第104条の5などの制度を見直す機会であると考えております。平成4年当時のデジタル技術と平成17年のデジタル技術では比較しようの無いほどの発展が見られます。この時代背景の差をよく見つめた上で、抜本的な見直しが必要と考えます。 大きな矛盾は、複製を行わない消費者に複製する消費者と同価格を強要することであり、返還制度があるというものの疲弊した粗雑な制度であり、関係各位の知るところであります。この制度は受益者負担を損ねている制度であることを認識しなければならないと考えます。 この現実を踏まえ、「審議経過」(P40)の(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)で、「早急に対応すべき課題として、私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非を含めたどう制度自体の根本的な見直しについて、期限を設定した上で検討すべき」との意見は、的を射たものと高く評価されるものです。 通信ネットワークを介した音楽配信サービスが利用されることにより、著作権権利者により近いところで販売されるため、著作権問題はクリヤーにされる。また、デジタル技術を駆使しデジタル権利管理(DRM)と技術的保護手段(TPM)の発展に伴い著作権権利者の近いところでのハンドリングができる状況が到来している。既に、通信ネットワークを介した音楽配信サービスでは、DRM的な契約を実施しており、この点も認識しなければならない。 この状況を考慮すれば、次のように考えるべきでしょう。 1)世界最高のデジタル技術のメッカである日本国では、一時しのぎの制度に輪をかけた不透明な制度にしがみつような結論であってはならない。権利者の保護を図りながら、消費者や受益者の納得感のある著作権本来のあるべき制度に、戻すことを目指さなければなりません。 2)著作権法の本来のあるべき制度に戻すことを、目指すための具体的な道筋を検討し、国民に示すべきことを強く訴えたいと思います。 こんな時代背景から、海外での制度の検討状況は、補償金の拡大を検討しないことや(ドイツ)、制度の審議をしても拡大の否定が決定されているところ(ノルウェー、スペイン、ギリシャ、スペイン、オーストリア、オーストラリア、カナダ、メキシコ)が多く、変化しつつあり、参考にすべきと思われる。むしろ日本は、リードすべきでしょう。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私的録音補償金制度が「既に破綻を来しており、速やかに廃止すべき」という意見は全く持ってそのとおりだと思う。(1)違法コピー等の著作権者の権利を侵害する行為の正確な実態が明らかでない。現在聞かれるのは、音楽ソフト販売不振の原因を、諸外国に比べ音楽ソフトが高価であること、ソフト自体の魅力低下、などではなく違法コピーのせいにすり替えようとするレコード会社の一方的な言い分のみである。</p> <p>(2)補償金が適切に権利者に分配されていない。中間搾取される金額が多すぎる。管理団体の運営のための努力がなされていない。営利目的でないのに億単位の黒字が出ていたり、役員報酬が高額であったりする実態は、実質的な独占業務によって腐敗した姿そのものだ。</p> <p>(3)本来徴収されるべきでないケースでも一律の徴収されており、そのための変換精度も実質上機能していない。徴収団体は返還請求に対してすみやかに対応する努力を一切行っていない。このような状況でハードディスク等の汎用機器にまで徴収対象を広げるのは極めてナンセンス。</p> <p>(4)市販される音楽ソフトは再販制度によって保護されている。国内に様々な業界がある中で、音楽出版に関してのみ、このような厚い保護機構があることはバランスを欠く。</p> <p>私的録音補償金制度を推進する立場の著作権管理団体の横暴ぶりは目に余るものがある。本来の権利者の意思が反映されているか不明。</p> <p>第三十二条に基づいた正当な引用であっても、歌詞であれば一方的に請求する、Jazz喫茶などからのむちゃくちゃな取り立てが行われているなどの実態を聞くと、法的に無知なもの、弱者から一方的に取り立てる強権な団体というイメージしか浮かび上がってこない。大音量で市中で音楽を垂れ流しする右翼団体の宣伝カーからきちんと徴収しているのだろうか。</p> <p>また、権利をゆだねているもの達はこういった実態を理解しているのか。</p> <p>その著作権者にしても、補償制度等の実態に無自覚であり、やたらと権利のみを主張しているように見えるものも見受けられる。</p> <p>そもそも著作権という権利は文化的発展に寄与するために認められる権利である。たとえば、ある独りの音楽家が、文化的価値のある作品を製作できるようになるまでに、どれだけ、他者の作品に助けられてきているのであろうか。自分がアマチュアバンドをやっているときには、自分で聞き取って楽譜に起こした有名ミュージシャンの作品を模倣して演奏したりしなかったのか。音楽仲間同士で録音済みテープの貸し借りをしたことはないのか。商業音楽の作成のために、レコード会社内で、一般では違法コピーと目される行為を働くことは一切無いのか。後進を育てるため、才能のあるものをのばしていくために多めに知られてきたものが、権利を行使するものになったとたん、自身の権利のみを追求するようになってきはないのか。本来の趣旨から言えば、著作権そのものは保護されるべきではあるが、文化的発展のためには必ずしも厳格に規制されるべきたぐいの権利ではないはずだと思う。民法1条には権利濫用禁止がはっきりとうたわれている。</p> <p>この点については、フェアユースの概念を認める米国などの諸外国の制度を見習うべきである。現行の日本国の著作権法下ではフェアユースが認められていないが、フェアユースには「著作権法の硬直的な適用が、この法律で育成することを企図している創作力そのものを、時として、抑圧してしまう場合に、裁判所がこれを回避することを認めたもの」という原則があるように、創作力、文化的発展に寄与する目的がある。条文としてフェアユースの文字を使う必要は無いと思うが、著作権法そのものを改訂して、フェアユースに近い概念を導入すべきと考える。</p> <p>フェアユースを導入すれば、この私的録音補償金制度が如何に不適切なシステムか、よりはっきりと判るであろう。最初から消費者を泥棒扱いし、一律にお金を徴収し中間搾取するシステムからは文化的発展等望むべくも無い。この制度を推進していけば、行く先は日本の音楽文化の滅亡である。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>●対価支払い済の私的複製の権利制限：一度対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。</p> <p>●個別課金・個別分配の方向をとる：本来補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想である。</p> <p>●情報公開：補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られることなどない。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」という印象が一般的である。現状の情報公開では全く足りていないということだ。</p> <p>●補償の根拠：なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品売ることによる利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。</p> <p>●具体的な資料と論理的な説明：補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれる。いままでどこまで真剣に論理的検討を受けたのか定かでないが、「不利益」というマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば消費者の理解など到底得られない。ここで著作権・著作隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の検討に資する論理的検討の蓄積が必要であろう。</p> <p>●経済的不利益：権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p> <p>●経過措置：理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ない。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべきなのは言うまでもない。また、消費者とのコンセンサスの形成(補償金を課すべき私的複製の特定と、その根拠の論理的・実証的説明が必須である。現状では全くそれが為されていないと言っても良い)に努力しなければ、この制度は存続不可能である。</p> <p>以上、よろしくお祈りします。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>制度の見直しおよび縮小・廃止について早急に検討を開始すべきです。 その際、次の点を議論していただきたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者の公正な利用方法 2) DRMで保護可能な機器およびデータの複製は私的録音録画補償金の対象としない <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的録音録画補償金制度の導入時と利用状況が変化しています。 iTunes Music Store(以下、iTMS)のようにオンライン配信が始まり、今までよりも録音する音源に多様性がでてきています。 私的録音録画補償金制度は、このような状況を想定しておらず、制度そのものの見直しを行う必要があると考えます。 ・利用者の公正な利用方法が明確でないため、今回のような権利者と利用者間に意見の相違が発生し、議論がかみ合わない。したがって、公正な使用方法を検討することは、議論が平行線をたどることを防ぐ効果があります。 ・私的録音録画補償金よりもDRMで保護し、コンテンツデータに課金し、複製をコントロールするほうが理にかなっていると思えます。現状はDRM技術が発達してきており、将来はコンテンツデータそのものの保護が可能となります。保護されたものに対する私的複製は権利者の利益を侵害しないのだから、補償の対象とならないのは当然です。
	<p>デジタルの時代だからこそ、守りたいものが、忘れてはならないものがあると思えます。</p> <p>そもそも日本の娯楽コンテンツの料金は高すぎます。高く買えない人はどうしたら大衆音楽を聴くことができるのでしょうか。海外に比べて高い料金を設定しなければいけない仕組みを作ってしまった人たちがいたことが、貧乏人から音楽を取り上げ、安いコピー製品でガマンさせる方向へ追いやっていったのではないですか？</p> <p>誰にでも買える価格で音楽や映画が配信されていれば、コピーしようなんて姑息なことを考える人はもっと少なかった筈だと思います。</p> <p>店頭でDVD映画ソフトをとってみても、日本映画は値段が高く、比べてアメリカ映画は安く面白。極端に言えば、日本の文化的芸術的成長を妨げているのは、まさしくそういった仕組みが影響していると言えるでしょう。自分の国にいるのに、自分の国の映画のほうが高いなんてばかげている。レンタル店で安く借りてコピーしようなんて考え方が生まれるのは、むしろ自然な流れのように思えます。</p> <p>一方、作り手側も、可能な限りすべての人に向けて配信されるのを希望しているのではないのでしょうか。ただの金儲けと、とにかくお金だけ儲かればいいと思って作っている人もいるかも知れませんが、より多くの人の支持を得ることに喜びを感じ、その結果としてそれ相当の報酬を得ることが自然な流れです。</p> <p>普通に考えれば、未来の日本も、音楽をはじめとするエンターテインメント業界の未来も、育てていくのは今まさに携帯デジタル音楽プレイヤーで音楽を聴いたり、なげなしの小遣いをはたいてでも新しい娯楽コンテンツに少しでも多く触れたい接したいと望んでいる若者たちです。</p> <p>こうした若者たちからさらにお金を巻き上げるなんて、本当に日本の未来を考えての行動だとは思えません。むしろ日本の文化・芸術を後退させる力の発動にも思えます。</p> <p>デジタルミュージックの価格は安いのではなく適正価格。もともと価格が高いことの方が問題です。作り手と聞き手の中間で何らかの搾取が行われてはいないか、もう一度考えるべきです。少なくとも音楽や料金は、その中間にいる人たちのものであってはなりません。</p> <p>若い世代の人たちが少しでも「夢」を持って生きられる時代を、少しでも犯罪に走らせずに済む時代をめざし、デジタル社会の今だからこそ人間味のあるシステムづくりをするべきだと思います。</p>
	<p>時代の流れと共に新しい技術を使った商品が製品化され、どんどん世の中に出てくる中、何時までも過去の制度「私的録音録画補償金」等に縛られていては、時代に取り残されてしまいます。</p> <p>事実、レコード会社を中心とする著作権管理者は、デジタル機器向けのオンライン配信を配信業者と契約し、始めています。</p> <p>この事実の中で著作権使用料の問題は、解決されているのではないのでしょうか？</p> <p>今新たに、デジタル機器に対して「私的録音録画補償金」を求めているのは、ユーザーから見れば、既存利権を守るための戯言に聞こえます。</p> <p>元々、カセットテープや、MDディスク、CD-R等というコピー制限のないメディアに対して、考え出された「私的録音録画補償金」を独自のDMRで利用制限やコピー等をかけているデジタル機器に対して、一元的に補償金を求める事は不公平です。</p> <p>デジタル機器にコピー出来ないコピーガード付きのCD等が販売されている中で、ユーザーから見ればコピーガード付きのCDは利用範囲が限定されているので安いのか？と言えば決して他のCDに比べて安くは有りません。</p> <p>レコード会社を中心とする著作権管理者が、独自にデジタル機器に対する対応は個別のルールで行っている現状をふまえれば、市場原理に基づき個別に任せるべきです。</p> <p>基本的には、デジタル機器メーカーがしっかりしたDMRを提供する事と、著作権者もしくは、管理者が、個別に契約をして確実に著作権料が権利者に届くように支援するべきである。</p> <p>逆にDMRを破ろうとする者に対して、制裁事項を考え不法な使用や、流通を阻止する事を考えるべきである。</p> <p>現在のデジタル機器の普及は、レコード、CDと言った楽曲流通メディアの革命と考えられる中で、何時までも既存利権を守り古い枠組みに当てはめようとする行為は、音楽業界にとってデメリットである。</p> <p>まず最初に補償金額をどうするかでなく、新しい流通形態のデジタル機器の発展を支援する方向で物事を考えて貰いたい。</p>
	<p>現在の私的録音録画補償金制度は、早急に、廃止を含めた見直しを行なう必要があると考えます。</p> <p>徴収された補償金の分配については、とくに著作権者に対して分配された金額など、プライバシーの保護を理由に一切公開されていません。通常の、明確に著作権者が特定される著作権利用料とは別に、このように広く徴収される制度においては、より厳格に、その利用・分配については監査・管理される必要があると考えますが、現状では団体の自由裁量によって分配されているように見受けられます。</p> <p>まずは、徴収された補償金が、何に、どのような目的で分配され、利用されたか、過去数年に遡り、可能な限り明確にすべきです。その際、信頼がおけるとされる第三者機関による厳格な監査を行ない、その情報が保証されるべきです。その上で、廃止も視野に入れた見直しを検討されるべきだと思います。</p>

項目	意見
	<p>意見：私的録音録画補償金制度の改善、抜本的な見直しを行うべきである 理由： 私的録音補償金制度はiPod等の製品が登場する前に考えられたものであり、それらがこれからの主流になりつつある今、現行制度では対処できない問題が多数あるものとする。それはDRMの問題しかり、私的複製の範囲の問題しかり、すべての面に於いて再検討されるべき点が非常に多い。 知財大国 日本を目指す上でこのような時代遅れの法制を持っていることは、これからの日本の発展の妨げになりかねない。早急に法制を整備し、正しい著作権管理と運用が行われることを望むものである。</p>
	<p>本制度は、創設時より新しいメディアへの対応が遅れる制度である。 私的録音録画補償金の課金が必要であるならばデジタルtoデジタルで録音録画できるソフトに対して課金し、コピーが出来ないソフトに対しては課金しないとされた制度の方がよほど納得がいく制度である。 しかしながら、私的に購入したものを私的に利用するために課金されるそもその理由が納得できない。 私的録音録画補償金制度が成立した当時から本制度は納得のいかない制度であった。 今では著作権管理システム(DRM)も普及しつつあるのに本制度をさらに強化していくのはおかしい。 以上の点から本制度は廃止すべきと考える。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は一般の認知度が極めて低く、補償金返還制度も実質的に機能していない。著しく不合理・不公平な制度となっており、事実上破綻している。よって、同制度は可及的速やかに廃止すべきである。 廃止できない場合には、私的録音録画補償金が課せられている録音録画機器・記録メディアなどのパッケージに、同制度の存在および補償金の具体的な金額を充分に目立つ大きさの文字で告知し、補償金返還方法についても具体的に表示すべきである。 また、本来支払う義務のない補償金を徴収した場合、それを返還するのに必要な費用をユーザーに負担させるのは不合理である。従って、補償金返還に必要な費用はユーザーでなく、管理団体がすべて負担すべきである。</p>
	<p>一度対価が支払われた著作物については私的利用の範囲において自由かつ無償で利用できるとすべきである。 現行の私的録音録画補償金制度では、著作権者の権利を保護しなく、権利を過剰に拡大しているだけである。 著作権者の権利を侵害していると思われる海賊版等は、私的録音とは無関係である。著作権は特許権等の他の知的財産権に比べて保護されすぎているように感じる。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>いくつかの問題点が指摘されているが私が感ずる最大の問題点は、消費者と著作権管理団体が相互に信頼していない、という点にあると思う。 管理団体はいかにも消費者が不正コピーばかりしているかのような物言いをし、消費者側は著作者に対して敬意は払っても管理団体に対してはその活動の内容に対して正当性を疑っている。 これを解消するためにも項目中にある「補償金配分等の情報公開」をいっそう進めることが重要と思う。 また、日本の消費者の著作権に対する理解は今や世界でもトップクラスにあるものと思うが、なおいっそう啓蒙することが必要であり、それを推し進めるためにも相互の信頼関係は重要であると信ずる。</p>
	<p>元々、私的録音録画補償金制度そのものが「デジタルコピーに対する個別課金が不可能なための緊急避難」的な存在だったのではないのでしょうか。DRM等の著作権保護技術の活用によって個別の課金が可能になった現在、私的録音録画補償金制度はその役割を終えたと考えます。</p>
	<p><意見> 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわれるべきである。 <理由> 本来 補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想である。もともと、一度、対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。 ただし、そうした理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ない。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべきなのは言うまでもない。また、消費者とのコンセンサスの形成に努力しなければ、この制度は存続不可能である。 返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくべきである。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。</p>
	<p>利用者により対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。また、私的録音録画補償金を存続させる場合、返還制度を実効性あるものに改善する必要がある。返還制度の周知徹底、返還の際の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくべきだと考える。返還制度が機能しない時は、補償金制度を廃止を検討すべきと考える。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>○制度のあり方自体の見直しを早急に検討すべきであると考えます。これは小委員会でも多数の意見として出されており、そうした検討なしに、前記のような個別論点の改定を行うことは、制度そのものの矛盾を拡大するだけであると考えます。</p> <p>○制度そのものに係わる前提問題として、</p> <p>第1に、私的録音録画補償金は、指定管理団体を通じて1年間に得た著作権料に比例して著作権者に配分されるとのことですが、どの程度が各著作権者の収入となっているのか不明であり、補償金の使途・配分状況について明確にすべきです。こうした情報開示は指定管理団体の最低限の社会的責任であり、これができないような団体は指定すべきではありません。</p> <p>第2に、本制度自体が知られておらず、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)が本年実施した「ポータブルデジタルプレーヤーに関する消費者調査」によると、国内の私的録音録画補償金制度の「内容までは知らない」という回答は82.8%に上り、消費者のほとんどが制度を知らぬまま補償金を徴収されている状況にあります。制度の認知がされていない状況を放置しているのは、行政の責任が重く、著作権教育における重要な課題として位置づけて、認知度を高めるための具体的な施策の検討を図るべきであると考えます。制度のあり方そのものに関する議論を国民的に広げていくこと(地方公聴会やシンポジウムを企画するなど)自体が、制度の認知を広げていくことになりまますから、こうした具体的な検討が必要だと思えます。</p> <p>第3に、購入者が私的な録音・録画を行わなかった場合の補償金返還制度はほとんど活用されておらず、今年初めて利用されたケースを見ても、8円の返金を受けるために切手代等それ以上の費用負担が消費者に生じるなど、実効性に乏しい制度です。この点も基本的な見直しが必要です。</p> <p>以上3点は、前提的な問題であり、これらの点を含めて、制度そのもののあり方に関する国民的な議論を広げていくよう、文化庁及び文化審議会著作権分科会の取り組みに期待します。</p>
	<p>私は法的に定められた範囲で、私的な音楽複製を日常的に行っています。</p> <p>音楽CDを購入したらそれをコンピュータに圧縮記録し、コンピュータにスピーカーをつないで音楽を聞く。</p> <p>また、それをiPodにコピーして、外出中に音楽を聞く。</p> <p>これを「購入した音楽CDを直接再生する」という、つまり私的複製を行わないで済むような手法に切り替えるつもりはまったくありません。なぜなら、そんなやり方は非常に不便だからです。</p> <p>私の場合、手段がどうであろうと、購入した音楽を聞くのは常に私一人です。</p> <p>権利者団体の方々は私的複製により利益が害されていると主張されていますが、私のような場合、権利者の利益を害しているとはとても思えません。</p> <p>購入した音楽に対して、それを楽しむ人間の頭数はまったく増えていないのですから。</p> <p>そして、私の例のように、購入した音源をより楽しむために自ら複製するという行為は最近始まった事ではありません。</p> <p>ラジオをエアチェックしたり、レコードをカセットテープに録音してウォークマンで聞いたり...</p> <p>結果、私は現行の私的録音録画補償金制度に大きな不満を感じています。購入した音楽を楽しむ手段を変えようとする「権利者の利益を害するから」という理由で金を取られるのは理不尽だと思います。</p> <p>従って、この制度を速やかに廃止していただき、DRMなどデジタル技術を最大限利用して、音楽の作り手に正しく利益が還元されるシステムを一から作り直していただきたいと思えます。</p>
	<p>私的録音録画保証金制度自体の(廃止を含めた)根本的な見直しについての検討をすみやかに行うべきだと思います。</p> <p>[理由:1]</p> <p>「デジタル記録方式は高品質」とは必ずしも言えないから。</p> <p>*理由:1の解説の前に、(社)私的録音補償金管理協会(sarah)のホームページに「デジタル機器については、高品質の録音が可能」と記載されておりますが「高品質」の具体的な定義はあるのでしょうか？</p> <p>定義が見当たらないのでここではとりあえず「高品質」という言葉を使わせていただきます。</p> <p>理由:1の解説</p> <p>デジタル方式で記録できる媒体に限って私的録音録画保証金制度を適用されているようですが音楽に関して言えば、どの圧縮方式であれ低ビットレート(64kbpsなど)で記録すれば、「高品質の録音が可能」とはいえその品質は記録したときの低ビットレートでの情報でしかないからです。</p> <p>ハードディスク内蔵型録音機器等を購入した音楽使用者の皆が皆、高ビットレートで記録しているという根拠はどこにもありません。</p> <p>[理由:2]</p> <p>大多数のハードディスク内蔵型録音機器等の所有者は、本当の意味の「私的録音」しかできないと思われるから。</p> <p>理由:2の解説</p> <p>a)ハードディスク内蔵型録音機器等を購入する人たちが必ずしもPCに精通しているわけではないことは御理解いただけたらと思います。むしろPCの知識に乏しい層が増えているといっても過言ではないと思えます。これはネット上で交わされるハードディスク内蔵型録音機器等の使用法に関する話題の多さで証明されています。また、ハードディスク内蔵型録音機器等を購入する人たちのほとんどは機器を持ち歩くことに主たる目的があり、そこに記録されたデータの再頒布に対する関心は少ないと思われる。そのような状況で再頒布を懸念する必要性はあまり感じられません。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>b)一方で、昨今Napstarが裁判沙汰になるニュースが流れたり、WinMXの公式サーバが運用を停止したりと、インターネットを介した違法なファイル交換はPC初心者にとっては利用環境が閉ざされ、しかも心理的にも罪悪感を持たせるものになり、その利用から遠ざかる状況にあります。</p> <p>これは著作権者の利益を著しく侵害する要素(ファイルの違法交換)が減少傾向にあることを意味します。</p> <p>以上a),b)より、ハードディスク内蔵型録音機器等を利用するには正規の方法でしか音楽データを記録できない傾向にあるということが言えます。言い換えれば本当の意味の「私的録音」しかできないユーザがほとんどであることの証明になりますから、私的録音補償金の存在意義がなくなりつつあると思います。* 国民の大多数はMD等に課金してハードディスク内蔵型録音機器等に課金しないからといって公平性に欠くとは考えません。それは[理由:3]に述べる広報・啓蒙の少なさに起因するものです。</p> <p>[理由:3] 私的録音録画保証金を管理するためだけに社団法人を設立していることは、私的録音録画保証金とその管理団体の存在意義が著作物利用者にとって非常に難解であり、納得のいかないものになっているから。</p> <p>理由:3の解説 私的録音録画保証金を管理する団体に限らず、音楽著作権に関わる団体はなぜもっと定期的に国民に対して著作権の重要性を啓蒙しないのでしょうか?(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)をはじめとする著作権管理団体や、sarahは国民に対しての広報・啓蒙活動があまりにも少なすぎます。</p> <p>国民に広く知られていないのに著作権にまつわる金銭徴収のときだけ名前が出てしまうから、国民から反発の声が多数出てくるのだと思います。</p> <p>今回の私的録音録画保証金に絞って言えば、私的録音録画保証金を管理するための団体(としか国民に認知されておられません。団体側の広報・啓蒙活動が少なすぎがもたらした結果です)が存在しているがために、国民から見ると、「私的録音録画保証金制度」=「その団体維持のための制度」、と受け取られてしまいます。</p> <p>あまりにも素人的な思考で恐縮ですが、私的録音録画保証金制度を廃止すれば、私的録音録画保証金を管理する団体は不要になります。</p> <p>そのほうが広報・啓蒙の少なすぎる現状なので国民の納得が容易に得られます。</p>
	<p>また、私的録音録画保証金管理団体が無くても、文化の発展、著作権の管理等は既に団体が必要十分(必要以上?)存在するので支障は無いと判断します。</p> <p>また、9月30日に開かれた第8回文化審議会著作権分科会法制小委員会で、JASRAC関係者から「極端な話だが、PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」という発言まで出た、という報道も流れています。</p> <p>これは明らかにテクノロジーと文化の共存・進化を否定する発言ですので聞き流せません。</p> <p>またハードディスク内蔵型録音機器等が発端となり新たな音楽ソフトの需要が見込める、という現状を把握されていない発言であると思います。</p> <p>インターネットで配信されているデジタル音楽はまだ曲数に限りがあります。ネット配信されていない音楽をハードディスク内蔵型録音機器等で聞くためには一般的にはCDを入手するしかないのです。</p> <p>そこに新たな音楽ソフトの需要が見込めます。音楽ソフトの需要が増えたほうが、私的録音補償金制度継続より著作権者にとって利益になると思います。</p> <p>ネットワーク化が更に進めば、記録する情報によらず媒体が統一されていく(音楽も映像もPCを介しハードディスクやメモリに記録される)現在の流れは更に加速します。著作権者の利益保護もその流れに合ったものになるよう、国民と共に議論を進めていって欲しいと願っております。</p> <p>以上長くなりまして申し訳ございません。失礼な表現等ありましたらお詫び申し上げます。このような未熟な意見でも日本における音楽文化の発展と著作権者の保護に少しでも寄与すれば幸いです。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は速やかに廃止すべきだと思います。</p> <p>理由 自分自身で買ったCDを、自分が所有しているiPod等のハードディスク内蔵型録音機器や、iPod nano等のフラッシュメモリ内蔵型録音機器、ポータブルMD、据置型MDで聞くのに、権利者の著作権が侵害されているとは、思えません。</p> <p>課金をされたくないなら、同じCDを用途に分けて何枚も購入しろとは、あきれて言葉も出ません。</p> <p>あと、現在の返還制度も知名度が低く、手続きも大変面倒です。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度や返金に関する周知の努力も、返金の煩雑で非効率的な手続きも改良されないままで一律に料金の徴収を拡大し押し進めようとするなら、それこそ徴収側が泥棒扱いされても仕方ないと考えます。</p>
	<p>・また、現行の私的録音録画補償金の在り方の見直しを支持します。</p> <p>僕は月に何枚ものCDを買い、これからも音楽を聴きたいと思っています。</p> <p>しかし、私的録音録画補償金の課金などのお金が本当に音楽家たちの役に立つのかクリアにならないのであれば、音楽を聴くこともやめようと思います。</p> <p>僕は自分で働いて稼いだお金を、わけのわからないものに投資したくはありません。</p> <p>まず、当然のことながら私的録音録画保証金は、その性質上、私的録音・録画が音楽・映像の権利者の権利を侵害する場合にのみ適用されるべきである。例えば、個人的に録音した独自の音声などを録音するために利用したCD-Rやハードディスク(以下HD)に関しては権利者の権利を侵害する可能性はなく、全てのメディアについて保証金を一律に課すという行為そのものが著作権の拡大解釈であると考えられる。また、パーソナルコンピュータ(以下PC)に内蔵されるハードディスクも、音楽を扱う可能性がある、という程度の存在であり、課金の対象とはならない。</p> <p>最近流行しているポータブルプレイヤーに関しては、個人的な利用に関する限り、複製の回数については無制限でよいと考える。理由は、音楽・映像とも、その性質上同時に再生して観賞することが事実上不可能だからである。例えばPC、ポータブルプレイヤー、CD-R上に同時に同じ音楽ファイルが存在していたとしても、ユーザが同時に視聴できるメディアは常に単一である。複数の場所に同一の音源が存在することは、ユーザにとって利便性を増すことにはなっても、音源を複数同時に所有していることにはならない。ユーザからすれば、機材を変更するたびにファイルを複製するという行為そのものが無駄であり、労なくてファイルを機材間で「移動」できれば、複製などする必要がない、というのが正直なところであろう。これは機材側の問題であり、権利者やユーザの権利とは別の次元の問題だと考えられる。</p> <p>著作権は権利者の創作活動を保護するために整備されたものであって、権利の仲介業者を益するために存在するわけではない。法制を扱うものは、法のなんたるかをもう一度考え直してほしいものだ。</p>

項目	意見
(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私的録音録画補償金制度に反対致します。</p> <p>そもそも補償金とは何に対する補償でしょうか。思うに、著作権を持っている人に本来なら支払われるべき対価が支払われないことに対する補償だと考えるのが自然だと思います。例えばCDレンタルの場合、本来なら1利用者がそれぞれ1枚ずつのCDを購入することによって著作権を持っている人に利用者分の対価が支払われるところ、不特定多数の利用者が1枚のCDをレンタルすることでその対価が支払われなくなっているのは明らかです。この場合、当然補償金は必要であると考えことに異論のある利用者はいないでしょうし、既にCDレンタルには補償金が課せられています。では、正当な対価を支払って各利用者ごとにダウンロード販売なりCD販売なりで購入したものをCD-RやMD、iPodのようなデジタルオーディオ機器にて利用するためにコピーするという行為ではどんな対価が損なわれているのでしょうか。仮に購入しないでCDレンタルなどにより得た音楽データをコピーするにしても、既にCDレンタルという部分にて、損なわれた対価に対する補償金は支払済みです。一般的に1度購入したあるいはレンタルしたソースを、再生環境ごとに何度も何度も購入するとは考えられないので、1利用者につき1度の購入あるいはレンタルがその制作物に対して支払われるべき対価であると判断してよいでしょう。現状議論されているデジタルソースによる制作物に対する補償金というものが、仮にデジタルデータなので1人がデータを作成すれば簡単に多くの人がそれを利用できるようになるから、ということ想定しているとそれは大きな間違いです。そのような不正行為を働く可能性のある一部の心無い人のために善良なその他大多数を占める利用者をも容疑者扱いよろしく”可能性”だけで悪として補償金を課すということになるからです。不正に利用する極一部の利用者を取り締まるのが大変だから全員にちよとずつ反則金を負担してもらおうというのは、著作権を管理している側や不正行為を取り締まる側の手抜き以外何もありません。そう考えると、私的録音・録画のデータ形式(アナログかデジタルかなど)や録画・録音媒体(ディスクメディアやハードディスク、デジタルオーディオ機器など)とは無関係に、著作権を持つ人の一般的に想定される受け取るべき対価が損なわれているかどうかだけを論点にするのが当然という結論に至ります。</p> <p>現状の著作権に関する補償金、とりわけJASRACに象徴される音楽関係の補償金は、著作権管理団体の資金源確保のための補償金としか見えません。本来の著作権を持つ人々に対する支払われるべき対価に対する補償金という観点から考えれば、審議会で議論されているような無駄な議論は不要であると感じました。</p> <p>最後に、私は普段から音楽を鑑賞する習慣がありませんのでiPodなどに課金されても何の影響も受けませんし、CDの値段が補償金のせいで倍になろうが全く気にしません。そういう利害関係には関わらない第三者的な立場から見ても、現在審議されているデジタルオーディオ機器等に対する補償金課金問題はおかしいのではないかと思いい見を送ることにしました。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度立法の基礎となったベルヌ条約パリ改正条約9条(2)の記述に則り、権利者の正当な権利を不当に害する録音録画がある限り私的録音録画制度は維持されるべきである。対象機器等指定を先延ばしにすることは制度の破綻を促す。早急の指定を望みたい。</p> <p>著作権者等権利者の力が強すぎる場合、著作物の利用が困難になり文化の衰退に繋がる。一方、ユーザーのエンターテインメントを享受する権利が行き過ぎて著作権等の権利を不当に害することになって文化の衰退を招くことになる。両者の欲求の程良いバランスが必要である。</p> <p>ここで日本でのメーカー等の立場が気になってくる。音楽・映像をユーザーに伝達する機器・記録媒体のメーカー・輸入業者は、その利益の多くを著作権等のつくりだした著作物から間接的に得ている受益者である。著作物の隆盛が即メーカーの利益に繋がると言っても過言ではない。諸外国で補償金の支払い義務者がメーカー等になっている大きな根拠はそこにある。我が国の補償金制度は、メーカー等をユーザーの納める補償金をとりまとめるご苦労な協力義務者と位置づけとしている。このことが補償金制度に対するメーカー等の消極的な第三者的姿勢を生み出しているのではないかと思う。補償金制度の廃止を言う前に、諸外国が機器メーカー等を支払い義務者としていることの意味合いを考え、我が国での補償金支払い義務者の変更を検討課題として挙げるべきだと思う。</p> <p>制度自体は開発される録音録画技術、プロテクト技術に即応しユーザーの利用実態を把握し柔軟に変化して良いと思う。制度の運用も改善が必要な点が当然生まれているだろう。</p>
	<p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権法30条1項の根源からの見直し ・私的録音補償金に対する国民の理解と合意 ・仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考 <p>□理由</p> <p>●法自体が前時代的である。</p> <p>○「私的録音補償金」とは一体何か。</p> <p>○どういった行為が私的録音にあたるか。</p> <p>○果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務があるのか。</p> <p>と云った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのは、現在すでに時代から取り残され大きな破綻を期している私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生し、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出す労力を強い、国民の抵抗を煽るだけである。</p> <p>●iPodなどへの課金理由はすでに破綻している。</p> <p>私的録音補償金対象機器の拡大が議題になり、いわゆる「iPodなど」をどう扱うかが話し合われはじめて1年もしないうちに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iPodを内蔵した携帯電話(米モトローラ社) ・あらかじめ音楽が記録されているシリコンメディアが供給されると同時に、パソコンに取り込まれた音楽ファイルを転送することも可能な携帯音楽プレイヤー(米ディズニー社) <p>などが次々と発表、発売されている。</p> <p>これらの機種は補償金増額を望む諸団体の「理屈」を逸脱したものであり、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できる。</p> <p>●概念の構築がまず先である。</p> <p>哲学不在のまま法のみがその運用で暴走することは多々ある国家であることは理解しているが、だからといってそれが法治国家として、民主主義国家として正しいとは全く言えない。</p> <p>今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、それが玉虫色でどうとでも解釈ができる、といったものではない。</p> <p>●「録音」から変更するべきである。</p> <p>「録音」という言葉さえとっくに意味をなさなくなっている以上、その用語の選択から始める必要もある。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>●徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきである。 また、仮に「録音」という用語から見直され「私的な音楽利用」とそれにまつわる「補償金」の概念が明文化され、国民からの理解と合意を得られた場合でも、それは即「機器に対する課金」を意味するものではない。 ・私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものみに課金する。 ・ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する。 ・音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる。 ・単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただし iPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。 など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択するべきである。 現在すでにそのような事態となっているが、上記課金方法を数種類合わせることは「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」を増大してしまうこととなるため考えられるべきではない。MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られているとは言い難い。 メディアとソフトウェアとメカニックのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では国民が納得するはずもない。 また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならない。</p> <p>●最後に3点記しておきたい。 1. 私的録音補償金対象機器拡大を提案する諸団体について このたびのパブリックコメント募集にあたり、それらの団体に対する国民の不満がさらに膨らんでしまったことに対して管轄省庁としての文化庁と文部科学省はどう考えているのか。 それらの団体(加えて管轄省庁)のありように国民の不信感が高まっている中で私的録音補償金対象機器拡大を当初の計画通り強行に執り行うことは民主主義を誣う以上許されない。 「文化庁役人の天下り先の利権団体」として認識されてしまったからには、これからどんなことを行うにしても国民の目がつきまとうことを充分知り、これ以上国民に不利益をもたらす事態になれば解体論など存在そのものを問う声が大きくなることは覚悟するべきである。 ただでさえ「国際化」「デジタル化」に全く追従できていないばかりか新たな産業の妨害まで行っているそれらの団体の未来は悲観的なものでしかないが、それを助長するような働きを省庁が行っているのは「省益」にすら反するのではないか。そうなる前に大幅な、国民が納得できる形への改革を指導することは管轄省庁の務めである。また、それは最近の様々な文化庁の失態の汚名を返上する機会にもなりうる。</p> 2. パブリックコメント中間発表について 今回のパブリックコメント募集に関し「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません」と記しておきながらその数字を中間発表という形で公表することに一体どういう意味があったのか。 不快感を禁じ得ない。 二度とこのようなルール違反を行うことのないよう、猛省を促したい。 3. パブリックコメントのPDF化について パブリックコメントを公表するにあたりPDF化されたファイルが利用されているが、一度紙に出力されたものを再度スキャンするような、単に「やるのが古くさい省庁」といったイメージを国民に植え付けるだけの前時代的かつ無駄な労力を伴うものはやめていただきたい。スキャンする労力は無駄であるばかりかそれらは盲人読み上げ用ソフトウェアにも対応できていない。 電子メールで受領したものは当然、FAX等で受領したのもテキスト化し公表するのがより正しい労力(税金)の使われ方である。
	<p>私は、私的録音録画補償金制度はそもそも廃止すべきであると考えます。 なぜならば、私的使用目的の録音録画がデジタル形式で行われたとしても、そのことは、権利者の経済的利益を何ら害しておらず、したがって、「補償」の対照となる損失が何ら生じていないからです。 より詳しく述べると次のようになります。 まず、私的使用目的の録音録画は、音楽CD等の売上げを一般に減少させません。 iPodを例にとつて説明すると、iTunesというソフトウェアを用いて市販のCDからパソコンに接続されたハードディスク等に楽曲データを複製し、上記ハードディスクに蔵置されている楽曲データと同じiTunesというソフトウェアを用いてiPod内蔵のハードディスクに複製するということで2回の私的使用目的の複製がなされることとなりますが、この2回の複製がなければ当該ユーザーは同じCDをさらに2枚余分に買ったであろうかといえ、ほぼ100%そんなことはないと言い切ることができます。 また、ハードディスクタイプの家庭用ビデオ機器においても、通常は、その番組が放送している時間帯にはその番組を視聴することができないので時間をずらしてそのテレビ番組を視聴するために番組を録画する「タイムシフト」視聴目的の録画のために用いられています。現在、見たいテレビを見逃してしまった視聴者のために、放送直後からその番組を収録したDVD等を販売するような利用方法は一般に行われていないのですから、このような「タイムシフト視聴」目的の録画が著作物等の通常の利用を妨げていないことは明らかです。 また、仮に私的録音録画補償金制度を維持しまたは対象を拡大する場合、音楽CD等に収録された他人の著作物等の複製に用いない対象製品について補償金相当額の返還を受けるために要する費用については、指定管理団体の側で負担すべきであると法律に明記すべきです。</p> <p>なぜならば、対象製品を私的使用目的の録音録画に用いない者はそもそも私的録音録画補償金を支払う義務を負わないところ、権利者側の事務負担を軽減させる目的で権利者側の要求に応じて対象商品の製造業者が補償金相当額を購入者に無断で製品価格に上乗せしてしまっているわけで、当該製品の購入者が補償金相当額の返還請求をせざるを得ない状態に陥ったことについて、購入者はこれに何ら寄与していない一方、権利者側は多大な寄与をしているからです。また、権利者側がそのような手続に要した費用を負担しなければならないとなれば、私的使用目的の録音録画以外の目的に用いられる蓋然性の高い製品について補償金の支払を求めることを控えたり、補償金相当額の返還を受けるための手続を簡略化したりするインセンティブが権利者側に生ずることとなり、法の趣旨に反して過剰に補償金が徴収される事態をある程度抑制することができます。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>「同制度は既に破綻を来しており、速やかに廃止すべき」という意見に賛成します。 しかしながら、同制度しか現実的な解が存在しない、ということであれば存続もやむを得ませんが、見直しは必須と考えます。委員から提出された意見(1)(2)(3)(4)に対してコメントします。 ・改善を速やかに図る必要があるとの意見(1)に対するコメント 補償金の配分について、各権利団体に配分される割合等は公表されているが、共通目的として使われる20%の内訳が全く不明であることは問題とされます。どのような啓蒙活動が行われ、どのような効果があったのかをデータとともに説明できるようにできれば、補償金を支払っている消費者としては納得できません。 ・改善を速やかに図る必要があるとの意見(2)に対するコメント 周知を図る活動は必要かもしれませんが、電車内吊り広告や雑誌広告等、効果に疑問を持たざるを得ない活動に費用が費やされるのは納得できません。効果があるならばデータで示していただきたい。 補償金徴収の対象となる商品に、補償金が含まれることやその額を明示することは、公正であると考えます。 ・改善を速やかに図る必要があるとの意見(3)に対するコメント 私的録音録画補償金の制度が始まって以来、ほとんどまったく返還制度が機能してこなかったことこそがこの制度の歪みを象徴していると考えます。 煩雑な手続きや、通信費用の負担など、少額な補償金の返還を防止するための方策ではないかと動揺りたくなるほどです。 実質的に返還が不可能であるという状態は消費者の財産権を侵しているという議論もあり、その状態を長期間改善しようとしなかった文化庁にも責任があるのではないのでしょうか。 ・改善を速やかに図る必要があるとの意見(4)に対するコメント 国の予算で行うことには必ずしも賛成しませんが、縮小・廃止に向けて検討する必要はおおいにあると考えます。</p>
	<p>・現行の補償金制度においては、自分が払った補償金の全額が、私的複製した音楽の権利を保有する権利者に渡るわけではありません。一部でも必ず渡るという保証もありません。また、管理団体という本来なら不要な団体が利益を上げています。私は現行の補償金制度は廃止すべきと主張するものですが、利用者から直接の権利者に補償金が全額渡らない現行の制度は誤っているといえます。 ・CD等を購入した場合には、私的利用するのであれば追加の費用は一切不要であるべきで、現行の著作権法第30条第2項は削除されるべきであると考えます。その根拠は次の通りです。 (a)本制度の導入において、「デジタル方式の複製は音質が変わらない」という理由がありました。しかし、MD等現行のポータブル機器の多くは、データ量を小さくするために音質を落として複製します。その点ではアナログ方式の複製と同じです。従って、音質が変わらないから、という根拠は成立しません。 (b)私的録音録画が補償金制度が導入されるもとなつた理由「デジタル方式の録音・録画機器の普及に伴い、著作権者等の経済的利益が損なわれるようになった状況に対応するため」は、CD等を購入している場合には該当しません。CD等を購入していればその段階で著作権者に対する義務は果たしており、その後でアナログ方式で複製するか、デジタル方式で複製するか、あるいは複製しないかということは全く無関係だからです。 例えば、CDのまま自宅で100回聞くのと、MD等にコピーして自宅と車で100回聞くのとは同じで、著作権者の不利益になることはありません。が、現行の制度では後者の方が費用がかかることとなります。これはおかしいといえないでしょうか。 よって、購入者が私的利用のためにいかなる複製をしても、音質・画質の劣化の如何に関わらず補償金を支払う理由はありません。 (c)コンピュータのソフトウェアにおいては、同一人が使う場合に限って何台にインストール(登録)しても同一ライセンスで利用できるとしているものが多数あります。この現実的な考え方を踏襲するのがよいと思います。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。 理由 現状では、補償金使途、配分が不透明であり、現状のままでは不信感が増すだけである。また、私的録音録画補償金制度の周知も不徹底であり、消費者のコンセンサスを得ているとは思われず、現状では、この制度の存続は不可能である。</p>
	<p>主として上記項目に関して、と云う事になりますが、総論として設置当初は必要であつたのであろう機関が、技術の進歩によって代替手段を講じる事が可能となつたにも関わらず、その組織なり既得権益を守らんが為に強弁をしているとしか見えません。 正規に購入し保有しているCDを、パッケージやブックレットが傷まない様に、ましてや記録面が傷む事が無い様に、と複製して普段使いとするのに対して「保証金を払え」と云う、それが一般消費者の感覚からどれだけ乖離した考えであるかに気付いていないと云う事が音楽出版業界の凋落を招いたのではないのでしょうか？ 業界、団体が導入に際して、そして今に至っても説明責任を果たさず、殆どの一般消費者がパッケージに書かれた『音楽用』『TV録画用』の文字が何を意味しているかを理解しないままに『保証金』をかすめとってきた現行制度は、撤廃を希望します。 以上。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>要旨: 私的録音録画補償金制度は即座に廃止に向けた議論を開始すべきである。</p> <p>コメントの背景: 私的録音録画補償金制度(以下本制度という)はDATなどの出現によりデジタルで品質劣化することなく複製が可能になったため、私的複製による著作権者の権利侵害を補償する目的で平成4年の著作権法改正で盛り込まれた制度である。</p> <p>デジタルコピーができるようになれば、それまでCDなどのパッケージメディアを買ってくれた人が買わなくなってしまう恐れがあるため、このような補償金の必要性について概念的には理解できる。しかし実際の補償方法を議論するためには(1)損失額の定量評価、(2)損失補償方法の妥当性 について議論し国民に対し説明されてしかるべきであるが、そのような説明はこれまでなされたことがなく、「デジタルコピーがはびこると著作権者の創作意欲がそがれ、良質なコンテンツが創造されなくなる。」云々の概念的な説明に終始しているのが現状である。</p> <p>従って、本コメントでは、本制度の見直しを含めた議論をするにあたり、どの程度の損失が発生しうるか、その補償方法は妥当かどうかと言う点について、デジタルコピーツールの利用形態のうち代表的な下記に示す4つのケースについて考察した。その結果、いずれのケースについても私的録音録画補償金制度によって補償する方法が妥当であると思われる利用形態は存在しなかった。よって、本制度は制度的に破綻しており、即座に廃止に向けた議論を開始すべきである。(なお、ここでは音楽に特化してケースを挙げているが、本質的には映像に関しても同様である。)</p> <p>ケース1: 購入したCDをコピーし家庭内で利用する ケース2: 購入したCDを別媒体にコピーして利用する ケース3: レンタルCDショップで借りたCDをコピーして利用する ケース4: エアチェック(放送の録音・録画)を行い家庭内で利用する</p> <p>考察: (1)ケース1 購入したCDをコピーし家庭内で利用する 【想定される状況】 家庭内で兄がCDを持っていて弟もそのCDを聞きたい、という状況を想定する。CDを複製する機材があれば、弟はいちいち兄の了解を得るのは面倒なので、兄のCDを複製して自分の好きな時間に利用すると思われる。</p> <p>【デジタルコピー機材が存在しない場合の状況】 デジタルコピー機材がなければ、兄の了解を得るのは煩わしいが限られた小遣いの中で同じCDを購入しようとは考えず、カセットテープにダビングするか高品質で聞きたければ手間をいとわず兄の了解を得てCDを借りるだけである。機材がない場合でもよほど裕福でない限り弟は兄と同じCDを買おうと思わない。</p> <p>【デジタルコピー機材が存在することによる権利者の損害はあるか?】 上記のとおりデジタルコピー機材が存在しないからといって、新たに同じCDを購入する可能性はほとんどない。従って、ケース1においては権利者の損失は発生しないと考えるのが妥当である。</p> <p>【本制度は本ケースにおいて適切か?】 損失が発生しないのであるから、本制度は不適切である。</p> <p>(2)ケース2 購入したCDを別媒体にコピーして利用する 【想定される状況】 (a)CDを購入しそれを外で聞きたい場合 CDからMDにコピーする機材があれば外で扱いやすいMDを持ち出す。 (b)パソコンで音楽を聴きたい場合、ハードディスク型のデジタルプレイヤーで音楽を聴きたい場合MP3に変換できる機材があればファイルとして扱いやすいMP3で聞く。さらにハードディスク型のデジタルプレイヤーがあればMP3をプレイヤーにコピーする。</p> <p>【デジタルコピー機材が存在しない場合の状況】 (a)CDを購入しそれを外で聞きたい場合 デジタルコピー機材が存在しないならば、CDポータブルプレイヤーを購入してCDごと外に持ち出す。(MDがまだ一般的ではなかった90年代初頭はそのような使い方をしていた。) (b)パソコンで音楽を聴きたい場合 デジタルコピー機材が存在しないならば、ステレオやCDポータブルプレイヤーを使ってパソコンをやりながら聴く、CD-ROMドライブにCDを挿入して聴く、といった代替手段がある。</p> <p>【デジタルコピー機材が存在することによる権利者の損害はあるか?】 上記で示したとおり、外でCDを聴く、パソコンをやりながら音楽を聴く、という行為についてはデジタルコピー機材が存在しない場合においても代替手段がある。従って、デジタルコピー機材があっても無くても、上記の目的のために新たに持っているCDと同じ音楽の別メディア版を購入する可能性は低い。従って、ケース2においては権利者の損失は発生しないと考えるのが妥当である。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>【本制度は本ケースにおいて適切か?】 損失が発生しないのであるから、本制度は不適切である。 (3) ケース3 レンタルCDショップで借りたCDをコピーして利用する 【想定される状況】 レンタルCDショップでレンタルしたCDをデジタルコピー機材でCD-ROM等にコピーしCDを返却する。 【デジタルコピー機材が存在しない場合の状況】 レンタルCDショップでレンタルしたCDをダビングなどの手段でカセットテープなどに録音しCDを返却する。 【デジタルコピー機材が存在することによる権利者の損害はあるか?】 デジタルコピー機材のあるなしに関わらずレンタルしたCDについて私的複製が行われる可能性は高く、その結果新たにそのCDを購入する可能性が低くなる。従って、CDレンタル業界が存在することで何らかの損害が発生することは間違えないと考えてよい。 【本制度は本ケースにおいて適切か?】 (a) CDレンタルによる既存の損失補填手段 CDのレンタルについては、1985年に著作権法が改正され、CDリリース後1年間のレンタルの許諾・禁止を決定できる「貸与権」とその後著作権が消滅するまでの49年間にレンタルすることによる報酬を取得できる「報酬請求権」とがレコード製作者に認められ、それと引き換えにレンタルCD事業が合法とされた。 『貸与権』については日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDV-JAPAN)が管理しており、1レンタルあたりアルバムであれば50円、シングルなら15円をCDレンタル事業者から徴収し、権利者に支払われる仕組みになっている。 『報酬請求権』については日本レコード協会(RIAJ)が管理しており、1枚のCDアルバムあたり使用料として330円をCDレンタル事業者から徴収し、権利者に支払われる仕組みになっている。</p> <p>(b) 損失補填額の妥当性 CDアルバム1枚の営業利益を売り上げの3%と仮定(大手レコード会社の実績値より類推)すると、3000円のレコード1枚あたりの利益は90円程度となる。CDリリース1年未満であれば1レンタル毎に50円が補填される。これはCDレンタルという業態が存在しないならば、レンタルされたCDの2枚に1枚は購入されていたであろうと解釈しうる額である。レンタルされたCDの中には、必ずしも購入の代替手段としてレンタルされたものだけでなく、レンタルされているからこそ試しに聴いてみるがレンタルされていなければ手にも取らないものも相当程度存在することが予想される。そのような状況の中で2枚に1枚の割合で営業利益が補填されるこの制度はそれ自体で十分権利者のことを配慮していると考えられる。 一方CDリリース後1年以上経過したものについてはCDレンタル5~6回分に相当する額が補填される。これについて、リリース1年後のCDの貸し出し回数が不明なため、多いか少ないかは議論できないが、仮にこの額が不足なのであればこの額を改定すればよい。</p> <p>(c) 本制度の導入の妥当性 上記(a)に示したとおり、CDレンタル業の存在によるレコード会社の損失については、すでに補填する仕組みが存在する。また(b)に示すとおり、特にCDリリース後1年未満のレンタルについては、十分手厚い損失補填がなされている実態がある。リリース後1年以上経過したCDのレンタルについては、損失補填額が妥当かどうか不明だが、もし不十分であるならばどの程度の損失が発生しているか国民に開示した上で補填額を改定すれば良い。いずれにしても既存の枠組みの中で損失の補填は可能であるから、本制度によって損失の補填を行うことは権利の二重行使になり不適切である。</p>
	<p>(4) ケース4 エアチェック(放送の録音・録画)を行い家庭内で利用する 【想定される状況】 放送番組をデジタルコピー機材によってCD-R等にコピーし、放送時間帯以外の時間帯に視聴する。 【デジタルコピー機材が存在しない場合の状況】 放送番組をダビング等によってカセットテープ、ビデオカセット等にコピーし、放送時間帯以外の時間帯に視聴する。</p> <p>【デジタルコピー機材が存在することによる権利者の損害はあるか?】 (a) 権利者は誰か? 放送の権利者は放送事業者であり、放送で使われるレコードの権利者は放送事業者に対し権利を行使できるが、放送の視聴者に対し権利を行使できない。 放送事業者は其中で流される音楽などについては事前にJASRACに使用料を支払っている。(放送事業者の年間収入の1.5%と決められている)従って放送事業者と音楽の権利者との間では、権利処理が双方合意のもと済んでおり、以降の議論では音楽の権利者のことは切り離して議論することとする。 (b) 放送事業者の権利とは? 放送事業者の権利は下記のとおり。 放送の複製権(著作権法第98条) 放送の再放送権・有線放送権(同第99条) 送信可能化権(同第99条の2)等 (c) デジタルコピー機材の存在によって、権利者の損害がどのように発生するか? ・放送の複製権 放送番組を後にパッケージ化して販売することが放送の複製権行使の具体的な例として挙げられる。放送の私的録音が存在することによって、録音をした視聴者に対しパッケージメディアを売ることができないため、ビジネス機会の損失となる可能性がある。しかし、放送番組を権利を行使するか(パッケージ販売するかしないか)は放送時点(=私的録音を行った時点)で決定していないことが多いため、私的録音を実施した時点では損失の有無は不明である。 このような前提条件下でビジネスを行う時は、放送の特性上、以下の条件が不可避であると認識した上でビジネス戦略を組み立てるのが適当であろうと思われる。 前提条件1. 既に内容は放送され、多くの一般大衆に知れ渡っていること 前提条件2. 放送内容は私的に複製されている可能性があること このような前提条件下でビジネスを行うにあたっては、例えば未放送部分の特典映像をつける、豪華ポスターをつける等によって、私的複製と差別化を図る、などの戦略をとる必要がある。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>・放送の再放送権・有線放送権 再放送することで再度スポンサーから広告収入を得るといふ放送事業者のビジネスにおいて、私的複製の存在によって視聴率が低下し思うように広告収入が得られない、という形の損失が考えられる。</p> <p>しかしこの件についても、「放送の複製権」で述べたのと同じ論理が適用できる。すなわちビジネス上の前提条件として、上記の1. 2. を想定して広告枠の販売戦略を考えるのが適当であろうと思われる。このような前提条件下でビジネスを行うにあたっては、例えば平日ゴールデンタイムに流した番組を休日の昼に再放送することで、異なる視聴者層に対して見せるなどの戦略をとるべきである。</p> <p>・送信可能化権 この権利についても上記2つの権利に対する考え方と同様であり、パッケージメディアや再放送がインターネット上でのオンデマンドサービス等に代わっただけである。</p> <p>これもどの放送番組を送信可能にするかを決定するのは放送終了後であり、また放送番組の特性上、上記の1. 2. を前提条件としてビジネス上の戦略を考えなければならない。</p> <p>【本制度は本ケースにおいて適切か?】 以上述べてきたように、放送事業者が有するいずれの権利についても、私的複製実施時には損失の有無が判断できない。また上記の前提条件1. 2はビジネス上の前提条件として認識すべき性質のものであり、その中の一つである前提条件2(放送の私的録音)の存在によってビジネス機会が損失したとまではいえないと考える。</p> <p>このようなエアチェックの私的録音に対し、本制度によって損失を補填しようとする考え方は不適切であるとする。(ビジネスとして実施しない分まで「補填」することになりかねない。)</p> <p>まとめ: 以上考察(1)~(4)で述べてきたとおり、ここに挙げたすべてのケースにおいて、本制度で損失を補填すべきケースは見当たらなかった。上記の(1)~(4)はデジタルコピーの利用形態の主なものを取り上げており、その中で本制度で損失を補填すべきケースが存在しないことから、本制度は制度的に破綻していると考えざるを得ない。本制度については、即座に廃止に向けた議論を開始すべきである。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については、将来的に廃止すべきとの意見に賛成します。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、録音されたコンテンツに無関係な課金であり、コンテンツ作者や制作に関わった方々に、著作権使用料が公平に還元されているとは言えません。</p> <p>例えば、国内盤CDが流通しない海外作品やインディペンデント・レーベルの作品を録音しても、私的録音録画補償金は主にJASRACをはじめとする「権利者団体」や大手レーベルの収入になると考えられ、本来著作権使用料が支払われるべき作者の権利を、なら保証するものではありません。</p> <p>私的録音録画補償金制度によって集金された「お金」の分配(使途)は公表されず、既得権益に関わる腐敗や汚職の温床になっていると思われる。</p> <p>さらに私的録音録画補償金制度がコンテンツに無関係である性質を拡大解釈し、JASRACをはじめとする「権利者団体」が、ジャズ喫茶や零細ライブハウスに対し、数百万円もの著作権使用料請求を行っているとの報告があります。</p> <p>その結果、ジャズ喫茶等は廃業に追い込まれ、音楽文化の草の根は刈り取られていきます。</p> <p>以上より、私的録音録画補償金制度の存続および拡大は、音楽文化の発展に寄与いたしません。</p> <p>音楽文化の発展のためには、私的録音録画補償金制度見直しだけでなく、慢性的に高コスト過ぎるJASRACなど著作権管理団体の体制を見直し、コンテンツ作者や制作に関わった方々に公平に分配できる制度に再構築すべきと考えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われませんが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきであり、また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならないと思います。</p> <p>○一度 対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。</p> <p>○補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られることなどない。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」だという印象が一般的である。現状の情報公開では全く足りていないということだ。</p> <p>○なぜ著作権者(および著作権隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品を買うことで得る利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。</p> <p>○補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれる。いままでどこまで真剣に論理的検討を受けたのかが定かでないが、「不利益」などというマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば消費者の理解など到底得られない。ここで著作権・著作権隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の検討に資する論理的検討の蓄積が必要であろう。</p> <p>○権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p> <p>○返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくことが求められよう(返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである)。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。</p> <p>○共通目的事業を国の予算で行なうようにすることは、それが実現可能であれば望ましいことではある(どのように国民全体のコンセンサスを得るかという問題が残っているが)。しかし、共通目的事業への支出を減らしていくためには、補償金の分配が利用実態へ近づけていく努力が必要である。もともとは分配の粗さを吸収するために共通目的事業(権利者全体への間接的分配)が設けたのであって、これと同じ事業が国の予算で行なわれるようになったからと言って、補償金分配からこぼれた権利者への「間接的分配」をストップしても良いという根拠にはならない。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用デジタル録音・録画機器の技術進歩に伴い、私的録音録画補償金制度の制定時には予測し得なかったほど、高品質な私的複製が広範に行われている。その結果、“当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない”(ベルヌ条約9条2項)という私的複製を許容する条件が崩れかねない状況にある。著作権者の利益を保護しつつ、利用者による私的複製を今後とも可能としていくため、私的録音録画補償金制度の維持は必要不可欠である。 ・ 民放事業者の行う広告放送においては、DRM(デジタル・ライツ・マネジメント)による個別課金が行われるとは考えられず、これが私的録音録画補償金制度に代わる著作権者の利益保護策になるとは想定できない。また、デジタルテレビ放送のRMP(コンテンツ権利保護)のコピーワンジェネレーション(コピーワンス)について、“録画行為を制限するものだから、将来的には補償金の対象とする必要がない”との意見があるが、補償金制度は私的なデジタル録画そのものを対象とするものであり、これが可能である限り、補償金の対象から外す必然性は全くない。 ・ 私的録音録画補償金制度をめぐるさまざまな意見があるが、「審議の経過」に触れられている“補償金制度の立法を基礎づけた事実、すなわち私的なデジタル録音・録画がどのような実態で行われ、権利者の利益にどのような影響を与えているのか”という点について、行政として早急に調査すべきであり、その結果を踏まえ、適切な施策を講ずるべきである。
	<p>まるで音楽税ですよね、過去の道路公団と全く同じ事をやりはじめていることに気が付きませんか？商用レベルの著作権(譲渡された著作権など)に省庁が深く関与することはいらんと思いますよ。既に成熟した産業は保護するより競争をさせることでしょう、競争を阻害している公益法人を解体あるいは分割することで間違いは未然に回避できそうな気がします、公益法人の関連がなぜ被害者のふりをしてまで個人の財布から金を取ろうとするのでしょうか？、この点が凄く疑問です。</p> <p>歴史的な法律要素を持ち出しては保身していますが、公益法人周りは協会を含め、効率が悪くなる方向へと肥大化しています、肥大化した利権団体を特別に扱えば、その財政を負担する為の課金になるだけでしょう、音楽業界はリストラできる要素を多くもちながら寄生を続けていますよ、へたな言い訳があまりにも多すぎるのです。</p>
	<p>この問題は、当協会にとって直接関係するテーマではないが、ドイツにおけるように課金の対象機器が将来複写機、FAX、スキャナー、プリンタに広まることにならないか懸念を持っている。従って、この問題についての当協会の基本的スタンスは下記の通りである。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は、多くの問題をかかえており、審議経過における、早急に対応すべき課題として私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて期限を設定した上で検討すべきである、また同制度については、既に破綻を来たしており速やかに廃止すべきとの意見に賛成する。</p> <p>この主な理由として、①この制度自体ユーザーに知られていない。②私的録音・録画を行わないユーザーからも課金のおそれがある。③前記(2)②に述べたような二重課金の問題がある。④徴収された補償金が権利者に実態に即した正しい分配が行われていないおそれがある。⑤技術的保護手段の開発・普及によりそれら技術を保護する環境が格段に整備されてきており、ユーザーが自由に録音・録画できる範囲が極めて狭くなっているか、殆ど自由に録音・録画できる状況がなくなってきた。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 何よりも第一に、なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品で売ること得る利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。</p> <p>さらに、補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれるべきである。いままでどこまで真剣に論理的検討を受けたのかが定かでないが、「不利益」などというマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば消費者の理解など到底得られない。ここで著作権・著作隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の検討に資する論理的検討の蓄積が必要であろう。</p> <p>また、権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p>

項目	意見
	<p>意見</p> <p>1. 私的録音録画補償金制度は縮小の方向で検討を始めるべきである。</p> <p>2. 「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由</p> <p>1. 一度対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。私的録音録画補償金制度はあくまで例外的措置としての制度たるべきことを確認し、その拡大を防止する方策を検討すべきである。</p> <p>私的複製に課すべき補償金は、個別に課金する制度の確立に向けた改善が恒常的に為されることを前提として、現行制度の存続はやむを得ないと考える。</p> <p>また、補償金を課すべき私的複製の特定と、その根拠の論理的・実証的説明が必須である。現状ではそれが十分とはいえない。</p> <p>2. 補償金配分の比率の見直しに関しての情報公開は、各権利者団体は配分の方法等を含め、詳細に進めていくべきである。各権利者団体の配分方法は極めて不透明だという印象である。現状の情報公開では全く足りていない。</p> <p>補償金制度の内容の周知については、当然速やかに行うべきである。現状、この制度の内容、実態は、利用者にはほとんど知られていないといってしまう。今までの方法は全く機能しておらず、無意味であったということである。</p> <p>返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金制度の存立基盤は、返還制度の実効性ある、有効な存在のみに求められるのであって、そうでなければ、返還対象者の財産権の侵害行為に過ぎないことになってしまう。制度の周知徹底は言うまでもないが、管理団体側の迅速な対応を文化庁が監督していくことが求められる。返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである。尚、既に購入済み、つまり権利者に対して対価を支払った著作物(ディスク、配信データ等コンテンツの媒体を問わず、有償レンタルも含め)の私的複製に使った指定機器、記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。</p> <p>共通目的事業を消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことについては、基本的には望ましいことではあるが、もともとは分配の粗さを吸収するために共通目的事業(権利者全体への間接的分配)が設けられたのであるから、補償金の分配を利用実態へ近づけていくことが重要であり、それなくしては、国の予算で行なわれようが、そうでなからうが、権利者への正当な補償金分配には関係がない。</p> <p>結論</p> <p>私的録音録画補償金制度については、利用者の理解と協力が絶対不可欠と考える。その為、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係を明確にすることが最も重要である。</p> <p>ここで改めて再検討し、利用者の理解を得られるような明確な根拠を示す必要がある。そうでなければ、制度に対する不信は拡大し、権利者の正当な利益の保護という著作権法上の趣旨が反故になりかねない。つまり「文化の発展に寄与する」趣旨をもつシステムをも反古にすることになるのである。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>補償金制度については、現状ではやむおえない点もあり、全廃するのは難しいと思われる。しかし、今後の技術の発達により、より正確な利用状況の把握が出来るようになることを考えると、将来縮小に向けて検討を進めるべきであると考える。</p> <p>また、以下の問題点については早急な改善が必要と考える。</p> <p>1. 正規に購入したCDや音楽配信で購入した楽曲を、携帯用プレイヤーで使用するためのコピーなどは、権利者の利益に損害を与えるものではなく、これらの用途で使用された場合には補償金の対象から外すべきと考える。</p> <p>2. 現状の返還精度は、返還される金額よりも、その手続きにかかる金額の方が高くなるという、実質全く機能しないものとなっているため、早急に改善される必要がある。</p> <p>3. 収集した金額の分配について、極めて大ざっぱな内容しか発表されておらず、実際に利用者が支払った補償金かどのように権利者の元に渡っているのかが不明である。現状のままでは個々の利用について対価を支払っているという意識が得られず、かえって利用者の著作権に対する理解を妨げることになるかと考える。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 一度対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。また、CDにコピーコントロール、配信楽曲にはDRMといった複製の制限がされているものが多く、こうしたシステムが全廃されない限り、私的録音録画補償金制度は縮小の方向で検討を始めるべきである。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を直ちに全廃することは難しいと思われるが、今後は縮小、廃止の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 対価が支払われた著作物については、いわゆる「タイムシフト」「メディアシフト」「プレイスシフト」などの私的利用の範囲において、自由かつ無償で利用できるとすべきである。補償金を課すべき複製につき個別に課金するデジタル著作権管理のシステムは既に実用化されており、これらの技術の進歩に対応した補償金制度を確立することが必要である。</p> <p>技術の進歩に対応した補償金制度を確立する努力を怠り、いたずらに技術進歩を補償金の拡大理由として利用することは権利者の一方的な奢りである。</p> <p>費用の負担は受益者負担が原則であり、それを無視してすべての機器・機材に上乗せして徴収するやりかたには問題がある。権利者側に受益を確定するための努力が必要である。</p> <p>一方で、補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られない。消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」という印象が一般的であり、週刊誌などでも喧伝されているところである。現状の情報公開では全く不足であり、この状態のまま運用を続けること自体、大きな問題である。</p> <p>最後に、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についてにおいて、『いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません』と記載されているが、9月30日の法制問題小委員会第8回において『…私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意見が賛成意見の4倍超となっている…』などの中間報告がなされている。このような個別の項目に係る意見提出数の集計の中間報告を、国民に対してパブリックコメントを募集している期間中に、意見募集に書かれている原則に反してなぜ公開したのか、文化庁著作権課はパブリックコメントの募集と同様に国民にわかり易く説明する必要がある。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 費用の負担は受益者負担が原則であり、それを無視してすべての機器・機材に上乗せして徴収するやりかたには問題があるのではないかと。もう少し権利者側に受益を確定するための努力があってもいいのではないかと。</p> <p>最後に 『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過』に対する意見募集について」の本文中に「～個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」とあるにもかかわらず、09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告記事がWEB上で掲載されているのはどういふことか。なぜ公表したのか。この点に付いて納得出来る回答をいただきたい。</p>
	<p>(一)私的録音録画補償金制度は、私的使用のための複製の自由を維持しつつ、権利者の経済的不利益を解消させるためのものということができる。したがって、私的録音録画補償金制度自体の根本的な見直しを議論するにあたっては、補償金制度の前提となる著作権法30条1項が定める私的使用のための複製の自由そのものの在り方についても併せた議論が必要である。このことは、私的録音録画補償金制度の導入に向けた検討にあたって著作権審議会第10小委員会においても、次に見る報告書の記述から、私的使用のための複製の自由そのものについて議論があったと言うことができる。すなわち、「一つの考え方としては、旧法が規定していたような機器を用いての私的録音・録画は権利者の許諾を要するとし、結果としては禁止するという考え方もあるが、現行法制定後20年以上が経過し、機器を用いても併せた複製が広く普及している現状に照らし、この考え方が国民の理解を得るのは困難であると考えられる。」(『著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書』61頁(平成3年12月))。</p> <p>(二)しかしながら、補償金制度の前提となる、私的使用のための複製の自由については、現行の著作権法が制定されてからも、私的使用のための複製の自由を制限する法改正が行われている。例えば、昭和59年改正による、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合である(著作30条1項1号)。この規定が設けられた背景について、次のように述べられている。「近年の複製機器の発達によって、複製がより簡便になったことは、複製主体を限定するだけでは、複製のゆきすぎに十分な歯止めがかからない事態を生じさせることとなりまし。…このような事態は、本条[著作権法30条一意見者注]がそもそも家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する趣旨のものであって、業者に依頼する複製のように外部の者を介在させる複製を認めていないことから見まして、私的複製の名の下に容認し難い事態であります。」(加戸守行『著作権法逐条講義[四訂新版]』227頁以下(著作権情報センター、2003))。著作権法30条1項1号は、平成4年改正による私的録音録画補償金制度の創設以前の規定であるが、次に述べる私的複製に関するわが国とドイツとの法制度上の比較から、私的録音録画補償金制度と、その前提となる権利制限の在り方を議論するにあたって、少なからず示唆を与えるものと考えられる。</p> <p>(三)ドイツでは、1985年の著作権法改正により、私的録音・録画に係る報酬請求権制度に加えて、私的複製についても報酬請求権制度を導入した。すなわち、ドイツ著作権法第54a条第1項第1文では、「複製の方法による複製の報酬支払義務」として、「著作物が、その性質上、複写または類似の効果を生ずる方法により、第53条1項[私的利用およびその他自己による利用のための複製一意見者注]…における複製が行われることが予測される場合、その著作物は、複製を行うことを目的とする機器の製造者に対し、機器の販売やその他の取引によって生じる可能性について、相当な報酬の支払請求権をする。」(三浦正広「パソコンに対する私的複製報酬をめぐる一ミュンヘン地裁2004年12月23日判決」コピライツ534号31頁(2005)の訳による)と定めている。</p> <p>(四)私的使用のために行われる複製に係る制度について、わが国とドイツの法制度を比較した場合、わが国では、私的複製について公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製については、私的使用のための複製の自由という権利制限から除外し、著作者の許諾が及ぶこととした法制度を採用したのに対し、ドイツでは、私的使用のための複製の自由を維持しつつ、わが国における補償金制度に類似した報酬請求権制度を採用しているものと位置付けることができる。なお、わが国では、30条1項1号については、文献複写の分野において必ずしも集中管理の体制が整っていないことから、附則第5条の2において、集中管理体制が整備されるまでの当分の間の暫定措置として、使用が認められない機器について、専ら文書又は図画に係る複製に供する機器を含まないものとしている(加戸・前掲228頁以下参照)。今後、文献複写についても附則第5条の2を削除するか、又はドイツのような報酬請求権制度に類似した補償金制度の創設の可能性を議論する必要がある。</p> <p>(五)わが国とドイツとの法制度の比較から、私的複製の分野ではあるが、私的録音録画補償金制度及びその前提となる私的使用のための複製の自由の在り方について、今後の議論に向けた素材を提供しているものと考えられる。現在の私的録音録画補償金制度の見直しに関する議論は、個別の機器の追加指定の可否を問うような流れにも見受けられるが、私的録音録画補償金制度自体の根本的な見直しを議論するにあたっては、大局的・体系的な視座から、その前提となる私的使用の複製の自由、延いては権利制限のあり方を含め議論する必要がある。</p> <p>現行制度は、私的複製によって著作権者に経済的損害が生じることを前提としているが、その根拠は非常に曖昧なものであり、具体的な損害内容すら未だ国民に対して説明がなされていない。これは制度の存在意義そのものが不明確であることを意味する。具体的な損害が存在しないのであれば、この制度は国家的な詐欺であり、これにより消費者や複製機器製造業者に生じた損害は莫大な額にのぼると推定される。消費者である国民はsarahやSARVH等の団体に対して損害賠償を請求する権利があるものと思われる。そもそも著作権法で定められている私的複製の範囲は、著作権者の権利を害さない範囲を規定したものであると考えられる。この考えに従えば損害など発生しえない。またアナログ・デジタルの違いで損害の有無が変化するのも不自然極まりない。加えて、近年では複製防止機構を備えた媒体および再生機器が市場に多数出現している。複製できないのであれば、もはや損害は発生しえない(消費者としては、私的複製権および引用権の侵害行為であり、容認できないが)。このような理不尽な制度は即時廃止するべきである。対象とする機器の議論など時間の無駄である。この制度を今後も継続するのであれば、私的複製の大幅な範囲拡大を消費者として要求する。この場合の補償金とは、現在不正とされている複製行為に対するものとして解釈する。出版業者の利益ばかりを優先し、文化の利用に対する束縛を強める政策には、国民として断固反対する。</p> <p>※補足 ここでは「文化の利用者＝消費者」としたが、この考え方も大いに疑問である。</p>

項目	意見
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由 経済的不利益：権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は制度疲労を起こしている。その最たるは、補償金返還制度の実効性の低さ、徴収の不正、不透明な分配である。また、そもそも許容される私的複製の範囲が明確でないという問題もある。こういった問題の解決を(制度の拡大についての議論よりも先に)早急に手を付けてもらいたい。</p> <p>「私的録音録画補償金制度が導入されて以降に生じた、放送コンテンツに関する録画制御技術の進展や音楽コンテンツのオンライン配信の普及といった技術革新やコンテンツ流通等に見られるような社会事情の大きな変化の中で、早急に対応すべき課題として、私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて、期限を設定した上で検討すべきとの意見」に賛同する。また、「既に破綻を来しており、速やかに廃止すべき」との意見も十分に検討すべきである。</p> <p>「さらに私的録音録画補償金制度の当面の運用に関しては、次のような改善を速やかに図る必要があるとの意見が出された。</p> <p>(1) 補償金の配分に関しては、積極的に情報公開するとともに、配分比率等を固定せず、補償金の管理団体において、適宜見直す必要がある。</p> <p>(2) 製造業者の協力を得て消費者が負担する補償金の額を表示するなど、補償金の管理団体において、消費者に対して、制度の内容及び実態について一層の周知を速やかに図る必要がある。</p> <p>(3) 補償金の管理団体において、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討する必要がある。</p> <p>(4) 第104条の8及び著作権法施行令第57条の6において補償金額の2割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止に向けて検討する必要がある。」</p> <p>という点もまさにそのとおりで、その他の記載事項については全面的に賛同したい。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>現在の法律での著作物はデジタルデータを反映したものではない。</p> <p>一般の消費者が著作物を求める際 自分の管理範囲における自由な閲覧であったり 自由な視聴である。著作物がデジタル化した場合同じ内容のものを複数の場所に保管することもありうるが、一般常識にてらして考えた場合 保管する先に合わせて個別に購入するなどありえない。個人が 同じものを同時に別々の仕組みを用いて閲覧、視聴することなどありえないため 著作物購入の際、これら複数の場所への保存も想定した使用許諾であり 著作物購入費であるべきだと考える。</p> <p>つまり 著作物購入の際にあらかじめ必要なコストはすべて盛り込まれた上での販売が望ましく、その保存先に対しても別途コストが発生するなど今後のIT市場に対して悪影響しかないと考えます。</p> <p>カメラもデジタル化し、そのカメラに音楽データなどを保存できるならカメラにも課税しますか？ メモ帳代わりに用意した機器に一時的に音楽データを保存し、自宅のPCにそのデータを保存しなおすことが可能であれば メモ帳代わりに機器とPCの双方に課税しますか？</p> <p>現在 そして将来 情報(デジタルデータ)を保存できるものは 飛躍的に増加していきます。これらに対して個別に課税していくなど 産業発展の妨げ以外 何者でもないと考えます。</p> <p>既得権を強く主張し、著作権利権者や消費者をおきざりにし、自己が存在するためだけの課税を要求する組織に関してはそもそも今後の著作物の流通をさまたげるだけで その組織にのみ利益があるようにしか感じられない。</p> <p>私的録音の制限について、以前の普通人がする私的録音はアナログのものである、音質の悪い粗悪品でよりよい音楽を聴きたい人は完全品を購入するしかなかった。完全品に近い録音ができる者は一部の専門的な人に限られていた。しかし高度な機械の発明により普通人もデジタル録音をすることができ完全品もしくは少しの劣化で音楽を複製できるようになった。これはコピーが蔓延し非常に危険な状況である。極端に言えば将来よい機械は経済的にうるおうので生み出されるが音楽等ソフトは経済的に苦しくて生み出されない状況になるのではないかとと思われる。だから、そのようなデジタル私的複製を規制できないのならば、それに変わる権利者への補償をすべきであり拡大はすれども廃止もしくは縮小すべきではない。もし廃止するのならば権利者への経済的な今までの補償金に変わる制度を創設してほしい。</p> <p>私的録音録画補償金制度の維持を希望します。</p> <p>メーカーの技術力がどんなに向上したとしても、全てのメーカーが対応できるわけではないと思いますし、権利者団体から個々に課金されるのはカンベンしてほしいです。</p> <p>インターネット利用機会が非常に多い私にとって、ipotは大変興味があり購入を検討中です。</p> <p>当然、CDの購入枚数は減る、いや全くCDを購入しなくなる可能性も高いと思います。</p> <p>レコード業界は大丈夫なのかと少々心配です。現行の補償金制度は、特定の機器に対し数千円を1度だけ支払えばどれだけダウンロードしても良いということになる。</p> <p>やはり、安くて分かり易い現行の制度に賛成であり、対象の機器を広げて更に安い補償金額を定めることに賛成です。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>意見 現行の「私的録音録画保証金制度」は全面的に撤廃・もしくは見直すべきです</p> <p>理由 そもそも「私的録音録画」に、何故権利者への「補償金」を払うような「経済的不利益」があるのでしょうか。著作権法第30条の私的使用の複製に関わる条文は次のとおりです。 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる この30条において問われるべきは、著作物の複製物を使用する事が「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を逸脱しているかどうか、その点であることは論を待ちません。 この「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における問題、すなわち「範囲の逸脱」に関してすぐに想起されるのは、パソコンの普及とP2P技術によって一般的に利用・使用可能となった、Winny等の共有ソフトによる複製データの流通でしょう。 もちろんこれは「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を逸脱しているのは間違いないので、その共有ソフトによって複製データの不特定多数への流通を可能とした者が、権利者からそれ相応の罰則を与えられても致し方ありません(ただし、その共有範囲を何らかの方法で「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」に抑制されている場合はこの限りではないでしょうし、またここで共有ソフトそのものが、犯罪を幫助するものでもないことは、ここで明記しなくてはならないでしょう)。 では、以上のような逸脱した複製以外の、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」での複製を可能とする「録音・録画専用機器および記録媒体」を入手(購入・記録媒体の場合はレンタルも)するに際して、何故その購入者＝消費者が等し並に、権利者へ保証金を支払う理由＝権利者の経済的不利益があるのでしょうか？</p> <p>ここで考え直すべきなのは、権利者団体の多くが仰る「著作物を複製した数があるまま『購入されるべきだった著作物の数』である」という発想そのものです。この発想は、すでにアナログ技術の頃から始まっている複製行為の実体を著しく欠いた、言わば思いつきといつていいものです。逆に今までの私的録音録画の「歴史」を思い起こせば、この複製によって、どのような広告宣伝よりも強く、権利者、及びその著作物が新たなユーザを獲得＝新たな利益を起こさせる方法であったし、現在も同様だと言えるでしょう(また翻って、私的録音録画による著作物の「新たなユーザ獲得」方法として、先の『個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内』を逸脱した共有ソフトによる複製データの流通」を考え直した時、アメリカのシンガーソングライター・ジャニス・イアンの例をあげるまでもなく、廃盤等といったコンテンツ・ホルダー自身の経営的・経済的判断によって一般市場で入手出来なくなった著作物に、共有ソフトが光をあてる役割を果たした、という事実も看過すべきではないでしょう)。 そもそも著作物は、古典的な文学作品や哲学書などと同様、人類の英知であることを自ら欲するものであり、広く多くの人々に共有されてしかるべきものであります。そして著作権法は、その著作物を生み出すための下支えとして、著作物を支えるべき法律として存在しています。まず共有される事が前提にあり、そのための保護なのです。 現行の著作権者団体の方々は、その著作物を保護するにあまり、共有されるべきものという著作物本来のあり方を見失い、バランスを逸していると言わざるを得ません。 インターネット情報サイト「ITMedia」上に掲載されている、小寺信良氏によるコラム「補償金制度廃止論にまつわる明と暗」によると「最近になって、補償金制度の内容を知らない消費者が8割を超すとの調査報告が出た」と記してありますが(http://www.itmedia.co.jp/anchordesk/articles/0509/20/news002_3.html)、私的録音録画を可能とする「録音・録画専用機器および記録媒体」を入手する消費者に等しく課せられている「保証金制度」が、消費者にここまで知られていないという事実は、そもそもこの「保証金制度」が消費者不在のまま稼働されてきたと問われても返答しようがないと思います。</p> <p>ではその「保証金制度」を、消費者すべてを「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を逸脱する不正複製者＝悪者扱いをすることなく、消費者が納得するような保証金を支払うべき理由とそれを支える明確なデータもとに説明出来るのでしょうか。出来ないといわたしは思います。 先の小寺信良氏によるコラムには次のような一文もあります。 「仮にこの補償金制度が廃止へと向かった場合、権利者団体は著作権第30条とともに心中するつもりだ。つまり、私的複製を全く許さないよう、潤沢な資金を使って現行法の改正へ動き出すだろう。もちろん30条には、テレビ録画も紙コピー機による複写もいっしょくたに含まれているので、音楽だけの事情で全廃できないだろうが、例外を追加するという形は有り得る(http://www.itmedia.co.jp/anchordesk/articles/0509/20/news002_4.html)」 このような疑心暗鬼に駆り立てられるのは、何も小寺氏ばかりではありません。ここまでわたしが書いてきた文章において「権利者」というのは、実情では「権利者団体」を指しています。その「権利者団体」が、消費者と、そしてクリエイターである権利者自身を不在のままに運営されてきた「実績」があってこそ、このような疑心暗鬼が生まれている事を、監督官庁たる文部科学省は重く受け止めるべきです。 例えば音楽著作者の権利団体であるJASRACを例にとれば、音楽販売等を主たる業務としていない喫茶店・ダンス教室等への唐突な課金業務、歌詞掲載サイトへの恫喝にも似た通告、一般の利用実体を無視した楽譜コピーの差し止め活動など、その目覚ましい「活動」を知るにつけ、わたしを含めた消費者が疑心暗鬼になるのは止めようがありません。 このような状況の中で、さらに「保証金制度」を強化することは、あまりに近視眼的なものであり、最終的にはその著作物と我々を引き離すものにはかならない、すなわち経済的不利益を生じさせるものと考えます。 以上が「現行の「私的録音録画保証金制度」は全面的に撤廃・もしくは見直すべき」とする理由です。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>【意見】 私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて、期限を設定した上で検討すべきとの意見に対して、大いに賛同する。 また、『(3)補償金の管理団体において、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討する必要がある。』の意見に賛同すると同時に、以下を要望する。 (1) 管理団体における返還制度への対応状況の確認と、適切な指導の実施。 (2) 返還に必要とした費用は、基本的に管理団体側が負担するものとする。 (3) 情報公開の徹底</p> <p>【理由】 '05年6月に、DVD-Rでの私的録画補償金返還が行われたが、その際の私的録画補償金管理協会(以下SARVH)の対応を聞く限り、適切な活動が行われているのか疑問視せざるを得ないものであった。 (1) 返還手続きに必要な書類等が一切公開されていない。 返還希望者はSARVHに対し用紙送付の希望を連絡して用紙を送付してもらわなければならない、双方に無駄なコストが発生する状態である。(この時点で既に返却金以上のコストを要する) これに対しては、返却手続きの際に返還希望者から問題提起され、SARVH側からの回答もWebへの掲載を進めていくというものであったが、回答のあった'05年4月から既に半年近く経過している10月7日現在でも、SARVHのWebでは未だに未対応のままである。 この事は、SARVHの補償金返還に対する消極的な姿勢や消費者に対する対応への軽視を如実に表している。 各管理団体の対応状況を今一度再確認し、適切な指導を行う事を要望する。 (2) 経費削減に対して努力しているとは思えない。 返還希望者は、再三にわたって連絡のための通信コストが最小化される電子メールでのやり取りを希望していたが、「情報の流失」や「ウイルスの進入」を懸念するという理由で電話やFAXまたは封書での対応を強いられた。 しかし、電子メールは適切な運用をすれば問題は生じない事は周知の事実であり、それに対応できないというのは、単にSARVHが適切な運用を行っていく努力を怠っているという事を露呈するものである。 このような経費削減に対する関心の無さを改善するためにも、返還手続きに要した費用は管理団体側の負担とするものとする事を要望する。</p> <p>(3) 情報公開に対しての否定的な対応 返還希望者は、SARVHとのやり取り内容を全面公開する事を希望したが、SARVHからは「プライバシー保護の観点から公開は了承できない」との理由で拒否された。 しかし、プライバシーを保護すべき対象の返還希望者自身が公開するのだから問題は無いとして再度公開を希望したが、今度は明確な説明もないまま公開を認めない事を決定したという旨を一方向的に連絡している。 本来、当事者が希望するのであればSARVH側に公開を認めないとする理由は何も無い(あってはならない)筈であり、公開を認めないという決定を下すという事は、SARVHの運営に対する公明性に疑問を持たざるを得ない。 運営が健全に行われている事を明示するためにも、各権利団体に対しては情報公開の徹底を要望する。</p>
	<p>録音録画機器製造者は著作権保護の立場を明確にし、CCCDでの失敗のようなことを二度と起こさぬように消費者にも配慮しつつ、著作物の複製を可能にする機器を製造している責任を持って機器、媒体を含めた著作権保護技術の確立と補償金制度の充実を図るべきである。 機器をどんなに製造してもその機器で再生する著作物がなくては無用の長物であり、そもそも著作物を再生することを目的とした機器であるから、その著作物に関わる著作権者の権利を機器製造者が保護することは当然の責任ではないであろうか。 よって、著作物の複製が可能な機器に対しては恒久的に私的録音録画補償金制度の対象とすることを前提に、制度を時代に対応できるように常に考えていくべきである。 また、情報公開は進められるべきであり、管理団体の透明性や、その存在を社会へ周知することはより必要である、と思われる。 今後この制度の内容を消費者、権利者、製造者が等しく理解し、三者の納得のうえで運用されることを期待します。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を全廃すべきです。 [理由] 一度対価が支払われた著作物については、私的利用の範囲において自由かつ無償で利用できるとすべきです。著作権者が制限を課したいと言うことであれば、DRMなどの仕組みを導入するなど努力すべきです。そもそも、現在の私的録音録画補償金は、補償金の分配が実際の著作権者に分配されているとはその仕組み上考えられません。私的録音録画補償金を徴収することにだけ着目するのではなく、本来の著作権者に分配される仕組みも議論しなければ、片手落ちです。 しかし、音源を複製した際、どの著作権者のどの音源を複製したかを複製毎に報告することは現実的ではありません。したがって、私的録音録画補償金を徴収しても適切に分配できない私的録音録画補償金制度自体が現実的に即していません。また、現在ではDRMなど著作権者によって利用制限を課す技術も存在することから、私的録音録画補償金制度を全廃すべきと考えます。 なお、DRMを採用するか否かは、著作権者が決定すべきものであり、法律でDRMを採用すべきと規制するものではないと考えます。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>審議で記述しているが、本制度はすでに破綻しているのは間違いない。 基本的な考えとして、デジタル録音・録画するものは著作物であるという考えからして間違っている。 なによりも、なぜ著作物を私的利用範囲で複製することに金をかける必要があるのだろうか？ 現在、音楽、映像などのデジタル著作物には複製できなくするいわゆるコピープロテクトがかかっている。 私的利用範囲で使用するほとんどの方はそのプロテクトのために著作物を複製できない。 だが、一部の方が複製しており、またそれを不特定多数の方々にはばら撒いているのも事実である。 本制度は、そういった方による被害金額を普通に著作物を買って楽しむ人から保障してもらおうというあきらかに不公平なものであるとしか言えない。 なにより、なぜプロテクトがかかっているために複製できないものに関して、複製用の補償金をかけるという矛盾したことをしているのだろうか？ それとも、本制度は国民全員がデジタル複製を行う犯罪者であるというつもりなのであるか？</p> <p>このような点を含め、現行制度は著作物に群がるアーティスト以外の人々を潤すためだけの制度であるとしか言えず、また考え方からして、破綻しているといわざるを得ない制度である。 以上から、本制度は廃止すべきと考える。</p>
	<p>権利者の利益侵害について緊急性は存在しないため、制度の拡大については慎重な検討が必要である。 「百四条二以下」の制度については、明らかに問題があり、早急に撤廃すべきである。 「百四条二以下」の制度に変わる制度の検討に入る前に、補償金そのものの必要性について検討する必要があり、補償金の根拠となる不利益とは何を指し、何に由来するか、また今日のデジタル技術がどのように著作物の複製・私的領域での複製に関係しているかを明らかにした上で、適正な調査を行う必要がある。 以下に意見の理由を示す。 ★権利者の利益侵害について緊急性はない MD機器の国内出荷台数は、02年が308万台、03年が317万台、04年が296万台(著作権分科会 法制問題小委員会:第7回議事録:資料1掲載の電波新聞 平成17年4月8日。掲載時は総出荷台数に占める割合の減少傾向を強調)、私的録音対象記録媒体も01年度1930億枚、02年1810億枚、03年1810億枚(著作権分科会法制問題小委員会:第3回議事録:資料2-2:参考資料1掲載sarah(サーラ) 2005年4月)と、いずれもほぼ横ばいであり、急激にMD、CDからHDD内蔵型音楽プレイヤーに移行しているとは言えない。補償金額は減少しているが、これは各メディアの単価の減少に起因するもので、定率を採用した時点で想定されたことである。 したがって、拙速な課金対象の拡大などを行うべきではなく、今必要なのは、現行制度の問題点の洗い出しと検討である。 ★104条と30条 私的録音録画制度は、同時に成立したが異なる意味合いを持つ二つの項目から成り立っている。すなわち、「三十条の二の2」と、「第五章 私的録音録画補償金」つまり「百四条の二以下」にある例外的な徴収・分配の制度である。 「三十条の二の2」では、複製者は個々の権利者に対して補償金を支払うとされており、私的目的外の複製との違いは、権利者の許諾が必要かどうかという点にある。権利者の許諾が必要とされないのは、実際上個別に許諾を得るのが困難であること、複製行為の把握が困難であることに依るが、どこの困難は個々の補償金の支払いについても同様である。 補償金の根拠は、複製権の制限に対する補償とされる。はたして、この補償が妥当なものであるかという問題が一つある。すなわち、補償すべきは、純粋に権利制限に対する補償なのか、はたしてそれは妥当なものなのか。あるいは、補償すべきは経済的不利益であり、だとすればその不利益の額はどのように算定すべきであり、現行ではどのように算定されているのか。 「百四条の二以下」の制度については、小委員会でも多くの問題が指摘されているが、「三十条の二の2」の根拠が不明であることから、混乱が生じていると思われる。 ★「百四条の二以下」の制度 いずれにしても、「百四条の二以下」の制度は矛盾を抱えている。反対意見を列挙する。 委員の意見 ★補償金の配分に関しては、積極的に情報公開するとともに、配分比率等を固定せず、補償金の管理団体において、適宜見直す必要がある。 ★製造業者の協力を得て消費者が負担する補償金の額を表示するなど、補償金の管理団体において、消費者に対して、制度の内容及び実態について一層の周知を速やかに図る必要がある。 ★補償金の管理団体において、補償金返還制度を簡素化して、実際に利用可能なものに改めるよう検討する必要がある。 ★第104条の8及び著作権法施行令第57条の6において補償金額の2割に相当する額を支出することになっている共通目的事業については、消費者から徴収した補償金ではなく国の予算で行うことを含め、その縮小・廃止について検討する必要がある。</p> <p>半田正夫「私的録音と補償金請求権」から要約 ■録音録画しない者に補償金を支払わせることは私法理論としては馴染まない。また、録音するかどうか分からない段階で支払い義務が生じるのは、法理論的に承認される性質のものが疑念が生じる。 録音録画しない旨の立証はほとんど困難であるうえ、わずかな金銭の返還請求訴訟は費用倒れになることは明らかであり、訴えの提起は不可能ではないと思われる。著作物の利用者が補償金の負担者であるとして、著作権の私権としての建前を維持しながらも、実際にはその枠を越える措置を認めるものであり、実務処理の便宜上の要請のまえに、なにゆえに機器・記録媒体の購入者すべてが補償金の最終的負担者とならなければならないかの説明を放棄したものと評せざるをえないといえよう。 ■複製者が負担者であるにもかかわらず、購入者が負担することになっている。 ■メーカーに協力義務が付されているが、メーカーが著作物の録音録画を可能ならしめる機器・記録媒体を購入者に提供した際に協力義務の原点を求めているのだとすると、メーカーのみに限定するのは妥当ではなく、放送事業者も有線放送事業者も、CDレンタル業者も録音を可能ならしめている点では同等である。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>■適法録音録画と違法録音録画との区別が容易ではない。たとえば現行法上企業内の録音録画はすべて違法行為であるので、企業が購入した機器・記録媒体からは徴収できない。企業と私的使用の区別をどう付けるのか、企業からの払い下げの場合はどうなるのか。</p> <p>■CDレンタルは業者が報酬を権利者に払っており、ユーザに転嫁しているのであって、二重払いさせられることになってしまう。</p> <p>■共通目的事業の支出は、私法としての域を超え、従来の理論に大きな変更を強いるものである。「ジュリスト」93年6月1日「座談会：私的録音・録画と報酬請求権」から</p> <p>■費用の負担は受益者負担が原則であり、それを無視してすべての機器・機材に上乗せして徴収するやりかたには問題があるのではないかと。もう少し権利者側に受益を確定するための努力があってもいいのではないかと。</p> <p>ほか、一部重複するが以下のような反対意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対価支払い済の私的複製の権利制限：一度 対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるべきである。 ●情報公開：補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等 情報公開をより詳細に進めていくべきである。たとえばレンタルなどを基準とした配分に関し、その具体的な数値(表)や計算式を公開しなければ消費者の理解を得られないことなどない。 <p>消費者の間では、各権利者団体の配分方法は「不透明」だという印象が一般的である。現状の情報公開では全く足りないということだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補償の根拠：なぜ著作権者(および著作権隣接者)の権利を保護しなければならないのか きちんと説明すべきである。権利者が正規商品を通して得る利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●具体的な資料と論理的な説明：補償金制度の周知については、制度の論理的検討も並行して行なわれることが望まれる。いままでどこまで真剣に論理的検討を受けたのかが定かでないが、「不利益」などというマジックワードに頼った観念論に陥ることなく、具体的・論理的・実証的に検討されねば消費者の理解など到底得られない。ここで著作権・著作権隣接権で保護されるべき権利者の経済的利益の範囲を明確にせねば、今後も権利制限のバランスを崩すような権利者側の要求が続くと考えられる。その際の検討に資する論理的検討の蓄積が必要であろう。 ●経済的不利益：権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ●返還制度の簡略化：返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくことが求められよう(返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである)。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。 <p>もっとも大きい問題は、小委員会が既に中山主査から「これはコピーに対する補償金ですから、コピーをしない人から強制的にお金をとって全然返しませんというのは、他人の財産権を侵害したことになる可能性は多分にあると思います。これは罰金でもなければ、税金でもないわけで、著作権使用料という私的請求権ですね。あと、誰が支払うかという点についてももちろん問題あるのですけれども、違憲になる可能性はあると思います」というところにある。違憲になる可能性がある制度を放置することは、許されるべきではなく、早急に対処すべきである。</p> <p>また、後に検討する通り私的録音録画が権利者に経済的不利益を与えたとしたらもっとも厳密な「私的」の範囲である自分の所有する音源からの複製ではなく、広義の(あるいはグレーゾーンの)「私的」の範囲でなされる複製であらなくてもかかわらず、「私的録音録画補償金制度」という名を冠し、また私的複製の目的外の複製、著作権を持たない著作物の複製、著作権者の許諾を得た複製などについても課金され、それが「放送やレンタルレコードのサンプリング調査、CDなどの生産実績調査、また、ユーザーの皆さんからのアンケート調査など専門の統計学者の指導による手法」という、商業用レコードの販売や二次使用のデータに基づき権利者に分配されるという、捻れがあり、それぞれの矛盾を解消しなければ妥当な制度とは言えず、また一般に理解されることもない。</p> <p>さらに、DRM技術の発達によって、現在市場には複製が完全に不可能な技術、回数や複製の数を制限する技術、複製が不可能であると謳いながら可能である技術、複製を制限しない技術が混在し、さらに新たに技術が生まれている。こうした著作権保護技術を配信ファイルやメディアに対して積極的に導入するか、導入しないか、という判断は、レコード会社やミュージシャンがそれぞれに判断している。個々の著作物の配分の詳細や配分方法の根拠は明示されていないが、放送や貸出の頻度や売り上げを元に、その数が多いほど配分が多くなるというのが基本となると思われる。</p> <p>ところが、著作権保護技術の導入は、コピーがCDやファイルの購入を阻害するという発想の下にあり、複製が困難なことで販売などがなされるものは、私的複製の機会が少なく、売上が増えるという逆転現象がおけると想定される。同時に、複製管理技術の軽重によって消費者の購買・複製の頻度も変化する。</p> <p>コピープロテクションがかかったCDと、かかっていないCDの違いをどのように考慮すれば適正に著作権者に分配できるのか、まったく複製が不可能であれば、分配対象から除外するなどの措置ができるとはいえず、何回まで複製できるといったあたりのDRMでは、どのように分配すべきなのかという点は、示されていない。既に多くのタイトルについて導入され、多くのCDを売上げたタイトルもあるコピーコントロールCDについて、どのような配分を行ったのかについての資料が提示されることが望ましい。複製不能(再生も困難ですが)な技術を使ったものが、複製可能なものと同様に扱われているとしたら権利者にとって不当な配分であり、これは補償金を支払うユーザにとっても重大な関心事であると同時に制度への信頼に関わる問題である。</p> <p>いずれにしても、包括的な課金・分配という制度を取る限り、不完全な複製制御技術を導入したCD・配信音源等が混在した中で妥当な分配方法を探ることは不可能であると思われる。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>以上のことから、少なくとも「百四条二以下」の制度については廃止に向けて検討が必要であり、経過的に維持する場合は、返還請求を行うことが現実的に可能になるような返還制度を設置すること、暫定的にDRM技術の導入を禁止することの二点が不可欠である。</p> <p>また、並行して、より妥当な代替案を探ることが必要である。</p> <p>一例として、以下の案を示す。</p> <p>著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書 [1996(平成3年)12月 文化庁]で検討されていた源泉払いを再考する。</p> <p style="text-align: center;">以下引用</p> <p>これに対して、著作物等の放送、商業用レコードの貸与又は販売などによって、ユーザーの私的録音・録画の目的となる素材を提供する者(放送局やレコードレンタル業者、レコード会社等)も、放送使用料、レンタル使用料、録音使用料等への報酬の上乗せという方法で協力すべきであるとする「源泉払い」(ペイ・アット・ソース)とも言われる考え方もある。</p> <p>この考え方は、ユーザーが私的録音・録画を行うためには、機器又は機材の入手だけではならず、録音・録画の目的となる素材の入手も必要であり、権利者の報酬取得の実現について協力すべき者を判断する場合には、それら素材の提供者も考慮すべきであるというものである。この「源泉払い」の考え方は、1988年にヨーロッパ共同体(EC)委員会が作成した著作権に関するグリーン・ペーパーにおいても紹介されている。</p> <p>しかし、これについては、次のような問題点が指摘されており、この考え方は採用すべきでないとする意見が大勢であった。</p> <p>1) 著作権法の基本的な考え方は、著作物等の利用態様に応じて、複製権や放送権などの支分権を行使し、権利者の利益確保を図るということであり、その考え方からは、ユーザーの私的録音・録画に利用される可能性はあるとしても、ユーザーの私的録音・録画とは区別される別途の利用者であり、その利用について別途権利処理を行っている放送局等が協力を行うという源泉払いの考え方は、関係者の理解を得にくいものである。</p> <p>2) また、これら放送局等の協力による徴収方法は、ひいては、料金転嫁等により録音・録画機器又は機材を有せず、私的録音・録画の可能性のない公衆に対しても広く報酬支払義務が課されることになり、公平性、妥当性の面からも問題が大きい。</p> <p>特に、視聴者から視聴料を徴収していない民間放送局の場合は、全く対応しがたい。したがって、これらの者にも協力を行わせるのは難しいと考えられる。</p> <p>3) 放送局やレコード会社は、素材の提供を行いつつ、一面では、権利者の性格も併せ持っており、このような両面性を持っている者に協力を行わせるのは難しいと考えられる。</p> <p>なお、この点に関連して、貸レコード業者については、放送局やレコード会社に比べて、その提供するレコードが私的録音に利用される可能性が高く、現に、貸与権成立の経緯から、これらの業者の支払っている使用料等は、実質的には貸レコードの利用者による私的録音を勘案しながら定められているのではないかの考え方もあり、貸与と私的録音とは別の利用態様であるとしても、今後の実態を良く踏まえながら、報酬請求権制度との関わり合いを整理すべきであるとする意見があった。</p>
	<p>○著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書 1996(平成3年)12月 文化庁 http://www.cric.or.jp/houkoku/h3_12/h3_12.html</p> <p style="text-align: center;">引用ここまで</p> <p>二次的な複製のうち、厳密な意味での「私的複製」は、零細であり、深刻な不利益を及ぼしているとは言い難い。また、私的使用について過度に権利が及ぶことは、次世代の文化発展にとって必要な、さまざまな経験や試行錯誤を可能にするために好ましくない。</p> <p>複製技術が一般化し、また各種DRM技術が存在する現在においては、権利者の経済的不利益を放送使用料やレコード会社の使用料、貸与についての使用料に対して加算することは、再考の余地がある。すなわち、複製可能性を勘案して使用料に補償分が加算される。この補償は、複製可能性を残したまま公衆に向けて放送あるいは頒布することに対しての補償である。</p> <p>放送局、レコード会社と権利者は、現行著作権上、使用についての許諾を確認する機会を持つ。どのようなDRM技術を用いてどの程度制限をつけるか、技術導入のコスト、複製可能性による使用料の差、を勘案し、消費者の動向を見ながら、それに応じた価格をどう設定するかを決めることができる。</p> <p>ユーザーは、制限の程度や価格を設定することは出来ないが、購入するかどうかということで、その価格や制限の程度に対する判断を示すことができる。それぞれが自然な判断を行えば、そのやりとりのなかで、制限の程度や価格は、妥当なところに落ち着くはずだ。</p> <p>この意見は第5小委員会でも採り上げられているが、そこでの反対意見は以下の三点。</p> <p>[1]録音・録画機器の普及に伴い問題が生じてきたことを考えると、著作権者等の経済的不利益を著作物の放送使用料等に補償費を加算することによってカバーするという考え方は、筋違いであること。</p> <p>[2]この問題に関しては、レコード製作者や放送事業者はむしろ経済的不利益を被っている立場であること。</p> <p>[3]著作物の放送使用料やレコードの二次使用料は、著作物やレコードを放送により利用することに対する対価であるから、私的な録音・録画に対する補償をその中に含めることは、不合理であることなどである。</p> <p>[1]については、複製を制限する技術が存在するにもかかわらず二次複製の可能性のある複製物を公衆に放送・頒布することへの負担であり、たとえば複製不可能な技術を用いれば負担金は支払わなくてもよい。</p> <p>[2]については、経済的不利益を自ら回避する(あるいはしない)ことができる。</p> <p>[3]についても、上記の通り、複製可能性を放置したまま公衆に放送・頒布することに対して負担金を課するという考え方は不合理ではない。</p> <p>他方、第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書にある批判については</p> <p>1) については、放送、複製、貸与にかかる使用料が、ユーザーの複製と区別されるとしても、権利者が許諾している範囲を超えて使用されないような努力を行うことは当然である。複製可能性を放置したまま公衆に放送・頒布することに対して負担金を課するという考え方は不合理ではない。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>2) については、私的複製に対する補償ではないかたちで導入することによって、個別の複製の様態によって区別する必要はなくなると思われる。民間放送局については、視聴料はそもそもスポンサーの広告費がめぐりめぐって商品価格に反映している訳で、直接視聴者に転嫁することができるかどうかは問題にならない。経済的損失を与える可能性がある貸与については、その分を使用料に課することが可能である。複製が容易かつ高精度だとしても零細なものにとどまる私的録音・録画については権利が制限されるとしても、複製についての権利はこれまで通りであり、複製に対する補償金ではないため、補償金の支払いを以て自由に複製できるというような誤解が生じる余地もなくなる。</p> <p>3) については、両面性は当初より持ち合わせている性質であり、権利者として得るべき利益は、自らの判断で確保することが出来る。</p> <p>また、ユーザの負担を肩代わりするのではないため、「協力」する必要はない。</p> <p>と、DRM技術が存在する現在においては問題点は軽減されている。</p> <p>返還制度の決定的不備を抱える現行制度と比較して、複製を制限することで権利者を保護し、かつ複製によって生じていた経済的不利益を解消するか、ユーザの利便性を勘案して売り上げが大きくなるようにするか、などの選択が負担者側に可能であるという利点がある。</p> <p>★補償金とは何か</p> <p>さて、私的録音録画補償金制度の補償金とは何の「補償金」なのか。この点については、小委員会の議事録を見ても委員間で混乱が見られ、また過去の報告書などを見ても判断に苦しむ点が多い。</p> <p>JASRACは、http://www.jasrac.or.jp/shiteki-rokuon/05/09_2.html のFAQで</p> <p>< 4. 自分で買ったCDからiPod等に曲を入れるだけのユーザーもいるのに、補償金の対象にしようとするのはおかしいのではありませんか？</p> <p>私的使用目的の複製が自由とされている(著作権法30条1項)のは、立法当時の状況として、個人レベルの複製が零細なものであり、著作権の行使対象とするほどの実態がなかったからです。しかし、その後の技術の発達、特にデジタル技術の普及によって、個人レベルの複製は量の面でも質の面でも立法当時の想定を超えるようになったため、私的録音・録画を法定の範囲内で自由とすることの代償として、補償金制度が導入されました。</p> <p>つまり、本来であれば、複製物が一つ作られるたびに著作権者は権利を行使して使用料を得られるはずのところ、その権利を制限して使用料を得ることができないようにしていることの代償が補償金なのです。</p> <p>複製物を作るための使用料が支払われることなく複製が行われるという意味では、iPod等に保存される音楽の音源が自分で買ったCDでも、レンタルしたCDでも、ダウンロード購入したファイルでも変わるところはありません。</p> <p>http://www.jasrac.or.jp/shiteki-rokuon/05/09_6.html ></p> <p>と書いている。</p>
	<p>すなわち、あらゆる複製は、本来権利者の許諾を得て使用料が権利者に得られるはずであるが、それを制限することに対する代償である、と。</p> <p>ただし、「本来」ということについては、以下の解釈がある。</p> <p>権利制限規定は、権利者の本来の権利内容を、公益性等特別の観点から特例的に制限するものであり、その解釈の在り方としては「厳格性」(自由利用が許容される条件を厳格に解する)が求められ、また、本来権利が働くべき著作物の利用行為に対しての制限は「限定的」(権利制限は法文に具体的に列記されているものに限定)でなければならないということが、従来一般的な考え方である。</p> <p>ここで留意すべきことは、複製権や演奏権など、どのような範囲で権利内容を設定するかは、国民的コンセンサスの下に政策的に判断されるべきものであり、当該権利があるからといって、「本来全ての複製等に権利が及ぶべきものである」ということではなく、制限規定による縮減分をも織り込んだ内容として複製権等が排他的な権利として規定されている、ということである。</p> <p>著作財産権についてみると、法 第21条から 第28条 までに無制限に各支分権を規定した上で、第30条以下の 制限規定により権利内容を縮減するか、あるいは、支分権の権利内容を規定する際に正面から排他的内容を縮減した上で規程するかということは、立法技術的な相違であり、前者の手法を採用することにより、複製権等は全ての複製等に本来及ぶべきであるとの立法思想があるわけではない。(作花文雄・著『詳解 著作権法(第3版)』ぎょうせい:311ページ 21行目から)</p> <p>したがって、単に複製権の条文をもって補償金の根拠とすることには疑問がある。</p> <p>また、営利目的の複製であれば一つ一つに権利者は利用料を得られるべきであり、複製物を作ることが一般的に行われない著作物(絵画の複製など)についても一つ一つに使用料を得られるべきである。「複製権」があらゆる複製に対して権利が及ぶとされているのは、今挙げたような複製に対して権利が及ぶようにするからではないだろうか。</p> <p>この補償が、経済的不利益を必要とせず、もっぱら複製権の制限についての補償であるとするなら、補償金額は通常の複製についての使用料を超えない程度に権利者側が設定できるということになる。</p> <p>報じられるところによると、9月30日の法制問題小委員会では日本音楽著作権協会と日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会の3団体が提出した資料は、このような前提で算出しているように見受けられる。</p> <p>しかし、経済的不利益を必要とせず、もっぱら複製権の制限、あるいは享受について埋め合わせが必要であることについての補償であるとするなら、音楽や映画などの私的複製に限ることには根拠が必要となる。また、権利が制限されることに不利益が存在すると言うことであれば、あらゆる権利制限には権利者の不利益が存在し、いわゆるスリーステップテストは実効性を持たず、権利制限を規定しているあらゆる国際条約加盟国は、条約違反となるか、権利制限には常に補償金制度が必要であることとなる。また、これまで不利益とされていなかったタイムシフトなどについても不利益があるということになる。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>なお、日本の著作権法においては、聴取や鑑賞については、権利の及ぶところではなく、複製や上演などについて権利が及ぶという構成になっている。聴取にかかる享受をもって、埋め合わせが必要であるという考え方は、著作権法全体の構成を崩すことになるのではないかと。</p> <p>著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書[1996(平成3)年12月 文化庁]の「結論：1. 私的録音・録画問題について何らかの対応策を取ることにについて」によれば、</p> <p>「現在では、私的録音・録画は著作物等の有力な利用形態として、広範に、かつ、大量に行われており、さらに、今後のデジタル技術の発達普及によって質的にも市販のCDやビデオと同等の高品質の複製物が作成される状況となりつつある。これらの実態を踏まえれば、私的録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法当時予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至っていることができ、さらに今後のデジタル化の進展によっては、著作物等の「通常の利用」にも影響を与えようとする状況も予想されるところである」との観点から、</p> <p>「現行法立法当時には予測できなかった不利益から著作者等の利益を保護する必要が生じていると考える」とし、さらに「また、国際的動向に照らしてみても、ドイツにおける制度的対応以降、最近のアメリカにおける立法化の動きまで含めて、先進諸国の大勢としては、私的録音・録画について何らかの補償措置を講ずることが大きな流れとなってきており、ベルヌ条約などの関係規定に示された国際的基準との関係においても何らかの対応策が必要であることを示している」という結論が導かれる。</p> <p>「現在では、私的録音・録画は著作物等の有力な利用形態として、広範に、かつ、大量に行われており、さらに、今後のデジタル技術の発達普及によって質的にも市販のCDやビデオと同等の高品質の複製物が作成される状況となりつつある」との状況は、認められるとおりである。しかし、手書きで歌詞を複製することが複写機で複製することになるが、アナログでの録音がデジタルでの録音になって音質が向上しようが、得られる複製の用途は限られており、同一の著作物の複製からの複製行為の回数が大きく変わることはない。</p> <p>大量に複製したとしても、広く頒布したり販売したりした場合は目的外の使用として権利の制限が及ばないため、これは私的録音録画の問題からは外れている。複製が容易になったことにより、多種の著作物の複製からの複製が可能になったとは言えるが、個々の著作物については上記の通り限定的な複製にとどまるため、複製の総数が増えたとしても、個々の著作物の複製についてはデジタル化によって大きな変化が生じるとは言えない。デジタル化の進展によって、たとえば音楽ファイルの送信が可能になり、ファイル共有ソフトが登場し、通常の使用に影響を及ぼすことになるが、こうした事例については、個別に対処可能であり、特に私的録音録画との関連から不利益が増加しているとは考えられない。</p> <p>複製の容易さと精度の高さは、海賊版の作成には影響するであろうが、これも私的複製の範囲外の行為であり、海賊版の作成が容易になったからといって私的複製がけんりしやの不利益を生み出すわけではない。</p> <p>したがって、報告は、デジタル技術の特性を言い表してはいるものの、デジタル技術の利用がどのように私的な範囲で用いられるかについての検討に欠けていると言える。</p> <p>続く「国際的基準との関係」についても、</p> <p>「私的録音著作権Q&A:FAQ :1. 私的録音補償金の制度ができたのはどうしてですか？」 http://www.jasrac.or.jp/shiteki-rokuon/05/09_6.html をみると、</p> <p>＜著作物を複製することができる権利は著作者だけがもっており、ほかの人が無断で複製することはできないというのが、世界共通の原則です。この原則に対する例外として、「特別の場合」であって(条件[1])、著作物を扱うビジネスと競合せず(条件[2])、かつ著作者に不利益を与えない(条件[3])のであれば、著作権を制限し、ほかの人が自由に複製できるようにする法律を作ってもよいということが、国際条約(ベルヌ条約など)で認められています。</p> <p>わが国では1970年の著作権法全面改正の際に、「特別の場合」(→条件[1])の一つとして、私的使用を目的とする場合について、複製を自由とする規定が設けられました。当時は個人レベルの複製手段に限られていたため、条件[1]だけで複製を自由としても、著作物を扱うビジネスと競合したり(→条件[2])、著作者に不利益を与えたり(→条件[3])することはないと考えられていたのです。</p> <p>しかし、その後セットテープレコーダーやビデオテープレコーダーが一般家庭に広く普及し、状況は大きく変わりました。そして、家庭用デジタル録音機器・録画機器の商品化に向けた動きが本格化すると、条件[2]や条件[3]との関係で私的録音・録画の問題がクローズアップされるようになりました。＞</p> <p>とある。いわゆるスリーステップテストを満たさないということが、根拠とされているが、著作者に不利益を与えたり(→条件[3])する、その不利益というのが「本来であれば、複製物が一つ作られるたびに著作者は権利を行使して使用料を得られるはずのところ、その権利を制限して使用料を得ることができないようにしていること」にあるのであれば、150以上のベルヌ条約加盟国の中で補償金制度を導入している22カ国以外、複製への権利制限やフェアユース規定をもうけている国は、すべて条約違反になる。また、あらゆる権利制限は、いっさい認められないということになりかねない。</p> <p>複製権の権利制限を認めることに対する補償であるとするならば、音楽と放送番組のみに補償がなされることに合理的な説明が必要である。このような解釈が法の趣旨に一致するとは思えない。</p> <p>加茂川政府参考人の国会での発言をみても、</p> <p>「ベルヌ条約上は、各国の制度について一様に義務を求めてはおりません。複製権を認める権能は各国の立法に留保されている、各国の制度は各国の判断で採用することができるわけでございます。</p> <p>我が国は、現在のいわゆる私的録音録画補償金制度を一つの判断として採用しているということとございまして、ベルヌ条約から必然的にこの補償制度は出るものではないというのは御指摘のとおりでございます」</p> <p>とある通り、権利制限が可能かどうかは、「通常の利用」を妨げず、「正当な利益を不当に妨げない」「特別な場合」の三つの要件をクリアするかどうかにかかっているのであって、補償制度は必ず必要とされているわけではない。</p> <p>なお、「第5小委員会(録音・録画関係)報告書：昭和56年6月文化庁」では、</p> <p>＜2. 法第30条の許容範囲内の録音・録画問題 (1)録音・録画機器の普及と経済的不利益の発生 1)実態についての評価 まず、録音・録画機器の普及に伴い、家庭内録音・録画が頻繁かつ大量に行われることにより、著作権者及び著作隣接権者の経済的不利益の発生があると認めるべきかどうか、また、仮に認めるとするとどのような事実に基づくのかという問題がある＞</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>また、「著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書：平成3年12月 文化庁」の結論でも、 <2>録音・録画機器・機材に係る具体的報酬額 なお、報酬額に関して、レコードレンタルと私的録音との密接な関係から、レコードレンタルの著作物使用料等は、私的録音を勧奨しながら定められているのではないかとの意見や、私的録音の目的の中では、タイムシフティングが多く、タイムシフティングは権利者に実質的な不利益を生じさせていないではないかと意見もあることから、関係者の協議において具体的な額を定めるに当たっては、これらの意見についても検討する必要がある> とあり、ここでは経済的不利益が問題となっている。 また、「本来」に立ち返るならば、30条制定時において、昭和41年法案において、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、個人的に又は学校の学級内その他閉鎖的な範囲内において使用する場合には、小部数に限り、複製し、録音し、又は録画することができ。ただし、著作権者の経済的利益を不当に害する場合にはこの限りではない」との文言があり、43年法案にはこぼれおちたという経緯がある。ここでも「経済的不利益」が問題となる。 したがって、補償金の対象は、著作権者の経済的不利益であって、個別に使用料を支払うことが困難なものとするのが自然だと思われる。</p> <p>●デジタル複製技術の影響：一般化、文化発展への寄与 デジタル複製技術は既に一般的なものとなっている。デジタル複製を行うことは、音楽に限らず、あらゆる場面で行われる。複製技術が発達していない段階では、廉価な民生用の複製機器が存在せず、複製技術機器は高価・大型であり、所有できる人や企業は限られていた。また、限定的な範囲での利用のみに用いるために高価・大型な複製機器を所有することは、割に合わないはずであるとの考えから、利益侵害に繋がるような大量複製に使われる可能性を危惧すると考えられる。 旧法においては「発行スルノ意志ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ複製スルコト」は「偽作ト看做サス」とあった。ここで「器械的又は化学的方法」を字義通りに現状に当てはめるべきではなく、活版印刷が登場したとき同様、時代に応じて特別な技術であり、その技術の保持が海賊版の販売に結びつく可能性を考慮したものと考えられるべきである。もちろん、ユーザにとっても、容易で高精度な機器を使用して複製を作り、それを享受することが可能になった。レンタル店の登場は商業用レコードからの複製の機会を増やし、携帯型プレーヤー、カーオーディオの登場は、聴く場所を広げ、ブレイクアップのための複製の必要度を増した。</p> <p>しかし、音楽制作や、営利的な公衆への譲渡を目的とした複製についても、この技術の発展の恩恵は及んでいる。サンプラーを用いてフレーズをループさせて音楽制作を行うことは、ヒップホップやテクノと呼ばれる音楽ジャンルそのものを生み出したし、現在のシンセサイザーの音色はサンプリング音源を用いることが多く、あらゆる音楽に用いられている。DATやハードディスク、コンピュータを用いてレコーディングやマスタリング、ミキシングの作業は、個人が行えるほどに施設面でもコスト面でも軽減され、たとえば音質や音響を重視して作品を作り込むケースも増えてきている。複製技術は、音楽文化そのものを生み出すものであり、大いに文化発展に寄与してきた。 営利目的であれ私的であれ、複製にかかるコストは大幅に削減され、著作隣接権を付与する根拠の一つともなっている原盤制作にかかる費用も大幅に縮小されている。これは、アナログレコードのプレスとCDのプレス、レコード会社所属の楽団がいて大規模なスタジオを使って録音・編集して原盤を作ること、シンセサイザーやサンプラーとスタジオ作業と同等の機能を持つ波形編集ソフトで原盤を作ることと比較すれば、コストは2桁以上違ってくる。 また、複製技術の発展は、複製行為の管理のための技術も導いた。DRM技術は、既に複製を完全に不可能にするものから、複製や移動の回数を任意に制限したり、なんらかの承諾を必要としたり、あるいは直接課金を可能にするものまでが登場し、実際の商品に導入されつつある。</p> <p>今日、民生用の複製機器・複製技術の発展は、複製を簡便かつ高精度にしたが、同時に専門用機器・技術も発展しており、今なお専用の機器を使った複製と民生機で行われた複製の違いは存在している。 区別がつかないほどの精度で複製を作ろうとする場合、個人が行う複製はコストが高くなり、また、デジタル複製とはいえ、ある程度の劣化や変質はまめがれない。複製によって作られたCDRやMDは、外観上明らかに元のCDとは異なるため、私的利用の目的を越えて中古盤として流通させることは不可能であり、また、自分が複製した時の記憶を根拠とするしか、作成した複製物が元のCDと同じ内容なのかどうかは保証されない。 民生機においてもデジタル複製は可能になり、一般に普及したが、依然としてオリジナルとの明確な差異が残る。このような状況において、デジタル複製を禁止することは、ユーザの利便性を損なうことに繋がり、他方通常ユーザが行う複製がオリジナルの複製と同等のものとして市場に流出するなど違法行為を取り締まることはこれまでどおり可能である。 したがって、デジタル複製技術の発展は特にユーザのみに恩恵を与えるものではなく、著作者やレコード会社などにも恩恵を与え、広く社会全体に役立つ技術として広がっていると言える。</p> <p>われわれは、個人がある程度のクオリティで複製を行うことが可能な時代に生きている。かつてアナログでの複製を補償金制度に組み込むことは社会的影響が大きいとして対象外となったが、今日のデジタル複製はそれと同等あるいはそれ以上に社会に浸透しており、他方補償金制度についての認知度も、<これらのことを考慮すれば、私的録音・録画について、現行第30条による権利制限の状態を見直し、「著作者等の権利の保護」を図るため、制度的な措置を講ずることが必要となっている。ただし、第2章の実態調査結果に照らし、ユーザーの中には、報酬請求権制度に関して消極的な意見が多いことから、制度導入について慎重な対応を行うべきであるとの意見もあり、今後、この制度の導入に当たっては、ユーザーの理解に十分留意し、ユーザーが受け入れやすいものとする配慮が必要である>(○著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書：平成3年12月 文化庁)とされながらも、制度導入時から10年以上を経て、制度の認知度は9.8%(社)私的録音補償金管理協会の平成14年の調査)、8割以上が内容を知らない(ビジネスソフトウェアアライアンス、2005年)という状況にある。したがって、私的複製に対する補償金制度は一般に受け入れられているとはとうてい言えないことを強調しておく。すなわち、デジタルでの複製について、補償金制度が存在していたということが一般に広く認知されることは、社会的影響が大きい、というような状況にあるのである。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>また、上で挙げた例は、かつてFMからのエアチェックやレンタルレコード店からの録音が問題となった頃から存在していたデジタル複製に関する議論でも扱われていた。しかし、今日パーソナルコンピュータなどで行われる複製は、音楽のみではなく多くの文書や動画、プログラム等にも及ぶ。音楽・放送番組のみを特に切り分けて制度化するのであれば、他の著作物との差異を明確にしなければならないだろう。ハードディスク上で行われる複製がどのような特性を持つかについても、十分検討しなければならない。</p> <p>★複製可能性の保持 少数の複製物(一個限りの物も含む。美術、映画など)の著作物の場合と、相当数の複製によって頒布される著作物は、その性質が異なる。</p> <p>前者の場合、一個一回の複製が著作権者の権利に及ぼす影響は大きい、オリジナルな著作物の入手、同一の著作物の複製は困難であり、必然的に権利者の許諾なしに複製は不可能と断言していい。この場合、公衆に対しては、展示・上演などの形態で公開されるが、場所的制約により著作物は管理される。私的な複製は、撮影・録音・録画などによって可能だが、得られる複製物は、もとの著作物からは明らかに形態が異なり(たとえばライブとその録音テープは明確に異なる)、また場所的制約により複製作業の制御が可能である(コンサートホールなどでの演奏の録音は私的目的であれば著作権法上は可能だが、消防法などによって会場が機材の持ち込みや録音を禁止している)。音楽とは本来、音の響きであり、その最初の固定物(以下マスターテープ)は少数の複製物の著作物と言えるだろう。マスターテープから複製物を作る場合、まずは権利者から複製の元となる著作物を得なければいけないため、必然的に権利者の許諾を得ることになる。このようにして得られた相当数の複製物は、多くはパッケージソフトの形を取って公衆に頒布され、市場に流通する。マスターテープの複製は、当然権利者の許諾を得るべきであり、また営利目的のマスターテープからの複製は、一つであっても権利者の許諾を得、対価を支払うべきである。</p> <p>後者すなわち商業用レコードなど一般に大量の複製物がまわっているものであっても、営利を目的とする場合は、権利者の許諾を得て対価を支払うべきである。しかし、複製が私的領域の範囲内にとどまる場合、すでに同等の複製物が流通しており、作られること自体に前者の場合ほどの問題が生じるとはいえない。また市場に流通することで権利者との距離が生じ、また多くのユーザーに対する権利者のプライバシーの観点から権利者の所在が一般に知られてはおらず、また知られないほうが好ましいという理由も認められるため、個々のユーザーが権利者に許諾を得ることは通常困難である。</p> <p>複製に許諾が必要とするならば、特に許諾を可能とする制度を創設しなければ事実上複製は禁止されることになり、これは文化の発展に重篤な影響を及ぼす。</p> <p>たとえば、音楽の著作権者となるためには、多くの音楽を何度も聞くという行為は重要な経験となる。また、ある販売されているCDからある短いフレーズを録音し、これを反復させることで基本的なリズム・トラックとみなす手法は、ヒップホップやR&B、テクノといった分野で一般的に用いられている。ある若者が、市販の音楽CDからフレーズを録音し、反復することで作曲の練習をしたとする。</p> <p>このような作業の繰り返しは、次世代の作曲家を生み出す。テレビなどの番組で、どのような報道が為されたかの検証を行うことは、録画して繰り返し再生しなければ困難である。学術的な研究にも複製技術を用いた解析が有用であり、ダウンロードでの音楽配信に必要な技術もそういった研究の中から生まれてきている。</p>
	<p>また、前述の通りユーザによる複製で作られたコピーは、商業用レコードと明確に異なる。</p> <p>国会(125-衆-文教委員会-1号 平成04年11月26日)において、齊藤氏は「今や素人であります一般のユーザーも性能のすぐれた複製機器をみずから保有いたしまして、玄人の製品に匹敵する複製物をつくり出すようになったのでございます。その限りにおきまして、今や玄人と素人が混在する時代と申すことができるように思います」として著作権法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明しているが、玄人と素人の違いは、それを商売として、成り立つかどうかと言う点にある。素人が玄人に匹敵する複製物を作ったとしても、それを商売にしなければ、なんら問題はないはずである。また、現実として玄人の複製物と素人の複製物には、厳然とした違いが存在している。</p> <p>プレスされたcdと、cdrでは外観が明確に異なるほか、デジタルとはいえ音質の劣化は存在し、圧縮技術によってはその度合いは強まる。外観の違いは、コピーの市場への流出を事実上不可能としている。さらに、コピーは、コピーした本人の記憶を頼りにする以外にオリジナルと同一かどうかを保証する手だてがなく、不自然なエンディングや不協和音、あるいは音質や定位についてはコピーのミスや設定の不備によってオリジナルと異なっているのか、オリジナル自体がそのような音なのかを判断することが不可能である。</p> <p>ユーザにとってもコピーに対するオリジナルの優位は明確に存在し、また外観上の差異はコピーの違法流出の識別を可能にする。</p> <p>著作者に経済的不利益を与えるような複製まで認められる必要はないし、公表する際には許諾を得なければいけないケースもあるだろう。しかし、有償無償についてはさておき、また個人的な使用に不都合がない範囲での複製数の制限はなされるとしても、複製を完全に不可能とすることは文化発展のために好ましくないことは明らかだ。</p> <p>★経済的損失の実態 以下では、著作権者に許諾を得て複製し、公衆に譲渡・販売するCDなどを「商業用レコード」、商業用レコードを元にCDRなどに複製すること、それによって得られるCDRなど複製物を「コピー」と書くことにする。前述の通り、この二者は外観によって明確に区別可能であり、コピーはオリジナルとなる商業用レコードとの同一性を、劣化や改変の可能性から保証できないかたちでしか存在しない。</p> <p>コピーが通常の利用を妨げる場合は、コピーがなされなければ、商業用レコードを購入／利用したにもかかわらず、コピーを利用するということだと考えられる。</p> <p>商業用レコードまたは配信音源からのコピー 1) 自分が所有している著作物を自分の目的のためにコピーする</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>1) 自分が所有しているCDをCDRにコピーする。(同一著作物・同一とみなしうるメディアへのコピー) a: たとえば、自室と車と居間にそれぞれ再生装置があり、それぞれの場所にCDまたはCDRを置く場合が、これに相当する。適当な複製機器が存在せず、このコピーを得られなかった場合には、コピーを行わず、既に所有しているCDを持ち歩くことができ、新たに同一のCDを追加購入する可能性は低い。権利者の利益を妨げるとは言えない。また、行為者が所有しているCDであれば、何種類商業用レコードからコピーをしたとしても、それぞれについて同じことがいえるため、権利者の利益を妨げることに繋がらず、また一つのCDから作られるコピーの数は、所有している再生機器の数を上回ることはなく、たとえ大量にコピーしたとしても権利者の利益を妨げることはない。また、CDRからさらにコピーが可能であるとしても、自分が所有する商業用レコードがあるため、敢えてコピーのコピーを作ることは考えにくい。なお、大量にコピーした後に、このコピーが閉鎖的かつ限定的な範囲を超えて頒布された場合は、目的外使用となり、許諾を必要とする複製となり、私的録音録画補償金制度とは別の議論となる。 b: また、所有するCDが破損したり再生不能になったときのことを想定してバックアップをとるためにコピーを作ることも考えられる。この場合は、バックアップをとる時点では、商業用レコードまたはコピーは、棚に眠っているだけであり、通常の利用を妨げることはない。破損や再生不能となった場合に、商業用レコードが入手可能であったにもかかわらずコピーが存在するために買い直しをしない</p> <p>場合には、通常の利用を妨げると言えるが、買い直しをするかしないかは決定できず(もう聴かないから買い直さないという場合も想定できる)、商業用レコードが将来必要ときに入手可能であるかどうか不明であり、コピーを行った時点では、通常の利用を妨げているとは言えない。いずれにしても、このような事例はごく少数しか起こりえないと思われる。なお、熱心なファンやコレクターなど、必ず商業用レコードを買い直すつもりの場合、コピーが可能であっても、当初から複数の商業用レコードを購入することが多いと思われる。</p> <p>2) 自分が所有しているCDをMDにコピーする。 (同一著作物・異なる再生装置を必要とするメディアへのコピー) 自宅ではCDを聴き、通勤通学時においてはMDウォークマンなどで聴くという場合がこれに相当する。 a) この著作物がMDでも販売されている場合 (コピーの代替となる商業用レコードが存在する場合) 適当な複製機器が存在せずコピーを得られなかった場合には、代替となる商業用レコードを購入する可能性はある。ただし、既に所有している商業用レコードで当該著作物を聴くことは可能であり、歌詞カードなど所有しているものと重複するものが別メディアの商業用レコードの価格に含まれており、どちらかでの利用をあきらめる、CDウォークマンを用いることでCDのみで利用するなどの可能性もあり、一概に権利者の利益を妨げるとは言えない。いずれにしても、コピーは自分で聞くために用いるのであって、所有している再生機器の数を超えてコピーが行われることはないため、零細な使用にとどまるといえる。なお、MDでの商業用レコードの生産はごく限定的にしか行われていない。</p>
	<p>なお、今現在においては、CDと配信音源の両方を購入することはあり得るが、音楽配信事業の普及がCDからの取り込んで音楽ファイルとして使用することが普及するよりも遅れたために、CDからのメディアシフトが一般的になっている。この状況は、メディアシフトを可能にし、機器のコストダウンに取り組んできた各メーカー・研究者の努力と、その動きに同調して音声ファイルでの聴取を試み、異なるメディアで音源を入手した上でメディアシフトの手間を惜しまず音楽を広く享受する文化を創造してきたユーザの力によるものであって、結果として音楽配信が普及したからといって本来音楽ファイルとCDの両方を買うべきだとの主張は受け入れがたい。 b) この著作物がMDでは販売されていない場合 (コピー代替となる商業用レコードが存在しない場合) 代替となるMDを購入することができないために、権利者の利益を損なうことはない。他方、ユーザの利便を損なっている。</p> <p>II) 自分が所有していない商業用レコードを自分のためにコピーする 自分が所有していない著作物をコピーするためには、この著作物を入手しなければコピーできない。入手先として考えられるのは、1) 家族や友人、2) レンタルである。 1) 家族や友人の所有する商業用レコードからのコピー a) 容易に貸し借りが出来る距離・関係であれば、Iの1のaと同様、コピーがなければ商業用レコードを借りることが出来るため、再購入の可能性は低い。 b) 容易に貸し借りが出来る距離・関係でない家族・友人から借りてコピーをしている場合、コピーが得られなければ、代替となる商業用レコードを購入する可能性はある。同時に商業用レコードの利用をあきらめるなどの可能性もあり、一概に権利者の利益を妨げるとは言えない。</p> <p>これらの場合は、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲」が、どのような範囲であるかという解釈の問題がある。b) は、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」だろうか？ 2) レンタルCDからのコピー レンタルで借りてきたCDをコピーする場合はこれにあてはまる。この場合、コピーができなければ商業用レコードを購入する可能性があり、商業用レコードの通常の利用に影響を与えうるが、CDVJの調査結果は全体としてプラスに働くという結論を導いており、必ずしも経済的不利益を与えない。決定的に不利益が生じると権利者が判断した場合は、貸与を許諾しないことができる。 貸与権については、貸与の使用料は貸与のみにかかり、録音については私的録音補償金がかかるという説明が小委員会でもあったが、当事者である日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDV-JAPAN)のホームページでは、「ユーザーがコピーを行なうことを踏まえて、当時の録音使用料をベースとして決められました」とあります。となると、レンタルで借りたCDを複製する際には、コピーするとみなされた上で決められた使用料と私的録音補償金の二重取りであり、CDV-Jも「私的録音補償金制度が導入された現在、各権利者はユーザー及びレンタル店双方からコピーに関する代償を二重に受け取っていることなるため、CDレンタル使用料の早急な見直しが必要です」と意見が書かれ、国会においても以下のような発言がある。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>「(前略)借り出したユーザーが家庭等で録音をして返してくる、これがこういう御商売の、例外もございましょうが、一つの前提であったと思います。当時の音盤でございますと、やはり音楽の愛好者ですから、一晚借りたら何度でも聞こう。何度でも針を通しますと、返された物を再び他のユーザーに貸し出すことができないわけでございます。ところが、幸いなことに非常に性能のすぐれた複製機器が家庭等に普及してございますので、一回だけ針を通して返してくれる。したがって、同じ音盤を何回も貸し出すことができる。したがって、こういう複製機器が普及した国であるからこそこういう貸しレコード業が出現し、御商売になるのではないかと思います。／ こういうときに法的な対応ということになりますと、建前としては、貸与に対する使用料ということでございますが、どうも当時の状況を考えますと、私的な複製とセットになった行為、何らかの形でこれに対しまして権利者を保護する、保護の道を考える、こういうことであつたかと思ひます。貸しレコードへの対応というのは、実際的なことを申し上げますと、私的録音・録画問題の一部を解決したのではないかと、このように個人的には思っております」(参考人 齊藤博[筑波大学教授、著作権審議会委員]125-衆-文教委員会-1号 平成04年11月26日)</p> <p>さらに、半田正夫は私的録音録画補償金制度成立時に「前者(CDレンタル)については、貸与権が認められたことにより、レンタル業者は報酬を権利者に支払っており、業者はこれをレンタル料に上乗せしてユーザーに転嫁しているはずである。ところが今回の立法では、これとは別に機器・記録媒体メーカーの支払った分がユーザーに転嫁されるのであって、結局ユーザーは二重払いさせられることになってしまう」(私的録音と補償金請求権)と指摘している。</p> <p>なお、実際の使用料は、アルバム一枚をレンタルしてコピーするとして、CDを購入すればその後CDが破損したり劣化して聞けなくなるまで繰り返し何回でも聞けるのに対し2泊3日程度という比較しようがないほど短い期間の貸与の使用料は170円、対してコピーの補償金は数円ということになっている。</p> <p>このことから、レンタルCDのコピーについて、補償金が必要かどうかは貸与権の成立過程と当事者の協議などを含めて再検討する必要がある。</p> <p>Ⅲ) 商業用レコードまたはコピーの拡散</p> <p>I) またはII) の方法でコピーした後に、もととなる商業用レコードまたはコピーが、目的を越えて広がる可能性について検討する。</p> <p>1) 商業用レコードの譲渡 商業用レコードの譲渡については問題が生じない。 残されたコピーの扱いがどうなるかについては以下で考察する。 なお、しばしば新古書店などで購入と買取を繰り返し、手元にコピーを蓄積することが問題視されるが、購入価格と買い取り価格の差額は、通常レンタル料よりも高額であり、また中古店一般の業態上新譜の品揃えを充実させるのは困難である。発売後相当期間が経過したものについては廃盤又は発売元在庫なしであることも多い。</p> <p>2) コピーの拡散 コピーは、I) またはII) のコピーによって得られる。ただし、この場合の拡散する先は、中古店では通常買い取りがなされないため(許諾が必要となる)、他者への譲渡しか考えられない。II) の1) の逆側の立場として考えられる。</p> <p>IV) 私的複製の目的外の複製 許諾が必要である。 商業用レコード以外をソースとする録音</p> <p>V) 音楽の著作権が存在しない 会議の録音や自然音の録音、保護期間が切れている曲などの録音はこれにあたる。この場合、音楽の著作権者の権利はまったく侵害していない。</p> <p>VI) 放送からの録音 放送からの録音については、制度導入時にはFMのエアチェックなどが多かったと思われるが、現在の状況については適切な調査が必要。</p> <p>VII) 実演からの録音録画 施設によって規制可能ですから、実演家や興行元に事実上の許諾権があり、実際の現場では許諾権が行使され録音録画できない状態となっている。</p> <p>VIII) 許諾を得た複製 自分のバンドのライヴ(自作曲に限る)を録音して観客や友人に配っているようなケースも考えられます。</p> <p>さて、厳密な自己目的の複製と狭義の「家庭内またはそれに類する範囲」の複製については、デジタル複製によって利便性が上がったとしても大量複製する理由がなく、限定的且つ零細である。 経済的不利益をもたらす可能性があるのは、手元に同一メディアのオリジナルが存在せずコピーのみが存在する場合に限られる(遠い友人、レンタル、商業用レコードの譲渡、放送からの録音)。 まず、理屈では経済的不利益をもたらすという予測がなりたつとしても、実際に不利益が成立するかどうかはわからない。</p> <p>コピーと商業用レコードには価格上の差異と、製品としての差異(たとえばブックレットの美しさ)がある。コピーは商業用レコードよりも廉価であり、いずれにしても必ず買うのだが廉価なコピーに流れるのではなく、廉価だから買うのであって商業用レコードの 価格であれば購入に至らないケースも少なからずある。前述の通り、製品としての差異をなくそうとしても、現在の技術では個人が試みるにはコストがかかりすぎるため、価格が逆転する。また、コピーは収められた音楽がオリジナルと同一であるかどうかの判断が不可能である。ユーザーは、同じものであれば価格以外に新譜を買わない理由はない(同一タイトルの異版などを除く)。ユーザーはこれらの不備と価格差とを比較・勘案して消費活動を行うのである。 平成14年のRIAJによる「音楽コンテンツ個人録音及びそれに関わるCD等の利用実態調査」では、欲しいCDが同じ店で新品と中古であった場合の購入意向は、全体で新品のCDを買うと思うと答えたのが35%、中古を買うと答えたのが15%であるのに対し、価格によっては中古CDを買うと思うと答えた層が41%ある。中古CD購入層では、新品を買うが12%、中古を買うが26%、価格によっては…が56%となっている(選択肢は、新品を買う、中古を買う、価格によっては中古CDを買うと思う、どちらともいえない/よくわからないの四つ)。 資料では、価格によっては…の選択肢と中古を買うを合わせて56%が中古を買うとしているが、価格によっては新品を買うという選択肢がないため、価格によって中古CDを買うと思うという選択肢は、価格によって中古を買うか新品を買うかを決定するということを意味する)。同じ店で新品と中古があるという状況では、通常新品よりも中古のほうが安く売られているにもかかわらず、価格差によっては、新品を買うということは、消費者が安さを第一に選択しているわけではないことを意味し、新譜を購入しようとする傾向があることがわかる。それでも、特に、もっとも熱心に音楽を聞く若年層にとって価格は重要なポイントとなるのだ。昨年(平成14年)の輸入規制の時にも、アジアのみならず欧米と比較しても新譜の価格が高いということが背景にあった。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>廉価であることによって、またはコピーを介して流通が促進されることは、音楽に接する機会を増やし、購入意欲を促進する効果がある。一般にレンタル店を利用することで新譜の購買は減少するという意識調査がでており、短期的にはそれは実態と合っていると思われるが、CDVJの調査では回答者の3割がCDレンタル利用によって購入が減ったと回答しているのに対し、レンタル店をよく使用する層ほど購入枚数が増えているという結果が出ている。平成14年のRIAJによる「音楽コンテンツ個人録音及びそれに関わるCDR等の利用実態調査」では、半年間に入手した音楽コンテンツが、全体の平均では7本・枚であるのに対し、CDR音楽録音経験者の平均は倍の14本・枚、レンタルCD利用者は12本・枚となり、半年間の新品CDアルバムの平均購入数も全体が1.89枚であるのに対し、CDR音楽録音経験者は2.66枚、レンタルCD利用者は2.28枚となっている(本資料では、コンテンツの種類別の割合の円グラフとして掲載されており、CDR音楽録音経験者、レンタルCD利用者が得たコンテンツのうち新品CDアルバムの割合が低いことを強調している)。</p> <p>放送における二次使用が宣伝効果も大きいとして解釈されているのと同様に、コピーを介して著作物が広まることにも宣伝効果がある。友人からコピーを得て知った音楽家・楽曲を、商業用レコードで買い直すケースも少なくない。特に、ユーザによって編集・選曲がなされたコピーであれば、収められた1曲が収録されているアルバムを買うことになる。</p> <p>CDを他のメディアにコピーして利用する場合、そのメディアでの商業用レコードが存在していなければ、必要な商業用レコードを購入することはできない。また、新品で購入することが出来ない商業用レコードを中古店やレンタル店で購入してコピーする場合も、必要な商業用レコードを購入することは出来ない。これらの業態がユーザが望むコンテンツを部分的にでも在庫していることは、出版における図書館のようなアーカイブの機能を持つ機関が存在しない音楽にとっては、音楽文化の発展とコンテンツ保持に極めて重要な役割を果たしている。したがって、経済的不利益が生じるのは、コピーの代替となる「商業用レコード」が購入出来る場合に限られる。</p> <p>放送からのコピーの場合、かつてFMラジオなどで行われていたような、アルバム丸ごとを流すような場合は音楽の著作権者の不利益に繋がるが、現在は殆ど行われていない。放送番組の録画や録音については、タイムシフトはもちろん、ライブラリ化が行われたとしても、それに変わるDVDが存在するか、オンデマンドで再放送されることがなければ権利者の利益が損なわれることはない。</p> <p>また、コピー技術の存在は、権利者および流通業者のコストとリスクを削減させていることも忘れてはいけない。たとえば、レンタル料とブランクメディアと歌詞カードのコピーとユーザの手間によって得られるコピーは、廉価とはいえ600円程度の支出となる。このうち170円＋数円が権利者に支払われているため、流通コストも含めた、コピーを得るために必要なコストは420～430円ほど。商業用レコードの購入に当たって権利者に支払われるのは、定価を3000円として、著作権使用料として180円、原盤印税としては15%ほどとして450円を合わせて630円程度と考えられる(実際には原盤印税は契約によるが、公開されていないため業界内本の記述に従う)。これにコピーのコストを加えると1050円となる。ある程度の数を作れば、個人が民生機で1枚コピーするよりもさらにコストダウンが見込めるとすれば、アルバム1枚1000円以下で、権利者の利益をまったく損なうことなくレンタルのコピーと競合可能な価格で販売することが出来る。使用料規定の変更が必要であり、レコード会社の純利は計算していないが、権利者が得る分はレンタルとコピーから得られる額よりもはるかに多いことから、適当な額を設定することは不可能ではないと思われる。また、貸与使用料や補償金のような包括的な分配ではなく、個別に徴収分配が可能となるにもかかわらず、なぜこのような商品が登場しな</p>
	<p>個々のコピーを許諾が必要とすることにした場合、膨大な手間と暇をかけて許諾を得ることよりも、当該音楽の入手をあきらめる可能性は高く、これは音楽文化全体の衰退に繋がる。逆に許諾が容易に出来る環境を作るとすれば、権利者はその連絡先を公開し、いちいち応対しなければならない。</p> <p>著作権者が市場からの引き上げを意図しているのではなく、その音楽を欲するユーザが存在するにもかかわらず、商品を購入し、それによって使用料が権利者に支払われることが行われず、中古店での購入やレンタルや友人から借りてコピーするという形になるのは、レコード会社が引き続きプレスしてカタログに載せること、あるいは権利管理団体が個別の許諾を可能にすることを、採算性などの理由で行っていないからにほかならない。入手が極端に困難になれば、適法に入手をするためにとんでもない値段を支払うこともあり、あるいは違法コピー販売を促進することもある。</p> <p>アルバム中欲しいのは数曲だけであるにもかかわらず、十数曲分の支払いをしたり、あるいは購入をあきらめることで権利者が得られた利益が損なわれるようなことも少なくない(音楽配信は、これを打開する可能性がある)。</p> <p>これらは、ビジネス上の判断による結果であって、ビジネス上の判断が生み出す状況が、コピーによって不利益が発生させたり、購入に至らないことで権利者の利益の減少を招いているともいえる。</p> <p>以上のことを勘案して、なお経済的不利益が存在するかどうかについては、きめ細かい意識調査によって定量的に判断が可能と思われる。まずは、適正な実態調査によって、経済的不利益の存在が存在するかどうか、存在するとしたら、どのようなコピーにおいて発生しているか、などを明らかにし、かつ、その経済的不利益の額を納得がいくように算出しなければならない。</p> <p>調査の結果はひとまず待つとしても、総合的に勘案すると、権利者に不利益が生じるとすれば、ひとたび入手した音源をグループ内で組織的にコピーする場合に限られるのではないと思われる。この場合、レンタルや中古店(特に新古書店)が批判されがちではあるが、新譜CDであっても同様に組織的コピーが行われたら、権利者の経済的利益を損なうため、コピーの元となる商業的レコードの入手先が問題なのではなく、行為そのものが経済的不利益の原因である。無理のある制度を導入するよりも、そもそもグレーゾーンにあるこれらの行為を私的使用の範囲外に規定することのほうが適当かもしれない。</p> <p>■DRMの存在</p> <p>さて、ここまでは音声ファイルについて、またデジタル音楽プレイヤーや、パソコンによるコピーは十分に考えてこなかった(ある程度は、上記の論理が成立すると思う)。その理由としては、どの程度のDRMをどのような形で導入するかによって、シュミレートするべき選択肢があまりにも多く拡散するからである。なお、すでに述べた通り、まったくコピーを不可能にするほどの技術は導入するべきではない。また、P2Pなどについては、また別の議論と思われる。</p> <p>他方、DRMの存在によって生じる大きな問題が少なくとも一つある。</p> <p>現在市場には複製が完全に不可能な技術、回数や複製の数を制限する技術、複製が不可能であると謳いながら可能である技術、複製を制限しない技術が混在し、さらに新たに技術が生まれている。こうした著作権保護技術を配信ファイルやメディアに対して積極的に導入するか、導入しないか、という判断は、レコード会社やミュージシャンがそれぞれに判断している。個々の著作物の配分の詳細や配分方法の根拠は明示されていないが、放送や貸出の頻度や売り上げを元に、その数が多いほど配分が多くなるというのが基本となると思われる。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>ところが、著作権保護技術の導入は、コピーがCDやファイルの購入を阻害するという発想の下にあり、複製が困難なことで販売などがなされるものは、私的複製の機会が少なく、売上が増えるという逆転現象がおこると想定される。同時に、複製管理技術の軽重によって消費者の購買・複製の頻度も変化する。</p> <p>コピープロテクションがかかったCDと、かかっていないCDの違いをどのように考慮すれば適正に著作権者に分配できるのか、まったく複製が不可能であれば、分配対象から除外するなどの措置ができるとはいえ(既に導入されているコピーコントロールCDについてどうなっていたのか?)、何回までは複製できるといったかたちのDRMでは、どのように分配すべきなのかという点は、示されていない(算出不可能と思われるのですが)。</p> <p>繰り返しになるが、これは、包括的な課金・分配という制度による補償金システムの構築を不可能にするとと思われる。</p> <p>★短期的な要望</p> <p>まず、「百四条の二以下」の例外規定は、撤廃の方向で検討すべきであり、一定期間の経過措置を取る場合は、DRM技術との関係を鑑みつつ権利者・ユーザ双方の不利益が生じないような選択をするべきである。</p> <p>制度を維持するか撤廃するかについて、まず行われるべきは、実際に経済的不利益が存在するかどうかの検証であり、そのための実態調査を行う際には、適切な設問と適切な分析がなされなければならない。既にいくつか指摘している通り、しばしば実態を明らかにしない調査や作為的な誘導が行われているため、設問については中立的な専門家の指導と公開での検討が望まれる。また、調査結果についても、個人情報に十分な配慮をした上で原データを公開する必要がある。</p> <p>また、この不利益が存在するならば、そこに何らかの市場がある可能性があり、新たな商機として対応が可能であるかどうか、また現在のビジネス上のシステムが不可避的に不利益を講じていないかどうかについても十分な考察がなされるべきである。</p> <p>経済的不利益をもたらすことが適切な調査によって示された場合、何らかの対処が必要となる。</p> <p>コピーを前提とした音楽の利用形態は、既に一般に定着しており、権利者の許諾を得なければ複製出来ないとする場合、容易に許諾が可能な制度の創設がなければ、理解が得られないと思われる。したがって、複製は強制許諾とした上で、経済的不利益を補償する制度を考えなければならない。</p> <p>また、DRMの存在によって、包括的な徴収・分配が困難になっていることは既に述べた通りである。DRM技術への対処を含めた検討が必要であり、その結果によって方向性が決まる。</p> <p>ユーザとしては、課金がなされる場合、個別課金、個別分配が望ましく、また権利者にとってもこれが理想だと思われる。DRM技術を導入する場合は、これを可能にする方向が好ましいが、同時に技術の発展によって膨大なデータを処理することが容易になっていることから、賞与についてはPOSシステムなどとの連携によって、放送における二次使用についてもデータベースの効果的な活用によって、困難ではあると思うが、可能ならば実演についても、個別分配システムを構築することを望みたい。</p> <p>追記: 第8回の小委員会で、これまでの議事録では曖昧に過ぎた部分が整理され、またJASRACから試算が提出されたようですが、これらは意見募集以前にまとめられるべき事柄であり、提出すべき意見の前提が変わってしまう。意図的であれば、国民の意見を愚弄する行為であり、意図せざるものであれば、会議進行の不手際があまりにひどいと言わざるを得ない。</p>
	<p>いたずらに私的録音録画補償金の課金ばかりを急ぐのではなく、保証金制度の根本に立ち返り、かつ現状を踏まえて十分な議論を行うて改善していくべきと考える。具体的には、以下の3点について「一般人にも理解・納得ができる」内容を明確化できるだけの議論が必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証金制度が必要である理由 ・保証金を受け取る権利者とはいかなる人間、団体か、およびその理由 ・保証金がどのように分配されるのかの詳細、およびその理由 <p>【理由】</p> <p>権利団体側から聞こえてくる意見は、我々一般の音楽を楽しむ側の感覚とはあまりに次元のかけ離れた意見であると言わざるを得ない。</p> <p>「権利団体側の利益ありきで、取れるところからは取りたいという焦り」しか感じられない内容ばかりで、消費者やアーティストは完全に置き去りにされているように見える。</p> <p>権利者団体側の事情は一旦置いておいて「そもそも現代の保証金制度とはどうあるべきか」を誰もが理解できるようクリアな状態にする必要があるので、上記3点を明確にする為の議論が必須と考える。</p>
	<p>最も問題なのは、殆どの人がデジタル録音補償金の存在すら知らない、ということだと思います。</p> <p>知らず知らずのうちに、金を払わされているのは何ともけしからんことです。</p> <p>しかも、消費税などと違い、一体いくら支払っているのかもわからない。</p> <p>そして、その使用目的が殆どわからない。</p> <p>著作権使用料は、使用する著作物を公の場で披露したり、それによって利益が生じる場合に支払うものです。</p> <p>支払う本人には、金を伴うか否かに関わらず、必ず見返りがあります。</p> <p>しかし、この補償金は支払う人に対する見返りが何もありません。</p> <p>録音して、それを再生して、編集して、楽しむという、オープンリールやアナログカセットでも当然出来ていたことは、見返りではありません。</p> <p>メディアと録音機器を買った人間の、当然の権利であるはずで、</p> <p>録音は、オリジナルと物理的な形状を異にして行うことが殆どです。</p> <p>むしろ、録音の目的はそこにあると言っても過言ではありません。</p> <p>外で音楽を聴くのにアナログディスクは大きすぎました。</p> <p>だから、アナログカセットに録音し直して音楽を楽しんできたのです。</p> <p>MDだって同じはず。</p> <p>CDはアナログディスクに比べれば小さいけれど、MDのほうが持ち運びも便利で編集も出来るから、という理由でわざわざ録音し直している人が殆どです。</p> <p>しかもそれが、元々自分で買ったCDなら、個人でそれを楽しむ手段をとにかく言われる筋合いはないはずで、</p> <p>もし、それを使ってお金儲けをするのであれば、著作権使用料を払えばいいのです。</p> <p>それじゃ、デジタル録音の補償金って何なの? という話になります。</p>

項目	意見
	<p>このような制度は廃止すべきだと思います。 保証金の分配に当たって、大手レーベルや楽曲を多く販売した物だけに保証金が分配され、少数の販売実績しかない物に何も分配が行かないようでは、著しく不公平です。 もしクラシックの海外の演奏家や作曲家に、これらの保証金が分配されているならば公表していただきたいです。 たとえ1枚しか売れなかったアーティストにでも、楽曲を購入した物が払ったお金がきちんと行く。 そのような個別課金のみの方が、楽曲を購入する側に取っても納得がいきます。</p>
	<p>特に共通目的事業については、速やかにこれを廃止すべきである。 もともと共通目的事業は、補償金の具体的な分配が不可能であることから、大雑把に二割と定めてそれを著作権の保護等の事業に支出するよう定めたものであるが、このように本来は個々の権利者に帰属するはずの補償金が、単に誰にいくら渡してよいか分からないといういい加減な制度のために、個人の利益とは無関係な事業に利用されることには、憲法の定める財産権を侵害するものである。 まして、そのような補償金を受け取る個々の権利者には、日本人のみならず、たまたま楽曲が日本において複製されただけの外国人も含まれる。 そのような外国人に帰属すべき財産までも日本国内の事業に利用することを、「誰にいくら渡してもよいか分からない」という点だけで合理化することは不可能であろう。 そして審議において指摘されている通り、個別課金が技術的に可能であるというのである。まったくもって補償金の二割を共通目的事業に充てる理由がない。 従って速やかな廃止が望まれる。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私は、私的録音録画補償金制度は廃止されることが望ましいと考えます。 録音録画機器やパソコンは、著作物を制作する道具としての側面と、著作物を視聴するメディアとしての側面、この二つの面を併せ持つという特性があります。 特に民生デジタル機器の集大成たるパソコンは、その高い汎用性、飛躍的に向上した編集の自由度から、著作物等を制作する道具として、既にあらゆる創作活動への利用が浸透しています。 特に音楽の制作においては、プロ・アマチュアを問わずパソコンの利用が普及しており、音楽以上に労力を必要とする映像作品においても、パソコンを使い殆ど一人で商業アニメーション映画を制作する作家が出現しました。また、アマチュアのCGアニメーション・コンテストの優秀作品によく似た映像が、プロの手によって制作され好評を博する程に、近年のアマチュア作品は質・量ともに向上しています。 しかしながら、アマチュアである著作者の著作物の多くは非商用である為、制度の性質上、補償金分配の対象にはならないのは仕方ないとして、返還制度が機能していないことには大きな不公平感があり、また補償金制度全体が非常に大雑把な運用しかできない理由を考えれば、返還制度が多くの国民の納得のいく様な形で運用できるかどうかは、甚だ疑問です。 むしろデジタル機器の利用を促進し、より多くの新たな創造の機会を万人に与える為に、補償金制度は廃止された方がよいのではないのでしょうか。 制度に頼り、本道を見失いつつある既存の著作権産業の在り方を変えるには、新たな創造のサイクルが芽生えようとしている今を好機と捉え、少数の権利者が独占する産業を過剰に保護するよりは、潜在する無数の著作者による創作活動の興隆に目を向け、次の時代に備えるべきです。 さもないと近い将来、日本の著作権産業は古い制度と共に心中することにもなりかねません。 或は、昨今の「著作権ブーム」が終わってみたら、後に残ったのは過剰な権利保護制度と、利用者の居ない著作物の山だった、などということにならない様、慎重に議論が為されることを期待します。</p> <p>私は、指定管理団体に対して「補償金の徴収システム実現の責任を負う」義務を課することを提案します。 現行制度で納得いかない点は、指定管理団体だけが正しい目を見ているからです。 平たく言えば、「法律を盾に“金くれ”というだけで実働はせず、メーカーにお金を集めてもらった上に他人(著作権者)のお金の2割をピンハネする」指定管理団体がけしからんです。 そこで、指定管理団体にも実働してもらって、上記のけしからん点が改善されると思います。 実働にもっともふさわしいことは、やはり私的コピーを実施した消費者からの集金作業でしょう。 もっとも苦労するところですから、儲ける人がやるのが筋だと思います。 ただし、非営利団体にただ徴収システムの実現責任を負わせるだけだと、間違いなく自分たちだけに都合のいいシステムを導入することは火を見るより明らかです。 よって、競争原理を働かせるか、ユーザにとっての利益保護を法律で明記するか、などの対策が必要です。 結論としては以下の提案を行います。 ・現行の機器や媒体に対する補償金制度は3年を目処に段階的に廃止するよう法律で定める。 ・私的コピーに対する補償金は、“コピー行為”に対してコピーした主体に課金するよう法律で定める。 ・“コピー行為”への課金を徴収するシステムの実現責任は指定管理団体にある旨、法律で定める。 ・指定管理団体による徴収システムの独占の弊害を避けるため、徴収システムに対してユーザへの負担を制限することを法律で定める。具体的な制限は「課金しないコピー行為と比べて1段階までの操作回数増加は認めるが、2段階以上の操作回数増加は認めない」「徴収システムの運用にかかる費用は、共通目的事業費の半額を越えてはならない」等。 ただし、独占の弊害を避ける他の方法としては、指定管理団体を分割し、徴収システムの出来栄を競わせるという考え方もある。そこでは、著作権者自身が登録する指定管理団体間を自由に選べ、移動も簡潔に行えることが担保される必要がある。 上記の提案が実現すれば、3年で無くなる補償金を補うために、指定管理団体が本気で補償金の徴収システムを開発することが期待できます。その努力があってこそ、消費者も補償金を払うことに納得することと考えます。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>・上の項目について</p> <p>(1) 現行の「録音可能メディアへの課金」は速やかに廃止し、補償金はデータ側に乗せすべきである。</p> <p>(2) また、補償金が上乘せされているものについては、その明示を義務づけ、その収支について公開する義務を負うべきであるとする。</p> <p>(3) さらに、DRM技術の進歩とともに、補償金そのものも、縮小・廃止の方向に向かうべきである。</p> <p>・その理由</p> <p>(1) について</p> <p>録音可能メディアへの課金では、著作権者への分配時の基準が明確にならない。また、録音可能メディアは通常複数回の録音ができるため、私的複製の範囲を超えた複製が過去及び未来において無かったことの証明は不能であり、補償金の返還請求を行ったとしても、通常、返還額よりも手続きにかかる費用の方が大きくなることから、現実問題として補償金は返還できないものと考えた方が妥当である。私的複製の範囲をこえた複製、つまり著作権者の権利を侵害する複製を行う者よりも行わない者の方が多いのではないかと個人的には考えるが、そもそも「補償金」は「それを行った者が払う」ものではなく「それを行う者による損失を見越して予め多めに回収しておく」ものであると考えられる。よって補償金を上乘せするのであれば「通常に販売されているCD」「レンタルCD」「中古で販売されているCD」に課金するのが妥当であると思われる。このうち「通常に販売されているCD」については、補償金という形ではなく、そのまま著作権者達への分配を増やせば良いだけであるので対象外とし、レンタルおよび中古販売においてのみ課金すれば良い。この場合、売り上げの詳細もわかるため、補償金の分配についても不透明さがなくなるので、現行制度より優れている。</p> <p>(2) について</p> <p>私的録音録画補償金について知らない消費者も多く、この制度を周知するためにも明示は必ず行うべきである。また著作権などの啓蒙活動にもつながる。現状の「多くの者が知らないうちに徴収され、不透明なまま分配される」という制度は、消費者の不信感を煽るものであり、むしろこの制度自体が著作権を軽視しているように思われる。補償金の明示と収支の公開は何よりも第一になされるべきであるとする。これは、とりえず現行の制度が続くとした場合においても、必ず実行されるべき。</p> <p>(3) について</p> <p>DRM技術の進歩により、一般のユーザーにおいて「私的複製をこえる複製」を行うことが困難になれば、そもそも補償金は不要である。その場合、違法な複製を行うのは、海賊盤を販売する組織などということになり、これらについては、最初から犯罪として取り締まるべきものであり、一般のユーザーが補償する問題ではない。(1)のように、個別に補償金を上乘せするという方法とした場合は、既にダウンロード販売などで流通しているものや、コピーコントロールを施されたCD等については、補償金の対象外とすべきである。このように個別対応が可能という点をもって(1)の方法を推す次第である。</p>
	<p>意見 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由</p> <p>●返還制度の簡略化: 返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。制度の周知徹底はもちろん、管理協会側の迅速な対応が可能となるように文化庁が監督していくことが求められよう(返還制度に目立った改善が見られないときは、補償金制度を廃止すべきである)。なお、既に対価を支払い済みの著作物(自ら買い求めたCD・レンタルCD・ネット配信楽曲など)の私的複製に使った指定機器・記録媒体についても補償金返還への道を開くべきである。</p> <p>多くの産業が国際間のコスト競争に知恵を絞る中で自助努力を伴わないビジネスを正当化するかのような意見には反対である。作詞・作曲者、歌手、演奏者、編曲者に「雀の涙」ほどの利益しかもたらせない原因が外部にあるとするのは顧客であるはずの消費者への二重の侮辱に他ならない。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきだと考える。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由</p> <p>一度対価が支払われた著作物については、私的利用の範囲において、自由かつ無償で利用できるとすべきではないか。CDを購入してそれをiPodに入れて持ち歩くことや、PCで再生することは、再生手段を変えたに過ぎない、という現代の生活事情をきちんと加味してほしい。個人毎にオーディオを設置することができないオフィスなどで、PCで音楽を再生したり、iPodで音楽を再生したり、というのは現在では非常に一般的に見られる姿だし、これが著作権者(および著作権隣接権者)の権利を侵害しているとは思えない。きちんと対価を支払って購入した音楽が、CDプレイヤーがある場所でしか聞けない、というのは非常に納得がいかない。</p> <p>現状の様な補償金制度ではなく、補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想ではないでしょうか。</p> <p>その理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ないかもしれませんが、現行制度の問題点を放置するのではなく、問題点を改善してもらいたい。補償金制度についても、「不利益」などというあいまいな言葉による観念論ではなく、具体的・論理的・実証的に検討し、かつ消費者の理解をえられるよう、各権利者団体の配分方法などをきちんと説明し、それがどのように著作権者に渡っているか明確に情報公開して欲しい。</p> <p>最後に9/30に、Web上の複数メディアで「法制問題小委員会が開催され、パブリックコメントの締め切りも迫る中間報告書についての議論が行われた。」という記事が掲載されていましたが、何故パブリックコメント募集最中に、中間集計として具体的な意見の数を発表したのか、疑問を感じました。</p> <p>http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2005/05090803.htmには、「個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」としてパブリックコメントを募集しているにも関わらず、なぜ、このような中間報告を発表したのか、この点に付いて文化庁長官官房著作権課から正式な回答をして頂きたいと思いました。</p>
	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。</p> <p>著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。</p> <p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p> <p>私的録音録画補償金制度は既に破綻しており、廃止するべきである。</p> <p>また、補償金の返還規定が有名無実となっているのも早急に改善するべきである。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私たちは膨大な時間をかけ作品を作り上げている。その作品を膨大な設備使用料,人件費その他をかけて、舞台上演を実行している。更に録音録画をして,更に多くの聴衆の方々を知って頂く努力をしている。録音録画にはまた当然の事ながら,膨大な設備使用料,人件費その他がかかる。そうして雛を育てるように丁寧に作り上げられた作品に,何の対価も得られずに複製が作られて行く。それは当然のように行われる。投資した諸経費は誰が負担するのか。収益が投資金額を上回るものは残って行く。しかし私たちが日夜苦勞して作り上げている,現代の先端芸術分野は,投資金額に対する収益金額の少なさの極端なアンバランスが実態である。生活関連機器の発達とともにはや複製を止める事は不可脳であろう。だから複製に対し課金するシステムが必要なのであって,これは更に進展させるべきものがある。コンテンツを製品化する,例えばレコード会社も随分苦勞し対抗策を講じて来たが,複製技術の発展には追いつけないようだ。複製には課金すべきだ。それを作品を作り出している,熱意ある人々に還元すべきだ。法整備は,課金を進展させる方向に沿ってあるべきだ。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については,その制度の意義を含め,見直しを行うべきだと思います。その理由について以下に示します。音楽配信により新たな市場が創出されていることを考慮すべきだと思います。財団法人デジタルコンテンツ協会(DCAJ)の試算によると,2006年度のインターネットの音楽配信の市場規模は85億円と予想されており,また,それ以降はその規模が拡大するとの見方を示しています。例えば,2010年の市場規模として,シード・プランニング社の推測では,561億円と推測しています。そこで,2006年度の数値から,著作権者・著作隣接権者への収支を試算してみることにします。</p> <p>(1)著作権者に対する収支 $8.1円(※1) \times 85億円 / 200円(※2) = 3.4億円$</p> <p>(2)著作隣接権者に対する収支 邦版 $22.68円(※3) \times 85億円 / 200円 \times 0.73(※4) = 7.0億円$ 洋盤 $31.73円(※5) \times 85億円 / 200円 \times 0.27(※4) = 3.6億円$ ※1:JASRAC使用料規定による演奏時間5分まで1曲の録音使用料 ※2:1曲当りに換算するため,1曲200円と想定している。 ※3, ※5:一般的な原盤印税率16.8%と著作権使用料率6%の比率を求め,それに8.1円を乗算したもの ※4:邦盤/洋盤比率が73:27となっているため 上記は文化審議会著作権分科会法制小委員会の第8回の会合にて,日本音楽著作権協会,日本芸能実演家団体協議会,日本レコード協会3団体の連名で出された「ハードディスク内蔵型録音機器等による指摘録音から著作権者・著作隣接権者が受ける経済的な影響(速報版)」を参考にしています。 2006年度における著作権者・著作隣接権者への収支は14.0億円となります。また,2010年の市場規模561億円を仮定した場合,92.4億円となります。</p>
	<p>2006年度における著作権者・著作隣接権者への収支は14.0億円となります。また,2010年の市場規模561億円を仮定した場合,92.4億円となります。この数値は,「ハードディスク内蔵型録音機器等による指摘録音から著作権者・著作隣接権者が受ける経済的な影響(速報版)」で試算されている経済的影響額486億円(2002~2005年の総額)と比較し,単年当たりで考えるとほぼ同額に近い収支を得られるということを示していることとなります。この市場はiPod等を含むハードディスク内蔵型録音機器が存在するからこそ生まれる市場であるとも考えることも出来るため,上記試算の結果から,トータルな収支で考えると,経済的影響はほとんどないと結論付けることが出来ます。また,補償金制度の見直しを図ることで,新たな競争原理が働き,その市場規模を拡大できる可能性もあり,その場合,より大きな収支を得られることとなります。また,法およびそれに伴う制度は,ユーザおよびサービス提供者間でのバランスを取ることが求められるものであり,上記の試算でも分かるように,補償金制度がなくとも,従来の著作権の枠組みの中で,著作権者および著作隣接権者に十分な対価は支払われていると考えることが出来ます。現状,補償金制度はその返還の手続きの煩雑さを含め,市場バランスを維持するために有効に機能しているとは思えません。以上の理由により,私的録音録画補償金制度の在り方そのものを含め,再度の見直しが必要であると考えます。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>意見： 私的録音録画補償金制度を縮小、もしくは全廃の方向で再検討を始めるべきと考えます。</p> <p>そもそも「私的録音録画補償金制度」について、その内容までは知らないという回答が8割を超え、消費者不在の制度であることが挙げられます(http://www.bsa.or.jp/press/2005/050629.htmより)。消費者への認知は最近になり電車内広告等で始まっていますが、そもそも消費者全体に認知させ、誰もが納得のいく制度を確立することが急務であり、消費者認知が足りないままに制度の改訂を急ぐべきではありません。</p> <p>さらに、「私的録音録画」そのものに、権利者への補償金を払わねばならないような「経済的不利益」は、iPod等には当てはまらないものと考えます。iPod等に録音された音楽は、それ自体が消去されるかHDD内に保持されるかしか選択肢がなく、よって個人の複製それ自体が不利益を生じるのでなければ、複製後生じる権利者への不利益は考えられないからです。</p> <p>そもそも、前述した通り破綻傾向にある制度に対し、技術の進歩に伴った法律・制度の改正等を行わずに制度を一方的に推し進める考えに、疑問を抱かざるを得ません。文化審議会著作権分科会法制小委員会第8回審議の際のJASRAC関係者の発言である「極端な話だが、PCを通じた音楽のコピーをできないようにすれば(iPod課金に関する問題は)解決する」(http://japan.cnet.com/news/tech/story/0,2000047674,20088050,00.htmより)という考えは、iPod等デジタルオーディオプレイヤーが機器の主役になった(そういうことを踏まえての私的録音録画補償金制度の改正である)と認識しています。現在において、その時代性も消費者嗜好も全て無視していると言っても過言ではありません。極論であることを前置した発言とも言えども、このような時代性・消費者嗜好の欠如が関係者から見受けられる以上、消費者の認知度上昇は望めないどころか、消費者不信を招きかねないものと思われまます。この発言は旧態依然の制度を押し進めようとする私的録音録画補償金制度の今回の動きに酷似しており、歓迎すべきものではありません。まずは時代性に合わせた制度改正が認知度上昇と合わせて急務であり、制度の根本的見直しを求めます。</p> <p>以上の理由により、私的録音録画補償金制度を縮小、もしくは全廃の方向で再検討を始めるべきと考えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度における私的録音録画補償金の徴収・分配は、指定管理団体を通じて行われていますが、その指定管理団体の一つ、社団法人私的録音補償金管理協会(通称サーラ、以下サーラ)の実際の徴収・分配業務は、補償金支払いの対象となるデジタルオーディオ製品の購買する、いわゆる利用者からすると、その運営には多大な疑問があります。</p> <p>まず、その理事の構成ですが、18名中12名が日本レコード協会や日本音楽著作権協会といった、著作権における権利者の利害を代表する団体の理事を兼任しています。それに対し、実際の利用者から料金の徴収を販売価格を通じて行う家電メーカーやMDや音楽用CD-R等の媒体の生産に関わる団体は、社団法人電子情報技術産業協会及び社団法人日本記録メディア工業会の2社に留まっています。しかも、デジタルオーディオ製品の販売を行う小売店や、実際に補償金を支払う消費者の利害を代表する消費者団体の理事などを兼任する者は誰もいない状態です。このように権利者側・利用者側の比率が6:1というのは、権利者側と利用者側のバランスがサーラの実務に配慮されにくいという、憂慮すべき事態を招いていないでしょうか。</p> <p>そのような事態の一つに、サーラが行っている共通目的事業があります。この共通目的事業については、サーラのホームページに「補償金は指定管理団体から権利者に分配されるものですが、補償金の二割に相当する額については、権利者全体の利益を図るため、著作権等の保護に関する事業等(いわゆる共通目的事業)のために用いなければならない」とされています。とあります。ここには「権利者全体の利益を図るため」とありますが、この行為の根拠となる著作権法第104条8には、「権利者全体の利益を図るため」といった、権利者のみの便益を考慮に入れた制度であるという表記はどこにもありません。このような表記は、著作権法第1条にある「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、」の「文化的所産の公正な利用」に対する配慮がないがしろにされている可能性を示唆させるものです。このような利用者側からの制度に対する懸念を招くような状況を改善するためにも、サーラの理事構成における権利者側及び利用者側のバランスについて、もしくは指定管理団体の変更について、文化審議会著作権分科会としてのなんらかの提言が行われるべきと考えられます。</p>
	<p>また、普及啓発事業が補償金制度によって行われる必然性についても疑問があります。利用者側としては、徴収された補償金は、その文字のごとく「補償金」として、返還及び分配の実務、分配額算出の調査費用をのぞき、全て権利者に配分されるべきと考えます。著作権法第104条8については廃止とし、返還手数料を除いた全額を権利者側にあまねく配分されるようにすべきと考えます。</p> <p>さらに、サーラのホームページには、「個々の権利者への分配は、その会員である権利者団体(日本音楽著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会)を通じて、精度の高い分配データにもとづき、アーティストたちに分配されます。」との記述があります。これは私的録音補償金分配規程に基づく著作権者:36%、実演家:32%、レコード製作者:32%の配分を指していますが、この数字の根拠も発見することができませんでした。「精度の高い分配データにもとづき」とありますが、この制度のステークホルダーの一つである利用者側に対して、この分配の根拠となるデータが公開されていないのは、情報公開のあり方として問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>著作権法第104条9には、文化庁長官は指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができるとされています。文化審議会著作権分科会は、さらなる制度の透明性を図る上で、この条項に基づく権限の定期的な行使を、文化庁長官に求めるべきであると考えられます。</p>
	<p>意見: そもそも補償金制度自体を廃止すべきである。</p> <p>理由: そもそもの制が権利者の過剰な利益保護のために作られたとしか思えず、消費者の不利益を顧みていない。基本的には消費者は私的に利用する範囲において所有権を施行できるはずであり、複製をするにあたり課金されるという状況はむしろ消費者に不当な不利益を与えているのではないかと考える。財産権との関連もあると思われるので、コピーを所有するというのが、著作権・財産権の両面からいかにとらえられるべきかを十分に議論すべきである。</p>
	<p>「同制度自体の根本的な見直しについて、期限を設定した上で検討すべきとの意見」に賛成する。</p> <p>下記の意見を加える</p> <ul style="list-style-type: none"> + 補償金の管理団体は外部監査を行い四半期毎に結果を公開する義務を負うようにし透明性を高める。 + 補償金の管理団体の運営および組織には、著作権者と課金者の意見が反映する仕組みを構築する。 + 特定の管理団体のみが市場を独占し腐敗の原因とならないよう、占有市場規模が70パーセントを超えた組織は分割し、市場競争原理を適用する。分割は当該事実が確認された時点より1年以内に実施する。

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>私的録音録画補償金制度を縮小あるいは撤廃する方向で検討を始めるべきである。</p> <p>■理由： 私的複製に関連して遵守されるべきは次の2点のみである。 1. 消費者は自分が入手した曲の対価を支払う 2. 権利者は自分の曲が売れた分だけの対価を正しく得る 補償金制度はその実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性及び共通目的基金の妥当性、許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包している。 したがって上記1. 2. を過不足なく遵守できているとは言えない。 消費者が直接購入、レンタル、音楽配信によって入手した音楽データは入手の時点で対価を支払い済みであり、権利者の利益を害していないのだから補償金制度の範囲外である。 これらに対してまで補償金制度を適用しているのは明らかに消費者に根拠のない不当な負担を強いていることになる。 消費者が入手した音楽の対価が正しくその権利者へ還元される仕組みをDRM技術の発展等によって確立することが先決であり、それに伴って多くの基本的問題を内包している補償金制度は縮小あるいは撤廃する方向で考えるべきものである。</p>
	<p>結論：私的録音録画補償金制度は廃止ないしは縮小の方向で早急に見直しを行う必要がある。</p> <p>理由： 現行の補償金制度については、「存在理由」「運用方法」の2つについて、すでに現状とそぐわない状況になっていると考えられる。</p> <p>●存在理由について： 補償の根拠： 権利者が正規商品を売ることによって得る利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。これは、海外と比べてもいわゆる海賊盤(不正に製造された複製CDやDVD)がほとんど存在しないことから伺える。 しかし私的録音録画補償金制度については、この制度によって「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が極めて不明確である。そのため権利者側の主張では、あらゆる私的複製がすべて権利者の利益を不当に害しているような計算に基づく、極めて偏向した内容が提示されている。 (日本音楽著作権協会と日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会の3団体が提出した「ハードディスク内蔵型録音機器等による私的録音から著作権者・著作隣接権者が受ける経済的影響」と題された資料) この資料では、私的複製を行った場合すべてにおいて、複製されなければ新たな購入がなされたはずという前提で計算しているのしか考えられないが、これがまったく正当性を欠いた仮定であることは否定しようがないだろう。レンタル・音楽配信の「二重課金制度」をすべて無視し、消費者に対して、レコードでも、テープでも、MDでも、CD-Rでも、パソコンでも、Moraでも、iTMSでも、使い方が異なればその度に再購入せよと主張しているものであり、到底受け入れがたい。 権利者側が、執拗にこうした非現実的な仮定に基づき権利拡大を主張している間は、到底消費者の理解を得ることが出来ず、「社会における他の価値や制度との調和」に至ることはあり得ないと結論する他ない。 これまでの補償金制度が消費者への認知自体がなされてこなかった点を反省し、そもそもの主旨に立ち戻って再検討されるべき時期が来ていると言えるだろう。 権利者の経済的不利益の具体的な検討なくして消費者の理解を得ることはできない。 このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。</p>
	<p>●運用について 補償金制度は、「権利者が不当に被った不利益を補償」するためのものであるが、下記の点において大きな瑕疵がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益の算出が正確なものではなく、どんぶり勘定である ・補償金の分配方法、実態が不明確である <p>不利益の算出については、「存在理由について」において述べたように、現実的に正当な算出が行われているとは思えない。 次に補償金の分配についても、おそらくは売り上げに比例した概算での分配が行われていると予想されるが、これが複製の実態を反映している保障がまったくないことは明らかであろう。つまり、少ない補償金しか半分されなかった権利者の著作物については、少ない数の複製しか作られなかったと結論する根拠は何もないのである。 また指定管理団体は、補償金の20%を共通目的に使用してよいことになっているが、この資金が果たして権利者の利益となるよう使用されているのかどうかはやはり不明である。 SARAHは9月に私的録音補償金に関する広報を打ち、電車内広告等を行っているが、実際の車内広告では見出しタイトル以外ごく小さな文字で印刷され、現実には読み取って理解できるようなものではなかった。つまり制度の理解を促すものではなく、制度の存在をアピールする程度のものであった。こうしたキャンペーンにどれだけの資金が投入されたのかは分からないが、権利者への直接分配以上の効果が得られなかったのであれば、団体による資金活用が失敗しているということである。 JASRACのTVコマーシャルについても同様である。制度に関する正しい理解を促すものではなく、どちらかといえば多くの消費者の反感を買う結果に終わっている。 管理団体による言動が消費者を怒らせ、結果的に著作権者の不利益を生み出しているとするなら、これらの団体は、団体として著作権者に補償金を支払うべきであろう。著作権者は、「著作権管理団体の行動によって、著作権者の利益が不当に害された場合」にも補償金を受け取ることが出来るべきではないのだろうか。 実際の制度運用や運用団体にも多くの問題が見られることから、やはり根源的な制度見直しが必要な時期が来ていると考えられるのである。</p>
	<p>すでに破綻しています。廃止をすべきです。</p> <p>技術の進歩や社会の変化に対応せずに当該補償金制度の拡大させることは、同制度の抱える問題の肥大化・深刻化を招くことを意味します。したがって、現行制度は現状のまま維持(凍結)し、廃止を含めた抜本的見直しを図るべきであると考えます。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>このたびの「審議経過」ではP40の「(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)」早急に対応すべき課題として録音録画補償金制度の縮小、廃止の是非を含めた本制度の根本的見直しが必要であるとの記述がされている通り、審議の核心はこの部分に存在しており、根本的な見直し無しに、今更、現在の社会情勢との矛盾が明白になってきた現行制度の拡大は厳に慎むべきものと考えます。</p> <p>加えて、現行の制度の中では、協力義務の範囲が不明確で、事前の立替払いという方法には限界があると考えます。</p> <p>当工業会の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 矛盾が広がっている現行の私的録音録画補償金制度は、制度のあり方そのものから抜本的に見直すべきと考えます。 2) 抜本的な見直しなくして、現行制度の枠組みのまま、運用面を変えて制度の拡大につながるような部分的な修正を行うことには反対です。 3) 将来的には、本制度を廃止し、時代に即した新たなシステムの構築を目指すべきと考えます。 4) 本制度の認知が極端に進んでいない中でいかなる改定も消費者に理解を得られ難いと考えます。また、消費者の意向、意見を充分反映させる努力をすべきと考えます。
	<p>C) 音楽データの違法配信などの著作権侵害は確かに権利者側の皆さんにとり深刻な問題であり、私も教育現場で著作権の尊重に留意するよう学生を指導しております。</p> <p>かつて権利者側はかつてこうした不法な配信に対して、それを認知、摘発するための方法を十分に持ち合わせていませんでした。しかし近年の技術の進歩に伴ってジャストラックを中心にこうした違法配信を認知する技術を既にお持ちであるかまたは構築中であり、実際に裁判に訴え賠償金を得るなどの成果を既にあげておられます。こうした中で、すべての音楽ユーザを「著作権侵害者予備軍」とみなすようなこうした「補償金制度」はその意義を失っていると考えます。</p> <p>D) また、合法的な音楽配信サービスにおいては、DRM【デジタル著作権管理】技術により零細な「私的利用」を越えたコピーに関してはそれを抑止または監視する技術もとのいくつかあります。またDRM【デジタル著作権管理】技術の施された音楽データを購入する、またはCDから音楽データを移動させるときにDRM【デジタル著作権管理】技術により権利表示を施すことでコピーの防止または違法配信時の行為者特定も可能になると思われ、こうした技術が整えば、CDまたは音楽データ購入時に、一定の「補償金」を上乗せして私的録音を認めることもできるわけですから現在の「どんぶり勘定」にも等しい私的録音録画補償金は必要ないと思はれます。</p> <p>つまり、「ハードディスク内蔵型機器」のような汎用機器に課金するというのではなく、音楽がCDあるいはコンピューターのデータの形でユーザに販売される際に、必要ならば「保障金」を価格に上乗せして徴収するのが筋であると考えます。もちろんその際にユーザに対して著作権に関する現状と、補償金の著作権者への配分システムについて納得のいく説明がなされることが前提でありましょう。</p>
	<p>CDに「補償金」を上乗せするに当たっては、「ハードディスク内蔵型機器」にデータ移動をしないユーザにも課金する事になる」という反論が予想されます。しかし、説明として可能性があるのは、例えば、かなり先のことになると思われ、CDが音楽媒体としての役目を終えるような事態が起こったとき、ユーザとしてはそれをパソコンデータその他の媒体の形に保存し直して、音楽を所有し続けたいと考えることが予想されます。そうした場合には、新しい媒体により著作権者に本来入るべき権利に関する費用を、前倒しする形で「保障金」という形で徴収するのだ、という説明も可能と存じます。したがって現在のような「私的録音録画補償金」制度は廃止し、個別のデータの売買の中でしかるべき補償金に該当する措置をすべきであると思えます。</p>
	<p>補償金制度は以下のような多くの問題点を抱えている。従って、「制度自体の根本的な見直しを検討すべき」とする審議経過の多数意見に賛同する。これら制度の問題点を放置したまま、対象を拡大することは、その制度の歪をさらに増大させることになるため反対である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 制度の不知 消費者の殆どが制度の存在を知らない。製造業者等は著作権法104条の5に定められた協力義務に則り、カタログ等に補償金の対象である旨を記載しているが、機器等の販売時に販売価格に明示的に補償金が上乗せされて表示されているわけでもないことから、購入者が補償金額とその支払いを認識することは困難である。 2) 徴収の不公平 補償金は、機器等の購入時に、私的録音録画を行わない利用者からも徴収される。これを補うものとして返還制度は存在するものの、返還請求に当たり購入者は当該機器等を私的録音録画には将来的にも全く用いないことを証明する必要があり、また、返還請求の諸費用は、返還されるべき金額よりも通常上回るなどから、制度は事実上、機能していないのが現状である。このように、実効性も実績もない制度と引き換えに、私的録音録画を行わない利用者からも補償金を徴収するのは、当該利用者に対する財産権侵害にも値する不適切な扱いである。 また、私的録音録画を多量に行う利用者も殆ど行わない利用者も、一律の補償金を支払っており、利用者間に不公平が生じている。 3) 二重負担の可能性 インターネットでの著作物配信ビジネスの進展に伴い、携帯プレーヤーへの転送までを含めて利用者に複製が許諾されていることが音楽配信サービス提供者と利用者のライセンス契約の文言上から明らかである音楽配信サービスが普及し、利用者は個々の利用の対価に加えて補償金を二重に負担する機会が増えている。 4) 分配の不透明性 補償金は指定管理団体から権利者(クリエイター)自身に分配されるが、当該団体の分配方法は、自らが利用者の個々の録音・録画行為を捕捉していないことから、これらの行為の実態を着実に反映したものとなりえないと考えられる。のみならず、団体の算定の仕方や団体が控除する手数料、団体から個々の権利者にどのように分配されているかが開示されていないこと等から、個々の権利者(クリエイター)への配分に関して、情報開示、透明性の点で問題がある。

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>5) 技術的保護手段の開発・普及</p> <p>私的録音録画を取り巻く状況は、制度導入時と比べ、技術的保護手段の開発・普及が進展するとともに、それら技術を法的に保護する環境も整えられている。近年では、暗号化等で予めアクセスをコントロールすることによりその後の消費者による利用行為を権利者が相当程度コントロールすることが可能となっており、その結果、権利者が意図しない形で消費者が自由に録音録画できる範囲は減少傾向にある。それに加え、音楽配信サービスのような「都度+個別+直接」に課金できる環境も急速に整いつつある。このように、技術の活用によって、補償金制度の対象となる過剰な複製や権利者の意図しない複製を抑制し制度の縮小を図るとともに、技術的保護手段や課金システムを利用したビジネスモデルを確立していくべきである。</p> <p>このようなビジネスモデルに必要となる技術的保護手段による対処は消費者にコスト負担を課し利便性を損ねるとの主張があるが、技術的保護手段は権利者の意思に従った権利保護・管理を一層容易にするためのものであり、権利者の選択によりすべて課金することも、まったく自由に利用させることも可能にするものである。技術的保護手段を用いた特定のビジネスが受容されるかどうかは、利用者の意思を反映した市場が決定するものであり、利便性のないビジネスモデルは市場において淘汰されていくであろう。著作物利用に応じた受益者負担が実現されることによって、補償金の利用の有無・頻度に関係なく一律に費用負担するという不公平もなくなる。</p> <p>権利者にとっても、補償金よりも利用毎に個別に徴収する機会があった方が適正な利益が得られることは間違いなく、また技術的保護手段がファイル交換等の違法行為を抑制する効果も果たす。</p> <p>従って、本制度は現状で凍結し対象を増やすことはせず、廃止を含めた抜本的見直しを行うべきである。</p> <p>また、このように制度疲労を起こしている補償金制度の見直しは、まず30条1項2号と30条2項によりこれらの条項によって補償すべきものが何かを考え、これらの条項の整理・見直しも併せて検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、本項は「その他」事項として記載されているが、今後のデジタル著作物の利用に関わる問題であることから、最重要課題として取扱うべき問題であり、表現を改めるべきである。</p>
	<p>補償金制度については、徴収方法の不公平性と、分配方法の問題とを、改める形で、廃止または見直しが必要である。技術的な困難さがあっても、まず、基本的な考え方として、著作権者と利用者の間に、ダイレクトで公平な対価の支払い方法があり得るのなら、その方法を示すべきである。</p> <p>次に、そのために、どういった技術的な問題があり、それを克服するために、著作権のとりまとめ団体と機器販売会社も含め、どう協力し合うべきなのかを、相互に提起し、実行していくべきである。</p> <p>複製技術の進歩により生じた「逸失利益」というものを、更なる技術の進歩と整備によって、克服する道もある。その方法を探ると同時に、現状(それぞれの立場の利益と損失と、社会全体、著作権全体への効果について)の実態調査を行う必要があ</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は廃止するべきだろうと考えます。なぜならばほとんどの場合において私的録音録画により補償されるべき損失は生じていないと考えられるからです。一度正規に購入したのものに関しては自由かつ無償で利用されても何ら問題ないはずですし、またそうあるべきだと考えます。もしどうしても補償金を取るのであれば、明確にどれだけの損失が出ているのかの具体的なデータを公表すべきです。</p>
	<p>意見: 私的録音録画補償金制度を全廃の方向で検討を始めるべきである。</p> <p>理由: 権利者の経済的不利益の具体的検討もなく、利用者への保証金を強いるだけ、というのはあってならない事態であろう。</p> <p>最後に、</p> <p>『「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についてだが、「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。』と書いてあるが、</p> <p>『09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告で167件、iPodなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意見が賛成意見の4倍超となっている。</p> <p>そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が16件、制度を遵守すべきという意見が2件、政令での指定に賛成が2件、反対が2件、そもそも制度自体がおかしいという意見が6件、現行制度を廃止すべきとの意見が27件あった。』</p> <p>という記事がWeb上で掲載されている。</p> <p>何故中間集計を公表したのか、又、文化庁著作権課は「個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」と書いたにも係わらず、現に公表している。</p> <p>この点について納得出来る回答をして頂きたい。</p> <p>そしてまた、意見募集というのなら、分かりやすい形式で、読み易く、平易に報告書を示すべきではないのか。非常に読み辛い。国民の理解を得たいのなら態度で示せ。</p>
	<p>【結論】</p> <p>私的録音録画補償金制度は全廃、もしくは段階的に縮小後全廃する方向で検討するべきである。</p> <p>透明度の高い制度の確立を!</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本来 補償金を課すべき私的複製につき個別に課金(コピーされた著作物の権利者を特定することも含む)する制度を確立することが理想である。もっとも、一度 対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるべきである。 ●ただし、そうした理想的な個別徴収が実現する見通しが立つまで、補償金制度自体を存続するのはやむを得ない。とは言え、現行制度の問題点は放置できず、改善していくべきなのは言うまでもない。 ●補償金配分の比率の見直しに関連し、各権利者団体は配分の方法等 情報公開をより詳細に進めていくべきである。 ●返還制度の簡略化は絶対に行なうべきである。私的録音録画補償金を一部でも存続させるのであれば、返還制度を実効性あるものに改善しなければならない。 ●権利者の経済的不利益の具体的検討なくして消費者の理解を得ることはできない。 <p>このまま私的録音録画補償金制度が続けば、著作権制度自体への不信感を強めることにもなりかねない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特に、既に対価が支払われている著作物(正規に購入されたもの・レンタルされたもの・配信楽曲など)の私的複製や、一時的な録音・録画(主にハードディスク・フラッシュメモリ等に記録するようなもの)、アーカイブとして保存されている私的複製物との明確な区別が必要である。 ●なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのか きちんと説明すべきである。権利者が正規商品を買うことで得る利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。 <p>技術革新に対応できない、補償金の正確な分配ができないなどの課題は既に見えているので、速やかに廃止すべきと考える。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>新たなネットワーク音楽配信市場が成長する中で、私的録音録画補償金制度は日本のみならず世界中においてICT産業、コンテンツ産業にとっても市場の成長を抑制する制度になっており、早急に廃止すべきであると考えます。世界の中で日本がICT、コンテンツ市場の育成のリーダーシップをとる役割は極めて重要です。制度廃止の第一歩を踏み出して良き模範を示していただきたいと思います。</p> <p>(英文) As the online music download market is rapidly growing, the current private recoding levy has become a constraint for the IT as well as the contents industries in Japan and elsewhere. It should be abolished without delay. We hope Japan would play a key leadership role in creating the new IT/contents industries by making a concrete step toward its abolishment.</p>
	<p>■意見: 私的録音録画補償金制度を縮小あるいは撤廃する方向で検討を始めるべきである。</p> <p>■理由: 私的複製に関連して遵守されるべきは次の2点のみである。 1. 消費者は自分が入手した曲の対価を支払う 2. 権利者は自分の曲が売れた分だけの対価を正しく得る 補償金制度はその実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性や共通目的基金の妥当性、許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包している。 したがって上記1. 2. を過不足なく遵守できているとは言えない。 消費者が直接購入、レンタル、音楽配信によって入手した音楽データは入手の時点で対価を支払い済みであり、権利者の利益を害していないのだから補償金制度の範囲外である。 これらに対してまで補償金制度を適用しているのは明らかに消費者に根拠のない不当な負担を強いていることになる。 消費者が入手した音楽の対価が正しくその権利者へ還元される仕組みをDRM技術の発展等によって確立することが先決であり、それに伴って多くの基本的問題を内包している補償金制度は縮小あるいは撤廃する方向で考えるべきものである。</p>
	<p>1. 私的録音・録画補償金制度廃止の意見について 「審議の経過」40頁では、私的録音・録画補償金制度について、「既に破綻を来しており、速やかに廃止すべきとの意見があった。」とされています。 「既に破綻を来して」いるかどうかはともかく、映像パッケージソフトからの複製については、DRMによることと著作権者の利益は私的録音録画補償金を受け取っていません。すでに、映像パッケージソフトについては、30条2項は適用しない慣行ができあがっています。 したがって、「審議の経過」37頁のハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定を不相当とする意見の(1)が説くように、映像パッケージソフトからの複製については、DRMによるのですから、権利制限規定もそれを前提とする補償金制度も正当化されるべきではありません。 録音や放送からの私的複製については、30条2項廃止のコンセンサスが得られなくても、映像パッケージソフトからの複製については30条2項不適用のコンセンサスが得られているのですから、映像パッケージソフトからの複製については、30条以下の複製権利制限規定が適用されないとする法改正を、速やかに行うべきであると考えます。</p> <p>2. 補償金制度の立法事実について 「審議の経過」40頁には、「補償金制度の立法を基礎付けた事実、すなわち私的なデジタル録音・録画がどのような実態で行われ、権利者の利益にどのような影響を与えているのか、また利用者が本来自由に利用できる行為に対してどのような影響を与えているのかについて、継続して調査を行い、状況の変化を把握していくことが必要である。」との記述があります。 しかしながら、「補償金制度の立法を基礎付けた事実」は「私的なデジタル録音・録画がどのような実態で行われ、権利者の利益にどのような影響を与えているのか、また利用者が本来自由に利用できる行為に対してどのような影響を与えているか」ではありません。「著作権審議会第10小委員会報告書」や第125回国会での衆参両院の文教委員会議事録に記載されているように、「私的録音・録画の実態」が問題とされたのであって、それがデジタルか否かについて実態調査が行われた事実はありません。 そもそも、30条2項創設が国会で審議された当時、DATは存在しましたが、DCCやMDは数ヶ月前に発売されたばかりでしたし、民生用デジタル録音機器は存在していませんでした。</p> <p>平成4年12月7日の参議院文教委員会において、橋本敦委員の「デジタル方式に限定しないで広範な権利を保障するという方向をもう一度踏まえた議論が必要ではないか」との質問(*1)に対して、佐藤禎一文化庁次長(当時)は、「その権利者の権利を制限する実態が進行してきているということが基礎になっているわけでありますので、それがデジタル以外の方式によって起こることであれば、理論としてはそれはまた検討し、また国会に御提案申し上げるということは当然あり得ることです。」(*2) とご答弁されているのですから、立法事実の調査を行うのであるならば、記録方式を限定せずあらゆる私的録音録画を調査の対象とすべきです。 また、デジタル方式に限定していることの当否を判断する上で、デジタル方式の録音録画がアナログ方式の録音録画に比べて、著作権法上異なった取扱いをすべき程度に質的相違があるかどうか調査すべきです。 さらに、報酬請求権制度否定説の論拠であるDRMが有効に機能しているかどうかについても調査する必要があります。</p> <p>3. 「本来自由に利用できる行為」について 「審議の経過」40頁第3段落では、「利用者が本来自由に利用できる行為に対してどのような影響を与えているか」について調査が必要としていますが、DRMが有効に機能すれば、補償金制度のみならず著作権制限規定の正当性もないのですから、「本来自由に利用できる」場合があるとは思えません。 著作権審議会第10小委員会において、ハードメーカー出身の委員の方は、いわゆる「タイムシフト」や「ブレイクシフト」について、私的録音録画補償金の対象外とすべき旨のご主張をされました。「本来自由に利用できる場合」というのがこれらを指すのであれば、そのような考え方には反対です。 米国におけるベータマックス訴訟において、米国連邦最高裁判所は、テレビ番組を録画して時間をずらして視聴し視聴後消失する利用形態(以下「タイムシフト」といいます。)をフェア・ユースに該当すると判示しました。 しかし、我が国の著作権法は大陸法系に属するのであり、米国の判例がそのまま当てはまるものではありません。むしろ、私的録音録画に関する裁判例をいうのであるならば、ドイツ連邦通常裁判所の「録音テープ事件」判決(1955年5月18日)(*3)を参考にすべきです。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>しかも、ベータマックス訴訟において、タイムシフトがフェア・ユースに該当するとされたのは、放送番組の著作権者の中には録画されてもかまわないと考える方々が相当いたことも論拠とされています(*4)が、わが国でも同様かどうか、また、プレイシフトにそのような事情があるかも確認されていません。</p> <p>そして、わが国では、著作権審議会第10小委員会において、タイムシフトもプレイシフトは報酬の「具体的な額を定めるに当たって」は検討する必要があるとしたにすぎず、対象外とはしていません(*5)から、いずれも「本来自由に利用できる場合」とみるべきではありません。</p> <p>また、沿革からみても、旧著作権法は、「発行ノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラステ複製スルコト」(30条1項第一)を著作権侵害にならない旨を定めていましたから、タイムシフトやプレイシフトが「本来」自由に利用できる場合とはいえません。</p> <p>4. 補償金制度の当面の運用について</p> <p>当面の運用についての意見には概ね賛成です。補償金の額の表示は法律で義務づけることも検討するほうがよいのではないのでしょうか。また、補償金返還制度の簡素化も具体的にどのように簡素化するのかご提言いただいたほうがよいように思います。</p> <p>(4)の共通目的事業の縮小廃止も賛成です。本来、私的録音録画補償金は、私権である複製権制限の代償なのですから、分配に要する費用を除き、すべて著作権者に分配されるべきものと考えます。</p> <p>(*1)第125回国会参議院文教委員会会議録第一号25頁第2段 (*2)第125回国会参議院文教委員会会議録第一号25頁第3段 (*3)半田正夫「著作権法の研究」(一粒社)321頁から326頁 (*4)黒川徳太郎 訳「「ベータマックス」事件に関する合衆国最高裁判所の判決」(社団法人著作権資料協会(現・社団法人著作権情報センター))24頁から25頁 (*5)「著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書」(平成3年12月)77頁78頁</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を縮小あるいは撤廃する方向で検討を始めるべきである。</p> <p>■理由:</p> <p>私的複製に関連して遵守されるべきは次の2点のみである。</p> <p>1. 消費者は自分が入手した曲の対価を支払う 2. 権利者は自分の曲が売れた分だけの対価を正しく得る</p> <p>補償金制度はその実効性の低さ、消費者の認知度の低さ、徴収・分配の公平性及び共通目的基金の妥当性、許容される私的複製の範囲が明確でないことなど、多くの基本的問題を内包している。</p> <p>したがって上記1. 2. を過不足なく遵守できているとは言えない。</p> <p>消費者が直接購入、レンタル、音楽配信によって入手した音楽データは入手の時点で対価を支払い済みであり、権利者の利益を害していないのだから補償金制度の範囲外である。</p> <p>これらに対してまで補償金制度を適用しているのは明らかに消費者に根拠のない不当な負担を強いていることになる。</p> <p>消費者が入手した音楽の対価が正しくその権利者へ還元される仕組みをDRM技術の発展等によって確立することが先決であり、それに伴って多くの基本的問題を内包している補償金制度は縮小あるいは撤廃する方向で考えるべきものである。</p>
	<p>意見 まず、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>次に、受益者負担を実現する方向で、現状の見直し課金制度自体の見直しを進めるべきである。</p> <p>理由</p> <p>私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。</p> <p>私的録音や録画を行うと、直ちにその分だけ、ソフトウェアの新規市場が縮小するのか、課金を要求する側が、立証する必要があると考える。</p> <p>そこで、制度自体を改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要がある。</p> <p>例えば、音楽ソフト等においては、一方でセキュアCDといった、私的録音行為自体を既存CDより制限する商品が東芝EMI等により市場に根強く投入され続けている。</p> <p>にもかかわらず、同時に私的録音録画補償金制度の課金対象拡大が必要との主張が、同一利益団体(レコード会社等)からなされている。</p> <p>同様に、最も普及しているディスク録画媒体であるDVD-R(VIDEO規格・録画用)には、デジタル放送は一度も録画できないから、ここでも、受益者負担とは反対の方向に事態が進みつつある。(CPRM対応DVD-RへのVR録画は、互換性があまりに低く、代替足り得ない。)</p> <p>こうした制度を揺らがせるような歪みに対し、単に技術的理由・移行期間と説明して、事実上、著作物流通インフラコストを視聴者側に集中して押し付ける事なく、音楽配信において、金額に応じて楽曲の扱いの自由度を変えろといった、お金を払った対価を視聴者も実感でき、維持しようとの意思が生まれる状況へと、制度自体を含めて見直し段階に来ていると思う。</p>
	<p>DRM技術の普及が進むと、音楽などの購入時に払う著作権料と同一個人が私的利用だけでも関わらず著作物を利用する機械購入時にも補償金を支払う結果になる。つまり補償金の支払いについては結果として消費者は、二度著作権料の支払いを強要されている。よってこの行為は二重課金になり著作権者に対する不当利得に貢献することになるので、DRM普及後については、補償金制度は速やかに廃止するべきである。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならないと考えている。</p> <p>理由</p> <p>なぜ著作権者(および著作隣接権者)の権利を保護しなければならないのかきちんと説明すべきである。権利者が正規商品売ることによる利益が保護されるべきとの考えには、国民の理解が広く得られているものと考えられる。しかし私的録音録画補償金制度については、これで「補償」される「利益」と権利者の本来の「利益」との因果関係が曖昧なまま議論されていると言わざるを得ない。</p> <p>ここで改めて再検討し、消費者の理解を得られるような明解な根拠を示す必要があると思われる。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>この制度そのものに対する購入者(消費者)の認知度が低いように見受けられますので適当な機会をとらえて新たなパブリシティをお願いします。</p>
	<p>現在の補償金制度は、全ての録音録画媒体を購入者から徴収するような仕組みになっている。これは、一見平等に見えるが、記録するコンテンツを入手する手段によっては不平等である。補償金の返還制度もあるにはあるが、返還手続きにかかる金額が返還される金額を上回るようではおかしいと思わざるを得ない。</p> <p>さらにコンテンツの新品購入者は、購入代金の他に保証金を払わされているのも二重払いの感がある。また、我が国においては、コンテンツ料金が非常に高い上、このような補償金制度まで存在する。この状態こそが由々しき問題なのであって、コンテンツ市場を拡大しようとする努力こそが必要である。</p> <p>音楽DVDにいたっては、米国のDVDに日本語のパンフレットがついただけで、米国の3倍の価格というものも珍しくない。コンテンツの価格を安くすることによって市場が拡大すれば、権利者も消費者も国も幸福になれると思う。現在の補償金制度というのは、権利者が自分の首を絞めているようなものである。よって、制度は廃止されるべきであると結論づける。</p>
	<p>【意見の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法制問題小委員会においては、民法などの既存の法体系を前提とした法律的議論を望む。著作権者(およびその委託を受けた者)のみが、民法の規定を超える特別な利益を得られるとするのは、法的安定性を欠くと思われる。 2. 著作権者の正当な利益とは、著作権の行使により新たに産まれた経済的価値であり、遺失利益は含まれないというべきである。 3. 私的録音録画補償金制度は廃止すべきである
	<p>【意見】</p> <p>法制問題小委員会においては、民法などの既存の法体系を前提とした法律的議論を望む。著作権者(およびその委託を受けた者)のみが、民法の規定を超える特別な利益を得られるとするのは、法的安定性を欠くと思われる。民法では、動産について所有権者にその自由な使用を認めている。一方、特別法である著作権法における著作権は準物権的性質を有し、所有権に制限を加える形となっている(貸与権・譲渡権、上映権、展示権)。その根拠は、制限されている行為が新たな経済的価値を産むためである。著作権法は、発生した経済的価値の一部を著作権者に帰すべきものとしている。</p> <p>しかるに、私的使用はそれが適法な範囲におさまっている限りにおいて、新たな経済価値を産み出すことはないはずであり、所有権の正当な行使である。したがって、「私的使用」そのものは著作権の及ぶところではなく、「私的使用」の通常の行使において発生する「私的使用のための複製」について、著作権者の複製権を制限するものである。著作権法は、著作権者が正当に受け取るべき利益を担保するものであって、著作権者の「遺失利益・機会利益」を保証するものでない。私人間の「遺失利益」は契約において発生するものであって、「遺失利益を受け取ることを著作権者の権利とすることは、不当な所得の移転ではないか。最高裁においても中古ゲーム販売における著作権者の遺失利益は否定されている。よって、私的録音録画補償金制度は根拠がないので廃止すべきである。</p>
	<p>●下記条件が揃うまで私的録音補償金対象機器の拡大は行うべきではない。</p> <p>その理由として、著作権法30条1項の根源からの見直しが必要なこと、私的録音補償金に対する国民の理解と合意が得られてない。</p> <p>仮に上記が得られた場合、その徴収方法の再考が明確でないように思います。</p> <p>その理由として、</p> <p>■理由</p> <p>「私的録音補償金」とは一体何なのでしょう。そして、どういった行為が私的録音にあたるか。果たしてその行為には「補償」すなわち権利者に対し補い償う義務が生じるのか、と言った根源的な哲学が論じられないまま、新たな音楽再生機器が出現するたびに手当たり次第課金対象機種を拡大するのでは、私的録音補償金の「理屈」にさらなる無理が発生することになり、私的録音補償金の増額を考える諸団体に毎度「理屈になっていない理屈」を編み出さざるを得ない、国民の抵抗を煽っているだけです。また、iPodなどへの課金理由はすでに破綻しており、今後想像もつかないような様々な機器が市場に投入されることは容易に予測できるため、今のような課金理由ですと、国民へのコンセンサスは得られないと思います。</p> <p>法のみがその運用で暴走することはやはり、法治国家として、民主主義国家として正しい形ではないと考えます。今後どのような「転送された音楽を聴く方法」が現れても国民が広く納得できる哲学をまずしっかりと築くべきであり、現状の玉石色よろしく、どうしても解釈ができる、というものでは問題あります。</p> <p>また、徴収方法と金額算出方法を根源から洗い直すべきでしょう。例えば、私的な音楽利用がなされる可能性のある音楽ファイルそのものだけに課金する、ハードディスクやシリコンメディア、MD、CD-R、DVD-Rなどのメディアのみに課金する、音楽ファイルを移動させることができるソフトウェア(単目的機器に内蔵されているものを含む)のみに課金する。これによって「行為」に課金が行われる、単体で音楽ファイルを移動させることができる機器のみに課金する。これによって「道具」に課金が行われる(ただしiPodなどは単体ではファイルの移動が行えないので対象とはならない)。など、考えられる全ての方法に関して検証し、「二重取り」や「利用しない人間からの徴収」が最小限の方法を選択するべきなのでは。</p> <p>MDのように「機器からもメディアからも」といった徴収にはなんの整合性もなく、国民の理解を得られていません。メディアとソフトウェアとメカニクスのいずれかが搭載された音楽ファイルを移動できる機器の概念はアナログテープレコーダーの頃とは異なる、ということさえ理解されずに「音楽が聴けるから課金」といったような方法では限界でしょう。また現在の不明点の多い(不明点しかない)金額の算出方法に関しても国民の理解と合意が得られるようなものに変えなくてはならないです。</p>
<p>sarahの車内広告を見たが、あたかも「私的録音」が著作権者に不利益を与えていると宣伝しているようである。しかし、実際には「不正録音」こそが問題であり違法であることは明白であり、これこそを取り締まる必要がある。「私的録音」は音楽データを正当に購入したものが行う行為であり、法律で保護されているはずである。取り締まる相手を間違えないでほしい。</p>	

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>お忙しいところ失礼いたします。 当方マイナーなジャンルの音楽(ハワイアン)のバンドを趣味で楽しんでおります。 また、自分でも作曲をおこないますので、消費者、作家の立場から申し上げたいと存じます。 私的複製で作家の権利が圧迫されると、まずメジャーではなくそういったマイナーな分野の作家から切り捨てられ、市場からレコードが消えていく恐れがあります。 現在既に発生していることではありますが、それが拡大するのではと心配です。 100%納得できる管理方法というものではありませんが、現状のテクノロジーの範囲では、録音補償金制度に変わるものが考え付かないので、とりえずこれで進んでみてはいかがでしょうか。 付け加えますと、著作権制度それ自身が、昔の「一人のパトロンが大金で作家を雇う」という方式から、「薄く広く大衆に課金して作家を支える」ものであることから、よく言われる「私的複製を広く認め、著作権者の権利を制限して、もっと薄く広く課金すればよい」という意見には、違和感を覚えます。</p>
	<p>補償金は廃止すべきだと思います。その理由2つを以下に述べます。 第一に補償金は意味を成しているとは思えません。それは、アーティストに正しく還元されている保証がないためです。 第二に消費者が、販売されたパッケージメディアのまま、音楽を楽しむ機会はかなり減ってきています。音楽をコピーして楽しむことがひとつの生活スタイルといえるからです。補償金とは、このごく普通の楽しみ方に税金を掛けるようなものと感じます。 もちろん、ここでいうコピーは自分で購入した音楽に対して行なうべきものであり、他人の購入した音楽を無料で手に入れることは罰せられてしかるべきことです。 これからは、アーティストに正しく還元される仕組みを積極的に作る必要があります。昨今の有料音楽配信では、ユーザーのダウンロード数に応じた金額がアーティストに支払われることとなり、アーティストに正しく還元される適切な仕組みのひとつといえます。 しかも、有料音楽配信ではパッケージメディアを製造する工場も不要であることから、コストを削減でき、消費者へ安く音楽を提供することができます。安く音楽を提供することができれば不正なコピーを減られると思います。ただだってアーティストを不幸にしたいとは思っていないはずで、安い価格で、しかもアーティストに正しく還元できるのであれば喜んでお金を支払うと思います。 コピープロテクトが施された、しかも適切な価格の有料音楽配信が普及していけば、他人へコピーを渡すという違法行為は減り、アーティストに正しく還元され、このため補償金という仕組みは不要となります。</p>
	<p>例えば特許権の場合、発明は公開され審査され、そして、その発明は何人も(「業として」でなければ)自由に実施することができます。それが特許法の目的たる「産業の発達」という公的利益につながり、その見返りとして私的利益たる排他的権利が付与されております。 翻って、著作権は公開も審査も要しません。そして、その上に更に私的録音録画といった私的使用の範囲にまで経済的負担を義務付けるならば、そのような(特許権等と比べても)強大な私的利益の付与が「文化の発展」という公的利益へどのように繋がっているのかを明示する必要があると考えます。 私的利益たる排他的権利を付与する前提、その公的利益を明確に示せないならば、著作権等は独占禁止法の適用除外規定から排除され、著作権法制が根本的に否定されることになりかねないと危惧しております。著作権者の保護は著作権法の目的である「文化の発展」への手段であり、その手段が目的を侵蝕するのであれば看過することはできません。</p>
	<p>今日の社会事情の大きな変化に対応して、私的録音録画補償金制度の根本的な見直しについての議論が必要であるという基本的な考え方に異論はない。また、ハードディスク内蔵型録音機器等の急速な普及によって著作者や実演家ら権利者の利益が大きく損なわれているという深刻な問題をどのように解決すべきかという喫緊の課題に関しても、貴小委員会において、より前向きな検討を行い、具体的な対応策を提言されることを強く期待する。当センターは、ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定については、賛成の立場をとる者であるが、私的録音録画補償金制度自体の見直しを議論するに当たっては、著作権法及び著作権制度全体を大局的、体系的な視座から捉え、以下の点を再確認することが重要であると考えます。</p> <p>1) 私的録音録画補償金制度の存在意義 著作物や実演を複製または録音・録画する場合、著作者や実演家などの権利者から、複製権又は録音権・録画権について許諾を得なければならないというのが、国際条約や著作権法が保障する著作者らの基本的な権利である。一方、私的使用のために行われる複製については、ベルヌ条約第9条第2項に定める「特別の場合」であって、「そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」もの(いわゆる「スリー・ステップ・テスト」が認める範囲内)であれば、権利者の許諾がなくても自由に行うことができるという制限規定を著作権法に設けることが条約上、認められている。このため、現行著作権法では、当初から私的使用の複製に関する著作権法第30条1項(以下「法30条1項」という。)が定められたのであるが、その後のデジタル録音・録画技術の飛躍的向上と普及によって、著作者や実演家などの権利者の正当な利益を不当に害する事態が生じてきたため、これを解決する方策として、金銭による調整の形で、現在の私的録音録画補償金制度が創設されたものである。</p> <p>この制度導入の主旨は、私的録音録画補償金制度の導入に向けた審議会の報告においても、次のように述べられている。すなわち、「私的録音・録画は、従来どおり権利者の許諾を得ることなく、自由(すなわち現行第30条の規定は維持)しつつも、一定の補償(報酬)を権利者に得させることによって、ユーザーと権利者の利益の調整を図ろうとするものであり、私的録音・録画を自由とする代償として、つまり権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講じるものであると位置付けることが適当である」としている(『著作権制度審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書』(平成3年12月)61頁。傍点は、当センターによる)。</p>

項目	意見
	<p>このように私的録音録画補償金制度は、私的使用のための複製の自由及び権利者から一々許諾を得る必要がないという利便性を維持しつつ、権利者の経済的利益も確保するというものであり、著作権法1条に定める「文化的所産の公正な利用」と「著作物等の権利の保護」とのバランスの上に成り立った制度である。また、私的使用私的録音録画補償金は、著作物等の使用に伴う対価というより、権利を制限された権利者に対する「補償金」という名目の下に設けられた利益調整の結果であると考えらるべきである。</p> <p>したがって、私的録音録画補償金制度は、デジタル録音・録画に対して、著作者や実演家などの権利者の正当な利益が確保されるものでなければならぬのであって、この点について全く無力な制度となれば、もはやその存在意義はなく、上記のスリー・ステップ・テストに照らし、権利制限を認めた法30条1項の規定自体を抜本的に見直さなければならぬというべきである。</p> <p>2) 音楽配信技術の発展と法30条1項の見直し 私的録音録画補償金制度に代わるものとして、法30条1項の見直しを実施するについては、私的領域における録音・録画行為を把握することが前提となる。</p> <p>音楽配信については、著作物等の利用に係る技術的保護手段や権利管理情報を活用することによって、いつ、どこで、誰が、何を、私的領域において録音・録画していることを把握することができるようになるかもしれない。しかしながら、現時点では、私的に録音・録画される音源には、音楽配信されるものばかりでなく、パッケージCD(レンタルCD、中古CDも含め)も多くを占めている。</p> <p>確かに、近年の音楽配信の発達、普及には目を見張るものがある。しかし、全ての音楽が音楽配信によって消費者のもとに届けられるかどうかは、市場に委ねられるべき問題である。音楽配信とパッケージCDとが並存する現時点での状況において、私的領域におけるあらゆる利用行為を把握することは、極めて困難であり、これを実行するには、社会全体に対して大きな負担を強いることになる。また、仮に、私的領域における録音・録画行為を把握することが技術的に可能になったとしても、私的領域にまで権利行使を認めることは単に著作権法の枠に止まらず、個人情報やプライバシーの保護という重大な問題を内包しており、容易に結論を出せるものではない。</p> <p>私的録音録画補償金制度が権利者の保護のために機能せず、これに代わるものとして、私的領域における録音・録画行為の把握を前提とした法30条1項の見直しが実施されることになれば、そのための基盤整備として多大な費用負担が発生するだけでなく、個人情報やプライバシー等の大きな問題が生ずることも明らかである。</p> <p>このように、私的録音録画補償金制度に代わる新たな制度についても、多くの問題を含んでおり、音楽配信技術等の発展により、法30条1項の見直しに関する問題が容易に解決されると考えることは大いなる幻想というべきである。</p> <p>私的録音録画補償金制度の見直しを議論するに当たっては、これらの多くの問題点があることを認識されるよう要望する。</p> <p>現行制度はきわめて問題が多く、制度そのものの再検討が必要と考えられる。 また、そもそも補償金の対象となる私的複製行為がベルヌ条約9条2項の定める条件に本当に反するものなのかに関する詳細な検討が必要と考える。 なお、追加指定の問題以上に喫緊の課題として、現行の私的録音録画補償金制度に関しては、40頁(1)から(4)にある改善を行わなければならないと考える。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>デジタル録音機器によって権利者の利益を侵害している行為を具体的に言うと (ア) レンタルショップで借りてMD等に録音すること (イ) 買ったCDを家庭内でMD等に録音すること この2種類に分けられると思いますが、この両者は完全に別のものとして扱うべきだと考えています。 CDを買う場合、録音媒体がアナログでもデジタルでも購入行動に変化はありません。家庭内で同じCDを2枚以上購入することは元々あり得ないからです。 (例: アナログ時代の購入枚数1枚→デジタル時代の購入枚数1枚) レンタルの場合は、アナログだと音質が良くないのでCDを買っていたのが、デジタルだとCDを買わなくなるという行動の変化が考えられます。(例: アナログ時代の購入枚数1枚→デジタル時代の購入枚数0枚) これらを区別して、補償金を徴収する源泉も、レンタル料金からとすべきだと思います。媒体から徴収すると、買ったCDを録音する場合にも課金されて不公平です。</p>
	<p>意見: 私的録音録画補償金制度を全廃することは難しいと思われるが、少なくとも縮小の方向で検討を始めるべきである。また、「当面の運用」における「改善」は速やかに行なわねばならない。</p> <p>理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対価支払い済の私的複製の権利制限が大き過ぎる。一度対価が支払われた著作物については(私的利用の範囲において)自由かつ無償で利用できるとすべきである。 ● 消費者への不利益が大きい。正規に購入した音楽や映画等に対して、二重取り、三重取りの私的録音録画補償金が発生している。圧倒的多数を占める正規購入者や、録音録画に使用するつもりのない者もが補償金を負担しているのは、正しく機能した制度とは言えない。 <p>補償金の「返還制度」も現状では大変煩雑であり、返還してもらうのに消費者が赤字になる。これでは消費者の理解を得る事は不可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開の圧倒的不足。 <p>補償金の各権利者団体の配分方法は「不透明」である。現行では「税金のように徴収している」と言える私的録音録画補償金制度では、その補償金がどのように使われているか、詳細に公表・周知させる義務があるのは明白である。どの製品にどれだけの補償金が価格に含まれているのか、では補償金を支払うと何が可能になるのか、いずれも消費者には全く伝わってこない。</p> <p>以上、現状では消費者の理解を得るのは難しいと考えるべきです。 まずは補償金制度の整理・透明化に注力すべきでしょう。現行のまま、iPodや様々な記録媒体に制度を拡大していく事を考えるのは、もつてのほかと言えます</p>
	<p>権利者の利益を損なわないよう、補償金制度の対象媒体を追加することは必要であると思う。 少数の権利者に対し、多数の利用者が存在する訳で、多数の反対意見も出ることが予見されるが、国内での知財に対する意識を高めるためにも、その利用者側多数勢力にも理解を求めなければならない。 知財立国を目指すわが国には、どうしても必要な制度であることは明かであると思う。</p>

項目	意見
	<p>現在の制度だと、私的な部分であればOKという範囲において、機械の値段をBASEに、実際の利用と別の売上で計上されており、枠組みとして中途半端と思われる。</p> <p>よって、「私的」な部分の「補償」という意味を外して欲しい。</p> <p>具体的には、著作権のありかたとして、「私的利用」という概念ではなく、強制許諾と報酬請求の考えを峻別する形で解決して欲しい。</p> <p>以下解説です。</p> <p>読み飛ばしていただいて結構です。</p> <p>アメリカの識者が、この混乱を水の利用に譬え、人間は公園で水を飲む、エビアンを買うというのに混乱してはいないという話をしていた。店や公衆トイレの水は誰かが水道代を払っているが、それは店や行政などがサービス提供者として利用者を肩代わりしている。水道の水じゃ満足せず、利用者が金を出して水を買うことは、利用者の自由だ。ここに補償という考えは無い。</p> <p>そもそも、私的利用の頻度は機械の売上とは無関係であり、機械・メディアの売上をBASEにした時点でソフトウェア産業の発展と、技術開発・消費者利益がトレードオフの関係に陥っていることが混乱の原因と思われる。</p> <p>この制度の考えを推し進めていけば、ソフトウェア産業は絶対にハードウェア産業の一部の規模しか拡大しないこととなる。</p> <p>方法として、</p> <p>①強制的に許諾される範囲を設定する ①の範囲に含まれる中に②-1支払いが生じるものと②-2生じないものに分け、①の中で②-2の支払いの生じるものだけに強制的な許諾で広く薄い税金的な徴収や、利用者でないサービス提供者が権利者に還元する。</p> <p>①以外の正当に許諾された著作物の利用に関しては、きちんと純粋利用に対する利用者からの徴収を行う形にする。1つの考えを例にすると、ハードディスクの場合、ハードメーカーでなく情報提供者が提供するデータの著作権の許諾範囲を明確にする→利用者が私的利用で許される範囲が含まれていれば、明示されていればOK。私的利用の範囲が入っていないのであれば、利用者は利用できないか別の方法で支払いをする。但し、②-2の範囲は利用者は何の手続きも支払いも生じない。</p> <p>「私的だから良い」けれどもそれでは権利者が浮かばれないので「補償」する、というのはまるで公害訴訟のようだ。人生を豊かにする為のものを、忌避するもののように扱う意味が分からない。</p> <p>著作権は、権利者に還元されたものが次世代の文化に貢献するよう再投資できる為にあるはずである。</p> <p>利用者・開発者・権利者がそれぞれ立場を守らなくてはいけない座組みではなく、通常の産業と同様、消費者と企業がギブアンドテイクする関係を見つけないと、将来のP2Pでの音楽利用だけでなく、多様化する利用方法の拡大に対応が追いつかなくなる。</p> <p>是非、法制度に立ち戻り、ソフトウェア産業(技術開発者を含む)と消費者の利便を両立させるフレームワークにしたい。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>表記の件ですが、記憶媒体に対して課金するのは無理があると思います。</p> <p>というのも、「音楽／映像のデジタル記録」という観点において記憶媒体が「音楽専用」と言えない状況にある以上、記憶媒体単位で課金するのはもはや不自然としか言えない状況だからです。</p> <p>課金するなら「音楽の複製」という行為自体に対して行うべきです。</p> <p>そのうえ「徴収したお金を分配するための組織を維持するためにお金がかかり、当の著作権者にはほとんどお金が入らない」というのでは、本末転倒です。</p> <p>極端な方法では「音楽をデジタルデータ化し、それを2次元コードで印刷してばら撒いたらどうなるか」を考えてください。</p> <p>コピー用紙に保証金を課金しますか？</p> <p>「媒体に対して課金する」という考え自体が現実と乖離しています。</p> <p>また欧米に比べて日本で検討している著作権保護は明らかに過剰です。</p> <p>もう少し現実を見て検討してください。</p> <p>#コピーが蔓延するということは、オリジナルにそれを買わせるだけの魅力が無いということです。</p>
	<p>私的録音録画補償金についての意見を募集していると聞きましたので、メールさせていただきました。</p> <p>私的録音録画補償金は、廃止するべきだと思います。</p> <p>メディアが多様化し、HDDの様に一つのメディアでも使用目的が多岐に亘っている現在においては現実的な制度とは思えないからです。</p> <p>これからも技術的な状況は変わると思います。</p> <p>これは文化的な問題としますので、学校教育などで著作権などの意識を高めていくのが根本的解決法だと思います。</p> <p>権利を守るのに当面必要なのは、刑事罰などによる抑止ではないかと思えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度については将来的な廃止を念頭に置いて段階的にその機能を縮小していくべきである。</p> <p>理由</p> <p>機器の発展度合いからは、DRMによる個別課金の可能性が高まっていくことが想定され、私的利用の範囲内にとどまる裁量の範囲内で個人が著作物を楽しむ環境を作ることが知財管理の本質である。</p> <p>しかるに、現在課金を強く主張しているのは著作物の作者本人ではなく、管理団体であることに強い不信を抱かざるを得ない。</p> <p>著作物の私的利用を超えた利用の交渉についても、国民から信頼できる制度・団体の確立をはかり、“みなし課金”であった私的録音録画補償金制度の廃止を念頭に置いたスケジューリングが必要と思われる。</p>
	<p>ついてであるが、直ちに廃止しDRM方式を取るべき。</p> <p>また、現行の私的録音補償金制度自体周知知れ渡っていない、また、具体的に返金制度自体も知られていない、返金制度を利用しても返金手続き労力が凄まじく全く機能していないと言わざるを得ない。</p> <p>しかるに、私的録音録画補償金し、新たな著作権者への著作権収入の枠組みが必要である。</p>

項目	意見
	<p>私的録音録画補償金という制度自体について私は反対しています。まず、私的な範囲でコピーを使用する事自体、法的にも問題のない行為です。そうした行為について「補償金」をユーザーが支払う理由は、本来ないと考えます。</p> <p>次に、この制度は、ユーザーがコピーを行うことで権利者が「被害を受ける可能性がある」ので「補償されるべきである」という思想に基づいて作られています。「可能性」という曖昧な物を根拠に、ユーザーが一定の支払いをする仕組みです。</p> <p>このような思想は、権利者がユーザーを無視して独善的で一方的な権利の主張を行うことに、正当性を与えています。権利者団体の行動の根拠に、「可能性を根拠にしてもいい」という思想があるであろうことは、音楽著作権に関する問題の多くで見受けられます。そのような権利者団体の行動原理は、今後の日本の文化に暗い影を落としていると感じています。最近の、JASRACをはじめとした音楽著作権の権利者団体の発言、行動は、非常に非常識的、暴力的に感じられます。権利者の主張であれば、「曖昧な根拠」であっても正当な課金の理由として認められるべきであり、権利者だから「曖昧な根拠」をもとに使用料の取り立て等で「どのような主張をしてもどのような行動をとっても正当である」、と考えているように見えるのです。</p> <p>そのような権利者の主張を盲目的に認めていくようであれば、文化の発展を推進することが本来の目的である著作権行政が、一部の権利者の利益のみを一方的に保護するための行政に成り下がってしまいます。そして、私的録音録画補償金という制度は、そうなることに思想的な根拠を与えてしまっています。</p> <p>このような理由で、今後、私的録音録画補償金制度は縮小、廃止されるべきであると考えます。</p> <p>当面の私的録音録画補償金制度の運用に関しては、保証金の配分、運用について情報公開を行っていく必要があると考えます。</p>
	<p>私的録音録画補償金の見直しについて</p> <p>私は、補償金制度が有ることを知りませんでした。この制度でアーティストに配分が入るのなら機種によって補償金の支払が無いのはおかしいと思います。</p> <p>私は、対象機器拡大に賛成です。</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は既に破綻しており、廃止するべきである。</p> <p>また、補償金の返還規定が有名無実となっているのも早急に改善するべきである。</p>
	<p>私的録音録画補償金の金額が減少することを問題視する向きもあるが失当である。</p> <p>真の著作権者に対し、正当な著作権料が支払われるならば、私的録音録画補償金を集めるための団体は一切不要である。</p>
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>反対</p> <p>3.1CDを購入しているのに二重課金となるから。購入した音楽を何処でも聞けることは当然だから</p> <p>3.2音楽を聴くことを目的としない場合も課金される返還制度は費用を利用者に負担させるもので、実質的には利用できない</p> <p>3.2音楽の発展にはつながらない</p> <p>主流になりつつある圧縮音楽は、気軽に、大量の音楽を楽しむことができるので音楽業界にとっては大きなチャンスとなる。</p> <p>しかし、著作権者の権利ばかりを強化されると、利用者は利権団体の作った法律に嫌気してしまって、音楽の発展にはつながらない。</p> <p>大量の音楽を楽しめる時代が到来したのだから、価格を下げ、より多くの音楽を普及させることが両者(利用者、著作権者)の利益になる。</p> <p>主流となりつつある圧縮音楽はCDやLPに比べて音質が悪い、価格を思い切って下げるべきだ。一曲50円くらいが妥当。</p> <p>10月6日のNNAのニュースによるとダウンロード価格が安い国ほど違法ダウンロード率が低い。</p>
	<p>私的複製に対する補償金は、租税と同様に製品の購入価格に転嫁される課徴金です。本件では私的録音録画補償金は消費者向け電子情報技術製品に対して課されることとなります。最初に課徴金制度が導入されたのは1960年代に欧州においてアナログ機器に対してでした。これは私的録音録画補償金制度が、著作権法において認められた「私的」複製の例外について権利者を補償する唯一の現実的な方法であると考えられたことによるものです。補償金制度は、これまで正確さに欠け、「粗雑な正義」であるとみなされています。この制度は、複製を行わない消費者、個人又は企業に対し、複製する者と同じ価格を技術に対して支払うことを強制するものです。デジタル技術、デジタル権利管理(DRM)及び技術的保護手段(TPM)の進展に伴い、補償金制度は不必要かつコストの高いものとなっています。</p> <p>また、補償金制度の範囲と対象製品は、当初の目的をはるかに超えて拡大しています。世界の産業が今日支払っている補償金の総額は、多くの国の管理団体の記録が公開されていないため明らかではありませんが、ある研究によれば年額8800億円の問題となり得るとされています。*1</p> <p>*180億米ドル。推計はNathan Associates (www.nathaninc.com)による。高弾力性の市場で5製品についての最悪のシナリオに基づく。</p> <p>以下の理由により既存の私的録音録画補償金制度を撤廃する法改正を提案します。</p> <p>私的録音録画補償金はデジタル時代にふさわしくない。補償金制度は、元来アナログ時代に著作権に対する認められた例外について、創作を保護することができない場合に(又は複製物が作られているという前提の下に)これを補償する目的で創設されたものです。しかし、今日のデジタル時代には、創作者に対し、認められた複製について補償する多様な手法があります。技術的保護手段(TPM)及びデジタル権利管理(DRM)は、創作を保護する(複製されているという前提を置かない)とともに、著作者に対しその創作の使用について補償する上でより優れた手段です。補償金制度は、技術的保護手段がより広く利用可能になるにつれて撤廃されるべきものです。DRM及びTPM技術の詳細についてはwww.eicta.orgを参照下さい。特に、最近の目を見張るほどのDRMの進展の例には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・iTune(iPodを用いたネットワークへの音楽配信サービス)の成功に見られる、インターネット上の配信サービスの拡大(日本では開設以来4日間で100万ダウンロードを達成)。 ・2005年2月のグラミー賞、ジャズ部門で「1枚もCDを店頭販売していない」マリア・シュナイダーの受賞。 <p>消費者は技術に対するアクセスを否定される。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>・私的録音録画補償金制度はデジタル機器、すなわちコンピュータに対する課税： この制度は日本国民に対して技術のコストを増加させることとなります。また、この税は多くの市場が技術の浸透率を向上させようとしている時に導入されることとなります。放置しておく場合には、私的録音録画補償金はデジタル機器の価格を上昇させ、テクノロジー製品に対する需要を減少させ、また日本国民を不利に陥れることとなります。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は中小企業に不利： 消費者に対して損失をもたらすほかに、私的録音録画補償金制度は企業にもマイナスの影響を及ぼします。補償金制度は「私的」使用のための複製を補償する目的であるにもかかわらず、企業の技術及び媒体の調達についても適用されます。つまり、私的録音録画補償金は大きな問題に対する粗雑な正義としての解決策にすぎないものです。そして個人も企業もともにこの問題を認識しています。ドイツの消費者と中小企業経営者に対する調査によれば、回答者の75パーセントがドイツのパソコンに対する補償金案に反対しているという結果でした。世界市場で競争する日本企業は同様の意見です。</p> <p>私的録音録画補償金制度は不公平。 著作者の創作は国民の遺産の欠くことのできない一部です。また、創作は活力あるデジタル経済の重要な一要素でもあります。このためコンテンツの成長を促進する技術は重要です。ところが私的録音録画補償金制度は新技術に対する投資を低下させ、(定義上「私的使用」を行うことのない)企業に対し重い負担を負わせる結果、コンテンツの成長・充実を阻害することとなります。更に具体的には次のとおりです。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は著作者及び権利者を害する： 補償金は通常管理団体等により創作者及び権利者に対して分配され、その創作の複製について補償します。しかしながら、徴収された私的録音録画補償金の一部は管理団体等の運営費のために用いられ、また一般的な文化活動の資金としても用いられます。その残余が権利者に分配されるに過ぎません。そもそもより良い補償の方法は、複製を制限し又は防止する技術によって創作を保護することです。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は二重課税： 新規のデジタル技術に対して補償金制度が拡大することは、コンテンツ権利者、テクノロジー企業及び消費者がDRM開発費と私的録音録画補償金の双方を負担することになるので、「二重課税」状態をもたらすこととなります。二重課税は法令を遵守する消費者のコンテンツの利用を低下させ、最終的には販売とコンテンツ開発を低下させることとなります。事実、補償金制度が違法コピーを奨励し、販売を低下させている兆候が見られる。</p> <p>・日本での二重課税： しかもレンタルCDサービスにより料金を支払っている消費者は私的録音録画補償金によって更に課金されているのが実態です。</p> <p>私的録音録画補償金制度は違法コピーについて補償するものではなく、違法コピーを防止しない。 補償金制度は著作物の無権限の複製について補償するものではありません。そもそも欧州で「私的複製」について補償金制度が創設されたのは、私的複製についての著作権の認められた例外について権利者を補償するためです。権利者に対して違法コピーから補償を受けさせるために補償金制度を用いようとするのは制度に対する根本的な誤解に基づいています。</p> <p>・補償金制度は実際に違法コピーを奨励： 消費者は補償金を支払うことにより、製品を複製する権利を購入したと考える傾向があります。たとえば、最近のAppleLinksの論説によれば、カナダの消費者がMP3プレーヤーに補償金が適用された結果、「カナダで音楽を複製することは合法になる」と主張しています。現在の違法デジタルコピーとの戦いの中で消費者に対しこのようなメッセージを送るべきではありません。</p> <p>テクノロジー・消費者向け電子製品セクター： 私的録音録画補償金制度は日本企業と外国企業の双方にとって費用が高く、テクノロジー・消費者向け電子製品セクターのたぐいでさえ低いマージンを更に低下させることとなります。フランス及びドイツの場合について見ると、多国籍企業は、補償金負担の増加により2005年には1企業当たり85万米ドルの収入低下を予想しています。より市場規模の大きい日本の場合には、私的録音録画補償金制度の負担が大きくなる場合には更に大きな影響があると予想されます。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は製造業立地の魅力を低下させる： 更に、私的録音録画補償金はテクノロジーセクターの製造又はサービスの基地としての魅力を低下させます。私的録音録画補償金制度は産業の発展にとって国内的な障壁をもたらします。世界的規模のアウトソーシング環境においてシェアを確保し、国内製造業を振興し、そして国内のテクノロジーセクターを発展させる上で私的録音録画補償金制度は成長の阻害要因となります。私的録音録画補償金制度は日本企業と多国籍企業の双方にとって投資判断上「税」として認識されます。</p> <p>・私的録音録画補償金制度はオフショア購入を促進する： たとえば最近のドイツ(世界でもっとも補償金負担が重い国の一つ)での独立の研究によれば、消費者の70パーセントは追加的な補償金負担を回避するために外国から機器を購入することを考慮する、としています。*2</p> <p>*2 SWR- Worldwide</p> <p>・違法ファイル交換に対する権利執行の前進： インターネット上の違法な音楽ファイル(交換サイトなど)2003年6月から2004年6月までで30%も減少(11億ドル相当から8億ドル相当上)、最も人気のあるファイル交換サービス(FastTrack、KaZaAを含む。)は2004年6月(米国と世界での訴訟の前と比べると)からユーザーが40%も減少(420万から240万)、FastTrack/KaZaAの利用者はより小さくより複雑なニッチへ移行(eDonkey/eMule、Gnutella(Bearshare)、WinMx、OpenNap、[BitTorrent]、DirectConnect)</p> <p>国民経済的考慮： 多くの研究が経済成長と情報テクノロジーの進展との間に直接の関係があるとしています。私的録音録画補償金は、テクノロジーの更新と投資を減少させることによってコンピュータテクノロジーがもつ国民経済的な利益を減少させることとなります。</p> <p>特にInstitute for International Economics (IIE)は、輸出市場のために生産している企業が平均よりも高い生産性を達成しているという強いエビデンスを見つけています。IIEの計算によれば世界的な事業活動がなければ、1995年から2002年までの米国の生産性成長は2.8%でなく2.5%にとどまった(GDPに対し少なくとも2300億ドルの損失)とされています。*3</p> <p>また、世界的な事業活動は1990年代におけるハードウェア価格の10%から30%の下落を支えています。</p> <p>*3 CSPP, p. 11</p> <p>Nathan Associates/Sallstrom Consultingによる世界IT投資の研究*4によればIT投資はGDPをどの国でも成長させており、IT資本に対する10%の成長がGDPをどの国でも(先進国、開発途上国を問わず)2%から4%成長させるとされています。</p> <p>*4 “The Critical Role of the Software Industry in Latin America: A Summary of Studies Conducted in 8 Latin American Markets”; developed for CompTIA; authors Laura Sallstrom and Robert Damuth; p. 1. Updated in 2005 for India and new WWide Analysis.</p> <p>また、この研究はIT投資の拡大はGDP成長、生産性向上、雇用効果、IT資本成長、インフラ効果のどれをとってもより大きなプラスの効果をもたらすとしています。ところが私的録音録画補償金はIT投資を減少させ、このようなポジティブな効果を減殺します。価格が上昇すれば消費者(この場合は政府、企業及び個人)は投資をするインセンティブを奪われます。このため、私的録音録画補償金は社会経済に対するこのようなポジティブな効果すべてに悪影響を及ぼす可能性があるのです。</p> <p>補償金は日本の国内問題とは言えない： 政府がどのような方針を出すかは、単に我が国のみならず世界のIT政策に大きな影響を及ぼすでしょう。</p>

項目	意見
<p>(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)</p>	<p>Private copying levies are fees, similar to a tax, added to the purchase price of a product. In this case, levies are applied against consumer electronic and information technology products. The first levy systems were introduced in Europe in the 1960s, on analog devices, because levies were deemed to be the only practical method for ensuring rights holders were compensated for “private” or personal copying permitted under the law of some countries. Levies have always been recognized as an imprecise and “rough justice” compensation system. They force consumers, individuals, and businesses who do not copy, to pay as much for technology as those who do. With the advent of digital technology, digital rights management (DRM) and technical protection measures (TPM) that limit copying, levies schemes are redundant and costly.</p> <p>Further, levies schemes have grown in scope and product coverage far beyond their original purpose. The exact cost of levies paid by industry worldwide today is unknown due to the absence of public records from collecting societies in many countries. However, according to one study, this loss could grow to be a Yen 880 billion per year problem.*1</p> <p>*1 US\$8 billion. Preliminary assessment provided by Nathan Associates www.nathaninc.com . Worst case scenario, covering 5 products in a high elasticity market.</p> <p>For the following reasons, we propose to amend the Copyright Law to repeal the levy provision:</p> <p>LEVIES ARE INAPPROPRIATE IN THE DIGITAL AGE. Copyright levies were conceived in an analog world, intended to compensate for authorized exceptions to copyright law when original works could not be protected (or a presumption that copies were being made). In today’s digital world, we have many other opportunities to ensure compensation to artists for authorized copies of works. Technical protection measures (TPM) and digital rights management systems (DRM) provide superior means to both protect works (can not assume copies are being made) and compensate artists for use of their work. Copyright levies should be phased out as technical protection measures become more widely available. More detailed information on available DRM and TPM technology can be found at www.eicta.org. Following are a few examples of remarkable DRM development:</p> <ul style="list-style-type: none"> · The success of Internet music distribution such as iTunes Music Store (more than 1 million downloads in Japan in 1 week from the launch); · 2005 Jazz Grammy Award to Maria Schneider who never sold a single CD copy in stores. <p>CONSUMERS ARE DENIED ACCESS TO TECHNOLOGY.</p> <ul style="list-style-type: none"> · Levies are a tax on digital devices, or computers. This raises the cost of technology overall to Japan’s citizens. This tax comes at a time when many markets are striving for greater technology penetration rates. Left unchecked, levies will continue to raise prices on digital devices thereby decreasing demand for technology products and putting Japan’s citizens at a disadvantage. · Levies negatively impact small and medium businesses. In addition to injuring individual consumers, levies negatively impact businesses. Levies, intended to compensate for “personal” copying, are also applied to business purchases of technology and media. In effect, levies are a rough justice solution to a bigger problem. Both individuals and consumers recognize the problem. According to one survey among German consumers and executives of small and medium businesses, 75% of respondents were opposed to German proposals to levy PCs. Japanese companies, competing in the global market place, likely would respond with similar opinions. <p>LEVIES ARE UNFAIR. The creative works of artists are a critical component of individual national heritages. Further, creative works provide an important component of a vibrant digital economy. Technologies to foster content growth are important. Levies hinder this growth by decreasing investment in new technologies and placing a heavy burden on businesses that, by definition, do not engage in personal copying. More specifically,</p> <ul style="list-style-type: none"> · Levies hurt artists and rights holders. A levy typically is distributed by collecting societies to artists and rights holders, to compensate them for copies made of their works. However, a portion of the funds collected are used to pay for the collecting societies’ administrative expenses and sometimes to fund general cultural activities. Only what remains is distributed to rights holders. A better way to compensate artists is to protect their work with technologies that can limit or prevent copying in the first place. · Levies amount to double taxation. The proliferation of levies across new digital technologies creates an environment of “double taxation”, with content holders, technology companies, and consumers paying for DRM development, as well as for levies. Indeed, there are indications that levies may actually encourage piracy (see below), leading to lower sales. · Double taxation in Japan. Japanese consumers are charged further a levy as they pay a fee for CD rentals. <p>LEVIES DO NOT COMPENSATE FOR PIRACY. LEVIES DO NOT DETER PIRACY. Levies were never intended to compensate for widespread reproduction of copyrighted works. Recall that, schemes for “private copying” were developed in Europe in an effort to compensate rights holders for certain acts of private copying authorized through exceptions provided in the copyright law. A fundamental misunderstanding of the levies scheme is that levies should somehow be used to compensate rights holders for piracy.</p> <ul style="list-style-type: none"> · Levies may actually encourage piracy. Consumers tend to believe that by paying a levy, they have purchased the absolute right to copy works protected by copyright. For example, a recent article in AppleLinks, a Canadian consumer noted of the recent levy applied to MP3 players, levies “makes copying music in Canada legal.” This is a terrible message to send to consumers given the current battle to fight digital piracy. <p>TECHNOLOGY & CONSUMER ELECTRONICS SECTOR. Levies are costly to Japanese and international companies, eating into already slim technology and consumer electronic sector margins. In the case of France and Germany, per company, multinationals individually are estimating an \$85 million drop in revenue in 2005 due to increasing levies burdens. Given the comparatively larger market in Japan, we can estimate that more burdensome levies schemes would have an even greater impact.</p>

項目	意見
(5)その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p> ・ Levies make countries unappealing for manufacturing. Further, levies reduce the appeal of a country as a manufacturing or services base for the technology sector. Levies create a domestic barrier to development of a sector. In the scramble to capture a share of the global outsourcing phenomenon, increase local manufacturing, and develop a national technology sector levies act as a deterrent to local growth. The levy will be viewed by domestic and multinational companies as a "tax" in any local investment considerations. </p> <p> ・ Levies encourage offshore purchases. For example, in a recent independent survey conducted in Germany (one of the highest incidents of levies in the world), 70 percent of consumers would consider buying their equipment from abroad to avoid paying the additional cost of the levies. *2 </p> <p> *2 SWR- Worldwide </p> <p> ・ Progress in enforcement against illegal file exchange/sharing. Illegal music file sharing on the Internet (e.g. file sharing sites) declined 30 percent from June 2003 to June 2004 (from 1.1 billion dollars to 800 million dollars). Users of the most popular file sharing service (including FastTrack, KaZaA) declined by 40 percent (from 4.2 million to 2.4 million) from June 2004, prior to the lawsuits filed in US and the world. Users of FastTrack/KaZaA are shifting to smaller, more complex niches (e.g., eDondkey/eMule Gnutella (Bearshare), WinMx, OpenNap). </p> <p> ECONOMY OVERALL. A number of studies have demonstrated the direct link between economic growth and information technology uptake. Levies, by diminishing update and investment in technology, diminish the overall economic benefits computer technology could provide. </p> <p> "The Institute for International Economics (IIE), among other research groups, has found strong evidence that companies that produce for export markets achieve higher productivity. Indeed, IIE's calculations suggest that without global business operations, our nation's productivity growth from 1995 to 2002 would have been 2.5 percent instead of 2.8 percent — a loss of at least \$230 billion to America's GDP. Moreover, global business operations accounted for a 10 percent to 30 percent decline in hardware prices in the 1990s."*3 </p> <p> *3 CSPP, p. 11 </p> <p> A similar study by Nathan Associates/Sallstrom Consulting*4, analyzing the impact of IT investments in a worldwide subject group, found that IT investment boosts GDP in all economies. In fact, IT investments boosts GDP in all economies (developed or less developed) by between 2% and 4% for every 10% increase in IT capital. </p> <p> *4 "The Critical Role of the Software Industry in Latin America: A Summary of Studies Conducted in 8 Latin American Markets"; developed for CompTIA; authors Laura Sallstrom and Robert Damuth; p. 1. Updated in 2005 for India and new WWide Analysis. </p> <p> Further, the study found that greater IT capital investments yield greater economic benefits to economies in terms of greater contributions to GDP, greater productivity gains, positive employment impacts, greater rates of IT capital accumulation, and greater infrastructure benefits. Levies stunt these benefits by diminishing overall IT capital investment. When prices go up, consumers (in this case, government, businesses, and individuals) are discouraged from investing. Therefore, levies potentially threaten all of these gains to society and the economy as a whole. </p> <p> LEVIES ARE NOT A DOMESTIC ISSUE FOR JAPAN. The government's decision in this matter will affect not only the IT policy of Japan but also the entire world. </p>
	<p> 法制問題小委員会意見募集について JAPANデジタル流通推進協議会は、私的録音録画補償金についてIT産業の立場から主張し行動する、世界的な企業の団体です(*1)。以下本件について意見を述べます。 </p> <p> 私的複製に対する補償金は、租税と同様に製品の購入価格に転嫁される課徴金です。本件では私的録音録画補償金は消費者向け電子情報技術製品に対して課されることとなります。最初に課徴金制度が導入されたのは1960年代に欧州においてアナログ機器に対してでした。これは私的録音録画補償金制度が、著作権法において認められた「私的」複製の例外について権利者を補償する唯一の現実的な方法であると考えられたことによるものです。補償金制度は、これまで正確さに欠け、「粗雑な正義」であるとみなされています。この制度は、複製を行わない消費者、個人又は企業に対し、複製する者と同じ価格を技術に対して支払うことを強制するものです。デジタル技術、デジタル権利管理(DRM)及び技術的保護手段(TPM)の進展に伴い、補償金制度は不必要かつコストの高いものとなっています。また、補償金制度の範囲と対象製品は、当初の目的をはるかに超えて拡大しています。世界の産業が今日支払っている補償金の総額は、多くの国の管理団体の記録が公開されていないため明らかではありませんが、ある研究によれば年額8800億円の問題となり得るとされています。(*2)以下の理由により既存の私的録音録画補償金制度を撤廃する法改正を提案します。 </p> <p> 私的録音録画補償金はデジタル時代にふさわしくない。補償金制度は、元来アナログ時代に著作権に対する認められた例外について、創作を保護することができない場合に(又は複製物が作られているという前提の下に)これを補償する目的で創設されたものです。しかし、今日のデジタル時代には、創作者に対し、認められた複製について補償する多様な手法があります。技術的保護手段(TPM)及びデジタル権利管理(DRM)は、創作を保護する(複製されているという前提を置かない)とともに、著作者に対しその創作の使用について補償する上でより優れた手段です。補償金制度は、技術的保護手段がより広く利用可能になるにつれて撤廃されるべきものです。DRM及びTPM技術の詳細についてはwww.eicta.orgを参照ください。特に、最近の目を見張るほどのDRMの進展の例には次のようなものがあります。 </p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>・iTune(iPodを用いたネットワークへの音楽配信サービス)の成功に見られる、インターネット上の配信サービスの拡大(日本では開設以来4日間で100万ダウンロードを達成)。 ・2005年2月のグラミー賞、ジャズ部門で「1枚もCDを店頭販売していない」マリア・シュナイダーの受賞。消費者は技術に対するアクセスを否定される。 ・私的録音録画補償金制度はデジタル機器、すなわちコンピュータに対する課税:この制度は日本国民に対して技術のコストを増加させることとなります。また、この税は多くの市場が技術の浸透率を向上させようとしている時に導入されることとなります。放置しておく場合には、私的録音録画補償金はデジタル機器の価値を上昇させ、テクノロジー製品に対する需要を減少させ、また日本国民を不利に陥れることとなります。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は中小企業に不利:消費者に対して損失をもたらすほかに、私的録音録画補償金制度は企業にもマイナスの影響を及ぼします。補償金制度は「私的」使用のための複製を補償する目的であるにもかかわらず、企業の技術及び媒体の調達についても適用されます。つまり、私的録音録画補償金は大きな問題に対する粗雑な正義としての解決策にすぎないものです。そして個人も企業もともにこの問題を認識しています。ドイツの消費者と中小企業経営者に対する調査によれば、回答者の75パーセントがドイツのパソコンに対する補償金案に反対しているという結果でした。世界市場で競争する日本企業は同様の意見です。</p> <p>私的録音録画補償金制度は不公平。 著作者の創作は国民の遺産の欠くことのできない一部です。また、創作は活力あるデジタル経済の重要な一要素でもあります。このためコンテンツの成長を促進する技術は重要です。ところが私的録音録画補償金制度は新技術に対する投資を低下させ、(定義上「私的使用」を行うことのない)企業に対し重い負担を負わせる結果、コンテンツの成長・充実を阻害することとなります。更に具体的には次のとおりです。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は著作者及び権利者を害する:補償金は通常管理団体等により創作者及び権利者に対して分配され、その創作の複製について補償します。しかしながら、徴収された私的録音録画補償金の一部は管理団体等の運営費のために用いられ、また一般的な文化活動の資金としても用いられます。その残余が権利者に分配されるに過ぎません。そもそもより良い補償の方法は複製を制限し又は防止する技術によって創作を保護することです。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は二重課税:新規のデジタル技術に対して補償金制度が拡大することは、コンテンツ権利者、テクノロジー企業及び消費者がDRM開発費と私的録音録画補償金の双方を負担することになるので、「二重課税」状態をもたらすこととなります。二重課税は法令を遵守する消費者のコンテンツの利用を低下させ、最終的には販売とコンテンツ開発を低下させることとなります。事実、補償金制度が違法コピーを奨励し、販売を低下させている兆候が見られるのです(下記参照)。</p> <p>・日本での二重課税:しかもレンタルCDサービスにより料金を支払っている消費者は私的録音録画補償金によって更に課金されているのが実態です。</p> <p>私的録音録画補償金制度は違法コピーについて補償するものではなく、違法コピーを防止しない。 補償金制度は著作物の無権限の複製について補償するものではありません。そもそも欧州で「私的複製」について補償金制度が創設されたのは、私的複製についての著作権の認められた例外について権利者を補償するためです。権利者に対して違法コピーから補償を受けさせるために補償金制度を用いようとするのは制度に対する根本的な誤解に基づいています。</p> <p>・補償金制度は実際に違法コピーを奨励:消費者は補償金を支払うことにより、製品を複製する権利を購入したと考える傾向があります。たとえば、最近のAppleLinksの論説によれば、カナダの消費者がMP3プレーヤーに補償金が適用された結果、「カナダで音楽を複製することは合法になる」と主張しています。現在の違法デジタルコピーとの戦いの中で消費者に対しこのようなメッセージを送るべきではありません。</p> <p>テクノロジー・消費者向け電子製品セクター:私的録音録画補償金制度は日本企業と外国企業の双方にとって費用が高く、テクノロジー・消費者向け電子製品セクターのただでさえ低いマージンを更に低下させることとなります。フランス及びドイツの場合について見ると、多国籍企業は、補償金負担の増加により2005年には1企業当たり85百万米ドルの収入低下を予想しています。より市場規模の大きい日本の場合には、私的録音録画補償金制度の負担が大きくなる場合には更に大きな影響があると予想されます。</p> <p>・私的録音録画補償金制度は製造業立地の魅力を低下させる:更に、私的録音録画補償金はテクノロジーセクターの製造又はサービスの基地としての魅力を低下させます。私的録音録画補償金制度は産業の発展にとって国内的な障壁をもたらします。世界的規模のアウトソーシング環境においてシェアを確保し、国内製造業を振興し、そして国内のテクノロジーセクターを発展させる上で私的録音録画補償金制度は成長の阻害要因となります。私的録音録画補償金制度は日本企業と多国籍企業の双方にとって投資判断上「税」として認識されます。</p> <p>・私的録音録画補償金制度はオフショア購入を促進する:例えば最近のドイツ(世界でもっとも補償金負担が重い国の一つ)での独立の研究によれば、消費者の70パーセントは追加的な補償金負担を回避するために外国から機器を購入することを考慮する、としています>(*3)</p> <p>・違法ファイル交換に対する権利執行の前進: インターネット上の違法な音楽ファイル(交換サイトなど)2003年6月から2004年6月までで30%も減少(11億ドル相当から8億ドル相当へ)、最も人気のあるファイル交換サービス(FastTrack、KaZaAを含む)は2004年6月(米国と世界での訴訟の前と比べると)からユーザーが40%も減少(420万から240万)、FastTrack/KaZaAの利用者はより小さくより複雑なニッチへ移行(eDonkey/eMule、Gnutella(Bearshare)、WinMx、OpenNap、[BitTorrent]、DirectConnect)</p> <p>国民経済的考慮:多くの研究が経済成長と情報テクノロジーの進展との間に直接の関係があるとしています。私的録音録画補償金は、テクノロジーの更新と投資を減少させることによってコンピュータテクノロジーがもつ国民経済的な利益を減少させることとなります。特にInstitute for International Economics (IEE)は、輸出市場のために生産している企業が平均よりも高い生産性を達成しているという強いエビデンスを見つけています。IEEの計算によれば世界的な事業活動がなければ、1995年から2002年までの米国の生産性成長は2.8%でなく2.5%にとどまった(GDPに対し少なくとも2300億ドルの損失)とされています>(*4)また、世界的な事業活動は1990年代におけるハードウェア価格の10%から30%の下落を支えています。</p>

項目	意見
(5) その他(私的録音録画補償金制度の課題について)	<p>Nathan Associates/Sallstrom Consultingによる世界IT投資の研究(*5)によればIT投資はGDPをどの国でも成長させており、IT資本に対する10%の成長がGDPをどの国でも(先進国、開発途上国を問わず)2%から4%成長させるとされています。また、この研究はIT投資の拡大はGDP成長、生産性向上、雇用効果、IT資本成長、インフラ効果のどれをとってもより大きなプラスの効果をもたらすとしています。ところが私的録音録画補償金はIT投資を減少させ、このようなポジティブな効果を減殺します。価格が上昇すれば消費者(この場合は政府、企業及び個人)は投資をするインセンティブを奪われます。このため、私的録音録画補償金は社会経済に対するこのようなポジティブな効果すべてに悪影響を及ぼす効果性があるのです。</p> <p>補償金は日本の国内問題とは言えない: 政府がどのような方針を出すかは、単に我が国のみならず世界のIT政策に大きな影響を及ぼすでしょう。</p> <p>(*1)メンバーには、Apple Computer, DELL, Intel Corporation, 等の企業が含まれています。 (*2)80億米ドル。推計はNathan Associates(www.nathaninc.com)による。高弾力性の市場で5製品についての最悪のシナリオに基づく。 (*3)SWR-Worldwide (*4)CSPP, p.11 (*5)“The Critical Role of the Software Industry in Latin America: A Summary of Studies Conducted in 8 Latin American Markets”; developed for CompTIA; authors Laura Sallstrom and Robert Damuth; p.1.Updated in 2005 for India and new WWide Analysis.</p>
	<p>「法制問題小委員会意見募集について」 アーティストのやる気につながるなら補償金制度に賛成。</p>
	<p>「法制問題小委員会意見募集について」 購入時のみの補償金制度になら賛成。</p>
	<p>「法制問題小委員会意見募集について」 基本的に補償金制度に賛成。</p>
	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員 審議の経過」(以下、「審議の経過」)のうち、「2. 私的録音録画補償金の見直しについて」(35頁)の部分について意見を申し述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補償金制度については、多くの消費者に知られていない中で運用されてきました。著作権が守られなければならないのは、当然のことと理解しています。しかし、私的複製を行わない場合も、知らないまま補償金を負担させられていることは問題があります。 私的複製を行わない場合は補償金の返還を請求できることになっていますが、返還額よりも返還を請求するための費用が高く、実際には活用されない制度となっており、問題です。 補償金の著作権者への分配、指定管理団体の共通目的事業など、補償金の流れが消費者には見えていないこともこの制度をわかりにくくしていると思います。 IT技術が急速に発展し続けており、音楽や映像などの購入方法も変化しており、録音や録画のやり方も大きく変化し続けています。そうした変化の中で、上記のような補償金の集め方がよいのかどうか、見直しがなされるべきではないかと考えます。新しい技術開発の中で、もっとスマートで納得性のある方法を検討していただきたいと考えます。 問題のある現行制度を前提にして、「ハードディスク内蔵型録音機器」や「汎用機器・記録媒体」を補償金の課金対象として拡大するのではなく、制度の見直しを優先して行うべきで、課金対象の拡大について結論を急ぐべきではありません。
	<p>「私的録音補償金の見直しに係る意見募集」について</p> <p>私的録音録画補償金制度があることを知りませんでした。これがアーティストに支払われるのであれば当然のことと思います。アーティストに還元されることによってまた、素晴らしい音楽が生まれる。このような環境が整ってこそ、文化・芸術への発展にもつながることになると思います。</p>
	<p>表記の件ですが、記憶媒体に対して課金するのは無理があると思います。</p> <p>というのも、「音楽/映像のデジタル記録」という観点において記憶媒体が「音楽専用」と言えない状況にある以上、記憶媒体単位で課金するのはもはや不自然としか言えない状況だからです。</p> <p>課金するなら「音楽の複製」という行為自体に対して行うべきです。</p> <p>そのうえ「徴収したお金を分配するための組織を維持するためにお金がかかり、当の著作権者にはほとんどお金が入らない」というのでは、本末転倒です。</p> <p>極端な方法では「音楽をデジタルデータ化し、それを2次元コードで印刷してば撒いたらどうなるか」を考えてください。</p> <p>コピー用紙に保証金を課金しますか？</p> <p>「媒体に対して課金する」という考え自体が現実と乖離しています。</p>
	<p>また欧米に比べて日本で検討している著作権保護は明らかに過剰です。</p> <p>もう少し現実を見て検討してください。</p> <p>#コピーが蔓延するということは、オリジナルにそれを買わせるだけの魅力が無いということです。</p>

項目	意見
3. デジタル対応について	
(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定について	<p>(意見)「現時点では、緊急に立法措置を行うべきとの結論には至らなかった」を、「緊急に立法措置を講ずべきであるとの結論に至る」とされるよう要望する。</p> <p>(理由)</p> <p>2-1 コンテンツ(デジタル著作物)流通ビジネスが、国民の広範な年齢層を含んで、発受信双方向的に発展しつつある現在、「複製権侵害の法的予測可能性を高め、萎縮的効果を防止することにより、権利者や利用者が安心して著作物を流通・利用できる法制度」を構築することは、緊急の課題である。「技術動向を見極める必要」は延引の理由にならない。「複製権を及ぼすことが適当でない行為」(権利制限の許容性を有する場合)として、「一時的固定に関する権利制限を行ったとしても、権利者がこの制限により販売機会を失うなど、権利者に現実的な経済的不利益を与えることが想定されない場合」を法定し、内閣知財推進本部の知財推進計画05の「コンテンツ振興計画」に即応することが適切と考える。著作権法の文言上、知財教育として、中等教育に至るまで「著作権法」の条文教育が浸透しつつある現在、一時的固定のうちに複製に該当するものがあり得るとされていることは、「萎縮的効果」が極めて著しく、権利制限許容の場合に関する法文の整備は緊要である。</p> <p>2-2 上記許容性の存在の技術的判断は、「著作物利用の技術的過程において生じる一時的固定であること」、「著作物の本来の利用に伴い行為主体の意思に基づかずに付随的・不可避的になされる一時的固定であること」、「合理的な時間の範囲内の一時的固定であること」のいずれか(全部ではなく)への該当性の判断基準(さらには「電子メールの伝達過程における蓄積」等の例示)が定められることによって、技術動向に追随しつつ明確になされ得る。従って、法的安定性を欠く条文の放置は、コンテンツ流通促進のため、速やかに改めることが妥当である。</p> <p>2-3 知財推進計画05は、「デジタル化時代に対応した権利制限について方向を得る」として、「通信過程の効率化を目的とする複製、機器内で不可避的に生ずる一時的蓄積(複製)に関する権利制限の拡大について検討し、2005年中に結論を得る」(p.96)としており、今次検討結果の「平成19(2007)年を目途に結論を得るべきものとした」という経過報告は、知財推進計画05に整合していない。</p> <p>【検討結果】の(a)または(b)を支持します。</p> <p>○1～○3に関してご検討いただく際、「著作物の一時的な固定」と判断される要件を、蓄積される時間、場所、デバイスといったある種瑣末な事項にとらわれることのないようお願いいたします。</p> <p>一例として、ハードディスクやフラッシュメモリを利用した音楽プレイヤーを挙げます。これらは、まさに「著作物の一時的な固定」を行っています。</p> <p>これらの音楽プレイヤーの多くは、母艦となるPC上にある音楽ファイルのデータベース全体、あるいは一部を転送することで運用されます。</p> <p>物理的な機器こそ別々のものですが、このPC→音楽プレイヤーというシステムは、全体で一つのシステムであると考えべきであり、その意味において音楽プレイヤーは「著作物の一時的な固定」を行うキャッシュにほかなりません。</p> <p>音楽プレイヤーの内部のハードディスク/フラッシュメモリ中にデータ(音楽)は存在しますが、それは永続的に固定されるものではありません。データ(音楽)は、利用者が必要なときに、再生を行うために一時的に音楽プレイヤー内に存在するに過ぎず、必要がなくなれば音楽プレイヤー内から消滅し、必要があればまた音楽プレイヤー内に呼び込まれます。入力と出力はひとつずつであり、かつ入力→出力は一方。保持されるデータは、永続的なものではありません。このような挙動は、キャッシュそのものではないでしょうか。</p> <p>(付け加えるならば、そもそも、ハードディスクやフラッシュメモリは消耗品であり、永続的な情報の固定を期待すべきものではありません)</p> <p>まとめますと、「広い意味でのシステム構成」や「各部の働き」といった点に着目いただき、瑣末な事項にとらわれて「複製権を及ぼすべきではない範囲」がいたずらに縮小してしまうことのないよう、今後の議論をお願い申し上げます。</p> <p>まず、手法としては、(b)著作権法上の「複製」であるとした上で権利制限規定を設けるに賛同する。権利を認める必要性はないことから(a)でも良いが、必ずしも必要十分となるかどうかは未知だからである。(c)「黙示の許諾」、「権利の濫用」等の解釈による司法判断に委ねるのも可能だが、明確性の観点からは一時的には(a)で対処し、(c)で補完すべきように思われる。</p> <p>いずれにせよ、早急に立法化するべきであり、それまでを(c)の手法に任せるのであれば、最初から一般的フェアユースを認めるべきであろう。</p>

<p>(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定について</p>	<p>要旨： 機器利用時・通信過程における一時的固定において、ミラーサーバ、コンテンツのバックアップシステムなど、著作物の円滑な運用をサポートするシステムに対しては著作権を及ぼすべきではない。しかしながら、ハッキングなどの被害にあった場合など、ミラーサーバやコンテンツバックアップシステムが間接的に著作権侵害を引き起こす可能性もある。よって、これらのシステムに著作権を及ぼさない条件として、著作権者がミラーサーバ、コンテンツバックアップシステムなどのシステム、またはシステム管理者に対し、任意タイミングで自身の著作物を削除するよう求めることができるようにする、とする一案を提示する。</p> <p>コメントの背景： 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過の3. デジタル対応(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定についてにおいては、以下の記述がある。</p> <p>=== 抜粋 ===</p> <p>・問題の所在 デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、コンピュータの機器内部における蓄積、ネットワーク上の中継サーバなどにおける蓄積など、機器の使用・利用に伴う、瞬間的かつ過渡的なものを含め、プログラムの著作物及びその他の著作物に関する電子データを一時的に固定する利用形態が広く用いられている。そのため、コンピュータ等の機器の利用時や通信過程において行われる著作物の一時的な固定について、「複製」と解されるとした場合に、通常の機器の利用や円滑な通信に支障が生じないようにするために必要となる権利制限等の立法的措置について検討する必要がある。</p> <p>・検討結果 複製権を及ぼすべきではない範囲について、(a)著作権法上の「複製」の定義から除外する、(b)著作権法上の「複製」であるとした上で権利制限規定を設ける、(c)「黙示の許諾」、「権利の濫用」等の解釈による司法判断に委ねる、という3つの方向性が考えられる。 このうち、(a)(b)の方向性を採る場合には、(要件1)著作物の使用又は利用に係る技術的過程において、(要件2)付随的又は不可避免的に生じる、(要件3)合理的な時間の範囲内で行われる一時的固定(複製)といった限定的な要件を付した上で権利の対象から除外することが考えられる。</p> <p>しかし、これら3つの要件から外れる一時的固定(複製)であっても、権利を及ぼすべきではないケースもあると考えられることなどから、今後の技術動向を見極める必要があるため、現時点では緊急に立法的措置を行うべきとの結論には至らなかった。今後も慎重に検討を行い、平成19(2007)年を目途に結論を得るべきものとした。</p> <p>=== 抜粋終わり ===</p> <p>本コメントは、「これら3つの要件から外れる一時的固定(複製)であっても、権利を及ぼすべきではないケース」(以下本ケース)についての対応策(案)を提示するものである。 本ケースの代表的な利用形態：本ケースの対象となりうる代表的な利用形態として下記の2つの利用形態を例示する。 例1)ミラーサーバ ネットワーク上に配備されたサーバに対し、ネットワーク事業者がネットワーク負荷などを考慮し事前にコンテンツをアップロードしておくことで、特定のコンテンツへのアクセスを分散させることができる。 このコンテンツのミラーリングは付随的または不可避免的ではない(ネットワーク事業者が計画的にコンテンツを蓄積させる)こと、および長時間にわたる蓄積の可能性があることから、上記要件2、要件3を満たせない可能性が高い。 例2)コンテンツのバックアップシステム これは文字通りコンテンツのバックアップなので、著作物の使用または利用にかかる技術的過程ではない。またバックアップは付随的・不可避免的ではなく、バックアップしようとする主体(ネットワーク事業者など)がバックアップを計画する。さらにバックアップなので、期限はきわめて長いのが普通である。従ってこれは要件1、要件2、要件3すべてに反する。 本ケースに対する対応策： 上記のような著作物の円滑な運用をサポートする装置に対しては、権利を及ぼすべきではないと考える。しかし、「ミラーリング」「バックアップ」のみ可、などと技術を限定して権利が及ぶか及ばないかを規定するのは、新技術が現れるたびに法改正が必要があり、混乱を招く可能性が高くなる。 そこで、下記の対応策を提案する。 x x x</p> <p>一時的固定における著作権者の権利制限については、下記のとおり規定する。 1) 一時的固定であって、要件1、2、3に該当するものは、著作権者の権利が制限される。 2) 一時的固定であって、要件1、2、3に該当しないものについては、以下の要件をいずれかを満たすことを条件に、著作権者の権利が制限される。 (a) 一時固定リソース(サーバなど)に対し、著作権者は自由にアクセスでき、必要があれば自身の一時固定コンテンツを削除できる。 (b) 一時固定リソースの管理者に自身の一時固定コンテンツの削除を強制することを可能とする。 3) 上記以外の一時的固定は、通常の複製の場合と同様に扱う。(通常であれば権利が及ぶが私的複製に相当する場合などは権利が及ばない、等) 対応策(案)の解説： 対応策(案)では一時的固定の場合の権利制限の有無を場合分けして記述している。 1) については、委員会での議論のとおりなので解説は割愛する。 2) については、基本的に一時固定リソースにコンテンツを置いたからといってそのことが直接著作権の侵害になるわけではない。しかしながら、一時固定リソースにコンテンツを置いたことが原因で何らかの著作権侵害が発生する可能性もある(システムのハッキング等が想定される)。そのような場合、著作権者が一時固定リソース上のコンテンツを任意タイミングで削除できるという状態にしておくことで著作権者の損失を最小限に食い止めることが可能となる。 3) については、一般的な著作権上の複製と同じ扱いになることを示しているため、解説は割愛する。 まとめ： 上記のような対応策を導入することで、著作物の円滑な運用をサポートする装置に対し権利が及ぶことが無く、著作物の運用性が向上する。また著作権者に対しては、そのような装置に対し自身のコンテンツを任意タイミングで削除できる仕組みによって、著作権侵害の被害を最小限に食い止めることが可能となる。 このような利点があるので、一時的固定の権利制限について法制化する際は、本コメントで示した対応策(案)について一案として検討いただきたい。</p>
------------------------------------	---

<p>(1) 機器利用時・通信過程における一時的固定について</p>	<p>この項目に於いて「一時的蓄積」が複製にあたるかどうかについて >権利を及ぼすべきではない範囲に関して、立法により法文上明確化する方法としては、(a)著作権法上の「複製」の定義から除外する、(b)著作権法上の「複製」であるとした上で権利制限規定を新たに設ける、という2つの方向性が考えられる。また、法文上明確にしない場合には、(c)「黙示の許諾」、「権利の濫用」等の解釈による司法判断に委ねる、という方向性も考えられる。このうち、(a)及び(b)の方向性を採る場合には、著作物の使用(視聴、受信、プログラムの実行等)、又は利用(通信等)に伴い、「付随的」又は「不可避的」に生じる「一時的」固定(複製)であるものといった限定的な要件を付した上で、権利の対象から除外する必要がある。 と記載されておりますが、企業が一般に販売するパーソナルコンピュータを利用したデジタルコンテンツの「一時的蓄積」が可能で、企業がそれを認めているにも関わらず、著作権法の 第五款 著作権の制限(私的使用のための複製) 第三十条において、「デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者」に対し無償での私的利用の複製を認めない事こそが、上記で挙げた現状と照らし合わせて鑑みると、現代社会に即していない、非常に不合理な条文だと感じざるをえません。 ですので「権利を及ぼすべきではない範囲に関して、立法により法文上明確化」する為に例外規定を設けるよりも、著作権法の第三十条を、現在一般的に行われている「個人がWEB上の、もしくは実際の店舗で購入したデジタルコンテンツ(以下、デジタルコンテンツ)をデジタル機器に保存する行為」を無償での私的利用の複製として著作権法に於いて認める形に改正し、「デジタルコンテンツを他者、もしくは公衆に無償で譲渡する行為」を従来通り違法とすれば、デジタルコンテンツではない著作物と同じように、複製された著作物の著作権は守られるゆえに、私的録音補償金の課金対象にすべきではないです。</p>
	<p>複製であるとした上で限定的な要件を付すというb案に賛成である。</p>
	<p>(a)著作権法上の「複製」の定義から除外する で問題無いと思います。 アクセス速度の向上により大容量のデータ送信が出来る事で一番利益を得るのは著作権者・隣接者なんですからね。</p>
	<p>以下は、本来「(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について」で扱うべき事項だと考えられるが、(1)で言及があるため、(1)に対するコメントとします。 個人的には、(2)の検討範囲をデジタル機器の保守、修理にとどめず、「コンピュータシステムの運用、保守、修理、調査における一時的固定及び複製について」というテーマで議論して欲しいと思います。</p> <p>2. 機器利用時・通信過程における一時的固定 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05072901/002-2.htmの「(4)複製権を及ぼすべきではない範囲」の「ウ. 一時的固定(複製)のうち、上記1~3の要件から外れると考えられるもの」について、以下のような目的の複製も対象として検討すべきである。</p> <p>(1) バックアップ 最近では、コンピュータ障害発生時の対策として、コンピュータにインストールされたソフトウェアや電子データのバックアップが必須となっている。バックアップされた情報については、通常長期間保存される。特に電子データについては、半永続的に保存する必要があるものもある。 また、これらの複製は「(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について」で言及があるように、専門の保守業者が実施することが多い。 このため、バックアップ目的の複製について、複製権を及ぼすべきでない範囲の対象として明示するよう、検討していただきたい。著作権法47条2項により、複製権が制限されるという解釈も可能だと考える。 上記と関連して、著作権法の契約によるオーバーライドが可能になると、著作権法が形骸化するため、複製権の制限については強行法規であることを明記する必要があると考える。 ※4. 契約・利用について (1) 著作権法と契約法の関係について(契約による著作権のオーバーライド)参照</p> <p>(2) コンピュータ障害発生時の調査など コンピュータシステムに障害が発生した場合、その調査のためにコンピュータ上に蓄積された各種情報が複製されることが多い。障害対応以外にも、コンピュータシステムを構築する際にも、システムを構築するための検証の一貫として、複製が発生する可能性がある。具体的には以下のような行為が該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パケットキャプチャ(ネットワーク上を流れるデジタル情報の取得による通信状態の解析) ○ コンピュータフォレンジック(HDDに残されたデジタル情報の取得による、不正アクセスの調査、あるいは誤って削除した情報の復元のための調査など) ○ その他(障害の)調査 <p>(障害)解析のため、障害が発生した環境から調査に必要なデジタル情報を取得する。あるいは研究目的の調査のためにデジタル情報を取得する。 なお、通常調査を行なった結果は、顧客への報告や、内部的なノウハウ蓄積のため、報告書などの形で半永久的に保存することが多く、その際に実際の検証対象となった情報を残すという意味で、調査対象となったデジタル情報も半永久的に残る場合がある。これについては、「引用」という解釈も可能だと思われる。 これらについては、「(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について」の検討結果に記載があるように、著作権者の法益を侵害するものではなく、機器の利用や使用に必要な範囲であると考えられる。 このため、著作物自体の利用を目的とせず、利用を行なえるようにする過程において発生する調査目的での複製について、複製権を及ぼすべきでない範囲の対象として明示するよう、検討していただきたい。 上記と関連して、著作権法の契約によるオーバーライドが可能になると、著作権法が形骸化するため、複製権の制限については強行法規であることを明記する必要があると考える。 ※4. 契約・利用について (1) 著作権法と契約法の関係について(契約による著作権のオーバーライド)参照</p>

(2) デジタル機器の保守・修理時における一時的固定について	<p>デジタル機器のアフターサービスに携わるものとしては、著作権保護を理由に利用者の利益に反する現状を改善するため、保守・修理時の一時的固定および複製を、限定的に許可していただきたいと考えます。</p> <p>製品の不具合はさけられないもので、修理の際にお客様の録画した放送番組等が保護できる状態であっても一時保存することが著作権法に触れることになるため、担当者には禁止しています。結果、修理作業により記録内容が消失した場合お客様に大きな不満を与えることになっています。</p> <p>また、保守・修理時に限定する方法としては、機器開発メーカーの専用の装置を使用するなど、条件をつけることは必要と考えます。</p> <p>修理前に録画コンテンツを一時保存し、修理後復旧して返却することが適法にできることで、デジタル機器を利用するお客様の利益になり、結果としてデジタル機器の普及と放送視聴者の満足につながると考えます。</p> <p>著作権者の保護の重要性は理解しますが、利用者の利益もできる限り保護できるよう、バランスの取れた運用になるよう、法律への反映を希望いたします。</p>
	<p>デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製について、権利制限規定を設けることに反対します。</p> <p>デジタル機器に保守・修理が必要となる原因は、機器自体の欠陥や消費者の誤操作・不注意等による故障であり、これらはいずれも製造業者や消費者の責に帰すべき問題です。消費者の利便性の向上はもちろん大切ですが、それは主として製造業者や販売業者の企業努力によって行われるべき課題であり、権利者の著作権を制限することにより安易な解決を目指そうとすることは適当ではありません。</p> <p>特に複製防止機能が施されている携帯電話以外の機器については、通常所有者が事前にバックアップをとっておくことが可能であり、そのことは著作権法上も私的複製として許されているのですから、これ以上権利制限を拡大する必要はないものと考えます。</p> <p>当協会では、これまでも商品に欠陥があった際の修理など合理的な理由を付して申し出があった場合については、修理業者等との間の合意により無償で許諾するなど柔軟な対応をとっており、法改正という手段によらなくても修理業者等と権利者との間の話し合いで解決可能な問題であると考えます。</p>
	<p>デジタル対応ワーキングチームの検討結果に賛同する。デジタル機器の保守・修理の際、機器内に保存されている著作物を一時的にバックアップし、保守・修理後元の機器に戻すことは、同一利用者が継続的に著作物を享受するために必要な行為である一方、著作物の通常の利用を妨げず、著作物の正当な利益を不当に害するおそれはないことから、権利制限されるべきものと考えます。</p> <p>また、デジタル機器を交換する際についても、一定の範囲で権利制限することを検討いただきたい。たとえば、利用者がその意に関わらず機器交換を強いられる場合は、やむを得ないものとして、保守・修理時に準じて複製を許容してもよいのではないかと考える。少なくとも平成17年3月に独立行政法人国民生活センターがまとめた報告書「携帯電話端末の交換等に伴う有料コンテンツ引継ぎのトラブルについて」で指摘された具体的事例について、利用者が救済されるよう権利制限の範囲を設定されることを望む。</p>
	<p>ハードディスクドライブ、フラッシュメモリ等の記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器は市場に極めて多く流通しており、審議の検討結果にあるように記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器の保守・修理を行う者は、一時的に固定した著作物を作業終了時に消去することを条件に当該機器に保存されている著作物を一時的に固定し、保守・修理後の機器に複製することについて権利制限を置くことについて賛成する。</p>
	<p>「記憶装置・媒体内蔵型のデジタル機器の保守・修理を行う者は、一時的に固定した著作物を作業終了後に消去することを条件として、当該機器に保存されている著作物を一時的に固定し、保守・修理後の機器に複製することについて、権利制限規定を設けることが適当である」との意見に賛同する。</p>
	<p>デジタル対応ワーキングチームの検討結果に賛成します。デジタル機器の保守・修理時において、事業者等が、当該機器内に保存されている著作物を一時的に固定(バックアップ)し、保守・修理後元の機器に複製し戻すことは、利用者が継続的に著作物を享受するために必要な行為である一方、権利者の利益を不当に害するおそれはないので、権利制限の対象とされるべきものと考えます。</p> <p>また、デジタル機器の変更・交換時においても、保守・修理の場合と同様に、利用者が継続的に著作物を享受するために必要で、かつ権利者の利益を害さない場合は想定しうると考えられますので、その場合には一時的固定及び複製を認めても良いのではないかと考えます。その具体的内容については、デジタル対応ワーキングチームにおいて引き続き詳細な検討をしていただくことを希望します。</p>
	<p>機械というものはいつか必ず壊れる物です。</p> <p>壊れるたびに中の著作権物を新しく買わせる事は、これは「権利の乱用」そのものであり、消費者だけでなく機械メーカーの権利も侵害しています。</p> <p>著作権者・隣接者に対し、複製権を認める事は出来ません。</p> <p>デジタル機器の保守・修理時におけるバックアップは消費者の権利を守る為の「正当防衛行為」です。</p>
<p>新たに保守・修理にかかる権利制限を置くことについて、賛同する。</p> <p>今後、権利制限が認められる場合の要件の議論がなされる際において、「経過(案)」に示されている「侵害の情を知っている場合の適用除外」を設けることについては、慎重に議論いただきたい。通常、機器の保守・修理においては、記録されている個々の著作物を、著作物として認識することはなく、単なるデータとして全体が処理される。そのような場合における「情を知る」とは具体的に、どういう行為を想定しているのか疑問である。仮に一定の要件のもとで適用除外規定が置かれるとしても、保守・修理者の注意義務が不当に重くならないように留意を願いたい。</p>	

(3) 技術的保護手段の規定の見直しについて	<p>アクセスコントロールやコピーコントロールは大量の複製と複製物の販売を防止するのに効果があるようなもののみ許可するようにしてください。iPod の DRM はそういうコンセプトでできていると聞いております。たとえば同じ曲順でのコピーを回数制限しているそうです。</p>
	<p>分科会の資料を全ては熟読していないが、部分的に論点のズレや意味のない施策を検討しているのではないかと感じます。</p> <p>例えば、違法(現時点では何が違法なのかぼやけている感もありますが)複製による、コンテンツの外部への流出対策において、コピーコントロールやアクセスコントロールによるものが検討されていますが、どちらの技術をいくら高度化させても、その都度、回避策も追従し高度化してくる。</p> <p>冷静に考えれば、いたちごっこを行うために労力を注ぎ込み、資金を投入することになるのは目に見えているのではないのでしょうか？</p> <p>仮に、違法な複製を繰り返している者がいます。</p> <p>身の回り、インターネットなどでよく見かける、その者の台詞は「何が悪いのか分かっていない」「自分が違法な事をしていてという認識がない」という状態です。</p> <p>何故、インターネット等を使って、情報の入手が容易な時代にそのようになるのでしょうか？</p> <p>根本的な問題として、著作物に対する権利に関する知識が乏しい事が問題だと考えられます。</p> <p>アナログな時代は、それらの権利について利用者が知らなくても、環境として十分制約があったため、意識させる必要が無かったのでしょうか、その状況自体が変わっている事に対し、権利というものを主張する側が、それを指導しない事が問題ではないのでしょうか？</p> <p>確かに文献は、インターネットでも閲覧できますが、その文献は一般的な国民が内容を理解できるものなのでしょうか？</p> <p>正直言って、私は法的なものを記述している文章は読みにくく理解しがたい内容だと感じます。</p> <p>そんな読むために苦勞するものを読んでまで、いちいち他人の権利を理解しようとする人なんて入るのでしょうか？</p> <p>結果として、正しい知識を持ち合わせていないひとにとっては、一方的に押し付けられた権利としか受け取れないでしょう。</p> <p>技術でいくら縛りを設けても、正しい知識を持たない、モラルも持ち合わせない者にとっては、その縛りはただの障害であり障害は排除すればよいと判断するのが自然ではないですか？</p> <p>であれば、その基盤となる知識を世間に対し常識として広める必要があると思います。</p> <p>その上で、法を犯すものがいれば明確な処罰を行う必要があるでしょう。</p> <p>ただ、現時点では、どのような処罰を受けるのかを知らない人がほとんどでしょう。</p> <p>私自身も、そこについては知りません。</p>
	<p>「どこの何をみたらソレは知る事が出来ますか？」</p> <p>人を殺せば殺人罪に問われます。</p> <p>警察に逮捕され、取調べを受け、法廷で裁かれます</p> <p>著作権法違反をおこすとどうなるのですか？</p> <p>権利者が都度判断するというのが、現在の著作権法だと私は思っています。</p> <p>(その知識が正しいかどうかは当然知りません)</p> <p>権利者って誰ですか？</p> <p>違反を見つけたときはどうすればいいのですか？</p> <p>私にはその知識がありません。</p> <p>どうすればその知識を得られますか？</p> <p>一方的にルールだけ決めて、そのルールを広めない。</p> <p>その性質に問題はないのでしょうか？</p> <p>縛り付ける事にだけ注目していて、なぜ縛り付ける状況になったのか、根本的な部分に目が向いていないのだと感じます。</p> <p>技術の進歩は止めることは出来なんでしょうし、止めるべきではないと思います。</p> <p>これらのルールを広めるのが容易でない事は十分理解しているつもりです。</p> <p>でも、広める事が出来ないルールを一方的に押し付けていては将来的に見ても、解決する問題はほとんどないと思います。</p> <p>でも、正しい知識が何なのか、モラルとは何なのかを広める事が最善策ではないかと思えます。</p>
	<p>「現行著作権法の技術的保護手段に関する規定を直ちに改正すべきという結論には至らなかった」ことを支持します。慎重な議論をお願いいたします。</p>
	<p>「アクセスコントロール」は、著作権法の範疇で処理すべき事項ではないと考える。</p> <p>【意見の趣旨】</p> <p>アクセスコントロール回避行為に対し、著作権法上の規制を及ぼすべきではない。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>著作権法上、著作物にアクセスする権利(著作物を視聴等する権利)は認められていない。また、そもそもアクセスをコントロールすることは、著作権法に馴染まない。</p> <p>著作物を複製する権利は、著作権法上認められているから、著作物の複製を技術的に防ぐ手段(コピーコントロール)を「技術的保護手段」として、これを回避する行為に対して著作権法上の規制を及ぼすことは適切である。</p> <p>まして、当該回避行為を刑事罰の対象とすることを検討すべきと本報告書の記載は、著作権法の議論としては不適切である。</p>

<p>(3) 技術的保護手段の規定の見直しについて</p>	<p>DVDビデオにおけるCSSをデスクランブルすることを専らの機能とするソフトウェアがインターネットで配布されており、それを用いてDVDビデオを複製し、ファイル交換等で違法に配布されている実態がある。CSSなど、複製を防止ないし抑制することを目的とし、その目的のために効果的である技術的手段は、アクセスコントロールの技術を用いるものであっても、著作権法における「技術的保護手段」に含め、専らそれを回避(スクランブルを解除)することを目的とした装置・プログラムを公衆に譲渡等し、又は、公衆の求めに応じて業としてその回避を行った者には、刑事罰が科せられるようにすべきである。</p> <p>デジタル対応ワーキングチーム検討報告は、CSSをアクセスコントロールに分類し、CSSのアクセスコントロール機能のみの技術についてそれを回避する装置・プログラムに関しては、現行の著作権法における規制の対象とはならないが、DVDビデオにおいて、CSSだけではなくCGMSやマクロビジョンを付加することでコピーコントロール機能の付加を行っている例もあり、そのような場合にはコピーコントロールの回避に関して著作権法における技術的保護手段の規制が及ぶと解すべきとしている。そして、同報告は、「著作権保護をより強固にするためにコピーコントロールとアクセスコントロールを重畳的に施すような技術の複合化が進められているが、現時点では、複合化によってコピーコントロールに対する現行著作権法の規制の効果が減少するという事態は生じていないようである。」との事実認識を示し、「著作権法の支分権の対象ではない『単なる視聴行為』をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的には視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらすという意見」にも配慮して、「著作権法の趣旨、国際的な議論の動向、技術・法律・契約が相互補完的に機能すべき領域等について十分な検討が必要である。」と結論づけている。</p> <p>しかし、</p> <p>①DVDビデオにおいて、CSSにCGMSやマクロビジョンなどのコピープロテクション技術が付加されているが、CSSのスクランブルを解除されてしまえば、それに付加しているCGMSやマクロビジョン等は、それらの信号に対する無反応機器が規制されていない以上、無意味なものとなってしまい、コピーコントロールとして機能しなくなる。CSSのスクランブル解除を専らの機能とするプログラムの流布によって、CSSに付加されたコピーコントロールに対する現行著作権法の規制の効果が大きく妨げられている事態が現に生じている。これは「複合化」そのものによって生じたものでないとしても、このような事態が生じている以上、上記報告の示す事実認識は適切ではない。</p> <p>②CSSによる暗号化は、CGMS等のコピーコントロールを有効なものとするための技術であって、複製を防止ないし抑制することを目的とし、その目的のために効果的な技術的手段であるから、これを「技術的保護手段」に含めることが合理的である。また、そのようにしても、CSSは放送の視聴を制限することを目的とするような典型的なアクセスコントロールとは目的・性質を異にするものであるから、視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらすという反論は当たらない。</p> <p>③デジタル対応ワーキングチーム検討報告において紹介されているように、アメリカ合衆国の判例において、DMCAの趣旨として、「アクセス権」といった新たな権利を創出するものではなく、回避装置が著作権法上禁止されている行為を可能とすることが証明されなければならないという判断が示されているが、CSSについては、アクセスコントロールであり、かつコピー防止技術でもあるとされている。</p> <p>またEU著作権ディレクティブにおいて、技術的手段は、「著作権等の権利者により権限を与えられていない行為を防止し又は禁止するよう意図された技術、装置、又は部品」を意味しており、「アクセスコントロール、暗号化、スクランブル掛け、その他の信号改変、コピーコントロールのような保護方法等によって、権利者により著作物の利用が制御される場合は『効果がある』技術的手段とみなす」とされているから、アクセスコントロールによって権利者が権限を付与していない複製を防止することを意図した技術であるCSSは、当然、保護を受ける技術的手段に該当すると考えられる。</p> <p>このような点からみると、我が国において、コピーコントロールを有効なものとして機能させることを目的とした効果的な技術的手段は、アクセスコントロールの技術を用いるものであっても、「技術的保護手段」に含めることが、国際的な調和にもつながる。</p> <p>以上の点から、CSSなど、複製を防止ないし抑制することを目的とし、その目的のために効果的な技術的手段は、アクセスコントロールの技術を用いるものであっても、著作権法における「技術的保護手段」に含め、専らそれを回避(スクランブルを解除)することを目的とした装置・プログラムを公衆に譲渡等し、又は、公衆の求めに応じて業としてその回避を行った者には、刑事罰が科せられるようにすべきである。</p> <p>記録媒体というものはいつか必ず壊れる物です。 壊れるたびに中の著作物を新しく買わせる事、すなわち著作権利用料を徴収する事は「権利の乱用」そのものであり、消費者の権利を不当に侵害しています。 記録媒体の破損による著作物の消失を防ぐ為のバックアップは消費者の権利を守る為の「正当防衛行為」です。 コピーコントロールの廃止を要求します</p> <p>「したがって、現時点では、現行著作権法の技術的保護手段に関する規定を直ちに改正すべきという結論には至らなかったが、今後も技術動向に注視しつつ引き続き慎重に検討し、平成19(2007)年を目途に結論を得るべきものとした。」</p> <p>・上記記載の点について、技術的保護手段の回避により有線放送を無断で視聴する行為が蔓延しています。弊連盟にて3年前(2003年)から取り組んでおり、これまでの調査では約20万台以上の装置が流通していると思われる。この装置によるケーブルテレビ業界の被害額(本来得べき月額視聴料)は年間70億円にも及ぶと推察しています。(米国ではデジタル普及にも係らず未だに年間1兆円の被害です。)</p> <p>弊連盟ではこれまであらゆる対策を講じてきましたが、同装置の輸入販売行為を差し止めるには、現在の法制度では根絶できません。</p> <p>1. 不正競争防止法では罰則規程が無いために何の抑止にもならない。 2. 偽計業務妨害罪は、元々の契約行為が無いために適用できない。 その結果、現行法では唯一「電気用品安全法」の適用により、これまで3名の逮捕者が出るところまでに至ったが、非常に軽微な罰則であるために効果が薄く、現在においても同装置の流通は止まりません。</p> <p>よって、以下の点についてお願いします。</p> <p>1. まず業界事情についてきちんとヒヤリングをして頂いた上で検討して欲しい。 2. その上で是非とも著作権法上でアクセスコントロールを規制する法改正をお願いしたい。(平成19年では遅すぎます。)</p> <p>「また、アクセスコントロールについて、現在、不正競争防止法においてアクセスコントロールを回避する行為については民事的規制が存在するが、その実効性を検証してもなお抑止力として不十分であれば、著作権法において刑事罰を科すことについて検討を行うべきという意見があった。」</p> <p>・上記小委員会のご意見を全面的に支持します。</p>
-------------------------------	--

<p>(3) 技術的保護手段の規定の見直しについて</p>	<p>アクセスコントロールを解除する行為に対し、著作権制度に刑事罰を創設して対処するという議論は唐突である。</p> <p>・理由： DVDに格納される映像コンテンツを保護するために開発されたアクセスコントロール技術CSSと、これを迂回解除するプログラムDeCSSとの問題は、世界的な話題となった。このDeCSS問題に関し、米国では、DeCSSを配布した者に、カリフォルニア州トレードシークレット法、合衆国著作権法にもつき差し命令が言い渡されている。他方、我が国においては、DeCSS等のDVDリッピングツールに対しては現時点においても不正競争防止法による民事規制が可能であるにもかかわらず、訴訟等のアクションが取られたという情報はない。</p> <p>このように、我が国においては、不正競争防止法の民事規制の効果が十分に検証されているとは言えず、そのような段階でさらなる法規制強化の議論をすることには慎重であるべきと思われる。また、かりに将来、法規制を強化する必要が生じたとしても、その場合、不正競争防止法の刑事罰創設、不足があれば著作権法による民事規制、それでもなお不足があれば著作権法刑事罰という順序で議論がなされるべきと思われる。</p>
	<p>「審議の経過」142頁には、「技術的保護をより強固にするために、コピーコントロールにアクセスコントロールを重畳的に施すような技術の複合化が進められているが、このような技術の複合化によって、直ちに著作権法における「技術的保護手段」の対象外となるとは考えられず、現行著作権法における規制の効果が減少するという事態は生じていないと考えられる。」との記述があります。</p> <p>ここでいう重畳的に施されているアクセスコントロールが何を指すのか明らかではありませんが、DVDビデオに施されているCSS(Content Scramble System)をいうのであれば、CSSはコピーコントロール技術と解すべきであり、その旨を明記すべきだと考えます。</p> <p>CSSは、ファイルを暗号化しコピーしたファイルからは復号できず視聴不能となる技術ですが、放送に用いられる暗号化技術と同一視され、著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(*1)では、アクセスコントロール技術と位置づけられてしまいました。</p> <p>しかしながら、放送等に用いられている暗号化技術とは以下の相違があります。</p> <p>(1) CSSは、コンピュータにおける最もオーソドックスな複製方法であるファイルコピーを無意味にするための技術である。</p> <p>(2) DVDビデオは、販売用であれレンタル店用であれ対価の支払いを受けているのであるから、アクセスをコントロールする必要はない。したがって、CSSはファイルコピーを無意味にすることにこそ意義がある。</p> <p>(3) アクセスをコントロールする目的ではなく、コピーをコントロールする目的の技術であるため、複製したファイルを復号する正規の手段が用意されていない。</p> <p>著作権法上コピーコントロール技術とみるべきか否かは、自然科学上の判断ではなく法律上の判断なので、その技術が持つ社会生活上の意味が、複製防止の技術なのかそれともアクセスコントロールなのかを吟味して判断されるべきもの(*3)ではないでしょうか。そのように考えれば、CSSは、目的もその果たしている機能も複製の防止です。しかも、開発者のおひとりである東芝の山田尚志首席技監も、「CSSは、デジタル時代の一般的なコピー・プロテクションの枠組みを作った」(*2)と述べておられます。</p> <p>したがって、CSSをコピーコントロール技術と著作権法上位置づけることに障害はないし、そのように位置づけるべきだと考えます。</p> <p>ところで、CSSは、DVDビデオのコピープロテクションをマクロビジョン方式とCGMSで行うことについて、パソコン業界から異論が出たこともあって開発された技術です(*2)。もし、CSSをコピーコントロールではないというのであれば、汎用機であるコンピュータによる複製を防止する技術的保護手段は一体何があるのでしょうか。</p> <p>映像著作物のパッケージ業界は、DVDビデオについて複製防止の技術的保護手段が存在することを前提に、パッケージについては私的録画補償金を頂かないこととしてきました。CGMSと擬似シンクパルス方式の複製防止技術は、「パソコン業界から、技術的負担が大きいと強い異論が出た」(*2)ことからわかるように、汎用機では機能しない場合が多いものです。</p> <p>「審議の経過」137頁には</p> <p>「(1) 私的複製については、使用許諾の額の回収がコスト面で困難であることから、権利制限及び権利制限を前提とした補償金が正当化されているが、DRMIによって個別課金が可能である以上、それらに正当性はない。」との意見が記されています。映像のパッケージソフトについては、DVDビデオの開発段階から複製防止技術によることとし私的録画補償金によらない運用を行うこととしてきました。しかし、CSSが複製防止技術ではないのであれば、専用機とは異なり何ら複製防止技術が採られていない汎用機は、私的録画補償金の対象機器とされるべきではないでしょうか。</p> <p>以上の理由から、複製権制限の代償措置である補償金ではなく複製防止の技術的手段による、という現在のパッケージソフトの慣行を尊重し、CSSを複製防止技術と位置づけることを強く求めるものです。</p> <p>(*1)「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」では次のように記されており、CSSが除外されている。</p> <p>「従って、現段階で対象となる具体的な技術的保護手段としては、上述した保護手段の実態に照らせば、著作物等の利用のうち複製を制限する、SCMS、CGMS、擬似シンクパルス方式が該当することになると考えられる。」(第2章技術的保護手段の回避への対応 第4節 回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段 4. 回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段の内容)</p> <p>(*2)「DVDの著作権保護技術をめぐるハリウッドとの交渉」『コピーライト 2004年6月号』1頁</p> <p>(*3) 作作文雄内閣法制局参事官は、「詳解著作権法[第3版]」(ぎょうせい)726頁で次のように述べている。</p> <p>「例えば、コピーはできても視聴し得ないような「再生」を禁止する技術の場合、その技術的特性に着目すればアクセス・コントロールであるが、再生を禁止することにより、その複製物を通じては当該複製物の価値を享受し得ない、つまり不完全な複製物という意味で、当該著作物の価値を享受し得る本来の複製物の作成を規制しているものという観点からは、ある種のコピー・コントロールと捉えることも可能と思われる。」</p>

デジタル機器と著作権保護について
 著作権保持者は著作権保護を声高に主張するのは間違えでは無いが常軌を逸脱したものも散見される。保護を締め付けるのはいいが、それを購入するユーザーの利便性や不利益をこらむことが最近顕著に現れてきており、この状態では著作権保持者もユーザーにおいても今後の発展が危ぶまれる状況だといえる。双方歩み寄ることが必要で、お互いの妥協点を見出し実践することでユーザーも著作権保持者も結局は最大限の利益を得ることが出来るのではないかと考える。例えば昨今販売されているハードディスクレコーダーにおいては著作権保護のために制限されている機能が非常に多く、メーカーもユーザーも大変な迷惑を被っている。幸せなのは著作権保持者側の人間だけといっても過言ではない。
 今一度これらのことを再検討していただき、それぞれの立場の人間がこれなら良いだろうと思える程度(これ以上の妥協点は見当たらないはず)の制度を構築していただきたいと切に希望いたします。

デジタル機器の更新についても「やむを得ない場合」があり、費用を徴収する場合は、更新時には課金すべきでないのはもちろんのこと、破損、廃棄して当初の機能を発揮できなくなった場合には、申告などにより返金すべきである。

再暗号化技術とデジタル経済
 ～その理論と実践モデル～
 再暗号(Re-Encryption)提唱者:
 2005/8/8

1. まえがき
 インターネットを基盤にした電子商取引が企業間だけでなく家庭にも急速かつ着実に浸透され、グローバルな巨大市場は生み出された。この電子商取引の時代には、従来の経済原理とは様相を異にするデジタル経済の原理が働いている。ヒト、モノ、カネなどの物理的な移動を伴わない経済活動が可能となることで、経済活動のグローバル化は進展し、電子的手段によって契約、価値の移動、財産の蓄積が行われるようになった。デジタル経済の基盤となる情報技術は急速な発展を続け、そのため経済活動の在り方自体の変化も今後ますます激しくなるだろう。このデジタル経済時代においては、従来の経済のルールをそのまま適用することが出来なくなるため、これに対応した国際的に整合性の取れた新たなルールの確立が進んでいる。デジタル経済は非常に幅広い分野に膨大な影響を及ぼしているが、デジタル経済の根幹をなすデジタル情報財の1つであるデジタルコンテンツ(映画、音楽など)の流通分野においては制度的、技術的諸問題の解決を目指して、著作権者のBroadcast Flag(による強制暗号化)の法制化、消費者のフェアユース(公正利用)権の法制化、著作権管理方式の再暗号変換による互換性確立などの検討が米国では始まっている。そこで、今後の電子商取引時代の基本となる“デジタル経済”を、デジタルコンテンツ流通の視点から理論展開し、さらにその新たな実践モデルの提唱を以下に試みる。

その他

2. デジタルコンテンツ流通の本質
 まず、在来型の物の取引とこれからの情報の取引との違いをはっきり把握する必要がある。つまり情報取引の特質である。ふたつの違いを生産、流通、商品、価格というカテゴリで比較してみよう。

	物の取引	情報の取引
生産	同一規格品の大量生産	オリジナルと複製
流通	商品は物流で流通	ネットワーク上で取引が完結
商品	物的所有権の売買 (見比べることが容易)	知的所有権の売買 (買うまで見えない)
価格	価格競争 (市場原理)	価値競争 (価値判断)

デジタルコンテンツがネットワーク上で取引が完結するのであれば、生産者と消費者は直結してしまう。言い換えると、生産者からのダイレクトな消費者への情報財の配信は、流通ファクターの影響を殆ど受けなくなる。物の取引であっても情報技術によって進化し、注文や決済それに在庫管理などは電子化されて、単なる物の輸送が残るだけとなる。物流の付加価値分がネットワークに置き換わることを意味している。電子商取引において無形物の取引の特徴を最大限に引き出すためには、生産者側と消費者側の間に介入するデジタルコンテンツ流通の“システム”が必要となる。

3. デジタルコンテンツ流通のシステム
 1990年代の初頭より将来のデジタルコンテンツ流通について、その基本であるデジタル情報財となる著作権について研究してきた。その結果、著作権を保護しつつ、コンテンツを流通させるシステムの重要性和その実現性の難易度の高いことの問題意識を有するに至った。その詳細については著者の英文ホームページ(<http://www.h4.dion.ne.jp/~drm>)をご参照願いたい。10年を経た現在、情報技術を駆使してデジタルコンテンツ流通を可能にするシステムはすでにいろいろと開発、構築されているが、その代表的なシステムとしてマイクロソフト社やアップル社のDRM(Digital Rights Management)などが有名であると同時に、コンテンツ流通システムの概念を特許にしたFreemium特許(1985年7月9日に特許許諾 / U.S. Patent No. 4,528,643)は、2003年の1月10日でその有効期限を消失したが、世の中に与えたシステム概念の影響は大きい。デジタルコンテンツの対価を払った者だけに提供する手段として、パスワードなどによるWWWサーバーへのアクセス制御などの方法がかつては用いられてきたが、現在ではコンテンツ自体を暗号化する方法が主流となった。コンテンツを暗号化することのメリットは、コンテンツや取引に関する情報を流通経路たとえば現在のインターネット上で保護することだけではなく、コンテンツの暗号化によって、コンテンツの提供とコンテンツの利用権の提供を分離することができることである。コンテンツの提供はインターネットのみならず、放送、DVDなど、多様な手段をとることができる。一方、電子鍵は、数十～数百バイトの大きさで実現できるので、インターネットでの送信はコンテンツ自体より簡単である。このシステムは既にマイクロソフト社などによって実用化されており、ユーザーは利用権を購入すると電子鍵を手で、暗号を解除してコンテンツの利用が可能となる。

4. 著作権法とライセンス契約

著作権法の目的は、著作者の人格や利益の保護を通じて文化の発展を促すことである。産業的側面から言えば、権利者に利益が還元する具体的な根拠を法律に求めている。たとえば、法律は、著作物の複製には権利者の許諾が要することを規定している。したがって、複製しようとする場合には、複製してよい旨の利用許諾の契約が交されなければならない。このような利用権の許諾は“ライセンス”とよばれる。契約では、ライセンスの内容、条件とその価格などが決められることになる。デジタルコンテンツ流通にともない、ライセンス契約も含むことができるようなデジタルコンテンツ流通のシステムが普及してきた。そのときにコンテンツの暗号化と復号化を制御することによって契約内容を実行するのに有益なシステムはライセンスサーバーである。

5. デジタルコンテンツ流通のシステム要件

デジタルコンテンツ流通のシステム要件として下記のような基本的な仕組みが必要であり、その仕組みはマイクロソフト社とインテル社に代表される2つのレイヤからなっている。

第一レイヤ： デジタルコンテンツの暗号化

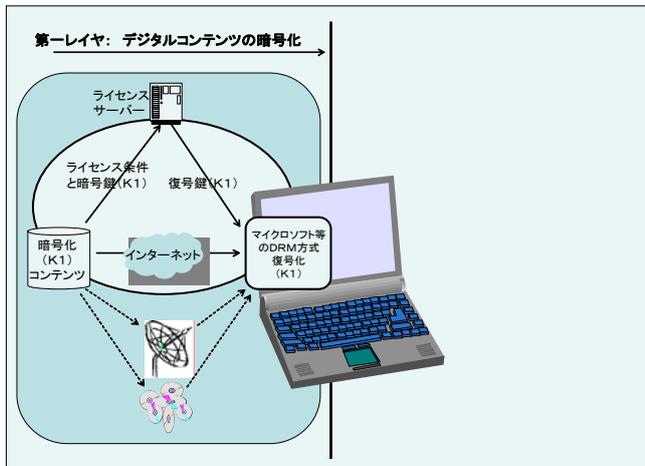
参考例： マイクロソフト社のWindows Media Rights Manager
マイクロソフト社のNGSCB (New Generation Secure Computing Base)

第二レイヤ： デジタルコンテンツの再暗号化

参考例： インテル社などの DTCP-IP, CPRM, HDCP
インテル社のLaGrande

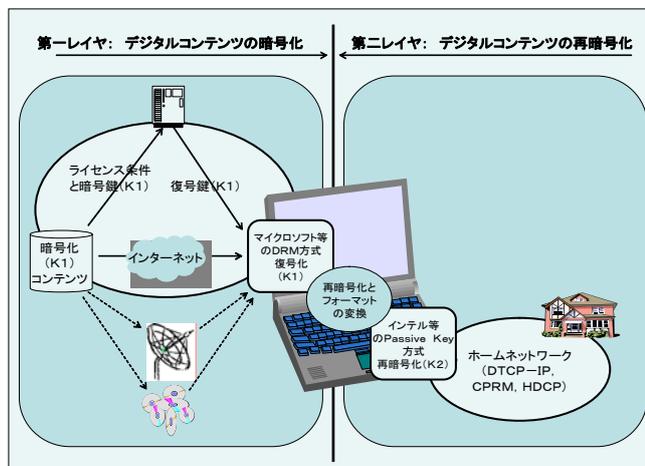
第一レイヤにおいて、デジタルコンテンツ提供者は電子鍵 (K1) でコンテンツを暗号化し、そのコンテンツを頒布/送信/放送/アップロードすると同時に、その電子鍵をライセンスサーバーに預託する。一方、ユーザーは受領/受信/ダウンロードしたコンテンツを復号するためにライセンスサーバーから電子鍵 (K1) をダウンロードする。ライセンスサーバーへのアクセスと同時に利用権料が徴収される。この第一レイヤの基本的仕組みがDRMであり、デジタルコンテンツ取引のビジネススキームである。

その他



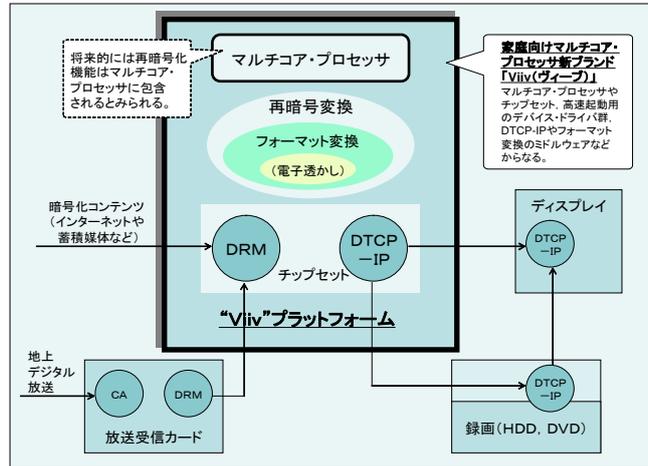
(図1) 第一レイヤとマイクロソフトDRMの仕組み

しかし、これだけではデジタルコンテンツ流通を健全なビジネスとして推進できないし、コンテンツ提供者の権利例えば著作権などを保護することができない。なぜならば、コンテンツを復号したユーザーがそれを元に不正な複製を行う危険性を排除できないからである。そこで第二レイヤにおいては、ユーザーがコンテンツをメモリーに落としたり、外部にアウトプットしたりしようとすると、直ちに再暗号化 (K2) が強制的に行われ、不正な頒布/送信/放送/アップロードができないような仕組みになっている。この再暗号化の基本特許にはDavis特許 (US 5,805,706) やSaito特許 (US 6,438,694)、さらにはDavis vs. SaitoのInterferenceなどがある。そして再暗号化を有効にする鍵の定義には2つの方式があり、その一つは再暗号化の電子鍵 (K2) がユーザー端末で生成される場合をPassive Key方式と言い、インテル社などの提唱するDTCP-IP, CPRM, HDCPなどがある。但し現在これらは家庭内の転送に限定されている。



(図2) 第二レイヤとインテル再暗号の仕組み

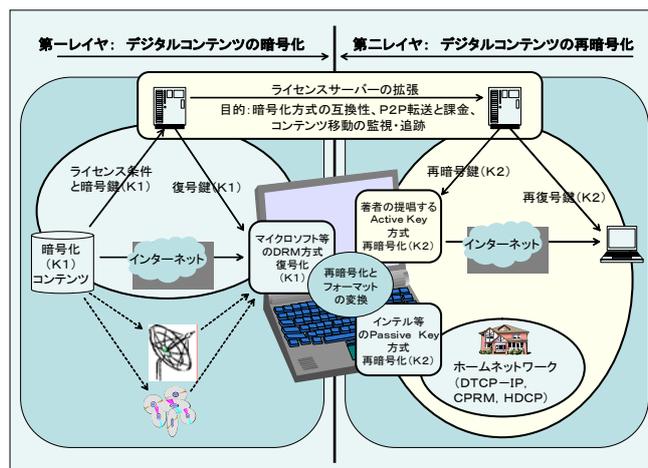
インテル社がこのPassive Key方式の再暗号化技術を駆使して、デジタルホームの普及を目指している独自マーケティングプログラムを“Viiv (ヴィーブ)”プラットフォームと言う。PCベンダは、インテル社がViivの要件としている条件(デュアルコアCPU、チップセット、イーサネットチップ、それにマイクロソフトのOS)を満たすPCを製造すると、Viivのロゴを製品に添付して販売できるようになる。インテル社が提供しているIIP(Intel Inside Program)と呼ばれる広告費のキャッシュバックプログラムの対象となり、単にPentium D搭載マシンとして販売するよりも、Viiv搭載マシンとして販売した方がメリットが大きくなる。そうしたことにより、Viiv対応マシンが多数登場し、コンテンツホルダーがViivマシン向けにコンテンツを提供し、ユーザーがコンシューマ向けPCをこれまでよりも買うようになる。このような前向きな循環(エコシステム)を実現することがViivの目的である。インテル社の“Viiv”プラットフォーム戦略の背景にある本質的な狙いは、再暗号化技術の採用と普及がインテル社製品群、特に今後のマルチコア・プロセッサの価値最大化を実現するのに非常に有効なアプリケーション技術であることに起因している。再暗号化技術が基本実装されたViivが普及することは、インターネットを基盤とした電子商取引がより安全となり、デジタル経済がより健全に発展する原動力となることは間違いないであろう。しかし、その一方では日本などの家電業界やIT業界にとって、“Viiv”プラットフォームの出現は、今後のデジタル家電の目玉でもあるデジタルTVの動向を左右する要因となり、その影響を避けられないかも知れない。したがって、インテル社の“Viiv”プラットフォームの明と暗をしっかりと認識する必要がある。



(図3) “Viiv”プラットフォームの仕組み

もう一つの鍵定義の方式は、ライセンスサーバーから第一レイヤの復号鍵(K1)と再暗号の電子鍵(K2)が同時に供給される場合をActive Key方式と言う。この方式の日本特許は3,625,983があり、著者が提唱するこのActive Key方式はインターネットへのコンテンツの転送などを可能にする。インターネット経由でのコンテンツ流通を促進し、著作権侵害のない安全性を保障するための対応策は、再暗号化に用いられる電子鍵(K2)もライセンスサーバーから供給されることによって、最初のユーザーがたとえ不正にそのコンテンツを2番目のユーザーにP2P経由で転送したとしても、受け取った2番目のユーザーはそのコンテンツを利用する為には再暗号を解く電子復号鍵(K2)が必要となり、自動的にライセンスサーバーにその復号鍵(K2)を取りに行くこと、である。そして、デジタルコンテンツ流通のシステムには、再暗号の“鍵連鎖機能”とライセンスサーバーによるユーザーのコンテンツ利用行動(転送行為とその課金)がリアルタイムで把握できる“P2P追跡機能”が最も重要であろう。また、第一レイヤにおいていろいろな暗号化方式のDRMシステム、たとえばマイクロソフトのほかにも、アップル、ソニー、リアルネット、IBM、そしてネット家電や携帯電話などのDRMシステムがあり、それらの互換性の確保が問題となっていることから、ライセンスサーバーを活用した各社DRMの暗号方式を再暗号変換して、その互換性を実現する解決方法が注目されている。今後はライセンスサーバーの拡張性と連携して、“鍵連鎖機能”と“P2P追跡機能”に加えて“DRM互換性”の3大機能がデジタルコンテンツ流通のシステム要件の必須となるであろう。そして、この第二レイヤこそがデジタルコンテンツ流通の本質的インフラとなり、再暗号化されたコンテンツの一つ一つのコピーがデジタル情報財として流通する仕組みである。

その他



(図4) 第二レイヤとライセンスサーバーの拡張

ライセンスサーバーの拡張はユーザーのコンテンツ利用行動のアクセスログを記録・管理することとなるので、ユーザーの個人情報いわゆるプライバシー問題はサイバー犯罪条約の第16条と第17条に基づいて解決できないかどうかの更なる今後の検討が必要であることをここで申し述べておきたい。

6. デジタル経済理論とその実践

デジタル経済を一言で言い当てるならば、それは“情報財の健全なコピー化の経済”である。再暗号化技術を利用し、ただ1つの情報財の源であるオリジナルが市場において不正利用されず、コンテンツの健全な再次利用の場合のみコピー化が行われるのであれば、デジタルコンテンツ流通によるコピー生産の収益は約束される。となると、再暗号化技術の理論いわゆる再暗号化方程式そのものがデジタル経済の理論となりうるということが可能ではないだろうか。もし不正コピー防止対策が十分でなければ、もはやデジタル経済社会は成立しない。確実に一つ一つのコピーがオリジナルと等価なデジタル情報財として保障されなければならない。デジタル経済が完成に向けて発展して行くためには、情報財の健全なコピー化が流通経路を介して促進され、そのコピーがオリジナル情報財としての価値を保障され、さらに対価を払った者だけに提供されると言った3大原則を満たすことのできる電子商取引システムのグローバルなインフラが必要である。下記に再暗号化方程式を提示するので、今後、デジタル経済理論を確立する上でこの方程式が何らかの議論のたたき台になれば幸いである。再暗号化技術の方程式を経済学的方程式に入れ替えて、Cをデジタル情報財、Mをオリジナル、Kを価格、Eをコピー生産、Dを消費といった表現にすれば容易に理解できるものと思われる。

$$C_i = E(M, K_i)$$

$$V_i: C_i = E(D(C_{i-1}, K_{i-1}), K_i)$$

C : Cipher text (暗号文)/(デジタル情報財)
M : plaintext Material (平文)/(オリジナル)
K : Key (鍵)/(価格)
E : Encryption operation (暗号化)/(コピー生産)
D : Decryption operation (復号化)/(消費)

(注:再暗号化技術は、通常共通鍵のためEとDは同一)

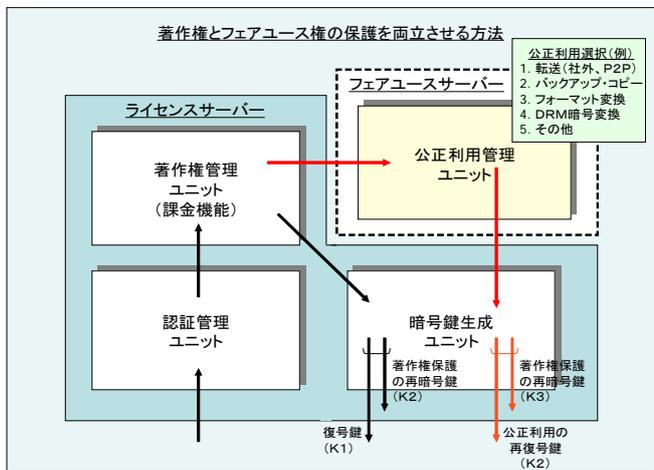
(図5) 再暗号化方程式とデジタル経済方程式の本質

また、この再暗号化方程式の実践はデジタルコンテンツの流通システムのみならず、企業間取引などの電子商取引全般のシステムに共通して活用できるため、再暗号化理論についての議論が今後のデジタル経済の発展と共にもっと活発化することを願っている。再暗号化理論は電子商取引全体に“再暗号化”という安全な網をかける“ことを意味すると理解してよい。インターネットを基盤とした電子商取引がデジタル経済を成している。今後、益々発展するためには、情報財の一つであるコンテンツの権利保護に寄与する技術の発達や法律の整備が不可欠である。それと同時に、権利者と利用者の双方が、利用権許諾(ライセンス)の考え方や契約に対してより一層の理解を深めることが、電子商取引の効果的な利用と健全な発展に必要であると感ずる。

7. 実践モデルの提案

デジタルコンテンツを提供する側と利用する側の、両者の利害関係を呈する側面も存在するため、再暗号化技術やそれを利用したセキュリティー方策は、どちらか一方だけによってでは解決できない。その一例として、著作権者が有する著作権の保護と利用者が権利を主張するフェアユース権の保護などは今日すでに大きな問題となっており、米国においてはフェアユース法案が提出され議論となっている。論点は、再暗号化技術やセキュリティー方策を強固に利用することで権利を守る側と、その中にセキュアでない部分を確保して自由な利用権を行使しようとする側の対立構造にあるが、如何に両者の利害についてのバランスを確保するかが命題である。21世紀の安全なネットワーク時代は、この二律背反する問題を、技術的、政治的、社会的に同時解決してこそ、到来するのではないだろうか。著者が2003年に発明し、国際特許出願した“デジタルコンテンツの著作権とフェアユース権の保護を両立させる方法”(公開番号 WO 2004/028230)は、再暗号化技術とあたらしい概念のキーセンター(著作権管理・保護のためのライセンスサーバーと著作権非侵害の公正利用を保障するためのフェアユースサーバーで構成された体系を称してキーセンターと呼ぶ)を駆使して、著作権保護と公正利用の両方を同時に可能にし、両者の対立問題を解決する技術方策である。この発明の原理原則は著作権者には著作権を守る強制的な再暗号化の「閉める鍵」を、消費者には著作権の非侵害利用が保障される「開ける鍵」を与えて、キーセンターが著作権者と消費者の意向に沿ったポリシーを基に外部から、この二つの鍵を同時に遠隔コントロールする。また、このあたらしい概念のキーセンターを分散型ホームサーバーで実現することも可能であ

その他



(図6) あたらしい概念のキーセンター

その他	<p>8. むすび</p> <p>デジタル情報化時代の最大の課題である著作権問題の解決に向けて、インテル社の”Viiv”プラットフォームで本格的かつ具体的な再暗号技術への挑戦が始まった。Viivがデジタルコンテンツを高度に保護できる再暗号化の仕組みを、ハードウェア的に備えたことの意味は大きい。再暗号化技術は今後ますますハードウェア化での実現が顕著になってくる。そして、再暗号化機能の最終的な形はマルチコア・プロセッサに内蔵されて、すべての再暗号化処理がその内部で完結することとなる。不正コピー防止の著作権保護技術の完成が見えてくると共に、再暗号化理論とデジタル経済理論との関係も明確になる。情報財の健全なコピー化が流通経路を介して促進され、そのコピーがオリジナル情報財としての価値を保障され、さらに対価を払った者だけに提供されると言った3大原則を満たすことのできる著作権保護の実現を可能にする「再暗号化理論」がまもなくViivによって実証される。</p> <p>今後はこの再暗号化技術基盤の上に、新しい概念のキーセンター体系を構築し、著作権保護とフェアユース保護の両方が共存できるインフラの創出が急務となる。その詳細については2003年10月のCPTWG会議（米国ロサンゼルス）にて発表した“Not only Safe but Competitive” (http://www.cptwg.org/html/Oct2003Presentationpage.htm)をご参照願いたい。新しい概念のキーセンター体系が生産者と消費者の両方を考慮した、バランスのとれた健全なデジタル経済の発展に寄与するデジタル経済理論の「実践モデル」になれば幸いである。そして、この「再暗号化理論」が次世代量子暗号の実用化時代へと引き継がれて、デジタル経済発展のための原動力となることを願っている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
	<p>委員からの「デジタル対応で現在最も深刻な問題と考えられるインターネットを通じた侵害についても、今後、問題提起等を行っていくべきではないか」という意見についてコメントいたします。</p> <p>権利侵害に対する問題提起も大変結構なのですが、侵害が発生する環境的な要因の洗い出しと、それを解決していく指針についてもご検討いただけるようお願いいたします。</p> <p>現状で権利の侵害が発生している要因のひとつとして、インターネットでの著作物の利用が事実上困難であるという状況も見逃すことはできません。</p> <p>インターネットで著作物を購入するにも、順法な手段で入手する経路がない、もしくは利用者実感とはかけ離れた価格・利用条件でしか入手できないといったケースが多々あります。これは逆に、インターネットで著作物を発表する場合にも言えます。</p> <p>こういった要因があり、結果として侵害を行うような行為を行ってしまうことになる、という視点も重要ではないでしょうか。インターネット上で著作物を利用しやすい、発表しやすい環境を生み出すための議論を、ぜひお願いしたいと思います。</p>

項目	意見
<p>4. 契約・利用について</p> <p>(1) 著作権法と契約法の関係について(契約による著作権のオーバーライド)</p>	<p>「著作権法における30条以下の権利制限規定は、それぞれの立法理由が個別にあると思います。それぞれの根拠に基づいた判断をする必要があると考えます」</p> <p>権利制限の趣旨にもよるが、例えば引用禁止は表現の自由と抵触すると考えられ、強行法規と理解すべきであろう。また、契約を認める場合であっても、権利制限を認めた趣旨からすれば、原則は個別的な契約によるべきであり、包括的契約を認めるには一定の特段事項が必要というべきであろう。</p> <p>契約によるオーバーライドは可能であるが、少なくとも引用と試験問題としての複製に関しては、前者が憲法上の言論・表現の自由との兼ね合いで認められ、後者が人の学識技能を公正に判断すべき要請により認められているという事情から、いずれも強行規定と解されるべきであるとの意見を述べておく。</p> <p>著作権法はその1条で述べられているように、著作権者の権利保護を図りつつ文化の発展に寄与するために設けられたのが法定の趣旨であり、そこには創作者と利用者の利益衡量があつて個々の規定が設けられているのである。他方、我が民事法は私的自治の原則をとっており市民法関係においては当事者間で自由に債権債務関係を形成してよいわけである。</p> <p>よって、契約で財産権である著作権の権利の所属は勿論その内容においても決めても構わないことになろう。著作権法の権利制限規定を排除する契約も私的自治の原則のもとでは許されることになる。しかしながら、それでは利用者は本来著作権法では認められる著作権と言う財産権の利用権が消滅することになる。これは文化の発展に資することになるであろうか。</p> <p>この場合に、民法には90条のような一般条項があつて私的自治を補完しているのが参考になる。つまり、著作権法にもそのような一般条項を設けることによって制限規定が設けられた趣旨を没却するものは無効とすることが妥当である。</p> <p>その場合に、何が無効とされるべきかは、制限規定を個別検討してもいいが、法が認めているものは原則的には無効ではないかと解する。</p> <p>中にある</p> <p>イ. 著作権法の権利制限規定によって許されている行為を禁止する契約はその限りにおいて無効である。</p> <p>という趣旨に強く賛同する。理由は「イ」の理由の通りである。</p> <p>なお、「ア」の理由に「当事者が合意したのであれば」というくだりがあるが、著作者が契約に合意しない限り、著作物の利用を許諾しないという対応を行なった場合は、契約の強制に該当すると考える。</p> <p>一方、利用者に「著作権法の権利制限規定によって許されている行為を禁止する契約」に合意して著作物を利用するか、合意せずに著作物を利用するかを選択可能な場合に限っては、「著作権法の権利制限規定によって許されている行為を禁止する契約」を有効とみなすことも可能だと考える。</p> <p>具体的な例として、ソフトウェアを無サポートで利用するか、ソフトウェアに関するサポートが提供される代わりにソフトウェアの著作権法の権利制限規定によって許されている行為を禁止する契約を締結して利用するかを利用者が選択することが可能な場合に、利用者の自由意志で締結された契約は有効だと考えられる。</p>
<p>(2) 許諾に係る利用方法及び条件の性質(第63条第2項の解釈)</p>	<p>「違反すると著作権侵害となる事項」と「違反しても単なる契約違反にしかならない事項」の区別の実益は、民事的にはなく、刑事罰の有無にのみあろう。</p> <p>許諾支分権内では契約違反、許諾支分権をこえれば著作権侵害という考える。</p> <p>著作物の利用許諾ライセンス契約に違反してライセンシーが著作物を利用した場合の「著作権侵害となる事項」と「単なる契約違反になる事項」については事案ごとに解釈して運用すれば足りると思料します。</p> <p>【意見の概要】</p> <p>「著作物の利用」はいわゆる商業的著作権にかかるものであり(著作者人格権は「利用の許諾」にかかる権利の対象とはなり得ない)、鑑賞的・消費的使用(私的使用)は、これ(著作権)には含まれないことを明記することを望む。</p> <p>【意見】</p> <p>著作権の対象となる著作物とは無体財産であるが、著作物を鑑賞的・消費的に使用するためには、なんらかの媒体(有体物)に固定させる必要がある。</p> <p>著作権は原則としては「固定された媒体の所有権には及ばない」が、貸与権等によって、準物権としての性質も持つ。これにより、「利用の許諾」が媒体に固定された著作物が産む経済的価値を著作者者に帰せることを意味するが、「利用の許諾」が及ぶ範囲もその限りであることも、同時に明確である。</p> <p>著作者人格権が一身に専属し譲渡できないことから、「利用の許諾」の対象とならないことは明らかである。</p> <p>一般の消費者が媒体に固定された著作物を個人で私的に使用(鑑賞的・消費的使用)する限りにおいては、当該著作物が著作者者に帰すべき新たな経済価値を産むことがないのは明らかであり、「利用の許諾」の対象となる性質のものではない(ワードプロセッサを使用して創作された小説による経済的利益を、ワードプロセッサの著作者者に帰すべき理由は無い)。</p> <p>著作物を私的に使用できる回数や期間を制限することは、私的な使用が「利用の許諾」の対象となるべきものではないことから、同意に基づいた契約として行われていると考えるのが自然である。</p> <p>少なくとも、いわゆる「利用許諾契約」における全ての条項が「利用の許諾」にかかる利用の対象でないことは明白であり、解釈論に委ねる必要はない。</p> <p>解釈論に任せるという立場に賛同する。</p>

<p>(3) 著作権の譲渡契約の書面化について</p>	<p>著作権のみ要式契約とすべき合理性は少ない。国民の著作権意識の向上により解決されていくように思われ、法律による措置は不要であると考える。</p> <p>書面を要求するかどうかについては検討を要するだろうが、仮に書面を要求するとした場合には、インターネットの普及によって一般私人がウェブ上で著作物を発表することが増え、それに伴ってその権利処理を行う必要性も増えていることから、書面は電磁的記録(民事訴訟法第11条3項参照)でもよいとされることを望む。</p> <p>「審議の経過」45ページに「我が国において同様の立法することは、譲渡契約一般が要式契約とされていない我が国の法制度の中で、著作権の譲渡契約についてのみ要式契約とするだけの合理的な理由を見いだせない等の法制面の理由、また多様な場面で行われる著作権の譲渡に一律に契約書面を要求するのは適切ではないという実体面の理由から、必ずしも適切であるとはいえない。」とあるが、全くその通りであり、著作権譲渡契約の書面化が成立要件とすると著作物の広範な流通が阻害される可能性が出てくる。</p> <p>譲渡契約の書面化は大切だが立法化する必要はない。</p>
<p>(4) 一部譲渡における権利の細分化の限界(第61条第1項の解釈)</p>	<p>あくまで対抗要件制度の関係で問題となろう。細分化により利用が困難になるのであれば、利用者救済をすれば足り、あえて当事者契約そのものに介入する必要はない。</p> <p>譲渡又は一部譲渡にせよ当事者間の契約によって行われるが著作権の保護期間が延長される傾向にある中の登録制度見直しで「一部の単位」や利用形態、期間、地域による細分化の範囲を検討願いたい。</p>
<p>(5) 第61条第2項の存置の必要性について</p>	<p>そもそも27条、28条の規定が特殊であり、61条2項について議論するのであれば、根本的に解決するべきと考えられる。</p> <p>第27条(翻訳権、翻案権等)第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利が譲渡の目的として「特掲」されていれば両条に言う権利者の権利が契約の範囲内で制約され、結果として二次的著作物の著作物の利用範囲が拡大される。あえて廃止する必要はない。</p>
<p>(6) 未知の利用方法に係る契約について</p>	<p>契約解釈の問題で足りる。</p> <p>現時点において立法措置を講じる必要は無いという方向性に賛同する。</p>
<p>その他</p>	<p>契約に関連して、著作物の利用許諾が契約としてのみ行えるのか、単独行為としても行うことができるのかが立法上明らかにされることを期待する。 (63条の文言は契約を前提としているようだが、自由利用マーク等の存在を考えた時に単独行為と考えざるを得ないこともあるため。)</p> <p>また、著作財産権と並んで権利処理が必要となる著作者人格権についても、それを契約で制限できるのか、権利の放棄や権利行使の放棄はどうか等について規定が設けられることを望む。</p>

項目	意見
5. 司法救済について	
○いわゆる「間接侵害」規定の創設の必要性について	間接侵害という考え方はいくらでも拡大解釈が可能だと考えています。間接侵害の規定は創設しないでください。
	「間接侵害」規定の創設の必要性はない。解釈で侵害とされると問題のあるものについては、「侵害しない」規定を創設することによって、弊害を防ぐべきと考える。
	【意見の趣旨】 著作権法に、いわゆる間接侵害規定を創設するとの方向性については賛成できるが、その要件については慎重な検討を要する。
	【意見の理由】 著作権法においては差止請求権が第112条によって付与されているところ、同条項にいう「～侵害する者又は侵害するおそれがある者」の解釈につき最高裁判例ならびに下級審の判例が差止めを肯定する要件が規範的になりつつあり、かつまた教唆幫助類型による侵害行為に対する適用の可否という新たな問題を生じてきているため、こうした現代的問題に対応していく必要があることは理解する。 しかし、このような行為について、安易に差止めを認めるならば、本来自由であるべき文化的、経済的活動を過度に規制しかねない。特に、本報告書には、小委員会において「ネット上で著作権侵害を行う者にサービスを提供する者について、著作権侵害の教唆、幫助ではなく、「侵害している者」と考えるべき」との意見があったと記されているが、このような行為のすべてを差止対象とすることは、過度に広範な規制と言うべきである。 現在、この問題については現行著作権法第112条の解釈問題として下級審の判例が出されつつあり、学説もこれに応じて活発な議論を見せ始めたところである。現時点ではこれらの判例学説の集積と展開を見ながら、要件の設定を考えるという謙抑的な姿勢が求められるものと考えられる。 なお、本報告書には、いわゆる間接侵害に対する差止請求権の要件について、特許法第101条1・3号の要件を参照する旨の記述がある。しかしながら、もとより著作権法と特許法では権利の性質が異なり、かつ、侵害判断の手法にも差異がある。従って、著作権法上の間接侵害を検討する際には、権利や侵害行為の性質に即した独自の要件を検討すべきであることを付言する。
	私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 5. 司法救済について 著作権法の間接侵害はこれを認めるべきではない。 著作権は特許権と異なり、無審査であり、間接侵害を認めるには不適當である。
	第112条1項に『侵害するおそれがある者』がありますので間接侵害規定の創設はしない方がいいでしょう。 これをやると著作権者・隣接者が暴走して、消費者・その他の業界に多大なる損害を与える事は目に見えています。
	【意見の概要】 原則として著作権に「いわゆる間接侵害」規定を設けることには反対であり、検討を否定するものではないが、不知の者に不当に損害を与えないよう相当な配慮を求める。 【意見】 侵害の主体の拡張説は、不知の事業者並びに通信の秘密を保持しなければならない事業者に対して不当な責任押し付けるものであり、間接侵害の構成要件は慎重かつ限定的である必要がある。特に著作権は特許のように登録を要するものではない点を前提に考慮しなければならない。
	著作権法の間接侵害はこれを認めるべきではない。 著作権は特許権と異なり、無審査であり、間接侵害を認めるには不適當である。

項目	意見
6. 裁定制度の在り方について	
(1) 基本的な考え方	一、著作権者が連絡先不明などの場合に、使用者の便宜を図るために、実効性のある弾力的な供託制度への見直しや補償金制度の創設を希望します。
(2) 著作者不明等の場合の裁定制度	<p>③手続面の問題の所に、 なお、個人情報保護法に関連し、不明な著作権者を捜す作業の困難さを懸念する意見もあったが、このことを理由として、著作物を利用しようとする者が通常行うであろう調査方法に足りない方法でよいとすることはできず、例えばインターネット上の尋ね人欄に掲載しただけで調査を尽くしたとすることは難しいと考える。 と書いてありますが、今やネットによって世界中が繋がっている状態において、一般市民が著作権者を捜すのは最早不可能と言わざるを得ません。 何故かって？ その著作物が会社等では無く、ネット発、しかも匿名掲示板だった場合、発信者が多岐にわたる上に掲示板の管理人がその掲示板を閉鎖してしまう事もあります。個人のHPだって似たような物です。著作権者が外国人である事しかわからなかった場合はそれこそどうしと。</p> <p>裁定制度については、以下のような変更が必要である： 少なくともフォークロアに分類される文化芸術を、ある種の形態で利用(いわゆるフェアユース)する際には、裁定を不要とすべきである。 裁定制度を無視しフェアユースの範囲を超えた利用には罰則を設けるべきである(著作権者不明の場合には、文化庁長官に告訴権を与える)。 フォークロアに対する裁定制度を新設すべきである。 その理由は以下のとおりである。 最近、インターネットの掲示板等の利用者の文化芸術的活動が、日本発の新たな文化芸術の礎となりつつある。その一例が、文字の形を組み合わせる絵としたAA(アスキーアート)である。このAAは、まさにフォークロアであり多くの人の手を経て改良を重ねられるが、作者は特定できない場合も多い。現行著作権法を厳密に適用すると、この場合、個々の貢献者が改作するにあたっては著作権者不明として文化庁長官の裁定を受ける必要があるが、そもそもオリジナルを含めた各貢献者はそのような改作を当初から積極的に許容していたと推察されるだけでなく、フォークロアの発達にわざわざ行政がお役所仕事で介入しては健全な文化芸術の発展が阻害される。 同様に、日本の漫画業界の発展を支えているのは、厳密には著作権法に従っているとはいえない同人誌であるが、この事実は漫画業界はよく認識しており、同人誌を不当に弾圧することはなく、共栄共存している。ところが、日本が漫画に並んで世界に自信をもって発信できる現代的文化芸術であるアニメについては、これまで一般人が貢献できる方法がなかった。この状況を変えつつあるのが、パソコンやインターネットの発達によって可能となった、いわゆる「フラッシュ」であり、ある程度動きのある画像を音声とともに、比較的簡単に作成することができる。この結果として最も有名(後に述べる理由により、有名とはいえず悪名高いだけである)なのは「わた」氏作成になる「恋のマイアヒ」という楽曲への「フラッシュ」であるが、その成立には「フラッシュ」コミュニティの存在は必須であった。その中心的なキャラクターは、インターネット掲示板のフォークロアとして多くの人の手を経て形成されてきた「モナー」というAAである。</p> <p>同人誌やフラッシュのコミュニティが健全に発達することは、文化芸術振興基本法の基本理念である2条各項の規程「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」、「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重される」、「その能力が十分に発揮される」、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」、「文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備」、「文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成」、「世界の文化芸術の発展に資する」に沿うものである。 さて、最近、音楽出版者であり「恋のマイアヒ」に関するある種の権利を有するavex社は、その「フラッシュ」を「恋のマイアヒ」のプロモーションに用いた。その際、裁定制度は利用していない。 ここまでなら裁定制度の無視はともかく、文化芸術の振興という視点からは何も問題はない。しかし、あろうことかavex社は、せっかくの「フラッシュ」を育てた文化的土壌であるコミュニティに対し著作権等を振りかざし、多くの「フラッシュ」サイトを閉鎖し追いやり、わた氏作成のものだけを流通させようとした。これでは、次世代どころか次作品すら育たない、文化芸術振興とは正反対の、今さえよければよいという近視眼的視野の行為である。焼畑農法にたとえようとしたが、焼畑農法のほうが、まだ焼けた灰が次世代の肥料になるだけましで、avex社のやり方は、草を根こそぎ刈り取ったあとの地面に毒を撒くようなものである。さらにavex社は、AAである「モナー」とそっくりそのままの絵と多少改変を加えた絵を自社オリジナルの「のまネコ」として商標登録し、「モナー」に関する知財権を独占しようとした。 幸い多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解しており、またavex社の非道な行為はネットワークを通じて知れ渡り、avex社は社会的制裁を受けつつある。しかし、今後同様のことが起きた際にいちいち制裁していたのでは社会のほうも疲れるので、何らかの制度的規制が必要である。 とはいえ、その規制は、文化芸術の正当な利用を不必要に妨げるべきでもない。</p>

<p>(2) 著作者不明等の場合の裁定制度</p>	<p>そこで、同人誌コミュニティや「フラッシュ」コミュニティの健全な育成によるわが国の文化芸術水準の維持と発展のためには、それらの元となる商用著作物のある程度自由な利用とコミュニティ内での成果の交流が必須である。その際、裁定を用いてお役所仕事を介在させることは文化芸術の活力を失わせるだけであり、著作権等の制限により実現すべきである。そのためには、モナー盗用事件を振り返ると「多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解して」いることから、ある種のフェアユース制度の導入が適切であると考えられる。</p> <p>フェアユースの概念は、当初から完全な形で導入してもよいが、フォークロアの発展のためだけなら、当面は裁定制度への例外として「公正な慣行に従っているか又は明らかに作者の意図に沿っている場合には裁定なしで著作物を利用できる」という程度で足りる。現行著作権法でもフェアユースの概念は既に、氏名表示権、同一性保持権、引用では「公正な慣行」として導入されており、現行著作権法との不整合も特にならない。実際的にも、このような法改正は、現在の漫画業界と同人誌コミュニティの関係を追認するだけである。フェアユースの範囲の拡大は、その後徐々に進めてもよい。</p> <p>一方、avex社のようにフォークロアを不正な方法で利用しようとする者に対しては罰則が必要であるが、現行著作権法では多くの罰則が親告罪であり、著作者不詳の著作物に対する不正な利用に対してはほとんど実効性がなく、avex社やその役員に刑事罰を下すことは容易ではない。そこで、文化庁長官に告訴権を与える等の措置が必要であろう。</p> <p>ある利用が公正か不公正かについては、これまでの著作権法の権利制限だけでなく米国の著作権法のフェアユースの条件を日本にも導入すればよい(米国の法条文だけでは、営利かどうかには明示的規程はあるが、例えば私的利用が明示されていない。これでも米国最高裁はタイムシフトをフェアユースと認めたが、日本の司法慣行を考えるとこのような判断は期待できない)。モナー盗用事件を振り返ると「多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解して」いるのであり、社会的混乱も起きようがない。</p> <p>また、利用行為の事前にその公正さを担保したい者には、現行同様事前の裁定を行えばよい。</p> <p>最後に、オリジナルの作者がわかっている場合のフォークロアの著作権と著作者人格権の管理も、誰もが安心して利用できるよう、作者が不明の場合同様に文化庁に委ねることができるようにすべきである。ただ、その場合、フォークロアとしての性質から、利用は無料であるべきで補償金供託の必要はない。</p> <p>①特定機関による 裁定の実施将来的には必要であり、その場合の特定機関の在り方を議論すべきではないかとおもわれる。</p> <p>②著作権の制限規定での対応 反対である。限度なく再利用がされる恐れがあるため。</p> <p>③手続面の問題 不明な著作者を探す、あるいは探したことの証明については、職権として戸籍や住民票の取得が認められている「弁護士」「司法書士」「行政書士」の証明(報告書)を付すことにより認めるとすれば簡便で国民の利便性になるとおもわれる。また、調査の代行等もこうした資格者で構成される団体に任せると制度設計をすべきではないかとおもわれる。</p> <p>意見1 第67条は「相当の努力を払ってもその著作者と連絡することができないときは」裁定を受けることができるとするが、「相当の努力」とは何か問題になる。審議会は「インターネット上の尋ね人欄に掲載しただけで調査を尽くしたとすることは難しいと考える」としているが、そのとおりだろう。また、書物で著者が特定できる場合で著作権が切れていないと推定される場合は、新聞広告やインターネットの公告掲載では相当の努力と言えないと考える。なぜなら、公告は相手特定できないときの手段であり、著者が特定できれば、著者が死んでいても、著作権は相続されていると推定され、調査すれば著作権者の特定は容易だからである。この場合の調査は職務上請求権を使うことのできる行政書士等の士業者に依頼すべきである。裁定はどうしても著作権者を見つけることのできないときの最後の手段であり、調査すれば容易に著作権者が特定されるであろう場合には、それをするのが相当の努力の意味である。</p>
<p>(3) 著作物を放送する場合の裁定制度</p>	<p>著作物の放送(著作権法68条)について、「公共性の強い放送において、著作物を公衆に伝える最後の手段として裁定制度の存続を望む」との意見に賛成する。</p> <p>「②著作権の制限規定での対応」(審議の経過)51ページにおいて、一旦許諾を受けて利用したものについて、例えばデータベース化のような限定的な再利用等の特別な場合については、著作権の制限規定で対応すべきという意見があったとされているが、このような方向には賛成できない。</p> <p>著作権の制限規定が認められるのは、公益上の必要がある場合に限定されるべきであり、商業的な二次的利用を促進するために著作権制限規定を導入するのは、ベルヌ条約等にも違反するものであり認められない。</p> <p>著作物の利用促進という観点からは、過去の編集著作物のデータベース化において原権利者一人一人の許諾を得るということは事実上不可能であることも多く、簡便に許諾を得るためのシステムが必要であることも理解するが、これは裁定制度によってあくまでも対処すべきである。</p>

<p>(4) 商業用レコードへの録音等に関する裁定制度</p>	<p>●意見● (特定多数を含む)公衆への提供をする場合についてのみ裁定制度を利用できる事になっているが、特定少数に提供する場合の事が全く考慮されていない。 個人がほんの数人に商業用レコードの複製を配布したい場合、この制度を利用すると、費用が非常に高額になる恐れがある。 特定少数に配布する場合、もっと安価に簡易的にできるようお願いします。 例えば、次のような方法はいかがでしょうか。 ・廃盤となって20年とか、相当の年月が経過している ・5年以内に再発売する予定はない。 あるいは、予定があると言いつつ5年間発売しなかった。 ・CDが再発売されれば必ず買う(CD購入料金を供託する) ・無償配布である事 等、一定の条件下で特定少数に提供する場合、 ・30条適用の範囲内である旨明文化 ・CD購入と同程度の費用で可能となる制度の創設</p> <p>●理由1 何かのきっかけで、昔、ある素晴らしい歌手がいた事を知ったとします。尊敬するその歌手が歌った曲をもっと聴いてみたいと思うのは自然な事です。 しかし、現実には、ほとんどのレコードやCDは廃盤となり入手は困難。数人の同士を集めてレコード会社にCD発売の要望を出したとしても全く相手にされません。 結局、これらの購入不可能な曲を聴くためには、廃盤レコードや廃盤CDを持っている人を見つけ、 ・30条適用範囲内となるごく親しい友達になるか、 ・違法を承知でコピーしてもらるか、 しか手段がありません。 これらの行為を禁止したとしても、アメリカの禁酒法が失敗したように、誰も守る人がいない悪法となるに違いありません。 誰も守れないような事は、原則合法である旨明記すべき。 次に、著作権者等に適切な補償金が行くように考えるべきだと思います。</p> <p>●理由2 著作権者側から見た場合、CDを発売しない場合、売上が減る訳ではないので損害はほとんど0である。 CDを発売した場合、売上を供託金から回収できるので損害は0である。 消費者から見た場合、どうしても聴きたかった曲を聴けるので大満足。</p> <p>●理由3 廃盤となり購入不可能となってしまった多くの曲を聴く事が可能になるので、貴重な著作物の死蔵化を防ぎ、文化を引き継ぐ者も現れ、文化の発展に役立つ。</p>
<p>(6) 新たな裁定制度の創設について</p>	<p>古い作品を見ようとしても見れない場合があります。なかなか難しい課題があるようですが引き続き検討をお願いします。</p> <p>放送番組の二次利用にあたって、実演家の所在等が不明な場合、許諾が得られず、利用を断念せざるを得ないことがある。このため、「著作権者不明等における著作物の利用」(著作権法67条)を著作権隣接権についても拡大すべきである。</p> <p>著作権については商用的でなく人間的な意識に戻って、深く考え直していくことだと思います。 「モナーのまねコ問題」の事例では、アマチア作家が作った2次創作物(FLASH)内での利用許諾違反(O-ZONEの楽曲部分)が法律をすり抜けプロの目に止まり、描かれていた有名著作物(モナーなど)を一部修正する形で商用化がなされました。しかし絵柄がモナーであることを明確に示さずに「のまねコ・米酒」だと主張し、著作権と商標権を持ち出した為に、製品版となった2次創作物(VIDEO)内の道義的問題(有名著作物の改造品・偽物品疑惑)へと発展して騒ぎが起こりました。</p> <p>この事例で感じることは2つあり、その1つは成長時期にある個人作家の創作の自由度を著作権法が押さえ込んでしまうことで、法律を悪用されると力を持つ権利者だけが人の創作物を自由に支配できてしまうという問題につながっていることです。多少複雑であるため考察をお願いしたいのですが、著作権制度中に様々な選択肢を持たせる事ができれば、文化を発展させ易くすることができると思います。</p> <p>2つめのモナー絵柄の件では、著作者不明の共有文化物保護の法整備要求が起きています。文化の定義からすれば「著作者不明の共有文化物」というものは、現時の著作権制度には規定されなかった”パブリックドメイン”などに近いものでありますが、実は文化の根源を指すものに近いと思われます。通常100年程かかって広がっていた知的文化(これは遊戯)が、ITの影響で5年に短縮されたことによるもので、これまで商用化させることで強制的に広げていたものが先祖帰りを起したようなものだと考えればたいへん貴重だと思います。国外の発生例として知的共有文化のLinuxOSがあり、共有文化は自治活動的なもので保護されています。</p> <p>居場所がわからない実演家に対しては権利制限が妥当です。「文句があるなら、ちゃんと連絡取れるようにしてからにしろ」と。 義務を果たさずに権利ばかり主張させてはいけません。</p>

<p>(6) 新たな裁定制度の創設について</p>	<p>裁定制度については、以下のような変更が必要である： 少なくともフォークロアに分類される文化芸術を、ある種の形態で利用（いわゆるフェアユース）する際には、裁定を不要とすべきである。 裁定制度を無視しフェアユースの範囲を超えた利用には罰則を設けるべきである（著作権者不明の場合には、文化庁長官に告訴権を与える）。 フォークロアに対する裁定制度を新設すべきである。 その理由は以下のとおりである。 最近、インターネットの掲示板等の利用者の文化芸術的活動が、日本発の新たな文化芸術の礎となりつつある。その一例が、文字の形を組み合わせると絵としたAA（アスキーアート）である。このAAは、まさにフォークロアであり多くの人の手を経て改良を重ねられるが、作者は特定できない場合も多い。現行著作権法を厳密に適用すると、この場合、個々の貢献者が改作するにあたっては著作権者不明として文化庁長官の裁定を受ける必要があるが、そもそもオリジナルを含めた各貢献者はそのような改作を当初から積極的に許容していたと推察されるだけでなく、フォークロアの発達にわざわざ行政がお役所仕事で介入しては健全な文化芸術の発展が阻害される。 同様に、日本の漫画業界の発展を支えているのは、厳密には著作権法に従っているとはいえない同人誌であるが、この事実は漫画業界はよく認識しており、同人誌を不当に弾圧することはなく、共栄共存している。ところが、日本が漫画に並んで世界に自信をもって発信できる現代的文化芸術であるアニメについては、これまで一般人が貢献できる方法はなかった。この状況を変えつつあるのが、パソコンやインターネットの発達によって可能となった、いわゆる「フラッシュ」であり、ある程度動きのある画像を音声とともに、比較的簡単に作成することができる。この結果として最も有名（後に述べる理由により、有名とはいえ悪名高いだけである）なのは「わた」氏作成になる「恋のマイアヒ」という楽曲への「フラッシュ」であるが、その成立には「フラッシュ」コミュニティの存在は必須であった。その中心的なキャラクターは、インターネット掲示板のフォークロアとして多くの人の手を経て形成されてきた「モナー」というAAである。</p> <p>同人誌やフラッシュのコミュニティが健全に発達することは、文化芸術振興基本法の基本理念である2条各項の規程「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」、「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重される」、「その能力が十分に発揮される」、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」、「文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備」、「文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成」、「世界の文化芸術の発展に資する」に沿ったものである。</p> <p>さて、最近、音楽出版者であり「恋のマイアヒ」に関するある種の権利を有するavex社は、その「フラッシュ」を「恋のマイアヒ」のプロモーションに用いた。その際、裁定制度は利用していない。 ここまでなら裁定制度の無視はともかく、文化芸術の振興という視点からは何も問題はない。しかし、あろうことかavex社は、せっかくの「フラッシュ」を育てた文化的土壌であるコミュニティに対し著作権等を振りかざし、多くの「フラッシュ」サイトを閉鎖し追いやり、わた氏作成のものだけを流通させようとした。これでは、次世代どころか次作品すら育たない、文化芸術振興とは正反対の、今さえよければよいという近視眼的視野の行為である。焼畑農法にたとえようとしたが、焼畑農法のほうが、まだ焼けた灰が次世代の肥料になるだけましで、avex社のやり方は、草を根こそぎ刈り取ったあとの地面に毒を撒くようなものである。さらにavex社は、AAである「モナー」とそっくりそのままの絵と多少改変を加えた絵を自社オリジナルの「のまネコ」として商標登録し、「モナー」に関する知財権を独占しようとした。</p> <p>幸い多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解しており、またavex社の非道な行為はネットワークを通じて知れ渡り、avex社は社会的制裁を受けつつある。しかし、今後同様のことが起きた際にいちいち制裁していたのでは社会のほうも疲れるので、何らかの制度的規制が必要である。 とはいえ、その規制は、文化芸術の正当な利用を不必要に妨げるべきでもない。</p> <p>そこで、同人誌コミュニティや「フラッシュ」コミュニティの健全な育成によるわが国の文化芸術水準の維持と発展のためには、それらの元となる商用著作物のある程度自由な利用とコミュニティ内での成果の交流が必須である。その際、裁定を用いてお役所仕事を介在させることは文化芸術の活力を失わせるだけであり、著作権等の制限により実現すべきである。そのためには、モナー盗用事件を振り返ると「多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解していることから、ある種のフェアユース制度の導入が適切であると考えられる。</p> <p>フェアユースの概念は、当初から完全な形で導入してもよいが、フォークロアの発展のためだけなら、当面は裁定制度への例外として「公正な慣行に従っているか又は明らかに作者の意図に沿っている場合には裁定なしで著作物を利用できる」という程度で足りる。現行著作権法でもフェアユースの概念は既に、氏名表示権、同一性保持権、引用では「公正な慣行」として導入されており、現行著作権法との不整合も特にない。実際的にも、このような法改正は、現在の漫画業界と同人誌コミュニティの関係を追認するだけである。フェアユースの範囲の拡大は、その後徐々に進んでもよい。一方、avex社のようにフォークロアを不正な方法で利用しようとする者に対しては罰則が必要であるが、現行著作権法では多くの罰則が親告罪であり、著作権者不詳の著作物に対する不正な利用に対してはほとんど実効性がなく、avex社やその役員に刑事罰を下すことは容易ではない。そこで、文化庁長官に告訴権を与える等の措置が必要であろう。</p> <p>ある利用が公正か不公正かについては、これまでの著作権法の権利制限だけでなく米国の著作権法のフェアユースの条件を日本にも導入すればよい（米国法の条文だけでは、営利かどうかには明示的規程はあるが、例えば私的利用が明示されていない。これでも米国最高裁はタイムシフトをフェアユースと認めたが、日本の司法慣行を考えるとこのような判断は期待できない）。モナー盗用事件を振り返ると「多くの国民は文化芸術の公正な利用とはいかなるものであるかについて正確に理解している」のであり、社会的混乱も起きようがない。</p> <p>また、利用行為の事前にその公正さを担保したい者には、現行同様事前の裁定を行えばよい。 最後に、オリジナルの作者がわかっている場合のフォークロアの著作権と著作者人格権の管理も、誰もが安心して利用できるよう、作者が不明の場合同様に文化庁に委ねることができるようにすべきである。ただ、その場合、フォークロアとしての性質から、利用は無料であるべきで補償金供託の必要はない。</p>
---------------------------	--

(6) 新たな裁定制度の創設について

実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約第10条が実演家に、第14条がレコード製作者に排他的権利を与えることを義務づけているのは、そのレコード(に固定された実演)について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する権利であり、それ以外の方法で「商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについては」、実演家及びレコード製作者に「単一の衡平な報酬を請求する権利」を享有させれば足りる(同第15条)。

したがって、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において特定のレコード(に固定された実演)を利用することが可能となるような状態に置くという方法以外で、有線または無線の方法により「商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用すること」を強制許諾の対象とし、または報酬請求権の対象とするに留めることは国際条約に違反しない。

したがって、インターネットラジオやインターネットテレビ等においてレコードに固定された実演を公衆送信することについては、公衆の側で特定のレコードを特定の時期に視聴できるインタラクティブなタイプのもの以外については、強制許諾の対象とし、または、公衆送信権の対象から除外して報酬請求権の対象とすることは、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約等に反するものではありません(なお、インターネットラジオ等においてはこれを「放送」するにあたってはレコード(に固定された実演)を一次的に送信用サーバのハードディスクに固定する必要がありますが、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約における「放送」は、「公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信、映像及び音の送信又はこれらを表すものの送信」と定義されており(第2条(f)、日本法でいう「公衆送信」よりもさらに広い概念ですので、インターネットラジオは日本法上「自動公衆送信」にあたるという文化庁の見解を前提としても、インターネットラジオの放送局を「放送機関」と解することは十分に可能であり、したがって、インターネットラジオの放送局が自己の手段により自己の放送のために行う一時的固定については複製権の侵害とはならない旨規定することは、国際条約に反しないといえます。))。

日本においては、インターネットラジオは有線放送ではなく自動公衆送信にあたるという見解が多数説を占めており、かつ、実演家及びレコード製作者に送信可能化権を付与している一方、インターネットラジオの放送局が包括的にまたは個別のレコード・実演について許諾を得るためのシステムが用意されておらず、または用意される見込みがないのが実情です。

米国等では地域FMIに代替する手段としてインターネットラジオが広く開設され、公衆が多様な楽曲に触れる機会を創出しているのに、日本では、著作隣接権がインターネットラジオによる著作物の伝播を妨げてしまっています。日本の楽曲が、日本のインターネットラジオ局により広く「放送」されることは、日本の楽曲に世界中の人が触れる機会を増やすことに繋がり、それは日本のコンテンツを広く世界中に「輸出」する原動力ともなります。

したがって、国際条約に反しない範囲で、著作隣接権者の個別の許諾なくしてレコード(に固定された実演)をインターネットラジオで「放送」することができるように、強制許諾制度を導入するなり報酬請求権に落とすなりすることを望む次第です。

項目	意見
その他	<p>法制に関する総合的な意見 現在、掲示板2ちゃんねるにおいて利用されているアスキーアートキャラクタ「モナー」を元にした、「のまネコ」なるキャラクタが、エイベックス社により商業展開されつつあります。ところが、エイベックス社は当初、この「のまネコ」をオリジナルであり「モナー」とは無関係であると主張しました。その後の指摘により「モナー」にインスパイアされて作ったオリジナルであるとの関連を強く疑われる会社ゼンの声明文を載せてきました。</p> <p>さて、この「のまネコ」ですが、そもそもはとある楽曲を基にしたflash作品(米macromedia社のflashというソフトウェアを用いて作成された動画)に用いられたものですが、この作品の初期作品では、「モナー」「おにぎりモナー」「モラー」などのアスキーアートキャラクタが使用されていました。その後、この作品のキャラクタは差し替えられたのですが、「モナー」との関係性を強く意識させるものでありました。このキャラクタをflash作品の製作者わたとエイベックス社はオリジナルキャラクタ「のまネコ」であるとして、著作権を主張しております。「モナー」に関しては著作者が不明であるため、本来は文化庁裁定が必要なのですが、それを無視して「のまネコ」は商業展開されています。</p> <p>このような事態を防ぐため、著作者不明、またはパブリックドメインに対する強い著作権保護を求めます。</p> <p>著作権の問題に関して、どうしてもも知っていただきたいことがありメールしました。</p> <p>現在ネット上で騒がれている、「のまネコ問題」をご存知でしょうか？ のまネコは、エイベックス社が「オリジナル」と主張しているキャラクタです。しかし、こののまネコが、2ちゃんねるというBBSで愛されているアスキーアート「モナー」と瓜二つなのです。エイベックス社は「のまネコはモナーにインスパイアされて創作したオリジナルであり、既存のアスキーアートの使用を制限するものではない」としていますが、私は、今後アスキーアートが自由に使えなくなるのではないかと危惧しております。</p> <p>詳しくは下記のサイトをご覧ください。 http://www.bmybox.com/~studio.u/nomaneko/</p> <p>我々はエイベックス社に対して抗議行動を起こしていますが、エイベックス社にメールを出してもテンプレートでの返信しか帰ってこず、電話をしても「担当者がいない」と取り次いでもらえない状況です。貴委員会では、音楽や映像に関する著作権のあり方に関して議論されているとおもいますが、これまでCCCD等、著作権問題に取り組んできたエイベックス社がこのような行動に出ることは、到底納得の行くものではありません。また、BBS上でこれまで使用され、「誰のものでもない」アスキーアートを、微々たる相違点だけでオリジナルとし、販売しているエイベックス社に非常に憤りを感じております。いわば、ドラえもんを赤く塗って「オリジナルだ」と主張しているのと同じことです。</p> <p>このような問題にはどう対処すればよろしいのでしょうか？ 現在、関連製品の不買運動等、抗議行動が各所で起こってはいます。何か警告という形で、やめさせることはできないのでしょうか？</p> <p>本メールが募集目的とずれてしまっていた場合は申し訳ありません。ただ、これは現実に今起こっている問題であるということをご理解ください。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p> <p>開催回数が限られたなかでの集中審議ご苦労様でございます。中山主査はじめ委員各位および関係各位のご努力に謹んで敬意を表します。</p> <p>この30年余の間、幾多の技術革新と共に、著作権は「囲い込み」から「著作物流通」「情報流通」に移行し、契約社会システムの再構築の観点からも、著作権市場の活性化と円滑な利用システムの促進を掲げつつ、利用者と権利者の公正なバランスに配慮しながら、著作権法は適宜の改正を重ねられてきたと思います。また、国際競争のなか、わが国の知的所有権強化の政策を受け、基本法として柔軟な対応がなされてきているからこそ、新たな学術・文化の振興が展開されていると考えます。</p> <p>一方、著作権等管理事業法が改正されてから4年、事業者は認可制ではなく登録制に変更され、権利者の権利委託団体の選択肢が広がりました。出版物の複写管理でいうと、日本複写権センター(JRRC)が指定管理事業者であるものの、多様な管理団体、多様な管理著作物、多様な管理形態が可能となり、新たな著作権市場の活性化が可能となりました。もちろん、各々の管理団体はその管理事業の透明性を確保して情報公開することにより、利用される著作権・財産権の保障が、ひいては創造的社会的振興、学術文化の発展、コンテンツ推進、知的財産権国家の発展へとつながっていくと考えます。</p> <p>そうした社会的要請の調整役を行う著作権行政のご苦労は並大抵ではないだろうと推察しています。だからこそ、項目毎に賛否を論じる記述が集約しやすいことは理解できますが、全体を鳥瞰した施策のプロセスの妥当性と公平性を見極めていただきたいと思うのです。つまり、たとえば、EYEマークや自由利用マークの推進、一方で「裁定手続きの手引き」の公表・推進など、文化庁発信による啓蒙活動が近年活発になされています。そしてコンピュータ化、データベース化、ネットワーク化が進んでおり、学術著作権協会においてはWeb上の許諾申請が可能となりました。かつ電子図書館等の検索性の向上により文献情報は迅速かつ的確で情報入手しやすい環境が整っています。</p> <p>一方で、権利処理システムの不備、対応が遅い、許諾がとれないといった国際競争力ある知的所有権の(特に特許関係や薬事関係)の利用者の声に傾注し、権利者の「経済的な損失がさほど大きくない」と結論づけられつつある権利制限拡大の方向性は一連の行政指導の流れから齟齬があると認識し、かつ大いに疑義があります。</p> <p>市場の小さいところはそれのみではビジネス化しにくく、しかし牛歩ながらも利便性を高めるために、管理著作物の拡大や権利者との契約の推進を地道に対応していると思います。知的財産権国家を標榜するならば「隗より始めよ」と強く主張するものです。公益に資するから権利制限にするのではなく、発想の転換で「事後権利処理の標準的導入」の推進により各管理団体の権利処理システムを並存・活用して著作権遵守することが大切だと考えます。</p>

その他	<p>○本小委員会での意見の概要について「著作物は可能な限り利用される方向で見直すべき」という意見について、 ●意見● 全く同感です。 今の著作権法は、著作権者等の権利の保護にばかり重点が置かれており、文化の発展に寄与するという目的を忘れて いるように思われます。 特に廃盤となってしまったレコードやCD、拡販グッズや別の商品の付録等の形態でほんの一部の人の間にしか出回ら なかったCD等、 商業的な採算に合わない等の理由で、 ・買いたくても買えない ・聴きたくても聴けない という名曲(歌)が数多くあります。 このように、忘れ去られようとしている貴重な文化的な財産が、広く出回るような仕組みを作ってほしいと思います。</p>
	<p>募集要項と中間発表について 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集については、 「なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る 賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付 し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。」 と記述されている。にも関わらず、メディアを通じて中間報告なるものがなされ、そこでは、下記の内容が報道されてい る。 「09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告で167件、iPodなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度 へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意見が賛成意見の4倍超となっている。 そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が16件、制度を遵守すべきという意見が2件、 政令での指定に賛成が2件、反対が2件、そもそも制度自体がおかしいという意見が6件、現行制度を廃止すべきとの意 見は27件あった。」 このように意見の数と内容に関する情報が公開されている。 これは極めて重大な問題であると考えている。 すなわち、文化庁著作権課は、パブリックコメント募集要項に反する行動を自ら取っていることになり、この点だけでも国 民に対する背信行為である。 また発表の時期はパブリックコメント募集締め切りの約1週間前であった。この時点で「反対多数」という情報をリークし たということは、反対意見を持つ人間を安心させ、反対意見の投稿を減らす効果を狙ったのだらうと勘ぐられてもいたし かねない。もしもこのリーク以降に例えば「ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について」の部分に「対象と すべき」であるとする、同一文面をコピーしたような業界関係者からの投稿が多数あったとすれば、中立であるべき文化 庁著作権課と権利者団体の癒着を疑われてもやむを得まい。 すでにJASRAC等の著作権管理者団体への文化庁からの天下り問題も指摘されてきた他、文化庁担当者がアップル社 に対して「補償金を覚悟せよ」と伝えたとのニュースも記憶に新しい。政府としての公正中立を疑わざるを得ない状況に おける、予定外の中間報告とは一体何だったのか？ 文化庁もしくは政府からの公式回答を求めるものである。</p>
	<p>まず、最初に・・・ >なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る 賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付 し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。 とありましたが、現実には以下のような内容がWeb上に掲載されています。 * * * * * 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についてだが、「なお、本意見募集の 趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うもの ではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意 見提出数の集計・公表は特段いたしません。」と書いてあるが、09/30の法制問題小委員会第8回の中間報告で167件、 iPodなどのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が17件、反対が80件と、反対意 見は賛成意見の4倍超となっている。 そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が16件、制度を遵守すべきという意見が2件、 政令での指定に賛成が2件、反対が2件、そもそも制度自体がおかしいという意見が6件、現行制度を廃止すべきとの意 見は27件あった。 * * * * * どういう意図があつての公表でしょうか？ 集計終了以前に以上のような情報を出すこと自体ルール違反ですし、今後の賛成・反対意見が左右されかねない極め て公正さを欠くことを自ら行っているのでは？ こちらが誠意にコメントを提出しても公正に検討が行なわれるのか、私達国民の声が反映されるのかすら疑問に感じま す。 その体制の抜本的改革から行うべきでは？ このような体制の中で作られた現補償制度も、利用者(消費者)と著作権者にとって真つ当な制度とは到底思えないです し。そもそも今の時代にマッチしていない。 我々が支払った補償金がきっちりその著作権者に支払われるという単純な仕組みを作ってください。 利用者、著作権者の意に反して、文化庁、JASRAC、日本芸能実演家団体協議会及び日本レコード協会やその他ファミ リー企業のお偉いさん主体の金儲け補償制度はもうウンザリです。 透明度の高い制度の抜本的改革が必要なのだと思います。利用者、著作権者に分かりやすい納得のいく制度改革を強 く求めます。 集計終了以前に公表された件に関しては、責任の所在をはっきりと問いただし、公表に関わった者は全て処分すべきだ と思います。 この点に関しては、国民が納得できる形での回答をWeb上に公表すべきと考えます。</p>

	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 文化審議会著作権分科会各小委員会委員名簿にて、権利者団体の代表が著しく多いのは不当である。また、弁護士・教員等の表記でも、権利者団体より金銭を授受している人間もいると聞く。 かかる委員構成を行う文化庁の意図は何か</p>
	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 文化審議会著作権分科会各小委員会委員名簿にて、権利者団体の代表が著しく多いのは不当である。また、弁護士・教員等の表記でも、権利者団体より金銭を授受している人間もいると聞く。 かかる委員構成を行う文化庁の意図は何か 例えば弁護士の小倉秀夫氏等の著作権に対し造詣の深い人物を選定しない理由は何故か？</p>
	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 文化審議会著作権分科会の運営に対して疑義がある。 権利者の権利を強化し、権利制限を無くす動きに対して、事務局が積極的な動きを見せるのは何故か、公表願いたい。 一例を挙げるなら、分科会の人選しかり、先日行われた法制小委#8にて、権利者側のみ意見表明を行うという行為しかり</p>
	<p>私的録音・録画補償金制度は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についての案内中に下記の表記がある。 なお、本意見募集の趣旨は、本小委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。 したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。 にもかかわらず、先日中間経過を公表したのは、文化庁が特定の意図をもって行ったと解するのが妥当であろう。 如何なる意図にて中間経過を公表したのか発表願いたい。</p>
その他	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 著作権の保護期間は50年のままとし、これを延長するべきではない。</p>
	<p>「いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません」として意見募集を行ったにもかかわらず、第8回法制問題小委員会において、「ハードディスク内蔵型機器の追加指定」について「指定すべきという意見」「指定すべきでないという意見」の件数を集計し紹介しているのは、国民に対する背信行為である。そもそも、意見募集の最中に、報道陣が傍聴している委員会の席上で、その途中の集計結果を公表するのは、意見募集の結果を歪めることであり、是認出来ない。今後の改善を求める。</p>
	<p>私的録音録画補償金は廃止するべきである。 著作権の権利制限はこれを拡大するべきである。 昨年の著作権法改正に伴い、貸与権・レコード輸入権が創設されたが、これらによりどのような影響があったのか調査し、状況によって廃止を念頭に置いて検討するべきである。 この場合、貸与権により、どれだけ作品数が増加したのかレコード輸入権により、どれだけ海外での販売量が増えたのかキチンと検証を行うべきであろう。</p>
	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 審議の経過」に対する意見募集についての案内中に下記の表記がある。 なお、本意見募集の趣旨は、本省委員会における検討を行う際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではありません。したがって、いただいた御意見については、原則としてそのまま本小委員会に付し、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は特段いたしません。 にもかかわらず、先日中間経過を公表したのは、文化庁が特定の意図をもって行ったと解するのが妥当であろう。 如何なる意図にて中間経過を公表したのか発表願いたい。</p>
	<p>文化審議会著作権分科会の運営に対して疑義がある。 権利者の権利を強化し、権利制限を無くす動きに対して、事務局が積極的な動きを見せるのは何故か、公表願いたい。 一例を挙げるなら、分科会の人選しかり、先日行われた法制小委#8にて、権利者側のみ意見表明を行うという行為しかり</p>
	<p>文化審議会著作権分科会各小委員会委員名簿にて、権利者団体の代表が著しく多いのは不当である。また、弁護士・教員等の表記でも、権利者団体より金銭を授受している人間もまたいると聞く。 かかる委員構成を行う文化庁の意図は何か</p>